【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 09　R21
提出年月日	令和４年７月 13 日

設工認に係る補足説明資料

申請対象設備の選定

R20 の主な変更点は以下のとおり。

・主配管としない再処理施設及び燃料加工施設で共通的なラインの具体例を追加

・設備リストで数量を記載する機器、「一式」でまとめる機器の考え方を追加

・添付１「設工認申請対象設備の選定に係る資料の構成等」の修正

・添付２「再処理施設 別紙１－２における主流路範囲の考え方」を追加

R21 の主な変更点は以下のとおり。

・別紙２　MOX 燃料加工施設の修正及び新規提出

なお，R21 では，R20 の変更点は下線のままとする。

目次

１．概要 1
２．設工認申請対象設備の選定 1
（１）設工認申請対象設備の選定に係る基本方針 1
（２）設工認申請対象設備の選定に係る手順 2
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出手順 6
４．申請対象設備抽出結果の纏め 8

添付－１：設工認申請対象設備の選定に係る資料の構成等
添付－２：再処理施設 別紙１－２における主流路範囲の考え方

１．概要

本資料は、再処理施設、ＭＯＸ燃料加工施設に関する「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示す設工認申請対象設備の選定の基本的な考え方に基づき実施する選定作業について補足説明するものである。

２．設工認申請対象設備の選定

（１）設工認申請対象設備の選定に係る基本方針

設工認申請対象設備の選定は、設工認申請書において再処理施設の技術基準に関する規則、加工施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という）への適合性、許可整合の観点で申請すべき設備を抜けなく選定することを目的として実施する。

そのため、設工認申請書で申請すべき設備の抽出は、以下のプロセスにより行う。（図―１　参照）

ⅰ.再処理規則、加工規則、技術基準規則及び事業許可基準規則等で要求される施設、系統、機器等として、事業指定（許可）申請書、既認可で示される設備、機器等を対象として重要度に応じた分類（設備の抽出）

ⅱ.設工認申請書の基本設計方針における要求事項と設備との紐づけ

ⅲ.系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出

ⅳ.機器単体で技術基準規則への適合や基本設計を達成する設備の検証

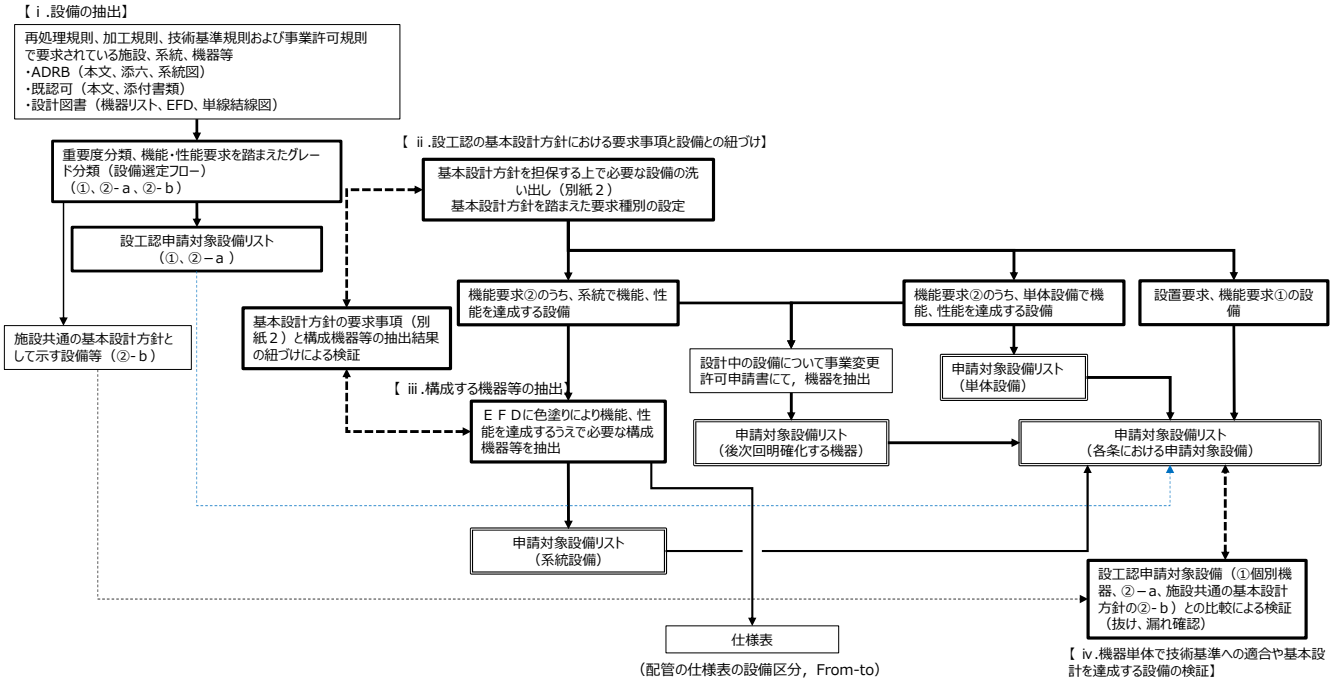

図－１　設工認申請書で申請すべき設備の抽出プロセス

（２）設工認申請対象設備の選定に係る手順

ｉ.設備、機器等の重要度に応じた分類（設備の抽出）

(a) 再処理規則、加工規則、技術基準規則および事業許可規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに、要求される安全機能の重要度に応じて、設工認申請書における記載グレード(以下の a.～c. のとおり)を分類する。当該分類は、設備選定フロー（図―２　参照）を用いて行う。

a. 仕様表対象設備（①）

技術基準規則等の要求事項を達成するため、その機能、性能に係る仕様項目（温度、圧力、容量等）を示すことにより適合性を説明する設備

b. 基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）

技術基準規則等の要求事項を達成するため、仕様項目を示す必要はないが事業変更許可申請書及び技術基準規則において設置（系統構成含む）することを明示している設備（仕様表対象以外）

例）照明設備、通信連絡設備、火災防護設備（火災感知器、消火器等）、ホイールローダ等

c. a, b 以外の設備（②-b）：施設共通の基本設計方針として示す設備等

例）保守用の機器、ケーブル、安全避難通路、不法侵入の防止に係る機器等

(b) 上記の分類結果を踏まえ、仕様表対象設備（①）、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を設工認申請対象設備として設備リストを作成する。②-b のうち、安全避難通路、不法侵入の防止に係る機器等の施設共通の基本設計方針として示す設備については、施設共通の基本設計方針設備として設備リストに反映する。

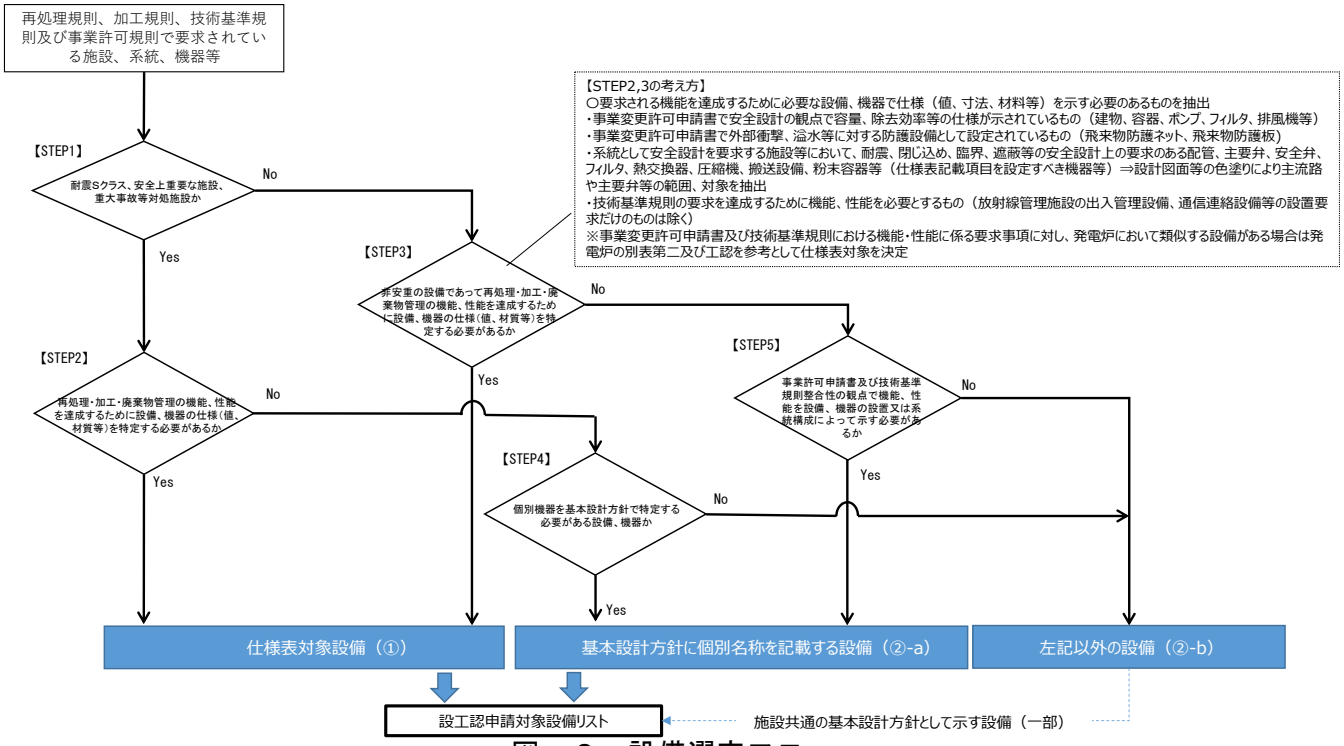

図－２　設備選定フロー

ⅱ. 基本設計方針と設備、機器の紐づけ

設工認申請対象設備は、技術基準規則への適合のために必要なものであり、安全機能との関係を踏まえて選定する必要がある。

そのため、基本設計方針の記載内容ごとに要求種別と対応する設備を抽出することで、事業変更許可申請書で担保した事項を実現するための設備（許可整合）及び技術基準規則の要求事項を満足するための設備（技術基準適合）を選定する。

基本設計方針との紐づけにより選定された設備のうち、要求種別が設置要求、機能要求①の設備及び機能要求②（機器単体で機能、性能を達成する設備を対象）に関係する設備については、対象設備をリストとして纏める。なお，機能要求②となる機器については，対象が明確となるよう機器リスト等の設計図書を用いて，対象を確認する。

基本設計方針との紐づけにより選定された設備のうち、要求種別が機能要求②で、系統として機能、性能を達成する設備については、機能、性能を達成するために必要な機器等を明確にする必要があるため、「③系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出」において、設計図書に対する色塗りを行う。

基本設計方針の項目ごとの要求種別と関係する設備との関係を示すことにより、事業変更許可申請書で担保した事項を実現するための設備（許可整合）及び技術基準規則の要求事項を満足するための設備（技術基準適合）を網羅的に選定する。

要求種別	分類の考え方	設備、機器等の重要度に応じた分類との関係
設置要求	● 事業変更許可申請書、技術基準規則において、設備、機器を設置することを約束し、その設置する設備、機器に性能、機能を要求しないもの。（元々設置する機器が、所要機能を達成するためのものとして汎用的に設計され、設置することで適合説明するもの） 例：出入管理設備、通信連絡設備等 ● 検査では、設備、機器が設置（据付、外観、状態確認検査等）されていることを確認する。	b. 基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a） ※施設共通の基本設計方針として示す②-b を含む
機能要求①	● 設置する設備、機器に一定の機能を要求するもので、機能を達成することを系統構成及び設備構成によって説明するもの。 ● 検査では、機能を達成するための系統構成（据付、外観、状態確認検査等）を確認する。	
機能要求②	● 設置する設備，機器に技術基準規則の要求事項を満足するために必要な具体的な仕様（数値）によって適合説明するもの。 例：個々の設備、機器が所要の機能、性能を発揮するうえで当該数値を満足するよう詳細設計～設計の妥当性確認まで実施するもの ● 検査では、具体的な数値に関する検査（材料、寸法、耐圧、機能確認検査等）により必要な仕様が確保されていることを確認する。	a. 仕様表対象設備（①）

ⅲ. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で機能、性能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

上記の系統として機能、性能を達成するものに対して、機能、性能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う対象は、「②基本設計方針と設備、機器の紐づけ」において、基本設計方針の要求種別を機能要求②としたものに関係する設備で、系統で機能、性能を達成するものとする。

設備構成情報等を示す設計図書の色塗りにより抽出された機器等が基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。　（リスト上の設備の細分化）

系統として機能、性能を達成するものに対する設計図書に対する色塗りを行う際に、要求される機能、性能を踏まえて主流路を明確にする。

なお、主配管（主流路における配管、ダクト）以外のテストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、機能、性能を達成するために補助的に設けられた設備であり、当該系統に要求される機能、性能を達成するための維持管理等に必要な設備となることから、施工後に実施する検査や設備の供用開始以降の施設管理を確実に実施するために必要なものである。このため、当該設備の明確化が必要な段階までに、その使用目的と併せて設計図面等を用いて明確化を行う。ただし、系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出の作業においては、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等の主流路としない配管等が機能、性能を達成するうえでの主流路の対象とならない根拠を明確にすることが必要と考える。そのため、代表設備の色塗り等の結果を示す資料において、主流路の対象とならない根拠を注記等で記載する。（図―３　参照）

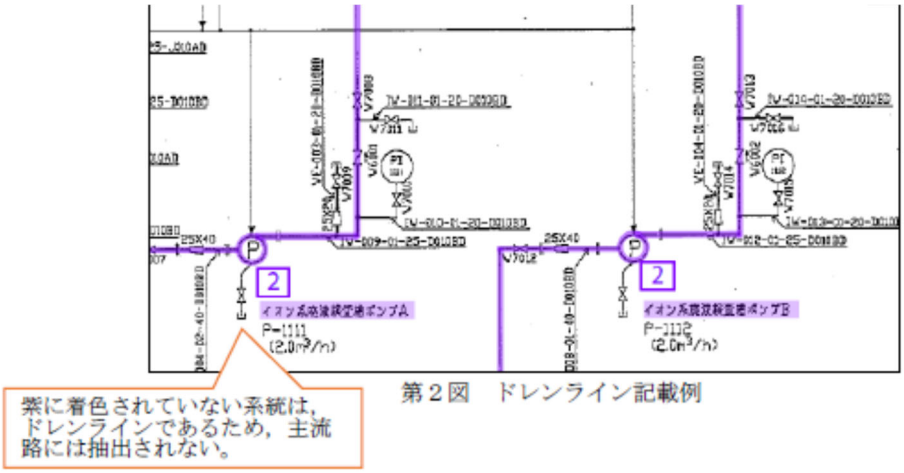

第２図　ドレンライン記載例

図－３　主流路の対象とならない説明の例

＜再処理施設及び燃料加工施設：共通＞

主配管（主流路における配管、ダクト）以外のテストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等の再処理施設、燃料加工施設で共通的なものは以下に示すとおり。

主配管以外	主配管としない対象
ドレン・ベントライン	・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン ・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン ・開放容器等の機器ベントライン ・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン ・機器等の保護の観点で設置するベントライン
バイパスライン	・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン ・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン
テストライン	・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル ・保守時における系統試験を行うためのテストライン
除染・洗浄ライン	・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン
ミニマムフローライン	・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（逃がし）ライン
オーバーフローライン	・容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン
循環（攪拌）ライン	・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン ・基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン ・万が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン
サンプリングライン	・分析試料を採取するためのサンプリングライン ・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン
計装ライン	・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング（計装用空気配管）、ガイドパイプ
小型機器等からの排気ライン	・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン
液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン（安全機能に関係するものを除く）	・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬） ・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬） ・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン
将来増設用ライン	・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン

ⅳ機器単体で技術基準規則への適合や基本設計を達成する設備の検証

(a)「ⅱ．基本設計方針と設備、機器の紐づけ」において、基本設計方針の要求種別を設置要求、機能要求①の設備及び機能要求②（機器単体で機能、性能を達成する設備を対象）に関係する設備を抽出し、「ⅰ．設備、機器等の重要度に応じた分類」で仕様表対象設備（①）のうち機器単体で技術基準規則への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）としたものと比較し、検証を行う。

(b) 機能要求②となる機器単体で機能、性能を達成する機器について，対象が明確となるよう設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として，機器リスト等の設計図書を用いて，設工認申請対象設備リストと紐づける。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出手順

「ⅲ系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出」は、以下の手順で行う。

a. 抽出の対象

(a) 基本設計方針で整理した主要な設備と要求種別（機能要求②）のうち、「系統として機能、性能を達成するもの（例：プール水冷却／換気／圧縮空気等)」を対象とする。

b. 色塗りによる設備の抽出

(a) 系統として機能、性能を達成するものは、要求される機能、性能を達成するために必要となる主要機器、配管等を主流路として設定し、系統図（設計図書等）に主流路上の機器、配管等の色塗り等を行う。

(b) 系統として機能、性能を達成するものを抽出する際は、要求される機能、性能を達成するために必要な関連設備（電気設備、計装設備等）も合わせて抽出作業を行う。

(c) 主流路上の機器については、機器に求められる機能、性能に着目し、重要な機能、性能に係る機器を関連設備（仕様表対象機器）として抽出する。それ以外は主流路の一部（主流路を構成するバウンダリ）として扱う。

イ）容器（主たる機能：流体保持機能（容量)）：グローブボックス消火、工程室消火に必要な消火ガスを保有するボンベ、非常用発電機に供給するための重油等を保有するタンク、安全蒸気ボイラの運転に必要な可燃性ガスを貯留するボンベ等の機能、性能として貯蔵容量が求められる容器

ロ）ろ過装置（主たる機能：処理性能（容量)）：使用済燃料を貯蔵するプールのプール水の浄化処理、液体廃棄物の処理に必要なろ過装置等の機能、性能として処理容量が求められるろ過装置

ハ）ポンプ（主たる機能：供給性能（容量、吐出圧力、揚程））：放射性廃棄物を処理するための廃液移送に使用するポンプ、使用済燃料を貯蔵するプールのプール水の崩壊熱除去のための冷却水の循環及び水位維持のための水の供給に必要なポンプ等の機能、性能として容量、揚程等が求められるポンプ

ニ）弁（主たる機能：開閉機能（開閉時間））：核的・熱的・化学的制限値による安全保護動作を行う自動操作信号により作動する弁、設計基準事故への対処に使用する弁及び主配管に設置する弁のうち安全評価上の機能、性能を期待している弁、重大事故等への対処に必要な主配管に設置する弁のうち有効性評価上その機能、性能を期待している弁等

ホ）フィルタ（主たる機能：浄化機能（除去効率））：大気中へ放出される放射性物質の抑制・低減を目的として放射性気体廃棄物から放射性物質を除去するためのフィルタ、設計基準事故及び重大事故等に対処するための要員の居住性を確保するうえで放射性物質を除去するためのフィルタ、従事者への被ばく低減のために設置するグローブボックス給気フィルタ等

(d) 主配管、ダクトは、用途（機能）、使用範囲等を明確にするため、安全機能を有する施設のみの境界、重大事故等対処設備のみの境界、兼用設備の境界等がわかるように色塗り等を行う。

(e) なお、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等は主流路の対象としない。

(f) 色塗り等を行ったエビデンス設計図書等（色塗り系統図等）を取り纏め、設備ごとの事業変更許可及び技術基準規則との関係、既設工認可からの変更等を整理表等で整理し、選定ガイドに沿って抜け漏れなく抽出できていることを確認する。

c. 抽出結果の設備リストへの反映

(a) 抽出した対象設備はリスト化する。

(b) 計装設備のインターロックは、作動させる検出端となる計器と機器の停止等の動作に係るインターロック（停止回路等）の各々について仕様表を作成するため、計器とインターロックはリスト上分けて記載し、インターロック側で検出端となる計器との紐づけが分かるように記載する。
（例：温度高により加熱蒸気を停止するインターロック（〇〇蒸発缶温度））

(c) 抽出した機器等をリストに反映するに当たり、抽出した機器の数量を記載する際は、仕様表に数量を示すもの、事業変更許可申請書で数量を明確にしているものなど設置する機器等の数量を明確にする必要のあるも

のは、その数量を記載し、それ以外のものは一式として示す。
また、系統として機能が達成されることを示す機器等や設置されていることを示すことで適合性を示す機器等は「一式」で記載する。
例えば、火災防護設備の火災感知器、消火器、電気設備の常用母線、運転予備用母線等は「一式」として記載する。ただし、重大事故等対処設備の代替感知設備については、９箇所の火災源に対して設置することが設計方針であることから、設置する数量を申請対象設備リストに示す。
配管及びダクトは、説明対象となる技術基準規則適合性の項目が同じものは from-to で分解せず、「主配管　一式」として記載する。

(d)　なお、設計進捗等によりリストの変更が必要になった場合は、リストの見直しを実施する。

４．申請対象設備抽出結果の纏め

「ⅱ．基本設計方針と設備、機器の紐づけ」、「ⅲ．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出」、「ⅳ．機器単体で技術基準規則への適合や基本設計を達成する設備の検証」の結果を本補足説明資料の別紙として示す。

資料の構成は、以下の通りとする。(図―４　参照）また、各資料の関係、作業の流れ等を添付－１に示す。

・各条における申請対象設備（「ⅱ．基本設計方針と設備、機器の紐づけ」、「ⅳ．機器単体で技術基準規則への適合や基本設計を達成する設備の検証」）

・系統として機能、性能を達成する設備（「ⅱ．基本設計方針と設備、機器の紐づけ」、「ⅲ．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出」）

・機器単体で機能，性能を達成する設備（「ⅱ．基本設計方針と設備、機器の紐づけ」、「ⅳ．機器単体で技術基準規則への適合や基本設計を達成する設備の検証」）

・後次回にて詳細化する設備（設計進捗を踏まえて詳細化するため第１回申請時点では事業変更許可申請書及び事業変更許可申請書段階で作成した整理資料の記載をもとに設備名称等を設定）

＜別紙内における紐付け＞
A「各条における申請対象設備」における申請対象設備リストと別紙２との紐付け

B「系統として機能，性能を達成する設備」における申請対象設備と抽出結果及び別紙2との紐付け

C「機器単体で機能、性能を達成する設備」における申請対象設備リストと設計図書等との紐付け

D「後次回にて詳細化する設備」における申請対象設備リストと事業変更許可申請書との紐付け

＜各別紙間における紐付け＞
(1)「各条における申請対象設備」と「系統として機能，性能を達成する設備」，「機器単体で機能、性能を達成する設備」及び「後次回にて詳細化する設備」との紐付け

＜構成イメージ＞
【MOX燃料加工施設】
別紙2-1-1　各条における申請対象設備（4条臨界）
別紙2-1-2　各条における申請対象設備（○条･･･）

別紙2-2-1　系統として機能、性能を達成する設備に係る申請対象設備（低レベル廃液処理設備）

別紙2-3　機器単体で機能、性能を達成する設備に係る申請対象設備

別紙2-4　後次回にて詳細化する設備

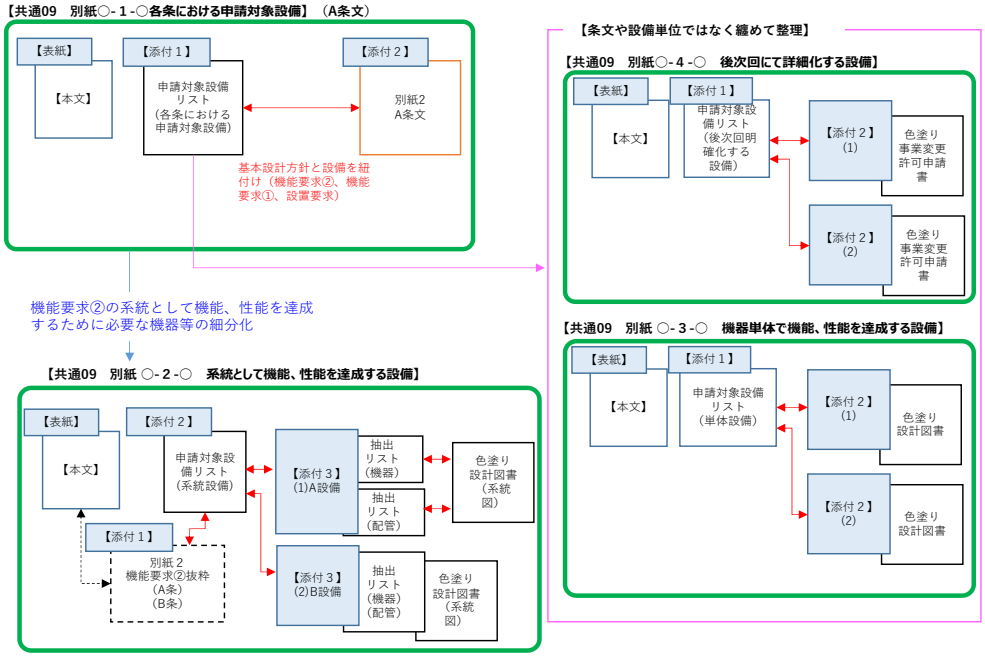

図―４　申請対象設備抽出結果の纏めの資料イメージ

以　　上

設工認申請対象設備の選定に係る資料の構成等

＜別紙内における紐付け＞
A「各条における申請対象設備」における申請対象設備リストと別紙２との紐付け

B「系統として機能，性能を達成する設備」における申請対象設備と抽出結果及び別紙2との紐付け

C「機器単体で機能、性能を達成する設備」における申請対象設備リストと設計図書等との紐付け

D「後次回にて詳細化する設備」における申請対象設備リストと事業変更許可申請書との紐付け

＜各別紙間における紐付け＞
(1)「各条における申請対象設備」と「系統として機能，性能を達成する設備」，「機器単体で機能、性能を達成する設備」及び「後次回にて詳細化する設備」との紐付け

＜構成イメージ＞
【MOX燃料加工施設】
別紙2-1-1　各条における申請対象設備（4条臨界）
別紙2-1-2　各条における申請対象設備（○条･･･）

別紙2-2-1　系統として機能、性能を達成する設備に係る申請対象設備（低レベル廃液処理設備）

別紙2-3　機器単体で機能、性能を達成する設備に係る申請対象設備

別紙2-4　後次回にて詳細化する設備

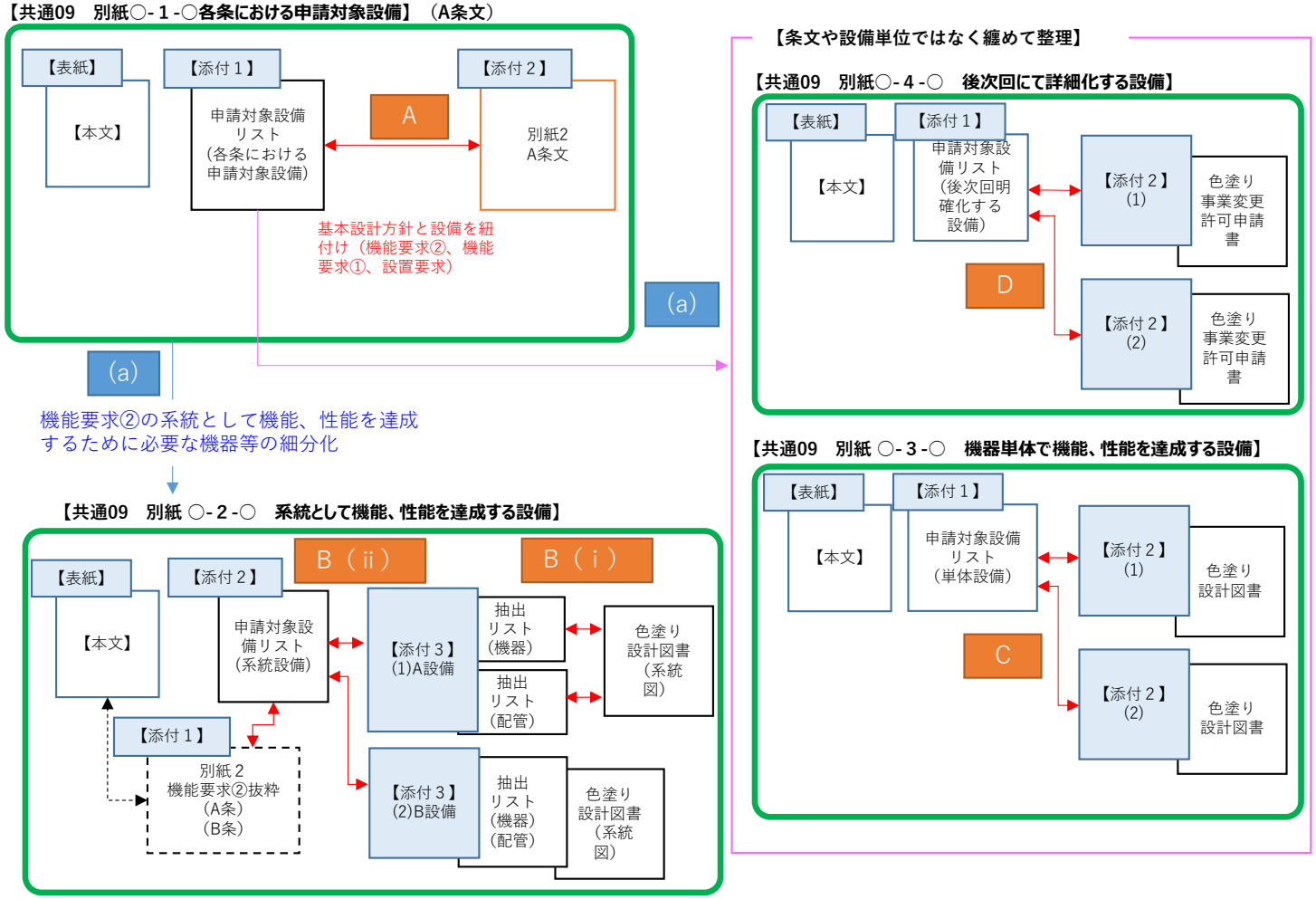

※再処理施設の別紙１－２の構成等は添付―２参照

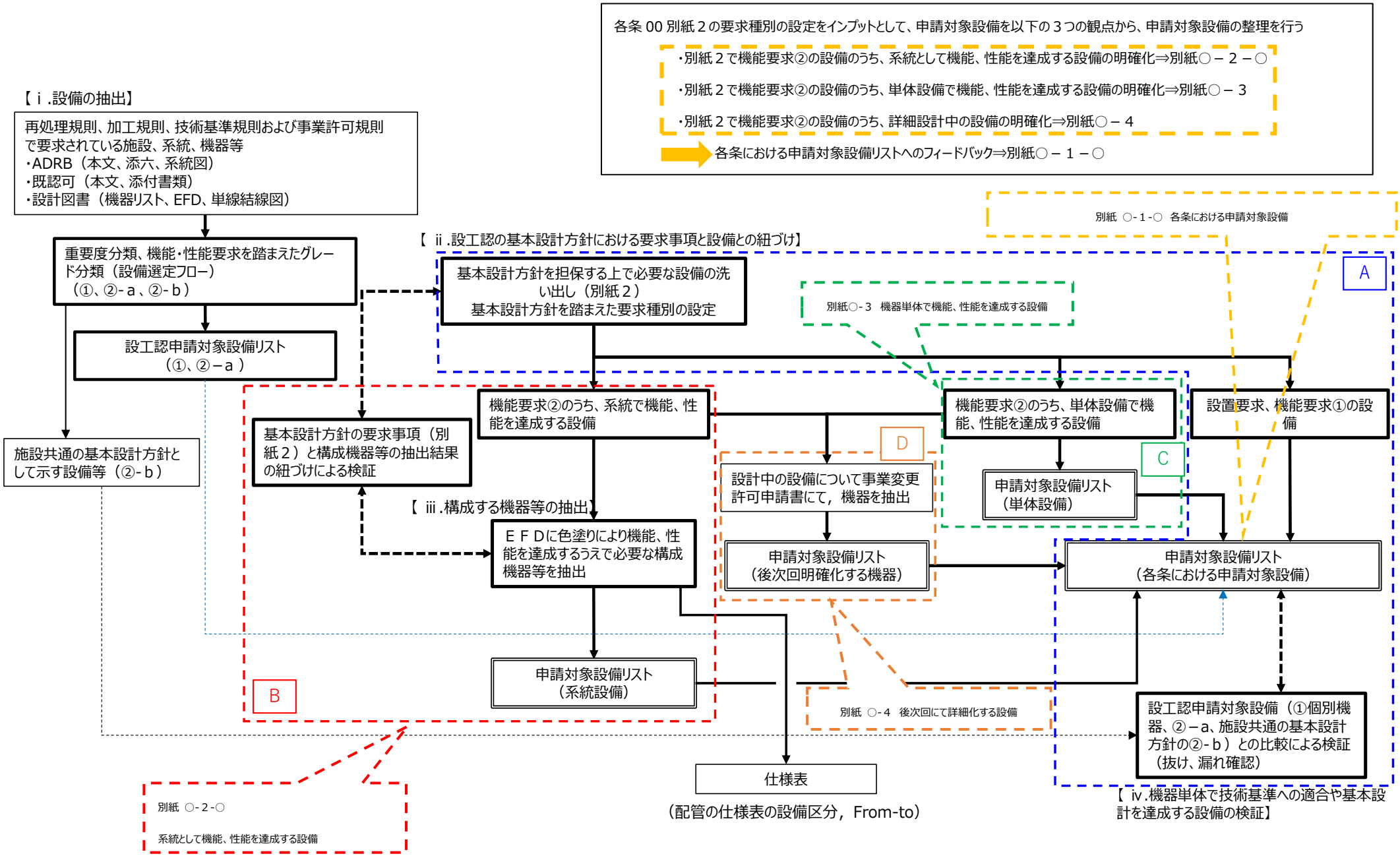
各条 00 別紙２の要求種別の設定をインプットとして、申請対象設備を以下の３つの観点から、申請対象設備の整理を行う
・別紙２で機能要求②の設備のうち、系統として機能、性能を達成する設備の明確化⇒別紙○－２－○
・別紙２で機能要求②の設備のうち、単体設備で機能、性能を達成する設備の明確化⇒別紙○－３
・別紙２で機能要求②の設備のうち、詳細設計中の設備の明確化⇒別紙○－４
各条における申請対象設備リストへのフィードバック⇒別紙○－１－○
【ｉ.設備の抽出】
再処理規則、加工規則、技術基準規則および事業許可規則で要求されている施設、系統、機器等
・ADRB（本文、添六、系統図）
・既認可（本文、添付書類）
・設計図書（機器リスト、EFD、単線結線図）
重要度分類、機能・性能要求を踏まえたグレード分類（設備選定フロー）（①、②-ａ、②-ｂ）
設工認申請対象設備リスト（①、②－ａ）
施設共通の基本設計方針として示す設備等（②-ｂ）
別紙 ○-１-○ 各条における申請対象設備
【ⅱ.設工認の基本設計方針における要求事項と設備との紐づけ】
基本設計方針を担保する上で必要な設備の洗い出し（別紙２）
基本設計方針を踏まえた要求種別の設定
別紙○-３ 機器単体で機能、性能を達成する設備
A
基本設計方針の要求事項（別紙２）と構成機器等の抽出結果の紐づけによる検証
機能要求②のうち、系統で機能、性能を達成する設備
機能要求②のうち、単体設備で機能、性能を達成する設備
設置要求、機能要求①の設備
D
C
設計中の設備について事業変更許可申請書にて，機器を抽出
申請対象設備リスト（単体設備）
【ⅲ.構成する機器等の抽出】
ＥＦＤに色塗りにより機能、性能を達成するうえで必要な構成機器等を抽出
申請対象設備リスト（後次回明確化する機器）
申請対象設備リスト（各条における申請対象設備）
申請対象設備リスト（系統設備）
B
別紙 ○-４ 後次回にて詳細化する設備
設工認申請対象設備（①個別機器、②－a、施設共通の基本設計方針の②-ｂ）との比較による検証（抜け、漏れ確認）
仕様表
（配管の仕様表の設備区分，From-to）
【ⅳ.機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成する設備の検証】
別紙 ○-２-○
系統として機能、性能を達成する設備

A「各条における申請対象設備」における申請対象設備リストと別紙２との紐付け

基本設計方針を担保する上で必要な設備が漏れなく抽出されていることを検証するため，基本設計方針と要求種別（設置要求，機能要求①，機能要求②）を踏まえ，基本設計方針と申請対象設備を紐付けを行い，抜け漏れなく申請対象設備が抽出されていることを検証する。

機能要求②が要求される機能、性能を達成するための設備のうち，「系統として機能、性能を達成する設備」はB項，「機器単体で機能、性能を達成する設備」はC項、設計中であり「後次回にて詳細化する設備」はD項にて，抜け漏れなく申請対象設備が抽出されていることを検証する。

申請対象設備リスト（各条における申請対象設備）（共通09別紙2-1-7　P8）

施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1

機能要求②が要求される基本設計方針は，番号を赤字にする。

基本設計方針を担保する上で必要な設備に該当する設備かを整理。

別紙2の基本設計方針の番号と紐付け。「〇条-1」等で紐づける

別紙２（別紙2-1-7　P18）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項
20	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備は，低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。	機能要求①	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系	設計方針（系統構成）
21	液体廃棄物の廃棄設備のうち，低レベル廃液処理設備は，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ，必要に応じてろ過等の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針（系統構成）
22	低レベル廃液処理設備で処理した排水は，海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出する設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系	設計方針（系統構成）
23	なお，液体廃棄物の廃棄設備は，排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがない設計とする。	機能要求①	液体廃棄物の廃棄設備	設計方針（系統構成）
24	5.1.2.1　低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は，検査槽，オープンポートボックス，ろ過処理装置，吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。 低レベル廃液処理設備は，分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液，試薬調整器具の洗浄水等及び放出管理分析設備から発生する廃液並びに管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して，それぞれ低レベル廃液処理設備の検査槽に受け入れ，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液貯槽に送液する設計とする。 廃液貯槽で受け入れた廃液は，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針（系統構成） 設計方針（設備構成） 設計方針（処理能力）

B「系統として機能，性能を達成する設備」における申請対象設備と抽出結果及び別紙2との紐付け

基本設計方針から，要求される「機能．性能」を整理し，「機能、性能」を達成するために必要となる主流路を設定，「機能、性能」を達成するために必要な機器，配管等を抽出する。

（ｉ） 設計図書（系統図等）に機能、性能を達成するために必要な主流路，機器をEFD等を色塗りし，機器，配管等を抽出リストとしてまとめる。

抽出リスト（機器）（別紙2-2-1）

系統図の色塗りにより，抽出された機器，配管の情報を記載

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分				機器名称（許可）	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	兼用（主従）	耐震設計	共用（主従）	備考
1	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	PA0172-V-11（イオン系廃液検査槽A） PA0172-V-12（イオン系廃液検査槽B）	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	C/—	—	
2	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-1111（イオン系廃液検査槽ポンプA） PA0172-P-1112（イオン系廃液検査槽ポンプB）	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	C/—	—	

色塗りにより抽出した機器，主配管に対して，設計図書上に番号をつける。

機器との紐付け番号：四角番号（ 1 ， 2 ， 3 ・・・・・）

配管との紐付け番号： 丸番号（ ① ， ② ， ③ ・・・・・）

系統図（設計図書）（別紙2-2-1　P25）

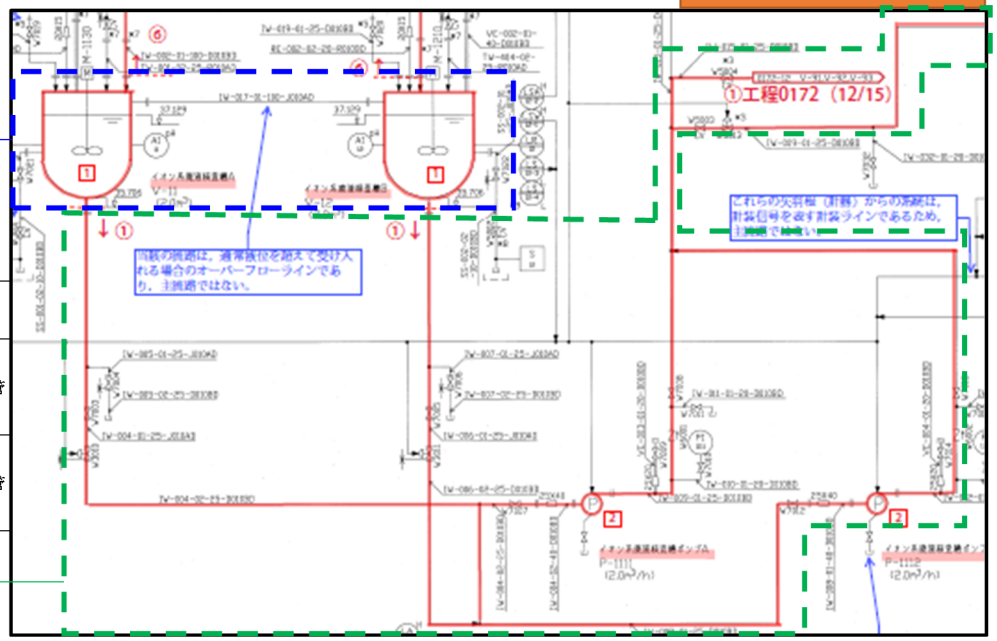

主配管の場合は，仕様表に記載する主配管名称を記載
例）○○槽　～　△△ポンプ

抽出リスト（配管）（別紙2-2-1）

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分				機器名称（許可）	機器名称	機種
1	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備	イオン系廃液検査槽A, B ～ イオン系廃液検査槽ポンプA, B ～ 廃液貯槽A, B, C, 吸着処理前槽	主配管
2	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備	固体系廃液検査槽A, B ～ 固体系廃液検査槽ポンプA, B ～ 廃液貯槽A, B, C, ろ過処理前槽	主配管

B「系統として機能，性能を達成する設備」における申請対象設備と抽出結果及び別紙2との紐付け

（ⅱ） 抽出リストの結果を申請対象設備リスト（系統設備）に反映し，申請対象設備リストと抽出リストを番号にて，紐づける。
配管等については，申請対象設備リストでは「主配管（〇〇系）」と記載し，まとめた記載とする。
抽出された機器，配管に対して，機能要求②が要求される基本設計方針と紐づけ，系統にて機能を達成する機器としてまとめる。

別紙2　機能要求②抜粋　20条（別紙2-2-1）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項
24	5.1.2.1　低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は，検査槽，オープンポートボックス，ろ過処理装置，吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。 低レベル廃液処理設備は，分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液，試薬調整器具の洗浄水等及び放出管理分析設備から発生する廃液並びに管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して，それぞれ低レベル廃液処理設備の検査槽に受け入れ，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液貯槽に送液する設計とする。 廃液貯槽で受け入れた廃液は，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針（系統構成） 設計方針（設備構成） 設計方針（処理能力）

抽出された機器，配管に対して，基本設計方針を紐づける。

抽出された機器を申請対象設備リストに反映する。

申請対象設備リスト（系統設備）（別紙2-2-1）

施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1

別紙番号及びエビデンス紐付け番号を記載する。

エビデンス紐付け番号の付け方は以下の通り
機器：「系統__設備名称__機器__紐付け番号」
配管：「系統__設備名称__配管__紐付け番号」
計器：「計装__設備名称__機器__紐付け番号」

抽出リスト（機器）（別紙2-2-1　P23）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分				機器名称（許可）	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	兼用（主従）	耐震設計	共用（主従）	備考
1	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	PA0172-V-11 （イオン系廃液検査槽A） PA0172-V-12 （イオン系廃液検査槽B）	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	C/－	—	
2	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-1111 （イオン系廃液検査槽ポンプA） PA0172-P-1112 （イオン系廃液検査槽ポンプB）	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	C/－	—	

C「機器単体で機能、性能を達成する設備」における申請対象設備リストと設計図書等との紐付け
「各条における申請対象設備」にて，機器単体に対して機能要求②が要求されている機器について，機器リストを用いて対象を明確化する。

設計図書等紐付け結果（別紙2-3　P219）
（5）設計図書「MOX燃料工場　燃料加工建屋（PA）液体廃棄物(J)
液体廃棄設備(0172)機器リスト」(PM-0172-4111)

1	B-10701	吸着処理オープンポートボックス	1	無しゃへい型 L3000×W1000×H3300
	F-10821	吸着処理オープンポートボックス 排気プレフィルタ	1	枠型　プレフィルタ 型式:□300 定格風量:300m3/h
	F-10841	吸着処理オープンポートボックス 排気フィルタA	1	箱形　HEPAフィルタ 型式:Ⅳ型(200A) 定格風量:720m3/h
	F-10842	吸着処理オープンポートボックス 排気フィルタB	1	箱形　HEPAフィルタ 型式:Ⅳ型(200A) 定格風量:720m3/h
2	B-20701	ろ過処理オープンポートボックス	1	無しゃへい型 L3000×W1000×H3300

抽出された機器を申請対象設備リストに反映し，
別紙番号及びエビデンス紐付け番号を記載する。

エビデンス紐付け番号の付け方は以下の通り
機器：「単体＿設備名称＿機器＿紐付け番号」

申請対象設備リスト（単体設備）（別紙2-3　P17）

施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	エビデンス紐付け番号	別紙番号
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理オープンポートボックス	ろ過処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	単体_低レベル廃液処理設備_2	別紙2-3 (5)
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理オープンポートボックス	吸着処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	単体_低レベル廃液処理設備_1	別紙2-3 (5)

D「後次回にて詳細化する設備」における申請対象設備リストと事業変更許可申請書との紐付け

「各条における申請対象設備」にて，機能要求②が要求されている機器のうち，設計中である設備について，事業変更許可申請書と紐付け，申請対象設備に抜けがないか確認する。

申請対象設備リスト（機器単体で機能、性能を達成する設備）（別紙2-4　P5）

施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	エビデンス紐付け番号	別紙番号
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	第１放出前貯槽	第１放出前貯槽	容器	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④
							第１海洋放出ポンプ	第１海洋放出ポンプ	ポンプ	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	海洋放出管	海洋放出管	主配管	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④

別紙番号と紐付け

後次回にて詳細化する設備の事業変更許可申請書との紐付け（別紙2-4　P17）

整理表

【（2）放射性廃棄物の廃棄施設　対象設備】

施設区分		設備区分					色塗り抽出対象	資料番号
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	可搬型ダンパ出口風速計	①
				代替グローブボックス排気設備	—	—	可搬型排風機付フィルタユニット	②
							可搬型フィルタユニット	
							主ダクト（可搬）（可搬型ダクト）	
				工程室放射線計測設備	—	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	③
		液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	放出前貯槽	—	—	第１放出前貯槽	④
				—	—	—	第１海洋放出ポンプ	
				—	—	—	主配管（常設）（海洋放出管）	

事業変更許可申請書抜粋（別紙2-4　P24）

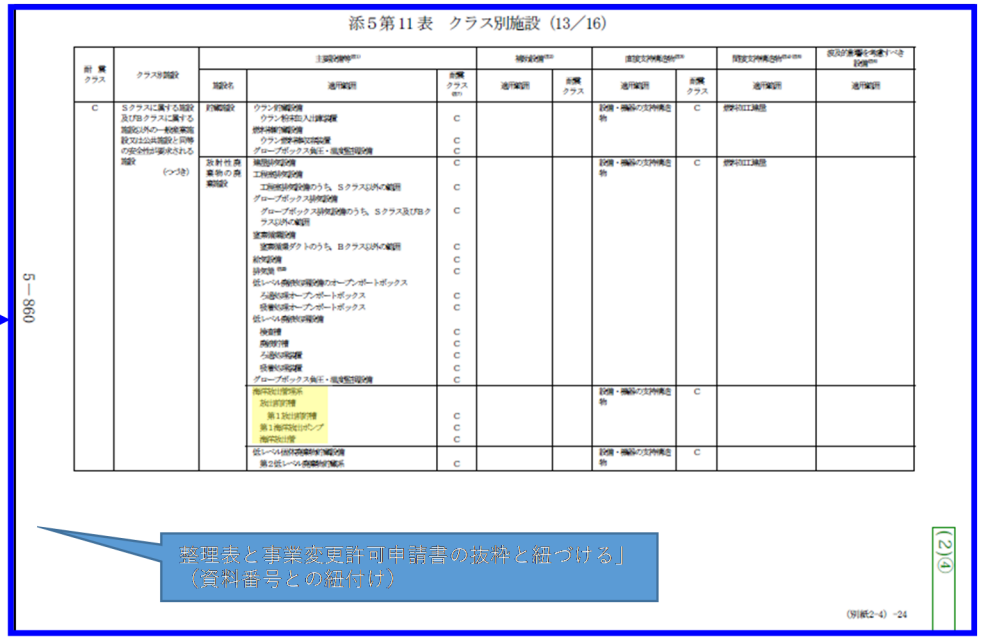

(a)「各条における申請対象設備」と「系統として機能，性能を達成する設備」，「機器単体で機能、性能を達成する設備」及び「後次回にて詳細化する設備」との紐付け

「系統として機能，性能を達成する設備」，「機器単体で機能、性能を達成する設備」及び「後次回にて詳細化する設備」にて整理した申請対象設備リストを「各条における申請対象設備」の申請対象設備リストに反映し，各条の基本設計方針を担保する上で必要となる申請対象設備をまとめる。

申請対象設備リスト（各条における申請対象設備）

施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1

申請対象設備リスト（系統設備）/（単体設備）/（後次回明確化する設備）

施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1
放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1

各別紙で整理した申請対象設備リストの情報を，「各条における申請対象設備」へフィードバックする。

再処理施設 別紙１－２における主流路範囲の考え方

再処理施設の系統として機能，性能を達成する設備において，各条文から機能，性能が要求されており，複数の機能，性能を考慮して，主流路を設定する必要がある。

2.（1）にて設備に要求される機能を整理した上で，2.（2）にて，事業変更許可申請書の系統概要図，2.（3）にて既認可設工認　本文系統概要図を用いて段階的に範囲を特定し，設計図書にて申請対象設備を抽出する。

本文と添付書類の関係を第１図に，本文，添付書類の項目の説明を第１表に示す。

また、再処理施設に求められる系統機能の一覧については、第２表に示す。

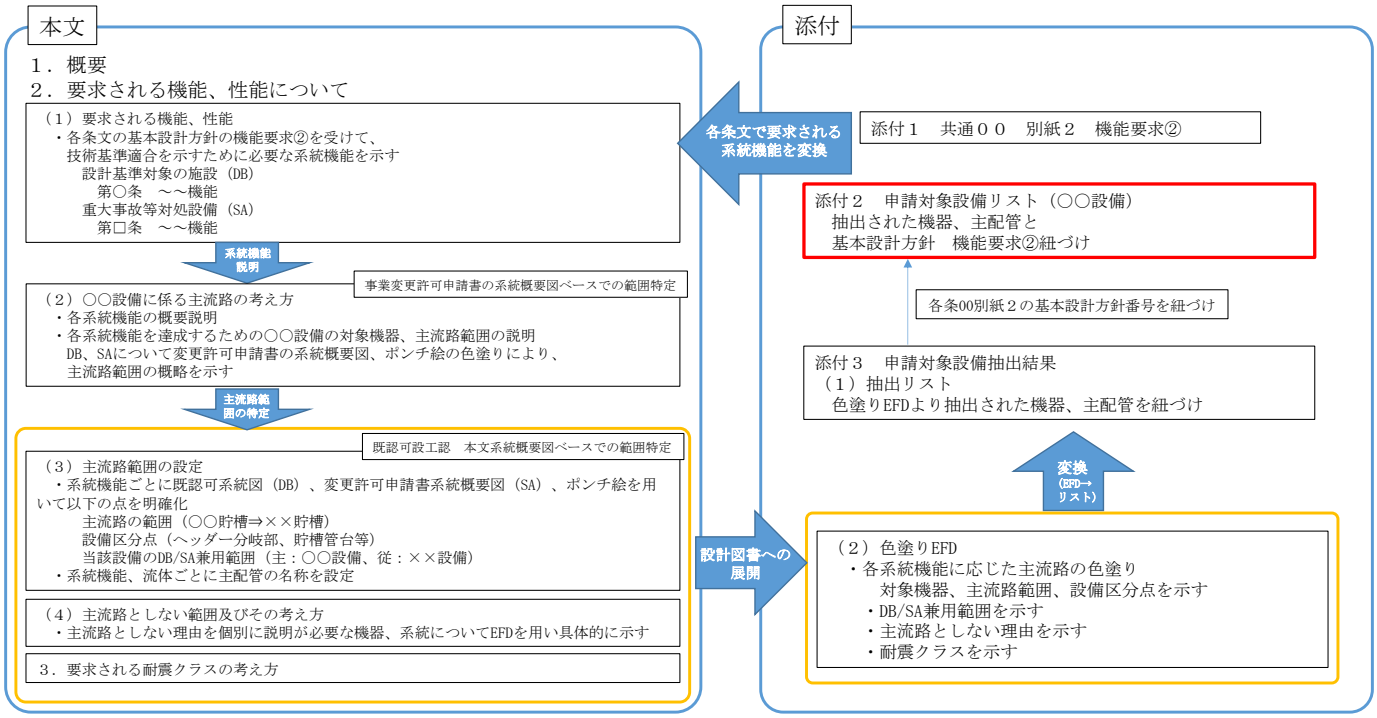

第１図　別紙 1-2の全体構成

第１表　別紙 1-2における各項目の概要

項目	概要
２．（１） 要求される機能、性能について	当該設備に係る系統機能を抽出する。（系統機能及び基本設計方針番号の整理表） （系統機能の一覧は第２表参照）
２．（２） ○○設備に係る主流路の考え方	事業変更許可申請書の系統概要図等を用いて、当該系統機能のおおよその対象範囲及び機器を特定する。
２．（３） 主流路範囲の設定	２．（２）の範囲をさらに具体化するため、既認可系統図（DB）、変更許可申請書系統概要図（SA）等を用いて、系統機能ごとに対象となる範囲を色塗りし、主流路の範囲を特定する。
２．（４） 主流路として設定しない範囲及びその考え方	主流路範囲を設定するにあたり、主流路として設定しない範囲（主要機器として抽出しない範囲を含む）及びその理由を明確にする。
３． 要求される耐震クラスの考え方	２．（１）で整理した各系統機能に対する耐震クラスを整理し、主流路上の機器及び配管に適用される耐震クラスを明確にする。
４． 抽出結果	２．及び３．の整理を踏まえ、設計図書等に当該系統機能の対象範囲及び機器を色塗りにより特定し、主流路に該当する主要機器及び主配管を抽出する。
添付１ 別紙２　機能要求②抜粋	系統機能の抽出に用いた「系統機能及び基本設計方針番号の整理表」を添付し、当該設備に係る系統機能と基本設計方針の関係性を示す。
添付２ 申請対象設備リスト	抽出した機器、配管をリストとしてまとめ、申請書に添付する「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」に利用できる形にする。
添付３ 申請対象設備抽出結果	２．及び３．の結果を基に抽出した設備、配管をそれぞれリスト化し、色塗りエビデンスと紐づけを行った結果を示す。

第２表　再処理施設に求められる系統機能の一覧

条文	系統機能名称
第４条：核燃料物質の臨界防止	溶解槽への可溶性中性子吸収材自動供給（DB）
第10条：閉じ込めの機能	放射性物質の保持機能
	安全上重要な施設の安全機能の支援
	使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去
	セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収
	室等の漏えい拡大防止
	放射性物質を保持する系統の負圧維持
	設計基準事故時における閉じ込め機能
	フードの面速維持
第11条・第35条：火災等による損傷の防止	Pu溶液又はHAW溶液を保有する貯槽の水素掃気
	水消火設備への消火水供給
	固定式ガス消火設備による消火
第19条：使用済燃料の貯蔵施設等	燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去
	燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去（水位維持）
	安全上重要な施設の安全機能の支援
	燃料貯蔵プール等の浄化
	貯蔵ホールの崩壊熱除去（DB）
第24条：廃棄施設	放射性気体廃棄物の処理及び排気
	放射性液体廃棄物の処理及び廃棄
第25条：保管廃棄施設	放射性固体廃棄物の処理
	放射性固体廃棄物の貯蔵
第28条：換気設備	換気設備による換気
第29条：保安電源設備	非常用ディーゼル発電機での発電
第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備	可溶性中性子吸収材の自動供給（SA）
	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気
	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留（臨界）
第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	内部ループへの通水による冷却
	貯槽等への通水
	冷却コイル等への通水による冷却
	凝縮器への通水
	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：蒸発乾固）
第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	水素爆発を未然に防止するための空気の供給
	水素爆発の再発を防止するための空気の供給
	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応（管理放出：水素爆発）
	可搬型空気圧縮機による計装用空気の供給
第41条：有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留（TBP）
第42条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	燃料貯蔵プール等への注水
	燃料貯蔵プール等への水のスプレイ
	燃料貯蔵プール等の水の漏えい抑制
第44条：工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	建物放水
	航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に係る措置
	燃料貯蔵プール等への大容量の注水
第45条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	重大事故等への対処のための水源確保
第47条：計装設備	重大事故時のパラメータ計測
第30条・第50条：緊急時対策所	換気設備による緊急時対策所の居住性確保
	緊急時対策建屋用発電機での発電
第23条・第48条：制御室等／制御室	換気等による制御室の居住性維持（DB）
	換気等による制御室の居住性維持（SA）

別紙

共通 09 【申請対象設備の選定】

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-1-1	各条における申請対象設備 （第 4 条：核燃料物質の臨界防止）	6/2	R1	
別紙 1-1-2	各条における申請対象設備 （第 5 条：安全機能を有する施設の地盤） （第 32 条：重大事故等対処施設の地盤）	6/2	R0	
別紙 1-1-3	各条における申請対象設備 （第 6 条：地震による損傷の防止） （第 33 条：地震による損傷の防止）	6/2	R0	
別紙 1-1-4	各条における申請対象設備 （第 7 条：津波による損傷の防止） （第 34 条：津波による損傷の防止）	6/2	R0	
別紙 1-1-5	各条における申請対象設備 （第 8 条：外部からの衝撃による損傷の防止）	6/2	R0	
別紙 1-1-6	各条における申請対象設備 （第 9 条：再処理施設への人の不法な侵入等の防止）	6/2	R0	
別紙 1-1-7	各条における申請対象設備 （第 10 条：閉じ込めの機能） （第 26 条：使用済燃料等による汚染の防止）	6/2	R1	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-1-8	各条における申請対象設備 （第 11 条：火災等による損傷の防止） （第 35 条：火災等による損傷の防止）	6/2	R1	
別紙 1-1-9	各条における申請対象設備 （第 12 条：再処理施設内における溢水による損傷の防止）	6/2	R0	
別紙 1-1-10	各条における申請対象設備 （第 13 条：再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）	6/2	R0	
別紙 1-1-11	各条における申請対象設備 （第 14 条：安全避難通路等）	6/2	R0	
別紙 1-1-12	各条における申請対象設備 （第 15 条：安全上重要な施設） （第 16 条：安全機能を有する施設）	6/2	R1	
別紙 1-1-13	各条における申請対象設備 （第 17 条：材料及び構造） （第 37 条：材料及び構造）	6/2	R0	
別紙 1-1-14	各条における申請対象設備 （第 18 条：搬送設備）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-1-15	各条における申請対象設備 （第 19 条：使用済燃料の貯蔵施設等）	6/2	R0	
別紙 1-1-16	各条における申請対象設備 （第 20 条：計測制御系統施設）	6/2	R0	
別紙 1-1-17	各条における申請対象設備 （第 21 条：放射線管理施設）	6/2	R0	
別紙 1-1-18	各条における申請対象設備 （第 22 条：安全保護回路）	6/2	R0	
別紙 1-1-19	各条における申請対象設備 （第 23 条：制御室等）	6/2	R0	
別紙 1-1-20	各条における申請対象設備 （第 24 条：廃棄施設）	6/2	R0	
別紙 1-1-21	各条における申請対象設備 （第 25 条：保管廃棄施設）	6/2	R0	
別紙 1-1-22	各条における申請対象設備 （第 27 条：遮蔽）	6/2	R0	
別紙 1-1-23	各条における申請対象設備 （第 28 条：換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-24	各条における申請対象設備 （第 29 条：保安電源設備）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-1-25	各条における申請対象設備 （第 30 条：緊急時対策所） （第 50 条：緊急時対策所）	6/2	R0	
別紙 1-1-26	各条における申請対象設備 （第 31 条：通信連絡設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-27	各条における申請対象設備 （第 36 条：重大事故等対処設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-28	各条における申請対象設備 （第 38 条：臨界事故の拡大を防止するための設備）	6/2	R1	
別紙 1-1-29	各条における申請対象設備 （第 39 条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）	6/2	R1	
別紙 1-1-30	各条における申請対象設備 （第 40 条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-31	各条における申請対象設備 （第 41 条：有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-1-32	各条における申請対象設備 （第 42 条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-33	各条における申請対象設備 （第 44 条：工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-34	各条における申請対象設備 （第 45 条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-35	各条における申請対象設備 （第 46 条：電源設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-36	各条における申請対象設備 （第 47 条：計装設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-37	各条における申請対象設備 （第 48 条：制御室）	6/2	R0	
別紙 1-1-38	各条における申請対象設備 （第 49 条：監視測定設備）	6/2	R0	
別紙 1-1-39	各条における申請対象設備 （第 51 条：通信連絡を行うための設備）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-1-40	共通 09　別紙 2 一覧	6/2	R1	7/7 に提出した別紙 1-2 の関連条文については、7/7 に再提出（6/2 提出から変更なし）

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-2-1-1-1	系統として機能、性能を達成する設備（使用済燃料受入れ設備及び使用済燃料貯蔵設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-1-1-2	系統として機能、性能を達成する設備（プール水冷却系）	6/2	R0	
別紙 1-2-1-1-3	系統として機能、性能を達成する設備（プール水浄化系）	6/2	R0	
別紙 1-2-1-2	系統として機能、性能を達成する設備（補給水設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-1-3	系統として機能、性能を達成する設備（代替注水設備）	6/2	R0	※詳細設計中
別紙 1-2-1-4	系統として機能、性能を達成する設備（スプレイ設備）	6/2	R0	※詳細設計中
別紙 1-2-2-1	系統として機能、性能を達成する設備（せん断処理設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-2-1	系統として機能、性能を達成する設備（溶解設備）	7/7	R2	
別紙 1-2-2-2-2	系統として機能、性能を達成する設備（清澄・計量設備）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-2-2-2-3	系統として機能、性能を達成する設備 （代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-2-4	系統として機能、性能を達成する設備 （重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）	6/2	R0	（溶解施設）
別紙 1-2-2-3-1	系統として機能、性能を達成する設備 （分離設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-3-2	系統として機能、性能を達成する設備 （分配設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-3-3	系統として機能、性能を達成する設備 （分離建屋一時貯留処理設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-4-1	系統として機能、性能を達成する設備 （ウラン精製設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-4-2	系統として機能、性能を達成する設備 （プルトニウム精製設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-4-3	系統として機能、性能を達成する設備 （精製建屋一時貯留設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-4-4	系統として機能、性能を達成する設備 （重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）	6/2	R0	（精製施設） ※詳細設計中
別紙 1-2-2-5-1-1	系統として機能、性能を達成する設備 （受入れ系）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-2-2-5-1-2	系統として機能、性能を達成する設備（蒸発濃縮系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-5-1-3	系統として機能、性能を達成する設備（ウラン脱硝系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-5-2-1	系統として機能、性能を達成する設備（溶液系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-5-2-2	系統として機能、性能を達成する設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-5-2-3	系統として機能、性能を達成する設備（焙焼・還元系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-5-2-4	系統として機能、性能を達成する設備（粉体系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-6-1	系統として機能、性能を達成する設備（第 1、第 2 酸回収系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-6-2-1	系統として機能、性能を達成する設備（溶媒再生設備、分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系）	6/2	R0	
別紙 1-2-2-6-2-2	系統として機能、性能を達成する設備（溶媒処理系）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-2-3-1	系統として機能、性能を達成する設備（制御室換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-1	系統として機能、性能を達成する設備（せん断処理・溶解廃ガス処理設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-2-1	系統として機能、性能を達成する設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-2-2	系統として機能、性能を達成する設備（塔槽類廃ガス処理系）	6/2	R0	（分離建屋塔槽類廃ガス処理設備）
別紙 1-2-4-1-2-3	系統として機能、性能を達成する設備（塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系））	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-2-4	系統として機能、性能を達成する設備（パルセータ廃ガス処理系）	6/2	R0	（分離建屋、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備）
別紙 1-2-4-1-2-5	系統として機能、性能を達成する設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-2-6	系統として機能、性能を達成する設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-2-7	系統として機能、性能を達成する設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-2-4-1-2-8	系統として機能、性能を達成する設備（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ)）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-3	系統として機能、性能を達成する設備（高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-4-1	系統として機能、性能を達成する設備（前処理建屋換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-4-2	系統として機能、性能を達成する設備（分離建屋換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-4-3	系統として機能、性能を達成する設備（精製建屋換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-4-4	系統として機能、性能を達成する設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-4-5	系統として機能、性能を達成する設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-4-6	系統として機能、性能を達成する設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-2-4-1-4-7	系統として機能、性能を達成する設備（建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ)）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-5	系統として機能、性能を達成する設備（代替換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-1-6	系統として機能、性能を達成する設備（廃ガス貯留設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-2-1-1	系統として機能、性能を達成する設備（高レベル廃液濃縮系）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-2-1-2	系統として機能、性能を達成する設備（アルカリ廃液濃縮系）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-2-1-3	系統として機能、性能を達成する設備（高レベル濃縮廃液貯蔵系）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-2-1-4	系統として機能、性能を達成する設備（不溶解残渣廃液貯蔵系）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-2-1-5	系統として機能、性能を達成する設備（アルカリ濃縮廃液貯蔵系）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-2-1-6	系統として機能、性能を達成する設備（共用貯蔵系）	6/2	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-2-4-2-2	系統として機能、性能を達成する設備 （低レベル廃液処理設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-3-1	系統として機能、性能を達成する設備 （高レベル廃液ガラス固化設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-3-2-1	系統として機能、性能を達成する設備 （低レベル固体廃棄物処理設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-3-2-2	系統として機能、性能を達成する設備 （廃樹脂貯蔵系）	6/2	R0	
別紙 1-2-4-3-2-3	系統として機能、性能を達成する設備 （ハル・エンドピース貯蔵系）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-1	系統として機能、性能を達成する設備 （電気設備））	6/2	R0	
別紙 1-2-5-2-1	系統として機能、性能を達成する設備 （安全圧縮空気系）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-2-2	系統として機能、性能を達成する設備 （代替安全圧縮空気系）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-2-3	系統として機能、性能を達成する設備 （臨界事故時水素掃気系）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-3	系統として機能、性能を達成する設備 （水供給設備）	6/2	R0	※詳細設計中

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 1　再処理施設				
別紙 1-2-5-4-1	系統として機能、性能を達成する設備（安全冷却水系）	7/7	R1	
別紙 1-2-5-4-2	系統として機能、性能を達成する設備（代替安全冷却水系）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-5	系統として機能、性能を達成する設備（安全蒸気系）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-6	系統として機能、性能を達成する設備（分析設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-7	系統として機能、性能を達成する設備（火災防護設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-8-1	系統として機能、性能を達成する設備（緊急時対策建屋換気設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-5-8-2	系統として機能、性能を達成する設備（緊急時対策建屋電源設備）	6/2	R0	
別紙 1-2-6	別紙 1-2 における共通的な記載事項	7/7	R2	「別紙 1-2-6　設計図書の記載に係る留意事項」の内容を取り込み、資料名称を変更。
別紙 1-3	単体設備に係る申請対象設備	6/2	R1	
別紙 1-4	後次回にて詳細化する設備	6/2	R0	

共通 09 【申請対象設備の選定】

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 2　MOX 燃料加工施設				
別紙 2-1-1	各条における申請対象設備 （４条：核燃料物質の臨界防止）	7/13	R0	
別紙 2-1-2	各条における申請対象設備 （５条：安全機能を有する施設の地盤） （26 条：重大事故等対処施設の地盤）	7/13	R0	
別紙 2-1-3	各条における申請対象設備 （６条：地震による損傷の防止） （27 条：地震による損傷の防止）	7/13	R0	
別紙 2-1-4	各条における申請対象設備 （７条：津波による損傷の防止） （28 条：津波による損傷の防止）	7/13	R0	
別紙 2-1-5	各条における申請対象設備 （８条：外部からの衝撃による損傷の防止）	7/13	R0	
別紙 2-1-6	各条における申請対象設備 （９条：加工施設への人の不法な侵入等の防止）	7/13	R1	
別紙 2-1-7	各条における申請対象設備 （10 条：閉じ込めの機能）	7/13	R1	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 2　MOX 燃料加工施設				
別紙 2-1-8	各条における申請対象設備 （11 条：火災等による損傷の防止） （29 条：火災等による損傷の防止）	7/13	R0	
別紙 2-1-9	各条における申請対象設備 （12 条：加工施設内における溢水による損傷の防止）	7/13	R0	
別紙 2-1-10	各条における申請対象設備 （13 条：安全避難通路等）	7/13	R1	
別紙 2-1-11	各条における申請対象設備 （14 条：安全機能を有する施設）	7/13	R0	
別紙 2-1-12	各条における申請対象設備 （15 条：材料及び構造） （31 条：材料及び構造）	7/13	R0	
別紙 2-1-13	各条における申請対象設備 （16 条：搬送設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-14	各条における申請対象設備 （17 条：核燃料物質の貯蔵施設）	7/13	R0	
別紙 2-1-15	各条における申請対象設備 （18 条：警報設備等）	7/13	R1	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 2　MOX 燃料加工施設				
別紙 2-1-16	各条における申請対象設備 （19 条：放射線管理施設） （37 条：監視測定設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-17	各条における申請対象設備 （20 条：廃棄施設）	7/13	R1	
別紙 2-1-18	各条における申請対象設備 （22 条：遮蔽）	7/13	R0	
別紙 2-1-19	各条における申請対象設備 （23 条：換気設備）	7/13	R1	
別紙 2-1-20	各条における申請対象設備 （24 条：非常用電源設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-21	各条における申請対象設備 （25 条：通信連絡設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-22	各条における申請対象設備 （30 条：重大事故等対処設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-23	各条における申請対象設備 （32 条：臨界事故の拡大を防止するための設備）	7/13	R0	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 2　MOX 燃料加工施設				
別紙 2-1-24	各条における申請対象設備 （33 条：閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-25	各条における申請対象設備 （34 条：工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-26	各条における申請対象設備 （35 条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-27	各条における申請対象設備 （36 条：電源設備）	7/13	R0	
別紙 2-1-28	各条における申請対象設備 （38 条：緊急時対策所）	7/13	R0	
別紙 2-1-29	各条における申請対象設備 （39 条：通信連絡設備）	7/13	R0	
別紙 2-2-1	系統として機能、性能を達成する設備 （低レベル廃液処理設備）	7/13	R3	

別紙				備考
資料 No.	名称	提出日	Rev	
別紙 2　MOX 燃料加工施設				
別紙 2-2-2	系統として機能、性能を達成する設備 （火災防護設備（消火設備））	7/13	R２	グローブボックス消火装置及び窒素ガス消火装置は、一部設計見直しを行っていることから、設計の見直しが完了後，再整理する。
別紙 2-2-3	系統として機能、性能を達成する設備 （廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備））	7/13	R０	
別紙 2-2-4	系統として機能、性能を達成する設備 （非常用電源設備）	7/13	R０	
別紙 2-2-5	系統として機能、性能を達成する設備 （分析済液処理装置）	7/13	R０	
別紙 2-3	機器単体として機能、性能を達成する設備	7/13	R１	
別紙 2-4	後次回にて詳細化する設備	7/13	R１	

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-1　各条における申請対象設備

（第４条：核燃料物質の臨界防止）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第４条：核燃料物質の臨界防止）
添付２：申請対象設備リスト（第４条：核燃料物質の臨界防止）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第４条　核燃料物質の臨界防止」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第４条：核燃料物質の臨界防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	1.　核燃料物質の臨界防止 1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計 MOX燃料加工施設は，臨界安全性を高めるため，主要な工程を乾式で構成する設計とする。 安全機能を有する施設は，以下の核燃料物質の臨界防止に係る基本的な設計方針に従い，通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくは手の誤作動又は運転員の単一の誤操作を想定した場合においても，核燃料物質が臨界に達するおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	I-1　臨界安全設計の基本方針	【核燃料物質の臨界防止に関する設計の基本方針】 臨界安全設計の考え方について，説明する。 ・臨界安全設計における臨界管理の考え方（単一ユニット，複数ユニット）	–	–	–	–	–	○	基本方針	基本方針	–	I-1　臨界安全設計の基本方針	【核燃料物質の臨界防止に関する設計の基本方針】 臨界安全設計の考え方について，説明する。 ・臨界安全設計における臨界管理の考え方（単一ユニット，複数ユニット）
2	MOX燃料加工施設で取り扱う核燃料物質は，プルトニウム富化度60%以下，プルトニウム中のプルトニウム－240含有率17%以上及びウラン中のウラン－235含有率1.6%以下のMOX，ウラン中のウラン－235含有率5%以下の濃縮ウラン，天然ウラン，劣化ウラン並びに標準試料及び分析試料であり，このうちMOX，濃縮ウラン，標準試料及び分析試料を取り扱う設備・機器について臨界管理を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			–	–	–	–	–	○	基本方針	基本方針	–		
3	(1)　単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし，これに，核的制限値（臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値）を設定する。単一ユニットについては，技術的にみて想定されないかなる場合でも臨界を防止するために，形状寸法，質量，減速材，同位体組成，プルトニウム富化度等の制限及び中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せによって核的に制限することにより臨界を防止する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（単一ユニット）	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-1 成形施設の臨界防止に関する計算書 I-2-2 被覆施設の臨界防止に関する計算書 I-2-3　組立施設の臨界防止に関する計算書 I-2-5　核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止に関する計算書 I-2-6　その他の加工施設の臨界防止に関する計算書	【単一ユニットの設定】 以下に設定した単一ユニットについて，申請設備・機器の臨界管理一覧を示す。 ・粉末及びペレットを取り扱う工程に係る単一ユニットの設定 ⇒グローブボックス，焼結炉等に設定する。 ・燃料棒，貯蔵マガジン及び組立マガジンを取り扱う工程に係る単一ユニットの設定 ⇒設備・機器に設定する。 ・混合酸化物貯蔵容器及び燃料集合体を取り扱う工程に係る単一ユニットの設定 ⇒設備・機器に設定する ・ウラン燃料棒を取り扱う工程 ⇒設備・機器に設定する。 ・少量の溶液を取り扱う分析設備 ⇒グローブボックスに設定する。	–	–	–	–	–	○	基本方針	基本方針	–	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-2 被覆施設の臨界防止に関する計算書 I-2-3　組立施設の臨界防止に関する計算書 I-2-5　核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止に関する計算書 I-2-6　その他の加工施設の臨界防止に関する計算書	【単一ユニットの設定】 以下に設定した単一ユニットについて，申請設備・機器の臨界管理一覧を示す。 ・粉末及びペレットを取り扱う工程に係る単一ユニットの設定 ⇒グローブボックス，焼結炉等に設定する。 ・燃料棒，貯蔵マガジン及び組立マガジンを取り扱う工程に係る単一ユニットの設定 ⇒設備・機器に設定する。 ・混合酸化物貯蔵容器及び燃料集合体を取り扱う工程に係る単一ユニットの設定 ⇒設備・機器に設定する ・ウラン燃料棒を取り扱う工程 ⇒設備・機器に設定する。 ・少量の溶液を取り扱う分析設備 ⇒グローブボックスに設定する。
4	a.　核燃料物質を収納する単一ユニットとしての設備・機器のうち，その形状寸法を制限し得るものについては，その形状寸法について適切な核的制限値を設ける設計とする。 b.　形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては，取り扱う核燃料物質自体の質量について適切な核的制限値を設ける設計とする。この場合，誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の核的制限値を超えないよう，信頼性の高いインターロックにより，核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。 c.　核燃料物質の収納を考慮していない設備・機器のうち，核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記a.又はb.を満足する設計とする。	機能要求②	粉末及びペレットを取り扱う工程	設計方針（単一ユニット）			–	–	–	–	–	○	燃料棒加工工程 （スタック編成設備，スタック乾燥設備）	燃料棒加工工程 （挿入溶接設備，燃料棒解体設備）	＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ・核的制限値 （Pu*質量）		
		機能要求②	燃料棒，貯蔵マガジン及び組立マガジンを取り扱う工程	設計方針（単一ユニット）			–	–	–	–	–	○	燃料棒加工工程 （燃料棒検査設備，燃料棒収容設備）	燃料棒加工工程 （燃料棒検査設備） 燃料集合体組立工程 （燃料集合体組立設備）	＜機械装置（臨界管理）＞ ・核的制限値 （寸法，段数，中性子吸収材寸法，中性子吸収材料（密度を含む）		
		機能要求②	混合酸化物貯蔵容器及び燃料集合体を取り扱う工程	設計方針（単一ユニット）			–	–	–	–	–	○	燃料集合体組立工程 （燃料集合体組立工程搬送設備）	燃料集合体組立工程 （燃料集合体組立設備，燃料集合体洗浄検査設備等）	＜機械装置（臨界管理）＞ ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・核的制限値 （体数）		
		機能要求②	ウラン燃料棒を取り扱う工程	設計方針（単一ユニット）			–	–	–	–	–	○	–	ウラン燃料棒収容装置（貯蔵施設）	＜機械装置（臨界管理）＞ ・核的制限値 （本数）		
		機能要求②	分析設備	設計方針（単一ユニット）			–	–	–	–	–	○	–	分析設備	＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ・核的制限値 （Pu*質量）		
5	d.　核的制限値を設定するに当たっては，取り扱う核燃料物質のプルトニウム富化度，同位体組成，密度，幾何学的形状，減速条件，中性子吸収材を考慮し，最も厳しい結果を与えるよう，中性子の減速，吸収及び反射の各条件を仮定し，かつ，測定又は計算による誤差，誤操作等を考慮して裕度を見込む。	評価要求	核的制限値を設定する設備	評価方法（単一ユニット）	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-1 成形施設の臨界防止に関する計算書 I-2-2 被覆施設の臨界防止に関する計算書 I-2-3　組立施設の臨界防止に関する計算書 I-2-5　核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止に関する計算書 I-2-6　その他の加工施設の臨界防止に関する計算書	【核的制限値の評価条件】 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 【臨界安全評価】 ・申請設備・機器の核的制限値および計算モデル・計算結果を示す。	–	–	–	–	–	○	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程 ウラン燃料棒収容装置（貯蔵施設） 分析設備	–	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-2 被覆施設の臨界防止に関する計算書 I-2-3　組立施設の臨界防止に関する計算書 I-2-5　核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止に関する計算書 I-2-6　その他の加工施設の臨界防止に関する計算書	【核的制限値の評価条件】 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 【臨界安全評価】 ・申請設備・機器の核的制限値および計算モデル・計算結果を示す。
6	また，参考とする文献は，公表された信頼度の十分高いものとし，また，使用する臨界計算コードは，実験値との対比がなされ，信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。 　単一ユニットに対しては，臨界計算コードにより中性子実効増倍率を計算し，未臨界（中性子実効増倍率が0.95以下）となる核的制限値を設定する。	評価要求	核的制限値を設定する設備	評価方法（単一ユニット）			–	–	–	–	–	○	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程 ウラン燃料棒収容装置（貯蔵施設） 分析設備	–		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四条 核燃料物質の臨界防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	1.　核燃料物質の臨界防止 1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計 MOX燃料加工施設は，臨界安全性を高めるため，主要な工程を乾式で構成する設計とする。 安全機能を有する施設は，以下の核燃料物質の臨界防止に係る基本的な設計方針に従い，通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作を想定した場合においても，核燃料物質が臨界に達するおそれがない設計とする。	冒頭宣言	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
2	MOX燃料加工施設で取り扱う核燃料物質は，プルトニウム富化度60%以下，プルトニウム中のプルトニウム－240含有率17%以上及びウラン中のウラン－235含有率1.6%以下のMOX，ウラン中のウラン－235含有率5%以下の濃縮ウラン，天然ウラン，劣化ウラン並びに標準試料及び分析試料であり，このうちMOX，濃縮ウラン，標準試料及び分析試料を取り扱う設備・機器について臨界管理を行う設計とする。	冒頭宣言												
3	(1)　単一ユニットの臨界安全設計 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし，これに，核的制限値（臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値）を設定する。単一ユニットについては，技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために，形状寸法，質量，減速材，同位体組成，プルトニウム富化度等の制限及び中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せによって核的に制限することにより臨界を防止する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	a.　核燃料物質を収納する単一ユニットとしての設備・機器のうち，その形状寸法を制限し得るものについては，その形状寸法について適切な核的制限値を設ける設計とする。 b.　形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては，取り扱う核燃料物質自体の質量について適切な核的制限値を設ける設計とする。この場合，誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の核的制限値を超えないよう，信頼性の高いインターロックにより，核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。 c.　核燃料物質の収納を考慮していない設備・機器のうち，核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記a.又はb.を満足する設計とする。	機能要求②	○	粉末調整工程 ペレット加工工程	粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	＜核物質等取扱ボックス(臨界管理)＞ ＜機械装置(臨界管理)＞ ・核的制限値 （Pu*質量）	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-1 成形施設の臨界防止に関する計算書 I-2-6　その他の加工施設の臨界防止に関する計算書	【単一ユニットの設定】 以下に設定した単一ユニットについて，申請設備・機器の臨界管理一覧を示す。 ・粉末及びペレットを取り扱う工程に係る単一ユニットの設定 ⇒グローブボックス，焼結炉等に設定する。	－	－	－	－	－	－
		機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		機能要求②	○	原料粉末受入工程 （貯蔵容器受入設備）	原料粉末受入工程 （貯蔵容器受入設備）	＜搬送設備(臨界管理)＞ ・核的制限値 （体数）	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-1 成形施設の臨界防止に関する計算書	【単一ユニットの設定】 以下に設定した単一ユニットについて，申請設備・機器の臨界管理一覧を示す。 ・混合酸化物貯蔵容器を取り扱う工程に係る単一ユニットの設定 ⇒設備・機器に設定する	－	－	－	－	－	－
		機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	d.　核的制限値を設定するに当たっては，取り扱う核燃料物質のプルトニウム富化度，同位体組成，密度，幾何学的形状，減速条件，中性子吸収材を考慮し，最も厳しい結果を与えるよう，中性子の減速，吸収及び反射の各条件を仮定し，かつ，測定又は計算による誤差，誤操作等を考慮して裕度を見込む。	評価要求	○	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	－	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-1 成形施設の臨界防止に関する計算書 I-2-6　その他の加工施設の臨界防止に関する計算書	【核的制限値の評価条件】 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 【臨界安全評価】 ・申請設備・機器の核的制限値および計算モデル・計算結果を示す。	－	－	－	－	－	－
6	また，参考とする文献は，公表された信頼度の十分高いものとし，また，使用する臨界計算コードは，実験値との対比がなされ，信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。 　単一ユニットに対しては，臨界計算コードにより中性子実効増倍率を計算し，未臨界（中性子実効増倍率が0.95以下）となる核的制限値を設定する。	評価要求	○	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	－			－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	(2)　複数ユニットの臨界安全設計 二つ以上の単一ユニットが存在する複数ユニットについては，技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために，核的に安全な配置とした単一ユニット相互の間隔の維持及び単一ユニット相互間における中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより，最も厳しい状態においても臨界に達しない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（複数ユニット）	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-4　成形施設，被覆施設，組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書 I-2-5　核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止に関する計算書	【複数ユニットの臨界安全の考え方】 複数ユニットの臨界安全の具体的な考え方について，説明する。 ・単一ユニット相互の間隔の維持，単一ユニット相互間における中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せによる複数ユニットに係る臨界安全の考え方	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-4　成形施設，被覆施設，組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書 I-2-5　核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止に関する計算書	【複数ユニットの臨界安全の考え方】 複数ユニットの臨界安全の具体的な考え方について，説明する。 ・単一ユニット相互の間隔の維持，単一ユニット相互間における中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せによる複数ユニットに係る臨界安全の考え方
8	a.　単一ユニット相互間は，十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより，核的に安全な配置とする設計とする。	機能要求② 設置要求 評価要求	単一ユニットのグローブボックス間距離 貯蔵設備の貯蔵棚間距離 コンクリート（臨界隔離壁）	設計方針（複数ユニット）		【複数ユニットの設定】 ・単一ユニット相互間は，十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより，核的に安全な配置とすることを説明する。 ○十分な厚さのコンクリート ・臨界隔離壁の厚さ及び設置個所を示す。	－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程 貯蔵施設	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程 分析設備 貯蔵施設	＜核物質等取扱ボックス(臨界管理)＞ ＜機械装置(臨界管理)＞ ＜搬送設備(臨界管理)＞ ＜ラック/ピット/棚(臨界管理)＞ ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離		【複数ユニットの設定】 ・単一ユニット相互間は，十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより，核的に安全な配置とすることを説明する。 ○十分な厚さのコンクリート ・臨界隔離壁の厚さ及び設置個所を示す。
9	b.　核的に安全な配置を定めるに当たっては，最も厳しい結果を与えるよう，中性子の減速，吸収及び反射の各条件を設定し，かつ，測定又は計算による誤差，誤操作等を考慮して裕度を見込む。	評価要求	複数ユニットを設定する設備	評価方法（複数ユニット）		【複数ユニットにおける核的に安全な措置】 ○複数ユニットの評価条件 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 ・複数ユニットの評価対象一覧を示す。 ○臨界安全評価 ・単一ユニット相互間距離および計算モデル・計算結果を示す。 ・申請する貯蔵施設の貯蔵単位の相互間距離および計算モデル・計算結果を示す。 ○通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材の使用 ○バッチ処理における核燃料物質の次工程への搬送の考慮 ○核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構	－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 （スタック編成設備） 貯蔵施設	燃料棒加工工程（挿入溶接設備，燃料棒解体設備） 分析設備 貯蔵施設	－	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-4　成形施設，被覆施設，組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書 I-2-5　核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止に関する計算書 Ⅲ 耐震性に関する説明書	【複数ユニットにおける核的に安全な措置】 ○複数ユニットの評価条件 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 ・複数ユニットの評価対象一覧を示す。 ○臨界安全評価 ・単一ユニット相互間距離および計算モデル・計算結果を示す。 ・申請する貯蔵施設の貯蔵単位の相互間距離および計算モデル・計算結果を示す。 ○通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材の使用 ○バッチ処理における核燃料物質の次工程への搬送の考慮 ○核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構
10	また，参考とする文献は，公表された信頼度の十分高いものとし，また，使用する臨界計算コードは，実験値との対比がなされ，信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。 　複数ユニットに対しては，臨界計算コードにより中性子実効増倍率を計算し，未臨界（中性子実効増倍率が0.95以下）となるように単一ユニットの配置を設定する。	評価要求	複数ユニットを設定する設備	評価方法（複数ユニット）			－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 （スタック編成設備） 貯蔵施設	燃料棒加工工程（挿入溶接設備，燃料棒解体設備） 分析設備 貯蔵施設	－		
11	c.　核燃料物質を収納する設備・機器の設置に当たっては，通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお，固定することが困難な設備・機器の場合は，設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。	機能要求②	核燃料物質を収納する設備・機器	設計方針（複数ユニット）			－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程 貯蔵施設	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程 分析設備 貯蔵施設	＜核物質等取扱ボックス(臨界管理)＞ ＜機械装置(臨界管理)＞ ＜搬送設備(臨界管理)＞ ＜ラック/ピット/棚(臨界管理)＞ ・主要材料		
12	d.　核燃料物質を不連続的に取り扱う（バッチ処理）施設においては，核燃料物質を次の工程に移動させようとしても，核燃料物質を受け入れる工程が核的制限値を満足する状態にならなければ，移動することができない設計とする。	機能要求①	核燃料物質を不連続的に取り扱う（バッチ処理）施設 （質量管理を行う設備）	設計方針（複数ユニット）			－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 （スタック編成設備）	燃料棒加工工程 （挿入溶接設備，燃料棒解体設備） ウラン燃料棒収容装置（貯蔵施設） 分析設備	－		
13	e.　核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の核燃料物質を安全に保持する設計とする。	機能要求①	核燃料物質を搬送する機器	設計方針（複数ユニット）			－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程 貯蔵施設	燃料棒加工工程 燃料集合体組立工程 分析設備 貯蔵施設	－		
14	(3)　核的制限値の維持及び管理 核的制限値の維持及び管理については，形状寸法管理及び臨界管理により，起こることは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（核的制限値の維持及び管理）	I-1　臨界安全設計の基本方針	【核的制限値の維持及び管理に関する考え方】 核的制限値の維持及び管理に関する考え方について，説明する。 ・核的制限値の維持及び管理については，起こることは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないように設計する。 ・Ｐｕ＊質量，本数，体数，平板厚さ又は段数で設定した核的制限値に基づき臨界管理を行う。 ・また，プルトニウム富化度，含水率等については，核的制限値の設定条件以下であることを確認する。	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	I-1　臨界安全設計の基本方針	【核的制限値の維持及び管理に関する考え方】 核的制限値の維持及び管理に関する考え方について，説明する。 ・核的制限値の維持及び管理については，起こることは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないように設計する。 ・Ｐｕ＊質量，本数，体数，平板厚さ又は段数で設定した核的制限値に基づき臨界管理を行う。 ・また，プルトニウム富化度，含水率等については，核的制限値の設定条件以下であることを確認する。
15	a.　形状寸法管理 形状寸法管理は，核燃料物質を取り扱う設備・機器の構造又は機構により核的制限値を維持する設計とする。また，核燃料物質を取り扱う容器は，通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。	機能要求②	形状寸法管理の設備	設計方針（核的制限値の維持及び管理）	I-1　臨界安全設計の基本方針	【形状寸法管理に係る臨界管理の考え方】 形状寸法管理に係る臨界管理の考え方について，説明する。 ・形状寸法管理は，核燃料物質を取り扱う設備・機器の構造又は機構により核的制限値を維持する設計とする。 ・核燃料物質を取り扱う容器は，通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。 ・混合酸化物貯蔵容器及び燃料集合体を体数で管理する単一ユニットにおいては，構成する設備・機器が構造的に核的制限値以下の体数でなければ取り扱えない設計とする。 ・燃料棒を取り扱う工程において形状寸法管理を行う単一ユニットは，単一ユニットの入口に核的制限値以内に制限するためのゲートを設置するとともに，燃料棒を平板厚さに対する核的制限値以内で取り扱うように設計する。 ・貯蔵マガジン及び組立マガジンを取り扱う工程において形状寸法管理を行う単一ユニットは，貯蔵マガジン及び組立マガジンを積み重ねて取り扱うことのない機構とする。	－	－	－	－	－	○	貯蔵施設の容器	貯蔵施設の容器	＜運搬・製品容器(臨界管理)＞ ・主要材料	I-1　臨界安全設計の基本方針	【形状寸法管理に係る臨界管理の考え方】 形状寸法管理に係る臨界管理の考え方について，説明する。 ・形状寸法管理は，核燃料物質を取り扱う設備・機器の構造又は機構により核的制限値を維持する設計とする。 ・核燃料物質を取り扱う容器は，通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。 ・燃料集合体を体数で管理する単一ユニットにおいては，構成する設備・機器が構造的に核的制限値以下の体数でなければ取り扱えない設計とする。 ・燃料棒を取り扱う工程において形状寸法管理を行う単一ユニットは，単一ユニットの入口に核的制限値以内に制限するためのゲートを設置するとともに，燃料棒を平板厚さに対する核的制限値以内で取り扱うように設計する。 ・貯蔵マガジン及び組立マガジンを取り扱う工程において形状寸法管理を行う単一ユニットは，貯蔵マガジン及び組立マガジンを積み重ねて取り扱うことのない機構とする。
		機能要求②	混合酸化物貯蔵容器及び燃料集合体を体数で管理する単一ユニット	設計方針（核的制限値の維持及び管理）			－	－	－	－	－	○	燃料集合体組立工程 （燃料集合体組立工程搬送設備）	燃料集合体組立工程 （燃料集合体組立設備，燃料集合体洗浄検査設備等）	＜搬送設備(臨界管理)＞ ・核的制限値 （体数）		
		機能要求② 設置要求	燃料棒を取り扱う工程において形状寸法管理を行う単一ユニット	設計方針（核的制限値の維持及び管理）			－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程	＜機械装置(臨界管理)＞ ・核的制限値 （寸法）		
		機能要求②	貯蔵マガジン及び組立マガジンを取り扱う工程において形状寸法管理を行う単一ユニット	設計方針（核的制限値の維持及び管理）			－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 （燃料棒検査設備，燃料棒収容設備）	燃料棒加工工程 （燃料棒検査設備） 燃料集合体組立工程 （燃料集合体組立設備）	＜機械装置(臨界管理)＞ ・核的制限値 （段数）		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	(2)　複数ユニットの臨界安全設計 二つ以上の単一ユニットが存在する複数ユニットについては，技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために，核的に安全な配置とした単一ユニット相互の間隔の維持及び単一ユニット相互間における中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより，最も厳しい状態においても臨界に達しない設計とする。	冒頭宣言	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
8	a.　単一ユニット相互間は，十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより，核的に安全な配置とする設計とする。	機能要求② 設置要求 評価要求	○	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・単一ユニット相互間距離 ・コンクリート厚さ ・コンクリートまでの距離	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-4　成形施設，被覆施設，組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書 Ⅲ 耐震性に関する説明書	【複数ユニットの設定】 ・単一ユニット相互間は，十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより，核的に安全な配置とすることを説明する。 ○十分な厚さのコンクリート ・臨界隔離壁の厚さ及び設置個所を示す。	○	－	貯蔵施設（輸送容器一時保管エリア）	－	I-1　臨界安全設計の基本方針 I-2-5　核燃料物質の貯蔵施設の臨界防止に関する計算書	【複数ユニットの設定】 ・単一ユニット相互間は，十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより，核的に安全な配置とすることを説明する。 ○十分な厚さのコンクリート ・臨界隔離壁の厚さ及び設置個所を示す。
9	b.　核的に安全な配置を定めるに当たっては，最も厳しい結果を与えるよう，中性子の減速，吸収及び反射の各条件を仮定し，かつ，測定又は計算による誤差，誤操作等を考慮して裕度を見込む。	評価要求	○	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	－		【複数ユニットにおける核的に安全な措置】 ○複数ユニットの評価条件 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 ・複数ユニットの評価対象一覧を示す。 ○臨界安全評価 ・単一ユニット相互間距離および計算モデル・計算結果を示す。 ○通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材の使用 ○バッチ処理における核燃料物質の次工程への搬送の考慮 ○核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構	○	－	貯蔵施設（輸送容器一時保管エリア）	－		【複数ユニットにおける核的に安全な措置】 ○複数ユニットの評価条件 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 ○臨界安全評価 ・単一ユニット相互間距離および計算モデル・計算結果を示す。 ・申請する貯蔵施設の貯蔵単位の相互間距離および計算モデル・計算結果を示す。
10	また，参考とする文献は，公表された信頼度の十分高いものとし，また，使用する臨界計算コードは，実験値との対比がなされ，信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。 複数ユニットに対しては，臨界計算コードにより中性子実効増倍率を計算し，未臨界（中性子実効増倍率が0.95以下）となるように単一ユニットの配置を設定する。	評価要求	○	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	－			○	－	貯蔵施設（輸送容器一時保管エリア）	－		
11	c.　核燃料物質を収納する設備・機器の設置に当たっては，通常時に作用している荷重に対して発生する変形が過大とならないように構造強度を持つ構造材を用いて固定する設計とする。なお，固定することが困難な設備・機器の場合は，設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付ける又は移動範囲を制限する設計とする。	機能要求②	○	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ＜機械装置（臨界管理）＞ ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・主要材料			○	－	貯蔵施設（輸送容器一時保管エリア）	－		
12	d.　核燃料物質を不連続的に取り扱う（バッチ処理）施設においては，核燃料物質を次の工程に移動させようとしても，核燃料物質を受け入れる工程が核的制限値を満足する状態にならなければ，移動することができない設計とする。	機能要求①	○	粉末調整工程 ペレット加工工程	粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	－			○	－	貯蔵施設（輸送容器一時保管エリア）	－		
13	e.　核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の核燃料物質を安全に保持する設計とする。	機能要求①	○	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程	原料粉末受入工程 粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備	－			○	－	貯蔵施設（輸送容器一時保管エリア）	－		
14	(3)　核的制限値の維持及び管理 核的制限値の維持及び管理については，形状寸法管理及び臨界管理により，起こることは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しない設計とする。	冒頭宣言	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
15	a.　形状寸法管理 形状寸法管理は，核燃料物質を取り扱う設備・機器の構造又は機構により核的制限値を維持する設計とする。また，核燃料物質を取り扱う容器は，通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	貯蔵施設の容器 （混合酸化物貯蔵容器，粉末缶）	－	＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・主要材料	I-1　臨界安全設計の基本方針	【形状寸法管理に係る臨界管理の考え方】 形状寸法管理に係る臨界管理の考え方について，説明する。 ・核燃料物質を取り扱う容器は，通常の取扱条件において容易に変形しない構造材を用いる設計とする。
		機能要求②	○	原料粉末受入工程 （貯蔵容器受入設備）	原料粉末受入工程 （貯蔵容器受入設備）	＜搬送設備（臨界管理）＞ ・核的制限値 （体数）	I-1　臨界安全設計の基本方針	【形状寸法管理に係る臨界管理の考え方】 形状寸法管理に係る臨界管理の考え方について，説明する。 ・形状寸法管理は，核燃料物質を取り扱う設備・機器の構造又は機構により核的制限値を維持する設計とする。 ・混合酸化物貯蔵容器を体数で管理する単一ユニットにおいては，構成する設備・機器が構造的に核的制限値以下の体数でなければ取り扱えない設計とする。	－	－	－	－	－	－
		機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	b.　質量管理 質量管理は，各単一ユニットの核燃料物質の在庫量を常時把握するとともに，核燃料物質を搬送する容器を識別し，それにより搬送する核燃料物質の質量，形態等を把握することにより行う設計とする。単一ユニットへの核燃料物質の搬送においては，核的制限値以下であることが確認されなければ搬入が許可されないインターロックを設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	質量管理を行う設備 （誤搬入防止機構は，秤量器，ＩＤ番号読取機，運転管理用計算機，臨界管理用計算機，誤搬入防止機構（シャッタ）等から構成する。 誤投入防止機構は，秤量器，ＩＤ番号読取機，運転管理用計算機，臨界管理用計算機及び誤投入防止機構（添加剤受入バルブ）又は誤投入防止機構（添加剤投入バルブ）から構成する。）	設計方針（核的制限値の維持及び管理）	I-1　臨界安全設計の基本方針	【質量管理に係る臨界管理の考え方】 ・誤搬入防止機構，誤投入防止機構に関する構成，機構を説明する。	－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 （スタック編成設備）	燃料棒加工工程 （挿入溶接設備，燃料棒解体設備） ウラン燃料棒収容装置（貯蔵施設） 分析設備	－	I-1　臨界安全設計の基本方針	【質量管理に係る臨界管理の考え方】 ・誤搬入防止機構，誤投入防止機構に関する構成，機構を説明する。
					I-3　計量設備による核的制限値の維持及び管理に関する説明書	【誤搬入防止機構，誤投入防止機構の具体的設計】 誤搬入防止機構，誤投入防止機構の具体的設計を説明する。 ・各設備の誤搬入防止機構，誤投入防止機構 ・各設備の計量設備	－	－	－	－	－				－	I-3　計量設備による核的制限値の維持及び管理に関する説明書	【誤搬入防止機構，誤投入防止機構の具体的設計】 誤搬入防止機構，誤投入防止機構の具体的設計を説明する。 ・各設備の誤搬入防止機構，誤投入防止機構 ・各設備の計量設備
		機能要求① 設置要求	質量管理を行う設備	設計方針（核的制限値の維持及び管理）	I-1　臨界安全設計の基本方針	【臨界管理における核的制限値設定条件の確認】 ・各単一ユニットの臨界管理において，核的制限値のほか，プルトニウム富化度等の核的制限値設定条件の確認項目について確認し，質量管理と容器等の識別の組合せにより プルトニウム富化度が設定条件以下であることを確認することを説明する。	－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程 （スタック編成設備）	燃料棒加工工程 （挿入溶接設備，燃料棒解体設備） ウラン燃料棒収容装置（貯蔵施設） 分析設備	－	I-1　臨界安全設計の基本方針	【臨界管理における核的制限値設定条件の確認】 ・各単一ユニットの臨界管理において，核的制限値のほか，プルトニウム富化度等の核的制限値設定条件の確認項目について確認し，質量管理と容器等の識別の組合せにより プルトニウム富化度が設定条件以下であることを確認することを説明する。
17	(4)　臨界事故を防止するために必要な設備 MOX燃料加工施設には，臨界事故を防止するために必要な設備を設ける設計とする。 a.　設備の容量，形状及び配置並びに核燃料物質の取扱方法から，MOX燃料加工施設で臨界が発生することは想定されないが，深層防護の観点及び従事者の退避等のため，万一に備えて，臨界が発生した場合にも臨界の発生を検知することができる設計とする。	設置要求	臨界事故を防止するために必要な設備	設計方針（臨界事故を防止するために必要な設備）	V-1-5 放射線管理施設に関する説明書	【臨界検知ガスモニタについて】 臨界検知用ガスモニタの構成について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四条 核燃料物質の臨界防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	b.　質量管理 質量管理は，各単一ユニットの核燃料物質の在庫量を常時把握するとともに，核燃料物質を搬送する容器を識別し，それにより搬送する核燃料物質の質量，形態等を把握することにより行う設計とする。単一ユニットへの核燃料物質の搬送においては，核的制限値以下であることが確認されなければ搬入が許可されないインターロックを設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	○	粉末調整工程 ペレット加工工程 計量設備（秤量器，ＩＤ番号読取機）	粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備 計量設備（運転管理用計算機，臨界管理用計算機）	－	I-1　臨界安全設計の基本方針	【質量管理に係る臨界管理の考え方】 ・誤搬入防止機構，誤投入防止機構に関する構成，機構を説明する。	－	－	－	－	－	－
						－	I-3　計量設備による核的制限値の維持及び管理に関する説明書	【誤搬入防止機構，誤投入防止機構の具体的設計】 誤搬入防止機構，誤投入防止機構の具体的設計を説明する。 ・各設備の誤搬入防止機構，誤投入防止機構 ・各設備の計量設備	－	－	－	－	－	－
		機能要求① 設置要求	○	粉末調整工程 ペレット加工工程 計量設備（秤量器，ＩＤ番号読取機）	粉末調整工程 ペレット加工工程 実験設備 計量設備（運転管理用計算機，臨界管理用計算機）	－	I-1　臨界安全設計の基本方針	【臨界管理における核的制限値設定条件の確認】 ・各単一ユニットの臨界管理において，核的制限値のほか，プルトニウム富化度等の核的制限値設定条件の確認項目について確認し，質量管理と容器等の識別の組合せによりプルトニウム富化度が設定条件以下であることを確認することを説明する。	－	－	－	－	－	－
17	(4)　臨界事故を防止するために必要な設備 MOX燃料加工施設には，臨界事故を防止するために必要な設備を設ける設計とする。 a.　設備の容量，形状及び配置並びに核燃料物質の取扱方法から，MOX燃料加工施設で臨界が発生することは想定されないが，深層防護の観点及び従事者の退避等のため，万一に備えて，臨界が発生した場合にも臨界の発生を検知することができる設計とする。	設置要求	○	－	放射線監視設備 （臨界検知用ガスモニタ）	－	V-1-5 放射線管理施設に関する説明書	【臨界検知ガスモニタについて】 ・臨界検知用ガスモニタの構成について説明する。	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第４条：核燃料物質の臨界防止）

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
24	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	洞道搬送台車	洞道搬送台車	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	貯蔵容器搬送用洞道	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	再処理 （MOX主）	—
25	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	受渡天井クレーン	受渡天井クレーン	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
26	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	受渡ピット	受渡ピット	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
27	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	保管室クレーン	保管室クレーン	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
28	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	貯蔵容器検査装置	貯蔵容器検査装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
34	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	貯蔵容器受払装置	貯蔵容器受払装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
38	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
39	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置	原料MOX粉末缶取出装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
40	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
41	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置	原料MOX粉末秤量･分取装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
42	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
43	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
44	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
45	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置	予備混合装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
46	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置グローブボックス	一次混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
47	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置	一次混合装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
50	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
51	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置	一次混合粉末秤量･分取装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
54	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
55	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置	均一化混合装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
56	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
57	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置	造粒装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
58	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
59	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置	添加剤混合装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
60	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
61	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置	原料MOX分析試料採取装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
62	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取･詰替装置グローブボックス	分析試料採取･詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
63	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取･詰替装置	分析試料採取･詰替装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
64	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･詰替装置グローブボックス	回収粉末処理･詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
65	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･詰替装置	回収粉末処理･詰替装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
66	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
67	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置	回収粉末微粉砕装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
68	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
69	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置	回収粉末処理･混合装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
70	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
71	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置	再生スクラップ焙焼処理装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
72	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置グローブボックス	再生スクラップ受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
73	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置	再生スクラップ受払装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
80	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
81	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
82	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-3	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
83	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-4	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
84	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-5	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
85	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-6	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
95	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
96	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
97	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-3	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
98	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-4	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
99	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-5	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
100	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-6	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
103	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置	再生スクラップ搬送装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
107	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置	添加剤混合粉末搬送装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
122	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
123	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
124	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-3	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
125	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-4	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
126	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-5	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
127	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-6	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
128	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-7	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
129	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-8	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
130	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-9	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
131	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-11	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
132	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-13	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
133	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-14	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
134	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-16	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
135	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-19	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
136	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-20	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
138	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
139	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)	プレス装置(粉末取扱部)	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
140	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
141	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)	プレス装置(プレス部)	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
142	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
143	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
144	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	グリーンペレット積込装置グローブボックス	グリーンペレット積込装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
145	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	圧縮成形設 備	—	—	—	グリーンペレット積込装置	グリーンペレット積込装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
146	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置グローブボックス	焼結ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
147	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置	焼結ボート供給装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
148	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉	機械装置（焼結・乾燥装 置）	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
150	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置グローブボックス	焼結ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
151	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置	焼結ボート取出装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
155	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置グローブボックス	焼結ペレット供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
156	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置	焼結ペレット供給装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
157	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削装置グローブボックス	研削装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
158	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削装置	研削装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
159	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置グローブボックス	研削粉回収装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
160	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置	研削粉回収装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
161	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット検査設備グローブボックス	ペレット検査設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
162	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	外観検査装置	外観検査装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
163	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	寸法･形状･密度検査装置	寸法･形状･密度検査装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
164	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	仕上がりペレット収容装置	仕上がりペレット収容装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
165	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置グローブボックス	ペレット立会検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
166	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置	ペレット立会検査装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
220	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
221	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-3	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
222	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-4	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
223	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-5	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
224	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-6	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
225	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-7	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
226	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-8	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
227	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-9	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
228	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-10	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
229	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2）	焼結ボート搬送装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
244	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
245	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
249	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置	回収粉末容器搬送装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
251	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成設備グローブボックス	スタック編成設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
252	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	波板トレイ取出装置	波板トレイ取出装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
253	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成装置	スタック編成装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
254	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック収容装置	スタック収容装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
255	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	空乾燥ボート取扱装置グローブボックス	空乾燥ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
256	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	空乾燥ボート取扱装置	空乾燥ボート取扱装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
257	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート供給装置グローブボックス	乾燥ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
258	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート供給装置	乾燥ボート供給装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
259	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	スタック乾燥装置	スタック乾燥装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
260	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート取出装置グローブボックス	乾燥ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
261	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート取出装置	乾燥ボート取出装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
265	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	スタック供給装置グローブボックス	スタック供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
266	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	スタック供給装置	スタック供給装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
271	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
272	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
273	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
274	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置（被覆管取扱部） 挿入溶接装置（スタック取扱部） 挿入溶接装置（燃料棒溶接部）	挿入溶接装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
275	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	除染装置グローブボックス	除染装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
276	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	除染装置	除染装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
277	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	汚染検査装置オープンポートボックス	汚染検査装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
278	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	汚染検査装置	汚染検査装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
279	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	ヘリウムリーク検査装置	ヘリウムリーク検査装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
280	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	X線検査装置	X線検査装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
281	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	ロッドスキャニング装置	ロッドスキャニング装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
282	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	外観寸法検査装置	外観寸法検査装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
283	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	燃料棒移載装置	燃料棒移載装置	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B,B-1/—	—	—	※ゲートは安重
284	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	燃料棒立会検査装置	燃料棒立会検査装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B-1/—	—	—	※ゲートは安重
285	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	貯蔵マガジン	貯蔵マガジン	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	72	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
286	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	燃料棒収容装置	燃料棒収容装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
287	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	燃料棒供給装置	燃料棒供給装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B,B-1/—	—	—	※ゲートは安重
288	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	貯蔵マガジン移載装置	貯蔵マガジン移載装置	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B,B-1/—	—	—	—
289	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒搬入オープンポートボックス	燃料棒搬入オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
290	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置グローブボックス	燃料棒解体装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
291	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
307	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
322	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置	乾燥ポート搬送装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
323	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	燃料棒搬送装置	燃料棒搬送装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B,B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
325	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立設備	—	—	—	マガジン編成装置	マガジン編成装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
326	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立設備	—	—	—	組立マガジン	組立マガジン	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
328	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立設備	—	—	—	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
329	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 洗浄設備	—	—	—	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
330	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 検査設備	—	—	—	燃料集合体第1検査装置	燃料集合体第1検査装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
331	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 検査設備	—	—	—	燃料集合体第2検査装置	燃料集合体第2検査装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
332	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 検査設備	—	—	—	燃料集合体仮置台	燃料集合体仮置台	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
333	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 検査設備	—	—	—	燃料集合体立会検査装置	燃料集合体立会検査装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
334	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立工程搬 送設備	—	—	—	組立クレーン	組立クレーン	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
335	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立工程搬 送設備	—	—	—	リフタ	リフタ	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
336	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	—	—	貯蔵梱包クレーン	貯蔵梱包クレーン	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
337	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	—	—	燃料ホルダ取付装置	燃料ホルダ取付装置	機械装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
342	核燃料物質 の貯蔵施設	—	貯蔵容器一 時保管設備	—	—	—	—	一時保管ピット	一時保管ピット	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-3/—	—	—	—
343	核燃料物質 の貯蔵施設	—	貯蔵容器一 時保管設備	—	—	—	—	混合酸化物貯蔵容器	混合酸化物貯蔵容器	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	490	4	新設	安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
344	核燃料物質 の貯蔵施設	—	貯蔵容器一 時保管設備	—	—	—	—	容器(粉末缶)	容器(粉末缶)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	1720	4	新設	非安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
346	核燃料物質 の貯蔵施設	—	原料MOX粉 末缶一時保 管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置	原料MOX粉末缶一時保管装置	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
347	核燃料物質 の貯蔵施設	—	原料MOX粉 末缶一時保 管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
359	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置1	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
360	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置2	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
361	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置3	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
362	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置4	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
363	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置5	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
364	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置6	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
365	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置7	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
366	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置8	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
367	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置9	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
368	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置10	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
369	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置11	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
370	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置12	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
371	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管搬送装置	粉末一時保管搬送装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
372	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(J60)	容器(J60)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	30	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
373	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(J85)	容器(J85)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	46	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
375	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(5缶バスケット)	容器(5缶バスケット)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	8	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
376	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(1缶バスケット)	容器(1缶バスケット)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
377	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(CS･RS保管ポット)	容器(CS･RS保管ポット)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	1944	2	新設	非安重	—	—/—	主：粉末一時保管設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—
378	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(CS･RS回収ポット)	容器(CS･RS回収ポット)	—	4条-15	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
379	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(先行試験ポット)	容器(先行試験ポット)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
383	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-1	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
384	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-2	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
385	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-3	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
386	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
387	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
392	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
393	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
394	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-3	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
395	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-4	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
396	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-5	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
397	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-6	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
398	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-7	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
399	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-8	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
402	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	容器(焼結ボート)	容器(焼結ボート)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	192	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
403	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	容器(先行試験焼結ボート)	容器(先行試験焼結ボート)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
404	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	容器(スクラップ焼結ボート)	容器(スクラップ焼結ボート)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	6	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
405	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	容器(規格外ペレット保管容器)	容器(規格外ペレット保管容器)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	—/—	主：スクラップ貯蔵設備 副：ペレット一時保管設備	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
411	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
412	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
413	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
414	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
415	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
416	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器入出庫装置	スクラップ保管容器入出庫装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
419	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
420	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
422	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ﾍﾟﾚｯﾄ保管容器)	容器(ペレット保管容器)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	297	2	新設	非安重	—	—/—	主：製品ペレット貯蔵設備 副：スクラップ貯蔵設備	—	—
423	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(9缶ﾊﾞｽｹｯﾄ)	容器(9缶バスケット)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	210	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
424	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(規格外ﾍﾟﾚｯﾄ保管容器)	容器(規格外ペレット保管容器)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	—/—	主：スクラップ貯蔵設備 副：ペレット一時保管設備	—	—
425	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(CS･RS保管ﾎﾟｯﾄ)	容器(CS･RS保管ポット)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	1944	2	新設	非安重	—	—/—	主：粉末一時保管設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—
431	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
432	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
433	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
434	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
435	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
436	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器入出庫装置	ペレット保管容器入出庫装置	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
439	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-1	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
440	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-2	搬送装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
442	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ペレット保管容器)	容器(ペレット保管容器)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	297	2	新設	非安重	—	—/—	主：製品ペレット貯蔵設備 副：スクラップ貯蔵設備	—	—
443	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ペレット保存試料保管容器)	容器(ペレット保存試料保管容器)	製品・運搬容器	4条-15	燃料加工建屋	53	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
444	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B,B-3/—	—	—	—
445	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B,B-3/—	—	—	—
446	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	貯蔵マガジン入出庫装置	貯蔵マガジン入出庫装置	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11 4条-13 4条-15	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
447	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン燃料棒収容装置	ウラン燃料棒収容装置	搬送装置	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
448	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料集合体貯蔵設備	—	—	—	—	燃料集合体貯蔵チャンネル	燃料集合体貯蔵チャンネル	ラック/ピット/棚	4条-8 4条-11	燃料加工建屋	220	2	新設	安重	—	B-1，B-3/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
451	核燃料物質の貯蔵施設	—	-(燃料棒受入一時保管エリア)	—	—	—	—	—(ウラン燃料棒用輸送容器),(ウラン燃料棒輸送容器の内容器)	-(燃料棒受入一時保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	4条-8	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
544	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	臨界検知用ガスモニタ	臨界検知用ガスモニタ	—	4条-17	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
793	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置グローブボックス	受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
794	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置	受払装置	—	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
797	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	受払･分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
798	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
799	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
800	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
801	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
802	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
803	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
804	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
805	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
806	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
807	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
808	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
809	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
810	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
811	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
812	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
813	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料塗布装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
814	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	α線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
815	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	γ線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
816	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蛍光Ｘ線分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
817	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウム含有率分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
818	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Bグローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
819	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Cグローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
820	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Dグローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
821	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Eグローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
822	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
823	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料調製装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
824	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
825	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	塩素･ﾌｯ素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
826	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	O/M比測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
827	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水分分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
828	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
829	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
830	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	EPMA分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
831	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-発光分光分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
832	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-質量分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
833	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
834	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蒸発性不純物測定装置Aグローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
835	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	粉末物性測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
836	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
837	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
838	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウムスポット検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
839	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	液浸密度測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
840	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	熱分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
841	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
842	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
843	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	Ｘ線回折測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
844	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
845	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
846	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
847	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
848	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
849	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
850	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
851	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
852	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－3	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
853	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－4	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
854	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置	分析装置	—	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
855	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	分析済液中和固液分離グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
856	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
857	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
858	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	ろ過･第1活性炭処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
859	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	第2活性炭･吸着処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
888	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	払出前希釈槽	容器	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
896	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	ID番号読取機	ID番号読取機	—	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— —/—	—	—	—
897	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	秤量器	秤量器	—	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— —/—	—	—	—
898	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	運転管理用計算機	運転管理用計算機	—	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
899	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	臨界管理用計算機	臨界管理用計算機	—	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
900	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置グローブボックス	小規模粉末混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
901	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置	小規模粉末混合装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
902	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置グローブボックス	小規模プレス装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第4条　核燃料物質の臨界防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
903	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置	小規模プレス装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
904	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置グローブボックス	小規模焼結処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
905	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
910	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置グローブボックス	小規模研削検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
911	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置	小規模研削検査装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
912	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置グローブボックス	資材保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	4条-4 4条-8 4条-11	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
913	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置	資材保管装置	機械装置	4条-12 4条-16	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-2　各条における申請対象設備

(第５条：安全機能を有する施設の地盤)

(第 26 条：重大事故等対処施設の地盤)

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第５条：安全機能を有する施設の地盤）（第26条：重大事故等対処施設の地盤）
添付２：申請対象設備リスト（第５条：安全機能を有する施設の地盤）（第26条：重大事故等対処施設の地盤）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第５条安全機能を有する施設の地盤」、「第26条　重大事故等対処施設の地盤」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第５条：安全機能を有する施設の地盤）

（第26条：重大事故等対処施設の地盤）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第二十六条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第１章　共通項目 2.地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	官頒宮言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。 【2.1 基本方針　「(2) 重大事故等対処施設　。」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 【2.1 基本方針　「(2) 重大事故等対処施設　。」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
1-2	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。	定義	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 ・「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。 ・第1燃料加工施設の構築物は排気筒であり，土木構造物に関連である。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 ・なお，「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。 ・第1燃料加工施設の構築物は，排気筒であり，土木構造物は関連である。	第１回申請と同一					
2-1	2.1　安全機能を有する施設の地盤 地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	—	—	○	燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価について，添付書類「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
2-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	—		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
2-3	耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （耐震重要施設以外の建物・構築物） 貯蔵容器搬送用渠道	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針	—		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	○	貯蔵容器搬送用渠道	—	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
3	耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	—		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
4	耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	—		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　。」】 ・耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
S-1	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・礫層については，礫架層と同等以上の力学特性を有することから，礫架層の極限支持力度を適用する。	○	燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅲ-1-1-2　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。	第１回申請と同一					
S-2	また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物にあっては，自重及び通常時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	施設共通　基本設計方針 （Ｓクラスの施設の建物・構築物）	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・礫層については，礫架層と同等以上の力学特性を有することから，礫架層の極限支持力度を適用する。	○	施設共通　基本設計方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅲ-1-1-2　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。	第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第二十六条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第１章　共通項目 2.地盤 　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
1-2	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2-1	2.1　安全機能を有する施設の地盤 　地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2-3	耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
3	耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び陥すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
4	耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
5-1	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
5-2	また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物にあっては，自重及び通常時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第二十六条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備(2項変更①)	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備(2項変更②)	第２回申請 申請対象設備(1項新規①)	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
5-3	Ｂクラス及びＣクラスの施設の地盤においては，自重及び通常時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （Ｂクラス及びＣクラスの施設）	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ｂ．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 上記(3)a.(b)を適用する。	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 ・地盤の極限支持力度は，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験方法，又は基礎指針2001の支持力算定式に基づき，対象施設の支持地盤の室内試験結果から算定する方法により設定する。短期許容支持力度は，算定された極限支持力度の2/3倍として設定する。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ｂ．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 【4.地盤の支持力度】 ・地盤の極限支持力度は，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験方法，又は基礎指針2001の支持力算定式に基づき，対象施設の支持地盤の室内試験結果から算定する方法により設定する。短期許容支持力度は，算定された極限支持力度の2/3倍として設定する。	○	貯蔵容器搬送用洞道	－	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ｂ．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 【4.地盤の支持力度】 ・地盤の極限支持力度は，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験方法，又は基礎指針2001の支持力算定式に基づき，対象施設の支持地盤の室内試験結果から算定する方法により設定する。短期許容支持力度は，算定された極限支持力度の2/3倍として設定する。
6-1	2.2　重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	―	―	○	燃料加工建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価について，添付書類「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
6-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	―	―	○	燃料加工建屋	－		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物）	基本方針	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	―	―	○	施設共通　基本設計方針	－		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	第１回申請と同一					
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	―	―	○	燃料加工建屋	－		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	―	―	○	燃料加工建屋	－		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・MMRについては、鷹架層と同等以上の力学特性を有することから、鷹架層の極限支持力度を適用する。	○	燃料加工建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅲ-1-1-2　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ａ．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。	第１回申請と同一					
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては，自重及び通常時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系）	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 上記(3)a.(b)を適用する。	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度	【4.地盤の支持力度】 ・地盤の極限支持力度は，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験方法，又は基礎指針2001の支持力算定式に基づき，対象施設の支持地盤の室内試験結果から算定する方法により設定する。短期許容支持力度は，算定された極限支持力度の2/3倍として設定する。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ｂ．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 【4.地盤の支持力度】 ・地盤の極限支持力度は，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験方法，又は基礎指針2001の支持力算定式に基づき，対象施設の支持地盤の室内試験結果から算定する方法により設定する。短期許容支持力度は，算定された極限支持力度の2/3倍として設定する。	第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第二十六条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-3	Ｂクラス及びＣクラスの施設の地盤においては，自重及び通常時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
6-1	2.2　重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価について，添付書類「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
6-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１貯水槽 第２貯水槽 重油貯槽	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤といった変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅲ-1-1-2　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ａ．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては，自重及び通常時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１貯水槽 第２貯水槽 重油貯槽	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ｂ．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。

添付２

申請対象設備リスト

（第５条：安全機能を有する施設の地盤）

（第26条：重大事故等対処施設の地盤）

申請対象設備リスト
（第5条　安全機能を有する施設の地盤）
（第26条　重大事故等対処施設の地盤）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
1	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	燃料加工建屋	建屋・洞道	5条26条-2-1 5条26条-2-2 5条26条-3 5条26条-4 5条26条-5-1 5条26条-6-1 5条26条-6-2 5条26条-7 5条26条-8 5条26条-9-1	—	—	—	—	1	新設	非安重 ※1	—	S※2 /1.2Ss	—	再処理 (MOX主)	※1：一部の工程室は安重 ※2：安重の工程室の範囲
699	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	第1軽油貯槽	第1軽油貯槽	容器	5条26条-6-1 5条26条-6-2 5条26条-7 5条26条-8 5条26条-9-1	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(6)①	屋外	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
700	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	第2軽油貯槽	第2軽油貯槽	容器	5条26条-6-1 5条26条-6-2 5条26条-7 5条26条-8 5条26条-9-1	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(6)①	屋外	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
724	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	建屋・洞道	5条26条-6-1 5条26条-6-2 5条26条-7 5条26条-8 5条26条-9-1	—	—	—	—	4	新設	—	—	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
750	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	燃料補給設備	—	重油貯槽	重油貯槽	容器	5条26条-6-1 5条26条-6-2 5条26条-7 5条26条-8 5条26条-9-1	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	屋外	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	5条26条-2-3 5条26条-5-2 5条26条-5-3 5条26条-9-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-3　各条における申請対象設備

（第６条：地震による損傷の防止）

（第 27 条：地震による損傷の防止）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能，性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2
６．耐震クラスの考え方 2

添付１：別紙２（第６条：地震による損傷の防止）（第27条：地震による損傷の防止）
添付２：申請対象設備リスト（第６条：地震による損傷の防止）（第27条：地震による損傷の防止）
添付３：事業変更許可申請書　添付書類五（抜粋）
・添５第11表　クラス別施設
・添５第12表　重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類
・添５第28表　主要な重大事故等対処設備の設備分類

１．概要

本資料は，補足説明資料「本文，添付書類，補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき，技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について，基本設計方針と申請対象設備を紐付けし，申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため，別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し，さらに，申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い，技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に，別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能，性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には，機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり，特に系統として機能，性能を達成するものに対しては，当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第６条　地震による損傷の防止」，「第27条　地震による損傷の防止」において，機能要求②となる系統として機能，性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち，「機器単体で機能，性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」，「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため，加工規則等，技術基準規則及び事業許可基準規則で要求されている施設，系統，機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち，仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備，基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また，機器単体で機能，性能を達成する設備は，設計図書の機器リスト，既認可申請書等を用いて，対象を明確化する。機器単体で機能，性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は，共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能，性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能，性能を達成する設備及び機器単体で機能，性能を達成する設備のうち，詳細設計中の設備については，設計図書による検証ができないことから，設計完了後に作業を行うこととする。なお，申請対象設備リストにおいて，設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は，共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

６．耐震クラスの考え方

設備に要求される耐震クラスを整理するに当たって，事業変更許可申請書の「添付書類五　添５第11表　クラス別施設」及び「添付書類五　添５第12表　重大事故等対処設備（主要設備）の設備区分」を踏まえて，対象範囲が明確になるよう，整理する。

耐震クラスは，設計基準対象の施設（以下「ＤＢ施設」という。）及び重大事故等対処施設（以下「ＳＡ施設」という）として要求される耐震設計をそれぞれ記載する。耐震設計の考え方を表に示す。

耐震重要度分類におけるＢクラス施設のうち，共振のおそれがある施設については，耐震設計により固有振動数を算出して設計することから，各Ｂクラス施設の申請回までに整理する。

耐震重要度分類におけるＢクラス施設及びＣクラス施設のうち，波及的影響を考慮する施設については，事業変更許可申請書にて明確になっている設備（Ｓクラスのグローブボックス内に設置する内装機器等）について明確にすることとし，配置等により波及的影響を考慮する施設は，当該施設が波及的影響を及ぼすおそれがある上位クラス施設の申請回までに整理する。

なお，別紙2-1-22「各条における申請対象設備（第30条：重大事故等対処設備）」にて要求される基準地震度Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備についても合わせて整理する。

表　申請対象設備リストへの記載「(ＤＢ施設の耐震設計)/(ＳＡ施設の耐震設計)」

耐震設計（ＤＢ施設）

Ｓ	耐震重要度分類におけるＳクラス施設
Ｂ	耐震重要度分類におけるＢクラス施設
Ｂ－１	耐震重要度分類におけるＢクラス施設のうち，共振のおそれがあるため，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
Ｂ－２	耐震重要度分類におけるＢクラス施設のうち，波及的影響によって，耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
Ｂ－３	耐震重要度分類におけるＢクラス施設のうち，一時保管ピット，原料ＭＯＸ粉末缶一時保管装置，ペレット一時保管棚，スクラップ貯蔵棚，製品ペレット貯蔵棚，燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して過大な変形等が生じないよう設計するもの
Ｂ－４	耐震重要度分類におけるＢクラス施設のうち，Ｓクラスのグローブボックスを循環する経路については，基準地震動Ｓｓによる地震動に対して耐震性が確保される設計のもの
Ｃ	耐震重要度分類におけるＣクラス施設
Ｃ－１	耐震重要度分類におけるＣクラス施設のうち，波及的影響によって，耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
Ｃ－２	耐震重要度分類におけるＣクラス施設のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水を防護する機能を保持できる設計とするもの
―	上記以外（当該施設において安全機能を有する施設として使用しないものを含む）

耐震設計（ＳＡ施設）

1.2Ｓｓ	重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動Ｓｓを1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないもの ・重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備 ・地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備
Ｓ，Ｂ，Ｃ （Ｓ），（Ｂ），（Ｃ）	代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計するもの ［（）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類］
―	上記以外

添付１

別紙２

（第６条：地震による損傷の防止）

（第27条：地震による損傷の防止）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第1章　共通項目 2. 地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	背景宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，Ｂ重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 【2.1 基本方針　「(2) 重大事故等対処施設　ｅ.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 【2.1　基本方針　「(2) 重大事故等対処施設　ｅ.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
1-2	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。	定義	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 ・「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。 ・MOX燃料加工施設の構築物は排気筒であり，土木構造物は該当である。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 ・なお，「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。 燃料加工施設の構築物は排気筒であり，土木構造物は該当である。	第１回申請と同一					
2-1	2.1　安全機能を有する施設の地盤 地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価について，添付書類「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	—	—	○	燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価について，添付書類「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
2-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	—		【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
2-3	耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （耐震重要施設以外の建物・構築物） 貯蔵容器搬送用渠道	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針	—		【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	○	貯蔵容器搬送用渠道	—	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
3	耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	—		【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
4	耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	—		【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針　「(1) 安全機能を有する施設　ｅ.」】 ・耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
5-1	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有することを設計する。	評価要求	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処施設の設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。	—	—	○	燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処施設の設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。	第１回申請と同一					
					—	—	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4. 地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4. 地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・礫層については，鷹架層と同等以上の力学特性を有することから，鷹架層の極限支持力度を適用する。				Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4. 地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4. 地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・礫層については，鷹架層と同等以上の力学特性を有することから，鷹架層の極限支持力度を適用する。						

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第１章　共通項目 ２．地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
1-2	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2-1	２．１　安全機能を有する施設の地盤 地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって断面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2-3	耐震重要施設以外の建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第２回申請と同一						第１回申請と同一					
3	耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び揺み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
4	耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
5-1	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容値については，自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-2	また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物にあっては，自重及び通常時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	施設共通　基本設計方針 （Ｓクラスの施設の建物・構築物）	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	—	—	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	第１回申請と同一					
					—	—	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・MMRについては、鷹架層と同等以上の力学特性を有することから、鷹架層の極限支持力度を適用する。				Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・MMRについては、鷹架層と同等以上の力学特性を有することから、鷹架層の極限支持力度を適用する。						
5-3	ＢクラスおよびＣクラスの施設の地盤においては，自重及び通常時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （ＢクラスおよびＣクラスの施設）	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b．ＢクラスおよびＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 ・上記(3)a.(b)を適用する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b．ＢクラスおよびＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 ・上記(3)a.(b)を適用する。	○	貯蔵容器搬送用洞道	－	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b．ＢクラスおよびＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 ・上記(3)a.(b)を適用する。
					—	—	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・MMRについては、鷹架層と同等以上の力学特性を有することから、鷹架層の極限支持力度を適用する。				Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・MMRについては、鷹架層と同等以上の力学特性を有することから、鷹架層の極限支持力度を適用する。					Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22･05･21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・MMRについては、鷹架層と同等以上の力学特性を有することから、鷹架層の極限支持力度を適用する。
6-1	2.2　重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価について，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
6-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	－		Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　h.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及びそれらを支持する建物・構築物については，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物）	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針	－		【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	第１回申請と同一					
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	－		Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　h.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針		Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	—	—	○	燃料加工建屋	－		Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-2	また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物にあっては，自重及び通常時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
5-3	Ｂクラス及びＣクラスの施設の地盤においては，自重及び通常時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
6-1	2.2　重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価について，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
6-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及びそれらを支持する建物・構築物については，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１貯水槽 第２貯水槽 重油貯槽	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び通常時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。	設置要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設　g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業変更許可を受けた地盤に設置する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新設①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.3許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針】 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備の設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。	—	—	○	燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.3許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備の設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。	第１回申請と同一					
					—	—	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4. 地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4. 地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・端部については，鷹架層と同等以上の力学特性を有することから，鷹架層の極限支持力度を適用する。	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4. 地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4. 地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・端部については，鷹架層と同等以上の力学特性を有することから，鷹架層の極限支持力度を適用する。						
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては，自重及び通常時の荷重等と，静的地震力及び鉛直地震力（Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の粗鋼許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系）	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.3許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 ・上記(3)a．(b)を適用する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.3許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 ・上記(3)a．(b)を適用する。	第１回申請と同一					
					—	—	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4. 地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4. 地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・端部については，鷹架層と同等以上の力学特性を有することから，鷹架層の極限支持力度を適用する。	Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4. 地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4. 地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS　1521-2003）地盤の平板載荷試験結果，又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・端部については，鷹架層と同等以上の力学特性を有することから，鷹架層の極限支持力度を適用する。						
10	第1項　共通項目 3．自然現象等 3.1　地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1)　耐震設計の基本方針 MOX燃料加工施設は，次の方針に基づき耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 1. 概要 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針】 【1. 概要】 ・MOX燃料加工施設の耐震設計が「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第五条及び第二十六条（地盤）並びに第六条及び第二十七条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。 ・上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動Ｓｓに対して機能を保持するとしているものとして第十一条及び第二十九条（火災等による損傷の防止）に係る火災防護設備の耐震性については「Ⅲ－４　火災防護設備の耐震性に関する説明書」，第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）に係る溢水防護設備の耐震性については「Ⅲ－５　溢水防護設備の耐震性に関する説明書」にて説明する。また，第三十条（重大事故等対処設備）に係る地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性については「Ⅲ－６　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて説明する。 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・MOX燃料加工施設の耐震設計は，安全機能を有する施設については，地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと，重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし，「技術基準規則」に適合する設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 1. 概要 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【1. 概要】 ・MOX燃料加工施設の耐震設計が「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第五条，第二十六条（地盤），第六条及び第二十七条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。 ・上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動Ｓｓに対して機能を保持するとしているものとして第十一条及び第二十九条（火災等による損傷の防止）に係る火災防護設備の耐震性については「Ⅲ－４　火災防護設備の耐震性に関する説明書」，第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）に係る溢水防護設備の耐震性については「Ⅲ－５　溢水防護設備の耐震性に関する説明書」にて説明する。また，第三十条（重大事故等対処設備）に係る地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性については「Ⅲ－６　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて説明する。 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・MOX燃料加工施設の耐震設計は，安全機能を有する施設については，地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと，重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし，「技術基準規則」に適合する設計とする。	第１回申請と同一					
11	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。	定義	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。 ・MOX燃料加工施設の構築物は排気筒であり，土木構造物は渠道である。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。 ・構築物には排気筒を，土木構造物には渠道が含まれる。	第１回申請と同一					
12	a．安全機能を有する施設 (a)　安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 a. 安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 a. 安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 緊急時対策建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ｂ．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。
													Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4. 地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4. 地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS 1521-2003）「地盤の平板載荷試験結果」又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における分析試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・岩盤については，鷹架層と同等以上の力学特性を有することから，鷹架層の極限支持力度を適用する。
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては，自重及び通常時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の粗鋼許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	第１回申請と同一						○	－	燃料加工建屋 第１貯水槽 第２貯水槽 重油貯槽	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 ｂ．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 ・上記(3)ａ.(b)を適用する。
													Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4. 地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4. 地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力度については，当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については，地盤工学会基準（JGS 1521-2003）「地盤の平板載荷試験結果」又は平成22年10月22日付け平成22・05・21原第９号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における分析試験結果を用いて，基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・岩盤については，鷹架層と同等以上の力学特性を有することから，鷹架層の極限支持力度を適用する。
10	第1章　共通項目 3.　自然現象等 3.1　地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1)　耐震設計の基本方針 単独燃料加工施設は，次の方針に基づき耐震設計を行う。	資料宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
11	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物の総称とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
12	a.　安全機能を有する施設 (a)　安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	資料宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	(b)　耐震重要施設（(a)においてＳクラスに分類する施設をいう。）は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（事業変更許可を受けた基準地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。））による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 b. 耐震重要施設（a. においてＳクラスに分類する施設をいう。)は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業変更許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ｓｓ」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 h. 安全機能を有する施設の構造計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。 ・評価に用いる環境温度については「Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に従う。	－	－	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要を「Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 b. 耐震重要施設（a. においてＳクラスに分類する施設をいう。)は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業変更許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ｓｓ」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 h. 安全機能を有する施設の構造計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価に用いる環境温度については「Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に従う。	○	－	－	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要を「Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 b. 耐震重要施設（a. においてＳクラスに分類する施設をいう。)は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業変更許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ｓｓ」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 h. 安全機能を有する施設の構造計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。 ・評価に用いる環境温度については「Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に従う。
14	(c)　Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 Ｓクラスの施設	基本方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c.・Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【10.　耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うにあたり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認したうえで適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価うする。 ・・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	－	－	○	基本方針 燃料加工建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c.・Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【10.　耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うにあたり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認したうえで適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価うする。	○	粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップ貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備	原料MOX粉末缶一時保管設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 消火設備 火災影響軽減設備	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c.・Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【10.　耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うにあたり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認したうえで適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価うする。 ・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。
15	建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 （1）安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。	－	－	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 （1）安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。	第１回申請と同一					
16	機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 動的機能維持等対象設備	基本方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能を保持できるように設計する。 ・動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。	－	－	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能を保持できるように設計する。 ・動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。	○	－	グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 消火設備 火災影響軽減設備	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能を保持できるように設計する。 ・動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	(b)　耐震重要施設（(a)においてＳクラスに分類する施設をいう。）は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（事業変更許可を受けた基準地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。））による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
14	(c)　Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	一次混合設備 二次混合設備 分析試料採取設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 研削設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備	原料MOX粉末缶取出設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 焼結設備 ペレット加工工程搬送設備 火災感知設備 非常用所内電源設備 小規模試験設備 水素・アルゴン混合ガス設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c.・Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【10.　耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うにあたり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認したうえで適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価うする。 ・・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	○	—	—	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c.・Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【10.　耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うにあたり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認したうえで適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価うする。 ・・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。
15	建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
16	機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	○	—	焼結設備 非常用所内電源設備 小規模試験設備 水素・アルゴン混合ガス設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能を保持できるように設計する。 ・動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	また，Ｓクラスの施設は，事業変更許可を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 Ｓクラスの施設	基本方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，事業変更許可を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。	—	—	○	基本方針 燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要を「Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，事業変更許可を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。	○	粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップ貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備	原料MOX粉末缶一時保管設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 消火設備 火災影響軽減設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要を「Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，事業許可変更を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。
18	建物・構築物については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・建物・構築物については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・建物・構築物については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	第１回申請と同一					
19	機器・配管系については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 c. ・機器・配管系については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 c. ・機器・配管系については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。	第１回申請と同一					
20	(d)　Ｓクラスの施設について，静的地震力は，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 Ｓクラスの施設	基本方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 d. ・Ｓクラスの施設について，静的地震力は水平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組み合わせて作用するものとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	—	—	○	基本方針 燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 d. ・Ｓクラスの施設について，静的地震力は水平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組み合わせて作用するものとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	○	粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップ貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備	原料MOX粉末缶一時保管設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 消火設備 火災影響軽減設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 d. ・Ｓクラスの施設について，静的地震力はルイ平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組み合わせて作用するものとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
21	(e)　ＢクラスおよびＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また，Ｂクラスの施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 Ｂクラス及びＣクラスの施設	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 e.Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Ｂクラス施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (b)Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 ・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。	—	—	○	基本方針 ＜Ｂクラスの施設＞ 燃料加工建屋(建屋遮蔽) ＜Ｃクラスの施設＞ 燃料加工建屋(遮蔽扉) 火災防護設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 10.耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 e.Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Ｂクラス施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (b)Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 ・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。	○	＜Ｂクラスの施設＞ 燃料加工建屋(遮蔽扉(ペレット一時保管設備)) 貯蔵容器搬送用洞道 スタック編成設備 スタック乾燥設備 燃料棒検査設備 燃料棒収容設備 燃料棒加工工程搬送設備 燃料集合体組立工程搬送設備 貯蔵容器一時保管設備 粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップ貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備 燃料棒貯蔵設備 ＜Ｃクラスの施設＞ 火災防護設備 ヘリウムガス設備 圧縮空気供給設備	＜Ｂクラスの施設＞ 燃料加工建屋(遮蔽蓋支持架台) 挿入溶接設備 燃料棒検査設備 燃料棒解体設備 燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄設備 燃料集合体検査設備 燃料集合体組立工程搬送設備 梱包・出荷設備 原料MOX粉末缶一時保管設備 ウラン貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備 グローブボックス排気設備 窒素循環設備 分析設備 ＜Ｃクラスの施設＞ 燃料加工建屋(遮蔽扉(燃料棒貯蔵設備)) 燃料加工建屋(遮蔽扉(梱包・出荷設備)) 燃料加工建屋(施設外漏えい防止堰) 挿入溶接設備 燃料棒解体設備 燃料集合体組立設備 梱包・出荷設備 ウラン貯蔵設備 燃料棒貯蔵設備 建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 給気設備 低レベル廃液処理設備 消火設備 火災影響軽減設備 分析設備 冷却水設備 給排水衛生設備 空調用冷水設備 空調用蒸気設備 窒素循環用冷却水設備 窒素ガス設備 非管理区域換気空調設備 酸素ガス設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 10.耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 e.Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Ｂクラス施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (b)Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 ・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	また，Ｓクラスの施設は，事業変更許可を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	一次混合設備 二次混合設備 分析試料採取設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 研削設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備	原料MOX粉末缶取出設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 焼結設備 ペレット加工工程搬送設備 火災感知設備 非常用所内電源設備 小規模試験設備 水素・アルゴン混合ガス設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要を「Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，事業許可変更を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。	○	―	―	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要を「Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，事業許可変更を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。
18	建物・構築物については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
19	機器・配管系については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
20	(d)　Ｓクラスの施設について，静的地震力は，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	○	一次混合設備 二次混合設備 分析試料採取設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 研削設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備	原料MOX粉末缶取出設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 焼結設備 ペレット加工工程搬送設備 火災防護設備 非常用所内電源設備 小規模試験設備 水素・アルゴン混合ガス設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 d. ・Ｓクラスの施設について，静的地震力はルイ平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組み合わせて作用するものとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	○	―	―	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 d. ・Ｓクラスの施設について，静的地震力はルイ平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組み合わせて作用するものとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
21	(e)　Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また，Ｂクラスの施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	○	＜Ｂクラスの施設＞ 貯蔵容器受入設備 一次混合設備 二次混合設備 分析試料採取設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 研削設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備 ＜Ｃクラスの施設＞ 二次混合設備 核燃料物質の計量設備 アルゴンガス設備 水素ガス設備	＜Ｂクラスの施設＞ 貯蔵容器受入設備 原料粉末受払設備 原料MOX粉末缶取出設備 二次混合設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 焼結設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備 小規模試験設備 ＜Ｃクラスの施設＞ 燃料加工建屋(地下水排水設備) ウラン受入設備 原料粉末受払設備 屋内モニタリング設備 放射能測定設備 放出管理分析設備 出入管理設備 火災発生防止設備 火災感知設備 消火設備 火災影響軽減設備 照明設備 核燃料物質の計量設備 給排水衛生設備 燃料油供給設備(蒸気供給設備) 水素・アルゴン混合ガス設備 荷役設備 選別・保管設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 10.耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 e.Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Ｂクラス施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (b)Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 ・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。	○	―	＜Ｃクラスの施設＞ 放出前貯槽 海洋放出管理系 環境モニタリング設備 火災感知設備 消火設備 非常用所内電源設備 溢水防護設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 10.耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 e.Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Ｂクラス施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。その場合，検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに２分の１を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (b)Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 ・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	(f)　耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 耐震重要施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある耐震重要度の下位クラス施設	基本方針 設計方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 f.耐震重要施設は，耐震重要度の下位クラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 ・安全機能を有する施設の設計において，安全機能を有する施設以外の施設が安全機能を有する施設と一体となって設置される設備は，当該設備の荷重を考慮した設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は，原則として剛構造とし，重要な建物・構築物は，地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は，剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・機器・配管系は，応答性状を適切に評価し，適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは，耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし，かつ，安定性のよい据え付け状態になるよう，「9.　機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する又は耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	―	―	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 f.耐震重要施設は，耐震重要度の下位クラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 ・安全機能を有する施設の設計において，安全機能を有する施設以外の施設が安全機能を有する施設と一体となって設置される設備は，当該設備の荷重を考慮した設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は，原則として剛構造とし，重要な建物・構築物は，地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は，剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・機器・配管系は，応答性状を適切に評価し，適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは，耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし，かつ，安定性のよい据え付け状態になるよう，「9.　機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する又は耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。	○	燃料加工建屋(遮蔽扉) 粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップ貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備	原料MOX粉末缶一時保管設備 排気筒 分析設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 f.耐震重要施設は，耐震重要度の下位クラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は，原則として剛構造とし，重要な建物・構築物は，地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は，剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・機器・配管系は，応答性状を適切に評価し，適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは，耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし，かつ，安定性のよい据え付け状態になるよう，「9.　機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する又は耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。
23	(g)　耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	基本方針 耐震重要施設	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.　耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 g. ・耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・耐震重要施設のうち周辺地盤の液状化のおそれがある施設は，その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても，支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・建物・構築物の基礎地盤として置き換えるマンメイドロック（以下「MMR」という。）については，基盤面及び周辺地盤の掘削に対する不陸整正及び建物・構築物がMMRを介して鷹架層に支持されることを目的とする。そのため，直下の鷹架層と同等以上の支持性能を有する設計とし，接地圧に対する支持性能評価においては鷹架層の支持力を適用する。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	―	―	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.　耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 g. ・耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・耐震重要施設のうち周辺地盤の液状化のおそれがある施設は，その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても，支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・建物・構築物の基礎地盤として置き換えるマンメイドロック（以下「MMR」という。）については，基盤面及び周辺地盤の掘削に対する不陸整正及び建物・構築物がMMRを介して鷹架層に支持されることを目的とする。そのため，直下の鷹架層と同等以上の支持性能を有する設計とし，接地圧に対する支持性能評価においては鷹架層の支持力を適用する。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
24	b.　重大事故等対処施設 (a)　重大事故等対処施設について，安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・重大事故等対処施設について，安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	―	―	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・重大事故等対処施設について，安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	第１回申請と同一					
25	重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，常設耐震重要重大事故等対処設備，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し，それぞれの設備分類に応じて設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 】 (2)　重大事故等対処施設 a. ・重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，重大事故等が発生した場合において対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)を，常設耐震重要重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し，それぞれの設備分類に応じて設計する。	―	―	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 】 (2)　重大事故等対処施設 a. ・重大事故等対処施設については，施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，重大事故等が発生した場合において対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)を，常設耐震重要重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し，それぞれの設備分類に応じて設計する。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	(f)　耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	一次混合設備 二次混合設備 分析試料採取設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 研削設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備 原料粉末受払設備 原料MOX粉末出取出設備 二次混合設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 焼結設備 ペレット加工工程搬送設備 排気モニタリング設備 消火設備 小規模実験設備	—	第１－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6. 構造計画と配置計画 10. 耐震計算の基本方針	第１－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 f. 耐震重要施設は，耐震重要度の下位クラスに属する施設（安全機能を有する施設以外の施設及び保管材等含む）の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 【6. 構造計画と配置計画】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は，原則として剛構造とし，重要な建物・構築物は，地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は，剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・機器・配管系は，応答性状を適切に評価し，適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度があるものは，耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし，かつ，安定性のよい据え付け状態になるよう，「9.　機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して機器を取り配置する又は耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管，弁，機器（容器及びポンプ類）及び電気計装品（盤，装置及び器具）のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「第１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「第１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「第１－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
23	(g)　耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
24	6.　重大事故等対処施設 (a)　重大事故等対処施設について，安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を段階し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
25	重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，常設耐震重要重大事故等対処設備，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し，それぞれの設備分類に応じて設計する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新設①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	(5) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	官庁宜言 評価要求	基本方針 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・ ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管、弁、機器（容器及びポンプ類）及び電気計装品（盤、装置及び器具）のうち、複数設備に共通して適用する計算方法については、「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」、「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・ ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。	○	工程放排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	一次蒸合設備 二次蒸合設備 スクラップ処理設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・ ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管、弁、機器（容器及びポンプ類）及び電気計装品（盤、装置及び器具）のうち、複数設備に共通して適用する計算方法については、「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」、「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。
27	建物・構築物については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。	官庁宜言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・建物・構築物については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して妥当な安全余裕を有する設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・建物・構築物については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して妥当な安全余裕を有する設計とする。	第１回申請と同一					
28	機器・配管系については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。また、動的機器等については、基準地震動Ｓｓによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	官庁宜言 評価要求	基本方針 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・機器・配管系については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を保持できる設計とする。 ・動的機器等については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・機器・配管系については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を保持できる設計とする。 ・動的機器等については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。	○	—	工程放排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を保持できる設計とする。 ・動的機器等については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。
29	(6)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ｓｓによる地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	官庁宜言 評価要求	基本方針 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ｓｓによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ｓｓによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	○	—	工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ・ ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ｓｓによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	一次蒸合設備 二次蒸合設備 スクラップ処理設備 代替グローブボックス排気設備	二次蒸合設備 圧縮成形設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 火災感知設備 代替火災感知設備 代替消火設備 非常用所内電源設備 高圧母線 情報把握収集伝送設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.１ 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.１ 基本方針 】 (2) 重大事故等対処施設 ｂ. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ｃ. ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認したうえで適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施したうえで、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管、弁、機器（容器及びポンプ類）及び電気計装品（盤、装置及び器具）のうち、複数設備に共通して適用する計算方法については、「Ⅲ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」、「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	○	—	抗圧母線 補機駆動用燃料補給設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋情報把握設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.１ 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.１ 基本方針 】 (2) 重大事故等対処施設 ｂ. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ｃ. ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認したうえで適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施したうえで、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管、弁、機器（容器及びポンプ類）及び電気計装品（盤、装置及び器具）のうち、複数設備に共通して適用する計算方法については、「Ⅲ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」、「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。
27	建物・構築物については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひび割れ・応力等が終局耐力時のせん断ひび割れ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
28	機器・配管系については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。また、動的機器等については、基準地震動Ｓｓによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	○	一次蒸合設備 二次蒸合設備 スクラップ処理設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	二次蒸合設備 圧縮成形設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 火災感知設備 代替火災感知設備 代替消火設備 非常用所内電源設備 高圧母線 情報把握収集伝送設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.１ 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.１ 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ｂ. ・機器・配管系については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を保持できる設計とする。 ・動的機器等については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。	○	—	抗圧母線 補機駆動用燃料補給設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋情報把握設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.１ 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.１ 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ｂ. ・機器・配管系については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を保持できる設計とする。 ・動的機器等については、基準地震動Ｓｓによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。
29	(2)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動Ｓｓによる地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	○	一次蒸合設備 二次蒸合設備 スクラップ処理設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	二次蒸合設備 圧縮成形設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 火災感知設備 代替火災感知設備 代替消火設備 非常用所内電源設備 高圧母線 情報把握収集伝送設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.１ 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.１ 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ｂ. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ｓｓによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	○	—	抗圧母線 補機駆動用燃料補給設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋情報把握設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.１ 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.１ 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 ｂ. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ｓｓによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新設①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	(d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。 また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。	技術要求 評価要求	基本方針 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備	基本方針 評価	建－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力に耐えられる設計とする。 ・代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類した地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管、弁、機器（容器及びポンプ類）及び電気計装品（盤、装置及び器具）のうち、複数設備に共通して適用する計算方法については、「建－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」、「建－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「建－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	建－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10. 耐震計算の基本方針	建－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力に耐えられる設計とする。 ・代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類した地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。	○	—	<常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設> 排気筒 工程放排気設備 外部放出抑制設備	—	建－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	建－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力に耐えられる設計とする。 ・代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類した地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。
31	(e)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	技術要求 評価要求	基本方針 重大事故等対処施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある施設	基本方針 設計方針 評価	建－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6. 構造計画と配置計画 10. 耐震計算の基本方針	建－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 【6. 構造計画と配置計画】 ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい接点付状態になるよう、「9. 機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する、又は重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管、弁、機器（容器及びポンプ類）及び電気計装品（盤、装置及び器具）のうち、複数設備に共通して適用する計算方法については、「建－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」、「建－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「建－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	建－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6. 構造計画と配置計画 10. 耐震計算の基本方針	建－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 【6. 構造計画と配置計画】 ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい接点付状態になるよう、「9. 機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する、又は重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。	第１回申請と同一					
32	(f)　緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。	技術区分	基本方針	基本方針	建－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	建－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 f. ・緊急時対策所の耐震設計における機能維持の基本方針については、「5.2 機能維持」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。 また，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は，安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき，重大事故等対処時の使用条件を踏まえて，当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し，その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	―	＜常設耐震重要重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設＞ グローブボックス負圧・温度監視設備 液体廃棄物の廃棄設備 排気モニタリング設備 放出管理分析設備 代替火災感知設備 高圧母線 情報把握収集伝送設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 d. ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 ・代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は，安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき，重大事故等対処時の使用条件を踏まえて，当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類した地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	○	―	＜常設耐震重要重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設＞ 環境モニタリング設備 環境試料測定設備 環境管理設備 非常用所内電源設備 受電開閉設備 高圧母線 低圧母線 水供給設備 電源設備 燃料補給設備 所内通信連絡設備 所外通信連絡設備 代替通信連絡設備 制御建屋情報把握設備 情報把握収集伝送設備 ＜代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処施設＞ 水供給設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 電源設備 緊急時対策建屋情報把握設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 d. ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 ・代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は，安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき，重大事故等対処時の使用条件を踏まえて，当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類した地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。
31	(e)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，ＢクラスおよびＣクラスの施設，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設，可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって，その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	一次混合設備 二次混合設備 スクラップ処理設備	二次混合設備 圧縮成形設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6. 構造計画と配置計画 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 e. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，ＢクラスおよびＣクラスの施設，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設，可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 【6. 構造計画と配置計画】 ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は，原則として剛構造とし，重要な建物・構築物は，地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は，剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・機器・配管系は，応答性状を適切に評価し，適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは，耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし，かつ，安定性のよい据え付け状態になるよう，「9. 機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する，又は重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 【10. 耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管，弁，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については，「Ⅲ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。	第１回申請と同一					
32	(f)　緊急時対策所の耐震設計の基本方針については，「(6) 緊急時対策所」に示す。	冒頭宣言	―	―	―	―	―	―	○	―	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 h. 緊急時対策所の耐震設計における機能維持の基本方針については，「5.2 機能維持」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新設①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	(g)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	基本方針 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・これらの地盤の評価については、「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・これらの地盤の評価については、「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	○	—	工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・これらの地盤の評価については、「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
34	(2)　耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 a.　安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	管理区分	基本方針	設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。 ・下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表、申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の別2.4-2表に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。 ・下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表、申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の別2.4-2表に示す。	第１回申請と同一							
35	(a)　Ｓクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。 イ.　MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 ロ.　上記イ.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器 ハ.　上記イ.及びロ.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設	定義	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3.　耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する耐震設計上の耐震重要度分類】 (1) Ｓクラスの施設 ・自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。 a. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 b. 上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器 c. 上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3.　耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する耐震設計上の耐震重要度分類】 (1) Ｓクラスの施設 ・自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。 a. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 b. 上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器 c. 上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設	第１回申請と同一							
					—	—	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 2. 安全機能を有する施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【2. 安全機能を有する施設の重要度分類】 【2.1 耐震設計上の重要度分類】 ・自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。 a. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 b. 上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器 c. 上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設						Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 2. 安全機能を有する施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【2. 安全機能を有する施設の重要度分類】 【2.1 耐震設計上の重要度分類】 ・自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。 a. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 b. 上記a.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器 c. 上記a.及びb.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設								
36	(b)　Ｂクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 イ.　核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） ロ.　放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってＳクラス以外の設備・機器	定義	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 (2) Ｂクラスの施設 ・安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） b. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってＳクラス以外の設備・機器	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 (2) Ｂクラスの施設 ・安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） b. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってＳクラス以外の設備・機器	第１回申請と同一							
					—	—	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 耐震重要度による分類	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【2. 安全機能を有する施設の重要度分類】 【2.1 耐震設計上の重要度分類】 (2) Ｂクラスの施設 ・安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） b. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってＳクラス以外の設備・機器						Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 耐震重要度による分類	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【2. 安全機能を有する施設の重要度分類】 【2.1 耐震設計上の重要度分類】 (2) Ｂクラスの施設 ・安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし、核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） b. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってＳクラス以外の設備・機器								

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	(g)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	○	一次混合設備 二次混合設備 スクラップ処理設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	二次混合設備 圧縮成形設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 火災感知設備 代替火災感知設備 代替消火設備 非常用所内電源設備 高圧母線 情報把握収集伝送設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は，その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても，支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	○	―	低圧母線 補機駆動用燃料補給設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋情報把握設備	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g. ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は，その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても，支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
34	(2)　耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 a.　安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
35	(a)　Ｓクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって，環境への影響が大きいもの。 イ.　MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって，その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 ロ.　上記イ.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器 ハ.　上記イ.及びロ.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
36	(b)　Ｂクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 イ.　核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） ロ.　放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	(c)　Ｃクラスの施設 Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 (3) Ｃクラスの施設 ・Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	―	―	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 耐震重要度分類】 (3) Ｃクラスの施設 ・Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	第１回申請と同一					
38	上記に基づくクラス別施設を第3.1.1-1表に示す。 なお，同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。 ・下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表，申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。	―	―	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。 ・下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表，申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。	第１回申請と同一					
					―	―	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 2. 安全機能を有する施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 MOX燃料加工施設の区分	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【2.安全機能を有する施設の重要度分類】 【2.1 耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。 【2.4 MOX燃料加工施設の区分】 ・事業変更許可申請書に基づく安全機能を有する施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を第2.4-1表に，安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表を第2.4-2表に示す。 ・同表には，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき設備に適用する地震動(以下「検討用地震動」という。)を併記する。				Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 2. 安全機能を有する施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 MOX燃料加工施設の区分	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【2.安全機能を有する施設の重要度分類】 【2.1 耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。 【2.4 MOX燃料加工施設の区分】 ・事業変更許可申請書に基づく安全機能を有する施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を第2.4-1表に，安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表を第2.4-2表に示す。 ・同表には，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき設備に適用する地震動(以下「検討用地震動」という。)を併記する。						
39	b.　重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，常設重大事故等対処設備を以下の設備分類に応じた設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・重大事故等対処施設の設備について，耐震設計上の分類を各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ，以下のとおりに分類する。 ・下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について「Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第4.3-１表に示す。	―	―	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・重大事故等対処施設の設備について，耐震設計上の分類を各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ，以下のとおりに分類する。 ・下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について「Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第4.3-１表に示す。	第１回申請と同一					
40	(a)　常設重大事故等対処設備 重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において，対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。 イ.　常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するために設備が有する機能を代替するもの。 ロ.　常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって，上記イ. 以外のもの。	定義	基本方針	設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 (1)常設重大事故等対処設備 a.常設耐震重要重大事故等対処設備 ・常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの b.常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 ・常設重大事故等対処設備であって，上記a. 以外のもの	―	―	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 (1)常設重大事故等対処設備 a.常設耐震重要重大事故等対処設備 ・常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する設備 b.常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 ・常設重大事故等対処設備であって，上記a. 以外のもの	第１回申請と同一					
41	上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。 なお，同表には，重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。	定義	基本方針	設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・重大事故等対処施設の設備について，耐震設計上の分類を各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ，以下のとおりに分類する。 ・下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について「Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第4.3－1表に示す。	―	―	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・重大事故等対処施設の設備について，耐震設計上の分類を各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ，以下のとおりに分類する。 ・下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について「Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第4.3－1表に示す。	第１回申請と同一					
					―	―	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 4.　重大事故等対処施設の設備分類 4.3 重大事故等対処施設の区分	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【4.重大事故等対処施設の設備分類】 【4.3 重大事故等対処施設の区分】 ・事業変更許可申請書に基づく重大事故等対処施設の耐震設計上の設備分類を第4.3-1表に示す。 ・なお，第4.3-1表には，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する検討用地震動を併記する。				Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 4.　重大事故等対処施設の設備分類 4.3 重大事故等対処施設の区分	Ⅲ－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【4.重大事故等対処施設の設備分類】 【4.3 重大事故等対処施設の区分】 ・事業変更許可申請書に基づく重大事故等対処施設の耐震設計上の設備分類を第4.3-1表に示す。 ・なお，第4.3-1表には，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する検討用地震動を併記する。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	(c)　Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
38	上記に基づくクラス別施設を第3.1.1-1表に示す。 なお，同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき地殻に適用する地震動についても併記する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
39	b.　重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，常設重大事故等対処設備を以下の設備分類に応じた設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
40	(a)　常設重大事故等対処設備 重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において，対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。 イ．　常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するために設備が有する機能を代替するもの。 ロ．　常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって，上記イ．以外のもの。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
41	上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。 なお，同表には，重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項新規①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	(3)　地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は，以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。	定義	基本方針	評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.2 設計用地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 【4.2 設計用地震力】 ・「4.1 地震力の算定方法」に基づく設計用地震力は「Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針」の第2-1表に示す地震力に従い算定するものとする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.2 設計用地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 ・安全機能を有する施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 【4.2 設計用地震力】 ・「4.1 地震力の算定方法」に基づく設計用地震力は「Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針」の第2-1表に示す地震力に従い算定するものとする。	第１回申請と同一				
							Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針 2．機能維持の確認に用いる設計用地震力 第2.-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 (2) 動的地震力 (3) 設計用地震力	Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針 【2.機能維持の確認に用いる設計用地震力】 ・機能維持の確認に用いる設計用地震力については，「Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針」の「4.設計用地震力」に示す設計用地震力の算定方法に基づくこととし，具体的な算定方法は第2.-1表に示す。 ・また，当該申請における機器・配管系の設計用地震力の算定に際しては，「Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に定める方法にて設定した設計用床応答曲線を用いる。 第2.-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設 (2) 動的地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設 (3) 設計用地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設	Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針 2．機能維持の確認に用いる設計用地震力 第2.-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 (2) 動的地震力 (3) 設計用地震力	Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針 【2.機能維持の確認に用いる設計用地震力】 ・機能維持の確認に用いる設計用地震力については，「Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針」の「4.設計用地震力」に示す設計用地震力の算定方法に基づくこととし，具体的な算定方法は第2.-1表に示す。 ・また，当該申請における機器・配管系の設計用地震力の算定に際しては，「Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に定める方法にて設定した設計用床応答曲線を用いる。 第2.-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設 (2) 動的地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設 (3) 設計用地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設					
43	a.　静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。	詳細定言	基本方針	評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.1 静的地震力】 ・安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて，以下の地震層せん断力係数Ｃｉ及び震度に基づき算定するものとする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.1 静的地震力】 ・安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて，以下の地震層せん断力係数Ｃｉ及び震度に基づき算定するものとする。	第１回申請と同一				
44	重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4．設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.1 静的地震力】 ・重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度区分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4．設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 ・重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度区分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。	第１回申請と同一				
45	(a)　建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数Ｃｉに，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　　3.0 Ｂクラス　　1.5 Ｃクラス　　1.0 ここで，地震層せん断力係数Ｃｉは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数Ｃｉに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，耐震重要度のＢクラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.1 静的地震力】 (1)建物・構築物 ・水平地震力は，地震層せん断力係数Ｃｉに，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　　3.0 Ｂクラス　　1.5 Ｃクラス　　1.0 ・地震層せん断力係数Ｃｉは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 ・必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数Ｃｉに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 ・Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.1 静的地震力】 (1)建物・構築物 ・水平地震力は，地震層せん断力係数Ｃｉに，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　　3.0 Ｂクラス　　1.5 Ｃクラス　　1.0 ・地震層せん断力係数Ｃｉは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 ・必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数Ｃｉに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 ・Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	第１回申請と同一				
46	(b)　機器・配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数Ｃｉに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C_0等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.1 静的地震力】 (2)機器・配管系 ・静的地震力は，上記(1)に示す地震層せん断力係数Ｃｉに施設の耐震重要度区分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として，当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 ・Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 ・上記(1)及び(2)の標準せん断力係数C_0等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.1 静的地震力】 (2)機器・配管系 ・静的地震力は，上記(1)に示す地震層せん断力係数Ｃｉに施設の耐震重要度区分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として，当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 ・Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 ・上記(1)及び(2)の標準せん断力係数C_0等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	第1回申請と同一				

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	(3)　地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は，以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
43	a.　静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。	技術基準	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
44	重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
45	(a)　建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数Ｃｉに，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　3.0 Ｂクラス　1.5 Ｃクラス　1.0 ここで，地震層せん断力係数Ｃｉは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数Ｃｉに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，耐震重要度の各クラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
46	(b)　機器・配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数Ｃｉに，施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C_0等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
47	ⅱ．動的地震力 安全機能を有する施設について、Ｓクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動を適用する。 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については、上記Ｓクラスの施設に適用する弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設については、動的地震力は、Ｓクラスの施設及びＢクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 ・Ｓクラスの施設については、基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動を適用する。 ・Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設については、動的地震力は、Ｓクラスの施設及びＢクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 ・Ｓクラスの施設については、基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動を適用する。 ・Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。	第１回申請と同一					
48	重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動Ｓｓによる地震力を適用する。 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Ｂクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「ⅱ．動的地震力」に示す共振のおそれのあるＢクラス施設に適用する地震力を適用する。 なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動Ｓｓによる地震力を適用する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Ｂクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるＢクラスの施設に適用する地震力を適用する。 ・重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動Ｓｓによる地震力を適用する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Ｂクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるＢクラスの施設に適用する地震力を適用する。 ・重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。	第１回申請と同一					
49	安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。	定義	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析において、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に示す。	第１回申請と同一					
50	動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (動的地震力の組合せ方法)	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を「Ⅲ－１－１－７　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。	—	—	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (動的地震力の組合せ方法)	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2．耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 4．設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を「Ⅲ－１－１－７　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。	第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
47	b．動的地震力 安全機能を有する施設について，Ｓクラスの施設の設計に適用する動的地震力は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動を適用する。 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については，上記Ｓクラスの施設に適用する弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
48	重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動Ｓｓによる地震力を適用する。 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち，Ｂクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については，「b．動的地震力」に示す共振のおそれのあるＢクラス施設に適用する地震力を適用する。 なお，重大事故等対処施設のうち，安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については，適用する地震力に対して，要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため，当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析，加振試験等を実施する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
49	安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
50	動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては，水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設，設備を抽出し，建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で，既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。	評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備 (2項変更①)	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備 (2項変更②)	第２回申請 申請対象設備 (1項新規①)	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
51	(a)　入力地震動 地質調査の結果によれば，重要なMOX燃料加工施設の設置位置周辺は，新第三紀の鷹架層が十分な拡がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は，この新第三紀の鷹架層のＳ波速度が0.7km/s以上を有する標高約－70mの位置に想定することとする。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄは，解放基盤表面で定義する。 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元ＦＥＭ解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。 地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置での地質・速度構造の違いにも留意する。 また，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	定義	基本方針	基本方針 設計方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4. 設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。 ・動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に示す。	―	―	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。 ・動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に示す。	第1回申請と同一					
					―	―	Ⅲ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 5. 敷地地盤の振動特性 5.1 解放基盤表面の設定	Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 【5. 敷地地盤の振動特性】 【5.1 解放基盤表面の設定】 ・各種地質調査結果より，敷地の地盤は速度構造的に特異性を有する地盤ではないと考えられる。解放基盤表面については，敷地地下で著しい高低差がなく，ほぼ水平で相当な拡がりを有し，著しい風化を受けていない岩盤である鷹架層において，Ｓ波速度が概ね0.7km／s以上となる標高－70mの位置に設定した。				Ⅲ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 5. 敷地地盤の振動特性 5.1 解放基盤表面の設定	Ⅲ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 【5.1 解放基盤表面の設定】 各種地質調査結果より，敷地の地盤は速度構造的に特異性を有する地盤ではないと考えられる。解放基盤表面については，敷地地下で著しい高低差がなく，ほぼ水平で相当な拡がりを有し，著しい風化を受けていない岩盤である鷹架層において，Ｓ波速度が概ね0.7km/s以上となる標高－70mの位置に設定した。						
					―	―	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の基本方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物 2.1.2　土木構造物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.1.1 建物・構築物（2.1.2に記載のものを除く）】 (1) 入力地震動 ・解放基盤表面は，Ｓ波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-70mとしている。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に，対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM 解析又は１次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 ・地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。地盤の動的変形特性を考慮した入力地震動の算定にあたっては，地盤のひずみの大きさに応じて解析手法の適用性に留意する。更に必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・安全機能を有する施設における耐震Ｂクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震Ｂクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対象設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄを2分の1倍したものを用いる。 【2.1.2　土木構造物】 (1) 入力地震動 ・土木構造物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に，対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM 解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。				Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の基本方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物 2.1.2　土木構造物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.1.1 建物・構築物（2.1.2に記載のものを除く）】 (1) 入力地震動 ・解放基盤表面は，Ｓ波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-70mとしている。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に，対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM 解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 ・地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。地盤の動的変形特性を考慮した入力地震動の算定にあたっては，地盤のひずみの大きさに応じて解析手法の適用性に留意する。更に必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・安全機能を有する施設における耐震Ｂクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震Ｂクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対象設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄを2分の1倍したものを用いる。 【2.1.2　土木構造物】 (1) 入力地震動 ・土木構造物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に，対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM 解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。						
52	Ｂクラスの施設及びＢクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものを用いる。																		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
51	(a)　入力地震動 地質調査の結果によれば，敷地内の燃料加工施設の設置位置周辺は，新第三紀の鷹架層が十分な厚さをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は，この新第三紀の鷹架層のＳ波速度が0.7km/s以上を有する標高約－70mの位置に想定することとする。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄは，解放基盤表面で定義する。 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じて2次元ＦＥＭ解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。 地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置での地質・速度構造の違いにも留意する。 また，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
52	Ｂクラスの施設及びＢクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動ｓｄに3分の1を乗じたものを用いる。													

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
53	(b)　動的解析法 イ．　建物・構築物 動的解析に当たっては，対象施設の形状，構造特性，振動特性等を踏まえ，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また，3次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。 地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する応答解析において，主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，実験等の結果に基づき，該当する建物部分の構造特性に応じて，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 また，Ｓクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において，当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 地震応答解析に用いる材料定数については，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また，材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で，選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。	定義 評価要求	基本方針 Ｓクラスの施設 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記の間接支持構造物	評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，FEMを用いた応力解析等により，静的又は動的解析により求まる地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，許容限界内にあることを確認する。	—	—	○	基本方針 燃料加工建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については「Ⅲ－２－３ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，FEMを用いた応力解析等により，静的又は動的解析により求まる地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，許容限界内にあることを確認する。	○	<Sクラスの施設> 粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップ貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備 <上記の間接支持構造物> 燃料加工建屋	<Sクラスの施設> 原料MOX粉末缶一時保管設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 消火設備 火災影響軽減設備 <常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設> 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 <上記の間接支持構造物> 燃料加工建屋	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，FEMを用いた応力解析等により，静的又は動的解析により求まる地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，許容限界内にあることを確認する。
					—	—	Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また，原則として，建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の作成は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。 ・建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。 ・動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて，地盤ばねには必要に応じて，基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。				Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また，原則として，建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の作成は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。 ・建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。 ・動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて，地盤ばねには必要に応じて，基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。					Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.　地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また，原則として，建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の作成は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。 ・建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。 ・動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて，地盤ばねには必要に応じて，基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
53	(b)　動的解析法 イ.　建物・構築物 動的解析に当たっては，対象施設の形状，構造特性，振動特性等を踏まえ，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また，3次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。 地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する応答解析において，主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，実験等の結果に基づき，該当する建物部分の構造特性に応じて，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 また，Ｓクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において，当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 地震応答解析に用いる材料定数については，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また，材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で，選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。	定義 評価要求	○	<Ｓクラスの施設> 一次混合設備 二次混合設備 分析試料採取設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 研削設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備 <常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設> 一次混合設備 二次混合設備 スクラップ処理設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 <上記の間接支持構造物> 燃料加工建屋	<Sクラスの施設> 原料MOX粉末缶取出装置 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 焼結設備 ペレット加工工程搬送設備 火災感知設備 非常用所内電源設備 小規模試験設備 水素・アルゴン混合ガス設備 <常設耐震需要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設> 二次混合設備 圧縮成形設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 火災感知設備 代替火災感知設備 代替消火設備 非常用所内電源設備 高圧母線 情報把握収集伝送設備 <上記の間接支持構造物> 燃料加工建屋	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，FEMを用いた応力解析等により，静的又は動的解析により求まる地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，許容限界内にあることを確認する。	○	―	<常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設> 低圧母線 補機駆動用燃料補給設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋情報把握設備 <上記の間接支持構造物> 燃料加工建屋 緊急時対策建屋	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，FEMを用いた応力解析等により，静的又は動的解析により求まる地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，許容限界内にあることを確認する。
							Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.　地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また，原則として，建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の作成は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。 ・建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。 ・動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて，地盤ばねには必要に応じて，基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。					Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.　地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また，原則として，建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の作成は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。 ・建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。 ・動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて，地盤ばねには必要に応じて，基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は，原則として，弾性波試験によるものを用いる。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備 (2項変更①)	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備 (2項変更②)	第２回申請 申請対象設備 (1項新規①)	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
54	建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。	定義 評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (建物・構築物の動的解析方法)	基本方針 設計方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，FEMを用いた応力解析等により，静的又は動的解析により求まる地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，許容限界内にあることを確認する。	—	—	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (建物・構築物の動的解析方法)	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，FEMを用いた応力解析等により，静的又は動的解析により求まる地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，許容限界内にあることを確認する。	第１回申請と同一					
					—	—	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.　地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物（2.1.2に記載のものを除く） (2) 解析方法及び解析モデル 2.1.2　土木構造物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 【2.1.2 土木構造物】 ・動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。				Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.　地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物（2.1.2に記載のものを除く） (2) 解析方法及び解析モデル 2.1.2 土木構造物	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 【2.1.2 土木構造物】 ・動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。						
55	動的解析に用いる解析モデルは，周辺施設も含めた地震観測網により得られた観測記録を用いた検討及び詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4.　設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・これらの地震応答解析を行うに当たり，周辺施設の地震観測網により得られた観測記録を用いた検討を踏まえた上で，詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。また，更なる信頼性の向上を目的として設置する地震観測網から得られた観測記録により振動性状の把握を行する。動的解析に用いるモデルについては，地震観測により得られる観測記録を用いて解析モデルの妥当性確認を行う。地震観測網の概要については，「Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」の別紙「地震観測網について」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4.　設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・これらの地震応答解析を行うに当たり，周辺施設の地震観測網により得られた観測記録を用いた検討を踏まえた上で，詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。また，更なる信頼性の向上を目的として設置する地震観測網から得られた観測記録により振動性状の把握を行する。動的解析に用いるモデルについては，地震観測により得られる観測記録を用いて解析モデルの妥当性確認を行う。地震観測網の概要については，「Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」の別紙「地震観測網について」に示す。	第１回申請と同一					
					—	—	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.　地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物（2.1.2に記載のものを除く） (2) 解析方法及び解析モデル Ⅲ－１－１－５　別紙　地震観測網について 2.　地震観測網の基本方針	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.　地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・これらの地震応答解析を行うに当たり，周辺施設の地震観測網により得られた観測記録を用いた検討を踏まえた上で，詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。また，更なる信頼性の向上を目的として設置する地震観測網から得られる観測記録により振動性状の把握を行う。動的解析に用いるモデルについては，地震観測網により得られる観測記録を用い解析モデルの妥当性確認等を行う。 Ⅲ－１－１－５　別紙　地震観測網について 【2.　地震観測網の基本方針】 ・燃料加工建屋については，地震時の建屋の水平方向及び鉛直方向の振動特性を把握するため，建屋の基礎上や最上部等の適切な位置に地震計を配置することにより，実地震による建屋の振動（建屋増幅特性，ロッキング動及び捩れ）を観測する。				Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.　地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物（2.1.2に記載のものを除く） (2) 解析方法及び解析モデル Ⅲ－１－１－５　別紙　地震観測網について 2.　地震観測網の基本方針	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.　地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・これらの地震応答解析を行うに当たり，周辺施設の地震観測網により得られた観測記録を用いた検討を踏まえた上で，詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。また，更なる信頼性の向上を目的として設置する地震観測網から得られる観測記録により振動性状の把握を行う。動的解析に用いるモデルについては，地震観測網により得られる観測記録を用い解析モデルの妥当性確認等を行う。 Ⅲ－１－１－５　別紙　地震観測網について 【2.　地震観測網の基本方針】 ・燃料加工建屋については，地震時の建屋の水平方向及び鉛直方向の振動特性を把握するため，建屋の基礎上や最上部等の適切な位置に地震計を配置することにより，実地震による建屋の振動（建屋増幅特性，ロッキング動及び捩れ）を観測する。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	建物・構築物の動的解析にて、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。	定義 評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
55	動的解析に用いる解析モデルは、周辺施設も含めた地震観測網により得られた観測記録を用いた検討及び詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	建物・構築物のうち土木構造物の動的解析に当たっては，構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは，構造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構造物の地震応答解析に用いる減衰定数については，地盤と構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。	定義 評価要求	基本方針 貯蔵容器搬送用洞道	設計方針 評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 　・時刻歴応答解析法 　・FEM等を用いた応力解析法 　・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。	Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.1.2　土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.1.2　土木構造物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力算定の考慮事項 地震応答解析は，地盤と構造物の相互作用を考慮できる手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等による変動が土木構造物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 　・時刻歴応答解析法 　・FEM等を用いた応力解析法 　・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。	○	貯蔵容器搬送用洞道	―	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4.　設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5.　機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 　・時刻歴応答解析法 　・FEM等を用いた応力解析法 　・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－２　加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。
												Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.1.2　土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.1.2　土木構造物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力算定の考慮事項 地震応答解析は，地盤と構造物の相互作用を考慮できる手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等による変動が土木構造物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。					Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.1.2　土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅲ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.1.2　土木構造物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力算定の考慮事項 地震応答解析は，地盤と構造物の相互作用を考慮できる手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等による変動が土木構造物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。
57	地震力については，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては，水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設，設備を抽出し，建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で，既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を「Ⅲ－１－１－７　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。	―	―	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては，水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設，設備を抽出し，建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で，既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を「Ⅲ－１－１－７　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	建物・構築物のうち土木構造物の動的解析に当たっては，構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは，構造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構造物の地震応答解析に用いる減衰定数については，地盤と構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。	定義 評価要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
57	地震力については，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新設①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
58	2) 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の うえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。	定義	基本方針	設計方針 評価条件	第一１－１　耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	第一１－１　耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は、「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認することで（解析による設計により行う。 ・評価手法は、以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された計算式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・具体的な評価手法は、「第一１－１－10 機器の耐震支持方針」、「第一１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」、「第一１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」、「第一１－２ 耐震計算書作成の基本方針」及び「第一２ 加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度（動的機能維持確認済加速度）以下、若しくは、静的な解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、「第一２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。	—	—	○	基本方針	—	第一１－１　耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	第一１－１　耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は、「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認することで（解析による設計により行う。 ・評価手法は、以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された計算式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・具体的な評価手法は、「第一１－１－10 機器の耐震支持方針」、「第一１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」、「第一１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」、「第一１－２ 耐震計算書作成の基本方針」及び「第一２ 加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度（動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度）以下、若しくは、静的な解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、「第一２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。
					—	—	第一１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.2 機器・配管系	第一１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。				第一１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.2 機器・配管系	第一１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。				第一１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.2 機器・配管系	第一１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。
							第一１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 1. 概要 第一１－１－６　別紙 各施設の設計用床応答曲線 1. 概要	第一１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 【1. 概要】 ・機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線に関して説明する。 第一１－１－６　別紙 各施設の設計用床応答曲線 【1. 概要】 ・燃料加工建屋の機器・配管系の耐震設計に用いる各床面の静的震度、最大床応答加速度及び設計用床応答曲線について示したものである。				第一１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 1. 概要 第一１－１－６　別紙１－１ 燃料加工建屋の設計用床応答曲線 1. 概要	第一１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 【1. 概要】 ・機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線に関して説明する。 第一１－１－６　別紙１－１ 燃料加工建屋の設計用床応答曲線 【1. 概要】 ・燃料加工建屋の設備・機器の耐震設計に用いる各床面の静的震度、最大床応答加速度及び設計用床応答曲線について示したものである。				第一１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 1. 概要 第一１－１－６　別紙１－２ 貯蔵容器搬送用装置の設計用床応答曲線 1. 概要	第一１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 【1. 概要】 ・機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線に関して説明する。 第一１－１－６　別紙１－２ 貯蔵容器搬送用装置の設計用床応答曲線 【1. 概要】 ・貯蔵容器搬送用装置の設備・機器の耐震設計に用いる各床面の静的震度、最大床応答加速度及び設計用床応答曲線について示したものである。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（２項変更③）	申請対象設備（１項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（１項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
58	⑪　機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。	定義	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
59	機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の3次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	設計方針 評価条件 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は，「4.設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5.機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし，その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 　・スペクトルモーダル解析法 　・時刻歴応答解析法 　・定式化された計算式を用いた解析法 　・FEM等を用いた応力解析法 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」，「Ⅲ－１－２ 耐震計算書作成の基本方針」及び「Ⅲ－２ 加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は，「4.設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5.機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし，その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 　・スペクトルモーダル解析法 　・時刻歴応答解析法 　・定式化された計算式を用いた解析法 　・FEM等を用いた応力解析法 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。	○	施設共通 基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	施設共通 基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は，「4.設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5.機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし，その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 　・スペクトルモーダル解析法 　・時刻歴応答解析法 　・定式化された計算式を用いた解析法 　・FEM等を用いた応力解析法 ・具体的な評価手法は，「Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」，「Ⅲ－１－２ 耐震計算書作成の基本方針」及び「Ⅲ－２ 加工施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「Ⅲ－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。
					—	—	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格・基準，あるいは実験等の結果に基づき設定する。 ・機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，はりやシェル等の要素を使用した有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合は材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬することによる，現実的な応答加速度や荷重を算出する観点で，材料物性のばらつき等への配慮を考慮しつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 ・3次元的な広がりを持つ設備については，3次元的な配置を踏まえ，適切にモデル化し，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。具体的な方針については「Ⅲ－１－１－７　水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。 剛性の高い機器・配管系は，その機器・配管系の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。				Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格・基準，あるいは実験等の結果に基づき設定する。 ・機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，はりやシェル等の要素を使用した有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合は材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬することによる，現実的な応答加速度や荷重を算出する観点で，材料物性のばらつき等への配慮を考慮しつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 ・3次元的な広がりを持つ設備については，3次元的な配置を踏まえ，適切にモデル化し，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。具体的な方針については「Ⅲ－１－１－７　水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。 剛性の高い機器・配管系は，その機器・配管系の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。					Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格・基準，あるいは実験等の結果に基づき設定する。 ・機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，はりやシェル等の要素を使用した有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合は材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬することによる，現実的な応答加速度や荷重を算出する観点で，材料物性のばらつき等への配慮を考慮しつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 ・3次元的な広がりを持つ設備については，3次元的な配置を踏まえ，適切にモデル化し，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。具体的な方針については「Ⅲ－１－１－７　水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。 剛性の高い機器・配管系は，その機器・配管系の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。
					—	—	Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 2.床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅲ－１－１－６　別紙 各施設の設計用床応答曲線 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法】 【2.1 基本方針】 ・床応答スペクトルに対し，MOX燃料加工施設の固有周期のシフトを考慮し，周期方向に±10%の拡幅を行い，設計用床応答曲線とする。				Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 2.床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅲ－１－１－６　別紙 各施設の設計用床応答曲線 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法】 【2.1 基本方針】 ・床応答スペクトルに対し，MOX燃料加工施設の固有周期のシフトを考慮し，周期方向に±10%の拡幅を行い，設計用床応答曲線とする。					Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針 2.床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅲ－１－１－６　別紙 各施設の設計用床応答曲線 2.1 基本方針	Ⅲ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法】 【2.1 基本方針】 ・床応答スペクトルに対し，MOX燃料加工施設の固有周期のシフトを考慮し，周期方向に±10%の拡幅を行い，設計用床応答曲線とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
59	機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をもつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の3次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備（○は変更①）	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第2回申請 説明対象	第2回申請 申請対象設備（○は変更②）	第2回申請 申請対象設備（①は変更①）	第2回申請 仕様表	第2回申請 添付書類	第2回申請 添付書類における記載
	機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるような質点系モデル、代表要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は設計研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 （機器・配管系の動的解析方法）	設計方針 評価条件 評価方法	—	—	Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物 2.1 基本原則	【Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物】 【2.1 基本原則】 ・機器の耐震支持方針は下記によるものとする。 (1) 重要な機器は岩盤上に設けた強固な基礎又は岩盤により支持され十分耐震性を有する建物・構築物内の基礎上に設置する。 (2) 支持構造物を含め十分剛構造とすることで建物・構築物との共振を防止する。 (3) 剛性を十分に確保できない場合は、機器系の振動特性に応じた地震応答解析により、応力評価に必要な荷重等を算定し、その荷重等に耐える設計とする。 (4) 重心位置を低くおさえる。 (5) 配管反力をできる限り機器にもたせない構造とする。 (6) 偏心荷重を避ける。 (7) 高温機器は熱膨張を拘束しない構造とする。 (8) 動的機能が要求されるものについては地震時に機能を喪失しない構造とする。 (9) 内部構造物については容器との相互作用を考慮した構造とする。 (10) 支持架構上に設置される機器については、原則として架構を十分剛に設計する。剛でない場合は、架構の剛性を考慮した地震荷重等に耐える設計とする。 ・剛ではない架構に設置される機器については、架構の剛性を考慮した地震応答解析による耐震性の確認を行う。	○	施設共通 基本設計方針 （機器・配管系の動的解析方法）	施設共通 基本設計方針 （機器・配管系の動的解析方法）	—	Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物 2.1 基本原則	Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針 【Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物】 【2.1 基本原則】 ・機器の耐震支持方針は下記によるものとする。 (1) 重要な機器は岩盤上に設けた強固な基礎又は岩盤により支持され十分耐震性を有する建物・構築物内の基礎上に設置する。 (2) 支持構造物を含め十分剛構造とすることで建物・構築物との共振を防止する。 (3) 剛性を十分に確保できない場合は、機器系の振動特性に応じた地震応答解析により、応力評価に必要な荷重等を算定し、その荷重等に耐える設計とする。 (4) 重心位置を低くおさえる。 (5) 配管反力をできる限り機器にもたせない構造とする。 (6) 偏心荷重を避ける。 (7) 高温機器は熱膨張を拘束しない構造とする。 (8) 動的機能が要求されるものについては地震時に機能を喪失しない構造とする。 (9) 内部構造物については容器との相互作用を考慮した構造とする。 (10) 支持架構上に設置される機器については、原則として架構を十分剛に設計する。剛でない場合は、架構の剛性を考慮した地震荷重等に耐える設計とする。 ・剛ではない架構に設置される機器については、架構の剛性を考慮した地震応答解析による耐震性の確認を行う。
					—	—	Ⅲ－１－１-11－１　配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法 1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法	Ⅲ－１－１-11－１　配管の耐震支持方針 【1. 配管の耐震支持方針】 【1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法】 ・多質点系はりモデルを用いた評価方法では、原則として固定点から固定点までを独立したひとつのブロックとして、地震荷重、自重、熱荷重等により配管に生じる応力が許容応力以下となるように配管経路及び支持方法を定める。 【1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・標準支持間隔による配管の耐震計算は、配管を直管部、曲がり部、集中質量部、分岐部、Z形部、門形部及び分岐＋曲がり部の各要素に分類し、要素ごとに許容値を満足する最大の支持間隔を算出する。	—	—	—	—	—	Ⅲ－１－１-11－１　配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法 1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法	Ⅲ－１－１-11－１　配管の耐震支持方針 【1. 配管の耐震支持方針】 【1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法】 ・多質点系はりモデルを用いた評価方法では、原則として固定点から固定点までを独立したひとつのブロックとして、地震荷重、自重、熱荷重等により配管に生じる応力が許容応力以下となるように配管経路及び支持方法を定める。 【1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・標準支持間隔表による配管の耐震計算は、配管を直管部、曲がり部、集中質量部、分岐部、Z形部、門形部及び分岐＋曲がり部の各要素に分類し、要素ごとに許容値を満足する最大の支持間隔を算出する。
					—	—	Ⅲ－１－１-11－２　ダクトの耐震支持方針 4. ダクト設計の基本方針 4.4 ダクト支持点の設計方法 4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法	【4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・静的震度、1.2ZPA及び設計用床応答曲線から地震力を算定し、ダクトに生じる曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下となるように支持間隔を算定する。	—	—	—	—	—	Ⅲ－１－１-11－２　ダクトの耐震支持方針 4. ダクト設計の基本方針 4.4 ダクト支持点の設計方法 4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法	【4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・静的震度、1.2ZPA及び設計用床応答曲線から地震力を算定し、ダクトに生じる曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下となるように支持間隔を算定する。
					—	—	Ⅲ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 5. 電気計測制御装置等の耐震設計方針 5.3 耐震設計の手順 5.3.4 電路類の耐震設計手順	【5.3.4 電路類の耐震設計手順】 ・構造的に健全ならば機能が維持されるので構造的検討のみを行う。この際には多質点系はりモデルによる解析又は標準支持間隔法を用いる。多質点系はりモデルによる解析の場合は、固有振動数に応じて応答解析による方法、又は静的解析による方法を用いて構造的健全性を確認する方針とする。 ・標準支持間隔法を用いる場合は、静的又は動的地震力による応力が許容応力以下となる標準支持間隔を設定し、標準支持間隔以内で支持することにより耐震性を確保する。	—	—	—	—	—	Ⅲ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 5. 電気計測制御装置等の耐震設計方針 5.3 耐震設計の手順 5.3.4 電路類の耐震設計手順	【5.3.4 電路類の耐震設計手順】 ・構造的に健全ならば機能が維持されるので構造的検討のみを行う。この際には多質点系はりモデルによる解析の場合は、固有振動数に応じて応答解析による方法、又は静的解析による方法を用いて構造的健全性を確認する方針とする。 ・標準支持間隔法を用いる場合は、静的又は動的地震力による応力が許容応力以下となる標準支持間隔を設定し、標準支持間隔以内で支持することにより耐震性を確保する。
60	ヒ．設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。 なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。 また、地盤と土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。	定義	基本方針	評価方法 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4. 設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の建定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定法 4.1.2 動的地震力	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【4. 設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の建定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「Ⅲ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に示す。	第１回申請と同一						
					—	—	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 3. 設計用減衰定数	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【3. 設計用減衰定数】 ・地震応答解析に用いる減衰定数は、JEAG4601-1987、1991に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。 ・建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については、既往の知見に加え、入力地震動による建物・構築物の応答レベル及び構造形式の複雑さを踏まえ、5%を基本とする。ただし、燃料加工建屋については、応答への影響も確認した上で、既設工認における設定と同じ3%と設定する。 ・地盤及び土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。						Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 3. 設計用減衰定数	Ⅲ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【3. 設計用減衰定数】 ・地震応答解析に用いる減衰定数は、JEAG4601-1987、1991に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。 ・建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については、既往の知見に加え、入力地震動による建物・構築物の応答レベル及び構造形式の複雑さを踏まえ、5%を基本とする。ただし、燃料加工建屋については、応答への影響も確認した上で、既設工認における設定と同じ3%と設定する。 ・地盤及び土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
	機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の3次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
60	c．設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は，安全上適切と認められる規格及び基準に基づき，設備の種類，構造等により適切に選定するとともに，試験等で妥当性を検証した値も用いる。 なお，建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については，既往の知見に加え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。 また，地盤と土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴，同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(4)　荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 a.　耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)　安全機能を有する施設 イ.　建物・構築物 (イ)　通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (ロ)　設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	基－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 建物・構築物	基－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 ・耐震設計における安全機能維持は，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して，施設の構造強度の確保を基本とする。 ・耐震安全性が応力の許容限界のみで律することができない施設等，構造強度に加えて，安全機能の保持の観点で，安全上重要な施設が有する安全機能との関係を踏まえ，各施設の特性に応じた動的機能，電気的機能，気密性，遮蔽機能，支持機能及び閉じ込め機能の維持を必要とする施設については，その機能が維持できる設計とする。 ・気密性，遮蔽機能，支持機能及び閉じ込め機能の維持については，構造強度を確保することを基本とする。必要に応じて評価項目を追加することで，機能維持設計を行う。 ・ここでは，上記を考慮し，各機能維持の方針を示す。 【5.1 構造強度】 ・MOX燃料加工施設は，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で，構造強度を確保する設計とする。また，変位及び変形に対し，設計上の配慮を行う。 ・自然現象に関する組合せは，「Ⅴ－１－１－１　加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に従い行う。 ・具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「基－１－１－８　機能維持の基本方針」に示す。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 ・地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (1)安全機能を有する施設 a.建物・構築物 (a)通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (b)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）	—	—	○	基本方針	－	基－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 建物・構築物	基－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 ・耐震設計における安全機能維持は，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して，施設の構造強度の確保を基本とする。 ・耐震安全性が応力の許容限界のみで律することができない施設等，構造強度に加えて，安全機能の保持の観点で，安全上重要な施設が有する安全機能との関係を踏まえ，各施設の特性に応じた動的機能，電気的機能，気密性，遮蔽機能，支持機能及び閉じ込め機能の維持を必要とする施設については，その機能が維持できる設計とする。 ・気密性，遮蔽機能，支持機能及び閉じ込め機能の維持については，構造強度を確保することを基本とする。必要に応じて評価項目を追加することで，機能維持設計を行う。 ・ここでは，上記を考慮し，各機能維持の方針を示す。 【5.1 構造強度】 ・MOX燃料加工施設は，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で，構造強度を確保する設計とする。また，変位及び変形に対し，設計上の配慮を行う。 ・自然現象に関する組合せは，「Ⅴ－１－１－１　加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に従い行う。 ・具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「基－１－１－８　機能維持の基本方針」に示す。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 ・地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (1)安全機能を有する施設 a.建物・構築物 (a)通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (b)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）	第1回申請と同一
62	ロ．　機器・配管系 (イ)　通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (ロ)　設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合には MOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	基－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態	基－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (a)通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (b)設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合には MOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	—	—	○	基本方針	－	基－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態	基－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (a)通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (b)設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合には MOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	第1回申請と同一
63	(b)　重大事故等対処施設 イ.　建物・構築物 (イ)　通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (ロ)　重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (ハ)　設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	基－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態	基－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 ・耐震設計における安全機能維持は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，施設の構造強度の確保を基本とする。 ・耐震安全性が応力の許容限界のみで律することができない施設等，構造強度に加えて，安全機能の保持の観点で，安全上重要な施設が有する安全機能との関係を踏まえ，各施設の特性に応じた動的機能，電気的機能，気密性，遮蔽機能，支持機能及び閉じ込め機能の維持を必要とする施設については，その機能が維持できる設計とする。 ・気密性，遮蔽機能，支持機能及び閉じ込め機能の維持については，構造強度を確保することを基本とする。必要に応じて評価項目を追加することで，機能維持設計を行う。 ・ここでは，上記を考慮し，各機能維持の方針を示す。 【5.1 構造強度】 ・MOX燃料加工施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で，構造強度を確保する設計とする。また，変位及び変形に対し，設計上の配慮を行う。 ・具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「基－１－１－８　機能維持の基本方針」の第5.1-1表に示す。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (2) 重大事故等対処施設 a.建物・構築物 (a)通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (b)重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (c)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）	—	—	○	基本方針	－	基－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態	基－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 ・耐震設計における安全機能維持は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，施設の構造強度の確保を基本とする。 ・耐震安全性が応力の許容限界のみで律することができない施設等，構造強度に加えて，安全機能の保持の観点で，安全上重要な施設が有する安全機能との関係を踏まえ，各施設の特性に応じた動的機能，電気的機能，気密性，遮蔽機能，支持機能及び閉じ込め機能の維持を必要とする施設については，その機能が維持できる設計とする。 ・気密性，遮蔽機能，支持機能及び閉じ込め機能の維持については，構造強度を確保することを基本とする。必要に応じて評価項目を追加することで，機能維持設計を行う。 ・ここでは，上記を考慮し，各機能維持の方針を示す。 【5.1 構造強度】 ・MOX燃料加工施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で，構造強度を確保する設計とする。また，変位及び変形に対し，設計上の配慮を行う。 ・具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「基－１－１－８　機能維持の基本方針」の第5.1-1表に示す。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (2) 重大事故等対処施設 a.建物・構築物 (a)通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (b)重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (c)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）	第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(4)　荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 a．耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)　安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ)　通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (ロ)　設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
62	ロ．機器・配管系 (イ)　通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (ロ)　設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合にはMOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
63	(b)　重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ)　通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (ロ)　重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (ハ)　設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2)変更(2)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2)変更(2)	申請対象設備 (1)新設(1)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
64	ロ．　機器・配管系 (イ)　通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (ロ)　設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合には MOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ)　重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．1 耐震設計上考慮する状態	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．1 耐震設計上考慮する状態】 (2)重大事故等対処施設 b．機器・配管系 (a)通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (b)設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合には MOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (c)重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．1 耐震設計上考慮する状態	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．1 耐震設計上考慮する状態】 (2)重大事故等対処施設 b．機器・配管系 (a)通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 (b)設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合には MOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (c)重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	第1回申請と同一				
65	b．　荷重の種類 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 (イ)　MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (ロ)　地震力、積雪荷重及び風荷重 ただし、通常時に作用している荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．2 荷重の種類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．2 荷重の種類】 (1) 安全機能を有する施設 a．建物・構築物 (a)MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (b)地震力、積雪荷重及び風荷重 ・通常時に作用している荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力等による荷重が含まれるものとする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．2 荷重の種類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．2 荷重の種類】 (1) 安全機能を有する施設 a．建物・構築物 (a)MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (b)地震力、積雪荷重及び風荷重 ・通常時に作用している荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力等による荷重が含まれるものとする。	第１回申請と同一				
66	ロ．　機器・配管系 (イ)　通常時に作用している荷重 (ロ)　設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)　地震力 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．2 荷重の種類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．2 荷重の種類】 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 (a)通常時に作用している荷重 (b)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (c)地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重、風荷重については、建物・構築物に準じる。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．2 荷重の種類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．2 荷重の種類】 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 (a)通常時に作用する荷重 (b)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (c)地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重、風荷重については、建物・構築物に準じる。	第1回申請と同一				
67	(5)　重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ)　MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (ロ)　重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)　地震力、積雪荷重及び風荷重 ただし、通常時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．2 荷重の種類 (1) 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．2 荷重の種類】 (2)重大事故等対処施設 a．建物・構築物 (a)MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (b)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (c)地震力、積雪荷重及び風荷重 ・通常時及び重大事故等時に作用している荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力等による荷重が含まれるものとする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．2 荷重の種類 (1) 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．2 荷重の種類】 (2)重大事故等対処施設 a．建物・構築物 (a)MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (b)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (c)地震力、積雪荷重及び風荷重 ・通常時及び重大事故等時に作用している荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力等による荷重が含まれるものとする。	第１回申請と同一				
68	ロ．　機器・配管系 (イ)　通常時に作用している荷重 (ロ)　設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)　重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)　地震力 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．2 荷重の種類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．2 荷重の種類】 (2)重大事故等対処施設 b．機器・配管系 (a)通常時に作用している荷重 (b)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (c)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (d)地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重、風荷重については、建物・構築物に準じる。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5．1 構造強度 5．1．2 荷重の種類	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5．1 構造強度】 【5．1．2 荷重の種類】 (2)重大事故等対処施設 b．機器・配管系 (a)通常時に作用する荷重 (b)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (c)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (d)地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重、風荷重については、建物・構築物に準じる。	第1回申請と同一				

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
64	ロ．　機器・配管系 （イ）　通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 （ロ）　設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合にはMOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 （ハ）　重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
65	b．　荷重の種類 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）　MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 （ロ）　地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，通常時に作用している荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
66	ロ．　機器・配管系 （イ）　通常時に作用している荷重 （ロ）　設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 （ハ）　地震力 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，通常時に作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
67	(b)　重大事故等対処施設 イ．　建物・構築物 （イ）　MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 （ロ）　重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 （ハ）　地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，通常時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
68	ロ．　機器・配管系 （イ）　通常時に作用している荷重 （ロ）　設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 （ハ）　重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 （ニ）　地震力 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，通常時に作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
69	c.　荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては，「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し，以下のとおり設定する。 (a)　安全機能を有する施設 イ.　建物・構築物 (イ)　Ｓクラスの建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)　Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物については，通常時に作用している荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓ以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.　機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 ・地震力と他の荷重との組合せは以下による。 (1) 安全機能を有する施設 a.建物・構築物 (a)Ｓクラスの建物・構築物については，通常時に作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)Ｓクラスの建物・構築物については，通常時に作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重及び風荷重と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力と組み合わせる。 (c)Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物について，通常時に作用する荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重及び風荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	―	―	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.　機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 ・地震力と他の荷重との組合せは以下による。 (1) 安全機能を有する施設 a.建物・構築物 (a)Ｓクラスの建物・構築物については，通常時に作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)Ｓクラスの建物・構築物については，通常時に作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重及び風荷重と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力と組み合わせる。 (c)Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物について，通常時に作用する荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重及び風荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	第１回申請と同一					
70	ロ.　機器・配管系 (イ)　Ｓクラスの機器・配管系については，通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ロ)　Ｂクラスの機器・配管系については，通常時に作用している荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ハ)　Ｃクラスの機器・配管系については，通常時に作用している荷重と静的地震力とを組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.　機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (a)Ｓクラスの機器・配管系については，通常時に作用する荷重，設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力と組み合わせる。 (b)Ｓクラスの機器・配管系については，設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって施設に作用する荷重は，その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ，適切な地震力とを組み合わせる。 (c)Ｂクラスの機器・配管系については，通常時に作用する荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (d)Ｃクラスの機器・配管系については，通常時に作用する荷重と静的地震力とを組み合わせる。 (e)機器・配管系の設計基準事故(以下本項目では「事故」という。)時に生じるそれぞれの荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事故によって作用する荷重は，その事故等の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。なお，設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は，通常時に施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため，地震荷重と組み合わせるものはない。 ・屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	―	―	○	基本方針	―	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.　機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1)安全機能を有する施設 b.機器・配管系 (a)Ｓクラスの機器・配管系については，通常時に作用する荷重，設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力と組み合わせる。 (b)Ｓクラスの機器・配管系については，設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって施設に作用する荷重は，その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ，適切な地震力とを組み合わせる。 (c)Ｂクラスの機器・配管系については，通常時に作用する荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (d)Ｃクラスの機器・配管系については，通常時に作用する荷重と静的地震力とを組み合わせる。 (e)機器・配管系の設計基準事故(以下本項目では「事故」という。)時に生じるそれぞれの荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事故によって作用する荷重は，その事故等の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。なお，設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は，通常時に施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため，地震荷重と組み合わせるものはない。 ・屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
69	c．　荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては，「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し，以下のとおり設定する。 (a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 (イ)　Ｓクラスの建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)　Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物については，通常時に作用している荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓ以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
70	ロ．　機器・配管系 (イ)　Ｓクラスの機器・配管系については，通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ロ)　Ｂクラスの機器・配管系については，通常時に作用している荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ハ)　Ｃクラスの機器・配管系については，通常時に作用している荷重と静的地震力とを組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項新規①)	申請対象設備 (1項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	(b) 重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力）と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 以上を踏まえ，MOX燃料加工施設については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 (ホ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【6.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2)重大事故等対処施設 a.建物・構築物 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力）と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・MOX燃料加工施設については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 (d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【6.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2)重大事故等対処施設 a.建物・構築物 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力）と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・MOX燃料加工施設については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 ・MOX燃料加工施設については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 ・以上を踏まえ，MOX燃料加工施設については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 (d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	第1回申請と同一					
72	ロ．機器・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 (ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては，安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基づき設定する。 (ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる。 (ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力を組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2)重大事故等対処施設 b.機器・配管系 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては，安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基づき設定する。 (c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力）と組み合わせる。 (d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2)重大事故等対処施設 b.機器・配管系 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては，安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基づき設定する。 (c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力）と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・MOX燃料加工施設については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 (d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	(b)　重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ハ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力）と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 以上を踏まえ，燃焼系統加工施設については，ひとたん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 (ニ)　常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
72	ロ．　機器・配管系 (イ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。 (ロ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては，安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基づき設定する。 (ハ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる。 (ニ)　常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常時に作用している荷重と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力を組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項新設①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
73	(c)　荷重の組合せ上の留意事項 イ．安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。 ロ．　安全機能を有する施設のうち機器・配管系の設計基準事故（以下本項目では「事故」という。）時に生じる荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事故による荷重は、その事故の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮する。 ハ．安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ニ．　積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 ホ．　風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。 ヘ．　設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と通常時に作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 ト．　常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、通常時に作用している荷重及び地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 以上を踏まえ、第1回燃料加工施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 5.1.4 荷重の組合せの留意事項	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 (a)機器・配管系の設計基準事故(以下本項目では「事故」という。)時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事故によって作用する荷重は、その事故の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮する。なお、設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は、通常時に施設に作用する荷重と超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため、地震荷重と組み合わせるものとする。 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2)重大事故等対処施設 b．機器・配管系 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項】 (1)安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。 (2)　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 (3)ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その妥当性を示したうえで、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。 (4)複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。 (5)　積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 (6)　風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風による受圧面積が小さい施設や、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。 (7)設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 (8)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 以上を踏まえ、第1回燃料加工施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。	—	—	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.4 荷重の組合せの留意事項	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 (a)機器・配管系の設計基準事故(以下本項目では「事故」という。)時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事故によって作用する荷重は、その事故の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮する。なお、設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は、通常時に施設に作用する荷重と超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため、地震荷重と組み合わせるものとする。 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2)重大事故等対処施設 b．機器・配管系 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項】 (1)安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。 (2)　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 (3)ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その妥当性を示したうえで、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。 (4)複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。 (5)　積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 (6)　風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風による受圧面積が小さい施設や、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。 (7)設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 (8)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。	第1回申請と同一
74	4．許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 ・各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	—	—	○	基本方針	－	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 ・各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
73	(c)　荷重の組合せ上の留意事項 イ．安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。 ロ．　安全機能を有する施設のうち機器・配管系の設計基準事故（以下本項目では「事故」という。）時に生じる荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重は，その事故の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。 ハ．安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ニ．　積雪荷重については，屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，地震力との組合せを考慮する。 ホ．　風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設については，地震力との組合せを考慮する。 ヘ．　設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の設備分類に応じた地震力と通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧）及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 ト．　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力との組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 以上を踏まえ，MOX燃料加工施設については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力を組み合わせる。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
74	4．　許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとし，安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
75	(a)　安全機能を有する施設 イ．　建物・構築物 （イ）　Ｓクラスの建物・構築物 ｉ．　基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひび割れ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひび割れ・応力等が終局耐力時のせん断ひび割れ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することとする。 なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ⅱ．　弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Ｓクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 (1)安全機能を有する施設 5.1.5 許容限界 8.ダクティリティに関する考慮	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 建物・構築物 a．建物・構築物 (a)Ｓクラスの建物・構築物 イ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひび割れ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひび割れ・応力等が終局耐力時のせん断ひび割れ・応力等に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。 ・終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 【8.ダクティリティに関する考慮】 ・第3燃料加工施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「Ⅲ－１－１－９　構造計画、材料選択上の留意点」に示す。	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 (1)安全機能を有する施設 5.1.5 許容限界 8.ダクティリティに関する考慮	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 建物・構築物 a．建物・構築物 (a)Ｓクラスの建物・構築物 イ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひび割れ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひび割れ・応力等が終局耐力時のせん断ひび割れ・応力等に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。 ・終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 【8.ダクティリティに関する考慮】 ・第3燃料加工施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「Ⅲ－１－１－９　構造計画、材料選択上の留意点」に示す。	第１回申請と同一					
76	(ロ)　Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物 上記(イ)ⅱ.による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 (1)安全機能を有する施設 5.1.5 許容限界	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 a．建物・構築物 (b)Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物 上記(a)ロ．による許容応力度を許容限界とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 (1)安全機能を有する施設 5.1.5 許容限界 8.ダクティリティに関する考慮	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 a．建物・構築物 (b)Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物 上記(a)ロ．による許容応力度を許容限界とする。	第１回申請と同一					
77	(ハ)　建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物（土木構造物を除く。）については、当該建物・構築物の保有水平耐力に必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1)安全機能を有する施設 a．建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 a．建物・構築物 (d)建物・構築物の保有水平耐力 ・建物・構築物（土木構造物を除く。）については、当該建物・構築物の保有水平耐力に必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1)安全機能を有する施設 a．建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 a．建物・構築物 (d)建物・構築物の保有水平耐力 ・建物・構築物（土木構造物を除く）については、当該建物・構築物の保有水平耐力に必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	第１回申請と同一					
78	(ニ)　遮蔽機能、閉じ込め機能を考慮する施設 構造強度の機保に加えて遮蔽機能、閉じ込め機能の維持が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。	評価要求	基本方針 燃料加工建屋 緊急時対策所	評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.2 機能維持	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (4)遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設については、地震時及び地震後において、放射線障害から公衆等を守るため、安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽機能を維持する設計とする。 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」における遮蔽機能の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。 (6)閉じ込め機能の維持 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設については、地震時及び地震後において、放射性物質を固定された区域に閉じ込めるため、耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで、当該機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、地震時及び地震後において、放射性物質が漏えいした場合にその影響の拡大を防止するため、閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が耐震重要度に応じた地震動に対して躯体としての構成を喪失しないことで閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を、「Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針」に示す。 ・重大事故等対処施設の設計においては、設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い、重大事故等時の状態の方が厳しい場合は別途、重大事故等時の状態にて設計を行う。	—	—	○	基本方針 燃料加工建屋(閉じ込め機能)	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.2 機能維持	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (4)遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設については、地震時及び地震後において、放射線障害から公衆等を守るため、安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して 「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽機能を維持する設計とする。 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」における遮蔽機能の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。 (6)閉じ込め機能の維持 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設については、地震時及び地震後において、放射性物質を固定された区域に閉じ込めるため、耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで、当該機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、地震時及び地震後において、放射性物質が漏えいした場合にその影響の拡大を防止するため、閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が耐震重要度に応じた地震動に対して躯体としての構成を喪失しないことで閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を、「Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針」に示す。 ・重大事故等対処施設の設計においては、設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い、重大事故等時の状態の方が厳しい場合は別途、重大事故等時の状態にて設計を行う。	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
75	(a)　安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ)　Ｓクラスの建物・構築物 ⅰ．　基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ⅱ．　弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Ｓクラスの建物・構築物については，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
76	(ロ)　Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物 上記(イ)ⅱ．による許容応力度を許容限界とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
77	(ハ)　建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物（土木構造物を除く。）については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
78	(ニ)　遮蔽機能，閉じ込め機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて遮蔽機能，閉じ込め機能の維持が必要な建物・構築物については，その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。	評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策所	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.2 機能維持 (4)遮蔽機能の維持 (6)閉じ込め機能の維持	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (4)遮蔽機能の維持 遮蔽機能の維持が要求される施設については，地震時及び地震後において，放射線障害から公衆等を守るため，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し，遮蔽体の形状及び厚さを確保することで，遮蔽機能を維持する設計とする。 (6)閉じ込め機能の維持 閉じ込め機能の維持が要求される施設については，地震時及び地震後において，放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため，耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで，当該機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち，鉄筋コンクリート造の施設は，地震時及び地震後において，放射性物質が漏えいした場合にその影響の拡大を防止するため，閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が耐震重要度に応じた地震動に対して該密としての構成を喪失しないことで閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を，「Ⅲ－１－１－８　機能維持の基本方針」に示す。 ・重大事故等対処施設の設計においては，設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い，重大事故等時の状態のほうが厳しい場合は別途，重大事故等時の状態にて設計を行う。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
79	ロ．　機器・配管系 （イ）　Ｓクラスの機器・配管系 ｉ．　基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。なお，地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については，実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。 ⅱ．　弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	目－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1)安全機能を有する施設 5.2 機能維持 8.ダクティリティに関する考慮 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	目－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 (a)Ｓクラスの機器・配管系 イ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。 ロ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。 【5.2 機能維持】 (1) 動的機能維持 ・動的機能が要求される回転機器及び弁は，地震時及び地震後において，その設備に要求される安全機能を維持するため，回転機器及び弁の機種別に分類し，その加速度を用いることとし，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで，当該機能を維持する設計とするか，若しくは応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。 ・非等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは，当該配管の地震応答の影響を考慮し，一定の余裕を見込むこととする。 (2) 電気的機能維持 ・電気的機能が要求される機器は，地震時及び地震後において，その機器に要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，要求される電気的機能が維持できることを試験又は解析により確認し，当該機能を維持する設計とする。 【8．ダクティリティに関する考慮】 ・第3燃料加工施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「目－１－１－９　構造計画，材料選択上の留意点」に示す。 【10.耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「目－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。	―	―	○	基本方針	―	目－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1)安全機能を有する施設 5.2 機能維持 8.ダクティリティに関する考慮 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 (a)Ｓクラスの機器・配管系 イ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。 ロ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。 【5.2 機能維持】 (1) 動的機能維持 ・動的機能が要求される回転機器及び弁は，地震時及び地震後において，その設備に要求される安全機能を維持するため，回転機器及び弁の機種別に分類し，その加速度を用いることとし，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで，当該機能を維持する設計とするか，若しくは応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。 ・非等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは，当該配管の地震応答の影響を考慮し，一定の余裕を見込むこととする。 (2) 電気的機能維持 ・電気的機能が要求される機器は，地震時及び地震後において，その機器に要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，要求される電気的機能が維持できることを試験又は解析により確認し，当該機能を維持する設計とする。 【8．ダクティリティに関する考慮】 ・第3燃料加工施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「目－１－１－９　構造計画，材料選択上の留意点」に示す。 【10.耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「目－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。	第1回申請と同一					
80	(ロ)　Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 上記(イ)ⅱ．による応力を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	目－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系	【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 (b)Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 ・上記b．(a)ロ．による応力を許容限界とする。	―	―	○	基本方針	―	目－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系	【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b．機器・配管系 (b)Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 ・上記b．(a)ロ．による応力を許容限界とする。	第1回申請と同一					
81	(b)　重大事故等対処施設 イ．　建物・構築物 (イ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ)ⅰ．を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	目－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 8.ダクティリティに関する考慮	目－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処施設 a．建物・構築物 (a)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 ・上記(1)a．(a)イ.を適用する。 【8．　ダクティリティに関する考慮】 ・第3燃料加工施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「目－１－１－９　構造計画，材料選択上の留意点」に示す。	―	―	○	基本方針	―	目－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 8.ダクティリティに関する考慮	目－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処施設 a．建物・構築物 (a)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 ・上記(1)a．(a)イ.を適用する。 【8．　ダクティリティに関する考慮】 ・第3燃料加工施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「目－１－１－９　構造計画，材料選択上の留意点」に示す。	第1回申請と同一					
82	(ロ)　常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(ロ)を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	目－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	目－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処施設 a．建物・構築物 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(1.に記載のものは除く) ・上記(1)a．(b)による許容応力度を許容限界を適用する。	―	―	○	基本方針	―	目－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	目－１－１　耐震設計の基本方針 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処施設 a．建物・構築物 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(1.に記載のものは除く) ・上記(1)a．(b)による許容応力度を許容限界を適用する。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
79	⑪　機器・配管系 (イ)　Ｓクラスの機器・配管系 ⅰ．　基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，変位を制限する値を許容限界とする。なお，地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については，実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。 ⅱ．　弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
80	(ロ)　Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 上記(イ)ⅱ．による応力を許容限界とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
81	(b)　重大事故等対処施設 イ．　建物・構築物 (イ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ．(イ)ⅰ．を適用する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
82	(ロ)　常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ．(ロ)を適用する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 上記(イ)を適用するほか、建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【6.機能維持の基本方針】 【6.1 構造強度】 【6.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処設 a.建物・構築物 (a)設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ・上記(a)を適用するほか、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 建物・構築物	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【6.機能維持の基本方針】 【6.1 構造強度】 【6.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処設 a.建物・構築物 (a)設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ・上記(a)を適用するほか、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	第１回申請と同一					
84	(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【6.機能維持の基本方針】 【6.1 構造強度】 【6.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処設 a.建物・構築物 (d)建物・構築物の保有水平耐力 b.建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【6.機能維持の基本方針】 【6.1 構造強度】 【6.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処設 a.建物・構築物 (d)建物・構築物の保有水平耐力 ・建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	第１回申請と同一					
85	(ホ)　気密性，遮蔽機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性，遮蔽機能の維持が必要な建物・構築物については，その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。	評価要求	基本方針 燃料加工建屋 緊急時対策所	評価方法 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 5.2 機能維持	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【6.機能維持の基本方針】 【6.1.5 許容限界 】 (2)重大事故等対処施設 ・構造強度の確保に加えて気密性，遮蔽機能の維持が必要な建物・構築物については，その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。 【6.2 機能維持】 (3)気密性の維持 ・気密性の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，放射性気体の放出を防ぐことを目的として，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「6.1 構造強度」に基づく構造強度の確保に加えて，構造強度の確保と換気設備の性能があいまって施設の気圧差を確保することで，十分な気密性を確保できる設計とする。「Ⅴ－１－２－１ 緊急時対策所の機能に関する説明書」における気密性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。 (4)遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設については，地震時及び地震後において，放射線障害から公衆等を守るため，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「6.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し，遮蔽体の所定および厚さを確保することで，遮蔽機能を維持する設計とする。「Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書」における遮蔽機能の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。	—	—	○	基本方針 燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 5.2 機能維持 (3)気密性の維持 (4)遮蔽機能の維持	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【6.機能維持の基本方針】 【6.1.5 許容限界 】 (2)重大事故等対処施設 ・構造強度の確保に加えて気密性，遮蔽機能の維持が必要な建物・構築物については，その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。 【6.2 機能維持】 (3)気密性の維持 ・気密性の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，放射性気体の放出を防ぐことを目的として，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「6.1 構造強度」に基づく構造強度の確保に加えて，構造強度の確保と換気設備の性能があいまって施設の気圧差を確保することで，十分な気密性を確保できる設計とする。「Ⅴ－１－２－１ 緊急時対策所の機能に関する説明書」における気密性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。 (4)遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設については，地震時及び地震後において，放射線障害から公衆等を守るため，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「6.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し，遮蔽体の所定および厚さを確保することで，遮蔽機能を維持する設計とする。「Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書」における遮蔽機能の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 上記(イ)を適用するほか、建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
84	(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
85	(ホ) 気密性、遮蔽機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性、遮蔽機能の維持が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。	評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策所	—	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.2 機能維持 (3)気密性の維持 (4)遮蔽機能の維持	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (3)気密性の維持 ・気密性の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、居住性確保のため、事故時に放射性気体の流入を防ぐことを目的として、重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度の確保に加えて、構造強度の確保と換気設備の性能があいまって施設の気圧差を確保することで、十分な気密性を確保できる設計とする。「Ⅴ－１－２－１ 緊急時対策所の機能に関する説明書」における気密性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。 (4)遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設については、地震時及び地震後において、放射線障害から公衆等を守るため、安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状および厚さを確保することで、遮蔽機能を維持する設計とする。「Ⅲ 放射線による被ばくの防止に関する説明書」における遮蔽機能の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項新規①)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
86	ロ．　機器・配管系 (イ)　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ)ｉ.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	量－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 5.2 機能維持 8.ダクティリティに関する考慮 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	量－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処施設 b.機器・配管系 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 ・上記(1)b.(a)イ.による応力を許容限界とする。 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (1)動的機能維持 ・動的機能が要求される回転機器及び弁は，地震時及び地震後において，その設備に要求される安全機能を維持するため，回転機器及び弁の機種別に分類し，その加速度を用いることとし，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで，当該機能を維持する設計とする。ただし，応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。 ・非等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは，当該配管の地震応答の影響を考慮し，一定の余裕を見込むこととする。 (2)電気的機能維持 ・電気的機能が要求される機器は，地震時及び地震後において，その機器に要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，要求される電気的機能が維持できることを試験又は解析により確認し，当該機能を維持する設計とする。 【8.　ダクティリティに関する考慮】 ・第1燃料加工施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「量－１－１－９　構造計画，材料選択上の留意点」に示す。 【10.　耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「量－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。	—	—	○	基本方針	—	量－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 5.2 機能維持 8.ダクティリティに関する考慮 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	量－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処施設 b.機器・配管系 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 ・上記(1)b.(a)イ.による応力を許容限界とする。 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (1)動的機能維持 ・動的機能が要求される回転機器及び弁は，地震時及び地震後において，その設備に要求される安全機能を維持するため，回転機器及び弁の機種別に分類し，その加速度を用いることとし，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで，当該機能を維持する設計とする。ただし，応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。 ・非等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは，当該配管の地震応答の影響を考慮し，一定の余裕を見込むこととする。 (2)電気的機能維持 ・電気的機能が要求される機器は，地震時及び地震後において，その機器に要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，要求される電気的機能が維持できることを試験又は解析により確認し，当該機能を維持する設計とする。 【8.　ダクティリティに関する考慮】 ・第1燃料加工施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「量－１－１－９　構造計画，材料選択上の留意点」に示す。 【10.　耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「量－２－３　水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
86	ロ．　機器・配管系 （イ）　常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ)ｉ.を適用する。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
87	(ロ)　常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(ａ)ロ.(ロ)を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処施設 b．機器・配管系 (b)常設耐震重要重大事故等対処施設以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(1)b.(b)による応力を許容限界とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2)重大事故等対処施設 b．機器・配管系 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(1)b.(b)による応力を許容限界とする。	第１回申請と同一					
88	(3)　設計における留意事項 ａ．主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに、安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設に該当する設備は、基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	定義	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.2 機能維持 9．機器・配管系の支持方針について	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (3) 支持機能の維持 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，被支持設備の機能を維持するため，被支持設備の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，構造強度を確保することで，支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物の鉄筋コンクリート造の場合は，耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで，Ｓクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物のうち土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。 【9．機器・配管系の支持方針について】 ・機器・配管系本体については「5．機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物については，設計の考え方に共通の部分があること，特にポンプやタンク等の機器，配管系，電気計測制御装置等については非常に多数設置することからその設計方針をまとめる。 ・具体的には，「Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.2 機能維持 9．機器・配管系の支持方針について	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (3) 支持機能の維持 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，被支持設備の機能を維持するため，被支持設備の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，構造強度を確保することで，支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物の鉄筋コンクリート造の場合は，耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで，Ｓクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物のうち土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。 【9．機器・配管系の支持方針について】 ・機器・配管系本体については「5．機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物については，設計の考え方に共通の部分があること，特にポンプやタンク等の機器，配管系，電気計測制御装置等については非常に多数設置することからその設計方針をまとめる。 ・具体的には，「Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」に示す。	○	基本方針	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.2 機能維持 9．機器・配管系の支持方針について	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (3) 支持機能の維持 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，被支持設備の機能を維持するため，被支持設備の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，構造強度を確保することで，支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物の鉄筋コンクリート造の場合は，耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで，Ｓクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物のうち土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。 【9．機器・配管系の支持方針について】 ・機器・配管系本体については「5．機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物については，設計の考え方に共通の部分があること，特にポンプやタンク等の機器，配管系，電気計測制御装置等については非常に多数設置することからその設計方針をまとめる。 ・具体的には，「Ⅲ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅲ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅲ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」に示す。	第１回申請と同一					
89	また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (間接支持構造物の支持機能における評価方法)	基本方針 評価方法	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 5.2 機能維持	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 ａ．建物・構築物 (c)耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物 上記(a)イ.を適用するほか，耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物は，変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。 【5.2 機能維持】 (3) 支持機能の維持 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，被支持設備の機能を維持するため，被支持設備の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，構造強度を確保することで，支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物の鉄筋コンクリート造の場合は，耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで，Ｓクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物のうち土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。	—	—	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (間接支持構造物の支持機能における評価方法)	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5．機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 5.2 機能維持	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【5．機能維持の基本方針】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 ａ．建物・構築物 (c)耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物 上記(a)イ.を適用するほか，耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物は，変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。 【5.2 機能維持】 (3) 支持機能の維持 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，被支持設備の機能を維持するため，被支持設備の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，構造強度を確保することで，支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物の鉄筋コンクリート造の場合は，耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで，Ｓクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物のうち土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。	第１回申請と同一					
90	ｂ．　波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。	要領宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6．構造計画と配置計画	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・「3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類」においてＳクラスの施設に分類する施設である耐震重要施設及び「3.2　重大事故等対処施設の設備分類」に示した常設耐震重要重大事故等対処施設は，耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても，建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を維持する設計とする。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する，又は耐震重要施設の有する安全機能及び常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6．構造計画と配置計画	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・「3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類」においてＳクラスの施設に分類する施設である耐震重要施設及び「3.2　重大事故等対処施設の設備分類」に示した常設耐震重要重大事故等対処施設は，耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても，建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を維持する設計とする。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する，又は耐震重要施設の有する安全機能及び常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
87	(ロ)　常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(ａ)ロ，(ロ)を適用する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
88	(3)　設計における留意事項 ａ．主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については，耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに，安全機能を有する施設のうち，耐震重要施設に該当する設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	定義	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
89	また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。	評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
90	ｂ．波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。	留意事項	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請						第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	申請対象設備 (1項新設(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設以外のMOX燃料加工施設内にある施設（貯蔵材等含む。）をいう。 波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、４つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。	定義 適用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等)	基本方針 設計方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・この設計における評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ・波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用し、地震動又は地震力の選定は、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。 ・設定した地震動又は地震力について、動的地震力を用いる場合は、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 ・下位クラス施設とは、耐震重要施設の周辺にある耐震重要施設以外のMOX燃料加工施設内にある施設（安全機能を有する施設以外の施設及び貯蔵材等含む。）をいう。 ・安全機能を有する施設の設計において、安全機能を有する施設以外の施設が安全機能を有する施設と一体となって設置される設備は、当該設備の健全性を考慮した設計とする。 ・原子力施設の地震被害情報から新たな検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。	—	—	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等)	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・この設計における評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ・波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用し、地震動又は地震力の選定は、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。 ・設定した地震動又は地震力について、動的地震力を用いる場合は、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 ・下位クラス施設とは、耐震重要施設の周辺にある耐震重要施設以外のMOX燃料加工施設内にある施設（安全機能を有する施設以外の施設及び貯蔵材等含む。）をいう。 ・安全機能を有する施設の設計において、安全機能を有する施設以外の施設が安全機能を有する施設と一体となって設置される設備は、当該設備の健全性を考慮した設計とする。 ・原子力施設の地震被害情報から新たな検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。	第1回申請と同一					
					—	—	Ⅲ－１－１－４　波及的影響に係る基本方針 3．波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 5.3設計用地震動又は地震力 6．工事段階における下位クラス施設の調査・検討	Ⅲ－１－１－４　波及的影響に係る基本方針 【3．波及的影響を考慮した施設の設計方針】 【3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点】 ・Ｓクラス施設の設計においては、「事業許可基準規則の解釈別記３」（以下「別記３」という。）に記載の4つの観点で実施する。 ・(1)～(4)以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力施設情報公開ライブラリ（NUCIA：ニュークリア）から、原子力施設の被害情報を抽出し、その要因を整理する。地震被害の発生要因が別記３(1)～(4)の検討事項に分類されない要因については、その要因も設計の観点に追加する。 【4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・「3．波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき、構造強度等を維持するように設計するものとして選定した下位クラス施設を示す。 【5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針を示す。 【5.3 設計用地震動又は地震力】 ・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 【6．工事段階における下位クラス施設の調査・検討】 ・工事段階においても、上位クラス施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。 ・工事段階における検討は、別記２の4つの観点のうち、(3)及び(4)の観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による影響について、現場調査により実施する。 ・工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するように現場を保持するため、保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。				Ⅲ－１－１－４　波及的影響に係る基本方針 3．波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 5.3設計用地震動又は地震力 6．工事段階における下位クラス施設の調査・検討	Ⅲ－１－１－４　波及的影響に係る基本方針 【3．波及的影響を考慮した施設の設計方針】 【3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点】 ・Ｓクラス施設の設計においては、「事業許可基準規則の解釈別記３」（以下「別記３」という。）に記載の4つの観点で実施する。 ・(1)～(4)以外に設計の観点に含める事項がないかを確認する。原子力施設情報公開ライブラリ（NUCIA：ニュークリア）から、原子力施設の被害情報を抽出し、その要因を整理する。地震被害の発生要因が別記２(1)～(4)の検討事項に分類されない要因については、その要因も設計の観点に追加する。 【4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・「3．波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき、構造強度等を維持するように設計するものとして選定した下位クラス施設を示す。 【5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針を示す。 【5.3 設計用地震動又は地震力】 ・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 【6．工事段階における下位クラス施設の調査・検討】 ・工事段階においても、上位クラス施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。 ・工事段階における検討は、別記２の4つの観点のうち、(3)及び(4)の観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による影響について、現場調査により実施する。 ・工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するように現場を保持するため、保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	評価に当たっては，以下の４つの観点をもとに，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，各観点を選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお，地震動又は地震力の選定に当たっては，施設の配置状況，使用時間を踏まえて適切に設定する。また，波及的影響の確認においては水平方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設，設備を選定し評価する。 ここで，下位クラス施設とは，耐震重要施設以外の核燃料加工施設内にある施設（資機材等含む。）をいう。 波及的影響を防止するよう現場を維持するため，保安規定に，機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 なお，原子力施設の地震被害情報をもとに，４つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し，新たな検討事項が抽出された場合には，その観点を追加する。	定義 適用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新設①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
92	(a)　設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ．　不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 ロ．　相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 (b)　耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 (c)　建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 (d)　建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。	定義	基本方針	設計方針	冒－１－１　耐震設計の基本方針 3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	【冒－１－１　耐震設計の基本方針 【3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 a．不等沈下 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による，耐震重要施設の安全機能への影響 b．相対変位 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による，耐震重要施設の安全機能への影響 (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による，耐震重要施設の安全機能への影響 (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による，耐震重要施設の安全機能への影響 (4) 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による，耐震重要施設の安全機能への影響 ・波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を「冒－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2-4-1表及び第2.4-2表に示す。これらの波及的影響を考慮すべき下位クラス施設は，耐震重要施設の有する安全機能を保持するよう設計する。 ・工事段階においても，耐震重要施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを，敷地全体及びその周辺を網羅した調査・検討を行うことで確認する。また，仮置資材等，現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても併せて確認する。 ・以上の詳細な方針は，「冒－１－１－４　波及的影響に係る基本方針」に示す。	—	—	○	基本方針	—	冒－１－１　耐震設計の基本方針 【3．耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 a．不等沈下 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による，耐震重要施設の安全機能への影響 b．相対変位 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による，耐震重要施設の安全機能への影響 (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による，耐震重要施設の安全機能への影響 (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による，耐震重要施設の安全機能への影響 (4) 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による，耐震重要施設の安全機能への影響 ・波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を「冒－１－１－３　重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2-4-1表及び第2.4-2表に示す。これらの波及的影響を考慮すべき下位クラス施設は，耐震重要施設の有する安全機能を保持するよう設計する。 ・工事段階においても，耐震重要施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを，敷地全体及びその周辺を網羅した調査・検討を行うことで確認する。また，仮置資材等，現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても併せて確認する。 ・以上の詳細な方針は，「冒－１－１－４　波及的影響に係る基本方針」に示す。	第1回申請と同一					
					—	—	冒－１－１－４　波及的影響に係る基本方針 3．波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計 3.3 接続部の観点による設計 3.4 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計 3.5 損傷，転倒及び落下の観点による建屋外施設の設計 4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針	冒－１－１－４　波及的影響に係る基本方針 【3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計】 ・建屋外に設置する耐震重要施設を対象に，別記3(1)「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう，以下のとおり設計する。 (1) 地盤の不等沈下による影響 ・下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう，以下のとおり設計する。 (2) 建屋間の相対変位による影響 ・下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう，以下のとおり設計する。 【3.3 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響】 ・建屋内外に設置する上位クラス施設を対象に，別記3(2)「耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 【3.4 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響】 ・建屋内に設置する上位クラス施設を対象に，別記3(3)「建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 【3.5 建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響】 ・建屋外に設置する上位クラス施設を対象に，別記3(4)「建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 【4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・「3．波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を示す。 【5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針を示す。				冒－１－１－４　波及的影響に係る基本方針 3．波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計 3.3 接続部の観点による設計 3.4 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計 3.5 損傷，転倒及び落下の観点による建屋外施設の設計 4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針	冒－１－１－４　波及的影響に係る基本方針 【3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計】 ・建屋外に設置する耐震重要施設を対象に，別記3(1)「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう，以下のとおり設計する。 (1) 地盤の不等沈下による影響 ・下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう，以下のとおり設計する。 (2) 建屋間の相対変位による影響 ・下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう，以下のとおり設計する。 【3.3 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響】 ・建屋内外に設置する上位クラス施設を対象に，別記3(2)「耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 【3.4 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響】 ・建屋内に設置する上位クラス施設を対象に，別記3(3)「建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 【3.5 建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響】 ・建屋外に設置する上位クラス施設を対象に，別記3(4)「建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 【4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・「3．波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を示す。 【5．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針を示す。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
92	(a)　設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ．　不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 ロ．　相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 (b)　耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 (c)　建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。 (d)　建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条、第二十六条（地盤）、第六条、第二十七条（地震による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（1）	添付書類　説明内容（1）	添付書類　構成（2）	添付書類　説明内容（2）	第1回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93	なお，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については，「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に，「耐震重要度の下位クラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に，「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	定義	基本方針	基本方針	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については，「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に，「耐震重要度の下位クラスに属する施設」を「常設耐震縦横重大う時期お等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に，「安全機能」を「重大事故等時に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については，「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に，「耐震重要度の下位クラスに属する施設」を「常設耐震縦横重大う時期お等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に，「安全機能」を「重大事故等時に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	第１回申請と同一					
94	c.　建物・構築物への地下水の影響 耐震重要施設，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及び波及的影響の設計対象とする下位クラス施設のうち，地下に空間を有する建物・構築物の耐震性を確保するため，周囲の地下水を排水できるよう地下水排水設備（サブドレンポンプ，水位検出器等）を設置する。 また，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，必要な機能が保持できる設計とするとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。	定義 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針 地下水排水設備(集水管，サブドレン管，サブドレンピット，サブドレンシャフト，サブドレンポンプ，揚水管，水位検出器，制御盤，電源)	設計方針 評価	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・地下水位の低下を期待する建物・構築物の評価においては，地下水排水設備を設置し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持することから，水圧は考慮しないこととするが，揚圧力については考慮することとする。 ・地下水排水設備は，上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため，建物・構築物の機能要求を満たすように，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を維持するとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし，その評価を「Ⅲ－２－１ 加工設備等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性について計算書に示す。	—	—	○	基本方針	—	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・地下水位の低下を期待する建物・構築物の評価においては，地下水排水設備を設置し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持することから，水圧は考慮しないこととするが，揚圧力については考慮することとする。 ・地下水排水設備は，上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため，建物・構築物の機能要求を満たすように，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を維持するとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし，その評価を「Ⅲ－２－１ 加工設備等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性について計算書に示す。	—	—	—	—	—	—
95	d.　一関東評価用地震動（鉛直） 基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いて，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。	定義 評価要求	Ｓクラスの施設 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記の間接支持構造物	基本方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 10.2 機器・配管系	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。)による地震力を用いた場合においても，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動（鉛直）を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については，「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に，設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また，弾性設計用地震動Ｓｄに対応するものとして，一関評価用地震動（鉛直）に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3 図に，加速度時刻歴波形を10.1-4 図に示す。 【10.2 機器・配管系】 ・「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性への影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。	—	—	○	燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 10.2 機器・配管系	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。)による地震力を用いた場合においても，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動（鉛直）を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については，「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に，設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また，弾性設計用地震動Ｓｄに対応するものとして，一関評価用地震動（鉛直）に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3 図に，加速度時刻歴波形を10.1-4 図に示す。 【10.2 機器・配管系】 ・「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性への影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。	○	<Sクラスの施設> 粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップ貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備 <上記の間接支持構造物> 燃料加工建屋	<Sクラスの施設> 原料MOX粉末缶一時保管設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 消火設備 火災影響軽減設備 <常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設> 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 <上記の間接支持構造物> 燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 10.2 機器・配管系	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。)による地震力を用いた場合においても，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動（鉛直）を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については，「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に，設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また，弾性設計用地震動Ｓｄに対応するものとして，一関評価用地震動（鉛直）に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3 図に，加速度時刻歴波形を10.1-4 図に示す。 【10.2 機器・配管系】 ・「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性への影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。
96	(6)　緊急時対策所 緊急時対策所については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については，耐震構造とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，遮蔽機能を確保する設計とする。 また，緊急時対策所の居住性を確保するため，鉄筋コンクリート構造とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。 なお，地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については，「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。	評価要求	緊急時対策所	基本方針 設計方針 評価	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.2 機能維持	【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持 】 (3) 気密性の維持 ・気密性の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，居住性確保のため，事故時に放射性気体の流入を防ぐことを目的として，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度の確保に加えて，構造強度の確保と換気設備の性能があいまって施設の気圧差を確保することで，十分な気密性を確保できる設計とする。「Ⅴ－１－２－１ 緊急時対策所の機能に関する説明書」における気密性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。 (4) 遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設については，地震時及び地震後において，放射線障害から公衆等を守るため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し，遮蔽体の形状および厚さを確保することで，遮蔽機能を維持する設計とする。「Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書」における遮蔽機能の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請 説明対象	第３回申請 申請対象設備(2項変更③)	第３回申請 申請対象設備(1項新規②)	第３回申請 仕様表	第３回申請 添付書類	第３回申請 添付書類における記載	第４回申請 説明対象	第４回申請 申請対象設備(2項変更④)	第４回申請 申請対象設備(1項新規③)	第４回申請 仕様表	第４回申請 添付書類	第４回申請 添付書類における記載
93	なお，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については，「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に，「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に，「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
94	c.　建物・構築物への地下水の影響 耐震重要施設，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及び波及的影響の設計対象とする下位クラス施設のうち，地下に空間を有する建物・構築物の耐震性を確保するため，周囲の地下水を排水できるよう地下水排水設備（サブドレンポンプ，水位検出器等）を設置する。 また，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，必要な機能が保持できる設計とするとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。	定義 機能要求① 機能要求② 評価要求	○	基本方針 地下水排水設備	—	容量，揚程，出力，範囲，個数	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.　耐震計算の基本方針 10.１ 建物・構築物	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.　耐震計算の基本方針】 【10.１ 建物・構築物】 ・地下水位の低下を期待する建物・構築物の評価においては，地下水排水設備を設置し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持することから，水圧は考慮しないこととするが，揚圧力については考慮することとする。 ・地下水排水設備は，上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため，建物・構築物の機能要求を満たすように，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を維持するとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし，その評価を「Ⅲ－２－１ 加工設備等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性について計算書に示す。	—	—	—	—	—	—
95	d.　一関東評価用地震動（鉛直） 基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いて，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。	定義 評価要求	○	＜Sクラスの施設＞ 一次混合設備 二次混合設備 分析試料採取設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 研削設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備 ＜常設耐震重要重大事故等対処設が設置される重大事故等対処施設＞ 一次混合設備 二次混合設備 スクラップ処理設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 ＜上記の間接支持構造物＞ 燃料加工建屋	＜Sクラスの施設＞ 原料MOX粉末缶取出装置 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 焼結設備 ペレット加工工程搬送設備 火災感知設備 非常用所内電源設備 小規模試験設備 水素・アルゴン混合ガス設備 ＜常設耐震需要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設＞ 二次混合設備 圧縮成形設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 火災感知設備 代替火災感知設備 代替消火設備 非常用所内電源設備 高圧母線 情報把握収集伝送設備 ＜上記の間接支持構造物＞ 燃料加工建屋	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.　耐震計算の基本方針 10.１ 建物・構築物 10.２ 機器・配管系	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.　耐震計算の基本方針】 【10.１ 建物・構築物】 ・基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。)による地震力を用いた場合においても，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動（鉛直）を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については，「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に，設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また，弾性設計用地震動Ｓｄに対応するものとして，一関評価用地震動（鉛直）に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3 図に，加速度時刻歴波形を10.1-4 図に示す。 【10.２ 機器・配管系】 ・「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性への影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。	○	—	＜常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設＞ 低圧母線 補機駆動用燃料補給設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ＜上記の間接支持構造物＞ 燃料加工建屋 緊急時対策所	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 10.　耐震計算の基本方針 10.１ 建物・構築物 10.２ 機器・配管系	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 【10.　耐震計算の基本方針】 【10.１ 建物・構築物】 ・基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。)による地震力を用いた場合においても，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動（鉛直）を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については，「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に，設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また，弾性設計用地震動Ｓｄに対応するものとして，一関評価用地震動（鉛直）に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3 図に，加速度時刻歴波形を10.1-4 図に示す。 【10.２ 機器・配管系】 ・「Ⅲ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性への影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。
96	(6)　緊急時対策所 緊急時対策所については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については，耐震構造とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，遮蔽機能を確保する設計とする。 また，緊急時対策所の居住性を確保するため，鉄筋コンクリート構造とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。 なお，地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については，「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。	評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針 緊急時対策所	—	Ⅲ－１－１　耐震設計の基本方針 5.　機能維持の基本方針 5.２ 機能維持 (3)　気密性の維持 (4)　遮蔽機能の維持 10. 耐震計算の基本方針	Ⅲ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.　機能維持の基本方針】 【5.２ 機能維持】 (3)気密性の維持 気密性の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，居住性確保のため，事故時に放射性気体の流入を防ぐことを目的として，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度の確保に加えて，構造強度の確保と換気設備の性能があいまって施設の気圧差を確保することで，十分な気密性を確保できる設計とする。「Ｖ－１－２－１ 緊急時対策所の機能に関する説明書」における気密性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。 (4)遮蔽機能の維持 遮蔽機能の維持が要求される施設については，地震時及び地震後において，放射線障害から公衆等を守るため，安全機能を有する施設の耐震重要度又は重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し，遮蔽体の形状及び厚さを確保することで，遮蔽機能を維持する設計とする。「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」及び「Ｖ－１－２－１ 緊急時対策所の機能に関する説明書」における遮蔽機能の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回申請					第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
97	(7)　地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。	定義	基本方針	基本方針	目－１－１　耐震設計の基本方針 7．地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	目－１－１　耐震設計の基本方針 【7．地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には，JEAG4601の安定性評価の対象とすべき斜面や，土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に，個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 ・上記に基づく対象斜面の抽出については，事業変更許可申請書にて記載，確認されており，その結果，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。	—	—	○	基本方針	—	目－１－１　耐震設計の基本方針 7．地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	目－１－１　耐震設計の基本方針 【7．地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動Ｓｓによる地震により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には，JEAG4601の安定性評価の対象とすべき斜面や，土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に，個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 ・上記に基づく対象斜面の抽出については，事業変更許可申請書にて記載，確認されており，その結果，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
97	(7)　地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

添付２

申請対象設備リスト

（第６条：地震による損傷の防止）

（第27条：地震による損傷の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
1	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	燃料加工建屋	建屋・洞道	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-78 6条27条-85 6条27条-95	—	—	—	—	1	新設	非安重 ※1	—	S※2 /1.2Ss	—	再処理 (MOX主)	※1：一部の工程室は安重 ※2：安重の工程室の範囲
2	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	地下水排水設備	ポンプ 計装・放管設備（計測装置）	6条27条-21 6条27条-94	今後実施 （設計中）	別紙2-4(1)①	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
3	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	建屋遮蔽（燃料加工建屋）	遮蔽設備	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	—	1	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
4	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（燃料加工建屋）	遮蔽設備	6条27条-21	単体_遮蔽扉_1	別紙2-3(9)	燃料加工建屋	12	1	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
5	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（ペレット一時保管設備）	遮蔽設備	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_23 単体_ペレット一時保管設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
6	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）	遮蔽設備	6条27条-21	単体_燃料棒貯蔵設備_5 単体_燃料棒貯蔵設備_6 単体_燃料棒貯蔵設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
7	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（梱包･出荷設備）	遮蔽設備	6条27条-21	単体_梱包・出荷設備_7	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
10	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽蓋支持架台	遮蔽設備	6条27条-21	単体_燃料集合体貯蔵設備_3 単体_燃料集合体貯蔵設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
11	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第3室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_1	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
12	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第3室と液体廃棄物処理第2室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_2	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
13	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第1室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_3	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
14	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第1室と液体廃棄物処理第2室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_4	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
15	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（放管試料前処理室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_5	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
16	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（放管試料前処理室と放射能測定室前室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_6	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
17	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_7	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
18	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室と輸送容器検査室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_8	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
19	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室とダクト点検室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_9	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
20	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室と南第1附室上境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_10	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
21	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（分析第3室内）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	6条27条-21	単体_漏えい堰_11	別紙2-3(8)②	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
22	加工施設 本体	成形施設	貯蔵容器搬送用洞道	—	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	貯蔵容器搬送用洞道	建屋・洞道	6条27条-21 6条27条-56	—	—	—	—	2	新設	非安重	—	B/—	—	再処理 (MOX主)	—
23	加工施設 本体	成形施設	貯蔵容器搬送用洞道	—	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	洞道遮蔽（貯蔵容器搬送用洞道）	遮蔽設備	6条27条-21	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	—	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
24	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	洞道搬送台車	洞道搬送台車	搬送装置	6条27条-21	単体_貯蔵容器受入設備_1	別紙2-3(1)	貯蔵容器搬送用洞道	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	再処理 (MOX主)	—
25	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	受渡天井クレーン	受渡天井クレーン	搬送装置	6条27条-21	単体_貯蔵容器受入設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
26	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	受渡ピット	受渡ピット	機械装置	6条27条-21	単体_貯蔵容器受入設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
27	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	保管室クレーン	保管室クレーン	搬送装置	6条27条-21	単体_貯蔵容器受入設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
28	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	貯蔵容器検査装置	貯蔵容器検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_貯蔵容器受入設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
29	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	ウラン受入設備	—	—	—	ウラン粉末缶受払移載装置	ウラン粉末缶受払移載装置	機械装置	6条27条-21	単体_ウラン受入設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
30	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	ウラン受入設備	—	—	—	ウラン粉末缶受払搬送装置	ウラン粉末缶受払搬送装置	機械装置	6条27条-21	単体_ウラン受入設備_2 単体_ウラン受入設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
31	加工施設本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	外蓋着脱装置オープンポートボックス	外蓋着脱装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21 6条27条-22	単体_原料粉末受払設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
32	加工施設本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	外蓋着脱装置	外蓋着脱装置	機械装置	6条27条-21	単体_原料粉末受払設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
33	加工施設本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21 6条27条-22	単体_原料粉末受払設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
34	加工施設本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	貯蔵容器受払装置	貯蔵容器受払装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_原料粉末受払設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
35	加工施設本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	ウラン粉末払出装置オープンポートボックス	ウラン粉末払出装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_原料粉末受払設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
36	加工施設本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	ウラン粉末払出装置	ウラン粉末払出装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_原料粉末受払設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
37	加工施設本体	成形施設	原料粉末受入工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
38	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
39	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置	原料MOX粉末缶取出装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
40	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス	原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_一次混合設備_2 単体_一次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
41	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量・分取装置	原料MOX粉末秤量・分取装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_一次混合設備_1 単体_一次混合設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
42	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_一次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
43	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置	ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_一次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
44	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
45	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置	予備混合装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22 6条27条-31	単体_一次混合設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
46	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置グローブボックス	一次混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_一次混合設備_10 単体_一次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
47	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置	一次混合装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_一次混合設備_9 単体_一次混合設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
50	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
51	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量・分取装置	一次混合粉末秤量・分取装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_二次混合設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
52	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス	ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
53	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量・分取装置	ウラン粉末秤量・分取装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_二次混合設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
54	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
55	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置	均一化混合装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22 6条27条-31	単体_二次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
56	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
57	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置	造粒装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22 6条27条-31	単体_二次混合設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
58	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
59	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置	添加剤混合装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22 6条27条-31	単体_二次混合設備_9 単体_二次混合設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
60	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_分析試料採取設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
61	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置	原料MOX分析試料採取装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_分析試料採取設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
62	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取・詰替装置グローブボックス	分析試料採取・詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_分析試料採取設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
63	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取・詰替装置	分析試料採取・詰替装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_分析試料採取設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
64	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
65	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理・詰替装置	回収粉末処理・詰替装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22 6条27条-31	単体_スクラップ処理設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
66	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
67	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置	回収粉末微粉砕装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
68	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
69	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置	回収粉末処理･混合装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
70	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
71	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置	再生スクラップ焙焼処理装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
72	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置グローブボックス	再生スクラップ受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
73	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置	再生スクラップ受払装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
74	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
75	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
76	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
77	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
78	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
79	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
80	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
81	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-2	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
82	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-3	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
83	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-4	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
84	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-5	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
85	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-6	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ処理設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
86	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
87	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
88	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
89	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
90	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
91	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
92	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
93	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-5グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
94	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
95	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
96	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-2	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
97	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-3	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
98	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-4	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
99	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-5	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
100	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-6	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
101	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
102	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
103	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置	再生スクラップ搬送装置	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
104	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
105	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
106	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
107	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置	添加剤混合粉末搬送装置	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
108	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
109	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
110	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
111	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
112	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
113	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
114	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-8グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
115	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-9グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
116	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-11グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
117	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-13グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
118	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-14グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
119	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-16グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
120	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-19グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
121	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-20グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末調整工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
122	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
123	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-2	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
124	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-3	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
125	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-4	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
126	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-5	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
127	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-6	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
128	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-7	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
129	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-8	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
130	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-9	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
131	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-11	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
132	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-13	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
133	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-14	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
134	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-16	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
135	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-19	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
136	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-20	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末調整工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
137	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
138	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_圧縮成形設備_2 単体_圧縮成形設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
139	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)	プレス装置(粉末取扱部)	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
140	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_圧縮成形設備_3 単体_圧縮成形設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
141	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)	プレス装置(プレス部)	機械装置	6条27条-21 6条27条-22 6条27条-21	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
142	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_圧縮成形設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
143	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_圧縮成形設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
144	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	グリーンペレット積込装置グローブボックス	グリーンペレット積込装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_圧縮成形設備_5 単体_圧縮成形設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
145	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	グリーンペレット積込装置	グリーンペレット積込装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_圧縮成形設備_4 単体_圧縮成形設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
146	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置グローブボックス	焼結ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_焼結設備_14 単体_焼結設備_18 単体_焼結設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
147	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置	焼結ボート供給装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_焼結設備_13 単体_焼結設備_17 単体_焼結設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
148	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉	機械装置（焼結・乾燥装置）	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53	単体_焼結設備_1 単体_焼結設備_2 単体_焼結設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
149	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （設計中）	別紙2-4(1)②	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
150	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置グローブボックス	焼結ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_焼結設備_16 単体_焼結設備_20 単体_焼結設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
151	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置	焼結ボート取出装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_焼結設備_15 単体_焼結設備_19 単体_焼結設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
152	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_焼結設備_5 単体_焼結設備_8 単体_焼結設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
153	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(下部)	排ガス処理装置グローブボックス(下部)	核物質等取扱ボックス	6条27条-21 6条27条-22	単体_焼結設備_6 単体_焼結設備_9 単体_焼結設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
154	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置	排ガス処理装置	機械装置	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53	単体_焼結設備_4 単体_焼結設備_7 単体_焼結設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
155	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置グローブボックス	焼結ペレット供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_研削設備_2 単体_研削設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
156	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置	焼結ペレット供給装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_研削設備_1 単体_研削設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
157	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	研削装置グローブボックス	研削装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_研削設備_4 単体_研削設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
158	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	研削装置	研削装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_研削設備_3 単体_研削設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
159	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置グローブボックス	研削粉回収装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_研削設備_6 単体_研削設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
160	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置	研削粉回収装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_研削設備_5 単体_研削設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
161	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	ペレット検査設備グローブボックス	ペレット検査設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット検査設備_4 単体_ペレット検査設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
162	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	外観検査装置	外観検査装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット検査設備_1 単体_ペレット検査設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
163	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	寸法・形状・密度検査装置	寸法・形状・密度検査装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット検査設備_2 単体_ペレット検査設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
164	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	仕上がりペレット収容装置	仕上がりペレット収容装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット検査設備_3 単体_ペレット検査設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
165	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置グローブボックス	ペレット立会検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_ペレット検査設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
166	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置	ペレット立会検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_ペレット検査設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
167	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
168	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
169	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
170	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
171	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
172	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
173	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
174	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
175	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
176	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
177	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
178	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
179	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
180	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
181	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-15	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
182	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-16	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
183	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-17	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
184	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-18	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
185	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-19	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
186	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-20	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
187	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-21	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
188	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-29	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
189	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-30	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
190	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-31	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
191	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-32	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
192	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-33	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
193	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-34	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
194	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-35	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
195	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-36	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
196	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-37	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_47	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
197	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-38	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_48	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
198	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-39	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_49	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
199	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-40	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_50	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
200	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-41	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_51	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
201	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-42	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_52	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
202	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-43	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_53	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
203	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-44	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_54	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
204	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-45	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_55	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
205	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_56	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
206	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_58	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
207	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-47	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_57	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
208	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-48	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_59	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
209	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-49	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_60	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
210	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-50	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_61	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
211	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-51	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_62	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
212	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-52	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_63	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
213	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-22	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
214	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-23	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
215	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22 ～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-24	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
216	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22 ～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-25	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
217	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22 ～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-26	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
218	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22 ～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-27	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
219	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22 ～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-28	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
220	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
221	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-3	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
222	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-4	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
223	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-5	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
224	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-6	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
225	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-7	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
226	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-8	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
227	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-9	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
228	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-10	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
229	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2）	焼結ボート搬送装置-2	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送 設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
230	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス -1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_70	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
231	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス -2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_71	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
232	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス -3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_72	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
233	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス -4	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_73	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
234	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス -5	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送 設備_74	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
235	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_75	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
236	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_76	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
237	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_77	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
238	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_78	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
239	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_79	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
240	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_80	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
241	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_81	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
242	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送設備_82	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
243	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送設備_83	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
244	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送設備_68	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
245	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-2	搬送装置	6条27条-21	単体_ペレット加工工程搬送設備_69	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
246	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_65	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
247	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_66	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
248	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット加工工程搬送設備_67	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
249	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置	回収粉末容器搬送装置	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット加工工程搬送設備_64	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
250	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
251	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成設備グローブボックス	スタック編成設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_スタック編成設備_2 単体_スタック編成設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
252	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	波板トレイ取出装置	波板トレイ取出装置	機械装置	6条27条-21	単体_スタック編成設備_1 単体_スタック編成設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
253	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成装置	スタック編成装置	機械装置	6条27条-21	単体_スタック編成設備_3 単体_スタック編成設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
254	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック収容装置	スタック収容装置	機械装置	6条27条-21	単体_スタック編成設備_4 単体_スタック編成設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
255	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	空乾燥ボート取扱装置グローブボックス	空乾燥ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_スタック編成設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
256	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	空乾燥ボート取扱装置	空乾燥ボート取扱装置	搬送装置	6条27条-21	単体_スタック編成設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
257	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート供給装置グローブボックス	乾燥ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_スタック乾燥設備_2 単体_スタック乾燥設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
258	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート供給装置	乾燥ボート供給装置	搬送装置	6条27条-21	単体_スタック乾燥設備_1 単体_スタック乾燥設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
259	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	スタック乾燥装置	スタック乾燥装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	6条27条-21	単体_スタック乾燥設備_3 単体_スタック乾燥設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
260	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート取出装置グローブボックス	乾燥ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_スタック乾燥設備_5 単体_スタック乾燥設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
261	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート取出装置	乾燥ボート取出装置	搬送装置	6条27条-21	単体_スタック乾燥設備_4 単体_スタック乾燥設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
262	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	被覆管乾燥装置	被覆管乾燥装置	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
263	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	被覆管供給装置オープンポートボックス	被覆管供給装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_1 単体_挿入溶接設備_14	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
264	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	被覆管供給装置	被覆管供給装置	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
265	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	スタック供給装置グローブボックス	スタック供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_3 単体_挿入溶接設備_16	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
266	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	スタック供給装置	スタック供給装置	機械装置	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_2 単体_挿入溶接設備_15	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
267	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス	部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_4 単体_挿入溶接設備_17	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
268	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	部材供給装置(部材供給部)	部材供給装置(部材供給部)	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
269	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス	部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_5 単体_挿入溶接設備_18	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
270	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	部材供給装置(部材搬送部)	部材供給装置(部材搬送部)	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
271	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_7 単体_挿入溶接設備_20	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
272	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_8 単体_挿入溶接設備_21	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
273	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_9 単体_挿入溶接設備_22	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
274	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部) 挿入溶接装置(スタック取扱部) 挿入溶接装置(燃料棒溶接部)	挿入溶接装置	機械装置	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_6 単体_挿入溶接設備_19	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
275	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	除染装置グローブボックス	除染装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_11 単体_挿入溶接設備_24	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
276	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	除染装置	除染装置	機械装置	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_10 単体_挿入溶接設備_23	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
277	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	汚染検査装置オープンポートボックス	汚染検査装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_13 単体_挿入溶接設備_26	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
278	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	汚染検査装置	汚染検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_挿入溶接設備_12 単体_挿入溶接設備_25	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
279	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	ヘリウムリーク検査装置	ヘリウムリーク検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料棒検査設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
280	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	X線検査装置	X線検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料棒検査設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
281	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	ロッドスキャニング装置	ロッドスキャニング装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料棒検査設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
282	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	外観寸法検査装置	外観寸法検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料棒検査設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
283	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	燃料棒移載装置	燃料棒移載装置	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料棒検査設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B, B-1/—	—	—	※ゲートは安重
284	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	燃料棒立会検査装置	燃料棒立会検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料棒検査設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B-1/—	—	—	※ゲートは安重
286	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	燃料棒収容装置	燃料棒収容装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料棒収容設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
287	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	燃料棒供給装置	燃料棒供給装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料棒収容設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B, B-1/—	—	—	※ゲートは安重
288	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	貯蔵マガジン移載装置	貯蔵マガジン移載装置	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料棒収容設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B, B-1/—	—	—	—
289	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒搬入オープンポートボックス	燃料棒搬入オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒解体設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
290	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置グローブボックス	燃料棒解体装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒解体設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
291	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料棒解体設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
292	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	溶接試料前処理装置オープンポートボックス	溶接試料前処理装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒解体設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
293	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	溶接試料前処理装置グローブボックス	溶接試料前処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒解体設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
294	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	溶接試料前処理装置	溶接試料前処理装置	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
295	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
296	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
297	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
298	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
299	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
300	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
301	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
302	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
303	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
304	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_11	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
305	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_12	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
306	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_13	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
307	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
308	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置グローブボックス	乾燥ポート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_15	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
309	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置グローブボックス	乾燥ポート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_16	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
310	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置グローブボックス	乾燥ポート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_17	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
311	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_18	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
312	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_19	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
313	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_20	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
314	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_21	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
315	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_22	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
316	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_23	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
317	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_24	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
318	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_25	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
319	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_26	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
320	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_27	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
321	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_28	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
322	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置	乾燥ボート搬送装置	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_14	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
323	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	燃料棒搬送装置	燃料棒搬送装置	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料棒加工工程搬送設備_29	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B, B-1/—	—	—	—
324	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
325	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	マガジン編成装置	マガジン編成装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料集合体組立設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
327	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	スケルトン組立装置	スケルトン組立装置	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
328	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料集合体組立設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
329	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 洗浄設備	—	—	—	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料集合体洗浄設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
330	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 検査設備	—	—	—	燃料集合体第1検査装置	燃料集合体第1検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料集合体検査設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
331	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 検査設備	—	—	—	燃料集合体第2検査装置	燃料集合体第2検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料集合体検査設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
332	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 検査設備	—	—	—	燃料集合体仮置台	燃料集合体仮置台	機械装置	6条27条-21	単体_燃料集合体検査設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
333	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 検査設備	—	—	—	燃料集合体立会検査装置	燃料集合体立会検査装置	機械装置	6条27条-21	単体_燃料集合体検査設備_3	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
334	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立工程搬 送設備	—	—	—	組立クレーン	組立クレーン	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料集合体組立工程搬 送設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
335	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体 組立工程	燃料集合体 組立工程搬 送設備	—	—	—	リフタ	リフタ	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料集合体組立工程搬 送設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
336	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	—	—	貯蔵梱包クレーン	貯蔵梱包クレーン	搬送装置	6条27条-21	単体_梱包・出荷設備_6	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
337	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	—	—	燃料ホルダ取付装置	燃料ホルダ取付装置	機械装置	6条27条-21	単体_梱包・出荷設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
338	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	—	—	容器蓋取付装置	容器蓋取付装置	機械装置	6条27条-21	単体_梱包・出荷設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
339	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	—	—	梱包天井クレーン	梱包天井クレーン	搬送装置	6条27条-21	単体_梱包・出荷設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
340	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	—	—	容器移載装置	容器移載装置	搬送装置	6条27条-21	単体_梱包・出荷設備_3	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
341	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工 程	梱包・出荷 設備	—	—	—	保管室天井クレーン	保管室天井クレーン	搬送装置	6条27条-21	単体_梱包・出荷設備_5	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
342	核燃料物質 の貯蔵施設	—	貯蔵容器一 時保管設備	—	—	—	—	一時保管ピット	一時保管ピット	ラック/ピット/棚	6条27条-21	単体_貯蔵容器一時保管設備 _1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-3/—	—	—	—
345	核燃料物質 の貯蔵施設	—	原料MOX粉 末缶一時保 管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボック ス	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボック ス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時 保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
346	核燃料物質 の貯蔵施設	—	原料MOX粉 末缶一時保 管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置	原料MOX粉末缶一時保管装置	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時 保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
347	核燃料物質 の貯蔵施設	—	原料MOX粉 末缶一時保 管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時 保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
348	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵 設備	—	—	—	—	ウラン貯蔵棚	ウラン貯蔵棚	ラック/ピット/棚	6条27条-21	単体_ウラン貯蔵設備_3 単体_ウラン貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
350	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵 設備	—	—	—	—	ウラン粉末缶入出庫装置	ウラン粉末缶入出庫装置	搬送装置	6条27条-21	単体_ウラン貯蔵設備_1 単体_ウラン貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
353	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
354	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
355	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
356	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
357	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
358	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_粉末一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
359	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置1	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
360	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置2	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
361	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置3	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
362	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置4	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
363	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置5	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
364	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置6	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
365	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置7	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
366	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置8	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
367	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置9	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
368	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置10	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
369	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置11	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
370	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置12	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
371	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管搬送装置	粉末一時保管搬送装置	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_粉末一時保管設備_13 （13-1，13-2，13-3，13-4）	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
380	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット一保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
381	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
382	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
383	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-1	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
384	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-2	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
385	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-3	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
386	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
387	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-2	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
388	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
389	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
390	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
391	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_ペレット一時保管設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
392	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
393	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-2	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
394	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-3	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
395	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-4	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
396	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-5	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
397	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-6	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
398	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-7	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
399	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-8	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_ペレット一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
406	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
407	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
408	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
409	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
410	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
411	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
412	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
413	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
414	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
415	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
416	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器入出庫装置	スクラップ保管容器入出庫装置	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
417	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
418	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
419	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
420	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-2	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_スクラップ貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
426	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_製品ペレット貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
427	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_製品ペレット貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
428	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_製品ペレット貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
429	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_製品ペレット貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
430	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_製品ペレット貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
431	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_製品ペレット貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
432	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_製品ペレット貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
433	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_製品ペレット貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
434	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_製品ペレット貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
435	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	6条27条-21 6条27条-22	単体_製品ペレット貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
436	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器入出庫装置	ペレット保管容器入出庫装置	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_製品ペレット貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
437	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_製品ペレット貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
438	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_製品ペレット貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
439	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-1	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_製品ペレット貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
440	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-2	搬送装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_製品ペレット貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
444	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	6条27条-21	単体_燃料棒貯蔵設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B，B-3/—	—	—	—
445	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	6条27条-21	単体_燃料棒貯蔵設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B，B-3/—	—	—	—
446	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	貯蔵マガジン入出庫装置	貯蔵マガジン入出庫装置	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料棒貯蔵設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
447	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン燃料棒収容装置	ウラン燃料棒収容装置	搬送装置	6条27条-21	単体_燃料棒貯蔵設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
448	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料集合体貯蔵設備	—	—	—	—	燃料集合体貯蔵チャンネル	燃料集合体貯蔵チャンネル	ラック/ピット/棚	6条27条-21	単体_燃料集合体貯蔵設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	220	2	新設	安重	—	B-1，B-3/—	—	—	—
449	核燃料物質の貯蔵施設	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
454	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ダクト	主配管（常設）（建屋排気系）	主配管	6条27条-21	系統_建屋排気設備_配管_1	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
455	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C1区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	6条27条-21	系統_建屋排気設備_機器_4 ～ 系統_建屋排気設備_機器_6	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
456	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C2区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	6条27条-21	系統_建屋排気設備_機器_7 ～ 系統_建屋排気設備_機器_29	別紙2-2-3	燃料加工建屋	23	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
457	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	6条27条-21	系統_建屋排気設備_機器_1 ～ 系統_建屋排気設備_機器_3	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-21 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
460	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機	工程室排風機	ファン	6条27条-21	系統_工程室排気設備_機器_1 系統_工程室排気設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
461	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	6条27条-21 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
468	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	給気設備	—	—	給気設備	給気設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※Sクラス(ⓐ)を設置している工程室から逆止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
469	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主配管（窒素循環系）	主配管	6条27条-21	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	B-1，B-4/—※	—	—	※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は，基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
470	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ファン	窒素循環ファン	ファン	6条27条-21	系統_窒素循環設備_機器_1 系統_窒素循環設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
471	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環冷却機	窒素循環冷却機	機械装置	6条27条-21	系統_窒素循環設備_機器_3 系統_窒素循環設備_機器_4	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
472	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	排気筒	—	—	排気筒	排気筒	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-21 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
480	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	6条27条-21 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
482	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気閉止ダンパ	工程室排気閉止ダンパ	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/(C)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
483	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
484	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
485	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
486	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
487	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
488	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
493	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
494	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
495	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
496	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
497	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
498	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
504	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
505	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
506	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽	容器	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
507	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
508	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理オープンポートボックス	ろ過処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_低レベル廃液処理設備_1	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
509	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽	容器	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_10	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
510	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_11	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
511	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第1ろ過処理装置	ろ過装置	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_12	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
512	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第2ろ過処理装置	ろ過装置	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_13	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
513	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	精密ろ過装置	ろ過装置	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_14	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
514	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	限外ろ過装置	ろ過装置	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_15	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
515	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽	容器	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_16	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
516	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_17	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
517	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理オープンポートボックス	吸着処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_低レベル廃液処理設備_2	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
518	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽	容器	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
519	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
520	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
521	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽	容器	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
522	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_9	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
523	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽	容器	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_18	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
524	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_機器_19	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
525	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	6条27条-21	系統_低レベル廃液処理設備_配管_1 ～ 系統_低レベル廃液処理設備_配管_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
526	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第3室サンプ液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_1 計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_2 計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
527	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第1室サンプ液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
528	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第2室サンプ液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
529	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第1室サンプ液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
530	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
531	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
533	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	放出前貯槽	—	—	第1放出前貯槽	第1放出前貯槽	容器	6条27条-21	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④	低レベル廃液処理建屋	4	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
534	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	—	—	—	第1海洋放出ポンプ	第1海洋放出ポンプ	ポンプ	6条27条-21	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④	低レベル廃液処理建屋	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
535	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	—	—	—	海洋放出管	海洋放出管	主配管	6条27条-21	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④	屋外	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
536	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	—	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
540	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	ガンマ線エリアモニタ	ガンマ線エリアモニタ	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	今後実施（設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	18	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
541	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	中性子線エリアモニタ	中性子線エリアモニタ	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	今後実施（設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	18	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
542	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	アルファ線ダストモニタ	アルファ線ダストモニタ	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	今後実施（設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	21	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
543	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	エアスニファ	エアスニファ	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
544	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	臨界検知用ガスモニタ	臨界検知用ガスモニタ	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
545	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	—	排気モニタ	排気モニタ	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施（設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　排気モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
546	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	—	モニタリングポスト	モニタリングポスト	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施（設計中）	別紙2-4(3)①	周辺監視区域境界付近	9	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング設備	再処理(MOX従)	—
547	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	—	ダストモニタ	ダストモニタ	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施（設計中）	別紙2-4(3)①	周辺監視区域境界付近	9	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング設備	再処理(MOX従)	—
548	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	—	積算線量計	積算線量計（環境モニタリング設備）	—	6条27条-21	—	—	周辺監視区域境界付近	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
550	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放射能測定設備	—	—	フード(放射能測定設備)	フード(放射能測定設備)	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_放射線施設_1 単体_放射線施設_2	別紙2-3(6)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
551	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放射能測定設備	—	—	放射能測定装置	放射能測定設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
552	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	—	フード(放出管理分析設備)	フード(放出管理分析設備)	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_放射線施設_3 単体_放射線施設_4	別紙2-3(6)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
553	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	—	放射能測定装置	放出管理分析設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　放出管理分析設備 従：重大事故等対処設備　放出管理分析設備	—	—
554	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	環境試料測定設備	—	—	環境試料測定設備（放射能測定を行う機器）	環境試料測定設備（放射能測定を行う機器）	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	事業所内	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境試料測定設備 従：重大事故等対処設備　環境試料測定設備	再処理 (MOX従)	—
557	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	出入管理設備	—	—	—	退出モニタ	出入管理設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
559	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	環境管理設備	—	—	—	気象観測設備	気象観測設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	屋外	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境管理設備 従：重大事故等対処設備　環境管理設備	再処理 (MOX従)	—
560	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気モニタ	排気モニタ	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　排気モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
561	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	工程室排気ダクト	工程室排気ダクト	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：工程室排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
563	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気筒	排気筒	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
564	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	モニタリングポスト	モニタリングポスト	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	周辺監視区域境界付近	9	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング設備	再処理 (MOX従)	—
565	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	ダストモニタ	ダストモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	周辺監視区域境界付近	9	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング設備	再処理 (MOX従)	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
577	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	アルファ線用放射能測定装置	アルファ線用放射能測定装置	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　放出管理分析設備 従：重大事故等対処設備　放出管理分析設備	—	—
578	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	ベータ線用放射能測定装置	ベータ線用放射能測定装置	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　放出管理分析設備 従：重大事故等対処設備　放出管理分析設備	—	—
579	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	試料分析関係設備	環境試料測定設備	—	核種分析装置	核種分析装置	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-21 6条27条-30	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	事業所内	1	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境試料測定設備 従：重大事故等対処設備　環境試料測定設備	再処理 (MOX従)	—
584	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	環境管理設備	—	—	気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	屋外	1	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境管理設備 従：重大事故等対処設備　環境管理設備	再処理 (MOX従)	—
598	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	燃料加工建屋	火災区域構造物及び火災区画構造物（燃料加工建屋）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	6条27条-21	—	—	—	—	1	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
599	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	火災区域構造物及び火災区画構造物（貯蔵容器搬送用洞道）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	6条27条-21	—	—	—	—	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
600	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	第1保管庫・貯水所	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1保管庫・貯水所）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	6条27条-21	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
601	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	第2保管庫・貯水所	火災区域構造物及び火災区画構造物（第2保管庫・貯水所）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	6条27条-21 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-24	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
602	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	第1軽油貯槽	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1軽油貯槽）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	6条27条-21 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-24	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
603	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	第2軽油貯槽	火災区域構造物及び火災区画構造物（第2軽油貯槽）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	6条27条-21 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-24	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
604	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	緊急時対策建屋	火災区域構造物及び火災区画構造物（緊急時対策建屋）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	6条27条-21 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-24	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
605	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	重油貯槽	火災区域構造物及び火災区画構造物（重油貯槽）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	6条27条-21 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-24	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
606	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災発生防止設備	—	—	水素漏えい検知装置	水素漏えい検知装置	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
607	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-21 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-25	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	—	—	—
608	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	自動火災報知設備	自動火災報知設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	—	—
609	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	自動火災報知設備	自動火災報知設備	—	6条27条-21	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	再処理 (MOX従)	—
610	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	消火用水貯槽	消火用水貯槽	—	6条27条-21	—	—	再処理施設	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
611	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ろ過水貯槽	ろ過水貯槽	—	6条27条-21	—	—	再処理施設	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
612	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	圧力調整用消火ポンプ	圧力調整用消火ポンプ	—	6条27条-21	—	—	再処理施設	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
613	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	電動機駆動消火ポンプ	電動機駆動消火ポンプ	—	6条27条-21	—	—	再処理施設	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
614	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ディーゼル駆動消火ポンプ	ディーゼル駆動消火ポンプ	—	6条27条-21	—	—	再処理施設	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
615	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	屋内消火栓	屋内消火栓	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
616	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	屋外消火栓	屋外消火栓	—	6条27条-21	—	—	屋外	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
617	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素ガス消火装置	容器	6条27条-21	系統_窒素消火装置_機器_1-1 ～ 系統_窒素消火装置_機器_18 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)②	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
618	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	主配管（常設）（窒素消火系）	主配管	6条27条-21	系統_窒素消火装置_配管_1 ～ 系統_窒素消火装置_配管_28 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)②	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	—	—
619	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素消火装置	容器	6条27条-21	系統_二酸化炭素消火装置_機器_1 ～ 系統_二酸化炭素消火装置_機器_4	別紙2-2-2	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
620	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	主配管（常設）（二酸化炭素消火装置）	主配管	6条27条-21	系統_二酸化炭素消火装置_配管_1 ～ 系統_二酸化炭素消火装置_配管_15	別紙2-2-2	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
621	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	グローブボックス消火装置	容器	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	系統_グローブボックス消火装置_機器_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_機器_12 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
622	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	主配管（常設）（グローブボックス消火系）	主配管	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-21 6条27条-53 6条27条-95	系統_グローブボックス消火装置_配管_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_配管_45 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/— C/—	—	—	—
625	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	防火水槽	防火水槽	—	6条27条-21	—	—	屋外	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
626	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_136 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_163	別紙2-2-3	燃料加工建屋	28	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
627	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
628	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	避圧エリア形成用自動閉止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）	避圧エリア形成用自動閉止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C※1 /—※2	—	—	※1経路維持機能のみSクラスとする。 ※2外部放出抑制設備又は代替グローブボックス排気設備の経路上に設置されるダンパは，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
629	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	連結散水装置	連結散水装置	—	6条27条-21 6条27条-22	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
630	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_1 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_135	別紙2-2-3	燃料加工建屋	135	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
631	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
632	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火ダンパ（3時間耐火性能を有する物に限る。）	防火ダンパ（3時間耐火性能を有する物に限る。）	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
633	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火シャッタ	防火シャッタ	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
634	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火シャッタ	防火シャッタ	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
635	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火扉	防火扉	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	1，2，4	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
636	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	緊急時対策建屋の消火水供給設備	—	消火水槽	消火水槽	—	6条27条-21	—	—	緊急時対策建屋	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 （MOX従）	—
637	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	緊急時対策建屋の消火水供給設備	—	消火ポンプ	消火ポンプ	—	6条27条-21	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 （MOX従）	—
638	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火栓設備	—	屋内消火栓設備	屋内消火栓設備	—	6条27条-21	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 （MOX従）	—
639	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火栓設備	—	泡消火設備又は粉末消火設備	泡消火設備又は粉末消火設備	—	6条27条-21	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
640	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火栓設備	—	ハロゲン化物消火設備	ハロゲン化物消火設備	—	6条27条-21	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理（MOX従）	—
641	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	火災状況確認用温度計	火災状況確認用温度計	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施（設計中）	別紙2-4(4)③	燃料加工建屋	9	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
642	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	火災状況確認用温度表示装置	火災状況確認用温度表示装置	—	6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	—	常設	—/C	—	—	—
644	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	遠隔消火装置	遠隔消火装置	容器	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施（設計中）	別紙2-4(4)④	燃料加工建屋	9	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
645	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	遠隔消火装置	主配管（常設）（遠隔消火系）	主配管	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施（設計中）	別紙2-4(4)④	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
646	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	避難・誘導設備	—	—	誘導灯	誘導灯	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
647	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	避難・誘導設備	—	—	非常用照明	非常用照明	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
648	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	—	—	—	運転保安灯	運転保安灯	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
649	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	受電開閉設備	受電開閉設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	—	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理（MOX従）	—
650	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	受電変圧器	受電変圧器	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	—	4	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理（MOX従）	—
651	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線※	—	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線と兼用

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
652	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	—	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線及び燃料加工建屋の6.9kV常用母線と兼用
653	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※高圧母線のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線と兼用
654	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線，燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線，燃料加工建屋の6.9kV常用母線並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線以外と兼用
655	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	低圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	—	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V非常用母線と兼用
656	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	—	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V運転予備用母線及び燃料加工施設の460V常用母線と兼用
657	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※低圧母線のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線と兼用
658	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V非常用母線，燃料加工施設の460V運転予備用母線，燃料加工施設の460V常用母線並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線以外と兼用
659	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油移送ポンプ	ポンプ	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17	系統_非常用発電機_機器_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
660	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油サービスタンク	容器	6条27条-19 6条27条-17 6条27条-20	系統_非常用発電機_機器_3	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
661	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	非常用ガスタービン発電機	発電機	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	系統_非常用発電機_機器_4	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
662	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	起動用空気槽	容器	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53	系統_非常用発電機_機器_5	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
663	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	主配管（非常用発電機燃料供給系）	主配管	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53	系統_非常用発電機_配管_1 系統_非常用発電機_配管_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
664	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	第1非常用ディーゼル発電機	第1非常用ディーゼル発電機	発電機	6条27条-21	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(5)①	—	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
665	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	安全冷却水系（冷却設備）	安全冷却水系（冷却設備）	—	6条27条-21	—	—	—	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
666	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用直流電源設備	非常用直流電源設備	電力貯蔵装置（蓄電池）	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
667	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用無停電電源装置	非常用無停電電源装置	電力貯蔵装置（蓄電池）	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
668	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	容器	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53	系統_非常用発電機_機器_1	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
669	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	重油タンク	重油タンク	容器	6条27条-21	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(5)①	—	4	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
670	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	第2運転予備用ディーゼル発電機	第2運転予備用ディーゼル発電機	—	6条27条-21	—	—	—	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
671	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	—	6条27条-21	—	—	—	4	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
677	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	受電開閉設備	—	受電開閉設備	受電開閉設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	—	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理(MOX従)	—
678	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	受電開閉設備	—	受電変圧器	受電変圧器	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	—	4	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理(MOX従)	—
679	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	—	6条27条-30	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
680	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	—	6条27条-30	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
681	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	3系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
682	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
683	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
684	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	制御建屋の6.9kV非常用母線	制御建屋の6.9kV非常用母線	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
685	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	制御建屋の6.9kV運転予備用母線	制御建屋の6.9kV運転予備用母線	—	6条27条-30	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
686	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
687	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
688	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線	低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線	—	6条27条-30	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
689	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線	燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線	—	6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）と兼用
690	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV常用母線	燃料加工建屋の6.9kV常用母線	—	6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）と兼用

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
691	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	—	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
692	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	制御建屋の460V非常用母線	制御建屋の460V非常用母線	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
693	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	制御建屋の460V運転予備用母線	制御建屋の460V運転予備用母線	—	6条27条-30	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
694	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
695	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線	低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線	—	6条27条-30	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
696	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V非常用母線	燃料加工建屋の460V非常用母線	—	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
697	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V運転予備用母線	燃料加工建屋の460V運転予備用母線	—	6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）と兼用
698	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V常用母線	燃料加工建屋の460V常用母線	—	6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）と兼用

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
699	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	第1軽油貯槽	第1軽油貯槽	容器	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(6)①	屋外	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
700	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	第2軽油貯槽	第2軽油貯槽	容器	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(6)①	屋外	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
713	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第1保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	建屋・洞道	6条27条-30 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)①	—	—	4	新設	—	—	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
714	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第2保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	建屋・洞道	6条27条-30 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)①	—	—	4	新設	—	—	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
715	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第1貯水槽	第1貯水槽	容器	6条27条-30	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第1保管庫・貯水所	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
716	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第2貯水槽	第2貯水槽	容器	6条27条-30	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第2保管庫・貯水所	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
724	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	建屋・洞道	6条27条-53 6条27条-78 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	—	—	—	—	4	新設	—	—	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
725	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	緊急時対策建屋の遮蔽設備	遮蔽設備	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-78 6条27条-85 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
726	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋送風機	緊急時対策建屋送風機	ファン	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
727	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋排風機	緊急時対策建屋排風機	ファン	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
728	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋フィルタユニット	緊急時対策建屋フィルタユニット	フィルタ	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	6	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
729	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	主配管	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
730	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋加圧ユニット	緊急時対策建屋加圧ユニット	容器	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
731	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	主配管	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
732	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	対策本部室差圧計	対策本部室差圧計	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
733	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	待機室差圧計	待機室差圧計	計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
734	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	監視制御盤	監視制御盤	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-85 6条27条-95 6条27条-96	—	—	緊急時対策建屋	1	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
745	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	緊急時対策建屋用発電機	緊急時対策建屋用発電機	発電機	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
746	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線	緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
747	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線	緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
748	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	燃料油移送ポンプ	燃料油移送ポンプ	ポンプ	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
749	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	燃料油配管・弁	燃料油配管・弁	主配管	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
750	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	燃料補給設備	—	重油貯槽	重油貯槽	容器	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	屋外	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理（MOX従）	—
751	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ページング装置	ページング装置	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	3	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理（MOX従）	—
752	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	所内携帯電話	所内携帯電話	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	—	1	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理（MOX従）	—
753	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	専用回線電話	専用回線電話	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
754	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
755	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	環境中継サーバ	環境中継サーバ	—	6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理（MOX従）	—
756	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理（MOX従）	—
757	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理（MOX従）	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
758	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
759	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	一般加入電話	一般加入電話	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	5	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
760	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	一般携帯電話	一般携帯電話	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
761	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	衛星携帯電話	衛星携帯電話	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	20	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
762	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
763	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	通話装置のケーブル	通話装置のケーブル	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—
764	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
765	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
766	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
772	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	情報収集装置	情報収集装置	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 （MOX従）	—
773	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	情報表示装置	情報表示装置	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 （MOX従）	—
774	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	データ収集装置（燃料加工建屋）	データ収集装置（燃料加工建屋）	—	6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—
775	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	データ表示装置（燃料加工建屋）	データ表示装置（燃料加工建屋）	—	6条27条-30	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—
776	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	情報把握計装設備用屋内伝送系統	情報把握計装設備用屋内伝送系統	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-30 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋 制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 （MOX従）	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
777	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	建屋間伝送用無線装置	建屋間伝送用無線装置	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	緊急時対策建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
778	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋データ収集装置	制御建屋データ収集装置	—	6条27条-30	—	—	制御建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
779	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋データ表示装置	制御建屋データ表示装置	—	6条27条-30	—	—	制御建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
783	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	燃料加工建屋 制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—
784	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置	燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置	—	6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	—	—	制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
785	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋データ収集装置	燃料加工建屋データ収集装置	—	6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—
786	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置(電路として使用)	—	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-26 6条27条-28 6条27条-29 6条27条-33 6条27条-53 6条27条-95	今後実施（設計中）	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	—	—	—
787	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備(電路として使用)	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
792	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	気送装置	気送装置	—	6条27条-21 6条27条-22	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C,C-1/—	—	—	—
793	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置グローブボックス	受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_29	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
794	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置	受払装置	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
795	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置オープンポートボックス	プルトニウムスポット検査装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_48	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
796	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置フード	フード	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_58 単体_分析設備_59	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
797	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	受払・分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_1	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
798	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解・調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_2	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
799	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解・調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_3	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
800	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解・調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_31	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
801	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解・調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_32	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
802	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解・調製装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_33	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
803	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_4	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
804	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_5	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
805	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_6	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
806	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_7	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
807	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_8	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
808	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_9	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
809	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_10	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
810	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_11	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
811	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_12	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
812	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_13	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
813	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料塗布装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_14	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
814	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	α線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_15	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
815	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	γ線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_16	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
816	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蛍光X線分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_22	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
817	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウム含有率分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_17	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
818	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Bグローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_18	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
819	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Cグローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_19	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
820	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Dグローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_20	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
821	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Eグローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_21	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
822	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_60	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
823	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料調製装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_61	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
824	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_30	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
825	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	塩素・ﾌｯ素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_38	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
826	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	O/M比測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_34	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
827	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水分分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_35	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
828	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素・硫黄・窒素分析装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_36	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
829	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素・硫黄・窒素分析装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_37	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
830	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	EPMA分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_39	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
831	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-発光分光分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_40	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
832	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-質量分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_41	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
833	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_42	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
834	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蒸発性不純物測定装置Aグローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_43	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
835	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	粉末物性測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_44	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
836	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_45	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
837	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_46	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
838	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウムスポット検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_47	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
839	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	液浸密度測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_49	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
840	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	熱分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_50	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
841	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_51	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
842	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_52	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
843	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	X線回折測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_53	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
844	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_23	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
845	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_24	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
846	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_25	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
847	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_26	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
848	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_27	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
849	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_28	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
850	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_54	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
851	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_55	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
852	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－3	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_56	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
853	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－4	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_57	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
854	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置	分析装置	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
855	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	分析済液中和固液分離グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_62	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
856	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_65	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
857	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_分析設備_66	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
858	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21 6条27条-22	単体_分析設備_63	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
859	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	第2活性炭・吸着処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21 6条27条-22	単体_分析設備_64	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
860	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	分析済液中和槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_1	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
861	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	中和液ろ過装置	ろ過装置	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_2	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
862	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	中和ろ液受槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_3	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
863	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	遠心分離処理液受槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_4	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
864	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	遠心分離処理液受槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_5	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
865	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過処理供給槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_6	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
866	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過処理供給槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_7	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
867	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1ろ過装置	ろ過装置	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_8	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
868	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過装置	ろ過装置	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_9	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
869	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過処理液受槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_10	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
870	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過処理液受槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_11	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
871	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理供給槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_12	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
872	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理供給槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_13	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
873	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理第1処理塔	ろ過装置	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_14	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
874	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理第2処理塔	ろ過装置	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_15	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
875	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理液受槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_16	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
876	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理液受槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_17	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
877	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理供給槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_18	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
878	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理供給槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_19	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
879	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理塔	ろ過装置	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_20	別紙2-2-5	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
880	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理液受槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_21	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
881	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理液受槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_22	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
882	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理供給槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_23	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
883	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理供給槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_24	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
884	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_25	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
885	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理液受槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_26	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
886	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	希釈槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_27	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
887	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理液受槽ポンプ	ポンプ	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_28	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
888	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	払出前希釈槽	容器	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_機器_29	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
889	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	主配管（分析済液処理系）	主配管	6条27条-21	系統_分析済液処理装置_配管_1 ～ 系統_分析済液処理装置_配管_5	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C※/—	—	—	※分析済液中和固液分離グローブボックス-ろ過・第1活性炭処理グローブボックス間及びろ過・第1活性炭処理グローブボックス-第2活性炭・吸着処理グローブボックス間は二重配管とし，外管は耐震Bクラスとする。
890	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	分析済液中和固液分離グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_5 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_6 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_7 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_8	別紙2-2-5	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
891	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_1 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_2	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
892	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭・吸着処理グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_3 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_4	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
893	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	払出前希釈槽下部堰内漏えい液位	計装/放管設備（計測装置）	6条27条-21	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_9	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
895	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
896	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	ID番号読取機	ID番号読取機	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— —/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
897	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	秤量器	秤量器	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— —/—	—	—	—
898	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	運転管理用計算機	運転管理用計算機	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
899	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	臨界管理用計算機	臨界管理用計算機	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
900	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置グローブボックス	小規模粉末混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_小規模試験設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
901	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置	小規模粉末混合装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_小規模試験設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
902	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置グローブボックス	小規模プレス装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_小規模試験設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
903	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置	小規模プレス装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_小規模試験設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
904	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置グローブボックス	小規模焼結処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_小規模試験設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
905	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_小規模試験設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
906	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
907	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
908	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_小規模試験設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
909	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置	小規模焼結炉排ガス処理装置	機械装置	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53	単体_小規模試験設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
910	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置グローブボックス	小規模研削検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_小規模試験設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
911	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置	小規模研削検査装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_小規模試験設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
912	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置グローブボックス	資材保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-14 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-95	単体_小規模試験設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
913	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置	資材保管装置	機械装置	6条27条-21 6条27条-22	単体_小規模試験設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
918	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
919	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	—	堰	堰	防水区画構造物	6条27条-21	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)②	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
920	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	—	遮断弁	遮断弁	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
921	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	冷却水設備	—	—	—	冷却水設備	冷却水設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
922	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	給排水衛生設備	—	—	—	工業用水設備	工業用水設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
923	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	給排水衛生設備	—	—	—	飲料水設備	飲料水設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
924	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	給排水衛生設備	—	—	—	給水処理設備	給水処理設備	—	6条27条-21	—	—	屋外	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	再処理，廃棄物 （MOX従）	—
925	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	空調用冷水設備	—	—	—	空調用冷水設備	空調用冷水設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
926	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	空調用蒸気設備	—	—	—	空調用蒸気設備	空調用蒸気設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
927	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	—	—	—	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 （MOX従）	—
928	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	窒素循環用冷却水設備	—	—	—	窒素循環用冷却水設備	窒素循環用冷却水設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
929	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	窒素ガス設備	—	—	—	窒素ガス設備	窒素ガス設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
930	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置） 主要弁	6条27条-14 6条27条-16 6条27条-17 6条27条-20 6条27条-53 6条27条-05	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
931	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	水素ガス漏えい検知器	水素ガス漏えい検知器	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
932	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス緊急遮断弁	混合ガス緊急遮断弁	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
933	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス製造装置	混合ガス製造装置	—	6条27条-21	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
934	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス充填装置	混合ガス充填装置	—	6条27条-21	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
935	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス供給装置	混合ガス供給装置	—	6条27条-21	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
936	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	アルゴンガス設備	—	—	—	アルゴンガス設備	アルゴンガス設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
937	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素ガス設備	—	—	—	水素ガス設備	水素ガス設備	—	6条27条-21	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
938	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	非管理区域換気空調設備	—	—	—	非管理区域換気空調設備	非管理区域換気空調設備	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
939	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	荷役設備	—	—	—	入出庫クレーン	入出庫クレーン	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
940	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	荷役設備	—	—	—	設備搬入用クレーン	設備搬入用クレーン	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
941	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	荷役設備	—	—	—	エレベータ	エレベータ	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
942	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	荷役設備	—	—	—	垂直搬送機	垂直搬送機	—	6条27条-21	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
943	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別・保管設備	—	—	—	選別・保管グローブボックス	選別・保管グローブボックス	核物質等取扱ボックス	6条27条-21	単体_選別・保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
944	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別・保管設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	6条27条-21 6条27条-30	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
948	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	ヘリウムガス設備	—	—	—	ヘリウムガス設備	ヘリウムガス設備	—	6条27条-21	—	—	—	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
949	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	酸素ガス設備	—	—	—	酸素ガス設備	酸素ガス設備	—	6条27条-21	—	—	—	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
950	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	圧縮空気供給設備	—	—	—	圧縮空気供給設備	圧縮空気供給設備	—	6条27条-21	—	—	—	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	6条27条-50 6条27条-54 6条27条-59 6条27条-89 6条27条-91	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

添付３

事業変更許可申請書　添付書類五（抜粋）

添５第11表　クラス別施設（１／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
S	１）ＭＯＸを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設	成形施設	粉末調整工程のグローブボックス				設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	
			原料ＭＯＸ粉末缶取出装置グローブボックス	S						原料ＭＯＸ粉末缶取出装置
			原料ＭＯＸ粉末秤量・分取装置グローブボックス	S						原料ＭＯＸ粉末秤量・分取装置
			ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス	S						ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置
			予備混合装置グローブボックス	S						予備混合装置
			一次混合装置グローブボックス	S						一次混合装置
			一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス	S						一次混合粉末秤量・分取装置
			ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス	S						ウラン粉末秤量・分取装置
			均一化混合装置グローブボックス	S						均一化混合装置
			造粒装置グローブボックス	S						造粒装置
			添加剤混合装置グローブボックス	S						添加剤混合装置
			原料ＭＯＸ分析試料採取装置グローブボックス	S						原料ＭＯＸ分析試料採取装置
			分析試料採取・詰替装置グローブボックス	S						分析試料採取・詰替装置
			回収粉末処理・詰替装置グローブボックス	S						回収粉末処理・詰替装置
			回収粉末微粉砕装置グローブボックス	S						回収粉末微粉砕装置
			回収粉末処理・混合装置グローブボックス	S						回収粉末処理・混合装置
			再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	S						再生スクラップ焙焼処理装置
			再生スクラップ受払装置グローブボックス	S						再生スクラップ受払装置
			容器移送装置グローブボックス	S						容器移送装置
			原料粉末搬送装置グローブボックス	S						原料粉末搬送装置
			再生スクラップ搬送装置グローブボックス	S						再生スクラップ搬送装置
			添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	S						添加剤混合粉末搬送装置
			調整粉末搬送装置グローブボックス	S						調整粉末搬送装置

添５第11表　クラス別施設（２／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
S	1）MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 （つづき）	成形施設	ペレット加工工程のグローブボックス				設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	
			プレス装置（粉末取扱部）グローブボックス	S						プレス装置（粉末取扱部）
			プレス装置（プレス部）グローブボックス	S						プレス装置（プレス部）
			グリーンペレット積込装置グローブボックス	S						グリーンペレット積込装置
			空焼結ボート取扱装置グローブボックス	S						空焼結ボート取扱装置
			焼結ボート供給装置グローブボックス	S						焼結ボート供給装置
			焼結ボート取出装置グローブボックス	S						焼結ボート取出装置
			排ガス処理装置グローブボックス（上部）	S						排ガス処理装置
			焼結ペレット供給装置グローブボックス	S						焼結ペレット供給装置
			研削装置グローブボックス	S						研削装置
			研削粉回収装置グローブボックス	S						研削粉回収装置
			ペレット検査設備グローブボックス	S						ペレット検査設備
			焼結ボート搬送装置グローブボックス	S						焼結ボート搬送装置
			ペレット保管容器搬送装置グローブボックス(注8)	S						ペレット保管容器搬送装置
			回収粉末容器搬送装置グローブボックス	S						回収粉末容器搬送装置
			焼結設備		非常用所内電源設備(注10)	S	設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	
			焼結炉(注9)	S						
			排ガス処理装置	S						
		貯蔵施設	貯蔵施設のグローブボックス				設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	
			原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	S						原料MOX粉末缶一時保管
			粉末一時保管装置グローブボックス	S						粉末一時保管装置
			ペレット一時保管棚グローブボックス	S						ペレット一時保管棚
			焼結ボート受渡装置グローブボックス	S						焼結ボート受渡装置
			スクラップ貯蔵棚グローブボックス	S						スクラップ貯蔵棚
			スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	S						スクラップ保管容器受渡装置
			製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	S						製品ペレット貯蔵棚
			ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	S						ペレット保管容器受渡装置

添５第11表　クラス別施設（３／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
S	1）MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設 （つづき）	その他加工設備の附属施設	小規模試験設備のグローブボックス 小規模粉末混合装置グローブボックス 小規模プレス装置グローブボックス 小規模焼結処理装置グローブボックス 小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス 小規模研削検査装置グローブボックス 資材保管装置グローブボックス	 S S S S S S			設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	 小規模粉末混合装置 小規模プレス装置 小規模研削検査装置 資材保管装置
			小規模試験設備 小規模焼結処理装置(注11) 小規模焼結炉排ガス処理装置	 S S	非常用所内電源設備(注10)	S	設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	
	2）上記1）に関連する設備・機器から放射性物質が漏えいした場合に，その影響の拡大を防止するための施設	－	安全上重要な施設として選定する構築物	S						
	3）上記1）に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器	放射性廃棄物の廃棄施設	グローブボックス排気設備 グローブボックス排風機(注12)	 S	非常用所内電源設備(注10)	S	設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	
			工程室排気設備 工程室排気設備のうち，安全上重要な施設のグローブボックス等を設置する工程室から工程室排気フィルタユニットまでの範囲 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備のうち，安全上重要な施設のグローブボックスからグローブボックス排風機までの範囲及び安全上重要な施設のグローブボックスの給気側のうち，グローブボックスの閉じ込め機能維持に必要な範囲 グローブボックス排気フィルタ(注13) グローブボックス排気フィルタユニット	 S S S S S			設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	

添５第11表　クラス別施設（４／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
S	4）その他の施設	その他加工設備の附属施設	火災防護設備		非常用所内電源設備(注10)	S	設備・機器の支持構造物	S	燃料加工建屋	
			グローブボックス温度監視装置	S						
			グローブボックス消火装置(注14)	S						
			延焼防止ダンパ(注15)	S						
			ピストンダンパ(注16)	S						
			水素・アルゴン混合ガス設備(注17)	S						

添５第11表　クラス別施設（５／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	1）核燃料物質を取り扱う設備・機器又はＭＯＸを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。）	成形施設	ペレット加工工程のグローブボックス 排ガス処理装置グローブボックス（下部） ペレット立会検査装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置グローブボックス(注18) 貯蔵容器受入設備 受渡ピット 受渡天井クレーン 保管室クレーン 貯蔵容器検査装置	 B B B B B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			貯蔵容器受入設備 洞道搬送台車	 B			設備・機器の支持構造物	B	貯蔵容器搬送用洞道	

添５第11表　クラス別施設（６／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	１）核燃料物質を取り扱う設備・機器又はＭＯＸを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） （つづき）	成形施設	原料粉末受払設備				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			貯蔵容器受払装置	B						
			原料ＭＯＸ粉末缶取出設備							
			原料ＭＯＸ粉末缶取出装置	B						
			一次混合設備							
			原料ＭＯＸ粉末秤量・分取装置	B						
			ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置	B						
			予備混合装置	B						
			一次混合装置	B						
			二次混合設備							
			一次混合粉末秤量・分取装置	B						
			均一化混合装置	B						
			造粒装置	B						
			添加剤混合装置	B						
			分析試料採取設備							
			原料ＭＯＸ分析試料採取装置	B						
			分析試料採取・詰替装置	B						
			スクラップ処理設備							
			回収粉末処理・詰替装置	B						
			回収粉末微粉砕装置	B						
			回収粉末処理・混合装置	B						
			再生スクラップ焙焼処理装置	B						
			再生スクラップ受払装置	B						
			容器移送装置	B						
			粉末調整工程搬送設備							
			原料粉末搬送装置	B						
			再生スクラップ搬送装置	B						
			添加剤混合粉末搬送装置	B						
			調整粉末搬送装置	B						
			圧縮成形設備							
			プレス装置（粉末取扱部）	B						
			プレス装置（プレス部）	B						
			グリーンペレット積込装置	B						
			空焼結ボート取扱装置	B						

添５第11表　クラス別施設（７／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	1）核燃料物質を取り扱う設備・機器又はＭＯＸを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） （つづき）	成形施設	焼結設備				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			焼結ボート供給装置	B						
			焼結ボート取出装置	B						
			研削設備							
			焼結ペレット供給装置	B						
			研削装置	B						
			研削粉回収装置	B						
			ペレット検査設備							
			外観検査装置	B						
			寸法・形状・密度検査装置	B						
			仕上がりペレット収容装置	B						
			ペレット立会検査装置	B						
			ペレット加工工程搬送設備							
			焼結ボート搬送装置	B						
			ペレット保管容器搬送装置	B						
			回収粉末容器搬送装置	B						
		被覆施設	燃料棒加工工程のグローブボックス				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			スタック編成設備グローブボックス	B						
			空乾燥ボート取扱装置グローブボックス	B						
			乾燥ボート供給装置グローブボックス	B						
			乾燥ボート取出装置グローブボックス	B						
			スタック供給装置グローブボックス	B						
			挿入溶接装置（被覆管取扱部）グローブボックス	B						
			挿入溶接装置（スタック取扱部）グローブボックス	B						
			挿入溶接装置（燃料棒溶接部）グローブボックス	B						
			除染装置グローブボックス	B						
			燃料棒解体装置グローブボックス	B						
			ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	B						
			乾燥ボート搬送装置グローブボックス	B						

添５第11表　クラス別施設（８／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	１）核燃料物質を取り扱う設備・機器又はＭＯＸを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） （つづき）	被覆施設	スタック編成設備				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			波板トレイ取出装置	B						
			スタック編成装置	B						
			スタック収容装置	B						
			空乾燥ボート取扱装置	B						
			スタック乾燥設備							
			乾燥ボート供給装置	B						
			スタック乾燥装置	B						
			乾燥ボート取出装置	B						
			挿入溶接設備							
			スタック供給装置	B						
			挿入溶接装置（被覆管取扱部）	B						
			挿入溶接装置（スタック取扱部）	B						
			挿入溶接装置（燃料棒溶接部）	B						
			除染装置	B						
			汚染検査装置	B						
			燃料棒検査設備							
			ヘリウムリーク検査装置	B						
			Ｘ線検査装置	B						
			ロッドスキャニング装置	B						
			外観寸法検査装置	B						
			燃料棒移載装置(注19)	B						
			燃料棒立会検査装置(注19)	B						
			燃料棒収容設備							
			燃料棒収容装置	B						
			燃料棒供給装置(注19)	B						
			貯蔵マガジン移載装置	B						
			燃料棒解体設備							
			燃料棒解体装置	B						
			燃料棒加工工程搬送設備							
			ペレット保管容器搬送装置	B						
			乾燥ボート搬送装置	B						
			燃料棒搬送装置	B						

添５第11表　クラス別施設（９／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	1）核燃料物質を取り扱う設備・機器又はＭＯＸを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） （つづき）	組立施設	燃料集合体組立設備				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			マガジン編成装置	B						
			燃料集合体組立装置	B						
			燃料集合体洗浄設備							
			燃料集合体洗浄装置	B						
			燃料集合体検査設備							
			燃料集合体第１検査装置	B						
			燃料集合体第２検査装置	B						
			燃料集合体仮置台	B						
			燃料集合体立会検査装置	B						
			燃料集合体組立工程搬送設備							
			組立クレーン	B						
			リフタ	B						
			梱包・出荷設備							
			貯蔵梱包クレーン	B						
			燃料ホルダ取付装置	B						
			容器蓋取付装置	B						
			梱包天井クレーン	B						
			容器移載装置	B						
		貯蔵施設	貯蔵容器一時保管設備				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			一時保管ピット(注20)	B						
			原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備							
			原料ＭＯＸ粉末缶一時保管装置(注20)	B						
			原料ＭＯＸ粉末缶一時保管搬送装置	B						
			ウラン貯蔵設備							
			ウラン貯蔵棚	B						
			粉末一時保管設備							
			粉末一時保管装置(注20)	B						
			粉末一時保管搬送装置	B						
			ペレット一時保管設備							
			ペレット一時保管棚(注20)	B						
			焼結ボート入出庫装置	B						
			焼結ボート受渡装置	B						

添５第11表　クラス別施設（10／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	1）核燃料物質を取り扱う設備・機器又はＭＯＸを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。） （つづき）	貯蔵施設	スクラップ貯蔵設備				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			スクラップ貯蔵棚(注20)	B						
			スクラップ保管容器入出庫装置	B						
			スクラップ保管容器受渡装置	B						
			製品ペレット貯蔵設備							
			製品ペレット貯蔵棚(注20)	B						
			ペレット保管容器入出庫装置	B						
			ペレット保管容器受渡装置	B						
			燃料棒貯蔵設備							
			燃料棒貯蔵棚(注20)	B						
			貯蔵マガジン入出庫装置	B						
			燃料集合体貯蔵設備							
			燃料集合体貯蔵チャンネル(注20)	B						
		その他加工設備の附属施設	分析設備のグローブボックス				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			受払装置グローブボックス	B						
			分析装置グローブボックス	B						
			分析済液処理装置グローブボックス	B						
			分析設備							
			分析済液処理装置(注21)	B						
			小規模試験設備				設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	
			小規模粉末混合装置	B						
			小規模プレス装置	B						
			小規模研削検査装置	B						
			資材保管装置	B						

添５第11表　クラス別施設（11／16）

耐　震 クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震 クラス (注7)	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	適用範囲
B	2）放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってＳクラス以外の設備・機器	放射性廃棄物の廃棄施設	グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備のうち，Ｂクラスのグローブボックスから Ｓクラスのグローブボックス排気設備に接続するまでの範囲及びＢクラスのグローブボックスの給気側のうち，フィルタまでの範囲 窒素循環設備(注22) 窒素循環ダクトのうち，窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）を循環する経路 窒素循環ファン	 B B B			設備・機器の支持構造物	B	燃料加工建屋	

添５第11表　クラス別施設（12／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
C	Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設	成形施設	原料粉末受入工程のオープンポートボックス				設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋	
			外蓋着脱装置オープンポートボックス	C						
			貯蔵容器受払装置オープンポートボックス	C						
			ウラン粉末払出装置オープンポートボックス	C						
			ウラン受入設備							
			ウラン粉末缶受払移載装置	C						
			ウラン粉末缶受払搬送装置	C						
			原料粉末受払設備							
			外蓋着脱装置	C						
			ウラン粉末払出装置	C						
			二次混合設備							
			ウラン粉末秤量・分取装置	C						
			グローブボックス負圧・温度監視設備	C						
		被覆施設	燃料棒加工工程のグローブボックス				設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋	
			溶接試料前処理装置グローブボックス	C						
			燃料棒加工工程のオープンポートボックス							
			被覆管供給装置オープンポートボックス	C						
			部材供給装置（部材供給部）オープンポートボックス	C						
			部材供給装置（部材搬送部）オープンポートボックス	C						
			汚染検査装置オープンポートボックス	C						
			燃料棒搬入オープンポートボックス	C						
			溶接試料前処理装置オープンポートボックス	C						
			挿入溶接設備							
			被覆管乾燥装置	C						
			被覆管供給装置	C						
			部材供給装置（部材供給部）	C						
			部材供給装置（部材搬送部）	C						
			燃料棒解体設備							
			溶接試料前処理装置	C						
			グローブボックス負圧・温度監視設備	C						
		組立施設	燃料集合体組立設備				設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋	
			スケルトン組立装置	C						
			梱包・出荷設備							
			保管室天井クレーン	C						

添５第11表　クラス別施設（13／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
C	Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 （つづき）	貯蔵施設	ウラン貯蔵設備				設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋	
			ウラン粉末缶入出庫装置	C						
			燃料棒貯蔵設備							
			ウラン燃料棒収容装置	C						
			グローブボックス負圧・温度監視設備	C						
		放射性廃棄物の廃棄施設	建屋排気設備	C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋	
			工程室排気設備							
			工程室排気設備のうち，Ｓクラス以外の範囲	C						
			グローブボックス排気設備							
			グローブボックス排気設備のうち，Ｓクラス及びＢクラス以外の範囲	C						
			窒素循環設備							
			窒素循環ダクトのうち，Ｂクラス以外の範囲	C						
			給気設備	C						
			排気筒(注2)	C						
			低レベル廃液処理設備のオープンポートボックス							
			ろ過処理オープンポートボックス	C						
			吸着処理オープンポートボックス	C						
			低レベル廃液処理設備							
			検査槽	C						
			廃液貯槽	C						
			ろ過処理装置	C						
			吸着処理装置	C						
			グローブボックス負圧・温度監視設備	C						
			海洋放出管理系				設備・機器の支持構造物	C		
			放出前貯槽							
			第１放出前貯槽	C						
			第１海洋放出ポンプ	C						
			海洋放出管	C						
			低レベル固体廃棄物貯蔵設備				設備・機器の支持構造物	C		
			第２低レベル廃棄物貯蔵系	C						

添５第11表　クラス別施設（14／16）

耐　震 クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震 クラス (注7)	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	適用範囲
C	Ｓクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 （つづき）	放射線管理施設	放射線管理施設	C	非常用所内電源設備 第１非常用ディーゼル発電機	C	設備・機器の支持構造物	C		
		その他加工設備の附属施設	火災防護設備 火災防護設備のうち，Ｓクラス以外の範囲 受電開閉設備 通信連絡設備 分析設備 分析設備のうち，Ｂクラス以外の範囲 計量設備 グローブボックス負圧・温度監視設備 溢水防護設備(注24) 冷却水設備(注25) 給排水衛生設備(注26) 空調用冷水設備(注26) 空調用蒸気設備(注26) 燃料油供給設備 窒素循環用冷却水設備(注28) 窒素ガス設備 水素・アルゴン混合ガス設備(注25)(注27) アルゴンガス設備 水素ガス設備 非管理区域換気空調設備 荷役設備 選別・保管設備 ヘリウムガス設備 酸素ガス設備 圧縮空気供給設備	 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C		

添５第11表　クラス別施設（15／16）

注１　主要設備等とは，当該機能に直接的に関連する設備・機器及び構築物をいう。

注２　補助設備とは，当該機能に間接的に関連し，主要設備の補助的役割をもつ設備をいう。

注３　直接支持構造物とは，主要設備等，補助設備に直接取り付けられる支持構造物，又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。

注４　間接支持構造物とは，直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。

注５　燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の主要なコンクリート遮蔽は，Ｂクラスとする。また，燃料加工建屋は，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性範囲に留まるとともに，基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。

注６　波及的影響を考慮すべき設備とは，下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備であり，主要設備等に適用される地震力により，上位分類に属するものに波及的影響を及ぼさないように設計する。

注７　Ｓクラスの設備・機器，Ｂクラスの設備・機器及びＣクラスの設備・機器は，その機能上Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに該当する部分とする。

注８　地下３階から地下２階に搬送する一部のグローブボックスを除く。

注９　焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を含む。焼結炉に関連する焼結炉内部温度高による過加熱防止回路は，加熱の停止に必要な範囲をＳクラスとする。

注10　非常用所内電源設備は，非常用発電機，非常用直流電源設備，非常用無停電電源装置，高圧母線及び低圧母線で構成する。非常用発電機は，発電機能を維持するために必要な範囲をＳクラスとする。

注11　小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を含む。小規模焼結処理装置に関連する小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路は，加熱の停止に必要な範囲をＳクラスとする。

注12　排気機能の維持に必要な回路を含む。

注13　安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。

注14　安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲。

注15　安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの。

注16　安全上重要な施設のグローブボックスの給気系に設置するもの。

注17　混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系，小規模焼結処理系）。

添５第11表　クラス別施設（16／16）

注18　注８で除いたグローブボックス。

注19　ゲートを含む。

注20　一時保管ピット，原料ＭＯＸ粉末缶一時保管装置，粉末一時保管装置，ペレット一時保管棚，スクラップ貯蔵棚，製品ペレット貯蔵棚，燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは，Ｂクラスの設備・機器であるが，基準地震動による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。

注21　分析済液処理装置のうち，二重管の外管。

注22　窒素循環設備のうち，Ｓクラスのグローブボックスを循環する経路については，基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。

注23　排気筒はＣクラスであるが，燃料加工建屋へ波及的影響を与えないよう，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。

注24　溢水防護設備の緊急遮断弁については，加速度大による緊急遮断弁作動回路を含む。

注25　燃料加工建屋内の当該設備の配管は，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。

注26　燃料加工建屋内の当該設備の配管のうち，緊急遮断弁により保有水の流出を防止する範囲は，基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。

注27　注17以外。

添5第12表　重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

第29条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設〔（ ）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類					
核燃料物質の飛散の原因となる火災の消火	代替消火設備	遠隔消火装置	火災防護設備 グローブボックス消火装置	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
	代替火災感知設備	火災状況確認用温度計	火災防護設備 グローブボックス温度監視装置	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		火災状況確認用温度表示装置	グローブボックス負圧・温度監視設備	C	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
	外部放出抑制設備	グローブボックス排気ダクト	（気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		グローブボックス給気フィルタ	（気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		グローブボックス排気フィルタ	（気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		グローブボックス排気フィルタユニット	（気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		工程室排気ダクト	（気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		工程室排気フィルタユニット	（気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		グローブボックス排風機入口手動ダンパ	（気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		工程室排風機入口手動ダンパ	（気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		グローブボックス排気閉止ダンパ	（気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		工程室排気閉止ダンパ	（気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		予備混合装置グローブボックス	（予備混合装置グローブボックス）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		均一化混合装置グローブボックス	（均一化混合装置グローブボックス）							
		造粒装置グローブボックス	（造粒装置グローブボックス）							
		回収粉末処理・混合装置グローブボックス	（回収粉末処理・混合装置グローブボックス）							
		添加剤混合装置Aグローブボックス	（添加剤混合装置Aグローブボックス）							
		プレス装置A（プレス部）グローブボックス	（プレス装置A（プレス部）グローブボックス）							
		添加剤混合装置Bグローブボックス	（添加剤混合装置Bグローブボックス）							
		プレス装置B（プレス部）グローブボックス	（プレス装置B（プレス部）グローブボックス）							

（つづき）

第29条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備										
核燃料物質の飛散の原因となる火災の消火	代替グローブボックス排気設備	グローブボックス排気ダクト	（気体廃棄物の廃棄設備グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		グローブボックス給気フィルタ	（気体廃棄物の廃棄設備グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		グローブボックス排気フィルタ	（気体廃棄物の廃棄設備グローブボックス排気設備）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		予備混合装置グローブボックス	（予備混合装置グローブボックス）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		均一化混合装置グローブボックス	（均一化混合装置グローブボックス）							
		造粒装置グローブボックス	（造粒装置グローブボックス）							
		回収粉末処理・混合装置グローブボックス	（回収粉末処理・混合装置グローブボックス）							
		添加剤混合装置Aグローブボックス	（添加剤混合装置Aグローブボックス）							
		プレス装置A（プレス部）グローブボックス	（プレス装置A（プレス部）グローブボックス）							
		添加剤混合装置Bグローブボックス	（添加剤混合装置Bグローブボックス）							
		プレス装置B（プレス部）グローブボックス	（プレス装置B（プレス部）グローブボックス）							

（つづき）

第31条　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備										
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設〔（ ）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類					
航空機衝突による航空機燃料火災のための水源確保	水供給設備	第１貯水槽	—	C	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—	—	第１保管庫・貯水所	静的地震力	○
第２貯水槽から第１貯水槽への水の補給	水供給設備	第２貯水槽	—	C	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—	—	第２保管庫・貯水所	静的地震力	○

（つづき）

第32条　電源設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設〔（ ）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類					
常設重大事故等対処設備による給電	受電開閉設備	受電開閉設備	（受電開閉設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	ユーティリティ建屋	静的地震力	—
		受電変圧器								
	高圧母線	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	（高圧母線）	（C）※	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	非常用電源建屋	静的地震力	—
		ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	ユーティリティ建屋	静的地震力	—
		ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線								
		第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線								
		第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線								
		制御建屋の6.9kV非常用母線		（C）※	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	制御建屋	静的地震力	—
		制御建屋の6.9kV運転予備用母線		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	制御建屋	静的地震力	—
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地震力	—
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線		（C）※	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地震力	—
		低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	低レベル廃棄物処理建屋	静的地震力	—
		燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		燃料加工建屋の6.9kV常用母線								
		燃料加工建屋の6.9kV非常用母線		（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—

※　本設備は再処理施設においてはSクラスとしているが，MOX燃料加工施設においては共用するCクラス施設とのみ接続するため，Cクラスとする。

（つづき）

第32条　電源設備											
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設〔（ ）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類					
常設重大事故等対処設備による給電	低圧母線	制御建屋の460V非常用母線	（低圧母線）	（C）※	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	制御建屋	静的地震力	—
		制御建屋の460V運転予備用母線		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	制御建屋	静的地震力	—
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線		（C）※	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	静的地震力	—
		低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	低レベル廃棄物処理建屋	静的地震力	—
		燃料加工建屋の460V非常用母線		（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		燃料加工建屋の460V運転予備用母線		（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		燃料加工建屋の460V常用母線								
補機駆動用燃料補給設備による給油	補機駆動用燃料補給設備	第１軽油貯槽	非常用所内電源設備　非常用発電機（受電開閉設備，高圧母線，低圧母線）	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	—	—	基礎	Ss	—
		第２軽油貯槽								

※　本設備は再処理施設においてはSクラスとしているが，MOX燃料加工施設においては共用するCクラス施設とのみ接続するため，Cクラスとする。

（つづき）

第33条　監視測定設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設〔（ ）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類					
放射性物質の濃度及び線量の測定	放射線監視設備	排気モニタリング設備 排気モニタ	（放射線監視設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	—	—
		排気筒	（気体廃棄物の廃棄設備排気筒）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—	—	支持，基礎	静的地震力	—
		グローブボックス排気ダクト	（気体廃棄物の廃棄設備グローブボックス排気設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		工程室排気ダクト	（気体廃棄物の廃棄設備工程室排気設備）							
		環境モニタリング設備 モニタリングポスト	（環境モニタリング設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	—	—
		環境モニタリング設備 ダストモニタ								
	試料分析関係設備	放出管理分析設備 アルファ線用放射能測定装置	（試料分析関係設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		放出管理分析設備 ベータ線用放射能測定装置								
		環境試料測定設備 核種分析装置						分析建屋		
風向，風速その他の気象条件の測定	環境管理設備	気象観測設備	（環境管理設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—	—	環境管理建屋	静的地震力	—

（つづき）

第34条　緊急時対策所

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設〔（ ）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類					
居住性を確保するための設備	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	—	—	緊急時対策建屋	Ss	○
	緊急時対策建屋換気設備	緊急時対策建屋送風機	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	Ss	—
		緊急時対策建屋排風機			常設耐震重要重大事故等対処設備					
		緊急時対策建屋フィルタユニット			常設耐震重要重大事故等対処設備					
		緊急時対策建屋加圧ユニット			常設耐震重要重大事故等対処設備					
		緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ			常設耐震重要重大事故等対処設備					
		緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁			常設耐震重要重大事故等対処設備					
		対策本部室差圧計			常設耐震重要重大事故等対処設備					
		待機室差圧計			常設耐震重要重大事故等対処設備					
		監視制御盤			常設耐震重要重大事故等対処設備					
緊急時対策建屋の電源設備	緊急時対策建屋代替電源設備	緊急時対策建屋用発電機	—	C	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	静的地震力	—
		緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策所用母線								
		緊急時対策建屋低圧系統 460V緊急時対策所用母線								
		燃料油移送ポンプ								
		燃料油配管・弁								
		重油貯槽			常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—	—	基礎	静的地震力	—

（つづき）

第35条　通信連絡を行うために必要な設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設〔（ ）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類					
再処理事業所内の通信連絡	所内通信連絡設備	ページング装置	通信連絡設備（ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		所内携帯電話						低レベル廃棄物処理建屋		
		専用回線電話						燃料加工建屋		
		ファクシミリ								
		環境中継サーバ						緊急時対策建屋		
	代替通信連絡設備	通話装置のケーブル	通信連絡設備（ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
	緊急時対策建屋情報把握設備	情報収集装置	—	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	Ss	—
		情報表示装置								
		データ収集装置（燃料加工建屋）	（データ収集装置（燃料加工建屋））	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		データ表示装置（燃料加工建屋）	（データ表示装置（燃料加工建屋））							

（つづき）

第35条　通信連絡を行うために必要な設備

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設〔（ ）内は，設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類〕		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度分類	分類					
再処理事業所内の通信連絡	情報把握収集伝送設備	グローブボックス温度監視装置	（火災防護設備　グローブボックス温度監視装置）	（S）	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss	—
		グローブボックス負圧・温度監視設備	（グローブボックス負圧・温度監視設備）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		燃料加工建屋データ収集装置	（燃料加工建屋データ収集装置）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	燃料加工建屋データ収集装置（燃料加工建屋設置），燃料加工建屋データ収集装置（制御建屋設置），燃料加工建屋データ表示装置（制御建屋設置）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的地震力	—
		燃料加工建屋間伝送用無線装置								
	制御建屋情報把握設備	制御建屋データ収集装置	（制御建屋データ収集装置）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	制御建屋	静的地震力	—
		制御建屋データ表示装置	（制御建屋データ表示装置）							
		情報把握計装設備用屋内伝送系統	燃料加工建屋データ収集装置（燃料加工建屋設置），燃料加工建屋データ収集装置（制御建屋設置），燃料加工建屋データ表示装置（制御建屋設置）	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	制御建屋設置	静的地震力	—
		建屋間伝送用無線装置								
再処理事業所外の通信連絡	所外通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	静的地震力	—
		統合原子力防災ネットワークIP－FAX	統合原子力防災ネットワークIP－FAX							
		統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム							
		一般加入電話	通信連絡設備（一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ）							
		一般携帯電話								
		衛星携帯電話								
		ファクシミリ								
	代替通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	（C）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	静的地震力	—
		統合原子力防災ネットワークIP－FAX	統合原子力防災ネットワークIP－FAX							
		統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム							

添５第28表（１）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

主要な重大事故等対処設備の設備分類の記載について

１．重大事故等対処設備について，以下の方針に基づき設備を分類する。

（１）　常設重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち常設のもの。

ａ．常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

ｂ．常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって，ａ．以外のもの。

（２）　可搬型重大事故等対処設備

重大事故等対処設備のうち可搬型のもの。

２．重大事故等対処設備の代替する機能を有する安全機能を有する施設の記載については，以下のとおり記載する。

（１）代替する機能を有する安全機能を有する施設の名称を記載する。

（２）代替する機能を有する安全機能を有する施設がない場合は「－」を記載する。

（３）重大事故等対処設備のうち，重大事故等時に安全機能を有する施設としての機能を期待する，安全機能を有する施設であり，かつ重大事故等対処設備である設備については，（）内に当該設備を記載する。

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第29条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
核燃料物質の飛散の原因となる火災の消火	代替消火設備	遠隔消火装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	火災防護設備　グローブボックス消火装置
	代替火災感知設備	可搬型グローブボックス温度表示端末	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	安重	火災防護設備　グローブボックス温度監視装置
		火災状況確認用温度計	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	火災防護設備　グローブボックス温度監視装置
		火災状況確認用温度表示装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	グローブボックス負圧・温度監視設備
放出経路の閉止	外部放出抑制設備	グローブボックス排気ダクト	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		グローブボックス給気フィルタ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		グローブボックス排気フィルタ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		グローブボックス排気フィルタユニット	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		工程室排気ダクト	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重・非安重	（気体廃棄物の廃棄設備　工程室排気設備）
		工程室排気フィルタユニット	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　工程室排気設備）
		グローブボックス排風機入口手動ダンパ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		工程室排風機入口手動ダンパ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	（気体廃棄物の廃棄設備　工程室排気設備）
		グローブボックス排気閉止ダンパ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	－	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		工程室排気閉止ダンパ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（気体廃棄物の廃棄設備　工程室排気設備）
		予備混合装置グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（予備混合装置グローブボックス）
		均一化混合装置グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（均一化混合装置グローブボックス）
		造粒装置グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（造粒装置グローブボックス）
		回収粉末処理・混合装置グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（回収粉末処理・混合装置グローブボックス）
		添加剤混合装置Ａグローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（添加剤混合装置Ａグローブボックス）
		プレス装置Ａ（プレス部）グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（プレス装置Ａ（プレス部）グローブボックス）
		添加剤混合装置Ｂグローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（添加剤混合装置Ｂグローブボックス）
		プレス装置Ｂ（プレス部）グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（プレス装置Ｂ（プレス部）グローブボックス）
		可搬型ダンパ出口風速計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
飛散した核燃料物質の回収	工程室放射線計測設備	可搬型ダストサンプラ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		アルファ・ベータ線用サーベイメータ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第29条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
閉じ込める機能の回復	代替グローブボックス排気設備	グローブボックス排気ダクト	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		グローブボックス給気フィルタ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		グローブボックス排気フィルタ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		予備混合装置グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（予備混合装置グローブボックス）
		均一化混合装置グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（均一化混合装置グローブボックス）
		造粒装置グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（造粒装置グローブボックス）
		回収粉末処理・混合装置グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（回収粉末処理・混合装置グローブボックス）
		添加剤混合装置Ａグローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（添加剤混合装置Ａグローブボックス）
		プレス装置Ａ（プレス部）グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（プレス装置Ａ（プレス部）グローブボックス）
		添加剤混合装置Ｂグローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（添加剤混合装置Ｂグローブボックス）
		プレス装置Ｂ（プレス部）グローブボックス	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	（プレス装置Ｂ（プレス部）グローブボックス）
		可搬型排風機付フィルタユニット	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	安重	気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備
		可搬型フィルタユニット	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	安重	気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備
		可搬型ダクト	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内・屋外	安重	気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第30条　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
建屋放水	放水設備	大型移送ポンプ車	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		可搬型放水砲	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		可搬型建屋外ホース［流路］	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		ホイールローダ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		可搬型放水砲流量計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型放水砲圧力計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出抑制に係る措置	抑制設備	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		放射性物質吸着材	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		小型船舶	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		運搬車	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第31条　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
航空機衝突による航空機燃料火災のための水源確保	水供給設備	第１貯水槽	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	－	○	屋内	－	－
第２貯水槽から第１貯水槽への水の補給	水供給設備	第２貯水槽	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型建屋外ホース［流路］	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		可搬型第１貯水槽給水流量計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型貯水槽水位計（電波式）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
敷地外水源から第1貯水槽への水の補給	水供給設備	大型移送ポンプ車	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		可搬型建屋外ホース［流路］	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		ホース展張車	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－
		運搬車	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	－	－

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第32条　電源設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
常設重大事故等対処設備による給電	受電開閉設備	受電開閉設備	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋外	非安重	（受電開閉設備）
		受電変圧器	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋外	非安重	（受電開閉設備）
	高圧母線	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		ユーティリティ建屋の6.9ｋＶ常用主母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		ユーティリティ建屋の6.9ｋＶ運転予備用主母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		第２ユーティリティ建屋の6.9ｋＶ運転予備用主母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		第２ユーティリティ建屋の6.9ｋＶ常用主母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		制御建屋の6.9kV非常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		制御建屋の6.9kV運転予備用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9ｋＶ常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9ｋＶ非常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		低レベル廃棄物処理建屋の6.9ｋＶ運転予備用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		燃料加工建屋の6.9ｋＶ運転予備用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		燃料加工建屋の6.9ｋＶ常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（高圧母線）
		燃料加工建屋の6.9ｋＶ非常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	－	屋内	安重	（高圧母線）
	低圧母線	制御建屋の460V非常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（低圧母線）
		制御建屋の460V運転予備用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（低圧母線）
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460Ｖ非常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（低圧母線）
		低レベル廃棄物処理建屋の460Ｖ運転予備用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（低圧母線）
		燃料加工建屋の460Ｖ非常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	－	屋内	安重	（低圧母線）
		燃料加工建屋の460Ｖ運転予備用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（低圧母線）
		燃料加工建屋の460Ｖ常用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（低圧母線）

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第32条　電源設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
可搬型重大事故等対処設備による給電	代替電源設備	燃料加工建屋可搬型発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内・屋外	安重	非常用所内電源設備　非常用発電機
		制御建屋可搬型発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内・屋外	安重	非常用所内電源設備　非常用発電機
		情報連絡用可搬型発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	非常用所内電源設備　非常用発電機
		可搬型電源ケーブル	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	非常用所内電源設備　非常用発電機
		可搬型分電盤	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	非常用所内電源設備　非常用発電機
補機駆動用燃料補給設備による給油	補機駆動用燃料補給設備	第１軽油貯槽	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	非常用所内電源設備　非常用発電機
		第２軽油貯槽	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	安重	非常用所内電源設備　非常用発電機
		軽油用タンクローリ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋外	安重	非常用所内電源設備　非常用発電機

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第33条　監視測定設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放射性物質の濃度及び線量の測定	放射線監視設備	排気モニタリング設備 排気モニタ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（放射線監視設備）
		排気筒	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋外	非安重	（気体廃棄物の廃棄設備　排気筒）
		グローブボックス排気ダクト	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（気体廃棄物の廃棄設備　グローブボックス排気設備）
		工程室排気ダクト	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（気体廃棄物の廃棄設備　工程室排気設備）
		環境モニタリング設備 モニタリングポスト	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（環境モニタリング設備）
		環境モニタリング設備 ダストモニタ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（環境モニタリング設備）
	代替モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	排気モニタリング設備 排気モニタ
		可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	排気モニタリング設備 排気モニタ
		可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境モニタリング設備 モニタリングポスト，ダストモニタ
		可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境モニタリング設備 モニタリングポスト，ダストモニタ
		可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境モニタリング設備 モニタリングポスト，ダストモニタ
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境モニタリング設備 モニタリングポスト
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 中性子線用サーベイメータ（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境モニタリング設備
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境モニタリング設備 ダストモニタ
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 可搬型ダストサンプラ（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境モニタリング設備 ダストモニタ
		可搬型環境モニタリング用発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	ディーゼル発電機
		監視測定用運搬車	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋外	－	－
	試料分析関係設備	放出管理分析設備 アルファ線用放射能測定装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（試料分析関係設備）
		放出管理分析設備 ベータ線用放射能測定装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（試料分析関係設備）
		環境試料測定設備 核種分析装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（試料分析関係設備）
	代替試料分析関係設備	可搬型放出管理分析設備 可搬型放射能測定装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	放出管理分析設備
		可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境試料測定設備
		可搬型試料分析設備 可搬型核種分析装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境試料測定設備
		可搬型排気モニタリング用発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境試料測定設備
	環境管理設備	放射能観測車	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	－	屋外	非安重	（環境管理設備）

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第33条　監視測定設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
放射性物質の濃度及び線量の測定	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 放射能観測車
		可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 放射能観測車
		可搬型放射能観測設備 中性子線用サーベイメータ（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 放射能観測車
		可搬型放射能観測設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 放射能観測車
		可搬型放射能観測設備 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 放射能観測車
風向，風速その他の気象条件の測定	環境管理設備	気象観測設備	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋外	非安重	（環境管理設備）
	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 気象観測設備
		可搬型気象観測用データ伝送装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 気象観測設備
		可搬型風向風速計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 気象観測設備
		可搬型気象観測用発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	環境管理設備 気象観測設備
モニタリング ポスト等の電源回復又は機能回復	環境モニタリング用代替電源設備	環境モニタリング用可搬型発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	非常用所内電源設備 ディーゼル発電機

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第34条　緊急時対策所

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
居住性を確保するための設備	緊急時対策建屋	緊急時対策所	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		緊急時対策建屋の遮蔽設備	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
	緊急時対策建屋換気設備	緊急時対策建屋送風機	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		緊急時対策建屋排風機	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		緊急時対策建屋フィルタユニット	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		緊急時対策建屋加圧ユニット	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		対策本部室差圧計	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		待機室差圧計	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		監視制御盤	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
	緊急時対策建屋環境測定設備	可搬型酸素濃度計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型二酸化炭素濃度計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型窒素酸化物濃度計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
	緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型エリアモニタ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型ダストサンプラ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		アルファ・ベータ線用サーベイメータ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型線量率計	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型ダストモニタ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型データ伝送装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		可搬型発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第34条　緊急時対策所

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
緊急時対策建屋の電源設備	緊急時対策建屋 代替電源設備	緊急時対策建屋用発電機	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設　電気設備
		緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策所用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設　電気設備
		緊急時対策建屋低圧系統 460V緊急時対策所用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設　電気設備
		燃料油移送ポンプ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設　電気設備
		燃料油配管・弁	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設　電気設備
		重油貯槽	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	－	○	屋内	非安重	その他再処理設備の附属施設　電気設備

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第35条　通信連絡を行うために必要な設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
再処理事業所内の通信連絡	所内通信連絡設備	ページング装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ）
		所内携帯電話	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ）
		専用回線電話	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ）
		ファクシミリ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ）
		環境中継サーバ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ）
	代替通信連絡設備	可搬型通話装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話）
		通話装置のケーブル	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話）
		可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話）
		可搬型トランシーバ（屋内用）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話）
		可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話）
		可搬型トランシーバ（屋外用）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 （ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話）

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第35条　通信連絡を行うために必要な設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
再処理事業所内の通信連絡	緊急時対策建屋情報把握設備	情報収集装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	データ収集装置
		情報表示装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	データ表示装置
		データ収集装置(燃料加工建屋)	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	(データ収集装置(燃料加工建屋))
		データ表示装置(燃料加工建屋)	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	(データ表示装置(燃料加工建屋))
	情報把握収集伝送設備	グローブボックス温度監視装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	－	屋内	安重	(火災防護設備　グローブボックス温度監視装置)
		グローブボックス負圧・温度監視設備	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	(グローブボックス負圧・温度監視設備)
		燃料加工建屋データ収集装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	(燃料加工建屋データ収集装置)
		燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	燃料加工建屋データ収集装置(燃料加工建屋設置)，燃料加工建屋データ収集装置(制御建屋設置)，燃料加工建屋データ表示装置(制御建屋設置)
		燃料加工建屋間伝送用無線装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	燃料加工建屋データ収集装置(燃料加工建屋設置)，燃料加工建屋データ収集装置(制御建屋設置)，燃料加工建屋データ表示装置(制御建屋設置)
		燃料加工建屋可搬型情報収集装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	燃料加工建屋データ収集装置
		第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
		情報把握計装設備可搬型発電機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	－	－
	制御建屋情報把握設備	制御建屋データ収集装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	(制御建屋データ表示装置)
		制御建屋データ表示装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	(制御建屋データ表示装置)
		制御建屋可搬型情報収集装置	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	制御建屋データ収集装置
		制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	制御建屋データ収集装置
		制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	制御建屋データ表示装置
		情報把握計装設備用屋内伝送系統	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	燃料加工建屋データ収集装置(燃料加工建屋設置)，燃料加工建屋データ収集装置(制御建屋設置)，燃料加工建屋データ表示装置(制御建屋設置)
		建屋間伝送用無線装置	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	燃料加工建屋データ収集装置(燃料加工建屋設置)，燃料加工建屋データ収集装置(制御建屋設置)，燃料加工建屋データ表示装置(制御建屋設置)

添５第28表（２）　主要な重大事故等対処設備の設備分類

第35条　通信連絡を行うために必要な設備

系統機能	設備		重大事故等対処設備の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置，保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設／可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場合は「屋内・屋外」と併記	安重／非安重	設備
再処理事業所外への通信連絡	所外通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	（統合原子力防災ネットワークＩＰ電話）
		統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	（統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ）
		統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	（統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム）
		一般加入電話	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ）
		一般携帯電話	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ）
		衛星携帯電話	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ）
		ファクシミリ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	－	屋内	非安重	（通信連絡設備） （一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ）
	代替通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話
		統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ
		統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム
		可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 （一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ）
		可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	○	○	屋内	非安重	通信連絡設備 （一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ）

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-4　各条における申請対象設備

（第７条：津波による損傷の防止）

（第 28 条：津波による損傷の防止）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1

添付１：別紙２（第７条：津波による損傷の防止）（第28条：津波による損傷の防止）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に示す。なお、別紙２において基本設計方針に紐づけられる申請対象設備はない。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第７条　津波による損傷の防止」、「第28条　津波による損傷の防止」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第７条　津波による損傷の防止」、「第28条　津波による損傷の防止」において、「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する機器はない。

また、「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」においても、該当する機器はない。

添付１

別紙２

（第７条：津波による損傷の防止）

（第 28 条：津波による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3．自然現象等 3.2　津波による損傷の防止 設計上考慮する津波から防護する施設は，事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし，これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し，また，可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は，標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており，事業変更許可においては，断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも，より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，行政部から沖合約33kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に関しては，海洋放出管に関連する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはないことを確認している。 したがって，津波によって，耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V－1－1－1－6 津波への配慮に関する説明書 1. 概要 2. 耐津波設計の基本方針 3. 津波評価	【1. 概要】 【2. 耐津波設計の基本方針】 ・事業変更許可において，「3. 津波評価」に示すとおり，標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており，津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。 【3. 津波評価】 ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる，事業変更許可申請書（添付書類三）における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては，文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで，既往知見を踏まえた津波の評価として，地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い，想定される津波の規模観を評価した。 ・さらに，施設の安全性評価として，すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果，津波が，標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。	○	基本方針	－	V－1－1－1－6 津波への配慮に関する説明書 1. 概要 2. 耐津波設計の基本方針 3. 津波評価	【1. 概要】 【2. 耐津波設計の基本方針】 ・事業変更許可において，「3. 津波評価」に示すとおり，標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており，津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。 【3. 津波評価】 ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる，事業変更許可申請書（添付書類三）における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては，文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで，既往知見を踏まえた津波の評価として，地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い，想定される津波の規模観を評価した。 ・さらに，施設の安全性評価として，すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果，津波が，標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3．自然現象等 3.2　津波による損傷の防止 設計上考慮する津波から防護する施設は，事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし，これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し，また，可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は，標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており，事業変更許可においては，断層のずべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも，より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に関しては，海洋放出管に隣接する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはないことを確認している。 したがって，津波によって，耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-5　各条における申請対象設備

（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻，火山，外部火災，航空機落下，その他））
添付２：申請対象設備リスト（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第８条　外部からの衝撃による損傷の防止」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3. 自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，事業変更許可を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は，事業変更許可を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は，事業変更許可を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同じ					
2	設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定 設計方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設等 ・竜巻防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設等は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針 V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設 V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 2.　設計の基本方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設等 ・竜巻防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設等は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 【2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋，建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設，竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び竜巻随伴事象を考慮する施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。 【2.2 竜巻の影響を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の竜巻防護対象施設は，建屋内に防護されることから，竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設については，竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがあるため，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 ・建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設についても竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ・建屋開口部の近傍に竜巻防護対象施設を配置する場合は，建屋内の壁により竜巻防護対象施設への衝突を防止するため，建屋を竜巻の影響を考慮する施設とする。 【2.　設計の基本方針】 ・竜巻防護対象施設が，その安全機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の防護設計を行う。 ・防護設計に当たっては，竜巻防護設計の目的及び施設分類を踏まえて，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設分類ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。 ・竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するため，施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。	第１回申請と同じ					
3	また，その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○波及的影響及び随伴事象 ・その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	— V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設	— 【2.2 竜巻の影響を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として，破損に伴う機械的影響を及ぼし得る施設及び機能的影響を及ぼし得る施設を竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○竜巻随伴事象 ・また，竜巻随伴事象として想定される外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針 V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○波及的影響及び随伴事象 ・その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。 【2.2 竜巻の影響を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として，破損に伴う機械的影響を及ぼし得る施設及び機能的影響を及ぼし得る施設を竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○竜巻随伴事象 ・また，竜巻随伴事象として想定される外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。	第１回申請と同じ					
4	竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同じ					
5	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設に対する運用上の措置 ・竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設の損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設に対する運用上の措置 ・竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設の損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同じ					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条　外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，事業変更許可を受けた想定される竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
3	また，その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。）の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
4	竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
5	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請						
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	(2)防護設計に係る荷重の設定 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業変更許可を受けた最大風速100m/sとし，設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ】 ・竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業変更許可を受けた最大風速100m/sとし，設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた荷重(以下「設計竜巻荷重」という。)並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。 【2.1.4 (1) b. 許容限界】 安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて，以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ※建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設が申請される回次にて記載を拡充する。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ】 ・竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業変更許可を受けた最大風速100m/sとし，設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた荷重(以下「設計竜巻荷重」という。)並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。 【2.1.4(1)b.　許容限界】 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	第１回申請と同じ					
														○	—	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.4(1)b.　許容限界】 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設					
7	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計竜巻の設定	【2.1.2 (1)設計竜巻の設定】 ・風圧力による荷重及び気圧差による荷重は，事業変更許可を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。 ・設計竜巻の最大風速100m/sに対して，風(台風)の風速は41.7m/sであるため，風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計竜巻の設定	【2.1.2 (1)設計竜巻の設定】 ・風圧力による荷重及び気圧差による荷重は，事業変更許可を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。 ・設計竜巻の最大風速100m/sに対して，風(台風)の風速は41.7m/sであるため，風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。	第１回申請と同じ					
8	飛来物による衝撃荷重としては，事業変更許可を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行0.2m，質量135kg，最大水平速度51m/s，最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2 (2)設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業変更許可を受けたとおり，固縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行0.2m，質量135kg，最大水平速度51m/s，最大鉛直速度34m/s)を設計飛来物として設定する。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2 (2)設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業変更許可を受けたとおり，固縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行0.2m，質量135kg，最大水平速度51m/s，最大鉛直速度34m/s)を設計飛来物として設定する。	第１回申請と同じ					
9	さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2 (2)設計飛来物の設定】 ○極小飛来物について ・設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 ・設計飛来物以外の飛来物として，設計飛来物に対して比較的小さい砂利が考えられる。竜巻防護対象施設は，設計飛来物による衝撃荷重に対して健全性を維持できる建物・構築物による防護を基本としていることから，砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ・降下火砕物の粒子は，砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく，設計飛来物の影響に包絡される。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2 (2)設計飛来物の設定】 ○極小飛来物について ・設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 ・設計飛来物以外の飛来物として，設計飛来物に対して比較的小さい砂利が考えられる。竜巻防護対象施設は，設計飛来物による衝撃荷重に対して健全性を維持できる建物・構築物による防護を基本としていることから，砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ・降下火砕物の粒子は，砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく，設計飛来物の影響に包絡される。	第１回申請と同じ					
10	鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2 (2)設計飛来物の設定】 ○固縛等の措置 ・飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな資機材等については設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定 V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3.　竜巻防護のための固縛対象物の選定 3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3.　竜巻防護の他の固縛対象物の選定 3.2 屋外に保管する資機材等	【2.1.2 (2)設計飛来物の設定】 ○固縛等の措置 ・飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな資機材等については設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。 【3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 ・竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定，固縛又は建屋収納並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避をする。 【3.2 屋外に保管する資機材等】 ○飛来物の調査 ・現地調査を行い，その結果を基に想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出する。 ○固縛対象物の選定 ・飛来物調査により抽出した，飛来物となり得る資機材等について，資機材等の運動エネルギ及び貫通力を算出する。 ・固縛対象物は，運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物に包含されるか否かについての観点により抽出する。	第１回申請と同じ					
11	また，設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2 (2)設計飛来物の設定】 ○敷地外の飛来物について ・設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外から飛来するおそれがある飛来物としてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから，ブレードは飛来物として考慮しない。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2 (2)設計飛来物の設定】 ○敷地外の飛来物について ・設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外から飛来するおそれがある飛来物としてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから，ブレードは飛来物として考慮しない。	第１回申請と同じ					
12	(3)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻に対する防護設計において，竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により防護すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計	【2.1.4 (1)設計竜巻による直接的影響に対する設計】 ・竜巻防護設計において，竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により防護すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計	【2.1.4 (1)設計竜巻による直接的影響に対する設計】 ・竜巻防護設計において，竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により防護すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同じ					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	(2)防護設計に係る荷重の設定 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業変更許可を受けた最大風速100m/sとし，設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	定義	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
			○	－	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.4(1)b.　許容限界】 以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	第３回申請と同じ					
7	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
8	飛来物による衝撃荷重としては，事業変更許可を受けた設計飛来物である鋼製材(長4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135kg，最大水平速度51m/s，最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
9	さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	冒頭宣言	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
10	鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
11	また，設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	定義	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
12	(3)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻に対する防護設計において，竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により防護すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条　外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	添付書類構成(２)	添付書類　説明内容(２)	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 建屋内の竜巻防護対象施設	【2.1.4 (1) a. (a)建屋内の竜巻防護対象施設】 ・建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置し，建屋により防護する設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 建屋内の竜巻防護対象施設	【2.1.4 (1) a. (a)建屋内の竜巻防護対象施設】 ・建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置し，建屋により防護する設計とする。	第１回申請と同じ					
14	竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (竜巻防護対象施設を収納する建屋)	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4 (1) a. (b)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，主要な構造部材の構造健全性を維持することにより建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	— 【3.1 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○構造強度評価 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋の要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○構造強度評価 ・燃料加工建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないために，竜巻防護対象施設を建屋内に設置する設計とする。	○	基本方針 (竜巻防護対象施設を収納する建屋)	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4 (1) a. (b)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，主要な構造部材の構造健全性を維持することにより建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			燃料加工建屋							燃料加工建屋	—	V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【3.1 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○構造強度評価 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋の要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○構造強度評価 ・燃料加工建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないために，竜巻防護対象施設を建屋内に設置する設計とする。	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—
15	また，竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (竜巻防護対象施設を収納する建屋)	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4 (1) a. (b)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 (竜巻防護対象施設を収納する建屋)	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4 (1) a. (b)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			燃料加工建屋				V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【3.1 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○衝突評価 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋の要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○衝突評価 ・建屋の外殻を構成する屋根，壁及びブード・風除室は，設計飛来物の貫通及び裏面剥離の発生を防止可能なものとし，設計飛来物及び裏面剥離したコンクリート片が竜巻防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。	—	燃料加工建屋	—	V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 3. 機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【3.1 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○衝突評価 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋の要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○衝突評価 ・建屋の外殻を構成する屋根，壁及びブード・風除室は，設計飛来物の貫通及び裏面剥離の発生を防止可能なものとし，設計飛来物及び裏面剥離したコンクリート片が竜巻防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。	—	—	—	—	—	—
														—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条　外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重（竜巻）に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
14	竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	また，竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	添付書類構成（２）	添付書類 説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差による荷重に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。	評価要求	基本方針 (竜巻防護対象施設)	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.4 (1) a. (c)建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差による荷重に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう要求される機能を維持する設計とする。	—	—	○	基本方針 (竜巻防護対象施設)	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.4 (1) a. (c)建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差による荷重に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう要求される機能を維持する設計とする。	第１回申請と同じ						
			・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系				V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.1 (2)建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ｖ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	–	–	–	–	–	○	–	・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備	–	V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.1.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。
							V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【4.1 (2)建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の機能設計上の設計方針を説明する。 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の機能設計上の設計方針を説明する。	–	–	–	–	–					V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【4.1.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の設計方針を説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ｖ－１－１－１－２－４　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差による荷重に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。	評価要求	第１回申請と同じ						－	－	－	－	－	－
			○	－	・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系	－	V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.1.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.1.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の設計方針を説明する。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ｖ－１－１－１－２－４　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	－	－
									－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	開口部からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計飛来物の衝突による影響に対して，建屋内の壁による防護，屋外の構成機器による防護又は配置上の考慮により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 （竜巻防護対象施設） ・施設共通　基本設計方針（竜巻防護対象施設を設置しない区画の設定） ・燃料加工建屋（非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系に係る開口部） ・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.4 (1) a. (d)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・開口部からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計飛来物の衝突による影響に対して，建屋内の壁により防護する設計とする。 ・また，建屋内の壁による防護が期待できない場合は，配置上の考慮により設計飛来物の衝突による影響を防止する。 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については，建屋の外気取入口に侵入する設計飛来物の衝突による影響に対して，配置上の考慮により，設計飛来物が非常用所内電源設備の非常用発電機の給気ダクトに衝突して安全機能を損なわない設計とする。 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系については，排気系の一部となる屋外の構成機器である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。	—	—	○	基本方針 （竜巻防護対象施設）	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.4 (1) a. (d)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・開口部からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計飛来物の衝突による影響に対して，建屋内の壁により防護する設計とする。 ・また，建屋内の壁による防護が期待できない場合は，配置上の考慮により設計飛来物の衝突による影響を防止する。 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については，建屋の外気取入口に侵入する設計飛来物の衝突による影響に対して，配置上の考慮により，設計飛来物が非常用所内電源設備の非常用発電機の給気ダクトに衝突して安全機能を損なわない設計とする。 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系については，排気系の一部となる屋外の構成機器である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。	第１回申請と同じ					
					V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○建屋内の竜巻防護対象施設について ・建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	—	—	○	施設共通　基本設計方針（竜巻防護対象施設を設置しない区画の設定）	—	V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○建屋内の竜巻防護対象施設について ・建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	—	—	—	—	—	—
					V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の給気系について ・建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	—	—	○	・燃料加工建屋（非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系に係る開口部）	—	V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の給気系について ・建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	—	—	—	—	—	—
					V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の排気系について ・建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「V－1－1－1－2－4－1－1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○燃料加工建屋（建屋内壁）の設計方針 ・開口部から侵入する設計飛来物の衝突による影響に対して，建屋内の壁による防護が期待できない場合は，飛来物の侵入が想定される箇所から距離を確保する配置上の考慮により設計飛来物の衝突による影響を防止する設計とする。 ・設計飛来物の衝突の影響に対して，建屋内の壁による防護及び配置上の考慮による影響を防止が期待できない区画は，竜巻防護対象施設を配置しない区画とする。 ・竜巻防護対象施設を配置しない区画を「V－1－1－1－2－4－2－1－1　燃料加工建屋の強度計算書」の配置図として示す。	○	・施設共通　基本設計方針（竜巻防護対象施設を設置しない区画の設定）	—	V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○燃料加工建屋（建屋内壁）の設計方針 ・開口部から侵入する設計飛来物の衝突による影響に対して，建屋内の壁による防護が期待できない場合は，飛来物の侵入が想定される箇所から距離を確保する配置上の考慮により設計飛来物の衝突による影響を防止する設計とする。 ・設計飛来物の衝突の影響に対して，建屋内の壁による防護及び配置上の考慮による影響を防止が期待できない区画は，竜巻防護対象施設を配置しない区画とする。 ・竜巻防護対象施設を配置しない区画を「V－1－1－1－2－4－2－1－1　燃料加工建屋の強度計算書」の配置図として示す。	—	—	—	—	—	—
					V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については，「4.1 (3)b. 燃料加工建屋の設計方針」に示す燃料加工建屋の設計方針により「3.1 (3)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成する。 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系は，排気筒を十分な板厚とすることで設計飛来物の侵入を防止する設計とする。 ・設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利等が開口部から侵入したとしても，侵入した飛来物を除去できるようにダクトは取り外しが可能な設計とする。		・燃料加工建屋（非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系に係る開口部）	—	V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については，「4.1 (3)b. 燃料加工建屋の設計方針」に示す燃料加工建屋の設計方針により「3.1 (3)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成する。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	開口部からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計飛来物の衝突による影響に対して，建屋内の壁による防護，屋外の構成機器による防護又は配置上の考慮により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			○	－	・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系	－	V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【9.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の排気系について ・建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ｖ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系	－	V-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.1 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系は，排気筒を十分な板厚とすることで設計飛来物の侵入を防止する設計とする。 ・設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利等が開口部から侵入したとしても，侵入した飛来物を除去できるようにダクトは取り外しが可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，当該施設の倒壊又は転倒により，周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対し，必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	基本方針 (波及的影響を及ぼし得る施設)	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (e) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.4 (1) a. (e)竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，構造強度評価を実施し，当該施設の倒壊又は転倒により，周辺の竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，必要な機能を維持する設計とする。	—	—	○	基本方針 (竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設)	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (e) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.4 (1) a. (e)竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，構造強度評価を実施し，当該施設の倒壊又は転倒により，周辺の竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，必要な機能を維持する設計とする。	第１回申請と同じ					
			気体廃棄物の廃気筒				V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能要求及び性能目標 5.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.1 (4)竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ｖ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1 (4)竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。	—	—	—	—	—	○	—	気体廃棄物の廃気筒	—	V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能要求及び性能目標 5.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.1 (4)竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ｖ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1 (4)竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。
19	b.　竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4 (2)竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻防護対象施設は，竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及びMOX燃料加工施設における施設の配置から想定される，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により，その安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4 (2)竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻防護対象施設は，竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及びMOX燃料加工施設における施設の配置から想定される，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により，その安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
20	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため，「3.3.3 外部火災」の「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4 (2)竜巻随伴事象に対する設計】 ○火災(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち外部火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については，「Ｖ－１－１－１－４－１　外部火災への配慮に関する基本方針」の「2.1.3(2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に示す。 ・竜巻随伴事象のうち内部火災に対しては，火災の感知・消火等の対策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし，当該設計については，「Ｖ－１－１－６　加工施設の火災防護に関する説明書」に基づく設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4 (2)竜巻随伴事象に対する設計】 ○火災(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち外部火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については，「Ｖ－１－１－１－４－１　外部火災への配慮に関する基本方針」の「2.1.3(2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に示す。 ・竜巻随伴事象のうち内部火災に対しては，火災の感知・消火等の対策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし，当該設計については，「Ｖ－１－１－６　加工施設の火災防護に関する説明書」に基づく設計とする。	—	—	—	—	—	—
21	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.　加工施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4　その他の溢水」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4 (2)竜巻随伴事象に対する設計】 ○溢水(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については，「Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4 (2)竜巻随伴事象に対する設計】 ○溢水(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。当該設計については，「Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とする。	—	—	—	—	—	—
22	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし，非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4 (2)竜巻随伴事象に対する設計】 ○外部電源喪失(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失の発生を防止する設計とする。また，外部電源喪失が生じたとしても，非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4 (2)竜巻随伴事象に対する設計】 ○外部電源喪失(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失の発生を防止する設計とする。また，外部電源喪失が生じたとしても，非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	—	—	—	—	—	—
							V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設】 ・竜巻随伴事象を考慮する施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。					V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設】 ・竜巻随伴事象を考慮する施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。	—	—	—	—	—	—
							V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.2 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 所内電源設備(外部電源喪失)の設計方針	【4.2 (1)所内電源設備(外部電源喪失)の設計方針】 ・所内電源設備(外部電源喪失)が竜巻により損傷し，外部電源が喪失した場合を想定したとしても，非常用所内電源設備は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，十分な強度を有する建屋に非常用所内電源設備を設置する設計とし，機能が維持できる設計とする。					V-1-1-1-2-3　竜巻への影響を考慮する施設の設計方針 4.　機能設計 4.2 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 所内電源設備(外部電源喪失)の設計方針	【4.2 (1)所内電源設備(外部電源喪失)の設計方針】 ・所内電源設備(外部電源喪失)が竜巻により損傷し，外部電源が喪失した場合を想定したとしても，非常用所内電源設備は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，十分な強度を有する建屋に非常用所内電源設備を設置する設計とし，機能が維持できる設計とする。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，当該施設の倒壊又は転倒により，周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重（竜巻）に対し，必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	b.　竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」の「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.　加工施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4　その他の溢水」に基づく設計とする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし，非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条　外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同じ					
24	・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 (新知見の収集)	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○新知見の収集 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する積雪等の自然現象，敷地周辺の環境条件について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (新知見の収集)	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○新知見の収集 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する積雪等の自然現象，敷地周辺の環境条件について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと。	第１回申請と同じ					
25	・竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は，全工程停止に加え，グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること	運用要求	施設共通　基本設計方針 (全工程停止等)	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○全工程停止等 ・竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は，全工程停止に加え，グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (全工程停止等)	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1　基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○全工程停止等 ・竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は，全工程停止に加え，グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること。	第１回申請と同じ					
26	・資機材等の固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○固縛等の措置 ・資機材等の固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (固縛等の措置)	—	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4 (3)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○固縛等の措置 ・資機材等の固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	第１回申請と同じ					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条　外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備(2項変更③)	申請対象設備(1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備(2項変更④)	申請対象設備(1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
24	・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
25	・竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は，全工程停止に加え，グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること	運用要求	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					
26	・資機材等の固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避場所へ退避を行うこと	運用要求	第１回申請と同じ						第１回申請と同じ					

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

別紙２

（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3. 自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.4　火山の影響 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として，事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し，降下火砕物の影響を受ける場合においても，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針	【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設は，想定される火山事象により，降下火砕物が発生した場合においても，安全機能を損なわないことを目的とし，技術基準規則に適合するように設計する。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針	【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設は，想定される火山事象により，降下火砕物が発生した場合においても，安全機能を損なわないことを目的とし，技術基準規則に適合するように設計する。	第１回申請と同一				
2	降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「降下火砕物防護対象施設等」という。）は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれら を収納する建屋（以下「降下火砕物防護対象施設等」という。）は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一				
							V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○降下火砕物の影響を考慮する施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，外気を取り込む空調系統，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び開接的影響を考慮する施設を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に直接的影響，間接的影響を踏まえて降下火砕物の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。						V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれら を収納する建屋（以下「降下火砕物防護対象施設等」という。）は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。					
							V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○降下火砕物の影響を考慮する施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，外気を取り込む空調系統，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び開接的影響を考慮する施設を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に直接的影響，間接的影響を踏まえて降下火砕物の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。						V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○降下火砕物の影響を考慮する施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，外気を取り込む空調系統，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び開接的影響を考慮する施設を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に直接的影響，間接的影響を踏まえて降下火砕物の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。					
							V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，外気を取り込む空調系統，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び開接的影響を考慮する施設の選定結果を示す。						V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，外気を取り込む空調系統，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び開接的影響を考慮する施設の選定結果を示す。					
3	また，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」）の影響を考慮した設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」）の影響を考慮した設計とする。	第１回申請と同一				
							V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を抽出し，降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に波及的影響を及ぼす可能性のある施設を選定した結果を示す。						V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を抽出し，降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に波及的影響を及ぼす可能性のある施設を選定した結果を示す。					
							V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がないことを示す。						V-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がないことを示す。					
4	降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・上記に含まれない安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・上記に含まれない安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一				
5	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同一				
6	(2)　防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 設計に用いる降下火砕物は，事業変更許可を受けた層厚55cm，密度1.3g/cm3(湿潤状態)と設定する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.2設計方針に用いる降下火砕物特性	【2.1.2設計に用いる降下火砕物特性】 ・敷地において考慮する火山事象として，事業許可(変更許可)を受けた層厚55cm，密度1.3g/cm3(湿潤状態)の降下火砕物を設計条件として設定する。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.2設計方針に用いる降下火砕物特性	【2.1.2設計に用いる降下火砕物特性】 ・敷地において考慮する火山事象として，事業許可(変更許可)を受けた層厚55cm，密度1.3g/cm3(湿潤状態)の降下火砕物を設計条件として設定する。	第１回申請と同一				

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請					第４回申請				
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.4　火山の影響 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として，事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し，降下火砕物の影響を受ける場合においても，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2	降下火砕物から防護する施設（以下「降下火砕物防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「降下火砕物防護対象施設等」という。）は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
3	また，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。）の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
4	降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
5	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
6	(2)　防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 設計に用いる降下火砕物は，事業変更許可を受けた層厚55cm，密度1.5g/cm3（湿潤状態）と設定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	また，降下火砕物に対する防護設計を行うために，施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，通常時に作用している荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3　荷重の設定及び荷重の組合せ (1)荷重の種類 V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3　荷重の設定及び荷重の組合せ (2)荷重の組合せ V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (b)許容限界	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○考慮する荷重について ・降下火砕物に対する防護設計を行うために，降下火砕物防護対象施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，個々の施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重，火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。 【2.1.3(1)荷重の種類】 ○通常時に作用している荷重 持続的に生じる荷重である固定荷重及び積載荷重を考慮する。 ○運転時荷重 ダクト等に係る内圧の荷重を考慮する。 ○積雪荷重 「V－1－1－1－1　自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に従って考慮する。ただし，この荷重は短期荷重とする。 ○風荷重 「V－1－1－1－1　自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に従って考慮する。ただし，この荷重は短期荷重とする。 【2.1.3(2)荷重の組合せ】 ・降下火砕物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては，設計に用いる通常時に作用している荷重，降下火砕物の堆積による荷重，運転時荷重，積雪荷重及び風荷重を適切に考慮する。 ・積雪荷重及び風荷重の組合せについては，降下火砕物による荷重の継続時間が長く，積雪荷重の継続時間も長いことから，3つの荷重が同時に発生する場合を考慮する。 ・設計に用いる降下火砕物の堆積による荷重，積雪荷重及び風荷重については，対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・通常時に作用している荷重，積雪荷重，風荷重及び運転時荷重は，組み合わせることで降下火砕物の堆積による荷重の抗力となる場合には，保守的に組合せないことを基本とする。 【2.1.4(1)a.(b)許容限界】 ○許容限界の考え方 ・設計荷重(火山)に対する許容限界は，安全上適切と認められる規格，規準等で妥当性が確認されている値を用いて，降下火砕物が堆積する期間を考慮し設定する。 ○構造物への静的負荷の許容限界 ・建屋については，建屋内の降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能に加え，閉じ込め機能及び遮蔽機能を維持できるよう建屋を構成する各部位ごとに応じた許容限界を設定する。 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については，終局耐力に妥当な安全裕度を有する許容限界を設定する。	—	—	○	基本方針	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○考慮する荷重について ・降下火砕物に対する防護設計を行うために，降下火砕物防護対象施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，個々の施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重，火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	第１回申請と同一					
												V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3　荷重の設定及び荷重の組合せ (1)荷重の種類	【2.1.3(1)荷重の種類】 ○通常時に作用している荷重 持続的に生じる荷重である固定荷重及び積載荷重を考慮する。 ○運転時荷重 ダクト等に係る内圧の荷重を考慮する。 ○積雪荷重 「V－1－1－1－1　自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に従って考慮する。ただし，この荷重は短期荷重とする。 ○風荷重 「V－1－1－1－1　自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に従って考慮する。ただし，この荷重は短期荷重とする。	第１回申請と同一					
												V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3　荷重の設定及び荷重の組合せ (2)荷重の組合せ	【2.1.3(2)荷重の組合せ】 ・降下火砕物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては，設計に用いる通常時に作用している荷重，降下火砕物の堆積による荷重，運転時荷重，積雪荷重及び風荷重を適切に考慮する。 ・積雪荷重及び風荷重の組合せについては，降下火砕物による荷重の継続時間が長く，積雪荷重の継続時間も長いことから，3つの荷重が同時に発生する場合を考慮する。 ・設計に用いる降下火砕物の堆積による荷重，積雪荷重及び風荷重については，対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・通常時に作用している荷重，積雪荷重，風荷重及び運転時荷	第１回申請と同一					
												V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (b)許容限界	【2.1.4(1)a.(b)許容限界】 ○許容限界の考え方 ・設計荷重(火山)に対する許容限界は，安全上適切と認められる規格，規準等で妥当性が確認されている値を用いて，降下火砕物が堆積する期間を考慮し設定する。 ○構造物への静的負荷の許容限界 ・建屋については，建屋内の降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能に加え，閉じ込め機能及び遮蔽機能を維持できるよう建屋を構成する各部位ごとに応じた許容限界を設定する。 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については，終局耐力に妥当な安全裕度を有する許容限界を設定する。	第１回申請と同一					
8	火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により，風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○火山と同時に発生し得る自然現象 火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，「V－1－1－1－1　自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」を踏まえ，風（台風）及び積雪による荷重を考慮する。	—	—	○	基本方針	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○火山と同時に発生し得る自然現象 火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，「V－1－1－1－1　自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」を踏まえ，風（台風）及び積雪による荷重を考慮する。	第１回申請と同一					
9	(3)　降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物に対する防護設計においては，降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針	【2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針】 ・「2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針」にて設定した降下火砕物防護対象施設について，設計荷重（火山）を踏まえた降下火砕物防護設計を実施する。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設は，「2.1.2　設計に用いる降下火砕物特性」を踏まえ，降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して，安全機能を損なわないことを目的として，適切な防護措置を講じる。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設において，考慮する直接的影響因子が異なることから，降下火砕物の影響を考慮する施設ごとに影響因子との組合せを行う。	—	—	○	基本方針	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針	【2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針】 ・「2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針」にて設定した降下火砕物防護対象施設について，設計荷重（火山）を踏まえた降下火砕物防護設計を実施する。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設は，「2.1.2　設計に用いる降下火砕物特性」を踏まえ，降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して，安全機能を損なわないことを目的として，適切な防護措置を講じる。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設において，考慮する直接的影響因子が異なることから，降下火砕物の影響を考慮する施設ごとに影響因子との組合せを行う。	第１回申請と同一					
							V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2.設計の基本方針	【2.設計の基本方針】 ・降下火砕物防護対象施設がその安全機能を損なわないよう，降下火砕物の影響を考慮する施設の設計を行うことを示す。 ・影響因子ごとに施設を分類し，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を，3.以降で示す。 ・「3.　施設分類」において，施設への影響を及ぼし得る影響因子として，構造物への静的負荷，構造物への粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，敷地周辺の大気汚染，絶縁低下，間接的影響を抽出し，それらに対して影響を考慮する施設を抽出する。					V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2.設計の基本方針	【2.設計の基本方針】 ・降下火砕物防護対象施設がその安全機能を損なわないよう，降下火砕物の影響を考慮する施設の設計を行うことを示す。 ・影響因子ごとに施設を分類し，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を，3.以降で示す。 ・「3.　施設分類」において，施設への影響を及ぼし得る影響因子として，構造物への静的負荷，構造物への粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，敷地周辺の大気汚染，絶縁低下，間接的影響を抽出し，それらに対して影響を考慮する施設を抽出する。						
							V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 3.　施設分類	【3.施設分類】 ○影響因子の設定 ・直接的影響因子及び間接的影響因子を踏まえ，降下火砕物の影響を考慮する施設の形状，機能に応じて，影響因子を設定する。 ○影響因子ごとの施設設定 ・降下火砕物により直接的影響を考慮する施設及び間接的影響を考慮する施設を示す。 ・構造物への静的負荷を考慮する施設 ・換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 ・換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 ・構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 ・敷地周辺の大気汚染を考慮する施設 ・電気系及び計測制御系の絶縁低下を考慮する施設 ・間接的影響を考慮する施設					V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 3.　施設分類	【3.施設分類】 ○影響因子の設定 ・直接的影響因子及び間接的影響因子を踏まえ，降下火砕物の影響を考慮する施設の形状，機能に応じて，影響因子を設定する。 ○影響因子ごとの施設設定 ・降下火砕物により直接的影響を考慮する施設及び間接的影響を考慮する施設を示す。 ・構造物への静的負荷を考慮する施設 ・換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 ・換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 ・構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 ・敷地周辺の大気汚染を考慮する施設 ・電気系及び計測制御系の絶縁低下を考慮する施設 ・間接的影響を考慮する施設						
10	a.　直接的影響に対する防護対策 (a)　構造物への静的負荷 降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○建屋内の降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設は，設計荷重（火山）に対して，安全機能を損なわないよう，構造健全性を維持する建屋（燃料加工建屋）内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○建屋内の降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設は，設計荷重（火山）に対して，安全機能を損なわないよう，構造健全性を維持する建屋（燃料加工建屋）内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	また，降下火砕物に対する防護設計を行うために，施設に作用する荷重として，降下火砕物を堆積状態とした場合における荷重，通常時に作用している荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			第１回申請と同一						第１回申請と同一					
8	火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により，風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
9	(3)　降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物に対する防護設計においては，降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
10	a.　直接的影響に対する防護対策 (a)　構造物への静的負荷 降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設を収納する建屋） 燃料加工建屋	基本方針 設計方針 評価	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計荷重（火山）に対して，構造強度評価を実施し，主要構造の構造健全性を維持することにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設を収納する建屋） 燃料加工建屋	—	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針 Ⅴ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計荷重（火山）に対して，構造強度評価を実施し，主要構造の構造健全性を維持することにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 【4.1静的負荷を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 構造物への静的負荷を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—
							Ⅴ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【5.1静的負荷を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，燃料加工建屋は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。 ・機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅴ－１－１－１－３－４－１　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。また，「Ⅴ－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。							—	—	—	—	—	—
12	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （波及的影響を及ぼし得る施設）	基本方針	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 （「Ⅴ－１－１－１－３－２　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」を踏まえて，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がある場合には設計方針書に展開する。）	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （波及的影響を及ぼし得る施設）	—	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 （「Ⅴ－１－１－１－３－２　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」を踏まえて，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がある場合には設計方針書に展開する。）	第１回申請と同一					
13	なお，降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから，降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （降下火砕物の長期的な堆積）	基本方針	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3　荷重の設定及び荷重の組合せ (1)荷重の種類	【2.1.3(1)荷重の種類】 ○降下火砕物の堆積による荷重 風腐状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし，この荷重は短期荷重とする。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （降下火砕物の長期的な堆積）	—	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.3　荷重の設定及び荷重の組合せ (1)荷重の種類	【2.1.3(1)荷重の種類】 ○降下火砕物の堆積による荷重 風腐状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし，この荷重は短期荷重とする。	—	—	—	—	—	—
14	(b)　構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針	【b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針	【b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
15	なお，粒子の衝突の影響は，竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b.　構造物への粒子の衝突	【b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 なお，降下火砕物は微小な鉱物結晶で，砂よりも硬度が低い特性を持つことから，降下火砕物の粒子の衝撃荷重による影響は，「Ⅴ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」に示す竜巻の設計飛来物の影響に包絡される。	—	—	○	基本方針	—	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b.　構造物への粒子の衝突	【b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 なお，降下火砕物は微小な鉱物結晶で，砂よりも硬度が低い特性を持つことから，降下火砕物の粒子の衝撃荷重による影響は，「Ⅴ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」に示す竜巻の設計飛来物の影響に包絡される。	第１回申請と同一					
16	(c)　換気系，電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物が侵入し難い設計とすることで，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物が侵入し難い設計とすることで，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
17	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 燃料加工建屋	基本方針 設計方針	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また，燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は，降下火砕物の層厚に対して，閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 燃料加工建屋	—	Ⅴ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針 Ⅴ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 Ⅴ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【c.　閉塞に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また，燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は，降下火砕物の層厚に対して，閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 【4.2換気系，電気系及び計装盛集系における閉塞を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	第１回申請と同一					
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
13	なお，降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから，降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	(b)　構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
15	なお，粒子の衝突の影響は，竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
16	(c)　換気系，電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
17	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防塵フードを設置すること等により，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	— 【4.2換気系，電気系及び計装盛衆系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は，給気系統にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	c.　閉塞に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
									－	－	－	－	－	○	－	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計装盛衆系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。
									－	－	－	－	－					V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は，給気系に フィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
19	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 非常用所内電源設備の非常用発電機	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また，燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は，降下火砕物の層厚及び積雪深に対して閉塞しない位置に設置することで，降下火砕物事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	— 【4.2換気系，電気系及び計装盛衆系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 また，燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は，降下火砕物の層厚及び積雪深に対して閉塞しない位置に設置することで，降下火砕物事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	降下火砕物が取り込まれたとしても，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 非常用所内電源設備の非常用発電機	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	— 【4.2換気系，電気系及び計装盛衆系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計装監視系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－
									－	－	－	－	－	－
20	降下火砕物が取り込まれたとしても，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計装監視系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－
									－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請 説明対象	第１回申請 申請対象設備（2項変更①）	第１回申請 仕様表	第１回申請 添付書類	第１回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備（2項変更②）	第２回申請 申請対象設備（1項新規①）	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
21	さらに，非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 非常用所内電源設備の非常用発電機	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 さらに，非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	— 【4.2換気系，電気系及び計装盛棄系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 さらに，非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	－	－	－	－	－	－
									－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
									－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 非常用所内電源設備の非常用発電機	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	— 【4.2換気系，電気系及び計装盛棄系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等，非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，給気系にフィルタを設置し，降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	第１回申請と同一					
									○	－	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計装盛棄系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等，非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，給気系にフィルタを設置し，降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
23	(d)　換気系，電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物が侵入し難い設計とすることで，降下火砕物による磨耗の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物が侵入し難い設計とすることで，降下火砕物による磨耗の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
24	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 燃料加工建屋	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	— 【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 燃料加工建屋	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	第１回申請と同一					
									－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
									－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	— 【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は，給気系にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	－	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
									○	－	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装盛棄系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は，給気系にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	さらに，非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	第１回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計装盛乗系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－
22	降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計装盛乗系における閉塞を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等，非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計装制御系における閉塞を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，給気系にフィルタを設置し，降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－
23	(d)　換気系，電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	留保宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
24	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
			非常用所内電源設備の非常用発電機				V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	降下火砕物が取り込まれたとしても，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			非常用所内電源設備の非常用発電機				V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	さらに，非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 さらに，非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 さらに，非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタを給気系統に追加設置できる設計とする。	—	—	—	—	—	—
			非常用所内電源設備の非常用発電機				V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	第１回申請と同一					
			気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 非常用所内電源設備の非常用発電機				V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等，非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	○	—	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	—	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等，非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。
							V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，給気系にフィルタを設置し，降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—					V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，給気系にフィルタを設置し，降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－
27	降下火砕物が取り込まれたとしても，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，設備内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－
28	さらに，非常用所内電源設備の非常用発電機は，降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	第１回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－
29	降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等，非常用所内電源設備の非常用発電機 換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計装制御系における磨耗を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，給気系にフィルタを設置し，降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請 説明対象	第１回申請 申請対象設備（2項変更①）	第１回申請 仕様表	第１回申請 添付書類	第１回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備（2項変更②）	第２回申請 申請対象設備（1項新規①）	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
30	(e)　構造物，換気系，電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) イ．構造物の化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響（腐食）により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響（腐食）により，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
31	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	第１回申請と同一					
32	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設を収納する建屋） 燃料加工建屋	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，降下火砕物の化学的腐食による短期的な影響で，安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	— 【4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋(構造物) 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設を収納する建屋） 燃料加工建屋	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，降下火砕物の化学的腐食による短期的な影響で，安全機能を損なわない設計とする。 【4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋(構造物) 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—
33	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （波及的影響を及ぼし得る施設）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により，降下火砕物による短期的な腐食により，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 （「Ｖ－１－１－１－３－２　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」を踏まえて，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がある場合には設計方針書に展開する。）	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （波及的影響を及ぼし得る施設）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により，降下火砕物による短期的な腐食により，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。 （「Ｖ－１－１－１－３－２　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」を踏まえて，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象がある場合には設計方針書に展開する。）	—	—	—	—	—	—
34	また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （除灰後の点検及び保守等）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （除灰後の点検及び保守等）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
35	ロ．　換気系，電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
36	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 燃料加工建屋	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	— 【4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋(換気系，電気系及び計装制御系) 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 燃料加工建屋	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 【4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○燃料加工建屋(換気系，電気系及び計装制御系) 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	第１回申請と同一					
37	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	— 【4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は，給気系にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○ — —	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） — —	— — —	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針 — —	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 — —	第１回申請と同一 ○ —	— 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	— —	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は，給気系にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	(e) 構造物，換気系，電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) イ．構造物の化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
31	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
32	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
35	ロ．換気系，電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
36	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請 説明対象	第１回申請 申請対象設備（2項変更①）	第１回申請 仕様表	第１回申請 添付書類	第１回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備（2項変更②）	第２回申請 申請対象設備（1項新規①）	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
38	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 非常用所内電源設備の非常用発電機	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○ –	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） –	– –	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針 –	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 –	–	–	–	–	–	–
39	また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （除灰後の点検及び保守等）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （建屋への降下火砕物の除去）	–	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
40	(f)　敷地周辺の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室，制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が遠時実施できるように，貸機材を確保する	運用要求	施設共通　基本設計方針 （大気汚染）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染	【f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 敷地周辺の大気汚染に対して，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室，制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が遠時実施できるように，貸機材を確保する	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （大気汚染）	–	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染	【f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 敷地周辺の大気汚染に対して，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室，制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が遠時実施できるように，貸機材を確保する	第１回申請と同一					
41	(g)　電気系及び計装制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【g.　絶縁低下に対する設計方針】 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	–	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【g.　絶縁低下に対する設計方針】 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
42	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 燃料加工建屋	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	— 【4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.5電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 燃料加工建屋	–	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	【g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 【4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.5電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○燃料加工建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	第１回申請と同一 –	– –	– –	– –	– –	– –
43	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 施設共通　基本設計方針 （焼結設備，火災防護設備，小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮）	基本方針 設計方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備等の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	— 【4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.5電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は，給気系にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○ –	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） –	– –	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針 –	【g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備等の制御盤等の安全機能を損なわない設計と –	第１回申請と同一 –	– –	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 施設共通　基本設計方針 （焼結設備，火災防護設備，小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮）	– –	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設	【4.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.5電気系及び計装制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.5電気系及び計装制御系の絶縁低下を考慮する施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等は，給気系にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機は，塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設	【4.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計装制御系における腐食を考慮する施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用所内電源設備の非常用発電機は，給気系統にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	－	－	－	－	－	－
39	また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと及びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
40	(f)　敷地周辺の大気汚染 敷地周辺の大気汚染に対して，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・中央監視室，制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保する	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
41	(g)　電気系及び計装制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
42	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			第２回申請と同一						－	－	－	－	－	－
			第２回申請と同一						－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回申請					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	b.　閉鎖的影響に対する防護対策 降下火砕物による閉鎖的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 非常用所内電源設備 （非常用発電機，燃料油貯蔵タンク，燃料油サービスタンク，燃料油移送ポンプ）	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 閉鎖的影響に対する設計方針	【(2) 閉鎖的影響に対する設計方針】 降下火砕物による閉鎖的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	— V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.6閉鎖的影響を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.6閉鎖的影響を考慮する施設	— 【4.6閉鎖的影響を考慮する施設】 閉鎖的影響を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6閉鎖的影響を考慮する施設」に記載する。 【5.6閉鎖的影響を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，7日間の外部電源喪失及び交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備とし，これらの燃料を貯蔵及び移送する設備が降下火砕物の影響を受けない設計とする旨を示す。	○ – –	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） – –	– – –	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 閉鎖的影響に対する設計方針 – –	【(2) 閉鎖的影響に対する設計方針】 降下火砕物による閉鎖的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。 – –	第１回申請と同一 – –	– – –	– – –	– – –	– – –	– – –
45	また，火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （外部電源喪失）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 閉鎖的影響に対する設計方針	【(2) 閉鎖的影響に対する設計方針】 また，火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （外部電源喪失）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 閉鎖的影響に対する設計方針	【(2) 閉鎖的影響に対する設計方針】 また，火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同一					
46	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山による設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	習熟宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	基本方針	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同一					
47	・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	運用要求	施設共通　基本設計方針 （新知見の確認及びモニタリング）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （新知見の確認及びモニタリング）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	第１回申請と同一					
48	・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 （降下火砕物の長期的な堆積）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （降下火砕物の長期的な堆積）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	第１回申請と同一					
49	・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には，非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 （フィルタの交換，清掃及び追加設置）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には，非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （フィルタの交換，清掃及び追加設置）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には，非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	第１回申請と同一					
50	・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 （除灰後の点検及び保守等）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （除灰後の点検及び保守等）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	第１回申請と同一					
51	・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，中央監視室，制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保すること	運用要求	施設共通　基本設計方針 （大気汚染）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，中央監視室，制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保すること	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （大気汚染）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，中央監視室，制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保すること	第１回申請と同一					
52	・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため，火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること	運用要求	施設共通　基本設計方針 （外部電源喪失）	基本方針	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため，火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （関接的影響）	—	V-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため，火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	b.　間接的影響に対する防護対策 降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			○	－	非常用所内電源設備 （燃料油サービスタンク，燃料油移送ポンプ，燃料油貯蔵タンク，非常用ガスタービン発電機）	－	V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.6間接的影響を考慮する施設 V-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.　機能設計 5.6間接的影響を考慮する施設	【4.6間接的影響を考慮する施設】 間接的影響を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6間接的影響を考慮する施設」に記載する。 【5.6間接的影響を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，7日間の外部電源喪失及び交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備とし，これらの燃料を貯蔵及び移送する設備が降下火砕物の影響を受けない設計とする旨を示す。	－	－	－	－	－	－
45	また，火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
46	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
47	・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
48	・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
49	・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降灰時には，非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
50	・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
51	・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため，中央監視室，制御第1室及び制御第4室でMOX燃料加工施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保すること	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
52	・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため，火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

別紙２

（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回 説明対象	第1回 申請対象設備（2項変更①）	第1回 仕様表	第1回 添付書類	第1回 添付書類における記載	第2回申請 説明対象	第2回申請 申請対象設備（2項変更②）	第2回申請 申請対象設備（1項新規①）	第2回申請 仕様表	第2回申請 添付書類	第2回申請 添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.　自然現象 3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.3　外部火災 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される外部火災において，最も厳しい火災が発生した場合においても，防火帯の設置，離隔距離の確保及び建屋による防護等により，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.　外部火災防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・外部火災に対する安全機能を有する施設の基本方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.　外部火災防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・外部火災に対する安全機能を有する施設の基本方針を記載する。	第一回申請と同一					
2	その上で，外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.　外部火災防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・外部火災による二次的影響により安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計であることを記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.　外部火災防護対象施設に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・外部火災による二次的影響により安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計であることを記載する。	第一回申請と同一					
3	外部火災から防護する施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部火災防護対象施設等」という。)は，外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し，機械的強度を有すること等により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定 評価方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1　外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1　外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設 ・外部火災防護対象施設の分類及び外部火災の影響について評価を行う施設について記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1　外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1　外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設 ・外部火災防護対象施設の分類及び外部火災の影響について評価を行う施設について記載する。	第一回申請と同一					
							V-1-1-1-4-2　外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.　外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.　外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ・外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針を記載する。 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋，外気を取り込む外部火災防護対象施設及び外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を外部火災の影響を考慮する施設として選定する旨を記載する。					V-1-1-1-4-2　外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.　外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.　外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ・外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針を記載する。 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋，外気を取り込む外部火災防護対象施設及び外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を外部火災の影響を考慮する施設として選定する旨を記載する。	第一回申請と同一					
							V-1-1-1-4-2　外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.1　外部火災防護対象施設の選定 (1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋 (2)　建屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設 (4)　二次的影響を考慮する施設	【2.1(1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋】 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋の選定結果を示す。 【2.1(2)　建屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設の選定結果を示す。 【2.1(4)　二次的影響を考慮する施設】 ・二次的影響を考慮する施設の選定結果を示す。					V-1-1-1-4-2　外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.1　外部火災防護対象施設の選定 (1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋 (2)　建屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設 (4)　二次的影響を考慮する施設	【2.1(1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋】 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋の選定結果を示す。 【2.1(2)　建屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設の選定結果を示す。 【2.1(4)　二次的影響を考慮する施設】 ・二次的影響を考慮する施設の選定結果を示す。						
			燃料加工建屋 非常用所内電源設備の非常用発電機				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.　影響評価方針 3.1　影響評価の対象施設	【3.1　影響評価の対象施設】 ・評価対象とする施設について記載する。		燃料加工建屋		V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.　影響評価方針 3.1　影響評価の対象施設	【3.1　影響評価の対象施設】 ・評価対象とする施設について記載する。	－	－	－	－	－	－
4	また，外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1　外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1　外部火災防護に対する設計方針】 ○波及的影響 ・外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計であることを記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1　外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1　外部火災防護に対する設計方針】 ○波及的影響 ・外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計であることを記載する。	第一回申請と同一					
							V-1-1-1-4-2　外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.1　外部火災防護対象施設の選定 (3)　外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1(3)　外部火災防護対象施設の選定】 ・外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す。					V-1-1-1-4-2　外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.1　外部火災防護対象施設の選定 (3)　外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1(3)　外部火災防護対象施設の選定】 ・外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す。						
5	外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，外部火災に対して機能を維持すること，若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと，モニタリングポスト等に対する事前散水により延焼防止を図ること又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1　外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1　外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設の外部火災に対する基本方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1　外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1　外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設の外部火災に対する基本方針を記載する。	第一回申請と同一					
6	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと及びモニタリングポスト等に対する事前散水により延焼防止を図ることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設対する運用上の措置)	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1　外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1　外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設に対する防護措置を保安規定に定めて，管理することを記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設対する運用上の措置)	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1　外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1　外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設に対する防護措置を保安規定に定めて，管理することを記載する。	第一回申請と同一					
7	(2)　防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定 外部火災としては，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として，森林火災，近隣の工場，石油コンビナート等特別防災区域，危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 評価方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○事象選定 ・設定する外部火災については，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考とすることを記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○事象選定 ・設定する外部火災については，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考とすることを記載する。	第一回申請と同一					
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.2　評価の基本方針 3.2.1　評価の分類	【3.2.1　評価の分類】 ・外部火災としては，森林火災，近隣の産業施設の火災，航空機墜落による火災を対象事象とすることを記載する。					V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.2　評価の基本方針 3.2.1　評価の分類	【3.2.1　評価の分類】 ・外部火災としては，森林火災，近隣の産業施設の火災，航空機墜落による火災を対象事象とすることを記載する。	－	－	－	－	－	－
8	また，外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については，外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 評価方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○事象設定 ・外部火災として設定する事象を列挙する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○事象設定 ・外部火災として設定する事象を列挙する。	第一回申請と同一					
			施設共通基本設計方針 (敷地内の危険物貯蔵施設等)				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.2　評価の基本方針 2.2.1　評価の分類	【3.2.1　評価の分類】 ・外部火災としては，MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等が森林火災等で火源，爆発源とならないことを熱影響評価で確認する旨を示す。MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への熱影響については，森林火災，近隣の産業施設の火災及び爆発を対象事象とする。		施設共通基本設計方針 (敷地内の危険物貯蔵施設等)			V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.2　評価の基本方針 2.2.1　評価の分類	【3.2.1　評価の分類】 ・外部火災としては，MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等が森林火災等で火源，爆発源とならないことを熱影響評価で確認する旨を示す。MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への熱影響については，森林火災，近隣の産業施設の火災及び爆発を対象事象とする。	－	－	－	－	－	－
9	さらに，近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 評価方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○火災が重畳する場合の事象設定 ・火災が重畳する場合について設定する事象を列挙する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○火災が重畳する場合の事象設定 ・火災が重畳する場合について設定する事象を列挙する。	第一回申請と同一					
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.2　評価の基本方針 2.2.1　評価の分類	【3.2.1　評価の分類】 ・外部火災の重畳としては，石油備蓄基地火災と森林火災の重畳，航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳を対象事象とすることを記載する。					V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.2　評価の基本方針 2.2.1　評価の分類	【3.2.1　評価の分類】 ・外部火災の重畳としては，石油備蓄基地火災と森林火災の重畳，航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳を対象事象とすることを記載する。	－	－	－	－	－	－
10	これら火災の二次的影響として，火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○火災による二次的影響の事象設定 ・火災に伴う二次的影響として設定する事象を列挙する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○火災による二次的影響の事象設定 ・火災に伴う二次的影響として設定する事象を列挙する。	第一回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.　自然現象 3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.3　外部火災 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される外部火災において，最も厳しい火災が発生した場合においても，防火帯の設置，離隔距離の確保及び建屋による防護等により，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
2	その上で，外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
3	外部火災から防護する施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部火災防護対象施設等」という。)は，外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し，機械的強度を有すること等により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			○	—	非常用所内電源設備の非常用発電機	—	V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.　影響評価方針 3.1　影響評価の対象施設	【3.1　影響評価の対象施設】 ・評価対象とする施設について記載する。	—	—	—	—	—	—
4	また，外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
5	外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，外部火災に対して機能を維持すること，若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと，モニタリングポスト等に対する事前散水により延焼防止を図ること又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
6	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと及びモニタリングポスト等に対する事前散水により延焼防止を図ることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
7	(2)　防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定 外部火災としては，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として，森林火災，近隣の工場，石油コンビナート等特別防災区域，危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			第一回申請と同一						—	—	—	—	—	—
8	また，外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については，外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	さらに，近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			第一回申請と同一						—	—	—	—	—	—
10	これら火災の二次的影響として，火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回 説明対象	第1回 申請対象設備（2項変更①）	第1回 仕様表	第1回 添付書類	第1回 添付書類における記載	第2回申請 説明対象	第2回申請 申請対象設備（2項変更②）	第2回申請 申請対象設備（1項新規①）	第2回申請 仕様表	第2回申請 添付書類	第2回申請 添付書類における記載
11	(3)　外部火災に対する防護対策 a.　外部火災の直接的影響に対する防護対策 (a)　森林火災に対する防護対策 自然現象として想定される森林火災については，敷地への延焼防止を目的として，MOX燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し，作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に，MOX燃料加工施設への影響が厳しい評価となるように解析条件を設定し，森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9128kW/m)から算出される，事業変更許可を受けた防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける設計とする。	定義 設置要求	施設共通　基本設計方針(防火帯)	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○防火帯の設計 ・森林火災に対する防護対策として防火帯を設けることを記載する。	－	－	○	基本方針 施設共通　基本設計方針(防火帯)	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○防火帯の設計 ・森林火災に対する防護対策として防火帯を設けることを記載する。	第一回申請と同一					
12	防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし，防火帯内には原則として可燃物とならものは設置しない設計とする。ただし，防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を施す設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ・防火帯の延焼防止機能を損なわないための設計方針及び運用を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ・防火帯の延焼防止機能を損なわないための設計方針及び運用を記載する。	第一回申請と同一					
13	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ・森林火災の輻射強度により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ・森林火災の輻射強度により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	第一回申請と同一					
14	建屋内の外部火災防護対象施設は，外部火災に対して損傷の防止が図られた燃料加工建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○屋内の外部火災防護対象施設の設計方針 ・外部火災に対して外部火災防護対象施設を燃料加工建屋内に設置する旨の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○屋内の外部火災防護対象施設の設計方針 ・外部火災に対して外部火災防護対象施設を燃料加工建屋内に設置する旨の設計方針を記載する。	第一回申請と同一					
15	森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は，外壁表面温度をコンクリートの圧縮強度が維持できる温度(以下「コンクリートの許容温度」という。)とした危険距離を求め，危険距離を上回る離隔距離を確保することにより，建屋内の外部火災防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。	V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 森林火災に対する建屋の設計方針を示す。	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。	第一回申請と同一					
			燃料加工建屋	基本方針 設計方針 評価方針 評価			V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.　許容温度 4.1　外部火災の影響を考慮する施設及び重大事故等対処設備 (1)　燃料加工建屋	【4.1(1)　燃料加工建屋】 ○森林火災における建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。		燃料加工建屋	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。	V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 森林火災に対する建屋の設計方針を示す。	－	－	－	－	－	－
												V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.　許容温度 4.1　外部火災の影響を考慮する施設及び重大事故等対処設備 (1)　燃料加工建屋	【4.1(1)　燃料加工建屋】 ○森林火災における建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。						
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.　評価方針 5.1　森林火災に対する熱影響評価	【5.1　森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価条件について記載する。 ※「V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針」に基づき，森林火災の影響を考慮する施設の評価結果は「V-1-1-1-4-4　外部火災防護における評価結果」に展開する。また，「V-1-1-4」に示す重大事故等対処設備を収納する建屋に対する設計方針に基づく評価結果についても説明する。							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.　評価方針 5.1　森林火災に対する熱影響評価	【5.1　森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価条件について記載する。 ※「V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針」に基づき，森林火災の影響を考慮する施設の評価結果は「V-1-1-1-4-4　外部火災防護における評価結果」に展開する。また，「V-1-1-4」に示す重大事故等対処設備を収納する建屋に対する設計方針に基づく評価結果についても説明する。						
16	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である，非常用所内電源設備の非常用発電機に流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は，輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため，「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針 ・非常用所内電源設備の非常用発電機に流入する空気の温度評価が石油備蓄基地火災に包絡される旨を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)　森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)　森林火災に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針 ・非常用所内電源設備の非常用発電機に流入する空気の温度評価が石油備蓄基地火災に包絡される旨を記載する。	第一回申請と同一					
17	(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策 人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発として，石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については，離隔距離の確保又は建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ・石油備蓄基地の火災に対する設計方針 ・石油備蓄基地の火災に対し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない旨の設計方針を記載する。 ○重畳の想定 ・近隣の産業施設の火災の重畳は，石油備蓄基地の火災と森林火災の重畳を想定する旨記載する。 ○敷地内の危険物貯蔵施設の火災及び爆発 ・敷地内の危険物貯蔵施設の火災及び爆発に対し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない旨の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ・石油備蓄基地の火災に対する設計方針 ○石油備蓄基地の火災に対し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない旨の設計方針を記載する。 ○重畳の想定 ・近隣の産業施設の火災の重畳は，石油備蓄基地の火災と森林火災の重畳を想定する旨記載する。 ○敷地内の危険物貯蔵施設の火災及び爆発 ・敷地内の危険物貯蔵施設の火災及び爆発に対し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない旨の設計方針を記載する。	第一回申請と同一					
18	敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については，危険物の貯蔵量が多く，外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○危険物を搭載した車両の火災に対する設計方針 ・危険物を搭載した車両の火災が，敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災の評価に包絡される旨を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○危険物を搭載した車両の火災に対する設計方針 ・危険物を搭載した車両の火災が，敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災の評価に包絡される旨を記載する。	第一回申請と同一					
19	また，敷地内において，危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで，万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○危険物を搭載した車両の火災に対する対応 ・危険物を搭載した車両の火災の発生防止対策について記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○危険物を搭載した車両の火災に対する対応 ・危険物を搭載した車両の火災の発生防止対策について記載する。	第一回申請と同一					
20	船舶の火災については，危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから，石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○船舶の火災 ・船舶の火災が，石油備蓄基地火災の影響に包絡される旨を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○船舶の火災 ・船舶の火災が，石油備蓄基地火災の影響に包絡される旨を記載する。	第一回申請と同一					
21	石油備蓄基地の火災に対して，外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋外壁の表面温度がコンクリートの許容温度以下になる危険距離を上回る離隔を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(2)a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○燃料加工建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(2)a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○燃料加工建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を記載する。	第一回申請と同一					
			燃料加工建屋	基本方針 設計方針 評価方針 評価			V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を示す。		燃料加工建屋	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(2)a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○燃料加工建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を記載する。	V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を示す。	－	－	－	－	－	－
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.　許容温度 3.1　外部火災防護対象施設を収納する建屋 (1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋	【4.1(1)　燃料加工建屋】 ○石油備蓄基地火災における建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.　許容温度 3.1　外部火災の影響を考慮する施設 (1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋	【4.1(1)　燃料加工建屋】 ○石油備蓄基地火災における建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。						
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価	【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価	【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。						

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	(3)　外部火災に対する防護対策 a.　外部火災の直接的影響に対する防護対策 (a)　森林火災に対する防護対策 自然現象として想定される森林火災については，敷地への延焼防止を目的として，MOX燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し，作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に，MOX燃料加工施設への影響が厳しい評価となるように解析条件を設定し，森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9128kW/m)から算出される，事業変更許可を受けた防火帯(幅25m以上)を敷地内に設ける設計とする。	定義 設置要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
12	防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし，防火帯内には原則として可燃物とならないものは設置しない設計とする。ただし，防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を施す設計とする。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
13	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
14	建屋内の外部火災防護対象施設は，外部火災に対して損傷の防止が図られた燃料加工建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
15	森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は，外壁表面温度をコンクリートの圧縮強度が維持できる温度(以下「コンクリートの許容温度」という。)となる危険距離を求め，危険距離を上回る離隔距離を確保することにより，建屋内の外部火災防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である，非常用所内電源設備の非常用発電機に流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は，輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため，「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針」に基づく設計とする。	定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
17	(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策 人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発として，石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については，離隔距離の確保又は建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
18	敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については，危険物の貯蔵量が多く，外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。	定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
19	また，敷地内において，危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで，万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
20	船舶の火災については，危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから，石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。	定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
21	石油備蓄基地の火災に対して，外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋外壁の表面温度がコンクリートの許容温度以下になる危険距離を上回る離隔を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回						第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口から流入する空気の温度が石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても，空気温度を非常用所内電源設備の非常用発電機の設計上の最高使用温度以下とすることで，非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	基本方針 （外部火災防護対象施設） 非常用所内電源設備 非常用発電機	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(1)b.(a)　石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する非常用発電機の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(1)b.(a)　石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する非常用発電機の設計方針を記載する。	第一回申請と同一					
			非常用所内電源設備 非常用発電機				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する建屋の外気取込口から空気を取り込む設備の設計方針を示す。												
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.1　外部火災の影響を考慮する施設及び重大事故等対処設備 (2)　非常用所内電源設備の非常用発電機	【4.1(2)　非常用所内電源設備の非常用発電機】 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の許容温度と根拠を示す。												
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価	【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する非常用発電機の熱影響評価の方針について記載する。 ※「V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針」に基づき，石油備蓄基地火災の影響を考慮する施設の評価結果は「V-1-1-1-4　外部火災防護における評価結果」に展開する。												
23	石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対しては，それぞれの輻射強度を考慮し，外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁の温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 b.　石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針	【2.1.3(2)b.　石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針】 ○燃料加工建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳時に対する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 b.　石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針	【2.1.3(2)b.　石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針】 ○燃料加工建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳時に対する建屋の設計方針を記載する。	第一回申請と同一					
			燃料加工建屋				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する建屋の設計方針を示す。												
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.　許容温度 3.1　外部火災の影響を考慮する施設 (1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋	【4.1(1)　燃料加工建屋】 ○石油備蓄基地火災と森林火災の重畳における建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。												
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2.2　石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価	【5.2.2　石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災と森林火災の重畳時の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。												
24	敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては，敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から，貯蔵量，配置状況及び外部火災防護対象施設を収納する建屋への距離を考慮し，外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。	定義	施設共通基本設計方針 （敷地内の危険物貯蔵施設等）	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○火災源又は爆発源の選定 ・外部火災防護対象施設に影響を及ぼすおそれがある火災源又は爆発源を選定することを記載する。	－	－	○	施設共通基本設計方針 （敷地内の危険物貯蔵施設等）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○火災源又は爆発源の選定 ・外部火災防護対象施設に影響を及ぼすおそれがある火災源又は爆発源を選定することを記載する。	第一回申請と同一					
25	敷地内の危険物貯蔵施設等の火災においては，敷地内の危険物貯蔵施設ごとに輻射強度，燃焼継続時間等を算出し，この輻射強度に基づき外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁表面温度を算出し，コンクリートの許容温度以下とすることで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○火災に対する建屋の設計方針 ・ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所の火災に対する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○火災に対する建屋の設計方針 ・ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所の火災に対する建屋の設計方針を記載する。	第一回申請と同一					
			燃料加工建屋				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する建屋の設計方針を示す。												
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.　許容温度 3.1　外部火災の影響を考慮する施設 (1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋	【4.1(1)　燃料加工建屋】 ○敷地内の危険物貯蔵施設等の火災における許容温度 ・敷地内の危険物貯蔵施設等における建屋の許容温度と根拠を示す。												
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2.3　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価	【5.2.3　敷地内の危険物貯蔵施設等に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。												
26	MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は，着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることで爆発を防止する設計とする。また，高圧ガス保安法に基づき設置されるMOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は，爆発時に発生する爆風や飛来物が上方向に開放される構造として設計する。	設置要求	施設共通基本設計方針 （MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等）	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○爆発源の設計方針 ・MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫に貯蔵する水素ガスの貯蔵容器及びLPGボンベ庫に貯蔵するLPガスの貯蔵容器における，爆発対策の設計方針を記載する。 ・第1高圧ガストレーラ庫の，爆発時を想定した設計方針を記載する。	－	－	○	施設共通基本設計方針 （MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○爆発源の設計方針 ・MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫に貯蔵する水素ガスの貯蔵容器及びLPGボンベ庫に貯蔵するLPガスの貯蔵容器における，爆発対策の設計方針を記載する。 ・第1高圧ガストレーラ庫の，爆発時を想定した設計方針を記載する。	第一回申請と同一					
27	その上で，敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災・爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○爆発源に対する建屋の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の危険限界距離を求める旨を記載する。 ・離隔距離確保により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないよう設計であることを記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災・爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○爆発源に対する建屋の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の危険限界距離を求める旨を記載する。 ・離隔距離確保により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	第一回申請と同一					
			燃料加工建屋				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する建屋の設計方針を示す。					V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する建屋の設計方針を示す。	－	－	－	－	－	－
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2.4　敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発	【5.2.4　敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価の方針及び評価式について記載する。					V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2.4　敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発	【5.2.4　敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価の方針及び評価式について記載する。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用所内電源設備の非常用発電機は，外気取入口から流入する空気の温度が石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても，空気温度を非常用所内電源設備の非常用発電機の設計上の最高使用温度以下とすることで，非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	○	－	基本方針 （外部火災防護対象施設） 非常用所内電源設備　非常用発電機	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.　石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(1)b.(a)　石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する非常用発電機の詳細な設計方針について記載する。	第三回申請と同一				
				－	非常用所内電源設備　非常用発電機	－	V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する建屋の外気取込口から空気を取り込む設備の設計方針を示す。	－	－	－	－	－	－
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.1　外部火災の影響を考慮する施設及び重大事故等対処設備 (2)　非常用所内電源設備の非常用発電機	【4.1(2)　非常用所内電源設備の非常用発電機】 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の許容温度と根拠を示す。						
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 4.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価	【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する非常用発電機の熱影響評価の方針について記載する。 ※「V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針」に基づき，石油備蓄基地火災の影響を考慮する施設の評価結果は「V-1-1-1-4-4　外部火災防護における評価結果」に展開する。						
23	石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対しては，それぞれの輻射強度を考慮し，外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁の温度をコンクリートの許容温度以下とすることで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては，敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から，貯蔵量，配置状況及び外部火災防護対象施設を収納する建屋への距離を考慮し，外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。	定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
25	敷地内の危険物貯蔵施設等の火災においては，敷地内の危険物貯蔵施設ごとに輻射強度，燃焼継続時間等を算出し，この輻射強度に基づき外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁表面温度を算出し，コンクリートの許容温度以下とすることで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は，着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることで爆発を防止する設計とする。また，高圧ガス保安法に基づき設置されるMOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は，爆発時に発生する爆風や飛来物が上方向に開放される構造として設計する。	設置要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
27	その上で，敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回 説明対象	第1回 申請対象設備（2項変更①）	第1回 仕様表	第1回 添付書類	第1回 添付書類における記載	第2回申請 説明対象	第2回申請 申請対象設備（2項変更②）	第2回申請 申請対象設備（1項新規①）	第2回申請 仕様表	第2回申請 添付書類	第2回申請 添付書類における記載
28	(c)　航空機墜落による火災に対する防護対策 航空機墜落による火災については，対象航空機が外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋の直近に墜落する火災を想定し，建屋による防護により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 航空機墜落による火災からの輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても，建屋外壁が要求される機能を維持し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)　航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3)　航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○評価方法及び航空機選定 ・航空機墜落による火災を想定する対象航空機について記載する。 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・燃料加工建屋直近で航空機墜落による火災が発生することを想定し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計であることを記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)　航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3)　航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○評価方法及び航空機選定 ・航空機墜落による火災を想定する対象航空機について記載する。 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・燃料加工建屋直近で航空機墜落による火災が発生することを想定し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計であることを記載する。	第一回申請と同一					
			燃料加工建屋				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する建屋の設計方針を示す。		燃料加工建屋		V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する建屋の設計方針を示す。	－	－	－	－	－	－
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3　航空機墜落による火災の熱影響評価	【5.3　航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災に対する建屋の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3　航空機墜落による火災の熱影響評価	【5.3　航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災に対する建屋の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。						
29	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳として，航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し，危険物及び航空機燃料による重畳火災を発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定した場合の外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度は，建屋の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度よりも小さいことから，航空機墜落による火災に対する設計方針に基づくことで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4)　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4)　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針】 ○評価方法 ・航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳が，航空機墜落による火災の評価に包絡される旨を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4)　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4)　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針】 ○評価方法 ・航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳が，航空機墜落による火災の評価に包絡される旨を記載する。	第一回申請と同一					
30	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対しては，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4)　航空機墜落火災と敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災・爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4)　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・外部火災防護対象設を収納する建屋が，同爆発による危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計であること記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4)　航空機墜落火災と敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災・爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4)　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳が，航空機による敷地内の爆発源への直撃を想定することを記載する。 ・外部火災防護対象設を収納する建屋が，同爆発による危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計であることを記載する。	第一回申請と同一					
			燃料加工建屋				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する建屋の設計方針を示す。		燃料加工建屋		V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する建屋の設計方針を示す。	－	－	－	－	－	－
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.4　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価	【5.4　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の影響評価】 ・航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する影響評価について記載する。				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.4　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価	【5.4　航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の影響評価】 ・航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する影響評価について記載する。						
31	(d)　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する影響 MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への熱影響については，森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても，MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで，MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また，近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても，爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。上記設計により，MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等が，外部火災防護対象施設を収納する建屋へ影響を与えない設計とする。	評価要求	施設共通基本設計方針 （MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (5)　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等に対する設計方針	【2.1.3(5)　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等に対する設計方針】 ○MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の設計方針 ・MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は，火災及び爆発に対して離隔距離の確保により貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで，自身の火災及び爆発を防止する設計であることを記載する。 ・MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発が，外部火災防護対象施設を収納する建屋へ影響を与えない設計とする。	－	－	○	施設共通基本設計方針 （MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (5)　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等に対する設計方針	【2.1.3(5)　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等に対する設計方針】 ○MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の設計方針 ・MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は，火災及び爆発に対して離隔距離の確保により貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで，自身の火災及び爆発を防止する設計であることを記載する。 ・MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発が，外部火災防護対象施設を収納する建屋へ影響を与えない設計とする。	第一回申請と同一					
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止するための設計方針をしめす。				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止するための設計方針をしめす。	－	－	－	－	－	－
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.2　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等	【4.2　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等】 ・ボイラ用燃料油受入れ・貯蔵所，水素ガスの貯蔵容器，LPガスの貯蔵容器及びディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所のそれぞれの許容温度について記載する。				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.2　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等	【4.2　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等】 ・ボイラ用燃料油受入れ・貯蔵所，水素ガスの貯蔵容器，LPガスの貯蔵容器及びディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所のそれぞれの許容温度について記載する。						
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.5　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災の発生防止の影響評価	【5.5　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災の発生防止の影響評価】 ・MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設に対する火災の影響について評価方針及び評価式を記載する。				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.5　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災の発生防止の影響評価	【5.5　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災の発生防止の影響評価】 ・MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設に対する火災の影響について評価方針及び評価式を記載する。						
32	b.　二次的影響に対する防護対策 (a)　ばい煙 外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については，外気を取り込む設備・機器である燃料加工建屋の換気設備の給気設備等に適切な防護対策を講じることで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 a.　ばい煙	【2.1.3(7)a.　ばい煙】 ○ばい煙に対する設計方針 ・ばい煙に対し，外気を取り込む設備・機器における適切な防護対策により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。			○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 a.　ばい煙	【2.1.3(7)a.　ばい煙】 ○ばい煙に対する設計方針 ・ばい煙に対し，外気を取り込む設備・機器における適切な防護対策により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	第一回申請と同一					
							V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 ・ばい煙による二次的影響に対する給気設備及び非常用発電機の設計方針を示す。 ・給気設備に設置するフィルタの詳細やフィルタで捕獲できない粒径のばい煙に対する対応について記載する。 ・非常用発電機は，取り込んだばい煙の摩擦により損傷が発生しない設計であること及び通常運転でばい煙が発生していることを記載する。 ・非常用発電機に設置するフィルタの詳細について記載する。				V-1-1-1-4-3　外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 ・ばい煙による二次的影響に対する給気設備及び非常用発電機の設計方針を示す。 ・給気設備に設置するフィルタの詳細やフィルタで捕獲できない粒径のばい煙に対する対応について記載する。 ・非常用発電機は，取り込んだばい煙の摩擦により損傷が発生しない設計であること及び通常運転でばい煙が発生していることを記載する。 ・非常用発電機に設置するフィルタの詳細について記載する。						
33	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は，フィルタにより，一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲するとともに，換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機の停止及び手動ダンパの閉止の措置を講ずる設計とする。	機能要求①	基本方針 気体廃棄物の廃棄設備　給気設備 非管理区域換気空調設備	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 a.　ばい煙	【2.1.3(7)a.　ばい煙】 ○廃棄設備の給気設備の設計方針 ・給気設備のばい煙に対する設計方針を記載する。 ・ばい煙によるフィルタの閉塞に影響を及ぼすおそれがある場合における手順を整備し，保安規定に定め管理することを記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 a.　ばい煙	【2.1.3(1)g.(a)　ばい煙】 ○廃棄設備の給気設備の設計方針 ・給気設備のばい煙に対する設計方針を記載する。 ・ばい煙によるフィルタの閉塞に影響を及ぼすおそれがある場合における手順を整備し，保安規定に定め管理することを記載する。	○	－	気体廃棄物の廃棄設備　給気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 a.　ばい煙	【2.1.3(1)g.(a)　ばい煙】 ○廃棄設備の給気設備の設計方針 ・設置するフィルタの詳細やフィルタで捕獲できない粒径のばい煙に対する対応について記載する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	(c)　航空機墜落による火災に対する防護対策 航空機墜落による火災については，対象航空機が外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋の直近に墜落する火災を想定し，建屋による防護により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 航空機墜落による火災からの輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても，建屋外壁が要求される機能を維持し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳として，航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し，危険物及び航空機燃料による重畳火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定した場合の外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度は，建屋の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度よりも小さいことから，航空機墜落による火災に対する設計方針に基づくことで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	定義	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
30	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対しては，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	(d)　MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する影響 MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への熱影響については，森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても，MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで，MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また，近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても，爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。上記設計により，MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等が，外部火災防護対象施設を収納する建屋へ影響を与えない設計とする。	評価要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	b.　二次的影響に対する防護対策 (a)　ばい煙 外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については，外気を取り込む設備・機器である燃料加工建屋の換気設備の給気設備等に適切な防護対策を講じることで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
33	気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は，フィルタにより，一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲するとともに，換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機の停止及び手動ダンパの閉止の措置を講ずる設計とする。	機能要求①	第二回申請と同一						第二回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第1回					第２回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	外部火災防護対象施設の非常用所内電源設備の非常用発電機については，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。	機能要求①	基本方針 非常用所内電源設備　非常用発電機	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 a.　ばい煙	【2.1.3(7)a.　ばい煙】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 a.　ばい煙	【2.1.3(1)g.(a)　ばい煙】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針を記載する。 ・非常用発電機は，取り込んだばい煙の摩擦により損傷が発生しない設計であること及び通常運転でばい煙が発生していることを記載する。	第一回申請と同一					
35	(b)　有毒ガス 発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に，人体への影響の観点から，運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止（以下「全工程停止」という。）及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	運用要求	施設共通　基本設計方針（共通的な運用等の措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の運用上の措置）	基本方針 設計方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 b.　有毒ガス	【2.1.3(7)b.　有毒ガス】 ・燃料加工施設における重要な安全機能は，二次的影響(有毒ガス)の影響によって，その安全機能が損なわれることはないことを記載する。 ・有毒ガスによって，中央監視室等への影響を及ぼすおそれがある場合の手順の整備を，保安規定に定めて，管理する旨を記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針（共通的な運用等の措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の運用上の措置）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 b.　有毒ガス	【2.1.3(7)b.　有毒ガス】 ・燃料加工施設における重要な安全機能は，二次的影響(有毒ガス)の影響によって，その安全機能が損なわれることはないことを記載する。 ・有毒ガスによって，中央監視室等への影響を及ぼすおそれがある場合の手順の整備を，保安規定に定めて，管理する旨を記載する。	第一回申請と同一					
36	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・外部火災に関する運用上の措置に関する基本方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・外部火災に関する運用上の措置に関する基本方針を記載する。	第一回申請と同一					
37	・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと。	運用要求	施設共通　基本設計方針（新知見の収集）	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・新知見の収集に関する運用上の措置を記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針（新知見の収集）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・新知見の収集に関する運用上の措置を記載する。	第一回申請と同一					
38	・延焼防止機能を損なわないために，防火帯の維持管理を行うとともに防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず，可燃物を含む機器等を設置する場合には，必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと。	運用要求	施設共通　基本設計方針（防火帯の運用）	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・防火帯の運用に関する運用上の措置を記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針（防火帯の運用）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・防火帯の運用に関する運用上の措置を記載する。	第一回申請と同一					
39	・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう，燃料補充時は監視人が立会を実施すること。	運用要求	施設共通　基本設計方針（タンクローリ火災に対する措置）	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・タンクローリ火災に関する運用上の措置を記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針（タンクローリ火災に対する措置）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・タンクローリ火災に関する運用上の措置を記載する。	第一回申請と同一					
40	・ばい煙による影響については，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は，換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機の停止及び手動ダンパの閉止の措置を講ずること。	運用要求	施設共通　基本設計方針（ばい煙に対する措置）	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・ばい煙に関する運用上の措置を記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針（ばい煙に対する措置）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・ばい煙に関する運用上の措置を記載する。	第一回申請と同一					
41	・有毒ガスによる影響については，人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること。 ・給気系統上の手動ダンパの閉止及び施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保すること。	運用要求	施設共通　基本設計方針（有毒ガスに対する措置）	基本方針	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・有毒ガスに関する運用上の措置を記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針（有毒ガスに対する措置）	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○運用上の措置 ・有毒ガスに関する運用上の措置を記載する。	第一回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	外部火災防護対象施設の非常用所内電源設備の非常用発電機については，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。	機能要求①	○	－	非常用所内電源設備　非常用発電機	－	V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)　外部火災による二次的影響に対する設計方針 a.　ばい煙	【2.1.3(1)g.(a)　ばい煙】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の設計方針 ・設置するフィルタの詳細やフィルタで捕獲できない粒径のばい煙に対する対応について記載する。	第三回申請と同一					
35	(b)　有毒ガス 発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に，人体への影響の観点から，運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止（以下「全工程停止」という。）及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	運用要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
36	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
37	・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと。	運用要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
38	・延焼防止機能を損なわないために，防火帯の維持管理を行うとともに防火帯内には原因として可燃物となるものは設置せず，可燃物を含む機器等を設置する場合には，必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと。	運用要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
39	・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう，燃料補充時は監視人が立会を実施すること。	運用要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
40	・ばい煙による影響については，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は，換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機の停止及び手動ダンパの閉止の措置を講ずること。	運用要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					
41	・有毒ガスによる影響については，人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること。 ・給気系統上の手動ダンパの閉止及び施設の監視が適時実施できるように，資機材を確保すること。	運用要求	第一回申請と同一						第一回申請と同一					

別紙２

（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止（航空機落下））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.5　航空機落下 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，墜落することを想定したときに，公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定し，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する方針を記載する。 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅴの添付1-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定し，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する方針を記載する。 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅴの添付1-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	第１回申請と同一					
					添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 1. 基本的な考え方	【1. 基本的な考え方】 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，墜落することを想定したときに，一般公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。				添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 1. 基本的な考え方	【1. 基本的な考え方】 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，墜落することを想定したときに，一般公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。	－	－	－	－	－	－
2	安全上重要な施設については原則として防護対象とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定し，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する方針を記載する。 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅴの添付1-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定し，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する方針を記載する。 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅴの添付1-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	第１回申請と同一					
					添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2. 防護対象施設	【2. 防護対象施設】 ・訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，一般公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設は，防護対象とする。安全上重要な施設については原則として防護対象とする。				添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2. 防護対象施設	【2. 防護対象施設】 ・訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，一般公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設は，防護対象とする。安全上重要な施設については原則として防護対象とする。	－	－	－	－	－	－
3	防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物・構築物全体を適切に防護する方法を基本とし，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定し，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する方針を記載する。 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅴの添付1-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定し，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する方針を記載する。 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅴの添付1-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	第１回申請と同一					
					添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2. 防護対象施設	【2. 防護対象施設】 ・防護方法としては，安全上重要な施設とその他の施設が同じ区域に設置されている等の加工施設の特質を配慮して，建物・構築物の外壁及び屋根により建物・構築物全体を適切に防護する方法を基本とし，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する。				添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2. 防護対象施設	【2. 防護対象施設】 ・防護方法としては，安全上重要な施設とその他の施設が同じ区域に設置されている等の加工施設の特質を配慮して，建物・構築物の外壁及び屋根により建物・構築物全体を適切に防護する方法を基本とし，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する。	－	－	－	－	－	－
4	上記の防護設計を踏まえ，MOX燃料加工施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業変更許可を受けている。 設工認申請時に，事業変更許可申請時から，防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから，安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・MOX燃料加工施設への航空機落下確率を評価した結果，追加の防護設計が不要であることを記載する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・MOX燃料加工施設への航空機落下確率を評価した結果，追加の防護設計が不要であることを記載する。	第１回申請と同一					
5	なお，定期的に航空路の変更等の状況を確認し，追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・定期的に航空路の変更等の状況を確認することを保安規定に定めて，管理することを記載する。	○	【施設共通　基本設計方針】 防護設計の条件 防護設計方針 航空機落下の確率評価結果	－	V-1-1-1-5-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・定期的に航空路の変更等の状況を確認することを保安規定に定めて，管理することを記載する。	第１回申請と同一					
6	(1)　防護設計条件 建物・構築物の防護設計においては，三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち，建物・構築物の健全性への影響に対して厳しい結果を与える航空機を対象とし，F-16C/DとF-4EJ改を包絡する条件として航空機の総重量20t，速度150 m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を設定する。	定義	基本方針	評価条件	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 3. 防護設計条件	【3. 防護設計条件】 ・建物・構築物の防護設計においては，F-16C/DとF-4EJ改を包絡する条件として設定された航空機総質量20t，速度150m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を用いる。	○	基本方針	－	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 3. 防護設計条件	【3. 防護設計条件】 ・建物・構築物の防護設計においては，F-16C/DとF-4EJ改を包絡する条件として設定された航空機総質量20t，速度150m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を用いる。	－	－	－	－	－	－
7	荷重はすべての方向の壁及び屋根等に対して直角に作用するものとする。	定義	基本方針	評価条件	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・荷重はすべての方向の壁及び屋根等に対して直角に作用するものとする。	○	基本方針	－	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・荷重はすべての方向の壁及び屋根等に対して直角に作用するものとする。	－	－	－	－	－	－
8	貫通限界厚さの算定については，F-4EJ改の2基のエンジン(重量1.745t/基，吸気口部直径0.992m)と等価な重量，断面積を有するエンジンとし，エンジンの重量3.49t，エンジン吸気口部直径1.403m，エンジンの衝突速度155m/sを用いる。	定義	基本方針	評価条件	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 3. 防護設計条件	【3. 防護設計条件】 ・貫通防止に対しては，エンジンに係る条件として安全側の条件を与えるようF-4EJ改の2基のエンジン(質量1.745t/基，吸気口部直径0.992m)と等価な質量，断面積を有する1基のエンジンとし，エンジンの質量3.49t，エンジン吸気口部直径1.403m，エンジンの衝突速度155m/sを用いる。	○	基本方針	－	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 3. 防護設計条件	【3. 防護設計条件】 ・貫通防止に対しては，エンジンに係る条件として安全側の条件を与えるようF-4EJ改の2基のエンジン(質量1.745t/基，吸気口部直径0.992m)と等価な質量，断面積を有する1基のエンジンとし，エンジンの質量3.49t，エンジン吸気口部直径1.403m，エンジンの衝突速度155m/sを用いる。	－	－	－	－	－	－
9	(2)　防護設計 航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(評価方針)	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・エンジン衝突による貫通及び機体全体の衝突による防護版の全体破壊の場合について，それぞれの計算式を示す。	○	基本方針	－	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・エンジン衝突による貫通及び機体全体の衝突による防護版の全体破壊の場合について，それぞれの計算式を示す。	－	－	－	－	－	－
10	防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。	評価要求	燃料加工建屋	設計方針(評価方針)	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・防護版の全体破壊防止の設計における解析部位の選定についての妥当性を示すために付属-1に防護版の支持スパンとひずみの関係を示すパラメータ解析結果を記載する。	○	燃料加工建屋	－	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・防護版の全体破壊防止の設計における解析部位の選定についての妥当性を示すために付属-1に防護版の支持スパンとひずみの関係を示すパラメータ解析結果を記載する。	－	－	－	－	－	－
11	外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは，堅固な壁等による迷路構造により開口内部を直接見込めない構造とすることによって防護する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋	設計方針(構造)	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・外壁等に設けられた開口部について，開口面積の大きいものは，堅固な壁等による迷路構造により建物・構築物の内部に設置されている施設を直接見込めない構造とすることによって防護設計を行う。	○	燃料加工建屋	－	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・外壁等に設けられた開口部について，開口面積の大きいものは，堅固な壁等による迷路構造により建物・構築物の内部に設置されている施設を直接見込めない構造とすることによって防護設計を行う。	－	－	－	－	－	－
12	なお，航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版により，防護対象とする施設を防護する設計とする。 航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については，「3.3.3　外部火災　(3)a.(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。	設置要求 評価要求	燃料加工建屋	設計方針(構造)	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版により，防護対象とする施設を防護する。	○	燃料加工建屋	－	添付1-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4. 建物・構築物の防護設計	【4. 建物・構築物の防護設計】 ・航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版により，防護対象とする施設を防護する。	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止(航空機落下)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.5　航空機落下 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，墜落することを想定したときに，公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	安全上重要な施設については原則として防護対象とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物・構築物全体を適切に防護する方法を基本とし，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	上記の防護設計を踏まえ，MOX燃料加工施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業変更許可を受けている。 設工認申請時に，事業変更許可申請時から，防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから，安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
5	なお，定期的に航空路の変更等の状況を確認し，追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
6	(1)　防護設計条件 建物・構築物の防護設計においては，三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち，建物・構築物の健全性への影響に対して厳しい結果を与える航空機を対象とし，F-16C/DとF-4EJ改を包絡する条件として航空機の総重量20t，速度150 m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を設定する。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	荷重はすべての方向の壁及び屋根等に対して直角に作用するものとする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	貫通限界厚さの算定については，F-4EJ改の2基のエンジン（重量1.745t/基，吸気口部直径0.992m）と等価な重量，断面積を有するエンジンとし，エンジンの重量3.49t，エンジン吸気口部直径1.403m，エンジンの衝突速度155m/sを用いる。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	(2)　防護設計 航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは，堅固な壁等による迷路構造により開口内部を直接見込めない構造とすることによって防護する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	なお，航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版により，防護対象とする施設を防護する設計とする。 航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については，「3.3.3　外部火災　(3)a.(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。	設置要求 評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

別紙２

（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.　自然現象等 3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 (1)　外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として MOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.1 基本方針	【2.1　基本方針】 ・安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として MOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ・安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定され，MOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む)，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ・また，想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象の発生により，MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，工程停止，送排風機の停止等，MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.1 基本方針	【2.1　基本方針】 ・安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として MOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ・安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定され，MOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む)，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対してその安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ・外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設についても考慮する。 ・また，想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象の発生により，MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，工程停止，送排風機の停止等，MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同一					
2	安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定され，MOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む)，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針									第１回申請と同一				
3	外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針									第１回申請と同一				
4	また，想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象の発生により，MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，工程停止，送排風機の停止等，MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針									第１回申請と同一				
5	(2)　外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定 国内外の規格・基準類，敷地周辺の気象観測所における観測記録，敷地周辺の環境条件等を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(自然現象の組合せ)	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.1　異種の自然現象の組合せ	【2.2.1　異種の自然現象の組合せ】 ・施設の安全性が損なわれないことを広く確認する観点から，地震を含めた自然現象の組合せについて，敷地及び敷地周辺の地学，気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針	－	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.1　異種の自然現象の組合せ	【2.2.1　異種の自然現象の組合せ】 ・施設の安全性が損なわれないことを広く確認する観点から，地震を含めた自然現象の組合せについて，敷地及び敷地周辺の地学，気象学的背景を踏まえて検討する。	第１回申請と同一				
6	(3)　異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ 自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，積雪及び風(台風)，積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響(降下火砕物)，積雪及び地震，風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 組み合わせる積雪深については，敷地付近における最深積雪深を用いて垂直積雪量190cmとし，建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし，火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は，降下火砕物による荷重の特徴を踏まえ，「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また，組み合わせる風速の大きさについては，建築基準法を準用して設定する。	定義	基本方針	基本方針(自然現象の組合せ)	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出	【2.2.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出】 ・自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，事業変更許可申請書において示すとおり，風(台風)及び積雪，竜巻及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び積雪，地震及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 ・上記の荷重の性質及び組み合わせる際の荷重の設定の考え方について示す。	○	基本方針	－	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出	【2.2.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出】 ・自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，事業変更許可申請書において示すとおり，風(台風)及び積雪，竜巻及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び積雪，地震及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 ・上記の荷重の性質及び組み合わせる際の荷重の設定の考え方について示す。	第１回申請と同一					
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象(地震を除く。)による影響を受けない設計とする。 したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(自然現象の組合せ)	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.2　設計基準事故時の荷重との組合せ	【2.2.2 設計基準事故時の荷重との組合せ】 ・最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより，建屋内に収納されている安全上重要な施設は，自然現象(地震を除く。)の荷重の影響を受けることがない設計とすることから，安全上重要な施設は設計基準事故が発生した場合でも，自然現象(地震を除く。)による影響はない。 ・したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.2　設計基準事故時の荷重との組合せ	【2.2.2 設計基準事故時の荷重との組合せ】 ・最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより，建屋内に収納されている安全上重要な施設は，自然現象(地震を除く。)の荷重の影響を受けることがない設計とすることから，安全上重要な施設は設計基準事故が発生した場合でも，自然現象(地震を除く。)による影響はない。 ・したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	第１回申請と同一					
8	(4)　新知見の収集，安全機能等の必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと，外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	施設共通　基本設計方針(運用上の措置)	基本方針(運用上の措置)	－	(各事象の添付書類においては運用上の措置を展開することから，当該記載は冒頭宣言とし，直接添付書類への展開は行わない。)	○	施設共通　基本設計方針(運用上の措置)	－	－	(各事象の添付書類においては運用上の措置を展開することから，当該記載は冒頭宣言とし，直接添付書類への展開は行わない。)	第１回申請と同一					
9	なお，自然現象及び人為事象のうち，風(台風)，凍結，高温，降水，積雪，落雷，生物学的事象，塩害，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する設計方針については「3.3.1竜巻，森林火災，火山の影響，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象」の設計方針に基づく設計とする。また，自然現象及び人為事象のうち，竜巻に対する設計方針については「3.3.2　竜巻」，森林火災，爆発及び近隣工場等の火災に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」，火山の影響に対する設計方針については「3.3.4 火山の影響」並びに飛来物(航空機落下)の設計方針については「3.3.5 航空機落下」の設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.1 基本方針	【2.1　基本方針】 ・自然現象のうち竜巻，火山の影響，森林火災，人為事象のうち爆発，近隣工場等の火災，航空機落下について，それぞれ別の添付書類にて具体設計を記載する旨を示す。	○	基本方針	－	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.1 基本方針	【2.1　基本方針】 ・自然現象のうち竜巻，火山の影響，森林火災，人為事象のうち爆発，近隣工場等の火災，航空機落下について，それぞれ別の添付書類にて具体設計を記載する旨を示す。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.　自然現象等 3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 (1)　外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2	安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の状況を基に想定され，MOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む)，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
3	外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
4	また，想定される自然現象(地震及び津波を除く。)に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象の発生により，MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，工程停止，送排風機の停止等，MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
5	(2)　外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定 国内外の規格・基準類，敷地周辺の気象観測所における観測記録，敷地周辺の環境条件等を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
6	(3)　異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ 自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，積雪及び風(台風)，積雪及び竜巻，積雪及び火山の影響(降下火砕物)，積雪及び地震，風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 組み合わせる積雪深については，敷地付近における最深積雪深を用いて垂直積雪量190cmとし，建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし，火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は，降下火砕物による荷重の特徴を踏まえ，「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また，組み合わせる風速の大きさについては，建築基準法を準用して設定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象(地震を除く。)による影響を受けない設計とする。 したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
8	(4)　新知見の収集，安全機能等の必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと，外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
9	なお，自然現象及び人為事象のうち，風(台風)，凍結，高温，降水，積雪，落雷，生物学的事象，塩害，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する設計方針については「3.3.1竜巻，森林火災，火山の影響，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象」の設計方針に基づく設計とする。また，自然現象及び人為事象のうち，竜巻に対する設計方針については「3.3.2 竜巻」、森林火災，爆発及び近隣工場等の火災に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」，火山の影響に対する設計方針については「3.3.4 火山の影響」並びに飛来物(航空機落下)の設計方針については「3.3.5 航空機落下」の設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	3.3.1　竜巻，森林火災，火山の影響，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象 (1)　防護すべき施設及び設計方針 想定される自然現象(竜巻，森林火災，火山の影響，地震及び津波を除く。)(以下，3.3.1項では，「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下，3.3.1項では，「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。	定義	基本方針	基本方針(対象選定)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 2.　防護すべき施設	【2.　防護すべき施設】 ・想定される自然現象(竜巻，森林火災，火山の影響，地震及び津波を除く。)(以下「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 ・外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有すること等により，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 2.　防護すべき施設	【2.　防護すべき施設】 ・想定される自然現象(竜巻，森林火災，火山の影響，地震及び津波を除く。)(以下「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 ・外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有すること等により，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。 ・外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ・また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同一					
11	外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有すること等により，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	定義	基本方針	基本方針(対象選定)			○	基本方針	－			第１回申請と同一					
12	外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(対象選定)			○	基本方針	－			第１回申請と同一					
13	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針(安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	基本方針(対象選定)			○	施設共通　基本設計方針(安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	－			第１回申請と同一					
14	(2)　防護設計に係る荷重等の設定 想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	定義	基本方針	基本方針 (荷重等の設定) (風(台風)・凍結・高温・降水・積雪・生物学的事象・落雷・塩害・有毒ガス・再処理事業所内における化学物質の漏えい)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 3.　防護設計に係る荷重等の設定	【3.　防護設計に係る荷重等の設定】 ・想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 3.　防護設計に係る荷重等の設定	【3.　防護設計に係る荷重等の設定】 ・想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	第１回申請と同一					
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (1)風(台風)	【4.1(1)風(台風)】 ・敷地付近で観測された日最大瞬間風速は，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1951年～2018年3月)で41.7m/s(2017年9月18日)である。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (1)風(台風)	【4.1(1)風(台風)】 ・敷地付近で観測された日最大瞬間風速は，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1951年～2018年3月)で41.7m/s(2017年9月18日)である。						
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・敷地付近で観測された日最低気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば-22.4℃(1984年2月18日)，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば-15.7℃(1953年1月3日)である。敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し，むつ特別地域気象観測所，八戸特別地域気象観測所及び六ケ所地域気象観測所における日最低気温の推移を比較する。その結果，むつ特別地域気象観測所の観測値は，六ケ所地域気象観測所の観測値に比べて低く推移しており，かつ乖離が大きい。一方，八戸特別地域気象観測所の観測値は，六ケ所地域気象観測所の観測値と近似し，かつ極値が六ケ所地域気象観測所の値を下回っている。以上のことから，八戸特別地域観測所における観測記録の日最低気温を用いて，凍結において考慮する外気温を-15.7℃と設定する。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・敷地付近で観測された日最低気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば-22.4℃(1984年2月18日)，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば-15.7℃(1953年1月3日)である。敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し，むつ特別地域気象観測所，八戸特別地域気象観測所及び六ケ所地域気象観測所における日最低気温の推移を比較する。その結果，むつ特別地域気象観測所の観測値は，六ケ所地域気象観測所の観測値に比べて低く推移しており，かつ乖離が大きい。一方，八戸特別地域気象観測所の観測値は，六ケ所地域気象観測所の観測値と近似し，かつ極値が六ケ所地域気象観測所の値を下回っている。以上のことから，八戸特別地域観測所における観測記録の日最低気温を用いて，凍結において考慮する外気温を-15.7℃と設定する。						
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・敷地付近で観測された日最高気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である。 敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し，むつ特別地域気象観測所，八戸特別地域気象観測所及び六ケ所地域気象観測所における日最高気温の推移を比較する。その結果，むつ特別地域気象観測所と八戸特別地域気象観測所のいずれの観測値も六ケ所地域気象観測所の観測値に近いことから，より厳しい条件となるように，八戸特別地域気象観測所の日最高気温の極値37.0℃を高温において考慮する外気温として設定する。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・敷地付近で観測された日最高気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば34.7℃(2012年7月31日)，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)によれば37.0℃(1978年8月3日)である。 敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し，むつ特別地域気象観測所，八戸特別地域気象観測所及び六ケ所地域気象観測所における日最高気温の推移を比較する。その結果，むつ特別地域気象観測所と八戸特別地域気象観測所のいずれの観測値も六ケ所地域気象観測所の観測値に近いことから，より厳しい条件となるように，八戸特別地域気象観測所の日最高気温の極値37.0℃を高温において考慮する外気温として設定する。						
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (4)降水	【4.1(4)降水】 ・敷地付近で観測された日最大降水量は，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)，六ケ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で208mm(1990年10月26日)である。また，敷地付近で観測された日最大1時間降水量は，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)，六ケ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で46mm(1990年10月26日)である。これらの観測記録のうち，日最大1時間降水量が最も大きい八戸特別地域気象観測所に対し，森林法の林地開発許可に関する審査基準等を示した「青森県林地開発許可基準」(令和２年４月青森県)に基づき10分間降雨強度98.8mm/hを設定する。設計上考慮する降水量については，これらの観測記録及び降雨強度のうち，最も大きい98.8mm/hを設計基準降水量として設定する。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (4)降水	【4.1(4)降水】 ・敷地付近で観測された日最大降水量は，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で160.0mm(1982年5月21日)，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で162.5mm(1981年8月22日及び2016年8月17日)，六ケ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で208mm(1990年10月26日)である。また，敷地付近で観測された日最大1時間降水量は，八戸特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で67.0mm(1969年8月5日)，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1937年～2018年3月)で51.5mm(1973年9月24日)，六ケ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で46mm(1990年10月26日)である。これらの観測記録のうち，日最大1時間降水量が最も大きい八戸特別地域気象観測所に対し，森林法の林地開発許可に関する審査基準等を示した「青森県林地開発許可基準」(令和２年４月青森県)に基づき10分間降雨強度98.8mm/hを設定する。設計上考慮する降水量については，これらの観測記録及び降雨強度のうち，最も大きい98.8mm/hを設計基準降水量として設定する。						
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・建築基準法施行令第八十六条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが，敷地付近で観測された最深積雪深は，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば170cm(1977年2月15日)であり，六ヶ所村統計書における記録(1973年～2002年)による最深積雪深は190cm(1977年2月)である。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・建築基準法施行令第八十六条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は150cmとなっているが，敷地付近で観測された最深積雪深は，むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935年～2018年3月)によれば170cm(1977年2月15日)であり，六ヶ所村統計書における記録(1973年～2002年)による最深積雪深は190cm(1977年2月)である。						
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・生物学的事象としては，敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類，昆虫類及び小動物を対象生物に選定し，これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入することを防止又は抑制することにより，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1　自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・生物学的事象としては，敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類，昆虫類及び小動物を対象生物に選定し，これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入することを防止又は抑制することにより，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	3.3.1　竜巻，森林火災，火山の影響，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象 (1)　防護すべき施設及び設計方針 想定される自然現象(竜巻，森林火災，火山の影響，地震及び津波を除く。)(以下，3.3.1項では，「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下，3.3.1項では，「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
11	外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有すること等により，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
12	外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
13	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
14	(2)　防護設計に係る荷重等の設定 想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	(2)　防護設計に係る荷重等の設定 想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	定義	基本方針	基本方針 (荷重等の設定) (風(台風)・凍結・高温・降水・積雪・生物学的事象・落雷・塩害・有毒ガス・再処理事業所内における化学物質の漏えい)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (7)落雷	【4.1(7)落雷】 ・再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大の落雷の雷撃電流値は211kAである。この観測記録については，観測期間が約15年間であり，自然現象の記録としては期間がやや短く，また，観測される雷撃電流値については，夏季雷と冬季雷の精度に違いがあり，2割程度低く記録される可能性があるとの見解がある。これらを踏まえ，雷撃電流については，観測値に対し安全裕度を十分に確保することとし，270kAを想定する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (7)落雷	【4.1(7)落雷】 ・再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大の落雷の雷撃電流値は211kAである。この観測記録については，観測期間が約15年間であり，自然現象の記録としては期間がやや短く，また，観測される雷撃電流値については，夏季雷と冬季雷の精度に違いがあり，2割程度低く記録される可能性があるとの見解がある。これらを踏まえ，雷撃電流については，観測値に対し安全裕度を十分に確保することとし，270kAを想定する。	第１回申請と同一					
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・一般に大気中の塩分量は，平野部で海岸から200m付近までは多く，数百m の付近で激減する傾向がある。MOX燃料加工施設は海岸から約5km離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが，外部事象防護対象施設は塩害の影響で安全機能を損なわない設計とする。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・一般に大気中の塩分量は，平野部で海岸から200m付近までは多く，数百m の付近で激減する傾向がある。MOX燃料加工施設は海岸から約5km離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが，外部事象防護対象施設は塩害の影響で安全機能を損なわない設計とする。						
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1)有毒ガス	【4.2(1)有毒ガス】 ・有毒ガスの漏えいについては，固定施設(六ヶ所ウラン濃縮工場)と可動施設(陸上輸送，海上輸送)からの流出が考えられる。 ・MOX燃料加工施設周辺の固定施設である六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては外部事象防護対象施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため，MOX燃料加工施設の運転員に対する影響を想定する。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1)有毒ガス	【4.2(1)有毒ガス】 ・有毒ガスの漏えいについては，固定施設(六ヶ所ウラン濃縮工場)と可動施設(陸上輸送，海上輸送)からの流出が考えられる。 ・MOX燃料加工施設周辺の固定施設である六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては外部事象防護対象施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため，MOX燃料加工施設の運転員に対する影響を想定する。						
					V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては，再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品，再処理施設の各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため，人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。 ・これらの化学物質の漏えいによる影響としては，MOX燃料加工施設に直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。				V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては，再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品，再処理施設の各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため，人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。 ・これらの化学物質の漏えいによる影響としては，MOX燃料加工施設に直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。						
15	(3)　自然現象及び人為事象に対する防護対策 外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策	【4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策】 ・外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわないよう設計する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策	【4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策】 ・外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわないよう設計する。	第１回申請と同一					
16	a.　自然現象に対する防護対策 (a)　風(台風) 外部事象防護対象施設は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針(外部事象防護対象施設) 燃料加工建屋	基本方針(風(台風))	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (1)風(台風)	【4.1(1)風(台風)】 ・外部事象防護対象施設は，この観測値を基準とし，建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することにより，安全機能を損なわない設計とする。 (ただし，建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は，設計竜巻の最大風速(100m/s)による風荷重を大きく下回るため，風(台風)に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。)	○	基本方針(外部事象防護対象施設) 燃料加工建屋	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (1)風(台風)	【4.1(1)風(台風)】 ・外部事象防護対象施設は，この観測値を基準とし，建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することにより，安全機能を損なわない設計とする。 (ただし，建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は，設計竜巻の最大風速(100m/s)による風荷重を大きく下回るため，風(台風)に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。)	第１回申請と同一					
17	(b)　凍結 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して，建屋内に収納することにより，凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針(外部事象防護対象施設) 施設共通　基本設計方針(凍結及び高温に対する考慮)	基本方針(凍結)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・外部事象防護対象施設は，建屋内に収納することにより，凍結に対して，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設) 施設共通　基本設計方針(凍結及び高温に対する考慮)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・外部事象防護対象施設は，建屋内に収納することにより，凍結に対して，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
18	(c)　高温 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して，建屋内に収納することにより，高温に対して安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針(外部事象防護対象施設) 施設共通　基本設計方針(凍結及び高温に対する考慮)	基本方針(高温)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・外部事象防護対象施設は，高温に対し，建屋内に収納することにより，安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設) 施設共通　基本設計方針(凍結及び高温に対する考慮)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・外部事象防護対象施設は，高温に対し，建屋内に収納することにより，安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
19	(d)　降水 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して，降水量を設定し，降水による浸水に対し，排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすることで，雨水が当該建屋に浸入することを防止することで，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 設置要求	基本方針(外部事象防護対象施設) 燃料加工建屋 施設共通　基本設計方針(排水溝及び敷地内排水路)	基本方針(降水)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (4)降水	【4.1(4)降水】 ・外部事象防護対象施設は，設定した設計基準降水量(98.8mm/h)の降水による浸水に対し，排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること及び外部事象防護対象施設を収納する建屋の開口部の高さの確保により，雨水が当該建屋へ浸入することを防止する設計とすることで，降水に対し，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・設備が建屋外壁を貫通する際の貫通部の止水処理については，「Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針」において示す。	○	基本方針(外部事象防護対象施設) 燃料加工建屋 施設共通　基本設計方針(排水溝及び敷地内排水路)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (4)降水	【4.1(4)降水】 ・外部事象防護対象施設は，設定した設計基準降水量(98.8mm/h)の降水による浸水に対し，排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること及び外部事象防護対象施設を収納する建屋の開口部の高さの確保により，雨水が当該建屋へ浸入することを防止する設計とすることで，降水に対し，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・設備が建屋外壁を貫通する際の貫通部の止水処理については，「Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針」において示す。	第１回申請と同一					
20	(e)　積雪 外部事象防護対象施設は，敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し，機械的強度を有する建屋内に収納するとともに，閉塞に対し，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針(外部事象防護対象施設) 燃料加工建屋	基本方針(積雪)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・積雪荷重に対しては，最も厳しい観測値となる六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し，外部事象防護対象施設は，積雪荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。 ・積雪に対する設計は，同様な構造物への静的負荷として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山の影響に対する設計の中で確認する。 ・また，外部事象防護対象施設を収納する燃料加工建屋の外気取入口は防雪フードを設置し，降雪時に雪を取り込み難い設計とすることで，閉塞に対して外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞しない位置に設置することで，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設) 燃料加工建屋	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・積雪荷重に対しては，最も厳しい観測値となる六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し，外部事象防護対象施設は，積雪荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。 ・積雪に対する設計は，同様な構造物への静的負荷として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山の影響に対する設計の中で確認する。 ・また，外部事象防護対象施設を収納する燃料加工建屋の外気取入口は防雪フードを設置し，降雪時に雪を取り込み難い設計とすることで，閉塞に対して外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。燃料加工建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞しない位置に設置することで，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
21	なお，気体廃棄物の廃棄設備等の給気系で給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針(外部事象防護対象施設) 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	基本方針(積雪)		【4.1(5)積雪】 ・換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより，雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し，これを防止し，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより，雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し，これを防止し，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	－	基本方針(外部事象防護対象施設) 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・換気設備である気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系においては給気を加熱することにより，雪の取り込みによる給気系の閉塞に対し，これを防止し，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	(2)　防護設計に係る荷重等の設定 想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
15	(3)　自然現象及び人為事象に対する防護対策 外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
16	a.　自然現象に対する防護対策 (a)　風（台風） 外部事象防護対象施設は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
17	(b)　凍結 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して，建屋内に収納することにより，凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
18	(c)　高温 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して，建屋内に収納することにより，高温に対して安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
19	(d)　降水 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して，降水量を設定し，降水による浸水に対し，排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通口の止水処理をすること等により，雨水が当該建屋に浸入することを防止することで，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
20	(e)　積雪 外部事象防護対象施設は，敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し，機械的強度を有する建屋内に収納するとともに，閉塞に対し，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
21	なお，気体廃棄物の廃棄設備等の給気系で給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	(f)　生物学的事象 外部事象防護対象施設は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にバードスクリーンを，気体廃棄物の廃棄設備等の外気を直接取り込む設備にフィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針(外部事象防護対象施設) 燃料加工建屋 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 非常用所内電源設備の非常用発電機 (受電開閉設備)	基本方針(生物学的事象)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する燃料加工建屋の外気取入口にはバードスクリーンとしてステンレス製の金網を設置し，生物学的事象に対し，鳥類及び小動物の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄設備の給気設備，非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，生物学的事象に対し，生物の侵入を防止する設計とする。 ・なお，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち，受電開閉設備は，密封構造，メッシュ構造，シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設) 燃料加工建屋	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する燃料加工建屋の外気取入口にはバードスクリーンを設置し，生物学的事象に対し，これらの生物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄設備の給気設備，非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，生物学的事象に対し，生物の侵入を防止する設計とする。	○	－	基本方針(外部事象防護対象施設) 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する燃料加工建屋の外気取入口にはバードスクリーンを設置し，生物学的事象に対し，これらの生物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄設備の給気設備，非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，生物学的事象に対し，生物の侵入を防止する設計とする。
23	(g)　落雷 外部事象防護対象施設は，再処理事業所及びその周辺における最大の雷撃電流の観測値に対し安全余裕を見込んで，想定する雷撃電流を270kAとし，その落雷に対して，「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)，「建築基準法」及び「消防法」に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。また，接地系と避雷設備を連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針(外部事象防護対象施設) 施設共通　基本設計方針(避雷設備)	基本方針(落雷)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (7)落雷	【4.1(7)落雷】 ・外部事象防護対象施設は，270kAの雷撃電流値の落雷に対し，安全機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，直撃雷の防止設計として，外部事象防護対象施設を燃料加工建屋内に収納した上で，燃料加工建屋に「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608-2007)，「建築基準法」及び「消防法」に基づき，日本産業規格に準拠した設計の避雷設備を設置し，避雷設備を接地網と連接することにより，雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設) 施設共通　基本設計方針(避雷設備)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (7)落雷	【4.1(7)落雷】 ・外部事象防護対象施設は，270kAの雷撃電流値の落雷に対し，安全機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，直撃雷の防止設計として，外部事象防護対象施設を燃料加工建屋内に収納した上で，燃料加工建屋に「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608-2007)，「建築基準法」及び「消防法」に基づき，日本産業規格に準拠した設計の避雷設備を設置し，避雷設備を接地網と連接することにより，雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。	第１回申請と同一					
24	(h)　塩害 外部事象防護対象施設は，塩害に対し，気体廃棄物の廃棄設備等の給気系への除塩フィルタの設置，外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲における防食処理等の腐食防止対策により，受電開閉設備は，碍子部分の絶縁性の維持対策により，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針(外部事象防護対象施設) 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備 非常用所内電源設備の非常用発電機 (受電開閉設備)	基本方針(塩害)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより，屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。 ・外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として，腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。 ・なお，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち，受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより，屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。 ・外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策等の腐食防止対策を行う設計とする。 ・なお，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち，受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。	○	－	基本方針(外部事象防護対象施設) 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより，屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。 ・外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策等の腐食防止対策を行う設計とする。 ・なお，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち，受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。
25	b.　人為事象に対する防護対策 (a)　有毒ガス 外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(外部事象防護対象施設)	基本方針(有毒ガス)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1)有毒ガス	【4.2(1)有毒ガス】 ・外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。 ・六ヶ所ウラン濃縮工場は，有毒ガスの漏えいが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており，中央監視室等の居住性を損なうことはない。MOX燃料加工施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては，敷地周辺には鉄道路線がないこと，最も近接する幹線道路については燃料加工建屋までは約500m離れていること及び海岸からMOX燃料加工施設までは約5km離れていることから，幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，中央監視室等の居住性に影響を及ぼすことはない。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1)有毒ガス	【4.2(1)有毒ガス】 ・外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。 ・六ヶ所ウラン濃縮工場は，有毒ガスの漏えいが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており，中央監視室等の居住性を損なうことはない。MOX燃料加工施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては，敷地周辺には鉄道路線がないこと，最も近接する幹線道路については燃料加工建屋までは約500m離れていること及び海岸からMOX燃料加工施設までは約5km離れていることから，幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，中央監視室等の居住性に影響を及ぼすことはない。	第１回申請と同一					
26	また，想定される有毒ガスが発生した場合の運用上の措置として，人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	運用要求	施設共通　基本設計方針(有毒ガスの対応)	基本方針(有毒ガス)		【4.2(1)有毒ガス】 ・万一，六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に，人体への影響の観点から，運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	○	【施設共通　基本設計方針】 ・有毒ガスの対応	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1)有毒ガス	【4.2(1)有毒ガス】 ・万一，六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に，人体への影響の観点から，運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	第１回申請と同一					
27	再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては，「(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(有毒ガス)		【4.2(1)有毒ガス】 ・なお，再処理事業所内における化学物質の漏えいによって発生する有毒ガスの影響については，「(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。	○	基本方針	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1)有毒ガス	【4.2(1)有毒ガス】 ・なお，再処理事業所内における化学物質の漏えいによって発生する有毒ガスの影響については，「(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。	第１回申請と同一					
28	(b)　電磁的障害 外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(外部事象防護対象施設)	基本方針(電磁的障害)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (2)電磁的障害	【4.2(2)電磁的障害】 ・外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を維持するために必要な計装制御系は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ・ノイズ対策としては，制御盤の制御部は鋼製の筐体に格納するとともに筐体には接地すること，ケーブルは金属シールド付ケーブルを使用するとともに金属シールドは接地することにより，ノイズの侵入を防止する設計とする。 ・電気的分離対策としては，絶縁増幅器又は継電器により，入力と出力を電気的に絶縁することで，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設を電気的に分離する設計とする。 ・物理的分離対策としては，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設のケーブルトレイを物理的に分離する設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (2)電磁的障害	【4.2(2)電磁的障害】 ・外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を維持するために必要な計装制御系は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ・ノイズ対策としては，制御盤の制御部は鋼製の筐体に格納するとともに筐体には接地すること，ケーブルは金属シールド付ケーブルを使用するとともに金属シールドは接地することにより，ノイズの侵入を防止する設計とする。 ・電気的分離対策としては，絶縁増幅器又は継電器により，入力と出力を電気的に絶縁することで，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設を電気的に分離する設計とする。 ・物理的分離対策としては，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設のケーブルトレイを物理的に分離する設計とする。	第１回申請と同一					
29	外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針(外部事象防護対象施設)	基本方針(電磁的障害)													
30	(c)　再処理事業所内における化学物質の漏えい 外部事象防護対象施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(外部事象防護対象施設)	基本方針(再処理事業所内における化学物質の漏えい)	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・化学物質を受け入れる再処理施設の試薬建屋とMOX燃料加工施設は離隔距離を確保することにより，化学物質がMOX燃料加工施設へ直接被水することのない設計とすることで，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・化学物質を受け入れる再処理施設の試薬建屋とMOX燃料加工施設は離隔距離を確保することにより，化学物質がMOX燃料加工施設へ直接被水することのない設計とすることで，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一					
31	また，漏えいした化学物質の反応等により有毒ガスが発生した場合に人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	運用要求	施設共通　基本設計方針(加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置)	基本方針(再処理事業所内における化学物質の漏えい)		【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・再処理事業所内における漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	○	【施設共通　基本設計方針】 ・加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・再処理事業所内における漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	(f)　生物学的事象 外部事象防護対象施設は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にバードスクリーンを，気体廃棄物の廃棄設備等の外気を直接取り込む設備にフィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	基本方針(外部事象防護対象施設) 非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する燃料加工建屋の外気取入口にはバードスクリーンを設置し，生物学的事象に対し，これらの生物の侵入を防止又は抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄設備の給気設備，非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，生物学的事象に対し，生物の侵入を防止する設計とする。	○	－	基本方針(外部事象防護対象施設) (受電開閉設備)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する燃料加工建屋の外気取入口にはバードスクリーンとしてステンレス製の金網を設置し，生物学的事象に対し，鳥類及び小動物の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄設備の給気設備，非管理区域換気空調設備及び非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統にフィルタを設置し，生物学的事象に対し，生物の侵入を防止する設計とする。 ・なお，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち，受電開閉設備は，密封構造，メッシュ構造，シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計とする。
23	(g)　落雷 外部事象防護対象施設は，再処理事業所及びその周辺における最大の雷撃電流の観測値に対し安全余裕を見込んで，想定する雷撃電流を270kAとし，その落雷に対して，「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)，「建築基準法」及び「消防法」に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。また，接地系と避雷設備を連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
24	(h)　塩害 外部事象防護対象施設は，塩害に対し，気体廃棄物の廃棄設備等の給気系への除塩フィルタの設置，外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲における防食処理等の腐食防止対策により，受電開閉設備は，碍子部分の絶縁性の維持対策により，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	基本方針(外部事象防護対象施設) 非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより，屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。 ・外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として，腐食し難い金属を用いることは塗装することにより腐食を防止する設計とする。 ・なお，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち，受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。	○	－	基本方針(外部事象防護対象施設) (受電開閉設備)	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系には除塩フィルタを設置することにより，屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。 ・外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は腐食防止対策として，腐食し難い金属を用いることは塗装することにより腐食を防止する設計とする。 ・なお，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち，受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。
25	b.　人為事象に対する防護対策 (a)　有毒ガス 外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
26	また，想定される有毒ガスが発生した場合の運用上の措置として，人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
27	再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては，「(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
28	(b)　電磁的障害 外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
29	外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①												
30	(c)　再処理事業所内における化学物質の漏えい 外部事象防護対象施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
31	また，漏えいした化学物質の反応等により有毒ガスが発生した場合に人体への影響の観点から，中央監視室等の運転員に対する影響を想定し，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる ・給気系統上の手動ダンパを閉止する ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同一					
33	・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針(新知見の収集)	運用	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと	○	【施設共通　基本設計方針】 ・新知見の収集	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと	第１回申請と同一					
34	・除雪を適宜実施すること	運用要求	施設共通　基本設計方針(除雪)	運用	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・除雪を適宜実施すること	○	【施設共通　基本設計方針】 ・除雪	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・除雪を適宜実施すること	第１回申請と同一					
35	・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため，給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため，施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること	運用要求	施設共通　基本設計方針(有毒ガスの対応・加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置)	運用	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため，給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため，施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること	○	【施設共通　基本設計方針】 ・有毒ガスの対応 ・加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置	－	V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため，給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため，施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
33	・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
34	・除雪を適宜実施すること	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
35	・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため，全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため，給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため，施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第８条：外部からの衝撃による損傷の防止）

申請対象設備リスト
（第8条　外部からの衝撃による損傷の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
1	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	燃料加工建屋	建屋・洞道	8条(竜巻)-13 8条(竜巻)-14 8条(竜巻)-15 8条(竜巻)-17 8条(火山)-11 8条(火山)-17 8条(火山)-24 8条(火山)-32 8条(火山)-36 8条(火山)-42 8条(外部火災)-3 8条(外部火災)-15 8条(外部火災)-21 8条(外部火災)-23 8条(外部火災)-25 8条(外部火災)-27 8条(外部火災)-28 8条(外部火災)-30 8条(航空機)-10 8条(航空機)-11 8条(航空機)-12 8条(その他)-16 8条(その他)-19 8条(その他)-20 8条(その他)-22	—	—	—	—	1	新設	非安重 ※1	—	S※2 /1.2Ss	—	再処理 (MOX主)	※1：一部の工程室は安重 ※2：安重の工程室の範囲
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	8条(竜巻)-16	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	8条(竜巻)-16	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	8条(竜巻)-16	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	8条(竜巻)-16	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第8条　外部からの衝撃による損傷の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	8条(竜巻)-16	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	8条(竜巻)-16	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	8条(竜巻)-16	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	8条(竜巻)-16	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
468	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	給気設備	—	—	給気設備	給気設備	—	8条(火山)-18 8条(火山)-22 8条(火山)-25 8条(火山)-29 8条(火山)-37 8条(火山)-43 8条(外部火災)-33 8条(その他)-21 8条(その他)-22 8条(その他)-24	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※Sクラス GBを設置している工程室から逆止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
472	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	排気筒	—	—	排気筒	排気筒	—	8条(竜巻)-16	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	8条(竜巻)-16	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第8条　外部からの衝撃による損傷の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	8条(竜巻)-16	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	8条(竜巻)-16	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	8条(竜巻)-16	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	8条(竜巻)-16	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	8条(竜巻)-16	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	8条(竜巻)-16	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震において
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	8条(竜巻)-16	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第8条　外部からの衝撃による損傷の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	8条(竜巻)-16	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	8条(竜巻)-16	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	8条(竜巻)-16	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
563	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気筒	排気筒	—	8条(竜巻)-16 8条(竜巻)-18	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
659	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油移送ポンプ	ポンプ	8条(火山)-44	系統_非常用発電機_機器_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
660	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油サービスタンク	容器	8条(火山)-44	系統_非常用発電機_機器_3	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
661	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	非常用ガスタービン発電機	発電機	8条(竜巻)-16 8条(竜巻)-17 8条(火山)-19 8条(火山)-20 8条(火山)-21 8条(火山)-22 8条(火山)-26 8条(火山)-27 8条(火山)-28 8条(火山)-29 8条(火山)-38 8条(火山)-44 8条(外部火災)-3 8条(外部火災)-22 8条(外部火災)-34 8条(その他)-22 8条(その他)-24	系統_非常用発電機_機器_4	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
668	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	容器	8条(火山)-44	系統_非常用発電機_機器_1	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
677	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	受電開閉設備	—	受電開閉設備	受電開閉設備	—	8条(その他)-22 8条(その他)-24	—	—	—	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理 (MOX従)	—
938	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	非管理区域換気空調設備	—	—	—	非管理区域換気空調設備	非管理区域換気空調設備	—	8条(火山)-18 8条(火山)-22 8条(火山)-25 8条(火山)-29 8条(火山)-37 8条(火山)-43 8条(外部火災)-33 8条(その他)-21 8条(その他)-22 8条(その他)-24	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第8条　外部からの衝撃による損傷の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	8条(竜巻)-5 8条(竜巻)-17 8条(竜巻)-24 8条(竜巻)-25 8条(竜巻)-26 8条(火山)-5 8条(火山)-12 8条(火山)-13 8条(火山)-33 8条(火山)-34 8条(火山)-39 8条(火山)-40 8条(火山)-43 8条(火山)-45 8条(火山)-47 8条(火山)-48 8条(火山)-49 8条(火山)-50 8条(火山)-51 8条(火山)-52 8条(外部火災)-6 8条(外部火災)-8 8条(外部火災)-11 8条(外部火災)-24 8条(外部火災)-26 8条(外部火災)-31 8条(外部火災)-35 8条(外部火災)-37 8条(外部火災)-38 8条(外部火災)-39 8条(外部火災)-40 8条(外部火災)-41 8条(航空機)-5 8条(その他)-13 8条(その他)-26 8条(その他)-31 8条(その他)-33 8条(その他)-34 8条(その他)-35	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ１

別紙 2-1-6　各条における申請対象設備

（第９条：加工施設への人の不法な侵入等の防止）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1

添付１：別紙２（９条：加工施設への人の不法な侵入等の防止）
添付２：申請対象設備リスト（９条：加工施設への人の不法な侵入等の防止）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」(各条00資料)にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第９条　加工施設への人の不法な侵入等の防止」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②に該当する設備）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第９条　加工施設への人の不法な侵入等の防止」において、「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

また、「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」においても、該当する設備はない。

なお、MOX燃料加工施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことの措置等を「施設共通 基本設計方針」として示す。

添付１

別紙２

（９条：加工施設への人の不法な侵入等の防止）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	9.1　加工施設への人の不法な侵入等の防止 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止） 設計方針（不法移動及び妨害破壊行為の防止）	V-1-1-5　加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 1．概要 2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入の防止方法について 3.1　物理的障壁による防護等 3.2　出入管理 3.3　車両の管理 3.4　探知施設 3.5　通信及び連絡 3.6　核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 4．持込点検 5．不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策 6．人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について	【1．概要】 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載 【2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載 【3．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨 【3.1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法，区域設定，防護方法 【3.2出入管理】 ・MOX燃料加工施設における人の出入管理の仕方 【3.3車両の管理】 ・MOX燃料加工施設における車両の出入管理の仕方 【3.4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所，資機材を用いた監視，監視の仕方 【3.5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること 【3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方 【4．持込点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検 【5．不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロ含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方 【6．人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても MOX燃料加工施設の安全性を損なわないこと	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-5　加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3．1物理的障壁による防護等 3．2出入管理 3．3車両の管理 3．4探知施設 3．5通信及び連絡 5．不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策	【1．概要】 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載 【2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載 【3．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨 【3．1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法，区域設定，防護方法 【3．2出入管理】 ・MOX燃料加工施設における人の出入管理の仕方 【3．3車両の管理】 ・MOX燃料加工施設における車両の出入管理の仕方 【3．4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所，資機材を用いた監視，監視の仕方 【3．5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること 【3．6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方 【4．持込点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検 【5．不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロ含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方 【6．人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても MOX燃料加工施設の安全性を損なわないこと	－	－	－	－	－	－
2	核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止） 設計方針（不正アクセス防止） 設計方針（不法移動及び妨害破壊行為の防止）			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-5　加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3．4探知施設 3．5通信及び連絡 5．不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策		－	－	－	－	－	－
3	また，MOX燃料加工施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込防止）			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-5　加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 4．持込点検		－	－	－	－	－	－
4	さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（不正アクセス防止）			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-5　加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 5．不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策		－	－	－	－	－	－
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止） 設計方針（爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込防止） 設計方針（不正アクセス防止 設計方針（不法移動及び妨害破壊行為の防止）			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-5　加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3．1物理的障壁による防護等 3．2出入管理 3．3車両の管理 3．4探知施設 3．5通信及び連絡 3．6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 4．持込点検 5．不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策	【4．持込点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検 【5．不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロ含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方 【6．人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても MOX燃料加工施設の安全性を損なわないこと	－	－	－	－	－	－
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（その他共用）			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-5　加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2．MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 6．人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について		－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	9.1　加工施設への人の不法な侵入等の防止 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	また，MOX燃料加工施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（９条：加工施設への人の不法な侵入等の防止）

申請対象設備リスト
（第9条　加工施設への人の不法な侵入等の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	**基本設計方針 紐付け番号**	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	9条-1 9条-2 9条-3 9条-4 9条-5 9条-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ１

別紙 2-1-7　各条における申請対象設備

（第 10 条：閉じ込めの機能）

（第 21 条：核燃料物質等による汚染の防止）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（10条：閉じ込めの機能）（21条：核燃料物質等による汚染の防止）
添付２：申請対象設備リスト（10条：閉じ込めの機能）（21条：核燃料物質等による汚染の防止）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第10条　閉じ込めの機能」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
グローブボックス等の負圧維持及び面速維持に係る機能	10条-3 10条-4	・グローブボックス排気設備 ・窒素循環設備
オープンポートボックス及びフードの面速維持に係る機能	10条-3	・グローブボックス排気設備
核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る建屋及び工程室の排気機能	10条-13	・建屋排気設備 ・工程室排気設備
液体状の放射性物質の漏えい検知機能及び警報機能	10条-11 10条-17	・低レベル廃液処理設備（漏えい検知含む） ・分析設備　分析済液処理装置（漏えい検知含む）

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第10条：閉じ込めの機能）

（第21条：核燃料物質等による汚染の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め (1)閉じ込めに係る基本方針 安全機能を有する施設は，放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	第1回申請と同一					
2	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)は，混合酸化物貯蔵容器，燃料棒等に封入した状態で取り扱うか，MOX粉末，グリーンペレット，ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉，スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。)，ウラン粉末は取扱量，取扱形態に応じてグローブボックス又はオープンポートボックスで，放射性廃棄物のサンプリング試料等の汚染のおそれのある物品はフードで取り扱う設計とする。	冒頭宣言 設置要求	・基本方針 ・機器 ・系統 ・グローブボックス等 ・オープンポートボックス ・フード	基本方針 設計方針(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 ・各設備の構造等の詳細設計方針として，「加工事業変更許可申請書本文・添付書類五及び整理資料(補足説明資料)の記載内容をベースに展開する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	窒素循環設備 分析装置GB 低レベル廃液処理設備OPB 分析装置フード　等	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針	【3.施設の詳細設計方針】 ・申請対象設備について，各設備の構造等の詳細設計方針として，「加工事業変更許可申請書本文・添付書類五及び整理資料(補足説明資料)の記載内容をベースに展開する。
3	(2)グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は，グローブボックス排気設備により負圧に維持し，オープンポートボックス及びフードは，グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	・基本方針 ・グローブボックス排気設備(グローブボックス排風機，グローブボックス排気ダクト) ・窒素循環設備(窒素循環ファン，窒素循環ダクト，窒素循環冷却機) ・グローブボックス ・オープンポートボックス ・フード ・焼結炉 ・スタック乾燥装置 ・小規模焼結処理装置	基本方針 設計方針(閉じ込め) 評価(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス 3.2　焼結炉 3.3　スタック乾燥装置 3.4　小規模焼結処理装置 3.5　オープンポートボックス 3.6　フード	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 グローブボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.2焼結炉】 焼結炉に係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.3スタック乾燥装置】 スタック乾燥装置に係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.4小規模焼結処理装置】 小規模焼結処理装置に係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.5オープンポートボックス】 ○オープンポートボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・オープンポートボックスの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果 【3.6フード】 ○フードに係る以下の設計方針について，説明する。 ・フードの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	グローブボックス排気設備(グローブボックス排風機，グローブボックス排気ダクト) 窒素循環設備(窒素循環ファン，窒素循環ダクト，窒素循環冷却機) スタック乾燥装置 分析装置GB 分析装置フード 低レベル廃液処理設備OPB　等	＜ファン＞ ・容量 ・原動機 ＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜機械装置＞ ・主要寸法 ＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ量 ・開口部風速 ＜焼結・乾燥装置＞ ・漏れ率	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス 3.3　スタック乾燥装置 3.5　オープンポートボックス 3.6　フード	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 グローブボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.3スタック乾燥装置】 スタック乾燥装置に係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.5オープンポートボックス】 ○オープンポートボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・オープンポートボックスの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果 【3.6フード】 ○フードに係る以下の設計方針について，説明する。 ・フードの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果
4	また，グローブ１個が破損した場合でもグローブボートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	・基本方針 ・グローブボックス排気設備(グローブボックス排風機，グローブボックス排気ダクト) ・窒素循環設備(窒素循環ファン，窒素循環ダクト，窒素循環冷却機) ・グローブボックス	基本方針 設計方針(閉じ込め) 評価(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ○グローブボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・グローブボートの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	グローブボックス排気設備(グローブボックス排風機，グローブボックス排気ダクト) 窒素循環設備(窒素循環ファン，窒素循環ダクト，窒素循環冷却機) 分析装置GB　等	＜ファン＞ ・容量 ・原動機 ＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜機械装置＞ ・主要寸法 ＜核物質等取扱ボックス＞ ・開口部風速	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ○グローブボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・グローブボートの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果
5	グローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。	機能要求②	・基本方針 ・グローブボックス	基本方針 設計方針(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ・JIS規格に基づく漏えい率について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	分析装置GB　等	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ・JIS規格に基づく漏えい率について説明する。
6	MOX粉末を取り扱うグローブボックスは，以下の設計を講じる。 (a)粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう，内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により，落下又は転倒した粉末容器が，グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。	機能要求① 評価要求	・基本方針 ・グローブボックス ・グローブボックスに内包される機器	基本方針 設計方針(閉じ込め) 評価(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.2　容器落下時のグローブボックスパネルへの影響評価	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.2容器落下時のグローブボックスパネルへの影響評価】 ・対象グローブボックスに対して，容器落下時にパネルへの直接衝突がないこと，仮に間接的に衝突しても閉じ込め機能が損なわれないことを，構造図や容器重量，落下高さ情報を基に評価する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	粉末一時保管装置GB	－	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.2　容器落下時のグローブボックスパネルへの影響評価	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.2容器落下時のグローブボックスパネルへの影響評価】 ・対象グローブボックスに対して，容器落下時にパネルへの直接衝突がないこと，仮に間接的に衝突しても閉じ込め機能が損なわれないことを，構造図や容器重量，落下高さ情報を基に評価する。
7	(b)グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより，重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。 なお，グローブボックス内及びグローブボックス近傍の飛散物の発生防止に係る設計方針については，第1章　共通項目の「8.1安全機能を有する施設」の「8.1.3内部発生飛散物に対する考慮」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め (1)閉じ込めに係る基本方針 安全機能を有する施設は，放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
2	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)は，混合酸化物貯蔵容器，燃料棒等に封入した状態で取り扱うか，MOX粉末，グリーンペレット，ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込める機能を有する焼結炉，スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。)，ウラン粉末は取扱量，取扱形態に応じてグローブボックス又はオープンポートボックスで，放射性廃棄物のサンプリング試料等の汚染のおそれのある物品はフードで取り扱う設計とする。	冒頭宣言 設置要求	○	予備混合装置GB　等	均一化混合装置GB 焼結炉　等	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針	【3.施設の詳細設計方針】 ・申請対象設備について，各設備の構造等の詳細設計方針として，「加工事業変更許可申請書本文・添付書類五及び整理資料(補足説明資料)の記載内容をベースに展開する。	○	混合酸化物貯蔵容器	－	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針	【3.施設の詳細設計方針】 ・申請対象設備について，各設備の構造等の詳細設計方針として，「加工事業変更許可申請書本文・添付書類五及び整理資料(補足説明資料)の記載内容をベースに展開する。
3	(2)グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は，グローブボックス排気設備により負圧に維持し，オープンポートボックス及びフードは，グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	○	予備混合装置GB　等	焼結炉 小規模焼結処理装置 均一化混合装置GB 外蓋容器装置OPB 貯蔵容器受払装置OPB フード(放射能測定設備)　等	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率 ・開口部風速 ＜焼結・乾燥装置＞ ・漏れ率	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス 3.2　焼結炉 3.4　小規模焼結処理装置 3.5　オープンポートボックス 3.6　フード	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 グローブボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.2焼結炉】 焼結炉に係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.4小規模焼結処理装置】 小規模焼結処理装置に係る以下の設計方針について，説明する。 ・JIS規格に基づく漏えい率 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保 【3.5オープンポートボックス】 ○オープンポートボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・オープンポートボックスの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果 【3.6フード】 ○フードに係る以下の設計方針について，説明する。 ・フードの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果	－	－	－	－	－	－
4	また，グローブ１個が破損した場合でもグローブボートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	○	予備混合装置GB　等	均一化混合装置GB　等	＜核物質等取扱ボックス＞ ・開口部風速	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ○グローブボックスに係る以下の設計方針について，説明する。 ・グローブボートの開口部に対する空気流入風速(0.5m/s) ・空気流入風速を担保するために必要な風量の計算方法，計算条件，計算結果	－	－	－	－	－	－
5	グローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。	機能要求②	○	予備混合装置GB　等	均一化混合装置GB　等	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ・JIS規格に基づく漏えい率について説明する。	－	－	－	－	－	－
6	MOX粉末を取り扱うグローブボックスは，以下の設計を講じる。 (a)粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう，内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により，落下又は転倒した粉末容器が，グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。	機能要求① 評価要求	○	予備混合装置GB　等	均一化混合装置GB　等	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.2　容器落下時のグローブボックスパネルへの影響評価	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.2容器落下時のグローブボックスパネルへの影響評価】 ・対象グローブボックスに対して，容器落下時にパネルへの直接衝突がないこと，仮に間接的に衝突しても閉じ込め機能が損なわれないことを，構造図や容器重量，落下高さ情報を基に評価する。	－	－	－	－	－	－
7	(b)グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより，重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。 なお，グローブボックス内及びグローブボックス近傍の飛散物の発生防止に係る設計方針については，第1章　共通項目の「8.1安全機能を有する施設」の「8.1.3内部発生飛散物に対する考慮」に基づくものとする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため，核燃料物質等の漏えいに対する措置等として，以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は，内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	機能要求① 機能要求②	・基本方針 ・グローブボックス排気設備※1 ・室素循環設備 ・グローブボックス ・オープンポートボックス ・フード ・焼結炉 ・スタック乾燥装置 ・小規模焼結処理装置 ・低レベル廃液処理設備 ・分析済液処理装置 ・混合酸化物貯蔵容器 ・火災防護設備(延焼防止ダンパ，ピストンダンパ)※2 ※1グローブボックス排気設備のうち，グローブボックス排気フィルタユニットより下流の機器については，清浄化された空気を取り扱うことから対象外。 ※2火災防護設備である延焼防止ダンパとピストンダンパは安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するものであるため，対象設備として選定。	基本方針 設計方針(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス 3.2　焼結炉 3.3　スタック乾燥装置 3.4　小規模焼結処理装置 3.5　オープンポートボックス 3.6　フード 3.7　混合酸化物貯蔵容器 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備 3.12　換気設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.2焼結炉】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.3スタック乾燥装置】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.4小規模焼結処理装置】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.5オープンポートボックス】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.6フード】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.7混合酸化物貯蔵容器】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.10分析設備】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.12換気設備】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	グローブボックス排気設備※1 室素循環設備 分析済液処理装置 低レベル廃液処理設備 【機能要求②】 グローブボックス排気設備(グローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気ダクト)※1 室素循環設備(室素循環ファン，室素循環ダクト，室素循環冷却機) スタック乾燥装置 分析装置GB 低レベル廃液処理設備OPB 分析装置フード 分析済液処理装置(ろ過処理供給槽，ろ過処理供給槽ポンプ，第1ろ過装置，主配管等) 低レベル廃液処理設備(ろ過処理前槽，ろ過処理前槽ポンプ，第1ろ過処理装置，主配管等) 火災防護設備(延焼防止ダンパ，ピストンダンパ)※2　等 ※1グローブボックス排気設備のうち，グローブボックス排気フィルタユニットより下流の機器については，清浄化された空気を取り扱うことから対象外。 ※2火災防護設備である延焼防止ダンパとピストンダンパは安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するものであるため，対象設備として選定。	＜ファン＞ ・主要材料 ＜フィルタ＞ ・主要材料 ＜主配管＞ ・主要材料 ＜機械装置＞ ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス＞ ・主要材料 ＜焼結・乾燥装置＞ ・主要材料 ＜ろ過装置＞ ・主要材料 ＜容器＞ ・主要材料 ＜ポンプ＞ ・主要材料 ＜主要弁＞ ・主要材料	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.3　スタック乾燥装置 3.1.1　グローブボックス 3.5　オープンポートボックス 3.6　フード 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備 3.12　換気設備	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.3スタック乾燥装置】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.5オープンポートボックス】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.6フード】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.10分析設備】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.12換気設備】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。
9	(b)液体廃棄物を内包する系統及び機器は，溶接，フランジ又は継手で接続する構造により核燃料物質等が漏えいし難い設計とする。	機能要求①	・基本方針 ・低レベル廃液処理設備 ・分析済液処理装置	基本方針 設計方針(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の構造を説明する。 【分析設備】 ・分析済液処理装置の構造を説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	－	低レベル廃液処理設備 分析済液処理装置	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備	【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の構造を説明する。 【分析設備】 ・分析済液処理装置の構造を説明する。
10	(c)核燃料物質等を取り扱う設備は，核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。 なお，核燃料物質等を取り扱う設備のうち，気体廃棄物を取り扱う設備の逆流防止に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	冒頭宣言 設置要求	・基本方針 ・低レベル廃液処理設備(逆流防止の措置) ・分析済液処理装置(逆流防止の措置)	基本方針 設計方針(逆流防止)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 【3.10分析設備】 ・逆流防止対策について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	－	低レベル廃液処理設備 分析済液処理装置	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備	【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 【3.10分析設備】 ・逆流防止対策について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため，核燃料物質等の漏えいに対する措置等として，以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は，内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置GB　等	焼結炉 小規模焼結処理装置 均一化混合装置GB 外蓋着脱装置OPB 貯蔵容器受払装置OPB フード(放射能測定設備)　等	＜焼結・乾燥装置＞ ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス＞ ・主要材料	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス 3.2　焼結炉 3.4　小規模焼結処理装置 3.5　オープンポートボックス 3.6　フード	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.2焼結炉】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.4小規模焼結処理装置】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.5オープンポートボックス】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。 【3.6フード】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。	○	混合酸化物貯蔵容器	－	＜運搬・製品容器＞ ・主要材料	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.7　混合酸化物貯蔵容器	【3.施設の詳細設計方針】 【3.7混合酸化物貯蔵容器】 ・内包する物質の種類に応じた腐食対策を講じていることを説明する。
9	(b)液体廃棄物を内包する系統及び機器は，溶接，フランジ又は継手で接続する構造により核燃料物質等が漏えいし難い設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	(c)核燃料物質等を取り扱う設備は，核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。 なお，核燃料物質等を取り扱う設備のうち，気体廃棄物を取り扱う設備の逆流防止に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	冒頭宣言 設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	(d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは，貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し，警報を発する設計とするとともに，グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより，グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで，放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。	機能要求② 評価要求	・基本方針 ・グローブボックス(漏えい液受皿) ・オープンポートボックス(漏えい液受皿) ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位 ・分析済液処理装置　漏えい液受皿液位	基本方針 設計方針(閉じ込め) 評価(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ○低レベル廃液処理設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・漏えい液受皿の容量及び想定する漏えい量の計算結果を示し，漏えい液受皿に漏えい液を保持できることの説明 ・漏えい検知器により漏えいを検知し，中央監視室へ警報を発することの説明 【3.10分析設備】 ○分析設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・漏えい液受皿の容量及び想定する漏えい量の計算結果を示し，漏えい液受皿に漏えい液を保持できることの説明 ・漏えい検知器により漏えいを検知し，中央監視室へ警報を発することの説明	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	－	・グローブボックス(漏えい液受皿) ・オープンポートボックス(漏えい液受皿) ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位 ・分析済液処理装置　漏えい液受皿液位	＜核物質等取扱ボックス(漏えい液受皿)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・警報動作範囲	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備	【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ○低レベル廃液処理設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・漏えい液受皿の容量及び想定する漏えい量の計算結果を示し，漏えい液受皿に漏えい液を保持できることの説明 ・漏えい検知器により漏えいを検知し，中央監視室へ警報を発することの説明 【3.10分析設備】 ○分析設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・漏えい液受皿の容量及び想定する漏えい量の計算結果を示し，漏えい液受皿に漏えい液を保持できることの説明 ・漏えい検知器により漏えいを検知し，中央監視室へ警報を発することの説明
12	(4)核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針 核燃料物質等が漏えいした場合においても，工程室(非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。以下同じ。)及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。	冒頭宣言 機能要求①	・基本方針 ・燃料加工建屋 ・貯蔵容器搬送用洞道 ・工程室(非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。) ・グローブボックス等	基本方針 設計方針(建物)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.11　建物・構築物	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.11建物・構築物】 ○建物・構築物に係る以下の設計方針について，説明する。 ・建物・構築物の構造 ・工程室と各グローブボックス等の設置場所の関係	○	基本方針 燃料加工建屋 工程室(非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。)	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.11　建物・構築物	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.11建物・構築物】 ・建物・構築物の構造を説明する。	○	貯蔵容器搬送用洞道 工程室(非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。) 粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	分析装置GB　等	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.11　建物・構築物	【3.施設の詳細設計方針】 【3.11建物・構築物】 ・工程室と各グローブボックス等の設置場所の関係を説明する。
13	工程室は工程室排気設備，燃料加工建屋は建屋排気設備にて排気し，燃料加工建屋，工程室，グローブボックス等の順に負圧を低くすることで，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。 なお，負圧順序の達成に必要な起動順序に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	機能要求① 機能要求②	・基本方針 ・グローブボックス排気設備 ・室素循環設備 ・工程室排気設備(工程室排風機，工程室排気ダクト) ・建屋排気設備(建屋排風機，建屋排気ダクト)	基本方針 設計方針(漏えいの拡大防止)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.11　建物・構築物 3.12　換気設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.11建物・構築物】 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保について説明する。 【3.12換気設備】 ・負圧順序について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	－	グローブボックス排気設備 室素循環設備 【機能要求②】 工程室排気設備(工程室排風機，工程室排気ダクト) 建屋排気設備(建屋排風機，建屋排気ダクト)	＜ファン＞ ・容量 ・原動機 ＜主配管＞ ・外径・厚さ	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.11　建物・構築物 3.12　換気設備	【3.施設の詳細設計方針】 【3.11建物・構築物】 ・換気設備との組み合わせによる閉じ込め機能の確保について説明する。 【3.12換気設備】 ・負圧順序について説明する。
14	グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は，警報を発する設計とする。	設置要求	・基本方針 ・グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針 設計方針(閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス 3.2　焼結炉 3.3　スタック乾燥装置 3.4　小規模焼結処理装置	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備により負圧異常を感知し，中央監視室へ警報を発することを説明する。 【3.2焼結炉】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備により負圧異常を感知し，中央監視室へ警報を発することを説明する。 【3.3スタック乾燥装置】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備により負圧異常を感知し，中央監視室へ警報を発することを説明する。 【3.4小規模焼結処理装置】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備により負圧異常を感知し，中央監視室へ警報を発することを説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	－	－	－	－	－	－
15	グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に，建屋内及び工程室内はダストモニタ，エアスニファ及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知できるよう，放射線監視設備を設ける設計とする。また，MOX燃料加工施設から周辺環境へ放射性気体廃棄物を放出する排気筒には，MOX燃料加工施設外への核燃料物質等の漏えいを検知できるよう，排気モニタを設置する設計とする。 なお，放射線監視設備に係る設計方針については，第2章　個別項目の「6.放射線管理施設」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	－	－	－	－	－	－
16	グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合は，換気設備等のユーティリティの停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止(以下「工程停止」という。)，気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機，工程室排風機，送風機及び室素循環ファン並びに非管理区域換気空調設備(以下「送排風機」という。)を停止する措置等により漏えいの拡大を防止することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	・基本方針 ・施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針(漏えいの拡大防止)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.12　換気設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.12換気設備】 ・工程停止および排風機等の停止による漏えいの拡大防止対策について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	－	施設共通　基本設計方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.12　換気設備	【3.施設の詳細設計方針】 【3.12換気設備】 ・工程停止および排風機等の停止による漏えいの拡大防止対策について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	(d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは，貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し，警報を発する設計とするとともに，グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより，グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで，放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。	機能要求② 評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	(4)核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針 核燃料物質等が漏えいした場合においても，工程室(非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。以下同じ。)及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。	冒頭宣言 機能要求①	○	工程室(非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。) 予備混合装置GB　等	均一化混合装置GB　等	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.11　建物・構築物	【3.施設の詳細設計方針】 【3.11建物・構築物】 ・工程室と各グローブボックス等の設置場所の関係を説明する。	－	－	－	－	－	－
13	工程室は工程室排気設備，燃料加工建屋は建屋排気設備にて排気し，燃料加工建屋，工程室，グローブボックス等の順に負圧を低くすることで，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。 なお，負圧順序の達成に必要な起動順序に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は，警報を発する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1　グローブボックス 3.1.1　グローブボックス 3.2　焼結炉 3.3　スタック乾燥装置 3.4　小規模焼結処理装置	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1グローブボックス】 【3.1.1グローブボックス】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備により負圧異常を感知し，中央監視室へ警報を発することを説明する。 【3.2焼結炉】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備により負圧異常を感知し，中央監視室へ警報を発することを説明する。 【3.3スタック乾燥装置】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備により負圧異常を感知し，中央監視室へ警報を発することを説明する。 【3.4小規模焼結処理装置】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備により負圧異常を感知し，中央監視室へ警報を発することを説明する。	－	－	－	－	－	－
15	グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に，建屋内及び工程室内はダストモニタ，エアスニファ及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知できるよう，放射線監視設備を設ける設計とする。また，MOX燃料加工施設から周辺環境へ放射性気体廃棄物を放出する排気筒には，MOX燃料加工施設外への核燃料物質等の漏えいを検知できるよう，排気モニタを設置する設計とする。 なお，放射線監視設備に係る設計方針については，第2章　個別項目の「6.放射線管理施設」に示す。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合は，換気設備等のユーティリティの停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止(以下「工程停止」という。)，気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機，工程室排風機，送風機及び窒素循環ファン並びに非管理区域換気空調設備(以下「送排風機」という。)を停止する措置等により漏えいの拡大を防止することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合，漏えい検知器により検知し，警報を発する設計とするとともに，堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	・基本方針 ・低レベル廃液処理設備　サンプ液位 ・分析済液処理装置　サンプ液位 ・燃料加工建屋(堰)	基本方針 設計方針(漏えいの拡大防止) 評価(漏えいの拡大防止)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ○低レベル廃液処理設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・漏えい防止の堰の容量及び想定する漏えい量の計算結果を示し，堰に漏えい液を保持できることの説明 ・漏えい検知器により漏えいを検知し，中央監視室へ警報を発することの説明 【3.10分析設備】 ○分析設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・漏えい防止の堰の容量及び想定する漏えい量の計算結果を示し，堰に漏えい液を保持できることの説明 ・漏えい検知器により漏えいを検知し，中央監視室へ警報を発することの説明	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	－	・低レベル廃液処理設備　サンプ液位 ・分析済液処理装置　サンプ液位 ・燃料加工建屋(堰)	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・警報動作範囲 ＜施設外漏えい防止堰＞ ・主要寸法 ・主要材料 ・床面及び壁面の塗装の範囲	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.9　低レベル廃液処理設備 3.10　分析設備	【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ○低レベル廃液処理設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・漏えい防止の堰の容量及び想定する漏えい量の計算結果を示し，堰に漏えい液を保持できることの説明 ・漏えい検知器により漏えいを検知し，中央監視室へ警報を発することの説明 【3.10分析設備】 ○分析設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・漏えい防止の堰の容量及び想定する漏えい量の計算結果を示し，堰に漏えい液を保持できることの説明 ・漏えい検知器により漏えいを検知し，中央監視室へ警報を発することの説明
18	(5)その他の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス排気設備，工程室排気設備及び建屋排気設備は，以下の設計を講じる。 (a)排風機は予備機を設け，故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。 なお，故障時の排風機の切り替えによる核燃料物質等の漏えい防止及び漏えい拡大防止に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	第1回申請と同一					
19	(b)核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とすることで，周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくするとともに，設計基準事故時においても可能な限り負圧維持，漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう，事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。 なお，高性能エアフィルタによる核燃料物質等の漏えい防止，逆流防止及び放出量の低減に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	冒頭宣言 機能要求①	・基本方針 ・グローブボックス排気設備 ・工程室排気設備 ・建屋排気設備	基本方針 設計方針(放出量の低減，逆流防止，閉じ込め)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.12　換気設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.12換気設備】 ○換気設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・グローブボックス排気設備，工程室排気設備，建屋排気設備の構造，系統構成 ・通常時及び設計基準事故時における，高性能エアフィルタによる周辺環境に放出される核燃料物質等の除去 ・通常時及び設計基準事故時における，工程室内への核燃料物質等の逆流防止 なお，高性能エアフィルタの捕集効率及び段数については，添付Ｖ－１－３　廃棄施設に関する説明書にて説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	－	グローブボックス排気設備 工程室排気設備 建屋排気設備	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.12　換気設備	【3.施設の詳細設計方針】 【3.12換気設備】 ○換気設備に係る以下の設計方針について，説明する。 ・グローブボックス排気設備，工程室排気設備，建屋排気設備の構造，系統構成 ・通常時及び設計基準事故時における，高性能エアフィルタによる周辺環境に放出される核燃料物質等の除去 ・通常時及び設計基準事故時における，工程室内への核燃料物質等の逆流防止 なお，高性能エアフィルタの捕集効率及び段数については，添付Ｖ－１－３　廃棄施設に関する説明書にて説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合，漏えい検知器により検知し，警報を発する設計とするとともに，堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	(5)その他の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス排気設備，工程室排気設備及び建屋排気設備は，以下の設計を講じる。 (a)排風機は予備機を設け，故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。 なお，故障時の排風機の切り替えによる核燃料物質等の漏えい防止及び漏えい拡大防止に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	(b)核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とすることで，周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくするとともに，設計基準事故時においても可能な限り負圧維持，漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう，事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。 なお，高性能エアフィルタによる核燃料物質等の漏えい防止，逆流防止及び放出量の低減に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	冒頭宣言 機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	燃料加工建屋の床面下には，敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	設置要求	・基本方針 ・燃料加工建屋	基本方針 設計方針(建物)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.11　建物・構築物	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.11建物・構築物】 ・排水路の上に施設がないことを説明する。	○	基本方針 燃料加工建屋	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.11　建物・構築物	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.11建物・構築物】 ・排水路の上に施設がないことを説明する。	－	－	－	－	－	－
21	技術基準規則第十条第1項第二号にある「穴ふっ化ウランを取り扱う設備」は，MOX燃料加工施設に設置しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	○	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　閉じ込め機能に関する基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。	－	－	－	－	－	－
22	4.2 核燃料物質等による汚染の防止 核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は，除染が容易で，腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。	冒頭宣言 設置要求	・基本方針 ・燃料加工建屋 ・貯蔵容器搬送用洞道	基本方針 設計方針(汚染の防止)	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.2　核燃料物質等による汚染の防止に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.13　核燃料物質等による汚染の防止	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.2　核燃料物質等による汚染の防止に関する基本方針】 ・核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面に対する汚染の防止に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.13核燃料物質等による汚染の防止】 ○核燃料物質等による汚染の防止に係る以下の設計方針について，説明する。 ・塗装対象及び塗装範囲の考え方 ・樹脂系塗料等の仕様 ・建屋平面図及び塗装範囲の一覧表にて，塗装範囲の詳細(天井面塗装，床面塗装，壁面塗装)の説明	○	基本方針 燃料加工建屋	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.2　核燃料物質等による汚染の防止に関する基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.13　核燃料物質等による汚染の防止	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.2　核燃料物質等による汚染の防止に関する基本方針】 ・核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面に対する汚染の防止に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.13核燃料物質等による汚染の防止】 ○核燃料物質等による汚染の防止に係る以下の設計方針について，説明する。 ・塗装対象及び塗装範囲の考え方 ・樹脂系塗料等の仕様 ・建屋平面図及び塗装範囲の一覧表にて，塗装範囲の詳細(天井面塗装，床面塗装，壁面塗装)の説明	○	貯蔵容器搬送用洞道	－	－	添付Ｖ－１－１－２－１　加工施設の閉じ込めに関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.13　核燃料物質等による汚染の防止	【3.施設の詳細設計方針】 【3.13核燃料物質等による汚染の防止】 ○核燃料物質等による汚染の防止に係る以下の設計方針について，説明する。 ・塗装対象及び塗装範囲の考え方 ・樹脂系塗料等の仕様 ・建屋平面図及び塗装範囲の一覧表にて，塗装範囲の詳細(天井面塗装，床面塗装，壁面塗装)の説明

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十条 閉じ込めの機能／第二十一条 核燃料物質等による汚染の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	燃料加工建屋の床面下には，敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	技術基準規則第十条第1項第二号にある「六ふっ化ウランを取り扱う設備」は，MOX燃料加工施設に設置しない。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	4.2 核燃料物質等による汚染の防止 核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は，除染が容易で，腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。	冒頭宣言 設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第10条：閉じ込めの機能）

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
1	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	燃料加工建屋	建屋・洞道	10条-12 10条-20 10条-22	—	—	—	—	1	新設	非安重 ※1	—	S※2 /1.2Ss	—	再処理 (MOX主)	※1：一部の工程室は安重 ※2：安重の工程室の範囲
11	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第3室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_1	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
12	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第3室と液体廃棄物処理第2室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_2	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
13	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第1室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_3	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
14	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第1室と液体廃棄物処理第2室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_4	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
15	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（放管試料前処理室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_5	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
16	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（放管試料前処理室と放射能測定室前室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_6	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
17	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_7	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
18	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室と輸送容器検査室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_8	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
19	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室とダクト点検室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_9	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
20	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室と南第1附室上境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_10	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
21	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（分析第3室内）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	10条-17	単体_漏えい堰_11	別紙2-3(8)②	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
22	加工施設 本体	成形施設	貯蔵容器搬送用洞道	—	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	貯蔵容器搬送用洞道	建屋・洞道	10条-12 10条-22	—	—	—	—	2	新設	非安重	—	B/—	—	再処理 (MOX主)	—
31	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	外蓋着脱装置オープンポートボックス	外蓋着脱装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_原料粉末受払設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
33	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_原料粉末受払設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
35	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	ウラン粉末払出装置オープンポートボックス	ウラン粉末払出装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_原料粉末受払設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
37	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
38	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
39	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置	原料MOX粉末缶取出装置	機械装置	10条-6	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
40	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_一次混合設備_2 単体_一次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
41	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置	原料MOX粉末秤量･分取装置	機械装置	10条-6	単体_一次混合設備_1 単体_一次混合設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
42	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_一次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
43	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置	機械装置	10条-6	単体_一次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
44	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
45	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置	予備混合装置	機械装置	10条-6	単体_一次混合設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
46	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置グローブボックス	一次混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_一次混合設備_10 単体_一次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
47	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置	一次混合装置	機械装置	10条-6	単体_一次混合設備_9 単体_一次混合設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
50	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
51	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置	一次混合粉末秤量･分取装置	機械装置	10条-6	単体_二次混合設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
52	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
53	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量･分取装置	ウラン粉末秤量･分取装置	機械装置	10条-6	単体_二次混合設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
54	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
55	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置	均一化混合装置	機械装置	10条-6	単体_二次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
56	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
57	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置	造粒装置	機械装置	10条-6	単体_二次混合設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
58	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
59	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置	添加剤混合装置	機械装置	10条-6	単体_二次混合設備_9 単体_二次混合設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
60	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析試料採取設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
61	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置	原料MOX分析試料採取装置	機械装置	10条-6	単体_分析試料採取設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
62	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取･詰替装置グローブボックス	分析試料採取･詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析試料採取設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
63	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取･詰替装置	分析試料採取･詰替装置	機械装置	10条-6	単体_分析試料採取設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
64	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･詰替装置グローブボックス	回収粉末処理･詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
65	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･詰替装置	回収粉末処理･詰替装置	機械装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
66	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
67	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置	回収粉末微粉砕装置	機械装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
68	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
69	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置	回収粉末処理･混合装置	機械装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
70	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
71	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置	再生スクラップ焙焼処理装置	機械装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
72	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置グローブボックス	再生スクラップ受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
73	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置	再生スクラップ受払装置	機械装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
74	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
75	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
76	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
77	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
78	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
79	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
80	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-1	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
81	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-2	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
82	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-3	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
83	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-4	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
84	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-5	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
85	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-6	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ処理設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
86	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
87	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
88	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
89	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
90	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
91	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
92	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
93	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-5グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
94	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
95	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-1	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
96	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-2	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
97	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-3	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
98	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-4	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
99	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-5	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
100	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-6	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
101	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
102	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
103	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置	再生スクラップ搬送装置	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
104	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
105	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
106	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
107	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置	添加剤混合粉末搬送装置	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
108	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
109	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
110	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
111	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
112	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
113	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
114	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-8グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
115	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-9グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
116	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-11グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
117	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-13グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
118	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-14グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
119	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-16グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
120	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-19グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
121	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-20グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末調整工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
122	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-1	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
123	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-2	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
124	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-3	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
125	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-4	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
126	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-5	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
127	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-6	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
128	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-7	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
129	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-8	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
130	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-9	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
131	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-11	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
132	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-13	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
133	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-14	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
134	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-16	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
135	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-19	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
136	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-20	搬送装置	10条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
137	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
138	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_圧縮成形設備_2 単体_圧縮成形設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
139	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)	プレス装置(粉末取扱部)	機械装置	10条-6	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
140	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_圧縮成形設備_3 単体_圧縮成形設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
141	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)	プレス装置(プレス部)	機械装置	10条-6	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
142	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_圧縮成形設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
143	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	機械装置	10条-6	単体_圧縮成形設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
144	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	グリーンペレット積込装置グローブボックス	グリーンペレット積込装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_圧縮成形設備_5 単体_圧縮成形設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
145	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	グリーンペレット積込装置	グリーンペレット積込装置	機械装置	10条-6	単体_圧縮成形設備_4 単体_圧縮成形設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
146	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置グローブボックス	焼結ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_焼結設備_14 単体_焼結設備_18 単体_焼結設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
147	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置	焼結ボート供給装置	機械装置	10条-6	単体_焼結設備_13 単体_焼結設備_17 単体_焼結設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
148	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉	機械装置（焼結・乾燥装置）	10条-2 10条-3 10条-8 10条-12	単体_焼結設備_1 単体_焼結設備_2 単体_焼結設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
150	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置グローブボックス	焼結ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_焼結設備_16 単体_焼結設備_20 単体_焼結設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
151	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置	焼結ボート取出装置	機械装置	10条-6	単体_焼結設備_15 単体_焼結設備_19 単体_焼結設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
152	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_焼結設備_5 単体_焼結設備_8 単体_焼結設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
153	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(下部)	排ガス処理装置グローブボックス(下部)	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_焼結設備_6 単体_焼結設備_9 単体_焼結設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
154	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置	排ガス処理装置	機械装置	10条-6	単体_焼結設備_4 単体_焼結設備_7 単体_焼結設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
155	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置グローブボックス	焼結ペレット供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_研削設備_2 単体_研削設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
156	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置	焼結ペレット供給装置	機械装置	10条-6	単体_研削設備_1 単体_研削設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
157	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削装置グローブボックス	研削装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_研削設備_4 単体_研削設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
158	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削装置	研削装置	機械装置	10条-6	単体_研削設備_3 単体_研削設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
159	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置グローブボックス	研削粉回収装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_研削設備_6 単体_研削設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
160	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置	研削粉回収装置	機械装置	10条-6	単体_研削設備_5 単体_研削設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
161	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット検査設備グローブボックス	ペレット検査設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット検査設備_4 単体_ペレット検査設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
162	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	外観検査装置	外観検査装置	機械装置	10条-6	単体_ペレット検査設備_1 単体_ペレット検査設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
163	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	寸法･形状･密度検査装置	寸法･形状･密度検査装置	機械装置	10条-6	単体_ペレット検査設備_2 単体_ペレット検査設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
164	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	仕上がりペレット収容装置	仕上がりペレット収容装置	機械装置	10条-6	単体_ペレット検査設備_3 単体_ペレット検査設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
165	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置グローブボックス	ペレット立会検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット検査設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
166	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置	ペレット立会検査装置	機械装置	10条-6	単体_ペレット検査設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
167	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送 設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
168	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送 設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
169	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送 設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
170	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送 設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
171	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送 設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
172	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送 設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
173	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送 設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
174	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送 設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
175	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
176	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
177	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
178	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
179	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
180	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
181	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-15	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
182	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-16	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
183	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-17	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
184	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-18	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
185	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-19	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
186	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-20	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
187	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-21	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
188	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-29	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
189	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-30	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
190	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-31	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
191	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-32	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
192	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-33	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
193	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-34	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
194	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-35	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
195	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-36	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
196	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-37	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_47	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
197	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-38	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_48	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
198	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-39	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_49	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
199	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-40	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_50	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
200	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-41	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_51	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
201	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-42	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_52	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
202	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-43	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_53	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
203	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-44	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_54	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
204	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-45	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_55	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
205	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_56	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
206	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_58	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
207	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-47	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_57	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
208	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-48	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_59	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
209	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-49	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_60	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
210	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-50	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_61	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
211	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-51	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_62	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
212	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-52	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_63	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
213	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-22	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
214	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-23	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
215	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-24	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
216	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-25	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
217	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-26	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
218	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-27	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
219	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-28	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
220	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-1	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
221	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-3	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
222	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-4	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
223	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-5	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
224	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-6	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
225	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-7	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
226	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-8	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
227	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-9	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
228	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-10	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
229	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2）	焼結ボート搬送装置-2	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
230	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_70	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
231	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_71	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
232	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_72	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
233	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_73	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
234	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_74	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
235	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_75	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
236	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_76	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
237	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_77	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
238	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_78	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
239	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_79	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
240	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_80	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
241	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_81	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
242	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_82	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
243	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_83	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
244	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-1	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_68	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
245	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-2	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_69	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
246	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_65	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
247	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_66	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
248	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット加工工程搬送設備_67	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
249	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置	回収粉末容器搬送装置	搬送装置	10条-6	単体_ペレット加工工程搬送設備_64	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
250	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
251	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成設備グローブボックス	スタック編成設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スタック編成設備_2 単体_スタック編成設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
252	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	波板トレイ取出装置	波板トレイ取出装置	機械装置	10条-6	単体_スタック編成設備_1 単体_スタック編成設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
253	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成装置	スタック編成装置	機械装置	10条-6	単体_スタック編成設備_3 単体_スタック編成設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
254	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック収容装置	スタック収容装置	機械装置	10条-6	単体_スタック編成設備_4 単体_スタック編成設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
255	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック編 成設備	—	—	—	空乾燥ポート取扱装置グローブボックス	空乾燥ポート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スタック編成設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
256	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック編 成設備	—	—	—	空乾燥ポート取扱装置	空乾燥ポート取扱装置	搬送装置	10条-6	単体_スタック編成設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
257	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	乾燥ポート供給装置グローブボックス	乾燥ポート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スタック乾燥設備_2 単体_スタック乾燥設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
258	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	乾燥ポート供給装置	乾燥ポート供給装置	搬送装置	10条-6	単体_スタック乾燥設備_1 単体_スタック乾燥設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
259	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	スタック乾燥装置	スタック乾燥装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	10条-2 10条-3 10条-8 10条-12	単体_スタック乾燥設備_3 単体_スタック乾燥設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
260	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	乾燥ポート取出装置グローブボックス	乾燥ポート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スタック乾燥設備_5 単体_スタック乾燥設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
261	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	乾燥ポート取出装置	乾燥ポート取出装置	搬送装置	10条-6	単体_スタック乾燥設備_4 単体_スタック乾燥設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
263	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	被覆管供給装置オープンポートボックス	被覆管供給装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_挿入溶接設備_1 単体_挿入溶接設備_14	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
265	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	スタック供給装置グローブボックス	スタック供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_挿入溶接設備_3 単体_挿入溶接設備_16	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
266	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	スタック供給装置	スタック供給装置	機械装置	10条-6	単体_挿入溶接設備_2 単体_挿入溶接設備_15	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
267	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス	部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_挿入溶接設備_4 単体_挿入溶接設備_17	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
269	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス	部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_挿入溶接設備_5 単体_挿入溶接設備_18	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
271	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_挿入溶接設備_7 単体_挿入溶接設備_20	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
272	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_挿入溶接設備_8 単体_挿入溶接設備_21	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
273	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_挿入溶接設備_9 単体_挿入溶接設備_22	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
274	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部) 挿入溶接装置(スタック取扱部) 挿入溶接装置(燃料棒溶接部)	挿入溶接装置	機械装置	10条-6	単体_挿入溶接設備_6 単体_挿入溶接設備_19	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
275	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	除染装置グローブボックス	除染装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_挿入溶接設備_11 単体_挿入溶接設備_24	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
276	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	除染装置	除染装置	機械装置	10条-6	単体_挿入溶接設備_10 単体_挿入溶接設備_23	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
277	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	汚染検査装置オープンポートボックス	汚染検査装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_挿入溶接設備_13 単体_挿入溶接設備_26	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
289	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒解体 設備	—	—	—	燃料棒搬入オープンポートボックス	燃料棒搬入オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_燃料棒解体設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
290	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒解体 設備	—	—	—	燃料棒解体装置グローブボックス	燃料棒解体装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒解体設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
291	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒解体 設備	—	—	—	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置	機械装置	10条-6	単体_燃料棒解体設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
292	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒解体 設備	—	—	—	溶接試料前処理装置オープンポートボックス	溶接試料前処理装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_燃料棒解体設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
293	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒解体 設備	—	—	—	溶接試料前処理装置グローブボックス	溶接試料前処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒解体設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
294	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒解体 設備	—	—	—	溶接試料前処理装置	溶接試料前処理装置	—	10条-6	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
295	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
296	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
297	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
298	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
299	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
300	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
301	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
302	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
303	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
304	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_11	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
305	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_12	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
306	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_13	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
307	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒加工 工程搬送設 備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置	搬送装置	10条-6	単体_燃料棒加工工程搬送設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
308	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_15	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
309	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_16	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
310	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_17	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
311	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_18	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
312	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_19	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
313	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_20	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
314	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_21	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
315	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_22	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
316	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_23	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
317	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_24	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
318	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_25	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
319	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_26	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
320	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_27	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
321	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_燃料棒加工工程搬送設備_28	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
322	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置	乾燥ボート搬送装置	搬送装置	10条-6	単体_燃料棒加工工程搬送設備_14	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
324	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
343	核燃料物質の貯蔵施設	—	貯蔵容器一時保管設備	—	—	—	—	混合酸化物貯蔵容器	混合酸化物貯蔵容器	製品・運搬容器	10条-2 10条-8	単体_容器_1	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	490	4	新設	安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
345	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
346	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置	原料MOX粉末缶一時保管装置	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
347	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	搬送装置	10条-6	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
352	核燃料物質の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ウラン粉末缶)	容器(ウラン粉末缶)	—	10条-2	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
353	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
354	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
355	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
356	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
357	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
358	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_粉末一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
359	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置1	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
360	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置2	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
361	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置3	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
362	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置4	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
363	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置5	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
364	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置6	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
365	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置7	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
366	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置8	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
367	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置9	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
368	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置10	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
369	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置11	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
370	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置12	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_粉末一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
371	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管搬送装置	粉末一時保管搬送装置	搬送装置	10条-6	単体_粉末一時保管設備_13（13-1，13-2，13-3，13-4）	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
380	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット一保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
381	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
382	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
383	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-1	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
384	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-2	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
385	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-3	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
386	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-1	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
387	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-2	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
388	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
389	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
390	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
391	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_ペレット一時保管設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
392	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-1	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
393	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-2	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
394	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-3	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
395	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-4	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
396	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-5	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
397	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-6	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
398	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-7	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
399	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-8	搬送装置	10条-6	単体_ペレット一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
406	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
407	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
408	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
409	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
410	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
411	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
412	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
413	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
414	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
415	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
416	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器入出庫装置	スクラップ保管容器入出庫装置	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
417	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
418	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
419	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-1	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
420	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-2	搬送装置	10条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
426	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_製品ペレット貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
427	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_製品ペレット貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
428	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_製品ペレット貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
429	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_製品ペレット貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
430	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_製品ペレット貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
431	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
432	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
433	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
434	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
435	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	10条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
436	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器入出庫装置	ペレット保管容器入出庫装置	搬送装置	10条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
437	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_製品ペレット貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
438	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_製品ペレット貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
439	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-1	搬送装置	10条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
440	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-2	搬送装置	10条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
449	核燃料物質の貯蔵施設	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
454	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ダクト	主配管（常設）（建屋排気系）	主配管	10条-13 10条-19	系統_建屋排気設備_配管_1	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
455	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C1区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-19	系統_建屋排気設備_機器_4 ～ 系統_建屋排気設備_機器_6	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
456	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C2区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-19	系統_建屋排気設備_機器_7 ～ 系統_建屋排気設備_機器_29	別紙2-2-3	燃料加工建屋	23	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
457	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-13 10条-19	系統_建屋排気設備_機器_1 ～ 系統_建屋排気設備_機器_3	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	10条-13 10条-19	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	10条-19	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
460	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機	工程室排風機	ファン	10条-13 10条-19	系統_工程室排気設備_機器_1 系統_工程室排気設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	10条-2 10条-3 10条-4 10条-8 10条-13 10条-19	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	10条-2 10条-8 10条-19	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	10条-2 10条-8 10条-19	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	10条-2 10条-8 10条-19	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	10条-2 10条-3 10条-4 10条-13 10条-19	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	10条-2	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
469	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主配管（窒素循環系）	主配管	10条-2 10条-3 10条-4 10条-8 10条-13	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	B-1，B-4 /—※	—	—	※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は，基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
470	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ファン	窒素循環ファン	ファン	10条-2 10条-3 10条-4 10条-8 10条-13	系統_窒素循環設備_機器_1 系統_窒素循環設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
471	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環冷却機	窒素循環冷却機	機械装置	10条-2 10条-3 10条-4 10条-8 10条-13	系統_窒素循環設備_機器_3 系統_窒素循環設備_機器_4	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	10条-2 10条-3 10条-4 10条-8 10条-13 10条-19	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	10条-2 10条-8 10条-19	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	10条-2 10条-8 10条-19	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	10条-2 10条-8 10条-19	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	10条-13 10条-19	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	10条-19	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	10条-2	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	10条-2	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
483	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
484	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
485	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
486	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
487	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
488	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	10条-2 10条-3 10条-4 10条-8 10条-13 10条-19	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	10条-2 10条-8 10条-19	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	10条-2 10条-8 10条-19	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
493	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
494	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
495	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
496	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
497	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
498	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
504	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
505	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
506	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽	容器	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
507	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
508	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理オープンポートボックス	ろ過処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8 10条-11	単体_低レベル廃液処理設備_1	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
509	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽	容器	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_10	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
510	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽ポンプ	ポンプ	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_11	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
511	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第1ろ過処理装置	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_12	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
512	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第2ろ過処理装置	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_13	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
513	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	精密ろ過装置	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_14	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
514	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	限外ろ過装置	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_15	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
515	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽	容器	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_16	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
516	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽ポンプ	ポンプ	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_17	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
517	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理オープンポートボックス	吸着処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8 10条-11	単体_低レベル廃液処理設備_2	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
518	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽	容器	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
519	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽ポンプ	ポンプ	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
520	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
521	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽	容器	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
522	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽ポンプ	ポンプ	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_9	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
523	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽	容器	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_18	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
524	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽ポンプ	ポンプ	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_機器_19	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
525	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_低レベル廃液処理設備_配管_1 ～ 系統_低レベル廃液処理設備_配管_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
526	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第3室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_1 計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_2 計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
527	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第1室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
528	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第2室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
529	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第1室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
530	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-11	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
531	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-11	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
536	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	—	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
550	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放射能測定設備	—	—	フード(放射能測定設備)	フード(放射能測定設備)	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_放射線施設_1 単体_放射線施設_2	別紙2-3(6)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
552	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	—	フード(放出管理分析設備)	フード(放出管理分析設備)	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_放射線施設_3 単体_放射線施設_4	別紙2-3(6)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
561	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	工程室排気ダクト	工程室排気ダクト	—	10条-13 10条-19	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：工程室排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	10条-2 10条-3 10条-4 10条-8 10条-13 10条-19	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
626	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	10条-2 10条-8	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_136 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_163	別紙2-2-3	燃料加工建屋	28	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
630	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	10条-2 10条-8	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_1 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_135	別紙2-2-3	燃料加工建屋	135	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
787	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備(電路として使用)	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
793	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置グローブボックス	受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_29	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
794	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置	受払装置	—	10条-6	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
795	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置オープンポートボックス	プルトニウムスポット検査装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_分析設備_48	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
796	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置フード	フード	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-8	単体_分析設備_58 単体_分析設備_59	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
797	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	受払･分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_1	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
798	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_2	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
799	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_3	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
800	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解・調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_31	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
801	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解・調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_32	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
802	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解・調製装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_33	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
803	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_4	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
804	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_5	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
805	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_6	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
806	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_7	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
807	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_8	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
808	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_9	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
809	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_10	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
810	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_11	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
811	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_12	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
812	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_13	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
813	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料塗布装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_14	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
814	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	α線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_15	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
815	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	γ線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_16	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
816	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蛍光Ｘ線分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_22	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
817	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウム含有率分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_17	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
818	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Bグローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_18	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
819	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Cグローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_19	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
820	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Dグローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_20	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
821	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Eグローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_21	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
822	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_60	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
823	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料調製装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_61	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
824	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_30	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
825	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	塩素･ﾌｯ素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_38	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
826	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	O/M比測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_34	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
827	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水分分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_35	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
828	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_36	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
829	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_37	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
830	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	EPMA分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_39	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
831	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-発光分光分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_40	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
832	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-質量分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_41	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
833	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_42	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
834	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蒸発性不純物測定装置Aグローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_43	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
835	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	粉末物性測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_44	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
836	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_45	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
837	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_46	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
838	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウムスポット検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_47	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
839	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	液浸密度測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_49	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
840	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	熱分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_50	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
841	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_51	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
842	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_52	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
843	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	Ｘ線回折測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_53	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
844	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_23	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
845	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_24	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
846	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_25	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
847	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_26	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
848	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_27	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
849	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_28	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
850	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_54	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
851	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_55	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
852	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－3	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_56	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
853	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－4	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_57	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
855	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	分析済液中和固液分離グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_62	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
856	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_65	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
857	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_66	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
858	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_63	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
859	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	第2活性炭・吸着処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_分析設備_64	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
860	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	分析済液中和槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_1	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
861	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	中和液ろ過装置	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_2	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
862	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	中和ろ液受槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_3	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
863	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	遠心分離処理液受槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_4	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
864	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	遠心分離処理液受槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_5	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
865	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過処理供給槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_6	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
866	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過処理供給槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_7	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
867	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1ろ過装置	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_8	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
868	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過装置	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_9	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
869	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過処理液受槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_10	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
870	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過処理液受槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_11	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
871	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理供給槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_12	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
872	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理供給槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_13	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
873	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理第1処理塔	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_14	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
874	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理第2処理塔	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_15	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
875	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理液受槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_16	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
876	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理液受槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_17	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
877	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理供給槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_18	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
878	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理供給槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_19	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
879	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理塔	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_20	別紙2-2-5	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
880	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理液受槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_21	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
881	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理液受槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_22	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
882	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理供給槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_23	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
883	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理供給槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_24	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
884	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_25	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
885	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理液受槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_26	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
886	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	希釈槽	容器	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_27	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
887	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理液受槽ポンプ	ポンプ	10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_28	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
888	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	払出前希釈槽	容器	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_機器_29	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
889	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	主配管（分析済液処理系）	主配管	10条-2 10条-8 10条-9 10条-10	系統_分析済液処理装置_配管_1 ～ 系統_分析済液処理装置_配管_5	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C※/—	—	—	※分析済液中和固液分離グローブボックス－ろ過・第1活性炭処理グローブボックス間及びろ過・第1活性炭処理グローブボックス－第2活性炭・吸着処理グローブボックス間は二重配管とし，外管は耐震Bクラスとする。
890	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	分析済液中和固液分離グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-11	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_5 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_6 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_7 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_8	別紙2-2-5	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
891	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-11	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_1 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_2	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
892	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭・吸着処理グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-11	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_3 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_4	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
893	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	払出前希釈槽下部堰内漏えい液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_9	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
895	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
900	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置グローブボックス	小規模粉末混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_小規模試験設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
901	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置	小規模粉末混合装置	機械装置	10条-6	単体_小規模試験設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
902	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置グローブボックス	小規模プレス装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_小規模試験設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
903	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置	小規模プレス装置	機械装置	10条-6	単体_小規模試験設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
904	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置グローブボックス	小規模焼結処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_小規模試験設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
905	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	10条-2 10条-3 10条-6 10条-8 10条-12	単体_小規模試験設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
908	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_小規模試験設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
909	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置	小規模焼結炉排ガス処理装置	機械装置	10条-6	単体_小規模試験設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第10条　閉じ込めの機能）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
910	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置グローブボックス	小規模研削検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_小規模試験設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
911	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置	小規模研削検査装置	機械装置	10条-6	単体_小規模試験設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
912	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置グローブボックス	資材保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_小規模試験設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
913	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置	資材保管装置	機械装置	10条-6	単体_小規模試験設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
918	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
943	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	—	—	—	選別･保管グローブボックス	選別･保管グローブボックス	核物質等取扱ボックス	10条-2 10条-3 10条-4 10条-5 10条-6 10条-8 10条-12	単体_選別・保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
944	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	10条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	10条-16	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

申請対象設備リスト

（第21条：核燃料物質等による汚染の防止）

申請対象設備リスト（1/1）
（第21条　核燃料物質等による汚染の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
1	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	燃料加工建屋	建屋・洞道	21条-1	—	—	—	—	1	新設	非安重 ※1	—	S※2 /1.2Ss	—	再処理 (MOX主)	※1：一部の工程室は安重 ※2：安重の工程室の範囲
22	加工施設 本体	成形施設	貯蔵容器搬送用洞道	—	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	貯蔵容器搬送用洞道	建屋・洞道	21条-1	—	—	—	—	2	新設	非安重	—	B/—	—	再処理 (MOX主)	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-8　各条における申請対象設備

（第 11 条：火災等による損傷の防止）

（第 29 条：火災等による損傷の防止）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第11条：火災等による損傷の防止）（第29条：火災等による損傷の防止）
添付２：申請対象設備リスト（第11条：火災等による損傷の防止）（第29条：火災等による損傷の防止）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第11条　火災等による損傷の防止」及び「第29条　火災等による損傷の防止」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
グローブボックス内の消火機能	11条29条-128 11条29条-132 11条29条-133	・グローブボックス消火装置 ・ピストンダンパ ・延焼防止ダンパ
火災区域内の消火機能	11条29条-128 11条29条-132	・窒素ガス消火装置 ・二酸化炭素消火装置
混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止	11条29条-28	・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁
焼結炉内部温度高による過加熱防止	11条29条-29	・焼結炉内温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能，性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能，性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能，性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能，性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能，性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（11条：火災等による損傷の防止）

（29条：火災等による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 5.　火災等による損傷の防止 5.1火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は，火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3.火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定	【1．概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設　a．安全上重要な施設】 ・安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持するために安全上重要な施設を選定する。 【3.1 (1)安全機能を有する施設　b.放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・MOX燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために，「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【1．概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設 a．安全上重要な施設】 ・安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持するために安全上重要な施設を選定する。 【3.1 (1)安全機能を有する施設 b.放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・MOX燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために，「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。	第１回申請と同一					
2	火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として，安全機能を有する施設のうち，その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器を抽出するとともに，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針 対象選定			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3.火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (1)安全機能を有する施設 a．安全上重要な施設 b.放射性物質の貯蔵等の機器等	【1．概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設 a．安全上重要な施設】 ・安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持するために安全上重要な施設を選定する。 【3.1 (1)安全機能を有する施設 b.放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・MOX燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために，「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。	第１回申請と同一					
3	火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に，耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は，火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造物 施設共通　基本設計方針	設計方針（火災区域の設定）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 8．火災防護計画	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【3.2 (1)火災区域の設定（屋外）】 ・屋外の火災防護上重要な機器を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【3.2 (2)火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等を設置する区域に対し火災区画を設置する。 【6.1 火災及びの影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	火災区域構造物 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3.火災防護の基本事項 3.2火災区域及び火災区画の設定 8．火災防護計画 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物）	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	火災区域構造物 施設共通　基本設計方針	－	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3.火災防護の基本事項 3.2火災区域及び火災区画の設定 8．火災防護計画 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物）	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【3.2 (1)火災区域の設定（屋外）】 ・屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 ※各回次にて対象となる設備が申請されているのか明確にする。 【3.2 (2)火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等を設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等
4	屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（火災区域の設定） 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3.火災防護の基本事項 3.2火災区域及び火災区画の設定 8．火災防護計画	【3.2 (1)火災区域の設定（屋外）】 ・屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	－	－	－	－	－	－
5	火災区画は，燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通　基本設計方針	設計方針（火災区域の設定）			○	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通　基本設計方針	－		【3.2 (2)火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等を設置する区域に対し火災区画を設置する。	－	－	－	－	－	－
6	火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (煙等流入防止対策)	設計方針（影響軽減）			○	基本方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【6.1 火災及びの影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通　基本設計方針(煙等流入防止対策)	－	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【6.1 火災及びの影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 5.　火災等による損傷の防止 5.1火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は，火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
2	火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として，安全機能を有する施設のうち，その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器を抽出するとともに，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
3	火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に，耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は，火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	火災区画は，燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	MOX燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要	【1．概要】 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては，米国の「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要	【1．概要】 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては，米国の「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	第１回申請と同一				
8	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり，運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ，火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し，排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	定義	基本方針	基本方針 設計方針（影響軽減）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災及び爆発の防止に係る基本方針 6．　火災及び爆発の影響軽減 6.2　火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.2.1　火災防護上の系統分離を講じる設備の選定	【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【6.2.1　火災防護上の系統分離を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災及び爆発の防止に係る基本方針 6．　火災及び爆発の影響軽減 6.2　火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.2.1　火災防護上の系統分離を講じる設備の選定	【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【6.2.1　火災防護上の系統分離を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	第１回申請と同一				
9	なお，火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 8.火災防護計画	【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【8．火災防護計画】 ○組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 8．火災防護計画	【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【8．火災防護計画】 ○組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	第１回申請と同一				
10	5.1.2重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は，火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行うために，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 3．火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定	【1．概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (2)重大事故等対処施設の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 3．火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (2)重大事故等対処施設	【1．概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (2)重大事故等対処施設の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	第１回申請と同一				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	MOX燃料加工施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」（以下「NFPA801」という。）を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
8	MOX燃料加工施設の特徴（取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり，運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等）を踏まえ，火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し，排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
9	なお，火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
10	5.1.2重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は，火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行うために，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請						第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造物 施設共通　基本設計方針	設計方針（火災区域の設定）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8．火災防護計画 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物）	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋外）】 ・屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【3.2 (2)火災区画の設定】 ・重大事故等対処施設を設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	火災区域構造物 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物）	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。)	－	－	－	－	－	－
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（火災区域の設定） 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8．火災防護計画	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋外）】 ・屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【3.2 (2)火災区画の設定】 ・重大事故等対処施設を設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	－	－	－	－	－	－
13	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して，耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通　基本設計方針	設計方針（火災区域の設定）			○	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定		－	－	－	－	－	－	－
14	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し，火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要	【1．概要】 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては，「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火	【1．概要】 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては，「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	第１回申請と同一					
15	ただし，重大事故等対処設備のうち，動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 なお，重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護計画に定めて実施する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 8．火災防護計画	【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【8．火災防護計画】 ○組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火	【2．火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【8．火災防護計画】 ○組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	第１回申請と同一					
16	5.1.3　火災防護計画 MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(火災防護計画)			○	基本方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 8．火災防護計画		第１回申請と同一					
17	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 8．火災防護計画		第１回申請と同一					
18	重大事故等対処施設については，火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 8．火災防護計画		第１回申請と同一					
19	その他施設については，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 8．火災防護計画		第１回申請と同一					
20	重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 8．火災防護計画		第１回申請と同一					
21	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については，安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 8．火災防護計画		第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	火災区域構造物 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3.火災防護の基本事項 3.2火災区域及び火災区画の設定 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物）	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。)
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して，耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	火災区画構造物(耐火壁) 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3.火災防護の基本事項 3.2火災区域及び火災区画の設定	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (2)火災区画の設定】 ・重大事故等対処施設を設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8. 火災防護計画】 〇MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
14	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し，火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考としてMOX燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
15	ただし，重大事故等対処設備のうち，動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は，関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 なお，重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護計画に定めて実施する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
16	5.1.3　火災防護計画 MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
17	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
18	重大事故等対処施設については，火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
19	その他施設については，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
20	重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
21	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については，安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	5.2　火災及び爆発の発生防止 5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため，MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値を設ける設計とする。 なお，MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから，化学的制限値の設定は不要とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため，MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値を設ける設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため，MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値を設ける設計とする。	第１回申請と同一					
23	水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
24	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう，以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止		－	－	－	－	－	－
25	(1)　エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a.　エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b.　燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは，水素濃度を9.0vol%以下に調整し，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c.　エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに，燃料加工建屋への供給系統の接続口は，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 d.　燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し，万一，水素濃度が9.0vol%を超える場合には，水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では，熱的制限値を設定し，炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では，熱的制限値を設定し，炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 なお，焼結設備等は，水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており，可燃性ガスを燃焼させない設計とする。 そのため，焼結設備等で焼結が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造は不要な設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	－	－	－	－	－	－
26	(2)　燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは，水素濃度を9.0vol%以下に調整し，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止		－	－	－	－	－	－
27	(3)　エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。 さらに，燃料加工建屋への供給系統の接続口は，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	機能要求① 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通　基本設計方針	基本方針（火災防護計画） 設計方針（発生防止）			○	基本方針 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画		○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
28	(4)　燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し，万一，水素濃度が水素最高濃度を超える場合には，水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通　基本設計方針	基本方針（火災防護計画） 設計方針（発生防止）			○	基本方針 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画		○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	
29	また，焼結炉等では，温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため，熱的制限値を設定し，温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに，炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	基本方針 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止		－	－	－	－	－	－
30	なお，焼結炉等は，水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており，可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが，焼結炉等の加熱を停止する場合は，可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	5.2　火災及び爆発の発生防止 5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため，MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値を設ける設計とする。 なお，MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから，化学的制限値の設定は不要とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
23	水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。	－	－	－	－	－	－
24	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう，以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	－	水素・アルゴン混合ガス設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止		－	－	－	－	－	－
25	(1)　エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。	機能要求①	○	－	水素・アルゴン混合ガス設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a.　エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b.　燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは，水素濃度を9.0vol%以下に調整し，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c.　エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに，燃料加工建屋への供給系統の接続口は，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 d.　燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度が9.0vol%を超える場合には，水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。 【8.　火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	－	－	－	－	－	－
26	(2)　燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは，水素濃度を9.0vol%以下に調整し，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。	機能要求①	○	－	水素・アルゴン混合ガス設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止		－	－	－	－	－	－
27	(3)　エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。 さらに，燃料加工建屋への供給系統の接続口は，エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	機能要求① 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8.　火災防護計画		○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8.　火災防護計画	【8.　火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
28	(4)　燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し，万一，水素濃度が水素最高濃度を超える場合には，水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通　基本設計方針	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件 〈主要弁〉 主要寸法	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8.　火災防護計画		○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8.　火災防護計画	
29	また，焼結炉等では，温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため，熱的制限値を設定し，温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに，炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	○	－	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では，熱的制限値を設定し，炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	－	－	－	－	－	－
30	なお，焼結炉等は，水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており，可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが，焼結炉等の加熱を停止する場合は，可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。	冒頭宣言	○	－	焼結設備 小規模焼結処理装置	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結設備等は，水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており，可燃性ガスを燃焼させない設計とする。 そのため，焼結設備等で焼結が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造は不要な設計とする。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備（2項変更①）	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備（2項変更②）	第２回申請 申請対象設備（1項新規①）	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
31	分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（火災防護計画） 設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4.火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ・分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。 【8. 火災防護計画】 〇MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ・分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。 【8. 火災防護計画】 〇MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	第１回申請と同一					
32	安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで，火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	基本方針 窒素循環設備，窒素雰囲気グローブボックス	設計方針（発生防止）		【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 〇グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。（窒素循環系統・貫流系統の図）	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	貯蔵施設 粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB　等	窒素循環設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止】 〇グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。（窒素循環系統・貫流系統の図）
33	5.2.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.1 火災及び爆発の発生防止】 施設特有火災で講ずる対策に加え，発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉，静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 ・火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」，「燃料油」に加え，MOX燃料加工施設で取り扱う物質として，「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1　火災及び爆発の発生防止 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 施設特有火災で講ずる対策に加え，発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉，静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。 ・火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」，「燃料油」に加え，MOX燃料加工施設で取り扱う物質として，「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	第１回申請と同一					
34	火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え，MOX燃料加工施設で取り扱う物質として，水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 なお，分析試薬については，「5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（発生防止）		【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 〇対象とする物質の特定 発火性物質又は引火性物質を内包する設備としては，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として，水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。					【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 〇対象とする物質の特定 発火性物質又は引火性物質を内包する設備としては，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として，水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	運用要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
32	安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで，火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	○	成形施設 予備混合装置GB 等	成形施設 均一化混合装置GB 等	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。（窒素循環系統・貫流系統の図）	－	－	－	－	－	－
33	5.2.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
34	火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え，MOX燃料加工施設で取り扱う物質として，水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 なお，分析試薬については，「5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備（2項変更①）	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備（2項変更②）	第２回申請 申請対象設備（1項新規①）	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
35	潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は，溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに，オイルパンス又は堰を設置し，漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 施設共通　基本設計方針 （油内包設備　漏えい拡大防止対策）	設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油，燃料油を内包する機器は，溶接構造又はシール構造により漏えいの発生防止，堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は，耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより，潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油，燃料油は負荷制限を行うことで７日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
36	油内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （油内包設備　配置上の考慮）	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について		○	－	施設共通　基本設計方針 （油内包設備　配置上の考慮）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・油内包設備は，耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより，潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。
37	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備，建屋排気設備，非管理区域換気空調設備	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について		○	－	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	
38	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （発火性物質又は引火性物質の貯蔵）	設計方針（発生防止） 基本方針(火災防護計画)			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針 （発火性物質又は引火性物質の貯蔵）	施設共通　基本設計方針 （発火性物質又は引火性物質の貯蔵）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	潤滑油又は燃料油を内包する設備（以下「油内包設備」という。）は，溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに，オイルパン又は堰を設置し，漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	施設共通　基本設計方針 （油内包設備　漏えい拡大防止対策）	施設共通　基本設計方針 （油内包設備　漏えい拡大防止対策）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油，燃料油を内包する機器は，溶接構造又はシール構造により漏えいの発生防止，堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は，耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより，潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。	○	－	施設共通　基本設計方針 （油内包設備　漏えい拡大防止対策）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油，燃料油を内包する機器は，溶接構造又はシール構造により漏えいの発生防止，堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は，耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより，潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。
36	油内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通　基本設計方針 （発火性物質又は引火性物質の貯蔵）	施設共通　基本設計方針 （発火性物質又は引火性物質の貯蔵）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油，燃料油は負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針 （発火性物質又は引火性物質の貯蔵）	施設共通　基本設計方針 （発火性物質又は引火性物質の貯蔵）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （可燃性ガス内包設備　漏えい防止対策）	設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 ・水素等を内包する設備（以下「可燃性ガス内包設備」という。）は，溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は，換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は，中央監視室に警報を発報する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
40	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （可燃性ガス内包設備　配置上の考慮）	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
41	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行う設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備，建屋排気設備，非管理区域換気空調設備	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は，換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は，中央監視室に警報を発報する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
42	このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	基本方針 工程室排気設備，建屋排気設備，非管理区域換気空調設備 施設共通　基本設計方針	設計方針（発生防止） 基本方針(火災防護計画)			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通　基本設計方針	工程室排気設備，建屋排気設備，非管理区域空調設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 （可燃性ガス内包設備漏えい防止対策）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 ・水素等を内包する設備は，溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。	－	－	－	－	－	－
40	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 （可燃性ガス内包設備配置上の考慮）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮	－	－	－	－	－	－
41	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行う設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 8.火災防護計画	【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 8.火災防護計画	【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 水素ガス漏えい検知器	設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ②水素の漏えい検出 ・蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は，換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は，中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発報する設計とする。 ・通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
44	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	設置要求 運用要求	基本方針 施設共通　基本設計方針（蓄電池室の設計）	設計方針（発生防止） 基本方針(火災防護計画)			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通　基本設計方針（蓄電池室の設計）	施設共通　基本設計方針（蓄電池室の設計）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 ・通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
45	ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう，鋼板製筐体に収納し，水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備 無停電電源装置	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は，換気設備により換気を行う設計とする。
46	蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求①	基本方針 工程室排気設備，建屋排気設備，非管理区域換気空調設備	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区は，換気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は，中央監視室に警報を発報する設計とする。
47	焼結炉等は工程室内に設置するが，排ガス処理装置を介して，グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで，万一の工程室内への漏えいに対しても，水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。	機能要求①	基本方針 グローブボックス排気設備 排ガス処理装置	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	グローブボックス排気設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	火災防護設備 水素ガス漏えい検知器	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。	○	－	火災防護設備 水素ガス漏えい検知器	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。
44	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	設置要求 運用要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
45	ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう，鋼板製筐体に収納し，水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	無停電電源装置	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は，換気設備により換気を行う設計とする。	－	－	－	－	－	－
46	蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・蓄電池を設置する火災区域・区画は，換気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は，中央監視室に警報を発報する設計とする。
47	焼結炉等は工程室内に設置するが，排ガス処理装置を介して，グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで，万一の工程室内への漏えいに対しても，水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。	機能要求①	○	－	排ガス処理装置	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 ・焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し，高温状態でグリーンペレットを焼結することから，これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し，中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。	機能要求①	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
49	火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として，火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用，機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とし，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (防爆対策)	設計方針（発生防止）		【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は，防爆構造とする。また，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
50	水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち，漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (接地対策)	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
51	火災及び爆発の発生防止のため，火災区域における現場作業において，可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 また，火災区域における現場作業において，有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，換気，通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針 工程室排気設備，建屋排気設備 施設共通　基本設計方針	設計方針（発生防止） 基本方針(火災防護計画)		【4.2 (2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○有機溶剤の滞留防止 ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通　基本設計方針	工程室排気設備，建屋排気設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○有機溶剤の滞留防止 ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し，高温状態でグリーンペレットを焼結することから，これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し，中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。	機能要求①	○	－	水素・アルゴン混合ガス設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。	－	－	－	－	－	－
49	火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として，火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用，機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とし，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 (防爆対策)	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は，防爆構造とする。また，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	○	－	施設共通　基本設計方針 (防爆対策)	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は，防爆構造とする。また，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。
50	水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち，漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 (接地対策)	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 ・水素を使用する電気接点を有する機器は，防爆構造とする。また，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	－	－	－	－	－	－
51	火災及び爆発の発生防止のため，火災区域における現場作業において，可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 また，火災区域における現場作業において，有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，換気，通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○有機溶剤の滞留防止 ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○有機溶剤の滞留防止 ・火災区域における現場作業で有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とする。 ・作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	火災及び爆発の発生防止のため，可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は，燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう，燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し，ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことによって，可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	基本方針 燃料棒解体設備	設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2　MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2 (2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○可燃性微粉への対策 ・燃料棒解体設備は，燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう，押切機構の切断機を用いて切断する設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	燃料棒解体設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 ○可燃性微粉への対策 ・燃料棒解体設備は，燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう，押切機構の切断機を用いて切断する設計とする。
53	火災及び爆発の発生防止のため，発火源への対策として火花の発生を伴う設備は，発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに，周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 運用要求	基本方針 燃料棒解体設備，溶接設備 施設共通　基本設計方針	設計方針（発生防止） 基本方針(火災防護計画)		【4.2 (3)発火源への対策】 ・燃料棒の溶接を行う設備は，装置内雰囲気をヘリウムガスに置換した後に溶接する設計とする。 ・火花の発生を伴う設備は，可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通　基本設計方針	燃料棒解体設備 挿入溶接設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (3)発火源への対策】 ・燃料棒の溶接を行う設備は，装置内雰囲気をヘリウムガスに置換した後に溶接する設計とする。 ・火花の発生を伴う設備は，可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
54	また，高温となる設備は，高温部を断熱材，耐火材で覆うこと又は冷却することにより，可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 焼結炉等及びスタック乾燥装置は，運転中は温度監視を行うとともに，温度制御機器により温度制御を行う設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備，小規模焼結処理装置，スタック乾燥装置，分析設備	設計方針（発生防止）		【4.2 (3)発火源への対策】 ○高温となる設備 ・高温となる設備は，高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することで，温度上昇を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし，当該ポンプの故障を検知した場合には，予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても，冷却水流量低による加熱停止回路により，ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・焼結炉、小規模焼結処理装置については，温度制御機器により温度制御を行うとともに，温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	スタック乾燥装置	分析設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (3)発火源への対策】 ○高温となる設備 ・高温となる設備は，高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することで，温度上昇を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし，当該ポンプの故障を検知した場合には，予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても，冷却水流量低による加熱停止回路により，ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・焼結炉、小規模焼結処理装置については，温度制御機器により温度制御を行うとともに，温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。
55	廃棄物の保管にあたり，放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針（発生防止）		【4.2 (5)火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (5)火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
56	火災及び爆発の発生防止のため，空気の混入防止対策として，焼結炉等，水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は，溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 また，水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には，逆止弁を設置し，配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針（発生防止）		【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。 ・焼結炉等，水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は，溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで，配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検知した場合は，ヒータ電源を遮断し，不活性ガスで掃気する。また，中央監視室等に警報を発する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
57	焼結炉は，出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け，容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換し，焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。 焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し，空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに，中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について		－	－	－	－	－	－
58	小規模焼結処理装置は，容器を炉内へ装荷し，炉蓋を閉じた後，炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。 また，焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。 焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し，空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに，中央監視室等に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針（発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について		－	－	－	－	－	－
59	火災及び爆発の発生防止のため，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	基本方針 施設共通　基本設計方針 (遮断器)	設計方針（発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (4)過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合は，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
60	電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針（発生防止）		【4.2 (5)火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8.火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	火災及び爆発の発生防止のため，可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は，燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しない上う，燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し，ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことによって，可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	火災及び爆発の発生防止のため，発火源への対策として火花の発生を伴う設備は，発生する火花が発火源とならることを防止する設計とするとともに，周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
54	また，高温となる設備は，高温部を断熱材，耐火材で覆うことヌは冷却することにより，可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 焼結炉等及びスタック乾燥装置は，運転中は温度監視を行うとともに，温度制御機器により温度制御を行う設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	焼結設備 小規模焼結処理装置	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (3)発火源への対策】 ○高温となる設備 ・高温となる設備は，高温部を断熱材又は耐火材で覆うことヌは冷却することで，温度上昇を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし，当該ポンプの故障を検知した場合には，予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても，冷却水流量低による加熱停止回路により，ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・焼結炉，小規模焼結処理装置については，温度制御機器により温度制御を行うとともに，温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	－	－	－	－	－	－
55	廃棄物の保管にあたり，放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (5)火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (5)火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
56	火災及び爆発の発生防止のため，空気の混入防止対策として，焼結炉等，水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は，溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 また，水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には，逆止弁を設置し，配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。	設置要求	○	－	焼結設備 小規模焼結処理装置 水素・アルゴン混合ガス設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。 ・焼結炉等，水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は，溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで，配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検知した場合は，ヒータ電源を遮断し，不活性ガスで掃気する。また，中央監視室等に警報を発する。	－	－	－	－	－	－
57	焼結炉は，出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け，容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換し，焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。 焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し，空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに，中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	焼結設備 小規模焼結処理装置	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について		－	－	－	－	－	－
58	小規模焼結処理装置は，容器を炉内へ装荷し，炉蓋を閉じた後，炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。 また，焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。 焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し，空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに，中央監視室等に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	焼結設備 小規模焼結処理装置	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について		－	－	－	－	－	－
59	火災及び爆発の発生防止のため，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	○	－	施設共通　基本設計方針 (遮断器)	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (4)過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合は，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	－	－	－	－	－	－
60	電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (5)火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	5.2.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は，耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに，必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置）	基本方針 設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1　火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は，耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに，必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計若しくは，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して，他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 （建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置）	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は，耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに，必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計若しくは，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して，他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。	第１回申請と同一					
62	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災及び爆発に起因して，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用		第１回申請と同一					
63	なお，焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は，耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	基本方針 焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 機器，配管，ダクト，トレイ，電線管，盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止を考慮し，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 （a）建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 （b）ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の不燃性である金属材料 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　b. グローブボックス等】 ②グローブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等は，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ③焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　a. グローブボックス等】 ①グローブボックス グローブボックス等は，不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は，耐熱性を有する材料を使用する。 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は，不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は，耐熱性を有する材料を使用する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （主要な構造材に対する不燃性材料の使用）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用		○	施設共通　基本設計方針 （主要な構造材に対する不燃性材料の使用）	施設共通　基本設計方針 （主要な構造材に対する不燃性材料の使用）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 機器，配管，ダクト，トレイ，電線管，盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止を考慮し，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 （a）建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 （b）ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の不燃性である金属材料 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　b. グローブボックス等】 ②グローブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等は，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　a. グローブボックス等】 ①グローブボックス グローブボックス等は，不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は，耐熱性を有する材料を使用する。 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は，不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は，耐熱性を有する材料を使用する。
65	放射性物質を内包するグローブボックス等のうち，閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用		○	グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	5.2.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は，耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに，必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
62	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災及び爆発に起因して，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
63	なお，焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は，耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	○	－	焼結設備 小規模焼結処理装置	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　a．グローブボックス等】 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は，不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は，耐熱性を有する材料を使用する。	－	－	－	－	－	－
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 （主要な構造材に対する不燃性材料の使用）	施設共通　基本設計方針 （主要な構造材に対する不燃性材料の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　a．主要な構造材】 ①主要な構造材 機器，配管，ダクト，トレイ，電線管，盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止を考慮し，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の不燃性である金属材料 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　b．グローブボックス等】 ②グローブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等は，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	○	－	施設共通　基本設計方針 （主要な構造材に対する不燃性材料の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　a．主要な構造材】 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 ①主要な構造材 機器，配管，ダクト，トレイ，電線管，盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止を考慮し，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の不燃性である金属材料
65	放射性物質を内包するグローブボックス等のうち，閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	○	グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　a．グローブボックス等】 ①グローブボックス グローブボックス等は，不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は，耐熱性を有する材料を使用する。 ②焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は，不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合は，耐熱性を有する材料を使用する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
66	ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用 8. 火災防護計画	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　c.保温材】 ④保温材 保温材は，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 （a）平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 （b）建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　d.建屋内装材】 ⑤建屋内装材 建屋の内装材は，以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし，中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは，以下の(b)項を満たす防炎物品を使用する設計とする。 （a）建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 （b）消防法に基づき認定を受けた防炎物品 【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　b. 保温材】 ③保温材 保温材の材料について，不燃性材料が使用できない場合は，建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。 【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　c. 建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は，以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし，中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは，以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 （a）建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 （b）消防法に基づき認定を受けた防炎物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　a. 主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であり，延焼するおそれはない。また，金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。 【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	施設共通　基本設計方針 （パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　a.主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であり，延焼するおそれはない。また，金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。
67	また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用		○	－	施設共通　基本設計方針 （金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は，平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針（保温材に対する不燃性材料の使用）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	施設共通　基本設計方針（保温材に対する不燃性材料の使用）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　c.保温材】 ④保温材 保温材は，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 （a）平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 （b）建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　b. 保温材】 ③保温材 保温材の材料について，不燃性材料が使用できない場合は，建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。
69	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の不燃性材料の使用）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の不燃性材料の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　d.建屋内装材】 ⑤建屋内装材 建屋の内装材は，以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし，中央監視室等のカーペットは，以下の(b)項を満たす防炎物品を使用する設計とする。 （a）建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 （b）消防法に基づき認定を受けた防炎物品 【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　c. 建屋内装材】 ⑥建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は，以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし，中央監視室等のカーペットは，以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 （a）建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 （b）消防法に基づき認定を受けた防炎物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　b. 建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	－	－	－	－	－	－
70	ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，加熱源を除去した場合はその燃焼面が広がらないこと，燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し，周辺における可燃性物質を管理することから，難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求 運用要求	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の塗装（難燃性））	基本方針（火災防護計画） 設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の塗装（難燃性））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の塗装（難燃性））	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の塗装（難燃性））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
71	また，中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （カーペット（防炎物品））	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	施設共通　基本設計方針 （カーペット（防炎物品））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用		－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
66	ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 （パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　a．主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であり，延焼するおそれはない。また，金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。	○	－	施設共通　基本設計方針 （パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　a．主要な構造材】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であり，延焼するおそれはない。また，金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。
67	また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	○	予備混合装置GB　等	施設共通　基本設計方針 （金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用		○	－	施設共通　基本設計方針 （金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は，平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（保温材に対する不燃性材料の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　c．保温材】 ④保温材 保温材は，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　b．保温材】 ③保温材 保温材の材料について，不燃性材料が使用できない場合は，建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。	－	－	－	－	－	－
69	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の不燃性材料の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　d．建屋内装材】 ⑤建屋内装材 建屋の内装材は，以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし，緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは，以下の(b)項を満たす防炎物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品 【4.3 (2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用　c．建屋内装材】 ④建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は，以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし，緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは，以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　b．建屋内装材】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
70	ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと，燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し，周辺における可燃性物質を管理することから，難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の塗装（難燃性））	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の塗装（難燃性））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 8．火災防護計画	【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の塗装（難燃性））	施設共通　基本設計方針 （建屋内装材の塗装（難燃性））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 8．火災防護計画	【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
71	また，中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 （カーペット（防炎物品））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	火災防護上重要な機器等及びグローブボックス（安全上重要な施設）内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには，実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（UL1581垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （火災防護上重要な機器等及びグローブボックス（安全上重要な施設）内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性（UL1581（Fourth Edition）1080VW-1UL垂直燃焼試験）及び耐延焼性（米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験）を試験により確認できたものを使用する設計とする。 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　f. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「JACA　No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　g. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断器を使用する設計とする。 【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は，不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては，難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。また，金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。 【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から，上記が使用できない遮蔽材については，不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通　基本設計方針 （火災防護上重要な機器等及びグローブボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用）	施設共通　基本設計方針 （火災防護上重要な機器等及びグローブボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性（ＵＬ1581（Ｆｏｕｒｔｈ Ｅｄｉｔｉｏｎ）1080ＶＷ－１ＵＬ垂直燃焼試験）及び耐延焼性（米国電気電子工学学会規格ＩＥＥＥ383－1974 又はＩＥＥＥ1202－1991 垂直トレイ燃焼試験）を試験により確認できたものを使用する設計とする。
73	ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し，使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （火災防護上重要な機器等及びグローブボックス（安全上重要な施設）内機器並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通　基本設計方針 （火災防護上重要な機器等及び安全上重要な施設並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置）	施設共通　基本設計方針 （火災防護上重要な機器等及び安全上重要な施設並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては，難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または，金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。
74	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，換気設備のフィルタは，不燃性材料又は「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	施設共通　基本設計方針 （換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　f. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「ＪＡＣＡ　Ｎｏ.11Ａ(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。
75	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
76	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお，可燃性の遮蔽材を使用する場合は，不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	基本方針 施設共通　基本設計方針 （遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用）	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	施設共通　基本設計方針 （遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は，不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から，上記が使用できない遮蔽材については，不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	火災防護上重要な機器等及びグローブボックス（安全上重要な施設）内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには，実証試験により延焼性（米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験）及び自己消火性（UL1581垂直燃焼試験）を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針（火災防護上重要な機器等及びグローブボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用）	施設共通　基本設計方針（火災防護上重要な機器等及びグローブボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性（UL1581（Fourth Edition）1080VW-1UL垂直燃焼試験）及び耐延焼性（米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験）を試験により確認できたものを使用する設計とする。	○	－	施設共通　基本設計方針（火災防護上重要な機器等及びグローブボックス内機器並びに重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　e. ケーブル】 ⑥ケーブル 自己消火性（UL1581（Fourth Edition）1080VW-1UL垂直燃焼試験）及び体表延性（米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験）を試験により確認できたものを使用する設計とする。
73	ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し，使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針（火災防護上重要な機器等及び安全上重要な施設並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置）	施設共通　基本設計方針（火災防護上重要な機器等及び安全上重要な施設並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては，難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または，金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。	○	－	施設共通　基本設計方針（火災防護上重要な機器等及び安全上重要な施設並びに重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては，難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または，金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。
74	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，換気設備のフィルタは，不燃性材料又は「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針（換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　f. フィルタ】 ⑦換気設備のフィルタ 「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。
75	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　g. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断器を使用する設計とする。	○	－	施設共通　基本設計方針（絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　g. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ⑧変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない変圧器及び遮断器を使用する設計とする。
76	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお，可燃性の遮蔽材を使用する場合は，不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	○	施設共通　基本設計方針（遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－		【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は，不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 【4.3 (3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用　d. 遮蔽材】 ④遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から，上記が使用できない遮蔽材については，不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	○	施設共通　基本設計方針（遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用）	－	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3　不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　h. 遮蔽材】 ⑨遮蔽材 遮蔽材は，不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
77	5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設に対する自然現象として，地震，津波，落雷，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講する設計とする。 【4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講する設計とする。 【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG 4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A 4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。 【4.4 (3)森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 【4.4 (4)竜巻（風（台風）を含む。）による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，重大事故等時の竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講する設計とする。 【4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講する設計とする。	第１回申請と同一					
78	火災防護上重要な機器等は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG 4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A 4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。	第１回申請と同一					
79	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （避雷設備（火災防護上重要な機器等））	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）			○	施設共通　基本設計方針 （避雷設備（火災防護上重要な機器等））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 （避雷設備（火災防護上重要な機器等））	施設共通　基本設計方針 （避雷設備（火災防護上重要な機器等））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A 4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。
80	火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，加工施設の技術基準に関する規則に従い，耐震設計を行う設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（火災防護上重要な機器等））	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）			○	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（火災防護上重要な機器等））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止		○	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（火災防護上重要な機器等））	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（火災防護上重要な機器等））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。
81	重大事故等対処施設は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）			○	基本方針	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A 4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・重大事故等対処施設は，設備区分に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，設備区分に応じた耐震設計とする。 【4.4 (3)森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 【4.4 (4)竜巻（風（台風）を含む。）による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，重大事故等時の竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	第１回申請と同一					
82	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は，接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （避雷設備，構内接地系（重大事故等対処施設））	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）			○	施設共通　基本設計方針 （避雷設備，構内接地系（重大事故等対処施設））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A 4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－
83	重大事故等対処施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，加工施設の技術基準に関する規則に従い，耐震設計を行う設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（重大事故等対処施設））	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）			○	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（重大事故等対処施設））	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・重大事故等対処施設は，設備区分に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，設備区分に応じた耐震設計とする。	第１回申請と同一					
84	重大事故等対処施設は，竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （竜巻防護対策）	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）			○	施設共通　基本設計方針 （竜巻防護対策）	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (4)竜巻（風（台風）を含む。）による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，重大事故等時の竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	第１回申請と同一					
85	森林火災については，防火帯により，重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （防火帯）	設計方針（自然現象による火災及び爆発の発生防止）			○	施設共通　基本設計方針 （防火帯）	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (3)森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
77	5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止 MOX燃料加工施設に対する自然現象として，地震，津波，落雷，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
78	火災防護上重要な機器等は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
79	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 （避雷設備（火災防護上重要な機器等））	施設共通　基本設計方針 （避雷設備（火災防護上重要な機器等））	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A 4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 （避雷設備（火災防護上重要な機器等））	施設共通　基本設計方針 （避雷設備（火災防護上重要な機器等））	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A 4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。
80	火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，加工施設の技術基準に関する規則に従い，耐震設計を行う設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（火災防護上重要な機器等））	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（火災防護上重要な機器等））	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（火災防護上重要な機器等））	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（火災防護上重要な機器等））	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。
81	重大事故等対処施設は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
82	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は，接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 （避雷設備，構内接地系（重大事故等対処施設））	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A 4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。
83	重大事故等対処施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，加工施設の技術基準に関する規則に従い，耐震設計を行う設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（重大事故等対処施設））	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】。 ・重大事故等対処施設は，設備区分に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，設備区分に応じた耐震設計とする。	○	－	施設共通　基本設計方針 （耐震設計（重大事故等対処施設））	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】。 ・重大事故等対処施設は，設備区分に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「加工施設の技術基準に関する規則」に従い，設備区分に応じた耐震設計とする。
84	重大事故等対処施設は，竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 （竜巻防護対策）	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (4)竜巻（風（台風）を含む。）による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，重大事故等時の竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	○	－	施設共通　基本設計方針 （竜巻防護対策）	－	Ⅴ-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (4)竜巻（風（台風）を含む。）による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，重大事故等時の竜巻（風（台風）を含む。）の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。
85	森林火災については，防火帯により，重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
86	5.3　火災の感知，消火 火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は，「5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（火災の感知） 設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.　火災防護の基本方針 2.2 火災の感知及び消火 5.　火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス，Ss機能維持）を示す。 【5.　火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス，Ss機能維持）を示す。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて，耐震性を確保する設計とする。（具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-4　火災防護設備の耐震性に関する計算書に示す。） 【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス，Ss機能維持）を示す。 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて，耐震性を確保する設計とする。 耐震Sクラスで申請する火災感知設備及び消火設備に係る具体的な方針及び計算結果は，「Ⅲ-2　加工施設の耐震性に関する計算書　Ⅲ-2-1-2-8-1　火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は，「Ⅲ-1　加工施設の耐震性に関する基本方針　Ⅲ-1-1-4　波及的影響に係る基本方針」に示す。 耐震Cクラスで申請する火災感知設備及び消火設備のうち，基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は，「Ⅲ-4　火災防護設備の耐震性に関する計算書」に示す。 【5.2.4　消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて，強度評価を実施する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.　火災防護の基本方針 2.2 火災の感知及び消火	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス，Ss機能維持）を示す	○	基本方針	－	－	5.　火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス，Ss機能維持）を示す。 【5.　火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス，Ss機能維持）を示す。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて，耐震性を確保する設計とする。（具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-4　火災防護設備の耐震性に関する計算書に示す。） 【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス，Ss機能維持）を示す。 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて，耐震性を確保する設計とする。 耐震Sクラスで申請する火災感知設備及び消火設備に係る具体的な方針及び計算結果は，「Ⅲ-2　加工施設の耐震性に関する計算書　Ⅲ-2-1-2-8-1　火災防護設備」に示す。 これらに対する波及的影響に係る具体的な方針は，「Ⅲ-1　加工施設の耐震性に関する基本方針　Ⅲ-1-1-4　波及的影響に係る基本方針」に示す。 耐震Cクラスで申請する火災感知設備及び消火設備のうち，基準地震動Ssに対して機能維持が必要となるものに係る具体的な方針及び計算結果は，「Ⅲ-4　火災防護設備の耐震性に関する計算書」に示す。 【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて，強度評価を実施する。
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震) 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－	○	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	－	－	5.　火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合においては重大事故等対処施設の設備分類に応じて，機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震) 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－	○	火災感知設備 自動火災報知設備 消火設備	－	－	5.　火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	
89	5.4　火災及び爆発の影響軽減 5.4.1　火災及び爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため，以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（影響軽減）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.　火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減 6.火災及び爆発の影響軽減対策 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」，「互いに相違する系列間の水平距離6m以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.　火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」，「互いに相違する系列間の水平距離6m以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	第1回申請と同一					
90	(1)　火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，以下のいずれかの系統分離によって，火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（影響軽減）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.　火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減		第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
86	5.3　火災の感知，消火 火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また，グローブボックス内に対しても，早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は，「5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
87	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とする。	評価要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
88	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合においては重大事故等対処施設の設備分類に応じて，機能を維持できる設計とする。	評価要求	第２回申請と同一						第２回申請と同一					
89	5.4　火災及び爆発の影響軽減 5.4.1　火災及び爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため，以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
90	(1)　火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，以下のいずれかの系統分離によって，火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	a.　3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 GB排風機，非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減 6.火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 【6.2.2　火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3　火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3（1）3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 （1）コンクリート壁 （2）耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等 【6.2.3（2）水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には，仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3（3）1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 （1）機器間の分離に使用する場合 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	○	基本方針	－	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.3　火災及爆発の影響軽減 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，貫通部シール，防火扉，防火ダンパ等）	－	Ⅴ-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3　火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1)3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 （1）コンクリート壁 （2）耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等 【6.2.3（2）水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には，仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3（3）1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 （1）機器間の分離に使用する場合 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。
92	b.　水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 GB排風機，火災感知設備（自動火災報知設備），消火設備（窒素消火装置）	設計方針（影響軽減）			○	基本方針	－	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.3　火災及爆発の影響軽減 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離		○	－	GB排風機 消火設備 窒素消火装置	－	Ⅴ-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	
93	c.　1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	基本方針 非常用発電機（燃料移送ポンプ），火災感知設備（自動火災報知設備），消火設備（二酸化炭素消火装置）	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）			○	基本方針	－	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.3　火災及爆発の影響軽減 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離		○	－	消火設備 二酸化炭素消火装置	－	Ⅴ-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	
94	(2)　中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 a.　中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，中央監視室の制御盤は，不燃性筐体による系統別の分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する運転員による消火活動等により，上記(1)と同等な設計とする。 火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，実証試験結果に基づき，異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合，運転員は，制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	基本方針 GB排風機，非常用所内電源設備，火災感知設備（自動火災報知設備，高感度煙感知器），消火器 施設共通　基本設計方針	設計方針（影響軽減） 基本方針(火災防護計画)	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6.火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8．火災防護計画	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また，床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。） 【8．火災防護計画】 ○組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	基本方針	－	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8．火災防護計画	【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8．火災防護計画】 ○組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	施設共通　基本設計方針	GB排風機 施設共通　基本設計方針	－	Ⅴ-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8．火災防護計画	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。） 【8．火災防護計画】 ○組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	a.　3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	○	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，貫通部シール，防火扉，防火ダンパ等）	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，貫通部シール，防火扉，防火ダンパ等）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 【6.2.2　火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3　火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1)3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】	－	－	－	－	－	－
92	b.　水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離		－	－	－	－	－	－
93	c.　1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	○	－	非常用発電機（燃料移送ポンプ） 火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には，仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	－	－	－	－	－	－
94	(2)　中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 a.　中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，中央監視室の制御盤は，不燃性筐体による系統別の分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する運転員による消火活動等により，上記(1)と同等な設計とする。 火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，実証試験結果に基づき，異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合，運転員は，制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	非常用所内電源設備 火災感知設備 自動火災報知設備 高感度煙感知器 消火器 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8．火災防護計画	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。） 【 8．火災防護計画】 ○組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	b.　中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては，3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 GB排風機，非常用所内電源設備のケーブル	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6.火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。）	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	GB排風機のケーブル	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。）
96	(3)　換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ぼさない設計とする。 ただし，放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，耐火壁を貫通するダクトについては，鋼板ダクトにより，3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	基本方針 火災影響軽減設備（延焼防止ダンパ，防火ダンパ） グローブボックス排気設備， 工程室排気設備，建屋排気設備（放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域境界に限る）	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）		【6.3 その他の影響軽減対策　(1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ぼない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域については，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，ダクトについては延焼防止ダンパを設置しない設計とするが，耐火壁を貫通するダクトについては，厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより，3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから，他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	火災影響軽減設備 延焼防止ダンパ 防火ダンパ　等 グローブボックス排気設備 工程室排気設備 建屋排気設備（放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域境界に限る）	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 　(1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ぼない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域については，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，ダクトについては延焼防止ダンパを設置しない設計とするが，耐火壁を貫通するダクトについては，厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより，3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから，他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。
97	(4)　火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため，建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 また，電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下，引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 工程室排気設備， 非管理区域換気空調設備， 室煙消火装置，二酸化炭素消火装置	設計方針（影響軽減）		【6.3 その他の影響軽減対策　(2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する，制御室床下，引火性液体が密集する非常用発電機室，及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式のガス消火装置を設置することにより，煙の発生を防止する設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	－	工程室排気設備 非管理区域換気空調設備 消火設備 　室煙消火装置 　二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策 　(2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する，制御室床下，引火性液体が密集する非常用発電機室，及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式のガス消火装置を設置することにより，煙の発生を防止する設計とする。
98	(5)　油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち，放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは，ベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	基本方針 非常用所内電源設備 燃料油貯蔵タンク	設計方針（影響軽減）		【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち，放射性物質を含まないMOX燃料加工施設設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
99	(6)　焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが，万一，爆発が発生した場合の影響軽減対策として，焼結炉等における爆発の発生を検知し，検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。	機能要求①	基本方針 焼結設備，小規模焼結処理装置，火災影響軽減設備（延焼防止ダンパ）	設計方針（影響軽減）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6.火災及び爆発の影響軽減 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策　(4) 焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが，万一爆発が発生した場合を想定し，影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパを自動で閉止する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	b.　中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては，3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	○	－	非常用所内電源設備 のケーブル	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件において は，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。）	－	－	－	－	－	－
96	(3)　換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ぼさない設計とする。 ただし，放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，耐火壁を貫通するダクトについては，鋼板ダクトにより，3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
97	(4)　火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため，建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 また，電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下，引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
98	(5)　油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち，放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは，ベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	○	－	非常用所内電源設備 燃料油貯蔵タンク	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち，放射性物質を含まないMOX燃料加工施設施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。	－	－	－	－	－	－
99	(6)　焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが，万一，爆発が発生した場合の影響軽減対策として，焼結炉等における爆発の発生を検知し，検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。	機能要求①	○	－	焼結設備 小規模焼結処理装置 火災影響軽減設備 　延焼防止ダンパ	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策 (4) 焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが，万一爆発が発生した場合を想定し，影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパを自動で閉止する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
100	5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1)　MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a.　火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 評価方法（火災影響評価）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ○MOX燃料加工施設の安全確保（火災影響評価） ・MOX燃料加工施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策等って，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7.2 火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a．火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合，又はFDTsにより，ZOI（評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス）の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全確保について 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ○MOX燃料加工施設の安全確保（火災影響評価） ・MOX燃料加工施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策等って，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき，火災影響評価にて確認する。	第１回申請と同一					
101	b.　設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても制御盤間の離隔距離により同時に機能を失うことなく事象が収束できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 評価方法（火災影響評価）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全確保について 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策	【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【7.2火災影響評価】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	第１回申請と同一					
102	(2)　火災影響評価 a.　火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても，安全上重要な施設の安全機能が維持できることで，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法（火災影響評価） 評価（火災影響評価）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価		－	－	－	－	－	－
103	(a)　隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより，火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また，火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法（火災影響評価） 評価(火災影響評価)			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価		－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
100	5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1)　MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a.　火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
101	b.　設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても制御盤間の離隔距離により同時に機能を失うことなく事象が収束できる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
102	(2)　火災影響評価 a.　火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても，安全上重要な施設の安全機能が維持できることで，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。	評価要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2 火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a．火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合，又はFDTsにより，ZOI（評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス）の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。
103	(a)　隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより，火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また，火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，火災力学ツール（以下「FDTs」という。）を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	(b)　隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより，火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また，火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域（区画）において，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，FDTsを用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （火災影響評価）	評価方法（火災影響評価） 評価（火災影響評価）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7.　MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2 火災影響評価】 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a．火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は，2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接２区域（区画）に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合，又はFDTsにより，ZDI（評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス）の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した火災影響評価 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることを「内部火災影響評価ガイド」に基づき，火災影響評価にて確認する。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7.　MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2 火災影響評価】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－
105	b．設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても，異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （火災影響評価）	評価方法（火災影響評価） 評価（火災影響評価）			○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7.　MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価		－	－	－	－	－	－
106	第2章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.1　火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	自然現象等は，第8条にて整理する。 閉じ込めの機能は，第10条にて整理する。 加工施設内における溢水による損傷の防止は，第12条にて整理する。 設備に対する要求（試験・検査）については，第14条にて整理する。	○	基本方針	－	－	自然現象等は，第8条にて整理する。 閉じ込めの機能は，第10条にて整理する。 加工施設内における溢水による損傷の防止は，第12条にて整理する。 設備に対する要求（試験・検査）については，第14条にて整理する。	第１回申請と同一					
107	7.1.1　安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備 火災防護設備は，火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 火災防護設備の基本設計方針については，安全機能を有する施設が，火災又は爆発により MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.　火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2.　火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	○	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.　火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2.　火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	第１回申請と同一					
108	また，重大事故等対処施設が，火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行うために，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			第１回申請と同一					
109	火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については，以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	(b)　隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより，火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 また，火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域（区画）において，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，FDTsを用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 （火災影響評価）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2 火災影響評価】 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a．火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は，2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接２区域（区画）に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合，又はFDTsにより，ZOI（評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス）の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。 ○設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した火災影響評価 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることを「内部火災影響評価ガイド」に基づき，火災影響評価にて確認する。
105	b．設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても，異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 （火災影響評価）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることを「内部火災影響評価ガイド」に基づき，火災影響評価にて確認する。
106	第2章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.1　火災防護設備 火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
107	7.1.1　安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備 火災防護設備は，火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 火災防護設備の基本設計方針については，安全機能を有する施設が，火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
108	また，重大事故等対処施設が，火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行うために，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					
109	火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については，以下の設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一						第１回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
110	7.1.1.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は，第1章　共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は，第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【6．火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等	○	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	＜火災区域構造物＞ 主要寸法、主要材料	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【6．火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 防火扉	○	—	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	—	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【6．火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等
111	このうち，火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）			○	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	＜火災区域構造物＞ 主要寸法、主要材料	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離		○	—	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	—	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	
112	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）			○	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	＜火災区域構造物＞ 主要寸法、主要材料	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物）		○	—	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	—	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	
113	7.1.1.2　火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器の上限を超える場合，高線量区域又は蓄電池室にあたっては，アナログ式感知器の設置が適さないことから，少なくとも1つは非アナログ式の煙感知器，非アナログの熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び防爆型の非アナログ式の炎感知器又は防爆型の非アナログ式の熱感知器(スポット型)及び防爆型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2 (1)火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は，早期に火災を感知するため，環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，消防法施行規則において求める感知器の網羅性，及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グローブボックス内は内装機器や架台が障壁となり火災感知器が設置できる箇所に制限があることから，グローブボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また，安全上重要な施設のグローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合，火災発生時に過度な放射性物質の放出のおそれがあることから，より早期に火災を感知できるよう，機器の近傍に火災感知器を設置する。 ○火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は，平常時の状況（温度，煙濃度）を監視し，火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として，火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グローブボックス内は核燃料物質を非密封で取り扱うため，MOX粉末，レーザ光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上，使用できる感知器が制限されるため，動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は，非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
114	グローブボックス内は，主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり，MOX粉末やレーザ光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより，煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから，火災源の位置等を考慮した上で，早期感知ができ，また，動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	グローブボックス負圧・温度監視設備，グローブボックス温度監視装置	設計方針（火災の感知）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
115	非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の炎感知器又は非アナログ式の熱感知器を設置する場合は，誤作動防止対策のため外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の煙感知器を設置する場合は，誤作動防止対策のため煙が拡散しやすい換気口近傍には設置しない設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
116	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
117	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
118	ただし，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。	設置要求	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
119	また，通常運転時に人の立入りがなく可燃性物質又は着火源になり得るものを設置しない区域は火災の発生のおそれがないことから，火災感知器を設置しない設計とする。	設置要求	火災感知設備 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
110	7.1.1.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は，第1章　共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は，第1章 共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	機能要求②	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【6．火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等	－	－	－	－	－	－
111	このうち，火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求②	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離		－	－	－	－	－	－
112	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求②	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物）	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	V-1-1-6　加工施設の火災防護に関する説明書 3．火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物）	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 (1)火災区域の設定（屋内）】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置図を示す。) 【6．火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等
113	7.1.1.2　火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火の性質を考慮して選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器の上限を超える場合，高線量区域又は蓄電池室にあたっては，アナログ式感知器の設置が適さないことから，少なくとも1つは非アナログ式の煙感知器，非アナログの熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び防爆型の非アナログ式の炎感知器又は防爆型の非アナログ式の熱感知器(スポット型)及び防爆型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2 (1)火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は，早期に火災を感知するため，環境条件及び予想される火の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，消防法施行規則において求める感知器の網羅性，及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グローブボックス内は内装機器や架台が障壁となり火災感知器が設置できる箇所に制限があることから，グローブボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また，安全上重要な施設のグローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合，火災発生時に過度な放射性物質の放出のおそれがあることから，より早期に火災を感知できるよう，機器の近傍に火災感知器を設置する。 ○火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は，平常時の状況（温度，煙濃度）を監視し，火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として，火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グローブボックス内は核燃料物質を非密封で取り扱うため，MOX粉末，レーザ光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上，使用できる感知器が制限されたため，動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は，非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2 (1)火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は，早期に火災を感知するため，環境条件及び予想される火の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ○火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は，平常時の状況（温度，煙濃度）を監視し，火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として，火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は，非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。
114	グローブボックス内は，主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり，MOX粉末やレーザ光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより，煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから，火災源の位置等を考慮したとて，早期感知ができ，また，動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備，グローブボックス温度監視装置	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について		－	－	－	－	－	－
115	非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の炎感知器又は非アナログ式の熱感知器を設置する場合は，誤作動防止対策のため外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の煙感知器を設置する場合は，誤作動防止対策のため煙が拡散しやすい換気口近傍には設置しない設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について		－	－	－	－	－	－
116	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について		○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2 (1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は，早期に火災を感知するため，環境条件及び予想される火の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。
117	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について		○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	
118	ただし，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。	設置要求	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について		○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	
119	また，通常運転時に人の立入りがなく可燃性物質又は着火源になり得るものを設置しない区域は火災の発生のおそれがないことから，火災感知器を設置しない設計とする。	設置要求	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について		○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
120	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8．火災防護計画	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は，非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋発電機から給電する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	また，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は，非常用所内電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
122	ただし，緊急時対策建屋に設定する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備	設計方針（火災の感知）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
123	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	火災感知設備 GB温度監視装置 自動火災報知設備 グローブボックス負圧・温度監視設備	設計方針（火災の感知）		【5.1.2 (2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対，赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）が接続可能であり，感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グローブボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は，火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グローブボックス内に設置する火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
124	火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	グローブボックス負圧・温度監視設備 火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 施設共通　基本設計方針	設計方針（火災の感知） 基本方針(火災防護計画)		【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8．火災防護計画	【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
125	グローブボックス内の火災感知設備は，機能に異常がないことを確認するため，抵抗値を測定するとともに，模擬抵抗及びメータリレー試験器を接続し試験を実施することを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	グローブボックス負圧・温度監視設備 火災感知設備 グローブボックス温度監視装置 自動火災報知設備 施設共通　基本設計方針	設計方針（火災の感知） 基本方針(火災防護計画)			－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8．火災防護計画	【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
126	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は，火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（火災の感知） 基本方針(火災防護計画)		【5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は，屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8．火災防護計画	【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
120	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	○	－	火災感知設備 グローブボックス 温度監視装置 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は，非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	－	－	－	－	－	－
121	また，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は，非常用所内電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	○	－	火災感知設備 グローブボックス 温度監視装置 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について		○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。
122	ただし，緊急時対策建屋に設定する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	○	－	火災感知設備 グローブボックス 温度監視装置 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について		○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について	【5.1.2 (3) 火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。
123	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	○	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備 火災感知設備 グローブボックス 温度監視装置 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について	【5.1.2 (2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対，赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）が接続可能であり，感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グローブボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は，火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グローブボックス内に設置する火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について	【5.1.2 (2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対，赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）が接続可能であり，感知区域を1つずつ特定できる機能 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は，火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
124	火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	○	グローブボックス負圧・温度監視設備 施設共通　基本設計方針	グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス 温度監視装置 自動火災報知設備 火災感知設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について 8．火災防護計画		○	施設共通　基本設計方針	火災感知設備 自動火災報知設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について 8．火災防護計画	
125	グローブボックス内の火災感知設備は，機能に異常がないことを確認するため，抵抗値を測定するとともに，模擬抵抗及びメータリレー試験器を接続し試験を実施することを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	○	グローブボックス負圧・温度監視設備 施設共通　基本設計方針	グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス 温度監視装置 自動火災報知設備 火災感知設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について 8．火災防護計画		○	施設共通　基本設計方針	火災感知設備 自動火災報知設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について 8．火災防護計画	
126	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は，火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について 8．火災防護計画	【5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備の火災感知設備は，火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．1 火災感知設備について 8．火災防護計画	【5.1.2 (4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・屋外の火災感知設備は，屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
127	7.1.1.3　消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合のほか，火災感知設備の破損，誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても，火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 屋内消火栓 ハロゲン化物消火設備	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3　系統図 ・系統説明図 V-2-4　配置図 ・火災区域配置図（区域構造物） V-2-5　構造図 ・その他の加工施設の構造図火災防護設備の構造図	【5.2.2 (4)消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては，消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち，形状寸法管理を行う設備を収納する室には，水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (4)消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては，消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち，形状寸法管理を行う設備を収納する室には，水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。
128	MOX燃料加工施設では，臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために，工程室及びグローブボックスについては，自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。 さらに，火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画（危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所），可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画（中央監視室等の床下及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下）及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。 このうち，中央監視室等の床下に設置する固定式のガス消火装置は，窒素消火装置を設置する設計とする。 燃料棒貯蔵室等の高線量区域は，通常運転時において人の立ち入りがなく，可燃性物質又は非火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 屋内消火栓 ハロゲン化物消火設備	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (1)火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし，ガス消火を行う。 ・また，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (3)火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	＜主配管＞ 外径、厚さ	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (1)火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし，ガス消火を行う。 ・また，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (3)火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針
129	上記以外の火災区域又は火災区画については，取り扱う可燃性物質の量が少ないこと，消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと，MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており，換気設備による排煙が可能であり，有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため，消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 屋内消火栓 消火器	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (2)火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (4)消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (2)火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画
130	なお，消火設備の破損，誤作動又は誤操作のほか，火災感知設備の破損，誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能を有する設備及び重大事故等対処設備への影響については，溢水防護設備の基本設計方針にて確認する。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （消火水による影響）	設計方針（火災の消火）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
127	7.1.1.3　消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合のほか，火災感知設備の破損，誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても，火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	－	消火設備 屋内消火栓	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (4)消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては，消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち，形状寸法管理を行う設備を収納する室には，水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断裁及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	○	－	ハロゲン化物消火設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (4)消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては，消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち，形状寸法管理を行う設備を収納する室には，水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断裁及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。
128	MOX燃料加工施設では，臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために，工程室及びグローブボックスについては，自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。 さらに，火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所)，可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下)及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。 このうち，中央監視室等の床下に設置する固定式のガス消火装置は，窒素消火装置を設置する設計とする。 燃料棒貯蔵室等の高線量区域は，通常運転時において人の立ち入りがなく，可燃性物質又は非火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求 機能要求②	○	－	消火設備 屋内消火栓	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (1)火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし，ガス消火を行う。 ・また，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (3)火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針	○	－	消火設備 ハロゲン化物消火設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (1)火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし，ガス消火を行う。 ・また，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (3)火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針
129	上記以外の火災区域又は火災区画については，取り扱う可燃性物質の量が少ないこと，消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと，MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており，換気設備による排煙が可能であり，有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため，消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求	○	－	消火設備 屋内消火栓 消火器	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (2)火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 【5.2.2 (4)消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】	－	－	－	－	－	－
130	なお，消火設備の破損，誤作動又は誤操作のほか，火災感知設備の破損，誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能を有する設備及び重大事故等対処設備への影響については，溢水防護設備の基本設計方針にて確認する。	評価要求	○	－	施設共通　基本設計方針 (消火水による影響)	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
131	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置　等	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，「a．消火剤の容量」～「g．その他」を考慮する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，「a．消火剤の容量」～「g．その他」を考慮する設計とする
132	(1)　消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置　等	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-5　構造図 ・その他の加工施設の構造図火災防護設備の構造図	【5.2.2 (5)消火設備の設計 a．消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については，二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。 ・グローブボックス消火装置については，核燃料物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火ガスを放出する必要があるため，グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出するとともに，消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。 ・複数連結したグローブボックスについては，消火ガスの放出単位を設定し，その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出するとともに，消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とし，消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	＜容器＞ ・容量 ・個数	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計 a．消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については，二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。 ・グローブボックス消火装置については，核燃料物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火ガスを放出する必要があるため，グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出するとともに，消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。 ・複数連結したグローブボックスについては，消火ガスの放出単位を設定し，その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出するとともに，消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とし，消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。
133	ただし，グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については，グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ，グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに，火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。 また，複数連結したグローブボックスについては，消火ガスの放出単位を設定し，その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに，火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし，消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備　GB消火装置 ピストンダンパ，延焼防止ダンパ	設計方針（火災の消火）			－	－	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 ピストンダンパ 延焼防止ダンパ	＜容器＞ ・容量 ・個数 ＜主要弁＞ 主要寸法	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計 a．消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については，二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。 ・グローブボックス消火装置については，核燃料物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火ガスを放出する必要があるため，グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出するとともに，消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とし，消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。
134	消火用水供給系の水源は，消防法施行令及び都市計画法施行令に基づくとともに，2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	消火設備 防火水槽 消火水槽 ろ過水貯槽	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3　系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5)消火設備の設計　a．消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は，消防法施行令第十一条，第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき，屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
135	また，緊急時対策建屋の水源は，消防法施行令に基づくとともに，2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	消火設備 防火水槽 消火水槽	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3　系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5)消火設備の設計 a．消火剤の容量】 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は，消防法施行令第十一条に基づき，屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
131	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計とする。	設置要求	○	－	消火設備 防火水槽 屋内消火栓 屋外消火栓	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，「a．消火剤の容量」～「g．その他」を考慮する設計とする	○	－	消火設備 消火用水槽 ろ過水貯槽 防火水槽 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，「a．消火剤の容量」～「g．その他」を考慮する設計とする
132	(1)　消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 消火用水槽 ろ過水貯槽	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　a．消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については，二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。
133	ただし，グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については，グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ，グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに，火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。 また，複数連結したグローブボックスについては，消火ガスの放出単位を設定し，その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに，火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし，消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
134	消火用水供給系の水源は，消防法施行令及び都市計画法施行令に基づくとともに，2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	○	－	防火水槽	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　a．消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は，消防法施行令第十一条，第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき，屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。	○	－	消火設備 消火水槽 ろ過水貯槽	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　a．消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は，消防法施行令第十一条，第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき，屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。
135	また，緊急時対策建屋の水源は，消防法施行令に基づくとともに，2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 消火水槽 防火水槽	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　a．消火剤の容量】 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は，消防法施行令第十一条に基づき，屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
136	(2)　消火設備の系統構成 a.　消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 消火水槽 ろ過水貯槽	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8. 火災防護計画 V-2-3　系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5)消火設備の設計　b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は，容量約2,500m3のろ過水貯槽及び容量約900m3の消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は，容量約42.6m3の消火水槽，建屋近傍に容量約40m3防火水槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。 なお，上記に加えて，消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
137	緊急時対策建屋の水源は，同建屋に消火水槽，建屋近傍に防火水槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 防火水槽 消火水槽	設計方針（火災の消火）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
138	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え，ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 ディーゼル駆動消火ポンプ， 電動機駆動消火ポンプ	設計方針（火災の消火）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
139	また，緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	消火設備 電動機駆動消火ポンプ 施設共通　基本設計方針	設計方針（火災の消火） 基本方針（火災防護計画）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
140	b.　系統分離に応じた独立性の考慮 MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は，容器弁及び選択弁の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は，消火設備の動的機器の故障により，系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう，動的機器である容器弁及び選択弁のうち，容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに，選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置，二酸化炭素消火装置	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3　系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5)消火設備の設計　b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は，消火設備の動的機器の単一故障によっても，以下のとおり，系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち，容器弁は必要数量に対し１以上多く設置するとともに，選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり，かつ，基準地震動Ssで損傷しない設計とすることから，多重化しない設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は，消火設備の動的機器の単一故障によっても，以下のとおり，系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち，容器弁は必要数量に対し１以上多く設置するとともに，選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり，かつ，基準地震動Ssで損傷しない設計とする。
141	なお，万一，系統上の選択弁の故障を想定しても，手動により選択弁を操作することにより，消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置，二酸化炭素消火装置	設計方針（火災の消火）			－	－	－	－	－	○	－	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
142	c.　消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し，消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓 消火水供給設備	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3　系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5)消火設備の設計　b. 消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は，他の系統と兼用する場合には，隔離弁を設置し遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と共用しない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
143	また，緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 消火水供給設備	設計方針（火災の消火）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
136	(2)　消火設備の系統構成 a.　消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 消火水槽 ろ過水貯槽	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.　火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　b.　消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は，容量約2,500m3のろ過水貯槽及び容量約900m3の消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は，容量約42.6m3の消火水槽，建屋近傍に容量約40m3防火水槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。 なお，上記に加えて，消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設ける。 【8.　火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
137	緊急時対策建屋の水源は，同建屋に消火水槽，建屋近傍に防火水槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 消火水槽 防火水槽	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.　火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
138	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え，ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.　火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
139	また，緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 電動機駆動消火ポンプ	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.　火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8.　火災防護計画	
140	b.　系統分離に応じた独立性の考慮 MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は，容器弁及び選択弁の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は，消火設備の動的機器の故障により，系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう，動的機器である容器弁及び選択弁のうち，容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに，選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
141	なお，万一，系統上の選択弁の故障を想定しても，手動により選択弁を操作することにより，消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
142	c.　消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し，消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.　火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　b.　消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は，他の系統と兼用する場合には，隔離弁を設置し遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。	○	－	消火設備 消火水供給設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.　火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計 b.　消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は，他の系統と兼用する場合には，隔離弁を設置し遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と共用しない設計とする。
143	また，緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 消火水供給設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.　火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	(3)　消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求①	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3　系統図 ・系統説明図	【5.2.2 (5)消火設備の設計　c．消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし，ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・窒素消火装置，二酸化炭素消火装置，グローブボックス消火装置は，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用所内電源設備から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち，緊急時対策建屋に設置する消火設備は，緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
145	また，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用所内電源設備から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 所内電源設備（電気設備）	設計方針（火災の消火）			–	–	–	–	–	○	–	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	–	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　c．消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・窒素消火装置，二酸化炭素消火装置，グローブボックス消火装置は，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用所内電源設備から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。
146	さらに，重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち，緊急時対策建屋に設置する消火設備は，緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	消火設備 ハロゲン化物消火設備	設計方針（火災の消火）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
147	(4)　消火設備の配置上の考慮 a．火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓，窒素消火装置，グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置　等	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては，消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち，形状寸法管理を行う設備を収納する室には，水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生しているる火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	–	–	–	–	–	○	–	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	–	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては，消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち，形状寸法管理を行う設備を収納する室には，水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。
148	消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用し，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置　等	設計方針（火災の消火）			–	–	–	–	–	○	–	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	–	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
149	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置　等	設計方針（火災の消火）			–	–	–	–	–	○	–	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	–	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
150	また，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	火災影響軽減設備 延焼防止ダンパ	設計方針（火災の消火）			–	–	–	–	–	○	–	火災影響軽減設備 延焼防止ダンパ	–	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
151	b．管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し，処理する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (消火水の流出防止対策)	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は，放射性物質を含むおそれがあることから，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し，処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。	○	基本方針	–	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2 消火設備について】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。	○	–	施設共通　基本設計方針 (消火水の流出防止対策)	–	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は，放射性物質を含むおそれがあることから，管理区域外への流出を防止するため，各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し，処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。
152	また，管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，換気設備のフィルタにより放射性物質を低減したのち，排気筒から放出する設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針 (消火ガスの流出防止対策)	設計方針（火災の消火）			–	–	–	–	–	○	–	施設共通　基本設計方針 (消火ガスの流出防止対策)	–	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	(3)　消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 　電動機駆動消火ポンプ 　ディーゼル駆動消火ポンプ	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　c．消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし，ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。
145	また，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用所内電源設備から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	所内電源設備（電気設備）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　c．消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・窒素消火装置，二酸化炭素消火装置，グローブボックス消火装置は，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用所内電源設備から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	－	－	－	－	－	－
146	さらに，重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち，緊急時対策建屋に設置する消火設備は，緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 ハロゲン化物消火設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　c．消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所のうち，緊急時対策建屋に設置する消火設備は，緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。
147	(4)　消火設備の配置上の考慮 a．　火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓，窒素消火装置，グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	○	－	消火設備 　屋内消火栓 　屋外消火栓 　消火器	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	○	－	消火設備 　電動機駆動消火ポンプ 　ディーゼル駆動消火ポンプ	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計
148	消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用し，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 ハロゲン化物消火設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。
149	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 ハロゲン化物消火設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように，消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。
150	また，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
151	b．　管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し，処理する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 (消火水の流出防止対策)	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は，放射性物質を含むおそれがあることから，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置する。
152	また，管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，換気設備のフィルタにより放射性物質を低減したのち，排気筒から放出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
153	c.　消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓又は屋外消火栓は，火災区域内の消火活動に対処できるよう，消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）並びに都市計画法施行令第二十五条（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）に準拠し，屋内消火栓から防護対象物を半径25mの円で包括できるよう配置すること，また，屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるよう配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
154	(5)　消火設備の警報 a.　消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は，電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。	機能要求①	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (5)消火設備の設計　e．消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式のガス消火装置の故障警報が発報した場合には，中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに，消火設備が故障している場合には，早期に必要な補修を行う。	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　e．消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式のガス消火装置の故障警報が発報した場合には，中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに，消火設備が故障している場合には，早期に必要な補修を行う。
155	また，緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	機能要求①	消火設備 ハロゲン化物消火設備	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (5)消火設備の設計　e．消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式のガス消火装置の故障警報が発報した場合には，緊急時対策建屋の建屋管理室の制御盤の警報を確認するとともに，消火設備が故障している場合には，早期に必要な補修を行う。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
156	b.　固定式のガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は，作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (5)消火設備の設計　e．消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては，20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　e．消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては，20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。
157	(6)　消火設備に対する自然現象の考慮 a.　凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	設置要求	消火設備 屋外消火栓	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 f.　消火設備に対する自然現象の考慮】 ○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し，凍結深度（GL-60cm）を確保した埋設配管とするとともに，地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより，凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓は，消火栓内部に水が溜まらないような構造とし，自動排水機構により通常は排水弁を通水状態，消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
158	b.　風水害対策 消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう，建屋内に設置する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置　等	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (5) 消火設備の設計 f.　消火設備に対する自然現象の考慮】 ○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは，建屋内（ユーティリティ建屋）に設置する設計とし，風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・不活性ガス消火装置についても，建屋内に設置する設計とし，風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一，風水害を含むその他の自然現象により消火の機能，性能が阻害された場合，代替消火設備の配備等を行い，必要な機能及び性能を維持する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 f.　消火設備に対する自然現象の考慮】 ○風水害対策 ・不活性ガス消火装置についても，建屋内に設置する設計とし，風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一，風水害を含むその他の自然現象により消火の機能，性能が阻害された場合，代替消火設備の配備等を行い，必要な機能及び性能を維持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
153	c.　消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	○	－	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	－	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　d.消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓又は屋外消火栓は，火災区域内の消火活動に対処できるよう，消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）並びに都市計画法施行令第二十五条（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）に準拠し，屋内消火栓から防護対象物を半径25mの円で包括できるよう配置すること，また，屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるよう配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。	－	－	－	－	－	－
154	(5)　消火設備の警報 a.　消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は，電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
155	また，緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 ハロゲン化物消火設備	－	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5)消火設備の設計　e.消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式のガス消火装置の故障警報が発報した場合には，緊急時対策建屋の建屋管理室の制御盤の警報を確認するとともに，消火設備が故障している場合には，早期に必要な補修を行う。
156	b.　固定式のガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は，作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
157	(6)　消火設備に対する自然現象の考慮 a.　凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	設置要求	○	－	消火設備 屋外消火栓	－	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 f.消火設備に対する自然現象の考慮】 ○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し，凍結深度（GL-60cm）を確保した埋設配管とするとともに，地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより，凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓は，消火栓内部に水が溜まらないような構造とし，自動排水機構により通常は排水弁を通水状態，消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。	－	－	－	－	－	－
158	b.　風水害対策 消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう，建屋内に設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 圧力調整用消火ポンプ 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	－	Ⅴ-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 f.消火設備に対する自然現象の考慮】 ○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは，建屋内（ユーティリティ建屋）に設置する設計とし，風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一，風水害を含むその他の自然現象により消火の機能，性能が阻害された場合，代替消火設備の配備等を行い，必要な機能及び性能を維持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
159	c.　地盤変位対策 屋内消火栓は，地震時における地盤変位により，消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても，移動式消火設備から消火水を供給し，消火活動を可能とするよう，送水口を設置し，破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	消火設備 屋内消火栓	設計方針（火災の消火）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8．火災防護計画	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 f.　消火設備に対する自然現象の考慮】 ○地盤変位対策 ・地盤変位対策として，送水口を設置し，地震による消火水供給系配管の破断時においても消防自動車等からの給水を可能とする設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
160	(7)　その他 a.　移動式消火設備 火災時の消火活動のため，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また，航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （移動式消火設備）	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g.　その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき，消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
161	b.　消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路及び消火設備の現場盤周辺に，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間20分を考慮し，1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	照明設備	設計方針（火災の消火）		【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g.　その他】 ○消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第百二十六条の五に準じ，屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路に加え，屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間20分を考慮し，1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
162	c.　ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には，固定式の消火設備を設置する設計とする。 また，上記以外のポンプを設置している部屋は，換気設備による排煙が可能であることから，煙が滞留し難い構造としており，人による消火が可能な設計とする。	設置要求 運用要求	消火設備 窒素消火装置，二酸化炭素消火装置 換気設備 施設共通　基本設計方針	設計方針(火災の消火) 基本方針(火災防護計画)		【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g.　その他】 ○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は，人による消火を行う。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 換気設備 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g.　その他】 ○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は，人による消火を行う。 【8．火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
163	d.　貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は，未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから，消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	評価要求	燃料集合体貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備，貯蔵容器一時保管設備	設計方針(火災の消火)		【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g.　その他】 ○貯蔵設備の未臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は，消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	○	燃料集合体貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備，貯蔵容器一時保管設備	－	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g.　その他】 ○貯蔵設備の未臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は，消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
159	c.　地盤変位対策 屋内消火栓は，地震時における地盤変位により，消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても，移動式消火設備から消火水を供給し，消火活動を可能とするよう，送水口を設置し，破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	○	－	消火設備 屋内消火栓	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 f. 消火設備に対する自然現象の考慮】 ○地盤変位対策 ・地盤変位対策として，送水口を設置し，地震による消火水供給系配管の破断時においても消防自動車等からの給水を可能とする設計とする。	－	－	－	－	－	－
160	(7)　その他 a.　移動式消火設備 火災時の消火活動のため，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また，航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針 （移動式消火設備）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g. その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき，消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備する。
161	b.　消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路及び消火設備の現場盤周辺に，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間20分を考慮し，1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	○	－	照明設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g. その他】 ○消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第百二十六条の五に準じ，屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路に加え，屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間20分を考慮し，1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－
162	c.　ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には，固定式の消火設備を設置する設計とする。 また，上記以外のポンプを設置している部屋は，換気設備による排煙が可能であることから，煙が滞留し難い構造としており，人による消火が可能な設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 g. その他】 ○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は，人による消火を行う。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については，火災等の発生防止，感知・消火のための手順等
163	d.　貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は，未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから，消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
164	7.1.1.4　火災及び爆発の影響軽減設備 (1)火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離は第1章　共通項目の「5.4.1(1)火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。 このうち，火災及び爆発の影響軽減設備については，耐火隔壁により構成し，以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（影響軽減）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 　2.3　　火災及び爆発の影響軽減 6.火災及び爆発の影響軽減 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」，「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 【6.2.2　火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 　火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3　火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 　以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 　(1) コンクリート壁 　(2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には，仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 　以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 　(1) 機器間の分離に使用する場合 　上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.4中央監視室の系統分離対策】 　火災防護上の系統分離対策を講じる設備の制御盤内に設置する高感度煙感知器について説明する。 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。）	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」，「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備
165	a.　3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は，互いに相違する系列を分離し，火災及び爆発の影響を軽減するために，3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。	設置要求 評価要求	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 GB排風機，非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）			—	—	—	—	—	○	—	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，貫通部シール，防火扉，防火ダンパ等）	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.2　火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 　火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3　火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1)3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 　以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 　(1) コンクリート壁 　(2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には，仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 　以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 　(1) 機器間の分離に使用する場合 　上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。
166	b.　6m以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は，火災及び爆発の影響を軽減するために，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお，火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求	GB排風機，火災感知設備（自動火災報知設備），消火設備（窒素消火装置）	設計方針（影響軽減）			—	—	—	—	—	○	—	GB排風機 消火設備 　窒素消火装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には，仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 　以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 　(1) 機器間の分離に使用する場合 　上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。
167	c.　1時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は，互いに相違する系列を分離し，火災及び爆発の影響を軽減するために，1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 また，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお，火災感知設備及び自動消火設備については7.1.1.2火災感知設備及び7.1.1.3消火設備に基づく設計とする。	設置要求 評価要求	非常用発電機（燃料移送ポンプ），火災感知設備（自動火災報知設備），消火設備（二酸化炭素消火装置）	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）			—	—	—	—	—	○	—	消火設備 　二酸化炭素消火装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	
168	(2)中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し，以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（影響軽減）			—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 　2.3　火災及び爆発の影響軽減 6．火災及び爆発の影響軽減 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。）
169	a.　高感度煙感知器 高感度煙感知器は，火災及び爆発の影響軽減のための，盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として，火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤内に設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備 高感度煙感知器	設計方針（影響軽減）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
164	7.1.1.4　火災及び爆発の影響軽減設備 (1)火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離は第1章　共通項目の「5.4.1(1)火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策」に示す耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。 このうち，火災及び爆発の影響軽減設備については，耐火隔壁により構成し，以下に示す設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは，「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」，「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし，安全上重要な施設のうち，以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し，系統分離対策を講ずる。 (1)　グローブボックス排風機 (2)　上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	－	－	－	－	－	－
165	a.　3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は，互いに相違する系列を分離し，火災及び爆発の影響を軽減するために，3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。	設置要求 評価要求	○	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，貫通部シール，防火扉，防火ダンパ等）	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁，貫通部シール，防火扉，防火ダンパ等）	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.2　火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3　火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1)3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，延焼防止ダンパ等 【6.2.3 (2) 水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 系統分離の対象となる機器間には，仮置きするものを含めて可燃物を設置しないことを説明する。 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。 【6.2.3 (3) 1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 上記に加えて，火災感知設備及び自動消火設備を設置することを説明する。	－	－	－	－	－	－
166	b.　6m以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は，火災及び爆発の影響を軽減するために，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお，火災感知設備及び自動消火設備については「7.1.1.2火災感知設備」及び「7.1.1.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離		－	－	－	－	－	－
167	c.　1時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は，互いに相違する系列を分離し，火災及び爆発の影響を軽減するために，1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 また，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお，火災感知設備及び自動消火設備については7.1.1.2火災感知設備及び7.1.1.3消火設備に基づく設計とする。	設置要求 評価要求	○	－	非常用発電機（燃料移送ポンプ） 火災感知設備 自動火災報知設備	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離		－	－	－	－	－	－
168	(2)中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離を講じる設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し，以下に示す設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8．火災防護計画	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の制御盤内に設置する高感度煙感知器について説明する。 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。）	－	－	－	－	－	－
169	a.　高感度煙感知器 高感度煙感知器は，火災及び爆発の影響軽減のための，盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として，火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤内に設置する設計とする。	設置要求	○	－	火災防護設備 高感度煙感知器	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離		－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
170	(3)中央監視室床下の火災影響軽減設備 中央監視室床下の火災防護上の系統分離を講じる設備（ケーブル）の系統分離は，第1章　共通項目の「5.4.1(2)b.中央監視室床下の影響軽減対策」に示す耐火隔壁により行う設計とする。 なお，耐火隔壁については，本項(1)に基づく設計とする。	評価要求	GB排風機，非常用所内電源設備のケーブル	設計方針（影響軽減） 評価方法（影響軽減） 評価（影響軽減）	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 6.火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	○	—	GB排風機のケーブル	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。
171	7.1.1.5　設備の共用 消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽は，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。 これらの共用設備は，再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX 燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも，安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること，燃料加工建屋及び周辺部の火災については，外部火災影響評価で外部火災防護対象施設で安全機能を損なわない設計とすることで，共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	消火設備（電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽）	設計方針（設備の共用）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2　悪影響防止 (3) 共用　】 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は，再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は，故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも，安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること，燃料加工建屋及び周辺部の火災については，外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
172	また，MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉は，再処理施設と共用する。 本扉は，火災区域設定のため，火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	火災影響軽減設備（防火扉（MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉））	設計方針（設備の共用） 設計方針（影響軽減）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2　悪影響防止 (3) 共用　】 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉について，火災区域設定のため，火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
173	さらに，緊急時対策建屋に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備は，再処理施設と共用する。 これらの共用設備は，共用によって仕様，火災感知に係る機能，消火機能に変更はないため，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等) 火災感知設備 　自動火災報知設備 消火設備 　屋内消火栓設備 　ハロゲン化物消火設備	設計方針（設備の共用）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2　悪影響防止 (3) 共用　】 緊急時対策建屋に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備は，再処理施設と共用する。 これらの共用設備は，共用によって仕様，火災感知に係る機能，消火機能に変更はないため，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
170	(3)中央監視室床下の火災影響軽減設備 中央監視室床下の火災防護上の系統分離を講じる設備（ケーブル）の系統分離は，第1章　共通項目の「5.4.1(2)b.中央監視室床下の影響軽減対策」に示す耐火隔壁により行う設計とする。 なお，耐火隔壁については，本項(1)に基づく設計とする。	評価要求	○	－	非常用所内電源設備のケーブル	－	V-1-1-6　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減 6．火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 　また，室床下の固定式のガス消火装置は，自動起動による早期の消火が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－
171	7.1.1.5　設備の共用 消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽は，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。 これらの共用設備は，再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX 燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも，安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること，燃料加工建屋及び周辺部の火災については，外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで，共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 消火用水貯槽 ろ過水槽 圧力調整用消火ポンプ	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2　悪影響防止（3）共用　】 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は，再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は，故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも，安全上重要な施設を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること，燃料加工建屋及び周辺部の火災については，外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
172	また，MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉は，再処理施設と共用する。 本扉は，火災区域設定のため，火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	－	－	－	－	－	－	○	－	火災影響軽減設備 　防火扉	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2　悪影響防止（3）共用　】 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉について，火災区域設定のため，火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。
173	さらに，緊急時対策建屋に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備は，再処理施設と共用する。 これらの共用設備は，共用によって仕様，火災感知に係る機能，消火機能に変更はないため，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等) 火災感知設備 　自動火災報知設備 消火設備 　屋内消火栓設備 　ハロゲン化物消火設備	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2　悪影響防止（3）共用　】 緊急時対策建屋に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備は，再処理施設と共用する。 これらの共用設備は，共用によって仕様，火災感知に係る機能，消火機能に変更はないため，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（11条：火災等による損傷の防止）

（29条：火災等による損傷の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
37	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	11条-87 11条-114	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
38	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
40	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_一次混合設備_2 単体_一次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
42	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_一次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
44	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
46	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置グローブボックス	一次混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_一次混合設備_10 単体_一次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
50	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_二次混合設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
52	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_二次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
54	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
56	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
58	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
60	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_分析試料採取設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
62	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取･詰替装置グローブボックス	分析試料採取･詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_分析試料採取設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
64	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･詰替装置グローブボックス	回収粉末処理･詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
66	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
68	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
70	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_スクラップ処理設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
71	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焼処理装置	再生スクラップ焼処理装置	機械装置	11条29条-54	単体_スクラップ処理設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
72	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置グローブボックス	再生スクラップ受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
74	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
75	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
76	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
77	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
78	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
79	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ処理設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
86	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
87	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
88	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
89	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
90	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
91	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
92	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
93	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-5グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
94	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
101	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
102	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
104	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
105	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
106	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
108	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
109	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
110	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
111	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
112	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
113	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
114	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-8グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
115	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-9グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
116	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-11グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
117	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-13グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
118	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-14グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
119	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-16グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
120	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-19グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
121	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-20グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末調整工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
137	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	11条-87 11条-114	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
138	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_圧縮成形設備_2 単体_圧縮成形設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
140	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_圧縮成形設備_3 単体_圧縮成形設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
142	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	圧縮成形設 備	—	—	—	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_圧縮成形設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
144	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	圧縮成形設 備	—	—	—	グリーンペレット積込装置グローブボックス	グリーンペレット積込装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_圧縮成形設備_5 単体_圧縮成形設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
146	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置グローブボックス	焼結ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_焼結設備_14 単体_焼結設備_18 単体_焼結設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
148	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉	機械装置（焼結・乾燥装置）	11条29条-29 11条29条-54 11条29条-56 11条29条-57 11条29条-58 11条29条-63 11条29条-65 11条-99	単体_焼結設備_1 単体_焼結設備_2 単体_焼結設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
149	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	11条29条-29	今後実施 （設計中）	別紙2-4(1)②	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
150	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置グローブボックス	焼結ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_焼結設備_16 単体_焼結設備_20 単体_焼結設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
152	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_焼結設備_5 単体_焼結設備_8 単体_焼結設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
153	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(下部)	排ガス処理装置グローブボックス(下部)	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_焼結設備_6 単体_焼結設備_9 単体_焼結設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
154	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置	排ガス処理装置	機械装置	11条29条-47	単体_焼結設備_4 単体_焼結設備_7 単体_焼結設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
155	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置グローブボックス	焼結ペレット供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_研削設備_2 単体_研削設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
157	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削装置グローブボックス	研削装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_研削設備_4 単体_研削設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
159	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置グローブボックス	研削粉回収装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_研削設備_6 単体_研削設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
161	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット検査設備グローブボックス	ペレット検査設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット検査設備_4 単体_ペレット検査設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
165	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置グローブボックス	ペレット立会検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_ペレット検査設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
167	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
168	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
169	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
170	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
171	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
172	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
173	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
174	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
175	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
176	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
177	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
178	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
179	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
180	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
181	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-15	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
182	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-16	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
183	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-17	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
184	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-18	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
185	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-19	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
186	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-20	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
187	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-21	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
188	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-29	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
189	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-30	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
190	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-31	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
191	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-32	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
192	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-33	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
193	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-34	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
194	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-35	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
195	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-36	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
196	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-37	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_47	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
197	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-38	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_48	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
198	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-39	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_49	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
199	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-40	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_50	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
200	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-41	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_51	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
201	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-42	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_52	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
202	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-43	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_53	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
203	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-44	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_54	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
204	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-45	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_55	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
205	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_56	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
206	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_58	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
207	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-47	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_57	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
208	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-48	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_59	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
209	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-49	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_60	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
210	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-50	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_61	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
211	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-51	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_62	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
212	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-52	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_63	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
213	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-22	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
214	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-23	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
215	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-24	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
216	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-25	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
217	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-26	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
218	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-27	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
219	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-28	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
230	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_70	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
231	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_71	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
232	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_72	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
233	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_73	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
234	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_74	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
235	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_75	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
236	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_76	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
237	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_77	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
238	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_78	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
239	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_79	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
240	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_80	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
241	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_81	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
242	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_82	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
243	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_83	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
246	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_65	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
247	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_66	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
248	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット加工工程搬送設備_67	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
250	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	11条-87 11条-114	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
251	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成設備グローブボックス	スタック編成設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_スタック編成設備_2 単体_スタック編成設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
255	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	空乾燥ボート取扱装置グローブボックス	空乾燥ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_スタック編成設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
257	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート供給装置グローブボックス	乾燥ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_スタック乾燥設備_2 単体_スタック乾燥設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
259	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	スタック乾燥装置	スタック乾燥装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	11条29条-54 11条-65	単体_スタック乾燥設備_3 単体_スタック乾燥設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
260	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ボート取出装置グローブボックス	乾燥ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_スタック乾燥設備_5 単体_スタック乾燥設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
265	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	スタック供給装置グローブボックス	スタック供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_挿入溶接設備_3 単体_挿入溶接設備_16	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
271	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_挿入溶接設備_7 単体_挿入溶接設備_20	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
272	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_挿入溶接設備_8 単体_挿入溶接設備_21	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
273	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_挿入溶接設備_9 単体_挿入溶接設備_22	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
275	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	挿入溶接設備	—	—	—	除染装置グローブボックス	除染装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_挿入溶接設備_11 単体_挿入溶接設備_24	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
290	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置グローブボックス	燃料棒解体装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒解体設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
291	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置	機械装置	11条29条-52	単体_燃料棒解体設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
293	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	溶接試料前処理装置グローブボックス	溶接試料前処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒解体設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
295	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
296	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
297	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
298	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
299	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
300	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
301	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
302	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
303	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
304	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_11	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
305	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_12	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
306	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_13	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
308	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_15	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
309	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_16	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
310	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_17	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
311	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_18	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
312	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_19	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
313	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_20	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
314	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_21	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
315	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_22	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
316	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_23	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
317	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_24	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
318	加工施設本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_25	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
319	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_26	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
320	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_27	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
321	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_燃料棒加工工程搬送設備_28	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
324	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	11条-87 11条-114	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
345	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
353	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
354	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
355	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
356	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
357	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
358	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_粉末一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
380	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット一保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
381	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
382	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
388	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
389	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
390	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
391	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_ペレット一時保管設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
406	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
407	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
408	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
409	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
410	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
417	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
418	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_スクラップ貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
426	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_製品ペレット貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
427	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_製品ペレット貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
428	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_製品ペレット貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
429	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_製品ペレット貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
430	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_製品ペレット貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
437	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_製品ペレット貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
438	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_製品ペレット貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
454	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ダクト	主配管（常設）（建屋排気系）	主配管	11条29条-37 11条29条-41 11条29条-45 11条29条-46 11条-96 11条-97	系統_建屋排気設備_配管_1	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
455	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C1区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	11条-96 11条-97	系統_建屋排気設備_機器_4 ～ 系統_建屋排気設備_機器_6	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
456	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C2区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	11条-96 11条-97	系統_建屋排気設備_機器_7 ～ 系統_建屋排気設備_機器_29	別紙2-2-3	燃料加工建屋	23	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
457	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	11条29条-37 11条29条-41 11条29条-45 11条29条-46 11条-96 11条-97	系統_建屋排気設備_機器_1 ～ 系統_建屋排気設備_機器_3	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	11条29条-37 11条29条-41 11条29条-45 11条-96 11条-97	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	11条29条-37 11条-96 11条-97	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
460	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機	工程室排風機	ファン	11条29条-37 11条-97	系統_工程室排気設備_機器_1 系統_工程室排気設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	11条29条-37 11条29条-47 11条-96	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	11条-65	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	11条29条-47 11条29条-65 11条-96	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	11条29条-47 11条29条-65 11条-96	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	11条29条-46 11条29条-47 11条29条-65 11条-91 11条-92 11条-95 11条-96 11条-165 11条-166	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
469	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主配管（窒素循環系）	主配管	11条-96 11条-99	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	B-1，B-4 /—※	—	—	※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は，基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
470	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ファン	窒素循環ファン	ファン	11条29条-37	系統_窒素循環設備_機器_1 系統_窒素循環設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
472	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	排気筒	—	—	排気筒	排気筒	—	11条29条-47 11条-96 11条-97	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス）） 主配管	29条-47 29条-65	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	29条-65	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	29条-47 29条-65	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	29条-37 29条-47 29条-65	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	29条-37 29条-46 29条-47 29条-51	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	29条-37 29条-45 29条-46 29条-47 29条-51	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	29条-47 29条-65	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
482	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気閉止ダンパ	工程室排気閉止ダンパ	—	29条-45 29条-46	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/(C)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
483	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
484	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
485	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
486	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
487	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
488	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	29条-46 29条-47	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	29条-65	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	29条-47 29条-65	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
493	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
494	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
495	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
496	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
497	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
498	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	29条-65	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
536	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	—	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	11条-87 11条-114	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
561	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	工程室排気ダクト	工程室排気ダクト	—	29条-42 29条-51	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：工程室排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	29条-37 29条-47	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
563	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気筒	排気筒	—	29条-45 29条-46	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
598	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	燃料加工建屋	火災区域構造物及び火災区画構造物（燃料加工建屋）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	11条29条-110 11条-111 29条-112	—	—	—	—	1	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
599	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	火災区域構造物及び火災区画構造物（貯蔵容器搬送用洞道）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	11条-110 11条-111	—	—	—	—	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
600	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	第1保管庫・貯水所	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1保管庫・貯水所）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	29条-110	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
601	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	第2保管庫・貯水所	火災区域構造物及び火災区画構造物（第2保管庫・貯水所）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	29条-110	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
602	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	第1軽油貯槽	火災区域構造物及び火災区画構造物（第1軽油貯槽）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	29条-110	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
603	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	第2軽油貯槽	火災区域構造物及び火災区画構造物（第2軽油貯槽）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	29条-110	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
604	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	緊急時対策建屋	火災区域構造物及び火災区画構造物（緊急時対策建屋）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	29条-110 29条-173	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
605	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	—	—	—	重油貯槽	火災区域構造物及び火災区画構造物（重油貯槽）	建物・構築物（火災区域構造物及び火災区画構造物）	29条-110	—	—	—	—	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
606	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災発生防止設備	—	—	水素漏えい検知装置	水素漏えい検知装置	—	11条29条-43	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
607	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置	計装/放管設備 （計測装置）	11条29条-114 11条29条-120 11条29条-121 11条29条-123	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	—	—	—
608	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	自動火災報知設備	自動火災報知設備	—	11条-87 29条-88 11条-92 11条-93 11条-95 11条29条-113 11条29条-115 11条29条-116 11条29条-117 11条29条-118 11条29条-119 11条29条-120 11条29条-121 11条29条-123 11条-166 11条-167 11条-169	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	—	—
609	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	自動火災報知設備	自動火災報知設備	—	29条-88 29条-113 29条-116 29条-117 29条-118 29条-119 29条-122 29条-123	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	再処理 (MOX従)	—
610	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	消火用水貯槽	消火用水貯槽	—	11条-87 29条-88 11条29条-131 11条29条-132 11条29条-134 11条29条-136 11条29条-142 11条29条-171	—	—	再処理施設	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
611	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ろ過水貯槽	ろ過水貯槽	—	11条-87 29条-88 11条29条-131 11条29条-132 11条29条-134 11条29条-136 11条29条-171	—	—	再処理施設	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
612	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	圧力調整用消火ポンプ	圧力調整用消火ポンプ	—	11条29条-171	—	—	再処理施設	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
613	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	電動機駆動消火ポンプ	電動機駆動消火ポンプ	—	11条-87 29条-88 11条29条-131 11条29条-138 11条29条-144 11条29条-147 11条29条-158 11条29条-171	—	—	再処理施設	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
614	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ディーゼル駆動消火ポンプ	ディーゼル駆動消火ポンプ	—	11条-87 29条-88 11条29条-131 11条29条-138 11条29条-144 11条29条-147 11条29条-171	—	—	再処理施設	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
615	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	屋内消火栓	屋内消火栓	—	11条-87 29条-88 11条29条-127 11条29条-128 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-142 11条29条-147 11条29条-153 11条29条-159	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
616	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	屋外消火栓	屋外消火栓	—	11条-87 29条-88 11条29条-131 11条29条-142 11条29条-147 11条29条-153 11条29条-157	—	—	屋外	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
617	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素ガス消火装置	容器	11条-87 29条-88 11条-92 11条-97 11条29条-127 11条29条-128 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-132 11条-140 11条29条-145 11条29条-147 11条29条-148 11条29条-149 11条29条-154 11条29条-156 11条29条-158 11条-166	系統_窒素消火装置_機器_1-1 ～ 系統_窒素消火装置_機器_18 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)②	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
618	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	主配管（常設）（窒素消火系）	主配管	11条-87 29条-88 11条-92 11条-95 11条-97 11条29条-127 11条29条-128 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-147 11条29条-158 11条-166	系統_窒素消火装置_配管_1 ～ 系統_窒素消火装置_配管_28 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)②	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	—	—
619	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素消火装置	容器	11条-87 29条-88 11条-93 11条-97 11条29条-127 11条29条-128 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-132 11条-140 11条-141 11条29条-145 11条29条-147 11条29条-148 11条29条-149 11条29条-154 11条29条-156 11条29条-158 11条-167	系統_二酸化炭素消火装置_機器_1 ～ 系統_二酸化炭素消火装置_機器_4	別紙2-2-2	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
620	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	主配管（常設）（二酸化炭素消火装置）	主配管	11条-87 29条-88 11条-93 11条-97 11条29条-127 11条29条-128 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-147 11条29条-158 11条-167	系統_二酸化炭素消火装置_配管_1 ～ 系統_二酸化炭素消火装置_配管_15	別紙2-2-2	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
621	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	グローブボックス消火装置	容器	11条-87 29条-88 11条29条-127 11条29条-128 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-132 11条29条-133 11条29条-145 11条29条-147 11条29条-148 11条29条-149 11条29条-154 11条29条-158	系統_グローブボックス消火装置_機器_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_機器_12 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
622	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	主配管（常設）（グローブボックス消火系）	主配管	11条-87 29条-88 11条29条-127 11条29条-128 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-133 11条29条-147 11条29条-158	系統_グローブボックス消火装置_配管_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_配管_45 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/— C/—	—	—	—
623	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	消火器	粉末消火器	—	11条-87 29条-88 11条29条-127 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-147	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
624	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	消火器	二酸化炭素消火器	—	11条-87 29条-88 11条29条-127 11条29条-129 11条29条-131 11条29条-147	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
625	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	防火水槽	防火水槽	—	11条-87 29条-88 11条29条-131	—	—	屋外	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
626	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	11条-99 11条29条-131 11条29条-133	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_136 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_163	別紙2-2-3	燃料加工建屋	28	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
627	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	—	11条-131 11条-133	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
629	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	連結散水装置	連結散水装置	—	11条29条-129	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
630	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	11条-96 11条-99 11条29条-110 11条-111 29条-112 11条29条-133 11条29条-150	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_1 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_135	別紙2-2-3	燃料加工建屋	135	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
631	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	—	11条-96 11条29条-110 11条-133 11条-150	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
632	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火ダンパ（3時間耐火性能を有する物に限る。）	防火ダンパ（3時間耐火性能を有する物に限る。）	—	11条-96 11条29条-110 11条-111 29条-112	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
633	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火シャッタ	防火シャッタ	—	11条29条-110 11条-111 29条-112	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
634	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火シャッタ	防火シャッタ	—	11条29条-110 11条-111 29条-112	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
635	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火扉	防火扉	—	11条29条-110 11条-111 29条-112 11条29条-172	—	—	燃料加工建屋	1式	1,2,4	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
636	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	緊急時対策建屋の消火水供給設備	—	消火水槽	消火水槽	—	29条-135 29条-137 29条-143	—	—	緊急時対策建屋	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 （MOX従）	—
637	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	緊急時対策建屋の消火水供給設備	—	消火ポンプ	消火ポンプ	—	29条-139	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 （MOX従）	—
638	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火栓設備	—	屋内消火栓設備	屋内消火栓設備	—	29条-153 29条-171	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 （MOX従）	—
639	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火栓設備	—	泡消火設備又は粉末消火設備	泡消火設備又は粉末消火設備	—	29条-88	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
640	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	消火栓設備	—	ハロゲン化物消火設備	ハロゲン化物消火設備	—	29条-88 29条-127 29条-128 29条-146 29条-148 29条-149 29条-155 29条-171	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 （MOX従）	—
646	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	避難・誘導設備	—	—	誘導灯	誘導灯	—	11条29条-161	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
647	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	避難・誘導設備	—	—	非常用照明	非常用照明	—	11条29条-161	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
659	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油移送ポンプ	ポンプ	11条-93 11条-167	系統_非常用発電機_機器_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
660	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油サービスタンク	容器	11条-64	系統_非常用発電機_機器_3	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
661	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	非常用ガスタービン発電機	発電機	11条-91 11条-95 11条29条-145 11条-165	系統_非常用発電機_機器_4	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
668	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	容器	11条-3 11条-64	系統_非常用発電機_機器_1	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
745	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	緊急時対策建屋用発電機	緊急時対策建屋用発電機	発電機	29条-146	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 （MOX従）	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
793	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置グローブボックス	受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_29	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
797	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	受払･分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_1	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
798	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_2	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
799	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_3	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
800	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_31	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
801	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_32	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
802	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_33	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
803	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_4	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
804	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_5	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
805	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_6	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
806	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_7	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
807	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_8	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
808	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_9	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
809	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_10	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
810	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_11	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
811	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_12	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
812	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_13	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
813	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料塗布装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_14	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
814	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	α線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_15	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
815	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	γ線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_16	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
816	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蛍光Ｘ線分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_22	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
817	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウム含有率分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_17	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
818	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Bグローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_18	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
819	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Cグローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_19	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
820	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Dグローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_20	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
821	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Eグローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_21	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
822	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_60	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
823	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料調製装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_61	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
824	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_30	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
825	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	塩素･ﾌｯ素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_38	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
826	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	O/M比測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_34	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
827	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水分分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_35	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
828	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_36	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
829	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_37	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
830	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	EPMA分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_39	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
831	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-発光分光分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_40	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
832	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-質量分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_41	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
833	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_42	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
834	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蒸発性不純物測定装置Aグローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_43	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
835	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	粉末物性測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_44	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
836	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_45	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
837	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_46	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
838	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウムスポット検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_47	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
839	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	液浸密度測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_49	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
840	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	熱分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_50	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
841	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_51	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
842	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_52	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
843	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	X線回折測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_53	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
844	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_23	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
845	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_24	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
846	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_25	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
847	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_26	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
848	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_27	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
849	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_28	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
850	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_54	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
851	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_55	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
852	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－3	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_56	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
853	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－4	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_57	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
854	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置	分析装置	—	11条29条-54	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
855	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	分析済液中和固液分離グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_62	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
856	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_65	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
857	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_66	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
858	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	ろ過･第1活性炭処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_63	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
859	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	第2活性炭･吸着処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_分析設備_64	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
895	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	11条-87 11条-114	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
900	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置グローブボックス	小規模粉末混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_小規模試験設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
902	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置グローブボックス	小規模プレス装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_小規模試験設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
904	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置グローブボックス	小規模焼結処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_小規模試験設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
905	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	11条29条-29 11条29条-54 11条29条-56 11条29条-57 11条29条-58 11条29条-63 11条-99	単体_小規模試験設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
906	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	11条29条-29	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
907	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	11条29条-54	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
908	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65 11条-99	単体_小規模試験設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
909	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置	小規模焼結炉排ガス処理装置	機械装置	11条29条-47 11条29条-65 11条-99	単体_小規模試験設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
910	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置グローブボックス	小規模研削検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_小規模試験設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
912	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置グローブボックス	資材保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-32 11条-65	単体_小規模試験設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
929	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	窒素ガス設備	—	—	—	窒素ガス設備	窒素ガス設備	—	11条29条-32	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
931	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素･アルゴン混合ガス設備	—	—	—	水素ガス漏えい検知器	水素ガス漏えい検知器	—	11条29条-48	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
933	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素･アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス製造装置	混合ガス製造装置	—	11条29条-26 11条29条-48 11条29条-56	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
934	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素･アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス充填装置	混合ガス充填装置	—	11条29条-26 11条29条-48 11条29条-56	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
935	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素･アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス供給装置	混合ガス供給装置	—	11条29条-25 11条29条-48 11条29条-56	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
938	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	非管理区域換気空調設備	—	—	—	非管理区域換気空調設備	非管理区域換気空調設備	—	11条29条-37 11条29条-45 11条29条-46 11条-97	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
943	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	—	—	—	選別･保管グローブボックス	選別･保管グローブボックス	核物質等取扱ボックス	11条-65	単体_選別・保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
944	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	11条-87 11条-114	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
951	施設共通	－	－	－	－	－	－	－	基本設計方針	－	11条-3 11条-4 11条-5 11条-6 11条-9 29条-11 29条-12 29条-13 29条-15 11条-17 29条-18 11条29条-19 29条-20 11条29条-21 11条29条-27 11条29条-28 11条29条-31 11条29条-35 11条29条-36 11条29条-38 11条29条-39 11条29条-40 11条29条-42 11条29条-44 11条29条-49 11条29条-50 11条29条-51 11条29条-53 11条29条-55 11条29条-59 11条29条-60 11条29条-61 11条29条-64 11条29条-66 11条29条-67 11条29条-68 11条29条-69 11条29条-70 11条29条-71 11条29条-72 11条29条-73 11条29条-74 11条29条-75 11条29条-76 11条-79 11条-80 29条-82 29条-83 29条-84 29条-85 11条-94 11条-102 11条-103 11条-104 11条-105 11条29条-124 11条29条-125 11条29条-126 11条29条-130 29条-139 11条29条-151 11条29条-152 11条29条-160 11条29条-162	－	－	－	－	－	－	－	－/－	－	－	－

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-9　各条における申請対象設備

（第 12 条：加工施設内における溢水による損傷の防止）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第12条：加工施設内における溢水による損傷の防止）
添付２：申請対象設備リスト（第12条：加工施設内における溢水による損傷の防止）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第12条　加工施設内における溢水による損傷の防止」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第12条：加工施設内における溢水による損傷の防止）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条　加工施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 6.　加工施設内における溢水による損傷の防止 6.1　　溢水から防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講ずることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 1.　概要 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講ずることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講ずることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
	ここで，安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水から防護する設備（以下「溢水防護対象設備」という。）とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針（対象選定） 対象選定	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 V－１－１－７－２　溢水防護対象設備の選定 1.　概要 2.　溢水防護対象設備の選定 2.1　溢水防護対象設備の選定方針 2.2　評価対象の溢水防護対象設備の選定について	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水防護対象設備として選定する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.1　溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 ・溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，その上で事業許可基準規則及びその解釈並びに内部溢水ガイドで定められている，溢水から防護すべき安全機能を踏まえ，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水防護対象設備として選定する。 【2.2　評価対象の溢水防護対象設備の選定について】 ・評価対象の溢水防護対象設備の選定結果	○	基本方針	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水防護対象設備として選定する。	○	基本方針	基本方針	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 V－１－１－７－２　溢水防護対象設備の選定 2.1　溢水防護対象設備の選定方針 2.2　評価対象の溢水防護対象設備の選定について	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 【2.1　溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 ・溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，その上で事業許可基準規則及びその解釈並びに内部溢水ガイドで定められている，溢水から防護すべき安全機能を踏まえ，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水防護対象設備として選定する。 【2.2　評価対象の溢水防護対象設備の選定について】 ・評価対象の溢水防護対象設備の選定結果 ※第2回申請である評価対象の溢水防護対象設備を示す。
3	そのために，MOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し，溢水防護対象設備が，安全機能を損なわない設計であることを確認する。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 1.　概要 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針・MOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し，溢水防護対象設備の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置その他の適切な措置を講ずることにより，安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針・MOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し，溢水防護対象設備の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置その他の適切な措置を講ずることにより，安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
4	溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持）	基本方針（対象選定）	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 V－１－１－７－２　溢水防護対象設備の選定 1.　概要 2.　溢水防護対象設備の選定 2.1 溢水防護対象設備の選定方針	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.1 溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 ・溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 （溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持）	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 （溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持）	施設共通　基本設計方針 （溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持）	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 V－１－１－７－２　溢水防護対象設備の選定 2.1　溢水防護対象設備の選定方針	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 【2.1　溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 ・溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。
5	溢水評価の条件に見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （溢水評価条件の変更の都度，溢水評価を実施すること）	基本方針	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 1.　概要 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・溢水評価の条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために，見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を実施することを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 （溢水評価条件の変更の都度，溢水評価を実施すること）	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・溢水評価の条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために，見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を実施することを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条　加工施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 6.　加工施設内における溢水による損傷の防止 6.1　　溢水から防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
2	ここで，安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水から防護する設備（以下「溢水防護対象設備」という。）とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	○	基本方針	基本方針	―	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 Ⅴ－１－１－７－２　溢水防護対象設備の選定 2.1　溢水防護対象設備の選定方針 2.2　評価対象の溢水防護対象設備の選定について	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 【2.1　溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 【2.2　評価対象の溢水防護対象設備の選定について】 ・評価対象の溢水防護対象設備の選定結果 ※第3回申請である評価対象の溢水防護対象設備を示す。	○	基本方針	基本方針	―	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 Ⅴ－１－１－７－２　溢水防護対象設備の選定 2.1　溢水防護対象設備の選定方針 2.2　評価対象の溢水防護対象設備の選定について	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 【2.1　溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 【2.2　評価対象の溢水防護対象設備の選定について】 ・評価対象の溢水防護対象設備の選定結果 ※第4回申請である評価対象の溢水防護対象設備を示す。
3	そのために，MOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し，溢水防護対象設備が，安全機能を損なわない設計であることを確認する。	冒頭宣言 定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
4	溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を維保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うことＸはそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を維保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
5	溢水評価の条件に見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	6.2　考慮すべき溢水事象 溢水評価では，溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を想定する。 (1)　溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2)　MOX燃料加工施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水の放水による溢水」という。) (3)　地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(以下「地震起因による溢水」という。) (4)　その他の要因(地下水の流入，地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水源及び溢水量は，想定破損による溢水，消火水の放水による溢水，地震起因による溢水及びその他の溢水を踏まえ設定する。 ・想定破損による溢水は，内部溢水ガイドを参考に，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	○	基本方針	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水源及び溢水量は，想定破損による溢水，消火水の放水による溢水，地震起因による溢水及びその他の溢水を踏まえ設定する。	第1回申請と同一					
7	6.3　溢水源及び溢水量の設定 6.3.1　想定破損による溢水 想定破損による溢水は，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定(想定破損))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 1.　概要 2.　溢水源及び溢水量の設定 2.1 想定破損による溢水	【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水源及び溢水量の設定】 ・想定する溢水事象 ・溢水源及び溢水量の設定においては，内部溢水ガイドを参考に，発生要因別に分類した以下の溢水を想定して設定する。 (1)想定破損による溢水 (2)消火水の放水による溢水 (3)地震起因による溢水 (4)その他の溢水 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量 ・想定破損による溢水は，内部溢水ガイドを参考に，一系統における単一の機器の破損による溢水を想定して，配管の破損箇所を溢水源として設定する。 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	○	基本方針	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・想定破損による溢水は，内部溢水ガイドを参考に，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。	第1回申請と同一					
8	また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)			○	基本方針	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	第1回申請と同一					
9	配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)			○	基本方針	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。	第1回申請と同一					
10	ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)			○	基本方針	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	6.2　考慮すべき溢水事象 溢水評価では，溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を想定する。 (1)　溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2)　MOX燃料加工施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水の放水による溢水」という。) (3)　地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(以下「地震起因による溢水」という。) (4)　その他の要因(地下水の流入，地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)	冒頭宣言 定義	第1回申請と同一						○	基本方針	基本方針	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.　溢水源及び溢水量の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.　溢水源及び溢水量の設定】 ・想定する溢水事象 ・溢水源及び溢水量の設定においては，内部溢水ガイドを参考に，発生要因別に分類した以下の溢水を想定して設定する。 (1)想定破損による溢水 (2)消火水の放水による溢水 (3)地震起因による溢水 (4)その他の溢水
7	6.3　溢水源及び溢水量の設定 6.3.1　想定破損による溢水 想定破損による溢水は，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	第1回申請と同一						○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定(想定破損))	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定(想定破損))	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.　溢水源及び溢水量の設定 2.1　想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.　溢水源及び溢水量の設定】 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・溢水源となりうる機器及び想定する溢水量 ・想定破損による溢水は，内部溢水ガイドを参考に，一系統における単一の機器の破損による溢水を想定して，配管の破損箇所を溢水源として設定する。
8	また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	定義	第1回申請と同一						○	基本方針	基本方針	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.1 想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。
9	配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。	定義	第1回申請と同一						○	基本方針	基本方針	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.1 想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。
10	ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	定義	第1回申請と同一						○	基本方針	基本方針	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.1 想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	基本方針(条件設定)	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。 ・消火水の放水による溢水は，燃料加工建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として想定する。 消火水の放水による溢水量は，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。	○	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					
12	溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (隔離操作(溢水量の算出))	基本方針(条件設定) 評価条件	V－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.1 想定破損による溢水 2.2 消火水の放水による溢水	【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所からの特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び遠隔操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場及び中央監視室に表示されるパラメータを確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。 【2.2　消火水の放水による溢水】 ・溢水源として想定する消火設備 ・放水時間及び溢水量の設定方法 ・想定する溢水量 ・消火水の放水による溢水は，燃料加工建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。 消火水の放水による溢水量の設定においては，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。	○	基本方針	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。	第1回申請と同一					
13	なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	基本方針(条件設定)			○	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					
14	6.3.2　消火水の放水による溢水 消火水の放水による溢水は，燃料加工建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。 消火水の放水による溢水量の設定においては，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(消火水))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針	—	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・消火水の放水による溢水は，燃料加工建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。 消火水の放水による溢水量は，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.1 想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・想定する破損形状と溢水量 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。
12	溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央監視室からの隔離（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。	評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (隔離操作(溢水量の算出))	施設共通　基本設計方針 (隔離操作(溢水量の算出))	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.1　想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・想定する破損形状と溢水量 ・想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所からの特定並びに現場又は中央監視室からの隔離（運転員の状況確認及び遠隔操作を含む。）により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。
13	なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.1　想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場及び中央監視室に表示されるパラメータを確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。
14	6.3.2　消火水の放水による溢水 消火水の放水による溢水は，燃料加工建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。 消火水の放水による溢水量の設定においては，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。	冒頭宣言 評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(消火水))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(消火水))	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.2　消火水の放水による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.2　消火水の放水による溢水】 ・溢水源として想定する消火設備等 ・放水時間及び溢水量の設定方法 ・想定する溢水量 ・消火水の放水による溢水は，燃料加工建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。 消火水の放水による溢水量の設定においては，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	6.3.3　地震起因による溢水 地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 ・溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管については，破損形状を完全全周破断とした溢水量とし，溢水源となる容器については，全保有水量を想定した溢水量として設定する。 ・その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。	○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する	第1回申請と同一					
16	ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.1 想定破損による溢水 2.2 消火水の放水による溢水 2.3 地震起因による溢水 2.4 その他の溢水	【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 ・溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管については，破損形状を完全全周破断とした溢水量とし，溢水源となる容器については，全保有水量を想定した溢水量として設定する。 【2.4　その他の溢水】 ・その他の溢水として，想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する溢水評価 ・地下水に対する評価の考え方 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量	○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。	第1回申請と同一					
17	溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。	第1回申請と同一					
18	溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器は，全保有水量を溢水量として設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管については，破損形状を完全全周破断とした溢水量とし，溢水源となる容器については，全保有水量を想定した溢水量として設定する。	第1回申請と同一					
19	6.3.4　その他の溢水 その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(その他))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。	第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条　加工施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	6.3.3　地震起因による溢水 地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.3　地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動による地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動による地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。
16	ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。	定義	第1回申請と同一						○	基本方針	基本方針	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.3　地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。
17	溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。	冒頭宣言 評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.3 地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・溢水量の算定方法 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。
18	溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器は，全保有水量を溢水量として設定する。	評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.3　地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管においては，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器については，全保有水量を想定した溢水量として設定する。
19	6.3.4　その他の溢水 その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。	冒頭宣言 評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(その他))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(その他))	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 2.4　その他の溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.4　その他の溢水】 ・その他の溢水として，想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する溢水評価 ・地下水に対する評価の考え方

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	6.4　溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　溢水防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央監視室等 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定 Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定 3.1 溢水防護区画の設定 3.2 溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水防護区画は，溢水防護対象設備が設置されている区画，中央監視室，制御第1室，制御第4室及び運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」という。)について設定する。 ・溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等については，現場の設備等の設置状況を踏まえ，溢水の伝播に対する評価条件を設定する。 ・溢水評価に当たって考慮する溢水経路は，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ並びに溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。 ・消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。 ・防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。 【3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 【3.1　溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方 ・溢水評価に当たっては，溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画として，以下のとおり設定する。 (1)　評価対象の溢水防護対象設備が設置されている全ての区画 (2)　中央監視室，制御第1室，制御第4室 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離(系統のポンプ停止，製造工程の停止を含む。)の操作が必要な設備にアクセスする通路部 ・溢水防護区画は壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチ又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチについては，現場の設備等の設置状況を踏まえ，溢水の伝播に対する評価条件を設定する。 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方 ・溢水評価において考慮する溢水経路は，溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える経路を設定する。 ・溢水経路を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチは，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し，必要な健全性を維持できるとともに，保守管理並びに防水扉及び水密扉の閉止運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。 消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。	○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水防護区画は，溢水防護対象設備が設置されている区画，中央監視室，制御第1室，制御第4室及び運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」という。)について設定する。	第1回申請と同一					
21	溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 溢水評価に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等については，現場の設備等の設置状況を踏まえ，溢水の伝播に対する評価条件を設定する。 ・溢水評価に当たって考慮する溢水経路は，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ並びに溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。	第1回申請と同一					
22	また，消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。	第1回申請と同一					
23	防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	基本方針(条件設定)			○	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	6.4　溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　溢水防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央監視室等 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部	評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 （溢水防護区画及び溢水経路の設定）	施設共通　基本設計方針 （溢水防護区画及び溢水経路の設定）	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定 3.1　溢水防護区画の設定 3.2　溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【3．溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 【3.1　溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方 ・溢水評価に当たっては，溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画として，以下のとおり設定する。 (1)　評価対象の溢水防護対象設備が設置されている全ての区画 (2)　中央監視室，制御第1室，制御第4室 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離(系統のポンプ停止，製造工程の停止を含む。)の操作が必要な設備にアクセスする通路部 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方
21	溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 溢水評価に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。	評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 （溢水防護区画及び溢水経路の設定）	施設共通　基本設計方針 （溢水防護区画及び溢水経路の設定）	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定 3.1　溢水防護区画の設定 3.2　溢水防護経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【3．溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 【3.1　溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方 ・溢水防護区画は壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチ又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチについては，現場の設備等の設置状況を踏まえ，溢水の伝播に対する評価条件を設定する。 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方 ・溢水評価において考慮する溢水経路は，溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連絡状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える経路を設定する。
22	また，消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。	評価要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 （溢水防護区画及び溢水経路の設定）	施設共通　基本設計方針 （溢水防護区画及び溢水経路の設定）	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【3．溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 ・消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。
23	防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 （防水扉及び水密扉の閉止運用）	施設共通　基本設計方針 （防水扉及び水密扉の閉止運用）	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定 3.2　溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方 ・溢水経路を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチは，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し，必要な健全性を維持できるとともに，保守管理並びに防水扉及び水密扉の閉止運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	6.5　燃料加工建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1　　没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 また，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求 機能要求② 設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (没水影響評価の実施)(機能喪失高さの設定) 溢水評価対象の安重設備 溢水防護設備(堰，遮断弁)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(没水影響評価)	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 V－１－１－７－４　溢水影響に関する評価 1.　概要 2.　溢水評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 ・防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。 ・想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・没水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し評価する。 ・没水の影響により，防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は，溢水水位を上回る高さまで，溢水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁の貫通部止水処置及び堰により溢水伝播を防止する等の対策を実施する。 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある防護すべき設備が要求される機能を損なわないことを評価する。 ・被水による影響評価結果を踏まえ，溢水源又は溢水経路に対する溢水防護板の設置等の対策，溢水防護対象設備に保護構造を持たせる対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 また，「V－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	基本方針	－	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 ・防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
25	6.5.2　　被水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 また，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被水影響評価の拡張)(保護構造)(評価対象の設備の抽出)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(被水影響評価)			○	基本方針	－	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	6.5　燃料加工建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1　没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 また，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求 機能要求② 設置要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 (没水影響評価の実施)(機能喪失高さの設定) 【機能要求②】 貯蔵容器一時保管設備 原料MOX粉末缶一時保管設備 粉末一時保管設備 ペレット一時保管設備 スクラップ貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備 燃料棒貯蔵設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 窒素循環設備 原料MOX粉末缶取出設備 一次混合設備 二次混合設備 分析試料採取設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程搬送設備 圧縮成形設備 焼結設備 研削設備 ペレット検査設備 ペレット加工工程搬送設備 火災防護設備 小規模試験設備 水素・アルゴン混合ガス設備	施設共通　基本設計方針 (没水影響評価の実施)(機能喪失高さの設定) 溢水防護設備(堰，遮断弁) 【機能要求②】 一次混合設備 二次混合設備 スクラップ処理設備 粉末調整工程 圧縮成形設備 火災防護設備 所内電源設備(電気設備) 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	取付箇所(区画番号，配慮が必要な高さ)	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　没水評価及び防護設計方針 Ｖ－１－１－７－４ 溢水影響に関する評価 2.　没水評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　没水評価及び防護設計方針】 ・「没水影響に関する評価」に関する基本方針 【2. 没水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・没水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し評価する。 ・没水の影響により，防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は，溢水水位を上回る高さまで，溢水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁の貫通部止水処置及び堰により溢水伝播を防止する等の対策を実施する。 ・没水影響評価方法，判定基準及び評価結果 また，「Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。
25	6.5.2　被水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 また，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	第1回申請と同一						○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被水影響評価の実施)(保護構造)(評価対象の設備の抽出)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被水影響評価の実施)(保護構造)(評価対象の設備の抽出)	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 没水評価及び防護設計方針 Ｖ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価 2.　没水評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　没水評価及び防護設計方針】 ・「没水影響に関する評価」に関する基本方針 【2. 没水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.2　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある防護すべき設備が要求される機能を損なわないことを評価する。 ・被水による影響評価結果を踏まえ，溢水源又は溢水経路に対する溢水防護板の設置等の対策，溢水防護対象設備に保護構造を持たせる対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 また，「Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	消火水の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず，放水しない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被水影響評価の実施)	基本方針(評価及び防護方針)	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 Ｖ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価 1.　概要 2.　溢水評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・消火水の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず，放水しない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。 ・なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・消火水の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず，放水しない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。 ・水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，防護すべき設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・消火水の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず，放水しない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。	第1回申請と同一					
27	なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (消火水放水時に不用意な放水を行わない運用)	基本方針(評価及び防護方針)			○	施設共通　基本設計方針 (消火水放水時に不用意な放水を行わない運用)	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条　加工施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	消火水の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず，放水しない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。	設置要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 （被水影響評価の実施）	施設共通　基本設計方針 （被水影響評価の実施）	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 Ⅴ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価 2.　溢水評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・消火水の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず，放水しない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。
27	なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第1回申請と同一						○	施設共通　基本設計方針 （消火水放水時に不用意な放水を行わない運用）	施設共通　基本設計方針 （消火水放水時に不用意な放水を行わない運用）	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 Ⅴ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価 2.　溢水評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，防護すべき設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	6.5.3　蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 また，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (蒸気影響評価の実施)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(蒸気影響評価)	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 Ｖ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 ・自動で漏えい蒸気を早期隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・蒸気影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，防護すべき設備が蒸気の影響により要求される機能を損なわないことを評価する。 ・蒸気による影響評価結果を踏まえ，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。 また，「Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	基本方針	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 ・自動で漏えい蒸気を早期隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。	第2回申請と同一					
29	6.6　燃料加工建屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 また，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により防止する設計とすることにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 燃料加工建屋 施設共通　基本設計方針 (建屋外からの溢水評価の実施) 溢水防護設備(堰)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(建屋外で発生する溢水に関する溢水評価)	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 Ｖ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価 2.2 防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する溢水評価 V-2-2　平面図及び断面図	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により防止する設計とすることにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・地表面に滞留する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を防止する設計とし，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 【2.2 防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する溢水評価】 ・屋外タンク等からの流入防止に関する影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・地下水からの影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水の影響評価結果を踏まえ，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により防止する設計とすることにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・また，地下水に対しては，流入経路に地下水面からの水頭圧に耐える壁(貫通部止水処置を含む。)，扉等による流入防止措置を実施することにより，地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を防止する設計とし，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針 燃料加工建屋	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 V-2-2　平面図及び断面図	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により防止する設計とすることにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・地表面に滞留する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を防止する設計とし，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・また，地下水に対しては，流入経路に地下水面からの水頭圧に耐える壁(貫通部止水処置を含む。)，扉等による流入防止措置を実施することにより，地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を防止する設計とし，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 「V-2-2　平面図及び断面図」にて，燃料加工建屋の平面図及び断面図にて建屋開口部の設置高さを示すことにより，燃料加工建屋外で発生する溢水のうち地表面に滞留する溢水の影響により 建屋外での溢水の流入を防止するための措置として建屋外壁の開口部の設置高さを示す。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	6.5.3　蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 また，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遮隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気爆露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	第2回申請と同一						○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (蒸気影響評価の実施)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (蒸気影響評価の実施)	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針
													Ｖ－１－１－７－４ 溢水影響に関する評価 2.2 防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する溢水評価	【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・蒸気影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，防護すべき設備が蒸気の影響により要求される機能を損なわないことを評価する。 ・蒸気による影響評価結果を踏まえ，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遮隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気爆露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。 また，「Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。
29	6.6　燃料加工建屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 また，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	第1回申請と同一						○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外からの溢水評価の実施)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外からの溢水評価の実施) 溢水防護設備(堰)	—	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・地表面に滞留する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内へ流入しないよう，建屋外壁の開口部の設置高さを確保する設計とする。 ・また，地下水に対しては，流入経路に地下水面からの水頭圧に耐える壁（貫通部止水処置を含む。），堰等による流入防止措置を実施することにより，地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を防止する設計とし，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。
													Ｖ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価 2.2 防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する溢水評価	【2.2 防護すべき設備を内包する建屋外で発生する溢水に関する溢水評価】 ・屋外タンク等からの流入防止に関する影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・地下水からの影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 ・燃料加工建屋外で発生を想定する溢水の影響評価結果を踏まえ，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・また，地下水に対しては，流入経路に地下水面からの水頭圧に耐える壁（貫通部止水処置を含む。），堰等による流入防止措置を実施することにより，地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を防止する設計とし，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	第2章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.12 溢水防護設備 溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，MOX燃料加工施設内で生じる黒鉛状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても，溢水防護設備により，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 溢水防護設備は，防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，貫通部止水処置，溢水防護板，自動検知・連隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー，蒸気防護板，地震計，緊急遮断弁，漏えい検知器及び硝酸計で構成し，以下の設計とすることにより，溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(防護設備の設計)	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ｖ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 1.　概要 2.　設計の基本方針 3.　要求機能及び性能目標 3.1 溢水伝播を防止する設備 3.2 蒸気影響を緩和する設備 3.3 溢水量を低減する設備 4.　機能設計 4.1 溢水伝播を防止する設備 4.2 蒸気影響を緩和する設備 4.3 溢水量を低減する設備	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，MOX燃料加工施設内で生じる火災の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても，MOX燃料加工施設内の壁，床，扉，堰，床段差等の設置状況を考慮した溢水評価の結果を踏まえ設置する溢水防護設備により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 溢水防護設備は，防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，貫通部止水処置，溢水防護板，自動検知・連隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー，蒸気防護板，地震計，緊急遮断弁及び漏えい検知器で構成し，以下の設計とすることにより，溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。 ・流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備同居に設置する堰は，溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置は，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備同居に設置する堰は，発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 設計の基本方針】 ・溢水防護設備の設計の基本方針 ・MOX燃料加工施設内における溢水の発生により，「Ｖ－１－１－７－２　溢水防護対象設備の選定」及び「V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて選定している防護すべき設備が要求される機能を損なわない設計とするため，溢水防護に必要な設備を設置する。 ・溢水防護に必要な設備は，「Ｖ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定」にて設定している溢水防護区画及び溢水源，溢水量及び溢水経路，「Ｖ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価」にて評価している溢水水位による静水圧，蒸気噴出荷重及び基準地震動による地震力に対して，その機能を維持又は保持できる設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。	○	基本方針	－	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，MOX燃料加工施設内で生じる火災の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても，MOX燃料加工施設内の壁，床，扉，堰，床段差等の設置状況を考慮した溢水評価の結果を踏まえ設置する溢水防護設備により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一						
32	(1)　流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備同居に設置する堰は，溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置並びに溢水防護対象設備同居に設置する堰は，発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求 機能要求②	施設共通　基本設計方針 (防水扉，水密扉，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置) 溢水防護設備(堰)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備) 評価(強度計算) 評価(耐震計算)	Ｖ－１－１－７－６－１　溢水防護設備の強度計算書作成の基本方針 1.　概要 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ｖ－１－１－７－６－２　溢水防護設備の強度計算書 1.　概要 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果 Ｖ－２－４　配置図 Ｖ－２－５　構造図	【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 基本方針】 ・溢水防護設備の位置，構造について説明する。 【3. 強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【4. 評価条件】 ・溢水防護設備の強度評価条件について説明する。 【5. 強度評価結果】 ・溢水防護設備の強度評価結果について説明する。 「Ｖ－２－４　配置図」にて，堰の配置を示す。 「Ｖ－２－５　構造図」にて，堰の構造を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	第2章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.12 溢水防護設備 溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	―	―	―	―	―	―	第1回申請と同一					
31	安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，MOX燃料加工施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても，溢水防護設備により，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 溢水防護設備は，防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，貫通部止水処置，溢水防護板，自動検知・遠隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー，蒸気防護板，地震計，緊急遮断弁，漏えい検知器及び液位計で構成し，以下の設計とすることにより，溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						○	基本方針	基本方針	―	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅴ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 2.　設計の基本方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・溢水防護設備は，防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，貫通部止水処置，溢水防護板，自動検知・遠隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー，蒸気防護板，地震計，緊急遮断弁及び漏えい検知器で構成し，以下の設計とすることにより，溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。 【2. 設計の基本方針】 ・溢水防護設備の設計の基本方針 ・MOX燃料加工施設内における溢水の発生により，「Ⅴ－１－１－７－２　溢水防護対象設備の選定」及び「Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて選定している防護すべき設備が要求される機能を損なわない設計とするため，溢水防護に必要な設備を設置する。 ・溢水防護に必要な設備は，「Ⅴ－１－１－７－３　溢水評価条件の設定」にて設定している溢水防護区画及び溢水源，溢水量及び溢水経路，「Ⅴ－１－１－７－４　溢水影響に関する評価」にて評価している溢水水位による静水圧，蒸気噴出荷重及び基準地震動による地震力に対して，その機能を維持又は保持できる設計とする。
32	(1)　流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求 機能要求②	―	―	―	―	―	―	○	―	施設共通　基本設計方針 (防水扉，水密扉，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置) 【機能要求②】 溢水防護設備(堰)	主要材料 主要寸法 取付箇所(区画番号)	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅴ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.1 溢水伝播を防止する設備 4.1 溢水伝播を防止する設備 Ⅴ－１－１－７－６－１　溢水防護設備の強度計算書作成の基本方針 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ⅴ－１－１－７－６－２　溢水防護設備の強度計算書 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果 Ⅴ－２－４　配置図 Ⅴ－２－５　構造図	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 (耐震性に関する具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-5　溢水防護設備の耐震性に関する計算書に示す) 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【2. 強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3. 構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水防護設備の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5. 強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【2. 基本方針】 ・溢水防護設備の位置，構造について説明する。 【3. 強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【4. 評価条件】 ・溢水防護設備の強度評価条件について説明する。 【5. 強度評価結果】 ・溢水防護設備の強度評価結果について説明する。 「Ⅴ－２－４　配置図」にて，堰の配置を示す。 「Ⅴ－２－５　構造図」にて，堰の構造を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	(2)　溢水防護板は，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水源及び溢水経路に対して設置する溢水防護板は，想定する水圧に耐える設計とし，基準地震動による地震力に対して，被水を防止する当該機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (溢水防護板)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備) 評価(強度計算) 評価(耐震計算)	V－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 V－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 1.　概要 2.　設計の基本方針 3.　要求機能及び性能目標 3.1 溢水伝播を防止する設備 3.2 蒸気影響を緩和する設備 3.3 溢水量を低減する設備 4.　機能設計 4.1 溢水伝播を防止する設備 4.2 蒸気影響を緩和する設備 4.3 溢水量を低減する設備 V－１－１－７－６－１　溢水防護設備の強度計算書作成の基本方針 1.　概要 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 V－１－１－７－６－２　溢水防護設備の強度計算書 1.　概要 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・溢水防護板は，被水による影響評価を踏まえて設置し，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水源及び溢水経路に対して設置する溢水防護板は，想定する水圧に耐える設計とし，基準地震動による地震力に対して，被水を防止する当該機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器，蒸気遮断弁)は，蒸気影響を緩和するため，溢水源となる空調用蒸気の漏えいを検知し，自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする。 空調用蒸気設備に設置する蒸気遮断弁は，隔離信号発信後 [redacted] 以内に自動隔離する設計とする。 また，自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には，破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　設計の基本方針】 ・溢水防護設備の設計の基本方針 【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.　機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3.　構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水防護設備の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5.　強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	(3)　自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器，蒸気遮断弁)は，蒸気影響を緩和するため，蒸気の漏えいを検知し，自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする。 溢水源となる空調用蒸気設備に設置する蒸気遮断弁は，隔離信号発信後 [redacted] 以内に自動隔離する設計とする。 また，自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には，破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (自動検知・遠隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備)		【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　基本方針】 ・溢水防護設備の位置，構造について説明する。 【3.　強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【4.　評価条件】 ・溢水防護設備の強度評価条件について説明する。 【5.　強度評価結果】 ・溢水防護設備の強度評価結果について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	(2)　溢水防護板は，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水源及び溢水経路に対して設置する溢水防護板は，想定する水圧に耐える設計とし，基準地震動による地震力に対して，被水を防止する当該機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針 （溢水防護板）	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅴ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 3.1 溢水伝播を防止する設備 4.1 溢水伝播を防止する設備 Ⅴ－１－１－７－６－１　溢水防護設備の強度計算書作成の基本方針 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ⅴ－１－１－７－６－２　溢水防護設備の強度計算書 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・溢水防護板は，被水による影響評価を踏まえて設置し，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水源及び溢水経路に対して設置する溢水防護板は，想定する水圧に耐える設計とし，基準地震動による地震力に対して，被水を防止する当該機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【2.　強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3.　構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水防護設備の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5.　強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【2.　基本方針】 ・溢水防護設備の位置，構造について説明する。 【3.　強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【4.　評価条件】 ・溢水防護設備の強度評価条件について説明する。 【5.　強度評価結果】 ・溢水防護設備の強度評価結果について説明する。
34	(3)　自動検知・遮隔隔離システム（温度検出器，蒸気遮断弁）は，蒸気影響を緩和するため，蒸気の漏えいを検知し，自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする 溢水源となる空調用蒸気設備に設置する蒸気遮断弁は，隔離信号発信後[redacted]以内に自動隔離する設計とする。 また，自動検知・遮隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には，破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針 （自動検知・遮隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー）	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅴ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 3.2 蒸気影響を緩和する設備 4.2 蒸気影響を緩和する設備	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・自動検知・遮隔隔離システム（温度検出器，蒸気遮断弁）は，蒸気影響を緩和するため，溢水源となる空調用蒸気の漏えいを検知し，自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする。 空調用蒸気設備に設置する蒸気遮断弁は，隔離信号発信後[redacted]以内に自動隔離する設計とする。 また，自動検知・遮隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には，破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	(4)　蒸気防護板は，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないよう，溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。 蒸気防護板は，実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。 蒸気防護板は，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計並びに蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (蒸気防護板)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備) 評価(強度計算) 評価(耐震計算)	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ｖ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 1.　概要 2.　設計の基本方針 3.　要求機能及び性能目標 3.1 溢水伝播を防止する設備 3.2 蒸気影響を緩和する設備 3.3 溢水量を低減する設備 4.　機能設計 4.1 溢水伝播を防止する設備 4.2 蒸気影響を緩和する設備 4.3 溢水量を低減する設備 Ｖ－１－１－７－６－１　溢水防護設備の強度計算書作成の基本方針 1.　概要 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・蒸気防護板は，溢水防護対象設備が蒸気により安全機能を損なわないよう，溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。 蒸気防護板は，実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。 蒸気防護板は，基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計並びに蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわない設計とする。 ・燃料加工建屋内に設置する地震計及び緊急遮断弁は，他建屋から流入する系統及び燃料加工建屋内を循環する系統を隔離できる設計とし，燃料加工建屋内で発生する溢水量を低減する設計とする。 地震計及び緊急遮断弁は，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計とする。 ・溢えい検知器及び液位計は，溢水の発生を検知し，中央監視室からの手動遠隔操作又は現場操作により溢えい箇所を早期に隔離できる設計とする。 ・また，溢水防護設備が要求される機能を維持するため，計画的に保守管理，点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施することを保安規定に定めて，管理する。 【1．概要】 ・本資料の説明概要 【2．設計の基本方針】 ・溢水防護設備の設計の基本方針 【3．要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4．機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【1．概要】 ・本資料の説明概要 【2．強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3．構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4．荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水防護設備の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5．強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【1．概要】 ・本資料の説明概要 【2．基本方針】 ・溢水防護設備の位置，構造について説明する。 【3．強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【4．評価条件】 ・溢水防護設備の強度評価条件について説明する。 【5．強度評価結果】 ・溢水防護設備の強度評価結果について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	(5)　燃料加工建屋内に設置する緊急遮断弁は，緊急遮断弁と併設する地震計にて地震の発生を検知し，他建屋から流入する系統及び燃料加工建屋内を循環する系統を隔離できる設計とし，燃料加工建屋内で発生する溢水量を低減する設計とする。 地震計及び緊急遮断弁は，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (地震計) (溢水防護設備(遮断弁)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備) 評価(耐震計算)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	(6)　溢えい検知器及び液位計は，溢水の発生を検知し，中央監視室からの手動遠隔操作又は現場操作により溢えい箇所を早期に隔離できる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (溢えい検知器，液位計)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	溢水防護設備については，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (溢水防護設備の保守点検，補修)	基本方針	Ｖ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・また，溢水防護設備が要求される機能を維持するため，計画的に保守管理，点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施することを保安規定に定めて，管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	(4)　蒸気防護板は，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないよう，溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。 蒸気防護板は，実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。 蒸気防護板は，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計並びに蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針 (蒸気防護板)	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅴ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.2 蒸気影響を緩和する設備 4.2 蒸気影響を緩和する設備 Ⅴ－１－１－７－６－１　溢水防護設備の強度計算書作成の基本方針 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ⅴ－１－１－７－６－２　溢水防護設備の強度計算書 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・蒸気防護板は，溢水防護対象設備が蒸気により安全機能を損なわないよう，溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。 蒸気防護板は，実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。 蒸気防護板は，基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計並びに蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわれない設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 (耐震性に関する具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-5　溢水防護設備の耐震性に関する計算書に示す) 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【2. 強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3. 構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水防護設備の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5. 強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【2. 基本方針】 ・溢水防護設備の位置，構造について説明する。 【3. 強度評価方法】 ・溢水防護設備の強度評価方法について説明する。 【4. 評価条件】 ・溢水防護設備の強度評価条件について説明する。 【5. 強度評価結果】 ・溢水防護設備の強度評価結果について説明する。
36	(5)　燃料加工建屋内に設置する緊急遮断弁は，緊急遮断弁と併設する地震計にて地震の発生を検知し，他建屋から流入する系統及び燃料加工建屋内を隔離する系統を隔離できる設計とし，燃料加工建屋内で発生する溢水量を低減する設計とする。 地震計及び緊急遮断弁は，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針 (地震計) 溢水防護設備(遮断弁)	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 Ⅴ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.3 溢水量を低減する設備 4.3 溢水量を低減する設備	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・燃料加工建屋内に設置する地震計及び緊急遮断弁は，他建屋から流入する系統及び燃料加工建屋内を隔離する系統を隔離できる設計とし，燃料加工建屋内で発生する溢水量を低減する設計とする。 地震計及び緊急遮断弁は，基準地震動による地震力に対して耐震性を有する設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 (耐震性に関する具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-5　溢水防護設備の耐震性に関する計算書に示す) 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。
37	(6)　漏えい検知器及び液位計は，溢水の発生を検知し，中央監視室からの手動遠隔操作又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針 (漏えい検知器，液位計)	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅴ－１－１－７－５　溢水防護設備の詳細設計 3.3 溢水量を低減する設備 4.3 溢水量を低減する設備	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・漏えい検知器及び液位計は，溢水の発生を検知し，中央監視室からの手動遠隔操作又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。
38	溢水防護設備については，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針 (溢水防護設備の保守点検，補修)	—	Ⅴ－１－１－７－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・また，溢水防護設備が要求される機能を維持するため，計画的に保守管理，点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施することを保安規定に定めて，管理する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第12条：加工施設内における溢水による損傷の防止）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
38	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
40	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_一次混合設備_2 単体_一次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
42	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_一次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
44	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
46	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置グローブボックス	一次混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_一次混合設備_10 単体_一次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
50	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
52	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
54	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
56	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
58	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
60	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_分析試料採取設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
62	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取･詰替装置グローブボックス	分析試料採取･詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_分析試料採取設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
64	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･詰替装置グローブボックス	回収粉末処理･詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
66	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
68	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
70	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
72	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置グローブボックス	再生スクラップ受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
74	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
75	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
76	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
77	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
78	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
79	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
86	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
87	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
88	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
89	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
90	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
91	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
92	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
93	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-5グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
94	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
101	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
102	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
104	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
105	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
106	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
108	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
109	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
110	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
111	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
112	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
113	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
114	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-8グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
115	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-9グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
116	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-11グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
117	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-13グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
118	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-14グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
119	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-16グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
120	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-19グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
121	加工施設本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-20グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末調整工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
138	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_圧縮成形設備_2 単体_圧縮成形設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
140	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_圧縮成形設備_3 単体_圧縮成形設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
142	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_圧縮成形設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
144	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	グリーンペレット積込装置グローブボックス	グリーンペレット積込装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_圧縮成形設備_5 単体_圧縮成形設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
146	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置グローブボックス	焼結ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_焼結設備_14 単体_焼結設備_18 単体_焼結設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
148	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉	機械装置（焼結・乾燥装置）	12条-24	単体_焼結設備_1 単体_焼結設備_2 単体_焼結設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
149	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(1)②	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
150	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置グローブボックス	焼結ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_焼結設備_16 単体_焼結設備_20 単体_焼結設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
152	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_焼結設備_5 単体_焼結設備_8 単体_焼結設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
154	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置	排ガス処理装置	機械装置	12条-24	単体_焼結設備_4 単体_焼結設備_7 単体_焼結設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
155	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置グローブボックス	焼結ペレット供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_研削設備_2 単体_研削設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
157	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	研削装置グローブボックス	研削装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_研削設備_4 単体_研削設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
159	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置グローブボックス	研削粉回収装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_研削設備_6 単体_研削設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
161	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	ペレット検査設備グローブボックス	ペレット検査設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット検査設備_4 単体_ペレット検査設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
167	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
168	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
169	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
170	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
171	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
172	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
173	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
174	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
175	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
176	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
177	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
178	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
179	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
180	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
181	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-15	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
182	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-16	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
183	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-17	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
184	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-18	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
185	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-19	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
186	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-20	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
187	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-21	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
188	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-29	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
189	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-30	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
190	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-31	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
191	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-32	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
192	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-33	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
193	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-34	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
194	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-35	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
195	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-36	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
196	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-37	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_47	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
197	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-38	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_48	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
198	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-39	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_49	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
199	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-40	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_50	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
200	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-41	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_51	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
201	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-42	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_52	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
202	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-43	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_53	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
203	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-44	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_54	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
204	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-45	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_55	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
205	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_56	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
206	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_58	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
207	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-47	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_57	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
208	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-48	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_59	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
209	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-49	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_60	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
210	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-50	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_61	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
211	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-51	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_62	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
212	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-52	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_63	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
213	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-22	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
214	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-23	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
215	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-24	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
216	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-25	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
217	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-26	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
218	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-27	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
219	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-28	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
230	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_70	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
231	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_71	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
232	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_72	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
233	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_73	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
234	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_74	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
235	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_75	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
236	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_76	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
237	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_77	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
238	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_78	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
239	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_79	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
240	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_80	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
241	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_81	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
246	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_65	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
247	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_66	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
248	加工施設本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット加工工程搬送設備_67	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
342	核燃料物質の貯蔵施設	—	貯蔵容器一時保管設備	—	—	—	—	一時保管ピット	一時保管ピット	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_貯蔵容器一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-3/—	—	—	—
343	核燃料物質の貯蔵施設	—	貯蔵容器一時保管設備	—	—	—	—	混合酸化物貯蔵容器	混合酸化物貯蔵容器	製品・運搬容器	12条-24	単体_容器_1	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	490	4	新設	安重	—	—/—	—	再処理(MOX従)	—
345	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
346	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置	原料MOX粉末缶一時保管装置	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
353	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
354	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
355	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
356	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
357	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
358	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_粉末一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
359	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置1	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
360	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置2	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
361	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置3	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
362	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置4	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
363	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置5	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
364	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置6	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
365	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置7	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
366	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置8	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
367	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置9	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
368	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置10	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
369	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置11	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
370	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置12	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_粉末一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
380	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット一保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
381	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
382	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
383	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-1	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
384	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-2	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
385	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-3	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
388	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
389	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
390	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
391	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_ペレット一時保管設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
406	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
407	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
408	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
409	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
410	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
411	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
412	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
413	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
414	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
415	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
417	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
418	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
426	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
427	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
428	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
429	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
430	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
431	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
432	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
433	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
434	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
435	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
437	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
438	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_製品ペレット貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
444	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_燃料棒貯蔵設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B,B-3/—	—	—	—
445	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_燃料棒貯蔵設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B,B-3/—	—	—	—
448	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料集合体貯蔵設備	—	—	—	—	燃料集合体貯蔵チャンネル	燃料集合体貯蔵チャンネル	ラック/ピット/棚	12条-24	単体_燃料集合体貯蔵設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	220	2	新設	安重	—	B-1，B-3/—	—	—	—
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	12条-24	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	12条-24	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	12条-24	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	12条-24	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	12条-24	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	12条-24	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	12条-24	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	12条-24	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
469	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主配管（窒素循環系）	主配管	12条-24	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	B-1，B-4 /—※	—	—	※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は，基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
470	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ファン	窒素循環ファン	ファン	12条-24	系統_窒素循環設備_機器_1 系統_窒素循環設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
471	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環冷却機	窒素循環冷却機	機械装置	12条-24	系統_窒素循環設備_機器_3 系統_窒素循環設備_機器_4	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	12条-24	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	12条-24	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	12条-24	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	12条-24	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	12条-24	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	12条-24	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	12条-24	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	12条-24	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
483	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
484	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
485	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
486	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
487	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
488	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	12条-24	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	12条-24	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	12条-24	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
493	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
494	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
495	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
496	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
497	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
498	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	12条-24	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
607	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置	計装/放管設備 （計測装置）	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	—	—	—
621	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	グローブボックス消火装置	容器	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
622	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	主配管（常設）（グローブボックス消火系）	主配管	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/— C/—	—	—	—
626	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	12条-24	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_136 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_163	別紙2-2-3	燃料加工建屋	28	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
630	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	12条-24	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_1 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_135	別紙2-2-3	燃料加工建屋	135	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
651	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	12条-24	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	—	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線と兼用

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
655	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	低圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	12条-24	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線※	—	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V非常用母線と兼用
659	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油移送ポンプ	ポンプ	12条-24	系統_非常用発電機_機器_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
660	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油サービスタンク	容器	12条-24	系統_非常用発電機_機器_3	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
661	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	非常用ガスタービン発電機	発電機	12条-24	系統_非常用発電機_機器_4	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
662	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	起動用空気槽	容器	12条-24	系統_非常用発電機_機器_5	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
663	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	主配管（非常用発電機燃料供給系）	主配管	12条-24	系統_非常用発電機_配管_1 系統_非常用発電機_配管_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
666	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用直流電源設備	非常用直流電源設備	電力貯蔵装置（蓄電池）	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
667	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用無停電電源装置	非常用無停電電源装置	電力貯蔵装置（蓄電池）	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
668	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	容器	12条-24	系統_非常用発電機_機器_1	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
691	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	—	12条-24	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）
696	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V非常用母線	燃料加工建屋の460V非常用母線	—	12条-24	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）
900	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置グローブボックス	小規模粉末混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_小規模試験設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
902	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置グローブボックス	小規模プレス装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_小規模試験設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
904	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置グローブボックス	小規模焼結処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_小規模試験設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
905	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	12条-24	単体_小規模試験設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
906	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
907	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
908	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_小規模試験設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
909	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置	小規模焼結炉排ガス処理装置	機械装置	12条-24	単体_小規模試験設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
910	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置グローブボックス	小規模研削検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_小規模試験設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
912	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置グローブボックス	資材保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	12条-24	単体_小規模試験設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
919	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	—	堰	堰	防水区画構造物	12条-24 12条-29 12条-32	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)②	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
920	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	—	遮断弁	遮断弁	—	12条-24 12条-36	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
930	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置） 主要弁	12条-24	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	12条-4 12条-5 12条-7 12条-11 12条-12 12条-13 12条-14 12条-15 12条-17 12条-18 12条-19 12条-20 12条-21 12条-22 12条-23 12条-24 12条-25 12条-26 12条-27 12条-28 12条-29 12条-32 12条-33 12条-34 12条-35 12条-36 12条-37 12条-38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ１

別紙 2-1-10　各条における申請対象設備

（第 13 条：安全避難通路等）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1

添付１：別紙２（第13条：安全避難通路等）
添付２：申請対象設備リスト（第13条：安全避難通路等）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で機能、性能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第13条　安全避難通路等」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第13条　安全避難通路等」において、「機器単体で機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

添付１

別紙２

（第13条：安全避難通路等）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十三条 安全避難通路等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 9.その他 9.2　安全避難通路等 MOX燃料加工施設には，その位置を明瞭かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として，非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常用照明を設置し，安全に避難できる設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通　基本設計方針 誘導灯 非常用照明	設計方針（安全避難通路） 設計方針（照明設備）	V-1-1-9 安全避難通路に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 4. 安全避難通路を明示した図面 V-1-1-10 照明設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.1避難用照明 3.　施設の詳細設計 　3.1避難用照明 4. 照明設備の取付箇所を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明瞭かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【安全避難通路を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。 【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常用照明を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常用照明は，非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「V-1-1-9　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常用照明の取付箇所について表で示す。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-9 安全避難通路に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 4. 安全避難通路を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明瞭かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【安全避難通路を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。 ※燃料加工建屋及びエネルギー管理建屋について示す。	－	－	－	－	－	－
												－	－	－	－	－	－
2	設計基準事故が発生した場合において，昼夜及び場所を問わず，MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう，避難用照明とは別に作業用の照明を設置する設計とする。	留意宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-10 照明設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3. 施設の詳細設計 　3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4. 照明設備の取付箇所を明示した図面	【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用の照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	○	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	設計基準事故に対処するために，中央監視室，制御第１室及び制御第４室（以下「中央監視室等」という。）には，作業用の照明として運転保安灯を設置する設計とする。	設置要求	運転保安灯	設計方針（照明設備）			○	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	運転保安灯は，非常用所内電源設備の非常用無停電電源装置又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより，全交流電源喪失時から重大事故等に対処する前までの間，点灯することが可能な設計とする。 中央監視室の運転保安灯は，外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように，非常用所内電源設備の非常用母線に接続し，非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし，制御第１室及び制御第４室の運転保安灯は，非常用所内電源設備の非常用母線に接続し，非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより，外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。	機能要求①	運転保安灯	設計方針（照明設備）			○	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	現場作業の緊急性との関連において，LEDヘッドランプ及びLED充電式ライト等（以下「可搬型照明」という。）の準備に時間的猶予がある場合には，可搬型照明を活用する。また，可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（照明設備）			○	施設共通　基本設計方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	なお，これらの設計においては，設計基準において想定する事故に対して，MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。	設置要求 機能要求①	運転保安灯	設計方針（照明設備）			○	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	第2章　個別項目 7.その他の加工施設 7.2照明設備 照明設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8.設備に対する要求」，「9.その他」に基づくものとする。	留意宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		留意宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-10 照明設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.1避難用照明 　2.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3. 施設の詳細設計 　3.1避難用照明 　3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4. 照明設備の取付箇所を明示した図面	【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常用照明を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常用照明は，非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「V-1-1-9　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常用照明の取付箇所について表で示す。 【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用の照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	照明設備は，避難に用いる避難用照明並びに事故が発生した場合の作業用の照明である運転保安灯で構成し，避難用照明は，人の立ち入る区域から，出口に至る通路，階段及び踊り場に設置する設計とする。また，避難用照明は，外部電源喪失時には，非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電できる設計とする。 照明設備には本設備を運転する上で必要な盤類を含む。	設置要求 機能要求①	誘導灯 非常用照明 運転保安灯	設計方針（照明設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十三条 安全避難通路等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 9.その他 9.2　安全避難通路等 MOX燃料加工施設には，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として，非常用内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常用照明を設置し，安全に避難できる設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	施設共通　基本設計方針 誘導灯 非常用照明	－	V-1-1-9 安全避難通路に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 4. 安全避難通路を明示した図面 V-1-1-10 照明設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1避難用照明 3. 施設の詳細設計 3.1避難用照明 4. 照明設備の取付箇所を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【安全避難通路を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。 【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常用照明を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常用照明は，非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「V-1-1-9　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常用照明の取付箇所について表で示す。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。 ※燃料加工建屋及びエネルギー管理建屋について示す。	▲	－	施設共通　基本設計方針 誘導灯 非常用照明	－	V-1-1-9 安全避難通路に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 4. 安全避難通路を明示した図面 V-1-1-10 照明設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1避難用照明 3. 施設の詳細設計 3.1避難用照明 4. 照明設備の取付箇所を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【安全避難通路を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。 【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常用照明を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常用照明は，非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「V-1-1-9　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常用照明の取付箇所について表で示す。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。 ※製急時対策建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所について示す。
2	設計基準事故が発生した場合において，昼夜及び場所を問わず，MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう，避難用照明とは別に作業用の照明を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-1-10 照明設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1避難用照明 2.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3. 施設の詳細設計 3.1避難用照明 3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4. 照明設備の取付箇所を明示した図面	【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用の照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。 ※燃料加工建屋について示す。	－	－	－	－	－	－
3	設計基準事故に対処するために，中央監視室，制御第１室及び制御第４室（以下「中央監視室等」という。）には，作業用の照明として運転保安灯を設置する設計とする。	設置要求	○	－	運転保安灯	－			－	－	－	－	－	－
4	運転保安灯は，非常用所内電源設備の非常用無停電電源装置又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより，全交流電源喪失時から重大事故等に対処する前までの間，点灯することが可能な設計とする。 中央監視室の運転保安灯は，外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように，非常用所内電源設備の非常用母線に接続し，非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし，制御第１室及び制御第４室の運転保安灯は，非常用所内電源設備の非常用母線に接続し，非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより，外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。	機能要求①	○	－	運転保安灯	－			－	－	－	－	－	－
5	現場作業の製急性との関連において，LEDヘッドランプ及びXLED充電式ライト等（以下「可搬型照明」という。）の準備に時間的猶予がある場合には，可搬型照明を活用する。また，可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－			－	－	－	－	－	－
6	なお，これらの設計においては，設計基準において想定する事故に対して，MOX燃料加工施設の安全機能が損なわないこと（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。	設置要求 機能要求①	○	－	運転保安灯	－			－	－	－	－	－	－
7	第2章　個別項目 7.その他の加工施設 7.2照明設備 照明設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8.設備に対する要求」，「9.その他」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	－	－	－	－	－	第3回申請と同一					
		冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-1-10 照明設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1避難用照明 2.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3. 施設の詳細設計 3.1避難用照明 3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4. 照明設備の取付箇所を明示した図面	【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常用照明を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常用照明は，非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「V-1-1-9　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常用照明の取付箇所について表で示す。 ※燃料加工建屋及びエネルギー管理建屋について示す。 【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用の照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。 ※燃料加工建屋について示す。	▲	－	基本方針	－	V-1-1-10 照明設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1避難用照明 3. 施設の詳細設計 3.1避難用照明 4. 照明設備の取付箇所を明示した図面	【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常用照明を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常用照明は，非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「V-1-1-9　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常用照明の取付箇所について表で示す。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。 ※製急時対策建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所について示す。
8	照明設備は，避難に用いる避難用照明並びに事故が発生した場合の作業用の照明である運転保安灯で構成し，避難用照明は，人の立ち入る区域から，出口に至る通路，階段及び踊り場に設置する設計とする。また，避難用照明は，外部電源喪失時には，非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電できる設計とする。 照明設備には本設備を運転する上で必要な盤類を含む。	設置要求 機能要求①	○	－	誘導灯 非常用照明 運転保安灯	－			▲	－	誘導灯 非常用照明	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
▲：再処理施設で申請済みの共用設備を記載する項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第13条：安全避難通路等）

申請対象設備リスト
（第13条　安全避難通路等）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
646	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	避難・誘導設備	—	—	誘導灯	誘導灯	—	13条-1 13条-7 13条-8	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
647	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	避難・誘導設備	—	—	非常用照明	非常用照明	—	13条-1 13条-7 13条-8	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
648	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	—	—	—	運転保安灯	運転保安灯	—	13条-2 13条-3 13条-4 13条-6 13条-7 13条-8	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	13条-1 13条-5	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-11　各条における申請対象設備

（第 14 条：安全機能を有する施設）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第14条：安全機能を有する施設）
添付２：申請対象設備リスト（第14条：安全機能を有する施設）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第14条　安全機能を有する施設」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
分析済液の処理機能	14条(個別)-113	・分析済液処理装置

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能，性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

「第14条　安全機能を有する施設」において、「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能，性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（14条：安全機能を有する施設）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十四条 安全機能を有する施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1)　安全機能を有する施設の基本的な設計 MOX燃料加工施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.1概要 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計 別紙　安全上重要な施設の説明書	【1. 安全機能を有する施設】 【1.1概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【1.2基本方針】 安全機能を有する施設の設計の基本方針について記載する。 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の定義について説明する。 ・安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能が維保されたものとする。 【別紙　安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設の分類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設の一覧を示す。 ※各回次にて安全上重要な施設が申請される毎に一覧を拡充する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.1概要 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計 別紙　安全上重要な施設に関する説明書	【1. 安全機能を有する施設】 【1.1概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【1.2基本方針】 安全機能を有する施設の設計の基本方針について記載する。 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の定義について説明する。 ・安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能が維保されたものとする。 【別紙　安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設の分類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設の一覧を示す。 ※各回次にて安全上重要な施設が申請される毎に一覧を拡充する。	第1回申請と同一					
2	また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。	定義	基本方針	基本方針			○	基本方針	－								
3	安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能を維保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
4	安全機能を有する施設は，設計基準事故時において，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1. 安全機能を有する施設　1.2基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全機能を有する施設は，設計基準事故時において，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全機能を有する施設は，設計基準事故時において，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	第1回申請と同一					
5	MOX燃料加工施設は，化学的に安定したウラン及びMOX を取り扱い，化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設置しない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1. 安全機能を有する施設　1.2基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1　MOX燃料加工施設は，化学的に安定したウラン及びMOX を取り扱い，化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設置しない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1　MOX燃料加工施設は，化学的に安定したウラン及びMOX を取り扱い，化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設置しない設計とする。	第1回申請と同一					
6	取り扱う核燃料物質のうち，MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ，露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは，燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。	設置要求	基本方針 露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックス	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1. 安全機能を有する施設　1.2基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・取り扱う核燃料物質のうち，MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ，露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは，燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・取り扱う核燃料物質のうち，MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ，露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは，燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。	○	粉末一時保管装置グローブボックス	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1. 安全機能を有する施設　1.2基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・取り扱う核燃料物質のうち，MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ，露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは，燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。
7	(2)　環境条件の考慮 安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，通常時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，放射線量，屋外の天候による影響（凍結及び降水），電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において，その安全機能を発揮することができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（環境条件）	基本方針（環境条件）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.2環境条件	【1. 安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・安全上重要な施設の設計条件については，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，各種の環境条件を考慮し，十分安全側の条件を与えることにより，期待されている安全機能を発揮できる設計とする。 ・安全機能を有する施設は，環境条件に対して機能を維持すること若しくは環境条件による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を維保することなどにより，その安全機能を発揮することができる設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.2環境条件	【1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・安全上重要な施設の設計条件については，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，各種の環境条件を考慮し，十分安全側の条件を与えることにより，期待されている安全機能を発揮できる設計とする。 ・安全機能を有する施設は，環境条件に対して機能を維持すること若しくは環境条件による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を維保することなどにより，その安全機能を発揮することができる設計とする。	第1回申請と同一					
8	a.環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全機能を有する施設は，通常時及び設計基準事故時における環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても，安全機能を発揮できる設計とする 。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.2環境条件	【1. 安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・環境圧力，環境温度の詳細について説明する。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.2環境条件	【1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・環境圧力，環境温度の詳細について説明する。	第1回申請と同一					
9	b.電磁波による影響 電磁的障害に対しては，安全機能を有する施設は，通常時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.2環境条件	【1. 安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・安全機能を有する施設のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は，通常時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.2環境条件	【1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・安全機能を有する施設のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は，通常時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	第1回申請と同一					
10	c. 周辺機器等からの悪影響 安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.2環境条件	【1. 安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，MOX燃料加工施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.2環境条件	【1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，MOX燃料加工施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	第1回申請と同一					
11	(3)　操作性の考慮 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し，自動的に起動する設計とすることにより，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.3操作性の考慮	【1. 安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3　操作性の考慮】 ・設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し，自動的に起動する設計とすることにより，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.3操作性の考慮	【1. 安全機能を有する施設 1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3　操作性の考慮】 ・設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し，自動的に起動する設計とすることにより，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 MOX燃料加工施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を，安全機能を有する施設とする。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
2	また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
3	安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
4	安全機能を有する施設は，設計基準事故時において，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
5	MOX燃料加工施設は，化学的に安定したウラン及びMOX を取り扱い，化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設置しない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
6	取り扱う核燃料物質のうち，MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ，露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは，燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置グローブボックス　等	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス　等	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1. 安全機能を有する施設　1.2 基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・取り扱う核燃料物質のうち，MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ，露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは，燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。	第1回申請と同一					
7	(2) 環境条件の考慮 安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，通常時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，放射線量，屋外の天候による影響（凍結及び降水），電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において，その安全機能を発揮することができる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
8	a. 環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全機能を有する施設は，通常時及び設計基準事故時における環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても，安全機能を発揮できる設計とする 。	機能要求①	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
9	b. 電磁波による影響 電磁的障害に対しては，安全機能を有する施設は，通常時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	機能要求①	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
10	c. 周辺機器等からの悪影響 安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	機能要求①	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
11	(3) 操作性の考慮 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し，自動的に起動する設計とすることにより，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	機能要求①	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	また，安全機能を有する施設の設置場所は，通常時及び設計基準事故が発生した場合において人が操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽の設置や機器からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.3操作性の考慮	【1.安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3操作性の考慮】 ・安全機能を有する施設の設置場所は，通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽の設置や機器からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.3操作性の考慮	【1.安全機能を有する施設 1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3操作性の考慮】 ・安全機能を有する施設の設置場所は，通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽の設置や機器からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。	第1回申請と同一				
13	安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統による色分け，銘板取り付け，機器の状態及び操作禁止を示すタグの取付け，操作器具の色，形状の視覚的要素による識別並びに警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置並びに誤操作防止カバーの設置を行うとともに，計器表示，警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.3操作性の考慮	【1.安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3操作性の考慮】 ・安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統による色分け，銘板取り付け，機器の状態及び操作禁止を示すタグの取付け，操作器具の色，形状の視覚的要素による識別並びに警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置並びに誤操作防止カバーの設置を行うとともに，計器表示，警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.3操作性の考慮	【1.安全機能を有する施設 1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3操作性の考慮】 ・安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統による色分け，銘板取り付け，機器の状態及び操作禁止を示すタグの取付け，操作器具の色，形状の視覚的要素による識別並びに警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置並びに誤操作防止カバーの設置を行うとともに，計器表示，警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	第1回申請と同一				
14	安全上重要な施設は，設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央監視室，制御第１室及び制御第４室の監視制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.3操作性の考慮	【1.安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3操作性の考慮】 ・安全上重要な施設は，設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央監視室，制御第１室及び制御第４室の監視制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3.3操作性の考慮	【1.安全機能を有する施設 1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3操作性の考慮】 ・安全上重要な施設は，設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央監視室，制御第１室及び制御第４室の監視制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	第1回申請と同一				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	また，安全機能を有する施設の設置場所は，通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽の設置や機器からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。	設置要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
13	安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統による色分け，銘板取り付け，機器の状態及び操作禁止を示すタグの取付け，操作器具の色，形状の視覚的要素による識別並びに警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置並びに誤操作防止カバーの設置を行うとともに，計器表示，警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	運用要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
14	安全上重要な施設は，設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央監視室，制御第１室及び制御第４室の監視制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	運用要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	(4)　規格及び基準に基づく設計 安全機能を有する施設安全機能を有する施設は，設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（規格・基準）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.4規格及び基準に基づく設計	【1.安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.4規格及び基準に基づく設計】 安全機能を有する施設は，設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針 1.3.4規格及び基準に基づく設計	【1.安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.4規格及び基準に基づく設計】 安全機能を有する施設は，設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。	第1回申請と同一					
16	(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 なお，安全機能を有する施設を構成する設備，機器を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針	【1.安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.4規格及び基準に基づく設計】 ・安全機能を有する施設の維持管理に当たっては保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 ・安全機能を有する施設を構成する設備，機器を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3安全機能をに対する設計方針	【1.安全機能を有する施設　1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.4規格及び基準に基づく設計】 ・安全機能を有する施設の維持管理に当たっては保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 ・安全機能を有する施設を構成する設備，機器を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					
17	8.1.2 試験，検査性の確保 安全機能を有する施設は，通常時において，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする 。	冒頭宣言 設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針	基本方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.4試験，検査性の確保	【1.安全機能を有する施設　1.4試験，検査性の確保】 ・安全機能を有する施設は，通常時において，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。 ・安全機能を有する施設は，保守及び修理として，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用含む。）取替え，修理等ができる設計とする。 ・機器区分毎に試験・検査が実施可能な設計を示す。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.4試験，検査性の確保	【1.安全機能を有する施設　1.4試験，検査性の確保】 ・安全機能を有する施設は，通常時において，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。 ・安全機能を有する施設は，保守及び修理として，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用含む。）取替え，修理等ができる設計とする。 ・機器区分毎に試験・検査が実施可能な設計を示す。	第1回申請と同一					
18	8.1.3　内部発生飛散物に対する考慮 安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針（内部発生飛散物）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設　1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設　1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
					V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.1概要	【1.安全機能を有する施設　1.1概要】 ・加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書の概要について記載する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.1概要	【1.安全機能を有する施設　1.1概要】 ・加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書の概要について記載する。
19	安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（内部発生飛散物）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設　1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設　1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
					V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.2.1内部発生飛散物防護対象設備の選定	【1.安全機能を有する施設　1.2基本方針 1.2.1内部発生飛散物防護対象設備の選定】 ・安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.2基本方針 1.2.1内部発生飛散物防護対象設備の選定	【1.安全機能を有する施設　1.2基本方針　1.2.1内部発生飛散物防護対象設備の選定】 ・安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。
20	上記に含まれない安全機能を有する施設は，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（内部発生飛散物）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設　1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・上記に含まれない安全機能を有する施設は，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・上記に含まれない安全機能を有する施設は，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
21	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（内部発生飛散物）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設　1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	(4)　規格及び基準に基づく設計 安全機能を有する施設安全機能を有する施設は，設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
16	(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 なお，安全機能を有する施設を構成する設備，機器を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通保連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
17	8.1.2 試験、検査性の確保 安全機能を有する施設は，通常時において，当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする 。	冒頭宣言 設置要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
18	8.1.3　内部発生飛散物に対する考慮 安全機能を有する施設は，MOX燃料加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の崩壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
			第2回申請と同一						－	－	－	－	－	－
19	安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
			第2回申請と同一						－	－	－	－	－	－
20	上記に含まれない安全機能を有する施設は，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことゝ又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
21	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（内部発生飛散物）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	【1.安全機能を有する施設　1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	第1回申請と同一					
		機能要求①	粉末調整工程搬送設備，燃料棒加工工程搬送設備，梱包・出荷設備，ペレット加工工程搬送設備，製品ペレット貯蔵設備，粉末一時保管設備，貯蔵容器受入設備，スクラップ処理設備，燃料棒貯蔵設備，二次混合設備，室素循環設備，所内電源設備（電気設備）　等	基本方針（内部発生飛散物）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3評価 （1）重量物の落下による飛散物 （2）回転機器の損壊による飛散物 1.3.1重量物の落下による飛散物 1.3.2回転機器の損壊による飛散物	【1.安全機能を有する施設　1.3評価】 ・MOX燃料加工施設における内部発生飛散物の発生要因の選定について記載する。 （1）重量物の落下による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。 （2）回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される回転機器を示す。	－	－	－	－	－	○	燃料棒加工工程搬送設備，製品ペレット貯蔵設備，粉末一時保管設備，燃料棒貯蔵設備　等	梱包・出荷設備，室素循環設備　等	－	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3評価 （1）重量物の落下による飛散物 1.3.1重量物の落下による飛散物 1.3.2回転機器の損壊による飛散物	【1.安全機能を有する施設　1.3評価】 ・MOX燃料加工施設における内部発生飛散物の発生要因の選定について記載する。 （1）重量物の落下による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。 （2）回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される回転機器を示す。
						【1.安全機能を有する施設　1.3評価　1.3.1重量物の落下による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち，重量物の落下により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。 【1.安全機能を有する施設　1.3評価　1.3.2回転機器の損壊による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち，回転機器の損壊により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。											【1.安全機能を有する施設　1.3評価　1.3.1重量物の落下による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち，重量物の落下により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。 【1.安全機能を有する施設　1.3評価　1.3.2回転機器の損壊による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち，回転機器の損壊により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。
23	なお，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより，重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（MOX粉末を取り扱うGB内及びGB外側近傍で重量物の落下の発生防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設　1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・なお，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより，重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設 1.5内部発生飛散物に対する考慮】 ・なお，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより，重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	第1回申請と同一					
24	8.1.4　共用に対する考慮 安全機能を有する施設のうち，再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 安全機能を有する施設のうち，MOX燃料加工施設内で共用するものは，MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共用）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6共用に対する考慮	【1.安全機能を有する施設　1.6共用に対する考慮】 ・安全機能を有する施設のうち，再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・安全機能を有する施設のうち，MOX燃料加工施設内で共用するものは，MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.安全機能を有する施設 3.4共用に対する考慮	【3.安全機能を有する施設 3.4共用に対する考慮】 ・安全機能を有する施設のうち，再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については，原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。 ・安全機能を有する施設のうち，MOX燃料加工施設内で共用するものは，MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速設を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	設置要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
		機能要求①	○	粉末調整工程搬送設備、ペレット加工工程搬送設備、スクラップ処理設備　等	粉末調整工程搬送設備、貯蔵容器受入設備、スクラップ処理設備、二次混合設備、所内電源設備（電気設備）　等	－	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.3評価 （1）重量物の落下による飛散物 （2）回転機器の損壊による飛散物 1.3.1重量物の落下による飛散物 1.3.2回転機器の損壊による飛散物	【1.安全機能を有する施設　1.3評価】 ・MOX燃料加工施設における内部発生飛散物の発生要因の選定について記載する。 （1）重量物の落下による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。 （2）回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される回転機器を示す。	－	－	－	－	－	－
									【1.安全機能を有する施設　1.3評価　1.3.1重量物の落下による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち，重量物の落下により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。 【1.安全機能を有する施設　1.3評価　1.3.2回転機器の損壊による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち，回転機器の損壊により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。					
23	なお，MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより，重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
24	8.1.4　共用に対する考慮 安全機能を有する施設のうち，再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 安全機能を有する施設のうち，MOX燃料加工施設内で共用するものは，MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 1.成形施設 成形施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.1 核燃料物質の臨界防止」，「2.地盤」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.　設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	第1回申請と同一					
2	成形施設は，原料粉末受入工程，粉末調整工程及びペレット加工工程で構成する。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	○	基本方針	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
3	成形施設は，燃料加工建屋(再処理施設と一部共用(以下同じ。))に収納する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋 成形施設	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
4	燃料加工建屋の主要構造は，地上２階，地下３階の耐火建築物とする設計とする。 また，燃料加工建屋の屋根，壁等は，漏水のおそれのない構造とする。	設置要求	燃料加工建屋	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
5	貯蔵容器搬送用洞道(再処理施設と共用(以下同じ。))は，燃料加工建屋と地下３階中２階において，エキスパンションジョイントにより接続する設計とする。	設置要求	貯蔵容器搬送用洞道	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	○	基本方針	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	○	貯蔵容器搬送用洞道	－	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計
6	貯蔵容器搬送用洞道は，再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋とエキスパンションジョイントにより接続する設計とする。	設置要求	貯蔵容器搬送用洞道	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	○	基本方針	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	○	貯蔵容器搬送用洞道	－	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計
7	再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道との接続に伴い，貯蔵容器搬送用洞道及び燃料加工建屋の一部は，負圧管理の境界として再処理施設と共用する。共用の範囲には，再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道との境界に設置する壁（以下「再処理施設境界の壁」という。）及び貯蔵容器搬送用洞道と燃料加工建屋との境界に設置する壁（以下「加工施設境界の壁」という。）を含む。貯蔵容器搬送用洞道は，ＭＯＸ燃料加工施設境界の壁開放時には，ＭＯＸ燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし，再処理施設境界の壁開放時には，再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること。また，ＭＯＸ燃料加工施設境界の壁及び再処理施設境界の壁は，同時に開放しない設計とすることで，共用によってＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	燃料加工建屋 貯蔵容器搬送用洞道	設計方針（共用）	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ○共用 ・貯蔵容器搬送用洞道及び燃料加工建屋の一部の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。	○	燃料加工建屋 ※燃料加工建屋については，第1回申請対象ではあるが，本設計方針については，貯蔵容器搬送用洞道の共用に付随するものであることから，詳細説明は貯蔵容器搬送用洞道の申請回次である第2回申請時に実施する。	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ○共用 ・貯蔵容器搬送用洞道及び燃料加工建屋の一部の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。	○	貯蔵容器搬送用洞道	－	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ○共用 ・貯蔵容器搬送用洞道及び燃料加工建屋の一部の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。
8	成形施設は，原料ＭＯＸ粉末又は原料ウラン粉末を受け入れ，所定の粉末調整，圧縮成形，焼結，研削及び検査を行い，製品ペレットに加工することができる設計とする。また，各工程から発生する規格外品等のスクラップ処理も併せて行うことができる設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	○	基本方針	－	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
9	1.1 原料粉末受入工程 1.1.1 原料粉末受入工程の構成 原料粉末受入工程は，ウランとプルトニウムの質量混合比が１対１である原料ＭＯＸ粉末を混合酸化物貯蔵容器に収納した状態で，再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋から貯蔵容器搬送用洞道を通じて燃料加工建屋に受け入れる設計とする。 原料ＭＯＸ粉末取出し後の混合酸化物貯蔵容器は，貯蔵容器搬送用洞道を通じて再処理施設へ返却する設計とする。なお，原料ウラン粉末は，外部から受け入れる。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	原料粉末受入工程は，制御第１室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	1.1.2. 主要設備の系統構成 原料粉末受入工程は，貯蔵容器受入設備，クレーン受入設備及び原料粉末受払設備で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	(1)　貯蔵容器受入設備 貯蔵容器受入設備は，混合酸化物貯蔵容器を再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋から貯蔵容器搬送用洞道を通じて燃料加工建屋へ受け入れ，原料粉末受払設備へ払い出し，貯蔵容器搬送用洞道を通じて原料ＭＯＸ粉末を取り出した後の混合酸化物貯蔵容器を再処理施設へ返却する設計とする。 貯蔵容器受入設備は，洞道搬送台車(再処理施設と共用(以下同じ。))，受渡天井クレーン，受渡ピット，保管室クレーン及び貯蔵容器検査装置で構成する。	設置要求	貯蔵容器受入設備	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	洞道搬送台車は，再処理施設と共用する。共用の範囲には，洞道搬送台車の運転に必要な再処理施設の貯蔵容器台車からの信号並びに再処理施設の貯蔵容器台車の運転に必要な洞道搬送台車からの信号を含む。洞道搬送台車は，共用による設備の仕様，臨界安全設計，遮蔽設計及び閉じ込めの機能に変更がないこと並びに漏洩防止のインターロックを設ける設計とすることからＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	洞道搬送台車	設計方針（共用）	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設　悪影響防止】 ○共用 ・洞道搬送台車の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	(2)　クレーン受入設備 クレーン受入設備は，ＭＯＸ燃料加工施設外から入出庫密を経由して受け入れたクレーン粉末缶輸送容器から原料クレーン粉末入りのクレーン粉末缶を取り出し，クレーン貯蔵設備へ払い出す設計とする。また，クレーン貯蔵設備から受け入れたクレーン粉末缶を原料粉末受払設備へ払い出す設計とする。さらに，クレーン粉末缶に収納したクレーン分析ボールをクレーン貯蔵設備へ払い出し，粉末調整工程の一次混合設備や一次混合装置，スクラップ処理設備の回収粉末缶粉砕装置又は小規模試験設備の小規模粉末混合装置へ払い出す設計とする。 クレーン受入設備は，クレーン粉末缶受払移載装置及びクレーン粉末缶受払搬送装置で構成する。	設置要求	クレーン受入設備	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	(3)　原料粉末受払設備 原料粉末受払設備は，混合酸化物貯蔵容器を貯蔵容器受入設備から受け入れ，原料ＭＯＸ粉末缶取出設備へ払い出し，粉末缶を取り出した後の混合酸化物貯蔵容器を貯蔵容器受入設備へ払い出す設計とする。 また，クレーン受入設備から受け入れたクレーン粉末缶を開缶し，原料クレーン粉末を取り出し，一次混合設備又は二次混合設備へ原料クレーン粉末を払い出す設計とする。 原料粉末受払設備は，外蓋着脱装置オープンポートボックス，外蓋着脱装置，貯蔵容器受払装置オープンポートボックス，貯蔵容器受払装置，クレーン粉末缶出装置オープンポートボックス及びクレーン粉末缶出装置で構成する。	設置要求	原料粉末受払設備	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	(4)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	1.2　粉末調整工程 1.2.1　粉末調整工程の構成 粉末調整工程では，原料ＭＯＸ粉末に原料ウラン粉末及び回収粉末を加えることにより，一次混合で33%以下，二次混合で18%以下のプルトニウム富化度にするとともに圧縮成形に適した原料ＭＯＸ粉末に調整することができる設計とする。 また，各工程から発生する規格外品等を収集し，必要に応じて焼結，微粉砕等のスクラップ処理を行い，回収粉末として再使用することができる設計とする。なお，不純物が混入して再使用できないものは，再生スクラップとして貯蔵する。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	粉末調整工程は，制御第１室，制御第４室及び現場監視第１室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	露出した状態でＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスは，重大事故の発生を想定する地震動に対し，グローブボックスから工程室に多量のＭＯＸ粉末が漏えいすることがないよう，グローブボックスが倒壊しない，パネルの脱落が発生しない，また，グローブボックスに内装する機器が倒壊しない設計とする。	設置要求	原料ＭＯＸ粉末缶取出装置グローブボックス 原料ＭＯＸ粉末秤量・分取装置グローブボックス等	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	1.2.2　主要設備の系統構成 粉末調整工程は，原料ＭＯＸ粉末缶取出設備，一次混合設備，二次混合設備，分析試料採取設備，スクラップ処理設備及び粉末調整工程搬送設備で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 1.成形施設 成形施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「2.地盤」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	官頒宜言	第1回申請と同一						–	–	–	–	–	–
2	成形施設は，原料粉末受入工程，粉末調整工程及びペレット加工工程で構成する。	官頒宜言	○	成形施設	成形施設	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ・成形施設の構成及び設計	–	–	–	–	–	–
3	成形施設は，燃料加工建屋(再処理施設と一部共用(以下同じ。))に収納する設計とする。	設置要求	○	成形施設	成形施設	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 成形施設の構成及び設計	–	–	–	–	–	–
4	燃料加工建屋の主要構造は，地上２階，地下３階の耐火建築物とする設計とする。 また，燃料加工建屋の屋根，壁等は，漏水のおそれのない構造とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
5	貯蔵容器搬送用洞道(再処理施設と共用(以下同じ。))は，燃料加工建屋と地下３階中２階において，エキスパンションジョイントにより接続する設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
6	貯蔵容器搬送用洞道は，再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋とエキスパンションジョイントにより接続する設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
7	再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道との接続に伴い，貯蔵容器搬送用洞道及び燃料加工建屋の一部は，負圧管理の境界として再処理施設と共用する。共用の範囲には，再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道との境界に設置する屋（以下「再処理施設境界の屋」という。）及び貯蔵容器搬送用洞道と燃料加工建屋との境界に設置する屋（以下「加工施設境界の屋」という。）を含む，貯蔵容器搬送用洞道は，ＭＯＸ燃料加工施設境界の屋開放時には，ＭＯＸ燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし，再処理施設境界の屋開放時には，再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること。また，ＭＯＸ燃料加工施設境界の屋及び再処理施設境界の屋は，同時に開放しない設計とすることで，共用によってＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
8	成形施設は，原料ＭＯＸ粉末又は原料ウラン粉末を受け入れ，所定の粉末調整，圧縮成形，焼結，研削及び検査を行い，製品ペレットに加工することができる設計とする。また，各工程から発生する規格外品等のスクラップ処理も併せて行うことができる設計とする。	官頒宜言	第1回申請と同一						–	–	–	–	–	–
9	1.1 原料粉末受入工程 1.1.1 原料粉末受入工程の構成 原料粉末受入工程は，クランとプルトニウムの質量混合比が１対１である原料ＭＯＸ粉末を混合酸化物貯蔵容器に収納した状態で，再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋から貯蔵容器搬送用洞道を通じて燃料加工建屋に受け入れる設計とする。 原料ＭＯＸ粉末取出し後の混合酸化物貯蔵容器は，貯蔵容器搬送用洞道を通して再処理施設へ返却する設計とする。なお，原料ウラン粉末は，外部から受け入れる。	官頒宜言	○	基本方針	基本方針	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の構成	–	–	–	–	–	–
10	原料粉末受入工程は，制御第１室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の構成	–	–	–	–	–	–
11	1.1.2. 主要設備の系統構成 原料粉末受入工程は，貯蔵容器受入設備，クラン受入設備及び原料粉末受出設備で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	官頒宜言	○	基本方針	基本方針	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–
12	(1)　貯蔵容器受入設備 貯蔵容器受入設備は，混合酸化物貯蔵容器を再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋から貯蔵容器搬送用洞道を通じて燃料加工建屋へ受け入れ，原料粉末受出設備へ払い出し，貯蔵容器搬送用洞道を通じて原料ＭＯＸ粉末を取り出した後の混合酸化物貯蔵容器を再処理施設へ返却する設計とする。 貯蔵容器受入設備は，洞道搬送台車(再処理施設と共用(以下同じ。))，受渡天井クレーン，受渡ピット，保管室クレーン及び貯蔵容器検査装置で構成する。	設置要求	○	受渡天井クレーン 受渡ピット 保管室クレーン 貯蔵容器検査装置	洞道搬送台車	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–
13	洞道搬送台車は，再処理施設と共用する。共用の範囲には，洞道搬送台車の運転に必要な再処理施設の貯蔵容器台車からの信号並びに再処理施設の貯蔵容器台車の運転に必要な洞道搬送台車からの信号を含む。洞道搬送台車は，共用による設備の仕様，臨界安全設計，遮蔽設計及び閉じ込めの機能に変更がないこと並びに漏洩防止のインターロックを設ける設計とすることからＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	–	洞道搬送台車	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設　悪影響防止】 共用 ・洞道搬送台車の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。	–	–	–	–	–	–
14	(2)　クラン受入設備 クラン受入設備は，ＭＯＸ燃料加工施設外から入出庫室を経由して受け入れたクラン粉末缶輸送容器から原料クラン粉末入りのクラン粉末缶を取り出し，クラン貯蔵設備へ払い出す設計とする。また，クラン貯蔵設備から受け入れたクラン粉末缶を原料粉末受払設備へ払い出す設計とする。さらに，クラン粉末缶に収納したクラン分析ボールをクラン貯蔵設備へ払い出し，粉末調整工程の一次混合設備の一次混合装置，スクラップ処理設備の回収粉末缶粉砕装置又は小規模試験設備の小規模粉末混合装置へ払い出す設計とする。 クラン受入設備は，クラン粉末缶受払移載装置及びクラン粉末缶受払搬送装置で構成する。	設置要求	○	–	クラン粉末缶受払移載装置 クラン粉末缶受払搬送装置	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–
15	(3)　原料粉末受払設備 原料粉末受払設備は，混合酸化物貯蔵容器を貯蔵容器受入設備から受け入れ，原料ＭＯＸ粉末缶取出設備へ払い出し，粉末缶を取り出した後の混合酸化物貯蔵容器を貯蔵容器受入設備へ払い出す設計とする。 また，クラン受入設備から受け入れたクラン粉末缶を開缶し，原料クラン粉末を取り出し，一次混合設備又は二次混合設備へ原料クラン粉末を払い出す設計とする。 原料粉末受払設備は，外蓋着脱装置オープンポートボックス，外蓋着脱装置，貯蔵容器受払装置オープンポートボックス，貯蔵容器受払装置，クラン粉末払出装置オープンポートボックス及びクラン粉末払出装置で構成する。	設置要求	○	–	外蓋着脱装置オープンポートボックス 外蓋着脱装置 貯蔵容器受払装置オープンポートボックス 貯蔵容器受払装置 クラン粉末払出装置オープンポートボックス クラン粉末払出装置	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–
16	(4)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	○	–	グローブボックス負圧・温度監視設備	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 原料粉末受入工程の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–
17	1.2　粉末調整工程 1.2.1　粉末調整工程の構成 粉末調整工程では，原料ＭＯＸ粉末に原料ウラン粉末及び回収粉末を加えることにより，一次混合で33%以下，二次混合で18%以下のプルトニウム富化度にするとともに圧縮成形に適した原料ＭＯＸ粉末に調整することができる設計とする。 また，各工程から発生する規格外品等を収集し，必要に応じて焼結，微粉砕等のスクラップ処理を行い，回収粉末として再使用することができる設計とする。なお，不純物が混入して再使用できないものは，再生スクラップとして貯蔵する。	官頒宜言	○	基本方針	基本方針	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の構成	–	–	–	–	–	–
18	粉末調整工程は，制御第１室，制御第４室及び現場監視第１室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の構成	–	–	–	–	–	–
19	露出した状態でＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスは，重大事故の発生を想定する地震動に対し，グローブボックスから工程室に多量のＭＯＸ粉末が漏えいすることがないよう，グローブボックスが倒壊しない，パネルの脱落が発生しない，また，グローブボックスに内装する機器が倒壊しない設計とする。	設置要求	○	原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス等	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス等	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の構成	–	–	–	–	–	–
20	1.2.2　主要設備の系統構成 粉末調整工程は，原料ＭＯＸ粉末缶取出設備，一次混合設備，二次混合設備，分析試料採取設備，スクラップ処理設備及び粉末調整工程搬送設備で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	官頒宜言	○	基本方針	基本方針	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	(1)　原料ＭＯＸ粉末缶取出設備 原料ＭＯＸ粉末缶取出設備は，混合酸化物貯蔵容器から原料ＭＯＸ粉末入りの粉末缶を取り出し，粉末調整工程搬送設備を経由して，一次混合設備，貯蔵施設の原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備又は分析試料採取設備へ払い出す設計とする。また，原料ＭＯＸ粉末を取り出した後の粉末缶を混合酸化物貯蔵容器へ収納する設計とする。 原料ＭＯＸ粉末缶取出設備は，原料ＭＯＸ粉末缶取出装置グローブボックス及び原料ＭＯＸ粉末缶取出装置で構成する。	設置要求	原料ＭＯＸ粉末缶取出設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	(2)　一次混合設備 一次混合設備は，原料ＭＯＸ粉末，原料ウラン粉末又は回収粉末を秤量及び分取した後に，予備混合及び一次混合を行う設計とする。 一次混合設備は，原料ＭＯＸ粉末秤量・分取装置グローブボックス，原料ＭＯＸ粉末秤量・分取装置，ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス，ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置，予備混合装置グローブボックス，予備混合装置及び一次混合装置グローブボックス及び一次混合装置で構成する。 一次混合設備は，容器(J18，J40)を取り扱う設計とする。	設置要求	一次混合設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	(3)　二次混合設備 二次混合設備は，一次混合した粉末又は原料ウラン粉末を各々秤量及び分取し，これらの粉末を均一に混合した後，圧縮成形に適した粉末性状に調整するため，造粒又は添加剤混合を行う設計とする。 二次混合設備は，一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス，一次混合粉末秤量・分取装置，ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス，ウラン粉末秤量・分取装置，均一化混合装置グローブボックス，均一化混合装置，造粒装置グローブボックス，造粒装置，添加剤混合装置グローブボックス及び添加剤混合装置で構成する。	設置要求	二次混合設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	(4)　分析試料採取設備 分析試料採取設備は，分析試料の採取を行う設計とする。また，各装置のグローブボックスより回収されたＣＳ粉末を容器へ詰め替える設計とする。 分析試料採取設備は，原料ＭＯＸ分析試料採取装置グローブボックス，原料ＭＯＸ分析試料採取装置，分析試料採取・詰替装置グローブボックス及び分析試料採取・詰替装置で構成する。	設置要求	分析試料採取設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	(5)　スクラップ処理設備 スクラップ処理設備は，スクラップ処理(ＣＳ)又はスクラップ処理(ＲＳ)を行う設計とする。 スクラップ処理設備は，回収粉末処理・詰替装置グローブボックス，回収粉末処理・詰替装置，回収粉末微粉砕装置グローブボックス，回収粉末微粉砕装置，回収粉末処理・混合装置グローブボックス，回収粉末処理・混合装置，再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス，再生スクラップ焙焼処理装置，再生スクラップ受払装置グローブボックス，再生スクラップ受払装置，容器移送装置グローブボックス及び容器移送装置で構成する。	設置要求	スクラップ処理設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	(6)　粉末調整工程搬送設備 粉末調整工程搬送設備は，貯蔵施設の原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備と原料ＭＯＸ粉末缶取出設備等との間及び粉末一時保管設備と一次混合設備等との間で容器の搬送を行う設計とする。 粉末調整工程搬送設備は，原料粉末搬送装置グローブボックス，原料粉末搬送装置，再生スクラップ搬送装置グローブボックス，再生スクラップ搬送装置，添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス，添加剤混合粉末搬送装置，調整粉末搬送装置グローブボックス及び調整粉末搬送装置で構成する。	設置要求	粉末調整工程搬送設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	(7)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	1.3ペレット加工工程 1.3.1ペレット加工工程の構成 ペレット加工工程では，粉末を圧縮成形し，グリーンペレットに加工する設計とする。 圧縮成型後のグリーンペレットは水素・アルゴン混合ガス中で焼結し，焼結ペレットとし，研削した後，外観，寸法，形状及び密度の検査を行い製品ペレットに加工する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	ペレット加工工程は，制御第１室，制御第３室及び現場監視第２室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	露出した状態でＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスは，重大事故の発生を想定する地震動に対し，グローブボックスから工程室に多量のＭＯＸ粉末が漏えいすることがないよう，グローブボックスが倒壊しない，パネルの脱落が発生しない，また，グローブボックスに内装する機器が倒壊しない設計とする。	設置要求	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス 空焼結ボート取扱装置グローブボックス等	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	1.3.2　主要設備の系統構成 ペレット加工工程は，圧縮成形設備，焼結設備，研削設備，ペレット検査設備及びペレット加工工程搬送設備で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	(1)　圧縮成形設備 圧縮成形設備は，粉末調整工程で調整した粉末を圧縮成形し，成形したグリーンペレットを焼結ボート又はスクラップ焼結ボートへ積載する設計とする。 圧縮成形設備は，プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス，プレス装置(粉末取扱部)，プレス装置(プレス部)グローブボックス，プレス装置(プレス部)，空焼結ボート取扱装置グローブボックス，空焼結ボート取扱装置，グリーンペレット積込装置グローブボックス及びグリーンペレット積込装置で構成する。	設置要求	圧縮成形設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	(2)　焼結設備 焼結設備は，水素・アルゴン混合ガス雰囲気にてグリーンペレット又はペレットを焼結する設計とする。 焼結設備は，焼結ボート供給装置グローブボックス，焼結ボート供給装置，焼結炉，焼結ボート取出装置グローブボックス，焼結ボート取出装置，排ガス処理装置グローブボックス(上部)，排ガス処理装置グローブボックス(下部)及び排ガス処理装置で構成する。 なお，焼結炉には焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を，排ガス処理装置には補助排風機（安全機能の維持に必要な回路を含む。）を含む設計とする。	設置要求	焼結設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	(3)　研削設備 研削設備は，焼結したペレットを受け入れ，所定の外径に研削する設計とする。また，研削により発生する研削粉を回収する設計とする。 研削設備は，焼結ペレット供給装置グローブボックス，焼結ペレット供給装置，研削装置グローブボックス，研削装置，研削粉回収装置グローブボックス及び研削粉回収装置で構成する。	設置要求	研削設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	(4)　ペレット検査設備 ペレット検査設備は，研削したペレットを受け入れ，外観，寸法，形状及び密度の検査を行い，検査したペレットをペレット保管容器又は規格外ペレット保管容器に収納する設計とする。 ペレット検査設備は，ペレット検査設備グローブボックス，外観検査装置，寸法・形状・密度検査装置，仕上がりペレット収容装置，ペレット立会検査装置グローブボックス及びペレット立会検査装置で構成する。	設置要求	ペレット検査設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	(5)　ペレット加工工程搬送設備 ペレット加工工程搬送設備は，圧縮成形設備と貯蔵施設のペレット一時保管設備等との間で容器の搬送を行う設計とする。 ペレット加工工程搬送設備は，焼結ボート搬送装置グローブボックス，焼結ボート搬送装置，ペレット保管容器搬送装置グローブボックス，ペレット保管容器搬送装置，回収粉末容器搬送装置グローブボックス及び回収粉末容器搬送装置で構成する。	設置要求	ペレット加工工程搬送設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	(6)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	2.被覆施設 被覆施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	第1回申請と同一					
39	被覆施設は，燃料棒加工工程で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 被覆施設の構成及び設計	○	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設】 被覆施設の構成及び設計	第1回申請と同一					
40	被覆施設は，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋 被覆施設	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 被覆施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設】 被覆施設の構成及び設計	○	被覆施設	被覆施設	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設】 被覆施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	(1)　原料ＭＯＸ粉末缶取出設備 原料ＭＯＸ粉末缶取出設備は，混合酸化物貯蔵容器から原料ＭＯＸ粉末入りの粉末缶を取り出し，粉末調整工程搬送設備を経由して，一次混合設備，貯蔵施設の原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備又は分析試料採取設備へ払い出す設計とする。また，原料ＭＯＸ粉末を取り出した後の粉末缶を混合酸化物貯蔵容器へ収納する設計とする。 原料ＭＯＸ粉末缶取出設備は，原料ＭＯＸ粉末缶取出装置グローブボックス及び原料ＭＯＸ粉末缶取出装置で構成する。	設置要求	○	－	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス 原料MOX粉末缶取出装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
22	(2)　一次混合設備 一次混合設備は，原料ＭＯＸ粉末，原料ウラン粉末又は回収粉末を秤量及び分取した後に，予備混合及び一次混合を行う設計とする。 一次混合設備は，原料ＭＯＸ粉末秤量・分取装置グローブボックス，原料ＭＯＸ粉末秤量・分取装置，ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス，ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置，予備混合装置グローブボックス，予備混合装置及び一次混合装置グローブボックス及び一次混合装置で構成する。 一次混合設備は，容器(J18，J40)を取り扱う設計とする。	設置要求	○	原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス 原料MOX粉末秤量・分取装置 ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置 予備混合装置グローブボックス 予備混合装置 一次混合装置グローブボックス 一次混合装置	容器(J18) 容器(J40)	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
23	(3)　二次混合設備 二次混合設備は，一次混合した粉末又は原料ウラン粉末を各々秤量及び分取し，これらの粉末を均一に混合した後，圧縮成形に適した粉末性状に調整するため，潤滑剤又は添加剤混合を行う設計とする。 二次混合設備は，一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス，一次混合粉末秤量・分取装置，ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス，ウラン粉末秤量・分取装置，均一化混合装置グローブボックス，均一化混合装置，造粒装置グローブボックス，造粒装置，添加剤混合装置グローブボックス及び添加剤混合装置で構成する。	設置要求	○	一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス 一次混合粉末秤量・分取装置 ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス ウラン粉末秤量・分取装置 均一化混合装置グローブボックス 均一化混合装置 造粒装置グローブボックス 造粒装置 添加剤混合装置グローブボックス 添加剤混合装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
24	(4)　分析試料採取設備 分析試料採取設備は，分析試料の採取を行う設計とする。また，各装置のグローブボックスより回収されたＣＳ粉末を容器へ詰め替える設計とする。 分析試料採取設備は，原料ＭＯＸ分析試料採取装置グローブボックス，原料ＭＯＸ分析試料採取装置，分析試料採取・詰替装置グローブボックス及び分析試料採取・詰替装置で構成する。	設置要求	○	原料ＭＯＸ分析試料採取装置グローブボックス 原料ＭＯＸ分析試料採取装置 分析試料採取・詰替装置グローブボックス 分析試料採取・詰替装置	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
25	(5)　スクラップ処理設備 スクラップ処理設備は，スクラップ処理(ＣＳ)又はスクラップ処理(ＲＳ)を行う設計とする。 スクラップ処理設備は，回収粉末処理・詰替装置グローブボックス，回収粉末処理・詰替装置，回収粉末微粉砕装置グローブボックス，回収粉末微粉砕装置，回収粉末処理・混合装置グローブボックス，回収粉末処理・混合装置，再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス，再生スクラップ焙焼処理装置，再生スクラップ受払装置グローブボックス，再生スクラップ受払装置，容器移送装置グローブボックス及び容器移送装置で構成する。	設置要求	○	回収粉末処理・混合装置グローブボックス 回収粉末処理・混合装置 再生スクラップ受払装置グローブボックス 再生スクラップ受払装置 容器移送装置グローブボックス 容器移送装置	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス 回収粉末処理・詰替装置 回収粉末微粉砕装置グローブボックス 回収粉末微粉砕装置 再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス 再生スクラップ焙焼処理装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
26	(6)　粉末調整工程搬送設備 粉末調整工程搬送設備は，貯蔵施設の原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備と原料ＭＯＸ粉末缶取出設備等との間及び粉末一時保管設備と一次混合設備等との間で容器の搬送を行う設計とする。 粉末調整工程搬送設備は，原料粉末搬送装置グローブボックス，原料粉末搬送装置，再生スクラップ搬送装置グローブボックス，再生スクラップ搬送装置，添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス，添加剤混合粉末搬送装置，調整粉末搬送装置グローブボックス及び調整粉末搬送装置で構成する。	設置要求	○	再生スクラップ搬送装置グローブボックス 再生スクラップ搬送装置 添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス 添加剤混合粉末搬送装置 調整粉末搬送装置グローブボックス 調整粉末搬送装置	原料粉末搬送装置グローブボックス 原料粉末搬送装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
27	(7)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 粉末調整工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
28	1.3ペレット加工工程 1.3.1ペレット加工工程の構成 ペレット加工工程では，粉末を圧縮成形し，グリーンペレットに加工する設計とする。 圧縮成型後のグリーンペレットは水素・アルゴン混合ガス中で焼結し，焼結ペレットとし，研削した後，外観，寸法，形状及び密度の検査を行い製品ペレットに加工する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の構成	－	－	－	－	－	－
29	ペレット加工工程は，制御第１室，制御第３室及び現場監視第２室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の構成	－	－	－	－	－	－
30	露出した状態でＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスは，重大事故の発生を想定する地震動に対し，グローブボックスから工程室に多量のＭＯＸ粉末が漏えいすることがないよう，グローブボックスが倒壊しない，パネルの脱落が発生しない，また，グローブボックスに内装する機器が倒壊しない設計とする。	設置要求	○	空焼結ボート取扱装置グローブボックス等	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス等	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の構成	－	－	－	－	－	－
31	1.3.2　主要設備の系統構成 ペレット加工工程は，圧縮成形設備，焼結設備，研削設備，ペレット検査設備及びペレット搬送設備で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
32	(1)　圧縮成形設備 圧縮成形設備は，粉末調整工程で調整した粉末を圧縮成形し，成形したグリーンペレットを焼結ボートまたはスクラップ焼結ボートへ積載する設計とする。 圧縮成形設備は，プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス，プレス装置(粉末取扱部)，プレス装置(プレス部)グローブボックス，プレス装置(プレス部)，空焼結ボート取扱装置グローブボックス，空焼結ボート取扱装置，グリーンペレット積込装置グローブボックス及びグリーンペレット積込装置で構成する。	設置要求	○	空焼結ボート取扱装置グローブボックス 空焼結ボート取扱装置	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス プレス装置(粉末取扱部) プレス装置(プレス部)グローブボックス プレス装置(プレス部) グリーンペレット積込装置グローブボックス グリーンペレット積込装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
33	(2)　焼結設備 焼結設備は，水素・アルゴン混合ガス雰囲気にてグリーンペレット又はペレットを焼結する設計とする。 焼結設備は，焼結ボート供給装置グローブボックス，焼結ボート供給装置，焼結炉，焼結ボート取出装置グローブボックス，焼結ボート取出装置，排ガス処理装置グローブボックス(上部)，排ガス処理装置グローブボックス(下部)及び排ガス処理装置で構成する。 なお，焼結炉には焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を，排ガス処理装置には補助排風機（安全機能の維持に必要な回路を含む。）を含む設計とする。	設置要求	○	－	焼結ボート供給装置グローブボックス 焼結ボート供給装置 焼結炉 焼結ボート取出装置グローブボックス 焼結ボート取出装置 排ガス処理装置グローブボックス(上部) 排ガス処理装置グローブボックス(下部) 排ガス処理装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
34	(3)　研削設備 研削設備は，焼結したペレットを受け入れ，所定の外径に研削する設計とする。また，研削により発生する研削粉を回収する設計とする。 研削設備は，焼結ペレット供給装置グローブボックス，焼結ペレット供給装置，研削装置グローブボックス，研削装置，研削粉回収装置グローブボックス及び研削粉回収装置で構成する。	設置要求	○	焼結ペレット供給装置グローブボックス 焼結ペレット供給装置 研削装置グローブボックス 研削装置 研削粉回収装置グローブボックス 研削粉回収装置	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
35	(4)　ペレット検査設備 ペレット検査設備は，研削したペレットを受け入れ，外観，寸法，形状及び密度の検査を行い，検査したペレットをペレット保管容器又は規格外ペレット保管容器に収納する設計とする。 ペレット検査設備は，ペレット検査設備グローブボックス，外観検査装置，寸法・形状・密度検査装置，仕上がりペレット収容装置，ペレット立会検査装置グローブボックス及びペレット立会検査装置で構成する。	設置要求	○	ペレット検査設備グローブボックス 外観検査装置 寸法・形状・密度検査装置 仕上がりペレット収容装置	ペレット立会検査装置グローブボックス ペレット立会検査装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
36	(5)　ペレット加工工程搬送設備 ペレット加工工程搬送設備は，圧縮成形設備と貯蔵施設のペレット一時保管設備等との間で容器の搬送を行う設計とする。 ペレット加工工程搬送設備は，焼結ボート搬送装置グローブボックス，焼結ボート搬送装置，ペレット保管容器搬送装置グローブボックス，ペレット保管容器搬送装置，回収粉末容器搬送装置グローブボックス及び回収粉末容器搬送装置で構成する。	設置要求	○	焼結ボート搬送装置グローブボックス 焼結ボート搬送装置 回収粉末容器搬送装置グローブボックス 回収粉末容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
37	(6)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.1成型施設】 ペレット加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
38	2.被覆施設 被覆施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						－	－	－	－	－	－
39	被覆施設は，燃料棒加工工程で構成する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						－	－	－	－	－	－
40	被覆施設は，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	第2回申請と同一						－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	被覆施設は，製品ペレットを被覆管に挿入した後，密封溶接及び検査を行い，ＭＯＸ燃料棒に加工することができる設計とする。また，必要に応じ，クラン燃料棒の検査も行うことができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 被覆施設の構成及び設計	○	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 被覆施設の構成及び設計	第1回申請と同一					
42	2.1　燃料棒加工工程 2.1.1　燃料棒加工工程の構成 燃料棒加工工程は，製品ペレットを所定の長さのスタックに編成し，乾燥した後，下部端栓付被覆管に挿入する設計とする。また，上部端栓を溶接して密封し，ＢＷＲ燃料棒で17%以下，ＰＷＲ燃料棒で18%以下のプルトニウム富化度のＭＯＸ燃料に加工する設計とする。 燃料棒加工工程は，ＭＯＸ燃料棒について，ヘリウムリーク検査，Ｘ線検査，ＭＯＸ燃料棒内部の健全性確認及び外観寸法検査を実施する設計とする。 燃料棒加工工程は，規格外のＭＯＸ燃料棒を解体し，取り出したペレットを再使用のためペレット加工工程へ搬送する設計とする，又はスクラップ処理のため粉末調整工程へ搬送する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の構成	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の構成
43	燃料棒加工工程は，制御室３室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の構成	－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の構成
44	2.1.2 主要設備の系統構成 燃料棒加工工程は，スタック編成設備，スタック乾燥設備，挿入溶接設備，燃料棒検査設備，燃料棒収容設備，燃料棒解体設備及び燃料棒加工工程搬送設備で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成
45	(1)　スタック編成設備 スタック編成設備は，ペレットをＭＯＸ燃料棒１本分の長さに編成する設計とする。 スタック編成設備は，スタック編成設備グローブボックス，波板トレイ取出装置，スタック編成装置，スタック収容装置，空乾燥ポート取扱装置グローブボックス及び空乾燥ポート取扱装置で構成する。	設置要求	スタック編成設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	スタック編成設備グローブボックス 波板トレイ取出装置 スタック編成装置 スタック収容装置 空乾燥ポート取扱装置グローブボックス 空乾燥ポート取扱装置	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成
46	(2)　スタック乾燥設備 スタック乾燥設備は，ペレットをアルゴンガス雰囲気にて乾燥する設計とする。 スタック乾燥設備は，乾燥ポート供給装置グローブボックス，乾燥ポート供給装置，スタック乾燥装置，乾燥ポート取出装置グローブボックス及び乾燥ポート取出装置で構成する。	設置要求	スタック乾燥設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	乾燥ポート供給装置グローブボックス 乾燥ポート供給装置 スタック乾燥装置 乾燥ポート取出装置グローブボックス 乾燥ポート取出装置	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成
47	(3)　挿入溶接設備 挿入溶接設備は，被覆管に乾燥したペレット及びプレナムスプリングを挿入し，上部端栓を取り付け，ヘリウムガス雰囲気で溶接を行う設計とする。溶接後のＭＯＸ燃料棒は，除染及び汚染検査を行い，燃料棒検査設備へ払い出す設計とする。 挿入溶接設備は，被覆管乾燥装置，被覆管供給装置オープンボートボックス，被覆管供給装置，スタック供給装置グローブボックス，スタック供給装置，部材供給装置（部材供給部）オープンボートボックス，部材供給装置（部材供給部），部材供給装置（部材搬送部）オープンボートボックス，部材供給装置（部材搬送部），挿入溶接装置（被覆管取扱部）グローブボックス，挿入溶接装置（スタック取扱部）グローブボックス，挿入溶接装置（燃料棒溶接部）グローブボックス，挿入溶接装置，除染装置グローブボックス，除染装置，汚染検査装置オープンボートボックス及び汚染検査装置で構成する。挿入溶接設備のうち，被覆管乾燥装置を2台，被覆管供給装置を2台，部材供給装置（部材供給部）を2台，部材供給装置（部材搬送部）を2台，挿入溶接装置を2台設置する設計とする。	設置要求	挿入溶接設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	被覆管乾燥装置 被覆管供給装置オープンボートボックス 被覆管供給装置　等	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成
48	(4)　燃料棒検査設備 燃料棒検査設備は，ＭＯＸ燃料棒について，ヘリウムリーク検査，Ｘ線検査，ＭＯＸ燃料棒内部の健全性確認及び外観寸法検査を行う設計とする。燃料棒検査設備は，ヘリウムリーク検査装置，Ｘ線検査装置，ロッドスキャニング装置，外観寸法検査装置，燃料棒移載装置及び燃料棒立会検査装置で構成する。	設置要求	燃料棒検査設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	燃料棒移載装置	ヘリウムリーク検査装置 Ｘ線検査装置 ロッドスキャニング装置 外観寸法検査装置 燃料棒立会検査装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成
49	(5)　燃料棒収容設備 燃料棒収容設備は，ＭＯＸ燃料棒を貯蔵マガジンに収納する設計とする。 また，再検査，立会検査又は解体するためのＭＯＸ燃料棒を貯蔵マガジンから取り出し，燃料棒検査設備又は燃料棒解体設備へ払い出す設計とする。再検査又は立会検査後に返送されたＭＯＸ燃料棒を貯蔵マガジンに収納する設計とする。 さらに，部材として使用する被覆管を貯蔵マガジンから取り出し，挿入溶接設備への払出しを行う設計とする。ＭＯＸ燃料棒又は被覆管を収納した貯蔵マガジンを，燃料棒貯蔵設備へ払い出す設計とする。 燃料棒収容設備は，貯蔵マガジン，燃料棒収容装置，燃料棒供給装置及び貯蔵マガジン移載装置で構成する。	設置要求	燃料棒収容設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	貯蔵マガジン 燃料棒収容装置 燃料棒供給装置 貯蔵マガジン移載装置	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成
50	(6)　燃料棒解体設備 燃料棒解体設備は，ＭＯＸ燃料棒を解体する設計とする。燃料棒解体設備は，解体によりＭＯＸ燃料棒から取り出されたペレットを燃料棒加工工程搬送設備に払い出し，ペレット加工工程へ搬送する設計とする。 燃料棒解体設備は，燃料棒搬入オープンボートボックス，燃料棒解体装置グローブボックス，燃料棒解体装置，溶接試料前処理装置オープンボートボックス，溶接試料前処理装置グローブボックス及び溶接試料前処理装置で構成する。燃料棒解体設備のうち，溶接試料前処理装置を1台設置する設計とする。	設置要求	燃料棒解体設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	燃料棒搬入オープンボートボックス 燃料棒解体装置グローブボックス 燃料棒解体装置 溶接試料前処理装置オープンボートボックス 溶接試料前処理装置グローブボックス 溶接試料前処理装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成
51	(7)　燃料棒加工工程搬送設備 燃料棒加工工程搬送設備は，ペレット保管容器，規格外ペレット保管容器，ペレット保存試験管容器，乾燥ポート，ＭＯＸ燃料棒，被覆管又は校正用燃料棒の搬送を行う設計とする。 燃料棒加工工程搬送設備は，ペレット保管容器搬送装置グローブボックス，ペレット保管容器搬送装置，乾燥ポート搬送装置グローブボックス，乾燥ポート搬送装置及び燃料棒搬送装置で構成する。	設置要求	燃料棒加工工程搬送設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス ペレット保管容器搬送装置 乾燥ポート搬送装置グローブボックス 乾燥ポート搬送装置 燃料棒搬送装置	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成
52	(8)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンボートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンボートボックスに設置する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	3.組立施設 組立施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	第1回申請と同一					
54	組立施設は，燃料集合体組立工程及び梱包出荷工程で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 組立施設の構成及び設計	○	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 組立施設の構成及び設計	第1回申請と同一					
55	組立施設は，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋 組立施設	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 組立施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 組立施設の構成及び設計	○	組立施設	組立施設	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 組立施設の構成及び設計
56	組立施設は，ＭＯＸ燃料棒，燃料集合体断材及びクラン燃料棒を組み合わせて，ＢＷＲ型又はＰＷＲ型の燃料集合体とし，さらに燃料集合体を梱包し，出荷することができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 組立施設の構成及び設計	○	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 組立施設の構成及び設計	第1回申請と同一					
57	3.1　燃料集合体組立工程 3.1.1　燃料集合体組立工程の構成 燃料集合体組立工程は，ＭＯＸ燃料棒と支持格子等の部材を組み合わせて，燃料集合体平均のプルトニウム富化度をＢＷＲ燃料集合体では11%以下，ＰＷＲ燃料集合体では14%以下で燃料集合体を組み立てる設計とする。なお，ＢＷＲ燃料集合体については，外部からクラン中のウラン－235 含有率が５%以下のクラン燃料棒を受け入れ，組み合わせる。 燃料集合体組立工程は，組み立てた燃料集合体を洗浄し，寸法検査，外観検査，機能検査及び重量測定を実施する設計とする。 燃料集合体組立工程は，規格外の燃料集合体は解体し，取り出した燃料棒を再使用又は解体のため燃料棒加工工程へ搬送する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の構成	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の構成
58	燃料集合体組立工程は，制御室５室及び制御室６室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の構成	－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の構成
59	3.1.2 主要設備の系統構成 燃料集合体組立工程は，燃料集合体組立設備，燃料集合体洗浄設備，燃料集合体検査設備及び燃料集合体組立工程搬送設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成
60	(1)　燃料集合体組立設備 燃料集合体組立設備は，ＭＯＸ燃料棒及びクラン燃料棒を燃料集合体断材と組み合わせて燃料集合体に組み立てる設計とする。燃料集合体は燃料集合体洗浄設備へ払い出す設計とする。 燃料集合体組立設備は，マガジン編成装置，組立マガジン，スケルトン組立装置及び燃料集合体組立装置で構成する。燃料集合体組立設備のうち，スケルトン組立装置を1台設置する設計とする。	設置要求	燃料集合体組立設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	マガジン編成装置 組立マガジン スケルトン組立装置 燃料集合体組立装置	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	被覆施設は，製品ペレットを被覆管に挿入した後，密封溶接及び検査を行い，ＭＯＸ燃料棒に加工することができる設計とする。また，必要に応じ，クラン燃料棒の検査も行うことができる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						–	–	–	–	–	–
42	2.1　燃料棒加工工程 2.1.1　燃料棒加工工程の構成 燃料棒加工工程は，製品ペレットを所定の長さのスタックに編成し，乾燥した後，下部端栓付被覆管に挿入する設計とする。また，上部端栓を溶接して密封し，ＢＷＲ燃料棒で17%以下，ＰＷＲ燃料棒で18%以下のプルトニウム富化度のＭＯＸ燃料棒に加工する設計とする。 燃料棒加工工程は，ＭＯＸ燃料棒について，ヘリウムリーク検査，Ｘ線検査，ＭＯＸ燃料棒内部の健全性確認及び外観寸法検査を実施する設計とする。 燃料棒加工工程は，規格外のＭＯＸ燃料棒を解体し，取り出したペレットを再使用のためペレット加工工程へ搬送する設計とする，又はスクラップ処理のため粉末調整工程へ搬送する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						–	–	–	–	–	–
43	燃料棒加工工程は，制御第３室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	第2回申請と同一						–	–	–	–	–	–
44	2.1.2 主要設備の系統構成 燃料棒加工工程は，スタック編成設備，スタック乾燥設備，挿入溶接設備，燃料棒検査設備，燃料棒収容設備，燃料棒解体設備及び燃料棒加工工程搬送設備で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						–	–	–	–	–	–
45	(1)　スタック編成設備 スタック編成設備は，ペレットをＭＯＸ燃料棒１本分の長さに編成する設計とする。 スタック編成設備は，スタック編成設備グローブボックス，波板トレイ取出装置，スタック編成装置，スタック収容装置，空乾燥ポート取扱装置グローブボックス及び空乾燥ポート取扱装置で構成する。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
46	(2)　スタック乾燥設備 スタック乾燥設備は，ペレットをアルゴンガス雰囲気にて乾燥する設計とする。 スタック乾燥設備は，乾燥ポート供給装置グローブボックス，乾燥ポート供給装置，スタック乾燥装置，乾燥ポート取出装置グローブボックス及び乾燥ポート取出装置で構成する。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
47	(3)　挿入溶接設備 挿入溶接設備は，被覆管に乾燥したペレット及びプレナムスプリングを挿入し，上部端栓を取り付け，ヘリウムガス雰囲気で溶接を行う設計とする。溶接後のＭＯＸ燃料棒は，除染及び汚染検査を行い，燃料棒検査設備へ払い出す設計とする。 挿入溶接設備は，被覆管乾燥装置，被覆管供給装置オープンボートボックス，被覆管供給装置，スタック供給装置グローブボックス，スタック供給装置，部材供給装置（部材供給部）オープンボートボックス，部材供給装置（部材供給部），部材供給装置（部材搬送部）オープンボートボックス，部材供給装置（部材搬送部），挿入溶接装置（被覆管取扱部）グローブボックス，挿入溶接装置（スタック取扱部）グローブボックス，挿入溶接装置（燃料棒溶接部）グローブボックス，挿入溶接装置，除染装置グローブボックス，除染装置，汚染検査装置オープンボートボックス及び汚染検査装置で構成する。挿入溶接設備のうち，被覆管乾燥装置を2台，被覆管供給装置を2台，部材供給装置（部材供給部）を2台，部材供給装置（部材搬送部）を2台，挿入溶接装置を2台設置する設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
48	(4)　燃料棒検査設備 燃料棒検査設備は，ＭＯＸ燃料棒について，ヘリウムリーク検査，Ｘ線検査，ＭＯＸ燃料棒内部の健全性確認及び外観寸法検査を行う設計とする。 燃料棒検査設備は，ヘリウムリーク検査装置，Ｘ線検査装置，ロッドスキャニング装置，外観寸法検査装置，燃料棒移載装置及び燃料棒立会検査装置で構成する。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
49	(5)　燃料棒収容設備 燃料棒収容設備は，ＭＯＸ燃料棒を貯蔵マガジンに収納する設計とする。 また，再検査，立会検査又は解体するためのＭＯＸ燃料棒を貯蔵マガジンから取り出し，燃料棒検査設備又は燃料棒解体設備へ払い出す設計とする。再検査又は立会検査後に返送されたＭＯＸ燃料棒を貯蔵マガジンに収納する設計とする。 さらに，照射として使用する被覆管を貯蔵マガジンから取り出し，挿入溶接設備への払出しを行う設計とする。ＭＯＸ燃料棒又は被覆管を収納した貯蔵マガジンを，燃料棒貯蔵設備へ払い出す設計とする。 燃料棒収容設備は，貯蔵マガジン，燃料棒収容装置，燃料棒供給装置及び貯蔵マガジン移載装置で構成する。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
50	(6)　燃料棒解体設備 燃料棒解体設備は，ＭＯＸ燃料棒を解体する設計とする。燃料棒解体設備は，解体によりＭＯＸ燃料棒から取り出されたペレットを燃料棒加工工程搬送設備に払い出し，ペレット加工工程へ搬送する設計とする。 燃料棒解体設備は，燃料棒搬入オープンボートボックス，燃料棒解体装置グローブボックス，燃料棒解体装置，溶接試料前処理装置オープンボートボックス，溶接試料前処理装置グローブボックス及び溶接試料前処理装置で構成する。燃料棒解体設備のうち，溶接試料前処理装置を1台設置する設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
51	(7)　燃料棒加工工程搬送設備 燃料棒加工工程搬送設備は，ペレット保管容器，規格外ペレット保管容器，ペレット保存試料保管容器，乾燥ポート，ＭＯＸ燃料棒，被覆管又は校正用燃料棒の搬送を行う設計とする。 燃料棒加工工程搬送設備は，ペレット保管容器搬送装置グローブボックス，ペレット保管容器搬送装置，乾燥ポート搬送装置グローブボックス，乾燥ポート搬送装置及び燃料棒搬送装置で構成する。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
52	(8)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンボートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンボートボックスに設置する設計とする。	設置要求	○	–	グローブボックス負圧・温度監視設備	–	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.2被覆施設】 燃料棒加工工程の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–
53	3.組立施設 組立施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
54	組立施設は，燃料集合体組立工程及び梱包出荷工程で構成する。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
55	組立施設は，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
56	組立施設は，ＭＯＸ燃料棒，燃料集合体部材及びウラン燃料棒を組み合わせて，ＢＷＲ型又はＰＷＲ型の燃料集合体とし，さらに燃料集合体を梱包し，出荷することができる設計とする。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
57	3.1　燃料集合体組立工程 3.1.1　燃料集合体組立工程の構成 燃料集合体組立工程は，ＭＯＸ燃料棒と支持格子等の部材を組み合わせて，燃料集合体平均のプルトニウム富化度をＢＷＲ燃料集合体では11%以下，ＰＷＲ燃料集合体では14%以下で燃料集合体を組み立てる設計とする。なお，ＢＷＲ燃料集合体については，外部からウラン中のウラン－235 含有率0.5％以下のウラン燃料棒を受け入れ，組み合わせる。 燃料集合体組立工程は，組み立てた燃料集合体を洗浄し，寸法検査，外観検査，機能検査及び重量測定を実施する設計とする。 燃料集合体組立工程は，規格外の燃料集合体は解体し，取り出した燃料棒を再使用又は解体のため燃料棒加工工程へ搬送する設計とする。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
58	燃料集合体組立工程は，制御第５室及び制御第６室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
59	3.1.2 主要設備の系統構成 燃料集合体組立工程は，燃料集合体組立設備，燃料集合体洗浄設備，燃料集合体検査設備及び燃料集合体組立工程搬送設備で構成する。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
60	(1)　燃料集合体組立設備 燃料集合体組立設備は，ＭＯＸ燃料棒及びウラン燃料棒を燃料集合体部材と組み合わせて燃料集合体に組み立てる設計とする。燃料集合体は燃料集合体洗浄設備へ払い出す設計とする。 燃料集合体組立設備は，マガジン編成装置，組立マガジン，スケルトン組立装置及び燃料集合体組立装置で構成する。燃料集合体組立設備のうち，スケルトン組立装置を1台設置する設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(2)　燃料集合体洗浄設備 燃料集合体洗浄設備は，燃料集合体組立設備にて組み立てた燃料集合体を洗浄する設計とする。燃料集合体洗浄設備は，洗浄後の燃料集合体を燃料集合体検査設備へ払い出す設計とする。 燃料集合体洗浄設備は，燃料集合体洗浄装置で構成する。	設置要求	燃料集合体洗浄設備	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	燃料集合体洗浄装置	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成
62	(3)　燃料集合体検査設備 燃料集合体検査設備は，燃料集合体洗浄設備にて洗浄した燃料集合体の寸法検査，外観検査，機能検査及び重量測定を行う設計とする。燃料集合体検査設備は，検査後の燃料集合体を貯蔵施設の燃料集合体貯蔵設備へ払い出す設計とする。 燃料集合体検査設備は，燃料集合体第１検査装置，燃料集合体第２検査装置，燃料集合体仮置台及び燃料集合体立会検査装置で構成する。	設置要求	燃料集合体検査設備	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	燃料集合体第１検査装置 燃料集合体第２検査装置 燃料集合体仮置台 燃料集合体立会検査装	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成
63	(4)　燃料集合体組立工程搬送設備 燃料集合体組立工程搬送設備は，燃料集合体組立工程において燃料集合体の搬送を行う設計とする。 燃料集合体組立工程搬送設備は，組立クレーン及びリフタで構成する。	設置要求	燃料集合体組立工程搬送設備	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	組立クレーン	リフタ	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 燃料集合体組立工程の主要設備の系統構成
64	3.2　梱包出荷工程 3.2.1 梱包出荷工程の構成 梱包出荷工程は，燃料集合体を輸送容器へ梱包し，出荷する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 梱包出荷工程の構成	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 梱包出荷工程の構成
65	梱包出荷工程は，制御第６室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 梱包出荷工程の構成	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 梱包出荷工程の構成
66	3.2.2　主要設備の系統構成 梱包出荷工程は，梱包・出荷設備で構成する。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 梱包出荷工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 梱包出荷工程の主要設備の系統構成
67	(1)　梱包・出荷設備 梱包・出荷設備は，燃料集合体の梱包及び出荷を行う設計とする。 梱包・出荷設備は，貯蔵梱包クレーン，燃料ホルダ取付装置，容器蓋取付装置，梱包天井クレーン，容器移載装置及び保管室天井クレーンで構成する。	設置要求	梱包・出荷設備	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 梱包出荷工程の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	貯蔵梱包クレーン 燃料ホルダ取付装置 容器蓋取付装置 梱包天井クレーン 容器移載装置 保管室天井クレーン	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.3組立施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.3組立施設】 梱包出荷工程の主要設備の系統構成
68	4. 核燃料物質の貯蔵施設 核燃料物質の貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	MOX燃料加工施設は，核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵容器一時保管設備，燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を設ける設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7　系統施設毎の設計上の考慮 1.7.4　核燃料物質の貯蔵施設	【1.7.4　核燃料物質の貯蔵施設】 ・MOX燃料加工施設には，核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵設備を設置する。	○	基本方針 （設備の設置に関しては，17条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7　系統施設毎の設計上の考慮 1.7.4　核燃料物質の貯蔵施設	【1.7.4　核燃料物質の貯蔵施設】 ・MOX燃料加工施設には，核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵設備を設置する。	－	－	－	－	－	－	－
70	また，燃料集合体貯蔵設備等は，建屋排気設備又はグローブボックス排気設備で換気することにより崩壊熱を適切に除去する設計とする。 なお，換気設備に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，17条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	貯蔵施設は，原料粉末を受け入れてから成形，被覆，組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，17条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
72	貯蔵施設は，燃料加工建屋に収納する設計とする	設置要求	燃料加工建屋	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.4核燃料物質の貯蔵施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.4核燃料物質の貯蔵施設】 核燃料物質の貯蔵施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋 （設備の設置に関しては，17条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.4核燃料物質の貯蔵施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.4核燃料物質の貯蔵施設】 核燃料物質の貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－
73	貯蔵施設は，各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために，必要な容量を有する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，17条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 気体廃棄物の廃棄設備は，通常時において，周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計とし，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，放出する放射性物質を低減できる設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	気体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，管理区域からの排気は，高性能エアフィルタで放射性物質を除去する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	気体廃棄物の廃棄設備は，建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備，室素循環設備及び排気筒で構成する。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.4核燃料物質の貯蔵施設】 核燃料物質の貯蔵施設の構成及び設計	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－
77	建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備及び室素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.4核燃料物質の貯蔵施設】 核燃料物質の貯蔵施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－
78	気体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置し，液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を取り扱う設備へ逆流することを防止する設計とする。また，気体廃棄物の廃棄設備は，核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	なお，気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に基づくものとする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	気体廃棄物の廃棄設備は，高性能エアフィルタで放射性物質を除去した管理区域からの排気の放射性物質の濃度及び排気風量を監視し，排気筒の排気口から放出する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	放射性気体廃棄物の放出に当たっては，排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより，排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82	建屋排気設備，工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気口には，核燃料物質等を除去するための設備・機器として，高性能エアフィルタを複数設置し，核燃料物質等を除去する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	気体廃棄物の廃棄設備のフィルタは，放射性物質による内染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに，取替が容易な設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備は，通常時において，周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計とし，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，放出する放射性物質を低減できる設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	液体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を，廃液の性状，廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し，排水口から排出する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	液体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し，液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には，液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
87	液体廃棄物の廃棄設備は，低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－
88	低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリアは，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋	基本方針	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	V－1－1－4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－
89	低レベル廃液処理設備は，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ，必要に応じてろ過等の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
90	低レベル廃液処理設備で処理した排水は，海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(2)　燃料集合体洗浄設備 燃料集合体洗浄設備は，燃料集合体組立設備にて組み立てた燃料集合体を洗浄する設計とする。燃料集合体洗浄設備は，洗浄後の燃料集合体を燃料集合体検査設備へ払い出す設計とする。 燃料集合体洗浄設備は，燃料集合体洗浄装置で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	(3)　燃料集合体検査設備 燃料集合体検査設備は，燃料集合体洗浄設備にて洗浄した燃料集合体の寸法検査，外観検査，機能検査及び重量測定を行う設計とする。燃料集合体検査設備は，検査後の燃料集合体を貯蔵施設の燃料集合体貯蔵設備へ払い出す設計とする。 燃料集合体検査設備は，燃料集合体第１検査装置，燃料集合体第２検査装置，燃料集合体仮置台及び燃料集合体立会検査装置で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
63	(4)　燃料集合体組立工程搬送設備 燃料集合体組立工程搬送設備は，燃料集合体組立工程において燃料集合体の搬送を行う設計とする。 燃料集合体組立工程搬送設備は，組立クレーン及びリフタで構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
64	3.2　梱包出荷工程 3.2.1 梱包出荷工程の構成 梱包出荷工程は，燃料集合体を輸送容器へ梱包し，出荷する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	梱包出荷工程は，制御第６室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66	3.2.2　主要設備の系統構成 梱包出荷工程は，梱包・出荷設備で構成する。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	(1)　梱包・出荷設備 梱包・出荷設備は，燃料集合体の梱包及び出荷を行う設計とする。 梱包・出荷設備は，貯蔵梱包クレーン，燃料ホルダ取付装置，容器蓋取付装置，梱包天井クレーン，容器移載装置及び保管笠天井クレーンで構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	4.　核燃料物質の貯蔵施設 核燃料物質の貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	MOX燃料加工施設は，核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵容器一時保管設備，燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を設ける設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	また，燃料集合体貯蔵設備等は，建屋排気設備又はグローブボックス排気設備で換気することにより崩壊熱を適切に除去する設計とする。 なお，換気設備に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に従う。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	貯蔵施設は，原料粉末を受け入れてから成形，被覆，組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
72	貯蔵施設は，燃料加工建屋に収納する設計とする	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	貯蔵施設は，各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために，必要な容量を有する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	5.　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 気体廃棄物の廃棄設備は，通常時において，周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計とし，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，放出する放射性物質を低減できる設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	気体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，管理区域からの排気は，高性能エアフィルタで放射性物質を除去する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	気体廃棄物の廃棄設備は，建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備，室素循環設備及び排気筒で構成する。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77	建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備及び室素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
78	気体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置し，液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を取り扱う設備へ逆流することを防止する設計とする。また，気体廃棄物の廃棄設備は，核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	なお，気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	気体廃棄物の廃棄設備は，高性能エアフィルタで放射性物質を除去した管理区域からの排気の放射性物質の濃度及び排気風量を監視し，排気筒の排気口から放出する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	放射性気体廃棄物の放出に当たっては，排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより，排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82	建屋排気設備，工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気筒には，核燃料物質等を除去するための設備・機器として，高性能エアフィルタを複数設置し，核燃料物質等を除去する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	気体廃棄物の廃棄設備のフィルタは，放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに，取替が容易な設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備は，通常時において，周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計とし，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，放出する放射性物質を低減できる設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	液体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を，廃液の性状，廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し，排水口から排出する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	液体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し，液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には，液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
87	液体廃棄物の廃棄設備は，低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管路系で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
88	低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリアは，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
89	低レベル廃液処理設備は，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ，必要に応じて凝集の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
90	低レベル廃液処理設備で処理した排水は，海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十四条 安全機能を有する施設（第2章　個別項目　成形施設等））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （4項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	5.1.3　固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は，廃棄物保管設備（廃棄物保管第１室及び廃棄物保管第２室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。	管理宜言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7.5放射性廃棄物の設計上の考慮　1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
92	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する。	設置要求	燃料加工建屋	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.5放射性廃棄物の廃棄施設】 放射性廃棄物の廃棄施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
93	固体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
94	MOX燃料加工施設から発生する雑固体（固型化処理した油類を含む。）は，再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （設備の設置に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては，搬量当量率，廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて，管理する。	管理宜言	基本方針	基本方針	－	－	○	基本方針 （運用に関しては，20条にて設備の申請回次を踏まえ整理する。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
96	7.　その他の加工施設 その他の加工施設の火災防護設備の一部，照明設備，所内電源設備の一部，通信連絡設備の一部，核燃料物質の検査設備，核燃料物質の計量設備，実験設備，浸水防護設備，冷却水設備の一部，給排水衛生設備の一部，空調用冷水設備の一部，空調用蒸気設備の一部，燃料油供給設備の一部，室素圧縮用冷却水設備の一部，室素ガス設備の一部，水素・アルゴン混合ガス設備の一部，アルゴンガス設備の一部，水素ガス設備の一部，非常用区域換気空調設備，荷役設備，塗別・保管設備及びその他設備の一部は，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	燃料加工建屋 その他の加工施設	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設】 ・その他の加工施設の構成及び設計	○	燃料加工建屋	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設】 ・その他の加工施設の構成及び設計	○	その他の加工施設	その他の加工施設	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設】 ・その他の加工施設の構成及び設計
97	7.3　所内電源設備(電気設備) 7.3.1　設計基準対象の施設 (2) 外部からMOX燃料加工施設までの電源供給に係る設備 外部からMOX燃料加工施設までの電源供給に係る設備は，受電開閉設備（再処理施設と共用（以下同じ。））、受電変圧器（再処理施設と共用（以下同じ。））、高圧母線（再処理施設と共用（以下同じ。））及び低圧母線（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成し，外部からの電源である東北ネットワーク株式会社電力系統の154kV送電線から、MOX燃料加工施設まで電源を供給できる設計とする。また，外部電源喪失時の運転予備として，第2運転予備ディーゼル発電機（再処理施設と共用（以下同じ。））及び第2運転予備ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置し，MOX燃料加工施設へ電源を供給できる設計とする。	設置要求	受電開閉設備 受電変圧器 高圧母線 低圧母線 第２運転予備用ディーゼル発電機 第２運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.3所内電源設備(電気設備)	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.3所内電源設備所内電源設備(電気設備)】 外部からMOX燃料加工施設までの電源供給に係る設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
98	東北電力ネットワーク株式会社電力系統の154kV送電線2回線から再処理施設の受電開閉設備で受電し，再処理施設の受電変圧器を通して再処理施設に給電を行っているが，当該設備のうち，受電開閉設備から高圧母線を介してMOX燃料加工施設，受電開閉設備から高圧母線及び低圧母線を介してモニタリングポスト及びダストモニタまでの給電範囲を再処理施設と共用する。 また，受電開閉設備，第2ユーティリティ建屋の受電変圧器①号受電変圧器及び4号受電変圧器），高圧母線並びに第2運転予備用ディーゼル発電機を再処理施設と共用し，MOX燃料加工施設への給電を行う設計とする。 MOX燃料加工施設は再処理施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，再処理施設への給電を考慮しても十分な容量を確保することにより，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 なお，第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	受電開閉設備 受電変圧器 高圧母線 低圧母線 第２運転予備用ディーゼル発電機 第２運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.3所内電源設備(電気設備)	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.3所内電源設備】 ○共用 ・受電開閉設備からMOX燃料加工施設，受電開閉設備からモニタリングポスト及びダストモニタまでの給電範囲の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。 ・受電開閉設備，第2ユーティリティ建屋の3号受電変圧器及び4号受電変圧器，高圧母線並びに第2運転予備用ディーゼル発電機の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。 ・第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
99	7.9 核燃料物質の検査設備 検査設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
100	検査設備は，各工程で取り扱う核燃料物質を検査する分析設備で構成する。また，グローブボックス及びオープンポートボックスを設置する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 検査設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 検査設備の構成及び設計
101	分析装置グローブボックスは，標準試料（核分裂性Ｐｕ割合が83%を超えるプルトニウム，ウラン中のウラン235含有率が1.6%を超えるウラン，ウラン233を含むウランなど）として，少量の金属プルトニウム，金属ウラン等を保管することができる設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 検査設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 検査設備の構成及び設計
102	7.9.1　核燃料物質の検査設備の構成 分析設備は，ＭＯＸ燃料加工施設内の各工程から少量の核燃料物質である分析試料の移送及び分析する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の構成	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の構成
103	核燃料物質の検査設備は，制御第２室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の構成	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の構成
104	7.9.2　主要設備の系統構成 分析設備は，気送装置，受払装置，受払装置グローブボックス，受払装置，分析装置オープンポートボックス，分析装置フード，分析装置グローブボックス，分析装置，分析済液処理装置グローブボックス，分析済液処理装置及び遮蔽台車で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	管理宜言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
105	(1)　気送装置 気送装置は，分析設備と成形施設のペレット加工工程のペレット検査設備等との間で，核燃料物質を搬送する設計とする。	設置要求	気送装置	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	気送装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
106	(2)　受払装置グローブボックス 受払装置グローブボックスは，その内部に受払装置を設置する設計とする。 また，工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	受払装置グローブボックス	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	受払装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
107	(3)　受払装置 受払装置は，本装置と分析装置との間で核燃料物質の搬送を行う設計とし，1台設置する設計とする。	設置要求	受払装置	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	受払装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
108	(4)　分析装置オープンポートボックス 分析装置オープンポートボックスは，室内の空気を開口部から吸引し，排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することで，開口部の空気流入風速を設定値以上に維持できる設計とし，汚染のおそれのある物品の汚染検査を行う際に，オープンポートボックス外への汚染の拡大を防ぐ設計とする。 また，オープンポートボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	分析装置オープンポートボックス	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	分析装置オープンポートボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
109	(5)　分析装置フード 分析装置フードは，室内の空気を開口部から吸引し，排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することで，開口部の空気流入風速を設定値以上に維持する設計とし，汚染のおそれのある物品の汚染検査を行う際に，フード外への汚染の拡大を防ぐ設計とする。	設置要求	分析装置フード	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	分析装置フード	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
110	(6)　分析装置グローブボックス 分析装置グローブボックスは，その内部に分析装置を設置する設計とする。 また，分析装置グローブボックスは，標準試料として，少量の金属プルトニウム，金属ウラン等を保管する設計とする。工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	分析装置グローブボックス	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	分析装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	5.1.3　固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は，廃棄物保管設備（廃棄物保管第１室及び廃棄物保管第２室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
92	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
93	固体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
94	MOX燃料加工施設から発生する雑固体（固型化処理した油類を含む。）は，再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては，搬量当量率，廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて，管理する。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
96	7.　その他の加工施設 その他の加工施設の火災防護設備の一部，照明設備，所内電源設備の一部，通信連絡設備の一部，核燃料物質の検査設備，核燃料物質の計量設備，実験設備，浸水防護設備，冷却水設備の一部，給排水衛生設備の一部，空調用冷水設備の一部，空調用蒸気設備の一部，燃料油供給設備の一部，窒素換関用冷却水設備の一部，窒素ガス設備の一部，水素・アルゴン混合ガス設備の一部，アルゴンガス設備の一部，水素ガス設備の一部，非管理区域換気空調設備，排気設備，塗別・保管設備及びその他設備の一部は，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
97	7.3　所内電源設備(電気設備) 7.3.1　設計基準対象の施設 (2)　外部からMOX燃料加工施設までの電源供給に係る設備 外部からMOX燃料加工施設までの電源供給に係る設備は，受電開閉設備（再処理施設と共用（以下同じ。）），受電変圧器（再処理施設と共用（以下同じ。）），高圧母線（再処理施設と共用（以下同じ。））及び低圧母線（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成し，外部からの電源である東北ネットワーク株式会社電力系統の154kV送電線からMOX燃料加工施設まで電源を供給できる設計とする。また，外部電源喪失時の運転予備として，第2運転予備ディーゼル発電機（再処理施設と共用（以下同じ。））及び第2運転予備ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置し，MOX燃料加工施設へ電源を供給できる設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	－	－	○	－	受電開閉設備 受電変圧器 高圧母線 低圧母線 第２運転予備用ディーゼル発電機 第２運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統設備の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.3所内電源設備(電気設備)	【1.7系統設備の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.3所内電源設備所内電源設備(電気設備)】 外部からMOX燃料加工施設までの電源供給に係る設備の構成及び設計
98	東北電力ネットワーク株式会社電力系統の154kV送電線2回線から再処理施設の受電開閉設備で受電し，再処理施設の受電変圧器を通して再処理施設に給電を行っているが，当該設備のうち，受電開閉設備から高圧母線を介してMOX燃料加工施設，受電開閉設備から高圧母線及び低圧母線を介してモニタリングポスト及びダストモニタまでの給電範囲を再処理施設と共用する。 また，受電開閉設備，第2ユーティリティ建屋の受電変圧器(3号受電変圧器及び4号受電変圧器)，高圧母線並びに第2運転予備用ディーゼル発電機を再処理施設と共用し，MOX燃料加工施設への給電を行う設計とする。 MOX燃料加工施設は再処理施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，再処理施設への給電を考慮しても十分な容量を確保することにより，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 なお，第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	○	－	基本方針	－	－	－	○	－	受電開閉設備 受電変圧器 高圧母線 低圧母線 第２運転予備用ディーゼル発電機 第２運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統設備の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.3所内電源設備(電気設備)	【1.7系統設備の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.3所内電源設備】 ○ 共用 ・受電開閉設備からMOX燃料加工施設，受電開閉設備からモニタリングポスト及びダストモニタまでの給電範囲の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。 ・受電開閉設備，第２ユーティリティ建屋の３号受電変圧器及び４号受電変圧器，高圧母線並びに第２運転予備用ディーゼル発電機の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。 ・第２運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。
99	7.9　核燃料物質の検査設備 検査設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
100	検査設備は，各工程で取り扱う核燃料物質を検査する分析設備で構成する。また，グローブボックス及びオープンポートボックスを設置する設計とする。	管理宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
101	分析装置グローブボックスは，標準試料（核分裂性Ｐｕ割合が83%を超えるプルトニウム，ウラン中のウラン－235含有率が1.6%を超えるウラン，ウラン－233を含むウランなど）として，少量の金属プルトニウム，金属ウラン等を保管することができる設計とする。	管理宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
102	7.9.1　核燃料物質の検査設備の構成 分析設備は，ＭＯＸ燃料加工施設内の各工程から少量の核燃料物質である分析試料の移送及び分析する設計とする。	管理宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
103	核燃料物質の検査設備は，制御第２室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
104	7.9.2　主要設備の系統構成 分析設備は，気送装置，受払装置グローブボックス，受払装置，分析装置オープンポートボックス，分析装置フード，分析装置グローブボックス，分析装置，分析済液処理装置グローブボックス，分析済液処理装置及び運搬台車で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	管理宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
105	(1)　気送装置 気送装置は，分析設備と成形施設のペレット加工工程のペレット検査設備等との間で，核燃料物質を搬送する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
106	(2)　受払装置グローブボックス 受払装置グローブボックスは，その内部に受払装置を設置する設計とする。 また，工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
107	(3)　受払装置 受払装置は，本装置と分析装置との間で核燃料物質の搬送を行う設計とし，1台設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
108	(4)　分析装置オープンポートボックス 分析装置オープンポートボックスは，室内の空気を開口部から吸引し，排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することで，開口部の空気流入風速を設定値以上に維持できる設計とし，汚染のおそれのある物品の汚染検査を行う際に，オープンポートボックス外への汚染の拡大を防ぐ設計とする。 また，オープンポートボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
109	(5)　分析装置フード 分析装置フードは，室内の空気を開口部から吸引し，排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することで，開口部の空気流入風速を設定値以上に維持する設計とし，汚染のおそれのある物品の汚染検査を行う際に，フード外への汚染の拡大を防ぐ設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
110	(6)　分析装置グローブボックス 分析装置グローブボックスは，その内部に分析装置を設置する設計とする。 また，分析装置グローブボックスは，標準試料として，少量の金属プルトニウム，金属ウラン等を保管する設計とする。工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
111	(2)　分析装置 分析装置は，プルトニウム・ウラン分析，不純物分析及び物性測定を行う設計とする。また，保障措置検査用の核燃料物質の処理を行う設計とする。 分析装置は，標準試料として，少量の金属プルトニウム，金属ウラン等を使用又は保管する設計とする。また，スクラップの容器待機を実施する設計とする。 分析装置は，分析装置間で核燃料物質の搬送を行う設計とする。	設置要求	分析装置	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	分析装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
112	(8)　分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置グローブボックスは，その内部に分析済液処理装置を設置する設計とする。 また，工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	分析済液処理装置グローブボックス	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	分析済液処理装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
113	(9)　分析済液処理装置 分析済液処理装置は，分析済液からウラン及びプルトニウムをＲＳ粉末として回収し，成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ払い出し装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また，スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は，溶接，フランジ又は継手で接続する構造とし，放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	設置要求 機能要求②	分析済液処理装置	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	○	－	分析済液処理装置	（容器） ・容量 （ろ過装置） ・容量 （ポンプ） ・容量 ・吐出圧力 ・原動機 （主配管） ・外径・厚さ	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
114	(10)　運搬台車 運搬台車は，分析設備と実験設備の小規模試験設備等との間で，バッグアウトしたＭＯＸを搬送する設計とする。また，分析装置と分析済液処理装置との間で，バッグアウトした分析済液を搬送する設計とする。	設置要求	運搬台車	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
115	(11)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.5核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.5核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
116	7.10核燃料物質の計量設備 核燃料物質の計量設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.1核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
117	核燃料物質の計量設備は，核燃料物質を計量するため，加工施設内の各施設において核燃料物質の所在，形態及び量を管理できる機能を有する計量設備で構成する。	管理宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.6核燃料物質の計量設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.6核燃料物質の計量設備】 核燃料物質の計量設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
118	7.10.1　核燃料物質の計量設備の構成 核燃料物質の計量設備は，核燃料物質の所在，形態及び量を管理できる機能を有する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.6核燃料物質の計量設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.6核燃料物質の計量設備】 核燃料物質の計量設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
119	7.10.2　主要設備の系統構成 核燃料物質の計量設備は，ID番号読取機，秤量器，運転管理用計算機及び臨界管理用計算機で構成する。	設置要求	ID番号読取機 秤量器 運転管理用計算機 臨界管理用計算機	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.6核燃料物質の計量設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.6核燃料物質の計量設備】 核燃料物質の計量設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
120	7.11 実験設備 実験設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.1核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	実験設備は，粉末混合条件等の調査・評価等を行う小規模試験設備で構成する。	管理宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 実験設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
122	7.11.1　実験設備の構成 実験設備の小規模試験設備は，小規模試験，再焼結試験，先行試験，各装置より回収された回収粉末の希釈混合等を行う設計とする。	管理宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
123	小規模試験設備は，制御室１室及び制御室４室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
124	7.11.2　主要設備の系統構成 小規模試験設備は，小規模粉末混合装置グローブボックス，小規模粉末混合装置，小規模プレス装置グローブボックス，小規模プレス装置，小規模焼結処理装置グローブボックス，小規模焼結処理装置，小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス，小規模焼結炉排ガス処理装置，小規模研削検査装置グローブボックス，小規模研削検査装置，貯材保管装置グローブボックス，容器（廃材ＭＯＸポット，ウランポット，試験ペレット焼結トレイ及び試験用皮板トレイ）及び貯材保管装置で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。 なお，小規模試験設備には小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を，小規模焼結炉排ガス処理装置には補助排風機（安全機能の維持に必要な回路を含む。）を含む設計とする。	管理宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
125	(1)　小規模粉末混合装置グローブボックス 小規模粉末混合装置グローブボックスは，その内部に小規模粉末混合装置を設置する設計とする。	設置要求	小規模粉末混合装置グローブボックス	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
126	(2)　小規模粉末混合装置 小規模粉末混合装置は，スクラップ処理（ＣＳ）及び小規模試験として粉末混合，微粉砕混合，強制篩分及び物性測定を行う設計とする。 小規模粉末混合装置では，クラン合金ボールを用いる設計とする。	設置要求	小規模粉末混合装置	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
127	(3)　小規模プレス装置グローブボックス 小規模プレス装置グローブボックスは，その内部に小規模プレス装置を設置する設計とする。	設置要求	小規模プレス装置グローブボックス	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128	(4)　小規模プレス装置 小規模プレス装置は，スクラップ処理（ＣＳ），小規模試験，試験及び再焼結試験として粉末混合，圧縮成形及びペレット検査を行う設計とする。	設置要求	小規模プレス装置	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
129	(5)　小規模焼結処理装置グローブボックス 小規模焼結処理装置グローブボックスは，その内部に小規模焼結処理装置を設置する設計とする。	設置要求	小規模焼結処理装置グローブボックス	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
130	(6)　小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は，水素・アルゴン混合ガス雰囲気又はアルゴンガス雰囲気で小規模試験におけるグリーンペレットの焼結及び再焼結試験ペレットの再焼結を行う設計とする。	設置要求	小規模焼結処理装置	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
131	(7)　小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス 小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックスは，その内部に小規模焼結炉排ガス処理装置を設置する設計とする。	設置要求	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	基本方針	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
111	(7)　分析装置 分析装置は，プルトニウム・ウラン分析，不純物分析及び物性測定を行う設計とする。また，保障措置検査用の核燃料物質の処理を行う設計とする。 分析装置は，標準試料として，少量の金属プルトニウム，金属ウラン等を使用又は保管する設計とする。また，スクラップの容器待機を実施する設計とする。 分析装置は，分析装置間で核燃料物質の搬送を行う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
112	(8)　分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置グローブボックスは，その内部に分析済液処理装置を設置する設計とする。 また，工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
113	(9)　分析済液処理装置 分析済液処理装置は，分析済液からウラン及びプルトニウムをＭＯＸ粉末として回収し，成形施設の粉末調整工程のスクラップ処理設備の再生スクラップ受払装置又は低レベル廃液処理設備へ払い出す設計とする。また，スクラップの容器の払い出しまでの一時的な保管を行う設計とする。 分析済液を内包する系統及び機器は，溶接，フランジ又は継手で接続する構造とし，放射性物質が漏えいしにくい設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
114	(10)　運搬台車 運搬台車は，分析設備と実験設備の小規模試験設備等との間で，バッグアウトしたＭＯＸを搬送する設計とする。また，分析装置と分析済液処理装置との間で，バッグアウトした分析済液を搬送する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	運搬台車	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.8核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.8 核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成
115	(11)　グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.8核燃料物質の検査設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.8 核燃料物質の検査設備】 分析設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
116	7.10核燃料物質の計量設備 核燃料物質の計量設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
117	核燃料物質の計量設備は，核燃料物質を計量するため，加工施設内の各施設において核燃料物質の所在，形態及び量を管理できる機能を有する計量設備で構成する。	管理宣言	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.6核燃料物質の計量設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.6 核燃料物質の計量設備 核燃料物質の計量設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
118	7.10.1　核燃料物質の計量設備の構成 核燃料物質の計量設備は，核燃料物質の所在，形態及び量を管理できる機能を有する設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.6核燃料物質の計量設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.6 核燃料物質の計量設備 核燃料物質の計量設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
119	7.10.2　主要設備の系統構成 核燃料物質の計量設備は，ID番号読取機，秤量器，運転管理用計算機及び臨界管理用計算機で構成する。	設置要求	○	ID番号読取機 秤量器	運転管理用計算機 臨界管理用計算機	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.6核燃料物質の計量設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.6 核燃料物質の計量設備 核燃料物質の計量設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
120	7.11　実験設備 実験設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	実験設備は，粉末混合条件等の調査・評価等を行う小規模試験設備で構成する。	管理宣言	○	－	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 実験設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
122	7.11.1　実験設備の構成 実験設備は小規模試験機能は，小規模試験，再焼結試験，先行試験，各装置より回収された回収粉末の希釈混合等を行う設計とする。	管理宣言	○	－	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の構成	－	－	－	－	－	－
123	小規模試験設備は，制御第１室及び制御第４室にて施設の状態監視，運転操作及び工程停止操作を行うことができる設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の構成	－	－	－	－	－	－
124	7.11.2　主要設備の系統構成 小規模試験設備は，小規模粉末混合装置グローブボックス，小規模粉末混合装置，小規模プレス装置グローブボックス，小規模プレス装置，小規模焼結処理装置グローブボックス，小規模焼結処理装置，小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス，小規模焼結炉排ガス処理装置，小規模研削検査装置グローブボックス，小規模研削検査装置，容材保管装置グローブボックス，容器（原料ＭＯＸポット，ウランポット，試験ペレット焼結トレイ及び試験用皮板トレイ）及び容材保管装置で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。 なお，小規模試験設備には小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を，小規模焼結炉排ガス処理装置には補助排風機（安全機能の維持に必要な回路を含む。）を含む設計とする。	管理宣言	○	－	基本方針	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
125	(1)　小規模粉末混合装置グローブボックス 小規模粉末混合装置グローブボックスは，その内部に小規模粉末混合装置を設置する設計とする。	設置要求	○	－	小規模粉末混合装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
126	(2)　小規模粉末混合装置 小規模粉末混合装置は，スクラップ処理（ＣＳ）及び小規模試験として粉末混合，熱粉砕混合，強制篩分及び物性測定を行う設計とする。 小規模粉末混合装置では，クラン合金ボールを用いる設計とする。	設置要求	○	－	小規模粉末混合装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
127	(3)　小規模プレス装置グローブボックス 小規模プレス装置グローブボックスは，その内部に小規模プレス装置を設置する設計とする。	設置要求	○	－	小規模プレス装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
128	(4)　小規模プレス装置 小規模プレス装置は，スクラップ処理（ＣＳ），小規模試験，試験及び再焼結試験として粉末混合，圧縮成形及びペレット検査を行う設計とする。	設置要求	○	－	小規模プレス装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
129	(5)　小規模焼結処理装置グローブボックス 小規模焼結処理装置グローブボックスは，その内部に小規模焼結処理装置を設置する設計とする。	設置要求	○	－	小規模焼結処理装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
130	(6)　小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は，水素・アルゴン混合ガス雰囲気又はアルゴンガス雰囲気で小規模試験におけるグリーンペレットの焼結及び再焼結試験ペレットの再焼結を行う設計とする。	設置要求	○	－	小規模焼結処理装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
131	(7)小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス 小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックスは，その内部に小規模焼結炉排ガス処理装置を設置する設計とする。	設置要求	○	－	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7 実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
132	(8) 小規模焼結炉排ガス処理装置 小規模焼結炉排ガス処理装置は，小規模焼結処理装置の小規模焼結炉から排出されるガスの冷却及び有機物の除去を行い，小規模焼結炉の負圧を維持する設計とする。	設置要求	小規模焼結炉排ガス処理装置	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
133	(9) 小規模研削検査装置グローブボックス 小規模研削検査装置グローブボックスは，その内部に小規模研削検査装置を設置する設計とする。また，小規模研削検査装置グローブボックスは，グローブボックス排気設備により，保守管理に必要な場合及び火災時における消火ガス放出時を除き，常時負圧に保つ設計とし，グローブボックス外への放射性物質の飛散又は漏えいを防ぐ設計とする。	設置要求	小規模研削検査装置グローブボックス	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
134	(10) 小規模研削検査装置 小規模研削検査装置は，先行試験，再焼結試験又は小規模試験として研削，ペレット検査及び粗粉砕を行う設計とする。	設置要求	小規模研削検査装置	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
135	(11) 資材保管装置グローブボックス 資材保管装置グローブボックスは，その内部に資材保管装置を設置する設計とする。	設置要求	資材保管装置グローブボックス	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
136	(12) 資材保管装置 資材保管装置は，ＣＳ・ＲＳ回収ポット，原料ＭＯＸポット，先行試験ポット又は試験パレット焼結トレイを一時的に保管する設計とする。また，分析試料を秤然料物質の検査設備の分析設備の気送装置で分析設備の受信装置又は分析装置へ払い出し，分析設備から気送装置により返却されたＣＳ粉末，ＣＳペレット，ＲＳ粉末又はＲＳペレットを受け入れる設計とする。	設置要求	資材保管装置	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
137	(13) 容器（原料ＭＯＸポット，ウランポット，試験ペレット焼結トレイ及び試験用皮板トレイ） 容器（原料ＭＯＸポット，ウランポット，試験ペレット焼結トレイ及び試験用皮板トレイ）は，小規模試験設備で取り扱う秤然料物質を収納する設計とする。	設置要求	容器（原料ＭＯＸポット，ウランポット，試験ペレット焼結トレイ及び試験用皮板トレイ）	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
138	(14) グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
139	7.13 冷却水設備 冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	–	–	–	–	–
140	冷却水設備は，成形施設のペレット加工工程の焼結設備の焼結炉及び排ガス処理装置並びに実験設備の小規模試験設備の小規模焼結処理装置及び小規模焼結炉排ガス処理装置の冷却を行う設計とする。	設置要求	冷却水設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.9冷却水設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.9冷却水設備】 冷却水設備の設計	–	–	–	–	–	○	–	冷却水設備	–	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.9冷却水設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7.9冷却水設備】 冷却水設備の設計
141	7.14 給排水衛生設備 給排水衛生設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	○	–	–	–	–	14条にて整理する。
142	給排水衛生設備は，工業用水設備，飲料水設備及び再処理施設の給水処理設備（再処理施設及び廃棄物管理施設と共用（以下同じ。））で構成し，ＭＯＸ燃料加工施設の運転に必要な工業用水及び飲料水を確保及び供給する設計とする。	設置要求	工業用水設備 飲料水設備 給水処理設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.10給排水衛生設備】 給排水衛生設備の構成及び設計	–	–	–	–	–	○	–	工業用水設備 給水処理設備	–	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.10給排水衛生設備】 給排水衛生設備の構成及び設計
143	7.14.1　工業用水設備 工業用水設備は，成形施設のペレット加工工程の焼結設備の焼結炉等の蒸分添加水，燃料物質の検査設備の分析設備の分析済成形処理装置及び低レベル廃液処理設備の機器洗浄用水，廃液希釈用水等として工業用水を供給する設計とする。	設置要求	工業用水設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.10給排水衛生設備】 工業用水設備の設計	–	–	–	–	–	○	–	工業用水設備	–	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.10給排水衛生設備】 工業用水設備の設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
132	(8) 小規模焼結炉排ガス処理装置 小規模焼結炉排ガス処理装置は，小規模焼結処理装置の小規模焼結炉から排出されるガスの冷却及び有機物の除去を行い，小規模焼結炉の負圧を維持する設計とする。	設置要求	○	－	小規模焼結炉排ガス処理装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
133	(9) 小規模研削検査装置グローブボックス 小規模研削検査装置グローブボックスは，その内部に小規模研削検査装置を設置する設計とする。また，小規模研削検査装置グローブボックスは，グローブボックス排気設備により，保守管理に必要な場合及び火災時における消火ガス放出時を除き，常時負圧に保つ設計とし，グローブボックス外への放射性物質の飛散又は漏えいを防ぐ設計とする。	設置要求	○	－	小規模研削検査装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
134	(10) 小規模研削検査装置 小規模研削検査装置は，先行試験，再焼結試験又は小規模試験として研削，ペレット検査及び粗粉砕を行う設計とする。	設置要求	○	－	小規模研削検査装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
135	(11) 資材保管装置グローブボックス 資材保管装置グローブボックスは，その内部に資材保管装置を設置する設計とする。	設置要求	○	－	資材保管装置グローブボックス	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
136	(12) 資材保管装置 資材保管装置は，ＣＳ・ＲＳ回収ポット，原料ＭＯＸポット，先行試験ポット又は試験ペレット焼結トレイを一時的に保管する設計とする。また，分析試料を核燃料物質の検査設備の分析設備へ気送装置で分析設備の受信装置又は分析装置へ払い出し，分析設備から気送装置により返却されたＣＳ粉末，ＣＳペレット，ＲＳ粉末又はＲＳペレットを受け入れる設計とする。	設置要求	○	－	資材保管装置	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
137	(13) 容器（原料ＭＯＸポット，ウランポット，試験ペレット焼結トレイ及び試験用披板トレイ） 容器（原料ＭＯＸポット，ウランポット，試験ペレット焼結トレイ及び試験用披板トレイ）は，小規模試験設備で取り扱う核燃料物質を収納する設計とする。	設置要求	○	－	容器（原料ＭＯＸポット） 容器（ウランポット） 容器（試験ペレット焼結トレイ） 容器（試験用披板トレイ）	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
138	(14) グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。 グローブボックス負圧・温度監視設備は，各グローブボックス又はオープンポートボックスに設置する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.7小規模試験設備	【1.7系統施設の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.7実験設備】 小規模試験設備の主要設備の系統構成	－	－	－	－	－	－
139	7.13 冷却水設備 冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
140	冷却水設備は，成形施設のペレット加工工程の焼結設備の焼結炉及び排ガス処理装置並びに実験設備の小規模試験設備の小規模焼結処理装置及び小規模焼結炉排ガス処理装置の冷却を行う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
141	7.14 給排水衛生設備 給排水衛生設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	第2回申請と同一						－	－	－	－	－	－
142	給排水衛生設備は，工業用水設備，飲料水設備及び再処理施設の給水処理設備（再処理施設及び廃棄物管理施設と共用（以下同じ。））で構成し，ＭＯＸ燃料加工施設の運転に必要な工業用水及び飲料水を確保及び供給する設計とする。	設置要求	○	－	飲料水設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設の設計上の考慮 1.7.7.10給排水衛生設備】 給排水衛生設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
143	7.14.1　工業用水設備 工業用水設備は，成形施設のペレット加工工程の焼結設備の焼結炉等の強分岐加水，核燃料物質の検査設備の分析設備の分析済液処理装置及び低レベル廃液処理設備の機器洗浄用水，廃液希釈用水等として工業用水を供給する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	7.14.2　飲料水設備 飲料水設備は，管理区域外の便所，手洗い，管理区域内の機器洗浄等の用水を供給する設計とする。	設置要求	飲料水設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.10給排水衛生設備】 飲料水設備の設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
145	7.14.3　給水処理設備 再処理施設の給水処理設備は，飲料水設備に飲料水及び工業用水設備に工業用水を供給できる設計とする。 再処理施設の給水処理設備のうち，飲料水設備に飲料水及び工業用水設備に工業用水を供給する系統は，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。再処理施設の給水処理設備は，再処理施設及び廃棄物管理施設における使用を想定しても，MOX燃料加工施設に十分な容量を供給できる容量を確保できる。また，故障その他異常が発生し，再処理施設から過水の供給が停止したとしても，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	給水処理設備	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設の附属施設　1.7.7.10給排水衛生設備】 ○共用 再処理施設の給水処理設備の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。	－	－	－	－	○	－	給水処理設備	－	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設の附属施設　1.7.7.10給排水衛生設備】 ○共用 再処理施設の給水処理設備の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。
146	7.15　空調用冷水設備 空調用冷水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
147	空調用冷水設備は，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備によって燃料加工建屋内に取り込んだ外気を給気系の冷却コイルで冷却する設計とする。また，空調用冷水は，空調用冷凍機と給気系の冷却コイルとの間で循環及び冷却する設計とする。	設置要求	空調用冷水設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.11空調用冷水設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.11空調用冷水設備】 空調用冷水設備の設計	－	－	－	－	○	－	空調用冷水設備	－	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.11空調用冷水設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.11空調用冷水設備】 空調用冷水設備の設計
148	7.16 空調用蒸気設備 空調用蒸気設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
149	空調用蒸気設備は，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備によって燃料加工建屋内に取り込んだ外気を給気系の加熱コイルで加熱する設計とする。	設置要求	空調用蒸気設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.12空調用蒸気設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.12空調用蒸気設備】 空調用蒸気設備の設計	－	－	－	－	－	○	－	空調用蒸気設備	－	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.12空調用蒸気設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.12空調用蒸気設備】 空調用蒸気設備の設計
150	7.17 燃料油供給設備（蒸気供給設備）（再処理施設と共用(以下同じ。)） 燃料油供給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
151	燃料油供給設備は，空調用蒸気設備で用いる燃料油を貯蔵するために地下ピット内にボイラ用燃料受槽を設置する設計とする。	設置要求	燃料油供給設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.13燃料油供給設備】 燃料油供給設備の設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
152	再処理施設の一般蒸気系の燃料貯蔵設備は，MOX燃料加工施設の燃料油供給設備へ燃料油を供給する設計とする。	設置要求	燃料油供給設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.13燃料油供給設備】 燃料油供給設備の設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
153	再処理施設の一般蒸気系の燃料貯蔵設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設の一般蒸気系の燃料貯蔵設備は，再処理施設における使用を想定しても，MOX燃料加工施設に十分な燃料を供給できる容量を確保し，故障その他の異常が発生し，再処理施設から燃料油の供給が停止したとしても，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.13燃料油供給設備】 ○共用 ・再処理施設の一般蒸気系の燃料貯蔵設備の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
154	7.18 窒素循環用冷却水設備 窒素循環用冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
155	窒素循環用冷却水設備は，燃料加工建屋内に設置するローカルクーラ及び循環窒素冷却用冷凍機の空調用機械に冷却水を供給し，循環及び冷却する設計とする。	設置要求	窒素循環用冷却水設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.14窒素循環用冷却水設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.14窒素循環用冷却水設備】 窒素循環用冷却水設備の設計	－	－	－	－	－	○	－	窒素循環用冷却水設備	－	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.14窒素循環用冷却水設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.14窒素循環用冷却水設備】 窒素循環用冷却水設備の設計
156	7.19 窒素ガス設備 窒素ガス設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
157	窒素ガス設備は，空気から窒素を抽出する窒素ガス発生装置により，窒素雰囲気型グローブボックス並びに粉末調整工程，ペレット加工工程，燃料棒加工工程，燃料集合体組立工程，棚引出荷工程及び核燃料物質の検査設備の分析設備の窒素ガスを用いる各装置に，窒素ガスを供給する設計とする。	設置要求	窒素ガス設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.15窒素ガス設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.15窒素ガス設備】 窒素ガス設備の設計	－	－	－	－	－	○	－	窒素ガス設備	－	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.15窒素ガス設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.15窒素ガス設備】 窒素ガス設備の設計
158	7.20　水素・アルゴン混合ガス設備 水素・アルゴン混合ガス設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
159	水素・アルゴン混合ガス設備は，燃料加工建屋及びエネルギー管理建屋に設置する設計とする。水素・アルゴン混合ガス設備は，混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路，混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系，小規模焼結処理系），水素ガス漏えい検知器，混合ガス緊急遮断弁，混合ガス緊急放出装置，混合ガス充填装置及び混合ガス供給装置で構成し，水素ガス設備から供給される水素ガスと，アルゴンガス設備から供給されるアルゴンガスを減圧して所定の割合（水素濃度9.0vol%以下）で混合し，成形施設のペレット加工工程の焼結設備の焼結炉及び実験設備の小規模焼結処理設備に供給する設計とする。	設置要求	水素・アルゴン混合ガス設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.16水素・アルゴン混合ガス設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.16水素・アルゴン混合ガス設備】 水素・アルゴン混合ガス設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
160	7.21 アルゴンガス設備 アルゴンガス設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
161	アルゴンガス設備は，水素・アルゴン混合ガス設備，成形施設のペレット加工工程の焼結設備の焼結炉，実験設備の小規模試験設備の小規模焼結処理装置，被覆施設の燃料棒加工工程のスタック乾燥設備及び挿入溶接設備，核燃料物質の検査設備の分析設備等に用いるアルゴンガスを液化アルゴン貯槽からアルゴン蒸発器で気化，減圧し供給する設計とする。	設置要求	アルゴンガス設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.17アルゴンガス設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.17アルゴンガス設備】 アルゴンガス設備の設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
162	7.22 水素ガス設備 水素ガス設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
163	水素ガス設備は，水素・アルゴン混合ガス設備に用いる水素ガスを第１高圧ガストレーラ庫に貯蔵する貯蔵容器から減圧して供給する設計とする。	設置要求	水素ガス設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.18水素ガス設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.18水素ガス設備】 水素ガス設備の設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	7.14.2　飲料水設備 飲料水設備は，管理区域外の便所，手洗い，管理区域内の機器洗浄等の用水を供給する設計とする。	設置要求	○	－	飲料水設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.10給排水衛生設備】 飲料水設備の設計	－	－	－	－	－	－
145	7.14.3　給水処理設備 再処理施設の給水処理設備は，飲料水設備に飲料水及び工業用水設備に工業用水を供給できる設計とする。 再処理施設の給水処理設備のうち，飲料水設備に飲料水及び工業用水設備に工業用水を供給する系統は，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。再処理施設の給水処理設備は，再処理施設及び廃棄物管理施設における使用を想定しても，MOX燃料加工施設に十分な容量を供給できる容量を確保できる。また，故障その他異常が発生し，再処理施設からの過水の供給が停止したとしても，共用によってＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
146	7.15　空調用冷水設備 空調用冷水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
147	空調用冷水設備は，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備によって燃料加工建屋内に取り込んだ外気を給気系の冷却コイルで冷却する設計とする。また，空調用冷水は，空調用冷凍機と給気系の冷却コイルとの間で循環及び冷却する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
148	7.16 空調用蒸気設備 空調用蒸気設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
149	空調用蒸気設備は，気体廃棄物の廃棄設備の給気設備によって燃料加工建屋内に取り込んだ外気を給気系の加熱コイルで加熱する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
150	7.17 燃料油供給設備（蒸気供給設備）（再処理施設と共用（以下同じ。）） 燃料油供給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
151	燃料油供給設備は，空調用蒸気設備で用いる燃料油を貯蔵するために地下ピット内にボイラ用燃料受槽を設置する設計とする。	設置要求	○	－	燃料油供給設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備】 燃料油供給設備の設計	－	－	－	－	－	－
152	再処理施設の一般蒸気系の燃料貯蔵設備は，ＭＯＸ燃料加工施設の燃料油供給設備へ燃料油を供給する設計とする。	設置要求	○	－	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備】 燃料油供給設備の設計	－	－	－	－	－	－
153	再処理施設の一般蒸気系の燃料貯蔵設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設の一般蒸気系の燃料貯蔵設備は，再処理施設における使用を想定しても，ＭＯＸ燃料加工施設に十分な燃料を供給できる容量を確保し，故障その他の異常が発生し，再処理施設から燃料油の供給が停止したとしても，共用によってＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.13燃料油供給設備】 ○共用 再処理施設の一般蒸気系の燃料貯蔵設備の共用に関して安全性を損なわない設計について説明する。	－	－	－	－	－	－
154	7.18 窒素循環用冷却水設備 窒素循環用冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
155	窒素循環用冷却水設備は，燃料加工建屋内に設置するローカルクーラ及び循環窒素冷却用冷凍機の空調用機械に冷却水を供給し，循環及び冷却する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
156	7.19 窒素ガス設備 窒素ガス設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「5.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
157	窒素ガス設備は，空気から窒素を抽出する窒素ガス発生装置により，窒素雰囲気型グローブボックス並びに粉末調整工程，ペレット加工工程，燃料検加工工程，燃料集合体組立工程，棒引出荷工程及び核燃料物質の検査設備の分析設備の窒素ガスを用いる各装置に，窒素ガスを供給する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
158	7.20　水素・アルゴン混合ガス設備 水素・アルゴン混合ガス設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
159	水素・アルゴン混合ガス設備は，燃料加工建屋及びエネルギー管理建屋に設置する設計とする。水素・アルゴン混合ガス設備は，混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路，混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系，小規模焼結処理系），水素ガス漏えい検知器，混合ガス緊急遮断弁，混合ガス製造装置，混合ガス充填装置及び混合ガス供給装置で構成し，水素ガス設備から供給される水素ガスと，アルゴンガス設備から供給されるアルゴンガスを減圧して所定の割合（水素濃度9.0vol%以下）で混合し，成形施設のペレット加工工程の焼結設備の焼結炉及び実験設備の小規模試験設備の小規模焼結処理装置に供給する設計とする。	設置要求	○	－	水素・アルゴン混合ガス設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.16水素・アルゴン混合ガス設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.16水素・アルゴン混合ガス設備】 水素・アルゴン混合ガス設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
160	7.21 アルゴンガス設備 アルゴンガス設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
161	アルゴンガス設備は，水素・アルゴン混合ガス設備，成形施設のペレット加工工程の焼結設備の焼結炉，実験設備の小規模試験設備の小規模焼結処理装置，被覆施設の燃料棒加工工程のスタック乾燥設備及び挿入溶接設備，核燃料物質の検査設備の分析設備等に用いるアルゴンガスを液化アルゴン貯槽からアルゴン蒸発器で気化，減圧し供給する設計とする。	設置要求	○	アルゴンガス設備	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.17アルゴンガス設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.17アルゴンガス設備】 アルゴンガス設備の設計	－	－	－	－	－	－
162	7.22 水素ガス設備 水素ガス設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
163	水素ガス設備は，水素・アルゴン混合ガス設備に用いる水素ガスを第１高圧ガストレーラ車に貯蔵する貯蔵容器から減圧して供給する設計とする。	設置要求	○	水素ガス設備	－	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.18水素ガス設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.18水素ガス設備】 水素ガス設備の設計	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (4項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
164	7.23 非管理区域換気空調設備 非管理区域換気空調設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管関宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
165	非管理区域換気空調設備は，燃料加工建屋の非管理区域の換気・空調を行う設計とする。	設置要求	非管理区域換気空調設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.19非管理区域換気空調設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.19非管理区域換気空調設備】 非管理区域換気空調設備の設計	－	－	－	－	－	○	－	非管理区域換気空調設備	－	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.19非管理区域換気空調設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.19非管理区域換気空調設備】 非管理区域換気空調設備の設計
166	7.24 荷役設備 荷役設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管関宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
167	荷役設備は，入出庫クレーン，設備搬入用クレーン，エレベータ及び垂直搬送機で構成し，クラッド粉末輸送容器等の搬入及び搬出を行う設計とする。	設置要求	荷役設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.20荷役設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.20荷役設備】 荷役設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
168	7.25選別・保管設備 選別・保管設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管関宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
169	選別・保管設備は，選別・保管グローブボックス，選別作業室の選別エリア，廃品保管室の選別エリア及び廃棄物保管第１室の作業エリアで構成し，管理区域内で発生する物品（放射性物品含む）を再利用する物品と再利用しない物品に選別する設計とする。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	選別・保管設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.21選別・保管設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.21選別・保管設備】 選別・保管設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
170	グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.21選別・保管設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.21選別・保管設備】 選別・保管設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
171	7.26その他設備 その他設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管関宜言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
172	ＭＯＸ燃料加工施設の主要な設備のほか，ＭＯＸ燃料加工施設を操業するために必要な設備・機器として，ヘリウムガス設備，酸素ガス設備，圧縮空気供給設備を設置する設計とする。	設置要求	ヘリウムガス設備 酸素ガス設備 圧縮空気供給設備	基本方針	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.22その他設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.22その他設備】 その他設備の構成	－	－	－	－	－	○	ヘリウムガス設備 圧縮空気供給設備	酸素ガス設備	－	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.22その他設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.7その他の加工施設　1.7.7.22その他設備】 その他設備の構成

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
164	7.23 非管理区域換気空調設備 非管理区域換気空調設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
165	非管理区域換気空調設備は，燃料加工建屋の非管理区域の換気・空調を行う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
166	7.24 荷役設備 荷役設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
167	荷役設備は，入出庫クレーン，設備搬入用クレーン，エレベータ及び垂直搬送機で構成し，ケラ粉末輸送容器等の搬入及び搬出を行う設計とする。	設置要求	○	－	入出庫クレーン 設備搬入用クレーン エレベータ 垂直搬送機	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.20荷役設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7.20荷役設備】 荷役設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
168	7.25選別・保管設備 選別・保管設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	○	－	－	－	－	－	第3回申請と同一					
169	選別・保管設備は，選別・保管グローブボックス，選別作業室の選別エリア，廃品保管室の選別エリア及び廃棄物保管第１室の作業エリアで構成し，管理区域内で発生する物品（油脂を含む）を再利用する物品と再利用しない物品に選別する設計とする。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	設置要求	○	－	選別・保管グローブボックス グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.21選別・保管設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7.21選別・保管設備】 選別・保管設備の構成及び設計	○	－	選別作業室の選別エリア 廃品保管室の選別エリア 廃棄物保管第1室の作業エリア	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.26選別・保管設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7.26選別・保管設備】 選別・保管設備の構成及び設計
170	グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7その他の加工施設 1.7.7.21選別・保管設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.7.21選別・保管設備】 選別・保管設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
171	7.26その他設備 その他設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	管理宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
172	ＭＯＸ燃料加工施設の主要な設備のほか，ＭＯＸ燃料加工施設を操業するために必要な設備・機器として，ヘリウムガス設備，酸素ガス設備，圧縮空気供給設備を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（14条：安全機能を有する施設）

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
1	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	燃料加工建屋	建屋・洞道	14条(個別)-3 14条(個別)-4 14条(個別)-7 14条(個別)-40 14条(個別)-55 14条(個別)-72 14条(個別)-77 14条(個別)-88 14条(個別)-93 14条(個別)-97	—	—	—	—	1	新設	非安重 ※1	—	S※2 /1.2Ss	—	再処理 (MOX主)	※1：一部の工程室は安重 ※2：安重の工程室の範囲
2	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	地下水排水設備	ポンプ 計装・放管設備（計測装置）	14条(個別)-3	今後実施 （設計中）	別紙2-4(1)①	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
3	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	建屋遮蔽（燃料加工建屋）	遮蔽設備	14条(個別)-3	—	—	燃料加工建屋	—	1	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
4	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（燃料加工建屋）	遮蔽設備	14条(個別)-3	単体_遮蔽扉_1	別紙2-3(9)	燃料加工建屋	12	1	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
5	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（ペレット一時保管設備）	遮蔽設備	14条(個別)-3	単体_ペレット一時保管設備_23 単体_ペレット一時保管設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
6	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）	遮蔽設備	14条(個別)-3	単体_燃料棒貯蔵設備_5 単体_燃料棒貯蔵設備_6 単体_燃料棒貯蔵設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
7	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（梱包・出荷設備）	遮蔽設備	14条(個別)-3	単体_梱包・出荷設備_7	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
8	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽蓋（貯蔵容器一時保管設備）	遮蔽設備	14条(個別)-3	単体_貯蔵容器一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	32	1	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
9	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽蓋（燃料集合体貯蔵設備）	遮蔽設備	14条(個別)-3	単体_燃料集合体貯蔵設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	265	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
10	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽蓋支持架台	遮蔽設備	14条(個別)-3	単体_燃料集合体貯蔵設備_3 単体_燃料集合体貯蔵設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
11	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第3室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_1	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
12	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第3室と液体廃棄物処理第2室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_2	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
13	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第1室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_3	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
14	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（液体廃棄物処理第1室と液体廃棄物処理第2室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_4	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
15	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（放管試料前処理室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_5	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
16	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（放管試料前処理室と放射能測定室前室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_6	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
17	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室出入口）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_7	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
18	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室と輸送容器検査室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_8	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
19	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室とダクト点検室境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_9	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
20	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（輸送容器保管室と南第1附室上境界）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_10	別紙2-3(8)①	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
21	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	施設外漏えい防止堰（分析第3室内）	建物・構築物 （施設外漏えい防止堰）	14条(個別)-3	単体_漏えい堰_11	別紙2-3(8)②	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
22	加工施設 本体	成形施設	貯蔵容器搬送用洞道	—	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	貯蔵容器搬送用洞道	建屋・洞道	14条(個別)-3	—	—	—	—	2	新設	非安重	—	B/—	—	再処理 (MOX主)	—
23	加工施設 本体	成形施設	貯蔵容器搬送用洞道	—	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	洞道遮蔽（貯蔵容器搬送用洞道）	遮蔽設備	14条(個別)-3	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	—	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
24	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	洞道搬送台車	洞道搬送台車	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-12 14条(個別)-13	単体_貯蔵容器受入設備_1	別紙2-3(1)	貯蔵容器搬送用洞道	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	再処理 (MOX主)	—
25	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	受渡天井クレーン	受渡天井クレーン	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-12	単体_貯蔵容器受入設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
26	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	受渡ピット	受渡ピット	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-12	単体_貯蔵容器受入設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
27	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	保管室クレーン	保管室クレーン	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-12	単体_貯蔵容器受入設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
28	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	貯蔵容器検査装置	貯蔵容器検査装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-12	単体_貯蔵容器受入設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
29	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	ウラン受入設備	—	—	—	ウラン粉末缶受払移載装置	ウラン粉末缶受払移載装置	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-14	単体_ウラン受入設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
30	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	ウラン受入設備	—	—	—	ウラン粉末缶受払搬送装置	ウラン粉末缶受払搬送装置	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-14	単体_ウラン受入設備_2 単体_ウラン受入設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
31	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	外蓋着脱装置オープンポートボックス	外蓋着脱装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-15	単体_原料粉末受払設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
32	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	外蓋着脱装置	外蓋着脱装置	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-15	単体_原料粉末受払設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
33	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス	貯蔵容器受払装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-15	単体_原料粉末受払設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
34	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	貯蔵容器受払装置	貯蔵容器受払装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-15	単体_原料粉末受払設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
35	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	ウラン粉末払出装置オープンポートボックス	ウラン粉末払出装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-15	単体_原料粉末受払設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
36	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	ウラン粉末払出装置	ウラン粉末払出装置	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-15	単体_原料粉末受払設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
37	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	14条(個別)-3 14条(個別)-16	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
38	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-21	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
39	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置	原料MOX粉末缶取出装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-21	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
40	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	原料MOX粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_2 単体_一次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
41	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置	原料MOX粉末秤量･分取装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_1 単体_一次混合設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
42	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
43	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
44	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
45	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置	予備混合装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
46	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置グローブボックス	一次混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_10 単体_一次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
47	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置	一次混合装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_9 単体_一次混合設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
48	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	容器(J18)	容器(J18)	—	14条(個別)-3 14条(個別)-22	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
49	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	容器(J40)	容器(J40)	—	14条(個別)-3 14条(個別)-22	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
50	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	一次混合粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
51	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置	一次混合粉末秤量･分取装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
52	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量･分取装置グローブボックス	ウラン粉末秤量･分取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
53	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量･分取装置	ウラン粉末秤量･分取装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
54	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
55	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置	均一化混合装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
56	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
57	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置	造粒装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
58	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
59	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置	添加剤混合装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_9 単体_二次混合設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
60	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	原料MOX分析試料採取装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-24	単体_分析試料採取設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
61	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置	原料MOX分析試料採取装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-24	単体_分析試料採取設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
62	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取・詰替装置グローブボックス	分析試料採取・詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-24	単体_分析試料採取設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
63	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取・詰替装置	分析試料採取・詰替装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-24	単体_分析試料採取設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
64	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス	回収粉末処理・詰替装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
65	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理・詰替装置	回収粉末処理・詰替装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
66	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	回収粉末微粉砕装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
67	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置	回収粉末微粉砕装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
68	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	回収粉末処理・混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
69	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理・混合装置	回収粉末処理・混合装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
70	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
71	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置	再生スクラップ焙焼処理装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
72	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置グローブボックス	再生スクラップ受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備 _10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
73	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置	再生スクラップ受払装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
74	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備 _17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
75	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備 _18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
76	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
77	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
78	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
79	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置グローブボックス	容器移送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
80	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
81	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
82	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-3	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
83	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-4	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
84	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-5	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
85	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-6	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
86	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
87	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-2グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
88	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
89	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
90	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
91	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-3グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
92	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
93	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-5グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
94	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置グローブボックス	原料粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
95	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
96	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
97	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-3	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
98	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-4	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
99	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-5	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
100	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-6	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
101	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
102	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置グローブボックス	再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
103	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置	再生スクラップ搬送装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
104	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
105	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
106	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス	添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
107	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置	添加剤混合粉末搬送装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
108	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-1グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
109	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-3グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
110	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-4グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
111	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-6グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
112	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
113	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-7グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
114	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-8グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
115	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-9グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
116	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-11グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
117	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-13グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
118	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-14グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
119	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-16グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
120	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-19グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
121	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置グローブボックス	調整粉末搬送装置-20グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
122	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
123	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
124	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-3	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
125	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-4	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
126	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-5	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
127	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-6	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
128	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-7	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
129	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-8	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
130	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-9	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
131	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-11	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
132	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-13	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
133	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-14	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
134	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-16	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
135	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-19	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
136	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-20	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-19 14条(個別)-26	単体_粉末調整工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
137	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	14条(個別)-3 14条(個別)-27	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
138	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_2 単体_圧縮成形設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
139	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)	プレス装置(粉末取扱部)	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
140	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_3 単体_圧縮成形設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
141	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)	プレス装置(プレス部)	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
142	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	空焼結ボート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
143	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
144	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	圧縮成形設 備	—	—	—	グリーンペレット積込装置グローブボックス	グリーンペレット積込装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_5 単体_圧縮成形設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
145	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	圧縮成形設 備	—	—	—	グリーンペレット積込装置	グリーンペレット積込装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_4 単体_圧縮成形設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
146	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置グローブボックス	焼結ボート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-33	単体_焼結設備_14 単体_焼結設備_18 単体_焼結設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
147	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置	焼結ボート供給装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-33	単体_焼結設備_13 単体_焼結設備_17 単体_焼結設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
148	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉	機械装置（焼結・乾燥装置）	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-33	単体_焼結設備_1 単体_焼結設備_2 単体_焼結設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
149	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-3 14条(個別)-33	今後実施 （設計中）	別紙2-4(1)②	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
150	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置グローブボックス	焼結ボート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-33	単体_焼結設備_16 単体_焼結設備_20 単体_焼結設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
151	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置	焼結ボート取出装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-33	単体_焼結設備_15 単体_焼結設備_19 単体_焼結設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
152	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	排ガス処理装置グローブボックス(上部)	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-33	単体_焼結設備_5 単体_焼結設備_8 単体_焼結設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
153	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置グローブボックス(下部)	排ガス処理装置グローブボックス(下部)	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-33	単体_焼結設備_6 単体_焼結設備_9 単体_焼結設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
154	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	排ガス処理装置	排ガス処理装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-33	単体_焼結設備_4 単体_焼結設備_7 単体_焼結設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
155	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置グローブボックス	焼結ペレット供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-34	単体_研削設備_2 単体_研削設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
156	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置	焼結ペレット供給装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-34	単体_研削設備_1 単体_研削設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
157	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削装置グローブボックス	研削装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-34	単体_研削設備_4 単体_研削設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
158	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削装置	研削装置	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-34	単体_研削設備_3 単体_研削設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
159	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置グローブボックス	研削粉回収装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-34	単体_研削設備_6 単体_研削設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
160	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置	研削粉回収装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-34	単体_研削設備_5 単体_研削設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
161	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット検査設備グローブボックス	ペレット検査設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-35	単体_ペレット検査設備_4 単体_ペレット検査設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
162	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	外観検査装置	外観検査装置	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-35	単体_ペレット検査設備_1 単体_ペレット検査設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
163	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	寸法･形状･密度検査装置	寸法･形状･密度検査装置	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-35	単体_ペレット検査設備_2 単体_ペレット検査設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
164	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	仕上がりペレット収容装置	仕上がりペレット収容装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-35	単体_ペレット検査設備_3 単体_ペレット検査設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
165	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置グローブボックス	ペレット立会検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-35	単体_ペレット検査設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
166	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置	ペレット立会検査装置	機械装置	14条(個別)-3 14条(個別)-35	単体_ペレット検査設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
167	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
168	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
169	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
170	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
171	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
172	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
173	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
174	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
175	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
176	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
177	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
178	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
179	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
180	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
181	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-15	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
182	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-16	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_26	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
183	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-17	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_27	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
184	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-18	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_28	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
185	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-19	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_29	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
186	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-20	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_30	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
187	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-21	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_31	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
188	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-29	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_39	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
189	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-30	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
190	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-31	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_41	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
191	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-32	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_42	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
192	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-33	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
193	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-34	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_44	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
194	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-35	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_45	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
195	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-36	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_46	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
196	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-37	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_47	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
197	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-38	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_48	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
198	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-39	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_49	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
199	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-40	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_50	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
200	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-41	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_51	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
201	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-42	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_52	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
202	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-43	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_53	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
203	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-44	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_54	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
204	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-45	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_55	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
205	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_56	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
206	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-46-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_58	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
207	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-47	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_57	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
208	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-48	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_59	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
209	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-49	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_60	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
210	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-50	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_61	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
211	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-51	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_62	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
212	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28除く)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-52	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_63	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
213	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-22	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_32	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
214	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-23	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_33	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
215	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-24	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_34	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
216	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-25	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_35	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
217	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-26	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_36	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
218	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-27	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_37	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
219	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置グローブボックス(GB-22～28)	焼結ボート搬送装置グローブボックス-28	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_38	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
220	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
221	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-3	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
222	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-4	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
223	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-5	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
224	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-6	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
225	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-7	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
226	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-8	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
227	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-9	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
228	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-10	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
229	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2）	焼結ボート搬送装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
230	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_70	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
231	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_71	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
232	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_72	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
233	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_73	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
234	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_74	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
235	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_75	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
236	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_76	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
237	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_77	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
238	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_78	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
239	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_79	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
240	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送 設備_80	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
241	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_81	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
242	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_82	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
243	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_83	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
244	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_68	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
245	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_69	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
246	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_65	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
247	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_66	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
248	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置グローブボックス	回収粉末容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-3 14条(個別)-30 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_67	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
249	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット加工工程搬送設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置	回収粉末容器搬送装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-3 14条(個別)-36	単体_ペレット加工工程搬送設備_64	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
250	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	14条(個別)-3 14条(個別)-37	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
251	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成設備グローブボックス	スタック編成設備グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-45	単体_スタック編成設備_2 単体_スタック編成設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
252	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	波板トレイ取出装置	波板トレイ取出装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-45	単体_スタック編成設備_1 単体_スタック編成設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
253	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック編成装置	スタック編成装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-45	単体_スタック編成設備_3 単体_スタック編成設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
254	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	スタック収容装置	スタック収容装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-45	単体_スタック編成設備_4 単体_スタック編成設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
255	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	空乾燥ポート取扱装置グローブボックス	空乾燥ポート取扱装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-45	単体_スタック編成設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
256	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック編成設備	—	—	—	空乾燥ポート取扱装置	空乾燥ポート取扱装置	搬送装置	14条(個別)-40 14条(個別)-45	単体_スタック編成設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
257	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ポート供給装置グローブボックス	乾燥ポート供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-46	単体_スタック乾燥設備_2 単体_スタック乾燥設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
258	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	乾燥ポート供給装置	乾燥ポート供給装置	搬送装置	14条(個別)-40 14条(個別)-46	単体_スタック乾燥設備_1 単体_スタック乾燥設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
259	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	スタック乾燥設備	—	—	—	スタック乾燥装置	スタック乾燥装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	14条(個別)-40 14条(個別)-46	単体_スタック乾燥設備_3 単体_スタック乾燥設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
260	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	乾燥ポート取出装置グローブボックス	乾燥ポート取出装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-46	単体_スタック乾燥設備_5 単体_スタック乾燥設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
261	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	乾燥ポート取出装置	乾燥ポート取出装置	搬送装置	14条(個別)-40 14条(個別)-46	単体_スタック乾燥設備_4 単体_スタック乾燥設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
262	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	被覆管乾燥装置	被覆管乾燥装置	—	14条(個別)-40 14条(個別)-47	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
263	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	被覆管供給装置オープンポートボックス	被覆管供給装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_1 単体_挿入溶接設備_14	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
264	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	被覆管供給装置	被覆管供給装置	—	14条(個別)-40 14条(個別)-47	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
265	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	スタック供給装置グローブボックス	スタック供給装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_3 単体_挿入溶接設備_16	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
266	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	スタック供給装置	スタック供給装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_2 単体_挿入溶接設備_15	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
267	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス	部材供給装置(部材供給部)オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_4 単体_挿入溶接設備_17	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
268	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	部材供給装置(部材供給部)	部材供給装置(部材供給部)	—	14条(個別)-40 14条(個別)-47	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
269	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス	部材供給装置(部材搬送部)オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_5 単体_挿入溶接設備_18	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
270	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	部材供給装置(部材搬送部)	部材供給装置(部材搬送部)	—	14条(個別)-40 14条(個別)-47	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
271	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(被覆管取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_7 単体_挿入溶接設備_20	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
272	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	挿入溶接装置(スタック取扱部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_8 単体_挿入溶接設備_21	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
273	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	挿入溶接装置(燃料棒溶接部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_9 単体_挿入溶接設備_22	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
274	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部) 挿入溶接装置(スタック取扱部) 挿入溶接装置(燃料棒溶接部)	挿入溶接装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_6 単体_挿入溶接設備_19	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
275	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	除染装置グローブボックス	除染装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_11 単体_挿入溶接設備_24	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
276	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	除染装置	除染装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_10 単体_挿入溶接設備_23	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
277	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	汚染検査装置オープンポートボックス	汚染検査装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_13 単体_挿入溶接設備_26	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
278	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	汚染検査装置	汚染検査装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-47	単体_挿入溶接設備_12 単体_挿入溶接設備_25	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
279	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	ヘリウムリーク検査装置	ヘリウムリーク検査装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-48	単体_燃料棒検査設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
280	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	X線検査装置	X線検査装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-48	単体_燃料棒検査設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
281	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	ロッドスキャニング装置	ロッドスキャニング装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-48	単体_燃料棒検査設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
282	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	外観寸法検査装置	外観寸法検査装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-48	単体_燃料棒検査設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
283	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	燃料棒移載装置	燃料棒移載装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-40 14条(個別)-48	単体_燃料棒検査設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B,B-1/—	—	—	※ゲートは 安重

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
284	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒検査設備	—	—	—	燃料棒立会検査装置	燃料棒立会検査装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-48	単体_燃料棒検査設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B-1/—	—	—	※ゲートは安重
285	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	貯蔵マガジン	貯蔵マガジン	製品・運搬容器	14条(個別)-40 14条(個別)-49	単体_燃料棒収容設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	72	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
286	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	燃料棒収容装置	燃料棒収容装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-40 14条(個別)-49	単体_燃料棒収容設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
287	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	燃料棒供給装置	燃料棒供給装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-40 14条(個別)-49	単体_燃料棒収容設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B,B-1/—	—	—	※ゲートは安重
288	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	貯蔵マガジン移載装置	貯蔵マガジン移載装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-40 14条(個別)-49	単体_燃料棒収容設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B,B-1/—	—	—	—
289	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒搬入オープンポートボックス	燃料棒搬入オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-50	単体_燃料棒解体設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
290	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置グローブボックス	燃料棒解体装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-50	単体_燃料棒解体設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
291	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置	機械装置	14条(個別)-40 14条(個別)-50	単体_燃料棒解体設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
292	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	溶接試料前処理装置オープンポートボックス	溶接試料前処理装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-50	単体_燃料棒解体設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
293	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	溶接試料前処理装置グローブボックス	溶接試料前処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-50	単体_燃料棒解体設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
294	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	溶接試料前処理装置	溶接試料前処理装置	—	14条(個別)-40 14条(個別)-50	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
295	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
296	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
297	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
298	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
299	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
300	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
301	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
302	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
303	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_10	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
304	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_11	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
305	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_12	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
306	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス	ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-36 14条(個別)-40	単体_燃料棒加工工程搬送設備_13	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
307	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
308	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_15	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
309	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_16	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
310	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_17	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
311	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_18	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
312	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_19	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
313	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_20	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
314	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-7	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_21	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
315	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-8	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_22	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
316	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置グローブボックス	乾燥ボート搬送装置グローブボックス-9	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_23	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
317	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置グローブボックス	乾燥ポート搬送装置グローブボックス-10	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_24	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
318	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置グローブボックス	乾燥ポート搬送装置グローブボックス-11	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_25	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
319	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置グローブボックス	乾燥ポート搬送装置グローブボックス-12	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_26	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
320	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置グローブボックス	乾燥ポート搬送装置グローブボックス-13	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_27	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
321	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置グローブボックス	乾燥ポート搬送装置グローブボックス-14	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_28	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
322	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ポート搬送装置	乾燥ポート搬送装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_14	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
323	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	燃料棒搬送装置	燃料棒搬送装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-40 14条(個別)-51	単体_燃料棒加工工程搬送設備_29	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B, B-1/—	—	—	—
324	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	14条(個別)-40 14条(個別)-52	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
325	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	マガジン編成装置	マガジン編成装置	機械装置	14条(個別)-55 14条(個別)-60	単体_燃料集合体組立設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
326	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	組立マガジン	組立マガジン	製品・運搬容器	14条(個別)-55 14条(個別)-60	単体_燃料集合体組立設備_2 単体_燃料集合体組立設備_3	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
327	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	スケルトン組立装置	スケルトン組立装置	—	14条(個別)-55 14条(個別)-60	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
328	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置	機械装置	14条(個別)-55 14条(個別)-60	単体_燃料集合体組立設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
329	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体洗浄設備	—	—	—	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置	機械装置	14条(個別)-55 14条(個別)-61	単体_燃料集合体洗浄設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
330	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体検査設備	—	—	—	燃料集合体第1検査装置	燃料集合体第1検査装置	機械装置	14条(個別)-55 14条(個別)-62	単体_燃料集合体検査設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
331	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体検査設備	—	—	—	燃料集合体第2検査装置	燃料集合体第2検査装置	機械装置	14条(個別)-55 14条(個別)-62	単体_燃料集合体検査設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
332	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体検査設備	—	—	—	燃料集合体仮置台	燃料集合体仮置台	機械装置	14条(個別)-55 14条(個別)-62	単体_燃料集合体検査設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
333	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体検査設備	—	—	—	燃料集合体立会検査装置	燃料集合体立会検査装置	機械装置	14条(個別)-55 14条(個別)-62	単体_燃料集合体検査設備_3	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
334	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立工程搬送設備	—	—	—	組立クレーン	組立クレーン	搬送装置	14条(個別)-55 14条(個別)-63	単体_燃料集合体組立工程搬送設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
335	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立工程搬送設備	—	—	—	リフタ	リフタ	搬送装置	14条(個別)-55 14条(個別)-63	単体_燃料集合体組立工程搬送設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
336	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	貯蔵梱包クレーン	貯蔵梱包クレーン	搬送装置	14条-22 14条(個別)-55 14条(個別)-67	単体_梱包・出荷設備_6	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
337	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	燃料ホルダ取付装置	燃料ホルダ取付装置	機械装置	14条(個別)-55 14条(個別)-67	単体_梱包・出荷設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
338	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	容器蓋取付装置	容器蓋取付装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-55 14条(個別)-67	単体_梱包・出荷設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
339	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	梱包天井クレーン	梱包天井クレーン	搬送装置	14条-22 14条(個別)-55 14条(個別)-67	単体_梱包・出荷設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
340	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	容器移載装置	容器移載装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-55 14条(個別)-67	単体_梱包・出荷設備_3	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
341	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	保管室天井クレーン	保管室天井クレーン	搬送装置	14条-22 14条(個別)-55 14条(個別)-67	単体_梱包・出荷設備_5	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
342	核燃料物質 の貯蔵施設	—	貯蔵容器一 時保管設備	—	—	—	—	一時保管ピット	一時保管ピット	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_貯蔵容器一時保管設備 _1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-3/—	—	—	—
343	核燃料物質 の貯蔵施設	—	貯蔵容器一 時保管設備	—	—	—	—	混合酸化物貯蔵容器	混合酸化物貯蔵容器	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_1	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	490	4	新設	安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
344	核燃料物質 の貯蔵施設	—	貯蔵容器一 時保管設備	—	—	—	—	容器(粉末缶)	容器(粉末缶)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_2	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	1720	4	新設	非安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
345	核燃料物質 の貯蔵施設	—	原料MOX粉 末缶一時保 管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時 保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
346	核燃料物質 の貯蔵施設	—	原料MOX粉 末缶一時保 管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置	原料MOX粉末缶一時保管装置	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時 保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
347	核燃料物質 の貯蔵施設	—	原料MOX粉 末缶一時保 管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時 保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
348	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵 設備	—	—	—	—	ウラン貯蔵棚	ウラン貯蔵棚	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_ウラン貯蔵設備_3 単体_ウラン貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
349	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵 設備	—	—	—	—	ウラン粉末缶貯蔵容器	ウラン粉末缶貯蔵容器	—	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	128	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
350	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵 設備	—	—	—	—	ウラン粉末缶入出庫装置	ウラン粉末缶入出庫装置	搬送装置	14条(個別)-72	単体_ウラン貯蔵設備_1 単体_ウラン貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
351	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵 設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット	—	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	676	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
352	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵 設備	—	—	—	—	容器(ウラン粉末缶)	容器(ウラン粉末缶)	—	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
353	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
354	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
355	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
356	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
357	核燃料物質 の貯蔵施設	—	粉末一時保 管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
358	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
359	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置1	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
360	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置2	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
361	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置3	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
362	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置4	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
363	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置5	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
364	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置6	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
365	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置7	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
366	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置8	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
367	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置9	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
368	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置10	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
369	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置11	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
370	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置12	ラック/ピット/棚	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
371	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管搬送装置	粉末一時保管搬送装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_粉末一時保管設備_13（13-1，13-2，13-3，13-4）	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
372	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(J60)	容器(J60)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_3	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	30	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
373	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(J85)	容器(J85)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_4	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	46	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
374	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(U85)	容器(U85)	—	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
375	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(5缶バスケット)	容器(5缶バスケット)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_5	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	8	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
376	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(1缶バスケット)	容器(1缶バスケット)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_6	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
377	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(CS･RS保管ポット)	容器(CS･RS保管ポット)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_7	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	1944	2	新設	非安重	—	—/—	主：粉末一時保管設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—
378	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(CS･RS回収ポット)	容器(CS･RS回収ポット)	—	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
379	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(先行試験ポット)	容器(先行試験ポット)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_8	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
380	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_ペレット一保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
381	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
382	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
383	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-1	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
384	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-2	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
385	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-3	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2， B-3/—	—	—	—
386	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
387	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
388	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
389	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
390	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
391	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
392	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
393	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
394	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-3	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
395	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-4	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
396	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-5	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
397	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-6	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
398	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-7	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
399	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-8	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
400	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット-1	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	188	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
401	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット-2	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_ペレット一時保管設備 _22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
402	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	容器(焼結ボート)	容器(焼結ボート)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_9	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	192	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
403	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	容器(先行試験焼結ボート)	容器(先行試験焼結ボート)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_8	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
404	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	容器(スクラップ焼結ボート)	容器(スクラップ焼結ボート)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_10	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	6	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
405	核燃料物質 の貯蔵施設	—	ペレット一 時保管設備	—	—	—	—	容器(規格外ペレット保管容器)	容器(規格外ペレット保管容器)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_11	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	—/—	主：スクラップ貯 蔵設備 副：ペレット一時 保管設備	—	—
406	核燃料物質 の貯蔵施設	—	スクラップ 貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
407	核燃料物質 の貯蔵施設	—	スクラップ 貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
408	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
409	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
410	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
411	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
412	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
413	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
414	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
415	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
416	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器入出庫装置	スクラップ保管容器入出庫装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
417	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
418	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条-6 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
419	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
420	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
421	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	収納ﾊﾟﾚｯﾄ	収納パレット	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_スクラップ貯蔵設備_16	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	210	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
422	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ﾍﾟﾚｯﾄ保管容器)	容器(ペレット保管容器)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_12	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	297	2	新設	非安重	—	—/—	主：製品ペレット貯蔵設備 副：スクラップ貯蔵設備	—	—
423	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(9缶ﾊﾞｽｹｯﾄ)	容器(9缶バスケット)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_13	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	210	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
424	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(規格外ﾍﾟﾚｯﾄ保管容器)	容器(規格外ペレット保管容器)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_11	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	—/—	主：スクラップ貯蔵設備 副：ペレット一時保管設備	—	—
425	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(CS･RS保管ﾎﾟｯﾄ)	容器(CS･RS保管ポット)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_7	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	1944	2	新設	非安重	—	—/—	主：粉末一時保管設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—
426	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
427	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
428	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
429	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
430	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
431	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
432	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
433	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
434	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
435	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
436	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器入出庫装置	ペレット保管容器入出庫装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
437	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
438	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
439	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-1	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
440	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-2	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
441	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_製品ペレット貯蔵設備_16	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	350	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
442	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ペレット保管容器)	容器(ペレット保管容器)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_12	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	297	2	新設	非安重	—	—/—	主：製品ペレット貯蔵設備 副：スクラップ貯蔵設備	—	—
443	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ペレット保存試料保管容器)	容器(ペレット保存試料保管容器)	製品・運搬容器	14条(個別)-72	単体_容器_14	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	53	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
444	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_燃料棒貯蔵設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B,B-3/—	—	—	—
445	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_燃料棒貯蔵設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B,B-3/—	—	—	—
446	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	貯蔵マガジン入出庫装置	貯蔵マガジン入出庫装置	搬送装置	14条-22 14条(個別)-72	単体_燃料棒貯蔵設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
447	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン燃料棒収容装置	ウラン燃料棒収容装置	搬送装置	14条(個別)-72	単体_燃料棒貯蔵設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
448	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料集合体貯蔵設備	—	—	—	—	燃料集合体貯蔵チャンネル	燃料集合体貯蔵チャンネル	ラック/ピット/棚	14条(個別)-72	単体_燃料集合体貯蔵設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	220	2	新設	安重	—	B-1，B-3/—	—	—	—
449	核燃料物質の貯蔵施設	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
450	核燃料物質の貯蔵施設	—	-(ウラン貯蔵エリア)	—	—	—	—	—(貯蔵形態:ウラン粉末等),(ウラン粉末缶貯蔵容器)	-(ウラン貯蔵エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
451	核燃料物質の貯蔵施設	—	-(燃料棒受入一時保管エリア)	—	—	—	—	—(ウラン燃料棒用輸送容器),(ウラン燃料棒輸送容器の内容器)	-(燃料棒受入一時保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
452	核燃料物質の貯蔵施設	—	-(燃料集合体輸送容器一時保管エリア)	—	—	—	—	—(燃料集合体輸送容器)	-(燃料集合体輸送容器一時保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
453	核燃料物質の貯蔵施設	—	—(ウラン輸送容器一時保管エリア)	—	—	—	—	—(原料ウラン粉末用輸送容器)	—(ウラン輸送容器一時保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	14条(個別)-72	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
454	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ダクト	主配管（常設）（建屋排気系）	主配管	14条(個別)-77	系統_建屋排気設備_配管_1	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
455	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C1区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	14条(個別)-77	系統_建屋排気設備_機器_4 ～ 系統_建屋排気設備_機器_6	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
456	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C2区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	14条(個別)-77	系統_建屋排気設備_機器_7 ～ 系統_建屋排気設備_機器_29	別紙2-2-3	燃料加工建屋	23	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
457	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	14条-22 14条(個別)-77	系統_建屋排気設備_機器_1 ～ 系統_建屋排気設備_機器_3	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	14条(個別)-77	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	14条(個別)-77	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
460	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機	工程室排風機	ファン	14条-22 14条(個別)-77	系統_工程室排気設備_機器_1 系統_工程室排気設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
461	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	14条(個別)-77	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	14条(個別)-77	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	14条(個別)-77	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	14条(個別)-77	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	14条-22 14条(個別)-77	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
468	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	給気設備	—	—	給気設備	給気設備	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※SクラスGBを設置している工程室から逆止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
469	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主配管（窒素循環系）	主配管	14条(個別)-77	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	B-1，B-4 /—※	—	—	※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は，基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
470	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ファン	窒素循環ファン	ファン	14条-22 14条(個別)-77	系統_窒素循環設備_機器_1 系統_窒素循環設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
471	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環冷却機	窒素循環冷却機	機械装置	14条(個別)-77	系統_窒素循環設備_機器_3 系統_窒素循環設備_機器_4	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	14条(個別)-77	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	14条(個別)-77	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	14条(個別)-77	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	14条(個別)-77	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	14条(個別)-77	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	14条(個別)-77	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
480	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
482	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気閉止ダンパ	工程室排気閉止ダンパ	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/(C)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
483	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
484	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
485	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
486	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
487	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
488	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	14条(個別)-77	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	14条(個別)-77	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	14条(個別)-77	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
493	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-22	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
494	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
495	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
496	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-23	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
497	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-25	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
498	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-3 14条(個別)-32	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
504	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
505	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
506	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽	容器	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
507	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
508	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理オープンポートボックス	ろ過処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-88	単体_低レベル廃液処理設備_1	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
509	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽	容器	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_10	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
510	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_11	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
511	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第1ろ過処理装置	ろ過装置	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_12	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
512	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第2ろ過処理装置	ろ過装置	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_13	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
513	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	精密ろ過装置	ろ過装置	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_14	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
514	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	限外ろ過装置	ろ過装置	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_15	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
515	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽	容器	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_16	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
516	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_17	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
517	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理オープンポートボックス	吸着処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-88	単体_低レベル廃液処理設備_2	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
518	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽	容器	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
519	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
520	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	14条(個別)-88 14条(個別)-113	系統_低レベル廃液処理設備_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
521	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽	容器	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
522	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_9	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
523	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽	容器	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_18	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
524	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_機器_19	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
525	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	14条(個別)-88	系統_低レベル廃液処理設備_配管_1 ～ 系統_低レベル廃液処理設備_配管_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
526	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第3室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-88	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_1 計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_2 計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
527	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第1室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-88	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
528	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第2室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-88	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
529	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第1室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-88	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
530	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-88	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
531	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-88	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
532	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	-(廃油保管室の廃油保管エリア)	—	—	—	ー(廃油保管エリア)	-(廃油保管室の廃油保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	14条(個別)-88	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
537	放射性廃棄物の廃棄施設	—	固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物保管設備	—	—	—	ー廃棄物保管エリア(廃棄物保管第1室)	廃棄物保管エリア(廃棄物保管第1室)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	14条(個別)-93	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
538	放射性廃棄物の廃棄施設	—	固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物保管設備	—	—	—	ー廃棄物保管エリア(廃棄物保管第2室)	廃棄物保管エリア(廃棄物保管第2室)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	14条(個別)-93	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
561	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	工程室排気ダクト	工程室排気ダクト	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：工程室排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	14条(個別)-77	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
606	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災発生防止設備	—	—	水素漏えい検知装置	水素漏えい検知装置	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
607	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-97	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	—	—	—
608	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	自動火災報知設備	自動火災報知設備	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	—	—
615	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	屋内消火栓	屋内消火栓	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
617	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素ガス消火装置	容器	14条(個別)-97	系統_窒素消火装置_機器_1-1 ～ 系統_窒素消火装置_機器_18 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)②	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
618	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	主配管（常設）（窒素消火系）	主配管	14条(個別)-97	系統_窒素消火装置_配管_1 ～ 系統_窒素消火装置_配管_28 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)②	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	—	—
619	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素消火装置	容器	14条(個別)-97	系統_二酸化炭素消火装置_機器_1 ～ 系統_二酸化炭素消火装置_機器_4	別紙2-2-2	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
620	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	主配管（常設）（二酸化炭素消火装置）	主配管	14条(個別)-97	系統_二酸化炭素消火装置_配管_1 ～ 系統_二酸化炭素消火装置_配管_15	別紙2-2-2	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
621	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	グローブボックス消火装置	容器	14条(個別)-97	系統_グローブボックス消火装置_機器_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_機器_12 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
622	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	主配管（常設）（グローブボックス消火系）	主配管	14条(個別)-97	系統_グローブボックス消火装置_配管_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_配管_45 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/— C/—	—	—	—
623	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	消火器	粉末消火器	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
624	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	消火器	二酸化炭素消火器	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
626	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	14条(個別)-97	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_136 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_163	別紙2-2-3	燃料加工建屋	28	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
627	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	ピストンダンパ（安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
628	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	避圧エリア形成用自動閉止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）	避圧エリア形成用自動閉止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C※1 /—※2	—	—	※1経路維持機能のみSクラスとする。 ※2外部放出抑制設備又は代替グローブボックス排気設備の経路上に設置されるダンパは，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
629	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	連結散水装置	連結散水装置	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
630	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの）	主要弁	14条(個別)-97	系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_1 ～ 系統_火災防護設備（延焼防止ダンパ_ピストンダンパ）_機器_135	別紙2-2-3	燃料加工建屋	135	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
631	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。） （安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの以外）	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
632	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火ダンパ（3時間耐火性能を有する物に限る。）	防火ダンパ（3時間耐火性能を有する物に限る。）	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
633	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火シャッタ	防火シャッタ	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
634	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火シャッタ	防火シャッタ	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
635	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災影響軽減設備	—	—	防火扉	防火扉	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	1,2,4	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
646	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	避難・誘導設備	—	—	誘導灯	誘導灯	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
647	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	避難・誘導設備	—	—	非常用照明	非常用照明	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
648	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	照明設備	—	—	—	運転保安灯	運転保安灯	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
649	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	受電開閉設備	受電開閉設備	—	14条(個別)-98	—	—	—	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理 (MOX従)	—
650	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	受電変圧器	受電変圧器	—	14条(個別)-98	—	—	—	4	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理 (MOX従)	—
651	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線※	—	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線と兼用
652	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）	—	14条(個別)-97 14条(個別)-98	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線※	—	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線及び燃料加工建屋の6.9kV常用母線と兼用

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
653	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※高圧母線のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線と兼用
654	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線，燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線，燃料加工建屋の6.9kV常用母線並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線以外と兼用
655	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	低圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	—	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V非常用母線と兼用
656	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）	—	14条(個別)-97 14条(個別)-98	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	—	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V運転予備用母線及び燃料加工施設の460V常用母線と兼用
657	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※低圧母線のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線と兼用
658	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V非常用母線，燃料加工施設の460V運転予備用母線，燃料加工施設の460V常用母線並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線以外と兼用
659	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油移送ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97	系統_非常用発電機_機器_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
660	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油サービスタンク	容器	14条(個別)-97	系統_非常用発電機_機器_3	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
661	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	非常用ガスタービン発電機	発電機	14条-22 14条(個別)-97	系統_非常用発電機_機器_4	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
662	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	起動用空気槽	容器	14条(個別)-97	系統_非常用発電機_機器_5	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
663	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	主配管（非常用発電機燃料供給系）	主配管	14条(個別)-97	系統_非常用発電機_配管_1 系統_非常用発電機_配管_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
666	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用直流電源設備	非常用直流電源設備	電力貯蔵装置（蓄電池）	14条(個別)-97	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
667	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用無停電電源装置	非常用無停電電源装置	電力貯蔵装置（蓄電池）	14条(個別)-97	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
668	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	容器	14条(個別)-97	系統_非常用発電機_機器_1	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
670	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	第2運転予備用ディーゼル発電機	第2運転予備用ディーゼル発電機	—	14条(個別)-98	—	—	—	1	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
671	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	—	14条(個別)-98	—	—	—	4	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理(MOX従)	—
677	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	受電開閉設備	—	受電開閉設備	受電開閉設備	—	14条(個別)-98	—	—	—	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理(MOX従)	—
678	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	受電開閉設備	—	受電変圧器	受電変圧器	—	14条(個別)-98	—	—	—	4	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理(MOX従)	—
679	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
680	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
681	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	3系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
682	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
683	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
684	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	制御建屋の6.9kV非常用母線	制御建屋の6.9kV非常用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
685	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	制御建屋の6.9kV運転予備用母線	制御建屋の6.9kV運転予備用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理 (MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
686	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理 (MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
687	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理 (MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
688	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線	低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理 (MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
689	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線	燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線	—	14条(個別)-97 14条(個別)-98	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）と兼用
690	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV常用母線	燃料加工建屋の6.9kV常用母線	—	14条(個別)-97 14条(個別)-98	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）と兼用
691	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
692	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	制御建屋の460V非常用母線	制御建屋の460V非常用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理 (MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
693	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	制御建屋の460V運転予備用母線	制御建屋の460V運転予備用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
694	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
695	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線	低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線	—	14条(個別)-98	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理(MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
696	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V非常用母線	燃料加工建屋の460V非常用母線	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
697	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V運転予備用母線	燃料加工建屋の460V運転予備用母線	—	14条(個別)-97 14条(個別)-98	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）と兼用
698	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V常用母線	燃料加工建屋の460V常用母線	—	14条(個別)-97 14条(個別)-98	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）と兼用
753	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	専用回線電話	専用回線電話	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
754	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
792	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	気送装置	気送装置	—	14条(個別)-97 14条(個別)-105	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C,C-1/—	—	—	—
793	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置グローブボックス	受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-106 14条(個別)-110	単体_分析設備_29	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
794	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置	受払装置	—	14条(個別)-97 14条(個別)-107	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
795	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置オープンポートボックス	プルトニウムスポット検査装置オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-108	単体_分析設備_48	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
796	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置フード	フード	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-109	単体_分析設備_58 単体_分析設備_59	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
797	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	受払･分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_1	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
798	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_2	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
799	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_3	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
800	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_31	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
801	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_32	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
802	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_33	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
803	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_4	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
804	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_5	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
805	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_6	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
806	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_7	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
807	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_8	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
808	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_9	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
809	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_10	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
810	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイキング装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_11	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
811	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_12	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
812	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	イオン交換装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_13	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
813	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料塗布装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_14	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
814	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	α線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_15	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
815	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	γ線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_16	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
816	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蛍光Ｘ線分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_22	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
817	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウム含有率分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_17	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
818	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Bグローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_18	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
819	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Cグローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_19	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
820	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Dグローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_20	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
821	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	質量分析装置Eグローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_21	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
822	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_60	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
823	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料調製装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_61	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
824	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_30	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
825	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	塩素･ﾌｯ素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_38	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
826	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	O/M比測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_34	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
827	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水分分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_35	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
828	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_36	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
829	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_37	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
830	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	EPMA分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_39	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
831	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-発光分光分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_40	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
832	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ICP-質量分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_41	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
833	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_42	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
834	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蒸発性不純物測定装置Aグローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_43	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
835	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	粉末物性測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_44	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
836	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_45	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
837	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_46	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
838	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウムスポット検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_47	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
839	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	液浸密度測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_49	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
840	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	熱分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_50	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
841	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_51	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
842	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_52	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
843	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	Ｘ線回折測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_53	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
844	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_23	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
845	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_24	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
846	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-1グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_25	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
847	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_26	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
848	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_27	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
849	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_28	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
850	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_54	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
851	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_55	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
852	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－3	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_56	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
853	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	搬送装置－3グローブボックス－4	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-110	単体_分析設備_57	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
854	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置	分析装置	—	14条(個別)-97 14条(個別)-111	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
855	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	分析済液中和固液分離グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-112	単体_分析設備_62	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
856	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-112	単体_分析設備_65	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
857	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-112	単体_分析設備_66	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
858	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	ろ過･第1活性炭処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-112	単体_分析設備_63	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
859	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	第2活性炭･吸着処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-112	単体_分析設備_64	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
860	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	分析済液中和槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_1	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
861	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	中和液ろ過装置	ろ過装置	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_2	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
862	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	中和ろ液受槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_3	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
863	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	遠心分離処理液受槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_4	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
864	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	遠心分離処理液受槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_5	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
865	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過処理供給槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_6	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
866	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過処理供給槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_7	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
867	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1ろ過装置	ろ過装置	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_8	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
868	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過装置	ろ過装置	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_9	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
869	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過処理液受槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_10	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
870	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過処理液受槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_11	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
871	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理供給槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_12	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
872	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理供給槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_13	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
873	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理第1処理塔	ろ過装置	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_14	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
874	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理第2処理塔	ろ過装置	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_15	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
875	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理液受槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_16	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
876	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理液受槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_17	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
877	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理供給槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_18	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
878	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理供給槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_19	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
879	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理塔	ろ過装置	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_20	別紙2-2-5	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
880	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理液受槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_21	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
881	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理液受槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_22	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
882	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理供給槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_23	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
883	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理供給槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_24	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
884	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_25	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
885	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理液受槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_26	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
886	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	希釈槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_27	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
887	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	吸着処理液受槽ポンプ	ポンプ	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_28	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
888	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	払出前希釈槽	容器	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_機器_29	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
889	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	主配管（分析済液処理系）	主配管	14条(個別)-97 14条(個別)-113	系統_分析済液処理装置_配管_1 ～ 系統_分析済液処理装置_配管_5	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C※/—	—	—	※分析済液中和固液分離グローブボックス-ろ過・第1活性炭処理グローブボックス間及びろ過・第1活性炭処理グローブボックス-第2活性炭・吸着処理グローブボックス間は二重配管とし，外管は耐震Bクラスとする。
890	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	分析済液中和固液分離グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-97 14条(個別)-113	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_5 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_6 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_7 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_8	別紙2-2-5	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
891	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-97 14条(個別)-113	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_1 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_2	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
892	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭・吸着処理グローブボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-97 14条(個別)-113	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_3 計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_4	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
893	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	払出前希釈槽下部堰内漏えい液位	計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-97 14条(個別)-113	計装_分析済液処理装置（漏えい検知）_機器_9	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
894	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	運搬台車	運搬台車	—	14条(個別)-97 14条(個別)-114	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
895	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-106 14条(個別)-108 14条(個別)-110 14条(個別)-112 14条(個別)-115	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
896	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	ID番号読取機	ID番号読取機	—	14条(個別)-97 14条(個別)-118 14条(個別)-119	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— —/—	—	—	—
897	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	秤量器	秤量器	—	14条(個別)-97 14条(個別)-118 14条(個別)-119	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/— —/—	—	—	—
898	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	運転管理用計算機	運転管理用計算機	—	14条(個別)-97 14条(個別)-118 14条(個別)-119	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
899	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の計量設備	—	—	—	臨界管理用計算機	臨界管理用計算機	—	14条(個別)-97 14条(個別)-118 14条(個別)-119	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
900	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置グローブボックス	小規模粉末混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-125	単体_小規模試験設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
901	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置	小規模粉末混合装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-97 14条(個別)-126	単体_小規模試験設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
902	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置グローブボックス	小規模プレス装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-127	単体_小規模試験設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
903	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置	小規模プレス装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-97 14条(個別)-128	単体_小規模試験設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
904	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置グローブボックス	小規模焼結処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-129	単体_小規模試験設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
905	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	14条-22 14条(個別)-97 14条(個別)-130	単体_小規模試験設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
906	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-97	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
907	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	14条(個別)-97	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
908	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-131	単体_小規模試験設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
909	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結炉排ガス処理装置	小規模焼結炉排ガス処理装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-97 14条(個別)-132	単体_小規模試験設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
910	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置グローブボックス	小規模研削検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-133	単体_小規模試験設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
911	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置	小規模研削検査装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-97 14条(個別)-134	単体_小規模試験設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
912	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置グローブボックス	資材保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-135	単体_小規模試験設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
913	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置	資材保管装置	機械装置	14条-22 14条(個別)-97 14条(個別)-136	単体_小規模試験設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
914	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	容器(原料MOXポット)	容器(原料MOXポット)	製品・運搬容器	14条(個別)-97 14条(個別)-137	単体_容器_15	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	15	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
915	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	容器(ウランポット)	容器(ウランポット)	—	14条(個別)-97 14条(個別)-137	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
916	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	容器(試験ペレット焼結トレイ)	容器(試験ペレット焼結トレイ)	製品・運搬容器	14条(個別)-97 14条(個別)-137	単体_容器_16	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	4	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
917	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	容器(試験用波板トレイ)	容器(試験用波板トレイ)	製品・運搬容器	14条(個別)-97 14条(個別)-137	単体_容器_17	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	5	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
918	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-138	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
919	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	—	堰	堰	防水区画構造物	14条(個別)-97	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)②	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
920	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	溢水防護設備	—	—	—	遮断弁	遮断弁	—	14条(個別)-97	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
921	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	冷却水設備	—	—	—	冷却水設備	冷却水設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-140	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
922	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	給排水衛生設備	—	—	—	工業用水設備	工業用水設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-142 14条(個別)-143	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
923	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	給排水衛生設備	—	—	—	飲料水設備	飲料水設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-142 14条(個別)-144	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
924	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	給排水衛生設備	—	—	—	給水処理設備	給水処理設備	—	14条(個別)-142 14条(個別)-145	—	—	屋外	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	再処理，廃棄物 (MOX従)	—
925	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	空調用冷水設備	—	—	—	空調用冷水設備	空調用冷水設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-147	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
926	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	空調用蒸気設備	—	—	—	空調用蒸気設備	空調用蒸気設備	—	14条-22 14条(個別)-97 14条(個別)-149	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
927	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	—	—	—	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	燃料油供給設備（蒸気供給設備）	—	14条(個別)-97 14条(個別)-151 14条(個別)-152 14条(個別)-153	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
928	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	窒素循環用冷却水設備	—	—	—	窒素循環用冷却水設備	窒素循環用冷却水設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-155	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
929	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	窒素ガス設備	—	—	—	窒素ガス設備	窒素ガス設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-157	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
930	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置） 主要弁	14条(個別)-97 14条(個別)-159	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
931	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	水素ガス漏えい検知器	水素ガス漏えい検知器	—	14条(個別)-97 14条(個別)-159	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
932	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス緊急遮断弁	混合ガス緊急遮断弁	—	14条(個別)-97 14条(個別)-159	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
933	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス製造装置	混合ガス製造装置	—	14条(個別)-159	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
934	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス充填装置	混合ガス充填装置	—	14条(個別)-159	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
935	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス供給装置	混合ガス供給装置	—	14条(個別)-159	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
936	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	アルゴンガス設備	—	—	—	アルゴンガス設備	アルゴンガス設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-161	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
937	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素ガス設備	—	—	—	水素ガス設備	水素ガス設備	—	14条(個別)-163	—	—	—	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
938	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	非管理区域換気空調設備	—	—	—	非管理区域換気空調設備	非管理区域換気空調設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-165	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
939	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	荷役設備	—	—	—	入出庫クレーン	入出庫クレーン	—	14条(個別)-97 14条(個別)-167	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
940	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	荷役設備	—	—	—	設備搬入用クレーン	設備搬入用クレーン	—	14条(個別)-97 14条(個別)-167	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
941	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	荷役設備	—	—	—	エレベータ	エレベータ	—	14条(個別)-97 14条(個別)-167	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第14条　安全機能を有する施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
942	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	荷役設備	—	—	—	垂直搬送機	垂直搬送機	—	14条(個別)-97 14条(個別)-167	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
943	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	—	—	—	選別･保管グローブボックス	選別･保管グローブボックス	核物質等取扱ボックス	14条(個別)-97 14条(個別)-169	単体_選別・保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
944	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-169 14条(個別)-170	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
945	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	—	—	—	—(選別作業室の選別エリア)	—(選別作業室の選別エリア)	—	14条(個別)-97 14条(個別)-169	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
946	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	—	—	—	—(廃油保管室の選別エリア)	—(廃油保管室の選別エリア)	—	14条(個別)-97 14条(個別)-169	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
947	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	選別･保管設備	—	—	—	—(廃棄物保管第1室の作業エリア)	—(廃棄物保管第1室の作業エリア)	—	14条(個別)-97 14条(個別)-169	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
948	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	ヘリウムガス設備	—	—	—	ヘリウムガス設備	ヘリウムガス設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-172	—	—	—	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
949	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	酸素ガス設備	—	—	—	酸素ガス設備	酸素ガス設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-172	—	—	—	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
950	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	圧縮空気供給設備	—	—	—	圧縮空気供給設備	圧縮空気供給設備	—	14条(個別)-97 14条(個別)-172	—	—	—	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	14条-8 14条-9 14条-10 14条-11 14条-12 14条-13 14条-14 14条-16 14条-17 14条-21 14条-22 14条(個別)-10 14条(個別)-18 14条(個別)-29 14条(個別)-43 14条(個別)-58 14条(個別)-65 14条(個別)-103 14条(個別)-123	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-12　各条における申請対象設備

（第 15 条：材料及び構造）

（第 31 条：材料及び構造）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第15条：材料及び構造）（第31条：材料及び構造）
添付２：申請対象設備リスト（第15条：材料及び構造）（第31条：材料及び構造）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第15条　材料及び構造」、「第31条　材料及び構造」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はないが，強度評価の対象となる管・容器について，共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」の抽出結果を踏まえて，対象を明確にする。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第15条　材料及び構造」、「第31条　材料及び構造」において、「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する機器はない。

また，「機能要求①に該当する設備」，「設置要求に該当する設備」においても，該当する機器はない。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第15条：材料及び構造）

（第31条：材料及び構造）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十五条・第三十一条 材料及び構造）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 8.設備に対する要求 8.3　材料及び構造 8.3.1　安全機能を有する施設 8.3.1.1　材料及び構造 　安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物(以下「支持構造物」という。)のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下「安全機能を有する施設の容器等」という。)の材料及び構造(主要な溶接部を含む。)は，施設時において，以下のとおりとし，その際，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」，圧力容器構造規格等に準拠し設計する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 （ＤＢ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1.概要 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.1 安全機能を有する施設の容器等の対象範囲	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造の基本方針の概要として，申請対象機器並びに強度計算の基本方針，計算方法の構成等について説明する。 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 【2.1 安全機能を有する施設の容器等の対象範囲】 安全機能を有する施設の容器等に該当する容器及び管並びに支持構造物の対象範囲について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1.概要 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.1 安全機能を有する施設の容器等の対象範囲	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造の基本方針の概要として，申請対象機器並びに強度計算の基本方針，計算方法の構成等について説明する。 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 【2.1 安全機能を有する施設の容器等の対象範囲】 安全機能を有する施設の容器等に該当する容器及び管並びに支持構造物の対象範囲について説明する。
2	8.3.1.1.1　材料 　安全機能を有する施設の容器等は，その使用される圧力，温度，荷重，接液する腐食性流体その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	機能要求②	安全機能を有する施設の容器等 ・グローブボックス排気設備(安重範囲) ・工程室排気設備(安重範囲) ・窒素循環設備(安重範囲) ・グローブボックス消火装置(安重範囲) ・分析済液処理装置グローブボックス(漏えい受皿) ・分析済液処理装置 ・非常用発電機(起動用空気槽)	設計方針 評価方法 評価 （ＤＢ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.1 安全機能を有する施設の容器等の材料 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.1 安全機能を有する施設の容器等の材料】 安全機能を有する施設の容器等の材料については，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮した材料を使用する設計とすることを説明する。 安全機能を有する施設の容器等に使用する材料の板厚については，腐食環境を考慮して腐食代を設定することを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気設備(安重範囲) 工程室排気設備(安重範囲) 窒素循環設備(安重範囲) グローブボックス消火装置(安重範囲) 分析済液処理装置グローブボックス(漏えい受皿) 分析済液処理装置	〈容器〉 〈核物質等取扱ボックス(漏えい受皿)〉 ・主要材料 〈主配管〉 ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.1 安全機能を有する施設の容器等の材料 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.1 安全機能を有する施設の容器等の材料】 安全機能を有する施設の容器等の材料については，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮した材料を使用する設計とすることを説明する。 安全機能を有する施設の容器等に使用する材料の板厚については，腐食環境を考慮して腐食代を設定することを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示
3	8.3.1.1.2　構造 　安全機能を有する施設の容器等(ダクト及び支持構造物は除く。)は，最高使用圧力，最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において，全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	機能要求②	安全機能を有する施設の容器等(ダクト及び支持構造物は除く。) ・グローブボックス消火装置(安重範囲) ・分析済液処理装置グローブボックス(漏えい受皿) ・分析済液処理装置 ・非常用発電機(起動用空気槽)	設計方針 評価方法 評価 （ＤＢ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造 2.2.3 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置の構造 (1) 技術基準規則第十五条第１項第１号，第２号及び第３号の要求事項 (2) 技術基準規則十五条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第一部　容器の強度計算方法 第二部　管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造】 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 【2.2.3 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置の構造】 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置については，設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定が技術基準規則第十五条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【2.2.3(1)技術基準規則第十五条第１項第１号，第２号及び第３号の要求事項】 技術基準規則第十五条の要求事項として，材料及び構造，主要な溶接部について説明する。 【2.2.3(2)技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の材料及び構造の規定の水準は同等であることから，グローブボックス消火装置が高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス消火装置(安重範囲) 分析済液処理装置グローブボックス(漏えい受皿) 分析済液処理装置	〈容器〉 〈核物質等取扱ボックス(漏えい受皿)〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造 2.2.3 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置の構造 (1) 技術基準規則第十五条第１項第１号，第２号及び第３号の要求事項 (2) 技術基準規則十五条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第一部　容器の強度計算方法 第二部　管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造】 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 【2.2.3 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置の構造】 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置については，設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定が技術基準規則第十五条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【2.2.3(1)技術基準規則第十五条第１項第１号，第２号及び第３号の要求事項】 技術基準規則第十五条の要求事項として，材料及び構造，主要な溶接部について説明する。 【2.2.3(2)技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の材料及び構造の規定の水準は同等であることから，グローブボックス消火装置が高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。
4	安全機能を有する施設の容器等のうちダクトは，設計条件において，延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	機能要求②	安全機能を有する施設の容器等のうちダクト ・グローブボックス排気設備(安重範囲) ・工程室排気設備(安重範囲) ・窒素循環設備(安重範囲)	設計方針 評価方法 （ＤＢ）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気設備(安重範囲) 工程室排気設備(安重範囲) 窒素循環設備(安重範囲)	〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針	

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十五条・第三十一条 材料及び構造）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 8.設備に対する要求 8.3　材料及び構造 8.3.1　安全機能を有する施設 8.3.1.1　材料及び構造 　安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物(以下「支持構造物」という。)のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下「安全機能を有する施設の容器等」という。)の材料及び構造(主要な溶接部を含む。)は，施設時において，以下のとおりとし，その際，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」，圧力容器構造規格等に準拠し設計する。	冒頭宣言	第２回申請と同一						－	－	－	－	－	－
2	8.3.1.1.1　材料 　安全機能を有する施設の容器等は，その使用される圧力，温度，荷重，接液する腐食性流体その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	機能要求②	○	－	非常用発電機(起動用空気槽)	〈容器〉 ・主要材料 〈主配管〉 ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.1 安全機能を有する施設の容器等の材料 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.1 安全機能を有する施設の容器等の材料】 安全機能を有する施設の容器等の材料については，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮した材料を使用する設計とすることを説明する。 安全機能を有する施設の容器等に使用する材料の板厚については，腐食環境を考慮して腐食代を設定することを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示	－	－	－	－	－	－
3	8.3.1.1.2　構造 　安全機能を有する施設の容器等(ダクト及び支持構造物は除く。)は，最高使用圧力，最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計条件」という。)において，全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	機能要求②	○	－	非常用発電機(起動用空気槽)	〈容器〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2.安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第一部　容器の強度計算方法 第二部　管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造】 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	－	－	－	－	－	－
4	安全機能を有する施設の容器等のうちダクトは，設計条件において，延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備（2項変更①）	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第2回申請 説明対象	第2回申請 申請対象設備（1項新規①）	第2回申請 申請対象設備（2項変更②）	第2回申請 仕様表	第2回申請 添付書類	第2回申請 添付書類における記載
5	安全機能を有する施設の容器等のうち支持構造物において、延性破断が生じない設計とする。	評価要求	安全機能を有する施設の容器等のうち支持構造物 ・グローブボックス排気設備 (安重範囲) ・工程室排気設備(安重範囲) ・窒素循環設備(安重範囲) ・グローブボックス消火装置 (安重範囲) ・分析済液処理装置 ・非常用発電機(起動用空気槽)	設計方針 （ＤＢ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1. 概要	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については、計算方法が耐震評価と同じであり、地震荷重が配管のみであることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。	—	—	—	—	—	○	—	グローブボックス排気設備(安重範囲) 工程室排気設備(安重範囲) 窒素循環設備(安重範囲) グローブボックス消火装置 (安重範囲) 分析済液処理装置	—	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1. 概要	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については、計算方法が耐震評価と同じであり、地震荷重が配管のみであることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。
6	安全機能を有する施設の容器等の伸縮継手は、設計条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。	評価要求	安全機能を有する施設の容器等に属する伸縮継手	設計方針 評価方法 （ＤＢ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については、材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等、常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として、強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については、材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等、常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として、強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。
7	安全機能を有する施設の容器等(ダクトは除く。)は、設計条件において、座屈が生じない設計とする。	機能要求②	安全機能を有する施設の容器等(ダクトは除く。) ・グローブボックス消火装置(安重範囲) ・分析済液処理装置グローブボックス(漏えい受皿) ・分析済液処理装置 ・非常用発電機(起動用空気槽)	設計方針 評価方法 評価 （ＤＢ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2. 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造 2.2.3 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置の構造 (1) 技術基準規則第十五条第１項第１号，第２号及び第３号の要求事項 (2) 技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 第一部　容器の強度計算方法 第二部　管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については、材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造】 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造については、「構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 【2.2.3 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置の構造】 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置については、設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定と技術基準規則第十五条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【2.2.3(1)技術基準規則第十五条第１項第１号，第２号及び第３号の要求事項】 技術基準規則第十五条の要求事項として，材料及び構造，主要な溶接部について説明する。 【2.2.3(2)技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の材料及び構造の水準は同等であることから，グローブボックス消火装置が高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等、常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として、強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	—	—	—	—	—	○	—	グローブボックス消火装置(安重範囲) 分析済液処理装置グローブボックス(漏えい受皿) 分析済液処理装置	<容器> ・核物質等取扱ボックス(漏えい受皿) ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 <配管> ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造 2.2.3 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置の構造 (1) 技術基準規則第十五条第１項第１号，第２号及び第３号の要求事項 (2) 技術基準規則十五条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 第一部　容器の強度計算方法 第二部　管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については、材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.2 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造】 安全機能を有する施設の容器等(グローブボックス消火装置を除く)の構造については、「構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 【2.2.3 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置の構造】 安全機能を有する施設の容器等のうちグローブボックス消火装置については、設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定と技術基準規則第十五条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【2.2.3(1)技術基準規則第十五条第１項第１号，第２号及び第３号の要求事項】 技術基準規則第十五条の要求事項として，材料及び構造，主要な溶接部について説明する。 【2.2.3(2)技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第十五条と高圧ガス保安法の材料及び構造の水準は同等であることから，グローブボックス消火装置が高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等、常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として、強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。
8	8.3.1.1.3　主要な溶接部 ・安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)であって安全機能を有する施設の容器等に属する加工第1種機器から加工第3種機器の溶接部は，次のとおりとする。 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の機等に有害な欠陥及び其その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 なお，上記の所要な溶接部は，使用前事業者検査により加工施設の技術基準に関する規則の解釈の「加工施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを確認する。	定義	安全機能を有する施設の容器等(加工第1種機器から加工第3種機器)	－ （工事の方法）	—	—	工事の方法で展開										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（公規定変更）	申請対象設備（工認審査）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（公規定変更）	申請対象設備（工認審査）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	安全機能を有する施設の容器等のうち支持構造物は，設計条件において，延性破断が生じない設計とする。	評価要求	○	－	非常用発電機（起動用空気槽）	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4. 概要	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「耐震性に関する説明書」によることを説明する。	－	－	－	－	－	－
6	安全機能を有する施設の容器等の伸縮継手は，設計条件で応力が繰り返し加わる場合において，疲労破壊が生じない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	安全機能を有する施設の容器等（ダクトは除く。）は，設計条件において，座屈が生じない設計とする。	機能要求②	○	－	非常用発電機（起動用空気槽）	〈容器〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 2. 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造 2.2.2 安全機能を有する施設の容器等（グローブボックス消火装置を除く）の構造 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 第一部　容器の強度計算方法 第二部　管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【2.2 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造】 安全機能を有する施設の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【2.2.2 安全機能を有する施設の容器等（グローブボックス消火装置を除く）の構造】 安全機能を有する施設の容器等（グローブボックス消火装置を除く）の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果（評価結果）を示す。	－	－	－	－	－	－
8	8.3.1.1.3　主要な溶接部 安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）であって安全機能を有する施設の容器等に属する加工第1種機器から加工第3種機器の溶接部は，次のとおりとする。 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の機強に有害な欠陥及び不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 なお，上記の所要な溶接部は，使用前事業者検査により加工施設の技術基準に関する規則の解釈の「加工施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを確認する。	定義	工事の方法で展開											

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	8.3.1.2　耐圧試験等 (1)　安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは，施設時において，次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。 　また，安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部のうち安全機能を有する施設の容器等に属するライニング型貯槽の溶接部は，発泡試験の減圧法に規定された圧力以上の圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 　なお，上記の耐圧試験又は漏えい試験は，加工施設の技術基準に関する規則の解釈の「加工施設の溶接の方法等について(別記)」，日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に準拠し実施する。 a.　内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は，機器の最高使用圧力を超え，かつ，機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。 b.　内部が大気圧未満になることにより，大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は，大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において，耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 　ただし，気圧により耐圧試験を行う場合(最高使用圧力が98kPa未満の場合を除く)であって，当該圧力に耐えることが確認された場合は，当該圧力を最高使用圧力までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 　最高使用圧力が98kPa未満の場合であって，気圧により耐圧試験を行う場合の試験圧力は，水圧による耐圧試験の場合と同じ圧力とする。	定義	安全機能を有する施設の容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開										
10	(2)　安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは，維持段階において，通常運転時における圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 　なお，漏えい試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」等に準拠し実施する。	定義	安全機能を有する施設の容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開										
11	8.3.2　重大事故等対処設備 8.3.2.1　材料及び構造 　重大事故等対処設備に属する容器及び管並びに支持構造物のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下「重大事故等対処設備の容器等」という。)の材料及び構造(主要な溶接部を含む。)は，施設時において，以下のとおりとし，その際，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」，圧力容器構造規格等に準拠し設計する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 （ＳＡ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1.概要 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.1 常設重大事故等対処設備の容器等の対象範囲 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の対象範囲	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造の基本方針の概要として，申請対象機器並びに強度計算の基本方針，計算方法の構成等について説明する。 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 【3.1 常設重大事故等対処設備の容器等の対象範囲】 常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器及び管並びに支持構造物の対象範囲について説明する。 【4.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の対象範囲】 可搬型重大事故等対処設備の容器等に属する容器及び管の対象範囲について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1.概要 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.1 常設重大事故等対処設備の容器等の対象範囲	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造の基本方針の概要として，申請対象機器並びに強度計算の基本方針，計算方法の構成等について説明する。 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 【3.1 常設重大事故等対処設備の容器等の対象範囲】 常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器及び管並びに支持構造物の対象範囲について説明する。
12	ただし，可搬型の重大事故等対処設備の容器等(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)であって，完成品は，以下によらず，消防法に基づく技術上の規格等一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認し，使用環境及び使用条件に対して，要求される強度を確保できる設計とする。	機能要求②	可搬型重大事故等対処設備の容器等 ・代替グローブボックス排気設備 ・軽油用タンクローリ ・可搬型放水砲 ・可搬型建屋外ホース	設計方針 評価方法 評価 （可搬型ＳＡ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 4.2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 1.概要 2.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法 (1)強度評価方法 (2)メーカ規格及び基準への適合性確認 3.強度評価書のフォーマット Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，以下のいずれかによる方針であることを説明する。 ・設計・建設規格のクラス3機器を参考にした評価 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認 【4.2.2 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度】 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品については，以下の評価方針とすることを説明する。 完成品は，一般産業用工業品の規格及び基準への適合性を確認するが，準拠する規格及び基準(「法令又は公的な規格」，「メーカ規格及び基準」)に応じて以下の事項を確認する。 ①適用される規格及び基準が妥当であること ②対象とする機器の材料が適切であること ③使用条件に対する強度 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 【1.概要】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法として，強度評価方法の構成について説明する。 【2.2(1)強度評価方法】 法令又は公的な規格への適合性確認として，以下の内容を確認することを説明する。 (a)対象とする機器の使用目的，使用環境と法令又は公的な規格の使用目的，想定している使用環境を比較し，準拠する規格及び基準が妥当であること (b-1)法令又は公的な規格に基づく機器に適切な材料が使用され，十分な強度を有する設計であること 【2.2(2)メーカ規格及び基準への適合性確認】 メーカ規格及び基準への適合性確認として，以下の内容を確認することを説明する。 (a)対象とする機器の使用目的，使用環境とメーカ規格及び基準の使用目的，想定している使用環境を比較し，準拠する規格及び基準が妥当であること (b-2)非常用発電装置(可搬型)を除くメーカ規格及び基準に基づく機器に適切な材料が使用され，十分な強度を有する設計であること (b-3)非常用発電装置(可搬型)が使用条件に対して十分な強度を有する設計であること 【3.強度評価書のフォーマット】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価書のフォーマットを示す。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十五条・第三十一条 材料及び構造）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	8.3.1.2 耐圧試験等 (1) 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは，施設時において，次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。 　また，安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部のうち安全機能を有する施設の容器等に属するライニング型貯槽の溶接部は，発泡試験の減圧法に規定された圧力以上の圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 　なお，上記の耐圧試験又は漏えい試験は，加工施設の技術基準に関する規則の解釈の「加工施設の溶接の方法等について(別記)」，日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に準拠し実施する。 a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は，機器の最高使用圧力を超え，かつ，機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。 b. 内部が大気圧未満になることにより，大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は，大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において，耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 　ただし，気圧により耐圧試験を行う場合(最高使用圧力が98kPa未満の場合を除く)であって，当該圧力に耐えることが確認された場合は，当該圧力を最高使用圧力までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 　最高使用圧力が98kPa未満の場合であって，気圧により耐圧試験を行う場合の試験圧力は，水圧による耐圧試験の場合と同じ圧力とする。	定義	工事の方法で展開											
10	(2) 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは，維持段階において，通常運転時における圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 　なお，漏えい試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」等に準拠し実施する。	定義	工事の方法で展開											
11	8.3.2 重大事故等対処設備 8.3.2.1 材料及び構造 　重大事故等対処設備に属する容器及び管並びに支持構造物のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下「重大事故等対処設備の容器等」という。)の材料及び構造(主要な溶接部を含む。)は，施設時において，以下のとおりとし，その際，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」，圧力容器構造規格等に準拠し設計する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1.概要 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.1 常設重大事故等対処設備の容器等の対象範囲 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の対象範囲	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造の基本方針の概要として，申請対象機器並びに強度計算の基本方針，計算方法の構成等について説明する。 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 【3.1 常設重大事故等対処設備の容器等の対象範囲】 常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器及び管並びに支持構造物の対象範囲について説明する。 【4.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の対象範囲】 可搬型重大事故等対処設備の容器等に属する容器及び管の対象範囲について説明する。	○	－	基本方針	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1.概要 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.1 常設重大事故等対処設備の容器等の対象範囲 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の対象範囲	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造の基本方針の概要として，申請対象機器並びに強度計算の基本方針，計算方法の構成等について説明する。 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 【3.1 常設重大事故等対処設備の容器等の対象範囲】 常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器及び管並びに支持構造物の対象範囲について説明する。 【4.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の対象範囲】 可搬型重大事故等対処設備の容器等に属する容器及び管の対象範囲について説明する。
12	ただし，可搬型の重大事故等対処設備の容器等(以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。)であって，完成品は，以下によらず，消防法に基づく技術上の規格等一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認し，使用環境及び使用条件に対して，要求される強度を確保できる設計とする。	機能要求②	○	－	代替グローブボックス排気設備	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 4.2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 1.概要 2.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法 (1)強度評価方法 (2)メーカ規格及び基準への適合性確認 3.強度評価書のフォーマット Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，以下のいずれかによる方針であることを説明する。 ・設計・建設規格のクラス3機器を参考にした評価 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認 【4.2.2 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度】 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品については，以下の評価方針とすることを説明する。 完成品は，一般産業用工業品の規格及び基準への適合性を確認するが，準拠する規格及び基準(「法令又は公的な規格」，「メーカ規格及び基準」)に応じて以下の事項を確認する。 ①適用される規格及び基準が妥当であること ②対象とする機器の材料が適切であること ③使用条件に対する強度 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 【1.概要】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法として，強度評価方法の構成について説明する。 【2.2(1)強度評価方法】 法令又は公的な規格への適合性確認として，以下の内容を確認することを説明する。 (a)対象とする機器の使用目的，使用環境と法令又は公的な規格の使用目的，想定している使用環境を比較し，準拠する規格及び基準が妥当であること (b-1)法令又は公的な規格に基づく機器に適切な材料が使用され，十分な強度を有する設計であること 【2.2(2)メーカ規格及び基準への適合性確認】 メーカ規格及び基準への適合性確認として，以下の内容を確認することを説明する。 (a)対象とする機器の使用目的，使用環境とメーカ規格及び基準の使用目的，想定している使用環境を比較し，準拠する規格及び基準が妥当であること (b-2)非常用発電装置(可搬型)を除くメーカ規格及び基準に基づく機器に適切な材料が使用され，十分な強度を有する設計であること (b-3)非常用発電装置(可搬型)が使用条件に対して十分な強度を有する設計であること 【3.強度評価書のフォーマット】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価書のフォーマットを示す。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	○	－	軽油用タンクローリ 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 4.2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 1.概要 2.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の強度評価方法 (1)強度評価方法 (2)メーカ規格及び基準への適合性確認 3.強度評価書のフォーマット Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，以下のいずれかによる方針であることを説明する。 ・設計・建設規格のクラス3機器を参考にした評価 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認 【4.2.2 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造及び強度】 可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品については，以下の評価方針とすることを説明する。 完成品は，一般産業用工業品の規格及び基準への適合性を確認するが，準拠する規格及び基準(「法令又は公的な規格」，「メーカ規格及び基準」)に応じて以下の事項を確認する。 ①適用される規格及び基準が妥当であること ②対象とする機器の材料が適切であること ③使用条件に対する強度 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 【1.概要】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法として，強度評価方法の構成について説明する。 【2.2(1)強度評価方法】 法令又は公的な規格への適合性確認として，以下の内容を確認することを説明する。 (a)対象とする機器の使用目的，使用環境と法令又は公的な規格の使用目的，想定している使用環境を比較し，準拠する規格及び基準が妥当であること (b-1)法令又は公的な規格に基づく機器に適切な材料が使用され，十分な強度を有する設計であること 【2.2(2)メーカ規格及び基準への適合性確認】 メーカ規格及び基準への適合性確認として，以下の内容を確認することを説明する。 (a)対象とする機器の使用目的，使用環境とメーカ規格及び基準の使用目的，想定している使用環境を比較し，準拠する規格及び基準が妥当であること (b-2)非常用発電装置(可搬型)を除くメーカ規格及び基準に基づく機器に適切な材料が使用され，十分な強度を有する設計であること (b-3)非常用発電装置(可搬型)が使用条件に対して十分な強度を有する設計であること 【3.強度評価書のフォーマット】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価書のフォーマットを示す。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十五条・第三十一条　材料及び構造）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	常設の重大事故等対処設備の容器等(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)のうち主要な溶接部である重大事故等対処設備の容器等に属する加工第1種機器から加工第3種機器の溶接部の耐圧試験は，母材と同等の方法，同じ試験圧力にて実施する。	定義	基本方針	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開										
14	8.3.2.1.1　材料 常設重大事故等対処設備の容器等は，その使用される圧力，温度，荷重，接液する腐食性流体その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	機能要求②	常設重大事故等対処設備の容器等 ・外部放出抑制設備 ・代替グローブボックス排気設備 ・重大事故等対処設備　排気モニタリング設備 ・遠隔消火装置 ・第1貯水槽 ・第2貯水槽 ・緊急時対策建屋加圧ユニット ・緊急時対策建屋換気設備	設計方針 評価方法 評価 （常設ＳＡ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の材料 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の材料】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料については，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮した材料を使用する設計とすることを説明する。 常設重大事故等対処設備の容器等に使用する材料の板厚については，重大事故等時における腐食環境を考慮してもその影響は十分小さいため腐食代は設定しないことを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	－	－	－	－	－	○	－	外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	〈主配管〉 ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の材料 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の材料】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料については，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮した材料を使用する設計とすることを説明する。 常設重大事故等対処設備の容器等に使用する材料の板厚については，重大事故等時における腐食環境を考慮してもその影響は十分小さいため腐食代は設定しないことを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。
15	可搬型重大事故等対処設備の容器等は，その使用される圧力，温度，荷重その他の使用条件に対して日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	機能要求②	可搬型重大事故等対処設備の容器等 ・代替グローブボックス排気設備 ・軽油用タンクローリ ・可搬型放水砲 ・可搬型建屋外ホース	設計方針 評価 （可搬型ＳＡ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 4.2.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，以下のいずれかによる方針であることを説明する。 ・設計・建設規格のクラス3機器を参考にした評価 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認 【4.2.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料については，以下のとおりとすることを説明する。 ・設計・建設規格を参考にして適切な材料を使用する設計 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合するものを使用する設計 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	常設の重大事故等対処設備の容器等(以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。)のうち主要な溶接部である重大事故対処設備の容器等に属する加工第1種機器から加工第3種機器の溶接部の耐圧試験は，母材と同等の方法，同じ試験圧力にて実施する。	定義	工事の方法で展開											
14	8.3.2.1.1　材料 常設重大事故等対処設備の容器等は，その使用される圧力，温度，荷重，接液する腐食性流体その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	機能要求②	○	－	遠隔消火装置	〈容器〉 ・主要材料 〈主配管〉 ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の材料 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の材料】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料については，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮した材料を使用する設計とすることを説明する。 常設重大事故等対処設備の容器等に使用する材料の板厚については，重大事故等時における腐食環境を考慮してもその影響は十分小さいため腐食代は設定しないことを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	○	－	第1貯水槽 第2貯水槽 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋換気設備	〈容器〉 ・主要材料 〈主配管〉 ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の材料 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.1 常設重大事故等対処設備の容器等の材料】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料については，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮した材料を使用する設計とすることを説明する。 常設重大事故等対処設備の容器等に使用する材料の板厚については，重大事故等時における腐食環境を考慮してもその影響は十分小さいため腐食代は設定しないことを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。
15	可搬型重大事故等対処設備の容器等は，その使用される圧力，温度，荷重その他の使用条件に対して日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	機能要求②	○	－	代替グローブボックス排気設備	〈容器〉 ・主要材料 〈主配管〉 ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 4.2.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，以下のいずれかによる方針であることを説明する。 ・設計・建設規格のクラス3機器を参考にした評価 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認 【4.2.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料については，以下のとおりとすることを説明する。 ・設計・建設規格を参考にして適切な材料を使用する設計 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合するものを使用する設計 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	○	－	軽油用タンクローリ 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	〈容器〉 ・主要材料 〈主配管〉 ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 4.2.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，以下のいずれかによる方針であることを説明する。 ・設計・建設規格のクラス3機器を参考にした評価 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認 【4.2.1 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料については，以下のとおりとすることを説明する。 ・設計・建設規格を参考にして適切な材料を使用する設計 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合するものを使用する設計 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備（2項変更①）	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第2回申請 説明対象	第2回申請 申請対象設備（1項新規①）	第2回申請 申請対象設備（2項変更②）	第2回申請 仕様表	第2回申請 添付書類	第2回申請 添付書類における記載
16	8.3.2.1.2　構造 重大事故等対処設備の容器等(常設のダクト及び支持構造物は除く。)は、設計条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	機能要求②	常設重大事故等対処設備の容器等(常設のダクト及び支持構造物は除く。) ・遠隔消火装置 ・第1貯水槽 ・第2貯水槽 ・緊急時対策建屋加圧ユニット ・緊急時対策建屋換気設備	設計方針 評価方法 評価 （常設ＳＡ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3. 常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等(遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除くもの)の構造 3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造 (1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項 (2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 第一部 容器の強度計算方法 第二部 管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については、材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等(遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除くもの)の構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の構造については、「構造等に関する設計方針」による評価を実施する。 【3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造】 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットについては、設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定が技術基準規則第三十一条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【3.2.3(1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項】 技術基準規則第三十一条の要求事項として、材料及び構造、主要な設備について説明する。 【3.2.3(2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の材料及び構造の規定の水準は同等であることから、遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットが高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等、常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として、強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として、「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項、記号の定義、計算式、計算書、フォーマット等)について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として、「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項、記号の定義、計算式、計算書、フォーマット等)について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	–	–	–	–	–	○	–	基本方針	–	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については、材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については、材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。
		機能要求③	可搬型重大事故等対処設備の容器等	設計方針 評価方法 （可搬型ＳＡ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4. 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 4.2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 (1)完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 1. 概要 2. 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 2.1 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 3. 強度評価書のフォーマット	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については、以下のいずれかによる方針であることを説明する。 ・設計・建設規格のクラス3機器を参考にした評価 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認 【4.2.2 (1)完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度】 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度については、以下の評価方針(①、②)とすることを説明する。 ①設計・建設規格に適合するものを使用する設計 ②設計・建設規格で考慮されている知見を参考としつつ、実条件を踏まえた耐圧試験により知見を有することが確認された型式のものを使用する設計 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等、常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として、強度計算方法の構成について説明する。 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 【1. 概要】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法として、強度評価方法の構成について説明する。 【2.1 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法】 耐圧試験による強度評価を実施する機器について、設計・建設規格で考慮されている知見を参考にしつつ、実条件を踏まえた耐圧試験を実施し、その結果の確認により強度評価を実施することを説明する。 【3. 強度評価書のフォーマット】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価書のフォーマットを示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請 説明対象	第３回申請 申請対象設備（2項変更③）	第３回申請 申請対象設備（1項新規②）	第３回申請 仕様表	第３回申請 添付書類	第３回申請 添付書類における記載	第４回申請 説明対象	第４回申請 申請対象設備（2項変更④）	第４回申請 申請対象設備（1項新規③）	第４回申請 仕様表	第４回申請 添付書類	第４回申請 添付書類における記載
16	8.3.2.1.2 構造 重大事故等対処設備の容器等（常設のダクト及び支持構造物は除く。）は，設計条件において，全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	機能要求②	○	－	遠隔消火装置	〈容器〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等（遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く）の構造 3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造 (1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項 (2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第一部 容器の強度計算方法 第二部 管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等（遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く）の構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施する。 【3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造】 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットについては，設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定が技術基準規則第三十一条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【3.2.3(1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項】 技術基準規則第三十一条の要求事項として，材料及び構造，主要な溶接部について説明する。 【3.2.3(2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の材料及び構造の規定の水準は同等であることから，遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットが高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果（評価結果）を示す。	○	－	第1貯水槽 第2貯水槽 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋換気設備	〈容器〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等（遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く）の構造 3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造 (1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項 (2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第一部 容器の強度計算方法 第二部 管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等（遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く）の構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施する。 【3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造】 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットについては，設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定が技術基準規則第三十一条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【3.2.3(1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項】 技術基準規則第三十一条の要求事項として，材料及び構造，主要な溶接部について説明する。 【3.2.3(2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の材料及び構造の規定の水準は同等であることから，遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットが高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果（評価結果）を示す。
		機能要求②	○	－	基本方針	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 4.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 4.2.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 (1)完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 1.概要 2.可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 2.1 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 3. 強度評価書のフォーマット	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【4.2 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，以下のいずれかによる方針であることを説明する。 ・設計・建設規格のクラス3機器を参考にした評価 ・完成品として一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認 【4.2.2 (1)完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度】 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造及び強度については，以下の評価方針（①，②）とすることを説明する。 ①設計・建設規格に適合するものを使用する設計 ②設計・建設規格で考慮されている裕度を参考としつつ，実条件を踏まえた耐圧試験により裕度を有することが確認された型式のものを使用する設計 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第三部 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 【1.概要】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法として，強度評価方法の構成について説明する。 【2.1 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法】 耐圧試験による強度評価を実施する機器について，設計・建設規格で考慮されている裕度を参考にしつつ，実条件を踏まえた耐圧試験を実施し，その結果の確認により強度評価を実施することを説明する。 【3. 強度評価書のフォーマット】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価書のフォーマットを示す。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2度変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2度変更②）	申請対象設備 （1度新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	常設重大事故等対処設備の容器等のうちダクトは，設計条件において，延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	機能要求②	常設重大事故等対処設備の容器等のうちダクト ・外部放出抑制設備 ・代替グローブボックス排気設備 ・重大事故等対処設備　排気モニタリング設備 ・緊急時対策建屋換気設備	設計方針 評価方法 （常設ＳＡ）	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1. 概要 3. 常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等（連隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く）の構造 3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち連隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造 (1) 技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項 (2) 技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 第一部 容器の強度計算方法 第二部 管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造の基本方針の概要として，申請対象機器ごとに強度計算の基本方針，計算方法の構成等について説明する。 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故等対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「耐 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る維持の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等（連隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く）の構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施する。 【3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち連隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造】 常設重大事故等対処設備の容器等のうち連隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットについては，設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定の技術基準規則第三十一条に照らして，十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【3.2.3(1) 技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項】 技術基準規則第三十一条の要求事項として，材料及び構造，主要な設備設計について説明する。 【3.2.3(2) 技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の材料及び構造の規定の水準は同等であることから，連隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットが高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る維持の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果（評価結果）を示す。	–	–	–	–	–	○	–	外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	（主配管） ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3. 常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等（連隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く）の構造 Ⅳ-2 強度計算方法 1. 概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等又は重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造の基本方針の概要として，申請対象機器ごとに強度計算の基本方針，計算方法の構成等について説明する。 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故等対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「耐 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る維持の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等（連隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く）の構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1. 概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る維持の設計方針について説明する。
18	常設重大事故等対処設備の容器等のうち支持構造物は，設計条件において，延性破断が生じない設計とする。	評価要求	常設重大事故等対処設備の容器等のうち支持構造物 ・外部放出抑制設備 ・代替グローブボックス排気設備 ・重大事故等対処設備　排気モニタリング設備 ・連隔消火装置 ・第1貯水槽 ・第2貯水槽 ・緊急時対策建屋換気設備	設計方針 （常設ＳＡ）			–	–	–	–	–	○	–	外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	–	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1. 概要									
19	常設重大事故等対処設備の容器等の伸縮継手は，設計条件で応力が繰り返し加わる場合において，疲労破壊が生じない設計とする。	評価要求	常設重大事故等対処設備の容器等に属する伸縮継手	設計方針 評価方法 （常設ＳＡ）			–	–	–	–	–	○	–	基本方針	–	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3. 常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造									
20	常設重大事故等対処設備の容器等（ダクトは除く。）は，設計条件において，座屈が生じない設計とする。	機能要求②	常設重大事故等対処設備に属する容器等（ダクトは除く。） ・連隔消火装置 ・第1貯水槽 ・第2貯水槽 ・緊急時対策建屋加圧ユニット ・緊急時対策建屋換気設備	設計方針 評価方法 評価 （常設ＳＡ）			–	–	–	–	–	○	–	基本方針	–	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3. 常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請 説明対象	第３回申請 申請対象設備(2項変更③)	第３回申請 申請対象設備(1項新規②)	第３回申請 仕様表	第３回申請 添付書類	第３回申請 添付書類における記載	第４回申請 説明対象	第４回申請 申請対象設備(2項変更④)	第４回申請 申請対象設備(1項新規③)	第４回申請 仕様表	第４回申請 添付書類	第４回申請 添付書類における記載
17	常設重大事故等対処設備の容器等のうちダクトは，設計条件において，延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋換気設備	〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等(遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く)の構造 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等(遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く)の構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。
18	常設重大事故等対処設備の容器等のうち支持構造物は，設計条件において，延性破断が生じない設計とする。	評価要求	○	－	遠隔消火装置	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1.概要	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。	○	－	第1貯水槽 第2貯水槽 緊急時対策建屋換気設備	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 1.概要	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等又は常設重大事故対処設備の容器等に属する支持構造物については，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。
19	常設重大事故等対処設備の容器等の伸縮継手は，設計条件で応力が繰り返し加わる場合において，疲労破壊が生じない設計とする。	評価要求	○	－	基本方針	－	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針		－	－	－	－	－	－
20	常設重大事故等対処設備の容器等(ダクトは除く。)は，設計条件において，座屈が生じない設計とする。	機能要求②	○	－	遠隔消火装置	〈容器〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等(遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く)の構造 3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造 (1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項 (2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第二部 管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等(遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く)の構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施する。 【3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造】 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットについては，設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定が技術基準規則第三十一条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【3.2.3(1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項】 技術基準規則第三十一条の要求事項として，材料及び構造，主要な溶接部について説明する。 【3.2.3(2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の材料及び構造の規定の水準は同等であることから，遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットが高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。	○	－	第1貯水槽 第2貯水槽 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋換気設備	〈容器〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 3.常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造 3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等(遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く)の構造 3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造 (1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項 (2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅳ-2 強度計算方法 1.概要 第一部 容器の強度計算方法 第二部 管の強度計算方法 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 Ⅳ-3 強度計算書	Ⅳ-1 強度計算の基本方針 【3.2 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造については，材料及び構造に係る細目の設計方針として定めた「構造等に関する設計方針」に基づく設計とすることを説明する。 【3.2.2 常設重大事故等対処設備の容器等(遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットを除く)の構造】 常設重大事故等対処設備の容器等の構造については，「構造等に関する設計方針」による評価を実施する。 【3.2.3 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットの構造】 常設重大事故等対処設備の容器等のうち遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットについては，設計時に準拠した高圧ガス保安法の規定が技術基準規則第三十一条に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があることを説明する。 【3.2.3(1)技術基準規則第三十一条第１項第１号及び第２号の要求事項】 技術基準規則第三十一条の要求事項として，材料及び構造，主要な溶接部について説明する。 【3.2.3(2)技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の規定の比較】 技術基準規則第三十一条と高圧ガス保安法の材料及び構造の規定の水準は同等であることから，遠隔消火装置及び緊急時対策建屋加圧ユニットが高圧ガス保安法に適合したものを使用する設計とすることを説明する。 Ⅳ-2 強度計算方法 【1.概要】 安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法の概要として，強度計算方法の構成について説明する。 第一部 容器の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する容器の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 第二部 管の強度計算方法 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等に属する管の強度計算として，「構造等に関する設計方針」に基づく強度計算方法(一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等)について説明する。 添付-1 容器等の材料及び構造に関する設計の基本方針 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造に係る細目の設計方針について説明する。 Ⅳ-3 強度計算書 各機器毎に十分な強度を有することの確認結果(評価結果)を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	8.3.2.1.3　主要な溶接部 　常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)である重大事故対処設備の容器等に属する加工第1種機器から加工第3種機器の溶接部は，次のとおりとする。 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による脆化が生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の機体に有害な欠陥が不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法及び溶接資格及びこれに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 　なお，上記の主要な溶接部は，使用前事業者検査により加工施設の技術基準に関する規則の解釈の「加工施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを確認する。	定義	常設重大事故等対処設備に属する容器等 (加工第1種機器から加工第3種機器)	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開										
22	8.3.2.2　耐圧試験等 (1)　重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは，施設時において，次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。 　また，常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部のうち重大事故等対処設備の容器等に属するライニング型貯槽の溶接部は，発泡試験の減圧法に規定された圧力以上の圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 　なお，上記の耐圧試験又は漏えい試験は，加工施設の技術基準に関する規則の解釈の「加工施設の溶接の方法等について（別記）」，日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に準拠し実施する。 ｉ．内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は，機器の最高使用圧力を超え，かつ，機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。 ｉｉ．内圧が大気圧未満になることにより，大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は，大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において，耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 　ただし，気圧により耐圧試験を行う場合(最高使用圧力が98kPa未満の場合を除く。)であって，当該圧力に耐えることが確認された場合は，当該圧力を最高使用圧力までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 　最高使用圧力が98kPa未満の場合であって，気圧により耐圧試験を行う場合の試験圧力は，水圧による試験の場合と同じ圧力とする。 　規定の圧力で耐圧試験又は漏えい試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 　可搬型の重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものであって，消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業用工業品の完成品は，上記によらず，運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	定義	重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開										
23	(2)　重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは，維持段階において，当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 　なお，漏えい試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」等に準拠し実施する。 　ただし，使用時における圧力で漏えい試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 　可搬型の重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものであって，消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業用工業品の完成品は，上記によらず，運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	定義	重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なもの	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（出荷変更②）	申請対象設備（工事前検査）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（出荷変更③）	申請対象設備（工事前検査）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	8.3.2.1.3　主要な溶接部 常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）である重大事故対処設備の容器等に属する加工第1種機器から加工第3種機器の溶接部は，次のとおりとする。 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による脆化が生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の機能に有害な欠陥が不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 なお，上記の主要な溶接部は，使用前事業者検査により加工施設の技術基準に関する規則の解釈の「加工施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを確認する。	定義	工事の方法で展開											
22	8.3.2.2　耐圧試験等 (1)　重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは，施設時において，次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。 　また，常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部のうち重大事故等対処設備の容器等に属するライニング型貯槽の溶接部は，発電試験の減圧法に規定された圧力以上の圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 　なお，上記の耐圧試験又は漏えい試験は，加工施設の技術基準に関する規則の解釈の「加工施設の溶接の方法等について（別記）」，日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に準拠し実施する。 a.　内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は，機器の最高使用圧力を超え，かつ，機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。 b.　内部が大気圧未満になることにより，大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は，大気圧と内圧との差の値を上回る圧力とする。この場合において，耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 　ただし，気圧により耐圧試験を行う場合（最高使用圧力が98kPa未満の場合を除く。）であって，当該圧力に耐えることが確認された場合は，当該圧力を最高使用圧力までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 　最高使用圧力が98kPa未満の場合であって，気圧により耐圧試験を行う場合の試験圧力は，水圧による試験の場合と同じ圧力とする。 　規定の圧力で耐圧試験又は漏えい試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 　可搬型の重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものであって，消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業用工業品の完成品は，上記によらず，運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	定義	工事の方法で展開											
23	(2)　重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものは，維持段階において，当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 　なお，漏えい試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」等に準拠し実施する。 　ただし，使用時における圧力で漏えい試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 　可搬型の重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち，MOX燃料加工施設の安全性を確保する上で重要なものであって，消防法に基づく技術上の規格等を満たす一般産業用工業品の完成品は，上記によらず，運転性能試験や目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	定義	工事の方法で展開											

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第15条：材料及び構造）

（第31条：材料及び構造）

申請対象設備リスト
（第15条，第31条　材料及び構造）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	15条-2 15条-4 15条-5 31条-14 31条-17 31条-18	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	15条-2 15条-4 15条-5 31条-14 31条-17 31条-18	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
469	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主配管（窒素循環系）	主配管	15条-2 15条-4 15条-5	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	B-1，B-4 /—※	—	—	※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は，基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス）））	主配管	15条-2 15条-4 15条-5 31条-14 31条-17 31条-18	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室）））	主配管	15条-2 15条-4 15条-5 31条-14 31条-17 31条-18	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第15条，第31条　材料及び構造）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	15条-2 15条-4 15条-5 31条-14 31条-17 31条-18	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
501	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	可搬型ダクト	可搬型ダクト	主配管	31条-12 31条-15	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)②	燃料加工建屋 外部保管エリア（屋外）	1式	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
621	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	グローブボックス消火装置	容器	15条-2 15条-3 15条-7	系統_グローブボックス消火装置_機器_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_機器_12 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
622	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	主配管（常設）（グローブボックス消火系）	主配管	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_グローブボックス消火装置_配管_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_配管_45 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/— C/—	—	—	—
644	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	遠隔消火装置	遠隔消火装置	容器	31条-14 31条-16 31条-20	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)④	燃料加工建屋	9	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
645	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	遠隔消火装置	主配管（常設）（遠隔消火系）	主配管	31条-14 31条-16 31条-18 31条-20	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)④	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
662	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	起動用空気槽	容器	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_非常用発電機_機器_5	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
701	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	軽油用タンクローリ	軽油用タンクローリ	容器	31条-12 31条-15	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(6)①	屋外	9	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
703	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	可搬型放水砲	可搬型放水砲	主配管	31条-12 31条-15	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(7)①	屋外	14	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
705	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	可搬型建屋外ホース	可搬型建屋外ホース	主配管	31条-12 31条-15	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(7)①	外部保管エリア（屋外）	1式	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
715	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第1貯水槽	第1貯水槽	容器	31条-14 31条-16 31条-18 31条-20	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第1保管庫・貯水所	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
716	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第2貯水槽	第2貯水槽	容器	31条-14 31条-16 31条-18 31条-20	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第2保管庫・貯水所	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
718	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型建屋外ホース	可搬型建屋外ホース	主配管	31条-12 31条-15	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	外部保管エリア（屋外）	1式	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
729	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	主配管	31条-14 31条-17 31条-18	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
730	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋加圧ユニット	緊急時対策建屋加圧ユニット	容器	31条-14 31条-16 31条-20	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
731	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	主配管	31条-14 31条-16 31条-18 31条-20	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
855	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	分析済液中和固液分離グローブボックス	核物質等取扱ボックス	15条-2 15条-3 15条-7	単体_分析設備_62	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
858	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	ろ過・第1活性炭処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	15条-2 15条-3 15条-7	単体_分析設備_63	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
860	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	分析済液中和槽	容器	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_1	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
861	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	中和液ろ過装置	ろ過装置	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_2	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
862	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	中和ろ液受槽	容器	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_3	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
863	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	遠心分離処理液受槽	容器	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_4	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
865	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	ろ過処理供給槽	容器	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_6	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
867	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1ろ過装置	ろ過装置	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_8	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
868	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2ろ過装置	ろ過装置	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_9	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
871	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理供給槽	容器	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_12	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
873	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理第1処理塔	ろ過装置	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_14	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
874	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理第2処理塔	ろ過装置	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_15	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
875	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第1活性炭処理液受槽	容器	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_16	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
877	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理供給槽	容器	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_18	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
879	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	第2活性炭処理塔	ろ過装置	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_機器_20	別紙2-2-5	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
889	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	主配管（分析済液処理系）	主配管	15条-2 15条-3 15条-5 15条-7	系統_分析済液処理装置_配管_1 ～ 系統_分析済液処理装置_配管_5	別紙2-2-5	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C※/—	—	—	※分析済液中和固液分離グローブボックス-ろ過・第1活性炭処理グローブボックス間及びろ過・第1活性炭処理グローブボックス-第2活性炭・吸着処理グローブボックス間は二重配管とし，外管は耐震Bクラスとする。

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-13　各条における申請対象設備

（第 16 条：搬送設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第16条：搬送設備）
添付２：申請対象設備リスト（第16条：搬送設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第16条　搬送設備」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第16条：搬送設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動は，容器等によるものとし，漏えい防止，臨界防止，落下防止，逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動は，容器等によるものとし，漏えい防止，臨界防止，落下防止，逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動は，容器等によるものとし，漏えい防止，臨界防止，落下防止，逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。
2	混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。以下，「搬送設備」という。）は，核燃料物質を搬送する能力として必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	成形施設，被覆施設，組立施設，核燃料物質の貯蔵施設，その他加工設備の附属施設（小規模試験設備）の内，MOX粉末及びペレットを収納する容器，燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備	基本方針 設計方針（容量）	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。以下，「搬送設備」という。）は，核燃料物質を搬送する能力として必要な容量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	○	スタック編成設備，スタック乾燥設備，燃料棒検査設備，燃料棒収容設備，燃料棒加工工程搬送設備，燃料集合体組立工程搬送設備，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備	挿入溶接設備，燃料棒検査設備，燃料棒解体設備，燃料集合体組立設備，梱包・出荷設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，ウラン貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備	＜搬送設備（臨界管理）＞ ・容量 ＜搬送設備（遮蔽設備）＞ ・容量	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。以下，「搬送設備」という。）は，核燃料物質を搬送する能力として必要な容量を有する設計とする。
3	搬送設備は，グローブボックス等の閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止，落下防止又は転倒防止のための機構を設ける設計とする。	機能要求①	成形施設，被覆施設，組立施設，核燃料物質の貯蔵施設，その他加工設備の附属施設（小規模試験設備） （興建搬送台車，ローラコンベア，クレーン及びリフタ等）	基本方針 設計方針（核燃料物質の落下防止）	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.1　成形施設 3.2　被覆施設 3.3　組立施設 3.4　核燃料物質の貯蔵施設 3.5　その他加工設備の附属施設	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・搬送設備は，グローブボックス等の閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止，落下防止又は転倒防止のための機構を設ける設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・搬送設備における共通の落下防止対策についてまとめて記載する。 【3.1　成形施設】 ・成形施設における落下防止対策について記載する。 【3.2　被覆施設】 ・被覆施設における落下防止対策について記載する。 【3.3　組立施設】 ・組立施設における落下防止対策について記載する。 【3.4　核燃料物質の貯蔵施設】 ・核燃料物質の貯蔵施設における落下防止対策について記載する。 【3.5　その他加工設備の附属施設】 ・その他加工設備の附属施設における落下防止対策について記載する。	－	－	－	－	－	○	スタック編成設備，スタック乾燥設備，燃料棒検査設備，燃料棒収容設備，燃料棒加工工程搬送設備，燃料集合体組立工程搬送設備，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備	挿入溶接設備，燃料棒検査設備，燃料棒解体設備，燃料集合体組立設備，梱包・出荷設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，ウラン貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.2　被覆施設 3.3　組立施設 3.4　核燃料物質の貯蔵施設	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・搬送設備は，グローブボックス等の閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止，落下防止又は転倒防止のための機構を設ける設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・搬送設備における共通の落下防止対策についてまとめて記載する。 【3.2　被覆施設】 ・被覆施設における落下防止対策について記載する。 【3.3　組立施設】 ・組立施設における落下防止対策について記載する。 【3.4　核燃料物質の貯蔵施設】 ・核燃料物質の貯蔵施設における落下防止対策について記載する。
4	グローブボックス内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器は，逸走，落下又は転倒によりグローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止及び転倒防止並びに容器の落下防止，逸走防止及び転倒防止の構造又は機構を設ける設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（GB内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器）	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針	【2.　基本方針】 ・グローブボックス内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器は，逸走，落下又は転倒によりグローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止及び転倒防止並びに容器の落下防止，逸走防止及び転倒防止の構造又は機構を設ける設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・MOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器及び容器の落下を防止する設計について記載する。	－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針	【2.　基本方針】 ・グローブボックス内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器は，逸走，落下又は転倒によりグローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止及び転倒防止並びに容器の落下防止，逸走防止及び転倒防止の構造又は機構を設ける設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・MOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器及び容器の落下を防止する設計について記載する。
5	混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体は，仮に落下しても破損しない高さ以下で取り扱う設計とする。	機能要求①	成形施設，被覆施設，組立施設，核燃料物質の貯蔵施設の内，混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体を取り扱う設備	基本方針 設計方針（取扱い高さに関する設計）	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.1　成形施設 3.2　被覆施設 3.3　組立施設 3.4　核燃料物質の貯蔵施設	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体は，仮に落下しても破損しない高さ以下で取り扱う設計とする。 【3.1　成形施設】 ・混合酸化物貯蔵容器の取扱い高さについて記載する。 【3.2　被覆施設】 ・燃料棒の取扱い高さについて記載する。 【3.3　組立施設】 ・燃料集合体の取扱い高さについて記載する。 ・燃料集合体の取扱い高さについて記載する。 【3.4　核燃料物質の貯蔵施設】 ・燃料棒の取扱い高さについて記載する。	－	－	－	－	－	○	燃料棒検査設備，燃料棒収容設備，燃料棒加工工程搬送設備，燃料集合体組立工程搬送設備，燃料棒貯蔵設備	挿入溶接設備，燃料棒検査設備，燃料棒解体設備，燃料集合体組立設備，梱包・出荷設備，燃料棒貯蔵設備	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.2　被覆施設 3.3　組立施設 3.4　核燃料物質の貯蔵施設	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体は，仮に落下しても破損しない高さ以下で取り扱う設計とする。 【3.2　被覆施設】 ・燃料棒の取扱い高さについて記載する。 【3.3　組立施設】 ・燃料棒の取扱い高さについて記載する。 ・燃料集合体の取扱い高さについて記載する。 【3.4　核燃料物質の貯蔵施設】 ・燃料棒の取扱い高さについて記載する。
6	搬送設備は，核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の核燃料物質を安全に保持する設計とする。	機能要求①	成形施設，被覆施設，組立施設，核燃料物質の貯蔵施設，その他加工設備の附属施設（小規模試験設備）の内，MOX粉末及びペレットを収納する容器，燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備	基本方針 設計方針（動力供給停止時の核燃料物質の保持）	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・搬送設備は，核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の核燃料物質を安全に保持する設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・搬送設備の動力の供給が停止した場合の落下防止対策について記載する。	－	－	－	－	－	○	スタック編成設備，スタック乾燥設備，燃料棒検査設備，燃料棒収容設備，燃料棒加工工程搬送設備，燃料集合体組立工程搬送設備，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備	挿入溶接設備，燃料棒検査設備，燃料棒解体設備，燃料集合体組立設備，梱包・出荷設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，ウラン貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・搬送設備は，核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の核燃料物質を安全に保持する設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・搬送設備の動力の供給が停止した場合の落下防止対策について記載する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	MOX燃料加工施設における核燃料物質の工程内及び工程間の移動は，容器等によるものとし，漏えい防止，臨界防止，落下防止，逸走防止及び転倒防止のための適切な設計を行う。	冒頭宣言	第２回申請と同一						－	－	－	－	－	－
2	混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。以下，「搬送設備」という。）は，核燃料物質を搬送する能力として必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	○	貯蔵容器受入設備，一次混合設備，二次混合設備，分析試料採取設備，スクラップ処理設備，粉末調整工程搬送設備，圧縮成形設備，研削設備，ペレット検査設備，ペレット加工工程搬送設備	貯蔵容器受入設備，ウラン受入設備，原料粉末受払設備，原料MOX粉末加取出設備，二次混合設備，スクラップ処理設備，粉末調整工程搬送設備，圧縮成形設備，焼結設備，ペレット検査設備，ペレット加工工程搬送設備，小規模試験設備	＜搬送設備（臨界管理）＞ ・容量 ＜搬送設備（遮蔽設備）＞ ・容量	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。以下，「搬送設備」という。）は，核燃料物質を搬送する能力として必要な容量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－
3	搬送設備は，グローブボックス等の閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止，落下防止又は転倒防止のための機構を設ける設計とする。	機能要求①	○	貯蔵容器受入設備，一次混合設備，二次混合設備，分析試料採取設備，スクラップ処理設備，粉末調整工程搬送設備，圧縮成形設備，研削設備，ペレット検査設備，ペレット加工工程搬送設備	貯蔵容器受入設備，ウラン受入設備，原料粉末受払設備，原料MOX粉末加取出設備，二次混合設備，スクラップ処理設備，粉末調整工程搬送設備，圧縮成形設備，焼結設備，ペレット検査設備，ペレット加工工程搬送設備，小規模試験設備	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針 3.1　成形施設 3.2　被覆施設 3.3　組立施設 3.4　核燃料物質の貯蔵施設 3.5　その他加工設備の附属施設	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・搬送設備は，グローブボックス等の閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止，落下防止又は転倒防止のための機構を設ける設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・搬送設備における共通の落下防止対策についてまとめて記載する。 【3.1　成形施設】 ・成形施設における落下防止対策について記載する。 【3.2　被覆施設】 ・被覆施設における落下防止対策について記載する。 【3.3　組立施設】 ・組立施設における落下防止対策について記載する。 【3.4　核燃料物質の貯蔵施設】 ・核燃料物質の貯蔵施設における落下防止対策について記載する。 【3.5　その他加工設備の附属施設】 ・その他加工設備の附属施設における落下防止対策について記載する。	－	－	－	－	－	－
4	グローブボックス内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器は，逸走，落下又は転倒によりグローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止及び転倒防止並びに容器の落下防止，逸走防止及び転倒防止の構造又は機構を設ける設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針	【2.　基本方針】 ・グローブボックス内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器は，逸走，落下又は転倒によりグローブボックスの閉じ込めに影響を及ぼさないよう，逸走防止及び転倒防止並びに容器の落下防止，逸走防止及び転倒防止の構造又は機構を設ける設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・MOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器及び容器の落下を防止する設計について記載する。	－	－	－	－	－	－
5	混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体は，仮に落下しても破損しない高さ以下で取り扱う設計とする。	機能要求①	○	貯蔵容器受入設備	貯蔵容器受入設備，原料粉末受払設備	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.1　成形施設 3.2　被覆施設 3.3　組立施設 3.4　核燃料物質の貯蔵施設	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・混合酸化物貯蔵容器，燃料棒及び燃料集合体は，仮に落下しても破損しない高さ以下で取り扱う設計とする。 【3.1　成形施設】 ・混合酸化物貯蔵容器の取扱い高さについて記載する。 【3.2　被覆施設】 ・燃料棒の取扱い高さについて記載する。 【3.3　組立施設】 ・燃料棒の取扱い高さについて記載する。 ・燃料集合体の取扱い高さについて記載する。 【3.4　核燃料物質の貯蔵施設】 ・燃料棒の取扱い高さについて記載する。	－	－	－	－	－	－
6	搬送設備は，核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の核燃料物質を安全に保持する設計とする。	機能要求①	○	貯蔵容器受入設備，一次混合設備，二次混合設備，分析試料採取設備，スクラップ処理設備，粉末調整工程搬送設備，圧縮成形設備，研削設備，ペレット検査設備，ペレット加工工程搬送設備	貯蔵容器受入設備，ウラン受入設備，原料粉末受払設備，原料MOX粉末加取出設備，二次混合設備，スクラップ処理設備，粉末調整工程搬送設備，圧縮成形設備，焼結設備，ペレット検査設備，ペレット加工工程搬送設備，小規模試験設備	－	V-1-1-12　搬送設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 3.　施設の詳細設計方針	【1.　概要】 ・搬送設備に関する説明書の概要について記載する。 【2.　基本方針】 ・搬送設備は，核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合，核燃料物質の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の核燃料物質を安全に保持する設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 ・搬送設備の動力の供給が停止した場合の落下防止対策について記載する。	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第16条：搬送設備）

申請対象設備リスト
（第16条　搬送設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
24	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	洞道搬送台車	洞道搬送台車	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_貯蔵容器受入設備_1	別紙2-3(1)	貯蔵容器搬送用洞道	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	再処理 (MOX主)	—
25	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	受渡天井クレーン	受渡天井クレーン	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_貯蔵容器受入設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
27	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	貯蔵容器受入設備	—	—	—	保管室クレーン	保管室クレーン	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_貯蔵容器受入設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
29	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	ウラン受入設備	—	—	—	ウラン粉末缶受払移載装置	ウラン粉末缶受払移載装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ウラン受入設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
30	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	ウラン受入設備	—	—	—	ウラン粉末缶受払搬送装置	ウラン粉末缶受払搬送装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ウラン受入設備_2 単体_ウラン受入設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
34	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	貯蔵容器受払装置	貯蔵容器受払装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_原料粉末受払設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
36	加工施設 本体	成形施設	原料粉末受入工程	原料粉末受払設備	—	—	—	ウラン粉末払出装置	ウラン粉末払出装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_原料粉末受払設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
39	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	原料MOX粉末缶取出設備	—	—	—	原料MOX粉末缶取出装置	原料MOX粉末缶取出装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_原料ＭＯＸ粉末缶取出設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
41	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	原料MOX粉末秤量･分取装置	原料MOX粉末秤量･分取装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_一次混合設備_1 単体_一次混合設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
43	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置	ウラン粉末･回収粉末秤量･分取装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_一次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
45	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置	予備混合装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_一次混合設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
47	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	一次混合装置	一次混合装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_一次混合設備_9 単体_一次混合設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
51	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	一次混合粉末秤量･分取装置	一次混合粉末秤量･分取装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_二次混合設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
53	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	ウラン粉末秤量･分取装置	ウラン粉末秤量･分取装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_二次混合設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	C-1/—	—	—	—
55	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置	均一化混合装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_二次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
57	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置	造粒装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_二次混合設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
59	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置	添加剤混合装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_二次混合設備_9 単体_二次混合設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
61	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	原料MOX分析試料採取装置	原料MOX分析試料採取装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_分析試料採取設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
63	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	分析試料採取設備	—	—	—	分析試料採取･詰替装置	分析試料採取･詰替装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_分析試料採取設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
65	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･詰替装置	回収粉末処理･詰替装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
67	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末微粉砕装置	回収粉末微粉砕装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
69	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置	回収粉末処理･混合装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
71	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ焙焼処理装置	再生スクラップ焙焼処理装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
73	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	再生スクラップ受払装置	再生スクラップ受払装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
80	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
81	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
82	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-3	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
83	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-4	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
84	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-5	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第16条　搬送設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
85	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	容器移送装置	容器移送装置-6	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ処理設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
95	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
96	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
97	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-3	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
98	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-4	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
99	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-5	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
100	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	原料粉末搬送装置	原料粉末搬送装置-6	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
103	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	再生スクラップ搬送装置	再生スクラップ搬送装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_40	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
107	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	添加剤混合粉末搬送装置	添加剤混合粉末搬送装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_43	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
122	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
123	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
124	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-3	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
125	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-4	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
126	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-5	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
127	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-6	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
128	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-7	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
129	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-8	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
130	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-9	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
131	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-11	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
132	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-13	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
133	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-14	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
134	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-16	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
135	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-19	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
136	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	粉末調整工程搬送設備	—	—	—	調整粉末搬送装置	調整粉末搬送装置-20	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末調整工程搬送設備_25	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
139	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(粉末取扱部)	プレス装置(粉末取扱部)	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
143	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	空焼結ﾎﾞｰﾄ取扱装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_圧縮成形設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
145	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	グリーンペレット積込装置	グリーンペレット積込装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_圧縮成形設備_4 単体_圧縮成形設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
147	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート供給装置	焼結ボート供給装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_焼結設備_13 単体_焼結設備_17 単体_焼結設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
148	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉	機械装置（焼結・乾燥装置）	16条-2 16条-3 16条-6	単体_焼結設備_1 単体_焼結設備_2 単体_焼結設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
151	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結ボート取出装置	焼結ボート取出装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_焼結設備_15 単体_焼結設備_19 単体_焼結設備_23	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	3	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
156	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	焼結ペレット供給装置	焼結ペレット供給装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_研削設備_1 単体_研削設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
160	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	研削設備	—	—	—	研削粉回収装置	研削粉回収装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_研削設備_5 単体_研削設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
164	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	ペレット検査設備	—	—	—	仕上がりペレット収容装置	仕上がりペレット収容装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット検査設備_3 単体_ペレット検査設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第16条　搬送設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
166	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット検 査設備	—	—	—	ペレット立会検査装置	ペレット立会検査装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット検査設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
220	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
221	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-3	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
222	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-4	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
223	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-5	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
224	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-6	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
225	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-7	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
226	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-8	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
227	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-9	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
228	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2除く）	焼結ボート搬送装置-10	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
229	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	焼結ボート搬送装置（搬送装置-2）	焼結ボート搬送装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
244	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_68	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
245	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_69	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
249	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	ペレット加 工工程搬送 設備	—	—	—	回収粉末容器搬送装置	回収粉末容器搬送装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット加工工程搬送 設備_64	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/ —	—	—	—
252	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック編 成設備	—	—	—	波板トレイ取出装置	波板トレイ取出装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スタック編成設備_1 単体_スタック編成設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
253	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック編 成設備	—	—	—	スタック編成装置	スタック編成装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スタック編成設備_3 単体_スタック編成設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
254	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック編 成設備	—	—	—	スタック収容装置	スタック収容装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スタック編成設備_4 単体_スタック編成設備_8	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
256	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック編 成設備	—	—	—	空乾燥ボート取扱装置	空乾燥ボート取扱装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スタック編成設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
258	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	乾燥ボート供給装置	乾燥ボート供給装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スタック乾燥設備_1 単体_スタック乾燥設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
261	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	スタック乾 燥設備	—	—	—	乾燥ボート取出装置	乾燥ボート取出装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スタック乾燥設備_4 単体_スタック乾燥設備_9	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
266	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	スタック供給装置	スタック供給装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_挿入溶接設備_2 単体_挿入溶接設備_15	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
274	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	挿入溶接装置(被覆管取扱部) 挿入溶接装置(スタック取扱部) 挿入溶接装置(燃料棒溶接部)	挿入溶接装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_挿入溶接設備_6 単体_挿入溶接設備_19	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
276	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	除染装置	除染装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_挿入溶接設備_10 単体_挿入溶接設備_23	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
278	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	挿入溶接設 備	—	—	—	汚染検査装置	汚染検査装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_挿入溶接設備_12 単体_挿入溶接設備_25	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
279	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	ヘリウムリーク検査装置	ヘリウムリーク検査装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒検査設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
280	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	X線検査装置	X線検査装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒検査設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
281	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	ロッドスキャニング装置	ロッドスキャニング装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒検査設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
282	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	外観寸法検査装置	外観寸法検査装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒検査設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
283	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	燃料棒移載装置	燃料棒移載装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒検査設備_6	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B，B-1/—	—	—	※ゲートは 安重
284	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工 工程	燃料棒検査 設備	—	—	—	燃料棒立会検査装置	燃料棒立会検査装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒検査設備_5	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B-1/—	—	—	※ゲートは 安重

申請対象設備リスト
（第16条　搬送設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
286	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	燃料棒収容装置	燃料棒収容装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒収容設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
287	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	燃料棒供給装置	燃料棒供給装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒収容設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重 ※	—	B, B-1/—	—	—	※ゲートは安重
288	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒収容設備	—	—	—	貯蔵マガジン移載装置	貯蔵マガジン移載装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒収容設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B, B-1/—	—	—	—
291	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒解体設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
307	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	ペレット保管容器搬送装置	ペレット保管容器搬送装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒加工工程搬送設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
322	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	乾燥ボート搬送装置	乾燥ボート搬送装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒加工工程搬送設備_14	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
323	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒加工工程搬送設備	—	—	—	燃料棒搬送装置	燃料棒搬送装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒加工工程搬送設備_29	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B, B-1/—	—	—	—
325	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	マガジン編成装置	マガジン編成装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料集合体組立設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
328	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料集合体組立設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
334	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立工程搬送設備	—	—	—	組立クレーン	組立クレーン	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料集合体組立工程搬送設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
335	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立工程搬送設備	—	—	—	リフタ	リフタ	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料集合体組立工程搬送設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
336	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	貯蔵梱包クレーン	貯蔵梱包クレーン	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_梱包・出荷設備_6	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
339	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	梱包天井クレーン	梱包天井クレーン	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_梱包・出荷設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
340	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	容器移載装置	容器移載装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_梱包・出荷設備_3	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
341	加工施設 本体	組立施設	梱包出荷工程	梱包・出荷設備	—	—	—	保管室天井クレーン	保管室天井クレーン	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_梱包・出荷設備_5	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
347	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
350	核燃料物質の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン粉末缶入出庫装置	ウラン粉末缶入出庫装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ウラン貯蔵設備_1 単体_ウラン貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
371	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管搬送装置	粉末一時保管搬送装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_粉末一時保管設備_13（13-1，13-2，13-3，13-4）	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
386	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
387	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
392	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
393	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
394	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-3	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
395	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-4	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
396	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-5	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—
397	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-6	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1, B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第16条　搬送設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
398	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-7	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
399	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-8	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_ペレット一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
416	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器入出庫装置	スクラップ保管容器入出庫装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
419	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
420	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_スクラップ貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
436	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器入出庫装置	ペレット保管容器入出庫装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
439	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-1	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
440	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-2	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_製品ペレット貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
446	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	貯蔵マガジン入出庫装置	貯蔵マガジン入出庫装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒貯蔵設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
447	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン燃料棒収容装置	ウラン燃料棒収容装置	搬送装置	16条-2 16条-3 16条-5 16条-6	単体_燃料棒貯蔵設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
901	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置	小規模粉末混合装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_小規模試験設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
903	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置	小規模プレス装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_小規模試験設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
905	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	16条-2 16条-3 16条-6	単体_小規模試験設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
911	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置	小規模研削検査装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_小規模試験設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
913	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置	資材保管装置	機械装置	16条-2 16条-3 16条-6	単体_小規模試験設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	16条-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-14　各条における申請対象設備

（第 17 条：核燃料物質の貯蔵施設）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第17条：核燃料物質の貯蔵施設）
添付２：申請対象設備リスト（第17条：核燃料物質の貯蔵施設）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第17条　核燃料物質の貯蔵施設」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第17条：核燃料物質の貯蔵施設）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十七条 核燃料物質の貯蔵施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	4.核燃料物質の貯蔵施設 核燃料物質の貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	第1回申請と同一					
2	貯蔵施設は，原料粉末を受け入れてから成形，被覆，組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 MOX燃料加工施設のうち，核燃料物質の貯蔵施設は各工程間の貯蔵を行う設計とする。	○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 MOX燃料加工施設のうち，核燃料物質の貯蔵施設は各工程間の貯蔵を行う設計とする。
3	貯蔵施設は，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	貯蔵容器一時保管設備，ウラン貯蔵設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備，燃料集合体貯蔵設備，ウラン貯蔵エリア，グローブボックス負圧・温度監視設備，ウラン輸送容器一時保管エリア，燃料棒受入一時保管エリア，燃料集合体輸送容器一時保管エリア	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮	【3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・貯蔵施設は燃料加工建屋内に設置する設計とする。	○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	○	貯蔵容器一時保管設備，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備	ウラン貯蔵設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，燃料集合体貯蔵設備	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮	【3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・貯蔵施設は燃料加工建屋内に設置する設計とする。
4	貯蔵施設は，各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために，必要な容量を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	貯蔵容器一時保管設備，ウラン貯蔵設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備，燃料集合体貯蔵設備，ウラン貯蔵エリア，ウラン輸送容器一時保管エリア，燃料棒受入一時保管エリア，燃料集合体輸送容器一時保管エリア	基本方針 設計方針（容量）	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮	【2.基本方針】 各工程において核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する設計とする。 【3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・核燃料物質の貯蔵施設での最大貯蔵能力は，年間最大処理能力及び各工程の設備の稼働に必要な容量等を考慮し，必要な容量を有する設計とする。	○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	○	貯蔵容器一時保管設備，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備	ウラン貯蔵設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，燃料集合体貯蔵設備	＜ラック/ピット/棚＞ ・容量	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針	【3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・核燃料物質の貯蔵施設での最大貯蔵能力は，年間最大処理能力及び各工程の設備の稼働に必要な容量等を考慮し，必要な容量を有する設計とする。
5	また，燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設は，建屋排気設備又はグローブボックス排気設備で換気することにより崩壊熱を適切に除去する設計とする。 なお，換気設備に係る設計方針については，第２章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	機能要求①	主配管（建屋排気系） 建屋排風機 主配管（グローブボックス排気系） グローブボックス排風機	基本方針 設計方針（崩壊熱除去に関する設計）	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 2.基本方針 4.崩壊熱除去のための考慮 4.1　通常運転時における評価 4.1.1　評価方法 4.1.2　評価条件 4.1.3　評価結果	【2.基本方針】 核燃料物質の貯蔵施設は，核燃料物質の崩壊熱を適切に除去するため，建屋換気設備又はグローブボックス排気設備を設ける設計とする。 【4.崩壊熱除去のための考慮】 【4.1　通常運転時における評価】 【4.1.1　評価方法】 崩壊熱除去の妥当性確認方法について，設計換気風量と必要換気風量の比較で確認する。 【4.1.2　評価条件】 崩壊熱除去の妥当性確認に必要な換気風量の算出に用いる前提条件について説明する。 【4.1.3　評価結果】 崩壊熱除去の妥当性確認結果について説明する。	○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	○	－	主配管（建屋排気系） 建屋排風機 主配管（グローブボックス排気系） グローブボックス排風機	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 2.基本方針 4.崩壊熱除去のための考慮 4.1　通常運転時における評価 4.1.1　評価方法 4.1.2　評価条件 4.1.3　評価結果	【2.基本方針】 核燃料物質の貯蔵施設は，核燃料物質の崩壊熱を適切に除去するため，建屋換気設備又はグローブボックス排気設備を設ける設計とする。 【4.崩壊熱除去のための考慮】 【4.1　通常運転時における評価】 【4.1.1　評価方法】 崩壊熱除去の妥当性確認方法について，設計換気風量と必要換気風量の比較で確認する。 【4.1.2　評価条件】 崩壊熱除去の妥当性確認に必要な換気風量の算出に用いる前提条件について説明する。 【4.1.3　評価結果】 崩壊熱除去の妥当性確認結果について説明する。
6	4.1 主要な設備の系統構成 貯蔵施設は，貯蔵容器一時保管設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，ウラン貯蔵設備，ウラン貯蔵エリア，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備，燃料集合体貯蔵設備，ウラン輸送容器一時保管エリア，燃料棒受入一時保管エリア及び燃料集合体輸送容器一時保管エリアで構成する。 また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮	【3.1 核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・貯蔵施設は，各工程間に設置された，貯蔵設備によって構成する。また，貯蔵施設のうち，グローブボックス内に設置される貯蔵設備については，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮	【3.1 核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・貯蔵施設は，各工程間に設置された，貯蔵設備によって構成する。また，貯蔵施設のうち，グローブボックス内に設置される貯蔵設備については，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。
7	(1)貯蔵容器一時保管設備 貯蔵容器一時保管設備は，再処理施設から受け入れた混合酸化物貯蔵容器及び再処理施設へ返却する混合酸化物貯蔵容器(再処理施設と共用(以下同じ。))を保管する設計とする。 貯蔵容器一時保管設備は，一時保管ピットで構成する。 貯蔵容器一時保管設備は，混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）(再処理施設と共用(以下同じ。))を取り扱う設計とする。	設置要求	貯蔵容器一時保管設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.1　貯蔵容器一時保管設備	【3.1.1　貯蔵容器一時保管設備】 貯蔵容器一時保管設備の仕様	－	－	－	－	－	○	貯蔵容器一時保管設備	－	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.1　貯蔵容器一時保管設備	【3.1.1　貯蔵容器一時保管設備】 貯蔵容器一時保管設備の仕様
8	混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）は，再処理施設と共用する。共用する混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）は，共用によって仕様（種類，容量及び主要材料），遮蔽設計，閉じ込め機能及び臨界安全の方法に変更はないため，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	粉末缶 混合酸化物貯蔵容器	設計方針（共用）	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.1　貯蔵容器一時保管設備	【3.1.1　貯蔵容器一時保管設備】 ・粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器は，再処理施設と共用する。共用する混合酸化物貯蔵容器及び粉末缶は，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－
9	(2)原料MOX粉末缶一時保管設備 原料MOX粉末缶一時保管設備は，原料MOX粉末を収納した容器（粉末缶）を次工程へ払い出すまで保管する設計とする。 原料MOX粉末缶一時保管設備は，原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス，原料MOX粉末缶一時保管装置及び原料MOX粉末缶一時保管搬送装置で構成する。	設置要求	原料MOX粉末缶一時保管設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.2　原料MOX粉末缶一時保管設備	【3.1.2　原料MOX粉末缶一時保管設備】 原料MOX粉末缶一時保管設備の仕様	－	－	－	－	－	○	－	原料MOX粉末缶一時保管設備	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.2　原料MOX粉末缶一時保管設備	【3.1.2　原料MOX粉末缶一時保管設備】 原料MOX粉末缶一時保管設備の仕様
10	(3)ウラン貯蔵設備 ウラン貯蔵設備は，原料ウラン粉末又は粉末混合のための未使用のウラン合金ボールを次工程へ払い出すまで貯蔵する設計とする。また，試験に用いたウランを貯蔵する設計とする。 ウラン貯蔵設備は，ウラン貯蔵棚，ウラン粉末缶貯蔵容器（最大128基）及びウラン粉末缶入出庫装置で構成する。なお，ウラン粉末缶貯蔵容器の基数は最大128基とし，これを超えないことを保安規定に定めて，管理する。 ウラン貯蔵設備は，収納パレット（676基）及び容器（ウラン粉末缶）を取り扱う設計とする。	設置要求 運用要求	ウラン貯蔵設備 施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.3　ウラン貯蔵設備	【3.1.3　ウラン貯蔵設備】 ウラン貯蔵設備の仕様	－	－	－	－	－	○	－	ウラン貯蔵設備 施設共通　基本設計方針	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.3　ウラン貯蔵設備	【3.1.3　ウラン貯蔵設備】 ウラン貯蔵設備の仕様
11	(4)粉末一時保管設備 粉末一時保管設備は，原料ウラン粉末，予備混合した粉末，一次混合した粉末，二次混合した粉末，均一化混合した粉末，造粒した粉末，添加剤混合した粉末又は回収粉末を次工程へ払い出すまで容器（Ｊ60，Ｊ85又はＵ85）に収納し保管する設計とする。また，スクラップを収納したＣＳ・ＲＳ保管ポットをＳ缶バスケット又は１缶バスケットに積載し保管する設計とする。 粉末一時保管設備は，粉末一時保管装置グローブボックス，粉末一時保管装置及び粉末一時保管搬送装置で構成する。 粉末一時保管設備は，容器（Ｊ60，Ｊ85，Ｕ85，５缶バスケット，１缶バスケット，ＣＳ・ＲＳ保管ポット，ＣＳ・ＲＳ回収ポット及び先行試験ポット）を取り扱う設計とする。	設置要求	粉末一時保管設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.4　粉末一時保管設備	【3.1.4　粉末一時保管設備】 粉末一時保管設備の仕様	－	－	－	－	－	○	粉末一時保管設備	－	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.4　粉末一時保管設備	【3.1.4　粉末一時保管設備】 粉末一時保管設備の仕様

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十七条 核燃料物質の貯蔵施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	4.核燃料物質の貯蔵施設 核燃料物質の貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」，「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
2	貯蔵施設は，原料粉末を受け入れてから成形，被覆，組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
3	貯蔵施設は，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針	【3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・貯蔵施設は燃料加工建屋内に設置する設計とする。	○	－	ウラン貯蔵エリア，ウラン輸送容器一時保管エリア，燃料棒受入一時保管エリア，燃料集合体輸送容器一時保管エリア	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針	【3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・貯蔵施設は燃料加工建屋内に設置する設計とする。
4	貯蔵施設は，各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために，必要な容量を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	ウラン貯蔵エリア，ウラン輸送容器一時保管エリア，燃料棒受入一時保管エリア，燃料集合体輸送容器一時保管エリア	＜保管・廃棄エリア＞ ・容量 ・主要寸法	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針	【3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮】 ・核燃料物質の貯蔵施設での最大貯蔵能力は，年間最大処理能力及び各工程の設備の稼働に必要な容量等を考慮し，必要な容量を有する設計とする。
5	また，燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設は，建屋排気設備又はグローブボックス排気設備で換気することにより崩壊熱を適切に除去する設計とする。 なお，換気設備に係る設計方針については，第２章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	4.1 主要な設備の系統構成 貯蔵施設は，貯蔵容器一時保管設備，原料MOX粉末缶一時保管設備，ウラン貯蔵設備，ウラン貯蔵エリア，粉末一時保管設備，ペレット一時保管設備，スクラップ貯蔵設備，製品ペレット貯蔵設備，燃料棒貯蔵設備，燃料集合体貯蔵設備，ウラン輸送容器一時保管エリア，燃料棒受入一時保管エリア及び燃料集合体輸送容器一時保管エリアで構成する。 また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
7	（1）貯蔵容器一時保管設備 貯蔵容器一時保管設備は，再処理施設から受け入れた混合酸化物貯蔵容器及び再処理施設へ返却する混合酸化物貯蔵容器(再処理施設と共用(以下同じ。))を保管する設計とする。 貯蔵容器一時保管設備は，一時保管ピットで構成する。 貯蔵容器一時保管設備は，混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）(再処理施設と共用(以下同じ。))を取り扱う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）は，再処理施設と共用する，共用する混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）は，共用によって仕様（種類，容量及び主要材料），遮蔽設計，閉じ込め機能及び臨界安全の方法に変更はないため，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	粉末缶 混合酸化物貯蔵容器	－	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.1　貯蔵容器一時保管設備	【3.1.1　貯蔵容器一時保管設備】 ・粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器は，再処理施設と共用する。共用する混合酸化物貯蔵容器及び粉末缶は，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
9	（2）原料MOX粉末缶一時保管設備 原料MOX粉末缶一時保管設備は，原料MOX粉末を収納した容器（粉末缶）を次工程へ払い出すまで保管する設計とする。 原料MOX粉末缶一時保管設備は，原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス，原料MOX粉末缶一時保管装置及び原料MOX粉末缶一時保管搬送装置で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	（3）ウラン貯蔵設備 ウラン貯蔵設備は，原料ウラン粉末又は粉末混合のための未使用のウラン合金ボールを次工程へ払い出すまで貯蔵する設計とする。また，試験に用いたウランを貯蔵する設計とする。 ウラン貯蔵設備は，ウラン貯蔵棚，ウラン粉末缶貯蔵容器（最大128基）及びウラン粉末缶入出庫装置で構成する。なお，ウラン粉末缶貯蔵容器の基数は最大128基とし，これを超えないことを保安規定に定めて，管理する。 ウラン貯蔵設備は，収納パレット（676基）及び容器（ウラン粉末缶）を取り扱う設計とする。	設置要求 運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	（4）粉末一時保管設備 粉末一時保管設備は，原料ウラン粉末，予備混合した粉末，一次混合した粉末，二次混合した粉末，均一化混合した粉末，造粒した粉末，添加剤混合した粉末又は回収粉末を次工程へ払い出すまで容器（Ｊ60，Ｊ85又はＵ85）に収納し保管する設計とする。また，スクラップを収納したＣＳ・ＲＳ保管ポットを５缶バスケット又は１缶バスケットに積載し保管する設計とする。 粉末一時保管設備は，粉末一時保管装置グローブボックス，粉末一時保管装置及び粉末一時保管搬送装置で構成する。 粉末一時保管設備は，容器（Ｊ60，Ｊ85，Ｕ85，５缶バスケット，１缶バスケット，ＣＳ・ＲＳ保管ポット，ＣＳ・ＲＳ回収ポット及び先行試験ポット）を取り扱う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十七条 核燃料物質の貯蔵施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	(5)ペレット一時保管設備 ペレット一時保管設備は，グリーンペレット，焼結したペレット，ＣＳペレット又は規格外ペレットを次工程へ払い出すまで保管する設計とする。 ペレット一時保管設備は，ペレット一時保管棚グローブボックス，ペレット一時保管棚，焼結ボート入出庫装置，焼結ボート受渡装置グローブボックス及び焼結ボート受渡装置で構成する。 ペレット一時保管設備は，収納パレット及び容器（焼結ボート，先行試験焼結ボート，スクラップ焼結ボート及び規格外ペレット保管容器）を取り扱う設計とする。	設置要求	ペレット一時保管設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.5　ペレット一時保管設備	【3.1.5　ペレット一時保管設備】 ペレット一時保管設備の仕様	－	－	－	－	－	○	ペレット一時保管設備	－	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.5　ペレット一時保管設備	【3.1.5　ペレット一時保管設備】 ペレット一時保管設備の仕様
13	(6)スクラップ貯蔵設備 スクラップ貯蔵設備は，９缶バスケットに収納されたＣＳ粉末若しくはＣＳペレット又はＲＳ粉末若しくはＲＳペレットを貯蔵する設計とする。また，規格外ペレットを規格外ペレット保管容器に収納し貯蔵する設計とする。さらに，試験に用いたウランを貯蔵する設計とする。 スクラップ貯蔵設備は，スクラップ貯蔵棚グローブボックス，スクラップ貯蔵棚，スクラップ保管容器入出庫装置，スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス及びスクラップ保管容器受渡装置で構成する。 スクラップ貯蔵設備は，収納パレット及び容器（パレット保管容器，９缶バスケット，規格外ペレット保管容器及びＣＳ・ＲＳ保管ポット）を取り扱う設計とする。	設置要求	スクラップ貯蔵設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.6　スクラップ貯蔵設備	【3.1.6　スクラップ貯蔵設備】 スクラップ貯蔵設備の仕様	－	－	－	－	－	○	スクラップ貯蔵設備	－	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.6　スクラップ貯蔵設備	【3.1.6　スクラップ貯蔵設備】 スクラップ貯蔵設備の仕様
14	(7)製品ペレット貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備は，製品ペレット，規格外ペレット又はペレット保存試料を貯蔵する設計とする。それぞれのペレットは，ペレット保管容器又はペレット保存試料保管容器に収納し貯蔵する。 製品ペレット貯蔵設備は，製品ペレット貯蔵棚グローブボックス，製品ペレット貯蔵棚，ペレット保管容器入出庫装置，ペレット保管容器受渡装置グローブボックス，ペレット保管容器受渡装置で構成する。 製品ペレット貯蔵設備は，収納パレット及び容器（ペレット保管容器及びペレット保存試料保管容器）を取り扱う設計とする。	設置要求	製品ペレット貯蔵設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.7　製品ペレット貯蔵設備	【3.1.7　製品ペレット貯蔵設備】 製品ペレット貯蔵設備の仕様	－	－	－	－	－	○	製品ペレット貯蔵設備	－	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.7　製品ペレット貯蔵設備	【3.1.7　製品ペレット貯蔵設備】 製品ペレット貯蔵設備の仕様
15	(8)燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵設備は，MOX燃料棒，ウラン燃料棒又は被覆管を貯蔵する設計とする。また，MOX燃料棒，ウラン燃料棒及び被覆管は，貯蔵マガジンに収納し貯蔵する。 燃料棒貯蔵設備は，燃料棒貯蔵棚，貯蔵マガジン入出庫装置及びウラン燃料棒収容装置で構成する。 なお，ウラン燃料棒は外部より受け入れ貯蔵する。	設置要求	燃料棒貯蔵設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.8　燃料棒貯蔵設備	【3.1.8　燃料棒貯蔵設備】 燃料棒貯蔵設備の仕様	－	－	－	－	－	○	燃料棒貯蔵設備	－	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.8　燃料棒貯蔵設備	【3.1.8　燃料棒貯蔵設備】 燃料棒貯蔵設備の仕様
16	(9)燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備は，組立施設で組み立て，検査後の燃料集合体を組立施設の梱包出荷工程の梱包・出荷設備に供給するまで貯蔵する設計とする。燃料集合体は，燃料集合体貯蔵チャンネルに収納し貯蔵する。 燃料集合体貯蔵設備は，燃料集合体貯蔵チャンネルで構成する。	設置要求	燃料集合体貯蔵設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.9　燃料集合体貯蔵設備	【3.1.9　燃料集合体貯蔵設備】 燃料集合体貯蔵設備の仕様	－	－	－	－	－	○	－	燃料集合体貯蔵設備	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.9　燃料集合体貯蔵設備	【3.1.9　燃料集合体貯蔵設備】 燃料集合体貯蔵設備の仕様
17	(10)グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.10　グローブボックス負圧・温度監視設備	【3.1.10　グローブボックス負圧・温度監視設備】 グローブボックス負圧・温度監視設備の仕様	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－
18	(11)ウラン貯蔵エリア ウラン貯蔵エリアは，原料ウラン粉末，ウラン合金ボール又は試験に用いたウランをウラン粉末缶に収納し，そのウラン粉末缶をウラン粉末缶貯蔵容器に収納した状態で貯蔵する設計とする。	設置要求	ウラン貯蔵エリア	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.11　ウラン貯蔵エリア	【3.1.11　ウラン貯蔵エリア】 ウラン貯蔵エリアの仕様	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－
19	(12)ウラン輸送容器一時保管エリア ウラン輸送容器一時保管エリアは，原料ウラン粉末又はウラン合金ボールをウラン粉末缶に収納し，そのウラン粉末缶をウラン粉末缶輸送容器に収納した状態で保管する設計とする。	設置要求	ウラン輸送容器一時保管エリア	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.12　ウラン輸送容器一時保管エリア	【3.1.12　ウラン輸送容器一時保管エリア】 ウラン輸送容器一時保管エリアの仕様	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－
20	(13)燃料棒受入一時保管エリア 燃料棒受入一時保管エリアは，ウラン燃料棒をウラン燃料棒用輸送容器の内容器に収納し，その内容器をウラン燃料棒用輸送容器に収納した状態で保管する設計とする。	設置要求	燃料棒受入一時保管エリア	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.13　燃料棒受入一時保管エリア	【3.1.13　燃料棒受入一時保管エリア】 燃料棒受入一時保管エリアの仕様	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－
21	(14)燃料集合体輸送容器一時保管エリア 燃料集合体輸送容器一時保管エリアは，燃料集合体を燃料集合体用輸送容器に収納した状態で保管する設計とする。	設置要求	燃料集合体輸送容器一時保管エリア	基本方針	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.14　燃料集合体輸送容器一時保管エリア	【3.1.14　燃料集合体輸送容器一時保管エリア】 燃料集合体輸送容器一時保管エリアの仕様	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	(5)ペレット一時保管設備 ペレット一時保管設備は，グリーンペレット，焼結したペレット，ＣＳペレット又は規格外ペレットを次工程へ払い出すまで保管する設計とする。 ペレット一時保管設備は，ペレット一時保管棚グローブボックス，ペレット一時保管棚，焼結ボート入出庫装置，焼結ボート受渡装置グローブボックス及び焼結ボート受渡装置で構成する。 ペレット一時保管設備は，収納パレット及び容器（焼結ボート，先行試験焼結ボート，スクラップ焼結ボート及び規格外ペレット保管容器）を取り扱う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	(6)スクラップ貯蔵設備 スクラップ貯蔵設備は，９缶バスケットに収納されたＣＳ粉末若しくはＣＳペレット又はＲＳ粉末若しくはＲＳペレットを貯蔵する設計とする。また，規格外ペレットを規格外ペレット保管容器に収納し貯蔵する設計とする。さらに，試験に用いたウランを貯蔵する設計とする。 スクラップ貯蔵設備は，スクラップ貯蔵棚グローブボックス，スクラップ貯蔵棚，スクラップ保管容器入出庫装置，スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス及びスクラップ保管容器受渡装置で構成する。 スクラップ貯蔵設備は，収納パレット及び容器（ペレット保管容器，９缶バスケット，規格外ペレット保管容器及びＣＳ・ＲＳ保管ポット）を取り扱う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	(7)製品ペレット貯蔵設備 製品ペレット貯蔵設備は，製品ペレット，規格外ペレット又はペレット保存試料を貯蔵する設計とする。それぞれのペレットは，ペレット保管容器又はペレット保存試料保管容器に収納し貯蔵する。 製品ペレット貯蔵設備は，製品ペレット貯蔵棚グローブボックス，製品ペレット貯蔵棚，ペレット保管容器入出庫装置，ペレット保管容器受渡装置グローブボックス，ペレット保管容器受渡装置で構成する。 製品ペレット貯蔵設備は，収納パレット及び容器（ペレット保管容器及びペレット保存試料保管容器）を取り扱う設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	(8)燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵設備は，MOX燃料棒，ウラン燃料棒又は被覆管を貯蔵する設計とする。また，MOX燃料棒，ウラン燃料棒及び被覆管は，貯蔵マガジンに収納し貯蔵する。 燃料棒貯蔵設備は，燃料棒貯蔵棚，貯蔵マガジン入出庫装置及びウラン燃料棒収容装置で構成する。 なお，ウラン燃料棒は外部より受け入れ貯蔵する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	(9)燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備は，組立施設で組み立て，検査後の燃料集合体を組立施設の梱包出荷工程の梱包・出荷設備に供給するまで貯蔵する設計とする。燃料集合体は，燃料集合体貯蔵チャンネルに収納し貯蔵する。 燃料集合体貯蔵設備は，燃料集合体貯蔵チャンネルで構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	(10)グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.10　グローブボックス負圧・温度監視設備	【3.1.10　グローブボックス負圧・温度監視設備】 グローブボックス負圧・温度監視設備の仕様	－	－	－	－	－	－
18	(11)ウラン貯蔵エリア ウラン貯蔵エリアは，原料ウラン粉末，ウラン合金ボール又は試験に用いたウランをウラン粉末缶に収納し，そのウラン粉末缶をウラン粉末缶貯蔵容器に収納した状態で貯蔵する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ウラン貯蔵エリア	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.11　ウラン貯蔵エリア	【3.1.11　ウラン貯蔵エリア】 ウラン貯蔵エリアの仕様
19	(12)ウラン輸送容器一時保管エリア ウラン輸送容器一時保管エリアは，原料ウラン粉末又はウラン合金ボールをウラン粉末缶に収納し，そのウラン粉末缶をウラン粉末缶輸送容器に収納した状態で保管する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ウラン輸送容器一時保管エリア	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.12　ウラン輸送容器一時保管エリア	【3.1.12　ウラン輸送容器一時保管エリア】 ウラン輸送容器一時保管エリアの仕様
20	(13)燃料棒受入一時保管エリア 燃料棒受入一時保管エリアは，ウラン燃料棒をウラン燃料棒用輸送容器の内容器に収納し，その内容器をウラン燃料棒用輸送容器に収納した状態で保管する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料棒受入一時保管エリア	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.13　燃料棒受入一時保管エリア	【3.1.13　燃料棒受入一時保管エリア】 燃料棒受入一時保管エリアの仕様
21	(14)燃料集合体輸送容器一時保管エリア 燃料集合体輸送容器一時保管エリアは，燃料集合体を燃料集合体用輸送容器に収納した状態で保管する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料集合体輸送容器一時保管エリア	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1　核燃料物質の貯蔵施設の設計上の考慮 3.1.14　燃料集合体輸送容器一時保管エリア	【3.1.14　燃料集合体輸送容器一時保管エリア】 燃料集合体輸送容器一時保管エリアの仕様

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第17条：核燃料物質の貯蔵施設）

申請対象設備リスト
（第17条　核燃料物質の貯蔵施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
342	核燃料物質の貯蔵施設	—	貯蔵容器一時保管設備	—	—	—	—	一時保管ピット	一時保管ピット	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-7	単体_貯蔵容器一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-3/—	—	—	—
343	核燃料物質の貯蔵施設	—	貯蔵容器一時保管設備	—	—	—	—	混合酸化物貯蔵容器	混合酸化物貯蔵容器	製品・運搬容器	17条-3 17条-7 17条-8	単体_容器_1	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	490	4	新設	安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
344	核燃料物質の貯蔵施設	—	貯蔵容器一時保管設備	—	—	—	—	容器(粉末缶)	容器(粉末缶)	製品・運搬容器	17条-3 17条-7 17条-8	単体_容器_2	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	1720	4	新設	非安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
345	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-9	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
346	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置	原料MOX粉末缶一時保管装置	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-9	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
347	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	原料MOX粉末缶一時保管搬送装置	搬送装置	17条-3 17条-9	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
348	核燃料物質の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン貯蔵棚	ウラン貯蔵棚	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-10	単体_ウラン貯蔵設備_3 単体_ウラン貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
349	核燃料物質の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン粉末缶貯蔵容器	ウラン粉末缶貯蔵容器	—	17条-3 17条-10	—	—	燃料加工建屋	128	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
350	核燃料物質の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン粉末缶入出庫装置	ウラン粉末缶入出庫装置	搬送装置	17条-3 17条-10	単体_ウラン貯蔵設備_1 単体_ウラン貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
351	核燃料物質の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット	—	17条-3 17条-10	—	—	燃料加工建屋	676	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
352	核燃料物質の貯蔵施設	—	ウラン貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ウラン粉末缶)	容器(ウラン粉末缶)	—	17条-3 17条-10	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
353	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-11	単体_粉末一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
354	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-11	単体_粉末一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
355	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-11	単体_粉末一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
356	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-11	単体_粉末一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
357	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-11	単体_粉末一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
358	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-6	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-11	単体_粉末一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
359	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置1	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
360	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置2	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
361	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置3	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
362	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置4	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
363	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置5	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
364	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置6	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
365	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置7	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第17条　核燃料物質の貯蔵施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
366	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置8	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
367	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置9	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
368	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置10	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
369	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置11	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
370	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置12	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-11	単体_粉末一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
371	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管搬送装置	粉末一時保管搬送装置	搬送装置	17条-3 17条-11	単体_粉末一時保管設備_13（13-1，13-2，13-3，13-4）	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
372	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(J60)	容器(J60)	製品・運搬容器	17条-3 17条-11	単体_容器_3	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	30	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
373	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(J85)	容器(J85)	製品・運搬容器	17条-3 17条-11	単体_容器_4	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	46	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
374	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(U85)	容器(U85)	—	17条-3 17条-11	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
375	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(5缶バスケット)	容器(5缶バスケット)	製品・運搬容器	17条-3 17条-11	単体_容器_5	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	8	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
376	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(1缶バスケット)	容器(1缶バスケット)	製品・運搬容器	17条-3 17条-11	単体_容器_6	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
377	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(CS･RS保管ポット)	容器(CS･RS保管ポット)	製品・運搬容器	17条-3 17条-11	単体_容器_7	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	1944	2	新設	非安重	—	—/—	主：粉末一時保管設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—
378	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(CS･RS回収ポット)	容器(CS･RS回収ポット)	—	17条-3 17条-11	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
379	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	容器(先行試験ポット)	容器(先行試験ポット)	製品・運搬容器	17条-3 17条-11	単体_容器_8	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
380	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-12	単体_ペレット一保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
381	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
382	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
383	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-1	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
384	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-2	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
385	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-3	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
386	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-1	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
387	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート入出庫装置	焼結ボート入出庫装置-2	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
388	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
389	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
390	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_19	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第17条　核燃料物質の貯蔵施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
391	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置グローブボックス	焼結ボート受渡装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_20	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
392	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-1	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
393	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-2	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
394	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-3	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
395	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-4	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
396	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-5	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
397	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-6	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
398	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-7	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
399	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	焼結ボート受渡装置	焼結ボート受渡装置-8	搬送装置	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
400	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット-1	製品・運搬容器	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	188	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
401	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット-2	製品・運搬容器	17条-3 17条-12	単体_ペレット一時保管設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
402	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	容器(焼結ボート)	容器(焼結ボート)	製品・運搬容器	17条-3 17条-12	単体_容器_9	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	192	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
403	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	容器(先行試験焼結ボート)	容器(先行試験焼結ボート)	製品・運搬容器	17条-3 17条-12	単体_容器_8	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
404	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	容器(スクラップ焼結ボート)	容器(スクラップ焼結ボート)	製品・運搬容器	17条-3 17条-12	単体_容器_10	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	6	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
405	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	容器(規格外ペレット保管容器)	容器(規格外ペレット保管容器)	製品・運搬容器	17条-3 17条-12	単体_容器_11	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	—/—	主：スクラップ貯蔵設備 副：ペレット一時保管設備	—	—
406	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
407	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
408	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
409	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
410	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚グローブボックス	スクラップ貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
411	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
412	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
413	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
414	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
415	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
416	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器入出庫装置	スクラップ保管容器入出庫装置	搬送装置	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第17条　核燃料物質の貯蔵施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
417	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
418	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス	スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
419	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-1	搬送装置	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
420	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ保管容器受渡装置	スクラップ保管容器受渡装置-2	搬送装置	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
421	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	収納ﾊﾟﾚｯﾄ	収納パレット	製品・運搬容器	17条-3 17条-13	単体_スクラップ貯蔵設備_16	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	210	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
422	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ﾍﾟﾚｯﾄ保管容器)	容器(ペレット保管容器)	製品・運搬容器	17条-3 17条-13	単体_容器_12	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	297	2	新設	非安重	—	—/—	主：製品ペレット貯蔵設備 副：スクラップ貯蔵設備	—	—
423	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(9缶ﾊﾞｽｹｯﾄ)	容器(9缶バスケット)	製品・運搬容器	17条-3 17条-13	単体_容器_13	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	210	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
424	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(規格外ﾍﾟﾚｯﾄ保管容器)	容器(規格外ペレット保管容器)	製品・運搬容器	17条-3 17条-13	単体_容器_11	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	—/—	主：スクラップ貯蔵設備 副：ペレット一時保管設備	—	—
425	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	容器(CS･RS保管ﾎﾟｯﾄ)	容器(CS･RS保管ポット)	製品・運搬容器	17条-3 17条-13	単体_容器_7	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	1944	2	新設	非安重	—	—/—	主：粉末一時保管設備 従：スクラップ貯蔵設備	—	—
426	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
427	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
428	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
429	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
430	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス	製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
431	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
432	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
433	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
434	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
435	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
436	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器入出庫装置	ペレット保管容器入出庫装置	搬送装置	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
437	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_14	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第17条　核燃料物質の貯蔵施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
438	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス	ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
439	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-1	搬送装置	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
440	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	ペレット保管容器受渡装置	ペレット保管容器受渡装置-2	搬送装置	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_13	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
441	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット	製品・運搬容器	17条-3 17条-14	単体_製品ペレット貯蔵設備_16	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	350	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
442	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ペレット保管容器)	容器(ペレット保管容器)	製品・運搬容器	17条-3 17条-14	単体_容器_12	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	297	2	新設	非安重	—	—/—	主：製品ペレット貯蔵設備 副：スクラップ貯蔵設備	—	—
443	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	容器(ペレット保存試料保管容器)	容器(ペレット保存試料保管容器)	製品・運搬容器	17条-3 17条-14	単体_容器_14	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	53	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
444	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-15	単体_燃料棒貯蔵設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B,B-3/—	—	—	—
445	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	燃料棒貯蔵棚	燃料棒貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-15	単体_燃料棒貯蔵設備_2	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B,B-3/—	—	—	—
446	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	貯蔵マガジン入出庫装置	貯蔵マガジン入出庫装置	搬送装置	17条-3 17条-15	単体_燃料棒貯蔵設備_3	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
447	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料棒貯蔵設備	—	—	—	—	ウラン燃料棒収容装置	ウラン燃料棒収容装置	搬送装置	17条-3 17条-15	単体_燃料棒貯蔵設備_4	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
448	核燃料物質の貯蔵施設	—	燃料集合体貯蔵設備	—	—	—	—	燃料集合体貯蔵チャンネル	燃料集合体貯蔵チャンネル	ラック/ピット/棚	17条-3 17条-4 17条-16	単体_燃料集合体貯蔵設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	220	2	新設	安重	—	B-1，B-3/—	—	—	—
449	核燃料物質の貯蔵施設	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	17条-3 17条-17	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
450	核燃料物質の貯蔵施設	—	-(ウラン貯蔵エリア)	—	—	—	—	—(貯蔵形態:ウラン粉末等),(ウラン粉末缶貯蔵容器)	-(ウラン貯蔵エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	17条-3 17条-18	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
451	核燃料物質の貯蔵施設	—	-(燃料棒受入一時保管エリア)	—	—	—	—	—(ウラン燃料棒用輸送容器),(ウラン燃料棒輸送容器の内容器)	-(燃料棒受入一時保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	17条-3 17条-20	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
452	核燃料物質の貯蔵施設	—	-(燃料集合体輸送容器一時保管エリア)	—	—	—	—	—(燃料集合体輸送容器)	-(燃料集合体輸送容器一時保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	17条-3 17条-21	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
453	核燃料物質の貯蔵施設	—	-(ウラン輸送容器一時保管エリア)	—	—	—	—	—(原料ウラン粉末用輸送容器)	-(ウラン輸送容器一時保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	17条-3 17条-19	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
454	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ダクト	主配管（常設）（建屋排気系）	主配管	17条-5	系統_建屋排気設備_配管_1	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
457	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	17条-5	系統_建屋排気設備_機器_1 ～ 系統_建屋排気設備_機器_3	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	17条-5	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	17条-5	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第17条　核燃料物質の貯蔵施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	17条-5	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	17条-5	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	17条-10	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ１

別紙 2-1-15　各条における申請対象設備

（第 18 条：警報設備等）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 3

添付１：別紙２（18条：警報設備等）
添付２：申請対象設備リスト（18条：警報設備等）

１．概要

本資料は、補足説明資料　「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「18条　警報設備等」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
グローブボックス内の火災感知	18条-2	・火災防護設備 グローブボックス温度監視装置
放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の著しい上昇の検知及び警報機能	18条-3	・放射線監視設備　排気モニタ
液体廃棄物の漏えい検知機能及び警報機能	18条-4	・低レベル廃液処理設備（漏えい検知含む）
焼結炉内部温度高による過加熱防止	18条-6	・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路
小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	18条-6	・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路
小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止	18条-7	・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路
混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止	18条-8	・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②に該当する設備）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「18条　警報設備等」において、「機器単体で機能、性能を達成する設備」に該当する機器はない。また、「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」についても、該当する設備はない。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（18条：警報設備等）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十八条 警報設備等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請 説明対象	第１回申請 申請対象設備（2項変更①）	第１回申請 仕様表	第１回申請 添付書類	第１回申請 添付書類における記載	第２回 説明対象	第２回 申請対象設備（2項変更②）	第２回 申請対象設備（1項新規①）
1	MOX燃料加工施設は，その設備の機能の喪失，誤操作その他の要因によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象としてグローブボックス内火災が生じたときに，火災防護設備にて確実に検知して速やかに警報を発することができる設計とする。 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したときに，放射線監視設備にて確実に検知して速やかに警報を発することができる設計とする。 液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに，低レベル廃液処理設備にて確実に検知して速やかに警報を発することができる設計とする。	冒頭宣言	・基本方針	基本方針	Ｖ－１－１－13 警報設備等に関する説明書 1．概要 2．基本方針 2.1 警報設備に関する基本方針 2.2 自動作動回路に関する基本方針 3．警報設備並びに自動作動回路 3.1 警報設備 3.1.1 グローブボックス内の火災を検知し警報を発する設備 3.1.2 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を検知し警報を発する設備 (1) 排気モニタリング設備 3.1.3 液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から の漏えいを検知し警報を発する設備 (1) 低レベル廃液処理設備　サンプ液位 (2) 低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位 3.2 自動作動回路 3.2.1 熱的制限値の維持に係る自動作動回路 (1) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 (2) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路 3.2.2 火災若しくは爆発の防止に係る自動作動回路 (1) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路 (2) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	【2.1 警報設備に関する基本方針】 ・警報設備の基本方針を説明する。 【2.2 自動作動回路に関する基本方針】 ・自動作動回路の基本方針を説明する。 【3.1.1(1) グローブボックス温度監視装置】 ・グローブボックス温度監視装置の警報機能に係る設計方針について説明。 ・グローブボックスに設置する熱感知器の具体的設計として系統，配置，設定根拠等について説明。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。）	－	－	－	－	－	○	－	基本方針
2	火災防護設備は，グローブボックス内火災が生じたことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として熱感知器を設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，火災防護設備に係る設計方針については第2章　個別項目の「7.1　火災防護設備」の「7.1.1　安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備」に示すものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8. 設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・火災防護設備　グローブボックス温度監視装置	設計方針（系統構成）		【3.1.2(1) 排気モニタリング設備】 ・排気モニタの警報機能に係る設計方針について説明。 ・排気モニタの具体的設計として警報動作範囲，系統構成（指示・警報・記録場所），設置場所を示す。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（Ｖ－１－５ 放射線管理施設に関する説明書）を引用。）	－	－	－	－	－	－	－	－
3	放射線監視設備は，放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として排気モニタを設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，放射線監視設備に係る設計方針については第2章　個別項目の「6.1　放射線管理施設の基本方針」に示すものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8. 設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・放射線監視設備　排気モニタ	設計方針（系統構成）		【3.1.3(2) 低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位】 ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位の警報機能に係る設計方針について説明。 ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。） 【3.2.1(1) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路】 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。）	－	－	－	－	－	－	－	－
4	低レベル廃液処理設備は，液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として漏えい検知器を設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，液体状の放射性廃棄物を内包する系統及び機器に係る設計方針については第1章　共通項目の「4. 閉じ込めの機能」の「4.1　閉じ込め」に基づくものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8. 設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・低レベル廃液処理設備　サンプ液位 ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位	設計方針（系統構成）		【3.2.1(2) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路】 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。） 【3.2.2(1) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路】 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。） 【3.2.2(2) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路】 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。）	－	－	－	－	－	○	－	・低レベル廃液処理設備　サンプ液位 ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位
5	MOX燃料加工施設は，その設備の機能の喪失，誤操作その他の要因によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに，焼結設備及び小規模試験設備並びに水素・アルゴン混合ガス設備にて熱的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる設計とする。	冒頭宣言	・基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－
6	焼結設備及び小規模試験設備は，熱的制限値の維持のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，焼結炉内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路を設置する設計とする。 なお，熱的制限値の維持に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	設計方針（系統構成） 設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－
7	小規模試験設備は，火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を設置する設計とする。 なお，火災若しくは爆発の防止に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十八条 警報設備等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	申請			第３回申請						第４回申請					
			仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	MOX燃料加工施設は，その設備の機能の喪失，誤操作その他の要因によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象としてグローブボックス内火災が生じたときに，火災防護設備にて確実に検知して速やかに警報を発することができる設計とする。 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したときに，放射線監視設備にて確実に検知して速やかに警報を発することができる設計とする。 液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに，低レベル廃液処理設備にて確実に検知して速やかに警報を発することができる設計とする。	冒頭宣言	－	Ｖ－１－１－13 警報設備等に関する説明書 2．基本方針 2.1 警報設備に関する基本方針	【2.1 警報設備に関する基本方針】 ・警報設備の基本方針を説明する。	第２回申請と同一						－	－	－	－	－	－
2	火災防護設備は，グローブボックス内火災が生じたことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として熱感知器を設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，火災防護設備に係る設計方針については第2章　個別項目の「7.1　火災防護設備」の「7.1.1　安全機能を有する施設に対する火災防護設備」に示すものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8.　設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	－	－	－	○	－	・火災防護設備　グローブボックス温度監視装置	（計測装置） ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	Ｖ－１－１－13 警報設備等に関する説明書 3．警報設備並びに自動作動回路 3.1 警報設備 3.1.1 グローブボックス内の火災を検知し警報を発する設備	【3.1.1(1) グローブボックス温度監視装置】 ・グローブボックス温度監視装置の警報機能に係る設計方針について説明。 ・グローブボックスに設置する熱感知器の具体的設計として系統，配置，設定根拠等について説明。 （警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。）	－	－	－	－	－	－
3	放射線監視設備は，放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として排気モニタを設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，放射線監視設備に係る設計方針については第2章　個別項目の「6.1　放射線管理施設の基本方針」に示すものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8.　設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	－	－	－	○	－	・放射線監視設備　排気モニタ	（計測装置） ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	Ｖ－１－１－13 警報設備等に関する説明書 3．警報設備並びに自動作動回路 3.1 警報設備 3.1.2 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を検知し警報を発する設備	【3.1.2(1) 排気モニタリング設備】 ・排気モニタの警報機能に係る設計方針について説明。 ・排気モニタの具体的設計として警報動作範囲，系統構成（指示・警報・記録場所），設置場所を示す。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（Ｖ－１－５　放射線管理施設に関する説明書）を引用。）	－	－	－	－	－	－
4	低レベル廃液処理設備は，液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として漏えい検知器を設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，液体状の放射性廃棄物を内包する系統及び機器に係る設計方針については第1章　共通項目の「4.　閉じ込めの機能」の「4.1　閉じ込め」に基づくものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8.　設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	（計測装置） ・検出器の種類 ・警報動作範囲	Ｖ－１－１－13 警報設備等に関する説明書 3．警報設備並びに自動作動回路 3.1 警報設備 3.1.3　液体状の放射性廃棄物の廃棄施設からの漏えいを検知し警報を発する設備	【3.1.3(1) 低レベル廃液処理設備　サンプ液位】 ・低レベル廃液処理設備　サンプ液位の警報機能に係る設計方針について説明。 ・低レベル廃液処理設備　サンプ液位の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。） 【3.1.3(2) 低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位】 ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位の警報機能に係る設計方針について説明。 ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。 （警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	MOX燃料加工施設は，その設備の機能の喪失，誤操作その他の要因によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに，焼結設備及び小規模試験設備並びに水素・アルゴン混合ガス設備にて熱的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ｖ－１－１－13 警報設備等に関する説明書 2．基本方針 2.2 自動作動回路に関する基本方針	【2.2 自動作動回路に関する基本方針】 ・自動作動回路の基本方針を説明する。	－	－	－	－	－	－
6	焼結設備及び小規模試験設備は，熱的制限値の維持のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，焼結炉内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路を設置する設計とする。 なお，熱的制限値の維持に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	－	－	－	○	－	・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	（計測装置） ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 （インターロック） ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	Ｖ－１－１－13 警報設備等に関する説明書 3．警報設備並びに自動作動回路 3.2 自動作動回路 3.2.1 熱的制限値の維持に係る自動作動回路	【3.2.1(1) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路】 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。 （自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。） 【3.2.1(2) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路】 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。）	－	－	－	－	－	－
7	小規模試験設備は，火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を設置する設計とする。 なお，火災若しくは爆発の防止に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	－	－	－	○	－	・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路		Ｖ－１－１－13 警報設備等に関する説明書 3．警報設備並びに自動作動回路	【3.2.2(1) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路】 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。）	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回		
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）
8	水素・アルゴン混合ガス設備は，火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設置する設計とする。 なお，火災若しくは爆発の防止に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十八条 警報設備等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	申請			第３回申請						第４回申請					
			仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	水素・アルゴン混合ガス設備は，火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設置する設計とする。 なお，火災若しくは爆発の防止に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	－	－	－	○	－	・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路		3.2 自動作動回路 3.2.2 火災若しくは爆発の防止に係る自動作動回路	【3.2.2(2) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路】 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の具体的設計として系統，配置，設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図，配置図，設定根拠書等）を引用。）	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（18条：警報設備等）

申請対象設備リスト
（第18条　警報設備等）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
149	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	18条-6	今後実施 （設計中）	別紙2-4(1)②	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
526	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第3室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 （漏えい検知）_機器_1 計装_低レベル廃液処理設備 （漏えい検知）_機器_2 計装_低レベル廃液処理設備 （漏えい検知）_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
527	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第1室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 （漏えい検知）_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
528	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第2室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 （漏えい検知）_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
529	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第1室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 （漏えい検知）_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
530	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 （漏えい検知）_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
531	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 （漏えい検知）_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
545	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	—	排気モニタ	排気モニタ	計装/放管設備 （計測装置）	18条-3	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　排気モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
607	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置	計装/放管設備 （計測装置）	18条-2	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	—	—	—
906	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	18条-6	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
907	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置）	18条-7	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
930	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素･アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁	計装/放管設備 （インターロック） 計装/放管設備 （計測装置） 主要弁	18条-8	今後実施 （設計中）	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-16　各条における申請対象設備

（第 19 条：放射線管理施設）

（第 37 条：監視測定設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第19条：放射線管理施設）（第37条：監視測定設備）
添付２：申請対象設備リスト（第19条：放射線管理施設）（第37条：監視測定設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第19条　放射線管理施設」、「第37条　監視測定設備」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第19条：放射線管理施設）

（第37条：監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19－1	6.放射線管理施設 6.1　放射線管理施設の基本方針 放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章共通項目の「１．核燃料物質の臨界防止」，「３．自然現象等」，「４．閉じ込めの機能」，「５．火災等による損傷の防止」，「６．加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「８．設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19－2	放射線管理施設には，放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため，放射線業務従事者等の出入管理，汚染管理，除染及び作業環境の監視を行うための放射線監視設備，試料分析関係設備，個人管理設備及び出入管理設備を設け，放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19－3	また，放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率，空気中の放射性物質の濃度並びに床面及び壁その他人の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 【3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19－4	放射線管理施設には，MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において，当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し，及び測定し，並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として，放射線監視設備，試料分析関係設備及び環境管理設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 【3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37－1	放射線管理施設には，重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測	【2.2重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。 【2.2重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37－2	放射線管理施設には，重大事故等が発生した場合に敷地内において，風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37－3	放射線管理施設には，重大事故等が発生し，放射線監視設備のモニタリングポスト(再処理施設と共用(以下同じ。))及びダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))の電源が喪失した場合に，代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37－4	放射線管理施設の重大事故等対処設備は，放射線監視設備，代替モニタリング設備，試料分析関係設備，代替試料分析関係設備，環境管理設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19－5	6.1.1　放射線監視設備 放射線監視設備は，屋内モニタリング設備，屋外モニタリング設備及び放射線サーベイに使用する放射性サーベイ機器で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1放射線監視設備	【3.1放射線監視設備】 ・放射線監視設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19－1	6.放射線管理施設 6.1　放射線管理施設の基本方針 放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章共通項目の「１．核燃料物質の臨界防止」，「３．自然現象等」，「４．閉じ込めの機能」，「５．火災等による損傷の防止」，「６．加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「８．設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	－	－	－	－	－	第３回申請と同一					
19－2	放射線管理施設には，放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため，放射線業務従事者等の出入管理，汚染管理，除染及び作業環境の監視を行うための放射線監視設備，試料分析関係設備，個人管理設備及び出入管理設備を設け，放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。	○	－	基本方針	－	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。
19－3	また，放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率，空気中の放射性物質の濃度並びに床面及び壁その他人の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 【3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	－	－	－	－	－	－
19－4	放射線管理施設には，MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において，当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し，及び測定し，並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として，放射線監視設備，試料分析関係設備及び環境管理設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 【3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。	○	－	基本方針	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 【3.8放射線管理施設の計測結果の表示，記録及び保存】 ・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。
37－1	放射線管理施設には，重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測	【2.2重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。	○	－	基本方針	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測	【2.2重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。 【2.2重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。
37－2	放射線管理施設には，重大事故等が発生した場合に敷地内において，風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
37－3	放射線管理施設には，重大事故等が発生し，放射線監視設備のモニタリングポスト(再処理施設と共用(以下同じ。))及びダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))の電源が喪失した場合に，代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
37－4	放射線管理施設の重大事故等対処設備は，放射線監視設備，代替モニタリング設備，試料分析関係設備，代替試料分析関係設備，環境管理設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測	【2.2重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。	○	－	基本方針	－		
19－5	6.1.1　放射線監視設備 放射線監視設備は，屋内モニタリング設備，屋外モニタリング設備及び放射線サーベイに使用する放射性サーベイ機器で構成する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1放射線監視設備	【3.1放射線監視設備】 ・放射線監視設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19－6	（１）屋内モニタリング設備 MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として，エリアモニタ，ダストモニタ，エアスニファ及び臨界検知用ガスモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ エアスニファ 臨界検知用ガスモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1屋内モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲 V－2－4　配置図	【3.1.1屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・管理区域内の放射線レベル又は放射能レベルの監視、排気筒から放出される核分裂生成物からの放射能レベルの監視について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V－2－4　配置図】 ・屋内モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－7	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，中央監視室において監視及び記録するとともに，放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 V－2－3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 【V－2－3　系統図】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－8	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V－2－3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V－2－3　系統図】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－9	（２）屋外モニタリング設備 屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2屋外モニタリング設備	【3.1.2屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－10	ａ．排気モニタリング設備 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として，排気モニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 (1)排気モニタ 4.1放射線管理施設の計測範囲 V－2－4　配置図	【3.1.2.1(1)排気モニタ】 ・排気モニタリング設備の構成を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V－2－4　配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－11	排気モニタの測定値は，中央監視室において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，中央監視室に警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 V－2－3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 [4.2放射線管理施設の警報動作範囲] ・設計基準対象施設の警報動作範囲について説明する。 【V－2－3　系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－12	排気モニタの測定値は，緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V－2－3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V－2－3　系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19－6	（１）屋内モニタリング設備 MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として，エリアモニタ，ダストモニタ，エアスニファ及び臨界検知用ガスモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	－	【屋内モニタリング設備】 エアスニファ 臨界検知用ガスモニタ 【機能要求②】 【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1屋内モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲 Ⅴ-2-4　配置図	【3.1.1屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・管理区域内の放射線レベル又は放射能レベルの監視，排気筒から放出される核分裂生成物からの放射能レベルの監視について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【Ⅴ-2-4　配置図】 ・屋内モニタリング設備の配置について、説明する。	－	－	－	－	－	－
19－7	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，中央監視室において監視及び記録するとともに，放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	＜計測装置＞ 警報動作範囲	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 Ⅴ-2-3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 【Ⅴ-2-3　系統図】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。	－	－	－	－	－	－
19－8	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	○	－	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	－	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 Ⅴ-2-3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【Ⅴ-2-3　系統図】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。	－	－	－	－	－	－
19－9	（２）屋外モニタリング設備 屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2屋外モニタリング設備	【3.1.2屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。	○	－	基本方針	－	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2屋外モニタリング設備	【3.1.2屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。
19－10	ａ．排気モニタリング設備 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として，排気モニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 (1)排気モニタ 4.1放射線管理施設の計測範囲 Ⅴ-2-4　配置図	【3.1.2.1(1)排気モニタ】 ・排気モニタリング設備の構成を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【Ⅴ-2-4　配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	－	－	－	－	－	－
19－11	排気モニタの測定値は，中央監視室において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，中央監視室に警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	＜計測装置＞ 警報動作範囲	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 Ⅴ-2-3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 [4.2放射線管理施設の警報動作範囲] ・設計基準対象施設の警報動作範囲について説明する。 【Ⅴ-2-3　系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	－	－	－	－	－	－
19－12	排気モニタの測定値は，緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	－	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 Ⅴ-2-3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【Ⅴ-2-3　系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－5	重大事故等時において，排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-3　系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。 【V-2-4　配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－6	重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は，排気モニタ，工程室排気ダクト，グローブボックス排気ダクト及び排気筒で構成する。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－7	排気モニタリング設備は，重大事故等時において，気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－8	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）並びに情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付け，排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－9	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	設計方針 （設備構成）													
37－10	排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－11	排気モニタリング設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－12	排気モニタは，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定のために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－13	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－5	重大事故等時において，排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 V－2－3　系統図 V－2－4　配置図	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V－2－3　系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。 【V－2－4　配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	－	－	－	－	－	－
37－6	重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は，排気モニタ，工程室排気ダクト，グローブボックス排気ダクト及び排気筒で構成する。	機能要求①	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	－	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	－
37－7	排気モニタリング設備は，重大事故等時において，気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	－	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	－	－	－	－	－	－
37－8	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）並びに情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付け，排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	－	V－1－1－9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－9	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①												
37－10	排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については，「Ⅰ　Ⅰ－1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	－	V－1－1－9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－11	排気モニタリング設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	【排気モニタリング】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	－	V－1－1－4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4　悪影響防止	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－
37－12	排気モニタは，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定のために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	＜計測装置＞ 計測範囲	V－1－1－3－6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－
37－13	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	－	V－1－1－4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5　環境条件 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－14	排気モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－15	排気モニタは，各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－13	ｂ．環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近の空間放射線量，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として，モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4　配置図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－14	モニタリングポスト及びダストモニタについては，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V-2-3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V-2-3　系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－15	モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため，非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－16	モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は，有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし，測定値は中央監視室で監視，記録を行うことができる設計とする。また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 V-2-3　系統図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所への伝送は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により、多様性を有する設計とすることを説明する。 【V-2-3　系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－17	モニタリングポスト及びダストモニタは，その測定値が設定値以上に上昇した場合，直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（警報動作範囲）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 V-2-3　系統図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。 【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。 【V-2-3　系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－18	再処理施設のモニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針（共用）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 ※別紙3②については，第14条　安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計は，再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－19	モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針（共用）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－14	排気モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－
37－15	排気モニタは，各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	－			－	－	－	－	－	－
19－13	b．環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近の空間放射線量，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として，モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4　配置図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について、説明する。
19－14	モニタリングポスト及びダストモニタについては，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V-2-3　系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V-2-3　系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。
19－15	モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。
19－16	モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は，有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし，測定値は中央監視室で監視，記録を行うことができる設計とする。また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	－	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 V-2-3　系統図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所への伝送は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により、多様性を有する設計とすることを説明する。 【V-2-3　系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。
19－17	モニタリングポスト及びダストモニタは，その測定値が設定値以上に上昇した場合，直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	＜計測装置＞ 警報動作範囲	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 V-2-3　系統図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。 【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。 【V-2-3　系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。
19－18	再処理施設のモニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 ※別紙3②については、第14条安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。
19－19	モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－16	重大事故等時において，環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V－2－3　系統図 V－2－4　配置図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 [4.1放射線管理施設の計測範囲] ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【V－2－3　系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。 【V－2－4　配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－17	重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は，モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－18	環境モニタリング設備は，重大事故等時において，MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－19	環境モニタリング設備は，環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－20	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け，環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 （設備構成）	V－1－1－9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－21	環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については，「Ⅰ　Ⅰ－1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 （設備構成）	V－1－1－9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－22	環境モニタリング設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（悪影響防止）	V－1－1－4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－23	再処理施設と共用する環境モニタリング設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V－1－1－3－6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V－1－1－4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－24	環境モニタリング設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（悪影響防止）	V－1－1－4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－25	再処理施設と共用する環境モニタリング設備は，周辺監視区域境界付近において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V－1－1－3－6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V－1－5－1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－16	重大事故等時において，環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 [4.1放射線管理施設の計測範囲] ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【V-2-3　系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。 【V-2-4　配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について、説明する。
37－17	重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は，モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。
37－18	環境モニタリング設備は，重大事故等時において，MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。
37－19	環境モニタリング設備は，環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。
37－20	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け，環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－21	環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－22	環境モニタリング設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－23	再処理施設と共用する環境モニタリング設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－24	環境モニタリング設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
37－25	再処理施設と共用する環境モニタリング設備は，周辺監視区域境界付近において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	＜計測装置＞ 計測範囲	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－26	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－27	環境モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－20	（３）放射線サーベイ機器 放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。	設置要求	【放射線サーベイ機器】 アルファ線用サーベイメータ　ベータ・ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ ダストサンプラ 積算線量計	設計方針（放射線サーベイ機器の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.3放射線サーベイ機器	【3.1.3放射線サーベイ機器】 ・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－28	6.1.2　代替モニタリング設備 重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2代替モニタリング設備	【3.2代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－29	代替モニタリング設備は，代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2代替モニタリング設備	【3.2代替モニタリング設備】 代替モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－30	（１）代替排気モニタリング設備 重大事故等時において，排気モニタリング設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 V-2-4　配置図	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・代替排気モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－31	代替排気モニタリング設備は，可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダストモニタ及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置で構成する。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1代替排気モニタリング設備	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－32	可搬型排気モニタリング設備は，MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに，放射性物質の濃度を測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－26	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。
37－27	環境モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
19－20	（３）放射線サーベイ機器 放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【放射線サーベイ機器】 アルファ線用サーベイメータ　ベータ・ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ ダストサンプラ 積算線量計	—	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.3放射線サーベイ機器	【3.1.3放射線サーベイ機器】 ・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。
37－28	6.1.2　代替モニタリング設備 重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2代替モニタリング設備	【3.2代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。
37－29	代替モニタリング設備は，代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2代替モニタリング設備	【3.2代替モニタリング設備】 代替モニタリング設備の構成について説明する。
37－30	（１）代替排気モニタリング設備 重大事故等時において，排気モニタリング設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 Ⅴ-2-4　配置図	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 【Ⅴ-2-4　配置図】 ・代替排気モニタリング設備の配置について、説明する。
37－31	代替排気モニタリング設備は，可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダストモニタ及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1代替排気モニタリング設備	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。
37－32	可搬型排気モニタリング設備は，MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに，放射性物質の濃度を測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－33	代替排気モニタリング設備は，重大事故等時において，気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－34	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－35	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－36	排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.3　所内電源設備」の一部である，燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針 （設備構成）	V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－37	代替排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－38	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，共通要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は，排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－39	可搬型排気モニタリング設備は，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－40	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－41	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－33	代替排気モニタリング設備は，重大事故等時において，気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	—	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。
37－34	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	—	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－35	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	—	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－36	排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.3　所内電源設備」の一部である，燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。
37－37	代替排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	○	—	【代替グローブボックス排気設備】 可搬型ダクト	—	Ⅴ-2-3系統図 ・代替グローブボックス排気設備	【Ⅴ-2-3系統図】 ・代替排気モニタリング設備を接続するための代替グローブボックス排気設備の系統構成について，説明する。	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	—	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－38	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，共通要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は，排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する
37－39	可搬型排気モニタリング設備は，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	＜計測装置＞ 計測範囲	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37－40	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。
37－41	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－42	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋及び第１保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（試験・検査性） 設計方針（試験・検査性） 設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲） 設計方針（計測範囲） 設計方針（計測範囲） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－43	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針		V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－44	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋及び第１保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針		V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－45	可搬型排気モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ		V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－46	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－47	（２）代替環境モニタリング設備 重大事故等時において，環境モニタリング設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）		V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2代替環境モニタリング設備 V-2-4　配置図	【3.2.2代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・代替環境モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－48	代替環境モニタリング設備は，可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型ダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダストサンプラ（ＳＡ），可搬型環境モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）		V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備 3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 V-2-5　構造図	【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】 【3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機】 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-5　構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－49	可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，線量を測定するとともに，空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ		V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－50	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合に，燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）		V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－42	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋及び第１保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37－43	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。
37－44	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋及び第１保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
37－45	可搬型排気モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37－46	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—		
37－47	（２）代替環境モニタリング設備 重大事故等時において，環境モニタリング設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2代替環境モニタリング設備 V-2-4　配置図	【3.2.2代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・代替環境モニタリング設備の配置について、説明する。
37－48	代替環境モニタリング設備は，可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型ダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダストサンプラ（ＳＡ），可搬型環境モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備 3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 V-2-5　構造図	【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】 【3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機】 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-5　構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造について、説明する。
37－49	可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，線量を測定するとともに，空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
37－50	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合に，燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ） 【機能要求②】 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－51	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－52	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－53	代替環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については，「Ⅰ Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－54	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－55	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び監視測定用運搬車は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①		設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－56	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－57	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－58	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－59	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は，可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として９台，予備として故障時のバックアップを９台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2代替環境モニタリング設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.2代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－60	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－61	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）は，建屋周辺において，線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－62	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）は，建屋周辺において，空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十九条　放射線管理施設，第三十七条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－51	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－52	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－53	代替環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については，「Ⅰ－1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－54	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は，再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－55	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び監視測定用運搬車は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—		—	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－56	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する
37－57	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—		
37－58	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	＜計測装置＞ 計測範囲	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37－59	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は，可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として９台，予備として故障時のバックアップを９台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2代替環境モニタリング設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.2代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。
37－60	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機	＜発電機＞ 容量	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
37－61	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）は，建屋周辺において，線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	＜計測装置＞ 計測範囲	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37－62	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）は，建屋周辺において，空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ） 【機能要求②】 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	＜計測装置＞ 計測範囲		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－63	再処理施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は，必要数として３台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台の合計７台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替環境モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－64	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－65	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－66	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－67	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－68	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－69	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－21	6.1.3　試料分析関係設備 MOX燃料加工施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため，放射能測定設備を設置する設計とする。	設置要求	【放射能測定設備】 フード 放射能測定装置	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.1 放射能測定設備	【3.3.1 放射能測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－22	MOX燃料加工施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため，放出管理分析設備を設置する設計とする。	設置要求	【放出管理分析設備】 フード 放射能測定装置	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備	【3.3.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－23	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため，環境試料測定設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.3 環境試料測定設備	【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・環境試料の放射能測定について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－63	再処理施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は，必要数として３台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台の合計７台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替環境モニタリング設備】 監視測定用運搬車	—	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
37－64	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
37－65	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37－66	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。
37－67	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
37－68	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37－69	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—		
19－21	6.1.3　試料分析関係設備 MOX燃料加工施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため，放射能測定設備を設置する設計とする。	設置要求	○	—	【放射能測定設備】 フード 放射能測定装置	—	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.1 放射能測定設備	【3.3.1 放射能測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。	—	—	—	—	—	—
19－22	MOX燃料加工施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため，放出管理分析設備を設置する設計とする。	設置要求	○	—	【放出管理分析設備】 フード 放射能測定装置	—	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備	【3.3.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。	—	—	—	—	—	—
19－23	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため，環境試料測定設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	—	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.3 環境試料測定設備	【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・環境試料の放射能測定について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19－24	環境試料測定設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（共用）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 ※別紙3②については，第14条　安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－25	環境試料測定設備は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（共用）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－70	重大事故等時において，試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	Ⅴ-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 3.3.3 環境試料測定設備 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲 Ⅴ-2-4　配置図	【3.3.2 放出管理分析設備】 【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。 【Ⅴ-2-4　配置図】 ・試料分析関係設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－71	試料分析関係設備は，放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し，重大事故等時において，捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	Ⅴ-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 3.3.3 環境試料測定設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.3.2 放出管理分析設備】 【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－72	環境試料測定設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（悪影響防止）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－73	再処理施設と共用する環境試料測定設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－74	試料分析関係設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（悪影響防止）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－75	放出管理分析設備は，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－76	再処理施設と共用する環境試料測定設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19－24	環境試料測定設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 ※別紙3②については，第14条安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
19－25	環境試料測定設備は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	－		
37－70	重大事故等時において，試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	－	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲 V-2-4　配置図	【3.3.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・試料分析関係設備の配置について，説明する。	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 3.3.3 環境試料測定設備 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲 V-2-4　配置図	【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・試料分析関係設備の配置について，説明する。
37－71	試料分析関係設備は，放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し，重大事故等時において，捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.3.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.3 環境試料測定設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。
37－72	環境試料測定設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－73	再処理施設と共用する環境試料測定設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	－	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－74	試料分析関係設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
37－75	放出管理分析設備は，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	－	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置	＜計測装置＞ 計測範囲	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－
37－76	再処理施設と共用する環境試料測定設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	＜計測装置＞ 計測範囲	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-2　管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－77	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－78	試料分析関係設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（試験・検査性）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－79	6.1.4　代替試料分析関係設備 重大事故等時において，試料分析関係設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	Ⅴ-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.4.1可搬型放出管理分析設備 3.4.2可搬型試料分析設備 Ⅴ-2-4　配置図 Ⅴ-2-5　構造図	【3.4.1可搬型放出管理分析設備】 【3.4.2可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。 【Ⅴ-2-4　配置図】 ・可搬型放出管理分析設備の配置について、説明する。 【Ⅴ-2-5　構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－80	代替試料分析関係設備は，可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置，可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型核種分析装置(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに可搬型排気モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。	機能要求①	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	Ⅴ-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.4.1可搬型放出管理分析設備 3.4.2可搬型試料分析設備	【3.4.1可搬型放出管理分析設備】 【3.4.2可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－81	可搬型放出管理分析設備は，放出管理分析設備が機能喪失した場合に，排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	Ⅴ-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示および記録】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－82	可搬型試料分析設備は，環境試料測定設備が機能喪失した場合に，ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－83	可搬型試料分析設備は，MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に，MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した，水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－84	可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（悪影響防止）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－85	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置，可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①		設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－77	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。
37－78	試料分析関係設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置　ベータ線用放射能測定装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	○	－	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37－79	6.1.4　代替試料分析関係設備 重大事故等時において，試料分析関係設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	－	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.4.1可搬型放出管理分析設備 3.4.2可搬型試料分析設備 V-2-4　配置図 V-2-5　構造図	【3.4.1可搬型放出管理分析設備】 【3.4.2可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・可搬型放出管理分析設備の配置について、説明する。 【V-2-5　構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造について、説明する。
37－80	代替試料分析関係設備は，可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置，可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型核種分析装置(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに可搬型排気モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	－	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.4.1可搬型放出管理分析設備 3.4.2可搬型試料分析設備	【3.4.1可搬型放出管理分析設備】 【3.4.2可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。
37－81	可搬型放出管理分析設備は，放出管理分析設備が機能喪失した場合に，排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示および記録】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
37－82	可搬型試料分析設備は，環境試料測定設備が機能喪失した場合に，ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲		
37－83	可搬型試料分析設備は，MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に，MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した，水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲		
37－84	可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－85	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置，可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－		－	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－86	可搬型放出管理分析設備，可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は，試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－87	可搬型放出管理分析設備は，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－88	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））		【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－89	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－90	再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は，可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－91	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備，可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－92	可搬型放出管理分析設備，可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，再処理施設の主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－93	可搬型放出管理分析設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－94	可搬型放出管理分析設備，可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，再処理施設の主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－95	可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（試験・検査性）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－96	可搬型排気モニタリング用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－26	6.1.5　環境管理設備 敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。また，敷地内に気象を観測する気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3　環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十九条 放射線管理施設，第三十七条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－86	可搬型放出管理分析設備，可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は，試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	
37－87	可搬型放出管理分析設備は，MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	＜計測装置＞ 計測範囲	V-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。
37－88	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置	＜計測装置＞ 計測範囲		
37－89	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置	＜計測装置＞ 計測範囲		
37－90	再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は，可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	＜発電機＞ 容量		
37－91	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備，可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
37－92	可搬型放出管理分析設備，可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，再処理施設の主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37－93	可搬型放出管理分析設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。
37－94	可搬型放出管理分析設備，可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，再処理施設の主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
37－95	可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37－96	可搬型排気モニタリング用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—		
19－26	6.1.5　環境管理設備 敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器，中性子線用サーベイメータ，ダストサンプラ，よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。また，敷地内に気象を観測する気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3　環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19－27	気象観測設備の観測値は，中央監視室において指示及び記録するとともに，緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－28	再処理施設の放射能観測車は，再処理施設と共用する。また，気象観測設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）	設計方針（共用）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車及び気象観測設備は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域等が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－29	放射能観測車及び気象観測設備は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）	設計方針（共用）	※別紙3②については，第14条　安全機能を有する施設にて記載する。		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－97	重大事故等時において，放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1 放射能観測車 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4　配置図	【3.3.1　放射能観測車】 ・放射能観測車の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・放射能観測車の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-98	重大事故等時において，気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.3　環境管理設備】 ・気象観測設備の構成について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-99	重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は，放射能観測車及び気象観測設備で構成する。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1　放射能観測車	【3.3.1　放射能観測車】 ・環境管理設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－100	環境管理設備は，重大事故等時において，敷地内の気象条件，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3　環境管理設備】 ・環境管理設備のモニタリング対象について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－101	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け，気象観測設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－102	気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 （設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－103	環境管理設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①		設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19－27	気象観測設備の観測値は，中央監視室において指示及び記録するとともに，緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。
19－28	再処理施設の放射能観測車は，再処理施設と共用する。また，気象観測設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 ※別紙3②については，第14条安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・放射能観測車及び気象観測設備は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域等が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。
19－29	放射能観測車及び気象観測設備は，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計，温度計）	—		
37－97	重大事故等時において，放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1 放射能観測車 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4　配置図	【3.3.1　放射能観測車】 ・放射能観測車の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・放射能観測車の配置について、説明する。
37-98	重大事故等時において，気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.3　環境管理設備】 ・気象観測設備の構成について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。
37-99	重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は，放射能観測車及び気象観測設備で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1　放射能観測車	【3.3.1　放射能観測車】 ・環境管理設備の構成について説明する。
37－100	環境管理設備は，重大事故等時において，敷地内の気象条件，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3　環境管理設備】 ・環境管理設備のモニタリング対象について説明する。
37－101	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け，気象観測設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－102	気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【所内電源設備】 受電開閉設備 高圧母線 低圧母線 【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－103	環境管理設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—		—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－104	再処理施設と共用する放射能観測車は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する気象観測設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－105	気象観測設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－106	屋外に保管する放射能観測車は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（悪影響防止）	2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－107	再処理施設と共用する気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・気象観測設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－108	再処理施設と共用する放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－109	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は，自然現象，人為事象，溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－110	屋外に保管する放射能観測車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－111	環境管理設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－112	6.1.6　代替放射能観測設備 重大事故等時において，放射能観測車が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	設計方針（代替放射能観測設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1可搬型放射能観測設備 V-2-4　配置図	【3.4.1可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・代替放射能観測設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－113	代替放射能観測設備は，可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ）（再処理施設と共用（以下同じ。）），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ）（再処理施設と共用（以下同じ。）），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）（再処理施設と共用（以下同じ。）），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）（再処理施設と共用（以下同じ。））及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	設計方針（代替放射能観測設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1可搬型放射能観測設備	【3.4.1可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－104	再処理施設と共用する放射能観測車は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する気象観測設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－105	気象観測設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
37－106	屋外に保管する放射能観測車は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針	—	2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。
37－107	再処理施設と共用する気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・気象観測設備の計測範囲について説明する。
37－108	再処理施設と共用する放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車	＜計測装置＞ 計測範囲	Ⅴ-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37－109	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は，自然現象，人為事象，溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。
37－110	屋外に保管する放射能観測車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37－111	環境管理設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37－112	6.1.6　代替放射能観測設備 重大事故等時において，放射能観測車が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	—	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1可搬型放射能観測設備 Ⅴ-2-4　配置図	【3.4.1可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。 【Ⅴ-2-4　配置図】 ・代替放射能観測設備の配置について、説明する。
37－113	代替放射能観測設備は，可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ）（再処理施設と共用(以下同じ。)），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ）（再処理施設と共用(以下同じ。)），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）（再処理施設と共用(以下同じ。)），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）（再処理施設と共用(以下同じ。)）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）（再処理施設と共用(以下同じ。)）で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	—	Ⅴ-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1可搬型放射能観測設備	【3.4.1可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－114	可搬型放射能観測設備は，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－115	可搬型放射能観測設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－116	再処理施設と共用するガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－117	可搬型放射能観測設備は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋停から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－118	再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－119	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－120	可搬型放射能観測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－114	可搬型放射能観測設備は，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型放射能観測設備】 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA） 【機能要求②】 【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
37－115	可搬型放射能観測設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－116	再処理施設と共用するガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－		－	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－117	可搬型放射能観測設備は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する
37－118	再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型放射能観測設備】 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA） 【機能要求②】 【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	＜計測装置＞ 計測範囲	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。
37－119	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
37－120	可搬型放射能観測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－121	可搬型放射能観測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－122	可搬型放射能観測設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－123	6.1.7　代替気象観測設備 重大事故等時において，気象観測設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備 V-2-4　配置図	【3.5代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・可搬型気象観測用発電機の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－124	代替気象観測設備は，可搬型気象観測設備（再処理施設と共用(以下同じ。)），可搬型気象観測用データ伝送装置（再処理施設と共用(以下同じ。)），可搬型風向風速計，可搬型気象観測用発電機（再処理施設と共用(以下同じ。)）及び監視測定用運搬車（再処理施設と共用(以下同じ。)）で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備 V-2-5　構造図	【3.5代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 【V-2-5　構造図】 ・可搬型気象観測用発電機の構造について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－125	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	設計方針（設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－126	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－127	代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については，「Ⅰ　1-1　第２章　7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（設備構成）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－128	可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，再処理施設と共用する。	機能要求①	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－129	再処理施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①		設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－130	可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置されるMOX燃料加工施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－131	可搬型風向風速計は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量をMOX燃料加工施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－132	再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２台の合計３台以上を確保する設計とする。	設置要求	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－121	可搬型放射能観測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
37－122	可搬型放射能観測設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37－123	6.1.7　代替気象観測設備 重大事故等時において，気象観測設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備	【3.5代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。
37－124	代替気象観測設備は，可搬型気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型気象観測用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型風向風速計，可搬型気象観測用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備 V-2-4　配置図 V-2-5　構造図	【3.5代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・可搬型気象観測用発電機の配置について、説明する。 【V-2-5　構造図】 ・可搬型気象観測用発電機の構造について、説明する。
37－125	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－126	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－127	代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成，設備構成等について，説明する。
37－128	可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－129	再処理施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—		—	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37－130	可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置されるMOX燃料加工施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する
37－131	可搬型風向風速計は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量をMOX燃料加工施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	—		
37－132	再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２台の合計３台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－133	再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は，可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 3.5代替気象観測設備	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.5代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備の測定値のデータ伝送について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－134	再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は，可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－135	可搬型風向風速計は，敷地内において風向，風速を測定できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２台の合計３台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－136	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対応に用いる可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－137	代替気象観測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－138	可搬型風向風速計は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－139	代替気象観測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－140	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－141	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－142	6.1.8　環境モニタリング用代替電源設備 重大事故等時において，非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に，代替電源から給電するため，環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機 V-2-4　配置図	【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－143	環境モニタリング用代替電源設備は，環境モニタリング用可搬型発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機 V-2-5　構造図	【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 【V-2-5　構造図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構造について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37－144	環境モニタリング用可搬型発電機は，再処理施設と共用する。	機能要求①		設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37－133	再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は，可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置	—	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.5代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備の測定値のデータ伝送について説明する。
37－134	再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は，可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	＜発電機＞ 容量	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
37－135	可搬型風向風速計は，敷地内において風向，風速を測定できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２台の合計３台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	—		
37－136	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
37－137	代替気象観測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37－138	可搬型風向風速計は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。
37－139	代替気象観測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
37－140	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37－141	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—		
37－142	6.1.8　環境モニタリング用代替電源設備 重大事故等時において，非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に，代替電源から給電するため，環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機 V-2-4　配置図 V-2-5　構造図	【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。 【V-2-4　配置図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の配置について、説明する。 【V-2-5　構造図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構造について、説明する。
37－143	環境モニタリング用代替電源設備は，環境モニタリング用可搬型発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	—	V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機	【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。
37－144	環境モニタリング用可搬型発電機は，再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—		—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37 － 145	再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【基本方針（個数及び容量）】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 － 146	環境モニタリング用可搬型発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 － 147	再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は，環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 － 148	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 － 149	環境モニタリング用可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 － 150	環境モニタリング用可搬型発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 － 151	環境モニタリング用可搬型発電機は，環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別紙１　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37 － 145	再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	－	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【基本方針（個数及び容量）】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37 － 146	環境モニタリング用可搬型発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する
37 － 147	再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は，環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	＜発電機＞ 容量	V-1-1-3-6　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量）】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
37 － 148	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
37 － 149	環境モニタリング用可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37 － 150	環境モニタリング用可搬型発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
37 － 151	環境モニタリング用可搬型発電機は，環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添１　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37 － 152	環境モニタリング用可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－30	6.1.9　個人管理設備（個人管理用設備） 放射線業務従事者等の線量評価のため，個人線量計(再処理施設と共用(以下同じ。))を配備し，ホールボディカウンタ(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（個人管理設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1個人管理設備	【3.1個人管理設備】 ・個人管理設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－31	再処理施設の個人線量計及びホールボディカウンタは，再処理施設と共用する。	機能要求①	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1個人管理設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮　1.7.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で統一し，必要な個数を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 [3.施設の詳細設計方針] [3.1個人管理設備] ・個人管理設備の個数の考え方について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－32	個人線量計及びホールボディカウンタは，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で統一し，必要な個数を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	※別紙3②については、第14条　安全機能を有する施設にて記載する。		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－33	6.1.10　出入管理設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設置する設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 退出モニタ ゲートの出入管理設備 放射線サーベイ機器 シャワ及び手洗い場を備えた除染室	設計方針（出入管理設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.2出入管理設備	【3.2出入管理設備】 ・出入管理設備の構成について説明する。 ・出入管理の方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19－34	MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは，原則として出入管理設備を設置した所定の出入口を通る設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 ゲートの出入管理設備	設計方針（出入管理設備の設備構成、系統構成）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37 － 152	環境モニタリング用可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
19－30	6.1.9　個人管理設備（個人管理用設備） 放射線業務従事者等の線量評価のため，個人線量計(再処理施設と共用(以下同じ。))を配備し，ホールボディカウンタ(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	－	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1個人管理設備	【3.1個人管理設備】 ・個人管理設備の構成について説明する。
19－31	再処理施設の個人線量計及びホールボディカウンタは，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1個人管理設備 ※別紙3②については，第14条安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で統一し，必要な個数を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 [3.施設の詳細設計方針] [3.1個人管理設備] ・個人管理設備の個数の考え方について説明する。
19－32	個人線量計及びホールボディカウンタは，再処理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で統一し，必要な個数を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	－		
19－33	6.1.10　出入管理設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設置する設計とする。	設置要求	○	－	【出入管理設備】 退出モニタ ゲートの出入管理設備 放射線サーベイ機器 シャワ及び手洗い場を備えた除染室	－	V-1-5-2　管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.2出入管理設備	【3.2出入管理設備】 ・出入管理設備の構成について説明する。 ・出入管理の方法について説明する。	－	－	－	－	－	－
19－34	MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは，原則として出入管理設備を設置した所定の出入口を通る設計とする。	設置要求	○	－	【出入管理設備】 ゲートの出入管理設備 放射線サーベイ機器	－			－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第19条：放射線管理施設）

（第37条：監視測定設備）

申請対象設備リスト（1/8）
（第19条　放射線管理施設）
（第37条　監視測定設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	37条－5 37条－6 37条－7 37条－11 37条－14	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	37条－5 37条－6 37条－7 37条－11 37条－14	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
472	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	排気筒	—	—	排気筒	排気筒	—	37条－5 37条－6 37条－7 37条－11 37条－14	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
540	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	ガンマ線エリアモニタ	ガンマ線エリアモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	19条－6 19条－7 19条－8	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	18	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
541	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	中性子線エリアモニタ	中性子線エリアモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	19条－6 19条－7 19条－8	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	18	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
542	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	アルファ線ダストモニタ	アルファ線ダストモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	19条－6 19条－7 19条－8	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	21	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
543	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	エアスニファ	エアスニファ	—	19条－6	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
544	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	臨界検知用ガスモニタ	臨界検知用ガスモニタ	—	19条－6	—	—	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
545	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	—	排気モニタ	排気モニタ	計装/放管設備 （計測装置）	19条－10 19条－11 19条－12 37条－5 37条－6 37条－7 37条－11 37条－12 37条－13 37条－14 37条－15	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　排気モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
546	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	—	モニタリングポスト	モニタリングポスト	計装/放管設備 （計測装置）	19条－13 19条－14 19条－15 19条－16 19条－17 19条－18 19条－19 37条－16 37条－17 37条－18 37条－19 37条－22 37条－23 37条－24 37条－25 37条－26 37条－27	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)①	周辺監視区域境界付近	9	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング設備	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト（2/8）
（第19条　放射線管理施設）
（第37条　監視測定設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
547	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	—	ダストモニタ	ダストモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	19条－13 19条－14 19条－15 19条－16 19条－17 19条－18 19条－19 37条－16 37条－17 37条－18 37条－19 37条－22 37条－23 37条－24 37条－25 37条－26 37条－27	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)①	周辺監視区域境界付近	9	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング設備	再処理 (MOX従)	—
548	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	—	積算線量計	積算線量計（環境モニタリング設備）	—	19条－13 19条－18 19条－19	—	—	周辺監視区域境界付近	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
549	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋内モニタリング設備	—	—	アルファ線用サーベイメータ	放射線サーベイ機器	—	19条－20	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
550	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放射能測定設備	—	—	フード(放射能測定設備)	フード(放射能測定設備)	核物質等取扱ボックス	19条－21	単体_放射線施設_1 単体_放射線施設_2	別紙2-3(6)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
551	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放射能測定設備	—	—	放射能測定装置	放射能測定設備	—	19条－21	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
552	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	—	フード(放出管理分析設備)	フード(放出管理分析設備)	核物質等取扱ボックス	19条－22	単体_放射線施設_3 単体_放射線施設_4	別紙2-3(6)	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
553	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	—	放射能測定装置	放出管理分析設備	—	19条－22 37条－70 37条－71 37条－74 37条－75 37条－76 37条－77 37条－78	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　放出管理分析設備 従：重大事故等対処設備　放出管理分析設備	—	—
554	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	試料分析関係設備	環境試料測定設備	—	—	環境試料測定設備（放射能測定を行う機器）	環境試料測定設備（放射能測定を行う機器）	—	19条－23 19条－24 19条－25 37条－70 37条－71 37条－72 37条－73 37条－74 37条－76 37条－77 37条－78	—	—	事業所内	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境試料測定設備 従：重大事故等対処設備　環境試料測定設備	再処理 (MOX従)	—
555	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	個人管理設備	—	—	—	個人線量計	個人線量計	—	19条－30 19条－31 19条－32	—	—	事業所内	1式	4	新設	非安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
556	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	個人管理設備	—	—	—	ホールボディカウンタ	ホールボディカウンタ	—	19条－30 19条－31 19条－32	—	—	事業所内	1式	4	新設	非安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
557	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	出入管理設備	—	—	—	退出モニタ	出入管理設備	—	19条－33 19条－34	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
558	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	環境管理設備	—	—	—	放射能観測車	放射能観測車	—	19条－26 19条－28 19条－29 37条－97 37条－99 37条－100 37条－103 37条－104 37条－108 37条－109 37条－111	—	—	屋外	1	4	新設	非安重	可搬	—/—	主：設計基準対象の施設　環境管理設備 従：重大事故等対処設備　環境管理設備	再処理 (MOX従)	—
559	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	環境管理設備	—	—	—	気象観測設備	気象観測設備	—	19条－26 19条－27 19条－28 19条－29 37条－98 37条－99 37条－100 37条－103 37条－104 37条－105 37条－107 37条－109 37条－111	—	—	屋外	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境管理設備 従：重大事故等対処設備　環境管理設備	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト（3/8）
（第19条　放射線管理施設）
（第37条　監視測定設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
560	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気モニタ	排気モニタ	計装/放管設備 （計測装置）	19条－10 19条－11 19条－12 37条－5 37条－6 37条－7 37条－11 37条－12 37条－13 37条－14 37条－15	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　排気モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
561	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	工程室排気ダクト	工程室排気ダクト	—	37条－5 37条－6 37条－7 37条－11 37条－14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：工程室排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	37条－5 37条－6 37条－7 37条－11 37条－14	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
563	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気筒	排気筒	—	37条－5 37条－6 37条－7 37条－11 37条－14	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
564	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	モニタリングポスト	モニタリングポスト	計装/放管設備 （計測装置）	19条－13 19条－14 19条－15 19条－16 19条－17 19条－18 19条－19 37条－16 37条－17 37条－18 37条－19 37条－22 37条－23 37条－24 37条－25 37条－26 37条－27	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	周辺監視区域境界付近	9	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング設備	再処理 (MOX従)	—
565	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備	ダストモニタ	ダストモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	19条－13 19条－14 19条－15 19条－16 19条－17 19条－18 19条－19 37条－16 37条－17 37条－18 37条－19 37条－22 37条－23 37条－24 37条－25 37条－26 37条－27	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	周辺監視区域境界付近	9	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング設備	再処理 (MOX従)	—
566	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備	可搬型ダストモニタ	可搬型ダストモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	37条－28 37条－29 37条－30 37条－31 37条－32 37条－33 37条－36 37条－38 37条－39 37条－42 37条－43 37条－45	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
567	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	—	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	37条－28 37条－29 37条－30 37条－31 37条－36 37条－38 37条－40 37条－42 37条－43 37条－46	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—

申請対象設備リスト（4/8）
（第19条　放射線管理施設）
（第37条　監視測定設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
568	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型環境モニタリング設備	可搬型線量率計	可搬型線量率計	計装/放管設備 （計測装置）	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－49 37条－54 37条－55 37条－56 37条－58 37条－65 37条－66 37条－68	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	18	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
569	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型環境モニタリング設備	可搬型ダストモニタ	可搬型ダストモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－49 37条－54 37条－55 37条－56 37条－58 37条－65 37条－66 37条－68	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	18	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
570	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	—	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	—	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－54 37条－55 37条－56 37条－59 37条－65 37条－69	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	18	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
571	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	—	可搬型環境モニタリング用発電機	可搬型環境モニタリング用発電機	発電機	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－54 37条－55 37条－56 37条－60 37条－65 37条－69	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	19	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
572	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ）	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/放管設備 （計測装置）	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－50 37条－57 37条－61 37条－65 37条－66 37条－68	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
573	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備	中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/放管設備 （計測装置）	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－50 37条－57 37条－61 37条－65 37条－66 37条－68	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
574	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/放管設備 （計測装置）	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－50 37条－57 37条－61 37条－65 37条－66 37条－68	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
575	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備	可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－50 37条－57 37条－62 37条－65 37条－66 37条－68	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—

申請対象設備リスト（5/8）
（第19条　放射線管理施設）
（第37条　監視測定設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
576	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替モニタリング設備	代替環境モニタリング設備	—	監視測定用運搬車	監視測定用運搬車	—	37条－28 37条－29 37条－47 37条－48 37条－54 37条－55 37条－63	—	—	屋外	7	4	新設	—	可搬	—/—	主：重大事故等対処設備　代替モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　代替気象観測設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング用代替電源設備	再処理 （MOX従）	—
577	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	アルファ線用放射能測定装置	アルファ線用放射能測定装置	計装/放管設備 （計測装置）	19条－22 37条－70 37条－71 37条－74 37条－75 37条－77 37条－78	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　放出管理分析設備 従：重大事故等対処設備　放出管理分析設備	—	—
578	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	ベータ線用放射能測定装置	ベータ線用放射能測定装置	計装/放管設備 （計測装置）	19条－22 37条－70 37条－71 37条－74 37条－75 37条－77 37条－78	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　放出管理分析設備 従：重大事故等対処設備　放出管理分析設備	—	—
579	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	試料分析関係設備	環境試料測定設備	—	核種分析装置	核種分析装置	計装/放管設備 （計測装置）	19条－23 19条－24 19条－25 37条－70 37条－71 37条－72 37条－73 37条－74 37条－76 37条－77 37条－78	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	事業所内	1	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境試料測定設備 従：重大事故等対処設備　環境試料測定設備	再処理 （MOX従）	—
580	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替試料分析関係設備	可搬型放出管理分析設備	—	可搬型放射能測定装置	可搬型放射能測定装置	計装/放管設備 （計測装置）	37条－79 37条－80 37条－81 37条－86 37条－87 37条－92 37条－93 37条－95	今後実施 （設計中）	別紙2-4(3)②	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
581	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替試料分析関係設備	可搬型試料分析設備	—	可搬型放射能測定装置	可搬型放射能測定装置	計装/放管設備 （計測装置）	37条－79 37条－80 37条－82 37条－83 37条－84 37条－85 37条－86 37条－88 37条－95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	主排気筒管理建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—
582	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替試料分析関係設備	可搬型試料分析設備	—	可搬型核種分析装置	可搬型核種分析装置	計装/放管設備 （計測装置）	37条－79 37条－80 37条－82 37条－83 37条－84 37条－85 37条－86 37条－89 37条－95	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	主排気筒管理建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	4	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—
583	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替試料分析関係設備	—	—	可搬型排気モニタリング用発電機	可搬型排気モニタリング用発電機	発電機	37条－79 37条－80 37条－84 37条－85 37条－86 37条－90 37条－96	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	主排気筒管理建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—
584	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	環境管理設備	—	—	気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	19条－26 19条－27 19条－28 19条－29 37条－98 37条－99 37条－100 37条－103 37条－104 37条－105 37条－107 37条－109 37条－111	—	—	屋外	1	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　環境管理設備 従：重大事故等対処設備　環境管理設備	再処理 （MOX従）	—

申請対象設備リスト（6/8）
（第19条　放射線管理施設）
（第37条　監視測定設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
585	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	環境管理設備	—	—	放射能観測車	放射能観測車	計装/放管設備 （計測装置）	19条－26 19条－28 19条－29 37条－97 37条－99 37条－100 37条－103 37条－104 37条－108 37条－109 37条－111	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	屋外	1	4	新設	非安重	可搬	—/—	主：設計基準対象の施設　環境管理設備 従：重大事故等対処設備　環境管理設備	再処理 (MOX従)	—
586	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（ＴＩ）シンチレーション）（ＳＡ）	ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（ＴＩ）シンチレーション）（ＳＡ）	計装/放管設備 （計測装置）	37条－112 37条－113 37条－114 37条－115 37条－116 37条－117 37条－118 37条－120 37条－122	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
587	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ）	ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ）	計装/放管設備 （計測装置）	37条－112 37条－113 37条－114 37条－115 37条－116 37条－117 37条－118 37条－120 37条－122	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
588	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/放管設備 （計測装置）	37条－112 37条－113 37条－114 37条－115 37条－116 37条－117 37条－118 37条－120 37条－122	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
589	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	計装/放管設備 （計測装置）	37条－112 37条－113 37条－114 37条－115 37条－116 37条－117 37条－118 37条－120 37条－122	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
590	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替放射能観測設備	可搬型放射能観測設備	—	可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	—	37条－112 37条－113 37条－114 37条－115 37条－116 37条－117 37条－118 37条－120 37条－122	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
591	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	—	可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）	—	37条－123 37条－124 37条－128 37条－129 37条－130 37条－132 37条－137 37条－140	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
592	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替気象観測設備	—	—	可搬型気象観測用データ伝送装置	可搬型気象観測用データ伝送装置	—	37条－123 37条－124 37条－128 37条－129 37条－130 37条－133 37条－137 37条－141	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
593	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替気象観測設備	—	—	可搬型気象観測用発電機	可搬型気象観測用発電機	発電機	37条－123 37条－124 37条－128 37条－129 37条－130 37条－134 37条－137 37条－141	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト（7/8）
（第19条　放射線管理施設）
（第37条　監視測定設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
594	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替気象観測設備	—	—	可搬型風向風速計	可搬型風向風速計	—	37条－123 37条－124 37条－131 37条－135 37条－137 37条－138 37条－140	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
595	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	代替気象観測設備	—	—	監視測定用運搬車	監視測定用運搬車	—	37条－123 37条－124	—	—	屋外	7	4	新設	—	可搬	—/—	主：重大事故等対処設備　代替モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　代替気象観測設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング用代替電源設備	再処理 (MOX従)	—
596	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	環境モニタリング用代替電源設備	—	—	環境モニタリング用可搬型発電機	環境モニタリング用可搬型発電機	発電機	37条－142 37条－143 37条－144 37条－145 37条－146 37条－147 37条－149 37条－151 37条－152	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(3)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	19	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
597	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	環境モニタリング用代替電源設備	—	—	監視測定用運搬車	監視測定用運搬車	—	37条－142 37条－143	—	—	屋外	7	4	新設	—	可搬	—/—	主：重大事故等対処設備　代替モニタリング設備 従：重大事故等対処設備　代替気象観測設備 従：重大事故等対処設備　環境モニタリング用代替電源設備	再処理 (MOX従)	—
772	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	情報収集装置	情報収集装置	—	37条－34 37条－37 37条－51 37条－53 37条－125 37条－127	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
773	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	情報表示装置	情報表示装置	—	37条－34 37条－37 37条－51 37条－53 37条－125 37条－127	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
774	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	データ収集装置(燃料加工建屋)	データ収集装置(燃料加工建屋)	—	37条－8 37条－10 37条－20 37条－21 37条－101 37条－102	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—
775	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	データ表示装置(燃料加工建屋)	データ表示装置(燃料加工建屋)	—	37条－8 37条－10 37条－20 37条－21 37条－101 37条－102	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—
778	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋データ収集装置	制御建屋データ収集装置	—	37条－9 37条－10	—	—	制御建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
779	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋データ表示装置	制御建屋データ表示装置	—	37条－9 37条－10	—	—	制御建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
780	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)	制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)	—	37条－35 37条－37 37条－52 37条－53 37条－126 37条－127	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
781	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)	制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)	—	37条－35 37条－37 37条－52 37条－53 37条－126 37条－127	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
785	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋データ収集装置	燃料加工建屋データ収集装置	—	37条－8 37条－10	—	—	燃料加工建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—

申請対象設備リスト（8/8）
（第19条　放射線管理施設）
（第37条　監視測定設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	19条－3 37条－43 37条－66 37条－93 37条－106 37条－138	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ１

別紙 2-1-17　各条における申請対象設備

（第 20 条：廃棄施設）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第20条：廃棄施設）
添付２：申請対象設備リスト（第20条：廃棄施設）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第20条　廃棄施設」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
気体廃棄物の廃棄機能	20条-6 20条-7 20条-8	・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グローブボックス排気設備
フィルタによる核燃料物質等の捕集機能	20条-6 20条-8	・建屋排気設備（フィルタ） ・工程室排気設備（フィルタ） ・グローブボックス排気設備（フィルタ）
液体廃棄物の廃棄機能	20条-23	・低レベル廃液処理設備
海洋放出に係る機能	20条-28	・海洋放出管理系

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第20条：廃棄施設）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第20条　廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	5．放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	第1回申請と同一					
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 気体廃棄物の廃棄設備は，通常時において，周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，放出する放射性物質を低減できる設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(系統構成)	V－1－4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 (2)気体廃棄物の放出量	【V－1－4　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 【3.1.1(2)気体廃棄物の放出量】 ・管理区域からの排気は，3.1.1(1)のとおり処理されるため，放出される放射性物質は十分に低減できる設計であることについて説明する。	－	－	－	－	－	○	－	建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気設備 グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排気フィルタ	－	V－1－4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 (2)気体廃棄物の放出量	【V－1－4　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 【3.1.1(2)気体廃棄物の放出量】 ・管理区域からの排気は，3.1.1(1)のとおり処理されるため，放出される放射性物質は十分に低減できる設計であることについて説明する。
3	気体廃棄物の廃棄設備は，建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備，窒素循環設備及び排気筒で構成する。	設置要求 機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 窒素循環設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V－1－4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法	【V－1－4　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)処理方法】 ・気体廃棄物の廃棄設備を，建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備，窒素循環設備及び排気筒によって構成することについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 建屋排気フィルタユニット 建屋排風機 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) 工程室排気フィルタユニット 工程室排風機 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排風機 グローブボックス排風機入口手動ダンパ 給気設備 窒素循環設備 主配管(窒素循環系) 窒素循環ファン 窒素循環冷却機 排気筒 外部放出抑制設備 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ	－	V－1－4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法	【V－1－4　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)処理方法】 ・気体廃棄物の廃棄設備を，建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備，窒素循環設備及び排気筒によって構成することについて説明する。
4	建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	V－1－4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 d. 給気設備 e. 窒素循環設備	【V－1－4　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 建屋排気フィルタユニット 建屋排風機 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) 工程室排気フィルタユニット 工程室排風機 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排気フィルタ グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排風機 グローブボックス排風機入口手動ダンパ 給気設備 窒素循環設備 主配管(窒素循環系) 窒素循環ファン 窒素循環冷却機 外部放出抑制設備 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ	－	V－1－4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 d. 給気設備 e. 窒素循環設備	【V－1－4　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。
5	気体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し，核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。 なお，気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に基づくものとする。	機能要求①	給気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 窒素循環設備	設計方針(系統構成)	V－1－4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 e. 窒素循環設備	【V－1－4　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) 窒素循環設備 主配管(窒素循環系)	－	V－1－4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 e. 窒素循環設備	【V－1－4　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章 共通項目の「3.自然現象等」，「4.閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
2	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 気体廃棄物の廃棄設備は，通常時において，周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，放出する放射性物質を低減できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	気体廃棄物の廃棄設備は，建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備，窒素循環設備及び排気筒で構成する。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	建屋排気設備，工程室排気設備，グローブボックス排気設備，給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	気体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し，核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。 なお，気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に基づくものとする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	気体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，管理区域からの排気は，高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後，放射性物質の濃度及び排気風量を監視し，排気筒の排気口から放出する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒 放射線監視設備	設計方針(系統構成)	Ⅴ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒 (3)放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視 Ⅴ－１－５ 放射線管理施設に関する説明書	【Ⅴ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・建屋排気設備からの排気は，建屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は，工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グローブボックス排気設備からの排気は，グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(3)a. 放出管理】 ・排気筒から放出される放射性物質の濃度が許容値を超えないよう放出管理を行う設計について説明する。 【3.1.1(3)b. 測定監視】 ・排気筒における放射能レベルの測定監視について説明する。 【Ⅴ－１－５　放射線管理施設に関する説明書】 ・管理区域からの排気中における放射性物質の放射能レベルは，排気モニタにより監視する設計であることについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) 排気筒 【機能要求②】 建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット 建屋排風機 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット 工程室排風機 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排風機	（ファン） ・容量 ・原動機	Ⅴ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒 (3)放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視 Ⅴ－１－５ 放射線管理施設に関する説明書	【Ⅴ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・建屋排気設備からの排気は，建屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は，工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グローブボックス排気設備からの排気は，グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(3)a. 放出管理】 ・排気筒から放出される放射性物質の濃度が許容値を超えないよう放出管理を行う設計について説明する。 【3.1.1(3)b. 測定監視】 ・排気筒における放射能レベルの測定監視について説明する。 【Ⅴ－１－５　放射線管理施設に関する説明書】 ・管理区域からの排気中における放射性物質の放射能レベルは，排気モニタにより監視する設計であることについて説明する。
7	放射性気体廃棄物の放出に当たっては，排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより，排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒 放射線監視設備	設計方針(系統構成)	Ⅴ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒 (3)放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視 Ⅴ－１－５ 放射線管理施設に関する説明書	【Ⅴ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備からの排気は，建屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は，工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備からの排気は，グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(3)a. 放出管理】 ・排気筒から放出される放射性物質の濃度が許容値を超えないよう放出管理を行う設計について説明する。 【3.1.1(3)b. 測定監視】 ・排気筒における放射能レベルの測定監視について説明する。 【Ⅴ－１－５　放射線管理施設に関する説明書】 ・管理区域からの排気中における放射性物質の放射能レベルは，排気モニタにより監視する設計であることについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) 排気筒 【機能要求②】 建屋排気設備 建屋排風機 工程室排気設備 工程室排風機 グローブボックス排気設備 グローブボックス排風機	（ファン） ・容量 ・原動機	Ⅴ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒 (3)放出管理と測定監視 a. 放出管理 b. 測定監視 Ⅴ－１－５ 放射線管理施設に関する説明書	【Ⅴ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備からの排気は，建屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は，工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備からの排気は，グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(3)a. 放出管理】 ・排気筒から放出される放射性物質の濃度が許容値を超えないよう放出管理を行う設計について説明する。 【3.1.1(3)b. 測定監視】 ・排気筒における放射能レベルの測定監視について説明する。 【Ⅴ－１－５　放射線管理施設に関する説明書】 ・管理区域からの排気中における放射性物質の放射能レベルは，排気モニタにより監視する設計であることについて説明する。
8	建屋排気設備，工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には，核燃料物質等を除去するための設備・機器として，高性能エアフィルタを複数段設け，核燃料物質等を除去する設計とする。	機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(系統構成)	Ⅴ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【Ⅴ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気設備 グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排気フィルタ	（フィルタ） ・効率	Ⅴ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【Ⅴ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。
9	気体廃棄物の廃棄設備の高性能エアフィルタは，捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(試験・検査性)	Ⅴ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【Ⅴ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気フィルタユニット，グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタの保守性について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気設備 グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ	－	Ⅴ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【Ⅴ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気フィルタユニット，グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタの保守性について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	気体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，管理区域からの排気は，高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後，放射性物質の濃度及び排気風量を監視し，排気筒の排気口から放出する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	－	排気モニタ	－	Ｖ－１－５　放射線管理施設に関する説明書 ・放射線監視設備	【Ｖ－１－５　放射線管理施設に関する説明書】 ・管理区域からの排気中における放射性物質の放射能レベルは，排気モニタにより監視する設計であることについて説明する。	－	－	－	－	－	－
7	放射性気体廃棄物の放出に当たっては，排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより，排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	－	排気モニタ	－	Ｖ－１－５　放射線管理施設に関する説明書 ・放射線監視設備	【Ｖ－１－５　放射線管理施設に関する説明書】 ・管理区域からの排気中における放射性物質の放射能レベルは，排気モニタにより監視する設計であることについて説明する。	－	－	－	－	－	－
8	建屋排気設備，工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には，核燃料物質等を除去するための設備・機器として，高性能エアフィルタを複数設置し，核燃料物質等を除去する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	気体廃棄物の廃棄設備の高性能エアフィルタは，捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	高性能エアフィルタは，交換に必要な空間を有するとともに，必要に応じて梯子及び歩廊を設置し，取替が容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(試験・検査性)	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気フィルタユニット，グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタの保守性について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	建屋排気設備 建屋排気フィルタユニット 工程室排気設備 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気設備 グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ	－	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気フィルタユニットの保守性について説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気フィルタユニット，グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタの保守性について説明する。
11	5.1.1.1.1 建屋排気設備 建屋排気設備は，燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い，排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 建屋排気設備は，建屋排気ダクト，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。	機能要求①	建屋排気設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 f. 排気筒	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・負圧維持のために建屋排風機を設置することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・建屋排気設備からの排気は，建屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。	－	－	－	－	－	○	－	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 建屋排気フィルタユニット 建屋排風機 排気筒	－	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 f. 排気筒	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・負圧維持のために建屋排風機を設置することについて説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために建屋排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・建屋排気設備からの排気は，建屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・建屋排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。
12	5.1.1.1.2 工程室排気設備 工程室排気設備は，工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い，排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 工程室排気設備は，工程室排気ダクト，工程室排気フィルタユニット，工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ（2基）（外部放出抑制設備で兼用）で構成する。	機能要求①	工程室排気設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 b. 工程室排気設備 f. 排気筒	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・負圧維持のために工程室排風機を設置することについて説明する。 ・工程室排風機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・工程室排気設備からの排気は，工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。	－	－	－	－	－	○	－	工程室排気設備 主配管(工程室排気系) 工程室排気フィルタユニット 工程室排風機 排気筒	－	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 b. 工程室排気設備 f. 排気筒	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・負圧維持のために工程室排風機を設置することについて説明する。 ・工程室排風機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するために工程室排気フィルタユニットを設置することについて説明する。 ・工程室排気設備からの排気は，工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・工程室排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。
13	5.1.1.1.3 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は，グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い，排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 グローブボックス排気設備は，グローブボックス排気ダクト，グローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット，グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ （2基）（外部放出抑制設備で兼用）で構成する。	機能要求①	グローブボックス排気設備 窒素循環設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 c. グローブボックス排気設備 e. 窒素循環設備 f. 排気筒	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・負圧維持及び閉じ込めの維持のためにグローブボックス排風機を設置することについて説明する。 ・グローブボックス排風機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グローブボックス排気設備からの排気は，グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・グローブボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素雰囲気グローブボックス(窒素循環型)内を循環させるために，窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排風機 窒素循環設備 主配管(窒素循環系) 窒素循環ファン 排気筒	－	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 c. グローブボックス排気設備 e. 窒素循環設備 f. 排気筒	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・負圧維持及び閉じ込めの維持のためにグローブボックス排風機を設置することについて説明する。 ・グローブボックス排風機入口手動ダンパの設置について説明する。 ・排気中の放射性物質を除去するためにグローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気フィルタを設置することについて説明する。 ・グローブボックス排気設備からの排気は，グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・グローブボックス排気設備の系統構成について説明する。 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・窒素雰囲気グローブボックス(窒素循環型)内を循環させるために，窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気は，排気筒の排気口から放出することについて説明する。
14	5.1.1.1.4 給気設備 給気設備は，燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り込み，取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に，必要に応じて温度又は湿度を調整した後，燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とし，燃料加工建屋に設置する設計とする。	機能要求①	給気設備	設計方針(系統構成)	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 d. 給気設備	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	－	－	－	－	－	○	－	給気設備	－	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 d. 給気設備	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)d. 給気設備】 ・給気設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。
15	5.1.1.1.5 窒素循環設備 窒素循環設備は，窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し，窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。 窒素循環設備は，窒素循環ダクト，窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。	機能要求①	窒素循環設備	設計方針(系統構成)	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 e. 窒素循環設備	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・循環窒素ガスを冷却するために窒素循環冷却機を設置することについて説明する。 ・窒素雰囲気グローブボックス(窒素循環型)内を循環させるために，窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	窒素循環設備 主配管(窒素循環系) 窒素循環ファン 窒素循環冷却機	－	V－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 e. 窒素循環設備	【V－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)e. 窒素循環設備】 ・循環窒素ガスを冷却するために窒素循環冷却機を設置することについて説明する。 ・窒素雰囲気グローブボックス(窒素循環型)内を循環させるために，窒素循環ファン及び窒素循環ダクトを設置することについて説明する。 ・窒素循環設備の系統構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	高性能エアフィルタは，交換に必要な空間を有するとともに，必要に応じて梯子及び歩廊を設置し，取替が容易な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	5.1.1.1.1 建屋排気設備 建屋排気設備は，燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い，排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 建屋排気設備は，建屋排気ダクト，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	5.1.1.1.2 工程室排気設備 工程室排気設備は，工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い，排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 工程室排気設備は，工程室排気ダクト，工程室排気フィルタユニット，工程室排風機及び工程室排風機入口手動ダンパ（2基）（外部放出抑制設備で兼用）で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	5.1.1.1.3 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は，グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い，排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 グローブボックス排気設備は，グローブボックス排気ダクト，グローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット，グローブボックス排風機及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ（2基）（外部放出抑制設備で兼用）で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	5.1.1.1.4 給気設備 給気設備は，燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ，取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後に，必要に応じて温度又は湿度を調整した後，燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とし，燃料加工建屋に設置する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	5.1.1.1.5 窒素循環設備 窒素循環設備は，窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し，窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。 窒素循環設備は，窒素循環ダクト，窒素循環ファン及び窒素循環冷却機で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	5.1.1.1.6 排気筒 排気筒は，建屋排気設備，工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし，燃料加工建屋地上1階屋外に1基設置する設計とする。また，排気筒の排気口は，燃料加工建屋の北東に位置し，その地上高さを約20m（標高約75m）とする設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒	設計方針(系統構成)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備からの排気は，建屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は，工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備からの排気は，グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気を，排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・排気筒の設置位置について説明する。 ・排気筒の高さについて説明する。	－	－	－	－	－	○	－	建屋排気設備 主配管(建屋排気系) 建屋排風機 工程室排気設備 主配管(工程室排気系) 工程室排風機 グローブボックス排気設備 主配管(グローブボックス排気系) グローブボックス排風機 排気筒	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 a. 建屋排気設備 b. 工程室排気設備 c. グローブボックス排気設備 f. 排気筒	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1.1(1)a. 建屋排気設備】 ・建屋排気設備からの排気は，建屋排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)b. 工程室排気設備】 ・工程室排気設備からの排気は，工程室排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)c. グローブボックス排気設備】 ・グローブボックス排気設備からの排気は，グローブボックス排風機を用いて排気筒の排気口から放出することについて説明する。 【3.1.1(1)f. 排気筒】 ・管理区域からの排気を，排気筒の排気口から放出することについて説明する。 ・排気筒の設置位置について説明する。 ・排気筒の高さについて説明する。
17	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備は，通常時において，周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，放出する放射性物質を低減できる設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備 d. 海洋放出管理系	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。 【3.2.1(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系について，排水口から排出した排水を第１放出前貯槽及び第１海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理塔 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。
18	液体廃棄物の廃棄設備は，低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系 グローブボックス負圧・温度監視設備	設計方針(系統構成)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1 (1) 処理方法】 ・液体廃棄物の廃棄設備は，低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成することについて説明する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置することを説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理塔 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1 (1) 処理方法】 ・液体廃棄物の廃棄設備は，低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成することについて説明する。
19	低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリアは，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(系統構成)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備 c. 廃油保管室の廃油保管エリア	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアを燃料加工建屋内に設置することについて説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理塔 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第1ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備を燃料加工建屋内に設置することについて説明する。
20	液体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を，廃液の性状，廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液中の放射性物質の濃度が最新告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し，排水口から排出する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理塔 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。
21	液体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し，液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には，液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備 廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系	設計方針(系統構成)	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 閉じ込め機能に関する基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.9 低レベル廃液処理設備 Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備 c. 廃油保管室の廃油保管エリア d. 海洋放出管理系	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアは，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別することについて説明する。 【3.2.1(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	○	－	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理塔 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	－	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 閉じ込め機能に関する基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.9 低レベル廃液処理設備 Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a. 低レベル廃液処理設備 c. 廃油保管室の廃油保管エリア d. 海洋放出管理系	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　閉じ込め機能に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する基本方針について説明する。 【3.施設の詳細設計方針】 【3.9低レベル廃液処理設備】 ・逆流防止対策について説明する。 【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a. 低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアは，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別することについて説明する。 【3.2.1(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	5.1.1.1.6 排気筒 排気筒は，建屋排気設備，工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし，燃料加工建屋地上1階屋外に1基設置する設計とする。また，排気筒の排気口は，燃料加工建屋の近傍に位置し，その地上高さを約20m（標高約75m）とする設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備は，通常時において，周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，放出する放射性物質を低減できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 d. 海洋放出管理系	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.1(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系について，排水口から排出した排水を第１放出前貯槽及び第１海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。
18	液体廃棄物の廃棄設備は，低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。また，グローブボックス負圧・温度監視設備を設置する設計とする。	機能要求①	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1 (1) 処理方法】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備を設置することを説明する。	○	－	廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1) 処理方法】 ・液体廃棄物の廃棄設備は，低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成することについて説明する。
19	低レベル廃液処理設備，廃油保管室の廃油保管エリアは，燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	廃油保管室の廃油保管エリア	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c. 廃油保管室の廃油保管エリア	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアを燃料加工建屋内に設置することについて説明する。
20	液体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を，廃液の性状，廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い，廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し，排水口から排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	液体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し，液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には，液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c. 廃油保管室の廃油保管エリア d. 海洋放出管理系	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアは，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別することについて説明する。 【3.2.1(1)d. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系の系統構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は，検査槽，オープンポートボックス，ろ過処理装置，吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(設備構成)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a．低レベル廃液処理設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a．低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理塔 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第3ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a．低レベル廃液処理設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a．低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。
23	低レベル廃液処理設備は，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(処理能力)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a．低レベル廃液処理設備 (2) 液体廃棄物の推定発生量 (3) 放出管理と測定監視 a．放出管理 b．測定監視	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a．低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。 【3.2.1(2) 液体廃棄物の推定発生量】 放射性液体廃棄物の推定発生量及び推定年間発生量について説明する。 【3.2.1(3)a．放出管理】 ・放射性液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2.1(3)b．測定監視】 ・液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス 【機能要求②】 低レベル廃液処理設備 イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理塔 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	（容器） ・容量 （ろ過装置） ・容量 （ポンプ） ・容量 ・吐出圧力 ・原動機 （主配管） ・外径・厚さ	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a．低レベル廃液処理設備 (2) 液体廃棄物の推定発生量 (3) 放出管理と測定監視 a．放出管理 b．測定監視	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a．低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備について，廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするための処理方法について説明する。 【3.2.1(2) 液体廃棄物の推定発生量】 放射性液体廃棄物の推定発生量及び推定年間発生量について説明する。 【3.2.1(3)a．放出管理】 ・放射性液体廃棄物を排水口から放出する際の管理方法について説明する。 【3.2.1(3)b．測定監視】 ・液体廃棄物を環境へ放出する際の測定監視について説明する。
24	また，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a．低レベル廃液処理設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a．低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	低レベル廃液処理設備 吸着処理オープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス 【機能要求②】 低レベル廃液処理設備 イオン系廃液検査槽 イオン系廃液検査槽ポンプ 固体系廃液検査槽 固体系廃液検査槽ポンプ 吸着処理前槽 吸着処理前槽ポンプ 吸着処理塔 吸着処理後槽 吸着処理後槽ポンプ ろ過処理前槽 ろ過処理前槽ポンプ 第1ろ過処理装置 第2ろ過処理装置 精密ろ過装置 限外ろ過装置 ろ過処理後槽 ろ過処理後槽ポンプ 廃液貯槽 廃液貯槽ポンプ 主配管(低レベル廃液処理系)	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 a．低レベル廃液処理設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)a．低レベル廃液処理設備】 ・低レベル廃液処理設備の系統構成について説明する。
25	5.1.2.2 グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。 また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。	設置要求	グローブボックス負圧・温度監視設備	基本方針	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 b．グローブボックス負圧・温度監視設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)b．グローブボックス負圧・温度監視設備】 ・b．グローブボックス負圧・温度監視設備の系統構成について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－
26	5.1.2.3 廃油保管室の廃油保管エリア 廃油保管エリアは，管理区域内において，機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは，燃料加工建屋の管理区域内で発生する再利用しない油類のうち，ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量，設置場所)	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c．廃油保管室の廃油保管エリア 3.2.2 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c．廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力，面積，高さについて説明する。 【3.2.2(1)油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて，場所を示す。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－
27	なお，油類廃棄物を封入する容器は，以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて，管理する。 (1)水が浸透しにくく，腐食に耐え，及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c．廃油保管室の廃油保管エリア 3.2.2 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c．廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力，面積，高さについて説明する。 【3.2.2(1)油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて，場所を示す。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は，検査槽，オープンポートボックス，ろ過処理装置，吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	低レベル廃液処理設備は，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	また，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等が管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を設けない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	5.1.2.2 グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は，安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また，安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため，消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。また，グローブボックスの負圧を検知し，グローブボックスの負圧に異常がある場合に警報を発する設計とする。	設置要求	○	－	グローブボックス負圧・温度監視設備	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 b．グローブボックス負圧・温度監視設備	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)b．グローブボックス負圧・温度監視設備】 ・グローブボックス負圧・温度監視設備の系統構成について説明する。	－	－	－	－	－	－
26	5.1.2.3 廃油保管室の廃油保管エリア 廃油保管エリアは，管理区域内において，機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒（以下「油類」という。）を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは，燃料加工建屋の管理区域内で発生する再利用しない油類のうち，ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	廃油保管室の廃油保管エリア	（保管・廃棄エリア） ・容量 ・主要寸法	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c．廃油保管室の廃油保管エリア 3.2.2 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c．廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力，面積，高さについて説明する。 【3.2.2(1)油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて，場所を示す。
27	なお，油類廃棄物を封入する容器は，以下の事項を考慮した容器を使用することを保安規定に定めて，管理する。 (1)水が浸透しにくく，腐食に耐え，及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2)亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3)容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通基本設計方針	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 c．廃油保管室の廃油保管エリア 3.2.2 油類廃棄物の保管廃棄 (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c．廃油保管室の廃油保管エリア】 ・廃油保管室の廃油保管エリアの保管能力，面積，高さについて説明する。 【3.2.2(1)油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容器及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて，場所を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	5.1.2.4 海洋放出管理系 海洋放出管理系は，MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽（再処理施設と共用（以下同じ。））及び第1海洋放出ポンプ（再処理施設と共用（以下同じ。））を経由して海洋放出管（再処理施設と共用（以下同じ。））の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	設計方針（系統構成） 設計方針（経路維持） 設計方針（流量）	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 ｄ．海洋放出管理系	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)ｄ．海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系について，排水口から排出した排水を第１放出前貯槽及び第１海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－
29	海洋放出管理系のうち，MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を，再処理施設と共用する。海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6．系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設	【Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.5放射性廃棄物の廃棄施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・海洋放出管理系のうち，MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を，再処理施設と共用するが，海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－
30	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）	基本方針 （保管廃棄施設の容量，設置場所）	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 3.3.1放射性固体廃棄物の保管廃棄 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3.1放射性固体廃棄物の保管廃棄】 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 ・想定される固体廃棄の年間発生量に関する考え方を示す。 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態 ・保管廃棄に係る保管方法（固縛等）の措置について説明する。 ・廃棄物保管エリアについて，場所を示す。	○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－
31	固体廃棄物の廃棄設備は，廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。	設置要求 機能要求①	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系				○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－
32	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第２室の廃棄物保管エリア）				○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－
33	MOX燃料加工施設から発生する雑固体（固型化処理した油類を含む。）は，再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	運用要求	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第２室の廃棄物保管エリア）				○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－
34	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては，線量当量率，廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系				○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－
35	5.1.3.1　廃棄物保管設備 可燃性，難燃性及び不燃性の雑固体（固型化処理した油類を含む。）であり，分別等を行った後，ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体（固型化処理した油類を含む。）を固体廃棄物として保管廃棄する廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）を設置する設計とする。	設置要求	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第２室の廃棄物保管エリア）				○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－
36	5.1.3.2　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体（固型化処理した油類を含む。）を固体廃棄物として保管廃棄する再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系				○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－
37	再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系は，MOX燃料加工施設と共用する。	運用要求					○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－
38	第2低レベル廃棄物貯蔵系は，MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア） 再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6共用に対する考慮	【Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【1.安全機能を有する施設　1.6共用に対する考慮】 ・安全機能を有する施設のうち，再処理施設又はMOX燃料加工施設と共用するものは，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	○	基本方針 （燃料加工建屋に係る基本方針）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	5.1.2.4 海洋放出管理系 海洋放出管理系は，MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽（再処理施設と共用（以下同じ。））及び第1海洋放出ポンプ（再処理施設と共用（以下同じ。））を経由して海洋放出管（再処理施設と共用（以下同じ。））の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	（容器） ・容量 （ポンプ） ・容量 ・吐出圧力 ・原動機 （主配管） ・外径・厚さ	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 液体廃棄物の処理 (1) 処理方法 d. 海洋放出管理系	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2.1(1)c. 海洋放出管理系】 ・海洋放出管理系について，排水口から排出した排水を第１放出前貯槽及び第１海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。
29	海洋放出管理系のうち，MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を，再処理施設と共用する。海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設	【Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5放射性廃棄物の廃棄施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・海洋放出管理系のうち，MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を，再処理施設と共用するが，海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
30	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）	－	Ｖ－１－４ 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.3　固体廃棄物の廃棄設備 3.3.1固体廃棄物の保管廃棄 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態	【Ｖ－１－４　放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3.1固体廃棄物の保管廃棄】 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 ・想定される固体廃棄の年間発生量に関する考え方を示す。 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態 ・保管廃棄に係る保管方法（固縛等）の措置について説明する。 ・廃棄物保管エリアについて，場所を示す。
31	固体廃棄物の廃棄設備は，廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	－		
32	廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）	（保管・廃棄エリア） ・容量 ・主要寸法		
33	MOX燃料加工施設から発生する雑固体（固型化処理した油類を含む。）は，再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第２室の廃棄物保管エリア）	－		
34	放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては，線量当量率，廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	－		
35	5.1.3.1　廃棄物保管設備 可燃性，難燃性及び不燃性の雑固体（固型化処理した油類を含む。）であり，分別等を行った後，ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体（固型化処理した油類を含む。）を固体廃棄物として保管廃棄する廃棄物保管設備（廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア）	－		
36	5.1.3.2　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体（固型化処理した油類を含む。）を固体廃棄物として保管廃棄する再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	－		
37	再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系は，MOX燃料加工施設と共用する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－		－		
38	第2低レベル廃棄物貯蔵系は，MOX燃料加工施設から発生する雑固体及び再処理施設で発生する低レベル廃棄物の推定年間発生量に対して必要な容量を有することとし，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	廃棄物保管設備 （廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア） 再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第20条：廃棄施設）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
454	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ダクト	主配管（常設）（建屋排気系）	主配管	20条-3 20条-4 20条-5 20条-6 20条-7 20条-11 20条-16	系統_建屋排気設備_配管_1	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
455	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C1区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-6 20条-8 20条-9 20条-10 20条-11	系統_建屋排気設備_機器_4 ～ 系統_建屋排気設備_機器_6	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
456	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C2区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-6 20条-8 20条-9 20条-10 20条-11	系統_建屋排気設備_機器_7 ～ 系統_建屋排気設備_機器_29	別紙2-2-3	燃料加工建屋	23	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
457	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	20条-3 20条-4 20条-6 20条-7 20条-11 20条-16	系統_建屋排気設備_機器_1 ～ 系統_建屋排気設備_機器_3	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	20条-3 20条-4 20条-5 20条-6 20条-7 20条-12 20条-16	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-8 20条-9 20条-10 20条-12	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
460	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機	工程室排風機	ファン	20条-3 20条-4 20条-6 20条-7 20条-12 20条-16	系統_工程室排気設備_機器_1 系統_工程室排気設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
461	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	20条-3 20条-4 20条-12	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	20条-3 20条-4 20条-5 20条-6 20条-7 20条-13 20条-16	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	20条-3 20条-4 20条-5 20条-9 20条-10	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-6 20条-8 20条-9 20条-10 20条-13	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-6 20条-8 20条-9 20条-10 20条-13	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	20条-3 20条-4 20条-6 20条-7 20条-13 20条-16	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	20条-3 20条-4 20条-13	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
468	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	給気設備	—	—	給気設備	給気設備	—	20条-3 20条-4 20条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※Sクラス GBを設置している工程室から逆止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
469	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主配管（窒素循環系）	主配管	20条-3 20条-4 20条-5 20条-13 20条-15	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	B-1，B-4 /—※	—	—	※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は，基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
470	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ファン	窒素循環ファン	ファン	20条-3 20条-4 20条-13 20条-15	系統_窒素循環設備_機器_1 系統_窒素循環設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
471	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環冷却機	窒素循環冷却機	機械装置	20条-3 20条-4 20条-15	系統_窒素循環設備_機器_3 系統_窒素循環設備_機器_4	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
472	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	排気筒	—	—	排気筒	排気筒	—	20条-3 20条-6 20条-7 20条-11 20条-12 20条-13 20条-16	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	20条-3 20条-4 20条-5 20条-6 20条-7 20条-13 20条-16	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	20条-3 20条-4 20条-5 20条-9 20条-10	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-6 20条-8 20条-9 20条-10 20条-13	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-6 20条-8 20条-9 20条-10 20条-13	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	20条-3 20条-4 20条-5 20条-6 20条-7 20条-12 20条-16	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-6 20条-8 20条-9 20条-10 20条-12	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	20条-3 20条-4 20条-13	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
480	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	20条-3 20条-4 20条-12	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	20条-3 20条-4	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
482	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気閉止ダンパ	工程室排気閉止ダンパ	—	20条-3 20条-4	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/(C)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	20条-3 20条-4 20条-5 20条-6 20条-7 20条-13 20条-16	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	20条-3 20条-4 20条-5 20条-9 20条-10	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	20条-2 20条-3 20条-4 20条-6 20条-8 20条-9 20条-10 20条-13	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
504	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
505	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
506	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽	容器	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
507	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
508	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理オープンポートボックス	ろ過処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	単体_低レベル廃液処理設備_1	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
509	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽	容器	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_10	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
510	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽ポンプ	ポンプ	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_11	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
511	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第1ろ過処理装置	ろ過装置	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_12	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
512	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第2ろ過処理装置	ろ過装置	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_13	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
513	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	精密ろ過装置	ろ過装置	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_14	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
514	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	限外ろ過装置	ろ過装置	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_15	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
515	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽	容器	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_16	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
516	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽ポンプ	ポンプ	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_17	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
517	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理オープンポートボックス	吸着処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	単体_低レベル廃液処理設備_2	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
518	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽	容器	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
519	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽ポンプ	ポンプ	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
520	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
521	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽	容器	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
522	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽ポンプ	ポンプ	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_9	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
523	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽	容器	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_18	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
524	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽ポンプ	ポンプ	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_19	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
525	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	20条-17 20条-18 20条-19 20条-20 20条-21 20条-22 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_配管_1 ～ 系統_低レベル廃液処理設備_配管_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
532	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	ー(廃油保管室の廃油保管エリア)	—	—	—	ー(廃油保管エリア)	ー(廃油保管室の廃油保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	20条-18 20条-19 20条-21 20条-26	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
533	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	放出前貯槽	—	—	第1放出前貯槽	第1放出前貯槽	容器	20条-17 20条-18 20条-21 20条-28 20条-29	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)④	低レベル廃液処理建屋	4	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
534	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	—	—	—	第1海洋放出ポンプ	第1海洋放出ポンプ	ポンプ	20条-17 20条-18 20条-21 20条-28 20条-29	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)④	低レベル廃液処理建屋	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
535	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	—	—	—	海洋放出管	海洋放出管	主配管	20条-17 20条-18 20条-21 20条-28 20条-29	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)④	屋外	1式	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
536	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	—	—	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備	—	20条-18 20条-25	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
537	放射性廃棄物の廃棄施設	—	固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物保管設備	—	—	—	ー廃棄物保管エリア(廃棄物保管第1室)	廃棄物保管エリア(廃棄物保管第1室)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	20条-30 20条-31 20条-32 20条-33 20条-34 20条-35 20条-38	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
538	放射性廃棄物の廃棄施設	—	固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物保管設備	—	—	—	ー廃棄物保管エリア(廃棄物保管第2室)	廃棄物保管エリア(廃棄物保管第2室)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	20条-30 20条-31 20条-32 20条-33 20条-34 20条-35 20条-38	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
539	放射性廃棄物の廃棄施設	—	固体廃棄物の廃棄設備	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	—	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵系	第2低レベル廃棄物貯蔵系	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	20条-30 20条-32 20条-33 20条-34 20条-36 20条-37 20条-38	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	—	4	新設	非安重	—	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
561	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	工程室排気ダクト	工程室排気ダクト	—	20条-3 20条-4 20条-5 20条-6 20条-7 20条-12 20条-16	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：工程室排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	20条-3 20条-4 20条-5 20条-6 20条-7 20条-13 20条-16	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
563	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	排気筒	排気筒	—	20条-3 20条-6 20条-7 20条-11 20条-12 20条-13 20条-16	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	常設	C-1/(C)	主：排気筒 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—

申請対象設備リスト（第20条）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	20条-27	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-18　各条における申請対象設備

（第 22 条：遮蔽）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第22条：遮蔽）
添付２：申請対象設備リスト（第22条：遮蔽）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第22条　遮蔽」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能，性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能，性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能，性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能，性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（22条：遮蔽）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	安全機能を有する施設は，周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が，「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより，公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。	○	基本方針	—	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。	第1回申請と同じ					
2	安全機能を有する施設は，通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が，線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに，合理的に達成できる限り低くなるよう，遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。	機能要求② 評価要求	遮蔽設備	基本方針 評価方法	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 2. 遮蔽設計の考え方 6.　直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量の評価方法	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の考え方】 ・基本的な考え方を踏まえた遮蔽設計の考え方を記載 【一般公衆の線量の評価方法】 加工施設からの直接線及びスカイシャインによる一般公衆の年間被ばく線量の評価方法を記載。	○	基本方針	—	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 2. 遮蔽設計の考え方 6.　直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量の評価方法	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の考え方】 ・基本的な考え方を踏まえた遮蔽設計の考え方を記載 【一般公衆の線量の評価方法】 加工施設からの直接線及びスカイシャインによる一般公衆の年間被ばく線量の評価方法を記載。	第1回申請と同じ					
				設計方針	V-2-2　平面図及び断面図 燃料加工建屋 V-2-5　構造図 遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。	○	建屋遮蔽(燃料加工建屋) 遮蔽蓋	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	V-2-2　平面図及び断面図 燃料加工建屋 V-2-5　構造図 遮蔽蓋	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。	○	—	遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	V-2-5　構造図 遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。
				評価条件 評価	Ⅱ-2-1-1加工施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量率の評価に関する計算書	【公衆の線量の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量評価に係る評価条件と評価結果を記載	○	建屋遮蔽(燃料加工建屋) 遮蔽蓋	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-1-1加工施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量率の評価に関する計算書	【公衆の線量の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量評価に係る評価条件と評価結果を記載	○	—	遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-1-1加工施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量率の評価に関する計算書	【公衆の線量の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量評価に係る評価条件と評価結果を記載
3	安全機能を有する施設は，管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう，遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。 a.　遮蔽その他適切な措置としては，放射線業務従事者の作業性等を考慮し，遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに，遠隔操作を可能とし，放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより，所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。 なお，遠隔操作の設計については，第2章　個別項目の「1. 成形施設」，「2. 被覆施設」，「3. 組立施設」，「7. 9　核燃料物質の検査設備」及び「7. 11　実験設備」に示す。また，放射性物質の漏えい防止対策については，第1章共通項目の「4. 閉じ込めの機能」に基づくものとし，換気の設計については，第2章　個別項目の「5. 3　換気設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 2. 遮蔽設計の考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の考え方】 ・基本的な考え方を踏まえた遮蔽設計の考え方を記載	○	基本方針	—	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 2. 遮蔽設計の考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の考え方】 ・基本的な考え方を踏まえた遮蔽設計の考え方を記載	第1回申請と同じ					
4	遮蔽設備は，建屋壁遮蔽，遮蔽扉，遮蔽蓋，グローブボックス遮蔽及び補助遮蔽から構成する。	定義	基本方針	基本方針	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 4. 遮蔽設備	【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を記載。	○	基本方針	—	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 3. 遮蔽設備	【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を記載。	第1回申請と同じ					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	安全機能を有する施設は，周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が，「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより，公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						—	—	—	—	—	—
2	安全機能を有する施設は，通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が，線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに，合理的に達成できる限り低くなるよう，遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。		第1回申請と同じ						—	—	—	—	—	—
		機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	安全機能を有する施設は，管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう，遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。 a. 遮蔽その他適切な措置としては，放射線業務従事者の作業性等を考慮し，遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに，遠隔操作を可能とし，放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより，所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。 なお，遠隔操作の設計については，第2章　個別項目の「1.成形施設」，「2.被覆施設」，「3.組立施設」，「7.9　核燃料物質の検査設備」及び「7.11　実験設備」に示す。また，放射性物質の漏えい防止対策については，第1章共通項目の「4.閉じ込めの機能」に基づくものとし，換気の設計については，第2章　個別項目の「5.3　換気設備」に示す。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						—	—	—	—	—	—
4	遮蔽設備は，建屋壁遮蔽，遮蔽扉，遮蔽蓋，グローブボックス遮蔽及び補助遮蔽から構成する。	定義	第1回申請と同じ						—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十二条 遮蔽）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては，放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し，区分ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに，管理区域を線量率に応じて適切に区分し，区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	機能要求② 評価要求	遮蔽設備	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 2. 遮蔽設計の考え方 3. 遮蔽設計の基準となる線量率 7. 放射線業務従事者が立ち入る場所における線量の評価方法	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の考え方】 基本的な考え方を踏まえた遮蔽設計の考え方を記載 【遮蔽設計の基準となる線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設計の基準となる線量率を放射線業務従事者の立入時間等を考慮して設定する。 【遮蔽計算の評価方法】 ・遮蔽計算における評価対象や評価方法を記載。	○	基本方針	—	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 2. 遮蔽設計の考え方 3. 遮蔽設計の基準となる線量率 7. 放射線業務従事者が立ち入る場所における線量の評価方法	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の考え方】 基本的な考え方を踏まえた遮蔽設計の考え方を記載 【遮蔽設計の基準となる線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設計の基準となる線量率を放射線業務従事者の立入時間等を考慮して設定する。 【遮蔽計算の評価方法】 ・遮蔽計算における評価対象や評価方法を記載。	第1回申請と同じ					
				設計方針	V-2-2　平面図及び断面図 燃料加工建屋 貯蔵容器搬送用洞道 V-2-5　構造図 遮蔽扉 遮蔽蓋 核燃料物質の貯蔵施設 分析設備 小規模試験設備　等	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。	○	建屋遮蔽(燃料加工建屋) 遮蔽扉 遮蔽蓋	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	V-2-2　平面図及び断面図 燃料加工建屋 V-2-5　構造図 遮蔽扉 遮蔽蓋	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。	○	洞道遮蔽(貯蔵容器搬送用洞道) 遮蔽扉 核燃料物質の貯蔵施設	遮蔽扉 遮蔽蓋 核燃料物質の貯蔵施設 分析設備 燃料棒解体装置　等	＜遮蔽設備＞ ＜ラック/ピット/棚(遮蔽設備)＞ ＜機械・検査装置(遮蔽設備)＞ ＜核物質等取扱ボックス(遮蔽設備)＞ ＜運搬・製品容器(遮蔽設備)＞ 寸法，材料	V-2-2　平面図及び断面図 貯蔵容器搬送用洞道 V-2-5　構造図 遮蔽扉 遮蔽蓋 核燃料物質の貯蔵施設 分析設備 燃料棒解体装置　等	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。
				評価条件 評価	Ⅱ-2-1-2燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋の線量率評価に係る評価条件・評価結果を記載（モデル化に当たり，評価上必要な補助遮蔽を考慮している）。	○	建屋遮蔽(燃料加工建屋) 遮蔽扉 遮蔽蓋	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-1-2燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載（モデル化に当たり，評価上必要な補助遮蔽を考慮している）。	○	洞道遮蔽(貯蔵容器搬送用洞道) 遮蔽扉 核燃料物質の貯蔵施設	遮蔽扉 遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台 核燃料物質の貯蔵施設 燃料棒解体装置　等	＜遮蔽設備＞ ＜ラック/ピット/棚(遮蔽設備)＞ ＜機械・検査装置(遮蔽設備)＞ ＜核物質等取扱ボックス(遮蔽設備)＞ ＜運搬・製品容器(遮蔽設備)＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-1-2燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載（モデル化に当たり，評価上必要な補助遮蔽を考慮している）。
				評価条件 評価	Ⅱ-2-2-1　原料MOX粉末缶一時保管設備の放射線遮蔽に関する計算書	【原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率の評価】 ・貯蔵施設のうち，設置する部屋に他の設備が設置される原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	—	—	—	—	—	○	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	＜ラック/ピット/棚(遮蔽設備)＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-2-1　原料MOX粉末缶一時保管設備の放射線遮蔽に関する計算書	【原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率の評価】 ・貯蔵施設のうち，設置する部屋に他の設備が設置される原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。
				評価条件 評価	Ⅱ-2-3-1　分析設備の放射線遮蔽に関する計算書	【分析設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う分析設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	—	—	—	—	—	○	—	分析設備	＜機械・検査装置(遮蔽設備)＞ ＜核物質等取扱ボックス(遮蔽設備)＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-3-1　分析設備の放射線遮蔽に関する計算書	【分析設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う分析設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。
				評価条件 評価	Ⅱ-2-3-2　小規模試験設備の放射線遮蔽に関する計算書	【小規模試験設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う小規模試験設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で，開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には，以下に示すような放射線漏えい防止措置を講じ，遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。 (a)建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部については，線源を直接見通さないような場所への設置 (b)建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には，遮蔽扉，遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置	設置要求	遮蔽設備	基本方針 設計方針	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 5. 開口部又は貫通部からの放射線の漏えい防止	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【放射線の漏えい防止措置】 建屋壁遮蔽の開口部又は貫通部からの漏えいを防止するための設計方針を記載。	○	基本方針	—	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。	第1回申請と同じ					
				設計方針	V-2-2　平面図及び断面図 V-2-5　構造図	【平面図及び断面図】 燃料加工建屋 【構造図】 遮蔽扉 遮蔽蓋	○	建屋遮蔽(燃料加工建屋) 遮蔽扉 遮蔽蓋	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	V-2-2　平面図及び断面図 燃料加工建屋 V-2-5　構造図 遮蔽扉 遮蔽蓋	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。	○	遮蔽扉	遮蔽扉 遮蔽蓋	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	V-2-5　構造図 遮蔽扉 遮蔽蓋	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。
				評価条件 評価	Ⅱ-2-1-2燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載（モデル化に当たり，評価上必要な補助遮蔽を考慮している）。	○	建屋遮蔽(燃料加工建屋) 遮蔽扉 遮蔽蓋	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-1-2燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載（モデル化に当たり，評価上必要な補助遮蔽を考慮している）。	○	遮蔽扉	遮蔽扉 遮蔽蓋	＜遮蔽設備＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-1-2燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載（モデル化に当たり，評価上必要な補助遮蔽を考慮している）。
7	遮蔽設計に当たっては，遮蔽計算に用いる線源，遮蔽体の形状及び材質，計算誤差等を考慮し，十分な安全裕度を見込む。また，遮蔽計算においては，許認可において使用実績があり，信頼性のある計算コードを使用する。	評価要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 評価条件	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 8. 遮蔽計算に用いる線源 9. 遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブラリ 10. 線量率換算係数	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【線源の設定】 ・安全裕度を見込んだ線源の設定条件を記載。 【諸条件の設定】 ・評価に使用する計算コード等の諸条件及び線量率の評価箇所の設定，線量率の合算等の考え方を記載。	○	施設共通　基本設計方針	—	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 8. 遮蔽計算に用いる線源 9. 遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブラリ 10. 線量率換算係数	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【線源の設定】 ・安全裕度を見込んだ線源の設定条件を記載。 【諸条件の設定】 ・評価に使用する計算コード等の諸条件及び線量率の評価箇所の設定，線量率の合算等の考え方を記載。	第1回申請と同じ					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては，放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し，区分ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに，管理区域を線量率に応じて適切に区分し，区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	機能要求② 評価要求	第1回申請と同じ						—	—	—	—	—	—
			○	—	小規模試験設備 均一化混合装置	＜機械・検査装置（遮蔽設備）＞ ＜核物質等取扱ボックス（遮蔽設備）＞ 寸法，材料	Ⅴ-2-5　構造図 小規模試験設備 均一化混合装置	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。	—	—	—	—	—	—
			○	—	均一化混合装置	＜機械・検査装置（遮蔽設備）＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-1-2燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載（モデル化に当たり，評価上必要な補助遮蔽を考慮している）。	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			○	—	小規模試験設備	＜機械・検査装置（遮蔽設備）＞ ＜核物質等取扱ボックス（遮蔽設備）＞ 寸法，材料	Ⅱ-2-3-2　小規模試験設備の放射線遮蔽に関する計算書	【小規模試験設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う小規模試験設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	—	—	—	—	—	—
6	建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で，開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には，以下に示すような放射線漏えい防止措置を講じ，遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。 (a)建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部については，線源を直接見通さないような場所への設置 (b)建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には，遮蔽扉，遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置	設置要求	第1回申請と同じ						—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	遮蔽設計に当たっては，遮蔽計算に用いる線源，遮蔽体の形状及び材質，計算誤差等を考慮し，十分な安全裕度を見込む。また，遮蔽計算においては，許認可において使用実績があり，信頼性のある計算コードを使用する。	評価要求	第1回申請と同じ						—	—	—	—	—	—

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（22条：遮蔽）

申請対象設備リスト
（第22条　遮蔽）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
3	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	建屋遮蔽（燃料加工建屋）	遮蔽設備	22条-2 22条-5 22条-6	—	—	燃料加工建屋	—	1	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
4	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（燃料加工建屋）	遮蔽設備	22条-5 22条-6	単体_遮蔽扉_1	別紙2-3(9)	燃料加工建屋	12	1	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
5	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（ペレット一時保管設備）	遮蔽設備	22条-5 22条-6	単体_ペレット一時保管設備_23 単体_ペレット一時保管設備_24	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
6	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備）	遮蔽設備	22条-5 22条-6	単体_燃料棒貯蔵設備_5 単体_燃料棒貯蔵設備_6 単体_燃料棒貯蔵設備_7	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
7	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽扉（梱包･出荷設備）	遮蔽設備	22条-5 22条-6	単体_梱包・出荷設備_7	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
8	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽蓋（貯蔵容器一時保管設備）	遮蔽設備	22条-2 22条-5 22条-6	単体_貯蔵容器一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	32	1	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
9	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽蓋（燃料集合体貯蔵設備）	遮蔽設備	22条-2 22条-5 22条-6	単体_燃料集合体貯蔵設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	265	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
10	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	遮蔽蓋支持架台	遮蔽設備	22条-2 22条-5 22条-6	単体_燃料集合体貯蔵設備_3 単体_燃料集合体貯蔵設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
23	加工施設 本体	成形施設	貯蔵容器搬送用洞道	—	—	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	洞道遮蔽（貯蔵容器搬送用洞道）	遮蔽設備	22条-5 22条-6	—	—	貯蔵容器搬送用洞道	—	2	新設	非安重	—	B/—	—	—	—
55	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置	均一化混合装置	機械装置	22条-5 22条-6	単体_二次混合設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
291	加工施設 本体	被覆施設	燃料棒加工工程	燃料棒解体設備	—	—	—	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置	機械装置	22条-5 22条-6	単体_燃料棒解体設備_1	別紙2-3(2)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
325	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	マガジン編成装置	マガジン編成装置	機械装置	22条-5 22条-6	単体_燃料集合体組立設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
326	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	組立マガジン	組立マガジン	製品・運搬容器	22条-5 22条-6	単体_燃料集合体組立設備_2 単体_燃料集合体組立設備_3	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
328	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体組立設備	—	—	—	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置	機械装置	22条-5 22条-6	単体_燃料集合体組立設備_4	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
329	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体洗浄設備	—	—	—	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置	機械装置	22条-5 22条-6	単体_燃料集合体洗浄設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
330	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体検査設備	—	—	—	燃料集合体第1検査装置	燃料集合体第1検査装置	機械装置	22条-5 22条-6	単体_燃料集合体検査設備_1	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
331	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体検査設備	—	—	—	燃料集合体第2検査装置	燃料集合体第2検査装置	機械装置	22条-5 22条-6	単体_燃料集合体検査設備_2	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
333	加工施設 本体	組立施設	燃料集合体組立工程	燃料集合体検査設備	—	—	—	燃料集合体立会検査装置	燃料集合体立会検査装置	機械装置	22条-5 22条-6	単体_燃料集合体検査設備_3	別紙2-3(3)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
346	核燃料物質の貯蔵施設	—	原料MOX粉末缶一時保管設備	—	—	—	—	原料MOX粉末缶一時保管装置	原料MOX粉末缶一時保管装置	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_原料ＭＯＸ粉末缶一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
354	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_15	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
355	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_16	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
356	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-4	核物質等取扱ボックス	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_17	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
357	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置グローブボックス	粉末一時保管装置グローブボックス-5	核物質等取扱ボックス	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_18	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
359	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置1	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
360	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置2	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
361	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置3	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
362	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置4	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
363	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置5	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
364	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置6	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
365	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置7	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
366	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置8	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
367	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置9	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_9	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
368	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置10	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_10	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
369	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置11	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
370	核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末一時保管設備	—	—	—	—	粉末一時保管装置	粉末一時保管装置12	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_粉末一時保管設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
380	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5 22条-6	単体_ペレット一保管設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
382	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚グローブボックス	ペレット一時保管棚グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	22条-5 22条-6	単体_ペレット一時保管設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
383	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-1	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_ペレット一時保管設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
384	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-2	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_ペレット一時保管設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第22条　遮蔽）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
385	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚-3	ラック/ピット/棚	22条-5 22条-6	単体_ペレット一時保管設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
400	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット-1	製品・運搬容器	22条-5 22条-6	単体_ペレット一時保管設備_21	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	188	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
401	核燃料物質の貯蔵施設	—	ペレット一時保管設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット-2	製品・運搬容器	22条-5 22条-6	単体_ペレット一時保管設備_22	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
411	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_スクラップ貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
412	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_スクラップ貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
413	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_スクラップ貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
414	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_スクラップ貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
415	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	スクラップ貯蔵棚	スクラップ貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_スクラップ貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
421	核燃料物質の貯蔵施設	—	スクラップ貯蔵設備	—	—	—	—	収納ﾊﾟﾚｯﾄ	収納パレット	製品・運搬容器	22条-5	単体_スクラップ貯蔵設備_16	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	210	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
431	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-1	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_製品ペレット貯蔵設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
432	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-2	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_製品ペレット貯蔵設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
433	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-3	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_製品ペレット貯蔵設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
434	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-4	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_製品ペレット貯蔵設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
435	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	製品ペレット貯蔵棚	製品ペレット貯蔵棚-5	ラック/ピット/棚	22条-5	単体_製品ペレット貯蔵設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	B-1，B-2，B-3/—	—	—	—
441	核燃料物質の貯蔵施設	—	製品ペレット貯蔵設備	—	—	—	—	収納パレット	収納パレット	製品・運搬容器	22条-5	単体_製品ペレット貯蔵設備_16	別紙2-3(7)	燃料加工建屋	350	2	新設	非安重	—	—/—	—	—	—
793	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	受払装置グローブボックス	受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_29	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
797	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	受払･分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_1	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
798	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_2	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
799	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_3	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
800	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_31	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
801	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_32	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
802	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	試料溶解･調製装置-2グローブボックス-3	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_33	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
803	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_4	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
804	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-1グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_5	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
805	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_6	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
806	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-2グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_7	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
807	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_8	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
808	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	スパイク試料調製装置-3グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_9	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
815	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	γ線測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_16	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
816	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蛍光Ｘ線分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_22	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第22条　遮蔽）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
817	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウム含有率分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_17	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
822	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料受払装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_60	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
823	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	収去試料調製装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_61	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
824	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	分配装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_30	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
825	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	塩素･ﾌｯ素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_38	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
826	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	O/M比測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_34	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
827	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水分分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_35	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
828	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_36	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
829	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	炭素･硫黄･窒素分析装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_37	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
830	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	EPMA分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_39	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
833	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	水素分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_42	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
834	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	蒸発性不純物測定装置Aグローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_43	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
835	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	粉末物性測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_44	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
836	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_45	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
837	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	金相試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_46	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
838	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	プルトニウムスポット検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_47	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
839	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	液浸密度測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_49	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
840	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	熱分析装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_50	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
841	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_51	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
842	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	ペレット溶解性試験装置グローブボックス-2	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_52	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
843	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析装置グローブボックス	Ｘ線回折測定装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_53	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
855	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	分析済液中和固液分離グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_62	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
856	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	放射能濃度分析グローブボックス-1	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_65	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1/—	—	—	—
858	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	ろ過･第1活性炭処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_63	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
859	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置グローブボックス	第2活性炭･吸着処理グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_分析設備_64	別紙2-3(4)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第22条　遮蔽）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
860	その他加工設備の附属施設	—	核燃料物質の検査設備及び計量設備	核燃料物質の検査設備	分析設備	—	—	分析済液処理装置	分析済液中和槽	容器	22条-5	系統_分析済液処理装置_機器_1	別紙2-2-5	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
900	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置グローブボックス	小規模粉末混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_小規模試験設備_2	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
901	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模粉末混合装置	小規模粉末混合装置	機械装置	22条-5	単体_小規模試験設備_1	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
902	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置グローブボックス	小規模プレス装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_小規模試験設備_4	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
903	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模プレス装置	小規模プレス装置	機械装置	22条-5	単体_小規模試験設備_3	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
904	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置グローブボックス	小規模焼結処理装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_小規模試験設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
905	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置	機械装置（焼結・乾燥装置）	22条-5	単体_小規模試験設備_7	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
910	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置グローブボックス	小規模研削検査装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_小規模試験設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
911	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模研削検査装置	小規模研削検査装置	機械装置	22条-5	単体_小規模試験設備_5	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
912	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置グローブボックス	資材保管装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	22条-5	単体_小規模試験設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
913	その他加工設備の附属施設	—	主要な実験設備	小規模試験設備	—	—	—	資材保管装置	資材保管装置	機械装置	22条-5	単体_小規模試験設備_11	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	非安重	—	B-1，B-2/—	—	—	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	22条-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ１

別紙 2-1-19　各条における申請対象設備

（第 23 条：換気設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2

添付１：別紙２（第23条：換気設備）
添付２：申請対象設備リスト（第23条：換気設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第23条　換気設備」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
換気設備の換気機能	23条-6	・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グローブボックス排気設備 ・窒素循環設備
フィルタによる核燃料物質等の捕集機能	23条-10	・グローブボックス排気設備

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第23条　換気設備」において、「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

添付１

別紙２

（23条：換気設備）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第23条 換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	換気設備は，グローブボックス排気設備，工程室排気設備，建屋排気設備，給気設備及び室素循環設備で構成する設計とする。	設置要求 機能要求①	給気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 室素循環設備	設計方針（系統構成）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（a)構造】 ・換気設備は，グローブボックス排気設備，工程室排気設備，建屋排気設備，給気設備及び室素循環設備で構成することについて説明する。	－	－	－	－	－	○	－	給気設備 主配管（建屋排気系） 建屋排気フィルタユニット 建屋排風機 主配管（工程室排気系） 工程室排気フィルタユニット 工程室排風機 工程室排風機入口手動ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 主配管（グローブボックス排気系） グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排風機 グローブボックス排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 主配管（室素循環系） 室素循環ファン 室素循環冷却機	－	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（a)構造】 ・換気設備は，グローブボックス排気設備，工程室排気設備，建屋排気設備，給気設備及び室素循環設備で構成することについて説明する。
2	放射性物質を閉じ込めるため，グローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉，スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置（以下，「グローブボックス等」という。）及び管理区域を換気し，負圧を維持するとともに，燃料加工建屋，工程室，グローブボックス等の順に負圧を低くすることで，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	給気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 室素循環設備	設計方針（負圧順序）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（e)負圧順序】 ・負圧順序は，負圧が高い方からグローブボックス等，工程室排気設備で換気を行う室，燃料加工建屋の順になるようにし，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	給気設備 主配管（建屋排気系） 建屋排気フィルタユニット 建屋排風機 主配管（工程室排気系） 工程室排気フィルタユニット 工程室排風機 主配管（グローブボックス排気系） グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排風機 主配管（室素循環系） 室素循環ファン 室素循環冷却機	－	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（e)負圧順序】 ・負圧順序は，負圧が高い方からグローブボックス等，工程室排気設備で換気を行う室，燃料加工建屋の順になるようにし，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。
3	（a）グローブボックス等は，グローブボックス排気設備と組み合わせ，負圧を維持することで，核燃料物質等の漏えいを防止する設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気設備 室素循環設備	設計方針（負圧順序）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（e)負圧順序】 ・負圧順序は，負圧が高い方からグローブボックス等，工程室排気設備で換気を行う室，燃料加工建屋の順になるようにし，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	主配管（グローブボックス排気系） グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット グローブボックス排風機 主配管（室素循環系） 室素循環冷却機 室素循環ファン	－	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（e)負圧順序】 ・負圧順序は，負圧が高い方からグローブボックス等，工程室排気設備で換気を行う室，燃料加工建屋の順になるようにし，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。
4	（b）工程室は，工程室排気設備と組み合わせ，負圧を維持することで核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	工程室排気設備	設計方針（負圧順序）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（e)負圧順序】 ・負圧順序は，負圧が高い方からグローブボックス等，工程室排気設備で換気を行う室，燃料加工建屋の順になるようにし，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	主配管（工程室排気系） 工程室排気フィルタユニット 工程室排風機	－	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（e)負圧順序】 ・負圧順序は，負圧が高い方からグローブボックス等，工程室排気設備で換気を行う室，燃料加工建屋の順になるようにし，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。
5	（c）燃料加工建屋は，建屋排気設備と組み合わせ，負圧を維持することで核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	建屋排気設備	設計方針（負圧順序）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（e)負圧順序】 ・負圧順序は，負圧が高い方からグローブボックス等，工程室排気設備で換気を行う室，燃料加工建屋の順になるようにし，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	主配管（建屋排気系） 建屋排気フィルタユニット 建屋排風機	－	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（e)負圧順序】 ・負圧順序は，負圧が高い方からグローブボックス等，工程室排気設備で換気を行う室，燃料加工建屋の順になるようにし，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。
6	グローブボックス排気設備，工程室排気設備及び建屋排気設備の排風機は，グローブボックス等並びに工程室及び燃料加工建屋の負圧維持に必要な換気能力を有する設計とする。	機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 室素循環設備	設計方針（ファン容量）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（b)排風機の換気能力】 ・換気設備の各排風機は，燃料加工建屋，工程室及びグローブボックス等を負圧に維持するために必要な換気能力（容量）を有する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	建屋排風機 工程室排風機 グローブボックス排風機 室素循環ファン	（排風機） ・容量	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（b)排風機の換気能力】 ・換気設備の各排風機は，燃料加工建屋，工程室及びグローブボックス等を負圧に維持するために必要な換気能力（容量）を有する設計とする。
7	建屋排気設備及びグローブボックス排気設備は，燃料集合体貯蔵設備等の崩壊熱を適切に除去できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（崩壊熱除去に関する設計）	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 2．基本方針 3．施設の詳細設計 3.2 崩壊熱除去のための考慮 3.2.1　評価方法 3.2.2　評価条件 3.2.3　評価結果	【Ｖ－１－３　核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書】 【2．基本方針】 核燃料物質の貯蔵施設は，核燃料物質の崩壊熱を適切に除去するため，建屋換気設備又はグローブボックス排気設備を設ける設計とする。 【3.2　崩壊熱除去のための考慮】 【3.2.1　評価方法】 崩壊熱除去の妥当性確認方法について，設計換気風量と必要換気風量の比較で確認する。 【3.2.2　評価条件】 崩壊熱除去の妥当性確認に必要な換気風量の算出に用いる前提条件について説明する。 【3.2.3　評価結果】 崩壊熱除去の妥当性確認結果について説明する。	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ｖ－１－３ 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 2．基本方針 3．施設の詳細設計 3.2 崩壊熱除去のための考慮 3.2.1　評価方法 3.2.2　評価条件 3.2.3　評価結果	【Ｖ－１－３　核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書】 【2．基本方針】 核燃料物質の貯蔵施設は，核燃料物質の崩壊熱を適切に除去するため，建屋換気設備又はグローブボックス排気設備を設ける設計とする。 【3.2　崩壊熱除去のための考慮】 【3.2.1　評価方法】 崩壊熱除去の妥当性確認方法について，設計換気風量と必要換気風量の比較で確認する。 【3.2.2　評価条件】 崩壊熱除去の妥当性確認に必要な換気風量の算出に用いる前提条件について説明する。 【3.2.3　評価結果】 崩壊熱除去の妥当性確認結果について説明する。
8	換気設備は，排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし，高性能エアフィルタ，排風機及び逆止ダンパを設けて，核燃料物質等が漏えいしにくく，かつ逆流しにくい構造とすることで，核燃料物質等を拡散しない設計とする。	機能要求①	給気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 室素循環設備	設計方針（系統構成）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（a)構造】 ・換気設備は，核燃料物質等が漏えいしにくく，かつ逆流しにくい構造であることについて説明する。	－	－	－	－	－	○	－	給気設備 主配管（建屋排気系） 建屋排風機 主配管（工程室排気系） 工程室排風機 主配管（グローブボックス排気系） グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排風機 主配管（室素循環系） 室素循環冷却機 室素循環ファン	－	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（a)構造】 ・換気設備は，核燃料物質等が漏えいしにくく，かつ逆流しにくい構造であることについて説明する。
9	換気設備は，核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設けることで，周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくする設計とする。 なお，高性能エアフィルタの捕集効率及び段数に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針（系統構成） 設計方針（フィルタ効率）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（g)フィルタ】 ・換気設備は，排気中に含まれる放射性物質を高性能エアフィルタにより除去する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	建屋排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット	－	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備（g)フィルタ】 ・換気設備は，排気中に含まれる放射性物質を高性能エアフィルタにより除去する設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第23条 換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	換気設備は，グローブボックス排気設備，工程室排気設備，建屋排気設備，給気設備及び窒素循環設備で構成する設計とする。	設置要求 機能要求①	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
2	放射性物質を閉じ込めるため，グローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉，スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置（以下，「グローブボックス等」という。）及び管理区域を換気し，負圧を維持するとともに，燃料加工建屋，工程室，グローブボックス等の順に負圧を低くすることで，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
3	(a) グローブボックス等は，グローブボックス排気設備と組み合わせ，負圧を維持することで，核燃料物質等の漏えいを防止する設計とする。	機能要求①	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
4	(b) 工程室は，工程室排気設備と組み合わせ，負圧を維持することで核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
5	(c) 燃料加工建屋は，建屋排気設備と組み合わせ，負圧を維持することで核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求①	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
6	グローブボックス排気設備，工程室排気設備及び建屋排気設備の排風機は，グローブボックス等並びに工程室及び燃料加工建屋の負圧維持に必要な換気能力を有する設計とする。	機能要求②	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
7	建屋排気設備及びグローブボックス排気設備は，燃料集合体貯蔵設備等の崩壊熱を適切に除去できる設計とする。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
8	換気設備は，排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし，高性能エアフィルタ，排風機及び逆止ダンパを設けて，核燃料物質等が漏えいしにくく，かつ逆流しにくい構造とすることで，核燃料物質等を拡散しない設計とする。	機能要求①	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
9	換気設備は，核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設けることで，周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限りすなくする設計とする。 なお，高性能エアフィルタの捕集効率及び段数に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	機能要求①	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第23条 換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	グローブボックスの給気口には，高性能エアフィルタを設置し，グローブボックス内の核燃料物質等が室内に漏えいしにくい設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	グローブボックス排気設備	設計方針（系統構成） 設計方針（フィルタ効率）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (a)構造】 ・換気設備は，核燃料物質等が漏えいしにくく，かつ逆流しにくい構造であることについて説明する。	–	–	–	–	–	○	–	グローブボックス給気フィルタ	（フィルタ） ・効率	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (a)構造】 ・換気設備は，核燃料物質等が漏えいしにくく，かつ逆流しにくい構造であることについて説明する。
11	グローブボックス排気設備の排風機，工程室排気設備の排風機，建屋排気設備の排風機及び給気設備の送風機は，グローブボックス排風機，工程室排風機，建屋排風機，送風機の順で起動する機構を設ける設計とする。	機能要求①	給気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 室素循環設備	設計方針（起動順序）	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (f)起動順序】 ・ファンの起動順序について説明する。	–	–	–	–	–	○	–	給気設備 主配管（建屋排気系） 建屋排風機 主配管（工程室排気系） 工程室排風機 主配管（グローブボックス排気系） グローブボックス排風機 主配管（室素循環系） 室素循環ファン	–	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (f)起動順序】 ・ファンの起動順序について説明する。
12	なお，室素循環設備の室素循環ファンは，グローブボックス排風機の運転後に起動する機構を設ける設計とする。	機能要求①	給気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 室素循環設備	設計方針（起動順序）	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (f)起動順序】 ・ファンの起動順序について説明する。	–	–	–	–	–	○	–	給気設備 主配管（建屋排気系） 建屋排風機 主配管（工程室排気系） 工程室排風機 主配管（グローブボックス排気系） グローブボックス排風機 主配管（室素循環系） 室素循環ファン	–	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (f)起動順序】 ・ファンの起動順序について説明する。
13	換気設備は，室素雰囲気で運転する室素雰囲気型グローブボックスの負圧が洩くなった場合，自動的にグローブボックスへの室素ガス供給を停止することで正圧になることを防止する設計とする。	機能要求①	室素循環設備	設計方針（系統構成）	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (a)構造】 ・換気設備は，核燃料物質等が漏えいしにくく，かつ逆流しにくい構造であることについて説明する。	–	–	–	–	–	○	–	室素循環冷却機 室素循環ファン	–	Ｖ－１－１－２ 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (a)構造】 ・換気設備は，核燃料物質等が漏えいしにくく，かつ逆流しにくい構造であることについて説明する。
14	給気設備の送風機，グローブボックス排気設備の排風機，工程室排気設備の排風機，建屋排気設備の排風機及び室素循環設備の室素循環ファンには，予備機を設け，故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。	機能要求①	給気設備 建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 室素循環設備	設計方針（予備機切り替え機能）	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (c)予備機切り替え機能】 ・ファン故障時における予備機への切り替え機能について説明する。	–	–	–	–	–	○	–	給気設備 建屋排風機 工程室排風機 グローブボックス排風機 室素循環ファン	–	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (c)予備機切り替え機能】 ・ファン故障時における予備機への切り替え機能について説明する。
15	また，グローブボックス排気設備の排風機は，非常用所内電源設備に接続し，外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。 なお，グローブボックス排風機の外部電源喪失に伴う設計については，第2章　個別項目の「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。	機能要求①	グローブボックス排気設備	設計方針（外部電源喪失時の排風機切り替え機能）	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (d)外部電源喪失時の排風機切り替え機能】 ・外部電源喪失時は，非常用所内電源設備に接続されたグローブボックス排風機が自動起動する設計について説明する。	–	–	–	–	–	○	–	グローブボックス排風機	–	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (d)外部電源喪失時の排風機切り替え機能】 ・外部電源喪失時は，非常用所内電源設備に接続されたグローブボックス排風機が自動起動する設計について説明する。
16	換気設備の高性能エアフィルタは，捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針（試験・検査性）	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (g)フィルタ】 ・各排気設備のフィルタの保守性について説明する。	–	–	–	–	–	○	–	グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ 建屋排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気フィルタユニット	–	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (g)フィルタ】 ・各排気設備のフィルタの保守性について説明する。
17	高性能エアフィルタは，交換に必要な空間を有するとともに，必要に応じて梯子等を設置し，取替が容易な設計とする。 なお，高性能エアフィルタの保守性に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.1放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針」の「5.1.1気体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針（試験・検査性）	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (g)フィルタ】 ・各排気設備のフィルタの保守性について説明する。	–	–	–	–	–	○	–	グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ 建屋排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気フィルタユニット	–	Ｖ-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.12 換気設備	【Ｖ－１－１－２　加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書】 【3.12 換気設備 (g)フィルタ】 ・各排気設備のフィルタの保守性について説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第23条 換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	グローブボックスの給気口には，高性能エアフィルタを設置し，グローブボックス内の核燃料物質等が室内に漏えいしにくい設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	グローブボックス排気設備の排風機，工程室排気設備の排風機，建屋排気設備の排風機及び給気設備の送風機は，グローブボックス排風機，工程室排風機，建屋排風機，送風機の順で起動する機構を設ける設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	なお，窒素循環設備の窒素循環ファンは，グローブボックス排風機の運転後に起動する機構を設ける設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	換気設備は，窒素雰囲気で運転する窒素雰囲気型グローブボックスの負圧が浅くなった場合，自動的にグローブボックスへの窒素ガス供給を停止することで正圧になることを防止する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	給気設備の送風機，グローブボックス排気設備の排風機，工程室排気設備の排風機，建屋排気設備の排風機及び窒素循環設備の窒素循環ファンには，予備機を設け，故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	また，グローブボックス排気設備の排風機は，非常用所内電源設備に接続し，外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。 なお，グローブボックス排風機の外部電源喪失に係る設計方針については，第2章　個別項目の「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	換気設備の高性能エアフィルタは，捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	高性能エアフィルタは，交換に必要な空間を有するとともに，必要に応じて梯子等を設置し，取替が容易な設計とする。 なお，高性能エアフィルタの保守性に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.1放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針」の「5.1.1気体廃棄物の廃棄設備」に基づくものとする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（23条：換気設備）

申請対象設備リスト
（第23条　換気設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
454	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ダクト	主配管（常設）（建屋排気系）	主配管	23条-1 23条-2 23条-5 23条-8 23条-11 23条-12	系統_建屋排気設備_配管_1	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
455	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C1区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-5 23条-9 23条-16 23条-17	系統_建屋排気設備_機器_4 ～ 系統_建屋排気設備_機器_6	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
456	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C2区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-5 23条-9 23条-16 23条-17	系統_建屋排気設備_機器_7 ～ 系統_建屋排気設備_機器_29	別紙2-2-3	燃料加工建屋	23	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
457	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	23条-1 23条-2 23条-5 23条-6 23条-8 23条-11 23条-12 23条-14	系統_建屋排気設備_機器_1 ～ 系統_建屋排気設備_機器_3	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	23条-1 23条-2 23条-4 23条-8 23条-11 23条-12	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-4 23条-9 23条-16 23条-17	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
460	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機	工程室排風機	ファン	23条-1 23条-2 23条-4 23条-6 23条-8 23条-11 23条-12 23条-14	系統_工程室排気設備_機器_1 系統_工程室排気設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
461	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	23条-1	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

申請対象設備リスト
（第23条　換気設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	23条-1 23条-2 23条-3 23条-8 23条-11 23条-12	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-8 23条-9 23条-10 23条-16 23条-17	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-3 23条-9 23条-16 23条-17	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-3 23条-9 23条-16 23条-17	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
466	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	23条-1 23条-2 23条-3 23条-6 23条-8 23条-11 23条-12 23条-14 23条-15	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	23条-1	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
468	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	給気設備	—	—	給気設備	給気設備	—	23条-1 23条-2 23条-8 23条-11 23条-12 23条-14	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—※	—	—	※SクラスGBを設置している工程室から逆止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
469	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主配管（窒素循環系）	主配管	23条-1 23条-2 23条-3 23条-8 23条-11 23条-12	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	B-1，B-4/—※	—	—	※建屋排気設備によって排気される室に設置する範囲は，基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第23条　換気設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
470	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ファン	窒素循環ファン	ファン	23条-1 23条-2 23条-3 23条-6 23条-8 23条-11 23条-12 23条-13 23条-14	系統_窒素循環設備_機器_1 系統_窒素循環設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
471	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環冷却機	窒素循環冷却機	機械装置	23条-1 23条-2 23条-3 23条-8 23条-13	系統_窒素循環設備_機器_3 系統_窒素循環設備_機器_4	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	B-4/—※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	23条-1 23条-2 23条-3 23条-8 23条-11 23条-12	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-8 23条-9 23条-10 23条-16 23条-17	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-3 23条-9 23条-16 23条-17	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-3 23条-9 23条-16 23条-17	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	23条-1 23条-2 23条-4 23条-8 23条-11 23条-12	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-4 23条-9 23条-16 23条-17	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	23条-1	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

申請対象設備リスト
（第23条　換気設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
480	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	23条-1	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	23条-1	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
482	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気閉止ダンパ	工程室排気閉止ダンパ	—	23条-1	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/(C)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	23条-1 23条-2 23条-3 23条-8 23条-11 23条-12	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-8 23条-9 23条-10 23条-16 23条-17	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	23条-1 23条-2 23条-3 23条-9 23条-16 23条-17	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
561	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	工程室排気ダクト	工程室排気ダクト	—	23条-1 23条-2 23条-4 23条-8 23条-11 23条-12	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：工程室排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—
562	放射線管理施設	—	重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	—	23条-1 23条-2 23条-3 23条-8 23条-11 23条-12	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重/非安重	常設	S/(C) C/(C)	主：グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-20　各条における申請対象設備

（第 24 条：非常用電源設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第24条：非常用電源設備）
添付２：申請対象設備リスト（第24条：非常用電源設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第24条　非常用電源設備」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
非常用発電機の発電機能	24条-6	・非常用発電機（燃料供給系統含む） ・第１非常用ディーゼル発電機（燃料供給系統含む）

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（24条：非常用電源設備）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 非常用電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	所内電源設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	MOX燃料加工施設は，外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において，監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備の機能を維持するために，内燃機関を原動力とする非常用電源設備として，非常用所内電源設備を設置する設計とする。	設置要求	非常用発電機	基本方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.1　発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成，系統構成等を系統説明図等にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	非常用所内電源設備は，非常用発電機及び安全機能を確保するために必要な施設への電力供給設備として高圧母線及び低圧母線で構成する設計とする。	機能要求①	非常用発電機 高圧母線 低圧母線	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	また，燃料を貯蔵する設備として，非常用発電機用に燃料油貯蔵タンクを設置する設計とする。	設置要求	燃料油貯蔵タンク	基本方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.1　発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成として燃料油貯蔵タンクを系統説明図等にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	なお，燃料油貯蔵タンクは，設計基準事故に対処するために必要な非常用発電機１台により必要とする電力を供給するための燃料を事業所内に貯蔵する設計とする。	機能要求①	燃料油貯蔵タンク	設計方針													
6	MOX燃料加工施設の非常用所内電源設備はグローブボックス排風機，放射線監視設備，火災の警報設備，通信連絡設備及び非常用照明，並びに熱的制限値を維持するために必要な設備の安全機能の確保を行うために，十分な容量，機能及び信頼性を確保できるよう，多重性及び独立性を確保し，設計基準事故時において設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために必要な電力を，燃料加工建屋の非常用発電機及び再処理施設の第１非常用ディーゼル発電機等の運転により供給できる設計とする。 非常用所内電源設備を構成する再処理施設の第１非常用ディーゼル発電機は，電源復旧までの期間，モニタリングポスト及びダストモニタに，給電できる設計とする。	機能要求②	非常用発電機 燃料油貯蔵タンク 燃料油サービスタンク 起動用空気槽 燃料油移送ポンプ 主配管 第1非常用ディーゼル発電機 重油タンク 安全冷却水系	設計方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.1　発電機 3. 施設の詳細設計方針 3.1.1　非常用発電機 3.1.2　第1非常用ディーゼル発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成，系統構成等を系統説明図等にて説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1.1　非常用発電機】 【3.1.2　第1非常用ディーゼル発電機】 ・非常用発電機における仕様（容量，機能等）について説明する。 ・共用する再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機等の仕様（容量，機能等）について，説明する。 （第1非常用ディーゼル発電機に関する詳細な説明は再処理施設の申請書にて記載する）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	また，MOX燃料加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には，非常用直流電源設備，非常用無停電電源装置等を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.2　直流電源設備 2.3　無停電電源装置	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.2　直流電源設備】 【2.3　無停電電源装置】 ・非常用直流電源設備，非常用無停電電源装置等における設備構成等について，系統説明図等にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 非常用電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	所内電源設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	MOX燃料加工施設は，外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において，監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備の機能を維持するために，内燃機関を原動力とする非常用電源設備として，非常用所内電源設備を設置する設計とする。	設置要求	○	－	非常用発電機	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.1　発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成，系統構成等を系統説明図等にて説明する。	－	－	－	－	－	－
3	非常用所内電源設備は，非常用発電機及び安全機能を確保するために必要な施設への電力供給設備として高圧母線及び低圧母線で構成する設計とする。	機能要求①	○	－	非常用発電機 高圧母線 低圧母線	－			－	－	－	－	－	－
4	また，燃料を貯蔵する設備として，非常用発電機用に燃料油貯蔵タンクを設置する設計とする。	設置要求	○	－	燃料油貯蔵タンク	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.1　発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成として燃料油貯蔵タンクを系統説明図等にて説明する。	－	－	－	－	－	－
5	なお，燃料油貯蔵タンクは，設計基準事故に対処するために必要な非常用発電機１台により必要とする電力を供給するための燃料を事業所内に貯蔵する設計とする。	機能要求①												
6	MOX燃料加工施設の非常用所内電源設備はグローブボックス排風機，放射線監視設備，火災の警報設備，通信連絡設備及び非常用照明，並びに熱的制限値を維持するために必要な設備の安全機能の確保を行うために，十分な容量，機能及び信頼性を確保できるよう，多重性及び独立性を確保し，設計基準事故時において設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために必要な電力を，燃料加工建屋の非常用発電機及び再処理施設の第１非常用ディーゼル発電機等の運転により供給できる設計とする。 非常用所内電源設備を構成する再処理施設の第１非常用ディーゼル発電機は，電源復旧までの期間，モニタリングポスト及びダストモニタに，給電できる設計とする。	機能要求②	○	－	非常用発電機 燃料油貯蔵タンク 燃料油サービスタンク 起動用空気槽 燃料油移送ポンプ 主配管	（発電機） ・容量 ・燃料 ・力率 ・電圧 ・周波数 （容器） ・容量 （ポンプ） ・容量 ・吐出圧力 ・原動機 （主配管） ・外径・厚さ	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.1　発電機 3. 施設の詳細設計方針 3.1.1　非常用発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成，系統構成等を系統説明図等にて説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1.1　非常用発電機】 ・非常用発電機における仕様（容量，機能等）について説明する。	○	－	第1非常用ディーゼル発電機 重油タンク 安全希釈水系	（発電機） ・容量 ・燃料 ・力率 ・電圧 ・周波数 （容器） ・容量	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.1　発電機 3. 施設の詳細設計方針 3.1.2　第1非常用ディーゼル発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成，系統構成等を系統説明図等にて説明する。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1.2　第1非常用ディーゼル発電機】 ・共用する再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機等の仕様（容量，機能等）について，説明する。 （第1非常用ディーゼル発電機に関する詳細な説明は再処理施設の申請書にて記載する）
7	また，MOX燃料加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には，非常用直流電源設備，非常用無停電電源装置等を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.2　直流電源設備 2.3　無停電電源装置	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.2　直流電源設備】 【2.3　無停電電源装置】 ・非常用直流電源設備，非常用無停電電源装置等における設備構成等について，系統説明図等にて説明する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	非常用無停電電源装置は，外部電源喪失時に必要な電力の供給が非常用発電機から開始されるまでの間においても，非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより，電力供給が可能な設計とする。	機能要求①	非常用直流電源設備 非常用無停電電源装置	設計方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2．基本方針 2.2　直流電源設備 2.3　無停電電源装置	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.2　直流電源設備】 【2.3　無停電電源装置】 ・非常用直流電源設備，非常用無停電電源装置等における設備構成等について，系統説明図等にて説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		機能要求②	非常用直流電源設備（蓄電池） 非常用無停電電源装置（蓄電池）	設計方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1.3　直流電源設備 3.1.4　無停電電源装置	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【3．施設の詳細設計方針】 【3.1.3　直流電源設備】 【3.1.4　無停電電源装置】 ・非常用直流電源設備（蓄電池），非常用無停電電源装置（蓄電池）における仕様（容量）について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	再処理施設と共用する環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタは，再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機を非常用電源とする設計とすることから，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線(再処理施設と共用(以下同じ。))及び460V非常用母線(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))，その燃料を供給する再処理施設の重油タンク(再処理施設と共用(以下同じ。))及び安全冷却水系(再処理施設と共用(以下同じ。))についても，再処理施設と共用する。	機能要求①	第1非常用ディーゼル発電機	設計方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2．基本方針 2.1　発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成，系統構成等を系統説明図等にて説明する。 ・再処理施設と共用する非常用所内電源設備について，共用により，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを説明する。 （第1非常用ディーゼル発電機に関する詳細な説明は再処理施設の申請書にて記載する）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	また，再処理施設の重油タンクは，設計基準事故に対処するために必要な第１非常用ディーゼル発電機１台により必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を事業所内に貯蔵する設計とする。	設置要求 機能要求①	重油タンク	基本方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2．基本方針 2.1　発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成として重油タンクを系統説明図等にて説明する。（第1非常用ディーゼル発電機に関する詳細な説明は再処理施設の申請書にて記載する）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	再処理施設の使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，再処理施設と共用するモニタリングポストの非常用所内電源設備である第１非常用ディーゼル発電機で発生する熱を除去する設計とする。	機能要求①	安全冷却水系	設計方針													
12	MOX燃料加工施設は再処理施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，再処理施設への給電を考慮しても十分な容量を確保することにより，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	第1非常用ディーゼル発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線及び460Ｖ非常用母線 重油タンク 安全冷却水系	設計方針（共用）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.3所内電源設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.3所内電源設備】 ○原影響防止 ○共用 ・再処理施設と共用する環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタは，再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機を非常用電源とする設計とすることから，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線及び460V非常用母線並びに再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機，その燃料を供給する再処理施設の重油タンク及び安全冷却水系についても，再処理施設と共用する。 ・MOX燃料加工施設は再処理施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，再処理施設への給電を考慮しても十分な容量を確保することにより，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 非常用電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	非常用無停電電源装置は，外部電源喪失時に必要な電力の供給が非常用発電機から開始されるまでの間においても，非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより，電力供給が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	非常用直流電源設備 非常用無停電電源装置	—	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2．基本方針 2.2　直流電源設備 2.3　無停電電源装置	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.2　直流電源設備】 【2.3　無停電電源装置】 ・非常用直流電源設備，非常用無停電電源装置における設備構成等について，系統説明図等にて説明する。	—	—	—	—	—	—
		機能要求②	○	—	非常用直流電源設備（蓄電池） 非常用無停電電源装置（蓄電池）	〈電力貯蔵装置（蓄電池）〉 ・容量 ・電圧	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1.3　直流電源設備 3.1.4　無停電電源装置	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【3．施設の詳細設計方針】 【3.1.3　直流電源設備】 【3.1.4　無停電電源装置】 ・非常用直流電源設備（蓄電池），非常用無停電電源装置（蓄電池）における仕様（容量）について説明する。	—	—	—	—	—	—
9	再処理施設と共用する環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタは，再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機を非常用電源とする設計とすることから，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線(再処理施設と共用(以下同じ。))及び460V非常用母線(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))，その燃料を供給する再処理施設の重油タンク(再処理施設と共用(以下同じ。))及び安全冷却水系(再処理施設と共用(以下同じ。))についても，再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	第1非常用ディーゼル発電機	—	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2．基本方針 2.1　発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における設備構成，系統構成等を系統説明図等にて説明する。 ・再処理施設と共用する非常用所内電源設備について，共用により，MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを説明する。 （第1非常用ディーゼル発電機に関する詳細な説明は再処理施設の申請書にて記載する）
10	また，再処理施設の重油タンクは，設計基準事故に対処するために必要な第１非常用ディーゼル発電機１台により必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を事業所内に貯蔵する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	重油タンク	—	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-1 非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書 2．基本方針 2.1　発電機	【V-1-6-1-1　非常用所内電源設備の出力の決定に関する説明書】 【2.1　発電機】 ・非常用所内電源設備における非常用発電機の設備構成を系統説明図等にて説明する。（第1非常用ディーゼル発電機に関する詳細な説明は再処理施設の申請書にて記載する）
11	再処理施設の使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，再処理施設と共用するモニタリングポストの非常用所内電源設備である第１非常用ディーゼル発電機で発生する熱を除去する設計とする。	機能要求①									安全冷却水系			
12	MOX燃料加工施設は再処理施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，再処理施設への給電を考慮しても十分な容量を確保することにより，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	第1非常用ディーゼル発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線及び460V非常用母線 重油タンク 安全冷却水系	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6．系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.3所内電源設備	【6．系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.3所内電源設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・再処理施設と共用する環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタは，再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機を非常用電源とする設計とすることから，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線及び460V非常用母線並びに再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機，その燃料を供給する再処理施設の重油タンク及び安全冷却水系についても，再処理施設と共用する。 ・MOX燃料加工施設は再処理施設との共用によって安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，再処理施設への給電を考慮しても十分な容量を確保することにより，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（24条：非常用電源設備）

申請対象設備リスト
（第24条　非常用電源設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
651	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	24条-3	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線※	—	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線と兼用
653	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）	—	24条-9 24条-12	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線※	再処理 (MOX従)	※高圧母線のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線と兼用
655	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	低圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	24条-3	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線※	—	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V非常用母線と兼用
657	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）	—	24条-9 24条-12	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線※	再処理 (MOX従)	※低圧母線のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線と兼用
659	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油移送ポンプ	ポンプ	24条-2 24条-3 24条-6	系統_非常用発電機_機器_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
660	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	燃料油サービスタンク	容器	24条-2 24条-3 24条-6	系統_非常用発電機_機器_3	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
661	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	非常用ガスタービン発電機	発電機	24条-2 24条-3 24条-6	系統_非常用発電機_機器_4	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
662	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	起動用空気槽	容器	24条-2 24条-3 24条-6	系統_非常用発電機_機器_5	別紙2-2-4	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
663	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用発電機	主配管（非常用発電機燃料供給系）	主配管	24条-2 24条-3 24条-6	系統_非常用発電機_配管_1 系統_非常用発電機_配管_2	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
664	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	第1非常用ディーゼル発電機	第1非常用ディーゼル発電機	発電機	24条-2 24条-3 24条-6 24条-9 24条-12	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(5)①	—	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
665	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	安全冷却水系（冷却設備）	安全冷却水系（冷却設備）	—	24条-9 24条-11 24条-12	—	—	—	2	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
666	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用直流電源設備	非常用直流電源設備	電力貯蔵装置（蓄電池）	24条-3 24条-7 24条-8	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
667	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	非常用無停電電源装置	非常用無停電電源装置	電力貯蔵装置（蓄電池）	24条-3 24条-7 24条-8	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
668	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	容器	24条-2 24条-3 24条-4 24条-5 24条-6	系統_非常用発電機_機器_1	別紙2-2-4	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	—	S/—	—	—	—
669	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	重油タンク	重油タンク	容器	24条-6 24条-9 24条-10 24条-12	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(5)①	—	4	4	新設	非安重	—	C/—	—	再処理 (MOX従)	—
686	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	—	24条-9 24条-12	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理 (MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
691	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	—	24条-3	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
694	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	—	24条-9 24条-12	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理 (MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
696	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V非常用母線	燃料加工建屋の460V非常用母線	—	24条-3	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-21　各条における申請対象設備

（第 25 条：通信連絡設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1

添付１：別紙２（第25条：通信連絡設備）
添付２：申請対象設備リスト（第25条：通信連絡設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で機能、性能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第25条　通信連絡設備」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第25条　通信連絡設備」において、「機器単体で機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

添付１

別紙２

（第25条：通信連絡設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 7.8.1　設計基準対象の施設 通信連絡設備に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3．自然現象等」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8．設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備 (1)　ページング装置 (2)　所内携帯電話 (3)　専用回線電話 (4)　ファクシミリ (5)　環境中継サーバ	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の詳細設計方針を説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所内通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	7.8.1.1　通信連絡設備（事業所内） 設計基準事故が発生した場合において，中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置及び音声又は文書により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置を含む）（再処理施設と共用（以下同じ。）），所内携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），専用回線電話及びファクシミリを設置する設計とする。 また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として，環境中継サーバ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針 設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバは，再処理施設と共用する。 共用する所内通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・環境中継サーバ	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	7.8.1.2　通信連絡設備（事業所外） 設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），一般携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），衛星携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。））及びファクシミリ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.1　所外通信連絡設備 (1)　一般加入電話 (2)　一般携帯電話 (3)　衛星携帯電話 (4)　ファクシミリ (5)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (6)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (7)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 →所外通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所外通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →所外通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.2.1　所外通信連絡設備】 ・所外通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	また，再処理事業所内から事業所外の必要箇所へ必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸを兼用する設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	所外通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。 共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十五条　通信連絡設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第３回申請						第４回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 7.8.1　設計基準対象の施設 通信連絡設備に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	第14条にて整理する。
2	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備 (1)　ページング装置 (2)　所内携帯電話 (3)　専用回線電話 (4)　ファクシミリ (5)　環境中継サーバ	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の詳細設計方針を説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所内通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備 (1)　ページング装置 (2)　所内携帯電話 (3)　専用回線電話 (4)　ファクシミリ (5)　環境中継サーバ	【通信連絡設備（事業所内）の基本方針】 ・技術基準規則に対する設計方針を説明する。 【通信連絡設備の詳細設計方針】 ○警報設備及び所内通信連絡設備 ・警報設備及び所内通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・所内通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・所内通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【各設備毎の詳細設計方針】 ・設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 ・通信方式（通信回線）について説明する。 ・電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）
3	7.8.1.1　通信連絡設備（事業所内） 設計基準事故が発生した場合において，中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をプザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置及び音声又は文書により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置を含む）（再処理施設と共用（以下同じ。）），所内携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），専用回線電話及びファクシミリを設置する設計とする。 また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として，環境中継サーバ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針			－	－	－	－	－	－	○	－	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	－				
4	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	○	－	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	－				
5	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針 設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	○	－	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	－				
6	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバは，再処理施設と共用する。 共用する所内通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・環境中継サーバ	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	○	－	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・環境中継サーバ	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
7	7.8.1.2　通信連絡設備（事業所外） 設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），一般携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），衛星携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。））及びファクシミリ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.1　所外通信連絡設備 (1)　一般加入電話 (2)　一般携帯電話 (3)　衛星携帯電話 (4)　ファクシミリ (5)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (6)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (7)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 →所外通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所外通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →所外通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.2.1　所外通信連絡設備】 ・所外通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.1　所外通信連絡設備 (1)　一般加入電話 (2)　一般携帯電話 (3)　衛星携帯電話 (4)　ファクシミリ (5)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (6)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (7)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【通信連絡設備（事業所外）の基本方針】 ・技術基準規則に対する設計方針を説明する。 【通信連絡設備の基本設計方針】 ○所外通信連絡設備 ・所外通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・所外通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・所外通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【各設備毎の詳細設計方針】 ・設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 ・通信方式（通信回線）について説明する。 ・電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）
8	また，再処理事業所内から事業所外の必要箇所へ必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸを兼用する設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	－				
9	所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－				
10	所外通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－				
11	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。 共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第25条：通信連絡設備）

申請対象設備リスト
（第25条　通信連絡設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
751	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ページング装置	ページング装置	—	25条-3 25条-5 25条-6	—	—	燃料加工建屋	3	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
752	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	所内携帯電話	所内携帯電話	—	25条-3 25条-5 25条-6	—	—	—	1	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
753	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	専用回線電話	専用回線電話	—	25条-3 25条-5	—	—	燃料加工建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
754	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	25条-3 25条-5	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
755	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	環境中継サーバ	環境中継サーバ	—	25条-3 25条-4 25条-5 25条-6	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
756	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	—	25条-7 25条-9 25条-10 25条-11	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
757	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	—	25条-7 25条-9 25条-10 25条-11	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
758	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	—	25条-7 25条-8 25条-9 25条-10 25条-11	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
759	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	一般加入電話	一般加入電話	—	25条-7 25条-9 25条-10 25条-11	—	—	緊急時対策建屋	5	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
760	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	一般携帯電話	一般携帯電話	—	25条-7 25条-9 25条-10 25条-11	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
761	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	衛星携帯電話	衛星携帯電話	—	25条-7 25条-9 25条-10 25条-11	—	—	緊急時対策建屋	20	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
762	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	25条-7 25条-9 25条-10 25条-11	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-22　各条における申請対象設備

（第 30 条：重大事故等対処設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能，性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第30条：重大事故等対処設備）
添付２：申請対象設備リスト（第30条：重大事故等対処設備）

１．概要

本資料は，補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき，技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について，基本設計方針と申請対象設備を紐付けし，申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため，別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し，さらに，申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い，技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に，別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能，性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には，機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり，特に系統として機能，性能を達成するものに対しては，当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第30条　重大事故等対処設備」において，機能要求②となる系統として機能，性能を達成する設備はないが，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震動においても機能を期待する重大事故等対処設備について，共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」の抽出結果を踏まえて，対象を明確にする。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち，「機器単体で機能，性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」，「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第30条　重大事故等対処設備」において，「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する設備はないが，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震動においても機能を期待する重大事故等対処設備について，共通09の補足説明資料　別紙2-3「単体設備に係る申請対象設備」の抽出結果を踏まえて，対象を明確にする。

５．設計中の設備の検証

系統として機能，性能を達成する設備及び機器単体で機能，性能を達成する設備のうち，詳細設計中の設備については，設計図書による検証ができないことから，設計完了後に作業を行うこととする。なお，申請対象設備リストにおいて，設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は，共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

６．基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備について

MOX燃料加工施設における基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備は以下に示すとおりである。

（１）　重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備

重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備は，露出したMOX粉末を取り扱い，さらに火災源を有するグローブボックスである。

（２）　地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，MOX燃料加工施設で想定する重大事故等を踏まえ，火災の検知・消火，及びMOX粉末を閉じ込めるために必要となる設備等である。

上記を踏まえ，代替火災感知設備，代替消火装置，外部放出抑制設備のうち，地震を要因として発生する重大事故等に対処するための設備が対象となる。

申請対象設備リストにおける耐震クラスの記載については，別紙2-1-3「各条における申請対象設備（第6条：地震による損傷の防止）（第27条：地震による損傷の防止）」にて耐震クラスと合わせて整理する。

添付１

別紙２

（30条：重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 8.　設備に対する要求 8.2　重大事故等対処設備 8.2.1　重大事故等対処設備に対する設計方針 MOX燃料加工施設は，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において，重大事故の発生を防止するために，また，重大事故が発生した場合において，重大事故の拡大を防止するため，及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために，必要な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.1 概要 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.1 概要】 本資料は，「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第30条及び第32条から第39条に基づき，重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。 【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 ・MOX燃料加工施設は，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において，また，重大事故が発生した場合において，また，重大事故の拡大を防止するため，及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために，必要な措置を講ずる設計とする。 ・重大事故等対処設備は，想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また，重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで，経路を含む。）で構成する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.1 概要 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.1 概要】 本資料は，「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第30条及び第32条から第39条に基づき，重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。 【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 ・MOX燃料加工施設は，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において，また，重大事故が発生した場合において，また，重大事故の拡大を防止するため，及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために，必要な措置を講ずる設計とする。 ・重大事故等対処設備は，想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また，重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで，経路を含む。）で構成する。	第1回申請と同一					
2	重大事故等対処設備は，想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また，重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで，経路を含む。）で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
3	重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には，再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には，再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	○	基本方針	－		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には，再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	第1回申請と同一					
4	重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象（以下「外的事象」という。）を要因とする重大事故等に対処するものについて，常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象（以下「外的事象」という。）を要因とする重大事故等に対処するものについて，常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。	○	基本方針	－		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象（以下「外的事象」という。）を要因とする重大事故等に対処するものについて，常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。	第1回申請と同一					
5	常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	基本方針	基本方針		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 a.常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。 b.また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 c.可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	○	基本方針	－		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	第1回申請と同一					
6	重大事故等対処設備は，設計，材料の選定，製作及び検査にあたっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては，保安規定に基づく要領類に従い，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。なお，重大事故等対処設備を構成する設備，機器のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備，安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，設計，材料の選定，製作及び検査にあたっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては，保安規定に基づく要領類に従い，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。なお，重大事故等対処設備を構成する設備，機器のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備，安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係わる品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	○	施設共通　基本設計方針	－		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，設計，材料の選定，製作及び検査にあたっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては，保安規定に基づく要領類に従い，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。なお，重大事故等対処設備を構成する設備，機器のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備，安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係わる品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	第1回申請と同一					
7	8.2.3　共通要因故障に対する考慮等 (1)　共通要因故障に対する考慮 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮等　(1) 共通要因故障に対する考慮】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺に設置又は保管している設計基準事故に対処するための設備，重大事故等対処設備，自主対策設備からの影響（以下「周辺機器等からの影響」という）及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺に設置又は保管している設計基準事故に対処するための設備，重大事故等対処設備，自主対策設備からの影響（以下「周辺機器等からの影響」という）及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。	第1回申請と同一					
8	共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）		【2.3 共通要因故障に対する考慮等　(1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮等　(1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。	第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 8.　設備に対する要求 8.2　重大事故等対処設備 8.2.1　重大事故等対処設備に対する設計方針 MOX燃料加工施設は，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において，重大事故の発生を防止するために，また，重大事故が発生した場合においても，重大事故の拡大を防止するため，及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために，必要な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
2	重大事故等対処設備は，想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また，重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで，経路を含む。)で構成する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
3	重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には，再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第3回申請と同一					
4	重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて，常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
5	常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
6	重大事故等対処設備は，設計，材料の選定，製作及び検査にあたっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては，保安規定に基づく要領類に従い，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。なお，重大事故等対処設備を構成する設備，機器のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
7	8.2.3　共通要因故障に対する考慮等 (1)　共通要因故障に対する考慮 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
8	共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条　重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	第1回申請と同一					
10	共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	第1回申請と同一					
11	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	第1回申請と同一					
12	共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮】 共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	第1回申請と同一					
13	a.　常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれおそれがないよう，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより，信頼性が十分に高い設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれおそれがないよう，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより，信頼性が十分に高い設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれおそれがないよう，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより，信頼性が十分に高い設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれおそれがないよう，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより，信頼性が十分に高い設計とする。
14	ただし，内的事象を要因とする重大事故等～対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することについては，保安規定に定めて，管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因とする重大事故等～対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することについては，保安規定に定めて，管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因とする重大事故等～対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することについては，保安規定に定めて，管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因とする重大事故等～対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することについては，保安規定に定めて，管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。
15	なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。
16	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
10	共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
11	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
12	共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
13	a.　常設重大事故等対処設備 　常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，内的事象を要因とする重大事故等に対処するもの＋外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対し想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより，信頼性が十分に高い設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
14	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
15	なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
16	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	常設重大事故等対処設備は，「2．地盤」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「3.1　地震による損傷の防止」，「3.2　津波による損傷の防止」及び「3.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	留頭宜言 (評価要求)	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は，「Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書」のうち「Ⅲ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「Ⅲ 耐震性に関する説明書」，「Ⅴ－１－１－１－６ 津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅴ－１－１－６ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は，「Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書」のうち「Ⅲ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「Ⅲ 耐震性に関する説明書」，「Ⅴ－１－１－１－６ 津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅴ－１－１－６ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は，「Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書」のうち「Ⅲ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「Ⅲ 耐震性に関する説明書」，「Ⅴ－１－１－１－６ 津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅴ－１－１－６ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。
18	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	留頭宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-			○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		
19	また，溢水及び火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，健全性を確保する設計とする。	留頭宜言 (評価要求)	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 溢水及び火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，健全性を確保する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 溢水及び火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，健全性を確保する設計とする。	○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 溢水及び火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，健全性を確保する設計とする。
20	常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	留頭宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	○	基本方針	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。
21	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して，回転羽の損傷により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，常設重大事故等対処設備は機能を損なわない設計とする。	留頭宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は，回転羽の損傷により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，また，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図ることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は，回転羽の損傷により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，また，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図ることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は，回転羽の損傷により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，また，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図ることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。
22	環境条件に対する健全性については，「8.2.4　環境条件等」に基づく設計とする。	留頭宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象に対する健全性については，「2.4 環境条件等」に示す。また，常設重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「2.9　系統施設毎の設計上の考慮」に示す。	○	基本方針	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象に対する健全性については，「2.4 環境条件等」に示す。また，常設重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「2.9　系統施設毎の設計上の考慮」に示す。	○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象に対する健全性については，「2.4 環境条件等」に示す。また，常設重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「2.9　系統施設毎の設計上の考慮」に示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条　重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	常設重大事故等対処設備は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「3.1　地震による損傷の防止」，「3.2 津波による損傷の防止」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言（評価要求）	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
18	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「8.2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
19	また，溢水及び火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言（評価要求）	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
20	常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
21	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して，回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
22	環境条件に対する健全性については，「8.2.4　環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請 説明対象	第１回申請 申請対象設備（2項変更①）	第１回申請 仕様表	第１回申請 添付書類	第１回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備（2項変更②）	第２回申請 申請対象設備（1項新規①）	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
23	b.　可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するもの及び外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること，位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　共通要因故障に対する考慮等 (1)　共通要因故障に対する考慮 b.　可搬型重大事故対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮　b. 可搬型重大事故対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するもの及び外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること，位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。 ・なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するもの及び外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること，位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。	第1回申請と同一
24	なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	第1回申請と同一
25	可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	第1回申請と同一
26	重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮　b. 可搬型重大事故対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等における条件に対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等における条件に対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	第1回申請と同一
27	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言（評価要求）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮　(1) 共通要因故障に対する考慮　b. 可搬型重大事故対処設備】 ・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	第1回申請と同一
28	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするとともに，「3.1　地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮　(1) 共通要因故障に対する考慮　b. 可搬型重大事故対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするとともに，「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするとともに，「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	第1回申請と同一
29	また，設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「8.2.7　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮　(1) 共通要因故障に対する考慮　b. 可搬型重大事故対処設備】 ・また，設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－６　津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	○	基本方針	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・また，設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－６　津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	b.　可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するもの及び外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること，位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること，位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。	第3回申請と同一					
24	なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連続して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		・なお，MOX燃料加工施設での重大事故は，「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり，同時に又は連続して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	第3回申請と同一					
25	可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
26	重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等における条件に対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	第3回申請と同一					
27	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅲ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	第3回申請と同一					
28	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするとともに，「3.1　地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするとともに，「Ⅲ　加工施設の耐震性に関する説明書」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	第3回申請と同一					
29	また，設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「8.2.7　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・また，設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「V－１－１－６　津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	第3回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	溢水，火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図る設計とする。	留頭宜言 (評価要求)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮　b．可搬型重大事故対処設備】 溢水，火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図る設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備】 溢水，火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図る設計とする。	第1回申請と同一					
31	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	留頭宜言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮　b．可搬型重大事故対処設備】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	○	基本方針	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	第1回申請と同一					
32	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	留頭宜言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮　b．可搬型重大事故対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	○	基本方針	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	第1回申請と同一					
33	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	留頭宜言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備 c．可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮　b．可搬型重大事故対処設備】 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，人為事象の航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備 c．可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備】 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，人為事象の航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	第1回申請と同一					
34	環境条件に対する健全性については，「8.2.4　環境条件等」に基づく設計とする。	留頭宜言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮　b．可搬型重大事故対処設備】 重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象に対する健全性については，「8.4 環境条件等」に示す。また，可搬型重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「3.系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	○	基本方針	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b．可搬型重大事故対処設備】 重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象に対する健全性については，「8.4 環境条件等」に示す。また，可搬型重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「3.系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	第1回申請と同一					
35	c．可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては，建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。	留頭宜言	基本方針（常設・可搬型接続）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設・可搬型接続））		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮　c．可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては，建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。	○	基本方針（常設・可搬型接続）	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 c．可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては，建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。	第1回申請と同一					
36	(2)　悪影響防止 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	留頭宜言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (2) 悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (2) 悪影響防止】 ・重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 ・重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)，内部発生飛散物による影響並びに電巻により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (2) 悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (2) 悪影響防止】 ・重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 ・重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)，内部発生飛散物による影響並びに電巻により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	第1回申請と同一					
37	重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)，内部発生飛散物による影響並びに電巻により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	留頭宜言	基本方針	基本方針（悪影響防止）			○	基本方針	-			第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	溢水，火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言（評価要求）	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 溢水，火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図る設計とする。	第3回申請と同一					
31	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	第3回申請と同一					
32	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	第3回申請と同一					
33	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，人為事象の航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	第3回申請と同一					
34	環境条件に対する健全性については，「8.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	－		【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障に対する考慮 b. 可搬型重大事故対処設備】 重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象に対する健全性については，「2.4 環境条件等」に示す。また，可搬型重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「3.系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	第3回申請と同一					
35	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては，建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
36	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
37	重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)，内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	系統的な影響について，重大事故等対処設備は，非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から非等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することなどにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 （2）悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 系統的な影響について，重大事故等対処設備は，非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から非等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することなどにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 （2）悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 系統的な影響について，重大事故等対処設備は，非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から非等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することなどにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	○	-	基本方針（重大事故等対処設備）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 （2）悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 系統的な影響について，重大事故等対処設備は，非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から非等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することなどにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
39	可搬型放水砲については，燃料加工建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備のうち水供給設備）	基本方針（悪影響防止）		【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 ・可搬型放水砲については，燃料加工建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（悪影響防止）			○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 （2）悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	○	-	基本方針（重大事故等対処設備）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 （2）悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
41	重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（悪影響防止）		【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	○	基本方針	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	○	-	基本方針（重大事故等対処設備）	-		【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
42	重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）		【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 （2）悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等（2）悪影響防止】 重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	第1回申請と同一					
43	8.2.3　個数及び容量 (1)　常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等の収束において，想定する事象及びその事象の進展等を考慮し，重大事故等時に必要な目的を果たすために，事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は，これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・重大事故等対処設備	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	○	基本方針	-	-	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・重大事故等対処設備	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
44	「容量」とは，消火剤量，蓄電池容量，タンク容量，発電機容量，計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		
45	常設重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに，設備の機能，信頼度等を考慮し，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		
46	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては，安全機能を有する施設の容量の仕様が，系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で，安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		
47	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては，系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		
48	常設重大事故等対処設備のうち，再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・重大事故等対処設備	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
49	(2)　可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等の収束において，想定する事象及びその事象の進展を考慮し，事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は，これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））		【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	○	基本方針	-	-	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	第1回申請と同一					
50	「容量」とは，ポンプ流量，タンク容量，発電機容量，計測器の計測範囲等とする。	定義	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		第1回申請と同一					
51	可搬型重大事故等対処設備は，系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに，設備の機能，信頼度等を考慮し，予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		第1回申請と同一					
52	可搬型重大事故等対処設備のうち，複数の機能を兼用することで，設置の効率化，被ばくの低減が図れるものは，同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし，兼用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		第1回申請と同一					
53	可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え，予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		第1回申請と同一					
54	閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備をセット確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		第1回申請と同一					
55	可搬型重大事故等対処設備のうち，再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	-	-		第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	系統的な影響について，重大事故等対処設備は，非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から非等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
39	可搬型放水砲については，燃料加工建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針（重大事故等対処設備のうち水供給設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮等 (2) 悪影響防止	【2.3 共通要因故障に対する考慮等 (2) 悪影響防止】 可搬型放水砲については，燃料加工建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
40	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
41	重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
42	重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
43	8.2.3　個数及び容量 (1)　常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等の収束において，想定する事象及びその事象の進展を考慮し，重大事故等時に必要な目的を果たすために，事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は，これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
44	「容量」とは，消火剤量，蓄電池容量，タンク容量，発電機容量，計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
45	常設重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに，設備の機能，信頼度等を考慮し，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
46	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては，安全機能を有する施設の容量の仕様が，系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で，安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
47	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては，系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
48	常設重大事故等対処設備のうち，再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
49	(2)　可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等の収束において，想定する事象及びその事象の進展を考慮し，事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は，これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 ・重大事故等対処設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	第3回申請と同一					
50	「容量」とは，ポンプ流量，タンク容量，発電機容量，計測器の計測範囲等とする。	定義	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
51	可搬型重大事故等対処設備は，系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに，設備の機能，信頼度等を考慮し，予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
52	可搬型重大事故等対処設備のうち，複数の機能を兼用することで，設置の効率化，被ばくの低減が図れるものは，同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし，兼用できる設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
53	可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え，予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
54	閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
55	可搬型重大事故等対処設備のうち，再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条　重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	8.2.4 環境条件等 (1)　環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1)　環境条件	【2.4 環境条件等　(1)環境条件】 ・重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 ・重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等次に設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震による影響を考慮する。 ・荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力(以下「重大事故等時に生ずる荷重」という。)及び自然現象(地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。 ・自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1)　環境条件	【2.4 環境条件等　(1)環境条件】 ・重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 ・重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震による影響を考慮する。 ・荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力(以下「重大事故等時に生ずる荷重」という。)及び自然現象(地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。 ・自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	第1回申請と同一				
57	重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線，荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			○	基本方針	－								第1回申請と同一
58	荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			○	基本方針	－								第1回申請と同一
59	自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			○	基本方針	－								第1回申請と同一
60	自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			○	基本方針	－								第1回申請と同一
61	人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）		【2.4 環境条件等　(1)環境条件】 ・人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。 なお，人為事象のうち，有毒ガスとして想定される六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては重大事故等対処設備に対して影響を及ぼすことはないことから考慮は不要である。人為事象のうち，航空機落下については，「Ｖ－１－１－５　航空機に対する防護設計に関する説明書」に基づく設計とする。 ・重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。 ・周辺機器等からの影響としては，地震，火災，溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件】 ・人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。 なお，人為事象のうち，有毒ガスとして想定される六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては重大事故等対処設備に対して影響を及ぼすことはないことから考慮は不要である。人為事象のうち，航空機落下については，「Ｖ－１－１－５　航空機に対する防護設計に関する説明書」に基づく設計とする。 ・重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。 ・周辺機器等からの影響としては，地震，火災，溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。	第1回申請と同一				
62	重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			○	基本方針	－								第1回申請と同一
63	周辺機器等からの影響としては，地震，火災，溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			○	基本方針	－								第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	8.2.4 環境条件等 (1) 環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
57	重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線，荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に代水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
58	荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
59	自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
60	自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
61	人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
62	重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
63	周辺機器等からの影響としては，地震，火災，溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条　重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
64	a．常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	留頒宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。 閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。 閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。 閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。
65	閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	－			○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		
66	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。	留頒宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。
67	地震に対して常設重大事故等対処設備は，「3.1　地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 地震に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 地震に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 地震に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
68	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「8.2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	留頒宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することなどについては，保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することなどについては，保安規定に定めて，管理する。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することなどについては，保安規定に定めて，管理する。
69	また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	留頒宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	－			○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		
70	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することなどについては，保安規定に定めて，管理する。	留頒宜言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	－			○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		
71	溢水に対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置，被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言 (評価要求)	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備 V-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4 環境条件　(1)環境条件等 a.常設重大事故等対処設備】 溢水に対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置，被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，常設重大事故等対処設備のうち，溢水によって必要な機能が損なわれない静的な構築物，系統及び機器を除く設備が没水，被水等の影響を受けて機能を損なわない設計とする。想定する溢水量に対する評価方針及び評価結果については，「Ⅴ－１－１－７　加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に示す。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 溢水に対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置，被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，常設重大事故等対処設備のうち，溢水によって必要な機能が損なわれない静的な構築物，系統及び機器を除く設備が没水，被水等の影響を受けて機能を損なわない設計とする。想定する溢水量に対する評価方針及び評価結果については，「Ⅴ－１－１－７　加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に示す。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 溢水に対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置，被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，常設重大事故等対処設備のうち，溢水によって必要な機能が損なわれない静的な構築物，系統及び機器を除く設備が没水，被水等の影響を受けて機能を損なわない設計とする。想定する溢水量に対する評価方針及び評価結果については，「Ⅴ－１－１－７　加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
64	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び硫黄を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
65	閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
66	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
67	地震に対して常設重大事故等対処設備は，「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
68	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
69	また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
70	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
71	溢水に対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置，被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 （評価要求）	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	火災に対して常設重大事故等対処設備は，「5．　火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	官側宜言 (評価要求)	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件　(1)環境条件等 a. 常設重大事故等対処設備】 火災に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－６　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水，火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 火災に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－６　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水，火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 火災に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－６　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水，火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。
73	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水及び火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	官側宜言 (評価要求)	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	－			○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		
74	津波に対して常設重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	官側宜言 (評価要求)	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 津波に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－６　津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 津波に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－６　津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 津波に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－６　津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。
75	屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	官側宜言 (評価要求)	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備 V-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4 環境条件　(1)環境条件等 a. 常設重大事故等対処設備】 屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
76	屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，竜巻飛来物及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	官側宜言 (評価要求)	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	火災に対して常設重大事故等対処設備は，「5．火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留意宜言（評価要求）	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
73	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水及び火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	留意宜言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
74	津波に対して常設重大事故等対処設備は，「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	留意宜言（評価要求）	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
75	屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び制御室に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留意宜言（評価要求）	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
76	屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留意宜言（評価要求）	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
77	凍結，高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び防水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ・凍結に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する凍結において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する高温において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ・凍結に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する凍結において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する高温において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ・凍結に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する凍結において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する高温において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
78	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		・降水に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計基準降水量に対して，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	-			○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ・凍結に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する凍結において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する高温において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降水に対して常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計基準降水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理
79	落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失（以下「全交流電源喪失」という。）を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，直撃雷及び誘導雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ・落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する雷撃電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，直撃雷及び誘導雷を考慮した設計を行う。直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置する。誘導雷に対して，当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	-			○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ・落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する雷撃電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，直撃雷及び誘導雷を考慮した設計を行う。直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置する。誘導雷に対して，当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理
80	直撃雷に対して，当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-			○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		
81	開閉雷に対して，雷サージによる影響を軽減することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-			○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		
82	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	-			○	-	基本方針（常設重大事故等対処設備）	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
77	凍結，高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び防水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
78	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
79	落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失（以下「全交流電源喪失」という。）を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
80	直撃雷に対して，当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
81	間接雷に対して，雷サージによる影響を軽減することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
82	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請				第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－1　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物の侵入に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等　2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－1　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物の侵入に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－1　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物の侵入に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
84	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備 V-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－4　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の常設重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は，近隣工場等の火災，爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。 常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「V－1－1－1－4－3　外部火災防護への配慮が必要な施設の評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「V－1－1－1－4－4　外部火災防護に関する評価結果」に示す。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護計画を保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－4　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の常設重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は，近隣工場等の火災，爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。 常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「V－1－1－1－4－3　外部火災防護への配慮が必要な施設の評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「V－1－1－1－4－4　外部火災防護に関する評価結果」に示す。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護計画を保安規定に定めて，管理する。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－4　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の常設重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は，近隣工場等の火災，爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。 常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「V－1－1－1－4－3　外部火災防護への配慮が必要な施設の評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「V－1－1－1－4－4　外部火災防護に関する評価結果」に示す。 ・ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護計画を保安規定に定めて，管理する。
85	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。 消防車による事前散水を含む火災防護計画を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	－			○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		
86	塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 塩害に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－1　自然現象等への配慮に関する説明書」にて考慮する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 塩害に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－1　自然現象等への配慮に関する説明書」にて考慮する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 塩害に対して常設重大事故等対処設備は，「V－1－1－1－1　自然現象等への配慮に関する説明書」にて考慮する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
87	また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			○	基本方針	－			○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		
88	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
84	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
85	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護計画を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 (評価要求)	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
86	塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
87	また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
88	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条　重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等　2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
90	周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備 Ｖ－１－１－８　加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「Ｖ－１－１－８　加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「Ｖ－１－１－８　加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「Ｖ－１－１－８　加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。
91	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することなどについては，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することなどについては，保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することなどについては，保安規定に定めて，管理する。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止することなどについては，保安規定に定めて，管理する。
92	常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	○	－	基本方針（常設重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1)環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。
93	b.　可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
94	閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			○	基本方針	－			第1回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
90	周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
91	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
92	常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
93	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
94	閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における建屋等の環境温度，環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備のうち水供給設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	○	基本方針	－	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	第1回申請と同一					
96	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 Ⅴ-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 ・地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	○	基本方針	－	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 ・地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	第1回申請と同一					
97	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「8.2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備		○	基本方針	－			第1回申請と同一					
98	また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 Ⅴ-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針		○	基本方針	－			第1回申請と同一					
99	溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，溢水に対しては想定する溢水量に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護を行うことにより，火災に対しては，「8.2.7　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 （評価要求）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 Ⅴ-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，溢水に対しては想定する溢水量に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 想定する溢水量に対して機能を損なわないとする評価等の設計方針については，「Ⅴ－１－１－７　加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に示す。 火災に対しては，「2.7　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，溢水に対しては想定する溢水量に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 想定する溢水量に対して機能を損なわないとする評価等の設計方針については，「Ⅴ－１－１－７　加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」に示す。 火災に対しては，「2.7　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
100	津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。また，可搬型重大事故等対処設備の据付けは，津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし，使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は，津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 ・津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ-１-１-１-６　津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 ・また，尾駮沼取水場所A，尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)における可搬型重大事故等対処設備の据付けは，津波警報の解除後に対応を開始すること，津波警報の発令確認時に対応中の場合は一時的に退避すること，これら以外の可搬型重大事故等対処設備の据付けは，津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし，使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は，津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備の据付けについては「Ⅴ-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針」に示す。 ・風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 ・津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ-１-１-１-６　津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 ・また，尾駮沼取水場所A，尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)における可搬型重大事故等対処設備の据付けは，津波警報の解除後に対応を開始すること，津波警報の発令確認時に対応中の場合は一時的に退避すること，これら以外の可搬型重大事故等対処設備の据付けは，使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備の据付けについては「Ⅴ－１－１－４－２　重大事故等対処設備の設計方針」に示す。 ・風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
101	風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 Ⅴ-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針		○	基本方針	－			第1回申請と同一					
102	屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 Ⅴ-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風(台風)及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	○	基本方針	－	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風(台風)及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	留頒宜言	第1回申請と同一						○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備のうち水供給設備）		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。
96	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	第3回申請と同一					
97	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
98	また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
99	浸水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，浸水に対しては想定する浸水量に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護を行うことにより，火災に対しては，「8.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言 (評価要求)	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 浸水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，浸水に対しては想定する浸水量に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。想定する浸水量に対して機能を損なわないとする評価等の設計方針については，「V－1－1－7 加工施設内における浸水による損傷の防止に関する説明書」に示す。火災に対しては，「8.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
100	津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「5.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。また，可搬型重大事故等対処設備の据付けは，津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし，使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は，津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「V－1－1－5 津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 ・また，尾駮沼取水場所A，尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A（以下「敷地外水源」という。）における可搬型重大事故等対処設備の据付けは，津波警報の解除後に対応を開始すること，津波警報の発令確認時に対応中の場合は一時的に退避すること，これら以外の可搬型重大事故等対処設備の据付けは，使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備の据付けについては「V－1－1－4－2 重大事故等対処設備の設計方針」に示す。	第3回申請と同一					
101	風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設	・風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所，第2保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
102	屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	第3回申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条　重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
103	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し，損傷防止措置として除雪，除灰及び屋内への配備を実施することにより，重大事故等に対処するための機能を損なわないよう維持する設計とする。除雪，除灰及び屋内への配備を実施することについては，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。 ・凍結に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する凍結において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する高温において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降水に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計基準降水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する雷撃電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，雷撃電流に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－４　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，近隣工場等の火災及び爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「Ｖ－１－１－１－４－３　外部火災防護における評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「Ｖ－１－１－１－４－４　外部火災防護に関する評価結果」に示す。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。 ・凍結に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する凍結において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する高温において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降水に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計基準降水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する雷撃電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，雷撃電流に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－４　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の可搬型重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，近隣工場等の火災及び爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「Ｖ－１－１－１－４－３　外部火災防護における評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「Ｖ－１－１－１－４－４　外部火災防護に関する評価結果」に示す。	第1回申請と同一
104	凍結，高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び降水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）））			○	基本方針	－								
105	落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，雷撃電流を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）））			○	基本方針	－								
106	雷撃電流に対して，構内接地網と連接した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）））			○	基本方針	－								
107	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類，小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）））			○	基本方針	－								
108	森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 V-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針		○	基本方針	－								
109	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，可搬型重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）））			○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備							

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
103	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し，損傷防止措置として除雪，除灰及び屋内への配備を実施することにより，重大事故等に対処するための機能を損なわないよう維持する設計とする。除雪，除灰及び屋内への配備を実施することについては，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3) 自然現象により発生する荷重の影響」に示す。 ・凍結に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する凍結において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する高温において考慮する外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降水に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計基準降水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する雷撃電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－４　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の可搬型重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，近隣工場等の火災及び爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「Ⅴ－１－１－１－４－３　外部火災防護における評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「Ⅴ－１－１－１－４－４　外部火災防護に関する評価結果」に示す。	第3回申請と同一					
104	凍結，高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び防水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
105	落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，直撃雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
106	直撃雷に対して，構内接地網と連接した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
107	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類，小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
108	森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
109	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，可搬型重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備		第3回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
110	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・塩害に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・塩害に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ｖ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
111	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 V-1-1-4-2　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・敷地内における化学物質の漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・敷地内における化学物質の漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
112	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備		○	基本方針	－								
113	周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 Ｖ－１－１－８　加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書	【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「Ｖ－１－１－８　加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	○	基本方針	－		【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「Ｖ－１－１－８　加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	第1回申請と同一					
114	可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備		○	基本方針	－								
115	(2)　重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	2.4 環境条件等 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.4 環境条件等　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	○	基本方針	－	2.4 環境条件等 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.4 環境条件等　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	○	－	基本方針（重大事故等対処設備）	－	2.4 環境条件等 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.4 環境条件等　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
110	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	・塩害に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅴ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
111	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・敷地内における化学物質の漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
112	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		・電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
113	周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.4 環境条件等　(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「Ⅴ－１－１－８　加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	第3回申請と同一					
114	可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	留頒宜言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
115	(2)　重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない為ないし低減されるように遮蔽で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	留頒宜言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項要求①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項要求②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
116	(3)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備の設置場所））	2.4 環境条件等 (5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.4 環境条件等　(5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれのない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	○	基本方針	-	2.4 環境条件等 (5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.4 環境条件等　(5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	第1回申請と同一					
117	8.2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「六　加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性	【2.5 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「六　加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性	【2.5 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「六　加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性	【2.5 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「六　加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。
118	a．操作の確実性 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 ・重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。 ・操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。 ・現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ・現場操作スイッチは，非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のための露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 ・現場において人力で操作を行う非等は，手動操作が可能な設計とする。 ・現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 ・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。 ・また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 （1）操作性】 ・重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。 ・操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。 また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。 ・現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ・現場の操作スイッチは，非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のための露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 ・現場において人力で操作を行う非等は，手動操作が可能な設計とする。 ・現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 ・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。 ・また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	○	-	基本方針（重大事故等対処設備）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 （1）操作性】 ・重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。 ・操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。 また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。 ・現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ・現場の操作スイッチは，非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のための露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 ・現場において人力で操作を行う非等は，手動操作が可能な設計とする。 ・現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 ・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。 ・また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。
119	操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-			○	-	施設共通　基本設計方針	-		
120	現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-			○	-	施設共通　基本設計方針	-		
121	現場の操作スイッチは，非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のための露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-			○	-	施設共通　基本設計方針	-		
122	現場において人力で操作を行う非等は，手動操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-			○	-	基本方針（重大事故等対処設備）	-		
123	現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-			○	-	基本方針（重大事故等対処設備）	-		
124	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-			○	-	施設共通　基本設計方針	-		
125	また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-			○	-	施設共通　基本設計方針	-		
126	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-			○	-	施設共通　基本設計方針	-		
127	b．系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）			○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。	○	-	基本方針（重大事故等対処設備）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
116	(3)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	留意宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	2.4 環境条件等 (5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.4 環境条件等　(5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	第3回申請と同一					
117	8.2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「六　加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。	留意宣言 運用要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
118	a．操作の確実性 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。	留意宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
119	操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
120	現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
121	現場の操作スイッチは，非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
122	現場において人力で操作を行う弁等は，手動操作が可能な設計とする。	留意宣言	第2回申請と同一						－	－	－	－	－	－
123	現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	留意宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
124	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
125	また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	第2回申請と同一						－	－	－	－	－	－
126	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
127	b．系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。	留意宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
128	c．可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは，流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは，流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに，アクセスルートは以下の設計とする。 ・アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含めて自然現象，人為事象，溢水，火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数確保する設計とする。 ・アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。 ・アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 ・なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは，流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに，アクセスルートは以下の設計とする。 ・アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含めて自然現象，人為事象，溢水，火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数確保する設計とする。 ・アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。 ・アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 ・なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	第1回申請と同一					
129	d．再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう，アクセスルートは以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
130	・アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含め，自然現象，人為事象，溢水，火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
131	・アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
132	・アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
133	なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
128	c．可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは，流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは，流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに，アクセスルートは以下の設計とする。 ・アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含めて自然現象，人為事象，溢水，火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数確保する設計とする。 ・アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。 ・アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 ・なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	第3回申請と同一					
129	d．再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう，アクセスルートは以下の設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（アクセスルート）	－			第3回申請と同一					
130	・アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含め，自然現象，人為事象，溢水，火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（アクセスルート）	－			第3回申請と同一					
131	・アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。	冒頭宣言	○	－	基本方針（アクセスルート）	－			第3回申請と同一					
132	・アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（アクセスルート）	－			第3回申請と同一					
133	なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	○	－	基本方針（アクセスルート）	－			第3回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
134	屋外のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)，その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下，爆発)を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを使用する。ホイールローダは，必要数として3台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台，合計7台を保有数とし，分散して保管する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針（アクセスルートの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 屋外のアクセスルートは，添付書類「Ⅲ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)，その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下，爆発)を想定し，複数のアクセスルートの中から，状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを使用する。ホイールローダは，必要数として3台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台，合計7台を保有数とし，分散して保管する設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性】 屋外のアクセスルートは，添付書類「Ⅲ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)，その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下，爆発)を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを使用する。	第1回申請と同一					
135	屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。	運用要求 評価要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保） 評価（アクセスルートの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。 【V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性】 屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。	第1回申請と同一					
136	尾駮沼取水場所A，尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					
137	屋外のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とする。また，ホイールローダによる復旧を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求 設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保） 設計方針（アクセスルートの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 屋外のアクセスルートは，地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路の整備を行うことで，通行性を確保できる設計とする。また，不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とし，ホイールローダによる復旧を行うことで，通行性を確保できる設計とする。 ・屋外アクセスルートは，自然現象のうち凍結及び積雪に対して，道路については融雪剤を配備し，車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。 【V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ・ホイールローダの復旧による崩壊土砂及び不等沈下等に対する対処について説明する。 ・タイヤチェーンを装着できる車両の設置について説明する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性】 屋外のアクセスルートは，地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路の整備を行うことで，通行性を確保できる設計とする。また，不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とし，ホイールローダによる復旧を行うことで，通行性を確保できる設計とする。 ・屋外アクセスルートは，自然現象のうち凍結及び積雪に対して，道路については融雪剤を配備し，車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	第1回申請と同一					
138	屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，車両はタイヤチェーン等を装着することにより，通行性を確保できる設計とする。また，道路については，融雪剤を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求 設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保） 設計方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
139	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 ・敷地内における化学物質の漏えいに対しては，薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性】 ・敷地内における化学物質の漏えいに対しては，薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					
140	屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
141	屋内のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針（アクセスルート） 燃料加工建屋	基本方針（アクセスルートの確保） 評価（アクセスルートの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 ・屋内のアクセスルートは，添付書類「Ⅲ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 ・屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。 ・屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。 【V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ・アクセスルートに想定される地震に対する評価結果について説明する。 ・屋内のアクセスルートに想定される自然現象及び人為事象に対する評価結果について説明する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1)　操作性】 ・屋内のアクセスルートは，添付書類「Ⅲ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 ・屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。 ・屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。	第1回申請と同一					
142	屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
143	屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針（アクセスルート） 燃料加工建屋	基本方針（アクセスルートの確保） 評価（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
134	屋外のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり），その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下，爆発）を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを使用する。ホイールローダは，必要数として３台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台，合計７台を保有数とし，分散して保管する設計とする。	設置要求	第1回申請と同一						○	－	ホイールローダ	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 屋外のアクセスルートは，地震による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりの影響（周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり），その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下，爆発）を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを使用する。ホイールローダは，必要数として３台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台，合計７台を保有数とし，分散して保管する設計とする。
135	屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。	運用要求 評価要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。 【V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	第3回申請と同一					
136	尾駮沼取水場所Ａ，尾駮沼取水場所Ｂ又は二又川取水場所Ａ（以下「敷地外水源」という。）の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	第3回申請と同一					
137	屋外のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とする。また，ホイールローダによる復旧を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求 設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 屋外のアクセスルートは，地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路の整備を行うことで，通行性を確保できる設計とする。また，不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とし，ホイールローダによる復旧を行うことで，通行性を確保できる設計とする。 ・屋外アクセスルートは，自然現象のうち凍結及び積雪に対して，道路については融雪剤を配備し，車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	第3回申請と同一					
138	屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，車両はタイヤチェーン等を装着することにより，通行性を確保できる設計とする。また，道路については，融雪剤を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求 設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－			【V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ・ホイールローダの復旧による崩壊土砂及び不等沈下等に対する対処について説明する。 ・タイヤチェーンを装着できる車両の設置について説明する。	第3回申請と同一					
139	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・敷地内における化学物質の漏えいに対しては，薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第3回申請と同一					
140	屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－				第3回申請と同一					
141	屋内のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	官庁宜言 評価要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性 V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・屋内のアクセスルートは，添付書類「Ⅲ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 ・屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。 ・屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。 【V-1-1-4-3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ・アクセスルートに想定される地震に対する評価結果について説明する。 ・屋内のアクセスルートに想定される自然現象及び人為事象に対する評価結果について説明する。	第3回申請と同一					
142	屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。	官庁宜言	○	－	基本方針（アクセスルート）	－				第3回申請と同一					
143	屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	官庁宜言 評価要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－				第3回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水に対してアクセスルートの非常時対策組織要員の安全を確保するため防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を確保するため防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性（1）操作性】 屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を確保するため防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同一					
145	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）			○	基本方針	－			第1回申請と同一					
146	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対応に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.5 操作性及び試験・検査性（2）試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対応に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。 ・また，保守及び修理は，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。），取替え，保修等が実施可能な設計とする。 ・　多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。 ・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.5 操作性及び試験・検査性（2）試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対応に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。 ・また，保守及び修理は，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。），取替え，保修等が実施可能な設計とする。 ・　多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。 ・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	○	－	基本方針（重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.5 操作性及び試験・検査性（2）試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対応に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。 ・また，保守及び修理は，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。），取替え，保修等が実施可能な設計とする。 ・　多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。 ・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。
147	試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（試験・検査性）			○	基本方針	－			○	－	基本方針（重大事故等対処設備）	－		
148	また，保守及び修理は，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。），取替え，保修等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（試験・検査性）			○	基本方針	－			○	－	基本方針（重大事故等対処設備）	－		
149	多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（試験・検査性）			○	基本方針	－			○	－	基本方針（重大事故等対処設備）	－		
150	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（試験・検査性）			○	基本方針	－			○	－	基本方針（重大事故等対処設備）	－		
151	8.2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1)　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動Ｓｓを超える地震動に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏まえ，重大事故等対処設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対して，重大事故等への対応に必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動Ｓｓを超える地震動に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏まえ，重大事故等対処設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。 a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，必要な機能を損なわない設計とする。 b. 地震を要因として発生する重大事故等に対する重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，火災の感知機能，消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 c.　地震を要因とする重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動Ｓｓを超える地震動に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏まえ，重大事故等対処設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。 a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，必要な機能を損なわない設計とする。 b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，火災の感知機能，消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 c.　地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，火災の感知機能，消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 また，地震により重大事故等への対処に必要を損なわない設計とする。	第1回申請と同一					
152	a.　重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋 重大事故等対処設備	評価（耐震）			○	燃料加工建屋	－			○	－	重大事故等対処設備	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，必要な機能を損なわない設計とする。 b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，火災の感知機能，消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
153	b.　地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，火災の感知機能，消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋 重大事故等対処設備	評価（耐震）			○	燃料加工建屋	－			○	－	重大事故等対処設備	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を確保するため防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を確保するための防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	第3回申請と同一					
145	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－			第3回申請と同一					
146	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
147	試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
148	また，保守及び修理は，維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)，取替え，保修等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
149	多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
150	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
151	8.2.6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1)　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動Ｓｓを超える地震動に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対して，重大事故等への対処に必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
152	a.　重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
153	b.　地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，火災の感知機能，消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
154	c.　地震を要因とする重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	可搬型重大事故等対処設備	評価（耐震）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動Ｓｓを超える地震動に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。 a.重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，必要な機能を損なわない設計とする。 b.地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，想定する重大事故等を踏まえ，火災の感知機能，消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 c.　地震を要因とする重大事故等に対する可	○	基本方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 c.　地震を要因とする重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同一				
155	(2)地震力の算定方法 　地震を要因とする重大事故等に対処する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価条件		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (2)　地震力の算定方法 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を適用する。	○	基本方針	－		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (2)　地震力の算定方法 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を適用する。	第1回申請と同一				
156	(3)荷重の組合せと許容限界 　地震を要因とする重大事故等に対処するための重大事故等対処設備の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 a.耐震設計上考慮する状態 　地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)建物・構築物 イ．通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 ロ．地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，地震を要因とする重大事故に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で，地震を要因とする重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。 (b)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。	定義	基本方針	基本方針 評価条件		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (3)　荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 a.耐震設計上考慮する状態 　地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)建物・構築物 イ．通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 ロ．地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，地震を要因とする重大事故に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で，地震を要因とする重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。 ハ．設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。	○	基本方針	－		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (3)　荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 a.耐震設計上考慮する状態 　地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)建物・構築物 イ．通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 ロ．地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，地震を要因とする重大事故に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で，地震を要因とする重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。 ハ．設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。	第1回申請と同一				
157	(b)機器・配管系 イ．通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 ロ．設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合にはMOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出されるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 ハ．地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，地震を要因とする重大事故に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で，地震を要因とする重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。	定義	基本方針	基本方針 評価条件		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (b)機器・配管系 イ．通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 ロ．設計基準事故時の状態 当該 状態が発生した場合にはMOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出されるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 ハ．地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，地震を要因とする重大事故に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で，重大事故等対処設備の機能を必要とする状態	○	基本方針	－		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (b)機器・配管系 イ．通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 ロ．設計基準事故時の状態 当該 状態が発生した場合にはMOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出されるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 ハ．地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，地震を要因とする重大事故に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で，重大事故等対処設備の機能を必要とする状態	第1回申請と同一				
158	b.　荷重の種類 (a)建物・構築物 イ．MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧。 ロ．地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ハ．基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力，積雪荷重及び風荷重。 ただし，通常時及び地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 b.荷重の種類 (a)建物・構築物 イ．MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧。 ロ．地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ハ．基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力，積雪荷重及び風荷重。 ただし，通常時及び地震を要因とする重大事故等時の状態で通常時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	○	基本方針	－		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 b.荷重の種類 (a)建物・構築物 イ．MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧。 ロ．地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ハ．基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力，積雪荷重及び風荷重。 ただし，通常時及び地震を要因とする重大事故等時の状態で通常時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	第1回申請と同一				
159	(b)機器・配管系 イ．通常時に作用している荷重。 ロ．設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。 ハ．地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，通常時に作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準ずる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (b)機器・配管系 イ．通常時に作用している荷重。 ロ．設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。 ハ．地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，通常時に作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準ずる。	○	基本方針	－		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (b)機器・配管系 イ．通常時に作用している荷重。 ロ．設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。 ハ．地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，通常時に作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準ずる。	第1回申請と同一				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
154	c.　地震を要因とする重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	－	可搬型重大事故等対処設備	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 c.　地震を要因とする重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
155	(2)地震力の算定方法 　地震を要因とする重大事故等に対処する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を適用する。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
156	(3)荷重の組合せと許容限界 　地震を要因とする重大事故等に対処するための重大事故等対処設備の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 a.耐震設計上考慮する状態 　地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)建物・構築物 イ.通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 ロ．地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，地震を要因とする重大事故に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で，地震を要因とする重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 ハ．設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
157	(b)機器・配管系 イ．通常時の状態 MOX燃料加工施設が運転している状態。 ロ．設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合にはMOX燃料加工施設から多量の放射性物質が放出されるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 ハ．地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が，地震を要因とする重大事故に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で，地震を要因とする重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
158	b.　荷重の種類 (a)建物・構築物 イ．MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧。 ロ．地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ハ．基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力，積雪荷重及び風荷重。 ただし，通常時及び地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
159	(b)機器・配管系 イ．通常時に作用している荷重。 ロ．設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重。 ハ．地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，通常時に作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準ずる。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
160	c.荷重の組合せ 基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とほかの荷重との組合せは，以下によるものとする。 (a)建物・構築物 イ．重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を組み合わせる。 ロ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を組み合わせる。 ハ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物について，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し，通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧については，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力，弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 c.荷重の組合せ 基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とほかの荷重との組合せは，以下によるものとする。 (a)建物・構築物 イ．重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を組み合わせる。 ロ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物について，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し，通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧については，基準地震動Ｓｓによる1.2倍した地震力，弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 c.荷重の組合せ 基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とほかの荷重との組合せは，以下によるものとする。 (a)建物・構築物 イ．重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を組み合わせる。 ロ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物について，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し，通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧については，基準地震動Ｓｓによる1.2倍した地震力，弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	第1回申請と同一					
161	(b)機器・配管系 イ．重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備に係る機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ロ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ハ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系について，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (b)機器・配管系 イ．重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備に係る機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ロ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ハ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系について，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (b)機器・配管系 イ．重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備に係る機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ロ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ハ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系について，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	第1回申請と同一					
162	(c)荷重の組合せ上の留意事項 イ．ある荷重の組合せ状態での評価が，その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には，その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。 ロ．地震を要因とする重大事故等に対処する重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を維持する場合においては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力と通常時に作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。 ハ．積雪荷重については，屋外に設置されている施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。 ニ．風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (c)荷重の組合せ上の留意事項 イ．ある荷重の組合せ状態での評価が，その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には，その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。 ロ．地震を要因とする重大事故等に対処する重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を維持する場合においては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力と通常時に作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。 ハ．積雪荷重については，屋外に設置されている施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。 ニ．風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できない構造，形状及び仕様の施設においては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。 ホ．　重大事故等に生ずる荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力による荷重の組み合わせについては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力が重大事故等の発生の要因として考慮した地震であり，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力の荷重は重大事故等が発生する前の荷重であることから，重大事故等時に生ずる荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力による荷重が重なることはない。	○	基本方針	-		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (c)荷重の組合せ上の留意事項 イ．ある荷重の組合せ状態での評価が，その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には，その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。 ロ．地震を要因とする重大事故等に対処する重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を維持する場合においては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力と通常時に作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。 ハ．積雪荷重については，屋外に設置されている施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。 ニ．風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。 ホ．　重大事故等に生ずる荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力による荷重の組み合わせについては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力が重大事故等の発生の要因として考慮した地震であり，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力の荷重は重大事故等が発生する前の荷重であることから，重大事故等時に生ずる荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力による荷重が重なることはない。	第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
160	c. 荷重の組合せ 基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とほかの荷重との組合せは，以下によるものとする。 (a) 建物・構築物 イ．重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を組み合わせる。 ロ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ハ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物について，通常時に作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し，通常時に作用している荷重のうち，土圧及び水圧については，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力，弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
161	(b) 機器・配管系 イ．重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備に係る機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ロ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については，通常時に作用している荷重と基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ハ．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系について，通常時に作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
162	(c) 荷重の組合せ上の留意事項 イ．ある荷重の組合せ状態での評価が，その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には，その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。 ロ．地震を要因とする重大事故等に対処する重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力と通常時に作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。 ハ．積雪荷重については，屋外に設置されている施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。 ニ．風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
163	4. 許容限界 基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 4. 許容限界 基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 4. 許容限界 基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとする。	第1回申請と同一					
164	(a)重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備 露出したMOX粉末を取り扱い，さらに火災源を有するグローブボックスはパネルにき裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと。当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保に当たっては，放射性物質（固体）の閉じ込めバウンダリを構成する容器等を保持する設備の破損により，容器等が落下又は転倒しないこと。	定義	基本方針	基本方針 評価方法		V-1-1-4-4　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (a)重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備 露出したMOX粉末を取り扱い，さらに火災源を有するグローブボックスはパネルにき裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと。当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保に当たっては，放射性物質（固体）の閉じ込めバウンダリを構成する容器等を保持する設備の破損により，容器等が落下又は転倒しないこと。	○	基本方針	-		V-1-1-4-1　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (a)重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備 露出したMOX粉末を取り扱い，さらに火災源を有するグローブボックスはパネルにき裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと。当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保に当たっては，放射性物質（固体）の閉じ込めバウンダリを構成する容器等を保持する設備の破損により，容器等が落下又は転倒しないこと。	第1回申請と同一					
165	上記の各機能について，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対し，塑性域に達するひずみが生じた場合であっても，その量がごく小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値を許容限界として確認した上で，それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。	定義	基本方針	基本方針 評価方法		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 上記の各機能について，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対し，塑性域 に達するひずみが生じた場合であっても，その量がごく小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値を許容限界として確認した上で，それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。	○	基本方針	-		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 上記の各機能について，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対し，塑性域 に達するひずみが生じた場合であっても，その量がごく小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値を許容限界として確認した上で，それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。	第1回申請と同一					
166	(b)地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備 地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対し，塑性域に達するひずみが生じた場合であっても，その量がごく小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値を許容限界として確認した上で，それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。	定義	基本方針	基本方針 評価方法		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (b)地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備 地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対し，塑性域に達するひずみが生じた場合であっても，その量がごく小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値を許容限界として確認した上で，それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。	○	基本方針	-		【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (b)地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備 地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対し，塑性域に達するひずみが生じた場合であっても，その量がごく小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値を許容限界として確認した上で，それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。	第1回申請と同一					
167	(c)重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物 重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対し，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみと応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 V-1-1-4-4　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (c)重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物 重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対し，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみと応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 許容限界等に係る具体的な設計方針については，「V-1-1-4-4　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に示す。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 V-1-1-4-1　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 (c)重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物 重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対し，建物・構築物全体としての変形能力 （耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは， 建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 許容限界等に係る具体的な設計方針については，「Ｖ－１－１－４－１　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に示す。	第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
163	4. 許容限界 基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとする。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
164	(a)重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備 露出した配管配線を取り扱い，さらに火災源を有するグローブボックスはパネルにき裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと。当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保に当たっては，放射性物質（固体）の閉じ込めバウンダリを構成する容器等を保持する設備の破損により，容器等が落下又は転倒しないこと。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
165	上記の各機能について，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対し，塑性域に達するひずみが生じた場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値を許容限界として確認した上で，それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
166	(b)地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備 地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力に対し，塑性域に達するひずみが生じた場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力，荷重を制限する値を許容限界として確認した上で，それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。	定義	第1回申請と同一						第1回申請と同一					
167	(c)重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物 重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は，基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対し，建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。	定義	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
168	8.2.7　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 ・敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。 ・津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。 ・したがって，MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 ・敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。 ・津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。 ・したがって，MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	第1回申請と同一
169	(1)　可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一
170	(2)　不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一
171	(3)　落雷，地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一
172	風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一
173	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一
174	津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一
175	したがって，MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
168	8.2.7　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 ・敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。 ・津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。 ・したがって，MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	第3回申請と同一					
169	(1)　可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
170	(2)　不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
171	(3)　落雷，地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
172	風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
173	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
174	津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
175	したがって，MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
176	(4)　早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。 ・消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。 ・消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 ・火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。 ・重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動ができる手順を整備する。 ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。 ・消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。 ・火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。 ・消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。 ・消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 ・火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。 ・重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動ができる手順を整備する。 ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。 ・消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。 ・火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	第1回申請と同一				
177	消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一					
178	消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一					
179	火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一					
180	重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動については保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一					
181	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一					
182	消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一					
183	(5)　火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			○	基本方針	-			第1回申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
176	(4)　早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。 ・消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。 ・消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 ・火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。 ・重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動ができる手順を整備する。 ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。 ・消火設備の現場操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	第3回申請と同一					
177	消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
178	消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
179	火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
180	重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動については保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
181	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
182	消火設備の現場操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					
183	(5)　火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－			第3回申請と同一					

添付２

申請対象設備リスト

（30条：重大事故等対処設備）

申請対象設備リスト
（第30条　重大事故等対処設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
1	加工施設 本体	成形施設	燃料加工建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	燃料加工建屋	建屋・洞道	30条-152 30条-153	—	—	—	—	1	新設	非安重 ※1	—	S※2 /1.2Ss	—	再処理 (MOX主)	※1：一部の工程室は安重 ※2：安重の工程室の範囲
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	30条-153	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	30条-153	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
461	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	30条-153	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	30条-153	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	30条-153	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第30条　重大事故等対処設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	30条-153	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	30条-153	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	30条-153	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	30条-153	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	30条-153	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第30条　重大事故等対処設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	30条-153	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	30条-153	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	30条-153	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	30条-153	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	30条-153	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
480	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	30条-153	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

申請対象設備リスト
（第30条　重大事故等対処設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	30条-153	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
482	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気閉止ダンパ	工程室排気閉止ダンパ	—	30条-153	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/(C)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
483	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
484	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
485	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第30条　重大事故等対処設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
486	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
487	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
488	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
489	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	可搬型ダンパ出口風速計	可搬型ダンパ出口風速計	計装/放管設備 （計測装置）	30条-154	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)①	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	5	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第30条　重大事故等対処設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	30条-153	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	30条-153	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	30条-153	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
493	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第30条　重大事故等対処設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
494	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
495	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
496	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
497	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
498	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	30条-152 30条-153	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第30条　重大事故等対処設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
641	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	火災状況確認用温度計	火災状況確認用温度計	計装/放管設備 （計測装置）	30条-153	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)③	燃料加工建屋	9	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
642	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	火災状況確認用温度表示装置	火災状況確認用温度表示装置	—	30条-153	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	—	常設	—/C	—	—	—
643	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	可搬型グローブボックス温度表示端末	可搬型グローブボックス温度表示端末	—	30条-154	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
644	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	遠隔消火装置	遠隔消火装置	容器	30条-153	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)④	燃料加工建屋	9	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
645	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	遠隔消火装置	主配管（常設）（遠隔消火系）	主配管	30条-153	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)④	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
704	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	ホイールローダ	ホイールローダ	—	30条-134 30条-137	—	—	屋外	7	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	30条-6 30条-103 30条-117 30条-119 30条-120 30条-121 30条-124 30条-125 30条-126 30条-135 30条-136 30条-137 30条-138 30条-139 30条-140 30条-144 30条-145	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-23　各条における申請対象設備

（第 32 条：臨界事故の拡大を防止するための設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1

添付１：別紙２（第32条：臨界事故の拡大を防止するための設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

「第32条　臨界事故の拡大を防止するための設備」において、申請対象設備はない。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に示す。なお、別紙２において基本設計方針に紐づけられる設備はない。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第32条　臨界事故の拡大を防止するための設備」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第32条　臨界事故の拡大を防止するための設備」において、「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する機器はない。

また、「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」においても、該当する機器はない。

添付１

別紙２

（第 32 条：臨界事故の拡大を防止するための設備）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十二条 臨界事故の拡大を防止するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	1. 核燃料物質の臨界防止 1.2　臨界事故の拡大防止に関する設計 MOX燃料加工施設では，臨界事故の発生が想定されないことから，臨界事故の拡大を防止するための設備は設置しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅰ－４　加工施設における臨界事故の拡大防止に関する説明書 1.概要 2.臨界事故の拡大防止の基本方針 3.臨界事故の発生に係る評価	【2.臨界事故の拡大防止の基本方針】 臨界事故の発生が想定されないことから，臨界事故の拡大を防止するための設備は不要である。 【3.臨界事故の発生に係る評価】 外的事象(地震)，内的事象(動的機器の多重故障)を想定しても臨界事故の発生は想定されない。技術的な想定を超えて，関連性が認められない偶発的な事象の一定程度の同時発生を考慮してても臨界事故の発生は想定されない。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ⅰ－４　加工施設における臨界事故の拡大防止に関する説明書 1.概要 2.臨界事故の拡大防止の基本方針 3.臨界事故の発生に係る評価	【2.臨界事故の拡大防止の基本方針】 臨界事故の発生が想定されないことから，臨界事故の拡大を防止するための設備は不要である。 【3.臨界事故の発生に係る評価】 外的事象(地震)，内的事象(動的機器の多重故障)を想定しても臨界事故の発生は想定されない。技術的な想定を超えて，関連性が認められない偶発的な事象の一定程度の同時発生を考慮してても臨界事故の発生は想定されない。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十二条 臨界事故の拡大を防止するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	1．核燃料物質の臨界防止 1．2　臨界事故の拡大防止に関する設計 MOX燃料加工施設では，臨界事故の発生が想定されないことから，臨界事故の拡大を防止するための設備は設置しない。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-24　各条における申請対象設備

（第 33 条：閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第33条：閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）
添付２：申請対象設備リスト（第33条：閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
重大事故時における核燃料物質の外部への放出の遮断機能（ダンパ出口風速の計測含む）	33条-14	・外部放出抑制設備
フィルタによる核燃料物質等の捕集機能	33条-13 33条-42	・外部放出抑制設備 ・代替グローブボックス排気設備
重大事故時におけるグローブボックスの代替の排気機能	33条-43	・代替グローブボックス排気設備
代替火災感知機能	33条-95	・代替火災感知設備
代替消火機能	33条-123	・代替消火設備

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第33条：閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.3　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 露出したMOX粉末を取り扱い，火災源となる潤滑油を有するグローブボックス（以下「重大事故の発生を仮定するグローブボックス」という。）には，重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号 33条1項2号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	【2.1　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備】 ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備として，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成し，各設備に係る基本方針について，説明する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	【2.1　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備】 ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備として，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成し，各設備に係る基本方針について，説明する。
2	MOX燃料加工施設には，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するため，核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し，飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するとともに，核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号 33条1項2号	－	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	【2.1　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備】 ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備として，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成し，各設備に係る基本方針について，説明する。
3	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備は，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成する。	機能要求①	33条1項1号 33条1項2号	－	代替火災感知設備 代替消火設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 工程室放射線計測設備	基本方針			－	－	－	－	－	○	－	外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	－	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	【2.1　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備】 ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備として，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成し，各設備に係る基本方針について，説明する。
4	重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を速やかに確認するとともに，核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を速やかに消火するために必要な重大事故等対処設備として，代替火災感知設備及び代替消火設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.1火災の消火に使用する設備	【2.1.1　火災の消火に使用する設備】 ・火災の消火に使用する設備である代替火災感知設備及び代替消火設備の基本方針について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失し，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内において火災が発生及び継続した場合，火災の影響を受けたMOX粉末がグローブボックス内及びF工程室内の気相中に移行し，グローブボックス排気設備及びF工程室排気設備が外部への放出経路となり得ることから，速やかに放出経路を遮断するために必要な重大事故等対処設備として，外部放出抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備	【2.1.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備】 ・燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備である外部放出抑制設備に係る基本方針について，説明する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備	【2.1.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備】 ・燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備である外部放出抑制設備に係る基本方針について，説明する。
6	核燃料物質等の回収については，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に実施するものとし，回収作業時のMOX粉末の舞い上がりを考慮してサイクロン集塵機等の設備は用いず，ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから，核燃料物質等を回収するために必要な重大事故等対処設備は設けない。ただし，回収作業に着手する判断として，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な重大事故等対処設備として，工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.3　核燃料物質等の回収に使用する設備	【2.1.3　核燃料物質等の回収に使用する設備】 【2.1.3 (1) 工程室放射線計測設備】 ・工程室放射線計測設備に係る基本方針について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	核燃料物質等を閉じ込める機能の回復は，核燃料物質等の回収の一環として，設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため，可搬型排風機付フィルタユニット等をグローブボックス排気設備に接続し，工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保する。これらの可搬型排風機付フィルタユニット等により工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な重大事故等対処設備として，代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項2号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備	【2.1.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備】 ・閉じ込める機能の回復に使用する設備である代替グローブボックス排気設備に係る基本方針について，説明する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備	【2.1.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備】 ・閉じ込める機能の回復に使用する設備である代替グローブボックス排気設備に係る基本方針について，説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.3　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 露出したMOX粉末を取り扱い，火災源となる潤滑油を有するグローブボックス（以下「重大事故の発生を仮定するグローブボックス」という。）には，重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
2	MOX燃料加工施設には，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するため，核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し，飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するとともに，核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
3	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備は，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成する。	機能要求①	○	外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備	代替火災感知設備 代替消火設備 外部放出抑制設備 代替グローブボックス排気設備 工程室放射線計測設備	-	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	【2.1　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備】 ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備として，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備及び代替グローブボックス排気設備で構成し，各設備に係る基本方針について，説明する。	-	-	-	-	-	-
4	重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認した場合，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を速やかに確認するとともに，核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を速やかに消火するために必要な重大事故等対処設備として，代替火災感知設備及び代替消火設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.1火災の消火に使用する設備	【2.1.1　火災の消火に使用する設備】 ・火災の消火に使用する設備である代替火災感知設備及び代替消火設備の基本方針について，説明する。	-	-	-	-	-	-
5	重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失し，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内において火災が発生及び継続した場合，火災の影響を受けたMOX粉末がグローブボックス内及びF工程室内の気相中に移行し，グローブボックス排気設備及びF工程室排気設備が外部への放出経路となり得ることから，速やかに放出経路を遮断するために必要な重大事故等対処設備として，外部放出抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
6	核燃料物質等の回収については，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に実施するものとし，回収作業時のMOX粉末の舞い上がりを考慮してサイクロン集塵機等の設備は用いず，ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから，核燃料物質等を回収するために必要な重大事故等対処設備は設けない。ただし，回収作業に着手する判断として，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な重大事故等対処設備として，工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 2.1.3　核燃料物質等の回収に使用する設備	【2.1.3　核燃料物質等の回収に使用する設備】 【2.1.3 (1) 工程室放射線計測設備】 ・工程室放射線計測設備に係る基本方針について，説明する。	-	-	-	-	-	-
7	核燃料物質等を閉じ込める機能の回復は，核燃料物質等の回収の一環として，設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため，可搬型排風機付フィルタユニット等をグローブボックス排気設備に接続し，工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保する。これらの可搬型排風機付フィルタユニット等により工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な重大事故等対処設備として，代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	第2章　個別項目 5.　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1　放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1　気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.2　重大事故等対処設備 (1)　外部放出抑制設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において，グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで，火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が，外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として，外部放出抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	Ⅴ-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針	【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法，運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ⅴ-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備	【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法，運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲
9	外部放出抑制設備は，グローブボックス排気設備のダクト，グローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排気設備の工程室排気ダクト，工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ，工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備		－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
10	また，設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部，グローブボックス給気フィルタの一部，グローブボックス排気フィルタの一部，グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部，工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故の発生を仮定するグローブボックスから外部へのMOX粉末の放出経路を遮断する設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	Ⅴ-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備	【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法，運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ⅴ-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備	【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法，運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲
11	外部放出抑制設備は，重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には，放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	33条1項1号	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－		
12	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は，放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下１階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	33条1項1号	－		設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－		
13	上記のダンパの閉止が完了するまでの間，火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は，火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから，これを抑制するため，グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	33条1項1号	－		設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 【機能要求②】 グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット	＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜フィルタ＞ ・効率		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	第2章　個別項目 5.　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1　放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1　気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.2　重大事故等対処設備 (1)　外部放出抑制設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において，グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで，火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が，外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として，外部放出抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
9	外部放出抑制設備は，グローブボックス排気設備のダクト，グローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排気設備の工程室排気ダクト，工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ，工程室排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。	冒頭宣言							-	-	-	-	-	-
10	また，設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部，グローブボックス給気フィルタの一部，グローブボックス排気フィルタの一部，グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部，工程室排気フィルタユニット及び工程室排風機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故の発生を仮定するグローブボックスから外部へのMOX粉末の放出経路を遮断する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
11	外部放出抑制設備は，重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には，放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-			-	-	-	-	-	-
12	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は，放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下１階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-			-	-	-	-	-	-
13	上記のダンパの閉止が完了するまでの間，火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は，火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから，これを抑制するため，グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率			-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	また，上記のダンパの閉止によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し，ダクト内の風速を計測できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	33条1項1号	－		設計方針（系統構成）	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備	【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法，運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－		
15	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－		
16	可搬型ダンパ出口風速計は，乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	重大事故の発生を仮定するグローブボックスは，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において，グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	33条1項1号	－	予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（装置構造）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については，中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下１階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで，多重性を確保した設計とする。	機能要求①	－	30条2項	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
19	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	30条3項6号	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，グローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	30条1項6号	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	また，上記のダンパの閉止によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し，ダクト内の風速を計測できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	-	【機能要求②】 可搬型ダンパ出口風速計	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲	Ⅴ-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備	【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・外部放出抑制設備の系統構成 ・手動ダンパ等の操作方法，運用 ・グローブボックスの漏えい率 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲	-	-	-	-	-	-
15	グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-
16	可搬型ダンパ出口風速計は，乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-			-	-	-	-	-	-
17	重大事故の発生を仮定するグローブボックスは，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において，グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率			-	-	-	-	-	-
18	外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については，中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下１階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで，多重性を確保した設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
20	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，グローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	30条1項6号	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口のダクト内風速を確認するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め，十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	30条1項1号	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・外部放出抑制設備の個数の根拠及び可搬型ダンパ出口風速計の計測範囲について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	外部放出抑制設備は，グローブボックス排気設備，工程室排気設備に対して，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	－	30条1項1号	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・外部放出抑制設備の個数の根拠について，設定根拠に関する説明書にて説明する。
24	外部放出抑制設備は，耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。
25	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備，可搬型ダンパ出口風速計は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。
26	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
22	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口のダクト内風速を確認するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め，十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・外部放出抑制設備の個数の根拠及び可搬型ダンパ出口風速計の計測範囲について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
23	外部放出抑制設備は，グローブボックス排気設備，工程室排気設備に対して，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・可搬型ダンパ出口風速計の計測範囲について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
24	外部放出抑制設備は，耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-
25	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備，可搬型ダンパ出口風速計は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第２回申請と同一						-	-	-	-	-	-
26	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	運用要求	－	30条1項2号	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。
29	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
30	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また，重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	－	30条1項2号	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水、火災、内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水、火災、内部発生飛散物からの防護方針を説明する。
32	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	－	30条1項7号	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
33	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計とするとともに，高性能エアフィルタにより MOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	－	30条3項3号	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
28	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	運用要求	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
29	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
30	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
31	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また，重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計とするとともに，高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は，常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項3号	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） 可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA）	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。
35	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） 工程室排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
36	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排風機入口手動ダンパ 工程室排風機入口手動ダンパ グローブボックス排気閉止ダンパ 工程室排気閉止ダンパ	－		
37	外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス給気フィルタ グローブボックス排気フィルタ グローブボックス排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット	－		
38	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，模擬入力による機能，性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替えが可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	可搬型ダンパ出口風速計	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	(2) 代替グローブボックス排気設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等の回収の一環として，グローブボックス排気設備の排気機能を回復し，工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで，工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備として，代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項2号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.4 閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1 代替グローブボックス排気設備	【3.4.1 代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率
40	代替グローブボックス排気設備は，グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト，グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ，可搬型排風機付フィルタユニット，可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	33条1項2号	－	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は，常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	-	-
35	外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
36	外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパ，工程室排風機入口手動ダンパ，グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認によりダンパの固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気フィルタユニット及び工程室排気フィルタユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，模擬入力による機能，性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダンパ出口風速計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
39	(2) 代替グローブボックス排気設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等の回収の一環として，グローブボックス排気設備の排気機能を回復し，工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保することで，工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する重大事故等対処設備として，代替グローブボックス排気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
40	代替グローブボックス排気設備は，グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト，グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ，可搬型排風機付フィルタユニット，可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	また，設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部，グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け，工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保する設計とする。	冒頭宣言	33条1項2号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1　代替グローブボックス排気設備	【3.4.1　代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1　代替グローブボックス排気設備	【3.4.1　代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率
42	代替グローブボックス排気設備は，核燃料物質等の回収の一環として，設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため，可搬型排風機付フィルタユニット，可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し，可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後，可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで，工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに，可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計４段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	33条1項2号	－	グローブボックス排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針（系統構成）	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1　代替グローブボックス排気設備	【3.4.1　代替グローブボックス排気設備】 代替グローブボックス排気設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替グローブボックス排気設備の系統構成 ・フィルタの捕集効率	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜フィルタ＞ ・効率		
43	代替グローブボックス排気設備は，設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで，グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため，グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。	機能要求① 機能要求②	33条1項2号	－		設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜フィルタ＞ ・効率	3.施設の詳細設計方針 3.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1　代替グローブボックス排気設備	
44	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは，代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動する設計とする。	機能要求①	33条1項2号	－		設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	30条3項6号	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は，グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	30条1項6号	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
47	屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	－	30条1項6号	施設共通　基本設計方針	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	また，設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部，グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックスを常設重大事故等対処設備として位置付け，工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保する設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
42	代替グローブボックス排気設備は，核燃料物質等の回収の一環として，設計基準対象の施設であるグローブボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため，可搬型排風機付フィルタユニット，可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し，可搬型ダクト及びグローブボックス排気設備を接続した後，可搬型排風機付フィルタユニットを運転することで，工程室からグローブボックス排気経路への気流を確保するとともに，可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計４段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率 ＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜フィルタ＞ ・効率	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.4　閉じ込める機能の回復に使用する設備 3.4.1　代替グローブボックス排気設備	【3.4.1　代替グローブボックス排気設備】 　代替グローブボックス排気設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替グローブボックスの系統構成 ・フィルタの捕集効率	-	-	-	-	-	-
43	代替グローブボックス排気設備は，設計基準対象の施設のグローブボックス排気設備の排気機能を回復することで，グローブボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため，グローブボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率 ＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜フィルタ＞ ・効率 ＜ファン＞ ・容量 ・原動機			-	-	-	-	-	-
44	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは，代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット	-			-	-	-	-	-	-
45	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によってグローブボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，グローブボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合はグローブボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3　共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
46	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は，グローブボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4　悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
47	屋外に保管する代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4　悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	30条1項6号	可搬型排風機付フィルタユニット	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは，MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ，可搬型ダクトを介して，外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め，十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	30条1項1号	可搬型排風機付フィルタユニット	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替グローブボックス排気設備の個数の根拠及び可搬型排風機付フィルタユニットの排気風量について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	また，代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め，十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	－	30条1項1号	可搬型フィルタユニット	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	代替グローブボックス排気設備は，グローブボックス排気設備に対して，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求①	－	30条1項1号	グローブボックス排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト（SA） グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	－	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替グローブボックス排気設備の個数の根拠及び可搬型排風機付フィルタユニットの排気風量について，設定根拠に関する説明書にて説明する。
52	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備，可搬型重大事故等対処設備は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7．地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。
53	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） （常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
49	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは，MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ，可搬型ダクトを介して，外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め，十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット	＜ファン＞ ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・効率	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替グローブボックス排気設備の個数の根拠及び可搬型排風機付フィルタユニットの排気風量について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
50	また，代替グローブボックス排気設備の可搬型フィルタユニットの保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め，十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	○	-	可搬型フィルタユニット	-			-	-	-	-	-	-
51	代替グローブボックス排気設備は，グローブボックス排気設備に対して，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス 可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-			-	-	-	-	-	-
									-	-	-	-	-	-
52	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備，可搬型重大事故等対処設備は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7．地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
53	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 施設共通　基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするか，又は風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求 運用要求	－	30条1項2号	可搬型ダクト 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 施設共通　基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
56	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備，可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	運用要求	－	30条1項2号	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
57	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
58	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
60	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンパの操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	－	30条1項7号	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所）） 施設共通　基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト(SA)	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
55	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするか，又は風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	設置要求 運用要求	○	-	可搬型ダクト 施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
56	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備，可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは，降水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	運用要求	第2回申請と同一						-	-	-	-	-	-
57	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
58	代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			-	-	-	-	-	-
59	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			-	-	-	-	-	-
60	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンパの操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	－	30条3項3号	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は，フランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項3号	グローブボックス排気ダクト(SA) 可搬型ダクト	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト(SA)	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。
63	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要なダンパを設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	－	30条1項5号	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト(SA)	－		
64	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	30条3項1号	可搬型ダクト	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス) 予備混合装置グローブボックス 均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト(SA) グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
66	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス給気フィルタ(耐震Sクラス) グローブボックス排気フィルタ(耐震Sクラス)	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の想定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-
62	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は，フランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	-	-
63	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要なダンパを設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-
65	代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	予備混合装置グローブボックス 添加剤混合装置Aグローブボックス 添加剤混合装置Bグローブボックス 回収粉末処置・混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス 造粒装置グローブボックス プレス装置A(プレス部)グローブボックス プレス装置B(プレス部)グローブボックス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
66	代替グローブボックス排気設備のグローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，動作確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	グローブボックス排気ダクト(SA)	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	○	－	グローブボックス排気ダクト(SA)	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
69	(3) 工程室放射線計測設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち，代替消火設備，代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後，工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備として，工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3 核燃料物質等の回収に使用する設備 3.3.1 工程室放射線計測設備	【3.3.1 工程室放射線計測設備】 工程室放射線計測設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・工程室放射線計測設備の構成，運用方針 ・アルファ・ベータ線用サーベイメータの測定原理，計測範囲	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	工程室放射線計測設備は，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	工程室放射線計測設備は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち，代替消火設備，代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に，ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから，当該作業の着手判断として，可搬型ダストサンプラにより，工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し，アルファ・ベータ線用サーベイメータにより，放射性物質の濃度を計測することで，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
72	可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，充電池又は乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	30条3項6号	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	30条1項6号	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，動作確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型排風機付フィルタユニット 可搬型フィルタユニット 可搬型ダクト	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
68	可搬型ダクトを使用した代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの接続口は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	(3) 工程室放射線計測設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち，代替消火設備，代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後，工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することで，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備として，工程室放射線計測設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3 核燃料物質等の回収に使用する設備 3.3.1 工程室放射線計測設備	【3.3.1 工程室放射線計測設備】 工程室放射線計測設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・工程室放射線計測設備の構成，運用方針 ・アルファ・ベータ線用サーベイメータの測定原理，計測範囲	-	-	-	-	-	-
70	工程室放射線計測設備は，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			-	-	-	-	-	-
71	工程室放射線計測設備は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち，代替消火設備，代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認した後に，ウエス等の資機材によりMOX粉末を回収することから，当該作業の着手判断として，可搬型ダストサンプラにより，工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し，アルファ・ベータ線用サーベイメータにより，放射性物質の濃度を計測することで，工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-			-	-	-	-	-	-
72	可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，充電池又は乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-			-	-	-	-	-	-
73	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
74	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
75	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは，工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	30条1項1号	可搬型ダストサンプラ	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・工程室放射線計測設備の電源容量，個数の根拠及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの計測範囲について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは，工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な計測範囲を有するとともに，十分な容量の充電池又は乾電池を有する設計とする。また，保有数は，必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め，十分な台数を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	－	30条1項1号	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
78	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	－	30条1項2号	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により，当該設備の設置が可能な設計とする。	設置要求	－	30条3項3号	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
75	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは，工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・工程室放射線計測設備の個数の根拠及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの計測範囲について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
76	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは，工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な計測範囲を有するとともに，十分な容量の充電池又は乾電池を有する設計とする。また，保有数は，必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め，十分な台数を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	○	-	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲			-	-	-	-	-	-
77	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
78	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
79	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，湿水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。	運用要求	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，湿水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
80	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
81	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により，当該設備の設置が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
82	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	可搬型ダストサンプラ	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，模擬入力による機能，性能の確認及び校正が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	第2章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.1　火災防護設備 7.1.2　重大事故等対処設備 7.1.2.1　代替火災感知設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで，核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し，消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として，代替火災感知設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　火災の消火に使用する設備 3.1.1 代替火災感知設備	【3.1.1 代替火災感知設備】 代替火災感知設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替火災感知設備の系統構成 ・感知器を設置する火災を想定するグローブボックスの対象 ・感知器の測定原理，計測範囲，設置場所に関する仕様 ・想定される火災規模での感知器の確証試験結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	代替火災感知設備は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍に設置する測温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
87	代替火災感知設備は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し，遠隔消火装置による消火の実施を判断するため，火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより，中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求① 設置要求	33条1項1号	－	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
88	火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は，火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
82	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
83	工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型ダストサンプラ	-			-	-	-	-	-	-
84	工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，模擬入力による機能，性能の確認及び校正が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	-			-	-	-	-	-	-
85	第2章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.1　火災防護設備 7.1.2　重大事故等対処設備 7.1.2.1　代替火災感知設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍の温度を計測することで，核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し，消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として，代替火災感知設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　火災の消火に使用する設備 3.1.1 代替火災感知設備	【3.1.1 代替火災感知設備】 代替火災感知設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替火災感知設備の系統構成 ・感知器を設置する火災を想定するグローブボックスの対象 ・感知器の測定原理，計測範囲，設置場所に関する仕様 ・想定される火災規模での感知器の確証試験結果	-	-	-	-	-	-
86	代替火災感知設備は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍に設置する測温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			-	-	-	-	-	-
87	代替火災感知設備は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し，遠隔消火装置による消火の実施を判断するため，火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより，中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-			-	-	-	-	-	-
88	火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は，火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-			-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	可搬型グローブボックス温度表示端末は，乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
90	火災状況確認用温度表示装置は，充電池を使用する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	火災状況確認用温度表示装置	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
91	代替火災感知設備は，環境条件を考慮することに加え，内蔵する充電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで，非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	－	30条2項	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（共通要因故障に対する考慮等）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
92	また，火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに，静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより，計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで，火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	30条2項	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（共通要因故障に対する考慮等）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
93	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	30条3項6号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	可搬型グローブボックス温度表示端末は，乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	－	可搬型グローブボックス温度表示端末	－			－	－	－	－	－	－
90	火災状況確認用温度表示装置は，光電池を使用する設計とする。	機能要求①	○	－	火災状況確認用温度表示装置	－			－	－	－	－	－	－
91	代替火災感知設備は，環境条件を考慮することに加え，内蔵する充電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで，非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	－	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－
92	また，火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに，静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより，計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで，火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－
93	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	可搬型グローブボックス温度表示端末	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	30条1項6号	火災状況確認用温度計	設計方針（悪影響防止）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる９箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。	機能要求② 設置要求	－	30条1項1号	火災状況確認用温度計	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【Ⅴ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替火災感知設備の電源容量，個数の根拠及び火災状況確認用温度計の計測範囲について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
96	代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は，代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電池を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	30条1項1号	火災状況確認用温度表示装置	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
97	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の乾電池を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	30条1項1号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
98	代替火災感知設備は，火災防護設備のグローブボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求①	－	30条1項1号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
99	代替火災感知設備は，耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を維持できる設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計	-	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
95	代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる９箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できる設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	火災状況確認用温度計	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替火災感知設備の電源容量，個数の根拠及び火災状況確認用温度計の計測範囲について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
96	代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は，代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電池を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	火災状況確認用温度表示装置	-			-	-	-	-	-	-
97	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の乾電池を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-			-	-	-	-	-	-
98	代替火災感知設備は，火災防護設備のグローブボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-			-	-	-	-	-	-
99	代替火災感知設備は，耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を維持できる設計とする。	設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
100	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グローブボックス温度表示端末は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
101	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
102	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
103	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備，可搬型グローブボックス温度表示端末は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	－	30条1項2号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等） 基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
104	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
105	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
106	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また，重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	－	30条1項2号	火災状況確認用温度表示装置 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水，火災，内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
107	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，中央監視室で操作可能な設計とすることにより，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	－	30条3項3号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所）） 設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
100	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グローブボックス温度表示端末は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
101	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
102	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
103	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備，可搬型グローブボックス温度表示端末は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	-	火災状況確認用温度表示装置 可搬型グローブボックス温度表示端末 施設共通　基本設計方針 【機能要求②】 火災状況確認用温度計	＜計測装置＞ ・溢水防護上の配慮が必要な高さ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
104	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
105	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所又は第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
106	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また，重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	○	-	火災状況確認用温度表示装置 施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水，火災，内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
107	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，中央監視室で操作可能な設計とすることにより，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
108	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項3号	火災状況確認用温度計 可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
109	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	30条3項1号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
110	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
111	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	可搬型グローブボックス温度表示端末	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
112	7.1.2.2　代替消火設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで，核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として，代替消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　火災の消火に使用する設備 3.1.2　代替消火設備	【3.1.2　代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方（火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量，オイルパン面積，開放型で必要となる消火剤量の関係等） ・想定される火災規模での消火装置の確証試験結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
113	代替消火設備である遠隔消火装置は，消火ガスボンベ，消火ガス配管，消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また，起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は，殷の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。	冒頭宣言	33条1項1号	－	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
114	代替消火設備の遠隔消火装置は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には，速やかに火災を消火するため，中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し，起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって，消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。	機能要求① 設置要求	33条1項1号	－	遠隔消火装置	設計方針（系統構成）	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　火災の消火に使用する設備 3.1.2　代替消火設備	【3.1.2　代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方（火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量，オイルパン面積，開放型で必要となる消火剤量の関係等） ・想定される火災規模での消火装置の確証試験結果	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
115	中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は，中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し，起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって，消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また，遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は，重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に２重化する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	遠隔消火装置	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
116	代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは，消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで，確実に火災を消火できる設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	遠隔消火装置	設計方針（装置構造）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
117	代替消火設備の遠隔消火装置は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる９箇所に対し，それぞれ消火できるよう設置する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	遠隔消火装置	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
118	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は，所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。	機能要求①	33条1項1号	－	遠隔消火装置	設計方針（系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
108	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 可搬型グローブボックス温度表示端末	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 重大事故等対処設備の操作性について説明する。	-	-	-	-	-	-
109	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性		-	-	-	-	-	-
110	代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	火災状況確認用温度計 火災状況確認用温度表示装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-
111	代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	可搬型グローブボックス温度表示端末	-	2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性		-	-	-	-	-	-
112	7.1.2.2 代替消火設備 MOX燃料加工施設は，核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで，核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備として，代替消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方（火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量，オイルパン面積，開放型で必要となる消火剤量の関係等） ・想定される火災規模での消火装置の確証試験結果	-	-	-	-	-	-
113	代替消火設備である遠隔消火装置は，消火ガスボンベ，消火ガス配管，消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また，起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は，盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			-	-	-	-	-	-
114	代替消火設備の遠隔消火装置は，重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には，速やかに火災を消火するため，中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することで起動用配管内の圧力を開放し，起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって，消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-2-2 加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 火災の消火に使用する設備 3.1.2 代替消火設備	【3.1.2 代替消火設備】 代替消火設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・代替消火設備の系統構成 ・遠隔消火装置の起動方式 ・消火剤量の考え方（火災を想定するグローブボックスに設置される潤滑油量，オイルパン面積，開放型で必要となる消火剤量の関係等） ・想定される火災規模での消火装置の確証試験結果	-	-	-	-	-	-
115	中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は，中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することで起動用配管内の圧力を開放し，起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって，消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また，遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は，重大事故に対処するための機能を発揮することができるよう並列に２重化する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-			-	-	-	-	-	-
116	代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは，消火剤を放出する対象となるオイルパンの全面に対して消火剤を放出できる位置に設置することで，確実に火災を消火できる設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-			-	-	-	-	-	-
117	代替消火設備の遠隔消火装置は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる９箇所に対し，それぞれ消火できるよう設置する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-			-	-	-	-	-	-
118	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は，所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-			-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
119	代替消火設備の遠隔消火装置は，環境条件を考慮することに加え，中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し，消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで，自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。	機能要求①	－	30条2項	遠隔消火装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
120	また，代替消火設備の遠隔消火装置は，電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで，非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	－	30条2項	遠隔消火装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	さらに，代替消火設備の遠隔消火装置は，火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器筐体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで，グローブボックス全体に対して消火剤を放出し意思消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火設備に対して消火方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	－	30条2項	遠隔消火装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
122	代替消火設備の遠隔消火装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	30条1項6号	遠隔消火装置	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
123	代替消火設備の遠隔消火装置は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため，検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに，全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とするとともに，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる９箇所に対してそれぞれ消火できる設計とする。	機能要求② 設置要求	－	30条1項1号	遠隔消火装置	設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替消火設備の個数の根拠及び遠隔消火装置の消火剤量について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
124	代替消火設備の遠隔消火装置は，火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求①	－	30条1項1号	遠隔消火装置	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
119	代替消火設備の遠隔消火装置は，環境条件を考慮することに加え，中央監視室に設置する盤の手動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の手動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し，消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とすることで，自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮（1）常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
120	また，代替消火設備の遠隔消火装置は，電源を必要とせずに起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とすることで，非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮（1）常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
121	さらに，代替消火設備の遠隔消火装置は，火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器筐体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで，グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火設備に対して消火方式の多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮（1）常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
122	代替消火設備の遠隔消火装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-
123	代替消火設備の遠隔消火装置は，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため，検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに，全域放出方式の場合は消防法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とするとともに，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる９箇所に対してそれぞれ消火できる設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	遠隔消火装置	＜容器＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径・厚さ	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・代替消火設備の個数の根拠及び遠隔消火装置の消火剤量について，設定根拠に関する説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-
124	代替消火設備の遠隔消火装置は，火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求①	○	-	遠隔消火装置	-			-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
125	代替消火設備の遠隔消火装置は，耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
126	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
127	代替消火設備の遠隔消火装置は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	30条1項2号	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128	代替消火設備の遠隔消火装置は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	－	30条1項2号	遠隔消火装置 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等） 基本方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件　(1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
129	代替消火設備の遠隔消火装置は，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	30条1項2号	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
130	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また，重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	－	30条1項2号	遠隔消火装置 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件　(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水，火災，内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
125	代替消火設備の遠隔消火装置は，耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで，重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件(1) 環境条件】 重大事故等対処設備の環境温度における健全性を説明する。	-	-	-	-	-	-
126	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の手動操作により起動するための系統及び消火剤を放出する系統に係る設備は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
127	代替消火設備の遠隔消火装置は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
128	代替消火設備の遠隔消火装置は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	-	遠隔消火装置 施設共通　基本設計方針	＜容器＞ ・溢水防護上の配慮が必要な高さ	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件	【2.5 環境条件 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
129	代替消火設備の遠隔消火装置は，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	遠隔消火装置	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-
130	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の手動操作にて起動するために必要な設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また，重大事故等に対処するための機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	○	-	遠隔消火装置 施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水，火災，内部発生飛散物からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	適合条文（社内管理欄）		主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
			自条文	他条文					説明対象	申請対象設備（2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更②）	申請対象設備（1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
131	代替消火設備の遠隔消火装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。	設置要求	－	30条1項7号	遠隔消火装置	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
132	代替消火設備の遠隔消火装置は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
133	代替消火設備の遠隔消火装置は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）		【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
134	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認により２重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	30条1項4号	遠隔消火装置	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
131	代替消火設備の遠隔消火装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。	設置要求	○	－	遠隔消火装置	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5 環境条件　(4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－
132	代替消火設備の遠隔消火装置は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，機能性能確認等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	遠隔消火装置	－			－	－	－	－	－	－
133	代替消火設備の遠隔消火装置は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	遠隔消火装置	－		【2.6 操作性及び試験・検査性(2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－
134	代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認により２重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	遠隔消火装置	－			－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第33条：閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
44	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	一次混合設備	—	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
54	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
56	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
58	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	二次混合設備	—	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
68	加工施設 本体	成形施設	粉末調整工程	スクラップ処理設備	—	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
140	加工施設 本体	成形施設	ペレット加工工程	圧縮成形設備	—	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_圧縮成形設備_3 単体_圧縮成形設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
458	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（工程室排気系）	主配管	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-34 33条-35	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_15	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備の工程室排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
459	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
461	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-18 33条-20 33条-23 33条-24 33条-26 33条-32 33条-35 33条-36	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
462	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-34 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-60 33条-62 33条-63 33条-65 33条-68	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_88	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※ S/— B-1/— C/(C)※ C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備 従：重大事故等対処設備　排気モニタリング設備	—	※外部放出抑制設備のグローブボックス排風機入口手動ダンパから燃料加工建屋境界までを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
463	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65 33条-66	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
464	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65 33条-66	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss S/— B-1/— C/—	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
465	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
467	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-18 33条-20 33条-23 33条-24 33条-26 33条-32 33条-35 33条-36	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
473	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-34 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-60 33条-62 33条-63 33条-65 33条-68	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，5，6，9，31，33，35，37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss S/(S)※	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	※グローブボックス排風機入口手動ダンパからグローブボックス排気閉止ダンパまでの範囲は，基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
474	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65 33条-66	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
475	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65 33条-66	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
476	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
477	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主配管（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-34 33条-35	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_13 系統_工程室排気設備_配管_14	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss C/1.2Ss C/(C)※	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	※工程室排風機入口手動ダンパから工程室排気閉止ダンパまでを基準地震動Ssの1.2倍の地震においても経路が維持できる設計とする。
478	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
479	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-18 33条-20 33条-23 33条-24 33条-26 33条-32 33条-35 33条-36	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
480	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-18 33条-20 33条-23 33条-24 33条-26 33条-32 33条-35 33条-36	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/1.2Ss	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	—
481	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気閉止ダンパ	グローブボックス排気閉止ダンパ	—	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-15 33条-18 33条-20 33条-23 33条-24 33条-26 33条-31 33条-32 33条-35 33条-36	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	S/(S)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。
482	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気閉止ダンパ	工程室排気閉止ダンパ	—	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-15 33条-18 33条-20 33条-23 33条-24 33条-26 33条-31 33条-32 33条-35 33条-36	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	C/(C)※	—	—	※基準地震動Ｓｓの1.2倍の地震力においても，経路が維持できる設計とする。

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
483	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
484	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
485	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
486	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
487	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
488	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
489	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	可搬型ダンパ出口風速計	可搬型ダンパ出口風速計	計装/放管設備 （計測装置）	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-16 33条-19 33条-21 33条-22 33条-23 33条-24 33条-27 33条-33 33条-34 33条-38	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)①	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	5	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
490	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主配管（常設）（代替グローブボックス排気系）	主配管	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-34 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-60 33条-62 33条-63 33条-65 33条-68	系統_グローブボックス排気設備_配管_4，9，31，33，35，37，89	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
491	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65 33条-66	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
492	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-37 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65 33条-66	抽出リスト参照（代替GB排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
493	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	予備混合装置グローブボックス	予備混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_一次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：一次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
494	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	均一化混合装置グローブボックス	均一化混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
495	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	造粒装置グローブボックス	造粒装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_8	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
496	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	添加剤混合装置グローブボックス	添加剤混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_二次混合設備_10 単体_二次混合設備_12	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：二次混合設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
497	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	回収粉末処理･混合装置グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_スクラップ処理設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	1	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：スクラップ処理設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—
498	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	プレス装置(プレス部)グローブボックス	プレス装置(プレス部)グローブボックス	核物質等取扱ボックス	33条-3 33条-11 33条-12 33条-13 33条-14 33条-17 33条-23 33条-24 33条-26 33条-35 33条-42 33条-43 33条-46 33条-51 33条-53 33条-65	単体_圧縮成形設備_1 単体_圧縮成形設備_6	別紙2-3(1)	燃料加工建屋	2	3	新設	安重	常設	S/1.2Ss	主：圧縮成形設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
499	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	可搬型排風機付フィルタユニット	可搬型排風機付フィルタユニット	ファン	33条-3 33条-42 33条-43 33条-44 33条-45 33条-48 33条-49 33条-51 33条-54 33条-61 33条-62 33条-67	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)②	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	3	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
500	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	可搬型フィルタユニット	可搬型フィルタユニット	フィルタ	33条-3 33条-42 33条-43 33条-45 33条-50 33条-51 33条-54 33条-61 33条-62 33条-67	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)②	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	3	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
501	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	代替グローブボックス排気設備	—	—	可搬型ダクト	可搬型ダクト	主配管	33条-3 33条-42 33条-43 33条-45 33条-51 33条-61 33条-62 33条-64 33条-67	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)②	燃料加工建屋 外部保管エリア（屋外）	1式	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
502	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	工程室放射線計測設備	—	—	可搬型ダストサンプラ	可搬型ダストサンプラ	—	33条-3 33条-71 33条-72 33条-73 33条-74 33条-75 33条-78 33条-81 33条-82 33条-83	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
503	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	工程室放射線計測設備	—	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	計装/放管設備 （計測装置）	33条-3 33条-71 33条-72 33条-73 33条-74 33条-76 33条-78 33条-81 33条-82 33条-84	今後実施 （設計中）	別紙2-4(2)③	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
641	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	火災状況確認用温度計	火災状況確認用温度計	計装/放管設備 （計測装置）	33条-3 33条-87 33条-88 33条-91 33条-92 33条-94 33条-95 33条-98 33条-99 33条-101 33条-103 33条-108 33条-110	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)③	燃料加工建屋	9	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
642	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	火災状況確認用温度表示装置	火災状況確認用温度表示装置	—	33条-3 33条-87 33条-88 33条-90 33条-91 33条-92 33条-96 33条-98 33条-99 33条-101 33条-103 33条-106 33条-110	—	—	燃料加工建屋	1	3	新設	—	常設	—/C	—	—	—
643	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替火災感知設備	—	—	可搬型グローブボックス温度表示端末	可搬型グローブボックス温度表示端末	—	33条-3 33条-87 33条-88 33条-89 33条-91 33条-92 33条-93 33条-97 33条-98 33条-99 33条-102 33条-103 33条-107 33条-108 33条-109 33条-111	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	2	3	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
644	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	遠隔消火装置	遠隔消火装置	容器	33条-3 33条-114 33条-115 33条-117 33条-118 33条-119 33条-120 33条-121 33条-122 33条-123 33条-124 33条-125 33条-127 33条-128 33条-129 33条-130 33条-131 33条-132 33条-133 33条-134	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)④	燃料加工建屋	9	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—
645	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	代替消火設備	—	—	遠隔消火装置	主配管（常設）（遠隔消火系）	主配管	33条-3 33条-114 33条-115 33条-116 33条-117 33条-119 33条-120 33条-121 33条-122 33条-123 33条-124 33条-125 33条-127 33条-128 33条-129 33条-132	今後実施 （設計中）	別紙2-4(4)④	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/1.2Ss	—	—	—

申請対象設備リスト
（第33条　閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	33条-28 33条-31 33条-47 33条-55 33条-56 33条-79 33条-103 33条-106 33条-128 33条-130	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-25　各条における申請対象設備

（第 34 条：工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第34条：工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）
添付２：申請対象設備リスト（第34条：工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第34条　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
建屋放水に係る機能	34条-7	・放水設備
航空機墜落火災の消火活動に係る機能	34条-8	・放水設備

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第34条：工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	拡散抑制設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章 共通項目の「3. 自然現象」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求事項」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	重大事故等が発生した場合において，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，放水設備及び抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【1. 概要】 【2. 基本方針】 【2.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・海洋，下線，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	燃料加工建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合，建屋に放水し，放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.1　大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【2.1.1　大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ・燃料加工建屋にて重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合に，建屋に放水し，放射性物質の拡散を抑制するための設備として，放水設備を設けることを説明する。 【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	放水設備は，大型移送ポンプ車(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型放水砲(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型建屋外ホース(再処理施設と共用(以下同じ。))，ホイールローダ(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型放水砲流量計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型放水砲圧力計(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し，放射性物質の拡散を抑制するとともに航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.1　大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【2.1.1　大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【V-2-3系統図，V-2-4配置図，V-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について，構造図にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処では，水供給設備の一部である第１貯水槽，ホース展張車及び運搬車を使用する。 水供給設備の一部である第１貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。 水供給設備の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 水供給設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　7.6　水供給設備」に示す。	機能要求①	第1貯水槽 ホース展張車 運搬車	設計方針(設備構成)	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 【2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 ・放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処に係る水供給設備について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	放水設備は，燃料加工建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合，大型移送ポンプ車から供給する水を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 第1貯水槽	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	拡散抑制設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章 共通項目の「5. 自然現象」，「6. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求事項」に基づく設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
2	重大事故等が発生した場合において，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，放水設備及び抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【1. 概要】 【2. 基本方針】 【2.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・海洋，下線，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備
3	燃料加工建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合，建屋に放水し，放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ・燃料加工建屋にて重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合に，建屋に放水し，放射性物質の拡散を抑制するための設備として，放水設備を設けることを説明する。 【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項
4	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項
5	放水設備は，大型移送ポンプ車(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型放水砲(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型建屋外ホース(再処理施設と共用(以下同じ。))，ホイールローダ(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型放水砲流量計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型放水砲圧力計(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し，放射性物質の拡散を抑制するとともに航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【V-2-3系統図，V-2-4配置図，V-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。
6	放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処では，水供給設備の一部である第１貯水槽，ホース展張車及び運搬車を使用する。 水供給設備の一部である第１貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。 水供給設備の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 水供給設備については，「Ⅰ Ⅰ-1 第2章 7.6 水供給設備」に示す。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 ホース展張車 運搬車	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 【2.1 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 ・放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処に係る水供給設備について説明する。
7	放水設備は，燃料加工建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合，大型移送ポンプ車から供給する水を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	放水設備は，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合，大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤（2m3）を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで，放水による消火活動を行い，航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 第1貯水槽	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	放水設備は，移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 第1貯水槽	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	放水設備の可搬型放水砲は，放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	基本方針		【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	放水系統には，放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し，放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器	【2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の対処を実施するため，放水砲圧力と放水砲流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理，計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理，計測範囲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	放水設備の可搬型放水砲流量計は，乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲流量計	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器	【3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理，計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理，計測範囲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	建物への放水については，臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	放水設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針　（2）共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	放水設備は，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合，大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤（2m3）を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで，放水による消火活動を行い，航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機 <主配管> 外径・厚さ	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について
9	放水設備は，移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 第1貯水槽	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項
10	放水設備の可搬型放水砲は，放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲	-		
11	放水系統には，放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し，放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器	【2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 　大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の対処を実施するため，放水砲圧力と放水砲流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理，計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理，計測範囲
12	放水設備の可搬型放水砲流量計は，乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲流量計	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器	【3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理，計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理，計測範囲
13	建物への放水については，臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・建屋への放水に係る考慮事項。 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項
14	放水設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	再処理施設と共用する放水設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲流量計，可搬型放水砲圧力計の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 [3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備] 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な可搬型建屋外ホースの必要数を適合性説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針　(2) 可搬型重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	放水設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2　健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2　健全性確保のための設計方針　(1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2　健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備が竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2　健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲流量計，可搬型放水砲圧力計の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 [3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備] 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な可搬型建屋外ホースの必要数を適合性説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の放水を可能にするため，放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。 放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な台数を有する設計とするとともに，大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は，燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は，必要な台数を有する設計とするとともに，大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	再処理施設と共用する放水設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型放水砲流量計，可搬型放水砲圧力計の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な可搬型建屋外ホースの必要数を適合性説明書にて説明する。
16	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針　(2) 可搬型重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。
17	放水設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。
18	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。
19	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型放水砲流量計，可搬型放水砲圧力計の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な可搬型建屋外ホースの必要数を適合性説明書にて説明する。
20	放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の放水を可能にするため，放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	<ポンプ> 容量		
21	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。 放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機		
22	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な台数を有する設計とするとともに，大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-		
23	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は，燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型放水砲	<主配管> 外径・厚さ		【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型放水砲流量計，可搬型放水砲圧力計の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 ・可搬型放水砲流量計，可搬型放水砲圧力計の計測範囲を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な可搬型建屋外ホースの必要数を適合性説明書にて説明する。
24	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型放水砲	<主配管> 外径・厚さ		
25	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は，必要な台数を有する設計とするとともに，大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は，放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲流量計	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は，放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップ含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲圧力計	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	再処理施設と共用する放水設備のホイールローダは，可搬型放水砲を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として3台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは，風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない場所で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型建屋外ホース	-		
27	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は，放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型放水砲流量計	〈計測装置〉 検出器の種類 計測範囲		
28	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は，放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップ含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型放水砲圧力計	〈計測装置〉 検出器の種類 計測範囲		
29	再処理施設と共用する放水設備のホイールローダは，可搬型放水砲を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として3台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	ホイールローダ	-		
30	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	〈ポンプ〉 主要材料 〈主配管〉 主要材料	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4)汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
31	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
32	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは，風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-		
33	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-		
34	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において思定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
35	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
36	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，思定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
37	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2.6 操作性及び試験・検査性(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	放水設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	放水設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	放水設備の可搬型放水砲は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	燃料加工建屋において重大事故等が発生し，大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ・燃料加工建屋において重大事故等が発生し，大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために設備として，抑制設備を設けることを説明する。 【3.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 〇海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置するMOX燃料加工施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	抑制設備は，可搬型汚濁水拡散防止フェンス(再処理施設と共用(以下同じ。))，放射性物質吸着材(再処理施設と共用(以下同じ。))，小型船舶(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型中型移送ポンプ運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))及び運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	放射性物質の流出を抑制するための対処では，水供給設備の一部であるホース展張車を使用する。 水供給設備の一部であるホース展張車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 水供給設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　7.6　水供給設備」に示す。	機能要求①	ホース展張車	設計方針(設備構成)	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	【2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる水供給設備について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	抑制設備は，燃料加工建屋において重大事故等が発生し，MOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【3.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 〇海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置するMOX燃料加工施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46	抑制設備は，海洋への放射性物質の流出を抑制するために，可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駮沼（2箇所）へ設置して，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は，運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材 小型船舶	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	尾駮沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	放水設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
39	放水設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-		
40	放水設備の可搬型放水砲は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲	-		
41	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-		
42	燃料加工建屋において重大事故等が発生し，大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.2 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.1.2 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ・燃料加工建屋において重大事故等が発生し，大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために設備として，抑制設備を設けることを説明する。 【3.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置するMOX燃料加工施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所
43	抑制設備は，可搬型汚濁水拡散防止フェンス（再処理施設と共用（以下同じ。）），放射性物質吸着材（再処理施設と共用（以下同じ。）），小型船舶（再処理施設と共用（以下同じ。）），可搬型中型移送ポンプ運搬車（再処理施設と共用（以下同じ。））及び運搬車（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成し，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	-		
44	放射性物質の流出を抑制するための対処では，水供給設備の一部であるホース展張車を使用する。 水供給設備の一部であるホース展張車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 水供給設備については「Ⅰ　I-1　第2章　7.6　水供給設備」に示す。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	ホース展張車	-	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	【2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対処に用いる水供給設備について説明する。
45	抑制設備は，燃料加工建屋において重大事故等が発生し，MOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	-	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【3.1.2海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置するMOX燃料加工施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所
46	抑制設備は，海洋への放射性物質の流出を抑制するために，可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駮沼（2箇所）へ設置して，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	-		
47	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は，運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	放射性物質吸着材 小型船舶	-		
48	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-		
49	尾駮沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
50	抑制設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51	再処理施設と共用する抑制設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶は，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針　(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2　健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため，設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(河川、湖沼等への放射性物質の流出の抑制)に必要な小型船舶，運搬車，可搬型中型移送ポンプ運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 [3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備] 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材の必要数を適合性説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，必要数として，雨水集水桝5箇所の設置場所に計10本高さ約0.50m，幅約11.0m（4本），高さ約0.50m，幅約5.3m（2本），高さ約0.73m，幅約4.2m（2本），高さ約0.63m，幅約8.4m（2本）及び尾駮沼2箇所の設置場所に計106本（高さ約4.0m，幅約20.0m）の合計116本を確保する設計とする。また，予備として116本を確保する設計とし，保有数として計232本を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は，MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して，排水路に設置するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57	放射性物質吸着材は，必要数として，雨水集水桝5箇所に計約5,430kgを確保する設計とする。また，予備として，計約5,430kgを確保する設計とし，保有数として計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58	再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は，尾駮沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1艇，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59	再処理施設と共用する抑制設備の運搬車は，可搬型汚濁水防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60	点検保守による待機除外時のバックアップについては，同型設備である「7．6　水供給設備」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型汚濁水防止フェンスを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数としては，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する設計とする。	設置要求	可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
50	抑制設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	-		-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
51	再処理施設と共用する抑制設備は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-		-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	-		
52	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶は，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。
53	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	-		-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。
54	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため，設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制（河川，湖沼等への放射性物質の流出の抑制）に必要な小型船舶，運搬車，可搬型中型移送ポンプ運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 [3.1　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備] 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材の必要数を適合性説明書にて説明する。
55	可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，必要数として，雨水集水桝5箇所の設置場所に計10本(高さ約0.50m，幅約11.0m（4本），高さ約0.50m，幅約5.3m（2本），高さ約0.73m，幅約4.2m（2本），高さ約0.63m，幅約8.4m（2本））及び尾駮沼2箇所の設置場所に計106本（高さ約4.0m，幅約20.0m）の合計116本を確保する設計とする。また，予備として116本を確保する設計とし，保有数として計232本を確保する設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-		
56	再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は，MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を旁路して，排水路に設置するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	放射性物質吸着材	-		
57	放射性物質吸着材は，必要数として，雨水集水桝5箇所に計約5,430kgを確保する設計とする。また，予備として，計約5,430kgを確保する設計とし，保有数として計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	放射性物質吸着材	-		
58	再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は，尾駮沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1艘，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艘の合計3艘以上を確保する設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	小型船舶	-		
59	再処理施設と共用する抑制設備の運搬車は，可搬型汚濁水防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	運搬車	-		
60	点検保守による待機除外時のバックアップについては，同型設備である「7．6　水供給設備」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	運搬車	-		
61	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型汚濁水防止フェンスを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として2台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する設計とする。	設置要求	-		-	-	-	-	○	-	可搬型中型移送ポンプ運搬車	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
62	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は，汽水の影響に対して耐酸性材料を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	抑制設備の小型船舶は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67	抑制設備の小型船舶は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所）） V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，簡便な接続方式に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	抑制設備の小型船舶は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	小型船舶	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
62	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は，汽水の影響に対して耐酸食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
63	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
64	抑制設備の小型船舶は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	小型船舶	-		
65	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
66	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
67	抑制設備の小型船舶は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	小型船舶	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
68	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，簡便な接続方式に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
69	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
70	抑制設備の小型船舶は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	小型船舶	-		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第34条：工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

申請対象設備リスト
（第34条　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
690	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	大型移送ポンプ車	大型移送ポンプ車	ポンプ	34条-5 34条-7 34条-8 34条-9 34条-14 34条-15 34条-16 34条-17 34条-19 34条-20 34条-21 34条-22 34条-30 34条-35 34条-36 34条-37 34条-38 34条-39	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(7)①	屋外	17	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
691	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	可搬型放水砲	可搬型放水砲	主配管	34条-5 34条-7 34条-8 34条-9 34条-10 34条-14 34条-15 34条-16 34条-23 34条-24 34条-25 34条-30 34条-35 34条-36 34条-37 34条-40	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(7)①	屋外	14	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
692	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	ホイールローダ	ホイールローダ	—	34条-5 34条-9 34条-14 34条-15 34条-16 34条-29	—	—	屋外	7	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
693	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	可搬型建屋外ホース	可搬型建屋外ホース	主配管	34条-5 34条-7 34条-8 34条-9 34条-14 34条-15 34条-16 34条-18 34条-26 34条-35 34条-37	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(7)①	外部保管エリア（屋外）	1式	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
694	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	可搬型放水砲流量計	可搬型放水砲流量計	計装/放管設備 （計測装置）	34条-5 34条-11 34条-12 34条-14 34条-15 34条-16 34条-27 34条-33 34条-35 34条-36 34条-37 34条-41	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(7)①	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	21	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
695	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	放水設備	—	—	可搬型放水砲圧力計	可搬型放水砲圧力計	計装/放管設備 （計測装置）	34条-5 34条-11 34条-14 34条-15 34条-16 34条-28 34条-33 34条-35 34条-36 34条-37 34条-41	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(7)①	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	14	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト
（第34条　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
696	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	抑制設備	—	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	—	34条-43 34条-45 34条-46 34条-48 34条-49 34条-50 34条-51 34条-52 34条-54 34条-55 34条-62 34条-66 34条-68 34条-69	—	—	外部保管エリア（屋外）	1式	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
697	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	抑制設備	—	—	放射性物質吸着材	放射性物質吸着材	—	34条-43 34条-45 34条-47 34条-50 34条-51 34条-52 34条-56 34条-57 34条-66 34条-69	—	—	外部保管エリア（屋外）	1式	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
698	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	抑制設備	—	—	小型船舶	小型船舶	—	34条-43 34条-46 34条-47 34条-50 34条-51 34条-52 34条-58 34条-62 34条-64 34条-66 34条-67 34条-70	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
699	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	抑制設備	—	—	運搬車	運搬車	—	34条-43 34条-45 34条-46 34条-50 34条-51 34条-59 34条-60	—	—	屋外	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
700	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	拡散抑制設備	抑制設備	—	—	可搬型中型移送ポンプ運搬車	可搬型中型移送ポンプ運搬車	—	34条-43 34条-50 34条-51 34条-61	—	—	屋外	5	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
703	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第１貯水槽	第1貯水槽	容器	34条-6 34条-7 34条-8 34条-9	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第1保管庫・貯水所	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
707	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	ホース展張車	ホース展張車	—	34条-6 34条-44	—	—	屋外	13	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
708	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	運搬車	運搬車	—	34条-6	—	—	屋外	13	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
939	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	34条-13 34条-18 34条-31 34条-32 34条-53 34条-63	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-26　各条における申請対象設備

（第 35 条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第35条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）
添付２：申請対象設備リスト（第35条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第35条　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
重大事故等への対処に必要となる水の供給に係る機能	35条-11 35条-12 35条-14	・水供給設備

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第35条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十五条 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章 共通項目の「2.地盤」「3.自然現象」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求事項」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて，十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として，水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 重大事故等への対処に必要となる水を供給するために以下の設備を設けることを説明する。 ○第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 ○第１貯水槽へ水を補給するための設備 ・第２貯水槽から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 ・敷地外水源から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 【V-2-3系統図，V-2-4配置図，V-2-5構造図】 ・水供給設備の系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造について，構造図にて説明する	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において，対処に必要となる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	水供給設備は，第１貯水槽(再処理施設と共用(以下同じ。))，第２貯水槽(再処理施設と共用(以下同じ。))，大型移送ポンプ車(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型建屋外ホース(再処理施設と共用(以下同じ。))，ホース展張車(再処理施設と共用(以下同じ。))，運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型貯水槽水位計（ロープ式）(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型貯水槽水位計（電波式）(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型第１貯水槽給水流量計(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し，重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　7.5.1　放水設備」に示す。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針(設備構成)	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備	【3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ・第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため，水供給設備には第１貯水槽及び第２貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 3.施設の詳細設計方針 3.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備	【2.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 ○第１貯水槽を水源とし，重大事故等対処として水を用いる対処について説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の水源 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための設備の水源 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 【3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備構成 ・第１貯水槽の場所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	水供給設備の一部である第1貯水槽は，第１保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上2階の建物とする設計とする。 第1保管庫・貯水所は，1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	第１保管庫・貯水所は，再処理施設と共用する。 第１保管庫・貯水所は，再処理施設と共用する水供給設備の第１貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また，重大事故等対処設備の保管エリアは，MOX燃料加工施設及び再処理施設にて第１保管庫・貯水所に保管が必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第1貯水槽の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ［2.4 悪影響防止］ 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	水供給設備の一部である第2貯水槽は，第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上2階の建物とする設計とする。 第2保管庫・貯水所は，1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	基本方針	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備	【2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 第１貯水槽を水源とした場合に，対処を継続して実施するために第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給する設備を設けることを説明する。 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・第２貯水槽の場所（取水場所など） ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽までのホース敷設ルート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十五条 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	水供給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章 共通項目の「2.地盤」「3.自然現象」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求事項」に基づく設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
2	重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて，十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として，水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 重大事故等への対処に必要となる水を供給するために以下の設備を設けることを説明する。 ○第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 ○第１貯水槽へ水を補給するための設備 ・第２貯水槽から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 ・敷地外水源から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】 ・水供給設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・水供給設備の構造について、構造図にて説明する
3	重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において，対処に必要となる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-		
4	水供給設備は，第１貯水槽(再処理施設と共用(以下同じ。))，第２貯水槽(再処理施設と共用(以下同じ。))，大型移送ポンプ車(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型建屋外ホース(再処理施設と共用(以下同じ。))，ホース展張車(再処理施設と共用(以下同じ。))，運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型貯水槽水位計（ロープ式）(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型貯水槽水位計（電波式）(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型第１貯水槽給水流量計(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し，重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	-		
5	水源からの水の移送ルート及び移送のために用いる設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　7.5.1　放水設備」に示す。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	-	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備	【3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ・第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成
6	重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため，水供給設備には第１貯水槽及び第２貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-		-	第1貯水槽	-	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 3.施設の詳細設計方針 3.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備	【2.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 ○第１貯水槽を水源とし，重大事故等対処として水を用いる対処について説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の水源 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための設備の水源 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 【3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備構成 ・第１貯水槽の場所
7	水供給設備の一部である第1貯水槽は，第１保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第1保管庫・貯水所の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上2階の建物とする設計とする。 第1保管庫・貯水所は，1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	-		
8	第１保管庫・貯水所は，再処理施設と共用する。 第１保管庫・貯水所は，再処理施設と共用する水供給設備の第１貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また，重大事故等対処設備の保管エリアは，MOX燃料加工施設及び再処理施設にて第１保管庫・貯水所に保管が必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第1保管庫・貯水所 第1貯水槽	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第1貯水槽の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ［2.4 悪影響防止］ 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
9	水供給設備の一部である第2貯水槽は，第2保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第2保管庫・貯水所の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上2階の建物とする設計とする。 第2保管庫・貯水所は，1階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	-	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備	【2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 第１貯水槽を水源とした場合に，対処を継続して実施するために第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給する設備を設けることを説明する。 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・第２貯水槽の場所（取水場所など） ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽までのホース敷設ルート

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	第2保管庫・貯水所は，再処理施設と共用する。 第2保管庫・貯水所は，再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また，重大事故等対処設備の保管エリアは，MOX燃料加工施設及び再処理施設にて第2保管庫・貯水所に保管が必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第2貯水槽の容量を設定根拠説明書にて説明する。 （2.4 悪影響防止） 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	重大事故等への対処を継続して行うために，重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため，第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して，第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第１貯水槽 第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	基本方針	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備	【2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 第１貯水槽を水源とした場合に，対処を継続して実施するために第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給する設備を設けることを説明する。 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・第２貯水槽の場所（取水場所など） ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽までのホース敷設ルート	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	重大事故等への対処を継続して行うために，重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため，敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して，第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第１貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	基本方針	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備	3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備 ○敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・取水する敷地外水源の場所（取水場所など） ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・敷地外水源から第１貯水槽までのホース敷設ルート	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため，水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により貯水槽水位が確認できる設計とする。	機能要求②	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式）	基本方針	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器 3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器	【2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備，第１貯水槽へ水を補給するための設備の対処を実施するため，貯水槽の水位及び送水流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 ○重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）の測定原理，計測範囲 ・可搬型貯水槽水位計（電波式）の測定原理，計測範囲，電源供給系統，緊急時対策所への伝送 ・水供給設備に係る計器を使用する考え方 ＜水源の確保＞ ・第１貯水槽及び第２貯水槽の水源の水量を確認するため，水位を計測する。 ＜第１貯水槽へ水を補給＞ ・第２貯水槽又は敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給をするために，第１貯水槽及び第２貯水槽の水位を確認する。 ・第１貯水槽へ水を供給する際の送水流量を確認する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	水の補給時の流量を確認するため，水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し，水の補給時の流量を確認できる設計とする。	機能要求②	可搬型第１貯水槽給水流量計	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	可搬型貯水槽水位計（電波式）の電源は，情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に接続している情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な設計とする。	機能要求①	可搬型貯水槽水位計（電波式）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十五条 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	第2保管庫・貯水所は，再処理施設と共用する。 第2保管庫・貯水所は，再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽を設置できる十分な容量を有する設計とすることで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 また，重大事故等対処設備の保管エリアは，MOX燃料加工施設及び再処理施設にて第2保管庫・貯水所に保管が必要な重大事故等対処設備が十分保管できる容量を有する設計とすることで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第2保管庫・貯水所 第2貯水槽	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第2貯水槽の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ［2.4 悪影響防止］ 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
11	重大事故等への対処を継続して行うために，重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため，第2貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して，第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 第１貯水槽 第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	〈容器〉 容量 〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備	【2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 　第１貯水槽を水源とした場合に，対処を継続して実施するために第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給する設備を設けることを説明する。 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・第２貯水槽の場所（取水場所など） ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽までのホース敷設ルート
12	重大事故等への対処を継続して行うために，重大事故等へ対処する水源である第1貯水槽へ水を補給するため，敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して，第1貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 第１貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	〈容器〉 容量 〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備	3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備 ○敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・取水する敷地外水源の場所（取水場所など） ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・敷地外水源から第１貯水槽までのホース敷設ルート
13	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認するため，水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）により貯水槽水位が確認できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式）	〈計測装置〉 検出器の種類 計測範囲	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器	【2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備，第１貯水槽へ水を補給するための設備の対処を実施するため，貯水槽の水位及び送水流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 ○重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）の測定原理，計測範囲 ・可搬型貯水槽水位計（電波式）の測定原理，計測範囲，電源供給系統，緊急時対策所への伝送 ・水供給設備に係る計器を使用する考え方 ＜水源の確保＞ ・第１貯水槽及び第２貯水槽の水源の水量を確認するため，水位を計測する。 ＜第１貯水槽へ水を補給＞ ・第２貯水槽又は敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給をするために，第１貯水槽及び第２貯水槽の水位を確認する。 ・第１貯水槽へ水を供給する際の送水流量を確認する。
14	水の補給時の流量を確認するため，水の補給系統に水供給設備の可搬型第1貯水槽給水流量計を接続し，水の補給時の流量を確認できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型第１貯水槽給水流量計	〈計測装置〉 検出器の種類 計測範囲		
15	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	-		
16	可搬型貯水槽水位計（電波式）の電源は，情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置に接続している情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型貯水槽水位計（電波式）	-		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十五条 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	水供給設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	再処理施設と共用する水供給設備は，ＭＯＸ燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第1貯水槽，第2貯水槽，大型移送ポンプ車の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な大型移送ポンプ車，可搬型貯水槽水位計（ロープ式，電波式），可搬型第1貯水槽流量計，ホース展張車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【3.1.2 第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な可搬型建屋外ホースの数量について，適合性説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	水供給設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース，可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第１貯水槽給水流量計は，共通要因によって同時のその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	水供給設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	再処理施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は，重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第1貯水槽	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は，大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第2貯水槽	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十五条 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	水供給設備は，再処理施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
18	再処理施設と共用する水供給設備は，ＭＯＸ燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第1貯水槽，第2貯水槽，大型移送ポンプ車の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な大型移送ポンプ車，可搬型貯水槽水位計（ロープ式，電波式），可搬型第1貯水槽流量計，ホース展張車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【3.1.2 第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な可搬型建屋外ホースの数量について，適合性説明書にて説明する。
19	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1基本方針 （2）可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針 （2）可搬型重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する
20	水供給設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース，可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第１貯水槽給水流量計は，共通要因によって同時のその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	-		
21	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （3）重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 （3）重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響について考慮する事項を説明する。
22	水供給設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （1）内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 （1）内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。
23	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （3）重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 （3）重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。
24	再処理施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は，重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 第1貯水槽	<容器> 容量		
25	再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は，大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 第2貯水槽	<容器> 容量		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	再処理施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は，重大事故等への対処に必要となる水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第1貯水槽，第2貯水槽，大型移送ポンプ車の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な大型移送ポンプ車，可搬型貯水槽水位計（ロープ式，電波式），可搬型第1貯水槽流量計，ホース展張車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式），可搬型第１貯水槽流量計の計測範囲を設定根拠説明書にて説明する。 ［2.4 悪影響防止］ 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な可搬型建屋外ホースの数量について、適合性説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	点検保守による待機除外時のバックアップについては，同型設備である「7.5(1)　放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	再処理施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計（ロープ式）は，水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計（電波式）は，水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型貯水槽水位計（電波式）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	再処理施設と共用する可搬型第1貯水槽流量計は，水供給設備の大型移送ポンプ車からの吐出流量を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型第１貯水槽給水流量計	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	再処理施設と共用する水供給設備のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として6台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを7台の合計13台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホース展張車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	再処理施設と共用する水供給設備の運搬車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として6台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを7台の合計13台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（悪影響防止）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求②	第1貯水槽 第2貯水槽	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	水供給設備の大型移送ポンプ車は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	また，大型移送ポンプ車は，ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	再処理施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は，重大事故等への対処に必要となる水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	<ポンプ> 容量	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第1貯水槽，第2貯水槽，大型移送ポンプ車の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な大型移送ポンプ車，可搬型貯水槽水位計（ロープ式，電波式），可搬型第1貯水槽流量計，ホース展張車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式），可搬型第１貯水槽流量計の計測範囲を設定根拠説明書にて説明する。 ［2.4 悪影響防止］ 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【3.1.2 第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な可搬型建屋外ホースの数量について，適合性説明書にて説明する。
27	点検保守による待機除外時のバックアップについては，同型設備である「7.5(1) 放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-		
28	再処理施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型建屋外ホース	-		
29	再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計（ロープ式）は，水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲		
30	再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計（電波式）は，水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型貯水槽水位計（電波式）	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲		
31	再処理施設と共用する可搬型第1貯水槽流量計は，水供給設備の大型移送ポンプ車からの吐出流量を監視するため，重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型第１貯水槽給水流量計	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲		
32	再処理施設と共用する水供給設備のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として6台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを7台の合計13台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	ホース展張車	-		
33	再処理施設と共用する水供給設備の運搬車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として6台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを7台の合計13台以上を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	運搬車	-		
34	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 第1貯水槽 第2貯水槽	<容器> 主要材料	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
35	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。
36	水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37	水供給設備の大型移送ポンプ車は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	<ポンプ> 主要材料	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
38	また，大型移送ポンプ車は，ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十五条 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車，可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	水供給設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース，可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	水供給設備の大型移送ポンプ車は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針　(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第１貯水槽給水流量計は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなおそれの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。	設置要求	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46	水供給設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型第１貯水槽給水流量計	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（電波式）は，コネクタ接続又は簡便な接続方式に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型貯水槽水位計（電波式）				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，水位を定期的に確認することができる設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	第1貯水槽 第2貯水槽	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	水供給設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，負荷確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50	水供給設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第１貯水槽給水流量計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	設計方針（試験・検査性）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十五条 重大事故等への対処に必要な水を供給するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
40	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通　基本設計方針	-		
41	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	-		
42	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車，可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
43	水供給設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース，可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
44	水供給設備の大型移送ポンプ車は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
45	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第１貯水槽給水流量計は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなおそれの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	-		
46	水供給設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型第1貯水槽給水流量計は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型第１貯水槽給水流量計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
47	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（電波式）は，コネクタ接続又は簡便な接続方式に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型貯水槽水位計（電波式）	-		
48	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，水位を定期的に確認することができる設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	第1貯水槽 第2貯水槽	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
49	水供給設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-		
50	水供給設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-		
51	水供給設備の可搬型貯水槽水位計（ロープ式），可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第１貯水槽給水流量計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第１貯水槽給水流量計	-		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第35条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）

申請対象設備リスト
（第35条　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
713	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第1保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所	建屋・洞道	35条-7 35条-8	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)①	—	—	4	新設	—	—	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
714	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第2保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所	建屋・洞道	35条-9 35条-10	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)①	—	—	4	新設	—	—	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
715	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第1貯水槽	第1貯水槽	容器	35条-4 35条-6 35条-7 35条-11 35条-12 35条-17 35条-18 35条-19 35条-21 35条-24 35条-34 35条-36 35条-48	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第1保管庫・貯水所	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
716	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	第2貯水槽	第2貯水槽	容器	35条-4 35条-6 35条-9 35条-11 35条-17 35条-18 35条-19 35条-21 35条-25 35条-34 35条-36 35条-48	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第2保管庫・貯水所	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
717	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	大型移送ポンプ車	大型移送ポンプ車	ポンプ	35条-4 35条-9 35条-11 35条-12 35条-17 35条-18 35条-20 35条-22 35条-26 35条-27 35条-37 35条-38 35条-43 35条-44 35条-46 35条-49 35条-50	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	屋外	8	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
718	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型建屋外ホース	可搬型建屋外ホース	主配管	35条-4 35条-9 35条-11 35条-12 35条-17 35条-18 35条-20 35条-28 35条-43 35条-46	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	外部保管エリア（屋外）	1式	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
719	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	ホース展張車	ホース展張車	—	35条-4 35条-17 35条-18 35条-32	—	—	屋外	13	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
720	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	運搬車	運搬車	—	35条-4 35条-17 35条-18 35条-33	—	—	屋外	13	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
721	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	可搬型貯水槽水位計（ロープ式）	計装/放管設備 （計測装置）	35条-4 35条-13 35条-15 35条-17 35条-18 35条-20 35条-29 35条-41 35条-43 35条-45 35条-51	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	8	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
722	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型貯水槽水位計（電波式）	可搬型貯水槽水位計（電波式）	計装/放管設備 （計測装置）	35条-4 35条-13 35条-16 35条-17 35条-18 35条-20 35条-30 35条-41 35条-43 35条-45 35条-47 35条-51	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	12	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト
（第35条　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
723	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	水供給設備	—	—	—	可搬型第1貯水槽給水流量計	可搬型第1貯水槽給水流量計	計装/放管設備 （計測装置）	35条-4 35条-13 35条-14 35条-15 35条-17 35条-18 35条-20 35条-31 35条-41 35条-43 35条-45 35条-46 35条-51	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(8)②	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	30	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	35条-23 35条-39 35条-40	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-27　各条における申請対象設備

（第 36 条：電源設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第36条：電源設備）
添付２：申請対象設備リスト（第36条：電源設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第36条　電源設備」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第36条：電源設備）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第36条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	7.3所内電源設備 所内電源設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「5．自然現象等」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8．設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	7.3.2　重大事故等対処設備 外部電源系統からの電気の供給が停止し，非常用所内電源設備からの電源が喪失（全交流電源喪失）した場合において重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために代替電源設備を設ける設計とする。	冒頭宣言 設置要求	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	基本方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【2．基本方針】 【2.1　代替電源設備の出力に関する設計方針】 【2.1.1　代替電源設備】	【2.1　代替電源設備の出力に関する設計方針】 【2.1.1　代替電源設備】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対応における電源設備の構成について，説明する。 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	代替電源設備は，燃料加工建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成する設計とする。	冒頭宣言 設置要求	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	代替電源設備は，代替グローブボックス排気設備，代替モニタリング設備，代替通信連絡設備及び情報把握設備に必要な電力を確保できる設計とする。	冒頭宣言 設置要求	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	代替電源設備は，重大事故等への対処に必要となる十分な容量を確保するとともに，必要な期間にわたり給電が可能な設計とする。	機能要求②	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機	設計方針（所内電源設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	なお，重大事故等時において制御建屋可搬型発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))を再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する制御建屋可搬型発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	制御建屋可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針】 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	全交流電源喪失以外の状態において，受電開閉設備等を設置する設計とするとともに，設計基準対象の施設の非常用所内電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線及び燃料加工建屋の460V非常用母線を兼用し，常設重大事故等対処設備として位置付け，外部放出抑制設備，代替消火設備，放射線監視設備，試料分析関係設備，環境管理設備，情報把握収集伝送設備及び所内通信連絡設備に電力を供給する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-3 所内電源設備の健全性に関する説明書 【3．施設の詳細設計】	【3．施設の詳細設計】 内のSAに係る設備の基本方針，構成について ・全交流電源喪失以外の重大事故等対処に係る電源設備の基本方針を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	重大事故等時において受電開閉設備等は再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する受電開閉設備等は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な系統数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	受電開閉設備等	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針】 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機は，共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は使用する建屋近傍の屋外に保管し，対処時はその場で運転し使用することで，非常用発電機に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	燃料加工建屋可搬型発電機	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【3．施設の詳細設計】 【3.1　代替電源設備】	【3．施設の詳細設計】 【3.2　代替電源設備】 【3.2.1　可搬型発電機】 【3.2.2　可搬型分電盤】 【3.2.3　可搬型電源ケーブル】 ○代替電源設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について，系統図，配置図にて示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機は，共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は非常用発電機と異なる場所に保管し，対処時は非常用所内電源設備と異なる系統構成とすることで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	情報連絡用可搬型発電機	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	代替電源設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，共通要因によって非常用所内電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は非常用所内電源設備と異なる場所に保管し，対処時は非常用所内電源設備と異なる系統構成とすることで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】	【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機は，共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を非常用発電機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	燃料加工建屋可搬型発電機	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	「V-2-3　系統図」にて，詳細を記載する。 「V-2-4　配置図」にて，詳細を記載する。 (独立性) ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成 (位置的分散) ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，共通要因によって非常用所内電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を非常用所内電源設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第36条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	7.3所内電源設備 所内電源設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「5．自然現象等」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8．設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
2	7.3.2　重大事故等対処設備 外部電源系統からの電気の供給が停止し，非常用所内電源設備からの電源が喪失（全交流電源喪失）した場合において重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために代替電源設備を設ける設計とする。	冒頭宣言 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【2．基本方針】 【2.1　代替電源設備の出力に関する設計方針】 【2.1.1　代替電源設備】	【2.1　代替電源設備の出力に関する設計方針】 【2.1.1　代替電源設備】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。
3	代替電源設備は，燃料加工建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成する設計とする。	冒頭宣言 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－		
4	代替電源設備は，代替グローブボックス排気設備，代替モニタリング設備，代替通信連絡設備及び情報把握設備に必要な電力を確保できる設計とする。	冒頭宣言 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－		
5	代替電源設備は，重大事故等への対処に必要となる十分な容量を確保するとともに，必要な期間にわたり給電が可能な設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機	＜発電機＞ ・容量 ・燃料		
6	なお，重大事故等時において制御建屋可搬型発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))を再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する制御建屋可搬型発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針】 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
7	全交流電源喪失以外の状態において，受電開閉設備等を設置する設計とするとともに，設計基準対象の施設の非常用所内電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線及び燃料加工建屋の460V非常用母線を兼用し，常設重大事故等対処設備として位置付け，外部放出抑制設備，代替消火設備，放射線監視設備，試料分析関係設備，環境管理設備，情報把握収集伝送設備及び所内通信連絡設備に電力を供給する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-3 所内電源設備の健全性に関する説明書 【3．施設の詳細設計】	【3．施設の詳細設計】 内的SAに係る設備の基本方針，構成について ・全交流電源喪失以外の重大事故等対処に係る電源設備の基本方針を示す。
8	重大事故等時において受電開閉設備等は再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する受電開閉設備等は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な系統数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	受電開閉設備等	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針】 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
9	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機は，共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は使用する建屋近傍の屋外に保管し，対処時はその場で運転し使用することで，非常用発電機に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【3．施設の詳細設計】 【3.1　代替電源設備】 V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性針】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	【3．施設の詳細設計】 【3.2　代替電源設備】 【3.2.1　可搬型発電機】 【3.2.2　可搬型分電盤】 【3.2.3　可搬型電源ケーブル】 ○代替電源設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について，系統図，配置図にて示す。 【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。 「V-2-3　系統図」にて，詳細を記載する。 「V-2-4　配置図」にて，詳細を記載する。 (独立性) ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成 (位置的分散) ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管
10	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機は，共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は非常用発電機と異なる場所に保管し，対処時は非常用所内電源設備と異なる系統構成とすることで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報連絡用可搬型発電機	－		
11	代替電源設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，共通要因によって非常用所内電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は非常用所内電源設備と異なる場所に保管し，対処時は非常用所内電源設備と異なる系統構成とすることで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－		
12	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機は，共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を非常用発電機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機	－		
13	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，共通要因によって非常用所内電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を非常用所内電源設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに，燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	なお，燃料加工建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機は，共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる燃料を使用することで，非常用発電機に対して，多様性を図る設計とする。	機能要求①	燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性針】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】	【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
15	代替電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の電巻による悪影響について考慮する事項を説明する。 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響について考慮する事項を説明する。 「V-2-3　系統図」にて，詳細を記載する。 「V-2-4　配置図」にて，詳細を記載する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
16	屋外に保管する燃料加工建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機は，雷巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
17	受電開閉設備は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	受電開閉設備	設計方針（悪影響防止）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
18	高圧母線は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	高圧母線	設計方針（悪影響防止）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
19	低圧母線は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	低圧母線	設計方針（悪影響防止）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
20	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	燃料加工建屋可搬型発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【2. 基本方針】 【2.1.1　代替電源設備】 V-1-6-1-3 所内電源設備の健全性に関する説明書 V-1-1-3-7-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（所内電源設備）	○個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 ・全交流電源喪失以外の重大事故等対処に係る電源設備の基本方針，系統等を示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
21	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	情報連絡用可搬型発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
22	代替電源設備のうち，再処理施設と共用する制御建屋可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	制御建屋可搬型発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（共用）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
23	代替電源設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，重大事故等に対処するための系統の目的に応じて必要な系統数を配備する設計とする。	機能要求① 設置要求	可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
24	受電開閉設備は，重大事故等に対処するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な系統数を有する設計とする。	機能要求①	受電開閉設備	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
25	高圧母線は，重大事故等に対処するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な系統数を有する設計とする。	機能要求①	高圧母線	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
26	低圧母線は，重大事故等に対処するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な系統数を有する設計とする。	機能要求①	低圧母線	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	なお，燃料加工建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機は，共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる燃料を使用することで，非常用発電機に対して，多様性を図る設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】	【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
15	代替電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の電巻による悪影響について考慮する事項を説明する。 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響について考慮する事項を説明する。 「V-2-3　系統図」にて，詳細を記載する。 「V-2-4　配置図」にて，詳細を記載する。
16	屋外に保管する燃料加工建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
17	受電開閉設備は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	受電開閉設備	－		
18	高圧母線は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	高圧母線	－		
19	低圧母線は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	低圧母線	－		
20	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	燃料加工建屋可搬型発電機	＜発電機＞ ・容量 ・燃料	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【2．基本方針】 【2.1　代替電源設備の出力に関する設計方針】 【2.1.1　代替電源設備】 V-1-6-1-3 所内電源設備の健全性に関する説明書 V-1-1-3-7-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（所内電源設備）	○個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 ・全交流電源喪失以外の重大事故等対処に係る電源設備の基本方針，系統等を示す。
21	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報連絡用可搬型発電機	＜発電機＞ ・容量 ・燃料		
22	代替電源設備のうち，再処理施設と共用する制御建屋可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋可搬型発電機	＜発電機＞ ・容量 ・燃料		
23	代替電源設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，重大事故等に対処するための系統の目的に応じて必要な系統数を配備する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－		
24	受電開閉設備は，重大事故等に対処するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な系統数を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	受電開閉設備	－		
25	高圧母線は，重大事故等に対処するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な系統数を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	高圧母線	－		
26	低圧母線は，重大事故等に対処するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な系統数を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	低圧母線	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第36条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.5 環境条件】 【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 （2）自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 （5）周辺機器等からの悪影響 （6）設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 【2.5.2 健全性確保のための設計方針(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，内部発生飛散物からの防護方針を説明する。 ・可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【2.5.2 健全性確保のための設計方針(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
28	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
29	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
30	代替電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
31	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
32	代替電源設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても，設置に支障がないように，最量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し，当該設備の設置が可能な設計とする。	設置要求	代替電源設備	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
33	受電開閉設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	受電開閉設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
34	受電開閉設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，関連する工程を停止する等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
35	受電開閉設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	受電開閉設備 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
36	高圧母線は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程を停止する等の手順により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	高圧母線	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
37	高圧母線のうち設計基準対象の施設と一部を兼用する設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
38	低圧母線は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程を停止する等の手順により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	低圧母線	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
39	低圧母線のうち設計基準対象の施設と一部を兼用する設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
40	代替電源設備は，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替電源設備	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 （1）操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性　】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
41	受電開閉設備は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。	機能要求①	受電開閉設備	設計方針（操作性の確保）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
42	高圧母線は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。	機能要求①	高圧母線	設計方針（操作性の確保）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
43	低圧母線は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。	機能要求①	低圧母線	設計方針（操作性の確保）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
44	代替電源設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，独立して取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	代替電源設備	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 （2）試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
45	受電開閉設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	受電開閉設備	設計方針（試験・検査性）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
46	高圧母線は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	高圧母線	設計方針（試験・検査性）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
47	低圧母線は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	低圧母線	設計方針（試験・検査性）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
48	7.4補機駆動用燃料補給設備 補機駆動用燃料補給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第36条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.5 環境条件】 【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 （2）自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 （5）周辺機器等からの悪影響 （6）設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。 【2.5.2 健全性確保のための設計方針(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，内部発生飛散物からの防護方針を説明する。 ・可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【2.5.2 健全性確保のための設計方針(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。
28	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報連絡用可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－		
29	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
30	代替電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－		
31	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
32	代替電源設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても，設置に支障がないように，最量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し，当該設備の設置が可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替電源設備	－		
33	受電開閉設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	受電開閉設備	－		
34	受電開閉設備は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，関連する工程を停止する等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－		
35	受電開閉設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	受電開閉設備 施設共通　基本設計方針	－		
36	高圧母線は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程を停止する等の手順により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	高圧母線	－		
37	高圧母線のうち設計基準対象の施設と一部を兼用する設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－		
38	低圧母線は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程を停止する等の手順により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	低圧母線	－		
39	低圧母線のうち設計基準対象の施設と一部を兼用する設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－		
40	代替電源設備は，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替電源設備	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 （1）操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性 】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
41	受電開閉設備は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	受電開閉設備	－		
42	高圧母線は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	高圧母線	－		
43	低圧母線は，通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	低圧母線	－		
44	代替電源設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，独立して取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替電源設備	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 （2）試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
45	受電開閉設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	受電開閉設備	－		
46	高圧母線は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	高圧母線	－		
47	低圧母線は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	低圧母線	－		
48	7.4補機駆動用燃料補給設備 補機駆動用燃料補給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
49	重大事故等時に重大事故等対処設備へ補機駆動用の燃料を補給するための設備として，補機駆動用燃料補給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言 設置要求	軽油貯槽 軽油用タンクローリ	基本方針	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【2．基本方針】 【2.2　代替電源設備の出力に関する設計方針】	【2.1　代替電源設備の出力に関する設計方針】 【2.1.2　補機駆動用燃料補給設備】 ・燃料補給するための設備，基本方針を示す。 ・重大事故等対処における補機駆動用燃料補給設備の構成，燃料の供給先について，説明する。 ・燃料供給に係るタンク等の容器の強度計算について示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	補機駆動用燃料補給設備は，第１軽油貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))，第２軽油貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))（以下「軽油貯槽」という。）及び軽油用タンクローリ(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する設計とする。	冒頭宣言 設置要求	軽油貯槽 軽油用タンクローリ	基本方針													
51	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，常設重大事故等対処設備として設置し，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。 補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，可搬型重大事故等対処設備として配備し，可搬型発電機及び大型移送ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。	冒頭宣言 機能要求①	軽油貯槽 軽油用タンクローリ	設計方針（所内電源設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用の燃料を補給する軽油貯槽及び軽油用タンクローリは，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する軽油貯槽及び軽油用タンクローリは，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量又は台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	軽油貯槽 軽油用タンクローリ	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針】 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，地下の異なる場所に設置することで，非常用発電機の燃料油貯蔵タンクに対して，独立性を有する設計とする。	機能要求①	軽油貯槽	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【3．施設の詳細設計】 【3.3　補機駆動用燃料補給設備】 V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針】 (1) 常設重大事故等対処設備 V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	【3．施設の詳細設計】 【3.2　補機駆動用燃料補給設備】 【3.2.1　軽油貯槽】 ○補機駆動用燃料補給設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について，系統，配置図にて示す。 【2.3.1 基本方針(1) 常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する (独立性) ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置，保管 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成 (位置的分散) ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される場所から100m以上の離隔距離を確保し，保管 「V-2-3　系統図」にて，詳細を記載する。 「V-2-4　配置図」にて，詳細を記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，外部保管エリアの地下に設置することにより，非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。	設置要求	軽油貯槽	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	なお，補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる種類の燃料を貯蔵することで，非常用発電機の燃料油貯蔵タンクに対して多様性を図る設計とする。	機能要求①	軽油貯槽	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針】 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針(1) 常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
49	重大事故等時に重大事故等対処設備～補機駆動用の燃料を補給するための設備として，補機駆動用燃料補給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽 軽油用タンクローリ	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【2．基本方針】 【2.2　代替電源設備の出力に関する設計方針】	【2.1　代替電源設備の出力に関する設計方針】 【2.1.2　補機駆動用燃料補給設備】 ・燃料補給するための設備，基本方針を示す。 ・重大事故等対処における補機駆動用燃料補給設備の構成，燃料の供給先について，説明する。 ・燃料供給に係るタンク等の容器の強度計算について示す。
50	補機駆動用燃料補給設備は，第１軽油貯槽（再処理施設と共用（以下同じ。））、第２軽油貯槽（再処理施設と共用（以下同じ。））（以下「軽油貯槽」という。）及び軽油用タンクローリ（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成する設計とする。	冒頭宣言 設置要求							○	－	軽油貯槽 軽油用タンクローリ	－		
51	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，常設重大事故等対処設備として設置し，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。 補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，可搬型重大事故等対処設備として配備し，可搬型発電機及び大型移送ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。	冒頭宣言 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽 軽油用タンクローリ	－		
52	重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用の燃料を補給する軽油貯槽及び軽油用タンクローリは，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する軽油貯槽及び軽油用タンクローリは，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量又は台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽 軽油用タンクローリ	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針】 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
53	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，地下の異なる場所に設置することで，非常用発電機の燃料油貯蔵タンクに対して，独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【3．施設の詳細設計】 【3.3　補機駆動用燃料補給設備】 V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針】 (1) 常設重大事故等対処設備 V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	【3．施設の詳細設計】 【3.2　補機駆動用燃料補給設備】 【3.2.1　軽油貯槽】 ○補機駆動用燃料補給設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について，系統，配置図にて示す。 【2.3.1 基本方針(1) 常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置，保管 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される場所から100m以上の離隔距離を確保し，保管 「V-2-3　系統図」にて，詳細を記載する。 「V-2-4　配置図」にて，詳細を記載する。
54	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，外部保管エリアの地下に設置することにより，非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽	－		
55	なお，補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる種類の燃料を貯蔵することで，非常用発電機の燃料油貯蔵タンクに対して多様性を図る設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針】 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針(1) 常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，他の設備から独立して単独で使用することで，非常用発電機に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【3．施設の詳細設計】 【3.3　補機駆動用燃料補給設備】 V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針】 （2）可搬型重大事故等対処設備 V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	【3．施設の詳細設計】 【3.2　補機駆動用燃料補給設備】 【3.3.2　軽油用タンクローリ】 ○補機駆動用燃料補給設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について，系統図，配置図にて示す。 【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置，保管 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される場所から100m以上の離隔距離を確保し，保管 「V-2-3　系統図」にて，詳細を記載する。 「V-2-4　配置図」にて，詳細を記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を，非常用発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアの異なる場所に分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	軽油用タンクローリ	設計方針（所内電源設備） 設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	なお，補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，共通要因によって非常用発電機に用いる燃料と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる種類の燃料を運搬することで，非常用発電機に対して多様性を図る設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針】 （2）可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，他の設備から独立して使用可能な設計とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	軽油貯槽	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等）】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
60	補機駆動用燃料補給設備のうち屋外に保管する再処理施設の軽油用タンクローリは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性確保のための設計方針】 （3）重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等）】 ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，他の設備から独立して単独で使用することで，非常用発電機に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	V-1-6-1 所内電源設備に関する説明書 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 【3．施設の詳細設計】 【3.3　補機駆動用燃料補給設備】 V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針】 （2）可搬型重大事故等対処設備 V-2-3　系統図 V-2-4　配置図	【3．施設の詳細設計】 【3.3.2　補機駆動用燃料補給設備】 【3.3.2　軽油用タンクローリ】 ○補機駆動用燃料補給設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について，系統図，配置図にて示す。 【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置，保管 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される場所から100m以上の離隔距離を確保し，保管 「V-2-3　系統図」にて，詳細を記載する。 「V-2-4　配置図」にて，詳細を記載する。
57	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を，非常用発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアの異なる場所に分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－		
58	なお，補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，共通要因によって非常用発電機に用いる燃料と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる種類の燃料を運搬することで，非常用発電機に対して多様性を図る設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.3 共通要因故障に対する考慮】 【2.3.1 基本方針】 （2）可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性の考慮を説明する。
59	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，他の設備から独立して使用可能な設計とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】	【2.4.2 健全性維保のための設計方針(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等）】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響について考慮する事項を説明する。 ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。
60	補機駆動用燃料補給設備のうち屋外に保管する再処理施設の軽油用タンクローリは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	【2.4 悪影響防止】 【2.4.2 健全性維保のための設計方針】 （3）重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第36条　電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	再処理施設と共用する軽油貯槽は，ＭＯＸ燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	軽油貯槽 大型移送ポンプ車（燃料タンク） 可搬型環境モニタリング用発電機（燃料タンク） 可搬型排気モニタリング用発電機（燃料タンク） 可搬型気象観測用発電機（燃料タンク） 環境モニタリング用可搬型発電機（燃料タンク） 燃料加工建屋可搬型発電機（燃料タンク） 情報連絡用可搬型発電機（燃料タンク） 制御建屋可搬型発電機（燃料タンク） 緊急時対策建屋放射線計測設備　可搬型発電機（燃料タンク） 緊急時対策建屋用発電機（燃料タンク） 情報把握計装設備可搬型発電機（燃料タンク）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-3-7-4　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（補機駆動用燃料補給設備）	○個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
62	再処理施設と共用する軽油用タンクローリは，ＭＯＸ燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を保管する設計とする。	機能要求② 設置要求	軽油用タンクローリ 大型移送ポンプ車（燃料タンク） 可搬型環境モニタリング用発電機（燃料タンク） 可搬型排気モニタリング用発電機（燃料タンク） 可搬型気象観測用発電機（燃料タンク） 環境モニタリング用可搬型発電機（燃料タンク） 燃料加工建屋可搬型発電機（燃料タンク） 情報連絡用可搬型発電機（燃料タンク） 制御建屋可搬型発電機（燃料タンク） 緊急時対策建屋放射線計測設備　可搬型発電機（燃料タンク） 緊急時対策建屋用発電機（燃料タンク） 情報把握計装設備可搬型発電機（燃料タンク）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（共用）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
63	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.5 環境条件】 【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 （2）自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 （5）周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 ・可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
64	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。			設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
65	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
66	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
67	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
68	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
69	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
70	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽と軽油用タンクローリとの接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	軽油貯槽	設計方針（操作性の確保）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 （1）操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
71	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の設備に使用することができるよう，より簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（操作性の確保）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	再処理施設と共用する軽油貯槽は，ＭＯＸ燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽 大型移送ポンプ車（燃料タンク） 可搬型環境モニタリング用発電機（燃料タンク） 可搬型排気モニタリング用発電機（燃料タンク） 可搬型気象観測用発電機（燃料タンク） 環境モニタリング用可搬型発電機（燃料タンク） 燃料加工建屋可搬型発電機（燃料タンク） 情報連絡用可搬型発電機（燃料タンク） 制御建屋可搬型発電機（燃料タンク） 緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型発電機（燃料タンク） 緊急時対策建屋用発電機（燃料タンク） 情報把握計装設備可搬型発電機（燃料タンク）	＜容器＞ ・個数 ・容量	Ｖ-1-1-3-7-4　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（補機駆動用燃料補給設備）	○個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。
62	再処理施設と共用する軽油用タンクローリは，ＭＯＸ燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を保管する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ 大型移送ポンプ車（燃料タンク） 可搬型環境モニタリング用発電機（燃料タンク） 可搬型排気モニタリング用発電機（燃料タンク） 可搬型気象観測用発電機（燃料タンク） 環境モニタリング用可搬型発電機（燃料タンク） 燃料加工建屋可搬型発電機（燃料タンク） 情報連絡用可搬型発電機（燃料タンク） 制御建屋可搬型発電機（燃料タンク） 緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型発電機（燃料タンク） 緊急時対策建屋用発電機（燃料タンク） 情報把握計装設備可搬型発電機（燃料タンク）	＜容器＞ ・容量		
63	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ｖ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.5 環境条件】 【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 （2）自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 （5）周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針（2）自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対するに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備（5）周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 ・可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
64	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
65	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－		
66	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
67	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
68	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置又は保管，被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－		
69	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
70	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽と軽油用タンクローリとの接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽	－	Ｖ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 （1）操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1)操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
71	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の設備に使用することができるよう，より簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第36条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観の確認等が可能な設計とする。 また，当該設備を健全に維持するため，独立して保修等が可能な設計とする。	機能要求①	軽油貯槽	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，性能確認等が可能な設計とする。並びに，再処理施設の軽油用タンクローリは，車両として運転状態及び外観の確認が可能な設計とする。 また，当該設備を健全に維持するため，独立して保修等が可能な設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観の確認等が可能な設計とする。 また，当該設備を健全に維持するため，独立して保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油貯槽	－	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性】 【2.6 操作性及び試験・検査性】 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
73	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油用タンクローリは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，性能確認等が可能な設計とする。並びに，再処理施設の軽油用タンクローリは，車両として運転状態及び外観の確認が可能な設計とする。 また，当該設備を健全に維持するため，独立して保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第36条：電源設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
649	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	受電開閉設備	受電開閉設備	—	36条-8 36条-17 36条-24 36条-34 36条-35 36条-41 36条-45	—	—	—	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理 (MOX従)	—
650	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	受電変圧器	受電変圧器	—	36条-8 36条-17 36条-24 36条-34 36条-35 36条-41 36条-45	—	—	—	4	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理 (MOX従)	—
651	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-37 36条-42 36条-46	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	—	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線と兼用
652	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	—	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線及び燃料加工建屋の6.9kV常用母線と兼用
653	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※高圧母線のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線と兼用
654	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	高圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　高圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※高圧母線のうち，燃料加工建屋の6.9kV非常用母線，燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線，燃料加工建屋の6.9kV常用母線並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線以外と兼用
655	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲）	低圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）	—	6条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-39 36条-43 36条-47	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	—	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V非常用母線と兼用
656	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-43 36条-47	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	—	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V運転予備用母線及び燃料加工施設の460V常用母線と兼用
657	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-43 36条-47	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※低圧母線のうち，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線と兼用
658	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設	非常用所内電源設備	—	低圧母線（安全上重要な施設に電気を供給する範囲以外）	低圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　低圧母線 ※	再処理 (MOX従)	※低圧母線のうち，燃料加工施設の460V非常用母線，燃料加工施設の460V運転予備用母線，燃料加工施設の460V常用母線並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線以外と兼用

申請対象設備リスト
（第36条　電源設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
672	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	代替電源設備	—	燃料加工建屋可搬型発電機	燃料加工建屋可搬型発電機	発電機	36条-2 36条-3 36条-4 36条-5 36条-9 36条-12 36条-14 36条-15 36条-16 36条-20 36条-30 36条-32 36条-40 36条-44	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)②	屋外 第2保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
673	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	代替電源設備	—	情報連絡用可搬型発電機	情報連絡用可搬型発電機	発電機	36条-2 36条-3 36条-4 36条-5 36条-10 36条-13 36条-14 36条-15 36条-21 36条-28 36条-30 36条-32 36条-40 36条-44	今後実施 （設計中）	別紙2-4(5)②	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	5	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
674	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	代替電源設備	—	制御建屋可搬型発電機	制御建屋可搬型発電機	発電機	36条-2 36条-3 36条-4 36条-5 36条-6 36条-15 36条-16 36条-22 36条-30 36条-32 36条-40 36条-44	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(5)②	屋外	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
675	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	代替電源設備	—	可搬型分電盤	可搬型分電盤	—	36条-2 36条-3 36条-4 36条-11 36条-15 36条-23 36条-28 36条-30 36条-32 36条-40 36条-44	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	1式	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
676	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	代替電源設備	—	可搬型電源ケーブル	可搬型電源ケーブル	—	36条-2 36条-3 36条-4 36条-11 36条-15 36条-23 36条-28 36条-30 36条-32 36条-40 36条-44	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	1式	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
677	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	受電開閉設備	—	受電開閉設備	受電開閉設備	—	36条-8 36条-17 36条-24 36条-34 36条-35 36条-41 36条-45	—	—	—	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理 (MOX従)	—
678	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	受電開閉設備	—	受電変圧器	受電変圧器	—	36条-8 36条-17 36条-24 36条-34 36条-35 36条-41 36条-45	—	—	—	4	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備 従：重大事故等対処設備　受電開閉設備	再処理 (MOX従)	—
679	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理 (MOX従)	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針紐付け番号	エビデンス紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
680	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
681	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	3系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
682	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
683	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-37 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
684	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	制御建屋の6.9kV非常用母線	制御建屋の6.9kV非常用母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-37 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
685	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	制御建屋の6.9kV運転予備用母線	制御建屋の6.9kV運転予備用母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
686	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-37 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
687	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
688	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線	低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
689	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線	燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）と兼用
690	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV常用母線	燃料加工建屋の6.9kV常用母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-42 36条-46	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲）と兼用
691	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	高圧母線	—	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	燃料加工建屋の6.9kV非常用母線	—	36条-8 36条-18 36条-25 36条-36 36条-37 36条-42 36条-46	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　高圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
692	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	制御建屋の460V非常用母線	制御建屋の460V非常用母線	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-39 36条-43 36条-47	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/S	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処
693	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	制御建屋の460V運転予備用母線	制御建屋の460V運転予備用母線	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-43 36条-47	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
694	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-39 36条-43 36条-47	—	—	再処理施設	2系統	4	新設	非安重	常設	C/(C)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用
695	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線	低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-43 36条-47	—	—	再処理施設	1式	4	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	再処理（MOX従）	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（第1非常用ディーゼル発電機からの電源供給以外の再処理施設と共用する範囲）と兼用
696	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V非常用母線	燃料加工建屋の460V非常用母線	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-39 36条-43 36条-47	—	—	燃料加工建屋	2系統	3	新設	安重	常設	S/(S)	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給に係る範囲）と兼用

申請対象設備リスト
（第36条　電源設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
697	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V運転予備用母線	燃料加工建屋の460V運転予備用母線	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-43 36条-47	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）と兼用
698	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	所内電源設備（電気設備）	重大事故等対処設備	低圧母線	—	燃料加工建屋の460V常用母線	燃料加工建屋の460V常用母線	—	36条-8 36条-19 36条-26 36条-38 36条-43 36条-47	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	—	常設	—/C	主：設計基準対象の施設　非常用所内電源設備※ 従：重大事故等対処設備　低圧母線	—	※非常用所内電源設備のうち，高圧母線（非常用ガスタービン発電機からの電源供給以外の燃料加工施設内の範囲）と兼用
699	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	第1軽油貯槽	第1軽油貯槽	容器	36条-49 36条-50 36条-51 36条-52 36条-53 36条-54 36条-55 36条-59 36条-61 36条-65 36条-70 36条-72	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(6)①	屋外	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
700	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	第2軽油貯槽	第2軽油貯槽	容器	36条-49 36条-50 36条-51 36条-52 36条-53 36条-54 36条-55 36条-59 36条-61 36条-65 36条-70 36条-72	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(6)①	屋外	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
701	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	補機駆動用燃料補給設備	—	—	—	軽油用タンクローリ	軽油用タンクローリ	容器	36条-49 36条-50 36条-51 36条-52 36条-56 36条-57 36条-58 36条-62 36条-68 36条-70 36条-71 36条-73	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(6)①	屋外	9	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	36条-30 36条-34 36条-35 36条-37 36条-39 36条-65 36条-68	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-28　各条における申請対象設備

（第 38 条：緊急時対策所）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 2
５．設計中の設備の検証 2

添付１：別紙２（第38条：緊急時対策所）
添付２：申請対象設備リスト（第38条：緊急時対策所）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第38条　緊急時対策所」において、機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関係する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

系統機能名	基本設計方針	系統にて機能、性能を達成する設備
換気設備による緊急時対策所の居住性確保に係る機能	38条-38	・緊急時対策建屋換気設備
緊急時対策建屋用発電機での発電に係る機能	38条-85 38条-99	・緊急時対策建屋電源設備（燃料供給系統含む）

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙２の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-2「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙2-3「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

５．設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料　別紙2-4「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付１

別紙２

（第38条：緊急時対策所）

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更(2))	申請対象設備 (4項新規(1))	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7.その他の加工施設 7.7　緊急時対策所 緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2．地盤」，「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	7.7.1　緊急時対策所 緊急時対策所は重大事故等を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 基本方針 V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【2. 基本方針】 ・緊急時対策所の設置条件等 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト，資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて，詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	MOX燃料加工施設には重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，緊急時対策所を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設の内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また，重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備（再処理施設と共用（以下同じ。）），緊急時対策建屋換気設備（再処理施設と共用（以下同じ。）），緊急時対策建屋環境測定設備（再処理施設と共用（以下同じ。））及び緊急時対策建屋放射線計測設備（再処理施設と共用（以下同じ。））を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 3.1.3 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部常置圧計，待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設計する設計とする。 【3.1.3 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・・緊急時対策所の緊急時対策建屋の遮蔽設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7.その他の加工施設 7.7　緊急時対策所 緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2．地盤」，「3.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
2	7.7.1　緊急時対策所 緊急時対策所は重大事故等を考慮した設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.基本方針 V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【2.基本方針】 ・緊急時対策所の設置条件等 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト，資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて，詳細を展開する。
3	MOX燃料加工施設には重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，緊急時対策所を設置する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
4	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設の内外の通信連絡を十分な必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また，重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
5	緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備（再処理施設と共用（以下同じ。）），緊急時対策建屋換気設備（再処理施設と共用（以下同じ。）），緊急時対策建屋環境測定設備（再処理施設と共用（以下同じ。））及び緊急時対策建屋放射線計測設備（再処理施設と共用（以下同じ。））を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 3.1.3 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.1.3 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・・緊急時対策所の緊急時対策建屋の遮蔽設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	重大事故等が発生した場合においても MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設け，設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.2.1 通信連絡設備 3.3.2 緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へのデータ伝送設備	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	緊急時対策所にて MOX燃料加工施設の情報を把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	外部電源が喪失した場合に，重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため，緊急時対策建屋電源設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1.6 緊急時対策建屋電源設備	【3.1.6 緊急時対策建屋電源設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋電源設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線，燃料油移送ポンプ及び燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	緊急時対策所は，火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において，火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを条件とし，かつ，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても，緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 評価要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備	基本方針 設計方針（遮蔽設備） 設計方針（建屋換気設備） 評価条件 評価方法	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.5 資機材及び要員の交代等 4.2 大気中への放射性物質の放出量等の評価 (3) 被ばく評価の条件 Ⅲ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等　3.1.1 緊急時対策建屋換気設備　(1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備は，緊急時対策建屋フィルタユニットを経て放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は，再循環できる設計とする。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【4.2 大気中への放射性物質の放出量等の評価】 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「Ⅲ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.2.1 通信連絡設備 3.3.2 緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へのデータ伝送設備	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。
7	緊急時対策所にてMOX燃料加工施設の情報を把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—		
8	外部電源が喪失した場合に，重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため，緊急時対策建屋電源設備（再処理施設と共用(以下同じ。)）を設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1.6 緊急時対策建屋電源設備	【3.1.6 緊急時対策建屋電源設備】 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋電源設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線，燃料油移送ポンプ及び燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。
9	緊急時対策所は，火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において，火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを条件とし，かつ，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても，緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.5 資機材及び要員の交代等 4.2 大気中への放射性物質の放出量等の評価 (3) 被ばく評価の条件 Ⅲ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備は，緊急時対策建屋フィルタユニットを経て放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は，再循環できる設計とする。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【4.2 大気中への放射性物質の放出量等の評価】 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「Ⅲ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	緊急時対策所は，必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。	留意宜言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.基本方針 V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【2.基本方針】 ・緊急時対策所の設置条件等 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト，資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	緊急時対策建屋(再処理施設と共用(以下同じ。))の主要構造は，地上1階（一部地上2階建て），地下1階の建物の設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，基準地震動による地震力に対し，耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 評価要求	緊急時対策建屋 緊急時対策所 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋放射線計測設備 緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針（耐震構造）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について Ⅲ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について】 緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 「Ⅲ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	また，緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう，標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について	【2.基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について】 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	緊急時対策所は，共通要因により再処理施設の中央制御室と同時にその機能を喪失しないよう，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，再処理施設の中央制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (2) 制御室に対して独立性を有する設計について	【2.基本方針】 【2.1 (2) 制御室に対して独立性を有する設計について】 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる出入管理区画を設ける設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 （出入管理区画）	基本方針 対象選定	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.5 資機材及び要員の交代等 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける２つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	また，建屋出入口に設ける2つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 （出入管理区画）	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける２つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	緊急時対策所は，重大事故等対処において再処理施設と共用し，共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。	留意宜言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	緊急時対策所は，必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 基本方針 V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【2. 基本方針】 ・緊急時対策所の設置条件等 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト，資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて，詳細を展開する。
11	緊急時対策建屋(再処理施設と共用(以下同じ。))の主要構造は，地上1階（一部地上2階建て），地下1階の建物の設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—		
12	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，基準地震動による地震力に対し，耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について Ⅲ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2. 基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について】 緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 「Ⅲ-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
13	また，緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう，標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について	【2. 基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について】 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。
14	緊急時対策所は，共通要因により再処理施設の中央制御室と同時にその機能を喪失しないよう，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，再処理施設の中央制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (2) 制御室に対して独立性を有する設計について	【2. 基本方針】 【2.1 (2) 制御室に対して独立性を有する設計について】 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す
15	緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着脱及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる出入管理区画を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 （出入管理区画）	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける２つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着脱及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて，詳細を展開する。
16	また，建屋出入口に設ける2つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 （出入管理区画）	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける２つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着脱及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて，詳細を展開する。
17	緊急時対策所は，重大事故等対処において再処理施設と共用し，共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。	留意宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	緊急時対策所は，想定される重大事故等時において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，重大事故等による工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として，最大360人を収容できる設計とする。また，再処理施設において，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など，約50人の要員がとどまることができる設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 　また，再処理施設において，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など，約50人の要員がとどまることができる設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	7.7.2　緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための非設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求⑤	緊急時対策建屋の遮蔽設備	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	緊急時対策所は，想定される重大事故等時において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，重大事故等による工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として，最大360人を収容できる設計とする。また，再処理施設において，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など，約50人の要員がとどまることができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 　また，再処理施設において，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など，約50人の要員がとどまることができる設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
19	7.7.2　緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	＜遮蔽設備＞ ・厚さ ・主要材料	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋の遮蔽設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な遮蔽機能を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	「V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	7.7.3　緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう居住性を確保するため，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ）） （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁） （対策本部室差圧計） （待機室差圧計） （監視制御盤）	基本方針 対象選定 設計方針（建屋換気設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋送風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等　3.1.1 緊急時対策建屋換気設備　(1) 居住性確保のための換気設備運転　(2) 緊急時対策建屋送風機　(3) 緊急時対策建屋排風機　(4) 緊急時対策建屋フィルタユニット　(5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
21	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
22	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
23	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋の遮蔽設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な遮蔽機能を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.4 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。
24	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	「V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて，詳細を展開する。
25	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
26	7.7.3　緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう居住性を確保するため，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ）） （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁） （対策本部室差圧計） （待機室差圧計） （監視制御盤）	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋送風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット	【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等　3.1.1 緊急時対策建屋換気設備　(1) 居住性確保のための換気設備運転　(2) 緊急時対策建屋送風機　(3) 緊急時対策建屋排風機　(4) 緊急時対策建屋フィルタユニット　(5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求① V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット 4.3 被ばく評価のシナリオ，条件等 (3) 被ばく評価の条件 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	緊急時対策建屋換気設備 （逆風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ））	基本方針 設計方針（建屋換気設備）	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【3.1 居住性の確保】 ・緊急時対策所の居住性を確保する機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等　3.1.1 緊急時対策建屋換気設備　(1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，緊急時対策建屋フィルタユニットによって，放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(4) 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，外気の取り入れを遮断し，緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （逆風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ））（再循環ライン） （対策本部室差圧計） （監視制御盤）	基本方針 設計方針（建屋換気設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	また，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は，緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し，放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	基本方針 設計方針（建屋換気設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	緊急時対策建屋換気設備のうち，緊急時対策建屋加圧ユニットは，軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ，必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	基本方針 設計方針（建屋換気設備） 評価			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	緊急時対策建屋換気設備のうち，対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部室差圧計） （待機室差圧計）	基本方針 設計方針（建屋換気設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込んを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （ダクト・ダンパ）	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット 4.3 被ばく評価のシナリオ，条件等 (3) 被ばく評価の条件 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【3.1 居住性の確保】 ・緊急時対策所の居住性を確保する機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【2. 緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，緊急時対策建屋フィルタユニットによって，放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(4) 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
28	緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，外気の取り入れを遮断し，緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ））（再循環ライン） （対策本部室差圧計） （監視制御盤）	—		
29	また，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は，緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し，放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	—		
30	緊急時対策建屋換気設備のうち，緊急時対策建屋加圧ユニットは，軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ，必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	＜容器＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径，厚さ		
31	緊急時対策建屋換気設備のうち，対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部室差圧計） （待機室差圧計）	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	緊急時対策建屋換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	緊急時対策建屋の換気設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所） V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，再処理施設において，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合，待機室の居住性を確保するため，待機室を正圧化し，待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 評価			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	緊急時対策建屋換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
33	緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—		
34	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	—		
35	緊急時対策建屋換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
36	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。
37	緊急時対策建屋の換気設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所） V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策建屋換気設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3.1.1 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。
38	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット）	＜ファン＞ ・容量 ＜フィルタ＞ ・効率 ・容量	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
39	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，再処理施設において，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合，待機室の居住性を確保するため，待機室を正圧化し，待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	＜容器＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径，厚さ		
40	緊急時対策建屋換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	緊急時対策建屋換気設備は，浸水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 運用要求	緊急時対策建屋換気設備 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （フィルタユニット）	設計方針（試験・検査）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	設計方針（試験・検査）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部室差圧計） （待機室差圧計）	設計方針（試験・検査）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	7.7.4　緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができるよう，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	基本方針 設計方針（環境測定設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.2 緊急時対策建屋環境測定設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.2 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	緊急時対策建屋換気設備は，浸水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 施設共通基本設計方針 【機能要求②】 緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋フィルタユニット 対策本部室差圧計 待機室差圧計	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，浸水及び火災からの防護方針を説明する。
42	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
43	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （フィルタユニット）	—		
44	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	—		
45	緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部室差圧計） （待機室差圧計）	—		
46	7.7.4 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができるよう，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.2 緊急時対策建屋環境測定設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.4 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.2 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-11 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
47	緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲		
48	緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
49	緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
50	緊急時対策建屋環境測定設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	緊急時対策建屋環境測定設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，緊急時対策所の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台を確保する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	緊急時対策建屋環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	緊急時対策建屋環境測定設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	緊急時対策建屋環境測定設備 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	緊急時対策建屋環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋環境測定設備	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	緊急時対策建屋環境測定設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
50	緊急時対策建屋環境測定設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
51	緊急時対策建屋環境測定設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
52	再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，緊急時対策所の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台を確保する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
53	緊急時対策建屋環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。
54	緊急時対策建屋環境測定設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び排水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 施設共通基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
55	緊急時対策建屋環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	官頒宜言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
56	緊急時対策建屋環境測定設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (2) 重大事故等対処設備の設置場所 (3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
57	緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
58	7.7.5　緊急時対策建屋放射線計測設備 重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	基本方針 対象選定	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型ヨウ素，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	可搬型屋内モニタリング設備は，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	可搬型環境モニタリング設備は，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプラ） （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型ヨウ素，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ） （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	また，可搬型環境モニタリング設備は，指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	可搬型環境モニタリング設備のうち，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型発電機）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
58	7.7.5　緊急時対策建屋放射線計測設備 重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
59	可搬型屋内モニタリング設備は，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—		
60	可搬型環境モニタリング設備は，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機で構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—		
61	可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプラ） 【機能要求②】 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ）	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
62	可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） 【機能要求②】 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ） （可搬型発電機）	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
63	また，可搬型環境モニタリング設備は，指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置）	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3.3 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
64	可搬型環境モニタリング設備のうち，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型発電機）	—		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	緊急時対策建屋放射線計測設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋環境モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	緊急時対策建屋放射線計測設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69	緊急時対策建屋放射線計測設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ） 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ダストサンプラ及び可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプラ） 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型発電機）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	緊急時対策建屋放射線計測設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
66	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋環境モニタリング設備」	—		
67	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—		
68	緊急時対策建屋放射線計測設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
69	緊急時対策建屋放射線計測設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
70	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ） 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ）	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
71	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ダストサンプラ及び可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプラ） 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置）	—		
72	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型発電機）	＜発電機＞ ・容量	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
73	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第１保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	緊急時対策建屋放射線計測設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備）） 基本方針	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
76	緊急時対策建屋放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ）	設計方針（試験・検査）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	設計方針（試験・検査）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
73	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第１保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。
74	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。
75	緊急時対策建屋放射線計測設備は，浸水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」 施設共通　基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
76	緊急時対策建屋放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	留頭宜言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
77	緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (2) 重大事故等対処設備の設置場所 (3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
78	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等への対応に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
80	可搬型環境モニタリング設備は，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.放射線管理施設」の監視測定用運搬車で運搬可能な設計とする。	定義	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機への燃料の補給は，第２章　個別事項の「7.4　補機駆動用燃料補給設備」の軽油用タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。	定義	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82	7.7.6　緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，緊急時対策建屋電源設備として，多重性を有する電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 (2) 燃料補給設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能維保するための防護措置を示す。 【(2) 燃料補給設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能維保するための防護措置を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	緊急時対策建屋電源設備の電源設備は，外部電源が喪失し，重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線(再処理施設と共用及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針（電源設備）	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能維保するための防護措置を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	緊急時対策建屋電源設備は，緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針（電源設備）	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能維保するための防護措置を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	また，緊急時対策建屋用発電機は，運転中においても燃料油移送ポンプにより燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ) (燃料油配管・弁)	基本方針 設計方針（電源設備）	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能維保するための防護措置を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	燃料補給の本系統の流路として，燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能維保するための防護措置を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
87	緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は，重大事故等への対処に必要となる燃料を供給できるようにするため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	基本方針 設計方針（電源設備）	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (2) 燃料補給設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(2) 燃料補給設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能維保するための防護措置を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
88	緊急時対策建屋は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために代替電源である緊急時対策建屋電源設備から給電ができる設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針（電源設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.基本方針 (3) 代替電源設備について V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.1 (3) 代替電源設備について】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能維保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
89	緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
80	可搬型環境モニタリング設備は，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6.放射線管理施設」」の監視測定用運搬車で運搬可能な設計とする。	定義	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—
81	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機への燃料の補給は，第２章　個別事項の「7.4　補機駆動用燃料補給設備」の軽油用タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。	定義	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—
82	7.7.6　緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，緊急時対策建屋電源設備として，多重性を有する電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 (2) 燃料補給設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【(2) 燃料補給設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
83	緊急時対策建屋電源設備の電源設備は，外部電源が喪失し，重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線(再処理施設と共用及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
84	緊急時対策建屋電源設備は，緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
85	また，緊急時対策建屋用発電機は，運転中においても燃料油移送ポンプにより燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （燃料油移送ポンプ） （燃料油配管・弁）	＜ポンプ＞ ・揚程 ＜主配管＞ ・外径，厚さ	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
86	燃料補給の本系統の流路として，燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
87	緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は，重大事故等への対処に必要となる燃料を供給できるようにするため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—					V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (2) 燃料補給設備	【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(2) 燃料補給設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
88	緊急時対策建屋は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために代替電源である緊急時対策建屋電源設備から給電ができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 基本方針 (3) 代替電源設備について V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.1 (3) 代替電源設備について】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-11　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
89	緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
90	緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （燃料油移送ポンプ）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
93	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 （重油貯槽）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94	緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
90	緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
91	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	—		
92	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （燃料油移送ポンプ）	—		
93	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 （重油貯槽）	—		
94	緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常時機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常時機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （燃料油移送ポンプ）	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
96	緊急時対策建屋電源設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所） V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置し多重性を有するとともに，独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （緊急時対策建屋用発電機）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
98	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し，多重性を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （燃料油移送ポンプ）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の７日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 （重油貯槽）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	緊急時対策建屋電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 運用要求	緊急時対策建屋電源設備 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
102	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立して外観点検，起動試験及び分解点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ）	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
103	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立してパラメータ確認及び識えい確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 （重油貯槽）	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。
96	緊急時対策建屋電源設備は，再処理施設と共用する。 再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等時に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所） V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 【(1) 電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
97	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置し多重性を有するとともに，独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （緊急時対策建屋用発電機）	＜発電機＞ ・容量	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
98	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し，多重性を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （燃料油移送ポンプ）	＜ポンプ＞ ・容量		
99	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の７日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 （重油貯槽）	＜容器＞ ・容量	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
100	緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。
101	緊急時対策建屋電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び溢水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 施設共通基本設計方針 【機能要求②】 緊急時対策建屋用発電機 燃料油移送ポンプ	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
102	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立して外観点検，起動試験及び分解点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
103	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 （重油貯槽）	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	7.7.7　通信連絡設備 通信連絡設備は，重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	基本方針 設計方針（通信連絡設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-2-3　系統図 通信連絡設備　系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「通信連絡設備　系統図」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
105	また，緊急時対策所においてMOX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針（通信連絡設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書」にて，詳細を展開する。 「通信連絡設備の系統図」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	通信連絡設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に基づくものとする。	定義	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	7.7.7　通信連絡設備 通信連絡設備は，重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-2-3　系統図 通信連絡設備　系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「通信連絡設備　系統図」にて，詳細を展開する。
105	また，緊急時対策所においてMOX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対処設備として設計する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書」にて，詳細を展開する。 「通信連絡設備の系統図」にて，詳細を展開する。
106	通信連絡設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.8　通信連絡設備」に基づくものとする。	定義	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
ー：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第38条：緊急時対策所）

申請対象設備リスト
（第38条　緊急時対策所）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
724	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	—	—	—	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	建屋・洞道	38条-11 38条-12 38条-13 38条-14 38条-15 38条-16 38条-18	—	—	—	—	4	新設	—	—	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
725	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	緊急時対策建屋の遮蔽設備	遮蔽設備	38条-9 38条-12 38条-19 38条-20 38条-21 38条-22 38条-23 38条-24 38条-25	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
726	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋送風機	緊急時対策建屋送風機	ファン	38条-9 38条-12 38条-26 38条-27 38条-28 38条-32 38条-33 38条-34 38条-35 38条-36 38条-37 38条-38 38条-40 38条-41 38条-42	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
727	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋排風機	緊急時対策建屋排風機	ファン	38条-9 38条-12 38条-26 38条-27 38条-28 38条-32 38条-33 38条-34 38条-35 38条-36 38条-37 38条-38 38条-40 38条-41 38条-42	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
728	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋フィルタユニット	緊急時対策建屋フィルタユニット	フィルタ	38条-9 38条-12 38条-26 38条-27 38条-28 38条-32 38条-33 38条-35 38条-37 38条-38 38条-40 38条-41 38条-43	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	6	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
729	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ	主配管	38条-9 38条-12 38条-26 38条-27 38条-28 38条-32 38条-33 38条-35 38条-37 38条-40	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
730	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋加圧ユニット	緊急時対策建屋加圧ユニット	容器	38条-9 38条-12 38条-26 38条-29 38条-30 38条-32 38条-33 38条-35 38条-37 38条-39 38条-40 38条-41 38条-44	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
731	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	主配管	38条-9 38条-12 38条-26 38条-29 38条-30 38条-32 38条-33 38条-35 38条-37 38条-39 38条-40 38条-44	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト
（第38条　緊急時対策所）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
732	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	対策本部室差圧計	対策本部室差圧計	計装/放管設備 （計測装置）	38条-9 38条-12 38条-26 38条-28 38条-31 38条-32 38条-33 38条-35 38条-37 38条-40 38条-41 38条-45	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
733	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	待機室差圧計	待機室差圧計	計装/放管設備 （計測装置）	38条-9 38条-12 38条-26 38条-28 38条-31 38条-32 38条-33 38条-35 38条-37 38条-40 38条-41 38条-45	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
734	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋換気設備	—	—	監視制御盤	監視制御盤	—	38条-12 38条-26 38条-28 38条-32 38条-33 38条-35 38条-37 38条-40 38条-41	—	—	緊急時対策建屋	1	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
735	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	可搬型酸素濃度計	可搬型酸素濃度計	計装/放管設備 （計測装置）	38条-12 38条-46 38条-47 38条-48 38条-49 38条-50 38条-51 38条-52 38条-53 38条-54 38条-55 38条-56 38条-57	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
736	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	可搬型二酸化炭素濃度計	可搬型二酸化炭素濃度計	計装/放管設備 （計測装置）	38条-12 38条-46 38条-47 38条-48 38条-49 38条-50 38条-51 38条-52 38条-53 38条-54 38条-55 38条-56 38条-57	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
737	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	—	—	可搬型窒素酸化物濃度計	可搬型窒素酸化物濃度計	計装/放管設備 （計測装置）	38条-12 38条-46 38条-47 38条-48 38条-49 38条-50 38条-51 38条-52 38条-53 38条-54 38条-55 38条-56 38条-57	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
738	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型屋内モニタリング設備	—	可搬型エリアモニタ	可搬型エリアモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	38条-12 38条-58 38条-61 38条-65 38条-67 38条-68 38条-69 38条-70 38条-73 38条-75 38条-77 38条-78	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
739	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型屋内モニタリング設備	—	可搬型ダストサンプラ	可搬型ダストサンプラ	—	38条-12 38条-58 38条-61 38条-65 38条-67 38条-68 38条-69 38条-71 38条-73 38条-75 38条-77 38条-78	—	—	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト
（第38条　緊急時対策所）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
740	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型屋内モニタリング設備	—	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	計装/放管設備 （計測装置）	38条-12 38条-58 38条-61 38条-65 38条-67 38条-68 38条-69 38条-70 38条-73 38条-75 38条-77 38条-78	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋 第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
741	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型環境モニタリング設備	—	可搬型線量率計	可搬型線量率計	計装/放管設備 （計測装置）	38条-12 38条-58 38条-62 38条-65 38条-66 38条-68 38条-69 38条-70 38条-74 38条-75 38条-77 38条-78	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
742	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型環境モニタリング設備	—	可搬型ダストモニタ	可搬型ダストモニタ	計装/放管設備 （計測装置）	38条-12 38条-58 38条-62 38条-65 38条-66 38条-68 38条-69 38条-70 38条-74 38条-75 38条-77 38条-78	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
743	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型環境モニタリング設備	—	可搬型データ伝送装置	可搬型データ伝送装置	—	38条-12 38条-58 38条-62 38条-63 38条-65 38条-66 38条-68 38条-69 38条-71 38条-74 38条-75 38条-77 38条-79	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
744	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型環境モニタリング設備	—	可搬型発電機	可搬型発電機	発電機	38条-12 38条-58 38条-62 38条-64 38条-65 38条-66 38条-68 38条-69 38条-72 38条-74 38条-75 38条-77 38条-79	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	3	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
745	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	緊急時対策建屋用発電機	緊急時対策建屋用発電機	発電機	38条-12 38条-83 38条-88 38条-90 38条-91 38条-94 38条-96 38条-97 38条-100 38条-101 38条-102	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
746	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線	緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線	—	38条-12 38条-83 38条-88 38条-90 38条-91 38条-94 38条-96 38条-100	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
747	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線	緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線	—	38条-12 38条-83 38条-88 38条-90 38条-91 38条-94 38条-96 38条-100	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト
（第38条　緊急時対策所）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
748	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	燃料油移送ポンプ	燃料油移送ポンプ	ポンプ	38条-12 38条-83 38条-85 38条-88 38条-90 38条-92 38条-94 38条-95 38条-96 38条-98 38条-100 38条-101 38条-102	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	4	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
749	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	電源設備	—	燃料油配管・弁	燃料油配管・弁	主配管	38条-12 38条-83 38条-85 38条-88 38条-90 38条-94 38条-96 38条-100	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
750	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	緊急時対策所	緊急時対策建屋電源設備	燃料補給設備	—	重油貯槽	重油貯槽	容器	38条-12 38条-93 38条-99 38条-103	今後実施 （再処理の作業結果展開）	別紙2-4(9)①	屋外	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
751	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ページング装置	ページング装置	—	38条-104	—	—	燃料加工建屋	3	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
752	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	所内携帯電話	所内携帯電話	—	38条-104	—	—	—	1	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
753	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	専用回線電話	専用回線電話	—	38条-104	—	—	燃料加工建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
754	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	38条-104	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
755	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	環境中継サーバ	環境中継サーバ	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
756	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
757	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
758	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
759	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	一般加入電話	一般加入電話	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	5	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
760	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	一般携帯電話	一般携帯電話	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
761	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	衛星携帯電話	衛星携帯電話	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	20	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
762	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
763	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	通話装置のケーブル	通話装置のケーブル	—	38条-104	—	—	燃料加工建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—
764	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
765	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
766	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	—	38条-104	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
768	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型衛星電話（屋内用）	—	38条-104	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	16	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
769	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	可搬型トランシーバ（屋内用）	可搬型トランシーバ（屋内用）	—	38条-104	—	—	燃料加工建屋 第2保管庫・貯水所	16	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
770	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型衛星電話（屋外用）	—	38条-104	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	54	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
772	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	情報収集装置	情報収集装置	—	38条-105	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
773	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	情報表示装置	情報表示装置	—	38条-105	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
774	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	データ収集装置(燃料加工建屋)	データ収集装置(燃料加工建屋)	—	38条-105	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—
775	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	データ表示装置(燃料加工建屋)	データ表示装置(燃料加工建屋)	—	38条-105	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—

申請対象設備リスト
（第38条　緊急時対策所）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
776	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	情報把握計装設備用屋内伝送系統	情報把握計装設備用屋内伝送系統	—	38条-105	—	—	燃料加工建屋 制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
777	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	建屋間伝送用無線装置	建屋間伝送用無線装置	—	38条-105	—	—	緊急時対策建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 (MOX従)	—
778	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋データ収集装置	制御建屋データ収集装置	—	38条-105	—	—	制御建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
779	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋データ表示装置	制御建屋データ表示装置	—	38条-105	—	—	制御建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
780	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)	制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)	—	38条-105	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
781	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)	制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)	—	38条-105	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
782	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋可搬型情報収集装置	制御建屋可搬型情報収集装置	—	38条-105	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
783	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	—	38条-105	—	—	燃料加工建屋 制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—
784	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置	燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置	—	38条-105	—	—	制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—
785	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋データ収集装置	燃料加工建屋データ収集装置	—	38条-105	—	—	燃料加工建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—
786	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置(電路として使用)	—	38条-105	今後実施 （設計中）	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	—	—	—
787	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備(電路として使用)	—	38条-105	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
788	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋可搬型情報収集装置	燃料加工建屋可搬型情報収集装置	—	38条-105	—	—	燃料加工建屋	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
789	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	38条-105	—	—	第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
790	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	38条-105	—	—	第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
791	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	情報把握計装設備可搬型発電機	情報把握計装設備可搬型発電機	—	38条-105	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	5	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	38条-37 38条-41 38条-50 38条-54 38条-63 38条-75 38条-79 38条-101	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ０

別紙 2-1-29　各条における申請対象設備

（第 39 条：通信連絡を行うために必要な設備）

目　次

１．概要 1
２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け 1
３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証 1
４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証 1

添付１：別紙２（第39条：通信連絡を行うために必要な設備）
添付２：申請対象設備リスト（第39条：通信連絡を行うために必要な設備）

１．概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙２に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

２．基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙２にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

要求種別等を整理した別紙２を添付１に、別紙２の基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付２に示す。

３．系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

設備を構成する機器等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で機能、性能に関係する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

「第39条　通信連絡を行うために必要な設備」において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

４．機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙２で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

「第39条　通信連絡を行うために必要な設備」において、「機器単体で機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

抽出した設備に抜けがないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可基準規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

添付１

別紙２

（第39条：通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7.その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	7.8.2　重大事故等対処施設 重大事故等が発生した場合において，再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために，代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 2.2　通信連絡設備（事業所外） 2.3　情報把握設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	7.8.2.1　通信連絡を行うために必要な設備（事業所内） 7.8.2.1.1　代替通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，通話装置のケーブル，可搬型通話装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型衛星電話（屋内用）(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型トランシーバ（屋内用）(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型衛星電話（屋外用）(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型トランシーバ（屋外用）(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	基本方針	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置（制御装置含む），所内携帯電話（交換機含む），専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡ができる設計及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有できる設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	通話装置のケーブルは，常設重大事故等対処設備として燃料加工建屋内に設置し，可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	可搬型通話装置は，燃料加工建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり，可搬型通話装置の端末を通話装置のケーブルに接続することで，通話装置のケーブルを通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	可搬型通話装置は，燃料加工建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所及び屋外間で連絡を行う際に使用するものであり，衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十九条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7.その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
2	7.8.2　重大事故等対処施設 重大事故等が発生した場合において，再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために，代替通信連絡設備及び情報把握設備を設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 2.2　通信連絡設備（事業所外） 2.3　情報把握設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整
3	7.8.2.1　通信連絡を行うために必要な設備（事業所内） 7.8.2.1.1　代替通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，通話装置のケーブル，可搬型通話装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型衛星電話（屋内用）(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型トランシーバ（屋内用）(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型衛星電話（屋外用）(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型トランシーバ（屋外用）(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する
4	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置（制御装置含む），所内携帯電話（交換機含む），専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡ができる設計及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。
5	通話装置のケーブルは，常設重大事故等対処設備として燃料加工建屋内に設置し，可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。
6	可搬型通話装置は，燃料加工建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり，可搬型通話装置の端末を通話装置のケーブルに接続することで，通話装置のケーブルを通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について
7	可搬型通話装置は，燃料加工建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。
8	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所及び屋外間で連絡を行う際に使用するものであり，衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，ハンドセットを中央監視室，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配備し，屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	可搬型通話装置は，乾電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，充電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	さらに，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	乾電池を用いるものについては７日間以上継続して通話ができる設計とする。また，充電池を用いるものについては，所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで７日間以上継続して通話ができる設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，ハンドセットを中央監視室，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配備し，屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。
10	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。
11	可搬型通話装置は，乾電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電
12	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，充電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】
13	さらに，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
14	乾電池を用いるものについては７日間以上継続して通話ができる設計とする。また，充電池を用いるものについては，所内電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで７日間以上継続して通話ができる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設と共用する。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	再処理施設と共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及びその十分な数量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数・容量）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用 V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.2 重大事故等対処設備　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで，所内連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内電源設備（電源設備）である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋発電機，充電池又は乾電池からの給電により使用することで，電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	また，代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバと同時にその機能が損なわれるおそれがないように，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバと位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として２系統を有する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話及びファクシミリは，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として２回線以上有する設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十九条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
16	再処理施設と共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及びその十分な数量を維保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用 V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。
17	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで，所内連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
18	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内電源設備（電源設備）である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋発電機，充電池又は乾電池からの給電により使用することで，電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
19	また，代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
20	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバと同時にその機能が損なわれるおそれがないように，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，燃料加工建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバと位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
21	代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等）】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
22	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として２系統を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量
23	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話及びファクシミリは，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として２回線以上有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	所内通信連絡設備の環境中継サーバは，計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに，必要な個数として１台を有する設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・環境中継サーバ	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は，必要数として13台，予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として２台，予備として故障時のバックアップを２台の合計４台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として６台，予備として故障時のバックアップを６台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は，必要数として８台，予備として故障時のバックアップを８台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型トランシーバ（屋内用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として９台，予備として故障時のバックアップを９台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	所内通信連絡設備の環境中継サーバは，計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに，必要な個数として１台を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所内通信連絡設備 ・環境中継サーバ	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
25	代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は，必要数として13台，予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
26	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として２台，予備として故障時のバックアップを２台の合計４台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
27	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として６台，予備として故障時のバックアップを６台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
28	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は，必要数として８台，予備として故障時のバックアップを８台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型トランシーバ（屋内用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
29	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として９台，予備として故障時のバックアップを９台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として18台，予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は，必要数として44台，予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	所内通信連絡設備のページング装置，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ，代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として18台，予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
31	代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は，必要数として44台，予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.2　代替信連絡設備 (1)　通話装置のケーブル (2)　可搬型通話装置 (3)　可搬型衛星電話（屋内用） (4)　可搬型トランシーバ（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） (6)　可搬型トランシーバ（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.1.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
32	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
33	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
34	所内通信連絡設備のページング装置，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ，代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
35	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，湿水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，湿水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバは自然現象，人為事象，湿水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，湿水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，湿水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，湿水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・可搬型通話装置	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用）	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	乾電池を用いるものについては，定期的に乾電池を交換する手順を，充電池を用いるものについては，定期的に充電を行う手順を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十九条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，浸水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
37	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバは自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
38	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，内部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
39	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
40	代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・通話装置のケーブル ・可搬型通話装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
41	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器間士の接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
42	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
43	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型トランシーバ（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用） ・可搬型トランシーバ（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
44	乾電池を用いるものについては，定期的に乾電池を交換する手順を，充電池を用いるものについては，定期的に充電を行う手順を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
45	7.8.2.2　通信連絡を行うために必要な設備（事業所外） 重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話(再処理施設と共用(以下同じ。))，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ(再処理施設と共用(以下同じ。))，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	基本方針	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有できる設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	基本方針	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	また，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸは，計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために使用する設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	基本方針	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり，常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（代替通信連絡設備）	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	可搬型衛星電話（屋内用）は，可搬型重大事故等対処設備として，緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（代替通信連絡設備）	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	可搬型衛星電話（屋外用）は，可搬型重大事故等対処設備として，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
45	7.8.2.2　通信連絡を行うために必要な設備（事業所外） 重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話(再処理施設と共用(以下同じ。))，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ(再処理施設と共用(以下同じ。))，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム(再処理施設と共用(以下同じ。))，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
46	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	－	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】
47	また，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸは，計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために使用する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	－	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】
48	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり，常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】
49	可搬型衛星電話（屋内用）は，可搬型重大事故等対処設備として，緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	－	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
50	可搬型衛星電話（屋外用）は，可搬型重大事故等対処設備として，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） Ⅴ-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
						明する。											
51	可搬型衛星電話（屋内用）は，再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり，衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	可搬型衛星電話（屋内用）は，ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設置要求 機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	可搬型衛星電話（屋外用）は，代替電源として充電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
														→電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】
51	可搬型衛星電話（屋内用）は，再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり，衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電
52	可搬型衛星電話（屋内用）は，ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明す
53	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】
54	可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，
55	可搬型衛星電話（屋外用）は，代替電源として充電池で動作可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	また，充電池を用いるものについては，所内電源設備の制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで７日間以上継続して通話ができる設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（代替通信連絡設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設と共用する。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	再処理施設と共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数・容量）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用 V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【3.2.2 重大事故等対処設備　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで，電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
60	また，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内電源設備（電源設備）の一部である制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋発電機又は充電池からの給電により使用することで，電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	また，代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
63	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，共通要因によって所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないように，所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークＩＰ電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る。	設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	また，充電池を用いるものについては，所内電源設備の制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで７日間以上継続して通話ができる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用） V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。
57	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
58	再処理施設と共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用 V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用）	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。
59	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで，電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
60	また，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，共通要因によって所外通信連絡設備のうち一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
61	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内電源設備（電源設備）の一部である制御建屋可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋発電機又は充電池からの給電により使用することで，電源設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
62	また，代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
63	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，共通要因によって所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないように，所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークＩＰ電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所外通信連絡設備の統合原子力ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・可搬型通話装置 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
64	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として２回線以上有する設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸは，計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所に連絡することができる設計とするとともに，必要な個数として１台を有する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	再処理施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ及び統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，同一の端末を使用する設計とするため，再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として１回線以上を有する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として３台，予備として故障時のバックアップを３台の合計６台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
64	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，安全機能を有する施設として使用する場合と同に系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3．2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
65	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として２回線以上有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2．基本方針 2．1　通信連絡設備（事業所内） 3．施設の詳細設計方針 3．2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2．1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3．2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。
66	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸは，計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所に連絡することができる設計とするとともに，必要な個数として１台を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2．基本方針 2．1　通信連絡設備（事業所内） 3．施設の詳細設計方針 3．2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2．1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3．2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
67	再処理施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ及び統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，同一の端末を使用する設計とするため，再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として１回線以上を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2．基本方針 2．1　通信連絡設備（事業所内） 3．施設の詳細設計方針 3．2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2．1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3．2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
68	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として３台，予備として故障時のバックアップを３台の合計６台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2．基本方針 2．1　通信連絡設備（事業所内） 3．施設の詳細設計方針 3．2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2．1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3．2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
69	再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2．基本方針 2．1　通信連絡設備（事業所内） 3．施設の詳細設計方針 3．2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2．1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3．2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
70	再処理施設と共用する代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際，同一の端末を使用する設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
72	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリ並びに代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ 代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
70	再処理施設と共用する代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際，同一の端末を使用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3. 施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.2　代替通信連絡設備 (1)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (2)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (3)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム (4)　可搬型衛星電話（屋内用） (5)　可搬型衛星電話（屋外用）	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・代替通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・代替通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・代替通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【3.2.2　代替通信連絡設備】 ・代替通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
71	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
72	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
73	所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリ並びに代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，外部からの衝撃による損傷を防止できる堅急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ 代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所
74	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる耐御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】
75	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
76	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
77	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損われる場合，代替設備による機能の確保や修理の対応により機能を維持する設計とする。	機能要求① 運用要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
78	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）における機器同士の接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ及び統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ 代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82	7.8.2.3　情報把握設備 MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合，重大事故等に対処するために，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握が必要なパラメータは，収集し伝送するとともに，監視並びに記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータ一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　火災の消火に使用する設備 3.1.1 代替火災感知設備 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備 V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制	【3.1.1 代替火災感知設備】 　代替火災感知設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・感知器の測定原理，計測範囲，設置場所に関する仕様 【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
77	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保や修理の対応により機能を維持する設計とする。	機能要求① 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ 施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策
78	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
79	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）における機器同士の接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1)操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
80	所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ及び統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ 代替通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
81	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋内用） ・可搬型衛星電話（屋外用）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
82	7.8.2.3　情報把握設備 MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合，重大事故等に対処するために，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握が必要なパラメータは，収集し伝送するとともに，監視並びに記録できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
													V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　火災の消火に使用する設備 3.1.1 代替火災感知設備 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備 V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【3.1.1 代替火災感知設備】 代替火災感知設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・感知器の測定原理，計測範囲，設置場所に関する仕様 【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備は，常設重要計器及び可搬型重要計器で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器 3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器	【2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 　大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の対処を実施するため，放水砲圧力と放水砲流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理，計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理，計測範囲 【2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備，第１貯水槽へ水を補給するための設備の対処を実施するため，貯水槽の水位及び送水流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 ○重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）の測定原理，計測範囲 ・可搬型貯水槽水位計（電波式）の測定原理，計測範囲，電源供給系統，緊急時対策所への伝送 ・水供給設備に係る計器を使用する考え方 ＜水源の確保＞ ・第１貯水槽及び第２貯水槽の水源の水量を確認するため，水位を計測する。 ＜第１貯水槽へ水を補給＞ ・第２貯水槽又は敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給をするために，第１貯水槽及び第２貯水槽の水位を確認する。 ・第１貯水槽へ水を供給する際の送水流量を確認する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても，重大事故等に対処するために有効な情報を把握するためのパラメータを監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	MOX燃料加工施設の状態を監視するパラメータのうち，重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは，事業許可規準規則における技術的能力審査規準のうち，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を実施するための手順である，臨界事故の拡大を防止するための手順等，核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等，その他の事故に対処するための手順等，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等，重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等，電源の確保に関する手順等及び有効性評価の監視項目に係る項目に用いるパラメータとする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　火災の消火に使用する設備 3.1.1 代替火災感知設備 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備 V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器	【3.1.1 代替火災感知設備】 　代替火災感知設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・感知器の測定原理，計測範囲，設置場所に関する仕様 【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	抽出パラメータのうち，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視及び記録することが必要なパラメータを主要パラメータとする。	定義	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
87	また，抽出パラメータのうち，電源設備の受電状態，重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。	定義	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
88	主要パラメータのうち，MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器	【2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 　大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備，燃料加工建屋周辺における航空機衝突	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備は，常設重要計器及び可搬型重要計器で構成する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	書 2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器 3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器	分】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の対処を実施するため，放水砲圧力と放水砲流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理，計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理，計測範囲 【2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備，第１貯水槽へ水を補給するための設備の対処を実施するため，貯水槽の水位及び送水流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 ○重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）の測定原理，計測範囲 ・可搬型貯水槽水位計（電波式）の測定原理，計測範囲，電源供給系統，緊急時対策所への伝送
84	重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の電源の喪失その他の故障により重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても，重大事故等に対処するために有効な情報を把握するためのパラメータを監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
85	MOX燃料加工施設の状態を監視するパラメータのうち，重大事故等に対処するために監視及び記録することが必要なパラメータは，事業許可規準規則における技術的能力審査規準のうち，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を実施するための手順である，臨界事故の拡大を防止するための手順等，核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等，その他の事故に対処するための手順等，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等，重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等，電源の確保に関する手順等及び有効性評価の監視項目に係る項目に用いるパラメータとする。	定義	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-2-2　加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1　火災の消火に使用する設備 3.1.1 代替火災感知設備 3.2　燃料加工建屋外への放出経路の遮断に使用する設備 3.2.1　外部放出抑制設備 V-1-5-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備	【3.1.1 代替火災感知設備】 代替火災感知設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・感知器の測定原理，計測範囲，設置場所に関する仕様 【3.2.1　外部放出抑制設備】 外部放出抑制設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型ダンパ出口風速計の測定原理，計測範囲 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。
86	抽出パラメータのうち，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視及び記録することが必要なパラメータを主要パラメータとする。	定義	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】
87	また，抽出パラメータのうち，電源設備の受電状態，重大事故等対処設備の運転状態又はMOX燃料加工施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。	定義	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器	
88	主要パラメータのうち，MOX燃料加工施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。	定義	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	重大事故等が発生した場合は，重要監視パラメータの計測に著手することで，ＭＯＸ燃料加工施設の状態を把握する手段を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器	による航空機燃料火災に対応するための設備の対処を実施するため，放水砲圧力と放水砲流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理，計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理，計測範囲 【2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備，第１貯水槽へ水を補給するための設備の対処を実施するため，貯水槽の水位及び送水流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 ○重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）の測定原理，計測範囲 ・可搬型貯水槽水位計（電波式）の測定原理，計測範囲，電源供給系統，緊急時対策所への伝送 ・水供給設備に係る計器を使用する考え方 ＜水源の確保＞ ・第１貯水槽及び第２貯水槽の水源の水量を確認するため，水位を計測する。 ＜第１貯水槽へ水を補給＞ ・第２貯水槽又は敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給をするために，第１貯水槽及び第２貯水槽の水位を確認する。 ・第１貯水槽へ水を供給する際の送水流量を確認する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
90	主要パラメータを計測する設備のうち，重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とする。	定義	基本方針	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
91	また，重要計器は，重大事故等の発生要因に応じて常設重大事故等対処設備である常設重要計器又は可搬型重大事故等対処設備である可搬型重要計器を使用する設計とする。	定義	基本方針	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
92	重要計器は，MOX燃料加工施設の状態を監視するための計測範囲を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
93	重要監視パラメータは，重大事故等の対処のために計測，監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	基本方針 設計方針（情報把握設備）	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	重大事故等が発生した場合は，重要監視パラメータの計測に着手することで，ＭＯＸ燃料加工施設の状態を把握する手段を有する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	Ⅴ-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器 3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器	図】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【2.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備，燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の対処を実施するため，放水砲圧力と放水砲流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.4　工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理，計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理，計測範囲 【2.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備，第１貯水槽へ水を補給するための設備の対処を実施するため，貯水槽の水位及び送水流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【3.1.3　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器】 ○重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に係る計器の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）の測定原理，計測範囲 ・可搬型貯水槽水位計（電波式）の測定原理，計測範囲，電源供給系統，緊急時対策所への伝送 ・水供給設備に係る計器を使用する考え方 ＜水源の確保＞ ・第１貯水槽及び第２貯水槽の水源の水量を確認するため，水位を計測する。 ＜第１貯水槽へ水を補給＞ ・第２貯水槽又は敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給をするために，第１貯水槽及び第２貯水槽の水位を確認する。 ・第１貯水槽へ水を供給する際の送水流量を確認する。
90	主要パラメータを計測する設備のうち，重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とする。	定義	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
91	また，重要計器は，重大事故等の発生要因に応じて常設重大事故等対処設備である常設重要計器又は可搬型重大事故等対処設備である可搬型重要計器を使用する設計とする。	定義	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
92	重要計器は，MOX燃料加工施設の状態を監視するための計測範囲を有する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－		
93	重要監視パラメータは，重大事故等の対処のために計測，監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	－	Ⅴ-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを緊急時対策所において監視及び記録できるよう，緊急時対策建屋情報把握設備として，情報収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，情報表示装置(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	設計方針（情報把握設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備	【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95	また，緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等に対処するために必要なパラメータを緊急時対策所において監視及び記録できる設計とする。	設置要求	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（情報把握設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備	【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
96	情報収集装置は，火災防護設備の代替火災感知設備，気体廃棄物の廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び可搬型廃棄モニタリング設備，代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し，情報表示装置に表示する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	設計方針（情報把握設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
97	データ収集装置（燃料加工建屋）は，火災防護設備の代替火災感知設備，廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに加工施設における放射性物質の濃度の確認に必要な測定データを収集し，データ表示装置（燃料加工建屋）に表示する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（情報把握設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備	【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
98	情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は緊急時対策建屋電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（情報把握設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備	【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを緊急時対策所において監視及び記録できるよう，緊急時対策建屋情報把握設備として，情報収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，情報表示装置(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備	【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。
95	また，緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等に対処するために必要なパラメータを緊急時対策所において監視及び記録できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備	【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。
96	情報収集装置は，火災防護設備の代替火災感知設備，気体廃棄物の廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備，代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し，情報表示装置に表示する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
97	データ収集装置（燃料加工建屋）は，火災防護設備の代替火災感知設備，廃棄設備の放出防止設備及び水供給設備で計測した重要監視パラメータ並びに加工施設における放射性物質の濃度の確認に必要な測定データを収集し，データ表示装置（燃料加工建屋）に表示する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備	【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量
98	情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は緊急時対策建屋電源設備から給電する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備	【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
99	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを再処理施設の中央制御室において監視及び記録できるよう，制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統(再処理施設と共用(以下同じ。))，建屋間伝送用無線装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，制御建屋データ収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，制御建屋データ表示装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）(再処理施設と共用(以下同じ。))，制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）(再処理施設と共用(以下同じ。))及び制御建屋可搬型情報収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統，燃料加工建屋間伝送用無線装置，燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，グローブボックス温度監視装置（伝送路）　グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）及び情報把握計装設備可搬型発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・グローブボックス温度監視装置（伝送路） ・グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路） ・情報把握計装設備可搬型発電機	基本方針	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
100	制御建屋情報把握設備は，火災防護設備の代替火災感知設備，放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備，代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを表示，監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置 （燃料加工建屋）	設計方針（情報把握設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
101	情報把握収集伝送設備は，火災防護設備の代替火災感知設備，放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに放射線管理施設の排気モニタリング設備，代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の測定データを伝送及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・グローブボックス温度監視装置（伝送路） ・グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路） ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（情報把握設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
102	制御建屋情報把握設備は情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機から，情報把握収集伝送設備は燃料加工建屋可搬型発電機及び情報把握計装設備可搬型発電機から給電する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・グローブボックス温度監視装置（伝送路） ・グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路） ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（情報把握設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
103	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は，収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	機能要求①	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	設計方針（情報把握設備） 設計方針（個数・容量）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
99	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを再処理施設の中央制御室において監視及び記録できるよう，制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統(再処理施設と共用(以下同じ。))，建屋間伝送用無線装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，制御建屋データ収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，制御建屋データ表示装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）(再処理施設と共用(以下同じ。))，制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）(再処理施設と共用(以下同じ。))及び制御建屋可搬型情報収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統，燃料加工建屋間伝送用無線装置，燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(再処理施設と共用(以下同じ。))，グローブボックス温度監視装置（伝送路），グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）及び情報把握計装設備可搬型発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・グローブボックス温度監視装置（伝送路） ・グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路） ・情報把握計装設備可搬型発電機	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
100	制御建屋情報把握設備は，火災防護設備の代替火災感知設備，放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備，代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを表示，監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池
101	情報把握収集伝送設備は，火災防護設備の代替火災感知設備，放出防止設備及び水供給設備の重要監視パラメータ並びに放射線管理施設の排気モニタリング設備，代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の測定データを伝送及び記録できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・グローブボックス温度監視装置（伝送路） ・グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路） ・情報把握計装設備可搬型発電機	－		
102	制御建屋情報把握設備は情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機から，情報把握収集伝送設備は燃料加工建屋可搬型発電機及び情報把握計装設備可搬型発電機から給電する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・グローブボックス温度監視装置（伝送路） ・グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路） ・情報把握計装設備可搬型発電機	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備 V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対処に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。
103	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は，収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置 （燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋データ表示装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	また，MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても，これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	設計方針（情報把握設備）	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
105	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置は，再処理施設と共用する。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【3.2.2 重大事故等対処設備　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
106	再処理施設と共用する情報収集装置，情報表示装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮しても，対処に必要となるデータの収集，記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【3.2.2 重大事故等対処設備　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
107	制御建屋情報把握設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置並びに情報把握収集伝送設備である第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，再処理施設と共用する。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
108	再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，対処に必要となるデータの収集，記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備　(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
109	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は，それぞれ１台で計測したパラメータを収集及び監視できるものを２台設置することで，多重性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
110	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は，所内電源設備（電源設備）である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機から給電することで，制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
111	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，所内電源設備（電源設備）である情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機から給電することで，グローブボックス温度監視装置（伝送路として使用），グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
112	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は，共通要因によって制御建屋情報把握設備の制御建屋データ表示装置，制御建屋データ収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，独立性及び位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備）） 基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
113	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は，共通要因によって制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	また，MOX燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても，これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 ・緊急時対策建屋情報把握設備 ・制御建屋情報把握設備 ・情報把握収集伝送設備	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【(1)　緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(2)　制御建屋情報把握設備】 ・制御建屋情報把握設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【(3)　情報把握収集伝送設備】 ・情報把握収集伝送設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。
105	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
106	再処理施設と共用する情報収集装置，情報表示装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮しても，対処に必要となるデータの収集，記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
107	制御建屋情報把握設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置並びに情報把握収集伝送設備である第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，再処理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
108	再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，対処に必要となるデータの収集，記録容量又はデータの伝送容量及び個数を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
109	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は，それぞれ１台で計測したパラメータを収集及び監視できるものを２台設置することで，多重性を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
110	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は，所内電源設備（電源設備）である制御建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機から給電することで，制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
111	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，所内電源設備（電源設備）である情報把握計装設備可搬型発電機及び燃料加工建屋可搬型発電機から給電することで，グローブボックス温度監視装置（伝送路として使用），グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
112	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は，共通要因によって制御建屋情報把握設備の制御建屋データ表示装置，制御建屋データ収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，独立性及び位置的分散を図る設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
113	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は，共通要因によって制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
114	また，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
115	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋），データ表示装置（燃料加工建屋），制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置，情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等）】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
116	情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・グローブボックス温度監視装置 ・グローブボックス負圧・温度監視設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等）】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
117	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋），データ表示装置（燃料加工建屋），再処理施設と共用する情報収集装置，情報表示装置は，想定される重大事故等時において必要な重要監視パラメータを収集及び表示するため，それぞれ１台を有する設計とするとともに，予備を含めたそれぞれ２台以上を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） ・情報収集装置 ・情報表示装置	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
118	制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに，予備を含めた数量として制御建屋又は燃料加工建屋に２系統以上を有する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
119	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は，収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
120	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は，重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は，重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
122	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし，保有数は，必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め必要な台数以上確保する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
114	また，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
115	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋），データ表示装置（燃料加工建屋），制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置，情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） 制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3)重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等）】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
116	情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・グローブボックス温度監視装置 ・グローブボックス負圧・温度監視設備	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3)重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等）】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
117	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋），データ表示装置（燃料加工建屋），再処理施設と共用する情報収集装置，情報表示装置は，想定される重大事故等時において必要な重要監視パラメータを収集及び表示するため，それぞれ１台を有する設計とするとともに，予備を含めたそれぞれ２台以上を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） ・情報収集装置 ・情報表示装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等）
118	制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに，予備を含めた数量として制御建屋又は燃料加工建屋に２系統以上を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送用無線装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等）
119	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は，収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等）
120	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は，重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等）
121	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は，重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等）
122	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし，保有数は，必要数並びに予備として故障時のバックアップを含め必要な台数以上確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.3　情報把握設備 3.施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
123	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は，収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.3　情報把握設備 3. 施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。 （監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
124	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ表示装置（燃料加工建屋）は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
125	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
126	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋），制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
127	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
129	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
123	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置は，収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	－	V-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.3　情報把握設備 3. 施設の詳細設計方針 3.3　情報把握設備 (1)　緊急時対策建屋情報把握設備 (2)　制御建屋情報把握設備 (3)　情報把握収集伝送設備	【2.3　情報把握設備】 ・事業変更許可申請書に対する整合性を説明する。 【3.3　情報把握設備】 ・情報把握設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・重大事故等に対処するために把握が必要なパラメータに関する考え方について説明する。（監視パラメータの一覧） ・情報把握設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・情報把握設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等）
124	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ表示装置（燃料加工建屋）は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ表示装置（燃料加工建屋）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
125	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保や修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋情報把握設備 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋）	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。
126	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋），制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
127	制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
128	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
129	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 （2項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更②）	申請対象設備 （1項新規①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
130	制御建屋情報把握設備の建屋間伝送無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送無線装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
131	情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用），グローブボックス負圧・温度監視設備，燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	情報把握収集伝送設備 ・グローブボックス温度監視装置 ・グローブボックス負圧・温度監視設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
132	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用），グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・グローブボックス温度監視装置 ・グローブボックス負圧・温度監視設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
133	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
134	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
														・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
130	制御建屋情報把握設備の建屋間伝送無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・建屋間伝送無線装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
131	情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用），グローブボックス負圧・温度監視設備，燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・グローブボックス温度監視装置 ・グローブボックス負圧・温度監視設備 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
132	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（伝送路として使用），グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応により機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・グローブボックス温度監視装置 ・グローブボックス負圧・温度監視設備 ・燃料加工建屋データ収集装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
133	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a．常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件　a．常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
134	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は，「8.2　重大事故等対処設備」の「8.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
135	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送無線装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
136	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
137	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
138	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続は，コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし，現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
139	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置との接続は，コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし，現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	設計方針（操作性の確保）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
140	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋），データ表示装置（燃料加工建屋），制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置，制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
135	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋間伝送無線装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
136	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
137	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 (5) 周辺機器等からの悪影響 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象からの防護方針を説明する。 ・常設重大事故等対処設備に対する周辺機器からの悪影響からの防護方針の適用除外を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(5)周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【3.3.2 重大事故等対処設備(6)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
138	制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続は，コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし，現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋情報把握設備 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1)操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
139	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置との接続は，コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし，現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1)操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
140	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置（燃料加工建屋），データ表示装置（燃料加工建屋），制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置，制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置，制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋情報把握設備 ・情報収集装置 ・情報表示装置 ・データ収集装置（燃料加工建屋） ・データ表示装置（燃料加工建屋） 制御建屋情報把握設備 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・建屋間伝送用無線装置 ・制御建屋データ収集装置 ・制御建屋データ表示装置 ・制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋） ・制御建屋可搬型情報収集装置	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
141	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統，燃料加工建屋間伝送用無線装置，燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十九条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
141	情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統，燃料加工建屋間伝送用無線装置，燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	情報把握収集伝送設備 ・燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統 ・燃料加工建屋間伝送用無線装置 ・燃料加工建屋データ収集装置 ・燃料加工建屋可搬型情報収集装置 ・第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ・情報把握計装設備可搬型発電機	－	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト

（第39条：通信連絡を行うために必要な設備）

申請対象設備リスト

（第39条　通信連絡を行うために必要な設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
751	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ページング装置	ページング装置	—	39条-4 39条-23 39条-34 39条-37 39条-42	—	—	燃料加工建屋	3	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
752	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	所内携帯電話	所内携帯電話	—	39条-4 39条-23 39条-37 39条-42	—	—	—	1	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
753	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	専用回線電話	専用回線電話	—	39条-4 39条-23 39条-34 39条-37 39条-42	—	—	燃料加工建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
754	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	39条-4 39条-23 39条-34 39条-37 39条-42	—	—	燃料加工建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
755	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所内通信連絡設備	—	—	環境中継サーバ	環境中継サーバ	—	39条-4 39条-24 39条-34 39条-37 39条-42	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 (MOX従)	—
756	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	—	39条-46 39条-65	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
757	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	—	39条-46 39条-65	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
758	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	—	39条-46 39条-65	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
759	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	一般加入電話	一般加入電話	—	39条-46 39条-65 39条-73 39条-77 39条-80	—	—	緊急時対策建屋	5	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
760	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	一般携帯電話	一般携帯電話	—	39条-46 39条-65 39条-73 39条-77 39条-80	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
761	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	衛星携帯電話	衛星携帯電話	—	39条-46 39条-65 39条-73 39条-77 39条-80	—	—	緊急時対策建屋	20	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
762	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	ファクシミリ	ファクシミリ	—	39条-46 39条-65 39条-73 39条-77 39条-80	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(C)	—	再処理 (MOX従)	—
763	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	通話装置のケーブル	通話装置のケーブル	—	39条-2 39条-3 39条-5 39条-17 39条-21 39条-22 39条-32 39条-34 39条-40 39条-71	—	—	燃料加工建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—

申請対象設備リスト

（第39条　通信連絡を行うために必要な設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
764	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP電話	統合原子力防災ネットワークIP電話	—	39条-2 39条-45 39条-48 39条-53 39条-57 39条-58 39条-59 39条-60 39条-63 39条-64 39条-67 39条-71 39条-73 39条-80	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
765	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	統合原子力防災ネットワークIP―FAX	—	39条-2 39条-45 39条-47 39条-48 39条-53 39条-57 39条-58 39条-59 39条-60 39条-63 39条-64 39条-66 39条-67 39条-71 39条-73 39条-80	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
766	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	—	39条-2 39条-45 39条-48 39条-53 39条-57 39条-58 39条-59 39条-60 39条-63 39条-64 39条-67 39条-71 39条-73 39条-80	—	—	緊急時対策建屋	1式	4	新設	非安重	常設	C/(S)	主：所外通信連絡設備 従：代替通信連絡設備	再処理 (MOX従)	—
767	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	可搬型通話装置	可搬型通話装置	—	39条-2 39条-3 39条-6 39条-7 39条-11 39条-14 39条-18 39条-19 39条-20 39条-25 39条-33 39条-35 39条-38 39条-39 39条-40 39条-43 39条-61 39条-62 39条-63	—	—	燃料加工建屋 第2保管庫・貯水所	26	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト

（第39条　通信連絡を行うために必要な設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
768	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型衛星電話（屋内用）	—	39条-2 39条-3 39条-8 39条-9 39条-10 39条-12 39条-13 39条-15 39条-16 39条-18 39条-19 39条-20 39条-26 39条-27 39条-33 39条-35 39条-38 39条-41 39条-43 39条-45 39条-49 39条-51 39条-52 39条-54 39条-57 39条-58 39条-61 39条-62 39条-63 39条-68 39条-70 39条-72 39条-74 39条-78 39条-79 39条-81	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	16	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—
769	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	可搬型トランシーバ（屋内用）	可搬型トランシーバ（屋内用）	—	39条-2 39条-3 39条-8 39条-9 39条-10 39条-12 39条-13 39条-18 39条-19 39条-20 39条-28 39条-33 39条-35 39条-38 39条-41 39条-43	—	—	燃料加工建屋 第2保管庫・貯水所	16	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—
770	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型衛星電話（屋外用）	—	39条-2 39条-3 39条-8 39条-9 39条-10 39条-12 39条-14 39条-15 39条-16 39条-18 39条-19 39条-20 39条-29 39条-30 39条-33 39条-35 39条-38 39条-43 39条-45 39条-50 39条-55 39条-56 39条-57 39条-58 39条-61 39条-62 39条-63 39条-69 39条-70 39条-72 39条-74 39条-78 39条-81	—	—	燃料加工建屋 第1保管庫・貯水所	54	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—

申請対象設備リスト

（第39条　通信連絡を行うために必要な設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
771	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	通信連絡設備	代替通信連絡設備	—	—	可搬型トランシーバ（屋外用）	可搬型トランシーバ（屋外用）	—	39条-2 39条-3 39条-8 39条-9 39条-10 39条-12 39条-14 39条-18 39条-19 39条-20 39条-31 39条-33 39条-35 39条-38 39条-43	—	—	燃料加工建屋 第2保管庫・貯水所	88	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—
772	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	情報収集装置	情報収集装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-94 39条-96 39条-98 39条-104 39条-105 39条-106 39条-109 39条-112 39条-115 39条-117 39条-140	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 （MOX従）	—
773	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	情報表示装置	情報表示装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-94 39条-96 39条-98 39条-104 39条-105 39条-106 39条-109 39条-112 39条-115 39条-117 39条-140	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 （MOX従）	—
774	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	データ収集装置（燃料加工建屋）	データ収集装置（燃料加工建屋）	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-95 39条-97 39条-98 39条-104 39条-109 39条-112 39条-115 39条-117 39条-125 39条-140	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—
775	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備	—	—	データ表示装置（燃料加工建屋）	データ表示装置（燃料加工建屋）	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-95 39条-97 39条-98 39条-104 39条-109 39条-112 39条-115 39条-117 39条-124 39条-125 39条-140	—	—	緊急時対策建屋	2	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—

申請対象設備リスト

（第39条　通信連絡を行うために必要な設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
776	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	情報把握計装設備用屋内伝送系統	情報把握計装設備用屋内伝送系統	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-100 39条-102 39条-104 39条-107 39条-108 39条-115 39条-118 39条-127 39条-129 39条-138 39条-140	—	—	燃料加工建屋 制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 （MOX従）	—
777	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	建屋間伝送用無線装置	建屋間伝送用無線装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-100 39条-102 39条-104 39条-107 39条-108 39条-115 39条-118 39条-129 39条-130 39条-138 39条-140	—	—	緊急時対策建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	再処理 （MOX従）	—
778	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋データ収集装置	制御建屋データ収集装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-100 39条-102 39条-103 39条-104 39条-115 39条-119 39条-120 39条-123 39条-127 39条-128 39条-140	—	—	制御建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 （MOX従）	—
779	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋データ表示装置	制御建屋データ表示装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-100 39条-102 39条-103 39条-104 39条-115 39条-127 39条-128 39条-140	—	—	制御建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	再処理 （MOX従）	—
780	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)	制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-100 39条-102 39条-103 39条-104 39条-110 39条-113 39条-122 39条-136 39条-137 39条-138 39条-140	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—

申請対象設備リスト

（第39条　通信連絡を行うために必要な設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
781	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)	制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-100 39条-102 39条-103 39条-104 39条-110 39条-113 39条-136 39条-137 39条-138 39条-140	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
782	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	制御建屋情報把握設備	—	—	制御建屋可搬型情報収集装置	制御建屋可搬型情報収集装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-100 39条-102 39条-103 39条-104 39条-107 39条-108 39条-110 39条-113 39条-122 39条-123 39条-136 39条-137 39条-138 39条-140	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
783	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-104 39条-115 39条-118 39条-134 39条-139 39条-141	—	—	燃料加工建屋 制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—
784	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置	燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-101 39条-102 39条-104 39条-115 39条-118 39条-131 39条-134 39条-135 39条-139 39条-141	—	—	制御建屋	2系統	4	新設	—	常設	—/S	—	—	—
785	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋データ収集装置	燃料加工建屋データ収集装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-101 39条-102 39条-103 39条-104 39条-115 39条-120 39条-121 39条-131 39条-132 39条-141	—	—	燃料加工建屋	1	4	新設	—	常設	—/C	—	—	—

申請対象設備リスト

（第39条　通信連絡を行うために必要な設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
786	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置(電路として使用)	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-101 39条-102 39条-104 39条-116 39条-131 39条-132	今後実施 （設計中）	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	S/(S)	—	—	—
787	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス負圧・温度監視設備(電路として使用)	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-101 39条-102 39条-104 39条-116 39条-131 39条-132	—	—	燃料加工建屋	1式	3	新設	非安重	常設	C/(C)	—	—	—
788	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	燃料加工建屋可搬型情報収集装置	燃料加工建屋可搬型情報収集装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-101 39条-102 39条-103 39条-104 39条-111 39条-114 39条-122 39条-136 39条-137 39条-139 39条-141	—	—	燃料加工建屋	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	—	—
789	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-101 39条-102 39条-104 39条-107 39条-108 39条-111 39条-114 39条-122 39条-136 39条-137 39条-141	—	—	第1保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—
790	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-101 39条-102 39条-104 39条-107 39条-108 39条-111 39条-114 39条-122 39条-136 39条-137 39条-141	—	—	第2保管庫・貯水所	2	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 (MOX従)	—

申請対象設備リスト

（第39条　通信連絡を行うために必要な設備）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
791	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	情報把握設備	情報把握収集伝送設備	—	—	情報把握計装設備可搬型発電機	情報把握計装設備可搬型発電機	—	39条-2 39条-82 39条-84 39条-85 39条-86 39条-87 39条-88 39条-93 39条-99 39条-101 39条-102 39条-104 39条-107 39条-108 39条-114 39条-141	—	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所	5	4	新設	—	可搬	—/—	—	再処理 （MOX従）	—
951	施設共通	—	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	39条-36 39条-37 39条-44 39条-75 39条-76 39条-77 39条-124 39条-126 39条-128 39条-132 39条-133	—	—	—	—	—	—	—	—	—/—	—	—	—

令和４年７月 13 日　Ｒ３

別紙 2-2-1　系統として機能、性能を達成する設備

（低レベル廃液処理設備）

目　次

１．概要 ……1
２．要求される機能、性能と主流路設定、機器抽出の考え方 ……1
（1）　要求される機能、性能について ……1
ａ．設計基準対象の施設に係る機能、性能 ……1
ｂ．重大事故等対処設備に係る機能、性能 ……1
（2）　低レベル廃液処理設備に係る主流路及び機器抽出の考え方 ……2
ａ．液体廃棄物の廃棄機能 ……2
ｂ．液体廃棄物の漏えい検知機能及び警報機能 ……3
（3）　主流路範囲の設定の考え方 ……4
（4）　主流路として設定しない範囲及びその考え方 ……5
ａ．メンテナンス用の系統、機器等 ……5
ｂ．ろ過処理前フィルタ、吸着処理後フィルタ ……5
３．要求される耐震クラスの考え方 ……7
（1）　耐震クラスの設定 ……7
（2）　下位クラス接続等の留意すべき設備 ……7
４．抽出結果 ……7

添付１：別紙２　機能要求②抜粋(低レベル廃液処理設備)
（1）10条：閉じ込めの機能
（2）18条：警報設備等
（3）20条：廃棄施設

添付２：申請対象設備リスト（系統設備）（低レベル廃液処理設備）

添付３：申請対象設備抽出結果（低レベル廃液処理設備）
（1）低レベル廃液処理設備
（2）低レベル廃液処理設備（漏えい検知）

参考：設計図書の記載に係る留意事項

１．概要

本資料は、共通09　補足説明資料　別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したプロセス及び抽出結果を示すものである。

２．要求される機能、性能と主流路設定、機器抽出の考え方

（１）　要求される機能、性能について

低レベル廃液処理設備に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下の通りであり、要求される機能、性能を踏まえて、低レベル廃液処理設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

低レベル廃液処理設備に係る機能要求②が要求される条文の別紙２抜粋版を添付１に示す。

ａ．設計基準対象の施設に係る機能、性能

条文	系統機能名	基本設計方針
第10条 閉じ込めの機能	液体状の放射性物質の漏えい検知機能及び警報機能	10条-11 10条-17
18条 警報設備等	液体廃棄物の漏えい検知機能及び警報機能	18条-4
20条 廃棄施設	液体廃棄物の廃棄機能	20条-23

ｂ．重大事故等対処設備に係る機能、性能

低レベル廃液処理設備に重大事故等対処設備に係る機能、性能の要求はない。

上記の機能を踏まえ、低レベル廃液処理設備に関して設計図書の色塗りにより、対象範囲及び対象機器を抽出する。

なお、10条閉じ込めの機能において、「核燃料物質を取り扱う設備の腐食対策」の要求があるが、これは核燃料物質を取り合う設備の主要材料の材質に対する要求（機器単体に要求される機能）であり、色塗りにより機器が抽出されるものではない。

（２） 低レベル廃液処理設備に係る主流路及び機器抽出の考え方

ａ．液体廃棄物の廃棄機能

基本設計方針の要求を踏まえ、液体廃棄物の廃棄機能に係る主流路を設定する。

液体廃棄物の廃棄機能として、槽における濃度の確認、ろ過処理、吸着処理及び排水口への排水に係る機能の範囲を主流路として設定する。

事業変更許可申請書における低レベル廃液処理設備の系統図を用いて、対象となる範囲を示す。

低レベル廃液処理設備で受け入れる廃液は以下の通り（事業変更許可申請書添付書類五 5-582より）。

【低レベル廃液処理設備で受け入れる廃液】

（ａ） 分析設備の分析済液処理装置から発生する廃液等

・分析設備の分析済液処理装置で分析済みの溶液中からプルトニウム及びウランを回収した後の放射性物質の濃度が十分に低い廃液

・通常放射性物質が含まれていない試薬調整機器の洗浄水等の廃液

（余った試薬、前処理の廃液、分析後の廃液（グローブボックス外の試薬準備室で使用したもの））

（ｂ） 放出管理分析設備から発生する廃液

・試薬の前処理で使用した機器の洗浄水等の廃液

（余った試薬、前処理の廃液、分析後の廃液、スクラバ付きフードの廃液、そのドレン水）

（ｃ） 管理区域内で発生する空調機器ドレン水等

・通常放射性物質を含まない廃液

（空調機器ドレン水、手洗水・シャワー水、床ドレン・消火水、純水製造機器ドレン、金相試験機器ドレン等の管理区域内で発生する廃液）

MOX燃料加工施設においては、液体状の核燃料物質を取り扱う加工工程の設備はなく、液体状の放射性物質を取り扱う設備は、分析の際に発生する分析済液の処理及び液体廃棄物の廃棄に係る設備のみである。

分析済液処理装置の分析済液の処理（分析済み溶液からのプルトニウム及びウランの回収（吸着、ろ過等））に係る機能、性能の申請対象設備の抽出については、別紙2-2-5(分析設備　分析済液処理装置)にて別途実施しており、分析済液処理装置から低レベル廃液処理設備を受け入れる系統を主経路として設定する。

（ａ）のうち、通常放射性物質が含まれていない試薬調整機器の洗浄水等、（ｂ）及び（ｃ）は、通常時放射性物質は含まれていないことから、これらの流路については、主流路とは設定しない。

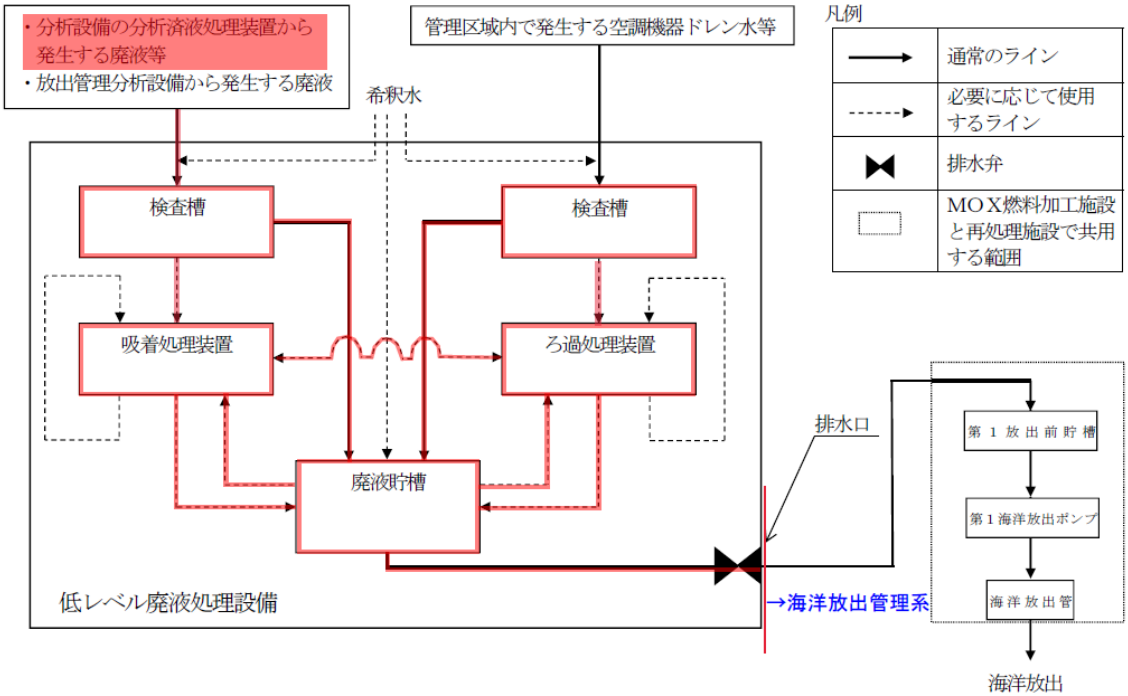

第 11 図　液体廃棄物の廃棄設備の系統概要図

第１図　事業変更許可申請書　本文　第11図　抜粋

ｂ．液体廃棄物の漏えい検知機能及び警報機能

基本設計方針の要求を踏まえ、液体廃棄物の漏えい検知機能に係る計装機器を抽出する。

低レベル廃液処理設備の検査槽等から液体廃棄物の漏えいは、サンプ液位により漏えいを検知し、液体廃棄物を取り扱うオープンポートボックス内の漏えい液受皿への漏えいは、漏えい液受皿液位により漏えいを検知する。

液体廃棄物の漏えい検知機能として、漏えいを検知する計器を申請対象設備として抽出し、警報機能として、中央監視室へ警報を発する系統になっていることを確認する。

（３）　主流路範囲の設定の考え方

低レベル廃液処理設備の主流路範囲を設定するにあたり、各処理工程及び処理設備の接続状況を考慮し、主となる処理間を結ぶ単位で主流路範囲を設定する。

主配管名称の付け方については、添付する「設計図書の記載に係る留意事項」に従い主配管名称を設定し、抽出リストに記載する。

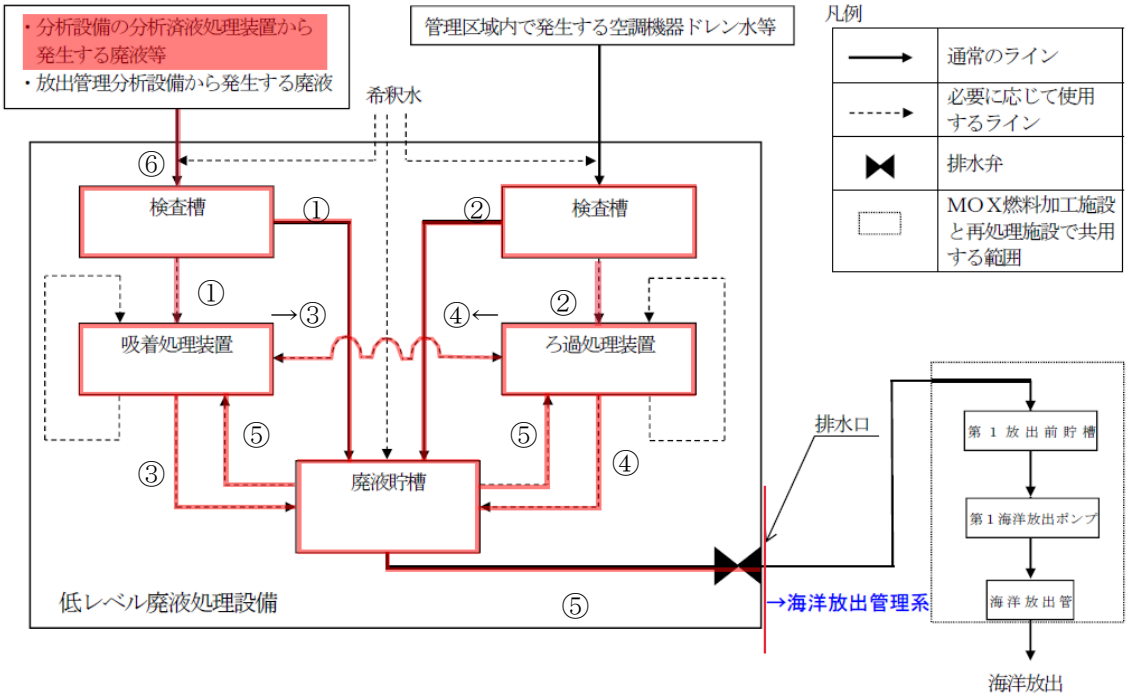

第 11 図　液体廃棄物の廃棄設備の系統概要図

①　検査槽（イオン系廃液検査槽）⇒　吸着処理装置、廃液貯槽
②　検査槽（固体系廃液検査槽）　⇒　ろ過処理装置、廃液貯槽
③　吸着処理装置　⇒　ろ過処理装置、廃液貯槽
④　ろ過処理装置　⇒　吸着処理装置、廃液貯槽
⑤　廃液貯槽　⇒　排水口、吸着処理装置、ろ過処理装置
⑥　分析済液処理装置　⇒　検査槽（イオン系廃液検査槽）

第２図　低レベル廃液処理設備に係る主配管名称

（4） 主流路として設定しない範囲及びその考え方

共通09本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。また、主流路上に設置される弁、フィルタ等についても、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために必要な弁、フィルタ等については、主要機器として抽出し、それ以外の弁、フィルタ等については、主要機器としては抽出しない。

低レベル廃液処理設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での主流路として設定しない範囲及びその考え方について、以下に示す。

a．メンテナンス用の系統、機器等

吸着処理に用いる吸着材等の交換時に用いる吸着剤取出バット等のメンテナンス用の機器については、主流路として設定しない。

b．ろ過処理前フィルタ、吸着処理後フィルタ

ろ過処理前フィルタは、上流から送水される管理区域内で発生する空調機器ドレン水等に含まれる10μm以上の大きさの塵などが、下流のろ過装置等への混入を防止するためのフィルタであり、液体廃棄物の処理能力として機能を期待するフィルタではないため、主要機器としては抽出しない。

なお、ろ過処理前フィルタの孔径は10μmとなっており、ろ過処理にて想定している液体廃棄物に含まれる核燃料物質の形状が、10μm未満（主に、0.2～0.4μm程度）であることから、ろ過処理前フィルタによる核燃料物質の捕集は期待していない。

吸着処理後フィルタは、下流側に吸着剤が流出することを防止するためのフィルタである。

なお、吸着処理後フィルタの孔径は、0.8μmであり、吸着処理にて想定している液体廃棄物に含まれる核燃料物質はイオン形態のため、当該フィルタの前に設置された吸着処理塔A、Bにより核燃料物質は吸着されていることから、吸着処理後フィルタによる核燃料物質の捕集は期待していない。吸着処理後フィルタは、水流で舞い上がった吸着剤粒子0.5～1.2mm程度を捕集する目的で設置するものである。

上記に示すとおり、液体廃棄物の処理機能として、機能を期待しているフィルタではないため、主要機器としては抽出しない。

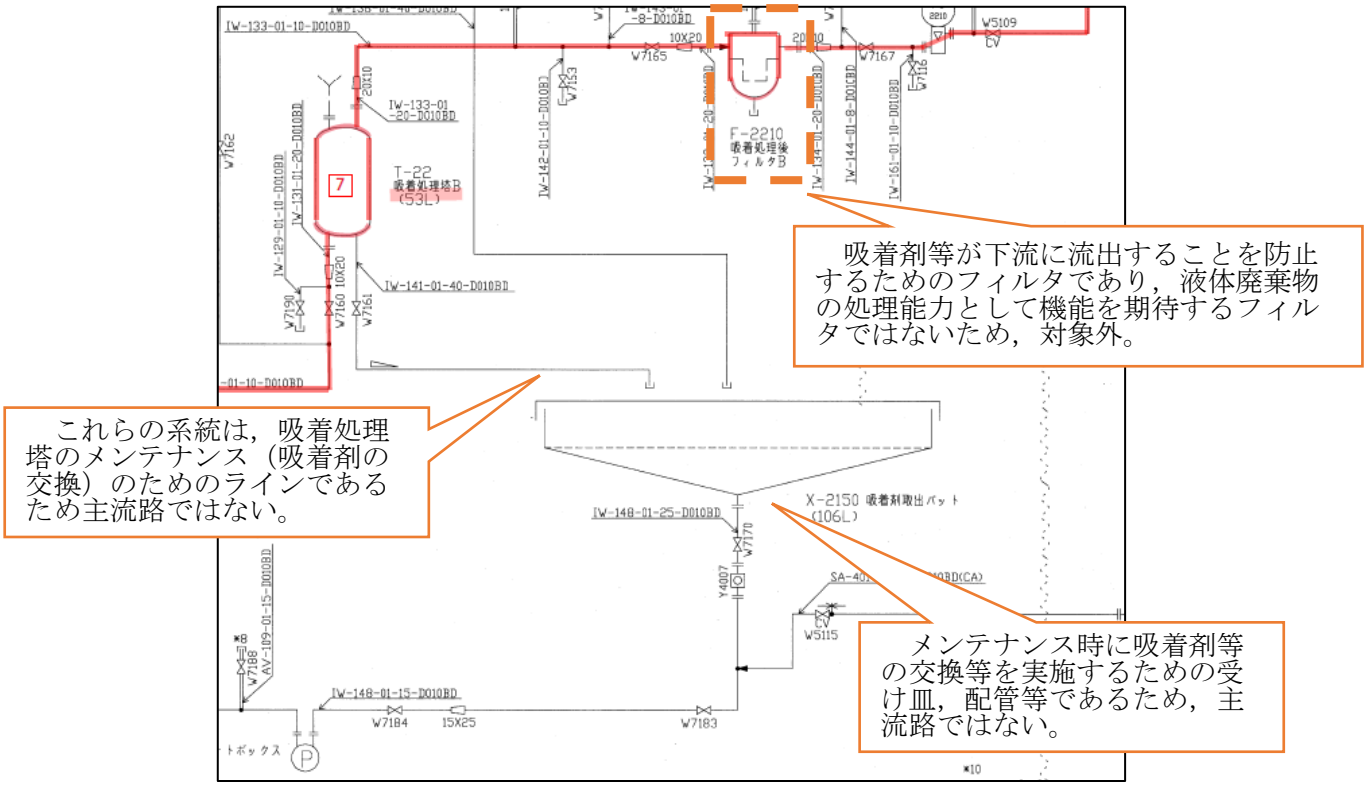

第３図　メンテナンス用の機器及び吸着処理後フィルタの例

３．要求される耐震クラスの考え方

事業変更許可申請書にて要求される耐震クラスを踏まえ、低レベル廃液処理設備の耐震クラスを整理する。要求される耐震クラスを整理するにあたって、事業変更許可申請書の「添付書類五　添５第11表　クラス別施設」及び「添付書類五　添５第12表　重大事故等対処設備（主要設備）の設備区分」を踏まえて、対象範囲が明確になるよう、耐震クラスを整理する。

（１）　耐震クラスの設定

低レベル廃液処理設備は、耐震Cクラスである。なお、低レベル廃液処理設備に重大事故等対処設備の要求はない。

添５第 11 表　クラス別施設（13／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等(注1)			補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)(注5)	波及的影響を考慮すべき設備(注6)
		施設名	適用範囲	耐震クラス(注7)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
C	Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 （つづき）	貯蔵施設	ウラン貯蔵設備 ウラン粉末缶入出庫装置 燃料棒貯蔵設備 ウラン燃料棒収容装置 グローブボックス負圧・温度監視設備	 C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋	
		放射性廃棄物の廃棄施設	建屋排気設備 工程室排気設備 工程室排気設備のうち、Ｓクラス以外の範囲 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備のうち、ＳクラスおよびＢクラス以外の範囲 窒素循環設備 窒素循環ダクトのうち、Ｂクラス以外の範囲 給気設備 排気筒(注2) 低レベル廃液処理設備のオープンポートボックス ろ過処理オープンポートボックス 吸着処理オープンポートボックス 低レベル廃液処理設備 検査槽 廃液貯槽 ろ過処理装置 吸着処理装置 グローブボックス負圧・温度監視設備	C C C C C C C C C C C C C			設備・機器の支持構造物	C	燃料加工建屋	
			海洋放出管理系 放出前貯槽 第１放出前貯槽 第１海洋放出ポンプ 海洋放出管	 C C C			設備・機器の支持構造物	C		
			低レベル固体廃棄物貯蔵設備 第２低レベル廃棄物貯蔵系	 C			設備・機器の支持構造物	C		

第４図　事業変更許可申請書　添５第11表抜粋

（２）　下位クラス接続等の留意すべき設備

低レベル廃液処理設備は耐震Ｃクラスであり、上位クラスとの接続はない。

４．抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を添付３に示す。抽出結果を反映した申請対象設備リストを添付２に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を参考に示す。

設計図書等の色塗りについては、主流路となる部分が明確になるよう着色する。

添付１

別紙２　機能要求②抜粋

（低レベル廃液処理設備）

（１）10条：閉じ込めの機能

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（機能要求②抜粋）
（第十条 閉じ込めの機能／第二十一条 核燃料物質等による汚染の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１回申請			第２回申請				第３回申請				第４回申請			
					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表
3	(2)グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は，グローブボックス排気設備により負圧に維持し，オープンポートボックス及びフードは，グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	・基本方針 ・グローブボックス排気設備(グローブボックス排風機，グローブボックス排気ダクト) ・室素循環設備(室素循環ファン，室素循環ダクト，室素循環冷却機) ・グローブボックス ・オープンポートボックス ・フード ・焼結炉 ・スタック乾燥装置 ・小規模焼結処理装置	基本方針 設計方針(閉じ込め) 評価(閉じ込め)	○	基本方針	－	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	グローブボックス排気設備(グローブボックス排風機，グローブボックス排気ダクト) 室素循環設備(室素循環ファン，室素循環ダクト，室素循環冷却機) スタック乾燥装置 分析装置GB 分析装置フード 低レベル廃液処理設備OPB　等	＜ファン＞ ・容量 ・原動機 ＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜機械装置＞ ・主要寸法 ＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ量 ・開口部風速 ＜焼結・乾燥装置＞ ・漏れ率	○	予備混合装置GB　等	焼結炉 小規模焼結処理装置 均一化混合装置GB 外盃容脱装置OPB 貯蔵容器受払装置OPB フード(放射能測定設備)　等	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率 ・開口部風速 ＜焼結・乾燥装置＞ ・漏れ率	－	－	－	－
4	また，グローブ１個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	・基本方針 ・グローブボックス排気設備(グローブボックス排風機，グローブボックス排気ダクト) ・室素循環設備(室素循環ファン，室素循環ダクト，室素循環冷却機) ・グローブボックス	基本方針 設計方針(閉じ込め) 評価(閉じ込め)	○	基本方針	－	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	グローブボックス排気設備(グローブボックス排風機，グローブボックス排気ダクト) 室素循環設備(室素循環ファン，室素循環ダクト，室素循環冷却機) 分析装置GB　等	＜ファン＞ ・容量 ・原動機 ＜主配管＞ ・外径・厚さ ＜機械装置＞ ・主要寸法 ＜核物質等取扱ボックス＞ ・開口部風速	○	予備混合装置GB　等	均一化混合装置GB　等	＜核物質等取扱ボックス＞ ・開口部風速	－	－	－	－
5	グローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。	機能要求②	・基本方針 ・グローブボックス	基本方針 設計方針(閉じ込め)	○	基本方針	－	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	分析装置GB　等	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率	○	予備混合装置GB　等	均一化混合装置GB　等	＜核物質等取扱ボックス＞ ・漏れ率	－	－	－	－
8	(3)核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため，核燃料物質等の漏えいに対する措置等として，以下の設計を講じる。 (a)核燃料物質等を取り扱う設備は，内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。	機能要求① 機能要求②	・基本方針 ・グローブボックス排気設備※1 ・室素循環設備 ・グローブボックス ・オープンポートボックス ・フード ・焼結炉 ・スタック乾燥装置 ・小規模焼結処理装置 ・低レベル廃液処理設備 ・分析済液処理装置 ・混合酸化物貯蔵容器 ・火災防護設備(延焼防止ダンパ，ピストンダンパ)※2 ※1グローブボックス排気設備のうち，グローブボックス排気フィルタユニットより下流の機器については，清浄化された空気を取り扱うことから対象外。 ※2火災防護設備である延焼防止ダンパとピストンダンパは安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するものであるため，対象設備として選定。	基本方針 設計方針(閉じ込め)	○	基本方針	－	○	粉末一時保管装置GB ペレット一時保管棚GB スタック編成設備GB　等	グローブボックス排気設備※1 室素循環設備 分析済液処理装置 低レベル廃液処理設備 【機能要求②】 グローブボックス排気設備(グローブボックス給気フィルタ，グローブボックス排気フィルタ，グローブボックス排気ダクト)※1 室素循環設備(室素循環ファン，室素循環ダクト，室素循環冷却機) スタック乾燥装置 分析装置GB 低レベル廃液処理設備OPB 分析装置フード 分析済液処理装置(ろ過処理供給槽，ろ過処理供給槽ポンプ，第1ろ過装置，主配管等) 低レベル廃液処理設備(ろ過処理前槽，ろ過処理前槽ポンプ，第1ろ過処理装置，主配管等) 火災防護設備(延焼防止ダンパ，ピストンダンパ)※2　等 ※1グローブボックス排気設備のうち，グローブボックス排気フィルタユニットより下流の機器については，清浄化された空気を取り扱うことから対象外。 ※2火災防護設備である延焼防止ダンパとピストンダンパは安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するものであるため，対象設備として選定。	＜ファン＞ ・主要材料 ＜フィルタ＞ ・主要材料 ＜主配管＞ ・主要材料 ＜機械装置＞ ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス＞ ・主要材料 ＜焼結・乾燥装置＞ ・主要材料 ＜ろ過装置＞ ・主要材料 ＜容器＞ ・主要材料 ＜ポンプ＞ ・主要材料 ＜主要弁＞ ・主要材料	○	予備混合装置GB　等	焼結炉 小規模焼結処理装置 均一化混合装置GB 外盃容脱装置OPB 貯蔵容器受払装置OPB フード(放射能測定設備)　等	＜焼結・乾燥装置＞ ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス＞ ・主要材料	○	混合酸化物貯蔵容器	－	＜運搬・製品容器＞ ・主要材料
11	(d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは，貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し，警報を発する設計とするとともに，グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより，グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで，放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。	機能要求② 評価要求	・基本方針 ・グローブボックス(漏えい液受皿) ・オープンポートボックス(漏えい液受皿) ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位 ・分析済液処理装置　漏えい液受皿液位	基本方針 設計方針(閉じ込め) 評価(閉じ込め)	○	基本方針	－	○	－	・グローブボックス(漏えい液受皿) ・オープンポートボックス(漏えい液受皿) ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位 ・分析済液処理装置　漏えい液受皿液位	＜核物質等取扱ボックス(漏えい液受皿)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・警報動作範囲	－	－	－	－	－	－	－	－
13	工程室は工程室排気設備，燃料加工建屋は建屋排気設備にて排気し，燃料加工建屋，工程室，グローブボックス等の順に負圧を低くすることで，核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。 なお，負圧順序の達成に必要な起動順序に係る設計方針については，第2章　個別項目の「5.2換気設備」に示す。	機能要求① 機能要求②	・基本方針 ・グローブボックス排気設備 ・室素循環設備 ・工程室排気設備(工程室排風機，工程室排気ダクト) ・建屋排気設備(建屋排風機，建屋排気ダクト)	基本方針 設計方針(漏えいの拡大防止)	○	基本方針	－	○	－	グローブボックス排気設備 室素循環設備 【機能要求②】 工程室排気設備(工程室排風機，工程室排気ダクト) 建屋排気設備(建屋排風機，建屋排気ダクト)	＜ファン＞ ・容量 ・原動機 ＜主配管＞ ・外径・厚さ	－	－	－	－	－	－	－	－
17	液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合，漏えい検知器により検知し，警報を発する設計とするとともに，堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	・基本方針 ・低レベル廃液処理設備　サンプ液位 ・分析済液処理装置　サンプ液位 ・燃料加工建屋(堰)	基本方針 設計方針(漏えいの拡大防止) 評価(漏えいの拡大防止)	○	基本方針	－	○	－	・低レベル廃液処理設備　サンプ液位 ・分析済液処理装置　サンプ液位 ・燃料加工建屋(堰)	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・警報動作範囲 ＜施設外漏えい防止堰＞ ・主要寸法 ・主要材料 ・床面及び壁面の塗装の範囲	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

（２）18条：警報設備等

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（機能要求②抜粋）
（第十八条 警報設備等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第１回申請			第２回申請				第３回申請				第４回申請			
					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表
2	火災防護設備は，グローブボックス内火災が生じたことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として熱感知器を設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，火災防護設備に係る設計方針については第2章　個別項目の「7.1　火災防護設備」の「7.1.1　安全機能を有する施設に対する火災防護設備」に示すものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8.　設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・火災防護設備　グローブボックス温度監視装置	設計方針（系統構成）	－	－	－	－	－	－	－	○	－	・火災防護設備　グローブボックス温度監視装置	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	－	－	－	－
3	放射線監視設備は，放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として排気モニタを設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，放射線監視設備に係る設計方針については第2章　個別項目の「6.1　放射線管理施設の基本方針」に示すものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8.　設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・放射線監視設備　排気モニタ	設計方針（系統構成）	－	－	－	－	－	－	－	○	－	・放射線監視設備　排気モニタ	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	－	－	－	－
4	低レベル廃液処理設備は，液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として漏えい検知器を設置するとともに，警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。 なお，液体状の放射性廃棄物を内包する系統及び機器に係る設計方針については第1章　共通項目の「4.　閉じ込めの機能」の「4.1　閉じ込め」に基づくものとし，警報表示に係る設計方針については第1章　共通項目の「8.　設備に対する要求」の「8.1　安全機能を有する施設」の「8.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・低レベル廃液処理設備　サンプ液位 ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位	設計方針（系統構成）	－	－	－	○	－	・低レベル廃液処理設備　サンプ液位 ・低レベル廃液処理設備　漏えい液受皿液位	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・警報動作範囲	－	－	－	－	－	－	－	－
6	焼結設備及び小規模試験設備は，熱的制限値の維持のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，焼結炉内部温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路を設置する設計とする。 なお，熱的制限値の維持に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	設計方針（系統構成） 設計方針（系統構成）	－	－	－	－	－	－	－	○	－	・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－	－	－
7	小規模試験設備は，火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を設置する設計とする。 なお，火災若しくは爆発の防止に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	設計方針（系統構成）	－	－	－	－	－	－	－	○	－	・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路		－	－	－	－
8	水素・アルゴン混合ガス設備は，火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに，かつ，自動的に開始させる回路として，混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設置する設計とする。 なお，火災若しくは爆発の防止に係る設計方針については第1章　共通項目の「5.　火災等による損傷の防止」の「5.2　火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	設計方針（系統構成）	－	－	－	－	－	－	－	○	－	・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路		－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

（３）20条：廃棄施設

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（機能要求②抜粋）
（第20条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第1回申請			第２回申請				第３回申請				第４回申請			
					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表
6	気体廃棄物の廃棄設備は，MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため，管理区域からの排気は，高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後，放射性物質の濃度及び排気風量を監視し，排気筒の排気口から放出する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒 放射線監視設備	設計方針(系統構成)	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	○	－	建屋排気設備 　主配管(建屋排気系) 工程室排気設備 　主配管(工程室排気系) グローブボックス排気設備 　主配管(グローブボックス排気系) 排気筒 【機能要求②】 建屋排気設備 　建屋排気フィルタユニット 　建屋排風機 工程室排気設備 　工程室排気フィルタユニット 　工程室排風機 グローブボックス排気設備 　グローブボックス排気フィルタユニット 　グローブボックス排気フィルタ 　グローブボックス排風機	（ファン） ・容量 ・原動機	○	－	排気モニタ	－	－	－	－	－
7	放射性気体廃棄物の放出に当たっては，排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより，排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒 放射線監視設備	設計方針(系統構成)	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	○	－	建屋排気設備 　主配管(建屋排気系) 工程室排気設備 　主配管(工程室排気系) グローブボックス排気設備 　主配管(グローブボックス排気系) 排気筒 【機能要求②】 建屋排気設備 　建屋排風機 工程室排気設備 　工程室排風機 グローブボックス排気設備 　グローブボックス排風機	（ファン） ・容量 ・原動機	○	－	排気モニタ	－	－	－	－	－
8	建屋排気設備，工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には，核燃料物質等を除去するための設備・機器として，高性能エアフィルタを複数段設け，核燃料物質等を除去する設計とする。	機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備	設計方針(系統構成)	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	○	－	建屋排気設備 　建屋排気フィルタユニット 工程室排気設備 　工程室排気フィルタユニット グローブボックス排気設備 　グローブボックス排気フィルタユニット 　グローブボックス排気フィルタ	（フィルタ） ・効率	－	－	－	－	－	－	－	－
23	低レベル廃液処理設備は，分析設備から発生する廃液，放出管理分析設備から発生する廃液，管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ，必要に応じて，希釈，ろ過又は吸着の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後，排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	低レベル廃液処理設備	設計方針(系統構成) 設計方針(処理能力)	－	－	－	○	－	【機能要求②】 低レベル廃液処理設備 　イオン系廃液検査槽 　イオン系廃液検査槽ポンプ 　固体系廃液検査槽 　固体系廃液検査槽ポンプ 　吸着処理前槽 　吸着処理前槽ポンプ 　吸着処理塔 　吸着処理後槽 　吸着処理後槽ポンプ 　ろ過処理前槽 　ろ過処理前槽ポンプ 　第1ろ過処理装置 　第2ろ過処理装置 　精密ろ過装置 　限外ろ過装置 　ろ過処理後槽 　ろ過処理後槽ポンプ 　廃液貯槽 　廃液貯槽ポンプ 　主配管(低レベル廃液処理系)	（容器） ・容量 （ろ過装置） ・容量 （ポンプ） ・容量 ・吐出圧力 ・原動機 （主配管） ・外径・厚さ	－	－	－	－	－	－	－	－
26	5.1.2.3 廃油保管室の廃油保管エリア 廃油保管エリアは，管理区域内において，機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは，燃料加工建屋の管理区域内で発生する再利用しない油類のうち，ドラム缶又は金属製容器に封入した油類を油類廃棄物として保管廃棄する設計とする。	機能要求②	廃油保管室の廃油保管エリア	設計方針(保管廃棄エリアの容量，設置場所)	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	－	－	○	－	廃油保管室の廃油保管エリア	（保管・廃棄エリア） ・容量 ・主要寸法
28	5.1.2.4 海洋放出管理系 海洋放出管理系は，MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設の第1放出前貯槽(再処理施設と共用(以下同じ。))及び第1海洋放出ポンプ(再処理施設と共用(以下同じ。))を経由して海洋放出管(再処理施設と共用(以下同じ。))の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	海洋放出管理系 　第1放出前貯槽 　第1海洋放出ポンプ 　海洋放出管	設計方針(系統構成) 設計方針(経路維持) 設計方針(流量)	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	－	－	○	－	海洋放出管理系 　第1放出前貯槽 　第1海洋放出ポンプ 　海洋放出管	（容器） ・容量 （ポンプ） ・容量 ・吐出圧力 ・原動機 （主配管） ・外径・厚さ
30	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア) 再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵 建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備 の第2低レベル廃棄物貯蔵系	基本方針 (保管廃棄施設の容量，設置場所)	○	基本方針 (燃料加工建屋に係る基本方針)	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア) 再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵 建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備 の第2低レベル廃棄物貯蔵系	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

添付２

申請対象設備リスト（系統設備）

（低レベル廃液処理設備）

申請対象設備リスト（系統設備）（低レベル廃液処理設備）
（1/1）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
504	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_1	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
505	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_2	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
506	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽	容器	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
507	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
509	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽	容器	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_10	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
510	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽ポンプ	ポンプ	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_11	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
511	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第1ろ過処理装置	ろ過装置	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_12	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
512	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	第2ろ過処理装置	ろ過装置	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_13	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
513	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	精密ろ過装置	ろ過装置	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_14	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
514	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	限外ろ過装置	ろ過装置	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_15	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
515	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽	容器	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_16	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
516	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽ポンプ	ポンプ	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_17	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
518	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽	容器	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
519	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽ポンプ	ポンプ	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
520	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
521	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽	容器	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
522	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽ポンプ	ポンプ	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_9	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
523	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽	容器	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_18	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
524	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽ポンプ	ポンプ	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_機器_19	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
525	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-8 20条-28	系統_低レベル廃液処理設備_配管_1 ～ 系統_低レベル廃液処理設備_配管_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
526	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第3室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17 18条-4	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_1 計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_2 計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
527	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第1室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17 18条-4	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
528	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第2室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17 18条-4	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
529	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第1室サンプ液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-17 18条-4	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
530	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-11 18条-4	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—
531	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備 （計測装置）	10条-11 18条-4	計装_低レベル廃液処理設備（漏えい検知）_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	—

添付３

申請対象設備抽出結果（低レベル廃液処理設備）

（１）低レベル廃液処理設備

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分				機器名称（許可）	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	PA0172-V-11 (イオン系廃液検査槽A) PA0172-V-12 (イオン系廃液検査槽B)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（6/15）
2	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-1111 (イオン系廃液検査槽ポンプA) PA0172-P-1112 (イオン系廃液検査槽ポンプB)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（6/15）
3	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽	容器	PA0172-V-61 (固体系廃液検査槽A) PA0172-V-62 (固体系廃液検査槽B)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（10/15）
4	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-6111 (固体系廃液検査槽ポンプA) PA0172-P-6112 (固体系廃液検査槽ポンプB)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（10/15）
5	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽	容器	PA0172-V-20	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（7/15）
6	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-2010	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（7/15）
7	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	PA0172-T-21 (吸着処理塔A) PA0172-T-22 (吸着処理塔B)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（7/15）
8	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽	容器	PA0172-V-30	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（7/15）
9	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-3010	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（7/15）
10	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽	容器	PA0172-V-70	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（11/15）
11	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-7010	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（11/15）
12	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	第１ろ過処理装置	ろ過装置	PA0172-M-71	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（11/15）
13	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	第２ろ過処理装置	ろ過装置	PA0172-M-72	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（11/15）
14	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	精密ろ過装置	ろ過装置	PA0172-M-7210	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（11/15）
15	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	限外ろ過装置	ろ過装置	PA0172-M-73	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（11/15）
16	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽	容器	PA0172-V-80	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（11/15）
17	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-8010	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（11/15）
18	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽	容器	PA0172-V-91 (廃液貯槽A) PA0172-V-92 (廃液貯槽B) PA0172-V-93 (廃液貯槽C)	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（12/15）
19	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽ポンプ	機械装置	PA0172-P-9111 (廃液貯槽ポンプA) PA0172-P-9112 (廃液貯槽ポンプB)	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0172（12/15）

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分				機器名称（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備	イオン系廃液検査槽A,B ～ イオン系廃液検査槽ポンプA,B ～ 廃液貯槽A,B,C,吸着処理前槽	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	—
2	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備	固体系廃液検査槽A,B ～ 固体系廃液検査槽ポンプA,B ～ 廃液貯槽A,B,C,ろ過処理前槽	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	—
3	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備	吸着処理前槽 ～ 吸着処理前槽ポンプ ～ 吸着処理塔A,B ～ 吸着処理後槽 ～ 吸着処理後槽ポンプ ～ 廃液貯槽A,B,C,ろ過処理前槽	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	—
4	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備	ろ過処理前槽 ～ ろ過処理前槽ポンプ ～ 第1ろ過処理装置 ～ 第2ろ過処理装置 ～ 精密ろ過装置 ～ 限外ろ過装置 ～ ろ過処理後槽 ～ ろ過処理後槽ポンプ ～ 廃液貯槽A,B,C,吸着処理前槽	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	—
5	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備	廃液貯槽A,B,C ～ 廃液貯槽ポンプA,B ～ 吸着処理前槽,ろ過処理前槽,排水口（0172-W3054）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	—
6	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	低レベル廃液処理設備	分析済液処理設備境界弁（0167-W3001） ～ イオン系廃液検査槽A,B	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	—

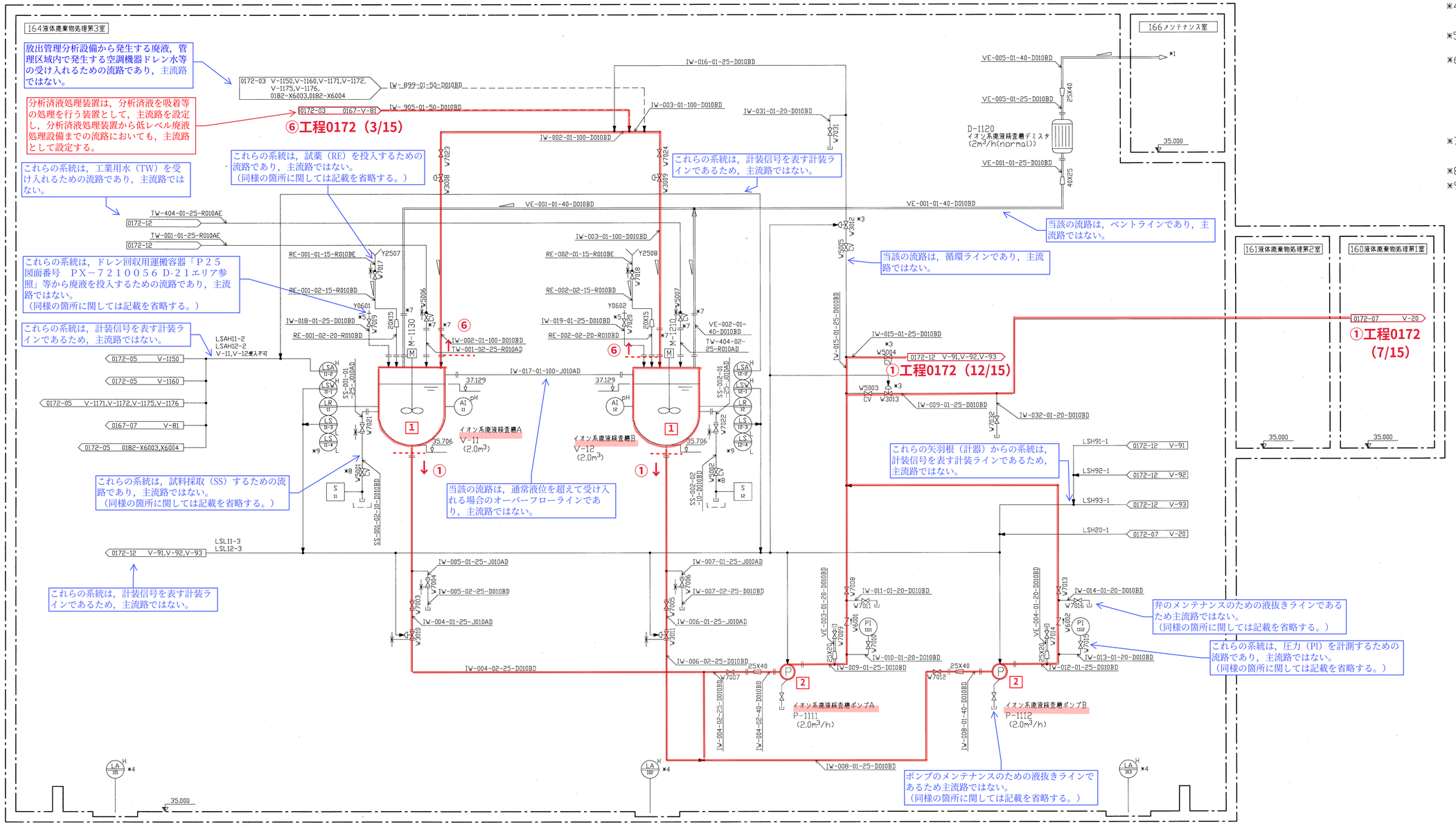

注記

*1. 建屋換気排気口近傍配ルーティングする。

*2. 計器類のうち ⊖ にて表記しているものについては現場監視制御盤及び中央監視室に表示する。

*3. 上流配管の分岐部に可能な限り近づけた位置に設置する。

*4. 漏えい検知範囲は液体廃棄物処理第3室全体を対象とする。

*5. V-6191,V-6195等容器からの廃液移送用。

*6. 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

（凡例）

記　号	名　称
⌊ ⌋	仮受皿

*7. V-11,V-12の天板～本体間のフランジ部ガスケット交換時に取り外す。

*8. 流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

*9. 当該槽に設置のかくはん機を停止する。

低レベル廃液処理設備の耐震クラスは，全て「C/—」

・施設内で発生した廃液を受け入れる検査槽、検査槽に接続する配管（バイパス、ベントライン，ドレン配管等を除く）、ポンプを主流路に設置される設備、機器として抽出
・主流路の配管上に設置される弁等は、安全機能を要求する機器に該当しないため配管として整理、ドレンは主流路対象外
・漏えい検知器は，（２）にて抽出

【凡例】
赤線：主となる流路
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

赤引き出し線：主流路とする考え方の補足
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

水色四角囲い：耐震クラス

宛先名	日本原燃株式会社殿	オーダーノアイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋（PA） 液体廃棄設備（J）　液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程：0172(6/15)		
宛先図面番号	PM-0172-4421-012	改訂	13
図面番号	PX-7210052	改訂	13

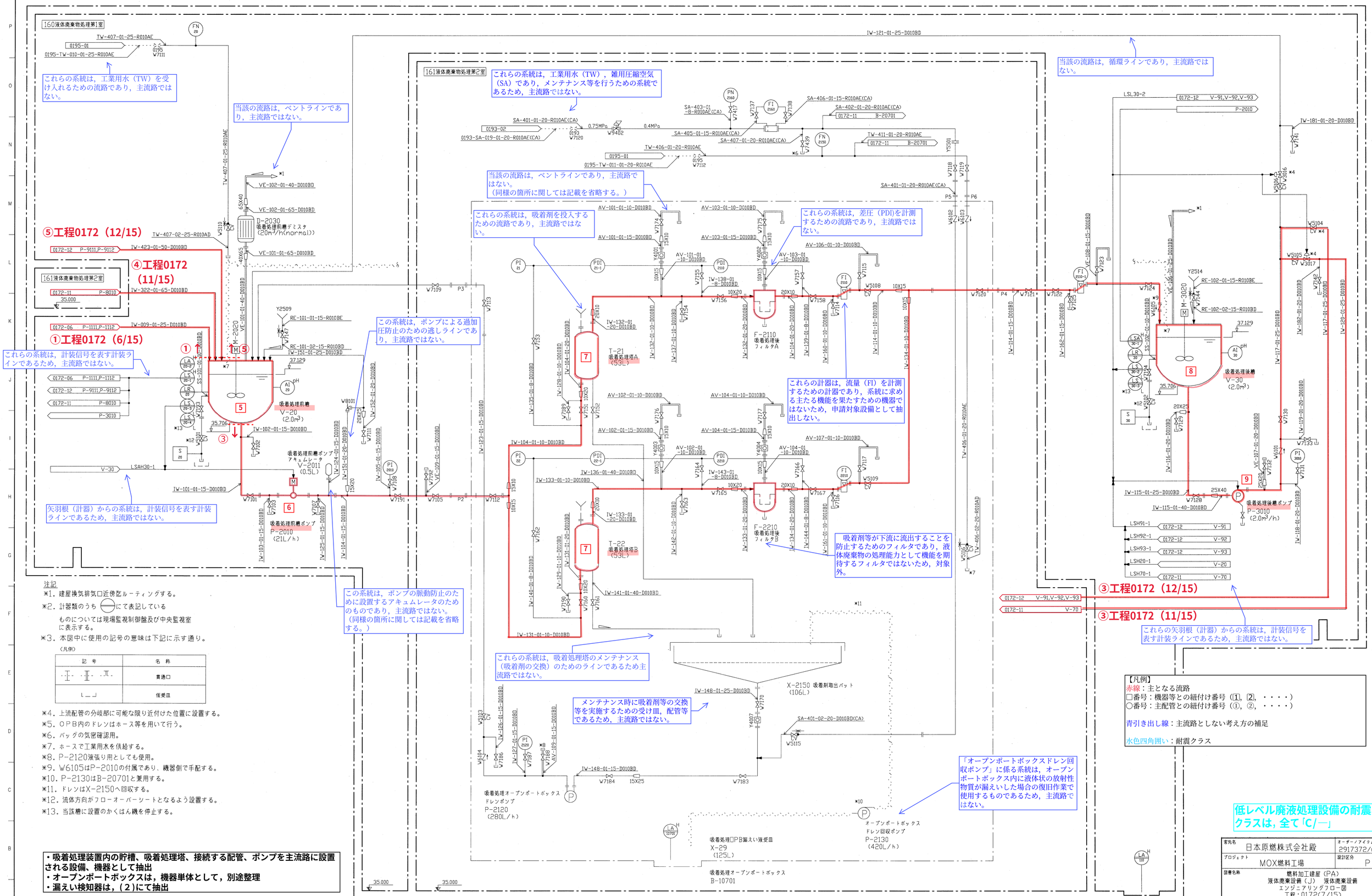

注記

※1. 建屋換気排気口近傍乏ルーティングする。

※2. 計器類のうち ⊖ にて表記している ものについては現場監視制御盤及び中央監視室に表示する。

※3. 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

（凡例）

記号	名称
-⊥- -Ⅱ- -π-	貫通口
⌊ ⌋	仮受皿

※4. 上流配管の分岐部に可能な限り近付けた位置に設置する。

※5. OPB内のドレンはホース等を用いて行う。

※6. バッグの気密確認用。

※7. ホースで工業用水を供給する。

※8. P-2120液張り用としても使用。

※9. W6105はP-2010の付属であり，機器側で手配する。

※10. P-2130はB-20701と兼用する。

※11. ドレンはX-2150へ回収する。

※12. 流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

※13. 当該槽に設置のかくはん機を停止する。

・吸着処理装置内の貯槽，吸着処理塔，接続する配管，ポンプを主流路に設置される設備，機器として抽出
・オープンポートボックスは，機器単体として，別途整理
・漏えい検知器は，（2）にて抽出

【凡例】
赤線：主となる流路
□番号：機器等との紐付け番号（[1]，[2]，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

青引き出し線：主流路としない考え方の補足

水色四角囲い：耐震クラス

低レベル廃液処理設備の耐震クラスは，全て「C/—」

客先名	日本原燃株式会社殿	オーダーノアイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋（PA） 液体廃棄設備（J） 液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程：0172(7/15)		
客先図面番号	PM-0172-4421-013	改訂	15
図面番号	PX-7210053	改訂	15

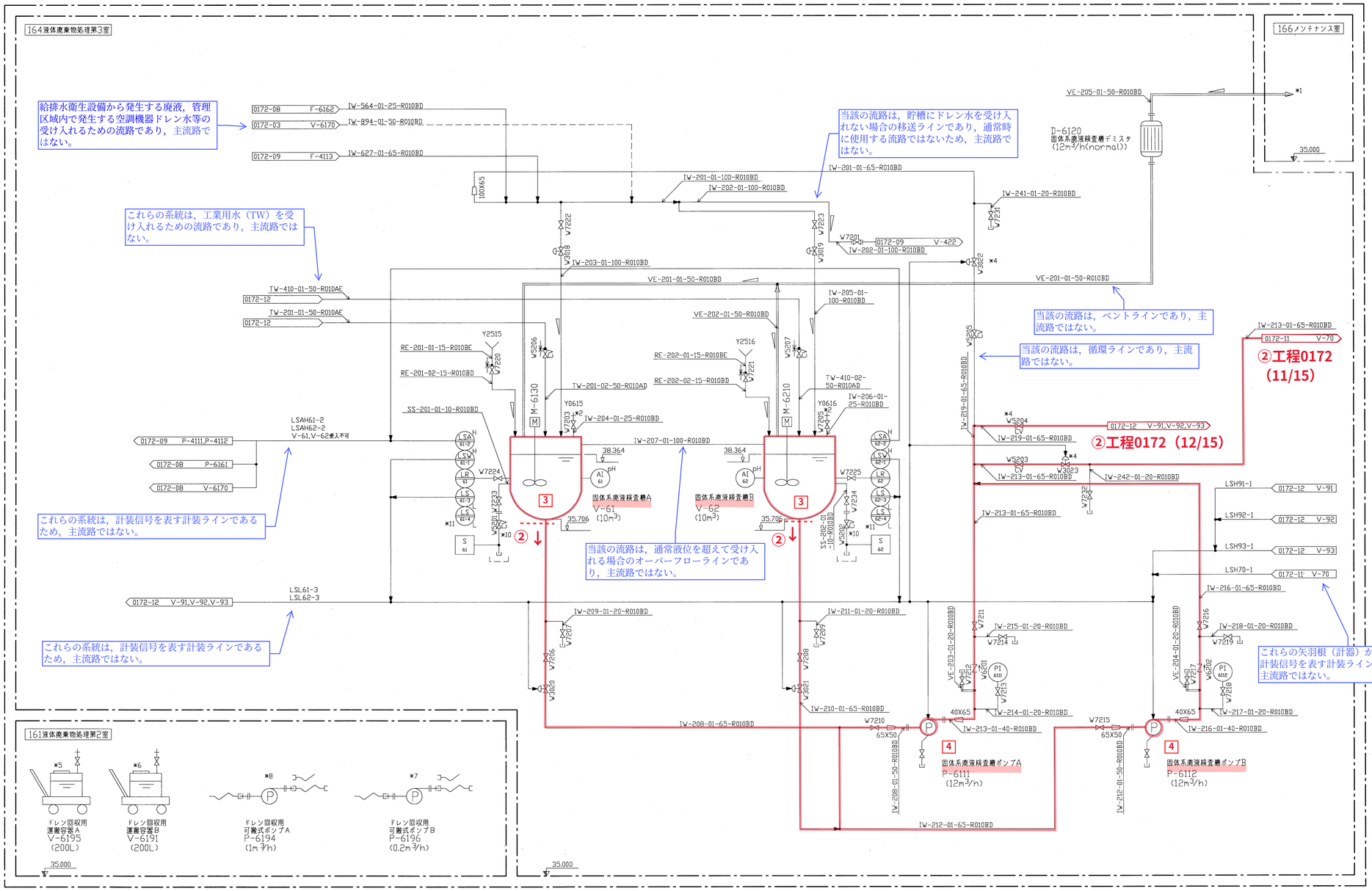

注記

※1．建屋換気排気口近傍乞ルーティングする。

※2．V-6191,V-6195等容器からの廃液移送用。

※3．計器類のうち ⊖ にて表記しているものについては現場監視制御盤及び中央監視室に表示する。

※4．上流配管の分岐部に可能な限り近づけた位置に設置する。

※5：下記の場所にて使用する。
- 地下3階廊下(130)
- 地下2階廊下(331)
- 地下1階廊下(423)
- 放管試料前処理室(503)

※6：下記の場所にて使用する。
- 北エレベータ昇降機下部コンクリートピット(106)
- 南エレベータ昇降機下部コンクリートピット(149)
- 金相試験室(437)
- 貯蔵容器搬送用洞道(201)
- 冷却機械室(403)
- 地下1階廊下(423)
- 地下2階廊下(331)
- 地下3階廊下(130)

※7：下記の場所及び20L程度の容器等の回収/送液に使用する。
- 床ドレン回収槽第1室(163)
- 床ドレン回収槽第2室(165)
- 放管試料前処理室(503)
- 試薬準備室(305)
- 顕微鏡室(304)
- 金相試験室(437)
- 原料受払室貯蔵容器受払装置走行路(102)
- 輸送容器保管室(569)
- 液体廃棄物処理第1室(160)
- 液体廃棄物処理第2室(164)

※8：下記の場所の回収/送液に使用する。
- 液体廃棄物処理第1室(160)
- 液体廃棄物処理第3室(164)
- 北エレベータ昇降機下部コンクリートピット(106)
- 南エレベータ昇降機下部コンクリートピット(149)
- 床ドレン回収槽第1室(163)
- 床ドレン回収槽第2室(165)
- 貯蔵容器搬送用洞道(201)

※9．本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

（凡例）

記　号	名　称
L__J	仮受皿

※10．流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

※11．当該槽に設置のかくはん機を停止する。

・施設内で発生した廃液を受け入れる検査槽、検査槽に接続する配管（バイパス、ベントライン，ドレン配管等を除く）、ポンプを主流路に設置される設備、機器として抽出
・主流路の配管上に設置される弁等は、安全機能を要求する機器に該当しないため配管として整理、ドレンは主流路対象外

【凡例】
赤線：主となる流路
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

青引き出し線：主流路としない考え方の補足

水色四角囲い：耐震クラス

低レベル廃液処理設備の耐震クラスは，全て「C/―」

客先名	日本原燃株式会社殿	オーダーアイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋（PA） 液体廃棄設備（J）　液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程：0172(10/15)		
客先図面番号	PM-0172-4421-016	改訂	13
図面番号	PX-7210056	改訂	13

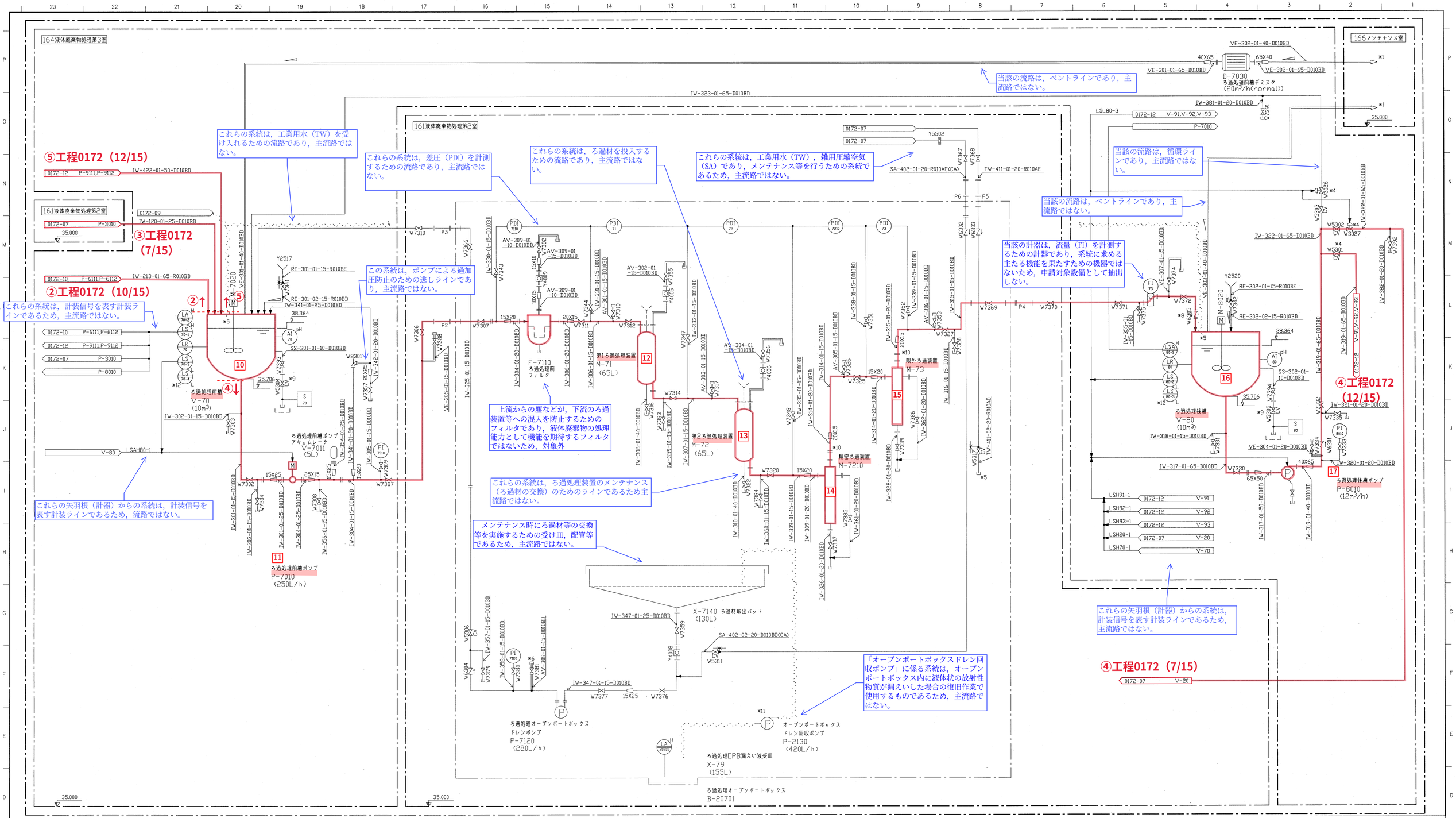

注記

*1. 建屋換気排気口近傍迄ルーティングする。

*2. 計器類のうち ⊖ にて表記しているものについては現場監視制御盤及び中央監視室に表示する。

*3. 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

（凡例）

記号	名称
-I- -II- -III-	貫通口
⌊ ⌋	仮受皿

*4. 上流配管の分岐部に可能な限り近付けた位置に設置する。

*5. ホースで工業用水を供給する。

*6. P-7120液張り用としても使用。

*7. OPB内のドレンはホース等を用いて行う。

*8. W6305はP-7010の付属であり，機器側で手配する。

*9. 流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

*10. エレメント交換時に取り外す。

*11. P-2130はB-10701と兼用する。

*12. 当該槽に設置のかくはん機を停止する。

【凡例】
赤線：主となる流路
□番号：機器等との紐付け番号（[1]，[2]，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

青引き出し線：主流路としない考え方の補足

水色四角囲い：耐震クラス

・ろ過処理装置内の貯槽、フィルタ、接続する配管、ポンプを主流路に設置される設備、機器として抽出
・オープンポートボックスは，機器単体として，別途整理
・漏えい検知器は，（２）にて抽出

低レベル廃液処理設備の耐震クラスは，全て「C/―」

客先名	日本原燃株式会社殿	オーダーノアイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋（PA） 液体廃棄設備（J） 液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程：0172(11/15)		
客先図面番号	PM-0172-4421-017	改訂	13
図面番号	PX-7210057	改訂	13

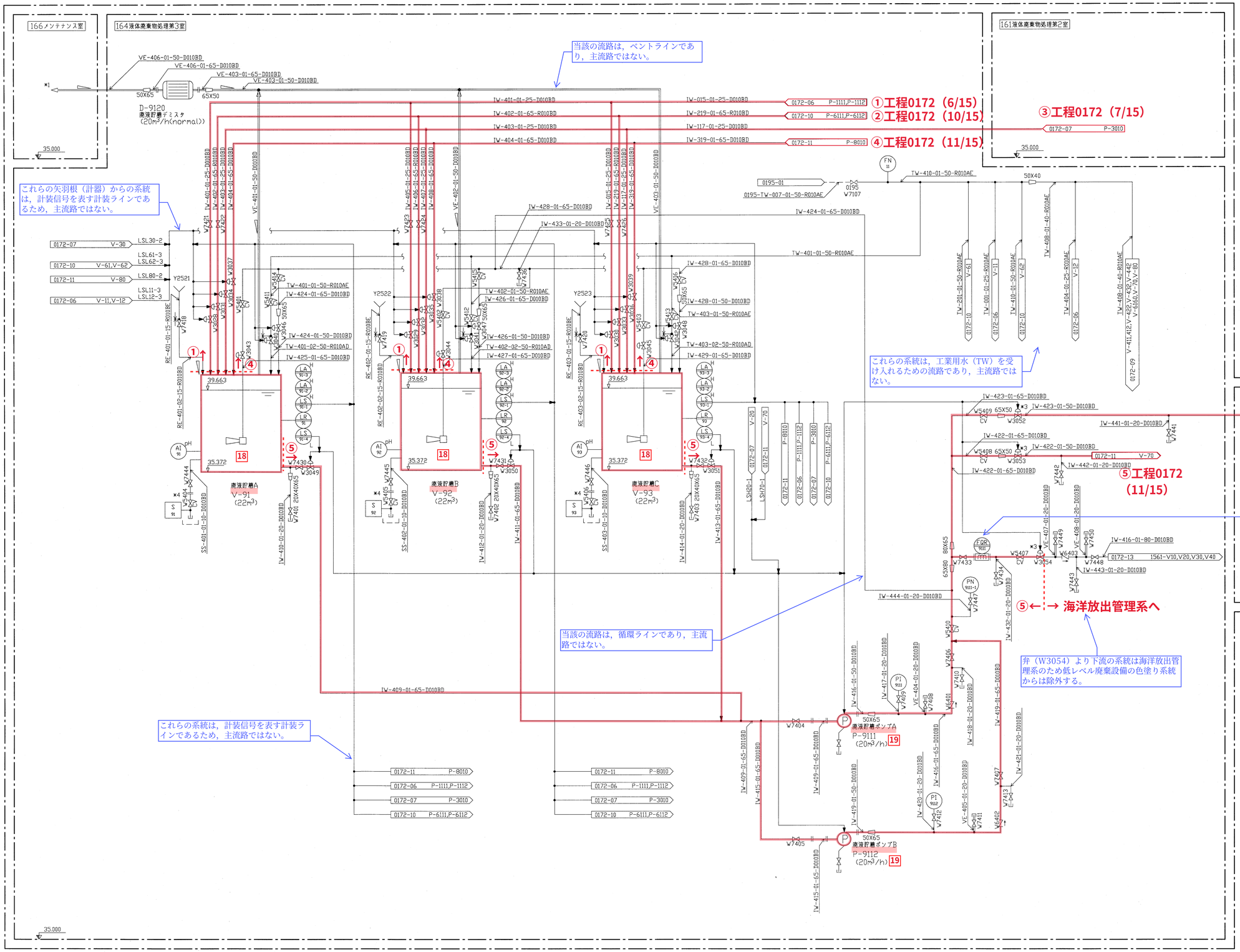

注記

*1. 建屋換気排気口近傍乞ルーティングする。

*2. 計器類のうち ⊖ にて表記しているものについては現場監視制御盤及び中央監視室に表示する。

*3. 上流配管の分岐部に可能な限り近付けた位置に設置する。

*4. 流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

*5. 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

（凡例）

記号	名称
⌊＿⌋	仮受皿

低レベル廃液処理設備の耐震クラスは，全て「C/—」

・廃液貯槽，廃液貯蔵に接続する配管，ポンプ，排水口までの配管を主流路に設置される設備，機器として抽出
・ドレンライン，分析用の試料採取ラインは主流路対象外

【凡例】
赤線：主となる流路
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

青引き出し線：主流路としない考え方の補足

水色四角囲い：耐震クラス

客先名	日本原燃株式会社殿	オーダーアイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋（PA） 液体廃棄設備（J） 液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程：0172(12/15)		
客先図面番号	PM-0172-4421-018	改訂	17
図面番号	PX-7210058	改訂	17

1119

表面あらさ	範囲(μm)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな生地	三角法	ISO M ねじ
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～		

・主流路を設定する分析設備の分析済液処理装置から低レベル廃液処理設備の検査槽まで導く配管を主流路として抽出

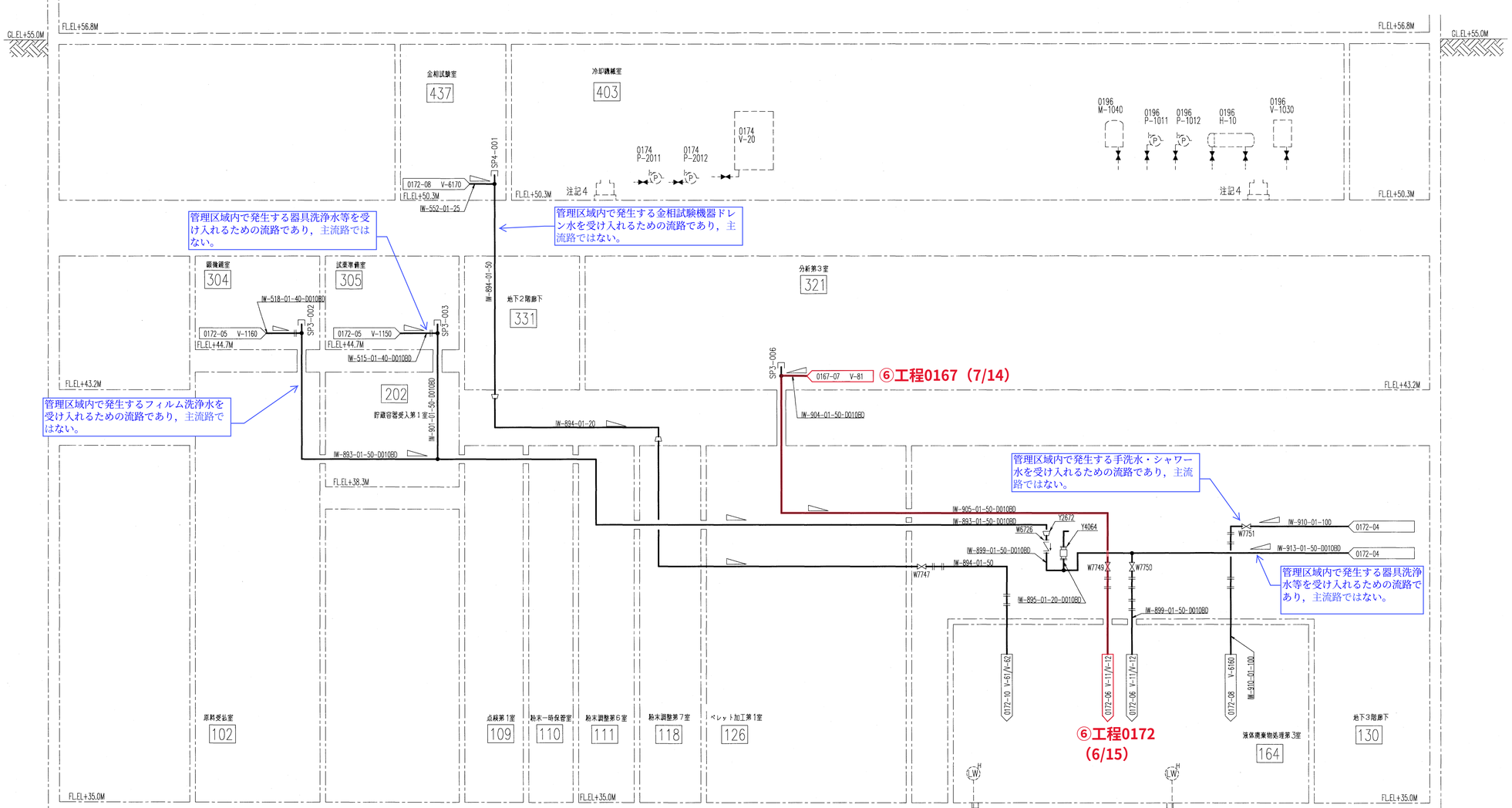

注記

1．関連図書

PX−7227100 PM−0172−4421−001	工程：0172(1/15)
PX−7227101 PM−0172−4421−002	工程：0172(2/15)
PX−7227121 PM−0172−4421−004	工程：0172(4/15)
PX−7227130 PM−0195−4421−003	工程：0195(3/4)
PX−7227131 PM−0195−4421−004	工程：0195(4/4)

2．特記無き限りラインスペックは、R010BDとする。

3．特記なき限り配管こう配は 1/200 とする。

4．冷却水設備の定常ドレンは冷却水回収運搬容器等に回収する。その後冷却水回収運搬容器等を液体廃棄物処理室へ運搬し固体系廃液検査槽に回収する。
万一のドレン弁シートリーク等の非定常ドレンは床ドレン排水口により床ドレン回収槽に回収する。

凡例

：手洗い

：スタンドパイプ

：貫通スリーブ（床、壁）

【凡例】
赤線：主となる流路
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

青引き出し線：主流路としない考え方の補足

水色四角囲い：耐震クラス

低レベル廃液処理設備の耐震クラスは，全て「C/—」

設計区分	P	客先図書番号	PM−0172−4421−003	改正 16

日本原燃株式会社殿　MOX燃料工場

燃料加工建屋（PA）
液体廃棄設備（J）　液体廃棄設備
エンジニアリングフロー図
工程：0172(3/15)

図番 PX−7227120　改正 16

図番 PX−7227120　改正 16

1120

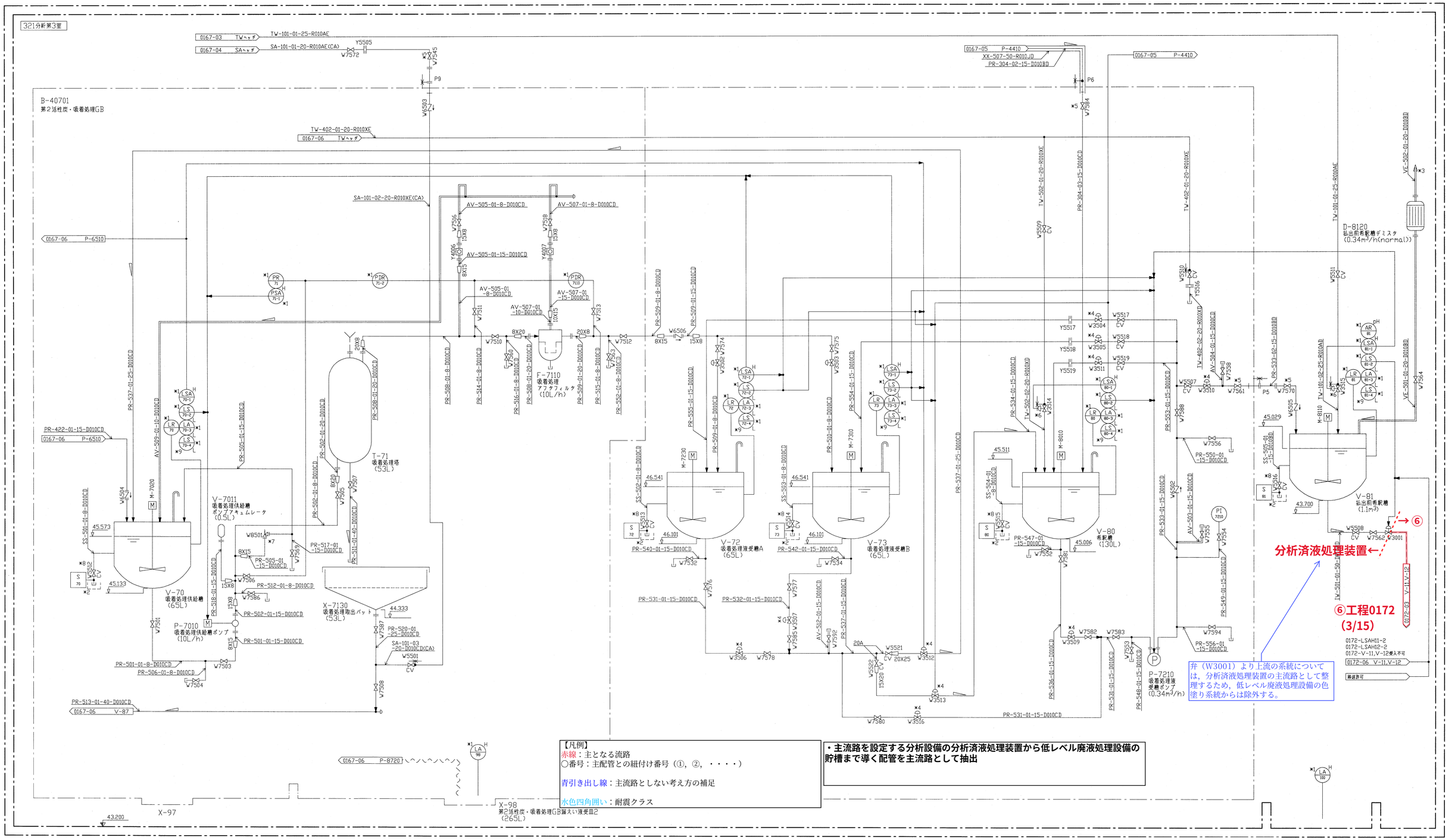

【凡例】
赤線：主となる流路
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

青引き出し線：主流路としない考え方の補足

水色四角囲い：耐震クラス

・主流路を設定する分析設備の分析済液処理装置から低レベル廃液処理設備の貯槽まで導く配管を主流路として抽出

備考

1. 注記（本図中の注記は下記に示す通り）

※1 現場監視制御盤、制御第2室及び中央監視室の監視制御盤に表示する。

※2 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

（凡例）

記号	名称
	貫通口
	仮受皿

※3 工程室排気系ダクトに接続する。

※4 分岐近傍に設置する。

※5 GB近傍に設置する。

※6 槽近傍に設置する。

※7 安全弁設置高さは変更しないこと。

※8 流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

※9 当該槽に設置のかくはん機を停止する。

低レベル廃液処理設備の耐震クラスは，全て「C/—」

客先名	日本原燃株式会社殿	オーダーノアイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋（PA） 分析設備（G） 分析済液処理設備 エンジニアリングフロー図 工程：0167〈7/14〉		
客先図面番号	PM-0167-4421-007	改訂	14
図面番号	PX-7210007	改訂	14

（２）低レベル廃液処理設備（漏えい検知）

抽出リスト（機器）（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器名称（許可）	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第3室サンプ液位	計装/放管設備（計測装置）	PA0172-LE-101	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	EFD 工程0172（6/15） ﾙｰﾌﾟ図 SHEET №028
2											PA0172-LE-102										EFD 工程0172（6/15） ﾙｰﾌﾟ図 SHEET №028-1
3											PA0172-LE-103										EFD 工程0172（6/15） ﾙｰﾌﾟ図 SHEET №028-2
4	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第1室サンプ液位	計装/放管設備（計測装置）	PA0172-LE-110	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	EFD 工程0172（7/15） ﾙｰﾌﾟ図 SHEET №028-3
5	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第2室サンプ液位	計装/放管設備（計測装置）	PA0172-LE-200	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	EFD 工程0172（9/15） ﾙｰﾌﾟ図 SHEET №029
6	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第1室サンプ液位	計装/放管設備（計測装置）	PA0172-LE-300	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	EFD 工程0172（9/15） ﾙｰﾌﾟ図 SHEET №030
7	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備（計測装置）	PA0172-LE-10701	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	EFD 工程0172（7/15） ﾙｰﾌﾟ図 SHEET №075
8	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	計装/放管設備（計測装置）	PA0172-LE-20701	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	EFD 工程0172（11/15） ﾙｰﾌﾟ図 SHEET №076

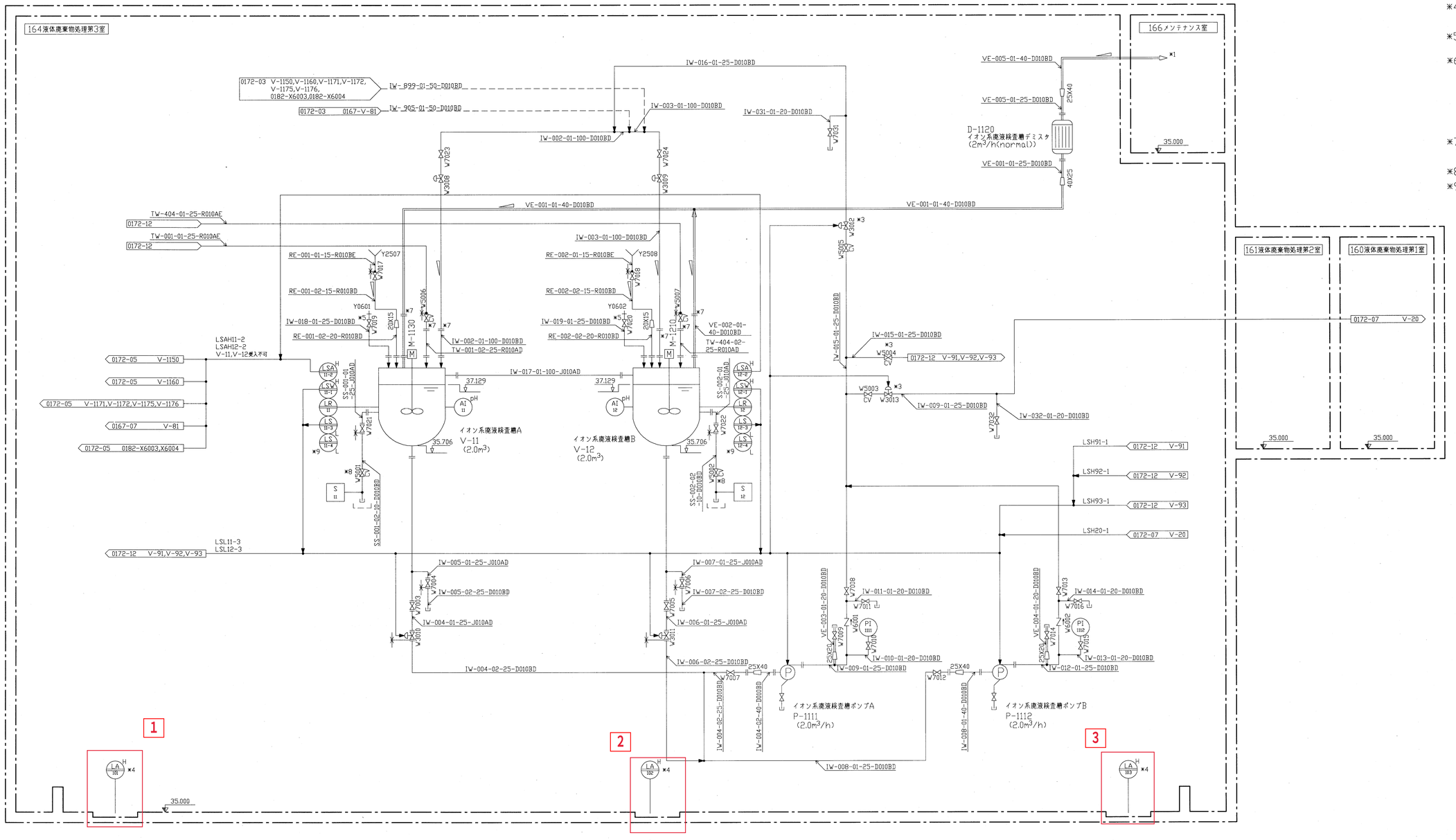

注記

*1. 建屋換気排気口近傍迂ルーティングする。

*2. 計器類のうち ⊖ にて表記している
ものについては現場監視制御盤及び中央監視室
に表示する。

*3. 上流配管の分岐部に可能な限り近づけた
位置に設置する。

*4. 漏えい検知範囲は液体廃棄物処理第3室
全体を対象とする。

*5. V-6191,V-6195等容器からの廃液移送用。

*6. 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

(凡例)

記 号	名 称
⌊ ⌋	仮受皿

*7. V-11,V-12の天板～本体間のフランジ部ガスケット
交換時に取り外す。

*8. 流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

*9. 当該槽に設置のかくはん機を停止する。

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/—」

客先名 日本原燃株式会社殿	オーダーアイテム 2917372/6000
プロジェクト MOX燃料工場	設計区分 P
図書名称 燃料加工建屋（PA） 液体廃棄設備（J） 液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程：0172(6/15)	
客先図面番号 PM-0172-4421-012	改訂 13
図面番号 PX-7210052	改訂 13

1124

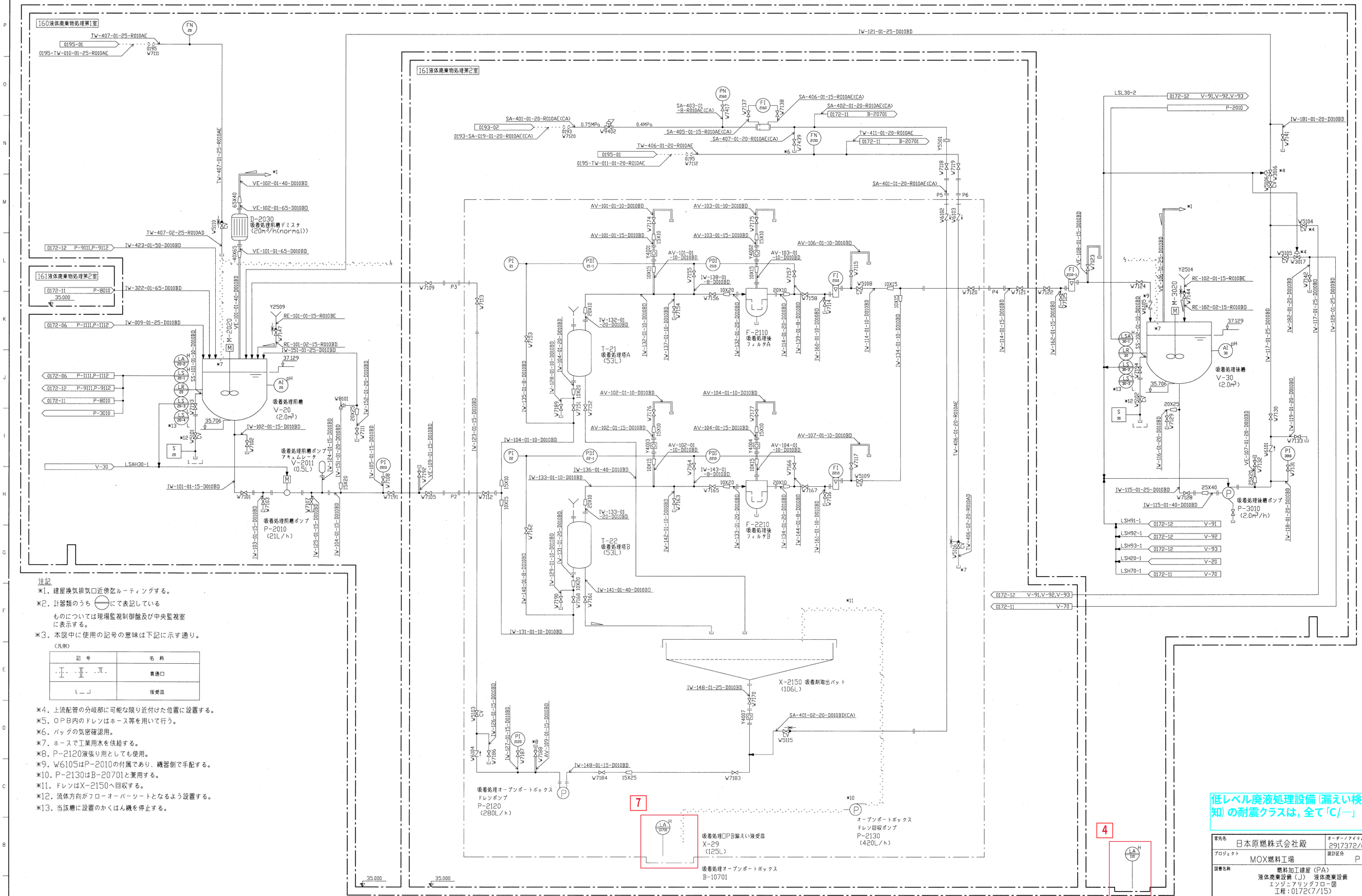

注記

※1. 建屋換気排気口近傍迄ルーティングする。

※2. 計器類のうち ⊖ にて表記している
ものについては現場監視制御盤及び中央監視室
に表示する。

※3. 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

(凡例)

記号	名称
-⊥- -Ⅱ- -π-	貫通口
L__J	仮受皿

※4. 上流配管の分岐部に可能な限り近付けた位置に設置する。

※5. OPB内のドレンはホース等を用いて行う。

※6. バッグの気密確認用。

※7. ホースで工業用水を供給する。

※8. P-2120液張り用としても使用。

※9. W6105はP-2010の付属であり、機器側で手配する。

※10. P-2130はB-20701と兼用する。

※11. ドレンはX-2150へ回収する。

※12. 流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

※13. 当該槽に設置のかくはん機を停止する。

低レベル廃液処理設備(漏えい検知)の耐震クラスは，全て「C/—」

客先名	日本原燃株式会社殿	オーダー/アイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋(PA) 液体廃棄設備(J) 液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程:0172(7/15)		
客先図面番号	PM-0172-4421-013	改訂	15
図面番号	PX-7210053	改訂	15

1125

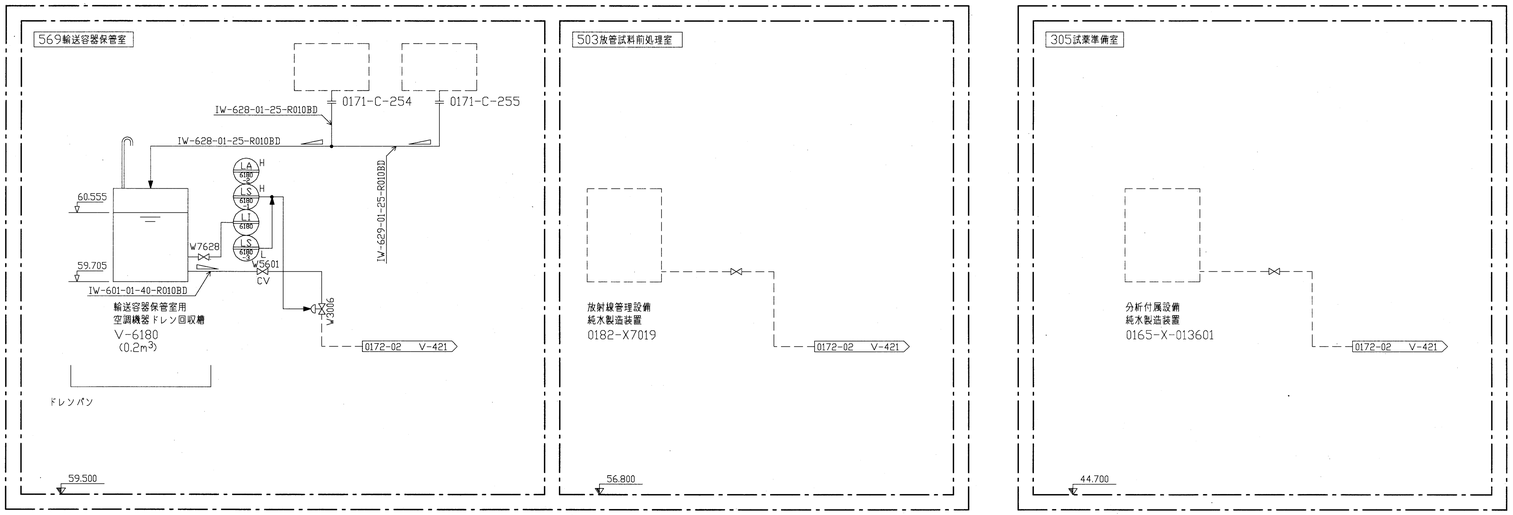

注記

*1. 建屋換気排気口近傍乏ルーティングする。

*2. 計器類のうち ⊖ にて表記している
ものについては現場監視制御盤及び中央監視室
に表示する。

*3. 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

(凡例)

記号	名称
⊏:コ | ⊏:二	床又は壁貫通スリーブ

*4. ホースで工業用水を供給する。

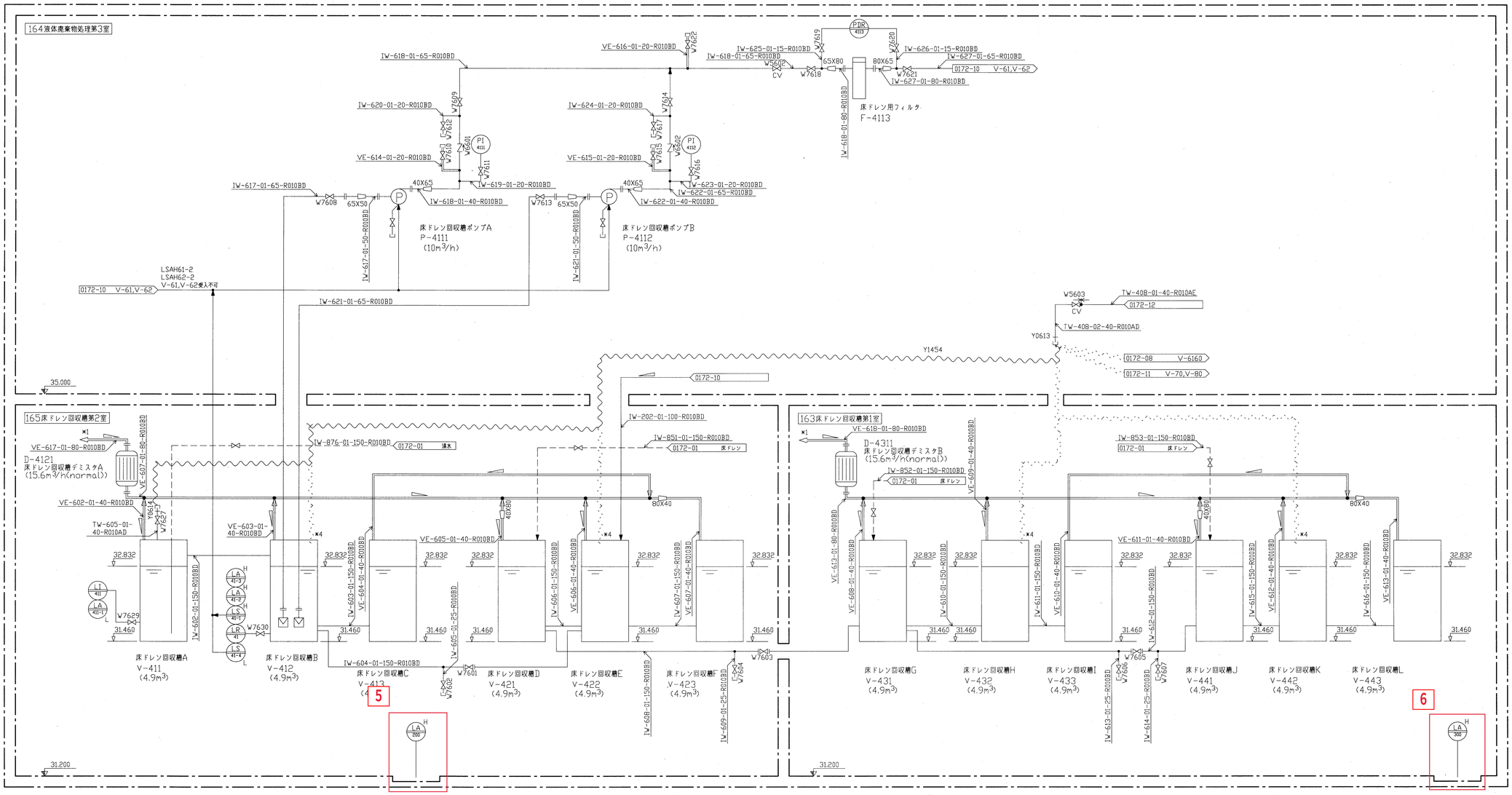

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/—」

客先名	日本原燃株式会社殿	オーダーアイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋（PA） 液体廃棄設備（J） 液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程：0172(9/15)		
客先図面番号	PM-0172-4421-015	改訂	11
図面番号	PX-7210055	改訂	11

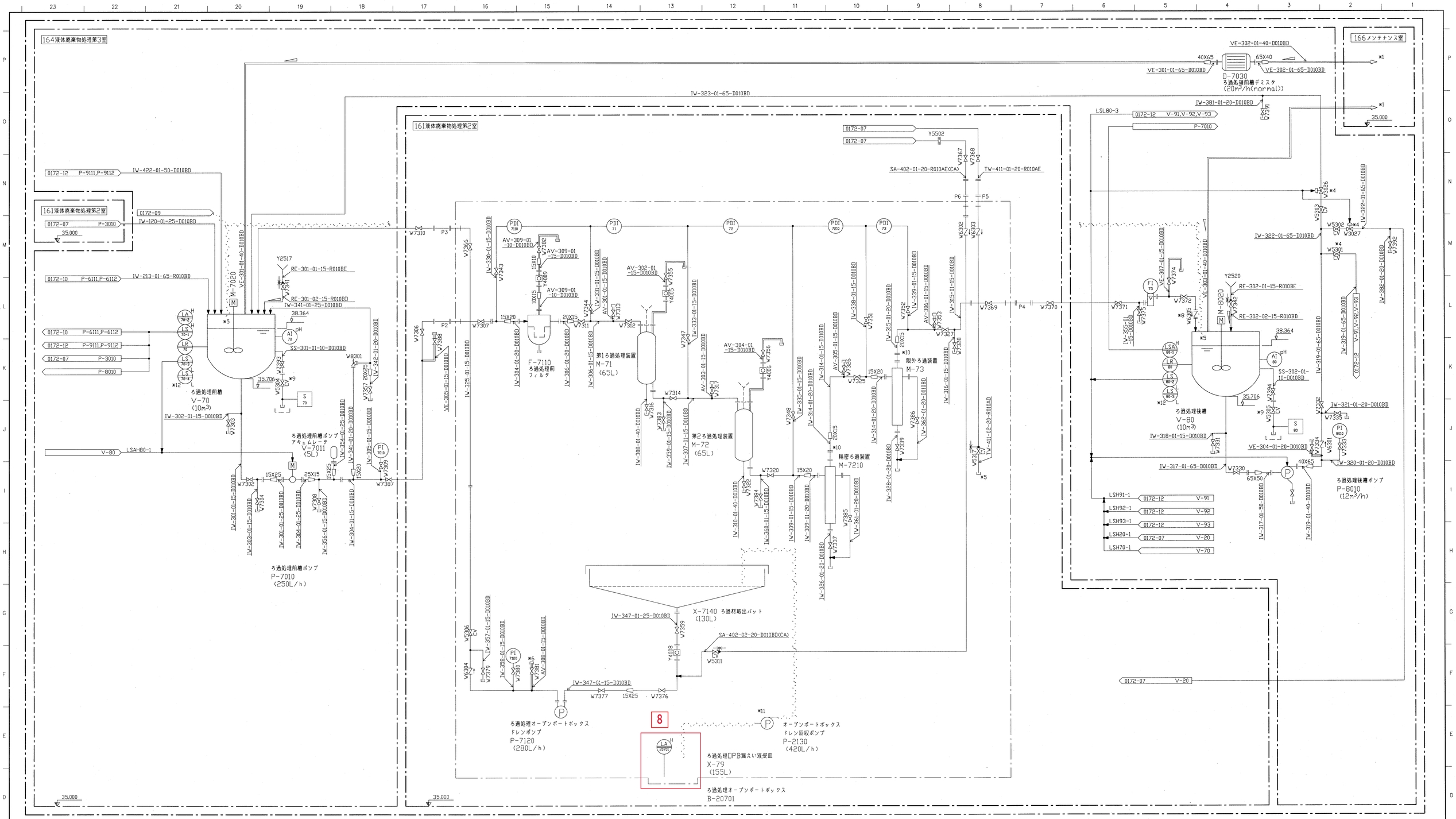

注記

*1. 建屋換気排気口近傍迄ルーティングする。

*2. 計器類のうち ⊖ にて表記している
ものについては現場監視制御盤及び中央監視室
に表示する。

*3. 本図中に使用の記号の意味は下記に示す通り。

(凡例)

記号	名称
-I- -II- -III-	貫通口
⌊ ⌋	仮受皿

*4. 上流配管の分岐部に可能な限り近付けた位置に設置する。

*5. ホースで工業用水を供給する。

*6. P-7120液張り用としても使用。

*7. OPB内のドレンはホース等を用いて行う。

*8. W6305はP-7010の付属であり、機器側で手配する。

*9. 流体方向がフローオーバーシートとなるよう設置する。

*10. エレメント交換時に取り外す。

*11. P-2130はB-10701と兼用する。

*12. 当該槽に設置のかくはん機を停止する。

低レベル廃液処理設備(漏えい検知)の耐震クラスは，全て「C/—」

客先名	日本原燃株式会社殿	オーダーノアイテム	2917372/6000
プロジェクト	MOX燃料工場	設計区分	P
図書名称	燃料加工建屋(PA) 液体廃棄設備(J) 液体廃棄設備 エンジニアリングフロー図 工程:0172(11/15)		
客先図面番号	PM-0172-4421-017	改訂	13
図面番号	PX-7210057	改訂	13

設計区分	P	客先図書番号	PM-0172-4522-001	改訂 8

日本原燃株式会社殿

MOX燃料工場

燃料加工建屋（PA）

計測制御設備(J)

計装ループブロック図

目　　次

	工程	TAG No.	計測点名称	SHEET No.	Rev.
	液体廃棄設備				
	PA0172	A-11	イオン系廃液検査槽ApH	001	6
	PA0172	L-11	イオン系廃液検査槽A液位	002	9
	PA0172	A-12	イオン系廃液検査槽BpH	003	6
	PA0172	L-12	イオン系廃液検査槽B液位	004	9
	PA0172	A-20	吸着処理前槽pH	005	6
	PA0172	L-20	吸着処理前槽液位	006	9
	PA0172	A-30	吸着処理後槽pH	010	6
	PA0172	L-30	吸着処理後槽液位	011	9
	PA0172	L-41	床ドレン回収槽液位	012	9
	PA0172	A-61	固体系廃液検査槽ApH	013	6
	PA0172	L-61	固体系廃液検査槽A液位	014	9
	PA0172	A-62	固体系廃液検査槽BpH	015	6
	PA0172	L-62	固体系廃液検査槽B液位	016	9
	PA0172	A-70	ろ過処理前槽pH	017	6
	PA0172	L-70	ろ過処理前槽液位	018	9
	PA0172	A-80	ろ過処理後槽pH	023	6
	PA0172	L-80	ろ過処理後槽液位	024	9
	PA0172	A-91	廃液貯槽ApH	024-1	3
	PA0172	L-91	廃液貯槽A液位	025	9
	PA0172	A-92	廃液貯槽BpH	025-1	3
	PA0172	L-92	廃液貯槽B液位	026	9
	PA0172	A-93	廃液貯槽CpH	026-1	3
	PA0172	L-93	廃液貯槽C液位	027	9
1	PA0172	L-101	液体廃棄物処理第3室サンプA液位	028	10
2	PA0172	L-102	液体廃棄物処理第3室サンプB液位	028-1	7
3	PA0172	L-103	液体廃棄物処理第3室サンプC液位	028-2	7
4	PA0172	L-110	液体廃棄物処理第1室サンプ液位	028-3	7
5	PA0172	L-200	床ドレン回収槽第2室サンプ液位	029	10
6	PA0172	L-300	床ドレン回収槽第1室サンプ液位	030	10
	PA0172	L-400	貯蔵溶器搬送用洞道ピット液位	031	9
	PA0172	L-411	床ドレン回収槽A液位	031-1	6
	PA0172	X-500	廃液移送配管漏えい	032	7
	PA0172	X-501-1	地下1階北第1配管室二重配管入口側漏えい	033	9
	PA0172	X-502-1	ユーティリティ用洞道二重配管入口側漏えい	035	7
	PA0172	X-503-1	マンホールN－3二重配管入口側漏えい	037	7
	PA0172	X-503-2	マンホールN－3二重配管出口側漏えい	038	7
	PA0172	X-504-1	マンホールN－2二重配管入口側漏えい	039	6
	PA0172	X-504-2	マンホールN－2二重配管出口側漏えい	040	7
	PA0172	X-505-1	マンホールN－1二重配管入口側漏えい	047	7
	PA0172	X-505-2	マンホールN－1二重配管出口側漏えい	047-1	4

17

目　　次

工程	TAG No.	計測点名称	SHEET No.	Rev.
PA0172	A-1150	試薬準備室用廃液回収槽pH	048	6
PA0172	L-1150	試薬準備室用廃液回収槽液位	049	9
PA0172	A-1160	顕微鏡室用廃液回収槽pH	052	6
PA0172	L-1160	顕微鏡室用廃液回収槽液位	053	9
PA0172	A-1171	放管試料前処理室用廃液回収槽ApH	054	6
PA0172	L-1171	放管試料前処理室用廃液回収槽A液位	055	9
PA0172	A-1172	放管試料前処理室用廃液回収槽BpH	056	6
PA0172	L-1172	放管試料前処理室用廃液回収槽B液位	057	9
PA0172	A-1175	放管試料前処理室用廃液回収槽CpH	058	6
PA0172	L-1175	放管試料前処理室用廃液回収槽C液位	059	9
PA0172	A-1176	放管試料前処理室用廃液回収槽DpH	060	6
PA0172	L-1176	放管試料前処理室用廃液回収槽D液位	061	9
PA0172	PD-4113	床ドレン用フィルタ差圧	064	6
PA0172	L-6160	手洗水・シャワー水受槽液位	068	9
PA0172	PD-6162	手洗水・シャワー水用フィルタ差圧	069	6
PA0172	L-6170	金相試験室用廃液回収槽液位	070	10
PA0172	L-6180	輸送容器保管室用空調機器ドレン回収槽液位	071	9
PA0172	F-9111	液体廃液移送流量	074	9
液体廃棄設備（グローブボックス廻り）				
7 PA0172	L-10701	吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	075	10
8 PA0172	L-20701	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位	076	10
PA0172	T-10701	吸着処理オープンポートボックス温度	101	5
PA0172	X-10701	吸着処理オープンポートボックス温度上昇率	102	7
PA0172	-	吸着処理オープンポートボックス火災	103	5
PA0172	PD-10841	吸着処理オープンポートボックス排気フィルタ差圧	104	5
PA0172	T-20701	ろ過処理オープンポートボックス温度	105	6
PA0172	X-20701	ろ過処理オープンポートボックス温度上昇率	106	7
PA0172	-	ろ過処理オープンポートボックス火災	107	5
液体廃棄設備（内部溢水対策漏水検知）				
PA0172	X120-1	ペレット加工第3室堰内漏水	108	1
PA0172	X120-2	ペレット加工第3室漏水	109	1
PA0172	X120-3	ペレット加工第3室漏水	110	1
PA0172	X127-1	ペレット加工第2室漏水	111	1
PA0172	X127-2	ペレット加工第2室漏水	112	1
PA0172	X130-1	地下3階廊下北西側漏水	113	1
PA0172	X130-2	地下3階廊下北東側漏水	114	1
PA0172	X130-3	地下3階廊下南西側漏水	115	1
PA0172	X130-4	地下3階廊下南東側漏水	116	1
PA0172	X133	ダンパ駆動用ボンベ第2室漏水	117	1
PA0172	X156	ダンパ駆動用ボンベ第1室漏水	118	1
PA0172	X205	地下3階中2階廊下漏水	119	1
PA0172	X302	分析第1室漏水	120	1

燃料加工建屋　液体廃棄設備（J）

液体廃棄設備（PA0172）

SHEET NO. 028
TAG NO. L-101
DATE
REVISED 10
BY

液体廃棄物処理第３室サンプＡ液位

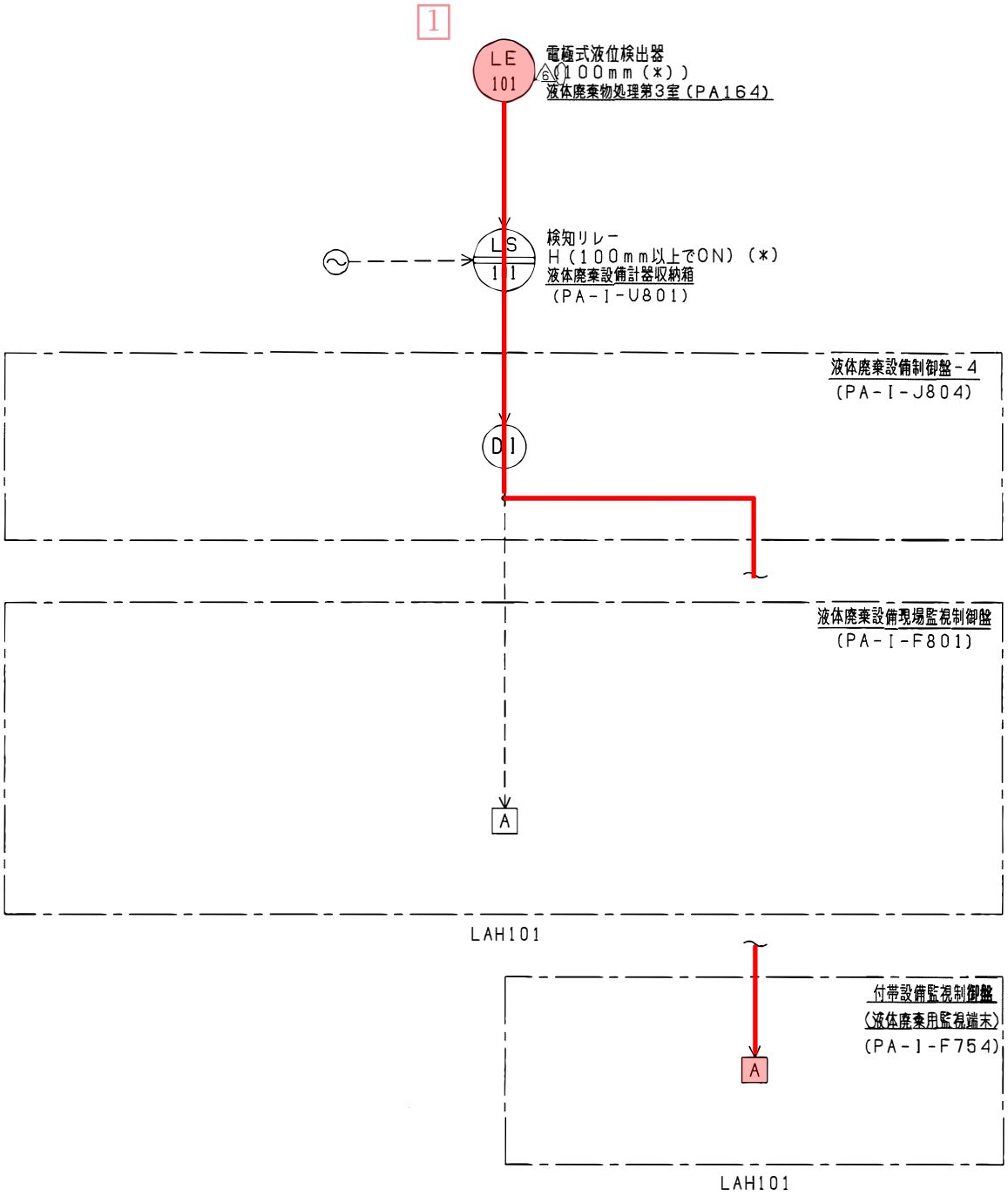

・液体廃棄物の漏えいを検知し，警報が中央監視室（522室）に発報する系統であることを確認する。

＊：サンプ底面を基準とした高さ
設工認記載は「警報動作範囲：100mm以上」

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/―」

燃料加工建屋　液体廃棄設備（J）

液体廃棄設備（PA0172）

SHEET NO. 028－1
TAG NO. L－102
DATE
REVISED 7
BY

液体廃棄物処理第３室サンプＢ液位

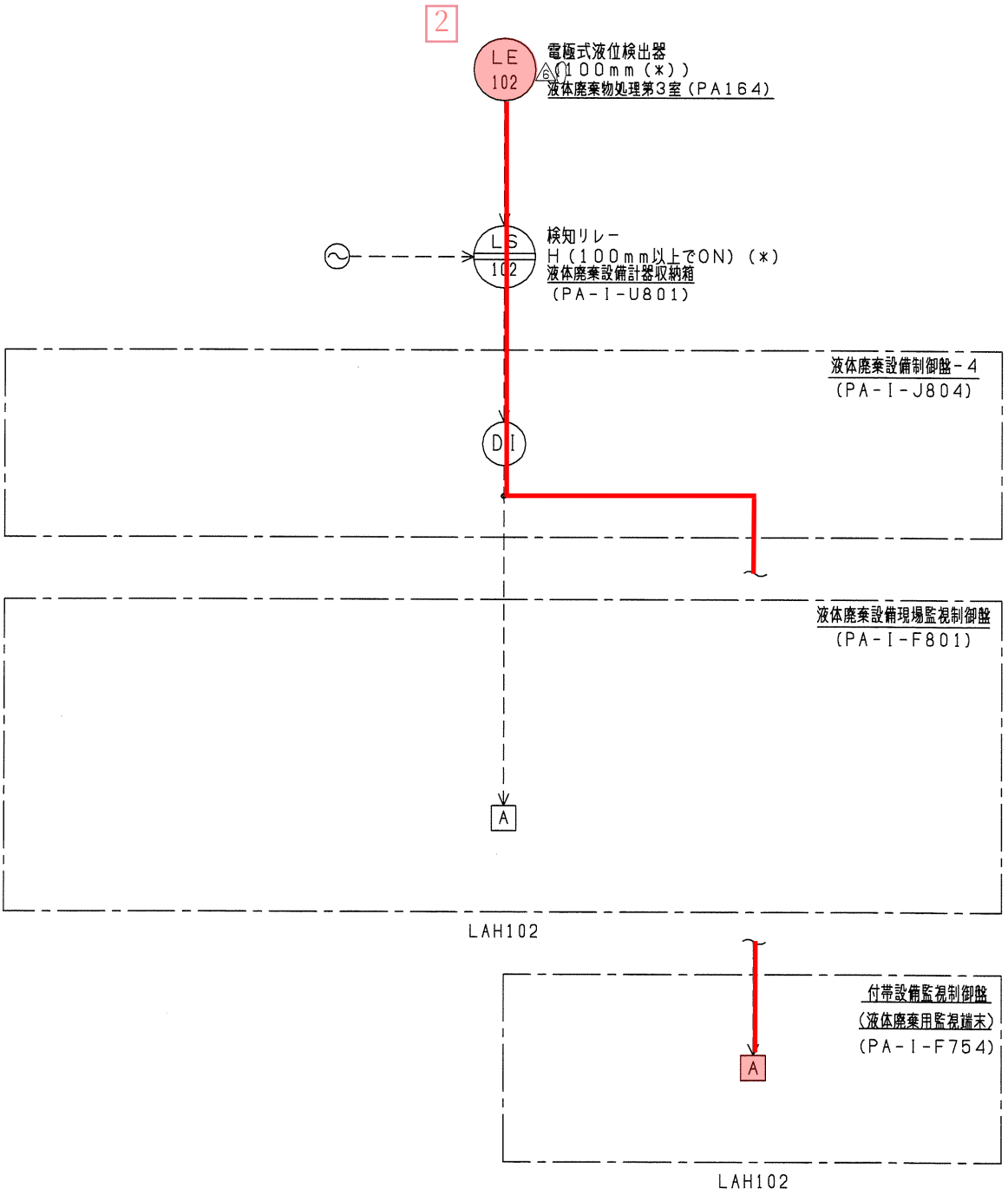

・液体廃棄物の漏えいを検知し，警報が中央監視室（522室）に発報する系統であることを確認する。

＊：サンプ底面を基準とした高さ
設工認記載は「警報動作範囲：100mm以上」

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/－」

燃料加工建屋　液体廃棄設備（J）

液体廃棄設備（PA0172）

SHEET NO. 028-2
TAG NO. L-103
DATE
REVISED 7
BY

液体廃棄物処理第３室サンプＣ液位

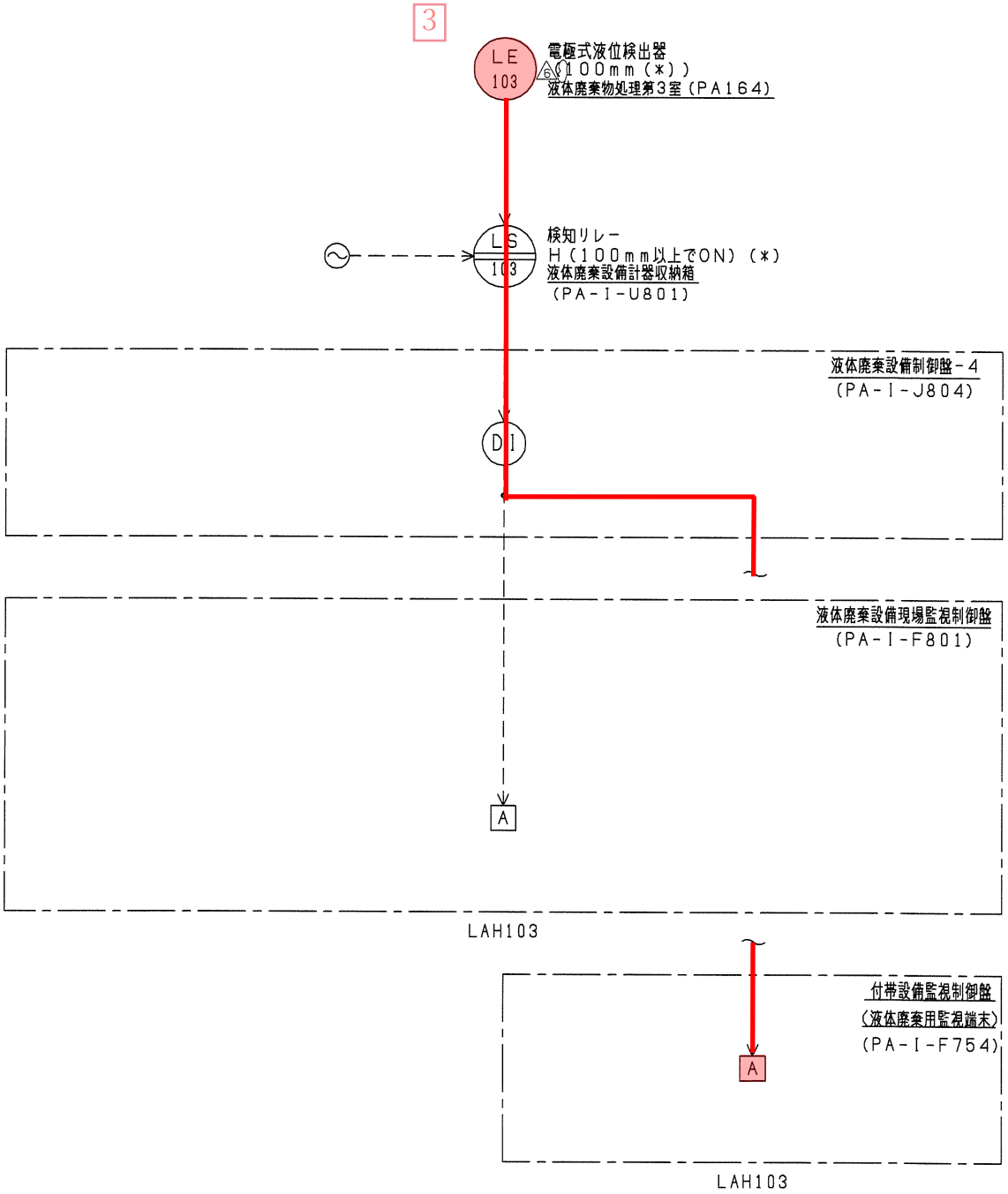

・液体廃棄物の漏えいを検知し，警報が中央監視室（522室）に発報する系統であることを確認する。

＊：サンプ底面を基準とした高さ
設工認記載は「警報動作範囲：100mm以上」

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/—」

燃料加工建屋　液体廃棄設備（J）

液体廃棄設備（PA0172）

SHEET NO. 028-3
TAG NO. L-110
DATE
REVISED 7
BY

液体廃棄物処理第１室サンプ液位

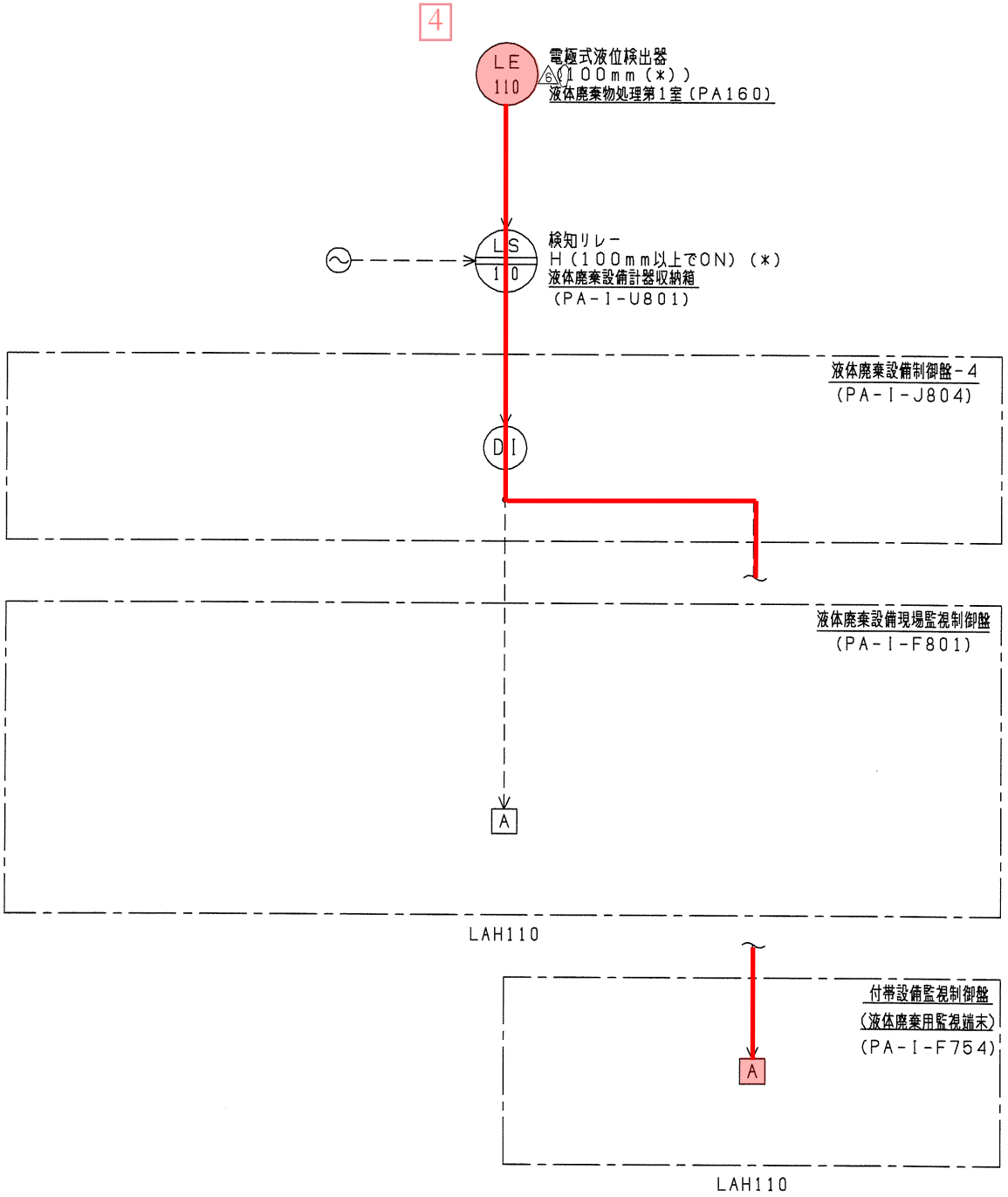

・液体廃棄物の漏えいを検知し，警報が中央監視室（522室）に発報する系統であることを確認する。

＊：サンプ底面を基準とした高さ
設工認記載は「警報動作範囲：100mm以上」

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/―」

燃料加工建屋　液体廃棄設備（J）

液体廃棄設備（PA0172）

SHEET NO. 029
TAG NO. L-200
DATE
REVISED 10
BY

床ドレン回収槽第２室サンプ液位

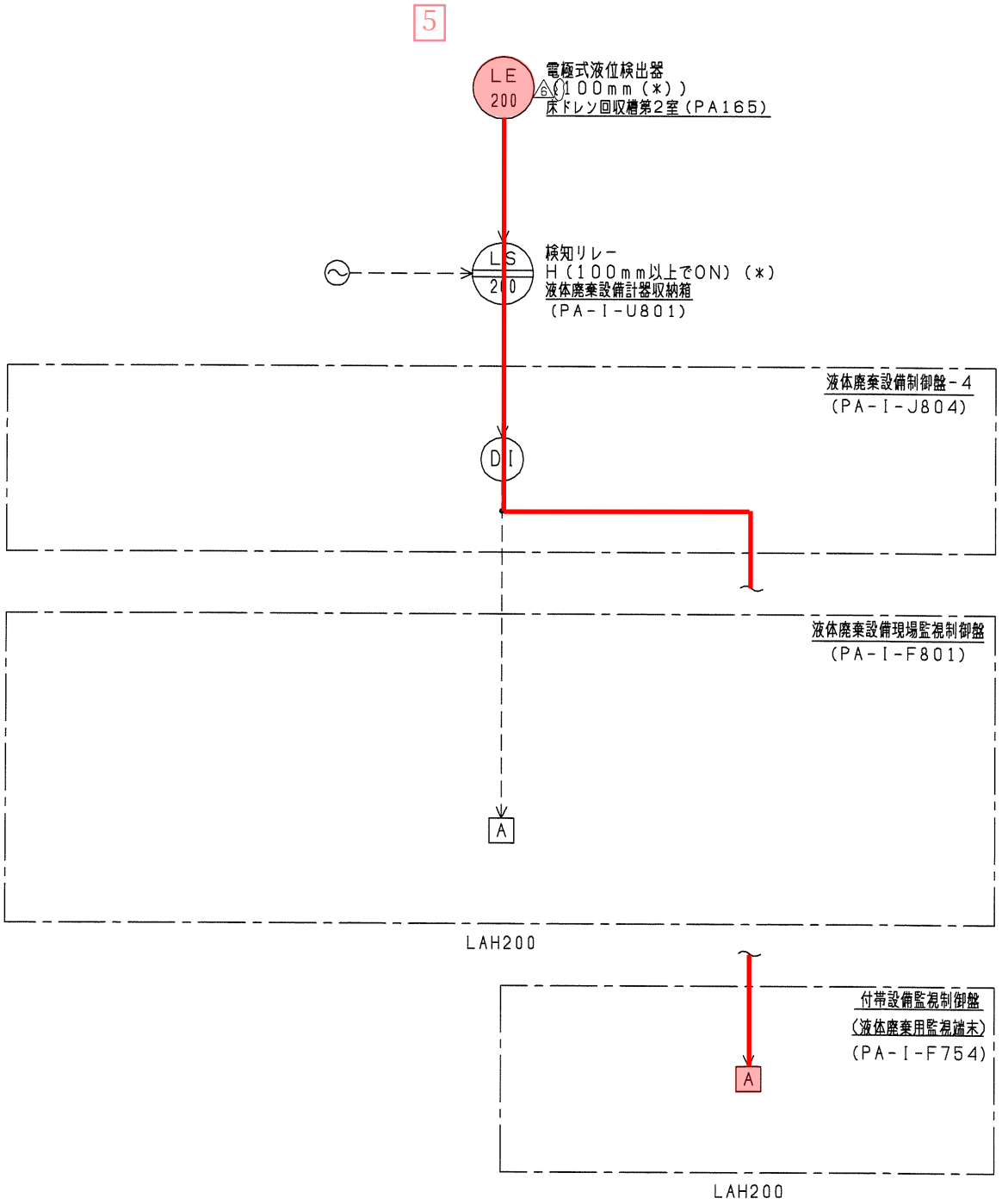

・液体廃棄物の漏えいを検知し，警報が中央監視室（522室）に発報する系統であることを確認する。

*：サンプ底面を基準とした高さ
設工認記載は「警報動作範囲：100mm以上」

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/—」

燃料加工建屋　液体廃棄設備（J）

液体廃棄設備（PA0172）

SHEET NO. 030
TAG NO. L-300
DATE
REVISED 10
BY

床ドレン回収槽第1室サンプ液位

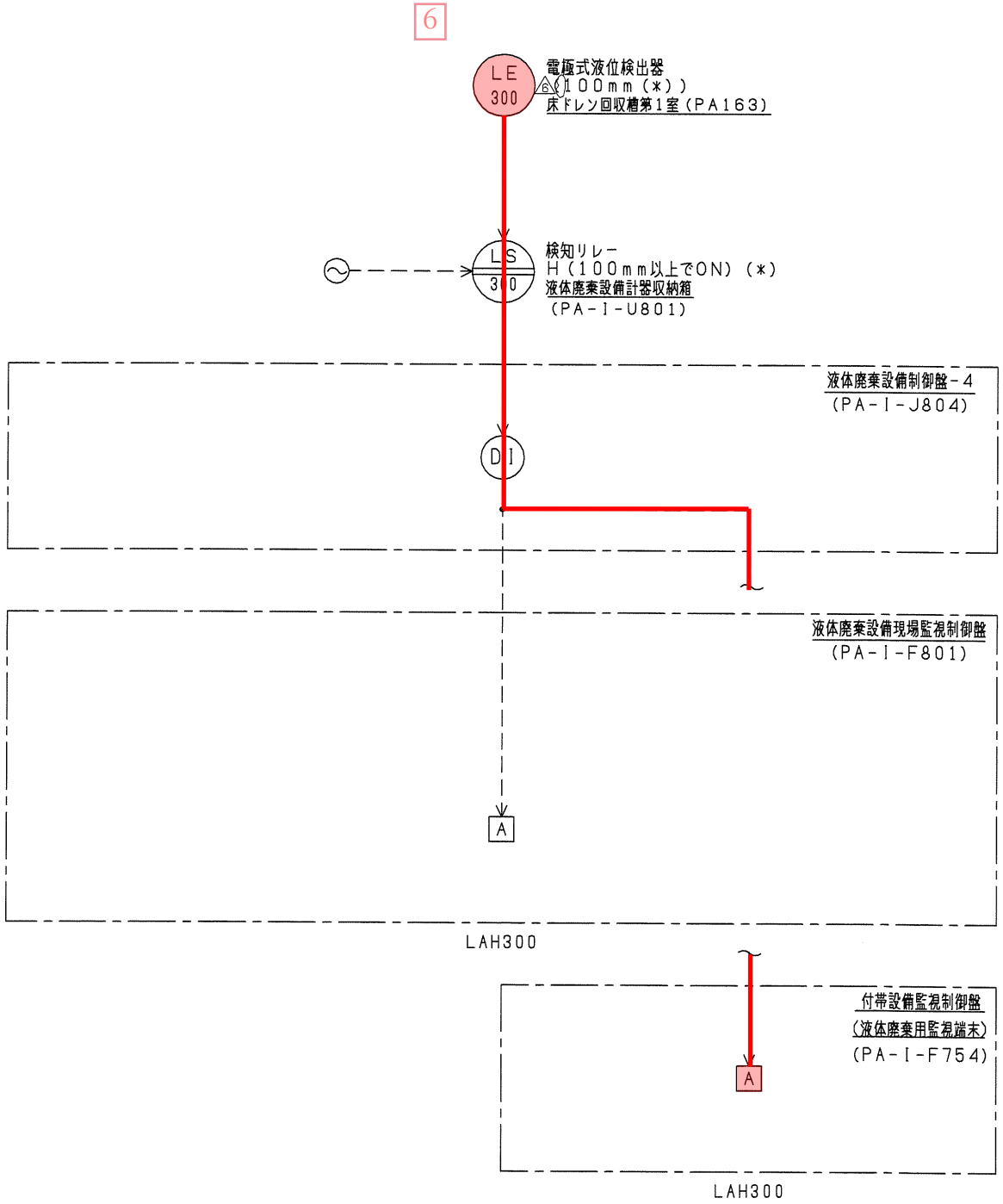

・液体廃棄物の漏えいを検知し，警報が中央監視室（522室）に発報する系統であることを確認する。

＊：サンプ底面を基準とした高さ
設工認記載は「警報動作範囲：100mm以上」

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/—」

燃料加工建屋　液体廃棄設備（J）

液体廃棄設備（PA0172）

SHEET NO. 075
TAG NO. L-10701
DATE
REVISED 10
BY

吸着処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位

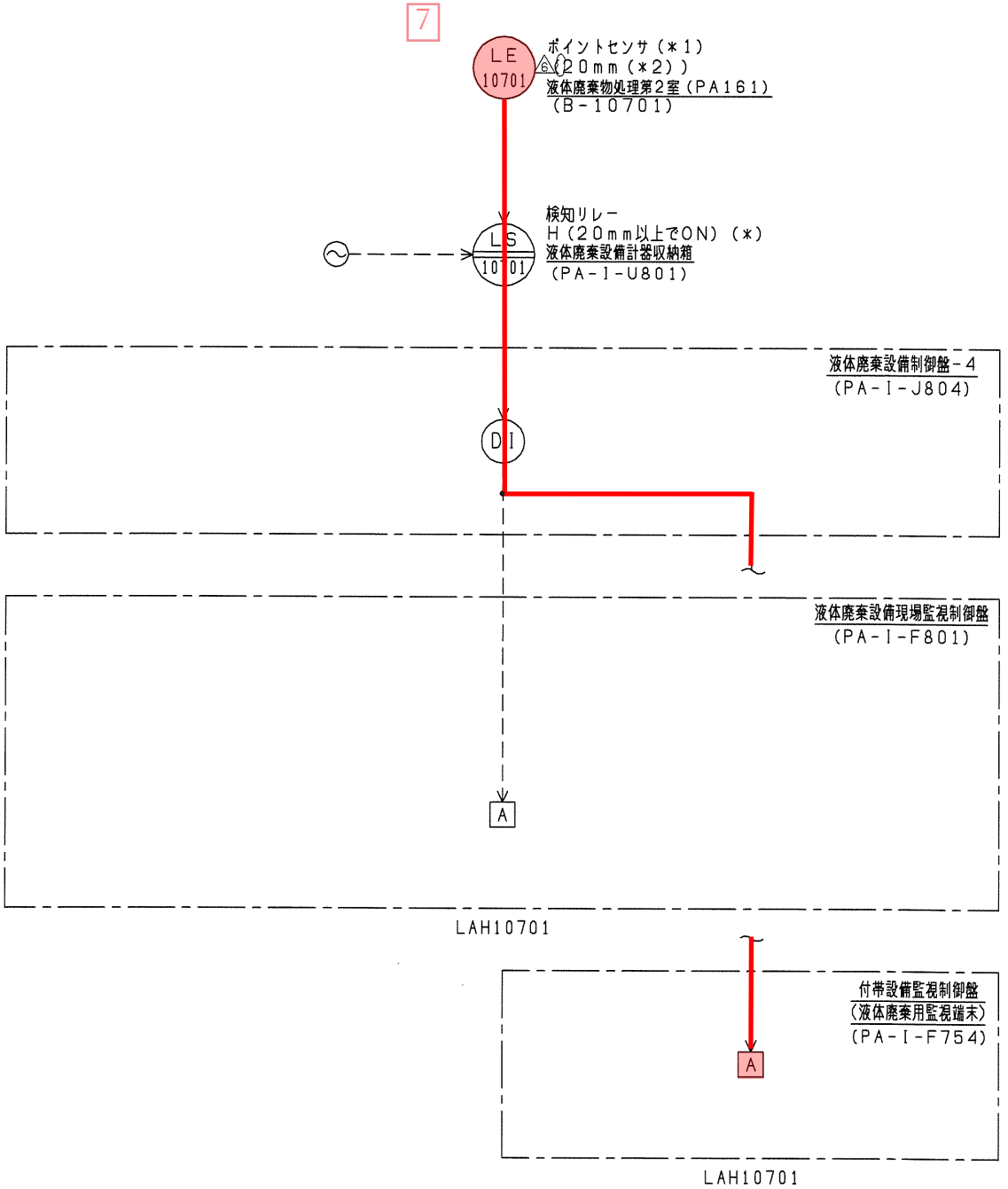

・液体廃棄物の漏えいを検知し，警報が中央監視室（522室）に発報する系統であることを確認する。

＊1：設工認記載は「電極式漏えい検出器」
＊2：漏えい検知ポット底面を基準とした高さ
　　設工認記載は「警報動作範囲：20mm以上」

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/—」

燃料加工建屋　液体廃棄設備（J）

液体廃棄設備（PA0172）

SHEET NO. 076
TAG NO. L-20701
DATE
REVISED 10
BY

ろ過処理オープンポートボックス漏えい液受皿液位

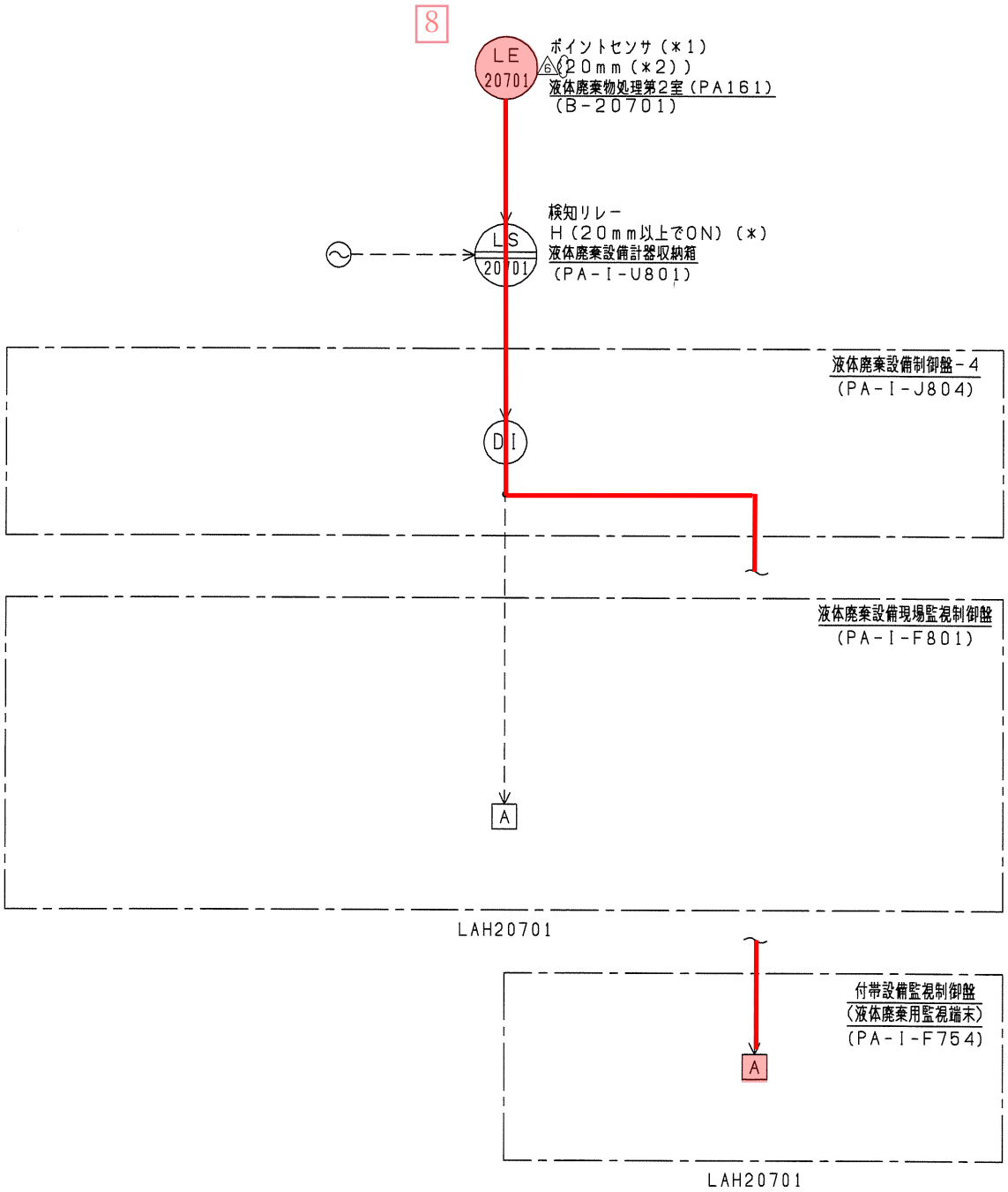

・液体廃棄物の漏えいを検知し，警報が中央監視室（522室）に発報する系統であることを確認する。

＊1：設工認記載は「電極式漏えい検出器」
＊2：漏えい検知ポット底面を基準とした高さ
　　設工認記載は「警報動作範囲：20mm以上」

低レベル廃液処理設備（漏えい検知）の耐震クラスは，全て「C/—」

参考

設計図書の記載に係る留意事項

１．配管番号
２．機器番号
３．設計図書の記載に係る留意事項
４．系統図に用いるポンプ等の凡例
５．計装関係記号
６．主配管の名称の付け方の例

1．配管番号

配管番号は以下のルールに従い，設定している。

なお，設計図書の系統図においては，系統番号は明確であるため，②の流体記号から記載している。

番号	種別	説明
①	系統番号	各設備に系統番号を設定する。PA〇〇〇〇
②	流体記号	第１表参照
③	配管連番	②の流体ごとに001~999の連番とする。機器，合流点及び分岐点を経るごとに番号を進める。ただし母管については合流点及び合流点で必ずしも番号を進める必要はない。
④	セクション番号	③の配管連番ごとに01~99の連番とし，以下の場合に附番する。 ａ．配管の途中で配管クラスが変わるとき。 ただし，建屋・施設間にまたがる配管については，その限りではない。 ｂ．配管がいくつかのＧＢまたは装置を経由して元のＧＢ又は装置に戻るとき。 ｃ．配管途中で配管口径が変わるときは必要に応じ附番してよい。
⑤	配管口径	呼び径，JIS(A)表記とする。ただし“A”は記載不要
⑥	配管クラス	配管クラスは以下の表記とする。 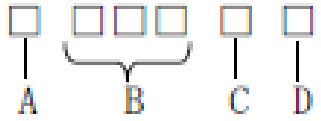 A：配管材質（第２表），B：呼び圧力（第３表），C：配管厚さ及び仕様による区分， D：配管区分（第４表）

1140

1．配管番号

第１表　流体記号

記号	種類	参考
PR	プロセスの流れ（核燃料物質を含む流れ）	Process Fluid
AV	ベント（放射性）	Active Vent
VE	ベント（非放射性）	Non-active Vent
DF	除染液（供給）	Decontamination Fluid
TW	工業用水	Treated Water
DW	飲料水	Drinking Water
DM	純水	Demineralizaed Water
CW	冷却水	Cooling Water
HW	温水	Hot Water
SH	過熱水	Super Heated Water
CH	冷水	Chilled Water
FW	消火水	Fire Service Water
SC	凝縮水	Steam Condensation
AS	蒸気	Auxiliary Steam
HF	熱媒（除 AS, SH）	Heating Fluid
CL	冷媒	Coolant
SA	雑用圧縮空気	Service Air
IA	計装用圧縮空気	Instrumentation Air
OA	制御用空気（油潤滑）	Oiled Control Air
BA	呼吸用圧縮空気	Breathing Air
GA	空気一般(エアスニファ，排気モニタのサンプリング空気)	
FN	N_2消火	
FC	CO_2消火	
VM	真空	Vacuum
WH	水圧系	Water in Hydraulic Circuit
OH	油圧系	Oil in Hydraulic Circuit

記号	種類	参考
FO	燃料油	Fuel Oil
FG	燃料ガス	Fuel Gas
HV	換気空調（除プロセス換気:AV または VE）	Heating and Ventilation
MA	中放射性廃液	Medium Active Liquid Waste
LA	低放射性廃液	Low Active Liquid Waste
VA	極低放射性廃液	Very Low Active Liquid Waste
VV	極々低放射性廃液	Very Very Low Active Liquid Waste
IW	非放射性廃液	In-active Liquid Waste
RD	雨水	Rain Water Drain
RE	試薬（ガスを含む）＊	Reagent
GW	湧水	Grounding Water
ED	機器ドレン（非放射性）	Non-active Equipment Drain
FD	床ドレン（非放射性）	Non-active Floor Drain
SD	衛生（生活）排水	Sanitary Drain
WW	一般排水	General Waste Water
SS	試料採取	Sampling System Piping
PV	気送用空気供給／排気	Pneumatic Ventilation
PT	気送	Pneumatic Transport
GP	検出端挿入	Guide Pipe（サーモカップル，中性子検出器用等，含予備挿入管）
FH	消火用ハロゲン化物	Fire Service Halides
WP	予備プロセス 将来設置／増設用の予備的措置	Waiting Pipe
XX	その他（二重管配管を含む）	

(＊) 試薬系の主ラインについては，その化学記号（HNO_3，N_2等）を当該ラインの両端等の主な配管番号の右余白に付記する。

（例）RE－○○○－○○－○○○－○○○○○○（HNO_3）

1141

１．配管番号

第２表　配管材質

記号	配　管　材　質	記号	配　管　材　質
G	SGP	Z	ジルコニウム
T	STPG ＆ STPT	C	銅
X	上記以外の炭素鋼&STPA	P	PVC（塩化ビニール）
D	SUS316L	F	鋳鉄
S	SUS304L	B	コンクリート
K	R･SUS316 ULC	J	被覆鋼
L	R･SUS304 ULC	M	強化樹脂
H	SUS316	N	高密度ポリエチレン
R	SUS304	A	アルミニウム
U	ウラナス	E	鉛
V	高 Cr 高 Mo ステンレス鋼	W	GNCF1
Y	テフロン		

第３表　呼び圧力

記号	呼　び　圧　力	記号	呼　び　圧　力
002	2K	030	30K
005	5K	040	40K
010	10K（含真空）	063	63K
016	16K	106	ANSI 1500#
020	20K	176	ANSI 2500#

第４表　配管区分

記号	区　　分	定　　義	備　考
A	加工第１種管	加工施設の化学処理施設，核燃料物質の貯蔵施設または放射性廃棄物の廃棄施設に属する管のうち，プルトニウムの放射能濃度が 37kBq/cm^{3}以上の液体（以下，プルトニウム溶液）を内包する管。	第一条の２第一項
B	加工第２種管	加工施設に属する管のうち，加工第１種管および次項に規定する加工第３種管以外の管。	第一条の２第四項
C	加工第３種管	加工施設に属する管のうち，次に掲げるもの。 イ　プルトニウム溶液の漏えいの拡大防止のために設置されるドリップトレイその他の容器 ロ　六ふっ化ウランの加熱容器 ハ　ダクト	第一条の２第七項
D	放射性流体配管	加工施設に属する管のうち，放射性物質を内包する管をいう。（ただし，上記 A～C を除く。）	
E	非放射性流体配管	加工施設に属する管のうち，上記 A～D 以外の管をいう。	

（注）該当する溶接の技術基準の条項番号は備考欄に記載してある。

（「加工施設，再処理施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」より）

１．配管番号

例）

PA0172	-	IW	-	004	-	02	-	25	-	D010BD
①		②		③		④		⑤		⑥

①：「PA0172」⇒系統番号「燃料加工建屋の工程番号0172（低レベル廃液処理設備）」

②：「IW」⇒流体記号「IW：非放射性廃液」（第１表参照）

③：「004」⇒配管連番「004」

④：「02」⇒セクション番号「02」

⑤：「25」⇒配管口径「25A」

⑥：「D010BD」

D	010	B	D
A	B	C	D

A：“D”　⇒配管材質「SUS316L」（第２表参照）
B：“010”　⇒呼び圧力「10K（含真空）」（第３表参照）
C：“B”　⇒配管厚さ及び仕様による区分（配管材質，呼び圧力で複数同様のスペックがある場合に使用する）
D：“D”　⇒配管区分「放射性流体配管」（第４表参照）

1143

2．機器番号

機器番号は以下のルールに従い，設定する。

なお，設計図書の系統図においては，系統番号は明確であるため，②の流体記号から記載している。

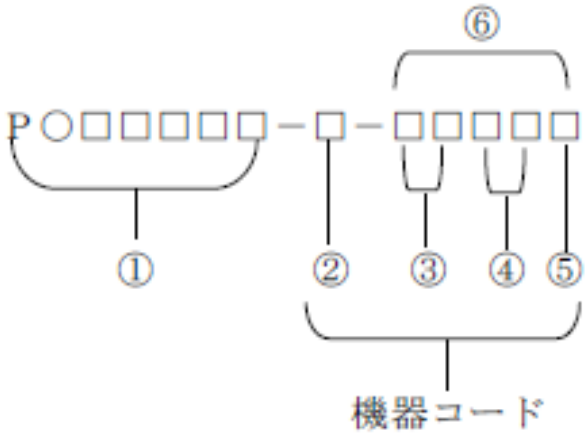

番号	種別	説明
①	系統番号	各設備に系統番号を設定する。
②	識別番号	第５表参照
③	主要機器番号	系統番号ごとに主要機器の番号を設定。並列機器等を考慮して設定する。
④	付属機器番号	主要機器ごとに附属機器の番号を設定。
⑤	追番	分析設備に関して，グローブボックス，分析機種ごとに追番を取る。
⑥	弁・アクセサリ等の番号	弁・アクセサリがある場合に使用する。

2．機器番号

第５表　機器識別番号

記号	機器	備考
A		
B	グローブボックス，フード， オープンポートボックス	
C	冷却装置・冷凍機	
D	除湿器，空気分離器，ミスト・セパレータ， 分配器	
E		
F	フィルタ	
G		
H	熱交換器，加熱装置	
I	―	使用しない
J		
K	圧縮機，排風機，送風機	
L		
M	機械装置一般	
N		
O	―	使用しない
P	ポンプ	含真空ポンプ
Q	消火栓	
R		
S	ＩＤ読取装置	
T	秤量装置	
U		
V	槽類，空調機器全般	C,D,F,H,K,W および X を除く
W	弁・ダンパ等	全形式，機能(*1)
X	その他	
Y	配管アクセサリ	トラップ，ストレーナ，オリフィス，クイックコネクタ等の配管アクセサリ（計装用を除く）および床ドレンファンネル等を含む。
Z		

(*1)機能区分は弁・ダンパ等の番号によって行う。

弁・ダンパ等の番号	機　　能　　区　　分
100 番台（または 1000 番台）	遠隔手動調節弁・遠隔手動調節ダンパ
300 番台（または 3000 番台）	遠隔オン・オフ弁・遠隔オン・オフダンパ
500 番台（または 5000 番台） ～ 700 番台（または 7000 番台）	手動弁 （現場操作弁・現場操作ダンパ，含逆止弁）
800 番台（または 8000 番台）	安全弁，逃がし弁（含真空破壊弁）
900 番台（または 9000 番台）	その他の弁およびダンパ（含自力式調整弁）

なお、遠隔自動調整弁・遠隔自動調整ダンパについては、付属書-3 計装関係記号表示・番号設定基準によるものとする。

3．設計図書の記載に係る留意事項

① 配管等の接続有無については以下のとおり記載する。

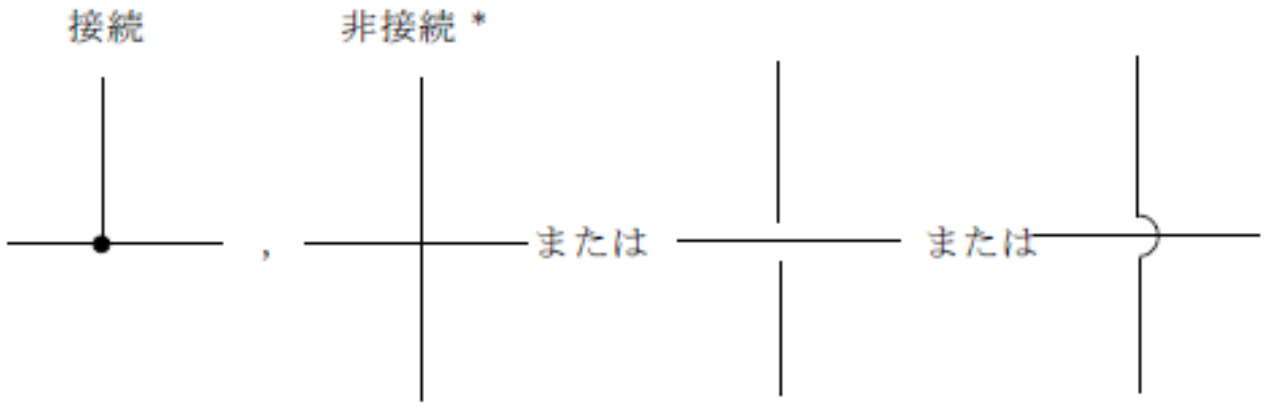

＊いずれかを混用せず用いる。

② 系統図の矢羽根の記載は以下の通り。

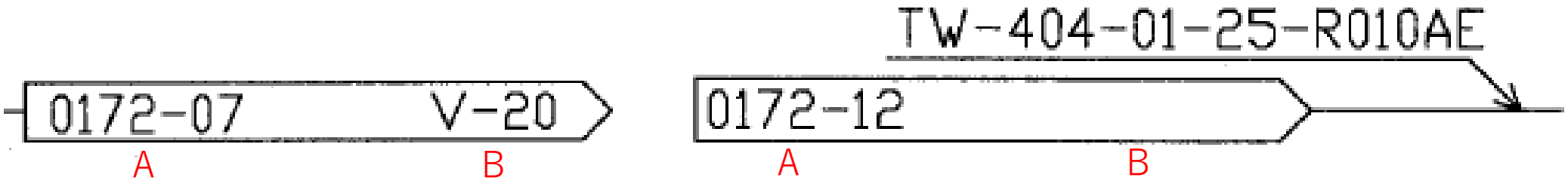

A：送り元，送り先の工程番号とその系統番号の系統図のシート番号を示す。「（系統番号）-（系統番号の系統図のシート番号）」
例示の場合は，工程番号0172の系統図の7シート目を指す。
なお，同一シート内で矢羽根で送り元，送り先を示す場合は，系統番号を省略する場合がある。

B：送り元，送り先のタンク等を特定しないと識別が難しい系統に対して機器番号等を示す。
なお，工業用水（TW）等の一般ユーティリティからの送り元の場合は，機器番号を省略する。

また，送り元又は送り先でシートが複数ある場合は，配管番号で識別する。

4．系統図に用いるポンプ等の凡例

1．機器							
円筒形タンク	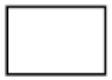 角型タンク	吸着塔	アキュムレータ	遠心ポンプ	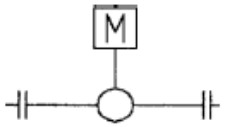 容積ポンプ一般	ドレンポンプ	デミスタ
かくはん機	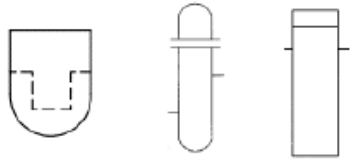 ろ過装置			取出バット	ドレン回収用運搬容器	ドレンパン	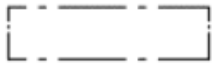 ｵｰﾌﾟﾝﾎﾟｰﾄﾎﾞｯｸｽ

2．弁類							
二方弁一般	調節弁	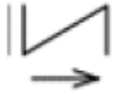 逆止弁，背圧弁	安全弁，逃し弁	フート弁	遠隔操作（弁）一般	自力式減圧弁	

1147

4．系統図に用いるポンプ等の凡例

3．配管アクセサリー							
配管	ベント	フランジ接続	ネジ込みキャップ	クイックコネクタ	フレキシブルホース	閉止フランジ	二重管
ファンネル	サイトグラス	面積式流量計	電磁式流量計	流量検出器 （オリフィス）	貫通口	レジューサ	オリフィス
配管勾配	スペック境界	試料採取	かくはんノズル				
床ドレン ファンネル	床ドレン ファンネル （グラウド埋め）	スタンドパイプ	サイトグラス	ファンネル	溶接キャップ		

4．建物関係							
室，洞道，建屋境界	or グラウンド	堰					

1148

5．計装関係記号

計装関係の記号は以下の通り。

計装品記号表

記号			区分
一般	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀまたは ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ入出力	CRTまたは ﾏﾙﾁﾙｰﾌﾟｺﾝﾄﾛｰﾗ	
			中央監視室設置計装品
LOC	LOC	LOC	個別制御室設置計装品
			現場盤設置計装品 （計装ラック内設置計装品含む）
			現場設置計装品 （現場圧力計・現場温度計等 現場直付計装品を示す）

計装品記号中の余白に計器番号を，上部に計器記号，下部に測定または制御対象機器番号，ループ連番および機器識別番号と分けて記入する。

温度等の「高」又は「低」などの機能修飾がある場合は，記号の右上に機能修飾に該当する文字を記載する。

差圧などの変量を計測する計器の場合は，被計測変量の後に続けて用いる。

DCS，PLC入出力記号

記号	説明
DI	ディジタル入力

計器用電源記号

記号	説明
～ - - - - ->	現場計器で直接電源供給が必要なもの

警報，注意報，表示灯記号

記号	説明
A	警報

計器信号線

記号	説明
- - - - - - - - - -	電気信号

例）漏えい検知の場合は，液位が一定の高さになった場合に警報を発報する計器であれば，以下の通りとなる。（現場設置に係る計器）

例）差圧発信であれば以下のとおり。（現場設置に係る計器）

1149

５．計装関係記号

計器記号表

	第1記号		第2記号	
	被計測変量	変量修飾	計測機能	機能修飾
A	分析	―	警報	―
B	予備	―	―	―
C	電導度	―	調節	閉
D	密度	差	―	―
E	電圧	―	検出器	―
F	流量	―	―	―
G	寸法	―	グラスサイトフローまたはガラス	―
H	手動	―	―	高
I	電流	―	指示	―
J	電力	―	表示灯	―
K	時間	―	―	―
L	液位	―	―	低
M	湿度	境界	―	―
N	振動	―	試料採取点または測定点	―
O	濁度	―	―	開
P	圧力	―	保護系作動	―
Q	濃度	―	積算	―
R	放射能濃度	―	記録	起動
S	速度	―	接点または指令	停止
T	温度	―	発信	―
U	多種の変量	―	多機能計器	―
V	粘度	―	バルブ・ダンパ等の調節部	―
W	重量,力	―	注意報	―
X	不特定の変量	―	その他の機能	―
Y	トルク	―	演算器，変換器，リレー	―
Z	位置	―	―	―

1150

６．主配管の名称の付け方の例

主配管、ダクトは、用途（機能）、使用範囲等を明確にするため、設計基準対象施設のみの境界、重大事故等対処設備のみの境界、兼用設備の境界等がわかるように色塗り等を行い，主配管の名称を設定する。

［用途，仕様範囲等に係る境界］

a. 設計基準対象施設のみの境界
b. 重大事故等対処設備のみの境界
c. 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界
d. 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界
e. 兼用設備の境界
f. 安全上重要な施設の境界
g. 耐震重要度分類Ｓクラスの境界，1.2Ssの境界
h. 主配管と非主配管の境界

1151

６．主配管の名称の付け方の例

例１）主配管等の名称の設定（それぞれに境界が設定されている場合）

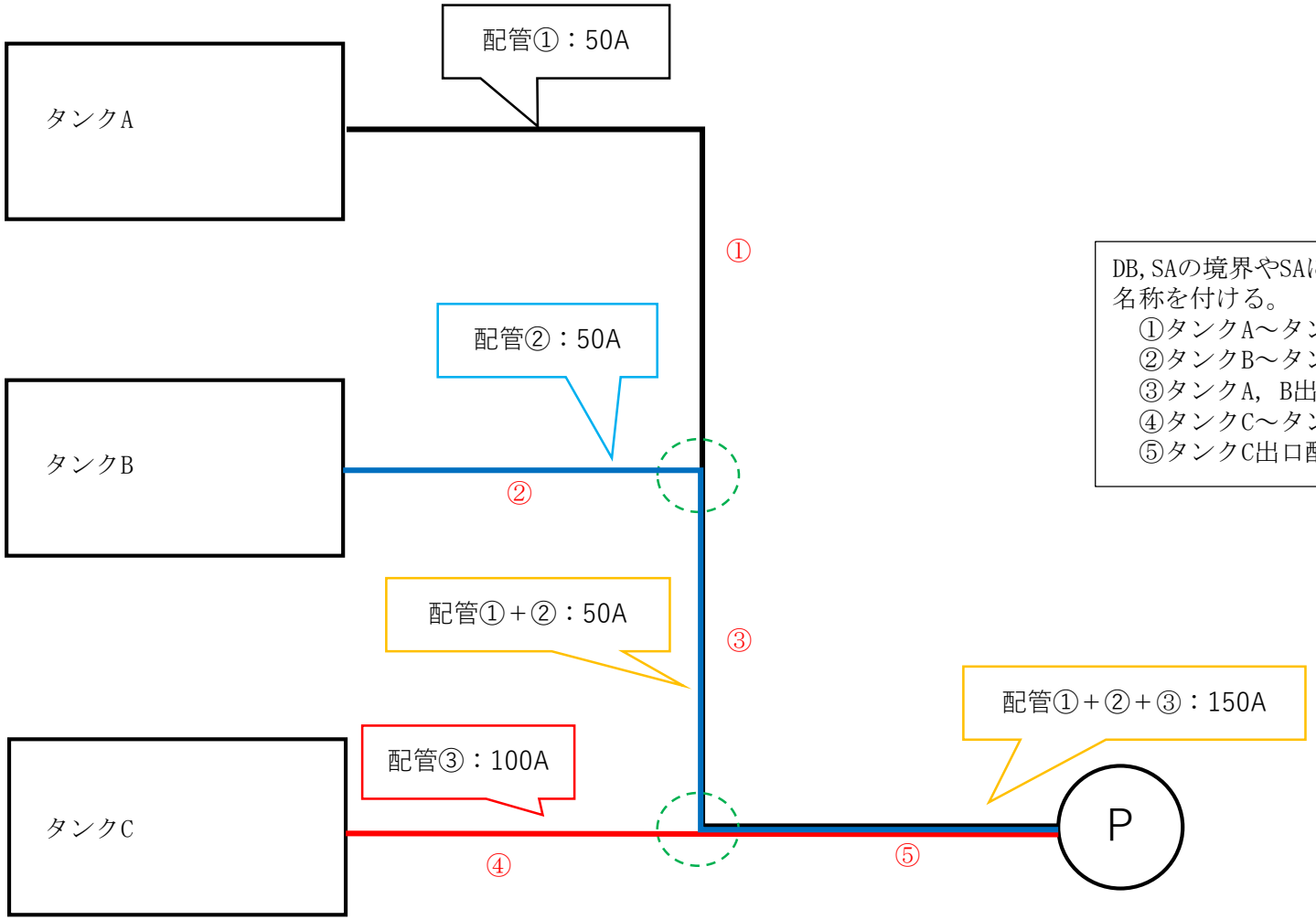

黒：DB
青：SA１
赤：SA２（青と別機能，用途）
：合流部

DB,SAの境界やSAにて使用が異なる場合はそれぞれの境界がわかるように名称を付ける。
①タンクA～タンクA，B出口配管合流部
②タンクB～タンクA，B出口配管合
③タンクA，B出口配管合流部～タンクC出口配管合流部
④タンクC～タンクC出口配管合
⑤タンクC出口配管合流～ポンプ

1152

６．主配管の名称の付け方の例

例２）主配管等の名称の設定（使用用途等が同一の場合）

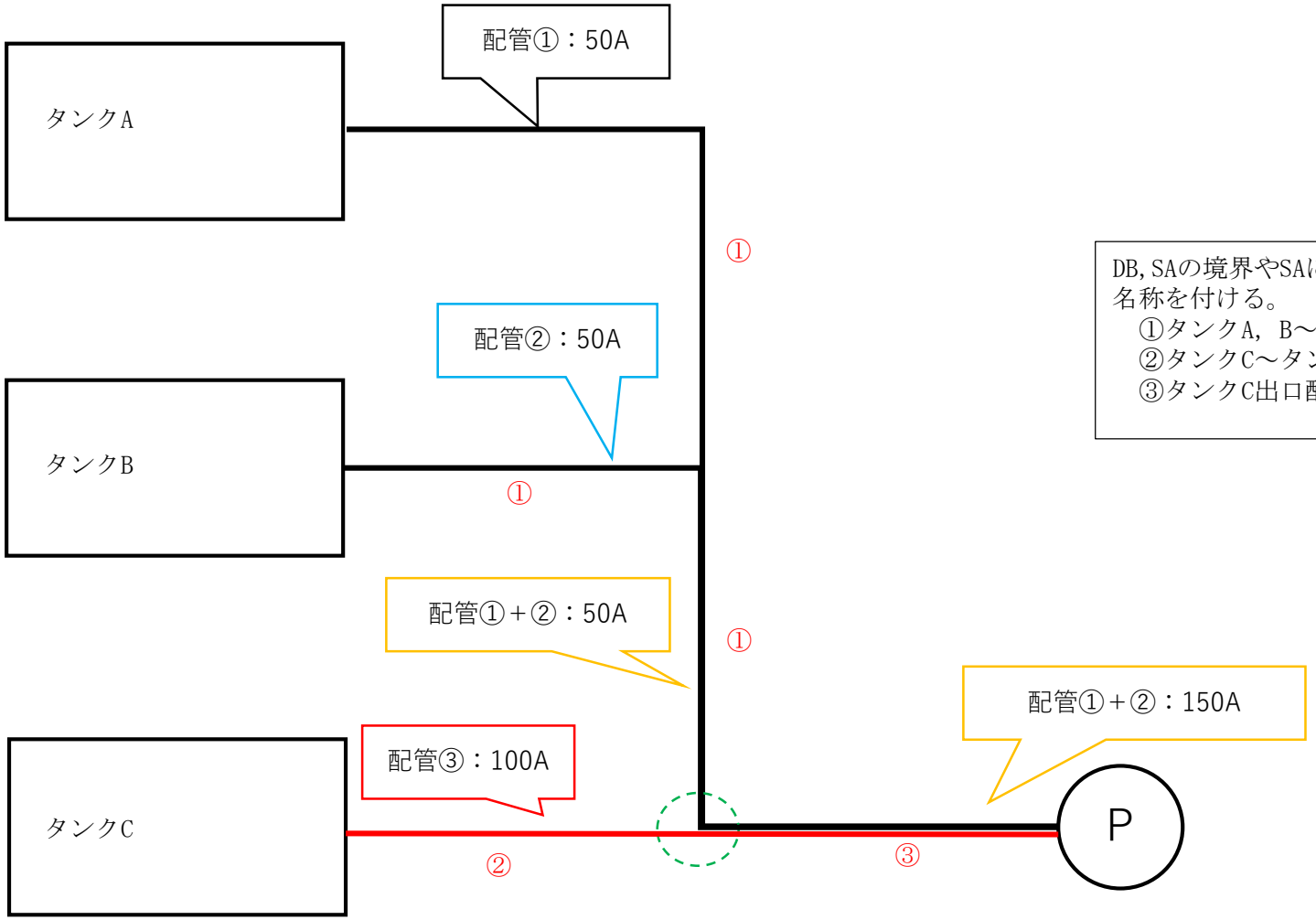

黒：DB
赤：SA
：合流部

DB, SAの境界やSAにて使用が異なる場合はそれぞれの境界がわかるように名称を付ける。
①タンクA，B～タンクC出口配管合流部
②タンクC～タンクC出口配管合流部
③タンクC出口配管合流～ポンプ

1153

６．主配管の名称の付け方の例

例３）主配管等の名称の設定（使用用途等が同一の場合で機器を跨ぐ場合）

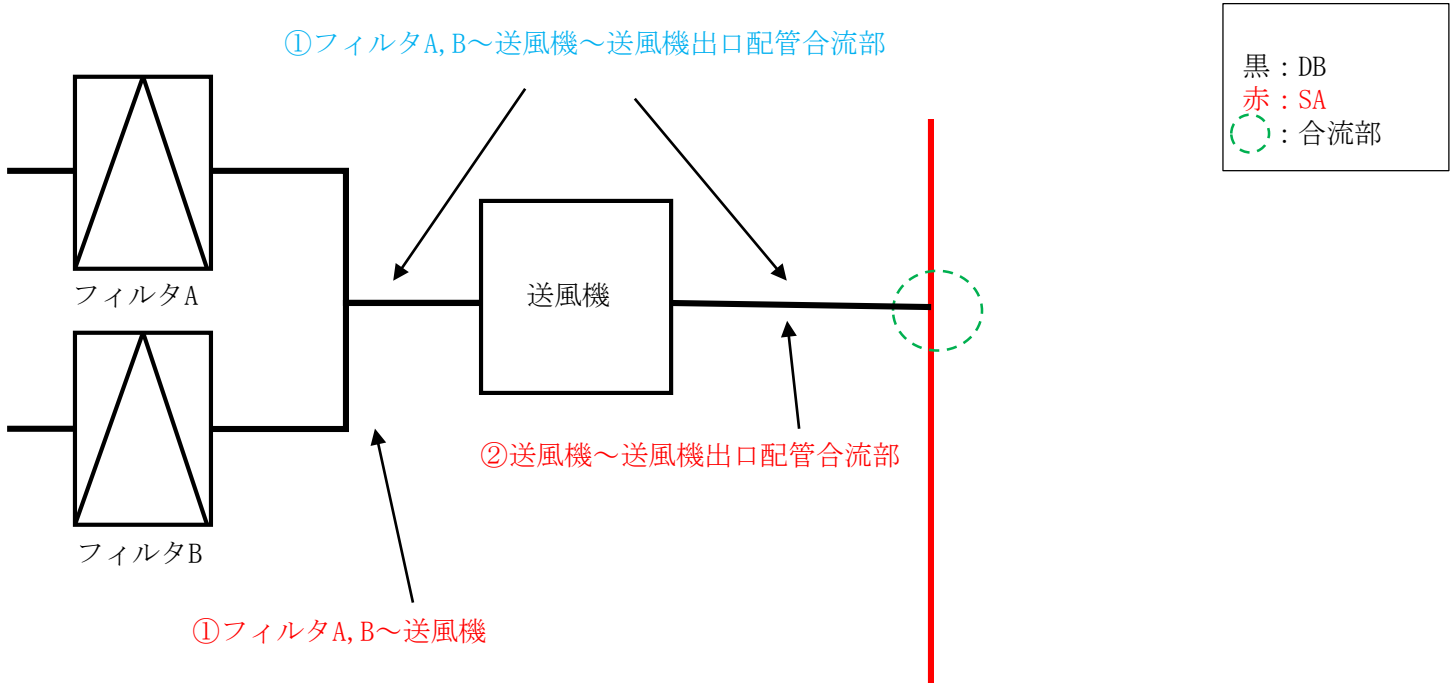

「フィルタA,B～送風機」及び「送風機～送風機出口配管合流部」において，仕様等が同様であれば，〇〇装置～△△装置～□□合流部などまとめることも可とする。

①フィルタA，B～送風機～送風機出口配管合流部

or

①フィルタA，B～送風機　　②送風機～送風機出口配管合流部

1154

令和４年７月 13 日　Ｒ２

別紙 2-2-2　系統として機能、性能を達成する設備

（火災防護設備（消火設備））

目　次

１．概要 1
２．要求される機能、性能と主流路設定、機器抽出の考え方 1
（１）　要求される機能、性能について 1
ａ．設計基準対象の施設に係る機能、性能 1
ｂ．重大事故等対処設備に係る機能、性能 1
（２）　消火設備に係る主流路及び機器抽出の考え方 2
ａ．火災区域内の消火機能 2
ｂ．グローブボックス内の消火機能 3
（３）　主流路範囲の設定の考え方 4
（４）　主流路として設定しない範囲及びその考え方 5
ａ．消火ガス貯蔵容器と主配管との接続部の扱い 5
ｂ．消火ガス貯蔵容器の容器弁、選択弁の起動用の計装用配管、ボンベ等の扱い 6
ｃ．消火ガス貯蔵容器の抽出に関して 8
ｄ．将来増設計画の機器の扱い 10
３．要求される耐震クラスの考え方 10
（１）　耐震クラスの設定 10
ａ．窒素ガス消火装置 10
ｂ．二酸化炭素消火装置 11
ｃ．グローブボックス消火装置 11
（２）　下位クラス接続等の留意すべき設備 12
４．抽出結果 12

添付１：別紙２　機能要求②抜粋(火災防護設備（消火設備））
（１）11条29条：火災等による損傷の防止
添付２：申請対象設備リスト（系統設備）（火災防護設備（消火設備））
添付３：申請対象設備抽出結果（火災防護設備（消火設備））
（１）窒素ガス消火装置
（２）二酸化炭素消火装置
（３）グローブボックス消火装置
参考：設計図書の記載に係る留意事項

１．概要

本資料は、共通09　補足説明資料　別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したプロセス及び抽出結果を示すものである。

なお、グローブボックス消火装置及び窒素ガス消火装置は、一部設計の見直しを行っていることから，設計の見直しが完了後、再度整理する。

２．要求される機能、性能と主流路設定、機器抽出の考え方

（１）　要求される機能、性能について

火災防護設備の消火設備に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のａ．項のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、火災防護設備の消火設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

火災防護設備の消火設備に係る機能要求②が要求される条文の別紙２抜粋版を添付１に示す。

ａ．設計基準対象の施設に係る機能、性能

条文	系統機能名	基本設計方針	対象設備
第11条、第29条 火災等による損傷の防止	火災区域内の消火機能	11条29条-128 11条29条-132 11条29条-133	・窒素ガス消火装置 ・二酸化炭素消火装置
	グローブボックス内の消火機能	11条29条-128 11条29条-132	・グローブボックス消火装置 ・ピストンダンパ ・延焼防止ダンパ

ｂ．重大事故等対処設備に係る機能、性能

消火設備に重大事故等対処設備に係る機能、性能の要求はない。

上記の機能を踏まえ、窒素ガス消火装置、二酸化炭素消火装置及びグローブボックス消火装置に関して設計図書の色塗りにより、対象範囲及び対象機器を抽出する。

グローブボックス内の消火において、グローブボックス内を負圧に維持しながら消火を行う特徴があり、排気を維持しつつ、グローブボックス内の酸素濃度を

低下させ窒息消火させる設計としている。

火災防護設備のピストンダンパは、設計基準事故となる非密封のＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスでの火災を消火する際に、ピストンダンパの閉止によりグローブボックスへの給気を遮断し、グローブボックス内の酸素濃度を低下させる設計としている。火災防護設備のピストンダンパはグローブボックス内の消火機能を支援するために必要な設備として抽出することとする。

なお、火災防護設備のピストンダンパは、グローブボックス排気設備の系統上に設置されていることから、共通09別紙2-2-3にて、グローブボックス排気設備における申請対象設備の抽出に合わせて機器の抽出を実施する。

火災防護設備の延焼防止ダンパのうち、非密封のＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスに係るグローブボックス排気設備の系統上に設置されている安全上重要な施設の延焼防止ダンパは、設計基準事故となる非密封のＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスでの火災の消火ガス放出後、グローブボックス内に消火ガスを可能な限り留めるため、消火ガスの放出完了後に閉止する設計としている。安全上重要な施設の延焼防止ダンパはグローブボックス内の消火機能を支援するために必要な設備として抽出する。ピストンダンパと同様に延焼防止ダンパにおいても共通09別紙2-2-3にて、グローブボックス排気設備における申請対象設備の抽出に合わせて機器の抽出を実施する。

（２） 消火設備に係る主流路及び機器抽出の考え方

ａ．火災区域内の消火機能

基本設計方針の要求を踏まえ、火災区域内の消火機能に係る主流路を設定する。

火災区域内の消火機能を有する設備として、火災防護設備の窒素ガス消火装置及び二酸化炭素消火装置が該当する。

窒素ガス消火装置及び二酸化炭素消火装置の消火方法としては、窒息消火であることを踏まえ、火災区域内の消火を達成するために必要な主流路は、消火ガス貯蔵容器から各放出区画となる火災区域を設定する各室の境界までの流路を主流路として設定する。

なお、発電炉においては、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」を踏まえ、消火設備の主配管としては、水源やガスボンベ等から火災区画までを母管とし、枝管、弁等については基本設計方針及び系統図において記載している。

上記を踏まえ、窒素ガス消火装置、二酸化炭素消火装置の消火ガス貯蔵容器から放出区画（火災区域となる室）までを主流路とする。

よって、火災区域内の消火機能に係る機器として、主配管、消火ガス貯蔵容器

を機器として抽出する。

枝管、弁等については、設工認系統図等で記載することとし、申請対象設備としては抽出しない。

「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」P26　抜粋

d．火災防護設備 技術基準規則第１１条及び第５２条で施設要求されている設備であって、火災区域構造物、火災区画構造物、火災感知設備及び消火設備（水源やガスボンベ等含む。）等とする。消火設備の主配管としては、水源やガスボンベ等から火災区画までの母管とし、枝管、弁等については基本設計方針等及び系統図において記載するものとする。なお、消火設備のうち完成品として一般産業品の規格基準へ適合している汎用の消火器については、基本設計方針において記載するものとする。

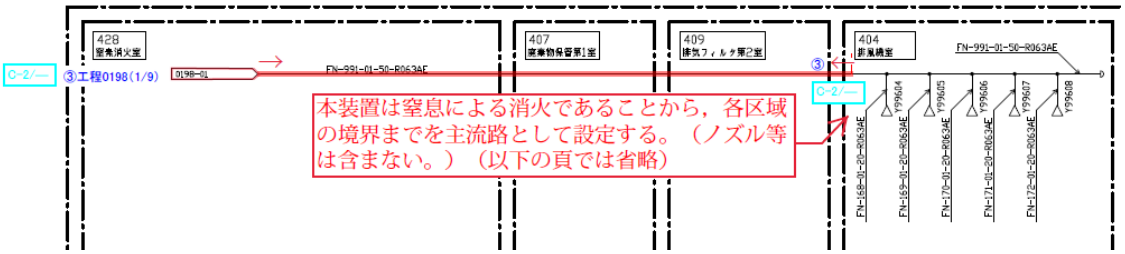

第１図　窒素ガス消火装置に係る主配管の色塗り

b．グローブボックス内の消火機能

基本設計方針の要求を踏まえ、グローブボックス内の消火機能に係る主流路を設定する。

グローブボックス内の消火機能を有する設備として、火災防護設備のグローブボックス消火装置が該当する。

グローブボックス消火装置の消火方法としては、グローブボックス内の酸素濃度を低下させて、窒息消火させる方式であることを踏まえ、グローブボックス内の消火を達成するために必要な主流路は、消火ガス貯蔵容器から各グローブボックスの境界となる管台までの流路を主流路として設定する。

グローブボックス消火装置は、設計基準事故となる非密封のＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスでの火災を対処する。設計基準事故を対処するために必要となる消火ガスの流路を形成するための選択弁を主要弁として抽出する。また、設計基準事故を対処するために必要となる消火ガス貯蔵容器の容器弁及び選択弁

の起動に係る計装用ラインについても、重要な機能と整理し、主流路として設定する。

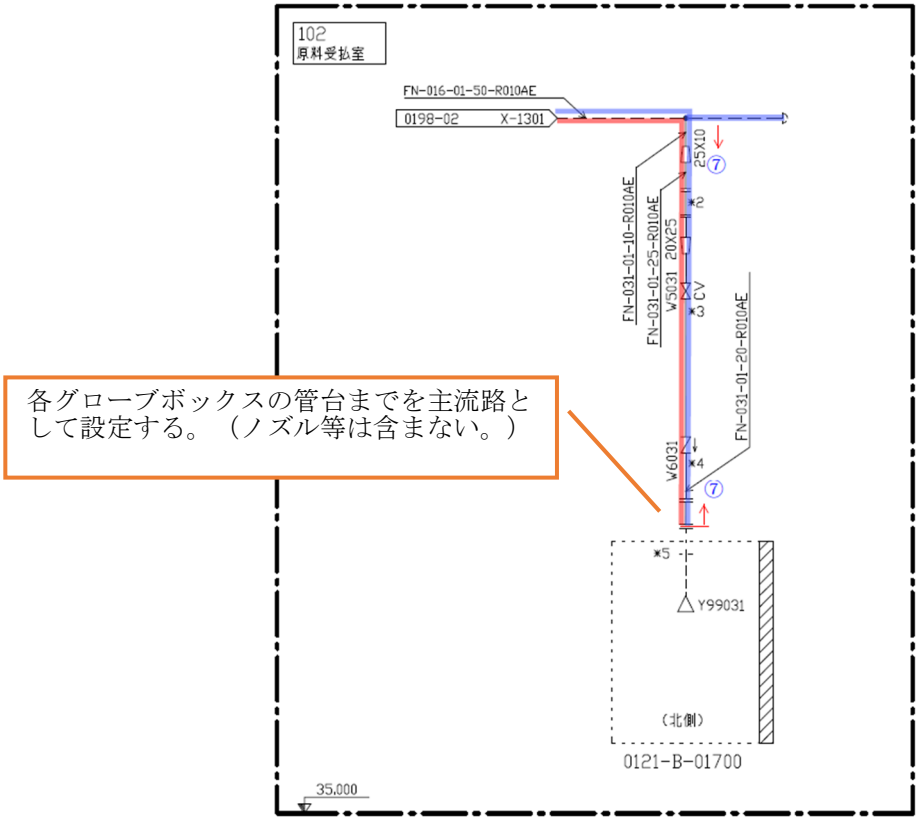

第２図　グローブボックス消火装置に係る主配管の色塗り

（３）　主流路範囲の設定の考え方

消火設備の主配管名称の設定するにあたり、放出区画が多く、一つの選択弁ユニットから複数の放出区画に対して配管が接続されていることを考慮し、各選択弁を起点とし、消火ガス貯蔵容器から選択弁、選択弁から各放出区画となるよう主流路範囲を設定する。

主配管名称の付け方については、添付する「設計図書の記載に係る留意事項」に従い主配管名称を設定し、抽出リストに記載する。

（4） 主流路として設定しない範囲及びその考え方

共通09本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。

また、主流路上に設置される弁、フィルタ等についても、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために必要な弁、フィルタ等については、主要機器として抽出し、それ以外の弁、フィルタ等については、主要機器としては抽出しない。

消火設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での主流路として設定しない範囲及びその考え方について、以下に示す。

ａ．消火ガス貯蔵容器と主配管との接続部の扱い

消火ガス貯蔵容器と主配管との接続部は、継手（可とう管）であり、消火ガス貯蔵容器の機器付き配管と整理する。

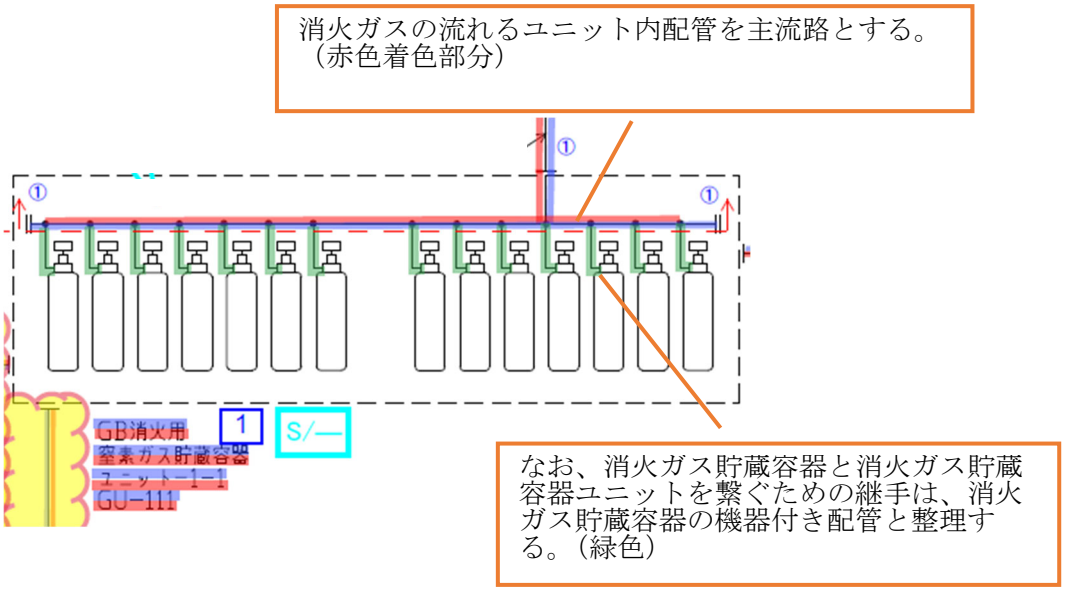

第３図　消火ガス貯蔵容器ユニットにおける色塗り例

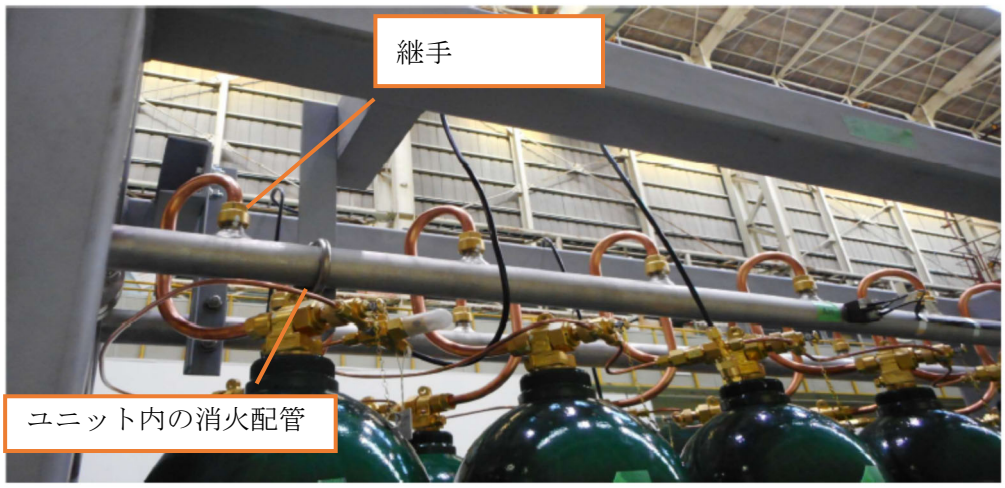

第４図　消火ガス貯蔵容器ユニットにおける消火配管と継手（銅管）

ｂ．消火ガス貯蔵容器の容器弁、選択弁の起動用の計装用配管、ボンベ等の扱い

設計基準事故となる非密封のＭＯＸ粉末を取り扱うグローブボックスでの火災の対処に係る消火ガス貯蔵容器の容器弁及び選択弁の起動用の計装用配管、ボンベを主流路として設定する。

消火ガス貯蔵容器ユニット及び選択弁ユニット内の計装用ラインは、機器との接続のため、継手となっていることから、消火ガス貯蔵容器の機器付き又は二酸化炭素起動用ガス容器の機器付きとして整理する。

また、火災防護設備のピストンダンパは、消火ガスにより閉止する計装ラインについても、主流路として設定する。なお、ピストンダンパの取り合いは、鋼管とピストンダンパを繋ぐ継手の接続部とする。

設計基準事故以外の火災に係る対処に係る計装用ラインは、計装用の配管、ボンベにより消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放することの方針について、設工認申請書添付書類にて、当該設備の申請時に記載する。

選択弁ユニットから消火ガス貯蔵容器ユニットまでの計装用ラインを主配管として抽出する。なお、黄色雲マークは設計見直し中。

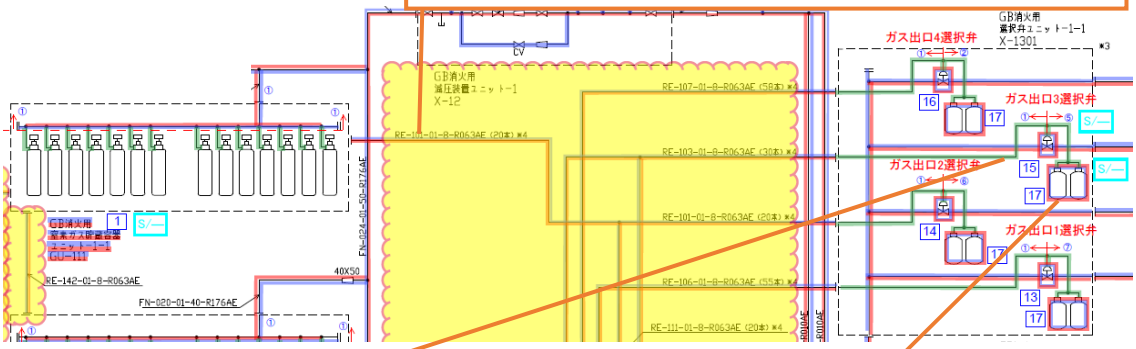

選択弁ユニット内の計装用のライン（緑ライン）は継手であることから二酸化炭素起動用ガス容器の機器付きとして整理する。

設計基準事故の対処に係る二酸化炭素起動用ガス容器を抽出する。

第５図　選択弁ユニットにおける色塗り例

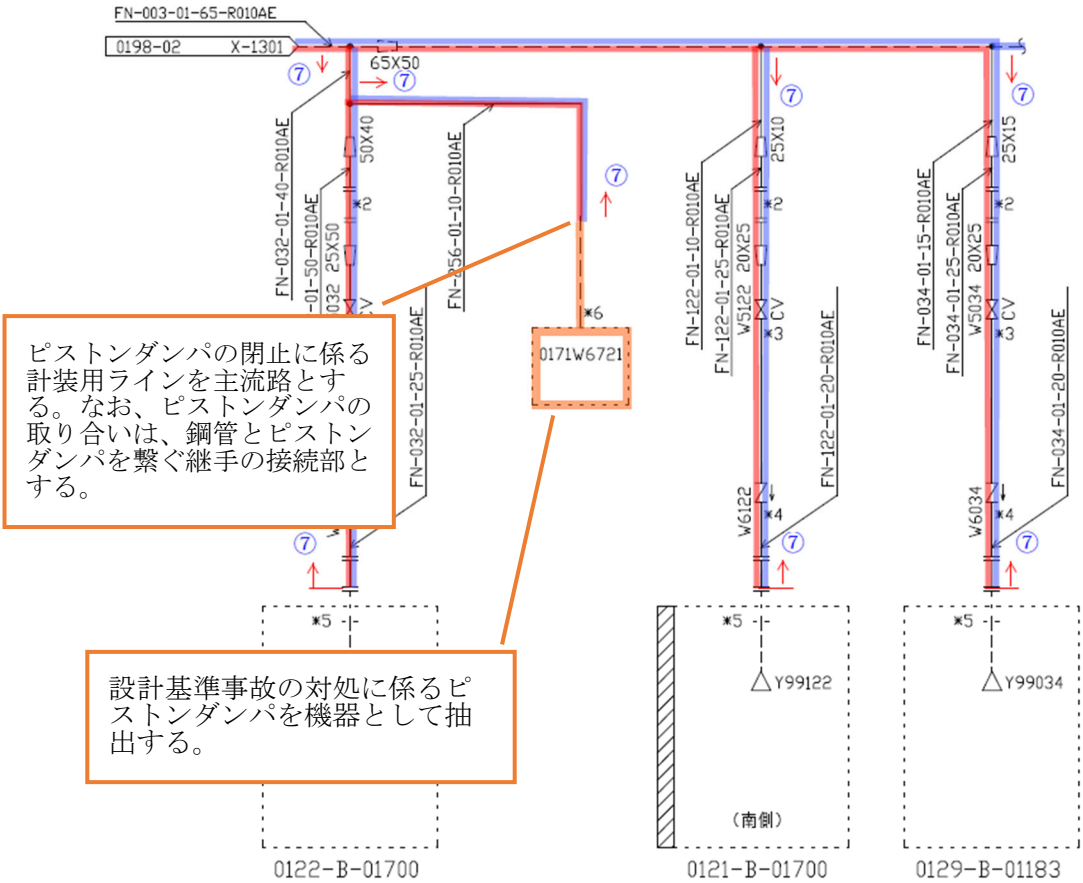

第６図　計装ライン（ピストンダンパ駆動用）記載例

ｃ．消火ガス貯蔵容器の抽出に関して

消火装置に係る設計図書における系統図では、消火ガス貯蔵容器はイメージ図としての記載となっており、本数を明示するものではない。仕様表に消火設備を記載するにあたって、消火ガス貯蔵容器の本数を記載することから、申請対象設備の抽出として、消火ガス貯蔵容器の本数については、系統図に加えて設置する消火ガス貯蔵容器本数が記載された当該消火ガス貯蔵容器の構造図も示した上で申請対象となる消火ガス貯蔵容器を抽出し、抽出リストにまとめる。

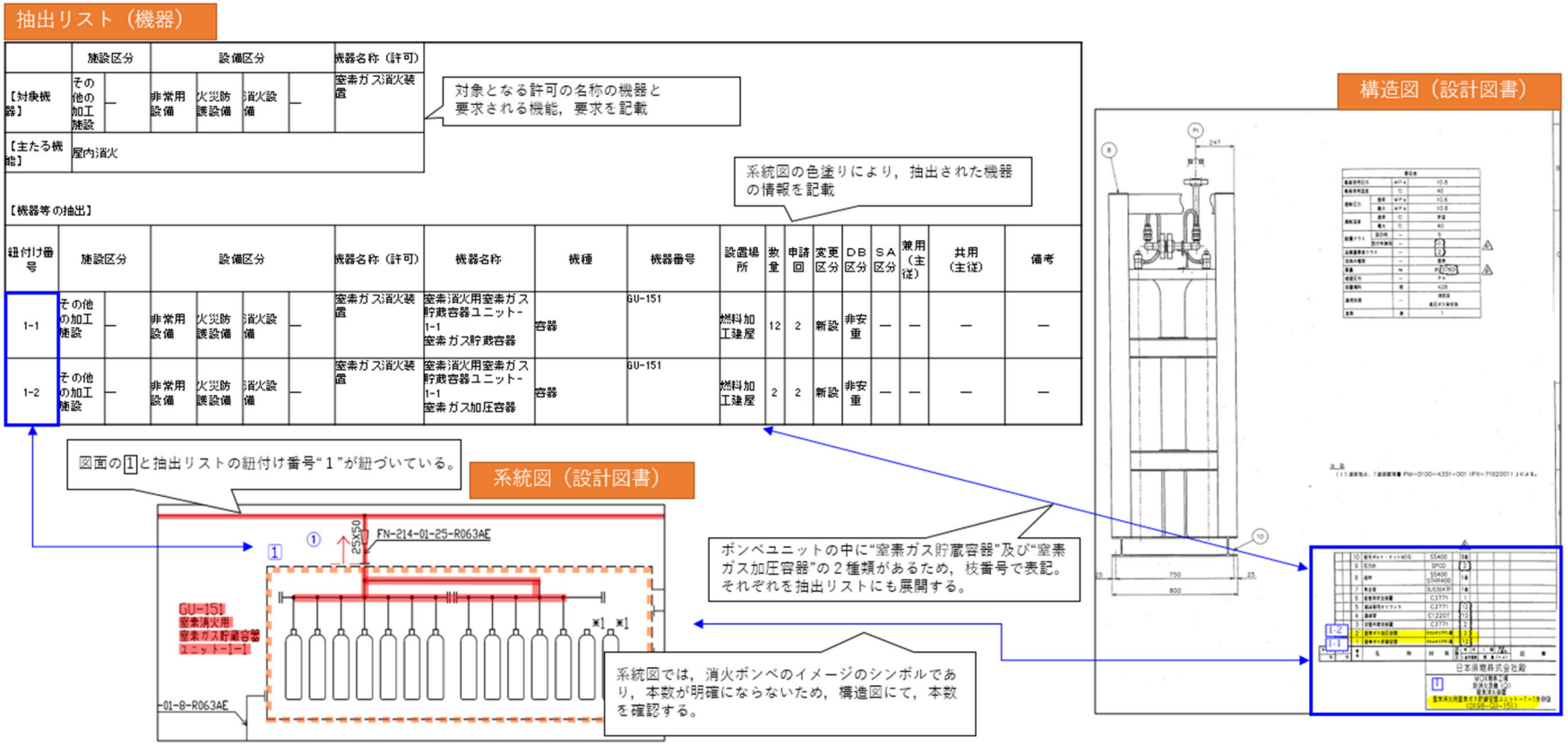

第７図　消火ガス貯蔵容器の抽出

ｄ．将来増設計画の機器の扱い

設計図書等には、今後の設備運用や設備拡張の可能性を考慮し、将来の設備改造を容易にするための構造（今回の工事計画において予め設置する枝管や管台等）が存在する。これらは、今回の工事計画における主配管には該当しないため、設備抽出の対象外とする。

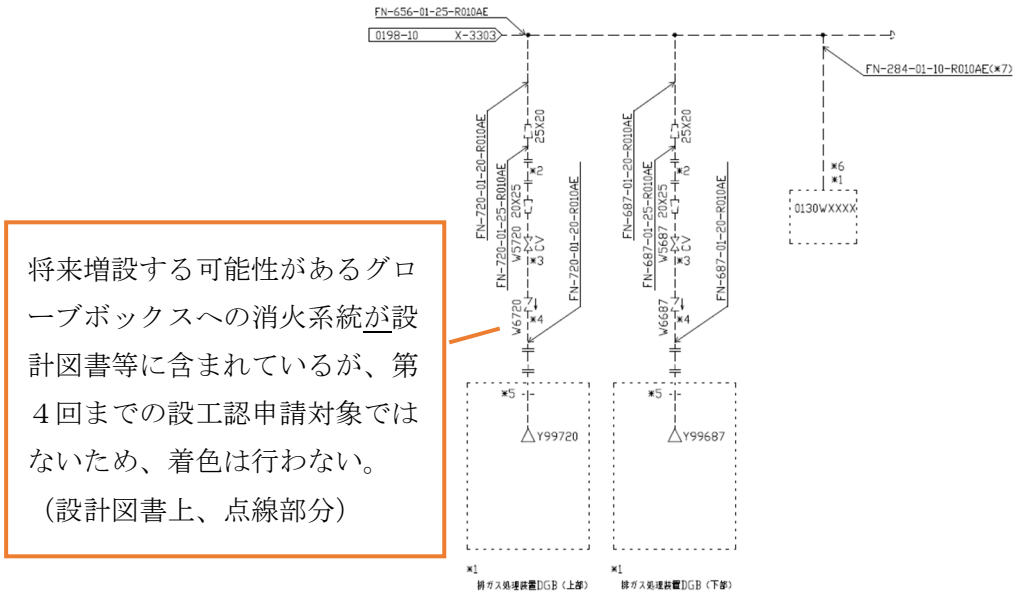

第８図　将来増設を計画している系統の記載例

３．要求される耐震クラスの考え方

事業変更許可申請書にて要求される耐震クラスを踏まえ、窒素ガス消火装置、二酸化炭素消火装置及びグローブボックス消火装置の耐震クラスを整理する。要求される耐震クラスを整理するにあたって、事業変更許可申請書の「添付書類五　添５第11表　クラス別施設」及び「添付書類五　添５第12表　重大事故等対処設備（主要設備）の設備区分」を踏まえて、耐震クラスを整理する。

（１）　耐震クラスの設定

ａ．窒素ガス消火装置

窒素ガス消火装置は、耐震Ｃクラスである。なお、窒素ガス消火装置に重大事故等対処設備の要求はない。

また、「十一条　火災等による損傷の防止」に係る基本設計方針において、火災防護上の重要な機器等に係る消火設備は、火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて、機能を維持することが要求されており、火災防護上重要な機器のうち、耐震Ｓクラスが要求されている機器の設置されている室となる火災区域

の消火に係る流路は、基準地震動Ｓｓによる地震力において、機能が維持できる設計とする。（耐震クラスとしては「C-2」と記載する。）

【十一条　火災等による損傷の防止に係る基本設計方針抜粋】

火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。

ｂ．二酸化炭素消火装置

二酸化炭素消火装置は、耐震Ｃクラスである。なお、二酸化炭素消火装置に重大事故等対処設備の要求はない。

また、窒素ガス消火装置と同様、「十一条　火災等による損傷の防止」に係る基本設計方針において、火災防護上の重要な機器等に係る消火設備は、火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて、機能を維持することが要求されており、火災防護上重要な機器のうち、耐震Ｓクラスが要求されている機器の設置されている室となる火災区域の消火に係る流路は、基準地震動Ｓｓによる地震力において、機能が維持できる設計とする。（耐震クラスとしては「C-2」と記載する。）

ｃ．グローブボックス消火装置

グローブボックス消火装置は、安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲を耐震Ｓクラス、それ以外の範囲は耐震Ｃクラスである。なお、グローブボックス消火装置に重大事故等対処設備の要求はない。

グローブボックス消火装置は、設備内に複数の耐震クラスの機器が存在することから、耐震クラスを踏まえ、申請対象設備を抽出する。

添５第 11 表　クラス別施設（14／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等[注1]			補助設備[注2]		直接支持構造物[注3]		間接支持構造物[注4][注5]	波及的影響を考慮すべき設備[注6]
		施設名	適用範囲	耐震クラス[注7]	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
C	Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 （つづき）	放射線管理施設	放射線管理施設	C	非常用所内電源設備 第１非常用ディーゼル発電機	C	設備・機器の支持構造物	C		
		その他加工設備の附属施設	火災防護設備 火災防護設備のうち、Ｓクラス以外の範囲	C			設備・機器の支持構造物	C		
			受電開閉設備	C						
			通信連絡設備	C						
			分析設備 分析設備のうち、Ｂクラス以外の範囲	C						
			計量設備	C						
			グローブボックス負圧・温度監視設備	C						
			溢水防護設備[注8]	C						
			冷却水設備[注8]	C						
			給排水操作設備[注8]	C						
			空調用冷水設備[注8]	C						
			空調用蒸気設備[注8]	C						
			燃料油供給設備	C						
			室素循環用冷却水設備[注8]	C						
			室素ガス設備	C						
			水素・アルゴン混合ガス設備[注8][注9]	C						
			アルゴンガス設備	C						
			水素ガス設備	C						
			非管理区域換気空調設備	C						
			荷役設備	C						
			運搬・保管設備	C						
			ヘリウムガス設備	C						
			酸素ガス設備	C						
			圧縮空気供給設備	C						

添５第 11 表　クラス別施設（４／16）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等[注1]			補助設備[注2]		直接支持構造物[注3]		間接支持構造物[注4][注5]	波及的影響を考慮すべき設備[注6]
		施設名	適用範囲	耐震クラス[注7]	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
S	4）その他の施設	その他加工設備の附属施設	火災防護設備 グローブボックス温度監視装置	S	非常用所内電源設備[注3]	S	設備・機器の支持構造物	S	燃料加工施設	
			グローブボックス消火装置[注14]	S						
			延焼防止ダンパ[注10]	S						
			ピストンダンパ[注10]	S						
			水素・アルゴン混合ガス設備[注11]	S						

注 14　安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲。

第９図　事業変更許可申請書　添５第11表抜粋

（２）　下位クラス接続等の留意すべき設備

窒素ガス消火装置、二酸化炭素消火装置及びグローブボックス消火装置の特徴を踏まえた主流路の耐震設計範囲の留意事項（下位クラス設備との接続）について以下に示す。

・消火設備の耐震クラスの境界は、弁を境界とする。

４．抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を添付３に示す。抽出結果を反映した申請対象設備リストを添付２に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を参考に示す。

設計図書等の色塗りについては、主流路となる部分を明確にし、且つ、設備区分（安全上重要な施設、重大事故等対処設備）を識別できるよう着色する。

複数の耐震クラスを要求されるグローブボックス消火装置の色塗り結果として、主流路を赤色、安全上重要は施設の範囲を青色で着色している。

添付１

別紙２　機能要求②抜粋

（火災防護設備（消火設備））

（１）11条29条：火災等による損傷の防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第1回申請			第2回申請				第3回申請					第4回申請		
					説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表
28	(4)　燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し，万一，水素濃度が水素最高濃度を超える場合には，水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	基本方針 水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通　基本設計方針	基本方針（火災防護計画） 設計方針（発生防止）	○	基本方針 施設共通　基本設計方針	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	○	施設共通　基本設計方針	水素・アルゴン混合ガス設備 施設共通　基本設計方針	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件 〈主要弁〉 主要寸法	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－
29	また，焼結炉等では，温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため，熱的制限値を設定し，温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに，炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	基本方針 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	設計方針（発生防止）	○	基本方針	－	－	－	－	－	○	－	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－	－	－
110	7.1.1.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 火災区域は，第1章　共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災区画は，第1章　共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）	○	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	＜火災区域構造物＞ 主要寸法、主要材料	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	－	－	－	－
111	このうち，火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）	○	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	＜火災区域構造物＞ 主要寸法、主要材料	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	－	－	－	－
112	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	機能要求②	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	設計方針（火災区域の設定） 設計方針（影響軽減）	○	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	＜火災区域構造物＞ 主要寸法、主要材料	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－	○	－	火災区域構造物(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，延焼防止ダンパ等)	－
128	MOX燃料加工施設では，臨界管理の観点から可能な限り水を排除するために，工程室及びグローブボックスについては，自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより消火を行う設計とする。 さらに，火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所)，可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び緊急時対策建屋の対策本部室の床下)及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は現場での手動操作による固定式のガス消火装置を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。 このうち，中央監視室等の床下に設置する固定式のガス消火装置は，窒素消火装置を設置する設計とする。 燃料棒貯蔵室等の高線量区域は，通常運転時において人の立ち入りがなく，可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 屋内消火栓 ハロゲン化物消火設備	設計方針（火災の消火）	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	＜主配管＞ 外径、厚さ	○	－	消火設備 屋内消火栓	－	○	－	消火設備 ハロゲン化物消火設備	－
132	(1)　消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置　等	設計方針（火災の消火）	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	＜容器＞ ・容量 ・個数	－	－	－	－	○	－	消火設備 消火用水槽 ろ過水貯槽	－
133	ただし，グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については，グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ，グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに，火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とする。 また，複数連結したグローブボックスについては，消火ガスの放出単位を設定し，その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに，火災を感知してから延焼防止ダンパを閉止するまでの時間で消火ガス放出を完了できる設計とし，消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。	設置要求 機能要求②	消火設備　GB消火装置 ピストンダンパ，延焼防止ダンパ	設計方針（火災の消火）	－	－	－	○	－	消火設備 GB消火装置 ピストンダンパ 延焼防止ダンパ	＜容器＞ ・容量 ・個数 ＜主要弁＞ 主要寸法	－	－	－	－	－	－	－	－

添付２

申請対象設備リスト（系統設備）

（火災防護設備（消火設備））

申請対象設備リスト（系統設備）（消火設備）
（1/1）

番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請時期	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
617	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素ガス消火装置	容器	11条29条-128	系統_窒素消火装置_機器_1-1 ～ 系統_窒素消火装置_機器_18 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)②	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
618	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	主配管（常設）（窒素消火系）	主配管	11条29条-128	系統_窒素消火装置_配管_1 ～ 系統_窒素消火装置_配管_28 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)②	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/— C-2/—	—	—	—
619	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素消火装置	容器	11条29条-128 11条29条-132	系統_二酸化炭素消火装置_機器_1 ～ 系統_二酸化炭素消火装置_機器_4	別紙2-2-2	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
620	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	主配管（常設）（二酸化炭素消火装置）	主配管	11条29条-128	系統_二酸化炭素消火装置_配管_1 ～ 系統_二酸化炭素消火装置_配管_15	別紙2-2-2	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/—	—	—	—
621	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	グローブボックス消火装置	容器	11条29条-128 11条29条-132 11条29条-133	系統_グローブボックス消火装置_機器_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_機器_12 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	—
622	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	主配管（常設）（グローブボックス消火系）	主配管	11条29条-128 11条29条-133	系統_グローブボックス消火装置_配管_1 ～ 系統_グローブボックス消火装置_配管_45 （一部設計変更中）	別紙2-2-2 別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/— C/—	—	—	—

添付３

申請対象設備抽出結果（火災防護設備（消火設備））

（１）窒素ガス消火装置

抽出リスト（機器）（1/1）
窒素ガス消火装置

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-151	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
1-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1 窒素ガス加圧容器	容器	GU-151	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-2 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-152	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
3	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-3 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-153	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
4	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-4 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-154	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
5	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-5 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-155	燃料加工建屋	14	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
6	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-6 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-156	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
7	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-7 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-157	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
8	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-8 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-158	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（1/9）
9-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-161	燃料加工建屋	11	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（3/9）
9-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1 窒素ガス加圧容器	容器	GU-161	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（3/9）
10	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-2 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-162	燃料加工建屋	14	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（3/9）
11	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-3 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-163	燃料加工建屋	14	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（3/9）
12	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-4 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-164	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（3/9）
13	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-5 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-165	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（3/9）
14	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-6 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-166	燃料加工建屋	12	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（3/9）
15-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3-1 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-171	燃料加工建屋	11	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（5/9）
15-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3-1 窒素ガス加圧容器	容器	GU-171	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（5/9）
16	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3-2 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-172	燃料加工建屋	11	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（5/9）
17	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3-3 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-173	燃料加工建屋	11	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（N2）（5/9）
18-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-201	燃料加工建屋	4	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（FL）（1/1）
18-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4 窒素ガス加圧容器	容器	GU-201	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（FL）（1/1）

抽出リスト（配管）（1/3）
窒素ガス消火装置

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1（窒素ガス貯蔵容器，窒素ガス加圧容器），窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-2,-1-3,-1-4,-1-5,-1-6,-1-7,-1-8（窒素ガス貯蔵容器） ～ 窒素消火用選択弁ユニット1-1ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-2ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-3ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-4ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-5ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-6ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-7ガス出口1選択弁	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-1ガス出口1選択弁 ～ 127ペレット加工第2室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
3	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-1ガス出口2選択弁,1-5ガス出口2選択弁 ～ 404排風機室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
4	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-2ガス出口1選択弁 ～ （窒素消火用選択弁ユニット1-13ガス出口1選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-14ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-15ガス出口1,2選択弁），（窒素消火用選択弁ユニット1-11ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット1-12ガス出口1,2選択弁）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
5	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-13ガス出口1選択弁 ～ 302分析第1室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
6-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-14ガス出口2選択弁 ～ 312燃料棒解体室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
6-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-14ガス出口1選択弁 ～ 322燃料棒加工第3室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
7-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-15ガス出口2選択弁 ～ 307ペレット立会室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
7-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-15ガス出口1選択弁 ～ 317ウラン粉末準備室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
8-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-11ガス出口1選択弁 ～ 313分析第2室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
8-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-11ガス出口2選択弁 ～ 314燃料棒加工第1室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
9	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-12ガス出口1選択弁 ～ 202貯蔵容器受入第1室，104貯蔵容器受入第2室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
10	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-2ガス出口2選択弁 ～ 120ペレット加工第3室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
11-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-3ガス出口1選択弁 ～ 114点検第4室 ～ 113ペレット・スクラップ貯蔵室 ～ 112点検第3室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
11-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-3ガス出口2選択弁 ～ 116ペレット加工第4室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
12-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-4ガス出口1選択弁 ～ 119ペレット一時保管室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
12-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-4ガス出口2選択弁 ～ 135北第2制御盤室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
13	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-5ガス出口1選択弁 ～ 204制御第1室 ～ フリーアクセスフロア	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—

抽出リスト（配管）（2/3）
窒素ガス消火装置

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
14-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-6ガス出口1選択弁 ～ 133ダンパ駆動用ボンベ第2室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
14-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-6ガス出口2選択弁 ～ 324制御第4室 ～ フリーアクセスフロア	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
15	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-7ガス出口1選択弁 ～ 136南第2制御盤室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
16	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット1-12ガス出口2選択弁 ～ 414選別作業室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
17	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1（窒素ガス貯蔵容器，窒素ガス加圧容器），窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-2,-2-3,-2-4,-2-5,-2-6（窒素ガス貯蔵容器） ～ （窒素消火用選択弁ユニット2-1ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット2-2ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット2-3ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット2-9ガス出口1選択弁），（窒素消火用選択弁ユニット2-4ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット2-5ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット2-6ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット2-7ガス出口1,2選択弁，窒素消火用選択弁ユニット2-8ガス出口1,2選択弁）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
18	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-1ガス出口2選択弁,窒素消火用選択弁ユニット2-9ガス出口1選択弁 ～ 404排風機室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
19-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-1ガス出口1選択弁 ～ 窒素消火用選択弁ユニット2-11ガス出口1,2選択弁	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
19-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-11ガス出口1選択弁 ～ 315燃料棒加工第2室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
19-3	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-11ガス出口2選択弁 ～ 409排気フィルタ第2室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
20-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-2ガス出口2選択弁 ～ 321分析第3室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
20-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-2ガス出口1選択弁 ～ 109点検第1室 ～ 110粉末一時保管室 ～ 129点検第2室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
21-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-3ガス出口2選択弁 ～ 126ペレット加工第1室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
21-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-3ガス出口1選択弁 ～ 125粉末調整第5室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
22-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-4ガス出口1選択弁 ～ 102原料受払室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
22-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-4ガス出口2選択弁 ～ 108粉末調整第1室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
23-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-5ガス出口1選択弁 ～ 111粉末調整第6室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
23-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-5ガス出口2選択弁 ～ 319スクラップ処理室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—

抽出リスト（配管）（3/3）
窒素ガス消火装置

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
24-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-6ガス出口1選択弁 ～ 117粉末調整第3室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
24-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-6ガス出口2選択弁 ～ 118粉末調整第7室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
25-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-7ガス出口1選択弁 ～ 121粉末調整第4室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
25-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-7ガス出口2選択弁 ～ 115粉末調整第2室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
26-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-8ガス出口1選択弁 ～ 156ダンパ駆動用ボンベ第1室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
26-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用選択弁ユニット2-8ガス出口2選択弁 ～ 153北第3制御盤室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
27	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3-1（窒素ガス貯蔵容器，窒素ガス加圧容器），窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3-2,-3-3（窒素ガス貯蔵容器） ～ 428窒素消火室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—
28	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	窒素ガス消火装置	窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4（窒素ガス貯蔵容器，窒素ガス加圧容器） ～ 522中央監視室フリーアクセスフロア	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	—

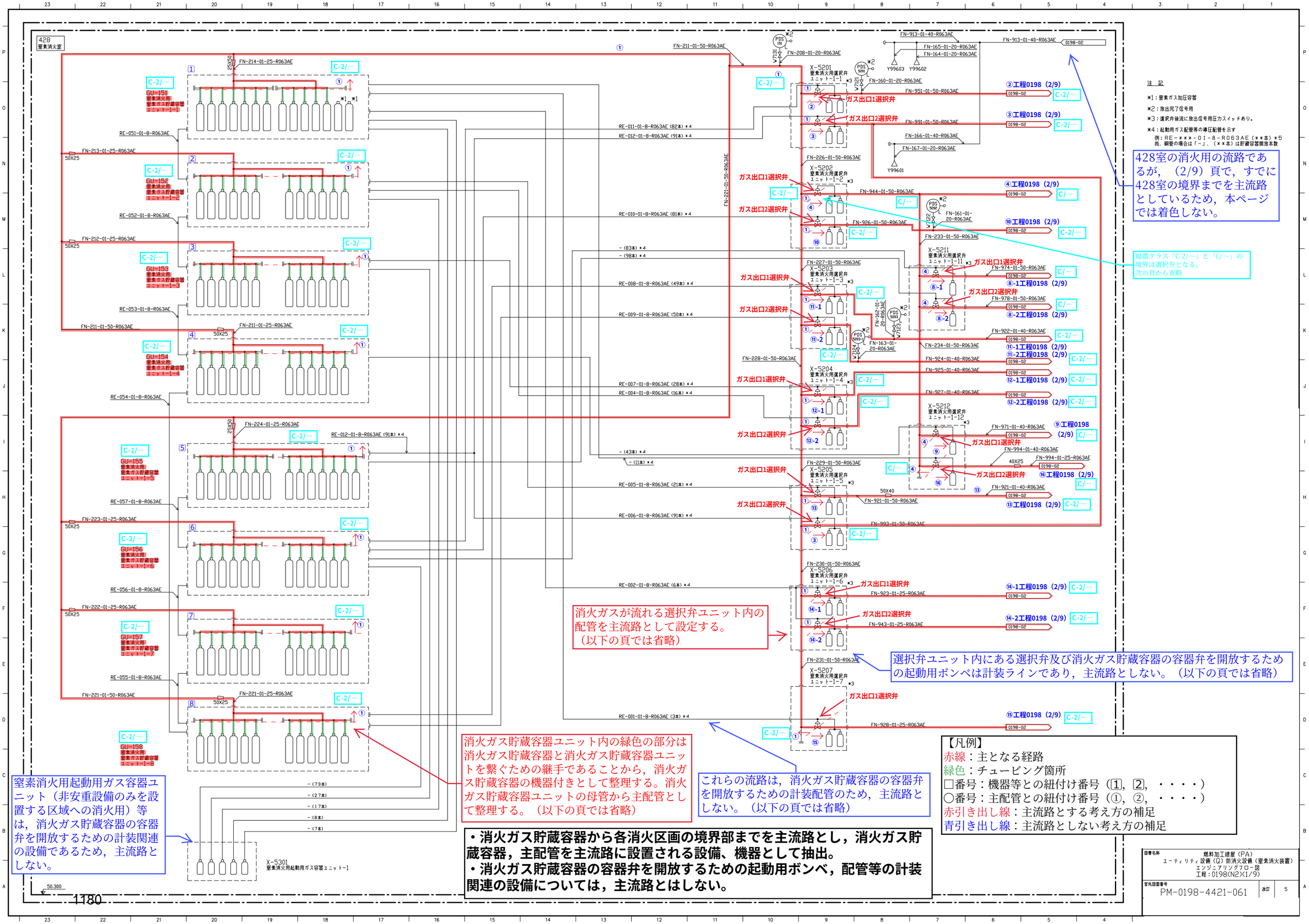

注記

※1：窒素ガス加圧容器

※2：放出完了信号用

※3：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

※4：起動用ガス配管等の導圧配管を示す

例：RE－＊＊＊－01－8－R063AE（＊＊本）＊5

尚、鋼管の場合は「－」、（＊＊本）は貯蔵容器開放本数

428室の消火用の流路であるが，（2/9）頁で，すでに428室の境界までを主流路としているため，本ページでは着色しない。

耐震クラス「C-2/—」と「C/—」の境界は選択弁となる。次の頁から省略

消火ガスが流れる選択弁ユニット内の配管を主流路として設定する。（以下の頁では省略）

選択弁ユニット内にある選択弁及び消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための起動用ボンベは計装ラインであり，主流路としない。（以下の頁では省略）

消火ガス貯蔵容器ユニット内の緑色の部分は消火ガス貯蔵容器と消火ガス貯蔵容器ユニットを繋ぐための継手であることから，消火ガス貯蔵容器の機器付きとして整理する。消火ガス貯蔵容器ユニットの母管から主配管として整理する。（以下の頁では省略）

これらの流路は，消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための計装配管のため，主流路としない。（以下の頁では省略）

窒素消火用起動用ガス容器ユニット（非安重設備のみを設置する区域への消火用）等は，消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための計装関連の設備であるため，主流路としない。

・消火ガス貯蔵容器から各消火区画の境界部までを主流路とし，消火ガス貯蔵容器，主配管を主流路に設置される設備、機器として抽出。
・消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための起動用ボンベ，配管等の計装関連の設備については，主流路とはしない。

【凡例】
赤線：主となる経路
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）
赤引き出し線：主流路とする考え方の補足
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2)(1/9)
客先図面番号	PM-0198-4421-061
改訂	5

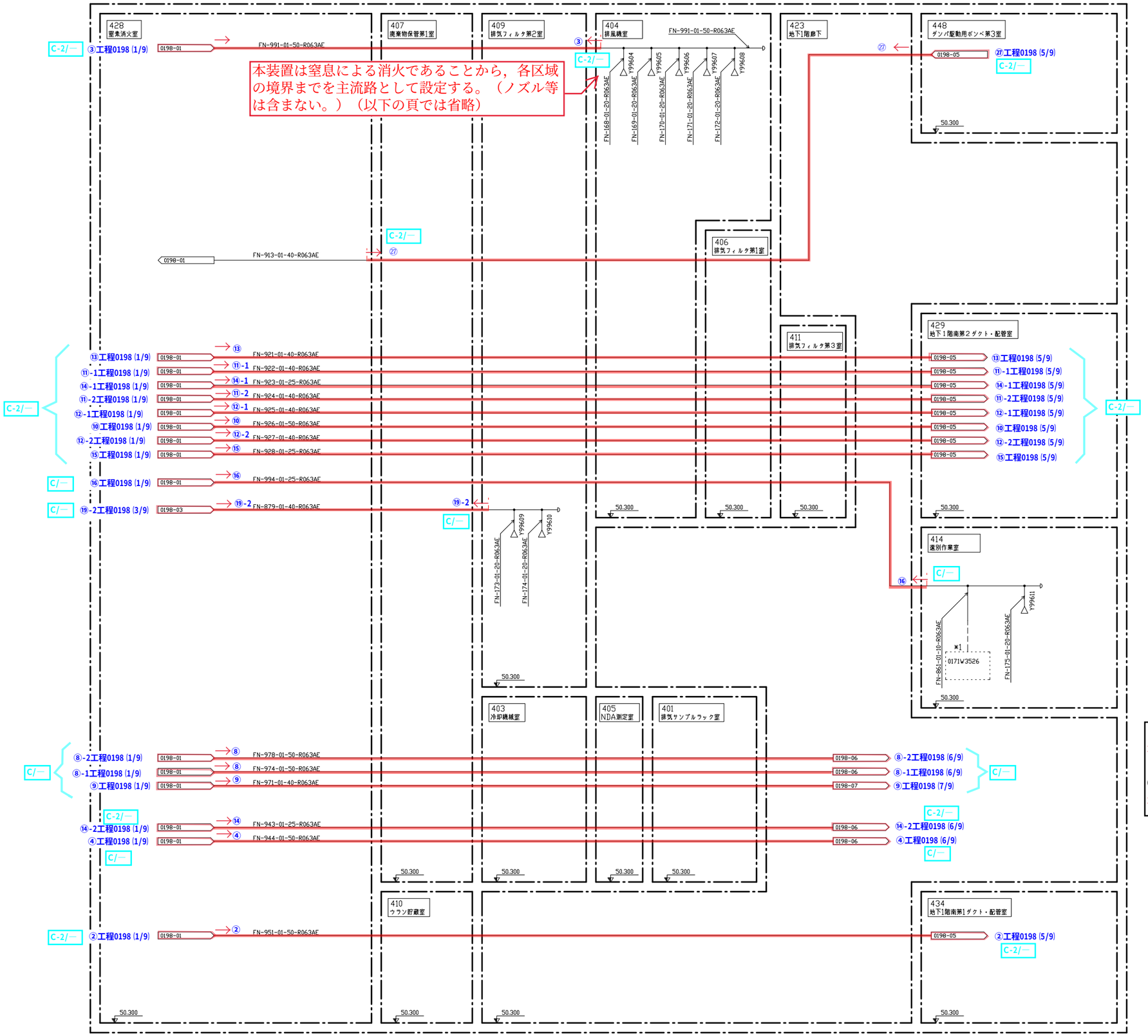

注 記

※1：窒素消火装置のビストンダンパ（PD）駆動用導圧管の表記は以下の通り。
実線：鋼管（分岐部に設置された短管の端末部まで）
破線：銅管（短管の端末部～PD取り合い部まで）

【凡例】
赤線：主となる経路
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）
赤引き出し線：主流路とする考え方の補足

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2)(2/9)
客先図面番号	PM-0198-4421-068
改訂	0

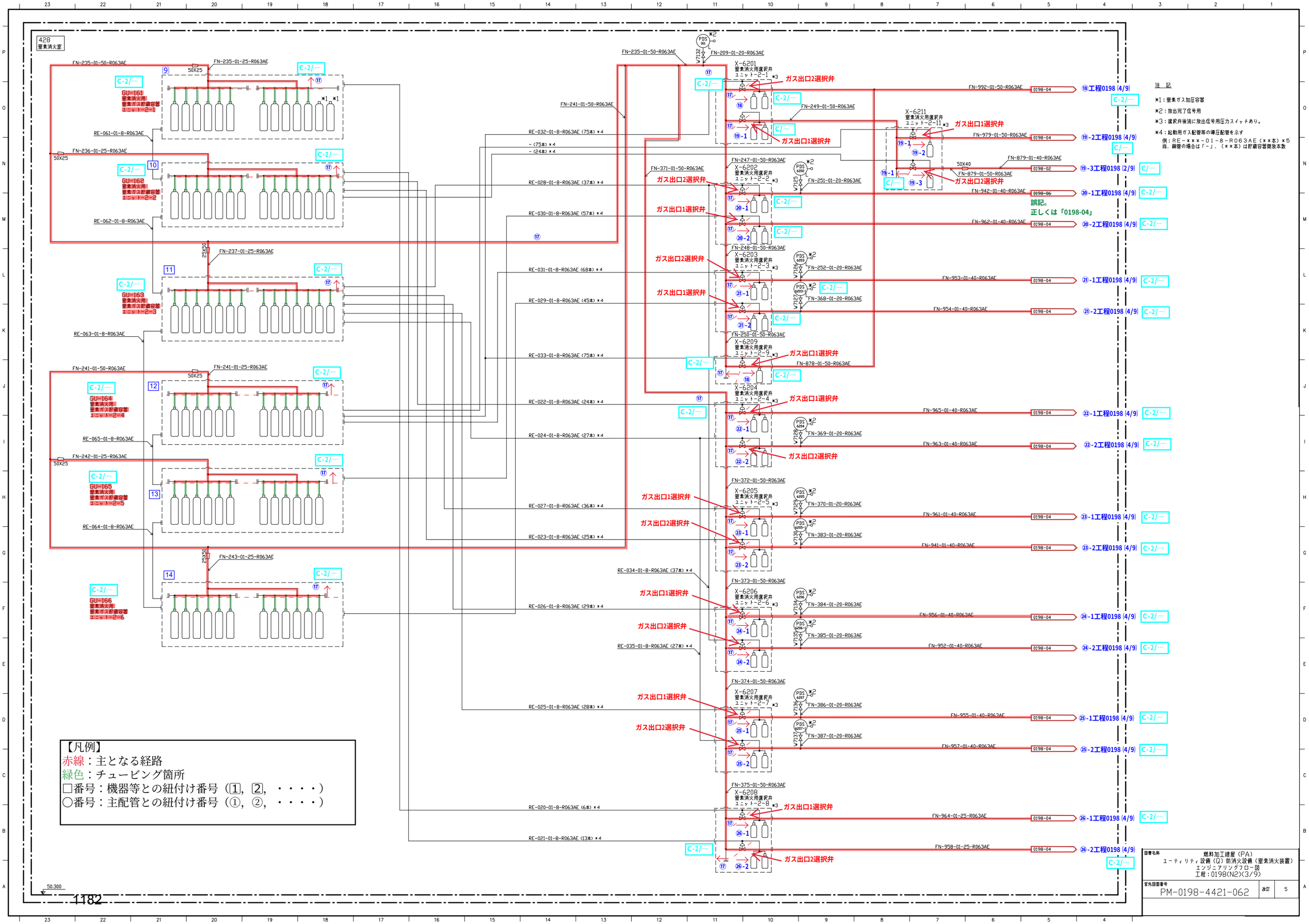
428
窒素消火室
GU-161
窒素消火用
窒素ガス貯蔵容器
ユニット-2-1
GU-162
窒素消火用
窒素ガス貯蔵容器
ユニット-2-2
GU-163
窒素消火用
窒素ガス貯蔵容器
ユニット-2-3
GU-164
窒素消火用
窒素ガス貯蔵容器
ユニット-2-4
GU-165
窒素消火用
窒素ガス貯蔵容器
ユニット-2-5
GU-166
窒素消火用
窒素ガス貯蔵容器
ユニット-2-6
X-6201
窒素消火用選択弁
ユニット-2-1
X-6202
窒素消火用選択弁
ユニット-2-2
X-6203
窒素消火用選択弁
ユニット-2-3
X-6204
窒素消火用選択弁
ユニット-2-4
X-6205
窒素消火用選択弁
ユニット-2-5
X-6206
窒素消火用選択弁
ユニット-2-6
X-6207
窒素消火用選択弁
ユニット-2-7
X-6208
窒素消火用選択弁
ユニット-2-8
X-6209
窒素消火用選択弁
ユニット-2-9
X-6211
窒素消火用選択弁
ユニット-2-11
ガス出口1選択弁
ガス出口2選択弁
⑱工程0198 (4/9)
⑲-2工程0198 (4/9)
⑲-3工程0198 (2/9)
⑳-1工程0198 (4/9)
⑳-2工程0198 (4/9)
㉑-1工程0198 (4/9)
㉑-2工程0198 (4/9)
㉒-1工程0198 (4/9)
㉒-2工程0198 (4/9)
㉓-1工程0198 (4/9)
㉓-2工程0198 (4/9)
㉔-1工程0198 (4/9)
㉔-2工程0198 (4/9)
㉕-1工程0198 (4/9)
㉕-2工程0198 (4/9)
㉖-1工程0198 (4/9)
㉖-2工程0198 (4/9)
誤記。
正しくは「0198-04」
注 記
*1：窒素ガス加圧容器
*2：放出完了信号用
*3：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。
*4：起動用ガス配管等の導圧配管を示す
例：RE－＊＊＊－01－8－R063AE（＊＊本）＊5
尚、鋼管の場合は「－」、（＊＊本）は貯蔵容器開放本数
【凡例】
赤線：主となる経路
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）
図書名称
燃料加工建屋（PA）
ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置）
エンジニアリングフロー図
工程：0198(N2)(3/9)
客先図面番号
PM-0198-4421-062
改訂
5
50.300
1182

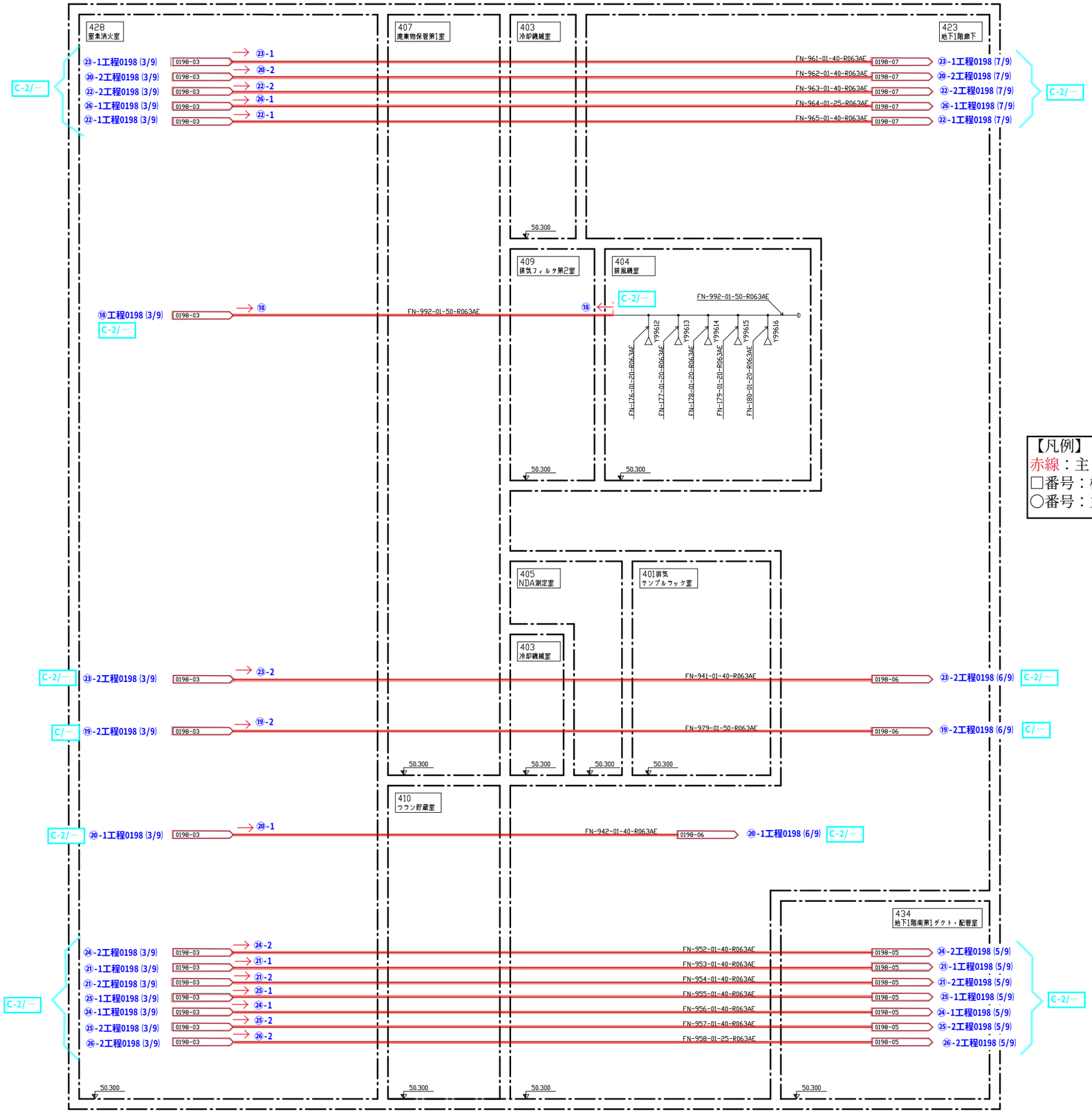

【凡例】
赤線：主となる経路
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2)(4/9)
客先図面番号	PM-0198-4421-069
改訂	0

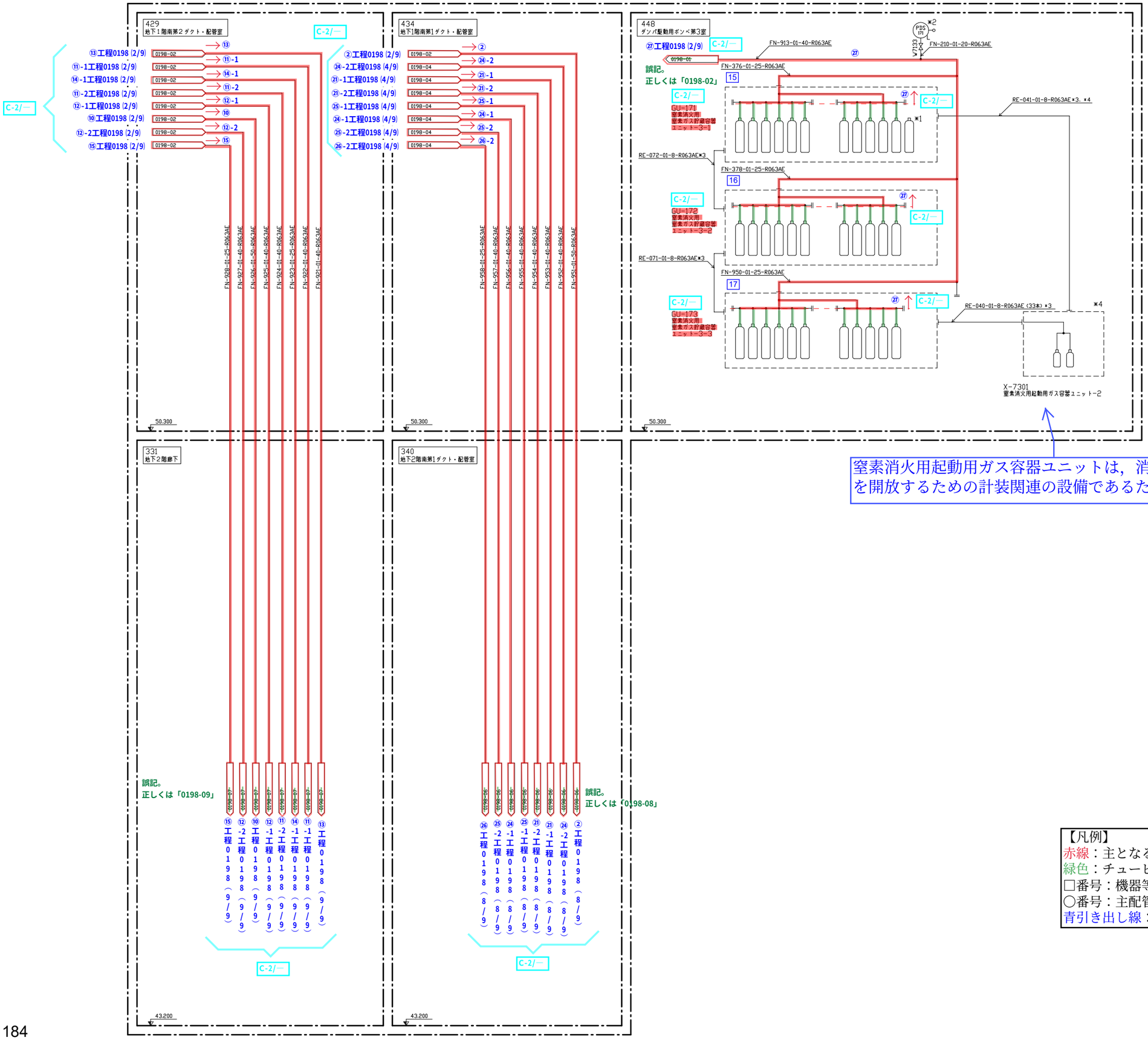

窒素消火用起動用ガス容器ユニットは，消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための計装関連の設備であるため，主流路としない。

注 記

※1：窒素ガス加圧容器

※2：放出完了信号用

※3：起動用ガス配管等の導圧配管を示す
例：RE－＊＊＊－01－8－R063AE（＊＊本）＊3
尚、鋼管の場合は「－」、（＊＊本）は貯蔵容器開放本数

※4：・窒素消火用起動用ガス容器ユニット内に放出信号用圧力スイッチあり。
・当該配管はその圧力スイッチ用の導圧配管。

【凡例】
赤線：主となる経路
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2)(5/9)
客先図面番号	PM-0198-4421-063 改訂 6

【凡例】
赤線：主となる経路
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）
赤引き出し線：主流路とする考え方の補足

フリーアクセスフロアへの消火においては，フリーアクセスフロアの境界までを主流路として設定する。（以下の頁では省略）

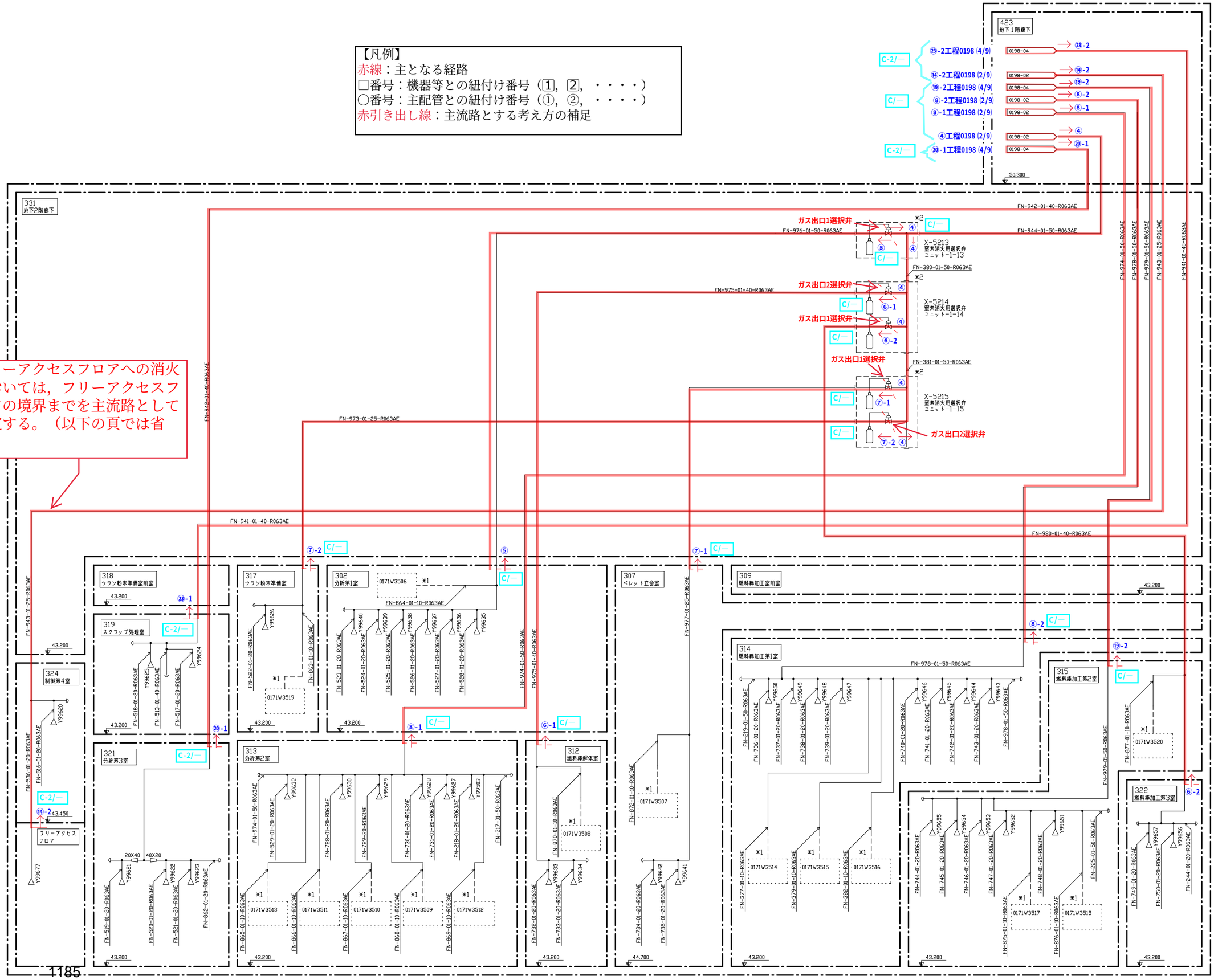

注　記

※1：窒素消火装置のピストンダンパ（PD）駆動用導圧管の表記は以下の通り。
実線：鋼管（分岐部に設置された短管の端末部まで）
破線：鋼管（短管の端末部～PD取り合い部まで）

※2：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2)X(6/9)
客先図面番号	PM-0198-4421-064
改訂	6

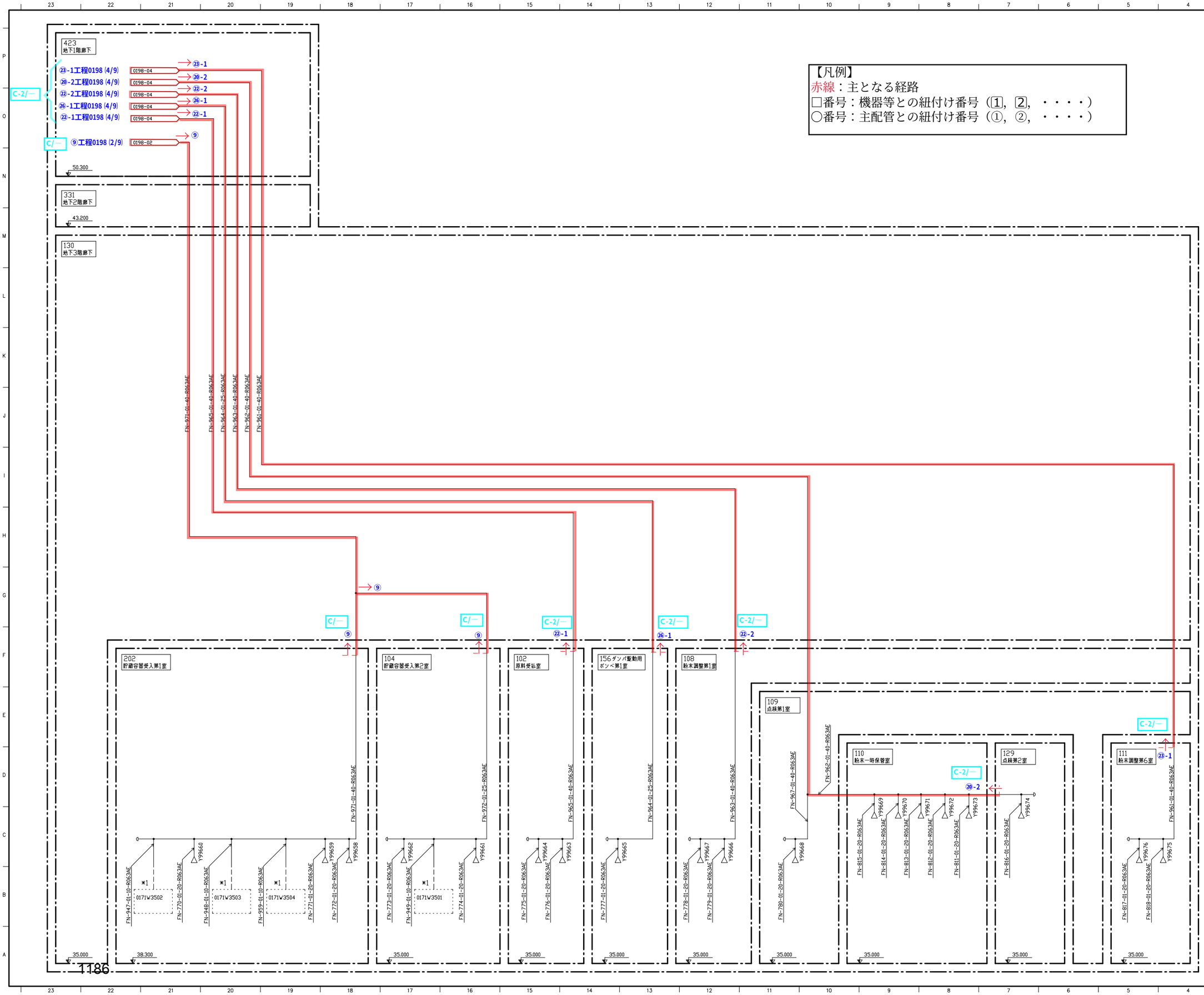

【凡例】
赤線：主となる経路
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

注 記

※1：窒素消火装置のピストンダンパ（PD）駆動用導圧管の表記は以下の通り。
実線：鋼管（分岐部に設置された短管の端末部まで）
破線：銅管（短管の端末部～PD取り合い部まで）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2)(7/9)		
客先図面番号	PM-0198-4421-065	改訂	5

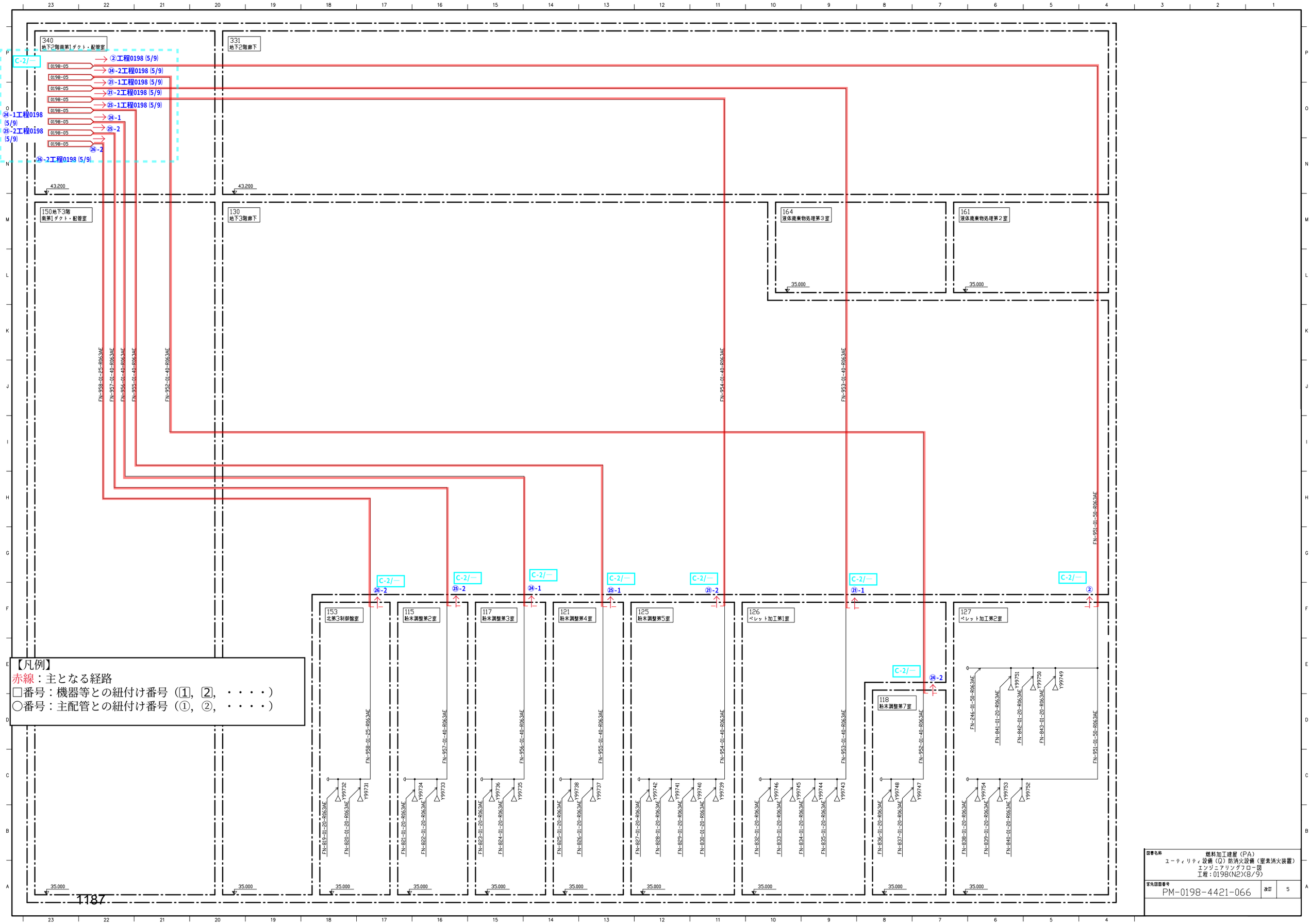

【凡例】
赤線：主となる経路
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2)(8/9)
客先図面番号	PM-0198-4421-066
改訂	5

【凡例】
赤線：主となる経路
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

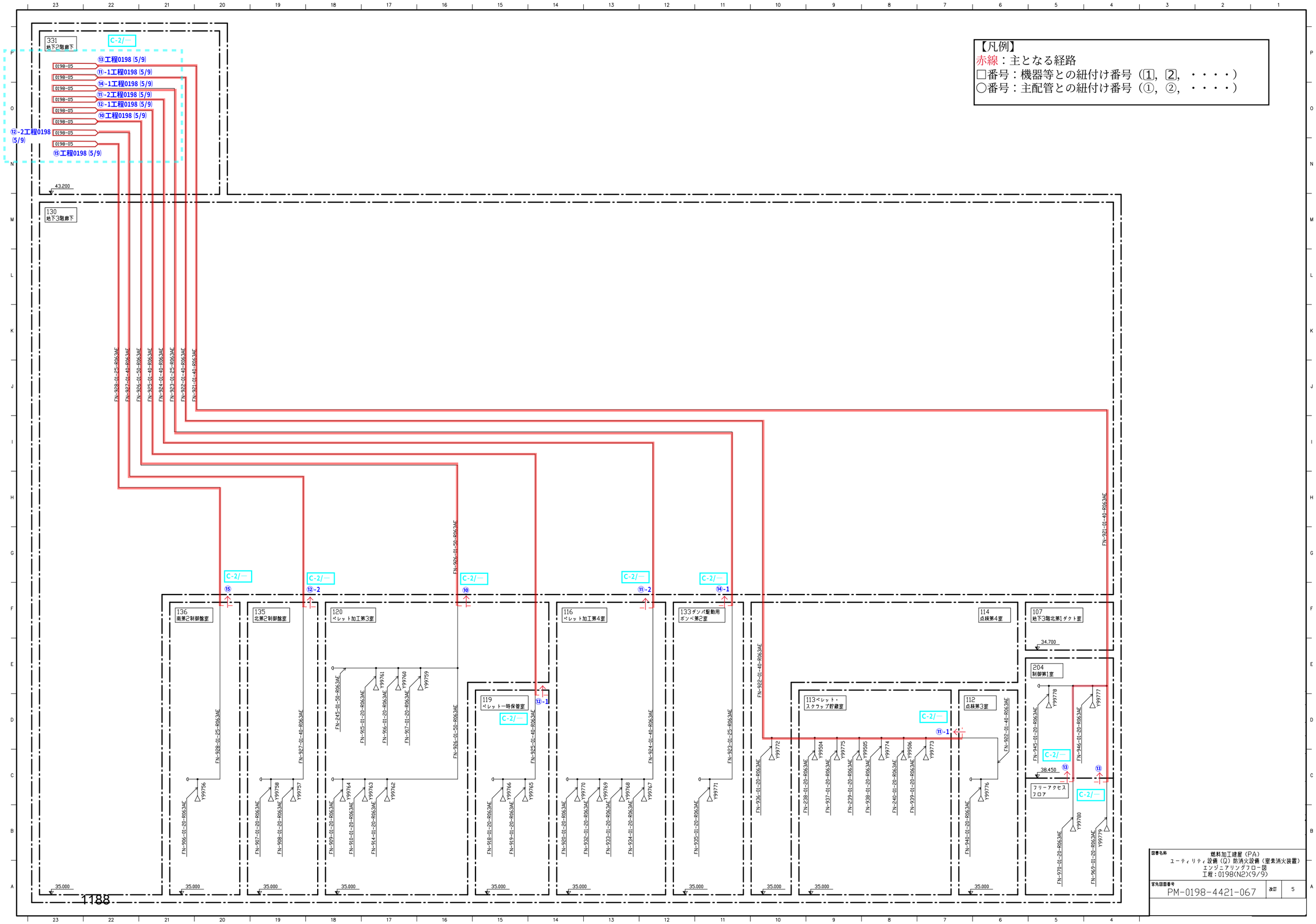

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）防消火設備（窒素消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2)(9/9)
客先図面番号	PM-0198-4421-067
改訂	5

注 記

※1：窒素ガス加圧容器

※2：放出完了信号用

※3：窒素消火用起動用ガス容器ユニット内に放出信号用圧力スイッチあり。当該配管は圧力スイッチ用の導圧配管

※4：起動用ガスの導圧配管を示す。

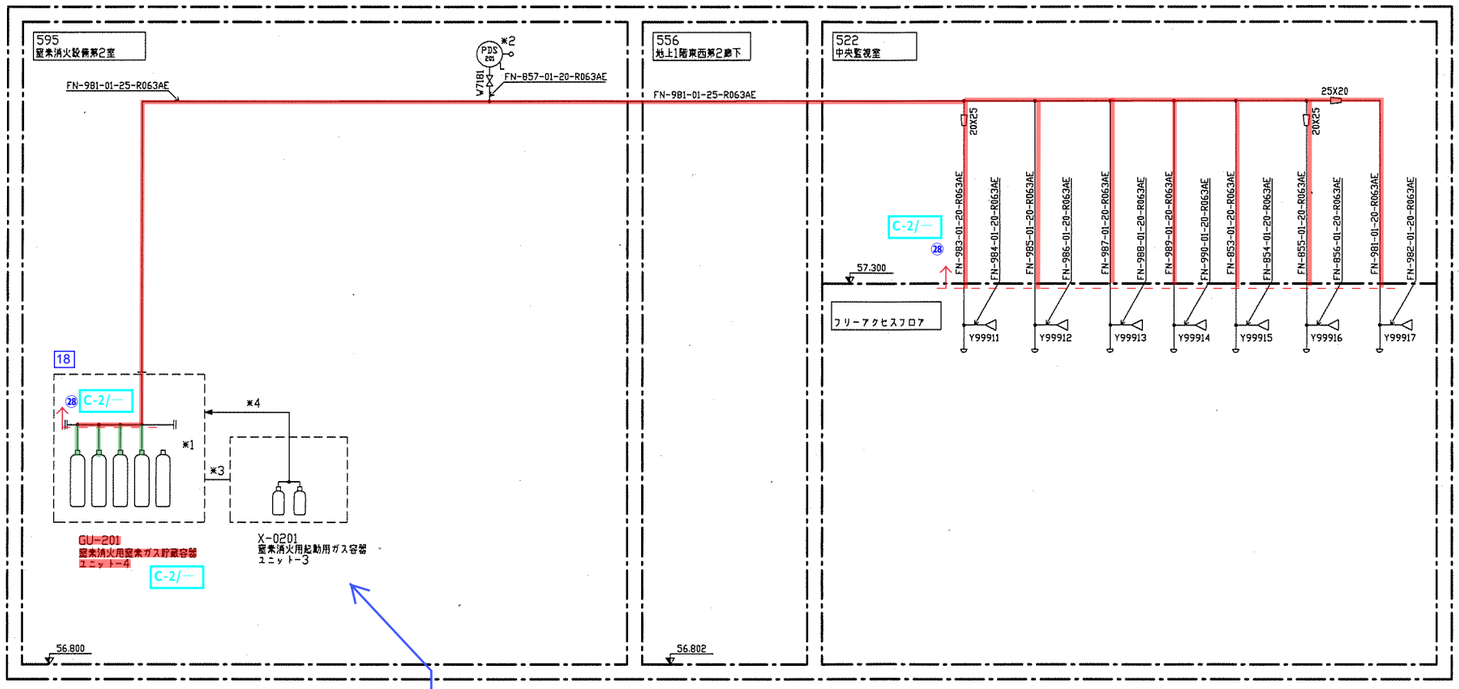

窒素消火用起動用ガス容器ユニットは，消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための計装関連の設備であるため，主流路としない。

【凡例】
赤線：主となる経路
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

図書名称	燃料加工建屋（PA）ユーティリティ設備（Q） 防消火設備（窒素消火装置（中央監視室床下用）） エンジニアリングフロー図 工程：0198(N2(FL))(1/1)
客先図面番号	PM-0198-4421-070
改訂	
MRC	

表面粗さ	粗度(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな金属
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

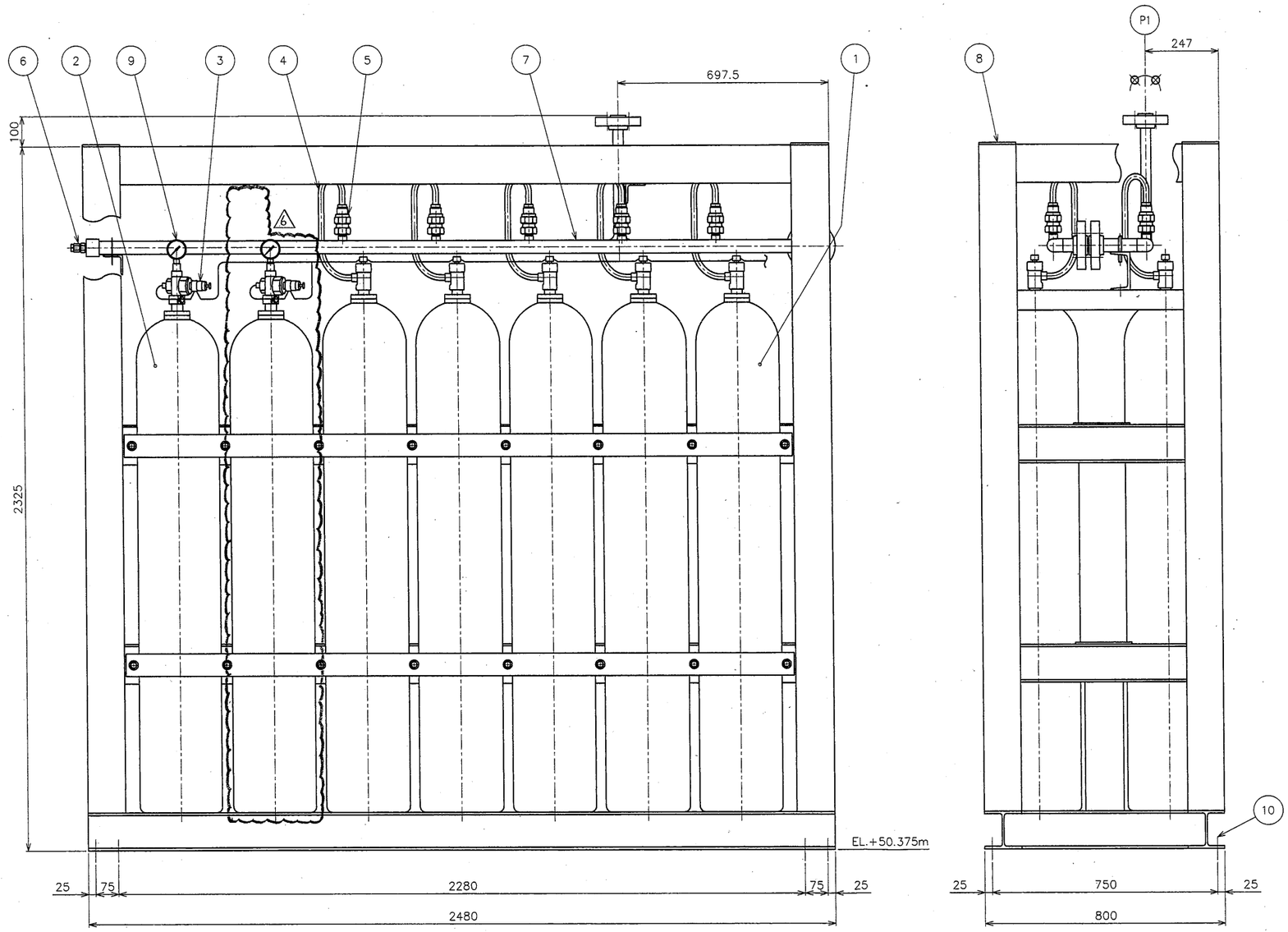

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb-25A RF	SUSF304	

・消火装置に係る系統図では消火ボンベはイメージ図としての記載になっており，ボンベ本数を明示するものではないため，構造図にて，設置されるボンベ本数を確認する。

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約3760
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM-0100-4351-001（PX-7102001）」による。

予分	分	番号	名称	材料	試験片	本予 1個	合計 1基分	記事
		10	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組		
		9	圧力計	SPCD		2		
		8	組枠	SS400 STKR400		1組		
		7	集合管	SUS304TP		1組		
		6	配管用安全装置	C3771		1		
		5	連結管用オリフィス	C3771		12		
		4	連結管	C1220T		12		
		3	容器弁開放装置	C3771		2		
		2	窒素ガス加圧容器	クロムモリブデン鋼		2		
		1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12		

1-2

1-1

日本原燃株式会社殿

1

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット－1－1外形図
（0198-GU-151）

1190

表面あらさ	粗度(a)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	25以下	三角法	ISOM ねじ
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～		図面来歴

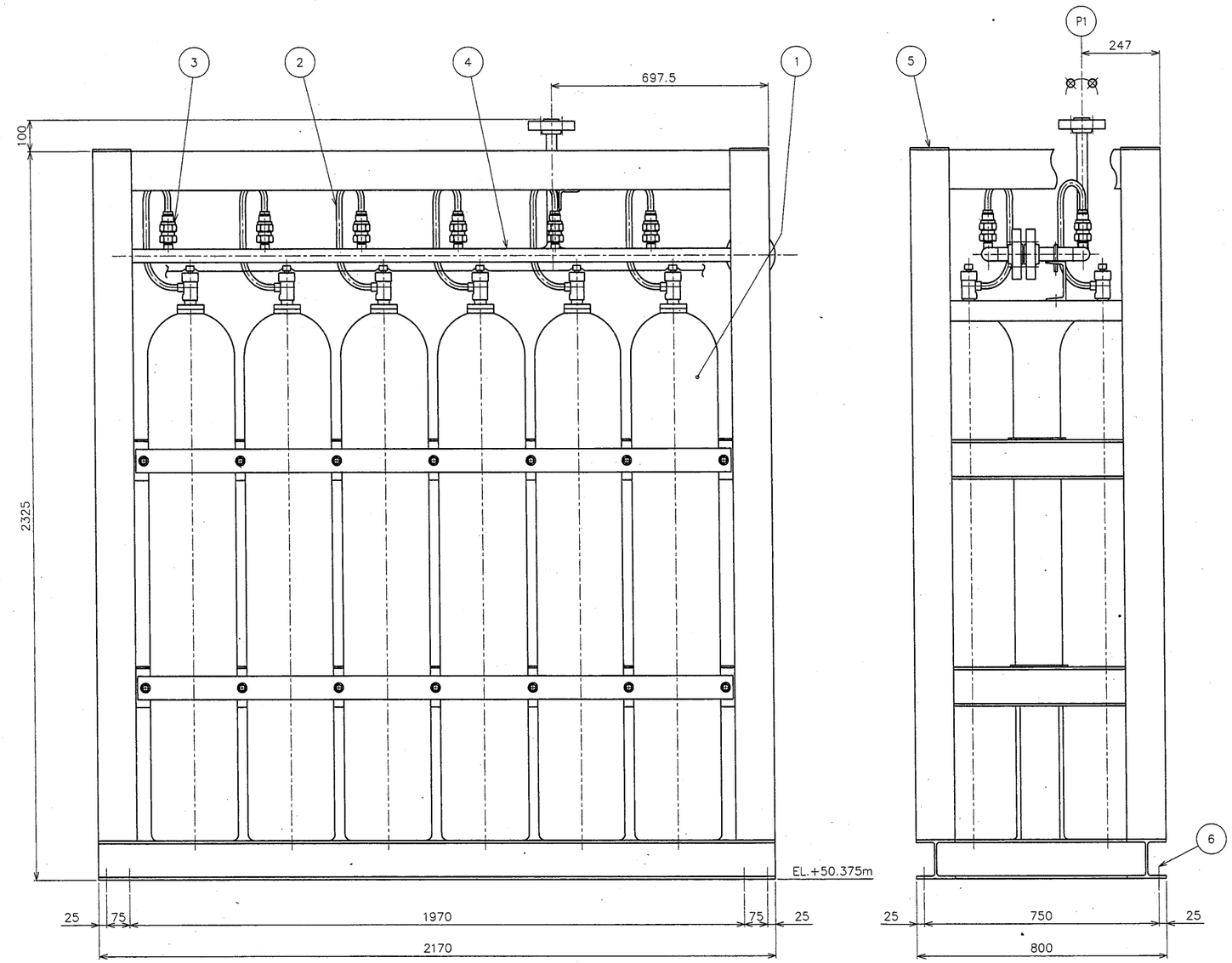

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb-25A RF	SUSF304	

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM-0100-4351-001（PX-7102001）」による。

予備	番号	名称	材料	試験片	本数 1基分個数	予備	1個	合計 1基分 質量(kg)	記事
	6	搬付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
	5	組枠	SS400 STKR400		1組				
	4	集合管	SUS304TP		1組				
	3	連結管用オリフィス	C3771		12				
	2	連結管	C1220T		12				
2	1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12				

日本原燃株式会社殿

2

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット－1－2外形図
（0198－GU－152）

表面あらさ	種類(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな生地
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

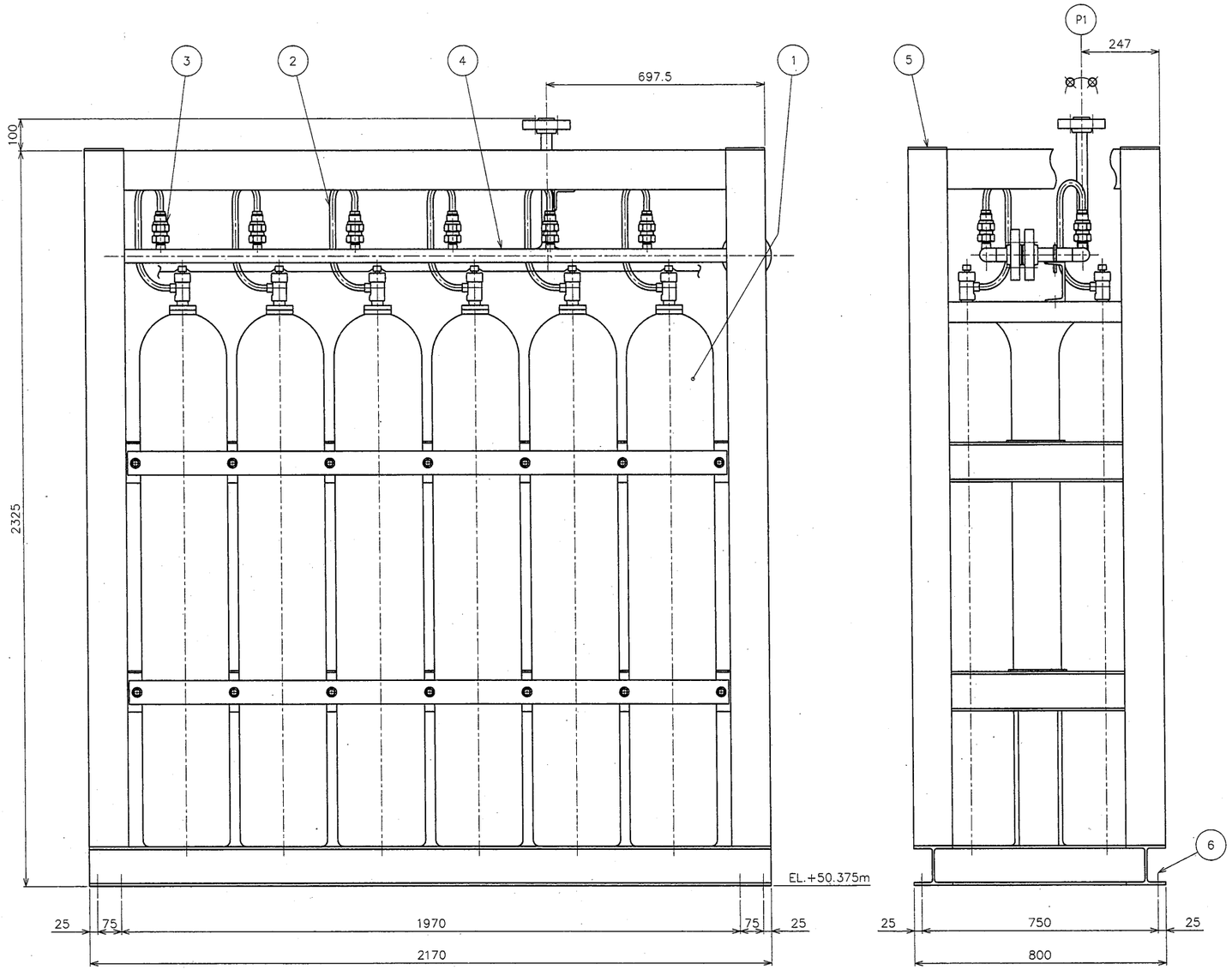

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb-25A RF	SUSF304	

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

注 記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM-0100-4351-001（PX-7102001）」による。

予備分	常用分	番号	名称	材料	試験片	常用	予備	1個	合計	記事
								1基分個数	1基分質量(kg)	
		6	締付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
		5	組枠	SS400 STKR400		1組				
		4	集合管	SUS304TP		1組				
		3	連結管用オリフィス	C3771		12				
		2	連結管	C1220T		12				
3		1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12				

日本原燃株式会社殿

3

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-3外形図
(0198-GU-153)

1192

表面あらさ	粗さ(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな面
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISO M ねじ

図面来歴

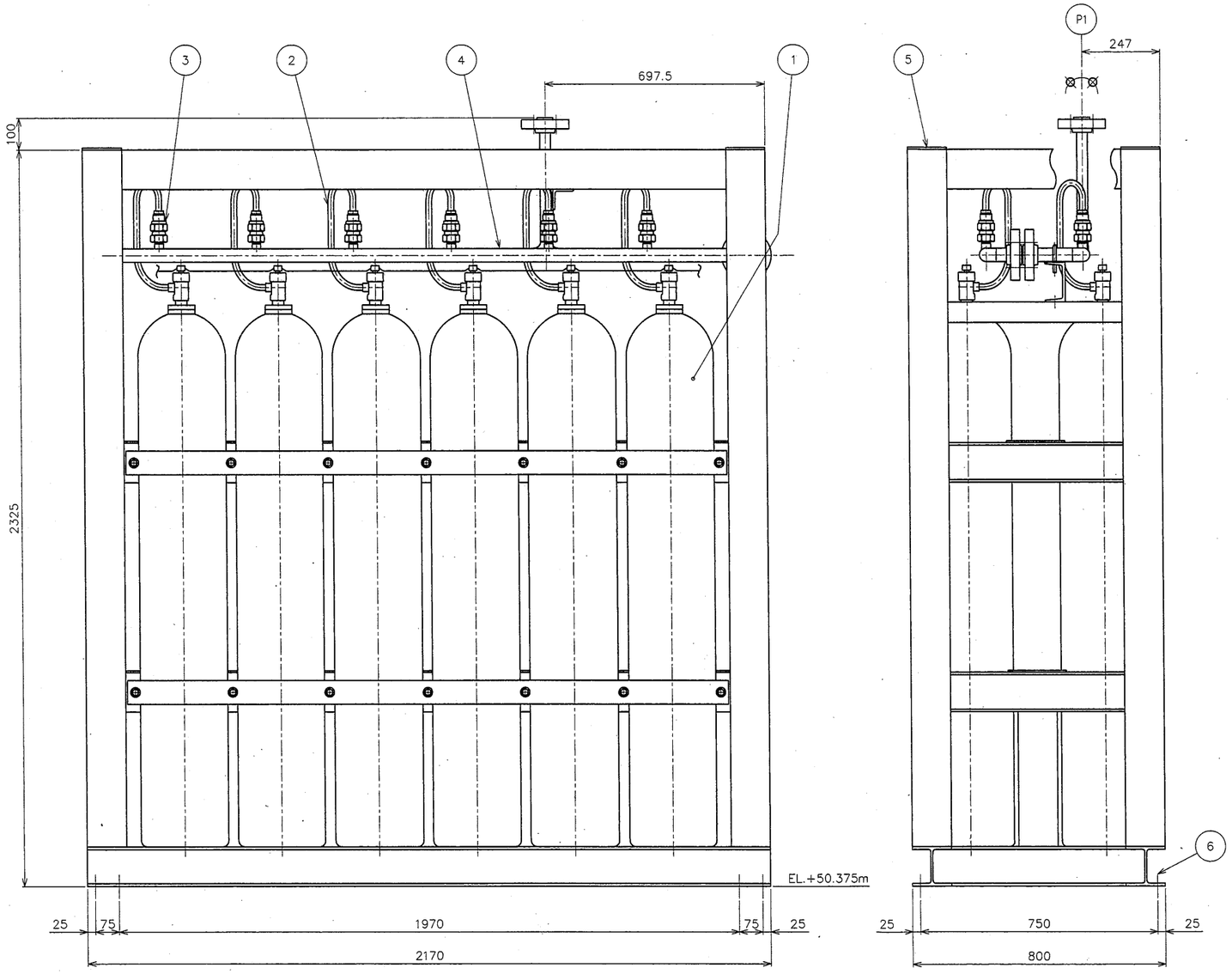

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片 常 / 1基分個数	予 / 1基分	1個 / 質量(kg)	合計 / 1基分	記事
				6	据付ボルト・ナットM16	SS400	8組				
				5	組枠	SS400 STKR400	1組				
				4	集合管	SUS304TP	1組				
				3	連結管用オリフィス	C3771	12				
				2	連結管	C1220T	12				
				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼	12				

4

日本原燃株式会社殿

4

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−1−4外形図
（0198−GU−154）

1193

表面あらさ	基準(a)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかさを考慮
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

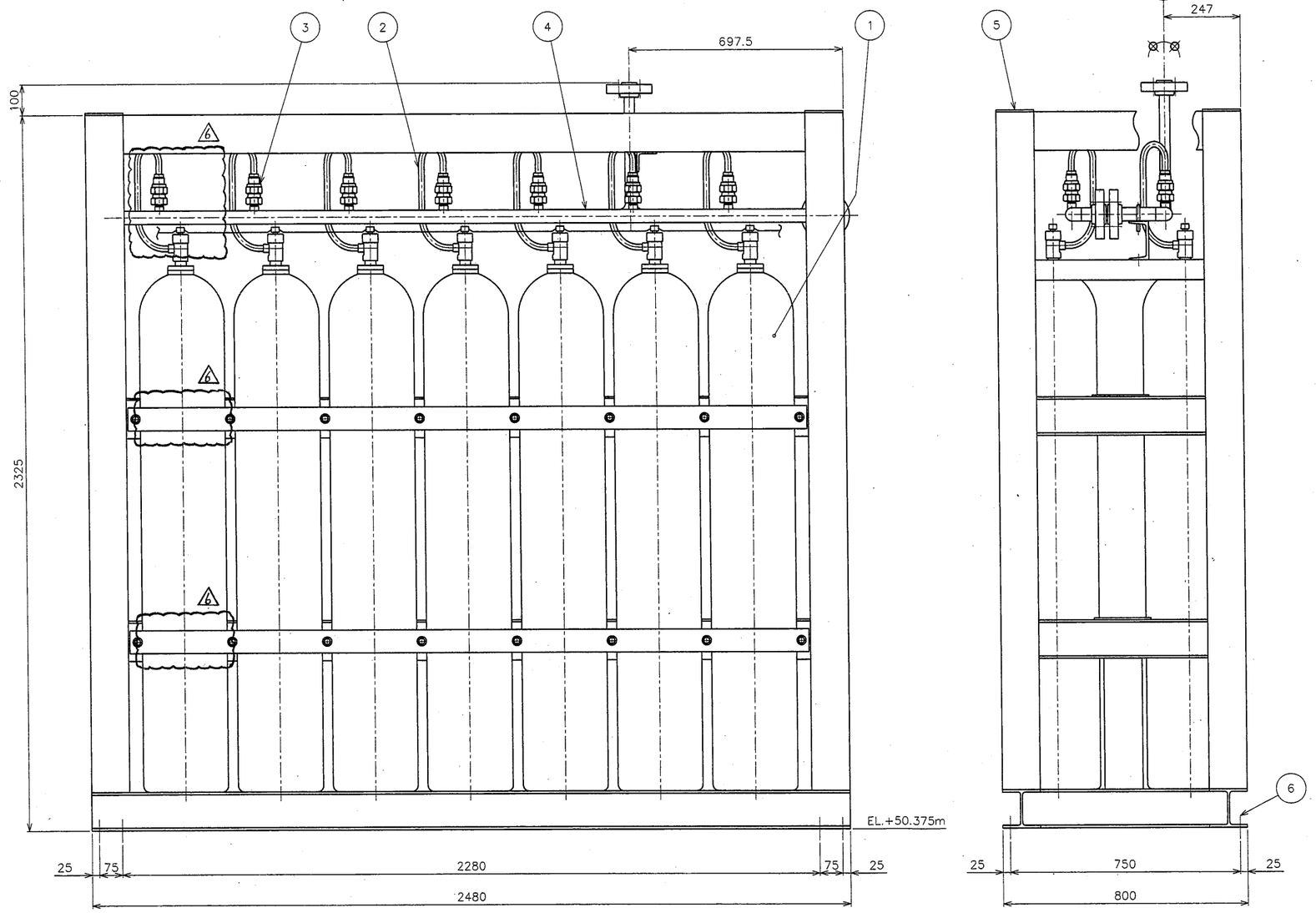

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約3870
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片	常	予	1個	合計 1基分	質量(kg)	記事
				6	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組					
				5	組枠	SS400 STKR400		1組					
				4	集合管	SUS304TP		1組					
				3	連結管用オリフィス	C3771		14					
				2	連結管	C1220T		14					
5				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		14					

日本原燃株式会社殿

5

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−1−5外形図
（0198−CU−155）

1194

表面粗さ(a)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかさを考
あらさ記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

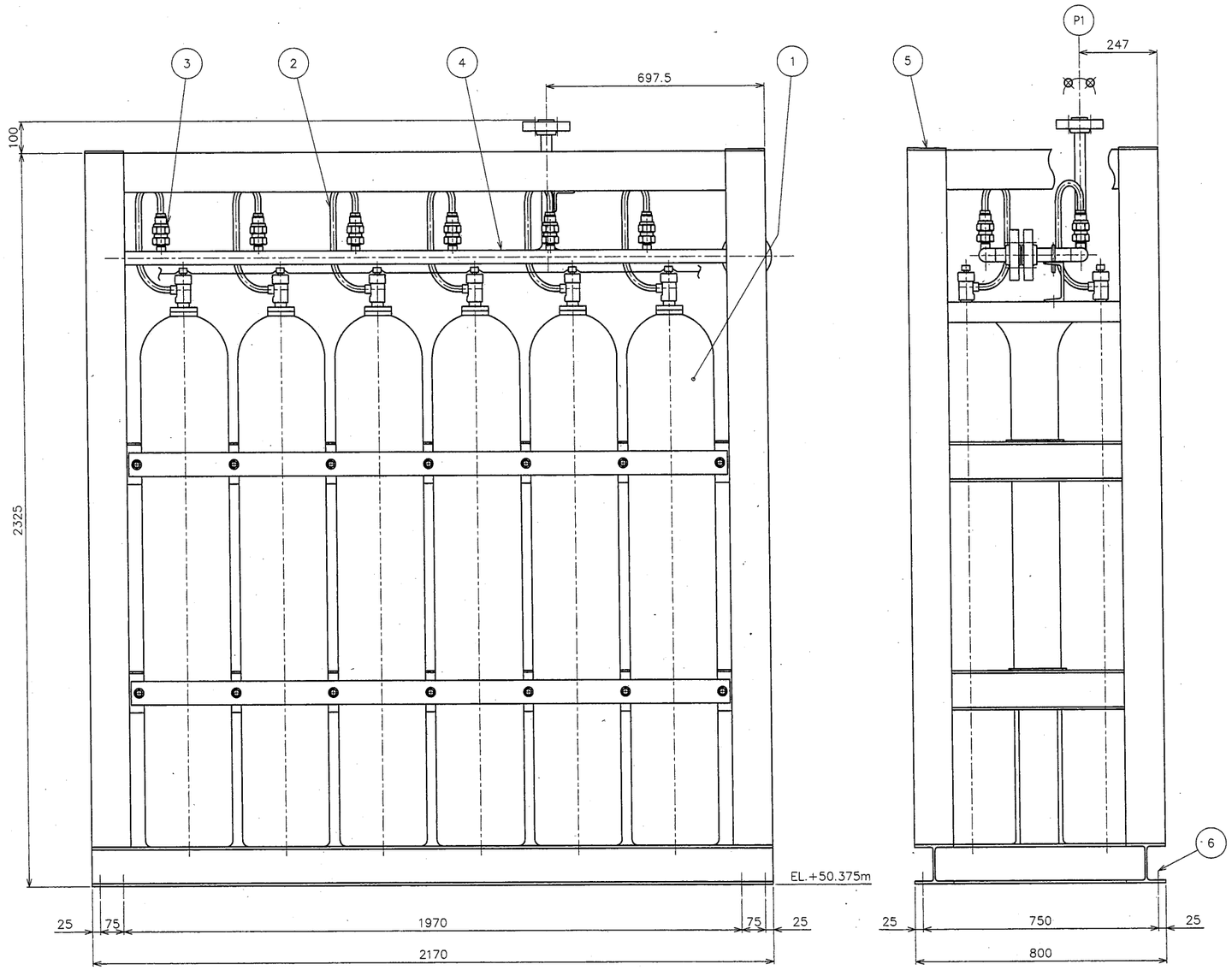

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注記

(1) 塗装色は、「塗装要領書 PM-0100-4351-001 (PX-7102001)」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb-25A RF	SUSF304	

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片	常 1基分個数	予 1個	合計 1基分	質量(kg)	記事
				6	密付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
				5	組枠	SS400 STKR400		1組				
				4	集合管	SUS304TP		1組				
				3	連結管用オリフィス	C3771		12				
				2	連結管	C1220T		12				
				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12				

6

日本原燃株式会社殿

6

MOX燃料工場
防消火設備(Q)
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-6外形図
(0198-GU-156)

1195

表面あらさ	最高(a)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかなもの
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISO M ねじ

図面来歴

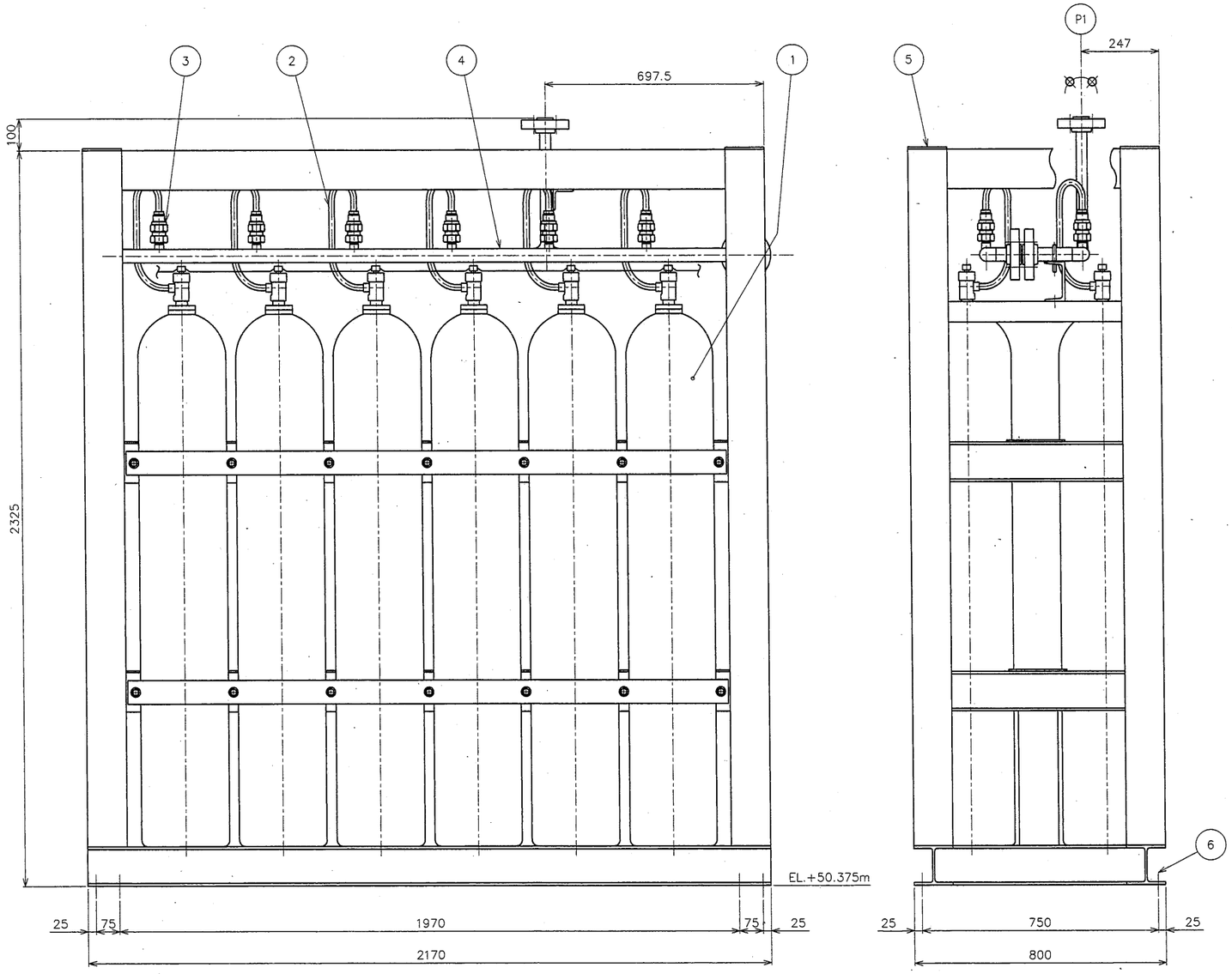

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注 記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予分	本分	予分	本分	番号	名称	材料	試験片	本	予	1個	合計 1基分	記事
								1基分個数		質量（kg）		
				6	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
				5	組枠	SS400 STKR400		1組				
				4	集合管	SUS304TP		1組				
				3	連結管用オリフィス	C3771		12				
				2	連結管	C1220T		12				
			7	1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12				

日本原燃株式会社殿

7

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−1−7外形図
（0198−GU−157）

1196

表面あらさ	粗度(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな生地
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

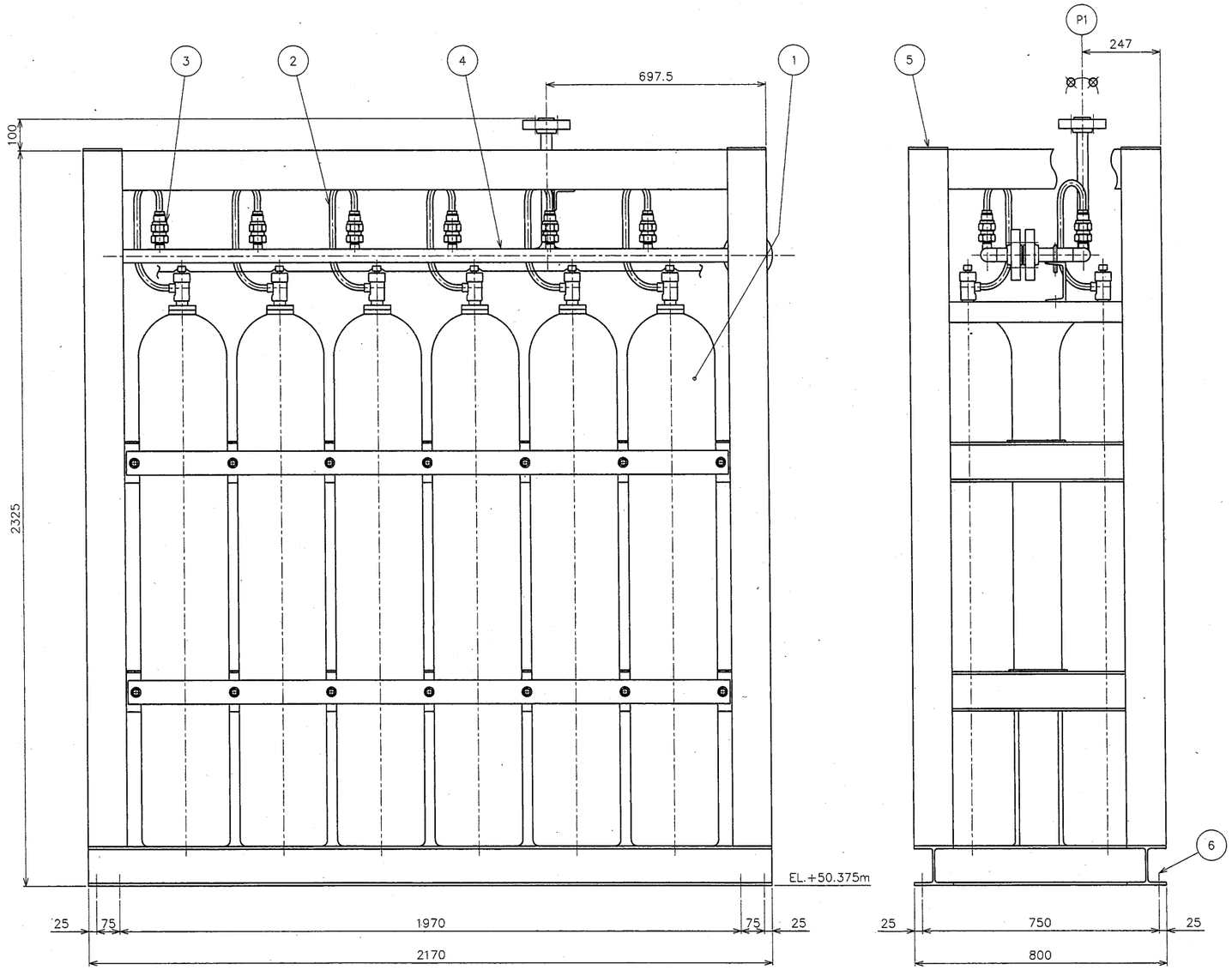

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片	常	予	1個	合計 1基分	記事
								1基分個数	質量(kg)			
				6	組付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
				5	組枠	SS400 STKR400		1組				
				4	集合管	SUS304TP		1組				
				3	連結管用オリフィス	C3771		12				
				2	連結管	C1220T		12				
				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12				

8

日本原燃株式会社殿

8

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−1−8外形図
（0198−GU−158）

表面 粗度(a)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかなこと
あらさ 記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

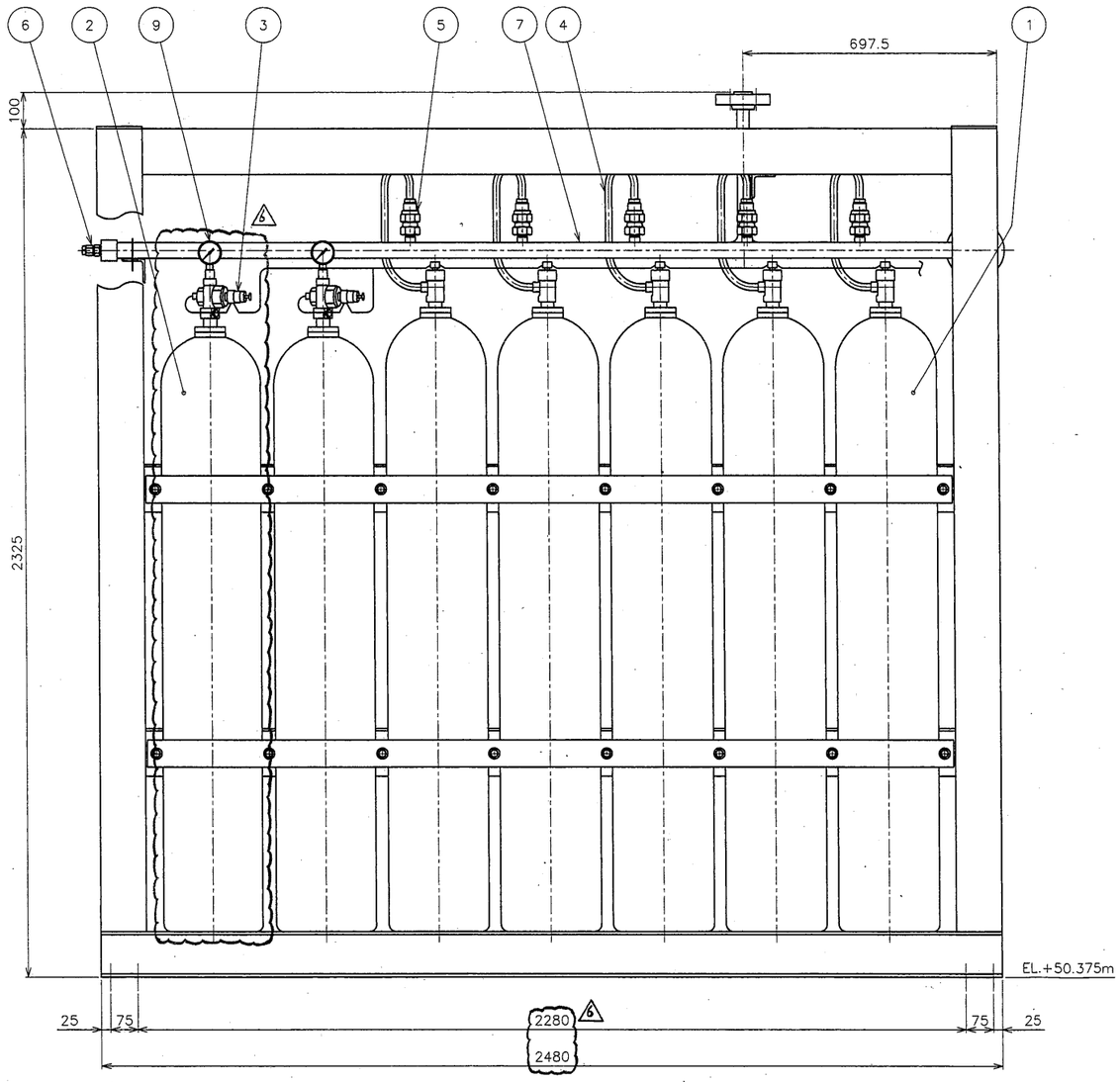

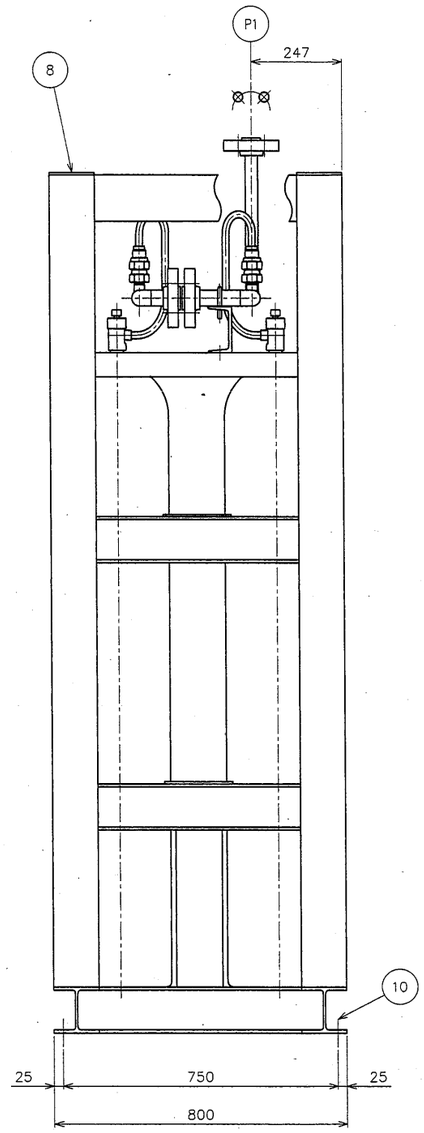

要目表				
最高使用圧力		MPa	10.8	
最高使用温度		℃	40	
運転圧力	通常	MPa	10.6	
	最大	MPa	10.8	
運転温度	通常	℃	常温	
	最大	℃	40	
耐震クラス	設計用	—	S	
	官庁申請用	—	C	6
品質重要度クラス		—	2	
流体の種類		—	窒素	
質量		kg	約3600	6
建屋区分		—	PA	
設置場所		室	428	
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法	
基数		基	1	

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

6

予分	分	番号	名称	材料	試験片	本 1基分個数	予 1個 質量(kg)	合計 1基分	記事
		10	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組			
		9	圧力計	SPCD		2			
		8	組枠	SS400 STKR400		1組			
		7	集合管	SUS304TP		1組			
		6	配管用安全装置	C3771		1			
		5	連結管用オリフィス	C3771		11			
		4	連結管	C1220T		11			
		3	容器弁開放装置	C3771		2			
		2	窒素ガス加圧容器	クロムモリブデン鋼		2			
		1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		11			

9-2

9-1

日本原燃株式会社殿

9

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−2−1外形図
（0198−GU−161）

表面	粗度(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな生地
あらさ	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

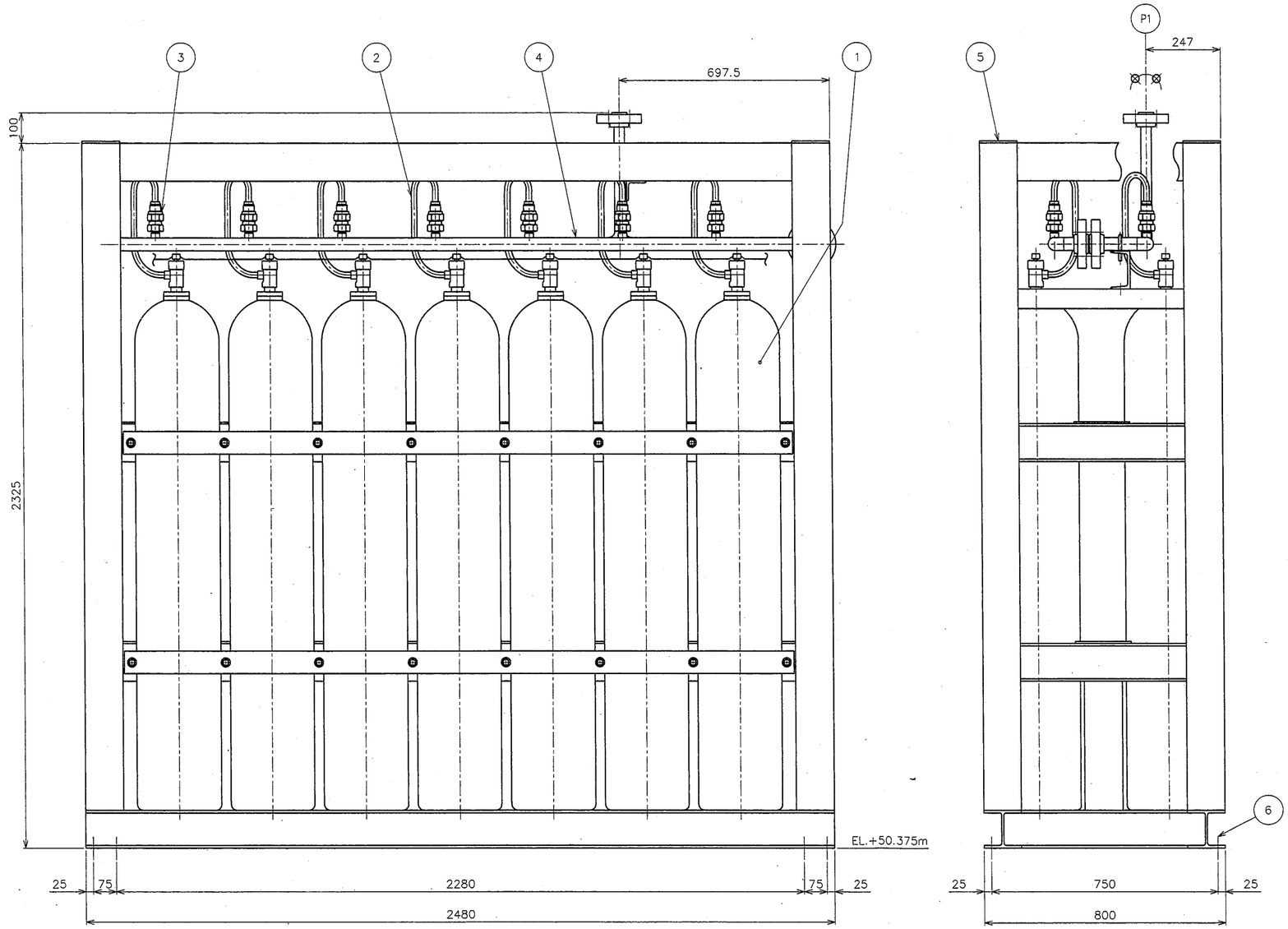

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3870
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

△6

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予備分	本体分	番号	名称	材料	試験片	本体 1基分数量	予備 1基分数量	合計 1基分数量 (kg)	記事
		6	密付ボルト・ナットM16	SS400		8組			
		5	組枠	SS400 STKR400		1組			
		4	集合管	SUS304TP		1組			
		3	連結管用オリフィス	C3771		14			
		2	連結管	C1220T		14			
		1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		14			

10

日本原燃株式会社殿

10

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−2−2外形図
（0198−GU−162）

1199

表面あらさ	記号	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな面
		▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

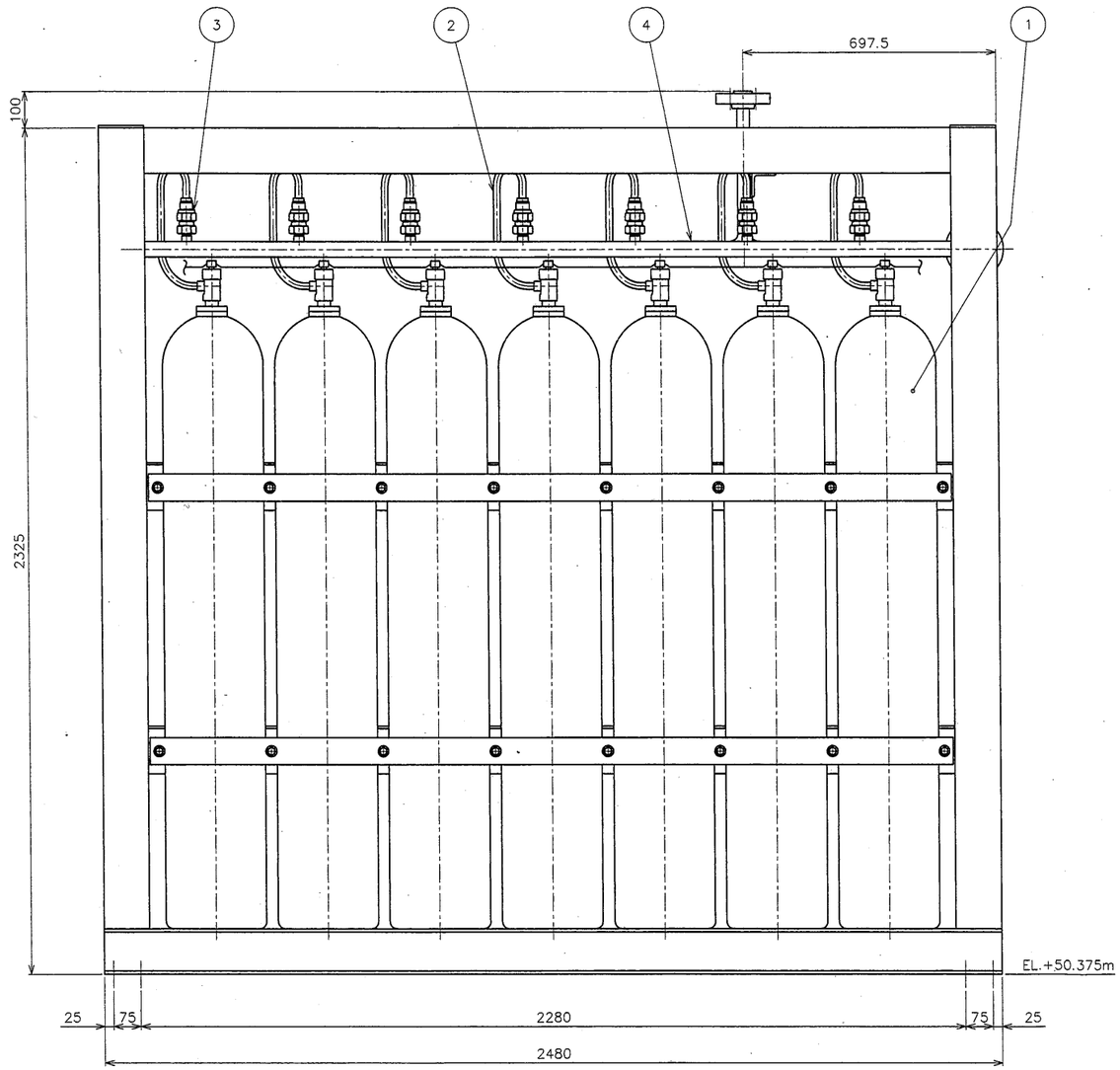

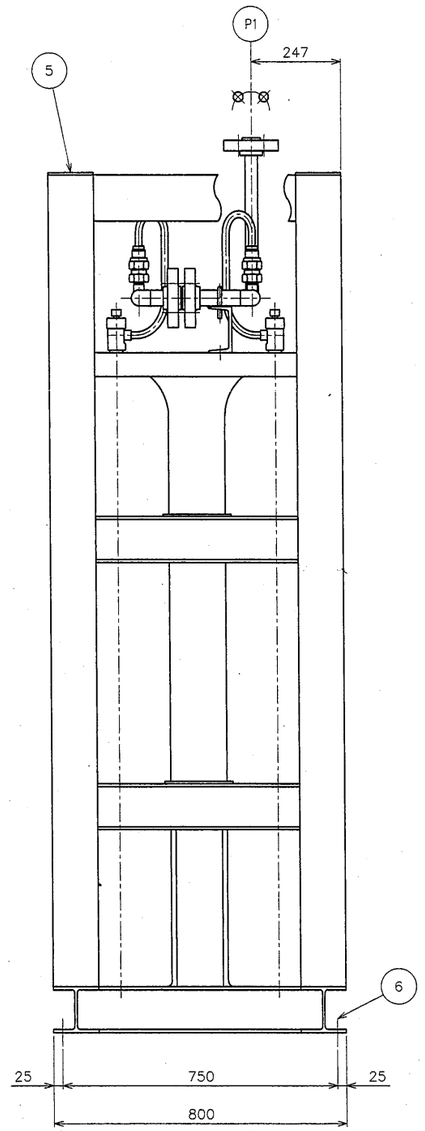

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3870
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注 記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片	常 1基分個数	予 1個	予 1基分	常 1個	常 1基分	質量(kg)	記事
				6	鍋付ボルト・ナットM16	SS400		8組						
				5	組枠	SS400 STKR400		1組						
				4	集合管	SUS304TP		1組						
				3	連結管用オリフィス	C3771		14						
				2	連結管	C1220T		14						
				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		14						

11

日本原燃株式会社殿

11

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−2−3外形図
（0198−GU−163）

1200

仕上面	粗度(a)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな手触	三角法	ISO M ねじ
あらさ	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～		図面来歴

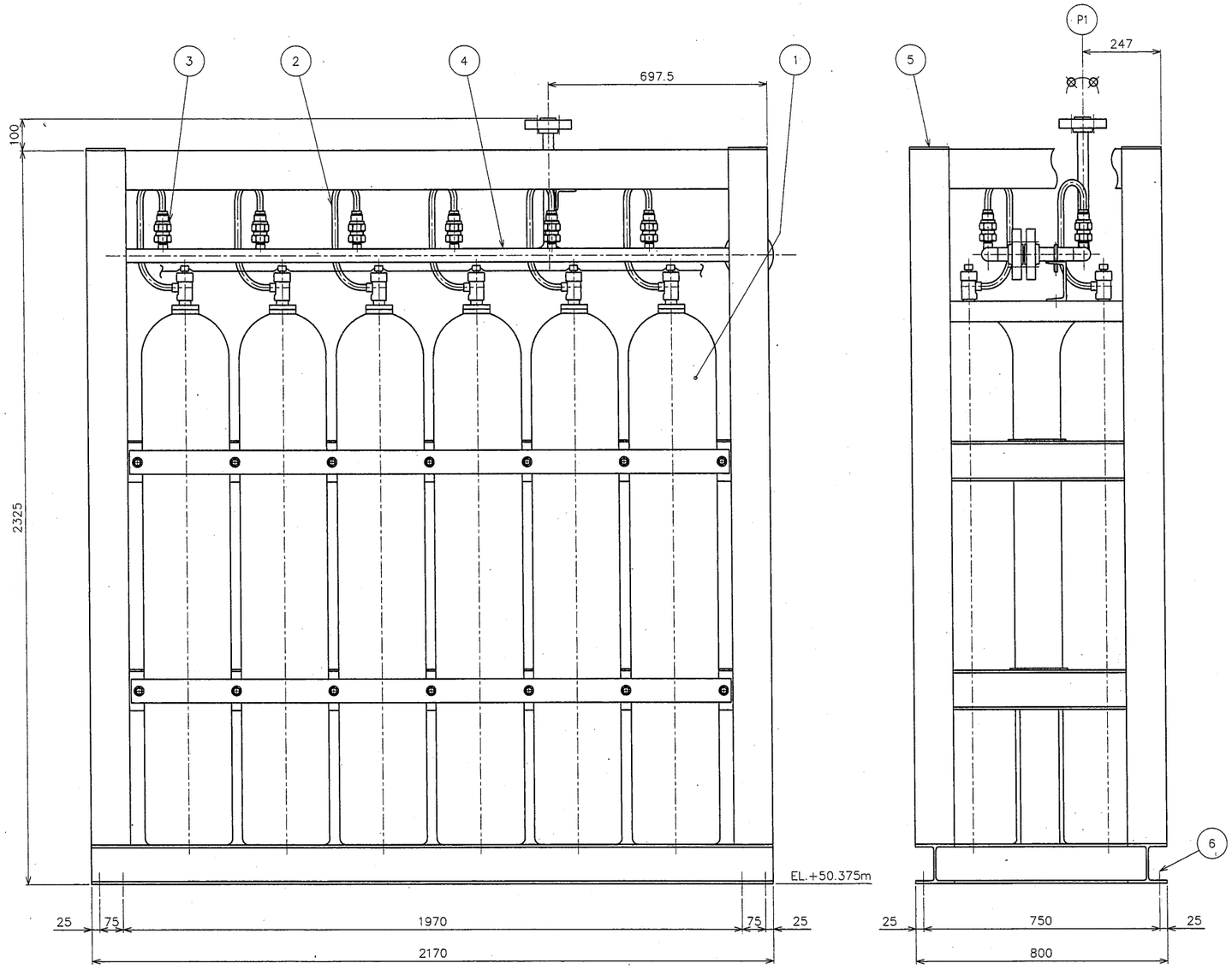

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb-25A RF	SUSF304	

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM-0100-4351-001（PX-7102001）」による。

番号	名称	材料	試験片	本予 1基分個数	1個 1基分 質量(kg)	会計 1基分	記事
6	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組			
5	組枠	SS400 STKR400		1組			
4	集合管	SUS304TP		1組			
3	連結管用オリフィス	C3771		12			
2	連結管	C1220T		12			
1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12			

予本分 予本分

日本原燃株式会社殿

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット－2－4外形図
(0198-GU-164)

12

12

1201

表面あらさ	記号	最高(a) 0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな面
		▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISO M ねじ

図面来歴

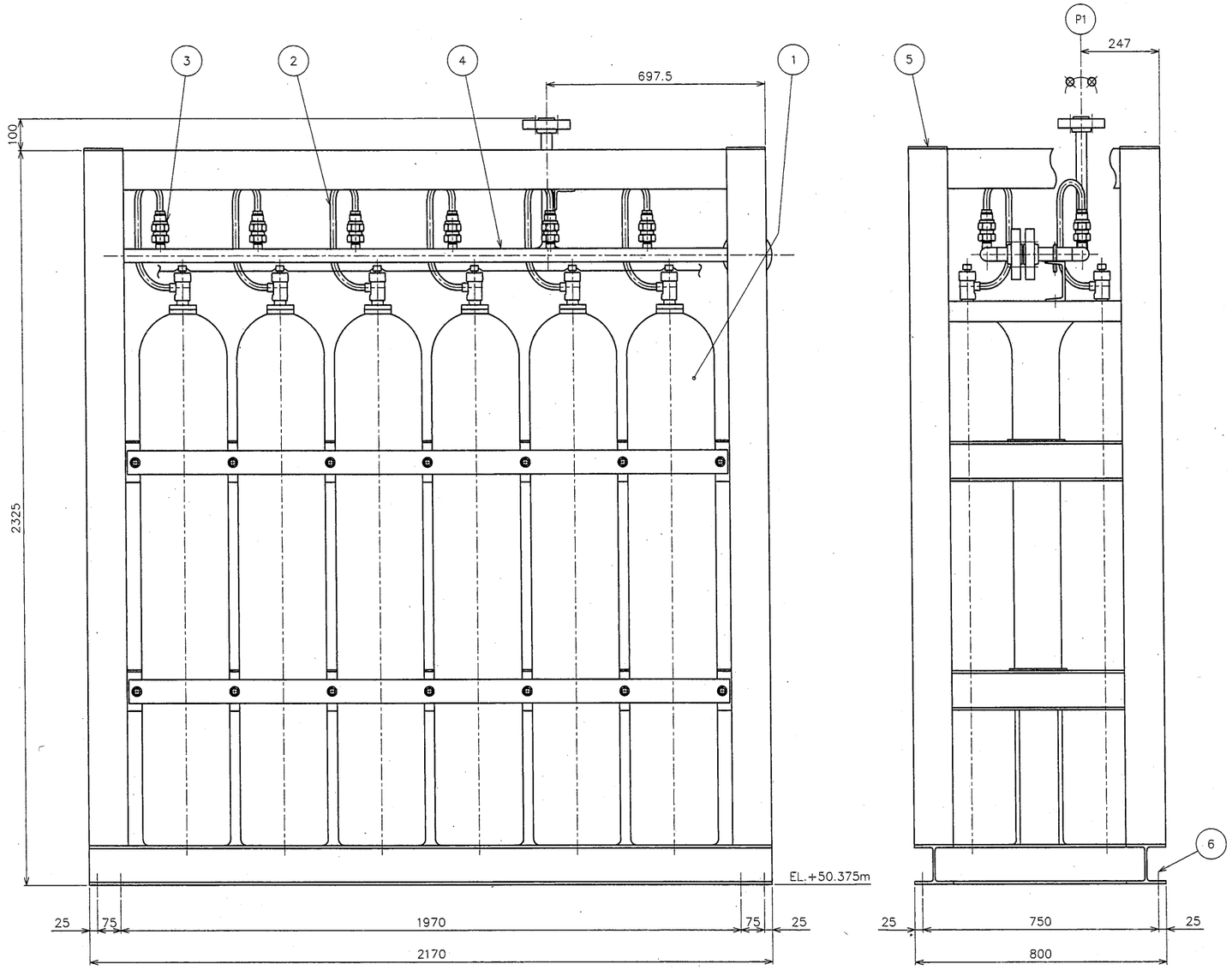

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片	常	予	1個	合計 1基分	質量(kg)	記事
								1基分個数					
				6	組付ボルト・ナットM16	SS400		8組					
				5	組枠	SS400 STKR400		1組					
				4	集合管	SUS304TP		1組					
				3	連結管用オリフィス	C3771		12					
				2	連結管	C1220T		12					
				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12					

13

日本原燃株式会社殿

13

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−2−5外形図
（0198−GU−165）

1202

表面あらさ	粗さ(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかなもの
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISO M ねじ

図面来歴

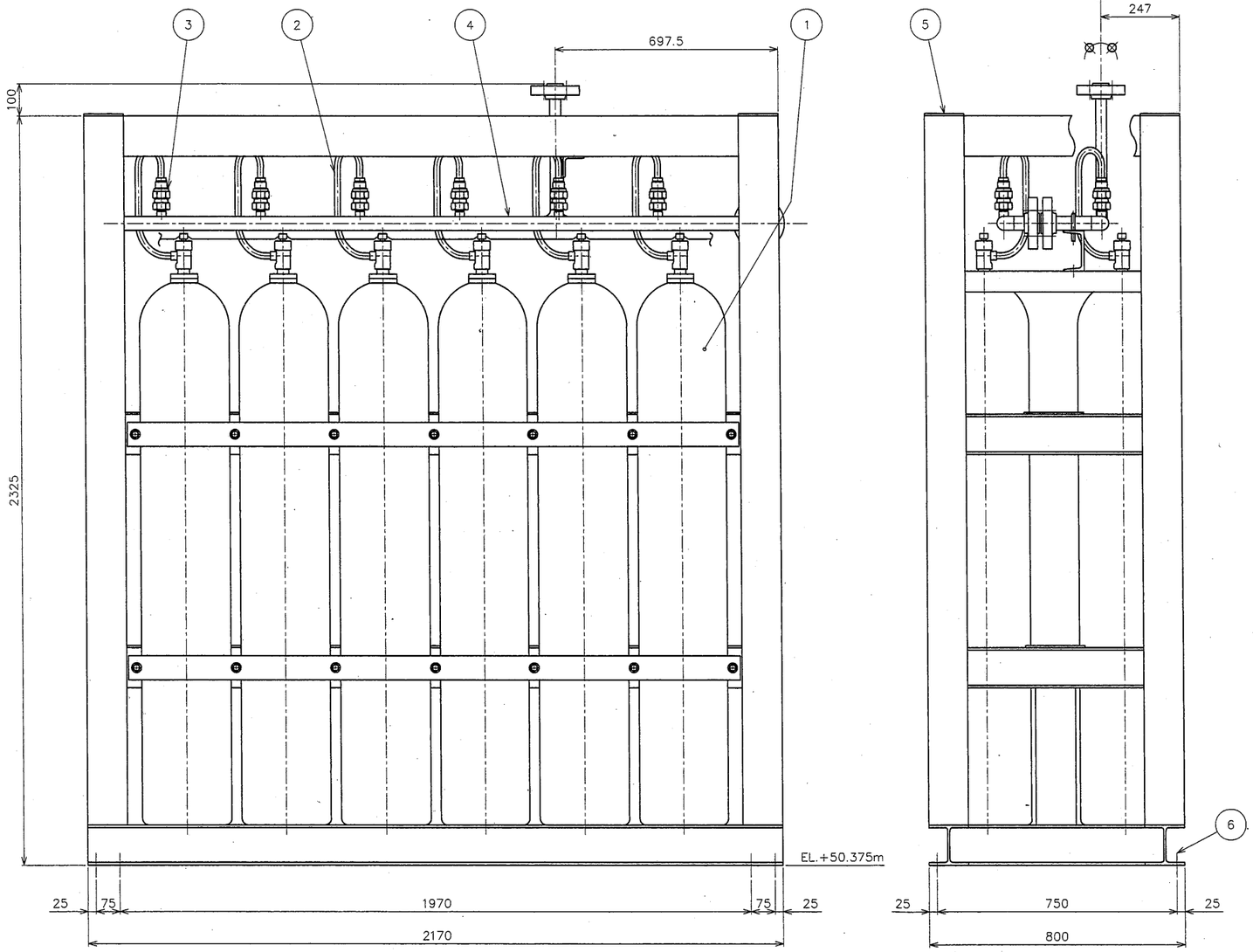

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3450
建屋区分		—	PA
設置場所		室	428
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予備	常用	番号	名称	材料	試験片	常用 1基分個数	予備	1個質量(kg)	合計 1基分	記事
		6	組付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
		5	組枠	SS400 STKR400		1組				
		4	集合管	SUS304TP		1組				
		3	連結管用オリフィス	C3771		12				
		2	連結管	C1220T		12				
		1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		12				

14

日本原燃株式会社殿

14

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−2−6外形図
（0198−GU−166）

1203

表面あらさ	記号	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかさを考慮
		▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

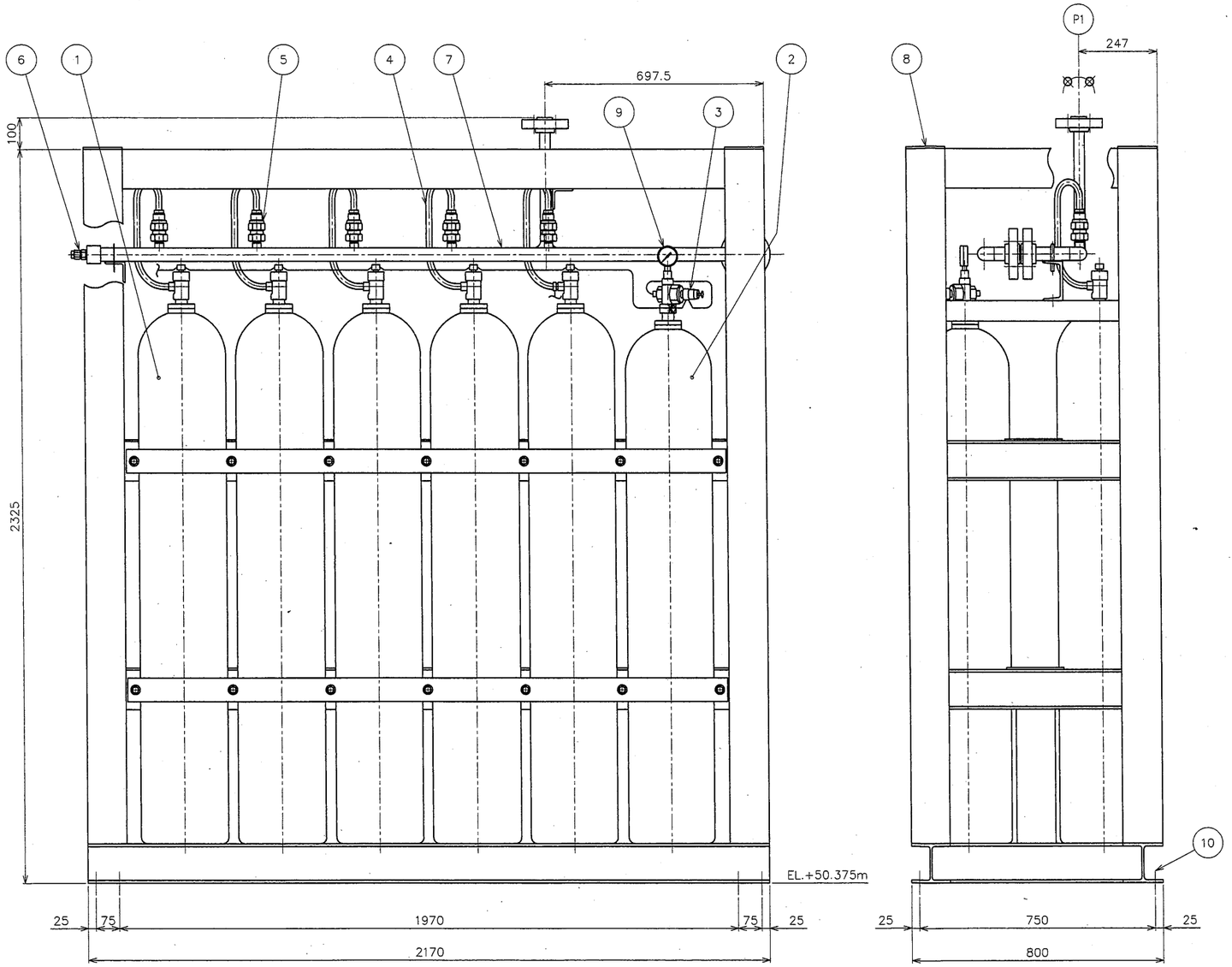

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3390
建屋区分		—	PA
設置場所		室	448
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

子分	本分	子分	本分	番号	名称	材料	試験片	本 1基分個数	子 1個 質量(kg)	合計 1基分	記事
				10	抜付ボルト・ナットM16	SS400		8組			
				9	圧力計	SPCD		1			
				8	組枠	SS400 STKR400		1組			
				7	集合管	SUS304TP		1組			
				6	配管用安全装置	C3771		1			
				5	連結管用オリフィス	C3771		11			
				4	連結管	C1220T		11			
				3	容器弁開放装置	C3771		1			
				2	窒素ガス加圧容器	クロムモリブデン鋼		1			
				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		11			

15-2

15-1

日本原燃株式会社殿

15

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−3−1外形図
（0198−GU−171）

1204

表面あらさ	記号	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな面
		▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISO M ねじ

図面来歴

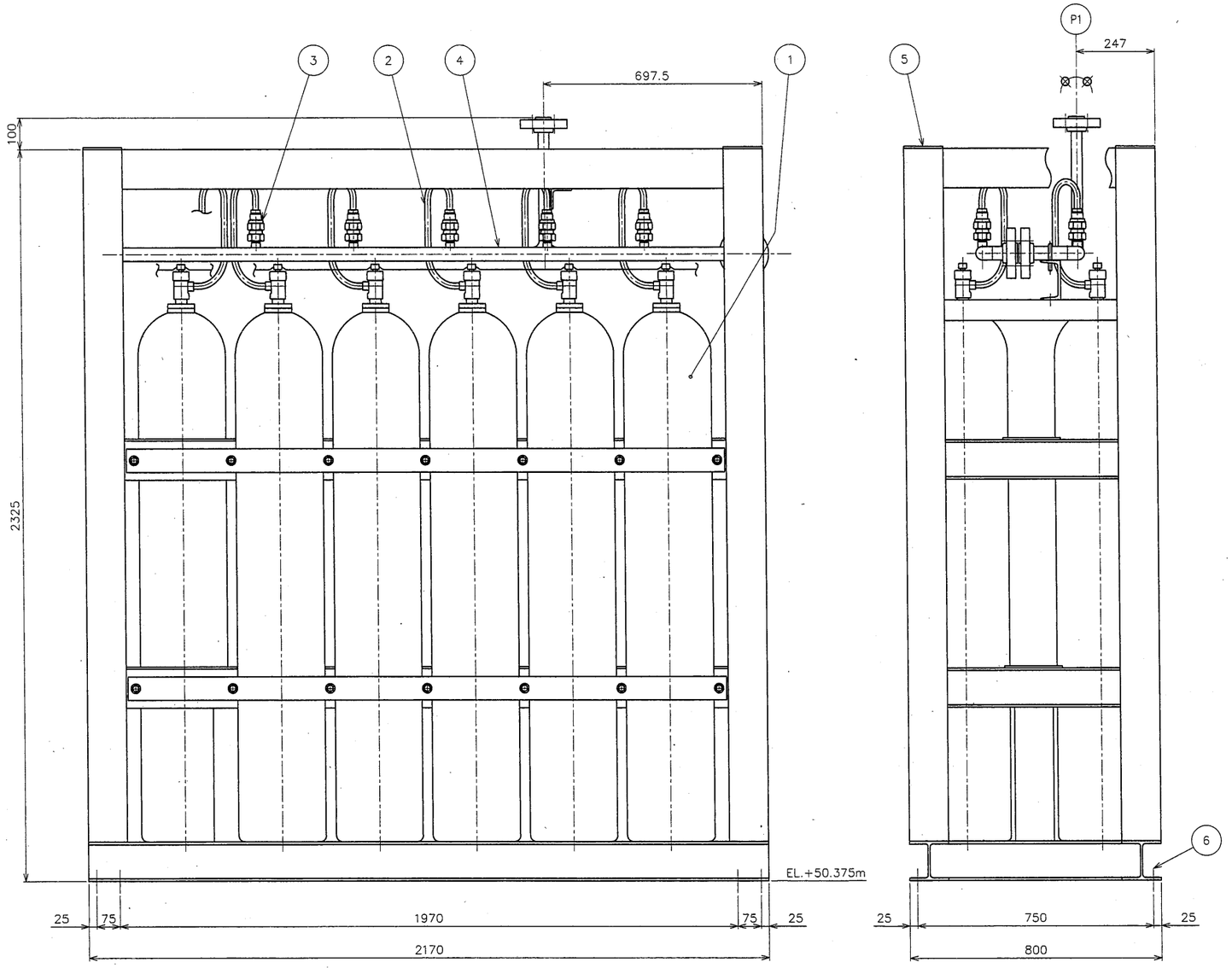

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb-25A RF	SUSF304	

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3280
建屋区分		—	PA
設置場所		室	448
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注 記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM-0100-4351-001（PX-7102001）」による。

予備	本数	予備	本数	番号	名称	材料	試験片	本数 1基分個数	予備	1個	合計 1基分	質量（kg）	記事
				6	組付ボルト・ナットM16	SS400		8組					
				5	組枠	SS400 STKR400		1組					
				4	集合管	SUS304TP		1組					
				3	連結管用オリフィス	C3771		11					
				2	連結管	C1220T		11					
				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		11					

16

日本原燃株式会社殿

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット－3－2外形図
（0198－GU－172）

16

1205

表面あらさ	粗度(a)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな面
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

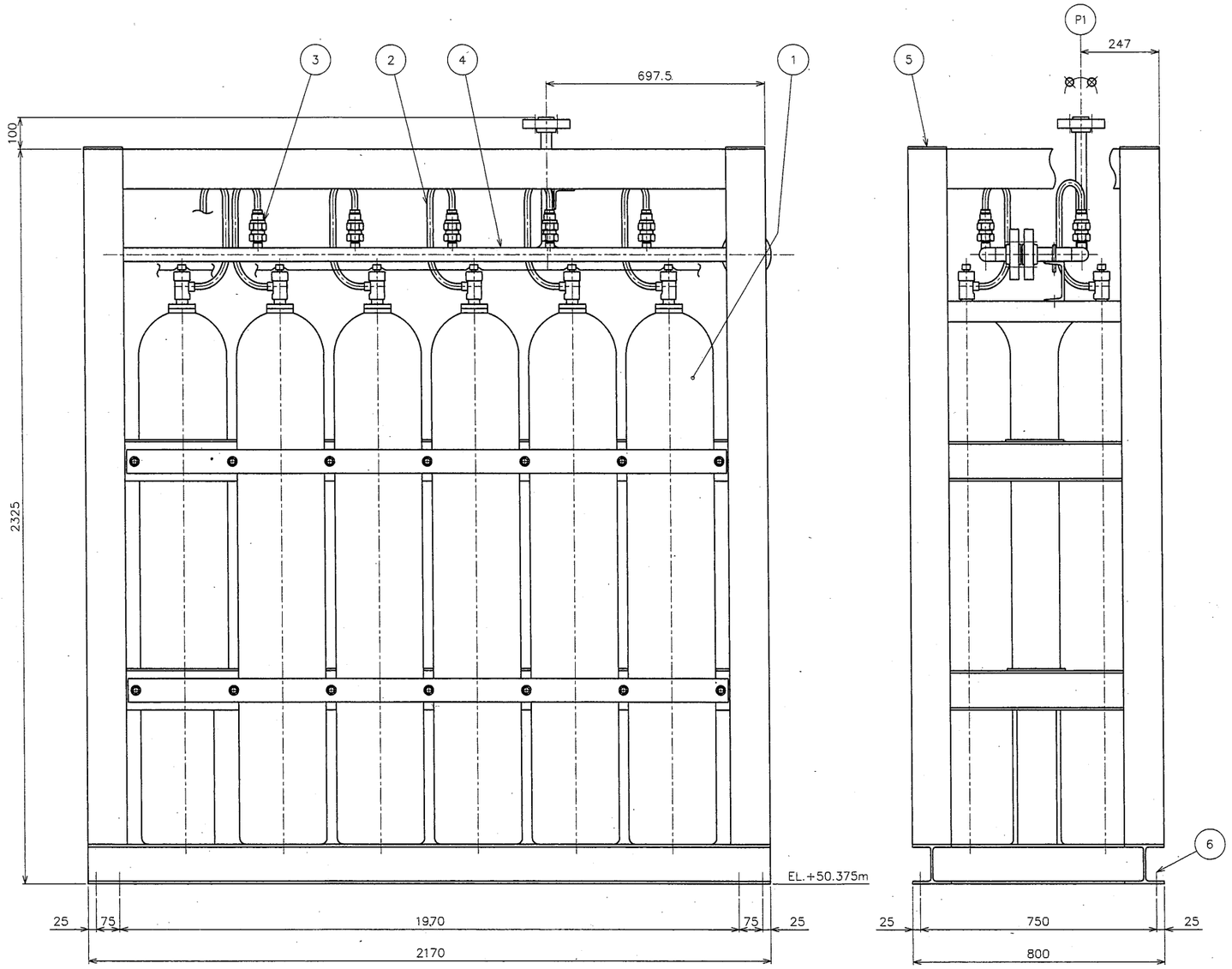

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 3280
建屋区分		—	PA
設置場所		室	448
適用法規		—	消防法 高圧ガス保安法
基数		基	1

6

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片	常 1基分個数	予 1個	合計 1基分 質量(kg)	記事
				6	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組			
				5	組枠	SS400 STKR400		1組			
				4	集合管	SUS304TP		1組			
				3	連結管用オリフィス	C3771		11			
				2	連結管	C1220T		11			
				1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		11			

17

日本原燃株式会社殿

17

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置

窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−3−3外形図
(0198−GU−173)

1206

表面あらさ	電線(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな生地
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISO M ねじ

図面来歴

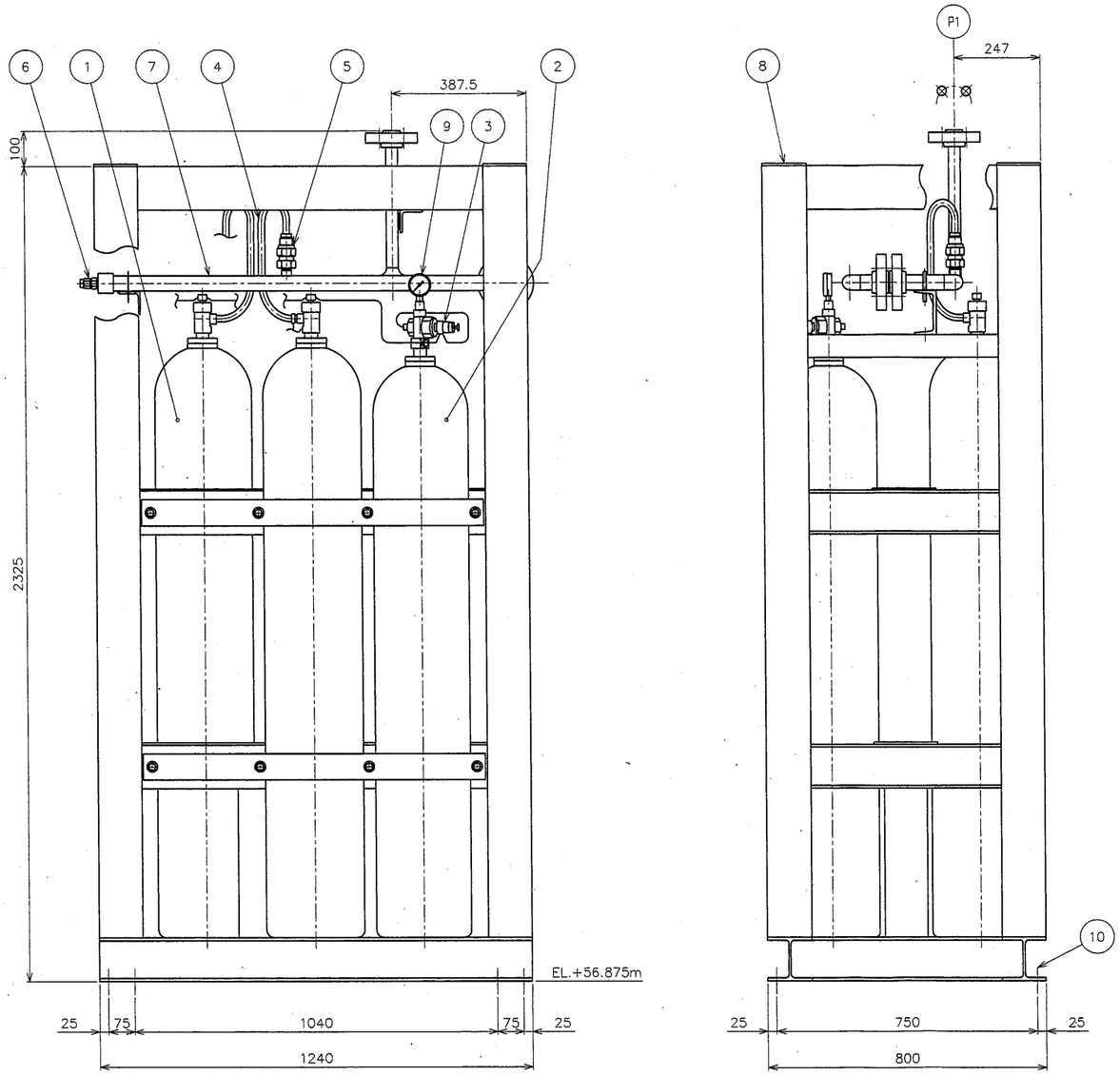

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	10.6
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	C（Ss）
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	窒素
質量		kg	約 1910
建屋区分		—	PA
設置場所		室	595
適用法規		—	—
基数		基	1

・消火装置に係る系統図では消火ボンベはイメージ図としての記載になっており，ボンベ本数を明示するものではないため，構造図にて，設置されるボンベ本数を確認する。

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	窒素	JPI 1500Lb−25A RF	SUSF304	

子番	孫番	番号	名称	材料	試験片	常子	1個	安全上重要分	1基分個数	質量（kg）	記事
		10	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組					
		9	圧力計	SPCD		1					
		8	組枠	SS400 STKR400		1組					
		7	集合管	SUS304TP		1組					
		6	配管用安全装置	C3771		1					
		5	連結管用オリフィス	C3771		4					
		4	連結管	C1220T		4					
		3	容器弁開放装置	C3771		1					
		2	窒素ガス加圧容器	クロムモリブデン鋼		1					
		1	窒素ガス貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		4					

18-2

18-1

日本原燃株式会社殿

18

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
窒素消火装置（中央監視室床下用）
窒素消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット−4外形図
（0198−GU−201）

1207

（２）二酸化炭素消火装置

抽出リスト（機器）（1/1）
二酸化炭素消火装置

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-1 二酸化炭素貯蔵容器	容器	GU-181	燃料加工建屋	8	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（CO2）（1/2）
2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-2 二酸化炭素貯蔵容器	容器	GU-191	燃料加工建屋	8	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（CO2）（1/2）
3	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用発電機消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-1 二酸化炭素貯蔵容器	容器	GU-001	燃料加工建屋	14	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（CO2（GT））（1/1）
4	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用発電機消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-2 二酸化炭素貯蔵容器	容器	GU-002	燃料加工建屋	14	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	工程0198（CO2（GT））（1/1）

抽出リスト（配管）（1/2）
二酸化炭素消火装置

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-1（二酸化炭素貯蔵容器） ～ （非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口1,2選択弁，非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-2ガス出口1,2選択弁），（非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-3ガス出口1,2選択弁，非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-4ガス出口1,2選択弁，非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-5ガス出口1,2選択弁）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
2-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口1選択弁 ～ 604非常用発電機給気機械A室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
2-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口2選択弁 ～ 605非常用発電機給気機械B室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
3	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-2ガス出口1選択弁,非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-4ガス出口2選択弁 ～ 445非常用発電機燃料ポンプ室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
4	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-2ガス出口2選択弁 ～ 552混合ガス受槽室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
5-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-3ガス出口2選択弁 ～ 581非常用電気E室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
5-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-3ガス出口1選択弁 ～ 582非常用電気A室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
6	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-4ガス出口1選択弁 ～ 528非常用蓄電池A室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
7-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-5ガス出口2選択弁 ～ 514非常用電気A室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
7-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-1-5ガス出口1選択弁 ～ 537非常用電気B室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
8	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-2（二酸化炭素貯蔵容器） ～ （非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-1ガス出口1,2選択弁，非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-2ガス出口1,2選択弁），（非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-3ガス出口1,2選択弁，非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-4ガス出口1,2選択弁，非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-5ガス出口1選択弁）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
9-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-1ガス出口1選択弁 ～ 604非常用発電機給気機械A室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
9-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-1ガス出口2選択弁 ～ 605非常用発電機給気機械B室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
10	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-2ガス出口1選択弁 ～ 553混合ガス計装ラック室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
11-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-3ガス出口2選択弁 ～ 580非常用蓄電池E室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
11-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-3ガス出口1選択弁 ～ 583非常用制御盤B室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	

抽出リスト（配管）（2/2）
二酸化炭素消火装置

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
12-1	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-4ガス出口2選択弁 ～ 514非常用電気A室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
12-2	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-4ガス出口1選択弁 ～ 537非常用電気B室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
13	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用電気室等消火用選択弁ユニット-2-5ガス出口1選択弁 ～ 538非常用蓄電池B室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
14	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用発電機消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-1 ～ 526非常用発電機A室 ～ 527非常用発電機A制御室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	
15	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	二酸化炭素消火装置	非常用発電機消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット-2 ～ 535非常用発電機B室 ～ 536非常用発電機B制御盤室	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C-2/-	—	—	

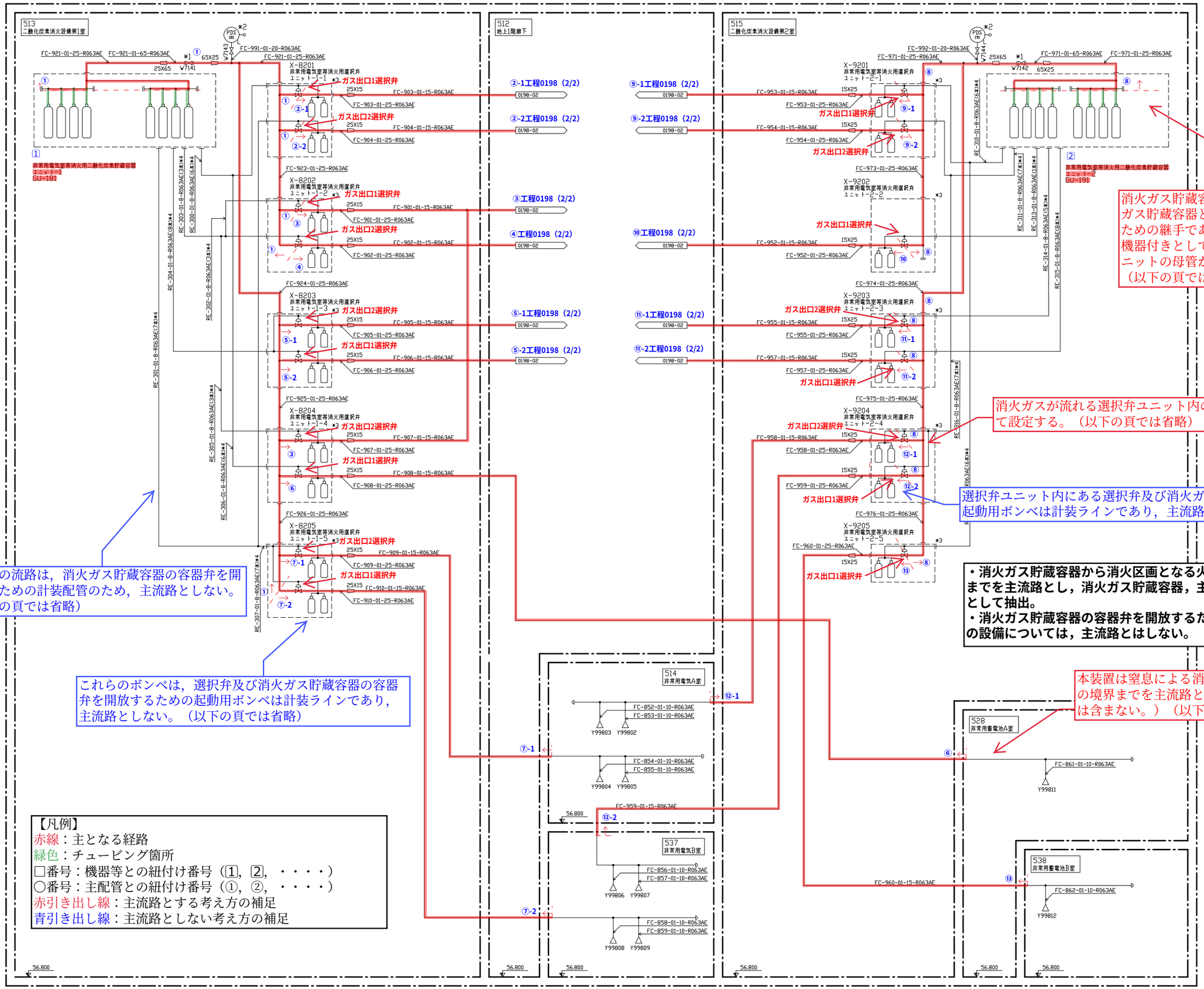

注　記

※1：点検用閉止弁

※2：放出完了信号用

※3：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

※4：起動用導圧配管を示す。
例：RE－＊＊＊－01－8－R063AE(＊＊本)＊4
（＊＊本）は、貯蔵容器開放本数を示す。

消火ガス貯蔵容器ユニット内の緑色の部分は消火ガス貯蔵容器と消火ガス貯蔵容器ユニットを繋ぐための継手であることから，消火ガス貯蔵容器の機器付きとして整理する。消火ガス貯蔵容器ユニットの母管から主配管として整理する。（以下の頁では省略）

消火ガスが流れる選択弁ユニット内の配管を主流路として設定する。（以下の頁では省略）

選択弁ユニット内にある選択弁及び消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための起動用ボンベは計装ラインであり，主流路としない。（以下の頁では省略）

これらの流路は，消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための計装配管のため，主流路としない。（以下の頁では省略）

これらのボンベは，選択弁及び消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための起動用ボンベは計装ラインであり，主流路としない。（以下の頁では省略）

・消火ガス貯蔵容器から消火区画となる火災区域が設定される各室の区域境界部までを主流路とし，消火ガス貯蔵容器，主配管を主流路に設置される設備、機器として抽出。
・消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための起動用ボンベ，配管等の計装関連の設備については，主流路とはしない。

本装置は窒息による消火であることから，各区域の境界までを主流路として設定する。（ノズル等は含まない。）（以下の頁では省略）

【凡例】
赤線：主となる経路
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）
赤引き出し線：主流路とする考え方の補足
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

二酸化炭素消火装置の主流路上の機器，配管は，全て「C-2/－」

図書名称	燃料加工建屋（PA）ユーティリティ設備（Q） 防消火設備（二酸化炭素消火装置（非常用電気室等用）） エンジニアリングフロー図 工程：0198(CD2)(1/2)		
客先図面番号	PM-0198-4421-081	改訂	3

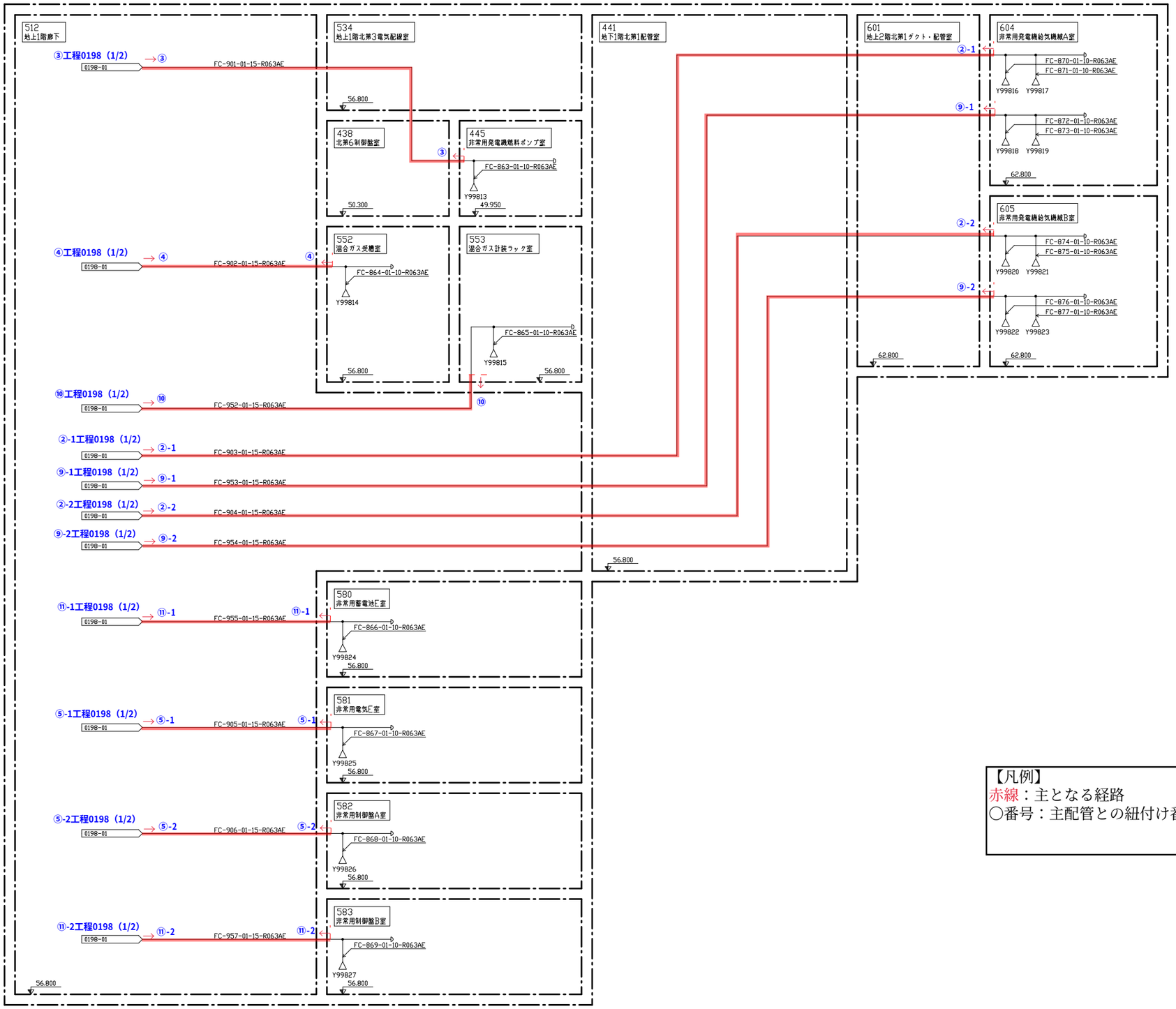

【凡例】
赤線：主となる経路
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

二酸化炭素消火装置の主流路上の機器，配管は，全て「C-2/－」

図書名称	燃料加工建屋（PA）ユーティリティ設備（Q） 防消火設備（二酸化炭素消火装置（非常用電気室等用）） エンジニアリングフロー図 工程：0198(CO2)(2/2)
客先図面番号	PM-0198-4421-082
改訂	3

注 記

※1：点検用閉止弁

※2：放出完了信号用

※3：非常用発電機消火用起動用ガス容器ユニット内に放出信号用圧力スイッチあり。
当該配管は圧力スイッチ用の導圧配管

※4：起動用ガスの導圧配管を示す。

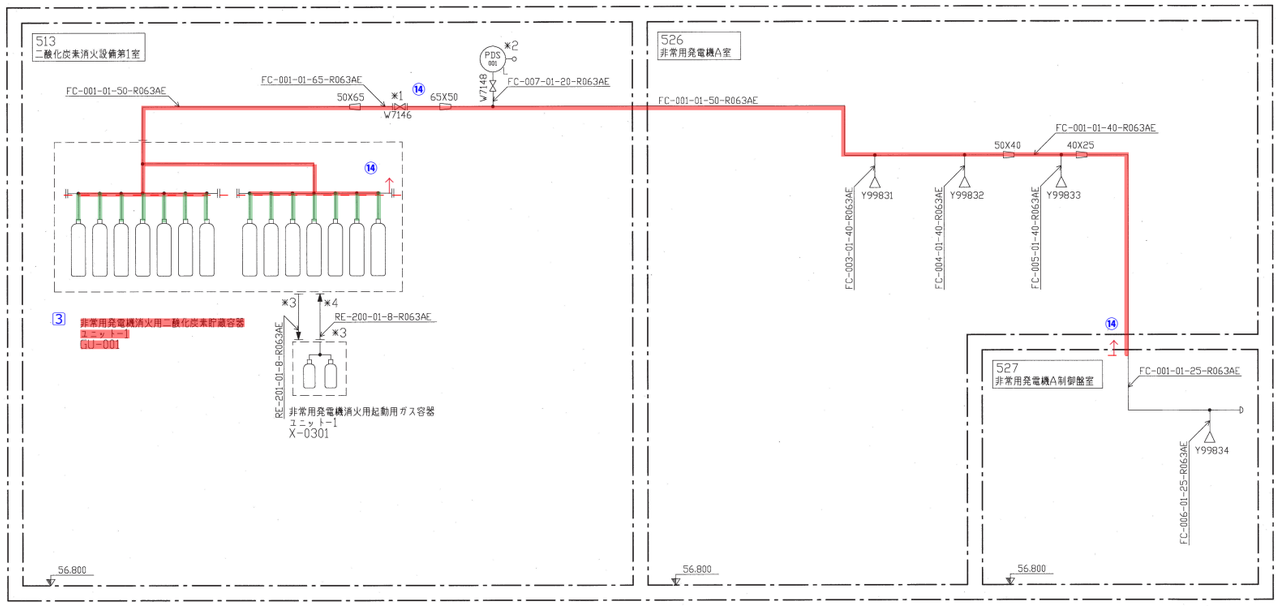

【凡例】
赤線：主となる経路
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

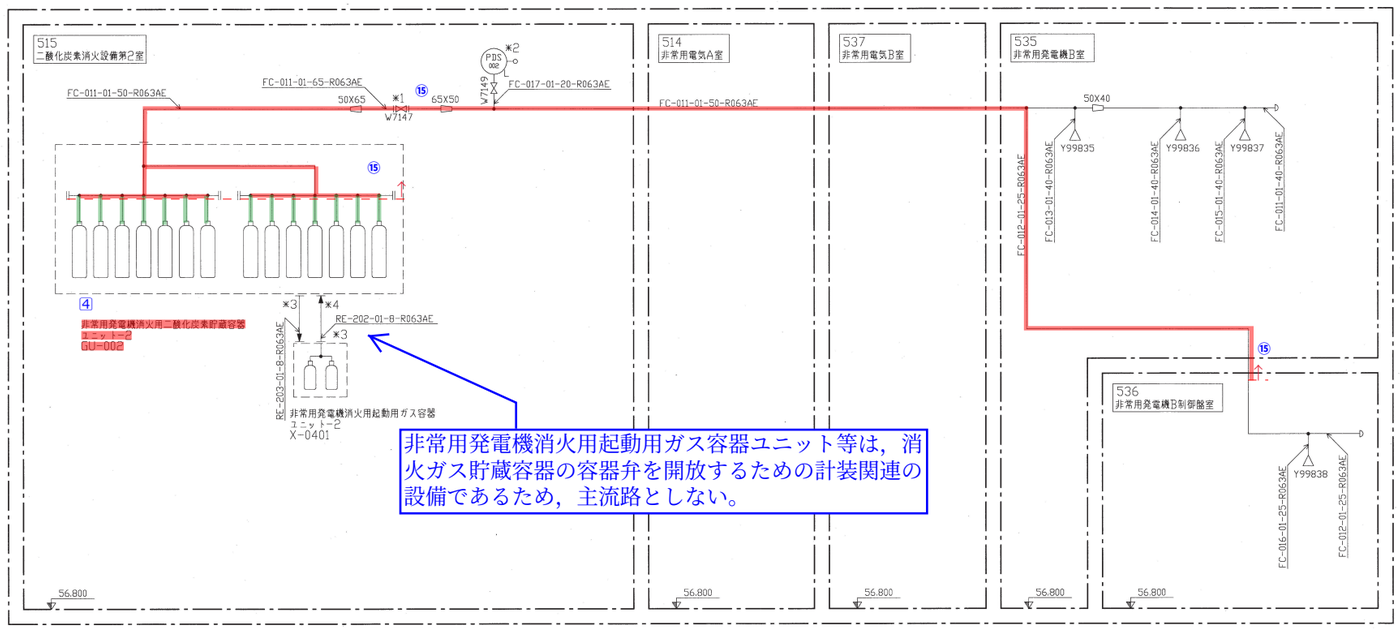

非常用発電機消火用起動用ガス容器ユニット等は，消火ガス貯蔵容器の容器弁を開放するための計装関連の設備であるため，主流路としない。

二酸化炭素消火装置の主流路上の機器，配管は，全て「C-2/ー」

図書名称	燃料加工建屋（PA）ユーティリティ設備（Q） 防消火設備（二酸化炭素消火装置（非常用発電機用）） エンジニアリングフロー図 工程：0198(C□2(GT))(1/1)
客先図面番号	PM-0198-4421-083
改訂	4

WORKING COPY [原子力図書 2021/04/13 14:53:54(MHIWM159976)]

表面あらさ	粗度(a)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな金属
	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISO M ねじ

図面来歴

・消火装置に係る系統図では消火ボンベはイメージ図としての記載になっており，ボンベ本数を明示するものではないため，構造図にて，設置されるボンベ本数を確認する。

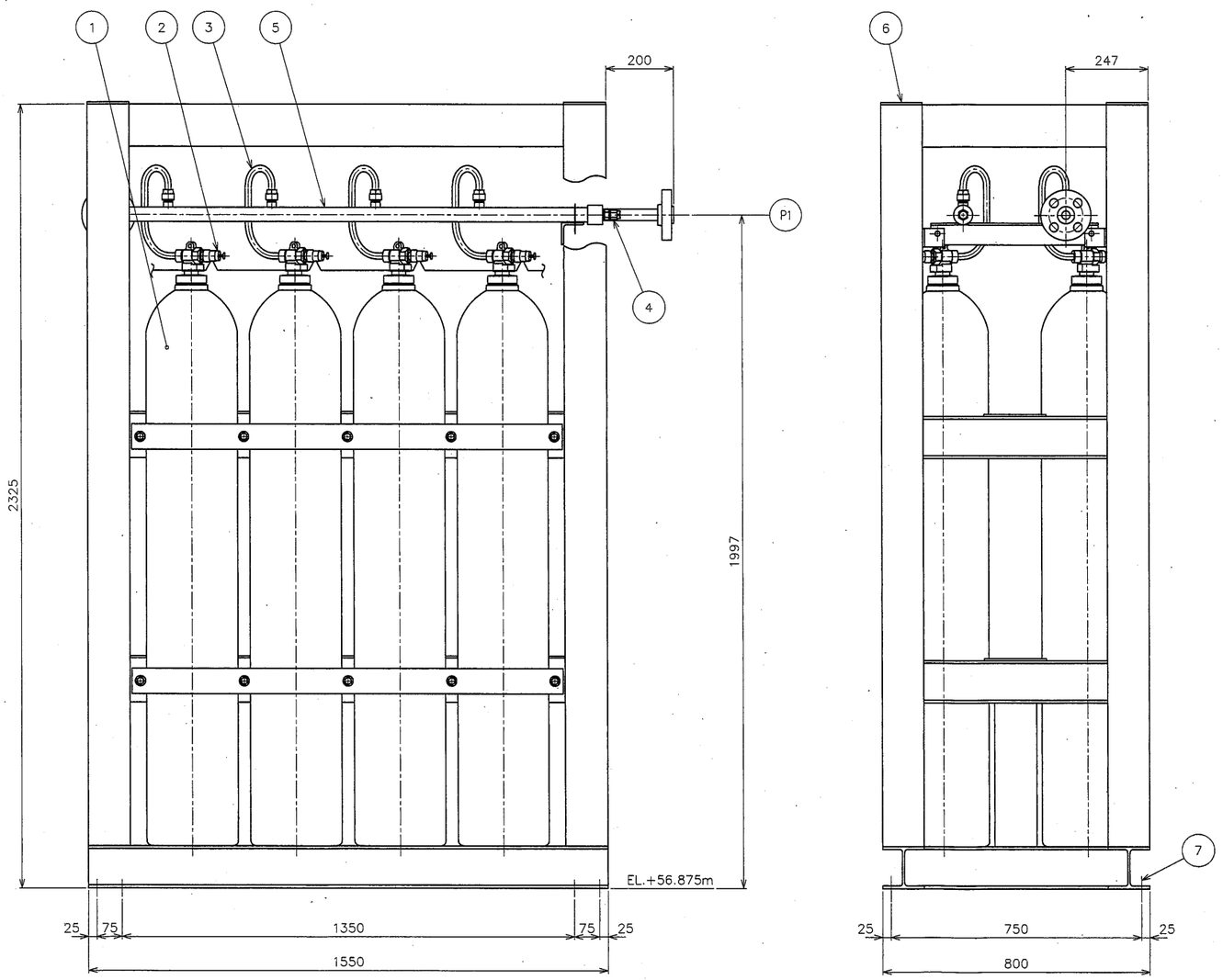

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	二酸化炭素	JPI 1500Lb-25A RF	SUSF304	

要目表

最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	9.3
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	二酸化炭素
質量		kg	約 2590
建屋区分		—	PA
設置場所		室	513
適用法規		—	—
基数		基	1

6

注 記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM-0100-4351-001（PX-7102001）」による。

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片	本	予	1個	合計 1基分	記事
								1基分個数		質量(kg)		
				7	鋼付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
				6	組枠	SS400 STKR400		1組				
				5	集合管	SUS304TP		1組				
				4	配管用安全装置	C3771		1				
				3	連結管	C1220T		8				
				2	容器弁開放装置	C3771		8				
			1	1	二酸化炭素貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		8				

日本原燃株式会社殿

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
二酸化炭素消火装置（非常用電気室等用）
非常用電気室等消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット－1外形図
（0198-GU-181）

1

1215

仕上	粗度(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかなこと
あらさ	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

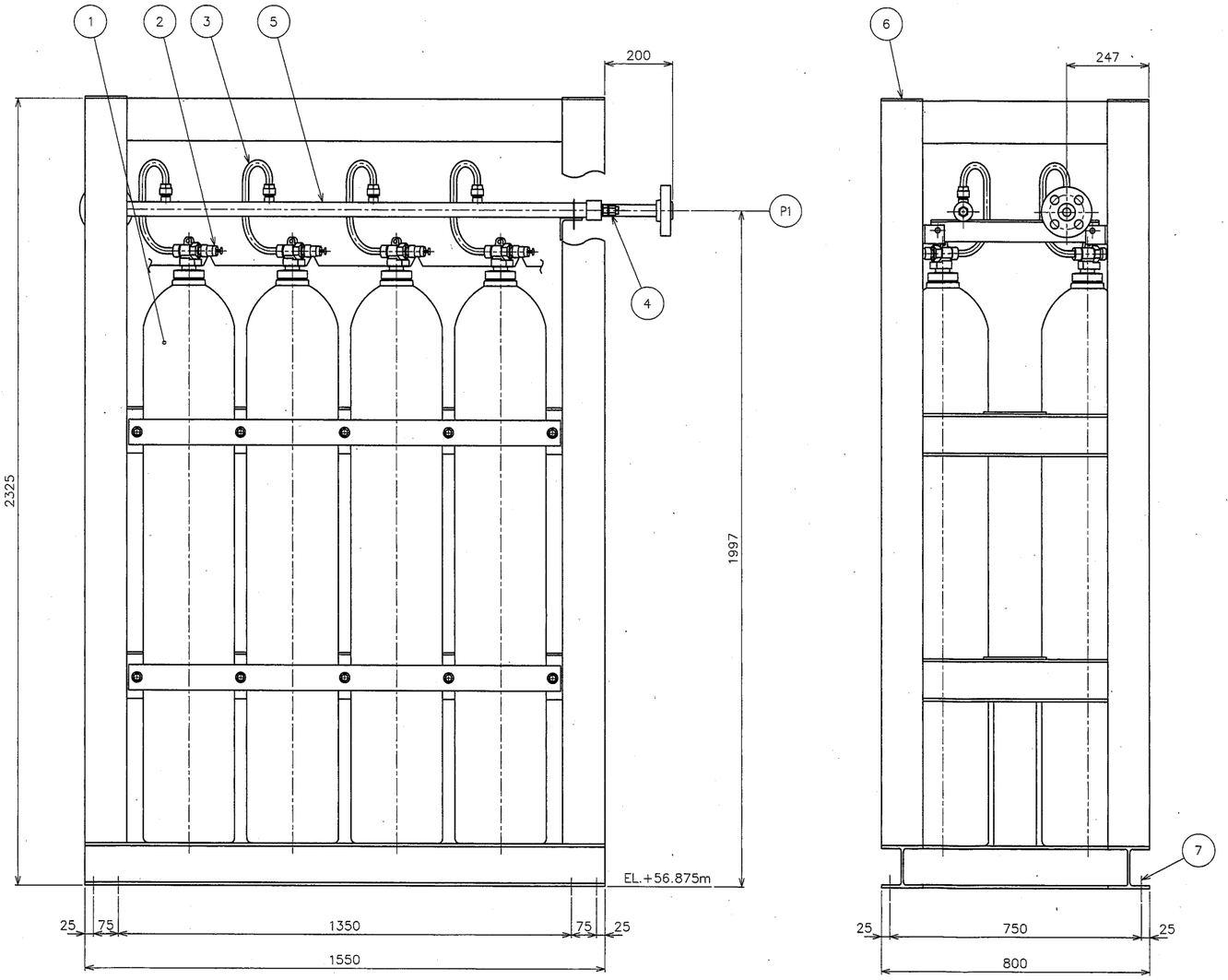

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	二酸化炭素	JPI 1500Lb-25A RF	SUSF304	

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	9.3
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	二酸化炭素
質量		kg	約 2590
建屋区分		—	PA
設置場所		室	515
適用法規		—	—
基数		基	1

6

注 記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM-0100-4351-001（PX-7102001）」による。

予備	予備	番号	名称	材料	試験片	常用	予備	1個	全数
分	分					1基分個数		質量（kg）	
		7	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組			
		6	組枠	SS400 STKR400		1組			
		5	集合管	SUS304TP		1組			
		4	配管用安全装置	C3771		1			
		3	連結管	C1220T		8			
		2	容器弁開放装置	C3771		8			
2		1	二酸化炭素貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		8			

記事

日本原燃株式会社殿

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
二酸化炭素消火装置（非常用電気室等用）
非常用電気室等消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット－2外形図
（0198-GU-191）

2

1216

表面あらさ	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～
	最大(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかなこと

三角法

ISOM ねじ

図面来歴

・消火装置に係る系統図では消火ボンベはイメージ図としての記載になっており，ボンベ本数を明示するものではないため，構造図にて，設置されるボンベ本数を確認する。

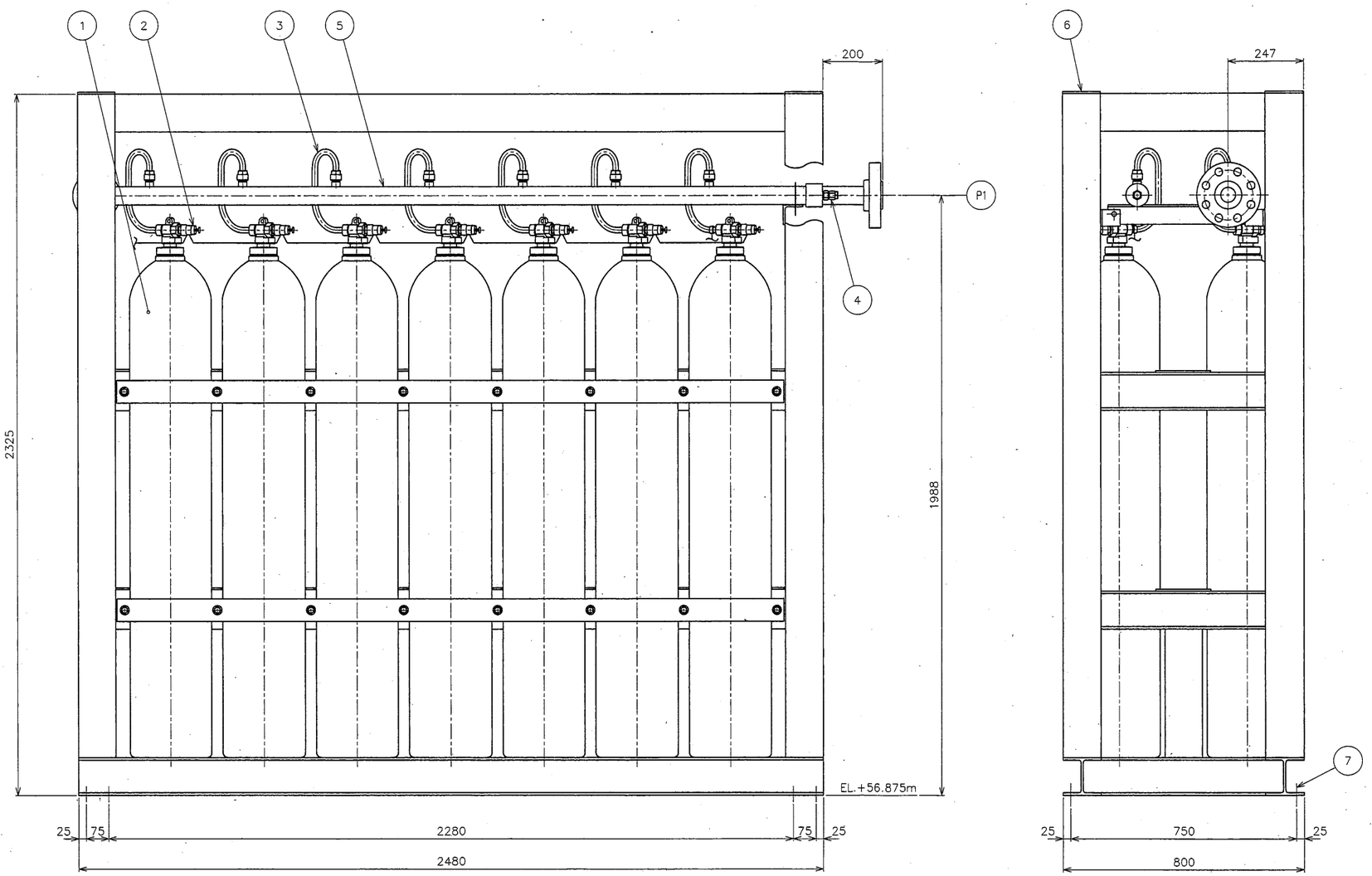

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	9.3
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	二酸化炭素
質量		kg	約 3890
建屋区分		—	PA
設置場所		室	513
適用法規		—	消防法
基数		基	1

5

注記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	二酸化炭素	JPI 1500Lb−50A RF	SUSF304	

予備分	常用分	番号	名称	材料	試験片	常用	予備	1個	合計 1基分	記事
		7	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
		6	組枠	SS400 STKR400		1組				
		5	集合管	SUS304TP		1組				
		4	配管用安全装置	C3771		1				
		3	連結管	C1220T		14				
		2	容器弁開放装置	C3771		14				
3		1	二酸化炭素貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		14				

日本原燃株式会社殿

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
二酸化炭素消火装置（非常用発電機用）
非常用発電機消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット−1外形図
（0198−GU−001）

3

1217

表面あらさ	記号	▽▽▽▽	▽▽▽	▽▽	▽	～
	最高(μ)	0.8以下	6以下	25以下	200以下	なめらかな面

三角法

ISO M ねじ

図面来歴

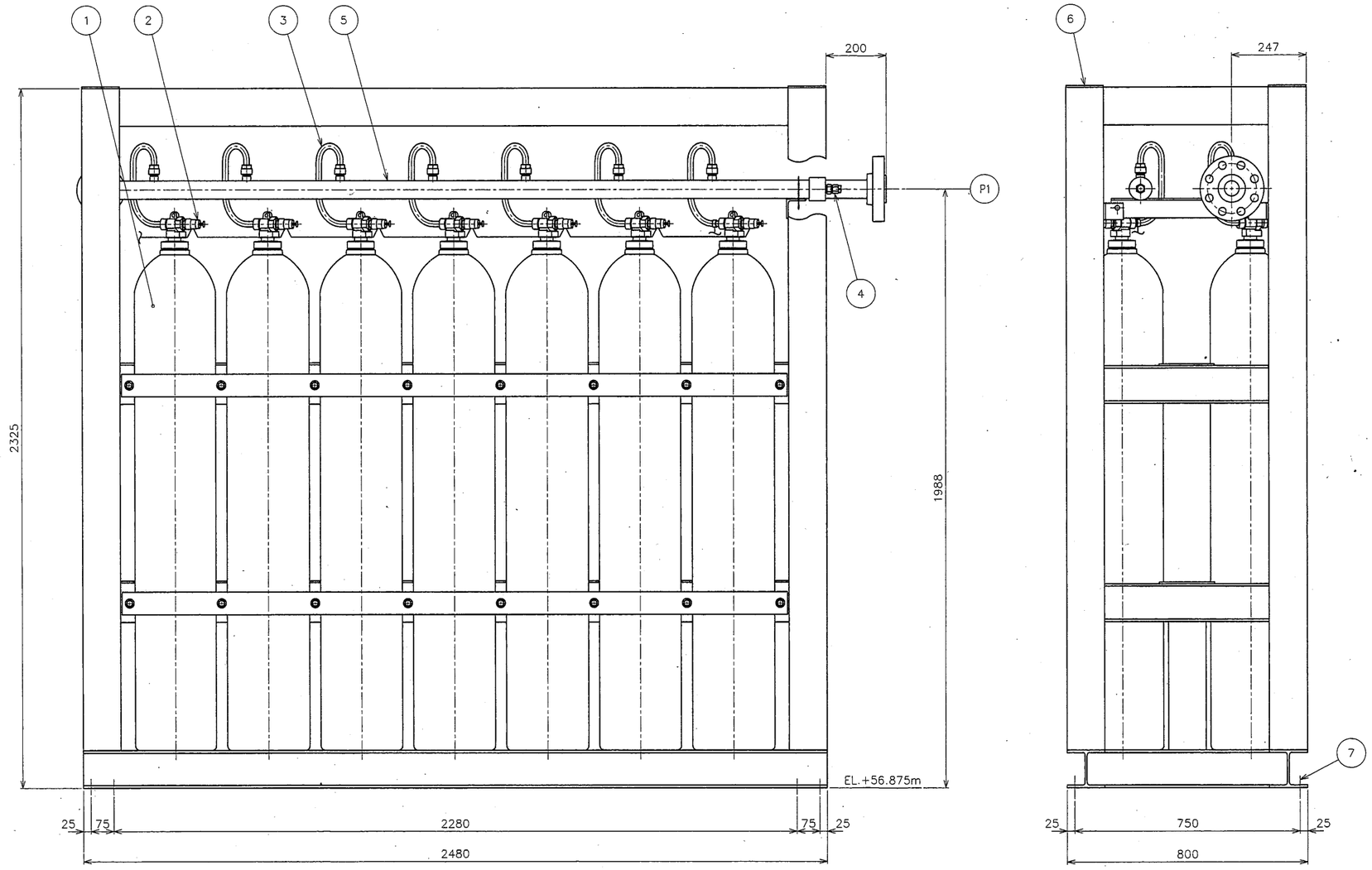

要目表			
最高使用圧力		MPa	10.8
最高使用温度		℃	40
運転圧力	通常	MPa	9.3
	最大	MPa	10.8
運転温度	通常	℃	常温
	最大	℃	40
耐震クラス	設計用	—	S
	官庁申請用	—	C
品質重要度クラス		—	2
流体の種類		—	二酸化炭素
質量		kg	約 3890
建屋区分		—	PA
設置場所		室	515
適用法規		—	消防法
基数		基	1

5

注 記

（1）塗装色は、「塗装要領書 PM−0100−4351−001（PX−7102001）」による。

管台No.	管台名称	数量	流体名	管台仕様	材質	備考
P1	ガス出口	1	二酸化炭素	JPI 1500Lb−50A RF	SUSF304	

予分	常分	予分	常分	番号	名称	材料	試験片	常	予	1個	合計 1基分	記事
							1基分個数	質量（kg）				
				7	据付ボルト・ナットM16	SS400		8組				
				6	組枠	SS400 STKR400		1組				
				5	集合管	SUS304TP		1組				
				4	配管用安全装置	C3771		1				
				3	連結管	C1220T		14				
				2	容器弁開放装置	C3771		14				
			4	1	二酸化炭素貯蔵容器	クロムモリブデン鋼		14				

日本原燃株式会社殿

MOX燃料工場
防消火設備（Q）
二酸化炭素消火装置（非常用発電機用）
非常用発電機消火用二酸化炭素貯蔵容器ユニット−2外形図
（0198−GU−002）

4

1218

（３）グローブボックス消火装置

抽出リスト（機器）（1/2）
グローブボックス消火装置

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-111	燃料加工建屋	14	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
2	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-2 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-112	燃料加工建屋	14	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
3	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-3 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-113	燃料加工建屋	14	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
4	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-4 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-114	燃料加工建屋	14	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
5	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-5 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-115	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
6	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-121	燃料加工建屋	14	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（6/31）
7	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-2 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-122	燃料加工建屋	14	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（6/31）
8	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-3 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-123	燃料加工建屋	14	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（6/31）
9	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-4 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-124	燃料加工建屋	14	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（6/31）
10	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-5 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-125	燃料加工建屋	6	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（6/31）
11	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-131	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（8/31）
12	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	ＧＢ消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4 窒素ガス貯蔵容器	容器	GU-141	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	工程0198（GB）（11/31）
13	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1 ガス出口1　選択弁	主要弁	X-1301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
14	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1 ガス出口2　選択弁	主要弁	X-1301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
15	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1 ガス出口3　選択弁	主要弁	X-1301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
16	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1 ガス出口4　選択弁	主要弁	X-1301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
17	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1 二酸化炭素起動用ガス容器	容器	X-1301	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
18	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2 ガス出口1　選択弁	主要弁	X-1302	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
19	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2 ガス出口2　選択弁	主要弁	X-1302	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
20	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2 ガス出口3　選択弁	主要弁	X-1302	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
21	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2 ガス出口4　選択弁	主要弁	X-1302	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）
22	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2 二酸化炭素起動用ガス容器	容器	X-1302	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	—	S/－	—	—	工程0198（GB）（1/31）

23	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-3 ガス出口1　選択弁	主要弁	X-1303	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（1/31）
24	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-3 ガス出口2　選択弁	主要弁	X-1303	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（1/31）
25	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-3 ガス出口3　選択弁	主要弁	X-1303	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（1/31）
26	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-3 二酸化炭素起動用ガス容器	容器	X-1303	燃料加工建屋	6	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（1/31）
27	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-4 ガス出口1　選択弁	主要弁	X-1304	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（1/31）
28	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-4 ガス出口2　選択弁	主要弁	X-1304	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（1/31）
29	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-4 二酸化炭素起動用ガス容器	容器	X-1304	燃料加工建屋	4	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（1/31）
30	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-2 ガス出口1　選択弁	主要弁	X-2301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（6/31）
31	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-2 ガス出口2　選択弁	主要弁	X-2301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（6/31）
32	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-2 ガス出口3　選択弁	主要弁	X-2301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（6/31）
33	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-2 二酸化炭素起動用ガス容器	容器	X-2301	燃料加工建屋	6	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（6/31）
34	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-1 ガス出口1　選択弁	主要弁	X-3301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）
35	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-1 ガス出口2　選択弁	主要弁	X-3301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）
36	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-1 ガス出口3　選択弁	主要弁	X-3301	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）
37	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-1 二酸化炭素起動用ガス容器	容器	X-3301	燃料加工建屋	6	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）
38	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2 ガス出口1　選択弁	主要弁	X-3302	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）
39	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2 ガス出口2　選択弁	主要弁	X-3302	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）
40	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2 ガス出口3　選択弁	主要弁	X-3302	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）
41	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2 ガス出口4　選択弁	主要弁	X-3302	燃料加工建屋	1	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）
42	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2 二酸化炭素起動用ガス容器	容器	X-3302	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	—	S/—	—	—	工程0198（GB）（8/31）

抽出リスト（配管）（1/5）
グローブボックス消火装置

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
1	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-1-1，-1-2，-1-3，-1-4，-1-5（窒素ガス貯蔵容器） ～ (GB消火用選択弁ユニット-1-3ガス出口1,2,3選択弁，GB消火用選択弁ユニット-1-2ガス出口1,2,3,4選択弁,GB消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口1,2,3,4選択弁)，GB消火用選択弁ユニット-1-4ガス出口1,2選択弁	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
2	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口4選択弁 ～ 回収粉末微粉砕装置グローブボックス，調整粉末搬送装置-1グローブボックス，ピストンダンパ（PA0171-W6722）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
3	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口4出口分岐部1 ～ 均一化混合装置グローブボックス，造粒装置グローブボックス，調整粉末搬送装置-8，-9グローブボックス，ピストンダンパ（PA0171-W6731）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
4	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口4出口分岐部2 ～ 一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス，分析試料採取・詰替装置グローブボックス，ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス，調整粉末搬送装置-6グローブボックス，調整粉末搬送装置-7グローブボックス-1，ピストンダンパ（PA0171-W6730）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
5	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口3選択弁 ～ 添加剤混合装置A，Bグローブボックス，添加剤混合粉末搬送装置-3グローブボックス，プレス装置A，B(粉末取扱部)グローブボックス，プレス装置A，B(プレス部)グローブボックス，グリーンペレット積込装置A，Bグローブボックス，ピストンダンパ（PA0171-W6734）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
6	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口2選択弁 ～ 焼結ボート搬送装置グローブボックス-46(B2F)，小規模研削検査装置グローブボックス，小規模粉末混合装置グローブボックス，小規模プレス装置グローブボックス，資材保管装置グローブボックス，小規模焼結処理装置グローブボックス，容器移送装置グローブボックス-1，-2，-5，再生スクラップ搬送装置グローブボックス-2，再生スクラップ受払装置グローブボックス，ピストンダンパ（PA0171-W6739）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
7	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-1ガス出口1選択弁 ～ 原料MOX粉末秤量・分取装置A，Bグローブボックス，ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス，予備混合装置グローブボックス，原料MOX分析試料採取装置グローブボックス，原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス，原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス，原料粉末搬送装置-3グローブボックス-1，-3，-4(南側)，原料粉末搬送装置-6グローブボックス，ピストンダンパ（PA0171-W6721，W6724，W6726）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
8	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2ガス出口4選択弁 ～ 製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-1，-2，-3，ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-1	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
9	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2ガス出口3選択弁 ～ スクラップ貯蔵棚グローブボックス-1，-2，-3，スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-1	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
10	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2ガス出口2選択弁 ～ （GB消火用選択弁ユニット-1-5ガス出口1選択弁～挿入溶接装置(被覆管取扱部)A，Bグローブボックス，乾燥ボート取出装置A，Bグローブボックス，乾燥ボート搬送装置グローブボックス-7，-9，-10），（GB消火用選択弁ユニット-1-5ガス出口2選択弁～放射能濃度分析グローブボックス-1，分析済液中和固液分離グローブボックス）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
11	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-2ガス出口1選択弁 ～ 空焼結ボート取扱装置グローブボックス，焼結ボート供給装置A，B，Cグローブボックス，焼結ボート搬送装置グローブボックス-7，-8(南側)，-10，-11，-13，-14，-18，-19(西側)，-20(西側)，-21(西側)，-33，-35，-37，-45，-46(B3F)，-48，焼結ボート受渡装置グローブボックス-1(南側)，-4(北側)，ペレット一時保管棚グローブボックス-1，-2，-3 ，ピストンダンパ（PA0171-W6728，W6729，W6735，W6736）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
12	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-3ガス出口3選択弁 ～ 焼結ボート取出装置A，B，Cグローブボックス，焼結ボート搬送装置グローブボックス-22，-23，-24，-25，-31(西側)，ピストンダンパ（PA0171-W6737）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
13	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-3ガス出口2選択弁 ～ 焼結ペレット供給装置Aグローブボックス，研削装置Aグローブボックス，ペレット検査設備Aグローブボックス，焼結ボート搬送装置グローブボックス-39，ピストンダンパ（PA0130-W0021）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
14	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-3ガス出口1選択弁 ～ 焼結ペレット供給装置Bグローブボックス，研削装置Bグローブボックス，ペレット検査設備Bグローブボックス，焼結ボート搬送装置グローブボックス-41，ピストンダンパ（PA0130-W0023）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	

抽出リスト（配管）（3/5）
グローブボックス消火装置

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
15	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-4ガス出口1選択弁 ～ 研削粉回収装置A，Bグローブボックス，ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-1，-3，-5，-8，-10(空気部)，-12(台車部)	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
16	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-1-4ガス出口2選択弁 ～ 一次混合装置A，Bグローブボックス，回収粉末処理・混合装置グローブボックス，回収粉末処理・詰替装置グローブボックス，調整粉末搬送装置-11，-13，-14，-16グローブボックス(東側)，焼結ボート搬送装置グローブボックス-49，回収粉末容器搬送装置グローブボックス-1，-3，ピストンダンパ（PA0171-W6723）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
17	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-2-1，-2-2，-2-3，-2-4，-2-5（窒素ガス貯蔵容器） ～ GB消火用選択弁ユニット-2ガス出口1,2,3選択弁	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
18	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-2ガス出口3選択弁 ～ スクラップ貯蔵棚グローブボックス-4，-5，スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス-2，ピストンダンパ（PA0171-W6725）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
19	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-2ガス出口2選択弁 ～ 粉末一時保管装置グローブボックス-1，-2，-3，-4，-5，-6，調整粉末搬送装置-3グローブボックス(東側)，調整粉末搬送装置-11，-13，-14，-16グローブボックス(西側)，調整粉末搬送装置-4，-19，-20グローブボックス，ピストンダンパ（PA0171-W6732，W6733）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
20	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-2ガス出口1選択弁 ～ 製品ペレット貯蔵棚グローブボックス-4，-5，ペレット保管容器受渡装置グローブボックス-2，ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-12(リフタ)，ピストンダンパ（PA0130-W0001）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
21	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-3（窒素ガス貯蔵容器） ～ GB消火用選択弁ユニット-3-1ガス出口1,2,3選択弁，GB消火用選択弁ユニット-3-2ガス出口1,2,3,4選択弁	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
22	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-1ガス出口3選択弁 ～ 小規模焼結炉排ガス処理装置グローブボックス，再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
23	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-1ガス出口2選択弁 ～ ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-10(空気部)(北側)	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
24	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-1ガス出口1選択弁 ～ GB消火用選択弁ユニット-3-5ガス出口1,2,3,4,5選択弁，GB消火用選択弁ユニット-3-4ガス出口1,2,3,4,5,6選択弁	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
25	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-5ガス出口1選択弁 ～ 試料溶解・調製装置-2グローブボックス-1，-2，-3，炭素・硫黄・窒素分析装置グローブボックス-1，-2，X線回折測定装置グローブボックス，金相試験装置グローブボックス-1，-2，塩素・フッ素分析装置グローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
26	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-5ガス出口2選択弁 ～ O/M比測定装置グローブボックス，水分分析装置グローブボックス，分配装置グローブボックス，受払装置グローブボックス，搬送装置-3グローブボックス-1	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
27	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-5ガス出口3選択弁 ～ 試料溶解・調製装置-1グローブボックス-1，-2，蛍光X線分析装置グローブボックス，プルトニウム含有率分析装置グローブボックス，受払・分配装置グローブボックス，搬送装置-1 グローブボックス-1	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
28	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-5ガス出口4選択弁 ～ スパイク試料調製装置-1グローブボックス-1，-2，スパイク試料調製装置-2グローブボックス-1，-2，スパイク試料調製装置-3グローブボックス-1，-2，イオン交換装置グローブボックス-1，-2，スパイキング装置グローブボックス-1，-2，質量分析装置B，C，D，E グローブボックス，搬送装置-2 グローブボックス-3，α線測定装置グローブボックス，γ線測定装置グローブボックス，試料塗布装置グローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
29	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-5ガス出口5選択弁 ～ 放射能濃度分析グローブボックス-2，ろ過・第1活性炭処理グローブボックス，第2活性炭・吸着処理グローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
30	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-4ガス出口1選択弁 ～ 蒸発性不純物測定装置A グローブボックス，ICP-質量分析装置グローブボックス，水素分析装置グローブボックス，ペレット溶解性試験装置グローブボックス-1，-2，プルトニウムスポット検査装置グローブボックス，EPMA分析装置グローブボックス，液浸密度測定装置グローブボックス，熱分析装置グローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
31	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-4ガス出口2選択弁 ～ 乾燥ボート供給装置Aグローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
32	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-4ガス出口3選択弁 ～ ペレット立会検査装置グローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
33	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-4ガス出口4選択弁 ～ ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-6，-8，-10，-12，-14(B2F)	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
34	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-4ガス出口5選択弁 ～ 乾燥ボート供給装置Bグローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
35	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-4ガス出口6選択弁 ～ 燃料棒解体装置グローブボックス	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/－	—	—	
36	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2ガス出口4選択弁 ～ 排ガス処理装置Aグローブボックス(上部)，(下部)，ピストンダンパ（PA0130-W0031）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	
37	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2ガス出口3選択弁 ～ 排ガス処理装置Bグローブボックス(上部)，(下部)，ピストンダンパ（PA0130-W0033）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/－	—	—	

抽出リスト（配管）（5/5）
グローブボックス消火装置

【主配管等の名称整理】

紐付け番号	施設区分		設備区分					機器（許可）	機器名称	機種	設置場所	数量	申請回	変更区分	ＤＢ区分	ＳＡ区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
38	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2ガス出口2選択弁 ～ 排ガス処理装置Cグローブボックス(上部)，(下部)，ビストンダンパ（PA0130-W0035）	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
39	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-3-2ガス出口1選択弁 ～ 焼結ボート搬送装置グローブボックス-36，-38，-40，-42	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
40	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用窒素ガス貯蔵容器ユニット-4（窒素ガス貯蔵容器） ～ GB消火用選択弁ユニット-4-1ガス出口1,2選択弁	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	S/—	—	—	
41	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-4-1ガス出口2選択弁 ～ (GB消火用選択弁ユニット-4-2ガス出口1選択弁～溶接試料前処理装置グローブボックス)，(GB消火用選択弁ユニット-4-2ガス出口2選択弁～乾燥ボート搬送装置グローブボックス-11)，(GB消火用選択弁ユニット-4-2ガス出口3選択弁～除染装置Aグローブボックス)，(GB消火用選択弁ユニット-4-2ガス出口4選択弁～乾燥ボート搬送装置グローブボックス-14)，(GB消火用選択弁ユニット-4-3ガス出口1選択弁～部材供給装置(部材搬送部)Aオープンポートボックス)，(GB消火用選択弁ユニット-4-3ガス出口2選択弁～部材供給装置(部材搬送部)Bオープンポートボックス)，(GB消火用選択弁ユニット-4-3ガス出口3選択弁～除染装置Bグローブボックス)，(GB消火用選択弁ユニット-4-3ガス出口4選択弁～収支試料受払装置グローブボックス,収支試料調製装置グローブボックス)，(GB消火用選択弁ユニット-4-7～固体廃棄物選別装置グローブボックス)	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	
42	その他の加工施設	—	非常用設備	火災防護設備	消火設備	—	—	グローブボックス消火装置	GB消火用選択弁ユニット-4-1ガス出口1 ～ ペレット保管容器搬送装置グローブボックス-14(B3F)	主配管	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	C/—	—	—	

・消火ガス貯蔵容器から各GBの境界となる管台までを主流路とし，消火ガス貯蔵容器，主配管を主流路に設置される設備、機器として抽出。
・非密封のＭＯＸ粉末を取り扱うGBでの火災（設計基準事故）の消火に必要となる選択弁，消火ガス貯蔵容器の容器弁を起動するために必要となる計装ラインを主流路として設定する。

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）
赤引き出し線：主流路とする考え方の補足
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

安全弁放出ラインは，圧力異常時のみ使用するラインのため，主流路としない。（以下の頁では省略）

注記
※1：各安全弁出口管の250A母管への合流角度は45°以内とする。
※2：放出完了信号用
※3：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。
※4：起動用ガス配管等の導圧配管
（＊＊本）は貯蔵容器開放本数を示す。

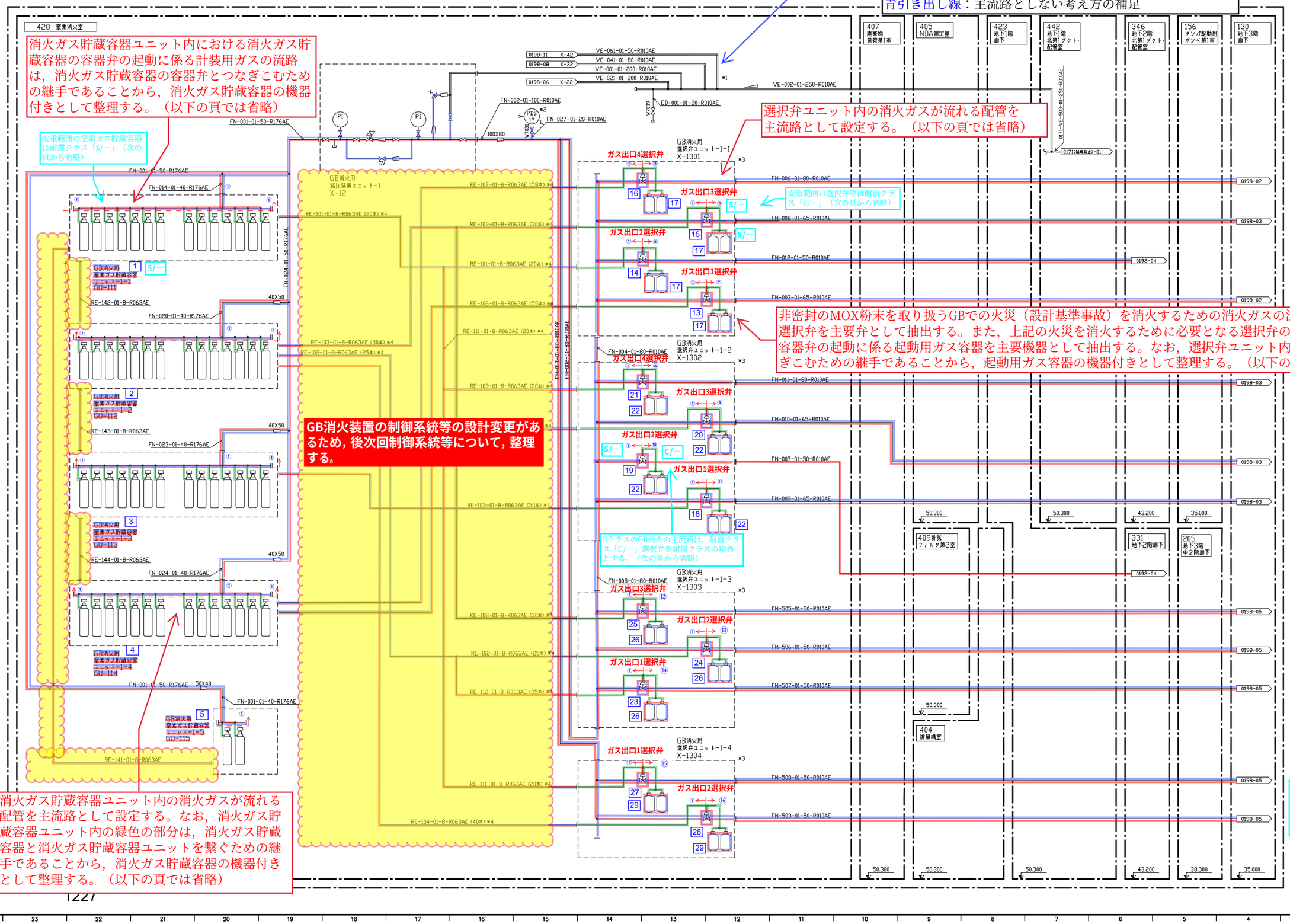

安重の範囲（青線）が耐震「S/ー」
それ以外は耐震「C/ー」
（以下の頁では省略。）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備（GB消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）（1/31）
客先図面番号	PM-0198-4421-001
改訂	15

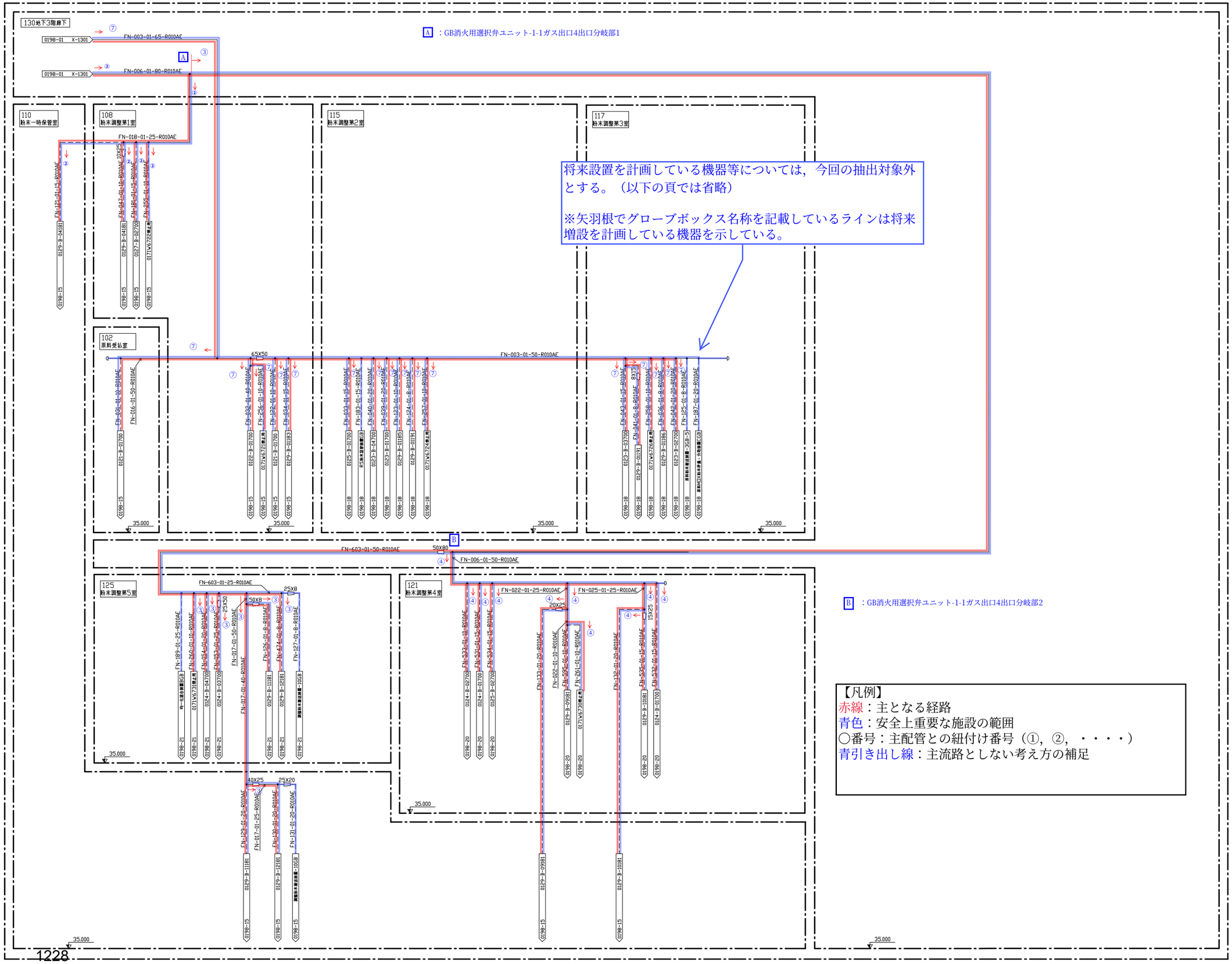

将来設置を計画している機器等については，今回の抽出対象外とする。（以下の頁では省略）

※矢羽根でグローブボックス名称を記載しているラインは将来増設を計画している機器を示している。

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(2/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-002
改訂	12

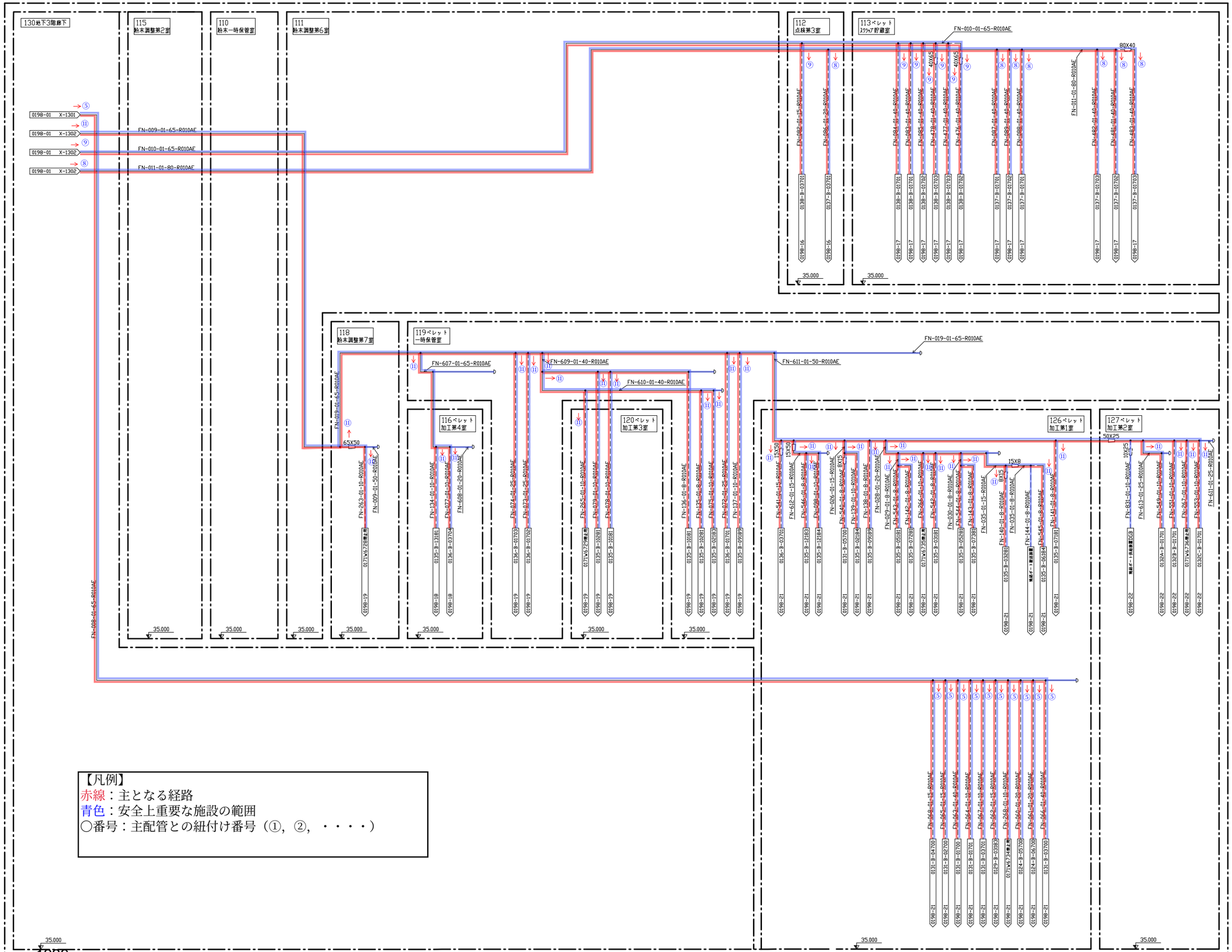

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）　防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(3/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-003
改訂	10

注　記

※1：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

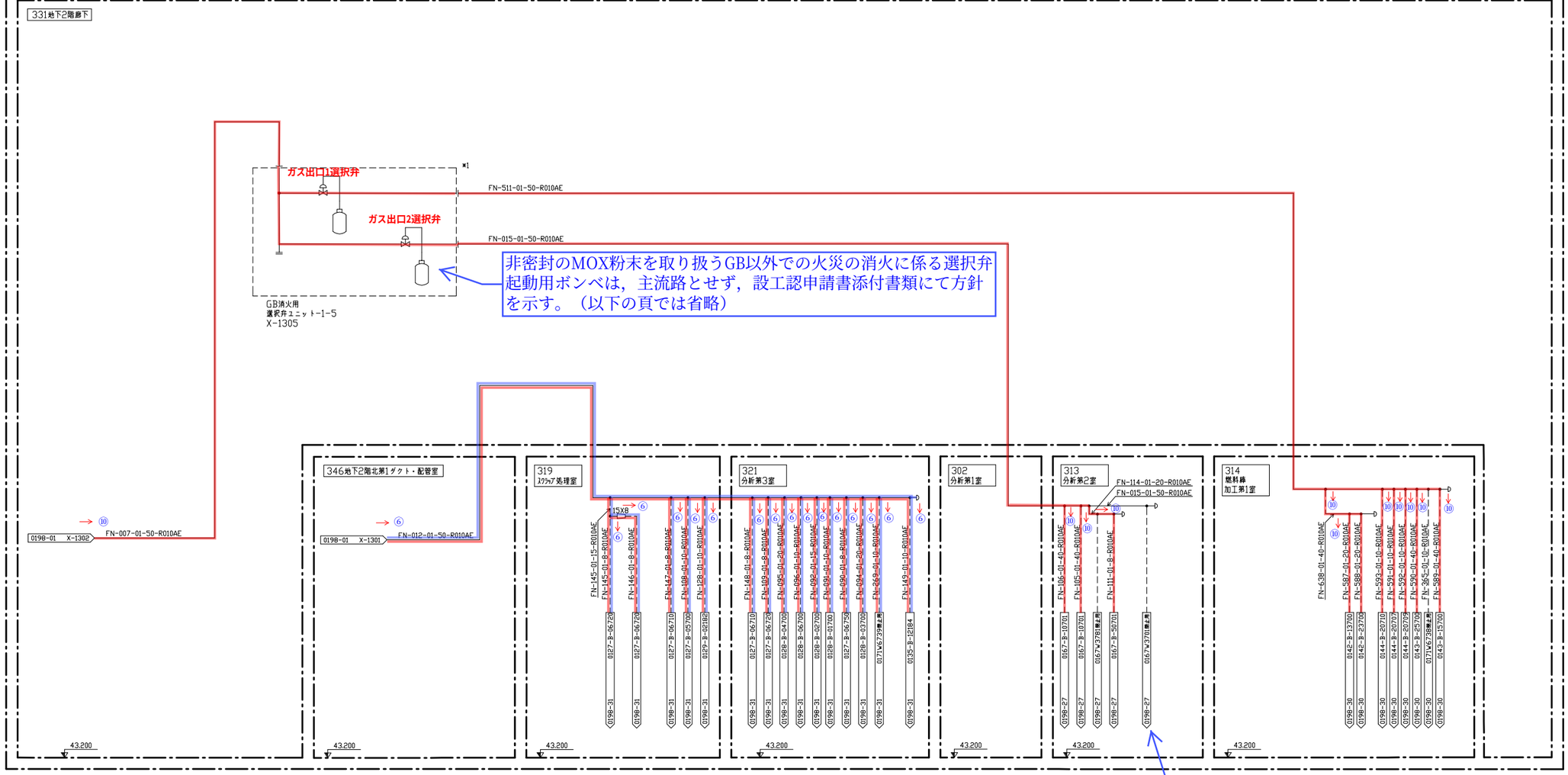

非密封のMOX粉末を取り扱うGB以外での火災の消火に係る選択弁起動用ボンベは，主流路とせず，設工認申請書添付書類にて方針を示す。（以下の頁では省略）

非密封のMOX粉末を取り扱うGB以外のGB火災（非安重のGBの区域への消火用）等に係るピストンダンパ閉止用の計装ラインについては，主流路とはせず，設工認申請書添付書類にて基本設計方針を記載する。（以下の頁では省略）

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）　防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(4/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-004
改訂	12

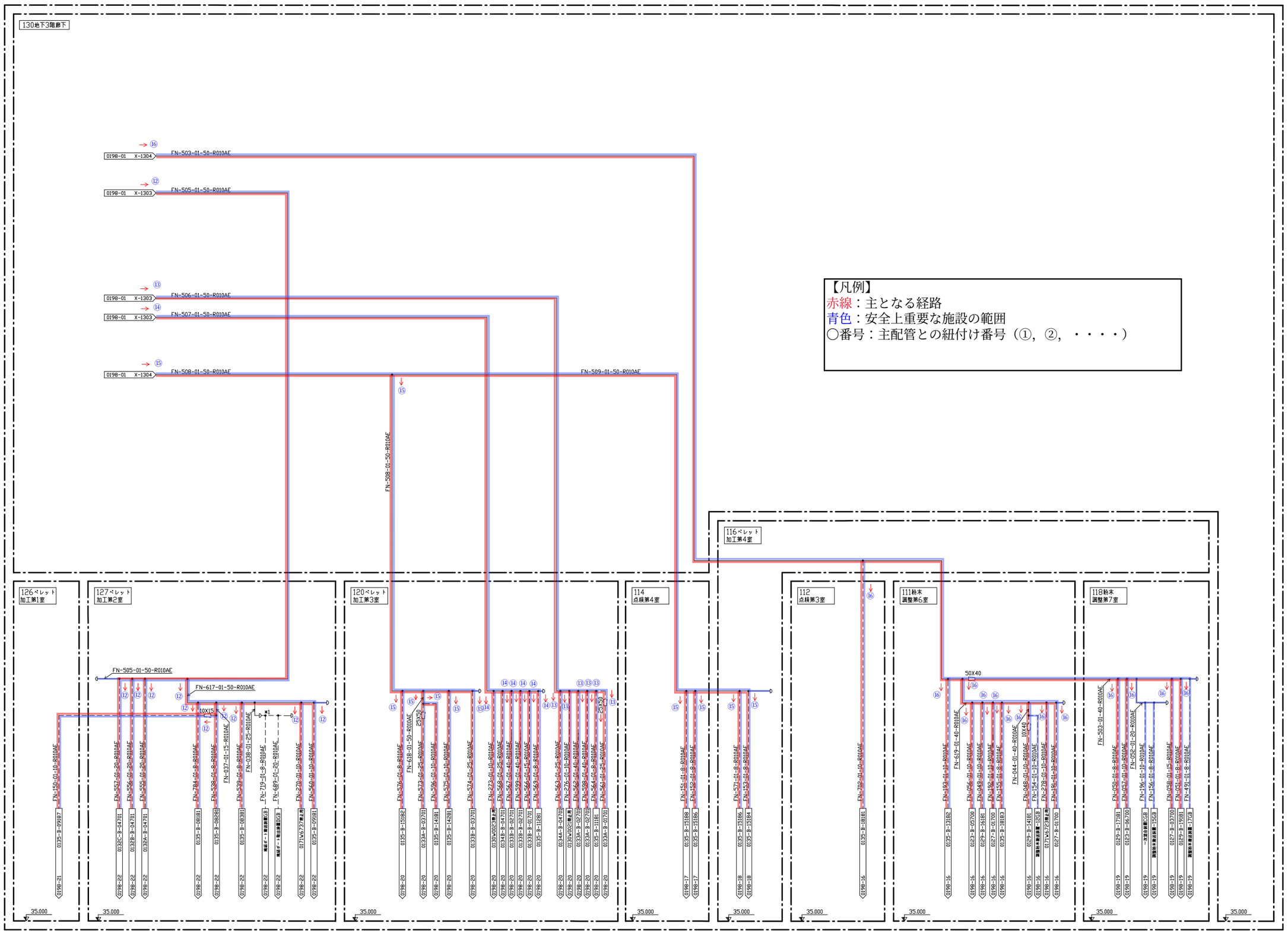

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

注 記
※1：将来設置

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(5/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-005
改訂	13

1231

注 記

※1：放出完了信号用

※2：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

※3：起動用ガス配管等の導圧配管
（＊＊本）は貯蔵容器開放本数を示す。

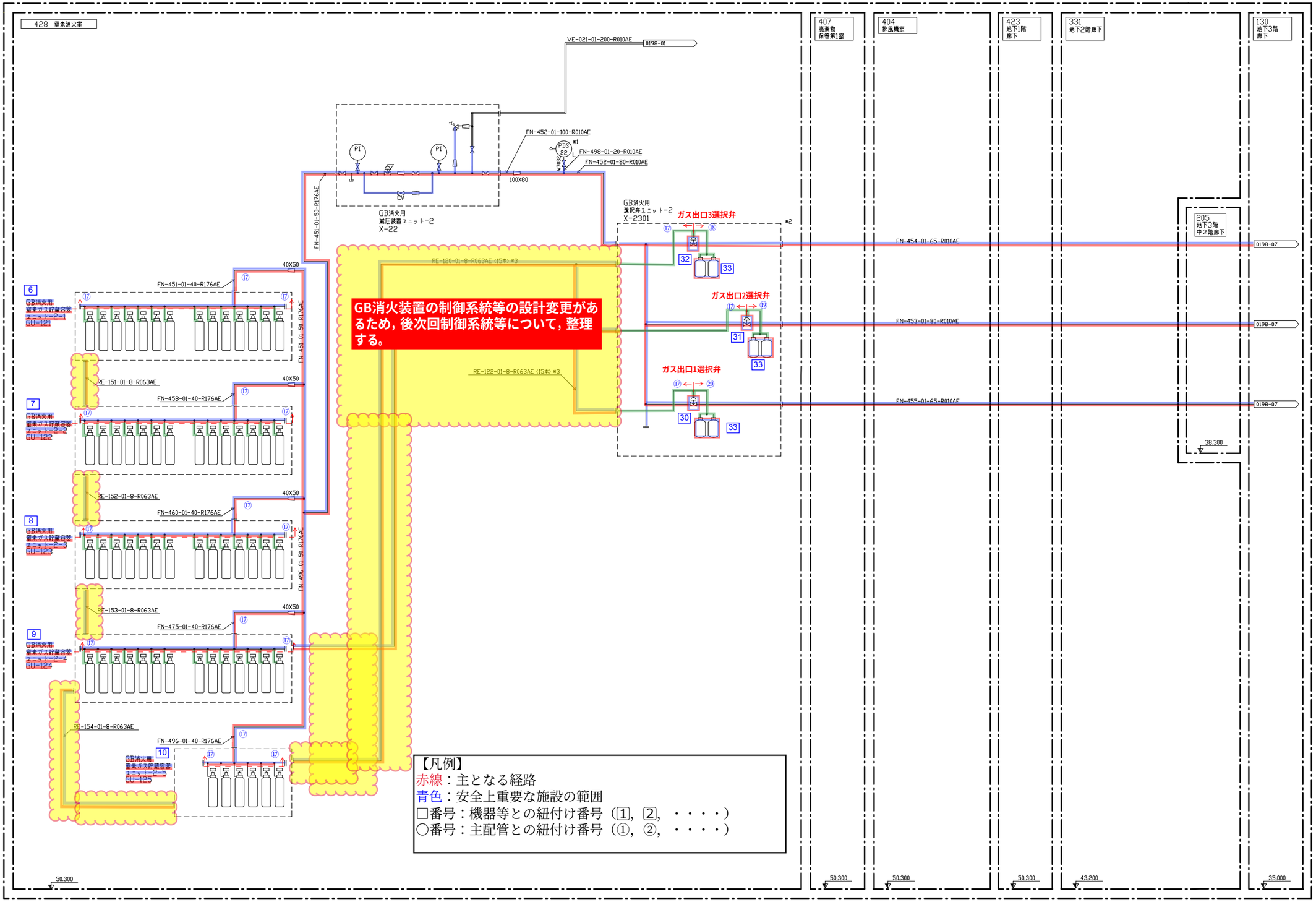

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(6/31)
客先図面番号 PM-0198-4421-006	改訂 13

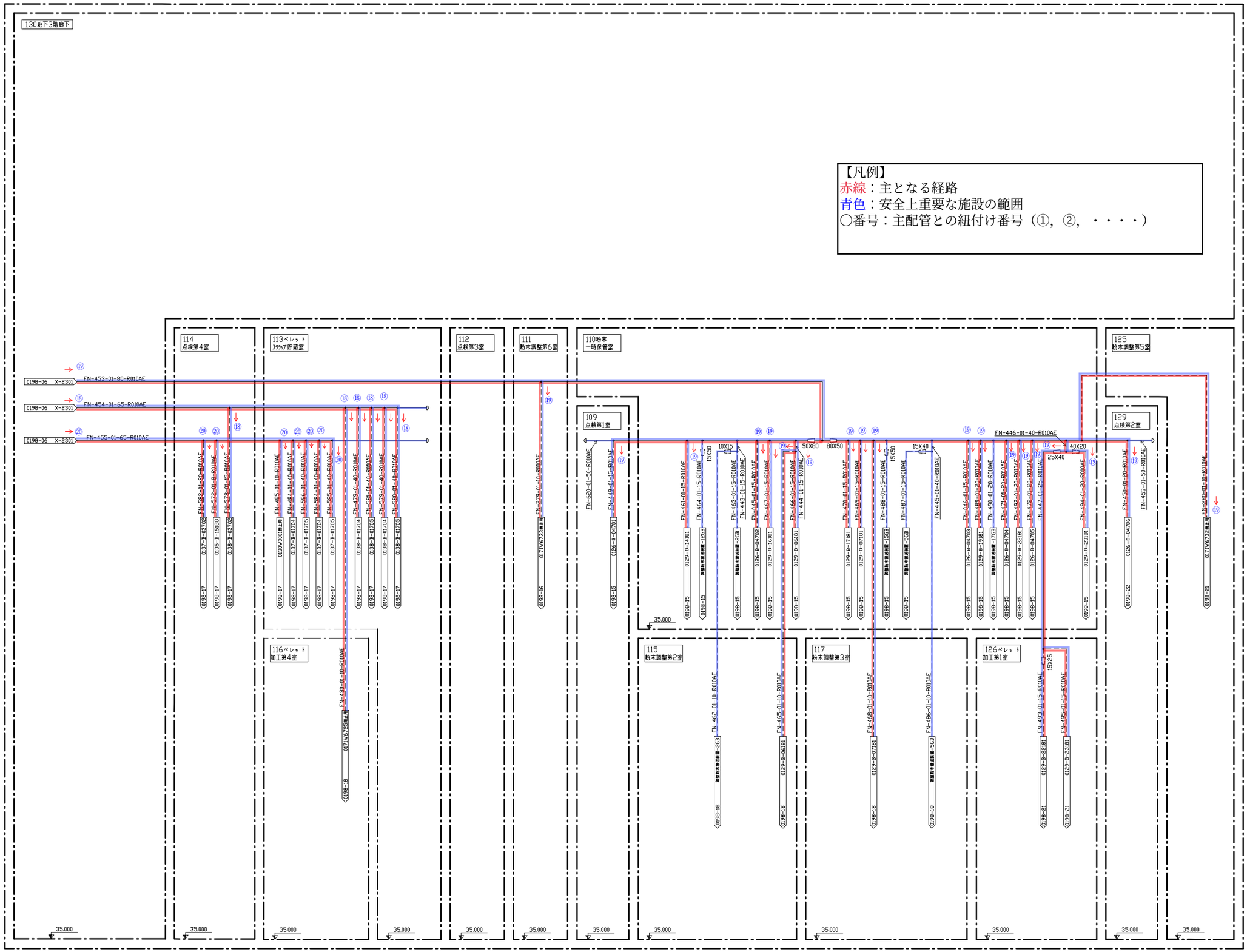

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(7/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-007 改訂 10

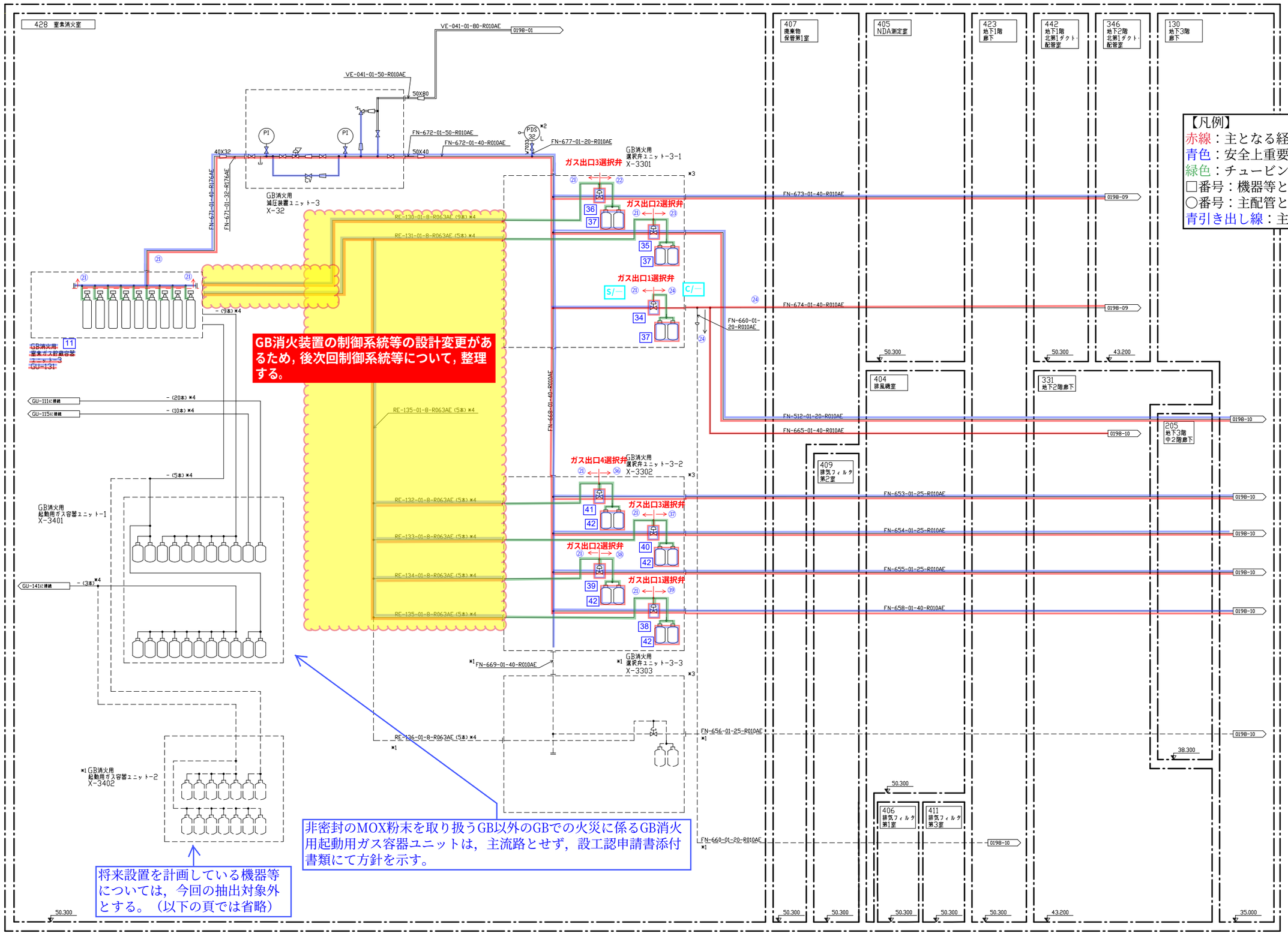

注 記

※1：将来設置
※2：放出完了信号用
※3：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。
※4：起動用ガス配管等の導圧配管
（＊＊本）は貯蔵容器開放本数を示す。

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）
青引き出し線：主流路としない考え方の補足

GB消火装置の制御系統等の設計変更があるため，後次回制御系統等について，整理する。

非密封のMOX粉末を取り扱うGB以外のGBでの火災に係るGB消火用起動用ガス容器ユニットは，主流路とせず，設工認申請書添付書類にて方針を示す。

将来設置を計画している機器等については，今回の抽出対象外とする。（以下の頁では省略）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備（GB消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）（8/31）
宮先図面番号	PM-0198-4421-008
改訂	15

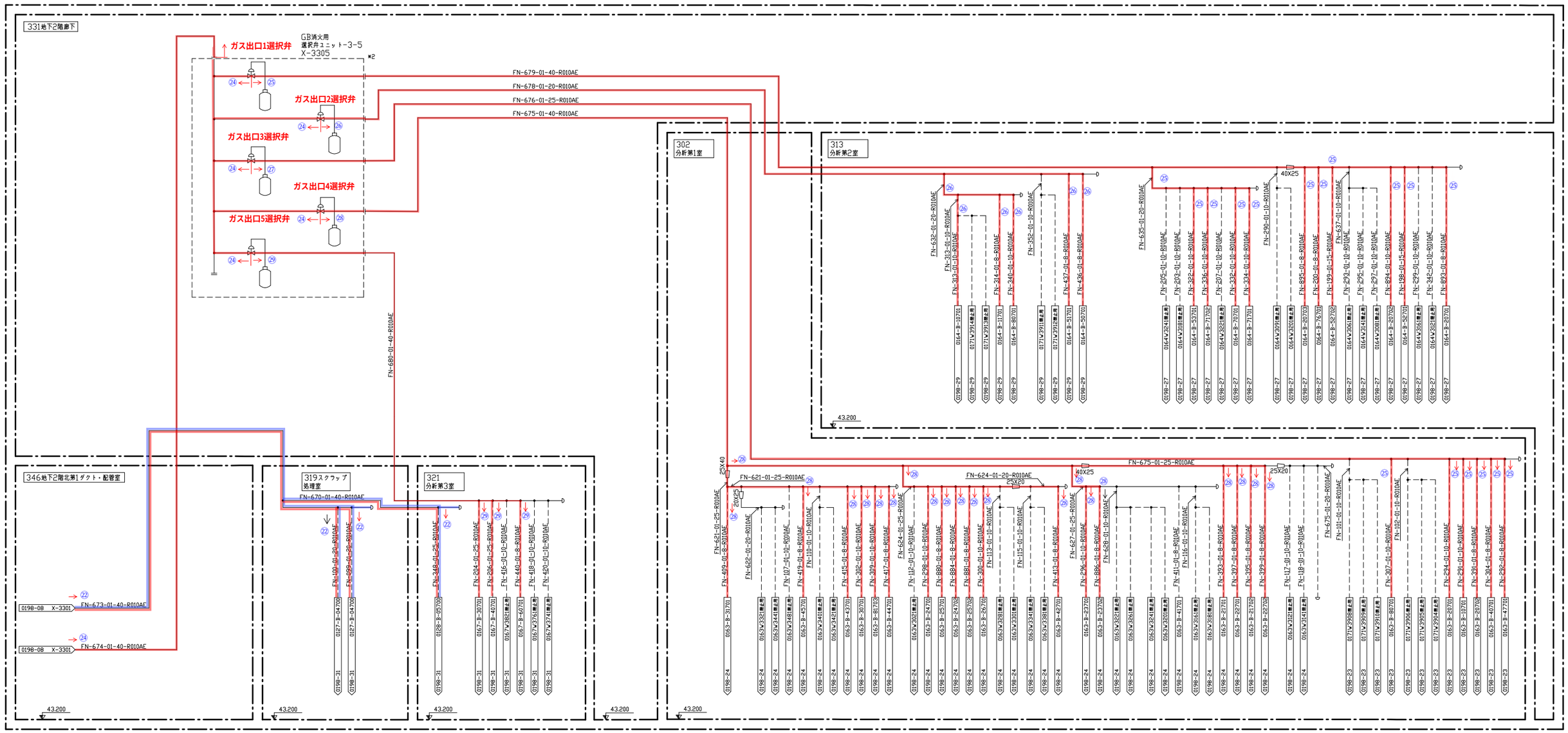

注 記

※1：将来設置

※2：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

【凡例】

赤線：主となる経路

青色：安全上重要な施設の範囲

□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）

○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(9/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-009 改訂 12

1235

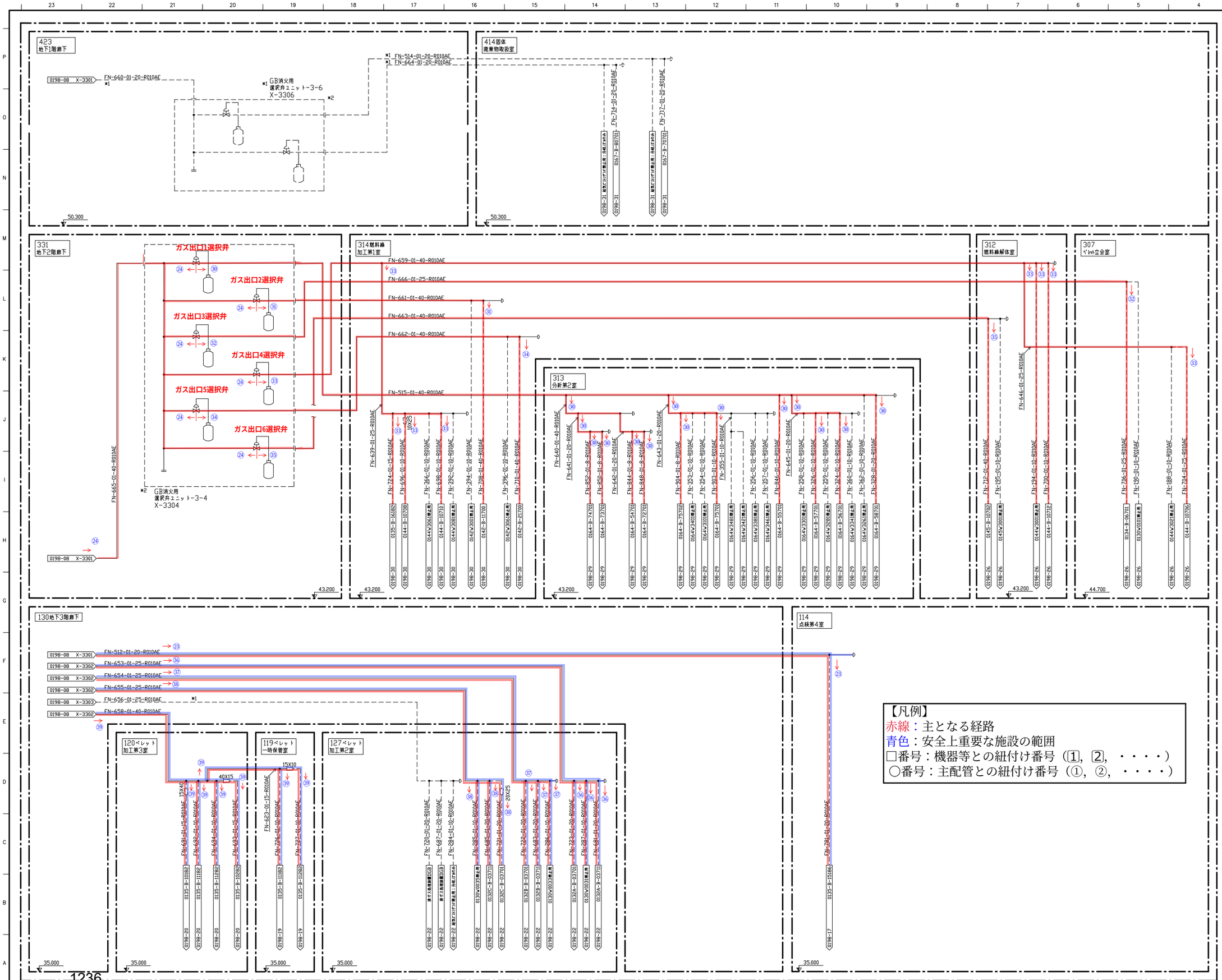

注 記

※1 将来設置
※2：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(10/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-010
改訂	13

注　記

※1：将来設置
※2：放出完了信号用
※3：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。
※4：起動用ガス配管等の導圧配管
（＊＊本）は貯蔵容器開放本数を示す。

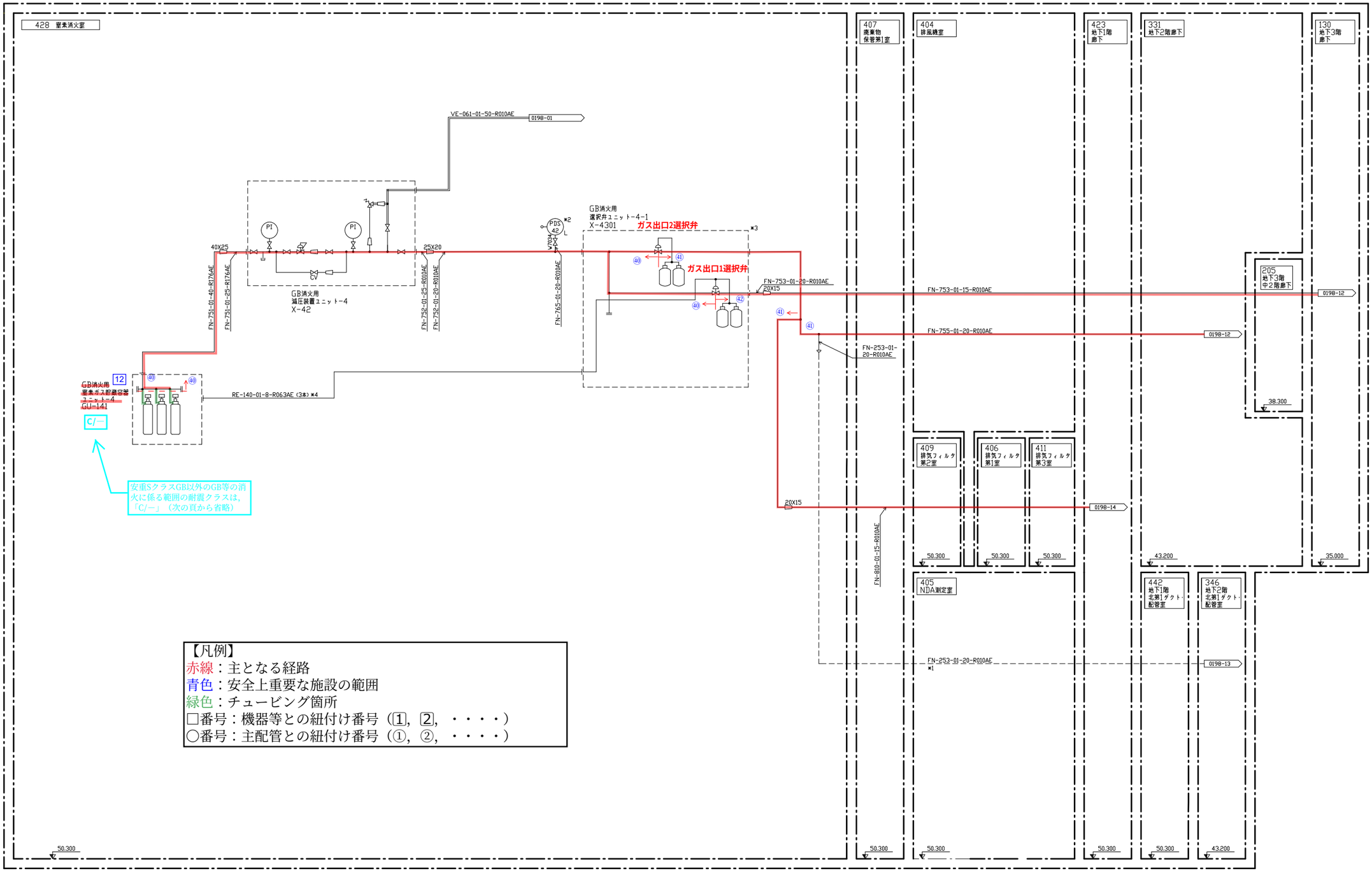

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
緑色：チュービング箇所
□番号：機器等との紐付け番号（1，2，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）　防消火設備（GB消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）（11/31）		
客先図面番号	PM-0198-4421-011	改訂	14

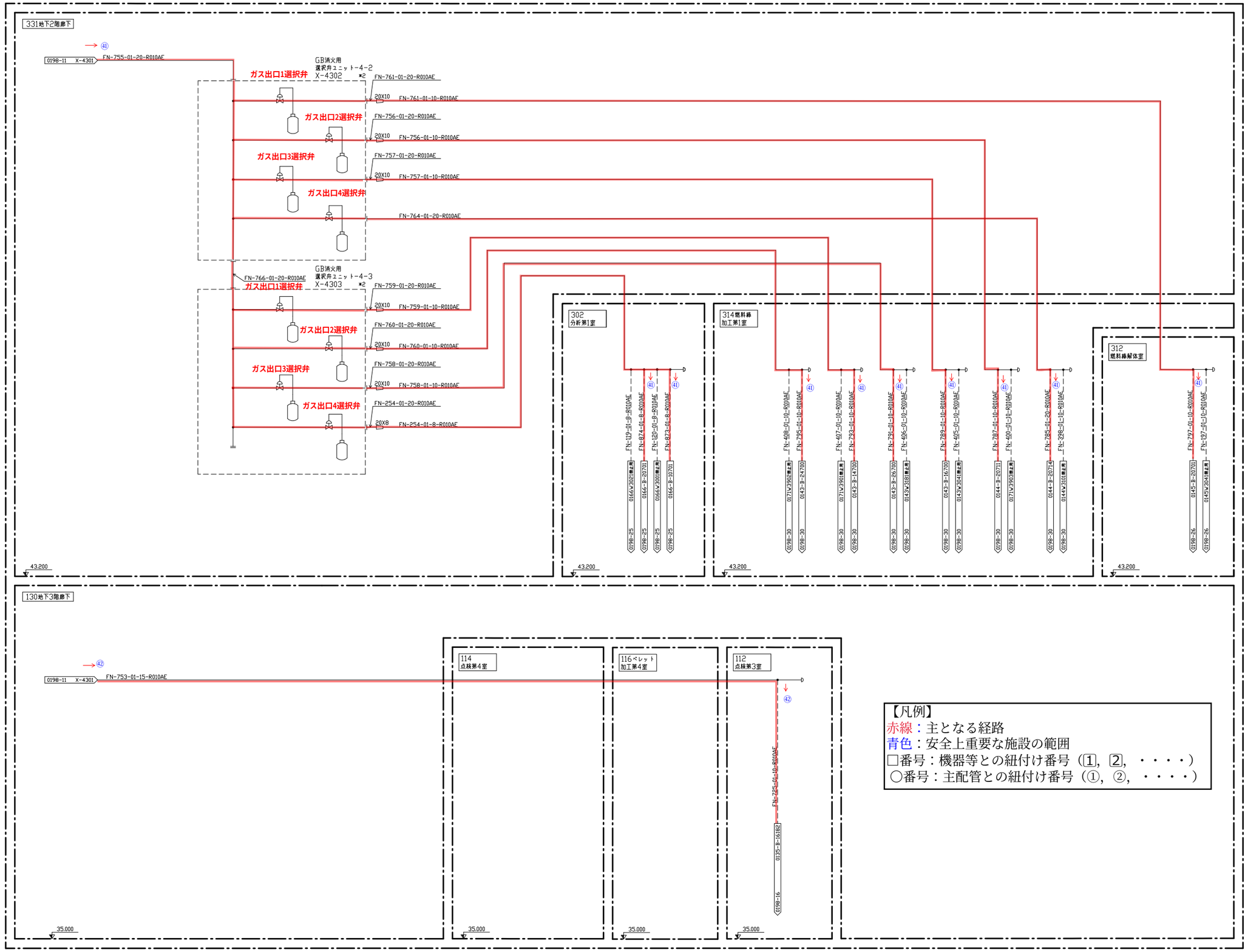

注 記

※1 将来設置
※2：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(12/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-012 改訂 13

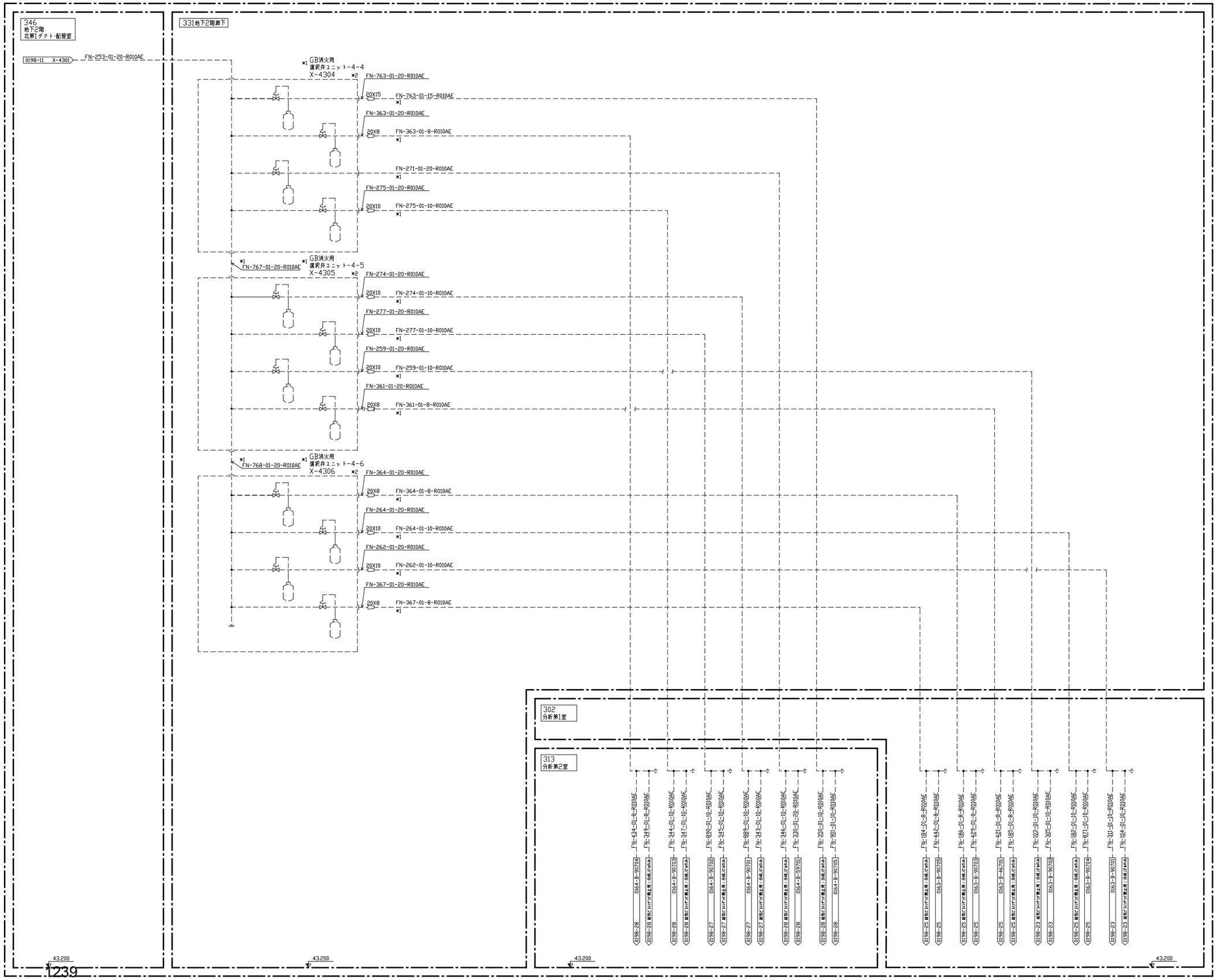

注 記

※1 将来設置
※2：選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q） 防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(13/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-013
改訂	11

注　記

※1 選択弁後流に放出信号用圧力スイッチあり。

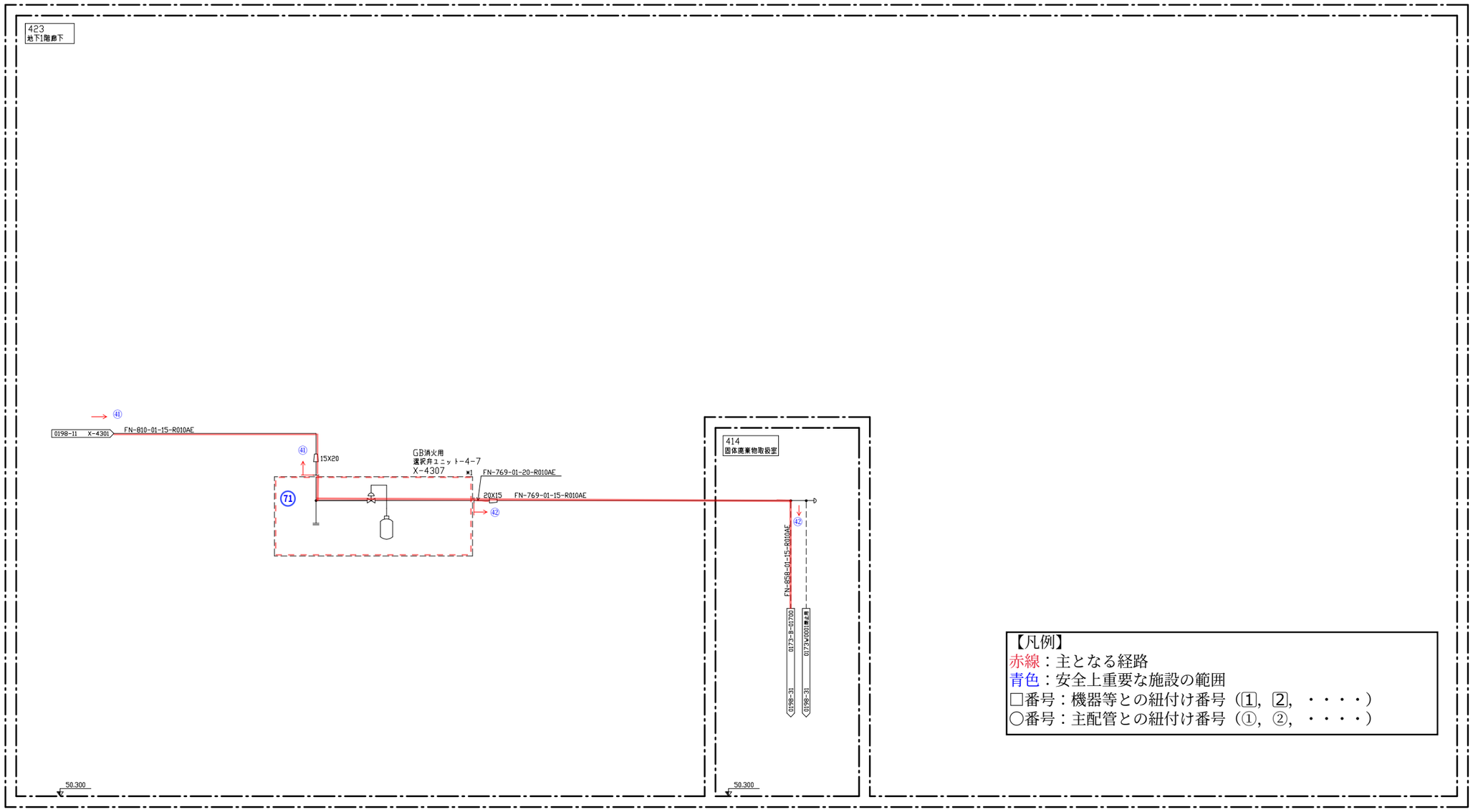

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
□番号：機器等との紐付け番号（1, 2, ・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号（①, ②, ・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）　防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(14/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-014　改訂　8

1240

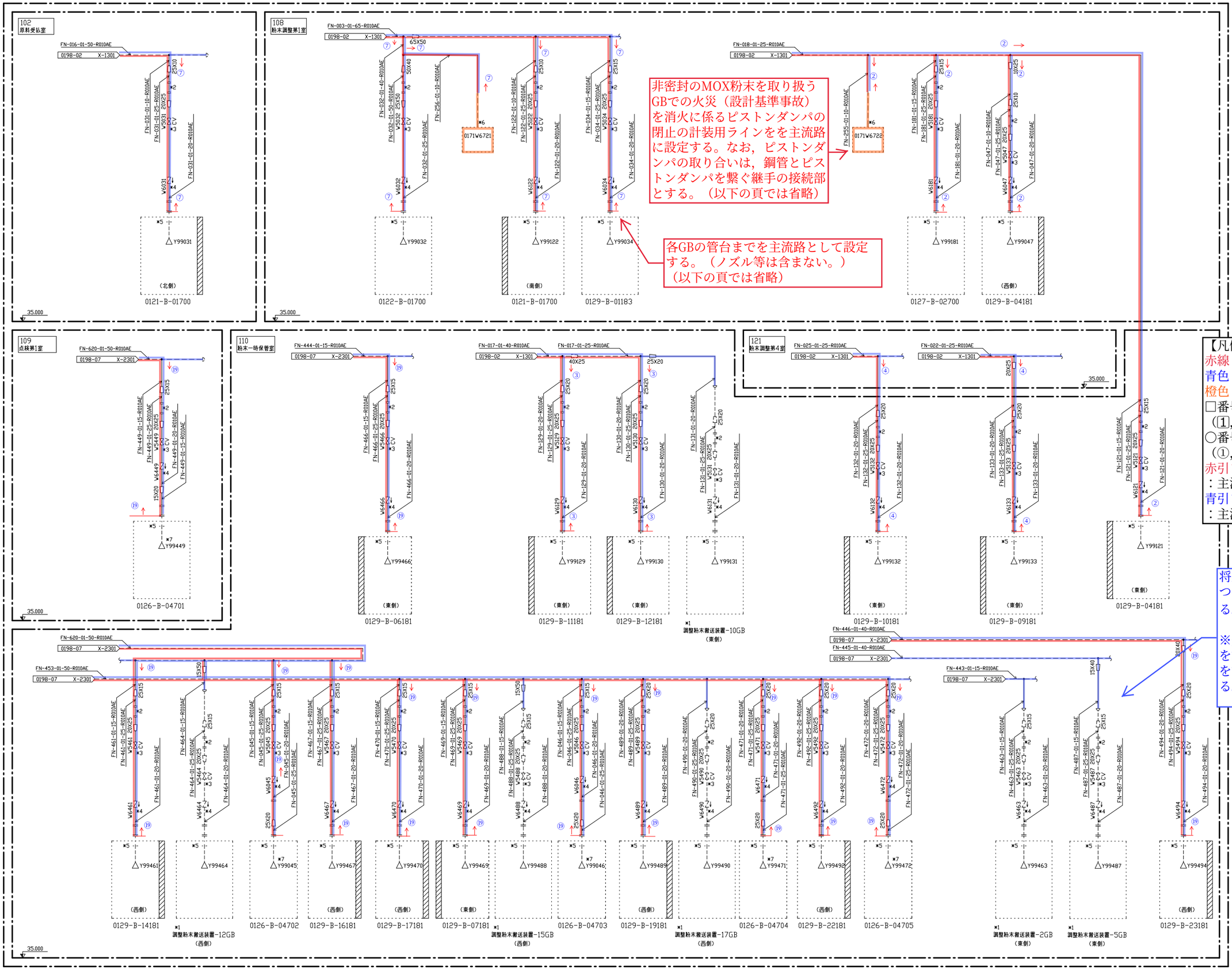

注　記

※1 将来設置

※2 下記の流量計は試運転時のみ取り付け。通常時は短管を接続する。また、流量計の入口側に取合口径の10d以上、出口側に5d以上の直管部を設けること。

※3 当該流量調整弁及び前後のレジューサ（ある場合）は、流量計出口の必要直管長さを確保できる範囲で可能な限り流量計近傍に設置すること。

※4 当該逆止弁及び入口のレジューサ（ある場合）は、可能な限りGB近傍に設置すること。

※5 GB給気口の近傍に設置する。

※6 ピストンダンパ用導圧配管。
実線：SUS管（分岐部～PD近傍の末端部まで）
破線：鋼管（PD近傍の末端部～PD取り合い部まで）

※7 20Aの噴射ヘッドを設置する。

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
橙色：火災防護設備　ピストンダンパ
□番号：機器等との紐付け番号
（⑪，⑫，・・・・）
○番号：主配管との紐付け番号
（①，②，・・・・）
赤引き出し線
：主流路とする考え方の補足
青引き出し線
：主流路としない考え方の補足

将来設置を計画している機器等については，今回の抽出対象外とする。（以下の頁では省略）

※矢羽根でグローブボックス名称を記載しているラインは将来増設を計画している機器を示している。

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）　防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(15/31)
客先図面番号	PM-0198-4421-015　改訂 13

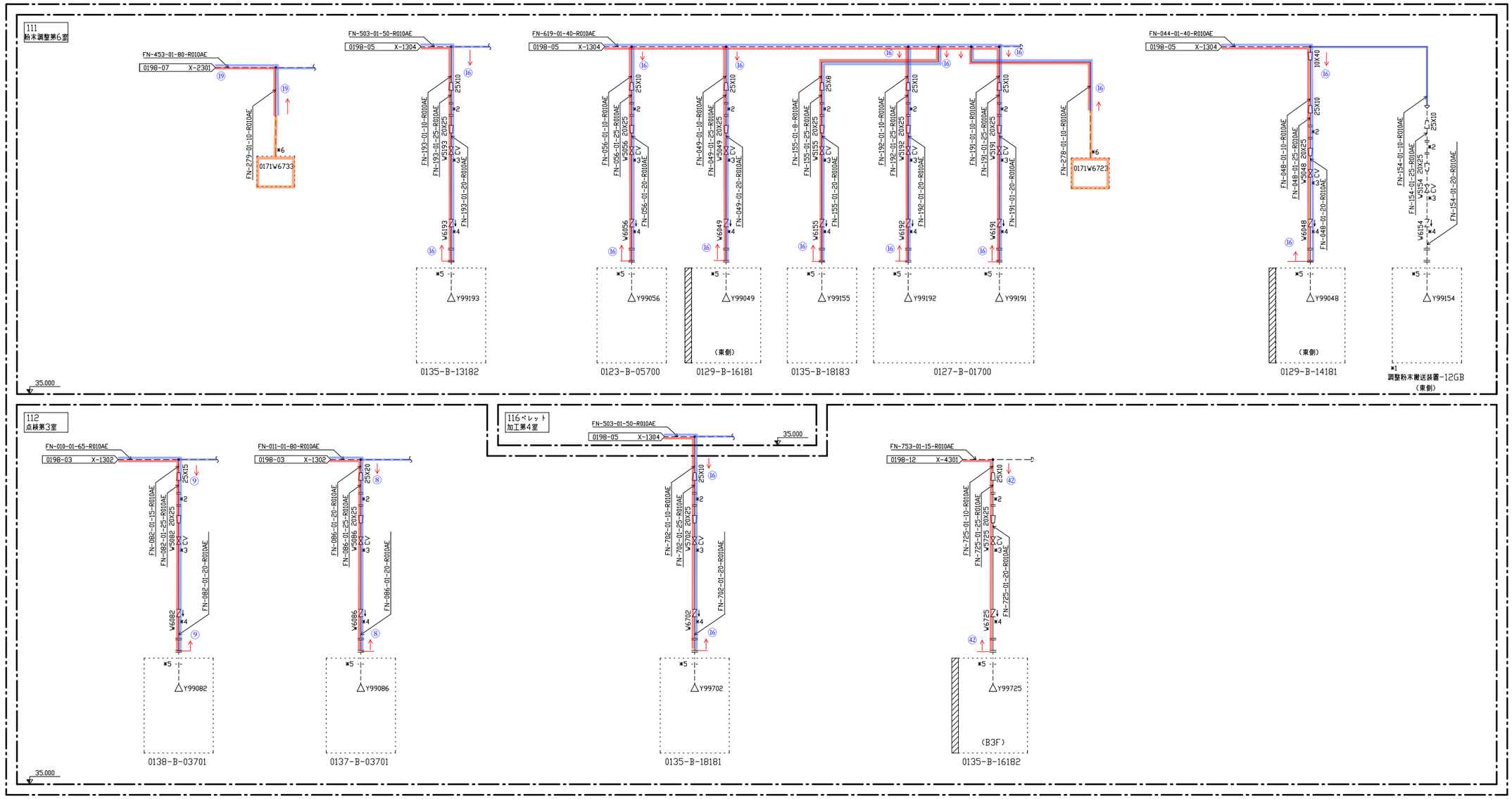

注 記

※1 将来設置

※2 下記の流量計は試運転時のみ取り付け。通常時は短管を接続する。また、流量計の入口側に取合口径の10d以上、出口側に5d以上の直管部を設けること。

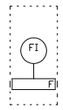

※3 当該流量調整弁及び前後のレジューサ（ある場合）は、流量計出口の必要直管長さを確保できる範囲で可能な限り流量計近傍に設置すること。

※4 当該逆止弁及び入口のレジューサ（ある場合）は、可能な限りGB近傍に設置すること。

※5 GB給気口の近傍に設置する。

※6 ピストンダンパ用導圧配管。
実線：SUS管（分岐部～PD近傍の末端部まで）
破線：銅管（PD近傍の末端部～PD取り合い部まで）

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
橙色：火災防護設備　ピストンダンパ
〇番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）　防消火設備（GB消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）（16/31）
客先図面番号	PM-0198-4421-016　改II　10

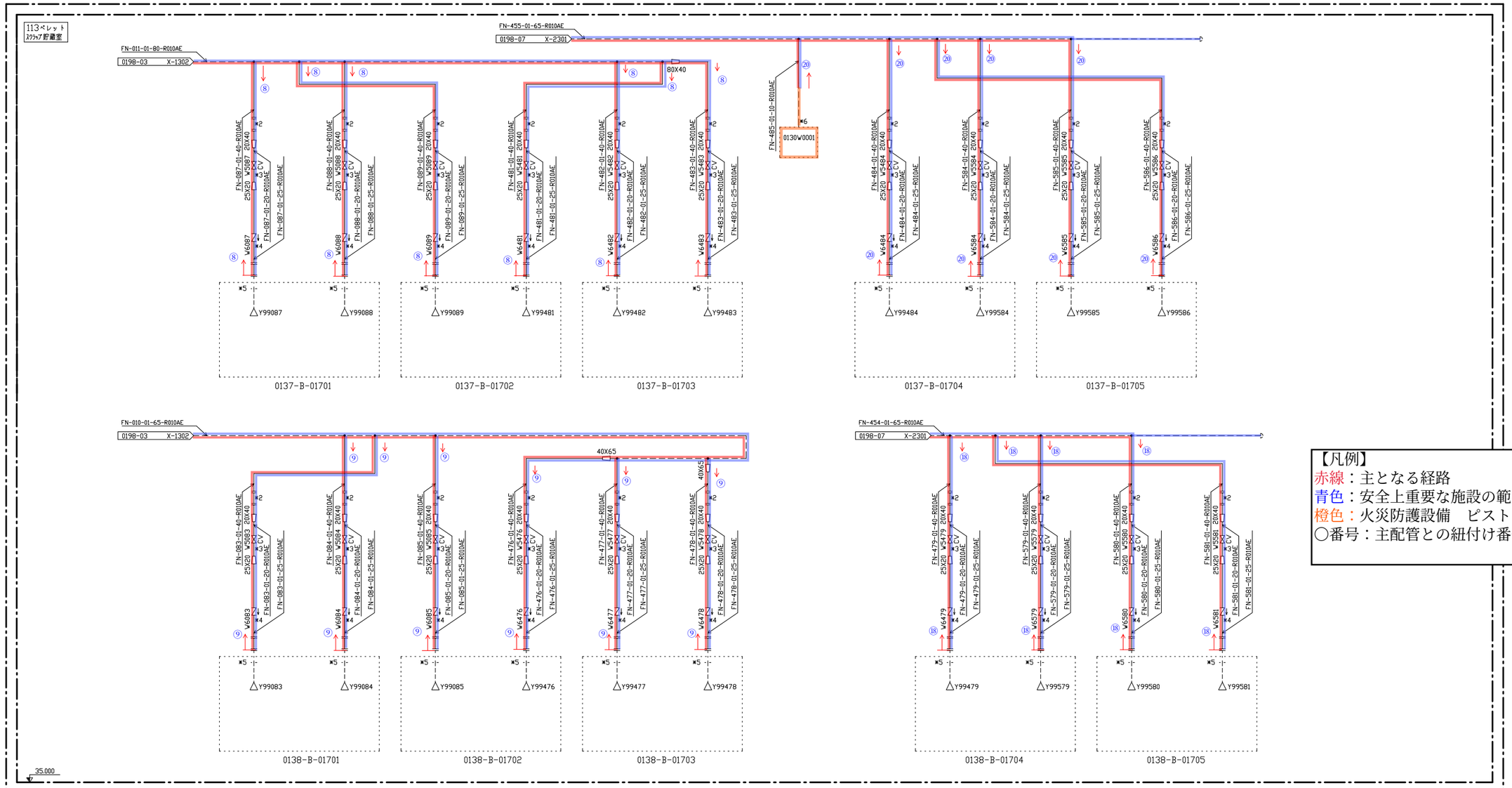

注 記

※1 将来設置

※2 下記の流量計は試運転時のみ取り付け。通常時は短管を接続する。また、流量計の入口側に取合口径の10d以上、出口側に5d以上の直管部を設けること。

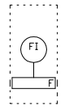

※3 当該流量調整弁及び前後のレジューサ（ある場合）は、流量計出口の必要直管長さを確保できる範囲で可能な限り流量計近傍に設置すること。

※4 当該逆止弁及び入口のレジューサ（ある場合）は、可能な限りGB近傍に設置すること。

※5 GB給気口の近傍に設置する。

※6 ピストンダンパ用導圧配管。
実線：SUS管（分岐部～PD近傍の末端部まで）
破線：鋼管（PD近傍の末端部～PD取り合い部まで）

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
橙色：火災防護設備　ピストンダンパ
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

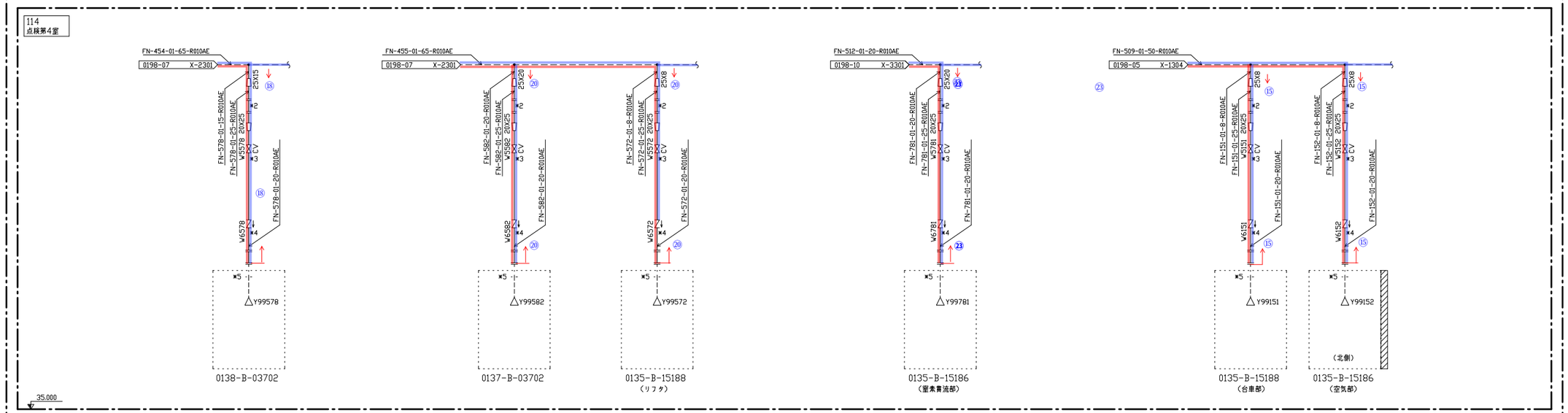

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）　防消火設備（GB消火装置） エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）（17/31）		
客先図面番号	PM-0198-4421-017	改訂	10

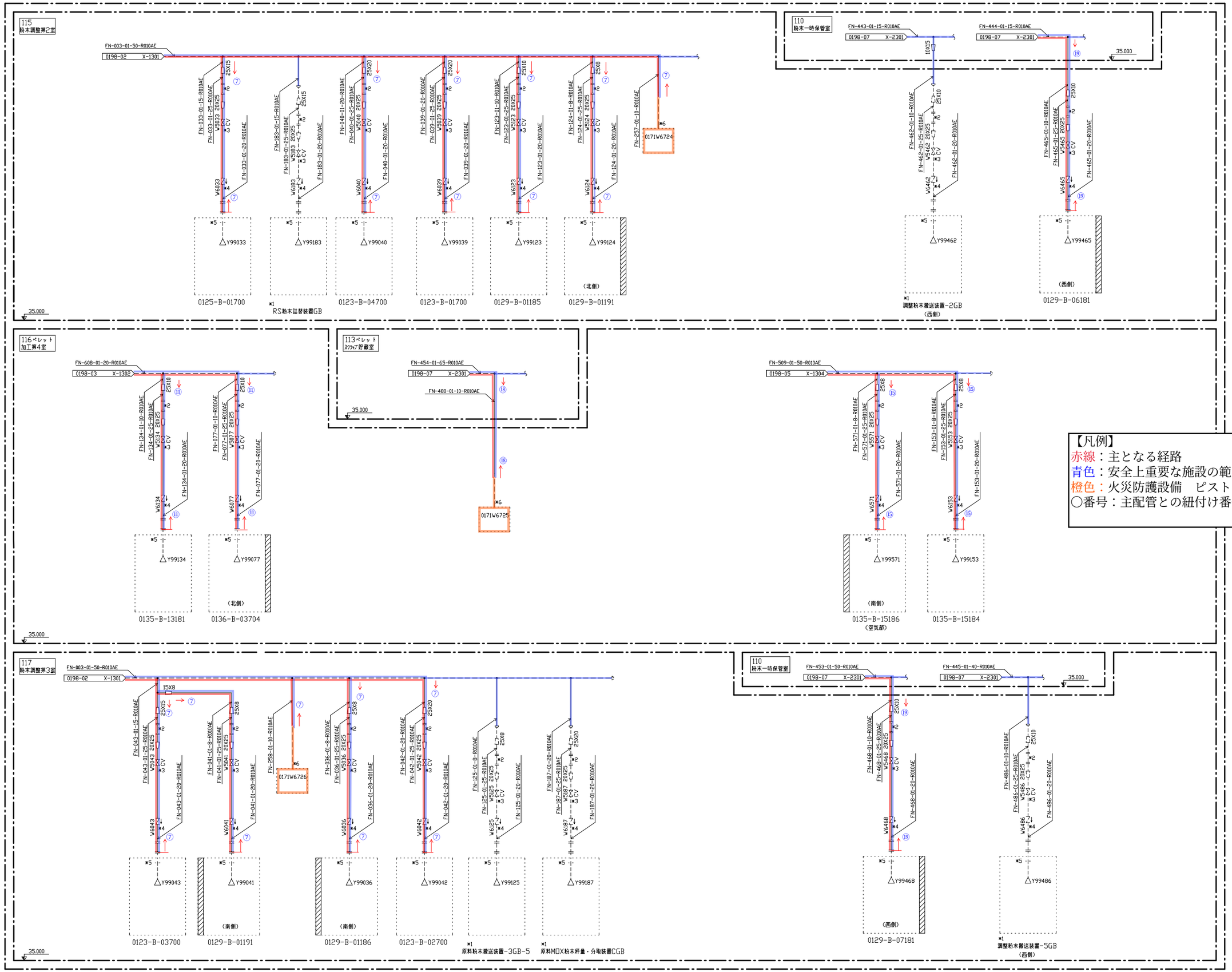

注 記

※1 将来設置

※2 下記の流量計は試運転時のみ取り付け。通常時は
10d以上、出口側に5d以上の直管部を設けること。
短管を接続する。また、流量計の入口側に取合口径の

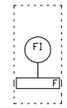

※3 当該流量調整弁及び前後のレジューサ（ある場合）は、
流量計出口の必要直管長さを確保できる範囲で
可能な限り流量計近傍に設置すること。

※4 当該逆止弁及び入口のレジューサ（ある場合）は、
可能な限りGB近傍に設置すること。

※5 GB給気口の近傍に設置する。

※6 ピストンダンパ用導圧配管。
実線：SUS管（分岐部～PD近傍の末端部まで）
破線：銅管（PD近傍の末端部～PD取り合い部まで）

【凡例】
赤線：主となる経路
青色：安全上重要な施設の範囲
橙色：火災防護設備　ピストンダンパ
○番号：主配管との紐付け番号（①，②，・・・・）

図書名称	燃料加工建屋（PA） ユーティリティ設備（Q）　防消火設備(GB消火装置) エンジニアリングフロー図 工程：0198（GB）(18/31)		
客先図面番号	PM-0198-4421-018	改訂	10